

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月17日
【事業年度】	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
【会社名】	ソシエテ・ジェネラル (Société Générale)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 フレデリック・ウデア (Frédéric OUDEA : Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】	フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29 (29, boulevard Haussmann 75009, Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 新 木 伸 一
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 新 木 伸 一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

頭字語表

頭字語	定義	用語解説
ABS	資産担保証券	証券化を参照のこと。
CDS	クレジット デフォルト スワップ	証券化を参照のこと。
CDO	債務担保証券	証券化を参照のこと。
CLO	ローン担保証券	証券化を参照のこと。
CMBS	商業用不動産担保証券	証券化を参照のこと。
CRD	資本要求指令	
CVaR	信用バリュエ アット リスク	
EAD	デフォルト時エクスポージャー	
EL	期待損失	
ESG	環境、社会およびガバナンス	
G-SIB	グローバルなシステム上重要な銀行	SIFIを参照のこと。
LCR	流動性カバレッジ比率	
LGD	デフォルト時損失率	
NSFR	安定調達比率	
PD	デフォルト確率	
RMBS	住宅ローン担保証券	証券化を参照のこと。
RWA	リスク加重資産	
SVaR	ストレス バリュエ アット リスク	
VaR	バリュエ アット リスク	

資産担保証券（ABS）

バーゼル1（合意）

証券化を参照のこと。

銀行の資本に対する国際的な最低値および基準値を設定することにより、国際的な銀行システムの自己資本および安定性を確保することを目的として、1988年にバーゼル委員会によって設定された健全性の枠組をいう。特に、最低自己資本比率（銀行により引き受けられた総リスクの割合を示す。）を8%として定めている。（出典：フランス銀行用語集（*Documents et Débats*）、第4号、2012年5月）

バーゼル2（合意）

銀行のリスクをより精緻に評価し、限定するために使用される健全性の枠組をいう。かかる枠組は、銀行の信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル リスクに焦点をあてている。（出典：フランス銀行用語集（*Documents et Débats*）、第4号、2012年5月）

バーゼル3（合意）	銀行の必要資本の質および量を向上させることによってバーゼル2合意を補完する、銀行の健全性基準の修正をいう。また、かかる合意は流動性リスク管理（量的比率）の観点から最低要件を実施し、金融システムのプロシクリカリティを制限するための方法（景気循環に従って変化する資本バッファ）を定義し、システム上重要な銀行に関する要件を強化している。（出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）バーゼル3合意は、欧州で2014年1月1日より施行された指令2013/36/EU（CRD4）および規則第575/2013号（CRR）の下で実施されている。
債券	債券とは貸付の一部をいい、取引可能である有価証券の形で発行され、（所定の発行において）額面金額に応じて発行体に対する債権を付与する（発行体は法人、公共部門の事業体または政府である。）。
資金生成単位（CGU）	会計基準のIAS第36号に従い、その他の資産または資産のグループから生み出されるキャッシュインフローからは概ね独立したキャッシュインフローを生み出す識別可能な最小の資産のグループをいう。「IFRSの基準に従い、企業は資金生成単位（CGU）が構成する最大値を決定しなければならない。これらのCGUは、業務の観点において概ね独立していなければならない。企業はこれらのCGUのそれぞれに対して資産を割り当てなければならない。減損テストは、定期的に（価値が下がったと考える十分な理由がある場合）または毎年（のれんを含む場合）、CGUレベルで実施されなければならない。」（出典：Les Echos.fr, quoting Vernimmen）
担保	借入人が支払義務を履行できない場合に貸付金の返済の担保として使用される、譲渡可能な資産または保証をいう。 （出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）
債務担保証券（CDO）	証券化を参照のこと。
ローン担保証券（CLO）	証券化を参照のこと。
商業用不動産担保証券（CMBS）	証券化を参照のこと。
普通株式等Tier1資本	株式資本ならびに関連する資本剰余金および準備金を含み、健全性に関する控除が少ない資本をいう。

普通株式等Tier 1 比率	CRD 4／CRR規制に従って測定される、普通株式等Tier 1 資本とリスク加重資産の比率をいう。普通株式等Tier 1 資本は、従前のCRD 3 指令（バーゼル 2）と比較するとより厳しい定義である。
包括的リスク測定（CRM）	追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）に加えて、特定の価格リスク（スプレッド、相関、回収等）の主要因となる、信用活動に相関のあるポートフォリオのキャピタルチャージをいう。CRMは、99.9%のリスク要因であり、0.1%の確率で生じる最悪な事態を排除した後の最も高いリスクである。
コアTier 1 比率	バーゼル 2 規制およびその変更であるバーゼル2.5に従って測定される、コアTier 1 資本とリスク加重資産の比率をいう。
経費率	当行の営業費用を賄うために充てられている銀行業務純利益（NBI）の割合を示す比率をいう。かかる比率は、管理手数料をNBIで除すことにより算出される。
ベースス ポイント表示のリスク費用	ベースス ポイント表示のリスク費用は、期首における商業的純リスク費用と貸出残高の比率を使用することにより算出される。 純リスク費用は、バランスシートおよびオフバランスシート上のエクスポージャーのために計算されたリスク費用に対応する。すなわち、減価償却および（使用の有無にかかわらず）戻入額＋回収不能な債権に関する損失－償却済債権の回収金により算出される。訴訟引当金および訴訟引当金の戻入額は、当該計算式からは除外される。
CRD 3	特に市場リスク（トレーディング勘定における資産（トランシェ資産および非トランシェ資産）の債務不履行リスクまたは格付変動リスクの組み込みの改善およびバリュアット リスク（定義を参照のこと。）のプロシクリカリティの軽減）の観点で知られている規制であるバーゼル 2 および2.5を組み込む資本要件についての欧州指令をいう。
CRD 4／CRR（資本要件規制）	バーゼル 3 を欧州において法制化する規制の集成を構成する指令2013／36／EU（CRD 4） および規則第575／2013号（CRR）をいう。したがって、これらは、自己資本比率、大口エクスポージャー、レバレッジ比率および流動性比率に関する欧州規則を定義しており、欧州銀行監督機構（EBA）の技術基準により補完されている。

信用リスクおよびカウンターパーティ リスク	当グループの顧客、発行体またはその他のカウンターパーティが財政的責任を果たせなくなることから生じる損失リスクをいう。信用リスクには、市場取引および証券化業務に関連するカウンターパーティ リスクが含まれる。
クレジット デフォルト スワップ (CDS)	信用リスクに対する双務的金融契約の形での保険メカニズムをいう。プロテクションの購入者が売却者に対して定期的に保証料を支払う代わりに、クレジット イベント（破産、支払不履行、支払猶予および人員削減）が発生した場合に、売却者が購入者に対して参照資産（国債、金融債または社債）に係る損失負担を保証する。（出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）
信用バリュー アット リスク (CVaR)	想定される最悪の事態の上位1%を排除した上で発生しうる、個別のカウンターパーティのリスク限度額を設定するために使用する最大損失をいう。
デリバティブ	金融原資産（株式、債券、通貨等）または非金融原資産（農業またはその他のコモディティ等）の価値に基づき価値が変化する金融資産または金融契約をいう。状況に応じて、価値の変化にレバレッジの影響が伴う場合もある。デリバティブは、証券（ワラント、証書、EMTNプログラムに基づくストラクチャード債等）または契約（先物取引、オプション取引、スワップ取引等）の形をとることがある。上場デリバティブ契約は先物と呼ばれる。
回収懸念貸出金のカバレッジ比率	ポートフォリオの引当金および減価償却と回収懸念残高（顧客貸出金および債権、金融機関に対する貸出金および債権、ファイナンス リースおよびペーシック リース）の比率をいう。
期待損失 (EL)	取引構造の質および担保等のリスク軽減のためのあらゆる方策を勘案した上で発生する損失をいう。
デフォルト時エクスポージャー (EAD)	債務不履行が生じた場合のエクスポージャー、すなわち、カウンターパーティの債務不履行が生じた場合に金融機関が被るエクスポージャーをいう。EADは、バランスシート上およびオフバランスシート上の両方のエクスポージャーを含む。オフバランスシート上のエクスポージャーは、内部または規制上の換算率（予想ドローダウン）を用いてバランスシートにおける同等物に転換される。

公正価値	通常の市場状況下において、情報を得て同意した当事者間で、資産が交換されるまたは負債が決済される場合の金額をいう。
回収懸念残高総額の比率	回収懸念残高と帳簿貸出残高総額（顧客貸出金および債権、信用機関に対する貸出金および債権、ファイナンスリースならびにベーシック リース）の比率をいう。
ヘアカット	ストレス（カウンターパーティまたは市場ストレス リスク）下での証券の価値を反映することを目的とした、有価証券の市場価値の減少の割合をいう。減少の範囲は知覚リスクを反映している。
減損	資産に対する期待損失の計上をいう。（出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）
追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）	トレーディング勘定における負債性証券（債券およびCDS）の1年間の対象期間内における格付変動リスクおよび発行体の債務不履行リスクにより発生した資本コストをいう。IRCは、99.9%のリスク要因、すなわち、0.1%の確率で生じる最悪の事態を排除した後の最も高いリスクである。
保険リスク	保険リスクは、資産／負債リスク管理（金利、評価、カウンターパーティおよび通貨リスク）の範囲を超える、引受リスク、死亡リスクならびにパンデミック、事故および災害（地震、ハリケーン、産業災害またはテロもしくは戦争行為等）を含む生命保険および損害保険事業に係る構造的リスクを含むものをいう。
内部適正資本評価プロセス（ICAAP）	バーゼル合意の第2の柱に概説されたプロセスをいう。ICAAPによって、当グループは、発生するすべてのリスクに対する自己資本の適切性を検証している。
投資適格	外部格付機関によって付与される長期格付けをいい、カウンターパーティまたは原資産の発行に対して、AAA／AaaからBBB-／Baa 3の範囲で付与される。BB+／Ba 1またはそれより低い格付けは、投機的格付商品であることを表す。
レバレッジ比率	レバレッジ比率は、銀行の貸借対照表の規模を制限する観点から定められた単比をいう。レバレッジ比率は、Tier 1資本を会計上のバランスシートおよびオフバランスシートと、特定の項目を再修正表示した後で比較する。CRRの適用に従い、新たなレバレッジ比率の定義の適用が開始された。

流動性	銀行に関しては、短期償還の債務をカバーする能力をいう。資産に関しては、本用語は資産を市場において即座に限定的な値引きで購入または売却できる見込みをいう。 (出典：フランス銀行用語集 (<i>Documents et Débats</i>)、第4号、2012年5月)
流動性カバレッジ比率 (LCR)	銀行の流動性リスク プロファイルの短期回復力の推進が意図されている比率をいう。LCRは、30日間のストレス期間、中央銀行の支援なしにインフローの純流出について要求された支払いを行うために、銀行に対し市場において容易に流動化できる無リスク資産を保持することを要求している。(出典：2010年12月バーゼル文書)
デフォルト時損失率 (LGD)	カウンターパーティのデフォルトに対するエクスポージャーにより被った損失と、デフォルト時におけるエクスポージャーの額の比率をいう。
市場リスク	市場パラメータの変動、それらのパラメータの不安定さおよび相関から生じる、金融商品の価値の減少リスクをいう。これらのパラメータには為替レートおよび金利、有価証券の価格(株式および債券)、コモディティ、デリバティブならびに不動産を含むその他の資産が含まれるが、これらに限定されない。
市場ストレス テスト	内部のVaRおよびSVaRモデルと並んで、市場リスクを査定することを目的として行われるものをいう。当グループは、例外的な市況を勘案し、26のヒストリカル シナリオおよび8つの仮想シナリオに基づく市場ストレス テストシミュレーションを使用してエクスポージャーの監視を行っている。
メザニン	エクイティとデットの間のファイナンス形態をいう。順位の観点では、メザニン債はシニア債に劣後するが、株式より高い順位にある。
自己資本・適格債務に関する最低要件 (MREL)	欧州連合の銀行の再建・破綻処理指令(BRRD)は、「ベイルイン可能」債権(すなわち、銀行の破綻処理に使用されることができる債権)の最低比率を遵守することを要求している。MRELの要件は、銀行毎に個々の場合に応じて決定される。
モノライン保険会社	債券の信用格付けを向上させるため、信用補完取引に参加し、債券発行(例えば証券化取引)の保証を行う保険会社をいう。

1株当たり純利益	会社の純利益（資本性金融商品の下で記録されたハイブリッド証券に対する調整後）を発行済株式数の加重平均で除したものをいう。
安定調達比率（NSFR）	この比率は、銀行がより安定した資金源により自らの事業活動に資金を出す追加的なインセンティブを創出することにより、より長期間の回復力を強化することを目標とする。この構成比率は、対象期間が1年であり、資産および負債の持続可能な満期構造を提供するために開発された。 （出典：2010年12月パーゼル文書）
ネットティング契約	金融先物商品、有価証券貸付または再販契約に対して、特に不履行または解除時に、これらの契約により生じた遡及的な請求を正味残高にのみ基づく決済により相殺することに合意する二者間の契約をいう。マスター ネットティング契約は、マスター契約に基づく様々な契約の枠組に従い、かかるメカニズムを異なる種類の取引に拡大させることを可能にする。
オペレーショナル リスク（会計リスクおよび環境リスクを含む。）	特に手続および内部システムの不備、人的ミスまたは外部的事象等による、損失または制裁に関するリスクをいう。
自己株式	特に自己株式買戻プログラムの一部として、企業に保有される株式をいう。自己株式は、流動性契約の一部として保有される株式を除き、議決権から除外され、1株当たり利益の計算に含まれない。
人的コミットメント	保証金、自主的な保証または基本合意書により示されるものをいう。ある義務のために保証人となった者は、債務者がその義務を負わない場合に、債権者に対してかかる義務を負う旨、法的に拘束される。個別の保証は、保証人が、第三者による負債の対価として、最初の要求額または合意した条件に従う額のいずれかの合計を支払う旨、法的に拘束されるという保証である。基本合意書とは、行為するか、または行為しないことの保証であり、かかる基本合意書は、義務を負っている債務者に対して支援を提供することを目的とするものである。
物的担保	コモディティ、貴金属、現金、金融商品および保険契約を含む有形資産および無形資産ならびに有価証券を含む資産から構成される保証をいう。

プライム仲買業	ヘッジファンドの活動をより容易化および改善することに貢献する、ヘッジファンドに対する一連のサービスをいう。プライム仲買業者は、金融市場における基本的な仲買取引（顧客を代理しての売買）に加え、有価証券の貸付および借入サービスならびに特にヘッジファンドに合わせた金融サービスを提供する。
デフォルト確率（PD）	当行のカウンターパーティが1年以内に債務不履行に陥る可能性をいう。
格付け	発行体の金融的自己資本リスク（会社、政府またはその他公的機関）または取引（債券貸付、証券化、カバード ボンド）についての格付機関（ムーディーズ、フィッチ・レーティングス、スタンダード&プアーズ）による評価をいう。かかる格付けは、資金調達費用に直接的な影響を及ぼす。（出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）
再証券化	既に証券化されたエクスポージャーを証券化することをいい、裏付資産に関連するリスクがトランシェに分割されるため裏付資産のエクスポージャーの少なくとも1つが証券化されたエクスポージャーとなる。
住宅ローン担保証券（RMBS）	証券化を参照のこと。
自己資本利益率（ROE）	資本性金融商品として記録されたハイブリッド証券の利息を修正再表示された純利益と、修正再表示された帳簿上の資本（特に、ハイブリッド証券）との比率をいい、かかる比率により自己資本利益率の測定が可能となる。
リスク選好度	戦略的目標の観点から当グループが引き受ける準備をしている種類別および事業部門別のリスクの水準をいう。リスク選好度は、量および質の両方の基準を用いて導き出される。リスク選好度の使用は、当グループの意思決定機関が利用できる戦略的なステアリング ツールの1つである。
リスク加重	関連するリスク加重資産を決定するために一定のエクスポージャーに適応されるエクスポージャーの加重割合をいう。
リスク加重資産（RWA）	リスクにより加重された当行の資産またはエクスポージャーの価値をいう。

証券化	証券の発行を目的として、投資家が購入する取引可能な有価証券を発行する組織に、信用リスク（貸出残高）を移転する取引をいう。かかる取引は、残高の移転（物理的証券化）またはリスクのみの移転（クレジット デリバティブ）を含めることができる。適用ある場合、証券化取引は、証券の劣後化（トランシェ）を行うことが可能となる。
以下の商品は、証券化とみなされている。	
ABS	資産担保証券のこと。
CD0	債務担保証券のこと。資産ポートフォリオ（銀行ローン（住宅）または社債）を担保とした債務証券をいう。利息および元金の支払いは劣後されることがある（トランシェの作成）。
CLO	ローン担保証券のこと。銀行ローンの資産ポートフォリオを担保とするCD0をいう。
CMBS	商業用不動産担保証券のこと。抵当権付き法人不動産融資の資産ポートフォリオを担保とした債務証券をいう。
RMBS	住宅ローン担保証券のこと。住宅ローンの資産ポートフォリオを担保とする債務証券をいう。
株式	株式の形態で企業により発行された持分の出資をいい、保有比率を表し、所有者（株主）に対し、株主総会での議決権および利益または純資産の分配における持分割合に対する権利を付与するものである。
ストレス バリュエーション アット リスク（SVaR）	VaRのアプローチと同様に、「1日」のショックおよび99%の信頼区間を用いた「ヒストリカル シミュレーション」からなる算出方法である。対前年比の日々の変動の260のシナリオを使用するVaRと異なり、ストレスVaRは、重大な金融不安の観測期間に相当する固定の1年間を使用する。
構造的金利・通貨リスク	金利または為替レートにおける変動から生じる、当グループの資産における損失または評価損のリスクをいう。構造的金利・為替リスクは、商業的活動および自己の取引により被るものである。

ストラクチャード債またはストラクチャード商品	債券商品およびあらゆる種類の資産（株式、通貨、金利、コモディティ）に対するエクスポージャーを提供する商品（例えばオプション）を組み合わせた金融商品をいう。商品には、投下資本に対する全体的または部分的保証を含めることができる。ストラクチャード商品またはストラクチャード債という用語はまた、保有者が格付けのヒエラルキーに従う証券化取引による証券をいう。
システム上重要な金融機関（SIFI）	金融安定理事会（FSB）は、モラル ハザードおよびグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFI）により揭示された世界的な金融システムに対するリスクを削減するための手段すべてを調整している。これらの銀行は、2011年11月にリストとして公表された「グローバルなシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」というタイトルの文書に含まれる、バーゼル委員会規則により定義された基準を満たしている。かかるリストは、毎年11月にFSBにより更新されている。G-SIBに分類された銀行は、より厳格な資本要件の対象である。
Tier 1 資本	普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本から構成される。後者は、償還に対するインセンティブがなく、健全性に関する控除が少ない永久負債性証券に相当する。
Tier 2 資本	主に健全性に関する控除が少ない劣後債からなる補完的資本をいう。
Tier 1 比率	Tier 1 資本とリスク加重資産との比率をいう。
総資本比率または自己資本比率	総資本（Tier 1 およびTier 2）とリスク加重資産との比率をいう。
総損失吸収力（TLAC）	2014年11月10日、金融安定理事会（FSB）は、破綻時の損失吸収力について、「第1の柱」という要件を提案する最終条件を公開協議のために公表した。かかる新たな要件はG-SIB（グローバルなシステム上重要な銀行）のみに適用される。これは破綻時に「ペイルイン可能」と考えられる負債の比率であり、加重後のリスクまたはレバレッジ比率の分母について計算される。（出典：Revue de l'ACPR, No. 25）

転換リスク

異なる満期の資金を通して資産を調達する際に現れるリスク。満期の短い資金をより満期の長い資金に転換する従来の活動により、銀行は必然的に流動性リスクおよび金利リスクをもたらす転換リスクに直面する。転換は、資産が負債よりも満期が長い場合に生じる。逆転換は、より満期の長い資金を通して資産が調達される際に起こる。

自己株式

直接、間接にかかわらず、支配持分を保有している1つまたは複数の仲介会社を通じて、自己資本として会社により保有された株式をいう。自己株式は、議決権から除外され、また1株当たり利益の計算にも含まれない。

バリュー アット リスク (VaR)

当グループの日々の市場リスク エクスポージャー、特に、トレーディング活動（内部規制モデルに従った99%のVaR）を監視するために使用される複合的指標をいう。1年にわたり観察された最悪の出来事の上位1%を排除した上で計算された最大のリスクに相当する。上記の枠組では、これは算出された第2位および第3位の最大損失の平均に相当する。

第一部 【企業情報】

- (注) 1 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。
「発行会社」、「当行」、「親会社」または「SG」：ソシエテ・ジェネラル
「ソシエテ・ジェネラル・グループ」、「SGグループ」または「当グループ」：ソシエテ・ジェネラルならびにその連結子会社および関連会社
「フランス」：フランス共和国
- 2 本書において便宜上記載されているユーロの日本円への換算は、2020年4月17日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物相場の仲値（1ユーロ＝117.27円）による。
- 3 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- 4 本文中「n/s」または「NM」とは重要でないことを示す。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当行を規制する法的枠組は、フランス商法（*Code de commerce*）（その後の改正を含み、以下「会社法」という。）および同法施行規則である。

有限責任会社には主として株式会社（*Société Anonyme*）または有限会社（*Société à Responsabilité Limitée*）の形態がある。小規模の企業は一般に有限会社の形態をとっている。

以下は、当行を含む株式会社に適用がある会社法の主要規定の概略である。

株式会社が公募により設立される場合には定款（*by-laws*）を作成して、創立総会の承認を受けなければならない。公募によらない株式会社の設立の場合には、株主が定款に署名しなければならない。定款は株式会社が登録される商事裁判所（*Greffe du Tribunal de Commerce*）の書記官室に提出される必要がある。株式会社の法人格は、商事裁判所書記官から登録証が得られて初めて取得することができる。

定款は株式会社の根本規則を定めた文書である。定款には、会社の商号および形態、存続期間、登録事務所の所在地、その目的ならびに株式資本の額を記載しなければならない。

また定款には、とりわけ以下の事項を記載しなければならない。

- (a) 会社の設立時に発行する株式の数、種類および各種類に付された特定の権利の内容
- (b) 会社の株式の形式（記名式または無記名式）
- (c) 株式の譲渡性についての制限の有無
- (d) 会社の設立時に現物出資をする者の氏名、出資額およびかかる出資の対価として発行される株式数

株主

上場株式会社は7名以上のフランスまたは外国の個人または法人である株主を有することを要する。

株式資本

株式会社の最低株式資本は37,000ユーロである。1株当たりの額面金額について法律上の制約は存在しない。株式会社の株式資本は普通株式または優先株式で構成される。2004年6月24日付の会社法の改正以降、株式会社は、新しい「投資証券」(*certificats d'investissement*、以下「CI」という。)を同数の「議決権証書」(*certificats de droit de vote*)とともに発行することができない。

優先株式は、特定または不特定の期間における特定の権利とともに、一定期間停止される可能性のある議決権を付して、またはかかる議決権を付することなく発行される。議決権のない優先株式は上場会社の株式資本の4分の1を超えてはならず、非公開会社の株式資本の半分以上を超えることはできない。

フランスにおいて、無記名式または記名式株式の所有権はもはや株券によっては証明されず、記名式株式の場合、会社が保有する各株主の口座への記帳によって、また無記名式株式の場合、金融仲介機関における株主の個々の株式口座への記帳によって証明される。

株式を譲渡するためには、株主は会社または場合により金融仲介機関に譲渡指図を出さなければならない。

上場株式会社は、(a) 株式消却のため（資本がマイナスにならない減資が株主により承認された場合）または(b) 従業員持株制度のためにする場合、自己株式を取得することが認められている。上場株式会社は、通常株主総会の事前の承認を条件として、その株式資本の10%まで（その目的が会社の取得のための資金調達である場合には、5%まで）、自己株式の売買ができる。かかる取得は、特に、市場濫用に係る2014年4月16日付規則(EU)第596/2014号（その後の改正を含み、以下「MAR」という。）を理由に、困難となる可能性がある。しかしながら、MARはかかる取得が特定の目的（買戻プログラムおよび安定化措置）で行われた場合について、セーフハーバー条項による例外を設けている。取得株式の消却を行う場合、減資は特別株主総会によって承認または決議され、これを実行するためのすべての権限が取締役会(*Conseil d'administration*)に委任される。会社法は次のような株式の会社間の相互保有を禁止している。すなわち、株式会社は、自己の株式資本を10%を超えて所有する会社の株式を所有することができない。ある株式会社が他の会社を10%を超えて直接所有している場合は、当該他の会社は前者の会社の株式資本を1株たりとも所有することができない。

さらに、会社が直接にまたは子会社もしくはその支配する会社を通じて間接に自己株式の一部を保有している場合は、かかる株式はすべて議決権を剥奪され、定足数に算入されないものとする。

株主の責任は所有株式の額面金額を限度とする。

資本出資形態

資本出資は、金銭または現物出資のいずれかにより行われる。

払込金は、銀行、公証人または政府機関(*Caisse des Dépôts et Consignations*)に引受人の名簿とともに、その受領から8日以内に預託されなければならない。かかる預託金は、当該株式会社が登録番号を受領するまで引き出すことができない。

金銭を対価として引き受けられた株式は、最低でも額面金額の50%が払い込まなければならない。残額は、取締役会の決定に基づき、会社の商業登記および会社登記（*Registre du Commerce et des Sociétés*）が有効になってから5年以内の時間的制約の下で、1回または複数回に分けて支払うことができる（事後の増資による株式については25%である。）。

現物出資（有形または無形資産）について、設立当初からの株主による全員一致の議決により、かかる議決が得られない場合には商事裁判所所長が1名または複数の独立鑑定人（*commissaires aux apports*）を選任する。かかる独立鑑定人は、現物出資の額について意見を出すものとする。鑑定意見は定款に添付される。

株式がプレミアム付で発行される場合は、かかるプレミアムは発行時に全額払い込まれることを要する。

社債の発行は、資本金が全額払い込まれるまで禁止される。ただし、一定の限られた場合について法律はかかる原則の例外を設けている。株主が2事業年度以上について財務諸表を承認していない会社の場合、一定の限られた場合（特に、株主が2事業年度以上について財務諸表を承認している会社の保証により利益を得る社債の発行を行う場合）を除き、社債の発行には財務状況の事前監査が必要となる。

増資および減資

会社の資本金は、金銭もしくは現物出資または特別株主総会の決議による利益剰余金の資本組入れにより増加することができる。特別株主総会は、一定の期間および金額の範囲内で、増資を決定する権限を取締役に委任するかまたは取締役会に決定を実行することを委任することができる。増資は新株式の発行または既存株式の額面金額の引上げにより行われる。株主はその資本出資を増加させる義務を負うものではない。

減資のためには、特別株主総会を開催し、株式を消却するかまたは額面金額を切り下げることと決議する必要がある。特別株主総会において、減資を実行するためのすべての権限を取締役に委任することができる。

増資または減資は商事裁判所書記官に届け出ることを要し、また官報で公告しなければならない。

株式資本につながる証券の発行

特別株主総会は株式資本につながる証券の発行を決定し、またはその決定もしくは実行の権限を取締役に委任することができる。いかなる株式に関連する証券の保有者も、主として社債権者の「集合体」に関する規定と同じ規定が適用される「集合体」によって代表される。

管理および経営

会社法は会社の株主に2種類の運営制度について選択権を認めている。すなわち、取締役会および執行役員による運営または執行役会（*Directoire*）および監督委員会（*Conseil de surveillance*）による運営である。フランスにおいて適用のある取締役会および執行役員の組織概要は以下の通りである。

取締役会は3名以上18名以内の取締役からなる。合併の場合は取締役の数は暫定的に最高24名に増加することができる。取締役はフランスまたは外国の個人または法人になることができる。法人が任命された場合はその常任代表者として個人を指定しなければならない。2017年1月1日以降、各性別の取締役の数は、40%を下回ってはならない。かかる規定に違反し、取締役会の構成についての違反が是正されない場合、いかなる任命も無効となる。

取締役会は、その構成員の中から、取締役会の業務の組織化を担当する会長（*Président du Conseil d'administration*）を選任する。

取締役は株主である必要はなく、6年を最長任期として通常株主総会において選任される。公募により設立されていない会社の最初の取締役会については、6年を最長任期として定款に取締役の氏名が掲げられる。取締役は株主により事前の通知、理由または補償なしに解任されることがある。

従業員により選任される取締役：株式会社の定款は、株主が選任する取締役に加えて、従業員が上場会社の場合は5名まで選任する旨規定することができる。ただし、かかる員数は他の取締役の3分の1を超えることはできない。上記のようにして2名以上の取締役が選任された場合、少なくとも1名が代表権を有することができる。従業員により選任された取締役は他の取締役と同一の権能および権限を有する。かかる取締役は最高6年間在職するものとし、任務の懈怠が立証された場合に、裁判所の命令によってのみ解任される。

取締役会は、会社の業務に係る社会問題および環境問題を考慮した上で、会社の利益に沿って、会社の方針を決定しその実施を確保する。株主総会に明示的に与えられた権限に服し、かつ会社の目的に規定された範囲内において、取締役会は会社の運営に関わるすべての事項を検討し、その決定により会社に関わる事項について決議し処理する。定款に特段の定めがない限り、取締役会の決議は出席取締役または委任により代理された取締役の多数決により決せられる。可否同数の場合は定款に別段の定めがない限り会長が決定権を有する。有効な決議の定足数は取締役会の総数の半数である（委任状による出席を除く。）。

経営権は最高経営責任者（*Directeur Général*）にある。最高経営責任者は取締役会によって選任され、取締役会の構成員となることもできる（会長の地位も兼任することができる。）。最高経営責任者は第三者との関係で会社を代表し、経営について責任を負う。会社の目的の範囲内で、法律上株主総会および取締役会により、明示的に与えられた権限に従い、会社の名義で行為する広汎な権限を有している。定款上または取締役会が課した最高経営責任者に対する制限は会社内部では拘束力を有するものの、第三者に対してはこれを主張できない。また、会社の目的違反は、第三者がかかる違反を実際に知っていた旨が証明されない限り、第三者に対して主張できない。

最高経営責任者の主導により、取締役会は第三者との関係では最高経営責任者と同様の権限を持つとみなされる1名または複数のデピュティCEO（*Directeur Général Délégué*）を、5名を上限として任命することができる。

取締役会会長、最高経営責任者およびデピュティCEOは個人でなければならない。

本「管理および経営」に記載の事項につき、以下の点に留意されたい。

■ ソシエテ・ジェネラルは、従業員株主を代表する取締役の指名につき、免除を受けていた。

■ 2019年5月22日付の法律により当該免除が撤廃されたため、ソシエテ・ジェネラルは、遅くとも2021年5月までに、従業員株主を代表する取締役を取締役にに入れなければならない。

■ かかる要件を遵守するために、ソシエテ・ジェネラルの株主は、2021年5月の株主総会において、改正後の定款に規定の規則に従って、従業員株主を代表する取締役を指名する。

したがって、2021年株主総会の終結時において、取締役会は3種類の取締役、すなわち、（i）株主により指名される取締役、（ii）従業員により選任される従業員を代表する取締役、および（iii）株主により指名される従業員株主を代表する取締役により構成されることとなる。

株式上の権利

(a) 株主総会

株主は株主総会を通じて会社に対する支配権を行使する。総会には通常および特別の2種類がある。

株主総会開催日の2営業日前のパリ時間深夜0時において株主たる地位を証明することのできる株主のみが株主総会に参加することができる。

株主は出席し、遠隔的に議決権を行使し、または議長もしくは配偶者、連帯市民協約（PACS）上の配偶者、その他の株主もしくは自ら選んだその他の個人もしくは法人に委任状を与えることができる。株主は、会社が定める投票用紙を提出し、かつ各議題の議案に対して賛否を明示することにより郵送（または法定の場合は電子的方法）によって議決権を行使することができる。かかる用紙は定款が定める期間内に会社に返送されなければならない。

株主総会開催日の2営業日前のパリ時間深夜0時に先立つ株式処分の場合、会社は事前の議決権行使または提出された委任状を適宜調整する。

少なくとも毎年1回、財務諸表を承認するために、事業年度末から6ヶ月以内に通常株主総会が開かれなければならない。法律によりまたは定款に従い株主の承認を要する会社の経営に関するいかなる事項（定款変更を除く。）についても必要に応じて他の通常株主総会を開くことができる。通常株主総会の第1回招集の場合の定足数は、少なくとも議決権付株式の5分の1を有する株主が出席または代理人により出席することにより満たされる。第2回招集については定足数の要件はない。可決のためには出席または代理人により出席する株主が有する議決権の過半数（50%超）を要する。

特別株主総会においてのみ定款を変更することができる。利益剰余金、準備金または株式発行プレミアムの資本組入れは、通常株主総会に適用される定足数および多数決要件に従い特別株主総会で可決することができる。特別株主総会の他の決議については、定足数は、少なくとも第1回招集で議決権付株式の4分の1、第2回招集で5分の1を有する株主が出席または代理出席することにより満たされる。可決のためには出席または代理人により出席する株主が有する議決権の3分の2の多数を要する。

定款により数種の株式が定められている場合は、特別株主総会の承認がなければこれらの種類の株式の権利内容に変更を加えることができない。さらに、関係する種類の株主の特別株主総会により当該決議が承認されなければならない。株主の全員一致の承認がなければ、特別株主総会においても通常株主総会においても既存株主の財政的責任を拡大することはできない。

(b) 議決権

議決権行使に関する契約は、一般に法的に強制することができない（ただし、会社の利益に反しない限り、一定の条件の下で締結されることがある。）。原則として1株当たりの議決権の数は、所有する株式資本の割合に比例しなければならない。1株は少なくとも1個の議決権を有しなければならない。これらの原則には例外がある。株主1人当たりの議決権の数を制限することは可能であるが、かかる制限は種類にかかわらず全株式に適用されなければならない。また、上述の議決権を有さない優先株式を発行することも可能である。上場会社において、株主総会で反対の決議がなされない限り、同一の株主の名義により2年間登録されていると判断されるすべての株式について2倍の議決権が与えられる。2年の保有期間の算定は、2014年4月2日に開始する。

上場会社の株式資本または議決権の5%、10%、15%、20%、25%、30%、3分の1、50%、3分の2、90%または95%の水準（報告主体が実際に保有する株式および議決権ならびに報告主体が実際に保有する株式および議決権と同視される株式および議決権を考慮する。）を直接または間接に超え、または下回る株主（または共同して行為する株主グループ）は、会社およびフランスの金融市場庁（*Autorité des Marchés Financiers*、以下「AMF」という。）にその旨を通知しなければならない。この通知義務は、特に（i）信用機関または投資会社の売買勘定によって保有される株式の場合で、株式またはそれに付随する議決権がAMFの規制当局の規則によって決定された比率を超えず（本書提出日現在、5%を上限とする。）、また議決権が発行体の経営に干渉するために行使その他使用されるものでない場合、および（ii）発行体の経営に参加しておらず、発行体による関連株式の購入またはそれらの価格支援を促すための影響力を持たない者について、資本または議決権の5%の水準を超え、または下回る場合に限り、市場形成活動の枠組の中で行動するマーケットメーカーの場合等、いくつかの場合に適用されないことがある。

投資家が上記水準を超え、または下回ると、株式資本または議決権を取得することができる有価証券についての従来の開示義務に加えて、別の開示義務が生じる。すなわち、（i）未発行株式およびこれに付される議決権を取得することができる有価証券の数および（ii）フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）において言及されている合意または金融商品の所有者が、かかる合意または金融商品の効力により取得することができ、かつ当初の開示義務の目的で同化されるわけではない発行済株式または議決権について開示義務が生じる。

当初の開示義務の目的で同化される株式または議決権に関する合意または金融商品の所有者が、前述の株式または議決権を取得し、結果として上述の報告水準の議決権または資本の1つを（個人または連帯した複数の株主で）超える場合、かかる超過につき、所有者は当該会社およびAMFに再度開示しなければならない。

かかる開示義務を怠った場合、正規に開示が行われかつかかる開示後2年間が経過するまでの間は、当該水準を超える株式については議決権を行使することができない。会社の会長、株主またはAMFのいずれかの請求により、通知を行わない株主が有する議決権の全部または一部は、その会社が登録されている場所の商事裁判所によって5年を超えない期間取り消されることがある。これらの制裁の如何にかかわらず、行政処分および刑事罰も科されることがある。10%、15%、20%および25%を超え、または下回る保有に関しては、追加で、AMFおよび会社に対し、次の半年間についての声明が必要となる。また上場会社の資本または議決権の0.5%以上の株式譲渡について優先的条件がある契約のすべての条項が、会社およびAMFに開示されなければならない。AMFが定める特例に従って、株主（または共同して行為する株主グループ）が上場会社の株式資本または議決権の30%超を取得しようとする場合は、会社の100%の株式資本および株式資本または議決権が付された証券の公開買付けを行わなければならない。

(c) 配当

配当および利益の分配は株主により承認されなければならない。定款に記載がなければ配当金の支払金額について制限はないが、準備金控除後の剰余利益を上回ることができない。さらに、各年、純利益の最低5%は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで同準備金に組み入れることを必要とする。定款により第1次配当を設けることができる。法定監査人が意見を述べた最終または中間貸借対照表において利益が、減価償却、準備金および必要な場合は繰越損失による調整後に中間配当の額以上である場合には、株式会社は中間配当を支払うことができる。取締役会（または執行役会）は、中間配当の分配、その金額および支払日について決定する。いずれの場合も、裁判所の決定により認可されない限り、配当の支払いは前事業年度末から9ヶ月経過後に行うことはできない。

(d) 清算

会社の清算の場合は、全負債および清算費用の支払い後の残存資金は株主およびCI所持人の間で、その持分に応じて比例分配される。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

一般的事項

当行定款は、当行の株式が1株の額面金額1.25ユーロの全額払込済普通株式（当行のその時々発行済株式を以下「本株式」という。）により表章されることを規定する。

当行定款の規定に従い、当行の株式資本または議決権の1.5%または3%以上を表章する株式数を何らかの方法により直接的または間接的に有することとなった単独または共同の株主は、かかる基準値を超えてから4取引日以内に、基準値を超えた旨を当行に書面で報告しなければならない。また当該報告において、株式資本につながる証券の所有数を記載しなければならない。ミューチュアルファンドの管理会社は、管理するファンドが保有する当行の株式の総数に基づき、かかる情報を提供しなければならない。3%を超えた後も、追加で当行の株式資本または議決権の1%を超える度に、かかる事実を当行に通知しなければならない。株式資本または議決権数が上記各基準を下回ったときにも同様の情報を要求される。当行は、定款に基づき、ユーロクリアフランスを通じて、現在または将来における株主総会の議決権を有する有価証券の所持人の身元および同所持人が各自保有する当該有価証券の数を知ることができる。

なお、信用機関（金融機関としての当行を含む。）は、他の会社の場合よりもより厳格な規制に服す。かかる規制（現行のフランスの規制、特に2017年12月4日付行政命令（*Arrêté du 4 décembre 2017 relatif à l'agrément, aux modifications de situation et au retrait de l'agrément des établissements de crédit*）により定義される。）は次の通り規定する。株主または共同で行為する株主は、直接的もしくは間接的に、会社の持分を取得、増加もしくは減少させるか、または会社の持分の保有を終了することによりその持分が株式資本または議決権の10%、20%、3分の1または50%の水準を超え、または下回る場合、かかる取引の完了前に、場合に応じて、フランス健全性監督・破綻処理当局（*Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution*（ACPR））に対し通知するか、ACPRの指示に従い、最終決定のために欧州中央銀行（ECB）に送付される事前認可の依頼書を提出しなければならない。

株式の権利

当行の定款および会社法に基づく本株式の主な特徴を以下に記載する。

議決権

以下の2段落に記載する通り、株主は本株式1株当たり1議決権を有する。適用ある法規に従って、議決権行使基準日すなわち株主総会開催日の2営業日前において株主たる地位を証明することができる株主に限り、株主総会に参加することができる。さらに、定款に従って、投票用紙が勘定に入れられるためには、株主総会招集通知においてより短い期間が明記されない限り、株主総会が開催される少なくとも2暦日前に、当該投票用紙が会社によって受け付けられなければならない。

当行の定款に従い、1993年1月1日以降、保有株式の2倍の議決権は、それらが表章する株式資本の額に関連して、全額払込済みで同一の名義により2年以上記名されているすべての株式および準備金、利益またはかかる権利から利益を得る株式の利率のプレミアムの繰入れにより資本金が増額された場合には、株主に無償で割り当てられ新たに登録された株式に対しても、与えられる。

株主総会において株主1名により行使できる議決権の数は、個人の場合（間接的にまたは共同で株式を所有する場合を含む。）も代理人による場合も、株主総会の開催日において議決権総数の15%を超えることができない。この15%の制限は、個人または代理人の資格で有する議決権の総数に関連する議長またはその他の代理人に対しては適用されない。ただし、各代理人は、15%の制限に従うものとする。この制限は、公開の入札および／または交換により50.01%を超える会社の議決権を株主が直接的もしくは間接的または他の株主と共同で所有することとなった場合には適用されなくなる。

株主総会での定足数要件は、（通常株主総会の場合には）本株式の20%以上、（特別株主総会の場合には）本株式の25%以上に当たる所持人の本人または代理（代理人または郵送）による出席をもって充足されるものとする。定足数に満たない場合、株主総会は延期される。延会においては、通常株主総会の場合には定足数要件はないが、特別株主総会の場合には、本株式の20%以上に当たる所持人の本人または代理（郵送または代理人）による出席をもって充足されるものとする。もしこの後者の定足数も満たされない場合、株主総会は2ヶ月以内に再度行われる。

通常株主総会においては、決議は、本人または代理により出席した株主の過半数の賛成票による。一方、特別株主総会においては、本人または代理により出席した株主の3分の2の賛成票を必要とする。

利益、準備金または資本剰余金の資本組入れのために招集された特別株主総会については、定足数および過半数の要件は通常株主総会の場合と同様である。特別株主総会はまた、（現金または株式交換による）買収期間中のワラント債の発行についての通常株主総会の定足数および過半数の要件を決定する。

配当請求権

各事業年度の純収益から当行の間接費用その他の経費ならびに当行資産の減価償却費ならびに商業上および産業上のリスクの準備金を控除したものををもって純利益とする。このような純利益は、当期以前の損失を控除した後、取締役会の提案に基づき、下記の順序に従って通常株主総会で処分される。

- (a) 法律上に定める準備金の積立として、当該準備金が当行株式資本の10%に達するまでその5%を充当する。その後は、その積立は強制ではなくなるが、かかる株式資本の10分の1を下回ることとなった場合には、積立を再開しなければならない。
- (b) 積立後の純収益に繰越収益（もしあれば）を加えた額から、普通、臨時または特別準備金の設定または繰入れのために充当するのが適切であるとの取締役会の提案に基づき株主総会で決定された金額または株主総会で翌年に繰り越すことが決議された金額が差引かれる。

残額は、株主間で保有比率に応じて分配される。

株主総会はまた、利用可能な準備金から配当を行う旨決議することがある。

配当の支払方法は株主総会で決定するか、またはそのような決定がされなかった場合は、取締役会が決定する。裁判所の命令により別段の条件が認められた場合を除き、配当の支払いは各事業年度終了後9ヶ月以内に行われなくてはならない。

定款により、株主総会は配当または中間配当の全部または一部に関して、各株主が現金または当行発行の新株式による支払いを選択することができる旨認められている。発行価格は適用ある法律に従い定められる。株主は受領できる配当の全部に関して選択権を行使しなければならない。配当金額が整数の株式に対するものでない場合、株主は切り下げた数の株式および現金または差額を現金で支払った上で整数に切り上げた数の株式のいずれかを受け取ることを選択することができる。

法律上、未行使の配当請求権は支払可能日より5年で消滅する。

記名式の形で保有され、直接当行に登録されている本株式に関する配当については、当行はその保有者（フランスの非居住者である者も含む。）に直接通知する。保有（記名式によると無記名式によるとを問わない。）が承認仲介機関（*intermédiaire financier habilité*）、すなわちフランスの仲介業者、銀行、その他の公認金融機関に登録されている場合には、当行は、配当の支払いがユーロクリア フランスを通じて行われるよう然るべき措置をとり、ユーロクリア フランスはこれらについて承認仲介機関に通知する。当該承認仲介機関は当行から支払金を受領し、また当該本株式の実質的所有者に通知する責任を負う。

資本の増加および減少

資本は、権限のある株主総会の決定により増加または減少することができる。

当行の資本の増加は、既存株式とは異なる種類の株式を含む新株式の発行または既存株式の額面金額の引上げにより行われる。新株式に対する払込みは、現金、金銭債務の相殺、準備金、利益もしくは株式発行プレミアムの資本組入れ、現物出資または社債の転換のいずれかにより行われなければならない。

増資には、特別株主総会に本人または代理により出席した議決権を有する株主の3分の2以上に当たる賛成多数による承認を必要とする（ただし、準備金、利益または株式発行プレミアムの資本組入れによる増資の場合は過半数による承認で足り、また準備金、利益または株式発行プレミアムの資本組入れ以外の方法による額面金額の引上げによる増資の場合には、全員一致の承認を必要とする。）。3分の2以上の多数の賛成を要する決議案が提案される総会の定足数は、本株式の議決権の4分の1以上（または延会の場合には5分の1以上）を有する株主の出席を必要とし、単純な過半数の賛成を要する決議案が提案される総会の定足数は、本株式の議決権の5分の1以上を有する株主の出席を必要とするが、延会によって要する定足数はこれと異なる。株主は株主総会において、取締役会に対し、法律で定める期間内に、1回以上にわたって資本の増加を決定しまたは実施し、また発行価格（株主総会の決定に従ったもの）およびその支払条件、発行時期ならびに必要な定款の改正について決定するための必要な権限を委任することができる。

新株式の引受けが現金支払いによるかまたは金銭債務の相殺による場合、既存株主は当該本株式および当行の株式資本を直接的に増加させる有価証券、またはかかる有価証券の引受権が付されたその他の有価証券の優先的引受権を所有割合に応じて有する。株主は、特別株主総会において、取締役会および当行法定監査人からの報告に基づいて、優先的引受権を放棄することができる。かかる放棄がなされた場合は、法律で定める期間内に発行を完了しなければならない、特別株主総会は、既存株主に対し、限定された期間中、譲渡不能の優先的引受権を提供することを決定し、または取締役会がかかる決定を行うことを委任することができる。優先的引受権は、放棄されない限り、譲渡または売却することができ、ユーロネクスト パリの規制市場（以下「ユーロネクスト パリ」という。）で取引される。

損失を理由とする資本の減少は、株主資本の持分比率に応じて株主が負担するものとする。

本株式の保有、形式および譲渡

本株式の保有

当行は本株式の譲渡を記録する各所持人の口座を管理する（記名株式の場合に限る。）。その結果、本株式については当行によりまたは当行を代理して株券が発行されることはない。

当行における本株式の所有者は、その有する本株式を「記名式」の形で保有し、当行の管理する口座に当該所有者の名義で登録するか、または「無記名式」の形で保有し、承認仲介機関の管理する口座に当該所有者の名義で登録するかを選択することができる。当該所有者は、自己の費用負担で、1つの保有形態から別の保有形態に変更することができる。かかる方式は双方とも、ユーロクリア フランスを通じて運営されている。ユーロクリア フランスは、フランスの上場会社の株式その他の有価証券口座を管理する機関であると同時に、承認仲介機関間でのフランスの上場会社の有価証券取引が記録される中央預託制度である。

記名式による本株式の場合には、当行はユーロクリア フランスに口座を設けている。記名式による本株式はその所有者の名義で直接当行に登録されるか、または当該所有者の請求により、同人の指定する承認仲介機関を通じて登録される。当行の口座には、所有者の氏名およびその持分ならびに承認仲介機関を通じて登録されている本株式の場合にはその旨が記載される。

当行は請求があった場合、当行の口座に登録されている本株式について、その登録名義人に登録証明書を発行する。ただし、かかる証明書は権原証書を構成するものではない。

無記名式による本株式の場合は、それぞれの所有者に代わって承認仲介機関がこれを保有し、当行の口座とは別に当該承認仲介機関がユーロクリア フランスに開設している口座に登録される。各承認仲介機関は、その保有されている本株式について記録を管理し、それらについて登録証明書を発行する。このような形で保有されている本株式は無記名式と称されるが、それらについて当行によりまたは当行のために無記名式の権原証書は発行されない。

当行は、現行の法令規則の規定に従いつても、株主総会における議決権を（直ちにまたは一定期間を通じて）付与する株式に関する情報、および当該株式の保有者に関する情報を提供しよう、証券決済機関に求めることができる。

本株式の譲渡

フランスの非居住者である当行の株主は、ユーロネクスト パリで本株式を取引することができる。多国間取引施設（ターコイズ、チャイエックス等）、組織化された取引施設またはOTC（システムティック インターナライザー、クロッシング ネットワーク等）においても株式の取引が可能になった。

ユーロネクスト パリでは、本株式の譲渡は主として無記名式で行われる。売買取引は、株主が当該仲介業者に対し自ら（または場合によってはその代理人を通じて）指図を出すことにより開始される。現物の交付はなされず、権原証書の交付も不要である。所有権の決済および移転は、通常、（フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）の第L.211-17条およびAMFの規則の第570-3条以下に従って）遅くとも取引が行われた日から2取引日目に行われる。

配当および株主割当発行

記名式の形で保有され、直接当行に登録されている本株式に関する配当および株主割当発行については、当行はその保有者（フランスの非居住者である者も含む。）に直接通知する。保有（記名式によると無記名式によるとを問わない。）が承認仲介機関に登録されている限り、当行は、配当の支払いまたは株主割当発行がユーロクリア フランスを通じて行われるよう然るべき措置をとり、ユーロクリア フランスはこれらについて承認仲介機関に通知する。

当該承認仲介機関は当行から支払金を受領し、また当該本株式の実質的所有者に通知する責任を負う。

財務諸表および株主に対するその他の通知

株主総会に関し、当行は株主から要求がある場合には当行の年次報告書および最近5事業年度の業績の概要を含む書類一式を提供しなければならない。当行の最近3事業年度についてのより詳細な情報は、当行の登録事務所において株主が常時閲覧することができる。

フランス商法（*Code de commerce*）第R.225-73-1条に従い、株主総会で提示される書類および情報は、当行のウェブサイト（www.societegenerale.com）において、株主総会の遅くとも21暦日前から株主に対して閲覧に供される。

株主総会

通常株主総会および特別株主総会は、全株主により構成される。

当行は株主総会の招集通知を、当行に直接登録している記名式株主のうち、かかる様式で1ヶ月以上本株式を保有している者に対して行う。当行はこの他にかかる通知を行わない。株主総会の招集は法律の定めるところにより（法定刊行物を通じて行う場合を含む。）公告される。

当行の経営

取締役会

定款に従って当行は、2種類の取締役（株主総会によって指名される取締役および従業員によって選任される取締役）で構成される取締役会により経営される。

（イ）通常株主総会により選任される取締役

かかる取締役は9名以上13名以内とする。取締役の任期は4年とし、充分な数の取締役が毎年選任されるように周期的方法により交替する。適用ある法令および規則の規定に従い、他の取締役の代わりに取締役が選任された場合には、かかる取締役は前任者の任期の残期間に限り在任する。

各取締役は、6ヶ月間の任期の後、少なくとも株式600株を保有しなければならない。また、取締役会の内部規則に従い、任期の1年後には少なくとも株式1,000株を保有しなければならない。

（ロ）給与の支払いを受ける従業員により選任される取締役

2名の取締役が選任されるものとし、1名は管理職を代表し、他方は当行の従業員全員を代表する。かかる取締役は、3年の任期で選任される。

いかなる手続をとる場合でも、その員数は通常株主総会が選任する取締役の3分の1を超えないものとする。

（ハ）選任手続にかかわらず取締役としての任期は、任期が満了する年度に開催される、前事業年度の財務諸表の承認のために招集される通常株主総会の終結時に終了する。

取締役は法律の規定（とりわけ法令制限）に合致する限り、随時再任されることができる。

取締役会の権限

取締役会は、会社の業務に係る社会問題および環境問題を考慮した上で、会社の利益に沿って、会社の方針を決定しその実施を確保する。株主総会に明示的に与えられた権限に服し、かつ会社の目的に規定された範囲内において、取締役会は会社の運営に関わるすべての事項を検討し、その決定により処理する。

会長の選任

取締役会は自然人である構成員の中から会長を選任し、その報酬を決定し、その任期を定める。ただし、その者の取締役としての任期を超えることができない。

70歳以上の年齢の構成員は会長として選任できないものとする。在任中の会長が70歳に達した場合、その任期は前事業年度の財務諸表の承認のために招集される次の通常株主総会の終結時に終了する。

報酬

取締役は、株主総会が総額を定め、取締役会が適切と思料して分配する金額の報酬を受領することができる。

経営

当行の経営全般については、取締役会会長または取締役会により最高経営責任者として任命された者のいずれかが責任を負う。

2013年末現在、会長および最高経営責任者の役職の分離を求める資本要求指令4（CRD4）の採択により、取締役会は、2つの役職を統合したままにすることを要求するフランス健全性監督・破綻処理当局（ACPR）に対する文書を承認した。ACPRは、フレデリック・ウデア氏の役職の任期が終了する（2015年）まで、かかる役職を統合したままにすることを決定した。

2015年1月に公表された通り、取締役会により決定された会長および最高経営責任者の役職の分離は、2015年5月19日の株主総会において効力が発生した。会長および最高経営責任者の役職は分離され、フレデリック・ウデア氏が引き続き最高経営責任者を務め、ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏が取締役会会長に選任された。

最高経営責任者は、すべての事項について当行を代表して行為するための独占的な権限を付与されている。ただし、その権限の行使は、当行の目的の範囲内で、かつ法律により株主総会および取締役会に対して明示的に付与された権限に服することになる。最高経営責任者は、第三者に対して、会社を代表する。

取締役会は、最高経営責任者の推薦により、その補佐のため、5人までの者を任命することができ、それらの者はデピュティCEOの肩書きを有する。

取締役会は、最高経営責任者の同意の下に、デピュティCEOに付与される権限の範囲と任期を決定する。取締役会はデピュティCEOの報酬を決定する。

法定監査人

適用ある法令および規則に従い、法定監査人を任命し、また解任することができる。

2 【外国為替管理制度】

現行のフランスの為替管理制度の下では、当行が非居住者に対して送金できる現金支払額に関する制限はない。

3 【課税上の取扱い】

(1) 社債権者に関する課税

以下は、税法上の日本国居住者であって（i）EMTNプログラム下において発行された社債および（ii）当行により発行されたサムライ債（以下これらを総称して「本社債」という。）を保有する者（以下「本社債権者」という。）の本社債の保有に関連する特定のフランスの課税についての検討事項の要約である。

本要約は、現在効力を有し、課税当局により、適用されるすべての変更または異なる実施の対象となるフランスの課税法および規制に基づいている。本要約は、一般的な情報を示したものであり特定の保有者の特定の状況下において関係のあるすべてのフランスの課税の検討事項を対象とする趣旨ではない。

本社債の購入を検討する者は、フランスの課税の検討事項および本社債の購入、所有および売却に関連する二重課税の条約について自身の税務顧問に相談するべきである。加えて、非フランス居住者は、自身の居住国における租税法についても遵守しなければならない。

本社債を個人的な資産の一部として保有し、専門業務の一部としての為替取引に頻繁に参加していない個人

■ 発行会社による本社債に関する源泉徴収税の支払い

フランス一般租税法（*Code général des impôts*）（FTC）第125A-III条に従い、発行会社による本社債に関する利息およびその他の同等な収益の支払いは、フランスにおける源泉徴収税の対象にならない。

しかしながら、「非協調国および非協調地域」（NCCT）とみなされるフランス国外の国または地域において利息およびその他の同等な収益の支払いが行われる場合、75%の一定の源泉徴収税が適用される⁽¹⁾⁽²⁾。

「フランス国外のNCCTにおける支払い」とは、（i）NCCTにおける銀行口座（かかる口座を所有する個人の税務上の居住地にかかわらず、またかかる個人がフランスまたはその他の協調国の管轄の居住者である場合も含む。）または（ii）NCCT（BOI INT DG 20 50 第920条）に居住する個人または設立された法人のいずれかに対する利息およびその他の同等な収益の支払いを意味する。その一方で、フランスの課税当局は、フランスに所在する銀行の口座への利息およびその他の同等な収益の支払いは、受益者がNCCTに居住する個人またはNCCTに設立された法人であるかの事実にかかわらず「フランス国外のNCCTにおける支払い」とみなされないことを確認した（BOI INT DG 20 50 第950条）。

NCCTはFTCの第238-0A条により、（i）透明性および情報交換に関してOECDによる公式な監査の対象となっている非欧州連合加盟国であり、（ii）税務事項における相互の管理補助に関する最低でも12の条約を批准しておらず（OECDの基準に従う。）、また（iii）フランスと税務事項における相互管理補助の条約を締結していない国または地域として定義付けられている。上記で言及された基準に基づいて、財務省は毎年NCCTのリストを策定している。

さらに、FTC第238-A条に従い、かかる社債における利息およびその他の同等な収益は、それらがNCCTに居住する個人または設立された法人に対しての支払いもしくは生じたものまたはそのようなNCCTに設立された金融機関の口座に対して支払われたものである場合、発行会社の税制上の収益からは控除されない。

特定の条件下において、かかる控除されない利息およびその他の同等な収益は、NCCTに居住する個人または設立された法人に対して支払われる場合、FTC第109条に従ってみなし配当として再分類されることがあり、またFTC第119-2-2条に記載された標準利率が30%または75%（2018年の財政法案に従い、2018年以降の個人に対する当該利率は、12.8%に引き下げられる。）の源泉徴収税の対象となるが、関連する場合、これは特例および適用ある二重課税の条約のより有利な条項に従う。

上記にかかわらず、社債の発行の主要な目的および効果が、NCCT（免責条項）における利息またはその他の同等な収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはFTC第125-A-III条に基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている。行政ガイドライン（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）BOI-INT-DG-20-50-20140211 第550条および第990条、ならびにBOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320 第10条に基づき、負債性証券に関する免責条項の条件は以下の項目により満たされたとみなされる。

- (i) フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.411-1条に定められる公募によって勧誘される場合またはNCCT以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。本条において「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
 - (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムがNCCTに所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体がNCCTに所在しない場合に限る。）
 - (iii) その発行時において、フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する1もしくは複数の外国の預託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関がNCCTに所在しない場合に限る。）
- (1) 2018年3月28日にフランス政府により公表された法案が、現在の形で採択された場合、フランス一般租税法第238-0A条に定義されるNCCTのリストは、欧州連合理事会が公表するブラックリストに載っている州および裁判管轄を含むよう拡大される可能性があり、またその結果としてブラックリストに含まれる特定の州および裁判管轄に対する本源泉徴収税の制度が拡大される可能性がある。
 - (2) 2010年3月1日より前に発行された負債性証券（またはかかる日付よりも前に発行された類似の証書）については依然として前規定の対象であり、またかかる（2010年3月1日より前に発行された）負債性証券がFTC第131-4条に記載された条件を満たす場合、フランスにおけるいかなる源泉徴収税も課されない。

■ 本社債の売却／転換によるキャピタル ゲイン

適用する課税条項に従って、本社債の売却／転換におけるFTC第4B条に定義された非フランス居住者または事務所がフランス国外に登録された法人により実現されたキャピタル ゲインは、その本社債の所有権が、フランスにおける恒久的施設または固定的拠点に起因しない限り、フランスでの課税対象とならない。

■ 富裕税

2018年1月1日以降、フランスの年間富裕税 (*impôt de solidarité sur la fortune*) は、フランス不動産富裕税 (*impôt sur la fortune immobilière*) に置き換えられた。かかる新たな租税の課税範囲は、フランスの不動産に係る資産または権利を、1つもしくは複数の法的な事業体を通じて直接または間接的に所有する個人であって、その者の純課税財産が1,300,000ユーロ以上であるような個人に狭められた。

本社債に関して、非フランス居住者はフランス不動産富裕税が課されない。

■ 相続税および贈与税

現在フランスと日本の間で締結されている相続税および贈与税に関する条約はないため、フランスの国内法のみが適用される。

相続または贈与による本社債の取得がフランスにおける相続税および贈与税の範囲に相当する。非フランス居住者は自身の税務顧問に相続税および贈与税の観点からそれぞれの状況に適用される課税規制について指導を求めるべきである。

日本における課税の対象となる法的な事業体

■ 発行会社による本社債に関する源泉徴収税の支払い

フランス一般租税法 (FTC) 第125A-III条に従い、発行会社による本社債に関する利息およびその他の同等な収益の支払いは、フランスにおける源泉徴収税の対象にならない。

しかしながら、FTC第238-0A条に定義される「非協調国および非協調地域」(NCCT) とみなされるフランス国外の国または地域において利息およびその他の同等な収益の支払いが行われる場合、75%の一定の源泉徴収税が適用される⁽³⁾。

「フランス国外のNCCTにおける支払い」とは、(i) NCCTにおける銀行口座（かかる口座を所有する個人の税務上の居住地にかかわらず、またかかる個人がフランスまたはその他の協調国の管轄の居住者である場合も含む。）または(ii) NCCT (BOI INT DG 20 50 第920条) に居住する個人または設立された法人のいずれかに対する利息の支払いおよびその他の同等な収益を意味する。その一方で、フランスの課税当局は、フランスに所在する銀行の口座への利息およびその他の同等な収益の支払いは、受益者がNCCTに居住する個人またはNCCTに設立された法人であるかの事実にかかわらず「フランス国外のNCCTにおける支払い」とみなされないことを確認した (BOI INT DG 20 50 第950条)。

NCCTはFTCの第238-0A条により、（i）透明性および情報交換に関してOECDによる公式な監査の対象となっている非欧州連合加盟国であり、（ii）税務事項における相互の管理補助に関する最低でも12の条約を批准しておらず（OECDの基準に従う。）、また（iii）フランスと税務事項における相互管理補助の条約を締結していない国または地域として定義付けられている。上記で言及された基準に基づいて、財務省は毎年NCCTのリストを策定している。

さらに、FTC第238-A条に従い、かかる社債における利息およびその他の同等な収益は、それらがNCCTに居住する個人または設立された法人に対しての支払いもしくは生じたものまたはそのようなNCCTに設立された金融機関の口座に対して支払われたものである場合、発行会社の税制上の収益からは控除されない。

（a）特定の条件下において、かかる控除されない利息およびその他の同等な収益は、NCCTに居住する個人または設立された法人に対して支払われる場合、FTC第109条に従ってみなし配当として再分類されることがあり、またFTC第119-2-2条に記載された標準利率が30%または75%（2018年の財政法案に従い、2018年以降の個人に対する当該利率は、12.8%に引き下げられる。）の源泉徴収税の対象となるが、関連する場合、これは特例および適用ある二重課税の条約のより有利な条項に従う。

上記にかかわらず、社債の発行の主要な目的および効果が、NCCT（免責条項）における利息またはその他の同等な収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはFTC第125-A-III条に基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている。行政ガイドライン（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）BOI-INT-DG-20-50-20140211 第550条および第990条、ならびにBOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320 第10条に基づき、負債性証券に関する免責条項の条件は以下の項目により満たされたとみなされる。

- （i）フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.411-1条に定められる公募によって勧誘される場合またはNCCT以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。本条において「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- （ii）規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムがNCCTに所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体がNCCTに所在しない場合に限る。）
- （iii）その発行時において、フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する1もしくは複数の外国の預託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関がNCCTに所在しない場合に限る。）

- (3) 2010年3月1日より前に発行された負債性証券（またはかかる日付よりも前に発行された類似の証書）については依然として前規定の対象であり、またかかる（2010年3月1日より前に発行された）負債性証券がFTC第131-4条に記載された条件を満たす場合、フランスにおけるいかなる源泉徴収税も課されない。

■ 本社債の売却／転換によるキャピタル ゲイン

適用する課税条項に従って、本社債の売却／転換における非フランス居住者または事務所がフランス国外に登録された法人により実現されたキャピタル ゲインは、その本社債の所有権が、フランスにおける恒久的施設または固定的拠点に起因しない限り、フランスでの課税対象とならない。

(2) 株主に対する課税

以下は、日本国居住者に限られた実質株主による当行の株式（以下「本株式」という。）保有に関するフランスの課税についての検討事項の要約である。

かかる要約は、フランスの税務当局に承認された適用あるフランスの税法および規制に基づいており、かかる税法および規制は、変更されるか異なる解釈をされる可能性がある。かかる要約は、一般的事項に係るものであり、状況を考慮した上で特定の保有者に関連する可能性のあるすべてのフランスの課税についての検討事項に対応するとはされていない。

本株式の購入を検討している者は、状況を考慮した上でフランスの課税の検討事項および本株式の購入、所有および処分に関連する二重課税契約について自身の税務顧問の指導を受けるものとする。加えて、非フランス居住者は、フランスおよび居住国の間のあらゆる租税関連条約の適用の影響を受ける自身の居住国における租税法についても遵守しなければならない。

個人の資産の一部として本株式を保有し、専門的な業務の一部としての株式交換取引を頻繁に行わない個人

■ 配当金の源泉徴収

国内法に従って個人の非居住者に支払われるフランスの配当には、12.8%のフランスの源泉徴収税が課される。

かかる支払いが国外のNCCTにおいて行われる場合、75%の源泉徴収税が課される（フランス一般租税法第187-2条）。NCCTの定義に関しては、上記(1)を参照のこと。

しかし、1995年3月3日にフランスおよび日本の間で締結された二重課税に関する条約（2007年1月11日改正）（以下「租税条約」という。）第10条に従って、受益者が日本に居住している個人の場合は、源泉徴収税は、配当金総額の10%を超えないものとする。

租税条約に基づき、当行が支払う配当の実質株主であり、租税条約の適用上日本国居住者である個人は、当該居住者に課される日本の租税に対して日本の税額控除を受ける権利を有している。かかる税額控除額は、当該所得に関して支払うべきフランスの租税と同じ金額である。しかし、当該税額控除の金額は、当該日本の租税のかかる所得に帰属する部分の金額を超えてはならない。

■ 譲渡所得税

国内法に従って、CGI第4-B条の目的の範囲内でフランスに税務上の居住地を持たない個人により本株式が売却されることで生じる譲渡所得は、株主およびその家族グループは株式売却前の5年間のいずれかの時点において当行の配当権の25%超を直接的または間接的に保有してはならないという条件でフランスでは課税対象ではない（FTC第244-2-B条および第244-2-C条）。

株主（他の関係者が保有する本株式と合算されるものを含む。）およびその家族グループが株式売却前の5年間のいずれかの時点において当行の配当権の25%超を直接的または間接的に保有している場合、フランス国内では非居住者に係る実現所得税が12.8%課せられる。保有する権利の割合にかかわらず、利益がNCCTに設定された個人により実現される場合、課税率は75%まで増加する。

租税条約第13条に従って、日本の居住者によってフランスに居住する会社の本株式の譲渡から発生した所得は、譲渡人の居住地すなわち日本において課税対象となる。以下の場合、フランスにおいて課税される。

- （i）本株式の所有権が、投資家がフランスに有する恒久的施設または固定的施設に属する場合
- （ii）譲渡者が保有する本株式（他の関係者が保有する本株式と合算されるものを含む。）が、課税期間中のいずれかの時点において、当行の資本の25%以上である場合、また譲渡者およびその関係者が課税期間中において譲渡する株式総数が当行の資本の5%以上である場合

■ 富裕税

2018年1月1日以降、フランスの年間富裕税（*impôt de solidarité sur la fortune*）は、フランス不動産富裕税（*impôt sur la fortune immobilière*）に置き換えられた。かかる新たな租税の課税範囲は、フランスの不動産に係る資産または権利を、1つもしくは複数の法的な事業体を通じて直接または間接的に所有する個人であって、その者の純課税財産が1,300,000ユーロ以上であるような個人に狭められた。

非フランス居住者によるフランスの会社の株式保有に対しては、当該会社が事業活動に割り当てられない不動産を所有する限度でフランス富裕税が課せられ、これは財務的な権利の価値の一部がかかる不動産を象徴することによる。しかしながら、個人の株主により所有される本株式は、かかる株主が当行の財務的な権利および議決権の10%を超える株式を直接または間接的に保有しない場合に限り、新たな不動産富裕税の対象に含まれない。

■ 相続・贈与税

現在相続・贈与税に関するフランスおよび日本の間での租税の条約はないため、フランス国内法のみが適用される。

相続・贈与によるフランスの会社の株式取得は、フランス国内の相続・贈与税の範囲に含まれる。非フランス居住者は、相続・贈与税について個人の状況に適用される税制に関して自身の税務顧問の指導を受けるものとする。

■ 金融取引税

FTC第235-3-ZD条に従って、金融取引税（以下「金融取引税」という。）は、対価の取得に適用され、（フランスの本株式の）取得を行う年の前年の12月1日現在において時価総額が1十億ユーロを超えるフランスに所在する登録事務所を所有する会社によって証券が発行される場合に株式交換取引が認められるフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）の第L.212-1-A条の目的の範囲内における所有権および持分証券の譲渡が、またフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）の第L.211-41条の目的の範囲内における同一化持分証券の譲渡が行われる。

2018年1月1日現在、金融取引税率は証券の取得価値の0.3%である。

金融取引税による免除は多数存在し、投資家は免除を受けることができるかを自身の顧問に相談しなければならない。

金融取引税が株式の取得に適用される場合は、かかる取引は譲渡税を免除される。

日本で課税対象となる法人

■ 配当金の源泉徴収

フランス国内法に従って非居住者に支払われるフランスの配当は、以下に服す。

- (a) 欧州連合諸国、アイスランド、ノルウェーまたはリヒテンシュタインに居住する非営利事業に支払われる場合は、15%のフランス源泉徴収税
- (b) その他の場合は、30%のフランス源泉徴収税

かかる支払いが国外のNCCTにおいて行われる場合、75%の源泉徴収税が課される（フランス一般租税法第187-2条）。NCCTの定義に関しては、上記(1)を参照のこと。

しかし、租税条約第10条に従って、実質株主が日本に居住している個人の場合は、源泉徴収税は、以下を超えないものとする。

- * 租税条約における日本国の居住者である配当を受ける実質株主が、配当の付与が決定する日までの6ヶ月間、配当支払会社であるフランスの課税上居住者である会社の資本の少なくとも10%を直接または間接に所有していた場合、源泉徴収税率は配当の総額の5%
- * その他のすべての場合において、配当金総額の10%
- * 上記にかかわらず、日本国の居住者である配当を受ける実質株主が、配当の付与が決定する日までの6ヶ月間、配当支払会社であるフランスの課税上居住者である会社の資本の少なくとも15%以上を直接または間接に所有していた場合、源泉徴収税は課されない。

租税条約に基づき、フランスの会社が支払う配当の実質株主であり、租税条約の適用上日本国居住者である会社は、当該居住者に課される日本の租税に対して日本の税額控除を受ける権利を有している。かかる税額控除額は、当該所得に関して支払うべきフランスの租税と同じ金額である。しかし、当該税額控除の金額は、当該日本の租税のかかる所得に帰属する部分の金額を超えてはならない。配当を受ける実質株主が租税条約の適用上日本国に所在する会社であり、配当を支払う当行の資本の少なくとも15%またはその議決権の15%を所有する場合、日本の税額控除については、かかる配当の支払いから得た所得に関して当行が支払うフランスの法人所得税が考慮される。

■ 譲渡所得税

国内法に従って、登録事務所がフランス国外に所在し、かつ株式がその資産に含まれる恒久的施設または固定的施設をフランスに保有しない法人により本株式が売却されることで生じる譲渡所得は、株主は株式売却前の5年間のいずれかの時点において当行の配当権の25%超を直接的または間接的に保有してはならないという条件でフランスでは課税対象ではない（FTC第244-2-B条および第244-2-C条）。

株主（他の関係者が保有する本株式と合算されるものを含む。）が株式売却前の5年間のいずれかの時点において当行の配当権の25%超を保有していた場合、フランスでは、非居住者により実現された利益に対しては12.8%の税が課せられる。保有する権利の割合にかかわらず、利益がNCCTに設定された販売者により実現される場合、課税率は75%まで増加する。

租税条約第13条に従って、日本の居住者によってフランスに居住する会社の本株式の譲渡から発生した所得は、譲渡人の居住地すなわち日本において課税対象となる。以下の場合、フランスにおいて課税される。

- (i) 本株式の所有権が、投資家がフランスに有する恒久的施設または固定的施設に属する場合
- (ii) 譲渡者が保有する本株式（他の関係者が保有する本株式と合算されるものを含む。）が、課税期間中のいずれかの時点において、当行の資本の25%以上である場合、また譲渡者およびその関係者が課税期間中において譲渡する株式総数が当行の資本の少なくとも5%である場合

上記にかかわらず、会社が契約上の居住者であり、会社の再編の枠組の範囲内において株式の譲渡によって利益を獲得し、またかかる利益がかかる会社の再編の枠組の範囲内において国の税法に従って課税猶予により利益を得ることを証明する文書が所轄官庁により与えられる場合、かかる利益はその国内のみで課税対象となるものとする。しかし、かかる規定は、業務が主にかかる規定の利益の獲得のために実施された場合は適用されないものとする。

租税条約に基づき、キャピタル ゲインの実質所有者であり、租税条約の適用上日本国居住者である個人または法人は、当該居住者に課される日本の租税に対して日本の税額控除を受ける権利を有している。かかる税額控除額は、当該所得に関して支払うべきフランスの租税と同じ金額である。しかし、当該税額控除の金額は、当該日本の租税のかかるキャピタル ゲインに帰属する部分の金額を超えてはならない。

■ 金融取引税

FTC第235-3-ZD条に従って、金融取引税は、対価の取得に適用され、（フランスの本株式の）取得を行う年の前年の12月1日現在において時価総額が1十億ユーロを超えるフランスに所在する登録事務所を所有する会社によって証券が発行される場合に証券取引所での取引が認められるフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）の第L.212-1-A条の目的の範囲内における所有権および持分証券の譲渡が、またフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）の第L.211-41条の目的の範囲内における同一化持分の譲渡が行われる。

2018年1月1日現在、金融取引税率は証券の取得価値の0.3%である。

金融取引税による免除は多数存在し、投資家は免除を受けることができるかを自身の顧問に相談しなければならない。

金融取引税が株式の取得に適用される場合は、かかる取引は譲渡税を免除される。

4 【法律意見】

当行のグループ・ジェネラル・カウンセルであるドミニク・ブリネにより、下記の趣旨の法律意見書が作成されている。

- (1) 当行は、本書に記載される事業を遂行し、ならびに財産を保有しおよび運用する完全な権限を有するフランスの法律に基づき適式に設立され、有効に存在する会社である。
- (2) 当行を代理して行われる関東財務局長に対する本書の提出は、当行の権限の範囲内である。
- (3) 上記グループ・ジェネラル・カウンセルの知る限りにおいて、本書に記載されるフランスの法律に関する事項に関する記述は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
年度末財政状態					
資本金 ⁽¹⁾⁽²⁾ (単位：百万ユーロ)	1,067	1,010	1,010	1,010	1,008
発行済株式数 ⁽²⁾	853,371,494	807,917,739	807,917,739	807,713,534	806,239,713
業績 (単位：百万ユーロ)					
税金を除く収益 ⁽³⁾	34,300	30,748	27,207	27,174	28,365
税、減価償却費、償却費、 引当金、従業員賞与および 一般積立金控除前利益	3,832	(23)	1,678	5,884	5,809
従業員賞与	11	11	11	13	15
法人所得税	(581)	(616)	(109)	246	(214)
税、減価償却費、償却費 および引当金控除後利益	3,695	1,725	800	4,223	1,065
支払配当金 ⁽⁴⁾	1,777	1,777	1,777	1,777	1,612
1株当たり利益 (単位：ユーロ)					
税引後、減価償却費、 償却費および引当金 控除前利益	5.16	0.72	2.20	6.96	7.45
純利益	4.33	2.14	0.99	5.23	1.32
1株当たり支払配当金	2.20	2.20	2.20	2.20	2.00
従業員					
従業員数	46,177	46,942	46,804	46,445	46,390
給与総額 (単位：百万ユーロ)	3,754	3,128	3,560	3,696	3,653
従業員福利厚生費 (社会保険その他) (単位：百万ユーロ)	1,554	1,525	1,475	1,468	1,452

(1) 2019年にソシエテ・ジェネラルは、953.76百万ユーロの払込剰余金を伴う合計56.82百万ユーロの以下の増資を実施した。

- － 838.5百万ユーロの払込剰余金を伴う配当金から生じる49.77百万ユーロ
- － 115.26百万ユーロの払込剰余金を伴う従業員に留保した増資7.05百万ユーロ

(2) 2019年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの払込済資本金は、1,066,714,367.50ユーロであり、これは額面1.25ユーロの株式、853,371,494株から構成されている。

(3) 収益は、受取利息、受取配当金、受取手数料、金融取引利益およびその他の営業利益から構成されている。

(4) 株主に支払われた支払配当金1,777百万ユーロは、2018年12月31日現在の発行済株式数に基づき算定されている。

(2) 最近5連結事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
業績 (単位：百万ユーロ)					
銀行業務純利益	24,671	25,205	23,954	25,298	25,639
うちフランス国内リテール バンキング部門	7,746	7,860	8,131	8,403	8,550
うち国際リテール バンキ ング&金融サービス部門	8,373	8,317	8,070	7,572	7,329
うちグローバル バンキン グ&インベスター ソリューションズ部門	8,704	8,846	8,887	9,309	9,442
うちコーポレートセンター	(152)	182	(1,134)	14	318
営業総利益	6,944	7,274	6,116	8,481	8,746
経費率（自社の金融負債の 再評価およびDVAを除く。）	71.9%	71.1%	74.3%	65.6%	67.7%
営業利益	5,666	6,269	4,767	6,390	5,681
グループ当期純利益	3,248	3,864	2,806	3,874	4,001
株主資本 (単位：十億ユーロ)					
グループ株主資本	63.5	61.0	59.4	62.0	59.0
総連結資本	68.6	65.8	64.0	66.0	62.7
税引後ROE	5.0%	7.1%	4.9%	7.3%	7.9%
自己資本比率 ⁽¹⁾	18.3%	16.5%	17.0%	17.9%	16.3%
貸出および預金 (単位：十億ユーロ)					
顧客貸出金	400	389	374	373	358
顧客預金	410	399	394	397	360

(1) CRR/CRD 4 規制に基づく数値

(注) それぞれの事業年度において公表された値である。定義および潜在的な調整については、「第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1) 業績等の概要一定義および手法、代替的業績指標」に示されている。

2 【沿革】

1864年5月4日、ソシエテ・ジェネラルの設立令がナポレオン三世により署名された。発展の理想に突き動かされる産業主義者および資本家のグループにより設立された当行は、常に「フランスにおける商工業の促進」を使命としてきた。

設立当初からソシエテ・ジェネラルは、金融改革の最前線にある多様化したバンクモデルを採用し、経済の近代化を目指した。支店のネットワークはフランス領全域で急速に成長し、1870年から1940年の間には46の支店が1,500の支店にまで成長した。両大戦の間には、預金に関してフランスで有数の信用機関となった。

ソシエテ・ジェネラルは同時に、ラテン アメリカ、欧州および北アフリカの多くの国々の経済成長にとって不可欠であるインフラに対して融資を行い、国際事業の範囲を拡大させた。この事業拡大により、海外支店のネットワークが確立された。1871年、当行はロンドン支店を設立した。第1次世界大戦前夜に、ソシエテ・ジェネラルは14ヶ国（特にロシア）において直接または子会社の1つを通じて事業を行っていた。ニューヨーク、ブエノスアイレス、アビジャンおよびダカールでの支店の開設ならびに中欧の金融機関の買収により、ネットワークは拡大した。

ソシエテ・ジェネラルは、1945年12月2日のフランス法により国営化され、フランス領復興の融資において積極的な役割を担った。当行は戦後数十年の好況期において繁栄し、企業に対して革新的な商品（当行が市場リーダーの立場を保持する中期割引債およびリース ファイナンス契約を含む。）を販売することにより、銀行業務に関する技術の利用の増加に貢献した。

ソシエテ・ジェネラルは1966年から1967年のフランスのデブリ法に続いた銀行改革を利用し、新たな環境に適応する能力を実証した。提携企業を支援すると同時に、個人顧客事業にも注力した。このように、ソシエテ・ジェネラルは家庭に提供する信用商品および預金商品を多様化することによって、消費者社会の出現を支援した。

1987年6月、ソシエテ・ジェネラルは、株式市場参入に成功し、民営化され、当グループの従業員を対象に株式の募集が行われた。当グループは、顧客の世界的な発展を支援するため、とりわけコーポレート&インベストメント バンキング部門を通じてユニバーサル バンキング戦略を開発した。フランス国内では、1995年にフィマテクス（有数のオンライン バンクである後のブルソラマ）の設立、1997年にクレディ デュ ノールの買収によりネットワークを拡大した。国際的には、アフリカにおいて、モロッコ、コートジボワールおよびカメルーン、そしてその他の国々における発展を集約し、チェコ共和国のコメルチニ バンカおよびルーマニアのBRDを通して中欧および東欧において基盤を確立し、また、ロスバンクによりロシアにおいても基盤を確立した。当グループには138,000人を超える従業員⁽¹⁾がおり、62ヶ国で事業を行っている。当グループは、チーム精神、改革、責任およびコミットメントという当行の価値基準の中核に沿った持続可能な成長戦略を採用し、変革の過程を継続している。顧客のプロジェクトを実現させることによって将来に力強く焦点をおき、ソシエテ・ジェネラルは、顧客および従業員のニーズを最も良く予測し、21世紀の銀行を具現化するため、確信を持ってデジタル時代の機会を受け入れてきた。150年を超える顧客へのサービスおよび実体経済の発展における専門知識に依拠して、2020年1月において、ソシエテ・ジェネラル・グループは、その目標を「顧客とともに、合理的かつ革新的な金融ソリューションにより、より良い、持続可能な将来を築くこと」と設定した。

(1) 臨時雇用者を除く、期末の従業員数である。

3 【事業の内容】

(1) 会社の目的

当行の定款第3条に当行の目的が記載されている。ソシエテ・ジェネラルは、信用機関に適用される法令に定められる条件に基づき、フランス国内外において、個人および法人と以下の業務を行うことを目的とする。

- あらゆる銀行取引
- 銀行業務に関連するあらゆる取引（特に、フランス通貨金融法典第L.321-1条および第L.321-2条に基づく投資サービスおよび関連サービスを含む。）
- 他の会社のあらゆる持分の取得

ソシエテ・ジェネラルはまた、フランス銀行・金融規制委員会（*Comité de la réglementation bancaire et financière*）に定められた条件に定義されている通り、上記以外のあらゆる取引（特に保険代理業務）を日常的に行うことができる。

一般に、ソシエテ・ジェネラルは、自己のため、第三者の代理として、または共同して、直接または間接に上記の業務に関連して、または遂行を容易にする目的で、あらゆる金融・商業・工業・農業・証券・不動産の取引業務を行うことができる。

(2) 事業の内容

ソシエテ・ジェネラルは、欧州において有数の金融サービスを行うグループの1つである。多様かつ総合的なバンキング モデルに基づき、当グループは、世界の建設的な変革に貢献する、顧客にとって信頼できるパートナーとなることを目標とし、財政力および革新についての実績のある専門知識と持続的な成長戦略を統合させている。

150年超にわたり実体経済で活動し、欧州における確固たるポジションおよび世界のその他の地域とのつながりを有し、ソシエテ・ジェネラルは62ヶ国に138,000人⁽¹⁾を超える従業員を擁し、世界中で29百万人の個人顧客、企業および機関投資家⁽²⁾を日々支援している。当グループは、取引の安全確保、資産および貯蓄の保護および管理ならびに顧客の資金計画の支援のため幅広いアドバイザリー サービスおよび個々に合わせた財務ソリューションを提供している。ソシエテ・ジェネラルは顧客が求める革新的なサービスおよびソリューションを提供し、顧客をプライベートおよびビジネスの両面から守ることを目的としている。当グループのミッションは、将来に向けてポジティブな影響を与えたいと願う一人ひとりに力を与えていくことである。

ソシエテ・ジェネラルは、責任ある成長戦略に従い、CSRへの取組みおよびすべての関係者（顧客、従業員、投資家、サプライヤー、規制当局、監督当局および市民の代表者）へのコミットメントに全力を注いでいる。当グループは、事業を行うすべての国における文化および環境の尊重に努めている。

当グループは、3つの補完関係にある主力事業で構成されている。

- ソシエテ・ジェネラル、クレディ デュ ノールおよびブルソラマのブランドを含む、フランス国内リテール バンキング部門。各ブランドは、あらゆる種類の金融サービスを、オムニチャネル商品とともにデジタル イノベーションの最前線で提供する。

- アフリカ、ロシア、中欧および東欧におけるネットワークならびに各市場を先導する専門事業を有する国際リテール バンキング部門、保険事業および法人向け金融サービス部門
- 広く認められている専門知識、重要な国際拠点および総合的なソリューションを提供するグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

革新およびシナジーを促進し、また顧客の進化する要求および行動に最大限応えるため、当グループは、16の事業ユニット（事業部門、地域）および9のサービス ユニット（サポートおよび統制機能）に基づく機動的な組織を整備している。2017年に戦略計画である「成長への変革」を公表し、ソシエテ・ジェネラルは、今後3年間における5つの戦略上および事業上の優先事項を設定した。すなわち、成長、とりわけデジタル面での事業変革の加速、厳格なコスト管理の継続、当グループの再焦点化の完了および会社のあらゆるレベルにおける責任を重んじる文化の形成である。

急激に業界が変化している欧州の銀行部門において、当グループは発展および変革の新たな段階に突入している。

- (1) 臨時雇用者を除く、期末の従業員数である。
- (2) グループ保険会社を除く。

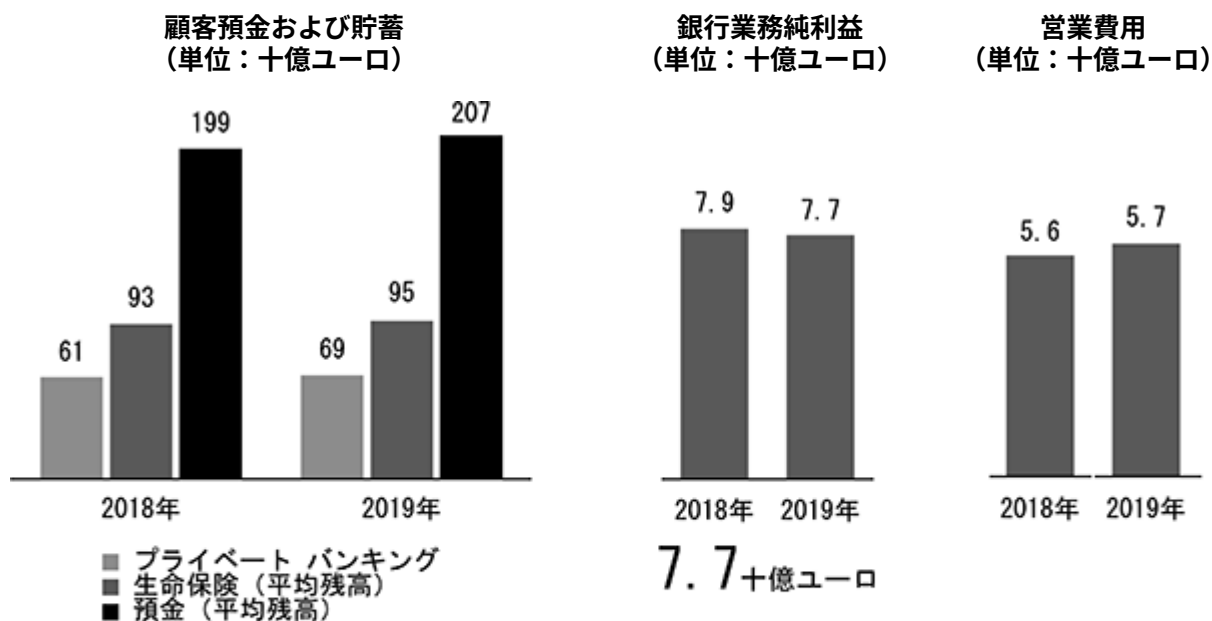
(3) 当グループの主力事業部門

主力事業部門の主要なデータ

	フランス国内 リテール バンキング部門			国際リテール バンキング & 金融サービス部門			グローバル バンキング & インベスター ソリューションズ 部門		
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年
従業員数（単位：千人） ⁽¹⁾	35.3	36.0	38.3	62.8	73.3	72.6	21.3	22.8	20.8
支店数	2,598	2,742	2,869	2,409	3,191	3,377		n/s	n/s
銀行業務純利益 （単位：百万ユーロ）	7,746	7,860	8,131	8,373	8,317	8,070	8,704	8,846	8,887
当グループ純利益 （単位：百万ユーロ）	1,131	1,237	1,010	1,955	2,065	1,975	958	1,197	1,566
帳簿貸出残高総額 ⁽²⁾ （単位：十億ユーロ）	201.1	191.4	196.9	138.2	135.7	138.7	158.1	164.8	136.0
帳簿貸出残高純額 ⁽³⁾ （単位：十億ユーロ）	196.2	186.0	191.4	111.3	110.2	115.1	157.1	163.8	134.6
セグメント資産 ⁽⁴⁾ （単位：十億ユーロ）	232.6	222.1	226.3	333.7	320.2	306.2	674.4	660.8	625.9
平均配分資本（規制資本） ⁽⁵⁾ （単位：百万ユーロ）	11,263	11,201	11,081	11,075	11,390	11,165	15,201	15,424	14,442

- (1) 臨時雇用者を除く、期末の従業員数である。
- (2) 顧客貸出金、預金および銀行貸出金、ファイナンス リースおよび類似契約ならびにオペレーティング リース。現先契約を除く。IFRS第5号に基づき再分類される事業体を除く。
- (3) オペレーティング リースを除く帳簿貸出残高純額
- (4) セグメント資産については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.1に含まれている。
- (5) 平均配分資本は、リスク加重資産の11%に基づいて計算される。
数値は、各事業年度に公表された通りである。

フランス国内リテール バンキング部門



👤 35,000
名のスタッフ

€ 196 十億ユーロ
の貸出残高

📈 1.1 十億ユーロの
グループ当期純利益への貢献
(2018年は1.2十億ユーロ)

フランス国内リテール バンキング部門は、個人ならびにプロの顧客、企業、非営利団体および地方自治体からなる多様な顧客基盤のニーズに合う広範囲の商品およびサービスを提供している。

チームの専門知識を活かした効率的かつマルチチャネルな流通システム（約2,600の支店を含む。）の展開、成功事例の共有ならびにプロセスの最適化およびデジタル化により、フランス国内リテール バンキング部門は補完関係にある3ブランド（有名な国内銀行であるソシエテ・ジェネラル、リージョナルバンク グループであるクレディ デュ ノールおよび大手オンライン バンクであるブルソラマ バンク）の力を結集させている。

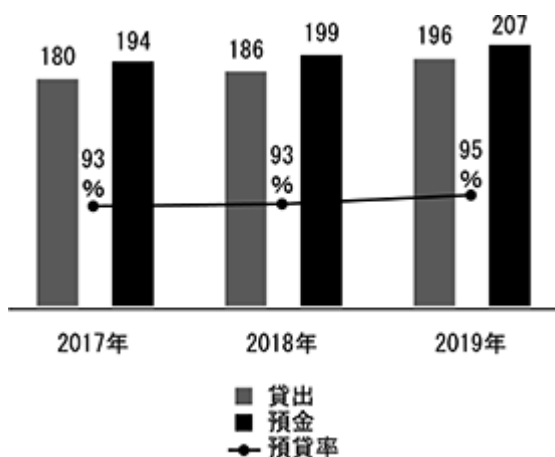
リテール バンキング ネットワークは、関係性に注力した未来の銀行グループ構築のために革新を行っている。フランス国内リテール バンキング部門は以下の点において卓越している。

- 業界で認められた顧客向けサービス
- フランス国内でのオンライン バンキングおよびモバイル バンキングにおける主導的ポジション
- 堅調な販売モメンタム
- 顧客の需要および期待に持続的に対応する能力

フランス国内リテール バンキング部門は、すべてのセグメントにおける顧客の満足度を向上させ、かつ、より多くの付加価値サービスを発展させ、フランス国内および国際的に事業の拡大を支援するべく努めている。かかる目的のため、特に保険事業、プライベート バンキング、コーポレート&インベストメント バンキングといった専門的な事業部門とのシナジーを活用している。例えば、フランス国内リテール バンキング部門は、国際リテール バンキング&金融サービス部門内で運営されている子会社のソジェキャップおよびソジェシュールの開発による保険商品を販売している。

2019年末において、生命保険の残高は、2018年末の93.2十億ユーロに対して、95十億ユーロであった。

貸出および預金（単位：十億ユーロ）（*）



（*）四半期平均残高

ネットワークは、引き続き経済を支え、顧客がそのプロジェクトに対して資金を融通することを助け、平均貸出残高は、2018年における187十億ユーロから2019年には196十億ユーロへと増加した。同時に、預金獲得をめぐる熾烈な競争の中、着実な預金獲得の結果として、2019年の預貸率は、2018年の業績に比して上昇し、95%となった。

ソシエテ・ジェネラルのネットワーク

ソシエテ・ジェネラルのネットワークは、ソシエテ・ジェネラルに事業を委託している個人顧客ならびに445,000人近くのプロの顧客、非営利団体および法人顧客のニーズに応じたソリューションを提供しており、かかるネットワークは、以下の3つの主要な強みを活用している。

- 国富の大部分が集中している都市部に主に位置する1,793の支店
- 貯蓄商品および資産運用ソリューションから企業金融および支払手段にわたる、包括的かつ多様な商品およびサービス
- インターネット、携帯電話、電話およびサービス プラットフォームによる包括的かつ革新的でオムニチャネルなシステム

販売プログラムおよびバック オフィス センターの改革

ソシエテ・ジェネラルは、フランス国内リテール バンキングが、その販売プログラムを変更し、2015年に立ち上げた改革計画#Client 2020を引き続き実施していく。かかる計画は、バック オフィス センターを特化させ、2020年までにフロントーバック間プロセスの80%を自動化およびデジタル化することで顧客の期待の根本的な変化に応え、人間とデジタルの専門知識を最良の形で適合させる銀行となることを目的としている。

当行の販売組織は、各市場の顧客により高い専門知識、流動性および付加価値のあるアドバイザリー サービスを提供するために、合理化され、特化されたものである。当行は、下記の目的で、組織を再編し、再配置している。

- 当行の目標（2020年までに2,200店から1,700店）に基づき支店数を縮小簡素化し、100店を上回る改装を加えた代理店で新たなカスタマー ジャーニーを策定する。
- フランス全国に126を超える専門的コンセプト エリアを創設し、約20の企業ビジネス センターを開設し、2020年までに約30の達成を目指す。
- 完全なりモート形態による専門知識の提供施設として、顧客リレーションシップ センターを導入する。

かかる変革プランを進めるため、2019年11月にフランス国内リテール バンキング部門の本社およびバックオフィスの再編に向けた新たなプロジェクトがスタッフ代表理事会に提出された。2020年1月30日において、経営陣と3つの労働組合との間で、2023年までのフランス国内リテール バンキング部門の変更に關する新たな従業員支援協定が締結された。かかる合意は、事業ユニットとフロントーバック組織を導入することで、当行のプロセスを業務上実現し、サービスの質の向上への取組みに一層尽力するという当行の決定の一環をなしている。

ネットワーク ポートフォリオとして現在5.7百万件⁽¹⁾近くの口座数を有しており、個人顧客基盤はソシエテ・ジェネラルのネットワーク ポートフォリオの主要な要素となっている。

個人顧客預金は、2018年の91十億ユーロに対して2019年には96十億ユーロに達した。2019年における個人顧客の貸出残高は、2018年のレベルで3%増の81十億ユーロであった。当該合計額のうち、88%を住宅ローン事業が占めた。

2019年、ソシエテ・ジェネラルは、リテール顧客向けに、最新化への取組みを加速させた。決済事業では、インスタント ペイメントに関連する商品およびサービスの提供を開始したほか、ペイメント カードによるキャッシュバック サービスの拡充、ならびに旅行愛好者向けのビザカードの導入を行った。また、当グループは、企業変革とヘルスケア改革に関するフランスのパクト法を受けて策定されたプロジェクトにより、2つのカスタマイズされたオファーを提供し、成果を上げた。また、ソシエテ・ジェネラルは、バンク アズ アプラットフォーム戦略の一環をなすプロジェクト「ウィズビィ (Wizbi) 」の立ち上げに合わせて設計された18~24歳の年齢層を対象としたブースト サービス プラットフォームの提供を開始した。

ソシエテ・ジェネラルは、カスタマー リレーションシップ戦略を踏まえて、フランス全土の優秀な750人の資産運用に関する専門家による新しいプライベート バンキング事業構想を導入し、新規のリテール顧客を対象とするオン ボーディングサービスに向けた基盤を築いた。

ソシエテ・ジェネラルは、また、法人顧客のためにビジネス センターを創設し、さらに、リテール顧客およびプロの顧客のための地域販売部門を設置することにより、ネットワーク特化戦略を進めている。特化戦略は2020年に完成する予定である。

ソシエテ・ジェネラルは、関係性に注力した3要素で構成された誓約（すなわち、より多くの個々の顧客に対する配慮、専門知識および簡潔さの提供）とともにプロの顧客特有の要望および変化する期待により良く応えていくため、245,000人のプロの顧客に向けた新たなコマーシャル イニシアティブを導入している。

現在、当行のプロの顧客は、当該顧客のサポートを任じられ、ビジネスライフおよびプライベートライフを各自で担当する2人の専門アドバイザーより完全サポート体制を享受している。また、自営業者の顧客を対象とするアドバイザーを有する特定のシステムも展開されている。

また、2019年末にはプロの顧客に特化した126箇所のコンセプト エリアを展開し、2020年末までには150箇所に増やす目標を設定している。これらのコンセプト エリアには、プロの顧客が日々の問題を処理し、事業を発展させるために必要な専門家およびサービスが結集される。

加えて、顧客は、小切手の預入ならびに現金の預入および引出が可能な、長い営業時間をメリットに持つ850箇所のオープン プラン コンセプト エリアを利用できる。2020年末までに、合計1,000箇所のコンセプト エリアが見込まれている。

法人市場においては、2019年は持続的に好調な販売モメンタムが特徴的であった。2019年末現在、当行の法人顧客数は、94,000社弱であった。

経済支援に貢献する一環として、ソシエテ・ジェネラルのネットワークは、顧客の投資プロジェクトに対し資金提供を行っている。2019年において、法人顧客預金（プロの顧客、法人、非営利団体および公共部門を対象とする。）は、総計52十億ユーロであり、貸出残高は63十億ユーロであった。2018年はそれぞれ51十億ユーロおよび59十億ユーロであった。

起業家とのより緊密な関係の構築を目指し、ソシエテ・ジェネラル・ネットワークの販売プログラムは市場に応じて特化される。2020年までに、法人顧客、公的経済主体および社会的・機能的経済主体のためのリージョナル ビジネス センターが30近く創設される。2019年末には、19のビジネス センターが開設された。

ソシエテ・ジェネラルのネットワークは、また、中型株インベストメント バンキング（MCIB）のプラットフォームに依拠している。MCIBは、フランスの中小企業および中型株を対象としたコーポレート&インベストメント バンク部門であり、上場および非上場の中型株の外部成長または内部成長による発展および譲渡（売却および資本再構築）を支援するため、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門と協働で業務に従事している。MCIBは、かかる顧客に対し、総合的な対象に向けた包括的コーポレート&インベストメント バンキング部門におけるアドバイザリー、銀行または資本市場からの資金調達およびプライベート エクイティ等のサービスを提供する。MCIBのチームは、パリおよびソシエテ・ジェネラル・ネットワークの6つの地域部門（リール、レンヌ、ストラスブール、マルセイユ、リヨンおよびボルドー）に拠点を置く130名を超える専門家から構成されている。かかる包括的プラットフォームは、個人的な配慮および対応に即して、起業家向けに特化されたプライベート バンキングによるサービスの提供を補完する。

SGアントレプレナー プログラムは、事業主に対する戦略的アドバイスを、地域部門に分類されるリテールバンキング部門、コーポレート&インベストメント バンキング部門、プライベート バンキング部門および不動産融資部門の専門知識を通じて補足的なソリューションと融合させる。当行は、ソシエテ・ジェネラル アントレプレナーという包括的なパッケージを活用して事業主にとって好ましいパートナーであることに尽力し、起業家としてのキャリア パスにより、個人として、また資産運用の視点から、事業の発展およびそのための支援に専心する。

新経済における事業を支援するために、ソシエテ・ジェネラルは、新興企業を対象としたプログラムを2017年に立ち上げた。当該プログラムは、当行の2つのネットワーク間の関係強化を目的としたBPIフランスとの提携等の取組みを含む。さらに、2019年末までに、フランス全国で150名の専門家アドバイザーが任命された。当該施策は、中型株インベストメント バンキング (MCIB) のプラットフォームから、資金調達に係る専門的支援を受けて補完された。

(1) プロの顧客による個人的活動を含む。

クレディ デュ ノールのネットワーク

クレディ デュ ノール グループは8行のリージョナル バンク (コルトワ、コルブ、レイデルニエ、ヌジェ、ローヌ - アルプ、ソシエテ マルセイエーズ ドゥ クレディ、タルノーおよびクレディ デュ ノール) および投資サービス提供者・仲買業者であるジルベール デュポンにより構成されている。

クレディ デュ ノールの事業体は、その事業活動の運営における高いレベルの自立性を特徴とし、特に、顧客の要求への迅速な意思決定と対応に表れている。

クレディ デュ ノールは、その目的を再考したうえで、「常に国内の企業家に向けたサービスの提供に注力する」という目的の実現を目指したAgir 3と称する抜本的変革プランを導入した。

クレディ デュ ノール グループの各行の戦略は、以下の3本の柱に支えられている。

- フランス地域の起業家に対し、法人顧客、プロの顧客およびリテール顧客向け各市場においてかかる対象顧客に強力な存在感を確保させる銀行であること。
- 当グループにおけるネットワークの適応性の強化、および顧客との意思疎通の充足手法を十分に具備した銀行であること。
- 機動的であり、運営上の効率性、責任および自立の強化を追求する組織形態であり、かつ健全な経営風土を踏襲し、分権化された組織において迅速な意思決定方法を実施する銀行であること。

クレディ デュ ノール グループの業績の質および堅調さは市場により認識されており、スタンダード&プアーズの長期格付けにおいてAおよびフィッチ・レーティングスの格付けにおいてAを取得していることにより裏付けられる。

805の支店のネットワークにわたって、クレディ デュ ノールは、1.8百万人超の個人顧客⁽¹⁾、219,000人のプロの顧客および非営利団体ならびに43,200の法人顧客および機関顧客にサービスを提供している。2019年において、クレディ デュ ノールの平均預金残高は、2018年の43.9十億ユーロに対して、合計45.1十億ユーロであり、貸付残高は、2018年の41.5十億ユーロに対して、合計43.9十億ユーロであった。

(1) 取引のある顧客の人数

ブルソラマ

ブルソラマは、ソシエテ・ジェネラルの子会社であり、フランスにおいて、オンライン バンキング、オンライン仲買事業ならびに経済および株式市場のニュースにおいて首位を占めるboursorama.comを通じたオンライン金融情報という同社の3つの主要な事業における草分けおよび主導者である。

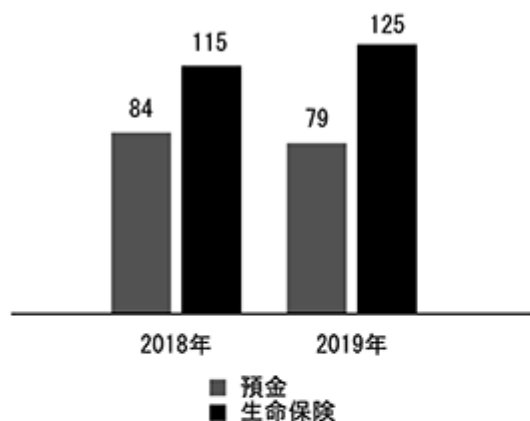
ブルソラマ バンクは、12年連続でフランスにおいて最も価格競争力のある銀行として、2015年以降、顧客数を3倍増にし、現在、2.1百万人以上の顧客が登録されている。推奨率は引き続き90%と高位を占め、ネット プロモーター スコアは+47である。収益や金融資産の要件にかかわらず、誰もがアクセスできるオンライン バンクであるブルソラマ バンクの誓約は、同行の開業以来同じであり、すなわち、顧客の生活を最も競争力のある価格で簡素化し、最良のサービスを提供することである。

2019年、ブルソラマは、フィットビット ペイおよびガーミン ペイといったモバイル支払ソリューションの提供に加えて、インスタント ペイメントおよびパフォーマンス ブラス（株式市場データ）モジュール、アルティムトラベラーズ カードおよびCliユーロ金融ソリューションの提供を開始し、商品およびサービスの幅を拡大した。

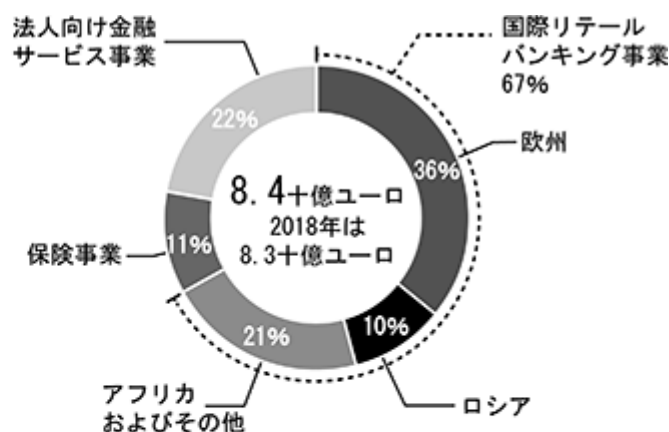
ブルソラマ バンクでは、セキュリティおよび低い手数料に加えて、顧客の変化する期待、簡素さおよび効率性に的確に対応することで、リーディング・バンキング事業者としての地位を毎年体系的に強化し、2021年には3百万人を上回る顧客数の目標達成を見込んでいる。また、ブルソラマは、オンライン ポータル www.boursorama.comでもあり、同ポータルサイトは20年以上前にサービス提供を開始し、金融経済ニュースサイトでは首位を占めており、月間35百万回のアクセスがある（出典ACPM、2019年11月）。

国際リテール バンキング&金融サービス部門

当行の顧客預金および貯蓄内訳
(単位：十億ユーロ)



銀行業務純利益内訳

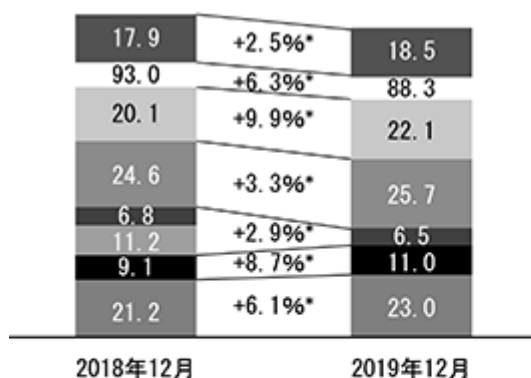


63,000
名のスタッフ

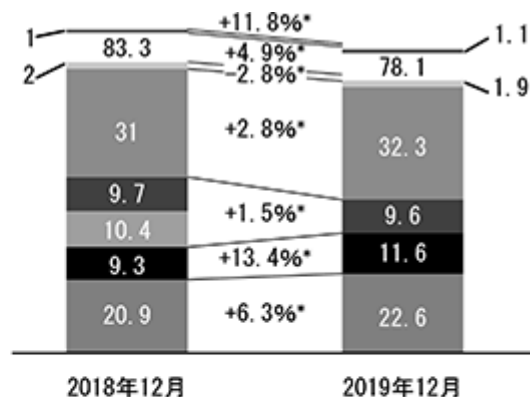
111十億ユーロ
の貸出残高

2.0十億ユーロ
のグループ当期純利益への貢献
(2018年は2.1十億ユーロ)

貸出残高内訳 (単位：十億ユーロ)



預金残高内訳 (単位：十億ユーロ)



(*) ファクタリングを除く。

国際リテール バンキング部門&金融サービス（IBFS）部門は以下を統合している。

- 欧州、ロシアならびにAFMO（アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域）の3つの事業ユニットに分けられている国際リテール バンキング部門の活動
- 3つの専門的な事業（保険事業、事業用車両リース・車両管理事業およびベンダー ファイナンス・設備ファイナンス事業）

かかる柱を通じて、当グループは経済的および社会的な環境変化を取り入れ、成長の速い領域でネットワークの力を活用することにより当グループの顧客の国際的成長を支援することで、個人顧客および法人顧客により良いサービスを提供することを目指している。IBFSは、リスク管理および希少資源の配分の最適化を系統的に模索する一方、収益向上のため、関係性を重視するユニバーサル バンキング モデル、より幅広い商品を通じた顧客基盤の拡大ならびに専門知識の提供および共有を戦略の基本としている。

約63,000人⁽¹⁾の従業員および62ヶ国における商業拠点を擁し、IBFSは、豊富な商品およびサービスを個人顧客、プロの顧客および法人顧客に提供することに専念している。

IBFSは、補完的な専門知識を活用し、様々な市場において強固で広く認められた地位を享受している。

(1) 臨時雇用者を除く、期末の従業員数である。

国際リテール バンキング事業

国際リテール バンキング事業では、国際バンキング ネットワーク事業および消費者金融事業のサービスが統合されている。これらのネットワークは、その成長戦略に沿って着実に前進しており、現在、欧州、ロシア、地中海沿岸地域およびサハラ以南のアフリカ等の事業を行う地域において主要な地位を維持している。国際リテール バンキング事業は、また、自らも成長の拠点とする当地の経済に対し資金提供を支援しており、かかる潜在性の高い地域に対する戦略によって、当グループの事業の継続的な力強い成長が可能となっている。

欧州

当グループは、フランス、ドイツおよびイタリアにおける主に消費者金融および自動車ローンに関する事業を通じて、西欧においてその地位を確立している。主に自動車ローン市場の堅調な成長を背景に、2019年における貸出残高は9.9%増加し、22.1十億ユーロとなった。

チェコ共和国において、コメルチニ バンカ（KB）は、貸借対照表の規模では第3位にランクしており、2019年12月の時点で、貸出残高は25.7十億ユーロ、342の支店および7,893人の従業員（FTE）を擁している。1990年に設立され、2001年にソシエテ・ジェネラルの子会社となったKBは、個人顧客向けのユニバーサル バンキング業務を発展させ、法人顧客および地方自治体において伝統的に持つ存在感をさらに強めている。KBグループはまた、ESSOX（消費者金融および自動車ローン）やモドラ ピラミダ（住宅ローン）により個人顧客を対象として幅広い商品を提供しつつ、さらに、プライベート バンキングと連携して開発した分野の商品も提供している。2019年、コメルチニ バンカは、現金管理事業分野では首位を占め、ユーロマネー誌サーベイにて、チェコ共和国における「ユーロマネー マーケット リーダー」に指定された。

ルーマニアにおいて、BRDは、同国の民間バンキング ネットワークをけん引しており、2019年11月末現在649の支店を有し、貸借対照表の規模では第3位の銀行であり、預金において約12%および貸出において12%の市場シェアを有する。ソシエテ・ジェネラル・グループは、1999年にBRDの主要株主となった。BRDグループの事業は3つの主な事業部門、すなわち、個人顧客、プロの顧客および中小企業向けのリテール バンキング事業、コーポレート&インベストメント バンキング事業ならびにBRDファイナンスとの消費者金融事業から成り立っている。貸付残高および預金残高はそれぞれ合計6.5十億ユーロおよび合計9.6十億ユーロとなった。

2019年、ソシエテ・ジェネラルは欧州における4つの子会社、すなわち、モビアスバンカ（モルドバ）、SKB（スロベニア）、ソシエテ・ジェネラル・バンク・モンテネグロ（モンテネグロ）およびオフリドスカ バンカ（マケドニア）において過半数の持分を売却することを発表した。

ロシア

当グループは、ユニバーサル バンキング モデルを展開しており、貸借対照表の規模ではロシアにおける外国資本による銀行グループで第2位となった。2019年末現在の貸付残高および預金残高は、それぞれ11.1十億ユーロおよび11.6十億ユーロであった。ソシエテ・ジェネラルは、住宅ローン（当該事業は、従前、2019年にロスバンクと合併したデルタクレジットによって運営されていた。）およびロシファイナンス バンクから譲渡を受けた自動車ローン事業とともに、法人顧客および個人顧客部門の様々な事業活動を行っている。2019年ロスバンクは、POSローン事業から撤退した。

法人顧客について、当グループは引き続きSG CIBとのパートナーシップを通じた融資活動および投資活動に焦点をあて、ロシアおよび多国籍の大規模な企業を対象としつつ、徐々にターゲットとなる顧客基盤の拡大も図っている。当グループは、また、業務効率の改善や、リスク プロファイルの抑制および縮減にも引き続き重点的に取り組んでいる。

当グループは、また、保険事業（ソシエテ・ジェネラル・インシュランス）および企業金融サービス部門におけるその他の連結事業体を通してロシアで事業を行っている。

アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域

ソシエテ・ジェネラルは、19ヶ国における事業を通じて、成長への変革と称する戦略計画におけるアフリカへのコミットメントならびに銀行システムおよび金融システムの発展への寄与を再確認した。

地中海沿岸地域において、当グループは、1913年からモロッコ、1999年からアルジェリア、2002年からチュニジアにおいて存在感を示している。当グループは、当該地域において、679の支店を、また、2.4百万人超の顧客を有する。2019年12月末において、預金残高総額は10.7十億ユーロにのぼり、貸出残高は11.6十億ユーロであった。

サハラ以南のアフリカにおいて、当グループは、由緒ある存在感を築き上げており、16ヶ国において事業活動を行っている。当グループは、強固な地域基盤を自負しており、特に、当グループが、貸出および預金で市場の主導者となっているコートジボワール、貸出および預金で第2位を占めるセネガルならびに貸出で第1位および預金で第2位を占めるカメルーンにおいて顕著である。2019年、貸付残高は、一定の為替レートおよび範囲を前提として、堅実な14.4%増の6.8十億ユーロに、また、預金は8.1十億ユーロ（一定の為替レートおよび範囲を前提として、9.8%増）に増加した。

2019年、ソシエテ・ジェネラルは、ユーロマネー誌から、「企業責任におけるアフリカのベスト バンク」に選定されたが、同誌は、また、ソシエテ・ジェネラル・アルジェリアおよびソシエテ・ジェネラル・コートジボワールを、当該国の「ベスト バンク」にそれぞれ選定した。また、ソシエテ・ジェネラルは、カメルーンにおいて5年連続で「ベスト バンク」および「ベスト インベストメント バンク」を、モロッコにおいて「ベスト フォーリン バンク」、「ベスト インベストメント バンク」および「ベスト アセット マネジャー」を、ベニンおよびギニアにおいて「ベスト バンク」（以上EMEAファイナンス誌）を、さらに、ベニン、カメルーン、コートジボワール、ギニアおよびセネガルにおいて「ベスト バンク」を、さらにカメルーン、コートジボワール、モロッコおよびチュニジアにおいて、「ベスト トレード ファイナンス バンク イン アフリカ」（以上グローバル ファイナンス誌）を含むその他多くの賞を獲得した。

当グループの「成長への変革」プログラムにおける戦略的課題に取り組むため、2018年11月に開始された「アフリカとともに成長」と題したイニシアチブは、アフリカの持続的な発展に総合的に貢献することを目指している。かかるイニシアチブは、対話を確立し、話を聞き、革新的なリソースやアプローチを共有することにより現地の関係者および国際的な専門家たちと協力して実行される。かかるイニシアチブは、以下の4つの柱に重点を置いている。すなわち、アフリカの中小企業の発展を支えること、インフラに対する融資の提供、金融包摂を通じて人々の発展を促進するサービスを提供することならびに再生可能エネルギーおよびアグリビジネスのための革新的ファイナンスの提供である。

フランス海外領域では、当グループは40年以上に亘り、各営業拠点を置くレユニオンおよびマヨット島、フランス領ポリネシアならびにニューカレドニアにおいて事業を行っている。ソシエテ・ジェネラルは個人顧客および法人顧客等に対して同一のユニバーサル バンキング サービスを提供している。

2019年、ソシエテ・ジェネラルは、子会社であるソシエテ・ジェネラル ド バンク オ アンティルを売却処分したことを発表した。

保険事業（ソシエテ・ジェネラル・インシュランス）

ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、リテール バンキング、プライベート バンキング事業および金融サービス事業とのシナジー効果を享受の下に業務を行いつつ、ソシエテ・ジェネラル・グループの発展方針に従う。また、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスでは、社外とのパートナーシップを構築することにより、流通モデルの提供開始を進めている。ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、生命保険関連貯蓄事業、退職関連貯蓄事業および損害保険事業において、個人顧客、プロの顧客および法人顧客の要望に対応した包括的な範囲の商品およびサービスを総合的に提供している。ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、2,652名の従業員（正規社員（FTE））の専門知識を活かし、顧客から信頼されるパートナーを目指し、財務上の強みに加えて、着実なイノベーションおよび持続可能な発展を図る。

2019年、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスの事業は、保険契約者に提供されるサービスを拡充しつつ、その成長を維持した。さらに、生命保険の投資ソリューションにおけるユニットリンク保険基金の拡大ならびに個人保護保険および損害保険の選択肢の拡張により、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスのビジネスミックスにおいて実施される多様化戦略は加速した。

2019年末現在、生命保険の投資ソリューションにおいて、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスの残高は、8%増加し、125十億ユーロに達した。ユニットリンク保険の残高は、2018年に比べ、急成長し、30%のシェアとなった。個人保護保険および損害保険の収益は、2018年より8%増加した。2019年、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、顧客満足度を上げるための革新的な商品およびサービスの策定に重点を置き、銀行保険モデルのデジタル移行を加速させた。かかる取組みの背景として、フランスにおけるカスタマー ジャーニーの56%は、完全にデジタルによるもので、成約36%がオンライン販売による。ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、パクト法（企業の成長および変革のための行動計画）の施行を受けて、特に100%SRIファンドをはじめとする幅広いユニットリンクの支援を統合し、すべての保険販売代理店に向けてその個々の顧客層に適した個人向け退職金関連貯蓄商品を最初にフランス市場に提供した保険会社のうちの一社である。またソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、新たな市場とサービスを評価するために、当グループのその他の事業、ALD、ブルソラマおよびCGI等に加えて、外部のパートナーとの相乗効果により、ビジネスモデルの多様化に引き続き取り組んだ。

法人向け金融サービス

事業用車両リース・車両管理事業（ALDオートモーティブ）

ALDオートモーティブは、国内外双方の市場におけるあらゆる規模の事業、さらには個人向けに事業用車両リースおよび車両管理を中心としたモビリティ ソリューションを提供している。当該業務は、オペレーショナル リースの金融上の利得と、メンテナンス、タイヤ管理、燃料消費、保険および車両交換等の総合的な、最高レベルのサービスを統合している。

ALDオートモーティブ グループは、6,142名の従業員（FTE）を雇用しており、43ヶ国に各事業拠点を置き、ALDオートモーティブは、リース会社として最大の地理的範囲を対象としており、1.76百万超の車両を管理している。新興市場について有する比類なき知識を自負しており、北米のウィールズ、オーストラリアおよびニュージーランドのフリートパートナーズ、南アフリカの阿布サ、アルゼンチンのオートコープおよび中央アメリカのアレンド リーシングと提携関係を構築している。2019年、かかる事業は、マルチブランドによる事業用車両リースおよび車両管理において欧州で第1位を、全世界で第2位を占める。

モビリティ ソリューションズの草分けとして、ALDオートモーティブは、顧客、車両管理者および運転者に無類のサポートを提供し、カスタマイズされたソリューションを調達するために、継続的に革新を行っている。かかる戦略は2019年に再び業界より評価を受け、2019年5月から7月に行われたBVA Group - Viséo CIの調査により、ALDオートモーティブ フランスには、事業用車両リース市場において12年連続となる「2020年カスタマー サービス」賞が授与された。

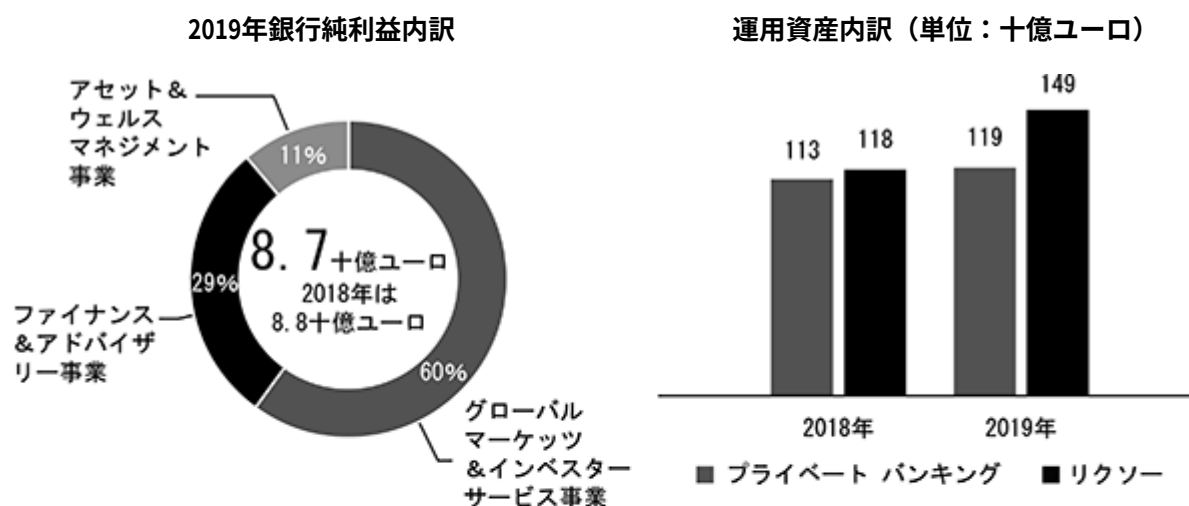
ALDは2017年6月よりユーロネクスト市場に上場しており、その株式の20.18%を上場している。ソシエテ・ジェネラルは、引き続きALDの支配株主であり、ALDオートモーティブは、当グループの資金供給能力の恩恵を受け続ける。

ベンダーファイナンス・設備ファイナンス事業 (SGEF)

ソシエテ・ジェネラル・エクイップメント・ファイナンスは、ベンダーおよび専門設備ファイナンスを専門としている。当事業は、国際的なベンダー（専門設備製造業者および販売業者）とのパートナーシップ契約を通じて、また、現地製造業者および販売業者との間で直接行われる。ソシエテ・ジェネラル・エクイップメント・ファイナンスは、輸送、工業設備、ヘルスケア技術およびグリーン エネルギーの4つの主要な分野において専門知識を活用している。SGEFは、欧州における首位の立場を誇り、31ヶ国で事業を行っており、26.3十億ユーロの残高のポートフォリオを管理している⁽¹⁾。SGEFは、国際的な大企業から中小企業にわたる様々な顧客基盤に対して、数多くの多様な商品（ファイナンス リース、ローン、リースおよび債権購入を含む。）ならびに保険およびマーケティング等のサービスを提供している。2019年、ソシエテ・ジェネラルは、エクイップメント ファイナンスの子会社である、ドイツのペマおよびスカンジナビアのSG フィナンスに有する過半数株式を売却したことを発表した。リース業界の賞の常連受賞者として、ソシエテ・ジェネラル・エクイップメント・ファイナンスは、リーシング ライフ誌賞により「欧州における年間最優秀貸主」の称号を獲得し、また、2019年のアニュアル アセット ファイナンス 欧州 50により首位として評価された。

(1) 2019年12月31日の時点の、フランファイナンス、ソジェリースおよびスター リースを含む数字

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門



21,000
 名のスタッフ

157十億ユーロ
 の貸出残高

1.0十億ユーロ
 の当期純利益への貢献
 (2018年は1.2十億ユーロ)

4,213十億ユーロ
 のカストディ資産 (デリバティブに
 対してグローバルリーダー、欧州に
 対して第2位のカストディアン)

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門 (GBIS) は、グローバル マーケッツ&インベスター サービス事業、ファイナンス&アドバイザリー事業、アセット マネジメント事業およびプライベート バンキング事業を企業、金融機関、投資家、ウェルス マネジャーおよび個人事業主ならびに個人顧客といった選ばれた顧客を対象に提供することをその業務としている。

発行体および投資家の間の経済フローの基軸として、GBISは、長期にわたって顧客をサポートし、個々のニーズに適応する多様なサービスおよび総合的なソリューションを提供している。

GBISは、45ヶ国において21,000人を上回る従業員を雇用し、60ヶ国超で事業⁽¹⁾を行っている。GBISは、欧州の広範囲を網羅し、中・東欧、中東、アフリカ、米州およびアジア太平洋地域に営業所を有している。

GBISの専門家たちは、発行体である顧客（大企業、金融機関、政府機関および公共セクター）に対して、それぞれの発展に関する戦略的アドバイスを提供し、この発展に融資しリスクをヘッジするための市場へのアクセスを提供している。また、GBISの専門家たちは貯蓄を運用している投資家に対して、設定されたリスク リターンの目標に基づく投資サービスを提供している。当行は、資産運用会社、年金基金、個人事業主、ヘッジファンド、ソブリンファンド、公共機関、民間銀行、保険会社および販売業者に対して、株式および債券、クレジットおよび為替への包括的なアクセスを、最高レベルの調査関連の専門知識に裏打ちされた独自のクロスアセット ソリューションおよびアドバイザリー サービスとともに提供している。かかるサービスの提供は、幅広いインベスター サービスにより完成される。

当グループは、持続可能でプラスの影響をもたらす融資の先駆者として、顧客に助言を提供し、より公正な、かつ環境に優しい経済への移行を目指す具体的な融資・投資ソリューションを提供している。

当グループの目標は、欧州またその他世界の国々のいずれにおいても顧客に最適で付加価値のある体験を提供することができる主要なパートナー銀行となることである。かかる目標への取組みとして、当グループは、SGマーケット ツールの機能性を利用し、企業間の金融サービスのための先駆的な市場を築くことを目的としたプラットフォーム戦略を加速している。

2019年、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門は、所定の財務目標を遵守しつつ、リストラクチャリング計画を順調に実行した。ソシエテ・ジェネラルは引き続き、持続可能な、また競争優位性において明確な強みを有する分野にグローバル バンキング モデルを重点的に取り入れつつ、一方で顧客および当グループにとって最も相応しい、地理的特徴、提供サービスおよび顧客の調和を図るリソース配分を強化している。

(1) ソシエテ・ジェネラル・グループ内のパートナーシップによる国内事業

グローバル マーケッツ&インベスター サービス事業

グローバル マーケッツ&インベスター サービス事業 (GMIS) 部門は、「債券・為替事業」、「エクイティ事業」および「証券サービス事業」を統合し、顧客のために総合的な資本市場サービスを開発し続けている。このように、かかる事業部門は、市場へのグローバルなアクセスを提供する主導的な金融機関としての強みと、その活動において市場の主導的立場に位置付けられるブローカーの顧客指向のアプローチを統合させている。

2019年、ソシエテ・ジェネラルは、「ストラクチャード プロダクツ ハウス オブ ザ イヤー」（リスク アワード2019）の称号を獲得した。また、ソシエテ・ジェネラルは、価値ある大義のために用いられることを目的として、これまでに例のない「ヘッジ トゥ プレッジ」と称する外国為替取引上のラウンド アップ処理への取組みに関して、グローバル キャピタルから称賛を受けた（グローバル キャピタル デリバティブ アワード2019）。

顧客が、金融市場の相互接続性が高まる今日の状況を検索する際の支援として、専門家（金融エンジニア、販売要員、トレーダーおよび専門アドバイザー）は、それぞれの顧客のニーズおよび特定のリスクに対応するよう策定されたカスタマイズのソリューションを提供するため、特有の総合的プラットフォームであるSGマーケットを利用している。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門で進められているリストラクチャリング計画の一環として、自己勘定取引の子会社であるデカート トレーディングが廃止され、店頭コモディティ取引デスクの業務縮小が進行中である。当行はまた、収益性を高めるために、フロー業務（現金およびフロー デリバティブ）、特に債券・為替事業およびプライム サービス事業を再編し、方向転換を図った。

債券・為替事業

債券・為替（FIC）の業務は包括的な商品およびサービスをカバーしており、ソシエテ・ジェネラルの顧客による債券・クレジット・為替および新興市場に係る業務の流動性、プライシングおよびリスクヘッジを確実なものとしている。

チームは、ロンドン、パリ、マドリッド、ミラノ、米国およびアジア太平洋地域を本拠としており、多岐にわたるフローおよびデリバティブ商品を提供している。徹底した調査、設計・策定、トレーディングおよび電子商取引に関する専門知識を基盤として、チームは、戦略的助言、フロー データおよび競争価格を提供している。

FICチームは、定期的に、業界からの称賛を得ており、グローバル ファイナンス アワード2019において、「中欧および東欧におけるベスト FXプロバイダー」、「企業にとって最も優れたFXプロバイダー」、「ベストFX実行アルゴリズム」および「フランス、アルジェリア、ルーマニアにおけるベストFXプロバイダー」の各部門の「ベストFXプロバイダー」として選出された。チームは、また、ストラクチャード リテール ヨーロッパ アワード2019において、「ベスト ハウス インタレスト レート」、「ベスト ハウス FX」および「ベスト ハウス クレジット」を獲得した。

エクイティ事業

ソシエテ・ジェネラルは、世界のすべての主要な発行・流通市場における歴史的なプレゼンスおよび長年の伝統である革新性を支えとして、現金、デリバティブおよび株式の全領域にわたるリサーチ業務をカバーする、包括的で幅広いソリューションにおいて主導的な地位にある。エクイティ事業は、当グループの卓越した分野の1つである。数年間にわたり、当グループの専門知識は、同業他社および顧客等により認められている。その結果、ソシエテ・ジェネラルは、ストラクチャード リテール プロダクツ ヨーロッパ アワード2019において、「ベスト エクイティ デリバティブ ハウス」および「ベスト ハウス ヨーロッパ」の称号を獲得した。

2018年、ソシエテ・ジェネラルは、ストラクチャード商品・フロー商品の市場における設計、提供および管理ならびに資産運用ソリューションに関して欧州において主導的地位にあるコメルツバンクの株式市場およびコモディティ事業（EMC）の買収を発表した。

プライム サービス&クリアリング業務は、プライム仲買業ならびに電子約定サービスおよび副電子約定サービスを備える。プライム サービス&クリアリング事業は、包括的な専門知識とともに、現金およびデリバティブ商品について完全なクロス アセット サービスへのグローバルなアクセスを提供している。

ソシエテ・ジェネラルのクロス アセット リサーチ部では、重大な事象が資産別カテゴリーに及ぼす影響を評価し、かかる事象と各資産別カテゴリーとの関係を比較評価し、全体像として、主要な情報について戦略的側面による概要を提供している。2019年10月、当行は、基礎的な財務分析に加えて、2020年1月以降の影響もふまえ、企業の環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面を株主資本調査に体系的に反映させることを発表した。

証券サービス事業

ソシエテ・ジェネラル証券サービス（SGSS）の事業は、以下を含む包括的範囲の、確実かつ効率的な証券サービスを提供している。

- 市場を主導するクリアリング サービス
- すべてのアセットクラスを対象としたカストディおよび預託銀行業務
- 複雑な金融商品の管理者向けのファンド管理サービス
- スtock オプション制度および従業員による株式保有の管理を含む発行体サービス
- 流動性管理サービス（現金および証券）
- サポートからファンド販売まで包括的な範囲のサービスを提供する証券代行業務

2019年12月31日現在のカストディ資産残高は4,213十億ユーロ（2018年12月31日現在は4,011十億ユーロ）で、SGSSは欧州の証券保管機関の中で第2位に位置付けられている。同社は3,275本を超えるミューチュアルファンドにカストディ サービスを提供しており、4,200本を超えるミューチュアル ファンドに関して評価サービスを提供しており、欧州における運用資産残高総額は647十億ユーロである。

2019年、ソシエテ・ジェネラルは、グローバル ファイナンスにより「ベスト サブカストディアン オブ ザ イヤー 2019（アイボリー コースト、チュニジア、ロシアおよびルーマニア）」に、また、カストディ リスク社により「カストディアン オブ ザ イヤー（イタリア）」として選出された。

ファイナンス&アドバイザリー事業

ファイナンス&アドバイザリー事業は、当行の戦略的な顧客とのグローバルな関係をフォローし、発展させることを業務とする。当該業務には以下が含まれる。

- グローバル バンキング アンド アドバイザリー (GLBA) のプラットフォーム、すなわち、現在、グローバル バンキング顧客向けに特化されたカバレッジ チームと、各事業チーム (M&A、アドバイザリー、その他の企業金融アドバイザリー サービスならびにコーポレート バンキングおよびインベストメント バンキング (発行体に対する資金調達 (デットまたはエクイティ)、金融工学およびヘッジ ソリューション) に係る業務を担当する各事業チーム) が1つの事業ユニットとして統合された部門
- グローバル トランザクション&ペイメント サービスに係る業務

GLBAプラットフォームは、フランス、欧州、CEEMEA地域、米州およびアジア地域に拠点を置く専門家チームにより世界的規模で機能しており、国内、海外、および国境を越えた事業活動を行う際、顧客の国際的側面に拠るところがあるため、当該専門家の顧客および現地の規制に関する知識は鍵となる。

かかるグローバルな専門知識と事業別知識を活用して、ファイナンス バンキング チームは発行体たる顧客に幅広い商品ならびに総合的なソリューション、商品およびアドバイザリーを提供しており、以下の3つの部門に分掌されている。

- アセット ファイナンス部門は、輸出金融、航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、不動産ファイナンスならびにストラクチャード ソリューション&リースの5つの事業で構成されている。経験豊富な専門家は、幅広い商品を通じて、金融知識に加えて業界の知見をふまえ、顧客、金融会社および公共機関向けにそれぞれに合ったソリューションを策定する。
- 天然資源・インフラストラクチャー部門は、天然資源、エネルギーおよびインフラ分野において、顧客への金融ソリューションおよびアドバイザリー サービスの提供により、グローバル業務の拡張を担う。同部門の顧客は、生産者、事業者、製油所グループ、貿易業者、コモディティ サービス プロバイダー、コモディティおよび流通業者を対象とする物流会社、ならびに公共および民間の機関である。
- 発行市場におけるGLBAの専門知識を結集した資産担保証券部門は、証券化およびストラクチャリング業務における各分野のスキルを、流通市場における取引、販売チャネルおよび債券借り換えに係るノウハウと融合させ、これにより信用力を活かし、ABS型商品やストラクチャード ローンのシングル エントリー ポイントとして、発行体たる顧客や投資家の発展の支援を可能にしている。

ソシエテ・ジェネラルは、ザ バンカー 2019により「インフラストラクチャーおよびプロジェクト ファイナンスにおいて最も革新的な銀行」として、PFIアワード2019において、「ヨーロッパ バンク オブ ザ イヤー」として、さらに、TMT M&A アワード2019において、「TMT ファイナンス バンク オブ ザ イヤー」として称号を受けた。

インベストメント バンキング チームは、顧客、企業、金融機関、公共セクターに対して、以下の事項に基づき、総合的かつ包括的なそれぞれのニーズに適ったアプローチを提供している。

- 合併、買収および新規株式公開ストラクチャリングおよび株式の売出しをカバーする広範囲に及ぶ戦略的アドバイザリー サービス。ソシエテ・ジェネラルは、株式資本市場において、また、企業および金融機関のユーロ建債券発行に関し、主導的な地位を保持している。
- グローバル ファイナンス チームおよびリテール バンキング チームとの共同による、最適な資本調達ソリューションへのアクセス

ソシエテ・ジェネラルは、2019年、複数のインベストメント バンク賞を獲得しており、かかる賞には、ユーロマネー アワード フォー エクセレンス2019における「フランスのベスト インベストメント バンク」を、IFRアワードにおける「ボンド ハウス オブ ザ イヤー」、ファイナンス リーダーズ トロフィー2019による「欧州ベスト コーポレート アンド インベストメント バンク」等が含まれる。

グローバル トランザクション&ペイメント サービス (GTPS) のチームは、事業者および金融業者、特に、フロー（バンキング、コマーシャルおよびコーポレート）および／または支払管理における支援を求めている国内および海外の金融機関、多国籍で世界的な事業を有する大企業および中型企業にターゲットを置いている。

50ヶ国以上で事業を展開している当該事業部門は、トランザクション バンキングの事業部門の専門知識を活かし、完全かつ総合的なソリューションおよびサービスを提供している。GTPSは以下の5つの銀行取引事業を扱う。

- 現金管理
- 貿易金融
- コルレス銀行業務
- サプライ チェーン金融
- グローバル マーケッツ事業との提携における当行の事業の支払いに関連する外国為替サービス

グローバル トランザクション バンキング チームは、業界より授与される賞の常連受賞者である。2019年、当グループは、グローバル ファイナンスより「新興市場におけるベスト トレード ファイナンス プロバイダー」および「アフリカにおけるベスト バンク フォー キャッシュ マネジメント」と称され、ユーロマネー キャッシュ マネジメント2019のフランス国内の調査において、企業間の「ナンバーワン マーケットリーダー」と称され、さらに、とりわけチェコ共和国においては、フィメトリクス誌より、コルレス銀行業務における「銀行取引サービスの優秀提供者」と称され、EMEAファイナンスより「EMEA、欧州およびアフリカにおける最優秀ファクタリング サービス」に加えて「欧州、中欧および東欧ならびにアフリカの金融機関における最優秀取引銀行」と称された。

アセット&ウェルス マネジメント部門

当事業部門には、リクソー アセット マネジメントによるアセット マネジメント事業およびソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングのブランドの下で業務を行うプライベート バンキング事業が含まれる。リクソーは、機関投資家向け商品にリテール分野を追加し、ソシエテ・ジェネラルの顧客の利益のために他社にはない資産運用業務を提供している。ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングは、リクソーのプレゼンスを活かして、市場浸透度を高め、資産負債管理の専門知識を強化している。かかる提携により、特に担当部門である金融セグメントにおいて、内部および外部顧客へのサービス提供が可能となっている。

ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキング

ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングは、欧州において広範な拠点を有しており、ストラクチャード商品、ヘッジファンド、ミューチュアルファンド、プライベート エクイティ ファンド、不動産投資ソリューションにおけるグローバルな専門知識に加えて、グローバル ファイナンシャル エンジニアリングおよびウェルス マネジメント ソリューションズを提供している。当該事業は、また、顧客に資本市場へのアクセスを提供している。

2014年1月以降、フランス国内リテール バンキング部門と連携して、ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングは、500,000ユーロを超える額の調達を個人顧客に提供し、フランスにおけるバンキング モデルの関係性をさらに拡張・修正している。かかる顧客は80の地域に及ぶフランチャイズおよびプライベートバンキングの専門家チームのノウハウにより提供される身近なサービスを受けることができる。

ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングのサービスは、13ヶ国で利用可能である。プライベートバンキングの運用下にある資産残高は、2018年末現在において113十億ユーロであったのに対し、2019年末現在においては119十億ユーロであった。

ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングは、その専門知識に対して、業界からの称賛を定期的に受けている。2019年、プライベート バンキングは、同行による欧州におけるデジタル アドバイザリー サービス提案書に関して、PWMウェルス テク アワードの「ベスト プライベート バンク」に選出された。同行はまた、「ネクスト ジェネレーション」サービスの提供に対して、ウェルス ブリーフィングによる「ベスト プライベート バンク」に選定された。同行はまた、「ネクスト ジェネレーション」サービスに対してプライベートバンカー インターナショナルにより「ベスト プライベート バンク」として、また、グローバルファイナンスにより「西欧における起業家対象のベスト プライベート バンク」として選定を受けたことに加えて、ウェルス ブリーフィングにより「ベスト ウェルス エンジニアリング チーム アンド ベスト クレジット プロバイダー」の称号を受けた。

リクソー アセット マネジメント

リクソー アセット マネジメント（以下「リクソー」という。）は、ソシエテ・ジェネラル・グループの完全子会社であり、1998年に設立された。リクソーは、各種の投資方法に関する専門知識を有する欧州における資産運用専門会社であり、将来的な課題に対応する革新的投資ソリューションの創造が可能である。

リクソーは、技術と研究の伝統にけん引され、またパッシブ運用、アクティブ運用およびオルタナティブ運用の方法の迅速な組み合わせを足掛かりとして、あらゆる流動性の範囲に対応し、長期的な業績と統制のとれたリスク管理を、極めて洞察力に富む組み合わせで提供することより、財務的制約にかかわらず顧客の需要に応える。

リクソーは、金融設計会社および資産運用会社として、オープン アーキテクチャー構造で、社内で開発されたもの、社外から選択されたものとの両者から、包括的な投資領域における配分に関する助言を提供する。信託サービスおよび投資プラットフォームは、機関投資家が事業効率を高めながら投資目的を達成することを支援する。

リクソーは、1998年に初の代替運用口座プラットフォームを、2001年にCAC40指数に基づく初のETFを擁する欧州ETF市場を創設し、資産運用業の先駆者となった。現在リクソーは欧州において第3位の規模のETF供給者である⁽¹⁾。

2019年末、リクソーの運用下にある資産の総額は前年比26.1%増の149十億ユーロ（コメルツバンク資産の統合による17十億ユーロを含む。）であった。

2019年、リクソーは、ザ ヘッジ ファンド ジャーナルによる「ベストUCITSオルタナティブ プラットフォーム」およびウェルス ブリーフィングによる「ベストETFプロバイダー」をはじめとして、数々の賞を獲得した。

（1） 出典：2019年12月末現在において運用下にある資産の合計により格付けされたETFGI

(4) 政府の監督および規制

フランスにおける政府の当行に対する監督および規制

フランスの銀行制度

フランスの銀行システムは、主に民間所有の銀行および金融機関ならびに一定の国営の銀行および金融機関によって構成されており、そのすべてが共通の銀行法および銀行規制に従っている。

フランスの信用機関はすべて、フランス信用機関・投資会社協会 (*Association Française des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissements*) を上部団体とする事業者団体または中央団体に所属しなければならない。同協会は、特に公的機関との交渉において金融機関、支払サービス事業者および投資会社の利益を代表し、助言を提供し、事業活動に関する指針を策定し、情報提供を行い、銀行および金融サービスの活動に関連する問題について調査および対策の提言を行う。ソシエテ・ジェネラルを含む大部分のフランスの銀行は、フランス信用機関・投資会社協会の傘下の団体であるフランス銀行連合 (*Fédération Bancaire Française*) の会員である。

フランスの諮問機関および監督機関

フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) は、銀行を含む信用機関の事業に関する規則を定めている。通貨金融法典に基づき、一定の行政機関が関連する監督および規制の権限を付与されている。

金融セクター諮問委員会 (*Comité consultatif du secteur financier*) は、金融機関（信用機関、電子マネー事業者、支払サービス事業者、投資会社、保険会社、保険仲介業者等）の代表者および顧客の代表者から構成される。かかる委員会は、金融機関とその顧客との関係を研究し、この分野において適切な措置を提案する諮問機関である。

金融立法および金融規制に関する諮問委員会 (*Comité consultatif de la législation et de la réglementation financières*) は、経済産業大臣の要求に応じて、法案または規制の草案に加え、AMFに関連し、またはAMFが管轄するもの以外の保険、銀行、支払サービスおよび投資サービスの分野に関連する欧州連合の指令および規制の草案についてレビューを行う。

2010年10月22日付の銀行と金融機関の規制に関する法律 (*Loi n° 2010-1249 de régulation bancaire et financière*) により、経済産業大臣ならびにフランス銀行および金融セクターの監督機関の代表者から構成される金融規制・システミック リスク規制評議会 (*Conseil de régulation financière et du risque systémique*) が設置された。この新たに設置された評議会は、欧州および世界的なレベルでリスク予防を改善し、フランスにおける規制措置をより円滑に協働させることを目的としている。銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付の法律 (*loi de séparation et de régulation des activités bancaires*) (法第2013-672号) の制定に従って、かかる評議会は金融安定化高等評議会 (*Haut Conseil de stabilité financière*) と改名され、マクロな視点からの健全性の監督を担当する機関として指名されている。

フランス健全性監督・破綻処理当局（ACPR）は、金融機関および保険会社を監督し、消費者の保護および金融システムの安定の確保を担っている。ACPR（以前は、フランス健全性監督当局またはACPと呼ばれていた。）は、銀行の規制機関である（i）信用機関・投資会社委員会（*Comité des établissements de crédit et des entreprises d'investissement*）および（ii）銀行委員会（*Commission bancaire*）の2つを含むフランスの規制機関の統合によって2010年1月に設立され、フランス銀行（*Banque de France*）の総裁が議長を務めている。2013年7月26日付の法律（法第2013-672号）の施行の後、ACPはフランスの破綻処理当局にも指定され、ACPRとなった。

ACPRは、認可を行う機関として独立した決定を行い、銀行業および投資会社の認可を付与し、また、適用ある銀行業の規則に規定される特定の免除の付与を行う。監督機関としては、特に信用機関、金融会社および投資会社（AMFの監督下のポートフォリオ運用会社を除く。）の監督を担当している。ACPRはかかる信用機関、金融会社および投資会社に適用される法律および規則の遵守状況を監督し、それらの財政状態を監督する。銀行は、その主要な事業分野についての定期的な（月毎、四半期毎または半年毎の）会計報告書をACPRへ提出することが要求されている。また、ACPRは、必要に応じて追加情報の要求および現地査察を行うことができる。ACPRは、これらの報告書および管理を通じ、各銀行の財政状態を綿密に監督することができ、また、すべての銀行の預金合計の算出およびその用途を把握することができる。規則の違反があった場合、ACPRは、警告、金融制裁および結果として銀行の解散へとつながる登録抹消を含む行政上の制裁を科すことができる。また、ACPRは、不適切に経営されていると判断した銀行について、一時的にその銀行を経営する臨時の管理者を指名する権限を有する。ACPRによるこれらの決定については、フランス最高行政裁判所（*Conseil d'Etat*）への上訴が認められている。銀行その他の信用機関、金融会社または投資会社に対する支払不能に関する手続は、ACPRによる事前の承認を経た上でのみ、開始される。

ユーロ圏およびオプトインした国に対する統一的な監督制度を創設する欧州連合の規則に従って、ECBは、2014年11月4日に、ソシエテ・ジェネラルを含む欧州の大規模な信用機関および銀行グループの監督機関となった。フランスにおいて、かかる監督は（特に報告書の収集および現地査察に関して）ACPRの緊密な協力の下、行われる予定である。ACPRは、マネーロンダリング防止や、事業活動に関するルール（消費者保護）等を管轄している。

ECBは、（i）承認の付与および取消しを行う、（ii）その他の信用機関における持分の取得および処分の査定を行う、（iii）一般的なEU銀行規則における健全性の条件に対するコンプライアンスを確保する、（iv）必要な場合には、EU法が定める条件に従って財務の安定性を保護するために特定の信用機関に対してより厳しい健全性の条件を設定する、（v）健全なコーポレート・ガバナンスの実施および内部の自己資本比率を課す等の権限を含む健全性の監督を独占的に管轄している。一方、ACPRは、消費者保護、マネーロンダリング、支払サービス、第三国の支店等、ECBに付与されていない監督事項について引き続き管轄する。

フランスの銀行業務システム

2013年7月26日付のフランス金融改革は、2015年7月1日以降、（例えばソシエテ・ジェネラルのような）大規模な信用機関が（i）金融商品の取引を自己勘定にて行うことおよび（ii）レバレッジが効いた集団投資スキーム（特にヘッジファンド）その他これに類似する投資ビークルとの間で自己勘定で無担保取引を行うことを禁止している。いくつかの例外はあり、その例外として、信用機関がマーケットメイキング活動、顧客への投資サービスの提供、金融商品の清算およびリスクヘッジを行うことができること、また、グループの財務の健全かつ慎重な管理およびそのグループのための（長期の）投資を行うことができることが挙げられる。

下記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク、(1) リスク要因」の1.3項も併せて参照のこと。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

2019年12月31日現在、当行に親会社はない。

(2) 子会社

下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注2および注8.6を参照のこと。

5 【従業員の状況】

2019年度末現在、ソシエテ・ジェネラル・グループは138,240名の従業員を擁している。

上記「3 事業の内容、(3) 当グループの主力事業部門」における「主力事業部門の主要なデータ」も参照のこと。

労使関係

従業員代表者は、ソシエテ・ジェネラルとフランスにおけるグループ会社数社の取締役会のメンバーとなっている。

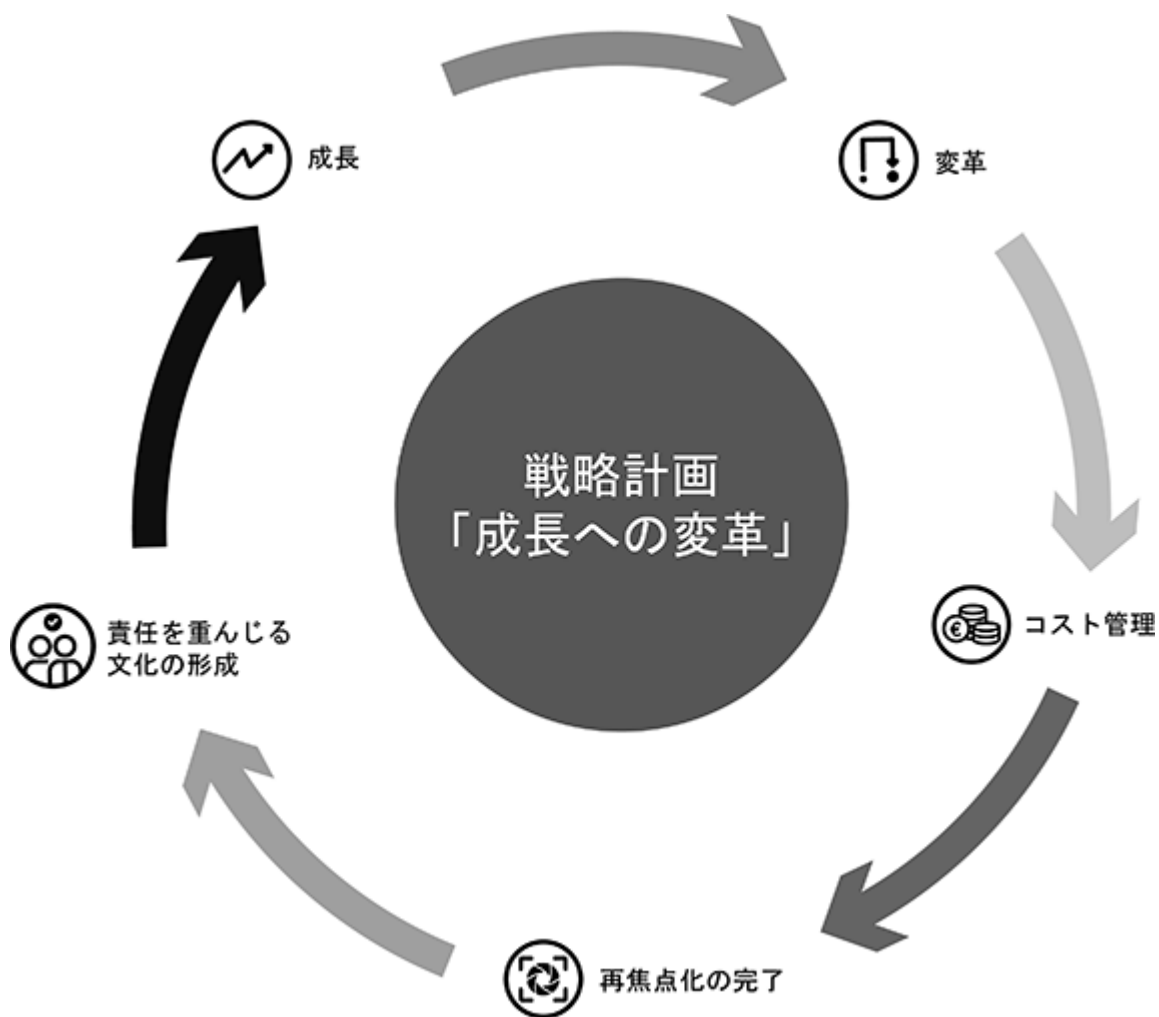
第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在の評価に基づくものである。

(1) 経営方針、経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

多角的かつ総合的なバンキング モデルに基づいたより堅固で収益性が高い持続可能な成長のための戦略



成長

顧客満足、サービスの質、付加価値およびイノベーションを基盤とした、責任および利益のある成長の維持。

非常に厳しく統制されたリスク管理の取組みによって達成されるかかる成長は、顧客の変化するニーズにシステムを適応させながら、一連の意欲的な商業発展イニシアチブにより生み出される。

責任を重んじる文化の形成

銀行部門における最高レベルの統制およびコンプライアンス基準に沿ってグループ全体をまとめ、社会的責任のコミットメントを事業発展の目標に統合していく。

変革

特にフランス国内リテールバンキングにおいて、関係性モデルの変革を加速し、顧客体験の向上、業務効率の増加、およびセキュリティ強化を計る。規制および経済の構造的発展を統合するため、市場活動のための戦略を順応させる。

コスト管理

事業成長のために必要な投資を継続しながら、主としてプロセスの自動化および新たに1.6十億ユーロの効率化プログラムの導入を2020年までに行うことにより、厳しく統制されたコスト管理を追求する。

再焦点化の完了

臨界に達していない、かつ／またはシナジーを生み出さない事業の売却または閉鎖により資本配分を最適化する。かかるプログラムは既にかなり進行しており、公表されている売却により、普通株式等Tier 1比率は58ベースポイント引き上げられている。

ソシエテ・ジェネラル・グループは、29百万の法人顧客、機関顧客および個人顧客のニーズに合わせ、強固かつ多角的なバンキングモデルを構築している。下記の3つの相互補完的かつ、多角的な柱を中心として構成され、これらにより強固なマーケットポジションによる利益を享受している。

- フランス国内リテールバンキング部門
- 国際リテールバンキング&金融サービス部門
- グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門

当グループは、リテール バンキング事業においては、歴史的なプレゼンスを有し、特に国内市場において市場に関する深い理解および第一級の地位を有するフランス、チェコ共和国およびルーマニアといった欧州の特定の市場ならびに、ロシアおよびアフリカにおける展開に重点を置いている。金融サービス事業において、ソシエテ・ジェネラルは、特に事業用車両リースおよび車両管理事業、ならびに設備ファイナンス事業において、世界的に指導的地位のあるフランチャイズに依拠している。最後に、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ事業において、当グループは、EMEA地域、米国およびアジアにおける顧客にサービスを提供するため商品の専門知識を活用している。当グループは、最先端のイノベーションで製品を開発する能力に依拠し、デジタルの専門知識を活用することで、顧客体験をその関係の中心としている。ソシエテ・ジェネラルは、欧州以外の地域との接点を維持しつつ欧州に重点を置き、利害関係者のための価値を創出するために、事業間の相乗効果によりもたらされる主導的な地位を利用している。さらに、当グループのモデルは、BtoC事業についてはプロ、富裕層およびプライベート バンキングの顧客、ならびにブルソラマの純粋なデジタル顧客に照準を合わせる一方で、BtoBtoC事業に大きく注力している。

当グループは、デジタル化された堅固で多様性のあるモデルを採用している。当該モデルは、経済の変革に対し、積極的な貢献をすることに再び重点を置き、確固として顧客中心である、

2019年において、ソシエテ・ジェネラルは、成長への変革に係る戦略計画を展開するための適応策を講じた。当グループは、2つの重点課題である資金と収益力の達成に全力で取り組んでいる。

当グループは、顧客満足を確保するため、サービスの質、専門知識とイノベーションを中心に事業展開を進めている。顧客体験、業務効率およびセキュリティを向上させるための当グループの変革は、すべての事業において順調に進行している。2019 eCAC40 Awardsでは、CAC40の企業の中でソシエテ・ジェネラルが4位となり、デジタル移行の戦略的継続性を賞してデジタル移行における最も成熟した銀行に位置付けられた。

それぞれの主要な事業の内部での、またかかる主要な事業の間での内部的な収益の相乗効果の発展によって、有機的な成長も促進される。これは、プライベート バンキングとリテール バンキング ネットワークの間の協力の強化、インベスター サービスのチェーン全体における協力、保険事業部門とフランス国内および国際的なリテール バンキング ネットワークの間の協力、グローバル トランザクション バンキング業務を通じた当グループの主要な事業の間の協力を伴う。

大規模な不確実性により持続的に左右される地政学的状況において、ユーロ圏での持続的な低金利環境および規制上の制約に関する見通しが明確化した中で、当グループは、「成長への変革」計画の実施に注力した。当該計画は、より選択的に資金を配分し、強固なマーケット ポジションに恵まれている、成長性があり、利益率の高い事業に注目することにより、2019年2月に適応され、また、特にグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門において、追加的な費用削減を目指すものである。当グループはまた、2020年に伸び率で収益が費用を上回る効果を発揮することを視野に入れて、費用の厳しい管理を継続することを断固として決意している。

当グループは、厳格で規律のあるリスク管理、すなわち、信用ポートフォリオの質の維持、オペレーショナル リスク、コンプライアンスおよびリスク文化の追求、貸借対照表の強化を推し進めることを決めた。

当グループは、引き続きグループ全体の責任を重んじる文化を創造し、銀行業界における最高水準に適合するために、特にコンプライアンス機能において、内部統制の構築を強化する。また、ソシエテ・ジェネラルは、文化・行動プログラムの実施を策定し、行動規範および強固な共有価値を当行全体に定着させた。

最後に、企業の社会的責任（CSR）は、2019年から2023年の間のエネルギー転換への融資に120十億ユーロの追加拠出を予定している、事業の中核的な優先事項である。当グループはすでに、2019年から2020年の間に100十億ユーロという拠出目標を達成している。

フランス国内リテール バンキング部門

当グループは、フランスにおいて第4位の規模を有するリテール銀行である。

この事業は、専門知識の強化およびカスタマイズを含む顧客の行動および期待の急速な変化に基づいてそのモデルを大きく変化させている。

フランス国内リテール バンキング部門は、引き続き、以下の3つのブランドの相互補完的な性質を基盤としている。

- ソシエテ・ジェネラルのマルチチャネル リレーションシップのバンキング ネットワーク：個人、プロ、法人、地方自治体および非営利団体の多様な顧客基盤をサポートする。
- クレディ デュ ノール ネットワーク：地域社会志向のリージョナル バンクのネットワークを通じて、独自のローカル&デジタル バンキング モデルを開発する。
- ブルソラマ：革新的で完全なデジタル事業モデルおよび競争力のある価格設定に依拠するフランス有数のオンライン バンク

当グループは、フランス国内リテール バンキング部門を通じて、顧客の満足に関する基準を設定することを目指している。それによって当グループは、顧客ロイヤルティの向上ならびに新規の個人およびプロの顧客の継続的な獲得、また、それにより法人、プロおよび富裕層の顧客の間での主要なプレイヤーとしての地位の強化を行うことを企図している。

ブルソラマは2019年も非常に速いペースで新規顧客を獲得し続けた。2019年末の顧客数は200万人を超え、当初の目標を1年前倒しで上回った。

この事業においては、ソシエテ・ジェネラルのブランドおよびクレディ デュ ノールの運営上および関係上の変革のさらなる加速を目指している。ソシエテ・ジェネラルブランドにとって、このイニシアティブは、進行中の支店ネットワークの効率化、プロ顧客専用センターの創設、および企業向けの事業センターの創設、バック オフィスの削減および専門プラットフォームの設計、ならびに手続および顧客体験のデジタル化に関する作業を伴う。フランス国内リテール バンキング部門はまた、デジタルサービスの境界線をさらに押し進めていく。

この事業においては、以下の成長の原動力を活用し、強化することも目指している。

- フランスのネットワークにおける富裕層顧客の期待に応えるために、プライベート バンキング部門の専門知識を活用すること。
- 生命保険市場における変化を予測し、個人保障および損害保険に関する強固な顧客獲得能力を活用することで、総合的なバンカシュランス モデルの潜在能力を最大限実現すること。

- 戦略的な助言および包括的な解決策を提供することにより法人およびプロの顧客に対する当グループの事業を発展させること。
- 2021年までに3百万人を超える顧客の獲得を目指すブルソラマの成長を促進すること。

国際リテール バンキング&金融サービス部門

国際リテール バンキング&金融サービス部門は、高い潜在性を有する市場における主導的な地位、運営面での効率性およびデジタル化の施策、ならびに相乗効果を発揮する能力により、当グループにおける収益性の高い成長の原動力となっている。この事業は、より最適化されたモデルの導入およびリスク プロファイルの改善により、ポートフォリオの見直し後、過去数年間にわたって大きく変化した。

国際リテール バンキング部門の事業は、主としてユーロ圏外の地域において行われており、ユーロ圏よりも高い成長性およびより有利な金利環境の恩恵を享受している。当グループは、欧州（チェコ共和国およびルーマニア）、ロシアおよびアフリカにおいて引き続き国際バンキング事業を発展させることを計画しており、当グループは、これらのすべての地域において、定評ある専門知識を有するリーダーとしての地位を確立している。

- 欧州において、当グループは、当グループが必要最小限の資源で主導的な地位を有する市場におけるプレゼンスに重点を置いている。当グループは、チェコ共和国においては、最初のオムニチャネルの銀行となり、高い収益をあげることを目指している。ルーマニアでは、当グループは、当グループのトップ3のフランチャイズを統合することを計画している。この地域における戦略には、システムの一層の合理化も含まれており、当グループは、2019年に、ポーランド、ブルガリア、アルバニア、モンテネグロ、モルドバ、マケドニア、セルビアおよびスロベニアの子会社の売却を完了した。ロシアでは、当グループは、引き続きロスバンクのリテール銀行業務のための改革計画の展開を実施しており、企業活動の展開を推し進め、2017年以降の黒字への回復を裏付けている。当グループは、デジタル化に支えられた収益性のある顧客中心の成長により、同国において主要な外資銀行となることを目指している。
- アフリカにおいて、当グループは、アフリカで最大の事業拠点を有する3つの国際銀行の1つとしての地位をもとに、同大陸の経済成長力および銀行口座の普及という高い将来性を活かす計画である。当グループは、コートジボワール、ギニアおよびカメルーンにおける有力な銀行であり、セネガルで2番目に大きな銀行である。

国際的・地域的プレイヤーと協力して策定した「アフリカとともに成長」プログラムの一環として、ソシエテ・ジェネラルは、アフリカ大陸での積極的な改革を促進するため複数の持続可能な成長のための施策を発表した。したがって、当グループは、アフリカの中小企業を多面的にサポートし、インフラに資金を提供し、革新的な資金調達ソリューションを開発することに重点を置いている。

金融サービス部門および保険部門は、強力な収益性と力強い成長の可能性とともに、競争力のある地位を享受している。また、当該事業は、事業モデルを革新し、改革するためのプログラムを展開する過程にある。

- 当グループは、保険事業において、イノベーションおよびパートナーシップの戦略を通じて事業モデルおよび成長の原動力を多様化する一方で、すべてのリテール バンキング市場およびすべてのセグメント（生命保険、個人保障および損害保険）全体にわたってバンカシュランス モデルの展開および特に統合オムニチャネルシステムにおける商品の範囲および顧客体験の拡大のためのデジタル戦略の実施を促進する計画である。
- 当グループは、車両リース事業および車両管理事業において、急激に変化している自動車産業セクターにおける新たな事業およびサービスを発展させることにより、主導的な地位（キャプティブ保険会社およびファイナンス リース会社を除き、欧州で第1位かつ世界で第2位）を維持することを目的としている。こうした認識のもと、ALDは、積極的なイノベーションとデジタル化戦略を継続し、ディーゼル車の削減と電気・ハイブリッド車の増加を継続することでエネルギー転換に引き続き専心している。ALDは、引き続きB2B（法人顧客）・B2C（個人顧客）市場での成長機会を追求している。したがって、2019年には、個々のお客様への長期リースが加速し、2019年末までに150,000万台以上の車両がリースされた。また、ALDは2019年にスターンリースの取得を完了し、オランダでの地位を固めた。
- 最後に、ベンダー ファイナンス・設備ファイナンス事業において、当グループが第一位の地位を占める市場で、収益を増加させ、収益性を向上させるために、欧州のリーダーとしての地位を活用することを計画している。当グループは、一流のサービス、イノベーション、商品の専門知識および専門チームを通じて、ベンダーおよび顧客にとっての主要なオペレーターとなることを目指している。当グループの事業に再度注力する取組みの一環として、当グループは、トラック トレーラーサービスを提供するリース会社であるPEMAのドイツでの売却を完了し、ノルウェー、スウェーデン、デンマークの設備ファイナンス事業およびファクタリング事業であるSGフィナンス エーエスを売却する契約に署名したことを発表した。

ソシエテ・ジェネラルはまた、貿易金融、資金管理、決済サービスおよびファクタリングなどのコマーシャル バンキング サービスの発展を通じて、主要な事業の間および当グループの他の事業、すなわちプライベート バンキング部門および地域のコーポレート&インベストメント バンキング プラットフォームとの相乗効果を引き続き生み出している。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ事業は、EMEA地域、米国およびアジアにおいて、商品に関する高度な専門知識および国際的なネットワークを有している。同事業は、イノベーションおよびデジタル化の最先端において高付加価値かつオーダーメイドのソリューションを提供することにより、広範かつ多様な顧客基盤（企業、金融機関、資産運用会社、公共団体および個人富裕層）にサービスを提供している。

ソシエテ・ジェネラルは、グローバル マーケッツ事業において、株式デリバティブ、およびストラクチャード商品における指導的地位、ならびにフロー ソリューションにおける確固たる地位を誇っている。2018年からのコメルツバンクのエクイティ マーケッツ事業およびコモディティ事業の統合により、当グループの株式デリバティブおよび投資ソリューションにおける主導的な地位は強固なものになった。

ソシエテ・ジェネラルは、ファイナンス&アドバイザー事業において、ストラクチャード ファイナンス およびアセット ファイナンスにおける強固で深い専門知識を世界中に有し、また、欧州でのインベストメント バンキングおよびコーポレート ファイナンスにおける確固たる地位を活用している。

最後に、当グループは、アセット&ウェルス マネジメント事業において、そのパートナーのノウハウを生かし、リクソーの専門知識およびパッシブ資産運用の展開を活用している。

構造的な経済的・規制上の変更に対処するため、当グループは、グローバル バンキング モデルについて、他行とは一線を画す持続可能で競争力のある優位性を有するという強みに再度焦点を合わせ直す方針に調整した。グローバル マーケッツ事業において、当グループは、店頭コモディティ事業を閉鎖し、自己勘定取引子会社であるデスカルテス・トレーディングを閉鎖した。当グループはまた、主に債券、信用、通貨、プライム サービス事業を中心とするフロー業務（現金およびフロー デリバティブ）について、収益性を高めるため、再編し、再度注目した。最後に、当グループは、株主資本バリューチェーンへの取組みを確認し、ESG分析を株主資本調査の要とすることを決定した。

当グループは、戦略計画の実現に全面的に取り組んでいる。

当グループは、顧客のニーズに完全に応え、新たなより厳しい規制環境に遵守する戦略に則り、希少な資本および流動性資源の活用の最適化を継続し、コスト管理およびリスク管理について厳格なアプローチを維持することに最も重点を置いている。

当グループは、より厳しい経済環境の中でも、資産の質、バランスが取れ、多様性を有し、かつ顧客中心のモデルおよび過去数年間にわたり行ってきた改革のイニシアティブを活用して、戦略計画の達成および2020年までの以下の財政目標の確固たる達成に全面的に取り組んでいる。

■ グループ収益力の向上

- － 2020年に当グループのROTEを改善
- － 現在の環境下にける収益のわずかな増加、営業費用の減少、費用収益比率の減少および伸び率で収益が費用を上回る効果により、2019年に比べて高い2020年のグループ当期純利益。リスクに係る費用は、2020年において30～35ベースポイントの間になると予想されている。

■ 底堅い資本水準

当グループは普通株式等Tier 1 比率を12%超にすることを目標としており、目標水準を維持している。

■ 株主のための価値の創出

- － 2019年と比較した2020年の1株当たり有形純資産額と1株式当たり利益の増加
- － 新株主配当方針：グループ基礎当期純利益⁽¹⁾の50%の配当性向で、現金で支払われる配当部分を含む最大10%の株式買戻し部分を含むことがある。

(1) 超劣後債および永久劣後債に係る利息の控除後。

最近の展開および将来の展望

需要の低迷により数四半期にわたり続いている世界経済の減速は、コロナウイルス（COVID-19）の衝撃によって加速され、生産に著しい減速を引き起こした。コロナウイルス（COVID-19）の状況の変化は、依然として不確実性の重要な原因である。すでに、最も影響を受けている地域（現在までに、中国、韓国、日本、イタリア、イラン）の事業は急激に落ち込んでおり、価値の混乱や、様々な拡散防止措置だけでなく、信用とも結びつく需要の停止により、世界の需要に波及するであろう。この危機は需要と供給の双方に影響を与え、適切な経済政策への対応を困難にしている。最も影響を受けている国の当局は、困難に陥った事業を支援するための措置を講じる可能性がある。金融市場は、資産価格が顕著かつ持続的な下落となった場合、経済危機の加速要因となりうる。仮に、今後2020年3月の数週間に流行が抑制されれば、世界的に事業への影響は2020年の第1四半期または第2四半期に集中し、下半期の反発は上半期にみられた影響を部分的に相殺するであろう。本書提出日現在、この感染が当グループの業績に与える影響を測ることは依然として困難である。

長期的には、いくつかの主要な方策課題に対する政府の対応によって、その見通しは強く影響される。これには、脆弱な構造成長と高い債務に対処するための適切な方策の組み合わせを定義することが含まれる。また、貿易緊張、気候変動、デジタル移行といったその他の主要な構造的課題についても、グローバル ガバナンスへの新たな取り組みが必要である。

中央銀行は引き続き景気刺激策を提供するが、とりわけ金融レバレッジ サイクルが長引いていることや、特に欧州において、マクロ プルーデンス当局が引き締め策に反応する可能性が高いことを踏まえ、金融政策の適用をあえて効果がなくても行った。この状況が引き金となって、財政政策のより積極的な活用が求められるようになった。景気後退を食い止めるため、日本はGDPの0.4%にあたる新たな財政刺激をもたらし景気刺激策を発表した。ユーロ圏もまた、ある程度の政策の適応を享受すべきであるが、より確固とした努力のための政治的コンセンサスの形成は依然として困難である。大西洋全域において、2020年11月の米国大統領選挙を控えて、わずかに財政的な足かせがあり、新たな景気刺激策に関する政治的合意の余地はほとんどないと見ている。ECBは金融政策の再検討を行っており、2020年中にその結果を公表する予定である。また、中央銀行は、気候変動が金融政策に与える影響についても、再検討を行っている。

米国と中国のフェーズ1 貿易協定は、追加関税という短期的なリスクを排除したが、貿易交渉における二国間主義への移行は、高関税の持続と同様に構造的な逆風となっている。グローバルな経済統合が進まないリスクは、現実のものである。

また、2020年1月末における英国のEU離脱もマイナス要因となっている。現在、移行期間が2020年12月31日に終了する場合に発効する英国と27のEU加盟国（EU27）との間で、将来の経済的関係を強固なものとするための交渉が進められている。移行期間中、英国とEU27との関係は以前と同様に機能し続けるが、アイルランドのバック ストップが導入されたにもかかわらず、移行期間の終わりには、ハード ブレグジットのリスクが存在する。

世界経済はまた、高技能労働者と低技能労働者の格差をさらに拡大するリスクを冒しても、新しいデジタル技術と自動化に適応するために気候変動と産業の変革に取り組む必要性から生じる課題にも直面している。気候変動に伴う移行リスクは、新たな規制や消費者の嗜好の変化に対応している自動車業界に既に大きな影響を与えている。気候変動との闘いに対する事業の対応は、中長期的には歓迎すべきニュースであるとしているが、特に、インフラ投資や労働者を再教育するための緩和政策を政府が導入できなければ、短期的には制約となる可能性がある。物理的なリスクは大規模に顕在化しており、これにより、より決定的な政策対応や新たな法律への圧力が加わる可能性がある。

これに関連して、当グループは、主要な政策や産業課題に関する不確実性は根強いと見ており、先進国の成長率は、2019年の1.7%に対し、2020年には1.2%、また2021年には0.8%に鈍化すると予想している。

新興国では、依然として世界で成長率が最も高い地域であったが、貿易の鈍化による逆風がアジアの成長を鈍化させた。欧州新興国では、2018年および2019年の景気後退後に成長が回復するトルコを除いて、経済拡大は緩やかなものとなる見込みである。金融環境は、とりわけ米国の金融緩和以降、良好な状態が続いているが、新興国市場は、2019年から2021年にかけて多額の社債返済に直面しており、依然として市場の変化に脆弱である。中国では、当局が、構造的な景気減速、米国との貿易緊張、コロナウイルス（COVID-19）の流行の影響など、様々な課題に直面している。とはいえ、債務水準が高まっていることから、中国当局は、将来の安定を見据えつつ、業務支援やハードランディング回避のための政策緩和には慎重な姿勢を示している。

規制状況に関する限りでは、2019年は主に以下の要因が占めていた。

- 欧州議会、欧州委員会、欧州理事会の三者対話によるリスク削減パッケージの批准は、特に新しいCRR 2、CRD 5、BRRD 2の規制と指令を含む。当該パッケージは、信用機関や一部の投資会社に適用される健全性を確認する規制を定めており、バーゼル委員会（BCBS）が採択した国際的な基準を欧州法として法制化するものである。当該基準は、これらの機関が取る可能性のあるリスクに対処するために保有しなければならない自己資本と流動性比率の適切な水準、および決議要件を定義している。
- 健全性引当金（NPLバックストップ）による損失最低保障に関する措置の幅広い安定化等その他多くのイニシアティブに加えて、不良債権（NPL）に関する欧州銀行のバランスシートの健全化に向けた行動計画の展開における欧州当局による進展
- 銀行がサイバー レジリエンスを強化する必要性について、欧州当局が関心を高め、認識を共有するとともに、国際当局でもサイバー リスクに対する関心が高まっていること。
- 持続可能な金融に関する法令パッケージの欧州の立法過程。これは、欧州連合理事会による持続可能な目標を持つ業務の分類に関する政治的合意となる主要事項の1つである。
- ブレグジット準備およびその規制の影響に関するフォローアップ
- 2016年の欧州行動計画の枠組で策定された第4次指令をフランス法に法制化するという、命令および2つの施行令の公表による、マネーロンダリングおよびテロ資金供与との闘いに関する規範的枠組（以下「LCB-FT」という。）の強化

2020年には、上述した一定の側面について、さらなる規制上および監督上の精査が行われることになる。これらの中には、次のようなものが含まれる可能性が高い。

- 健全性要件を明確にするリスク削減パッケージの技術的詳細。CRR 2、CRD 5 およびBRRD 2 のEBAロードマップ参照のこと。
- 欧州の二次市場指令の完成に向けたローン組成制約および進捗について、規制当局による進展の可能性を含む、欧州の不良債権対策に係る継続中の協議
- 銀行は戦略に環境、社会、ガバナンスの要素を含める行動を促す規制当局からの提案を含む持続可能な金融に関する追加的イニシアティブ。銀行は、気候リスクへの耐性という観点から評価されることが最も多くなる。
- 単一のプラットフォーム（EUCLID）において、規制当局および監督当局が要求する銀行の開示および報告の具体的な調和化
- 一方では、国家レベルにおいて、2020年2月に公表された第5次指令のフランスへの法制化を含むLCB-FT分野における作業の継続、他方では、2019年におけるEUの優先事項についての評議会の実施を含む、欧州連合レベルでのLCB-FT方策の一元管理に関する作業、また、AML-CFT分野における欧州の監督強化

2020年5月時点における最新情報

COVID-19のパンデミックは、健康危機および歴史的規模の経済ショックを引き起こしている。多くの政府が疫学上の流行曲線を平板化し、医療システムへの過剰負担を回避するために、封じ込め策を取っている。かかる対策には即座に高い経済コストがかかり、グローバルな活動の崩壊を招く。モノとサービスの供給は深刻な打撃を受け、バリューチェーンや支払いにも混乱が生じている。この危機は所得喪失を通じて需要にも影響を及ぼし、企業と家計のマインドを低下させている。パンデミックの動向は依然として不確実性の重要な発生源となっている。かかる不確実性は、封じ込めの期間および危機後に経済成長を回復させる政府の能力に関するものである。

政治分野では、各国の政府および中央銀行は、流動性および信用保証に関連して多大な支援を提供している。しかしながら、この政策選択肢はすべての経済が利用できるわけではなく、特に国際協力が弱体化している中で、政策の利用可能性は、多くの重債務国にとって重大なリスク要因となっている。特に今回中国には、2008年～2009年の後に見られたのと同様の規模で投資刺激策を講じる余地や実行する意欲があるとの可能性は低く、危機後における成長エンジンが機能停止となるリスクが高まっている。今回の危機が誘発した損失の大部分は将来の負債となるため、特に多くの主要経済がすでに債務水準の高い状態にある中で、長期的成長もリスクにさらされる可能性がある。経済上の課題に対処するため、各国の政府および中央銀行は、成長の回復に向けた適切な政策構成の決定を求められることとなる。

政治は依然として非常に不確実な状態である。世界経済は依然として国際貿易の不確実性に直面しており、COVID-19危機への対処とともに不確実性が増す可能性がある。米中摩擦を越えて、貿易交渉における二国間主義へのシフトは、高関税化の持続と同様、構造的障害となる。欧州連合と英国との間の交渉は、現在、2020年12月31日に終了する移行期間末における経済関係の組立てを目指している。移行期間終了時に「ハード」ブレグジットとなるリスクは依然として存在する。また、世界経済は、気候変動や、新たなデジタル技術および自動化に適応するための産業変革（これは熟練労働者と非熟練労働者の格差をさらに広げるリスクを伴う。）に関する課題にも直面している。物理的リスクが大規模に実体化すれば、より断固たる政策対応への要求が高まり、新たな規制につながる可能性がある。

今のところ支持されているシナリオによれば、COVID-19ショックがグローバルな活動に及ぼす直接的影響は主として2020年上半期に集中し、下半期以降の回復が損失を一部相殺すると見込まれる。COVID-19危機に関連して、当グループは、主要な政治上、産業上の課題に関する不確実性の継続に注目しており、先進国の成長率は2020年に6%低下した後、2021年に5.6%回復するものと予測している。新興経済も深刻な低迷に見舞われており、やはり大幅な景気後退が見込まれる。さらに、財政状態は急激に悪化しており、外部資金調達を必要とする多くの国々は依然として市場動向やリスク回避に対して脆弱な状態である。この危機に際して、多くの低所得の新興市場国は、債務超過または流動性危機の状態に陥っている。

より一般的に言えば、資産価格が急激かつ長期にわたり低下すれば、金融市場が経済危機を加速することがありうる。

2020年5月現在、このパンデミックが当グループの業績に与える影響を定量化することは依然として困難である。規制の動向という観点から見て、2020年の開始時は特に以下のような顕著な動きがあった。

- 欧州銀行監督機構（EBA）は、COVID-19危機の結果として銀行が借手に認めた公的および私的支払猶予に適用される規制上の取扱いを次の通り明らかにした。すなわち、COVID-19危機への対処という一般的性質および認定条件を前提として、このような危機の例外的状況において借手に認められた公的および私的支払猶予は、受益者である借手のデフォルト分類につながらない。
- 様々な管轄国家機関が、資本要件に適用されるカウンターシクリカル バッファ比率を低減または撤廃した（特にフランスについては0%）。
- ユーロシステムは、欧州中央銀行とのリファイナンスに動員することができる資産（有価証券および債権）の適格性基準を拡大した（「ECBプール」）。
- バーゼル委員会は、バーゼル4合意の適用日（2023年1月1日。ただしアウトプット フロアについては2028年までの5年間で段階的に導入）を1年延期すると発表した。
- ABEは、市場リスクについて、6ヶ月間のFRTB-SAに関する報告を行った。
- EBAは、銀行のストレステスト実施を2021年まで延期した。

さらに、ECBの監督機関（単一監督メカニズム）は、2020年3月、COVID-19危機に関連する例外的な一時的方策を発表した。これによりECBは一定の資本・流動性バッファーを柔軟に利用できることとなる。単一監督メカニズムは、さらに、P2R（第2の柱要件）に基づく資本要件に関するCRD 5規定の導入を2020年3月31日まで前倒しした。この規定により、普通株式等Tier 1の商品でカバーされるべきP2Rクッションの割合は、100%から56%まで削減することが認められ、当グループの普通株式等Tier 1資本要件においては77ベースス ポイントの削減となる。

欧州委員会は、さらに、CRRの改正案を以下の通り発表した。欧州議会および欧州理事会は2020年6月の採択を視野に同改正案を審議する予定である。

- SMEの新たな支援策およびインフラ融資を前倒しで実施する。
- レバレッジ比率に関する追加要件を2023年1月1日まで延期する。
- IFRS第9号：2018年1月1日におけるIFRS第9号の初度適用が資本に与える影響に関する経過規定を延長する。
- 第1の柱のNPLバックストップに関連して、公共部門は、保証または再保証付きエクスポージャーを優遇する。

上記「第2 企業の概況、3 事業の内容、(3) 当グループの主力事業部門」も併せて参照のこと。

(2) 経営環境

上記「第2 企業の概況、3 事業の内容、(4) 政府の監督および規制」ならびに下記「2 事業等のリスク」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

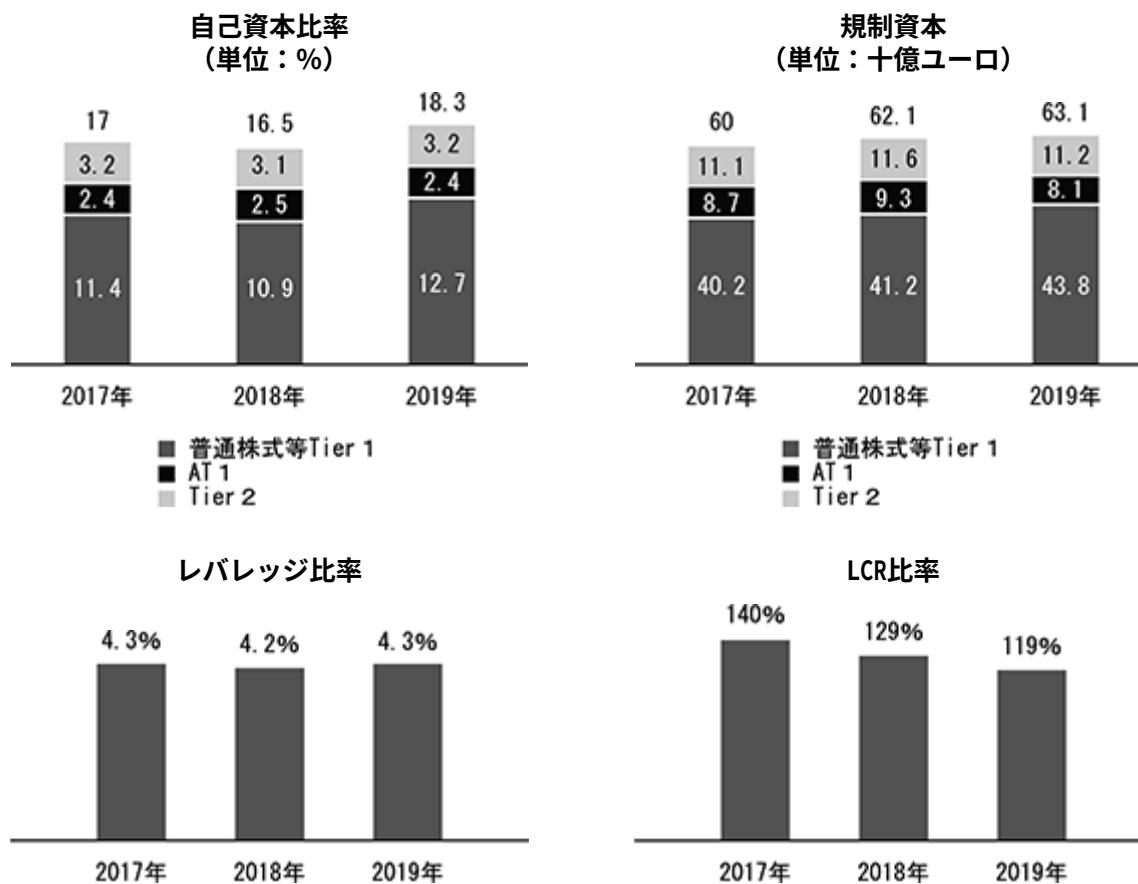
(3) 対処すべき課題

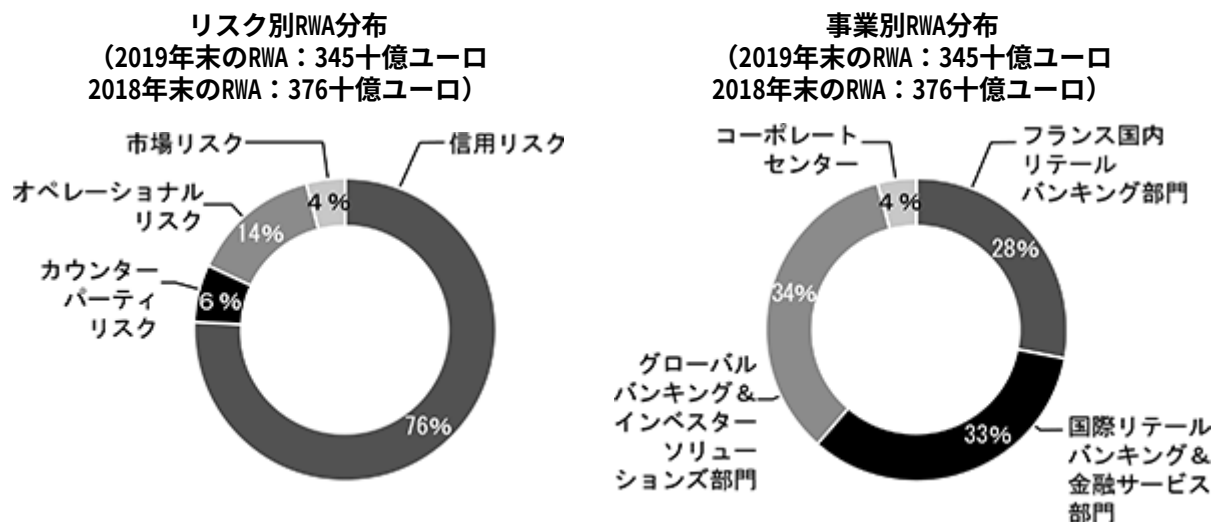
上記「(1) 経営方針、経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」を参照のこと。

2 【事業等のリスク】

本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在の評価に基づくものである。

主要な指標





本項には、金融商品に関連するリスク管理の情報ならびに欧州連合が採用したIFRSにより義務付けられている資本管理および規制上の比率の遵守に関する情報が含まれている。

かかる情報の一部は、連結財務諸表に対する注記の不可欠な部分を構成しており、連結財務諸表において法定監査人の意見書の前提となっている。かかる監査済の情報には「監査済」の注記が付されている（▲の印は監査済の部分の終わりを示す。）。

ソシエテ・ジェネラル・グループは、監督当局による監視ならびに信用機関および投資会社に適用される資本要件の規制（2013年6月26日付規則（EU）第575／2013号）の対象である。

バーゼル合意の第3の柱の枠組内において、詳細および基準化された内容は「財務情報開示の改善を目的とするリスク報告書（Pillar3 Report（第3の柱に関する報告書）およびクロス リファレンス表）」に含まれる。

「Pillar3 Report」および健全性に関する開示に関するすべての情報は、ウェブサイト（www.societegenerale.com）上の英語版ページにおける「Investors（投資家）」の項目内の「Universal Registration Document and Pillar 3（フランス登録書類および第3の柱）」において開示されている。

リスクの種類

当グループのリスク管理の枠組には、以下の主要な種類のリスクが含まれる。

- 信用リスクおよびカウンターパーティ リスク：当グループの顧客、発行体その他のカウンターパーティがその財務上のコミットメントを履行できない状況から生じる損失リスク。信用リスクには、市場取引および証券化業務に関連するカウンターパーティ リスクが含まれる。また、信用リスクは、個人のリスク、カントリー リスクおよびセクター集中リスクにより、さらに高まる場合がある。
- 市場リスク：市場パラメータの変動、かかるパラメータの不安定性およびパラメータ間の相関関係から生じる金融商品の価値に係る損失リスク。これらのパラメータには、為替レート、金利ならびに有価証券（株式、債券）、コモディティ、デリバティブおよびその他の資産の価格が含まれるが、これらに限定されない。
- オペレーショナル リスク：プロセス、人材もしくは情報システムの不備もしくは欠陥または外部的事象から生じる損失を被るリスク。これには、以下のリスクが含まれる。
 - － 法令不遵守のリスク（法的リスクおよび税務リスクを含む。）：当グループの業務を規制する規定の不遵守を理由とする裁判所の命令による制裁、行政処分もしくは懲戒処分のリスクまたは重大な財務損失のリスク
 - － レピュテーション リスク：当グループによる取引関係の維持または従事および資金調達源へのアクセスの保持に悪影響を及ぼす可能性のある顧客、カウンターパーティ、株主、投資家または規制当局の側の否定的な見解から生じるリスク
 - － 不祥事リスク：当グループの行動規範に反する当行またはその従業員の作為（もしくは不作為）または振る舞いにより生じ、利害関係者に対し不利な結果をもたらすか、または当行の持続可能性もしくはレピュテーションを危険にさらす可能性があるリスク
 - － ITおよび情報システム セキュリティ リスク（サイバー犯罪、ITシステムの障害等）
- モデル リスク：不正確なモデル、またはモデルの誤用により得た結果および報告内容に基づく判断から悪影響がもたらされる可能性
- 保険事業に関連するリスク：当グループは保険子会社を通じて、保険事業に関わる様々なリスクにもさらされている。これらのリスクには、貸借対照表管理リスク（金利リスク、評価リスク、カウンターパーティ リスクおよび為替リスク）に加えて、保険料率リスク、死亡率および保険金請求が増大するリスクが含まれる。
- プライベート エクイティおよび関連事業に係るリスク：当行の株式持分の価値の減少リスク
- 構造的リスク：金利、為替レートまたは信用スプレッドの変動によって、金利差益または銀行の帳簿価額に損失が生じるリスク。かかるリスクは当行の商業活動および管理業務に関連しており、年金債務に関連する資産と負債との間の構造的差異のゆがみおよび将来の支払いに関する長期的なリスクが含まれている。
- 流動性リスクおよび資金調達リスク：流動性リスクは、当グループがその金融債務（負債の返済、担保の提供等）を返済することができないリスクと定義されている。資金調達リスクは、当グループが、その商業的目標を達成可能なレベルで、かつ、競合企業に比して競争力を有するコストで行う事業の成長に必要な資金を調達することができないリスクと定義されている。

- 戦略／事業リスク：本項記載のリスクに該当しない理由により、当グループがその戦略および事業計画を遂行できない場合に生じるリスク。例えば、事業計画の構築に使用されたマクロ経済シナリオが発生しなかった場合または販売実績が予想を下回った場合等である。
- 残存価値リスク：当グループは、長期車両リース子会社を中心とする専門金融サービス部門を通じて、残存価値リスク（リース契約終了時の資産の正味再販価値が期待価値を下回るリスク）にさらされている。

さらに、当グループの既存リスクを悪化させる可能性のある気候変動リスクとして、物理的リスク（異常気象事象の頻発化）および移行リスク（新規の二酸化炭素排出規制）の双方が特定されている。

(1) リスク要因

本項では、当グループがその事業、収益性、支払能力または資金調達手段に重大な影響を及ぼす可能性があるとして予測する主なリスク要因を特定する。

当グループの事業に特有のリスクは、2017年6月14日付の「目論見書（Prospectus）3」規制2017／1129号において、2019年7月21日以降リスク要因に適用される第16条に定められた6つの主要なカテゴリーにおいて示された内容である。

- マクロ経済、市況および規制環境に関するリスク
- 信用リスクおよびカウンターパーティ リスク
- 市場リスクおよび構造的リスク
- オペレーショナル リスク（不適切な行為によるリスクを含む。）およびモデル リスク
- 流動性リスクおよび資金調達リスク
- 保険事業に関連するリスク

リスク要因は、その重大性のレベル評価に基づいて、（最大のリスクは、各カテゴリーの最初に示される。）示される。リスク要因に記載されたリスク エクスポーチャーまたは測定数値は、当グループのエクスポーチャー レベルに関する情報を提供するものではあるが、必ずしも今後の進展を示すものではない。

1 マクロ経済環境、市況および規制環境に関するリスク

1.1 コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックおよびその経済的帰結は、当グループの事業、業績および財政状態に悪影響を与える可能性がある。

2019年12月、新型のコロナウイルス（COVID-19）が中国で出現した。それ以来このウイルスは世界中の多数の国々に広がり、世界保健機関は2020年3月にパンデミックの発生を宣言した。

この大流行に対して各国政府が講じた措置（国境封鎖、ロックダウン政策、一定の経済活動の制限等々）は、世界の経済活動および金融市場に対して今後も直接的、間接的に重大な影響を及ぼし続ける可能性があり、ひいては当グループの事業、財政状態および成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

最も影響の大きかった国々における急速な景気後退および世界貿易の減少は、世界的生産、投資、サプライチェーンおよび消費者需要への影響が続く限り、世界の経済環境に悪影響を与え続け、ひいては当グループの事業およびその顧客やカウンターパーティの事業に影響を及ぼす。

当グループが事業を行っている多くの法域において、各国の政府および中央銀行は、経済を支援するため（政府保証付き融資枠プログラム、税金の繰延べ、パートタイム労働への依頼促進、補償等）、または金融市場の流動性を改善するために（資産買入れ等）、非常に影響の大きい対策を講じ、または発表している。そこで当グループは、フランス政府が保証する最大300十億ユーロの融資枠プログラムの一環として、大量申請の処理に向けて自社の認定手続を適応させた。当グループは、顧客を経済的に支援し、COVID-19のパンデミックがその活動や所得に与える影響の克服を手助けするために、異例の措置を講じている。当グループは、公的・私的支払猶予や政府保証付き融資枠の枠組の中で、海外の顧客の支援も行っている。これらの方策により、当グループは資源を再配分し、また認定・管理手続を適応させることが必要となっている。

当グループが事業を行っている主要数ヶ国（2019年12月31日現在の当グループのEAD（デフォルト時エクスポージャー）の67%に相当する西欧諸国、うち45%はフランス）において行われているロックダウン政策は、経済活動を著しく抑制しており、多くの国々を景気後退に直面させることとなるだろう。かかる施策が大幅に拡大すれば、景気後退の規模と期間が拡大する可能性がある。これが各国政府や一定の経済主体の高い債務水準と相まって、回復のブレーキとなったり、当グループのカウンターパーティの質や法人・個人顧客への不良貸付金の水準に重大な悪影響を与えたりする可能性がある。

法人向けポートフォリオにおいて今日までに最も影響を受けたセクターは、自動車セクター（2019年12月31日現在の当グループの総エクスポージャーの0.9%）、観光業（当グループの総エクスポージャーの0.5%）、航空輸送および航空（当グループの総エクスポージャーの0.5%未満）および海運輸送（当グループの総エクスポージャーの1%未満）である。石油およびガスセクターは、パンデミックによる需要の減少や、OPEC諸国やロシアといった一部の生産国が当初協調性のない供給策を取ったことから強い影響を受け、1バレル当たり価格の急落および価格の大きな変動を招いた。法人向けポートフォリオにおいて、同セクターは、2019年12月31日現在の当グループの総エクスポージャーの約2.2%に相当する。

この状況は、当グループのリスク費用および信用リスク引当金の大幅な増加につながる一方で、各国政府が実施する政府保証付き融資枠プログラムは当該リスクエクスポージャーの一部しかカバーしない。

参考までに、2020年3月31日現在のリスク費用は65ベースポイントであった。2020年4月30日現在、考えられる基本的なCOVIDシナリオ（とりわけ、特にユーロ圏の2020年におけるGDPの6.8%低下）において、2020年のリスク費用は約70ベースポイント、活動停止が長引くとのシナリオ（ユーロ圏の2020年におけるGDPの12.8%低下）においては約100ベースポイントと予測されている。

当グループの成績および財政状態は、世界金融市場の不利な動向（極端な変動、株式・インデックス市場における急落、スプレッドへの圧力、配当金分配の予期せぬ減少等）から影響を受けるだろう。かかる例外的な状況は、株式商品を基礎とするストラクチャー金融商品の運用に特に影響を及ぼしている。例えば、市場リスクに関連するリスク加重資産（RWA）は、2020年第1四半期には前四半期から35%増加して、19.5十億ユーロとなった。

この状況は、当グループの資本市場活動に対して、活動の縮小、ヘッジコストの増加、営業損失、評価に関する問題、市場リスク対応引当金の増加、一部市場における流動性の低下、資本市場活動に関するオペレーションに係る損失等といった悪影響を今後も与える可能性がある。

例えば、当グループの市場リスクが主に集中しているグローバル マーケッツ&インベスター サービス事業の銀行業務純利益は、2019年における当グループの総収益の21%に当たる50億ユーロであった。さらに、市場活動が生み出した銀行業務純利益は、2019年第1四半期の1.1十億ユーロに対して2020年第1四半期は0.6十億ユーロであった。

ロックダウン政策に伴い、当グループは、特に市場活動のかかなりの部分において大規模な在宅勤務形態も実施しており、新たな種類のオペレーションに係る事件につながったり、当グループがサイバー攻撃のリスクの増大に直面したりする可能性がある。流行の新たな波が発生した場合には、ロックダウン期間の延長や在宅勤務形態の更新により、かかるリスクがさらに一層高まる可能性がある。さらに、すべての従業員は引き続き個別の健康リスクに直面しており、かかる個人の不在が長引けば、組織に対して潜在的影響を及ぼす。

欧州中央銀行は2020年3月27日、ユーロ圏の金融機関に対し、COVID-19のパンデミックの観点から、配当の分配および株式買戻しプログラムを少なくとも2020年10月まで停止するよう勧告した。これを受けて、2020年3月31日の取締役会会議は、2019事業年度について提案されていた配当金支払の中止を決定した。取締役会は2020年下半期中に、配当金の分配に関するガイドラインを株主に提案する予定である。さらに、中央銀行および各国政府が行った支援策および措置の一環として、当グループは、さらなる制約の対象となったり、業務管理および分配・資本再配分政策に関する追加勧告を受けたりする可能性がある。最終的には、現時点において、世論の圧力により配当金の支払いにさらなる制約が加わる可能性を排除することはできない。

経済環境の悪化およびこれに関連する当グループへの影響は、外部格付けが低下するリスクを増大させる可能性がある。さらに、フランス政府の格付けも、特に負債および財政赤字の増加により低下する可能性がある。これらの要因は、当グループの資金調達費用および流動性へのアクセスに悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19のパンデミックの持続期間および影響に関する不確実性により、かかる大流行が世界経済に及ぼす影響を予測することは困難である。当グループへの影響は、パンデミックの持続期間、各国の政府および中央銀行の施策、ならびに医療、経済、財政および社会の状況の推移に左右される。

1.2 世界の経済および金融情勢、ならびに当グループが事業を展開している市場の情勢は、当グループの業務、財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性がある。

世界的金融機関として、当グループの業務は、主に欧州、米国および世界のその他の地域における金融市場および経済状況の変化によって影響を受ける。当グループはフランスでその事業の47%（2018年銀行業務純利益ベース）、欧州で34%、米州で6%、その他の地域で13%を生み出している。当グループは、特に、資本市場もしくは信用市場に影響を及ぼす危機、流動性の制約、地域的もしくは世界的な不況、コモディティ価格（特に、石油）、為替レートもしくは金利の急激な変動、インフレーションもしくはデフレーション、格付けの格下げ、ソブリン債もしくはプライベート デットの条件変更もしくは債務不履行、または地政学的な有害事象（テロリズム行為および軍事紛争を含む。）から生じる市場および経済状況の著しい悪化に直面する可能性がある。こうした事象は急速に展開するため、予測およびヘッジできない可能性があり、短期間または長期間で当グループの事業環境に影響を及ぼし、当グループの財政状態、リスク費用および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。近年、金融市場は、ユーロ圏の数ヶ国のソブリン債の軌跡に関する懸念、ブレグジット（下記のリスク要因「1.4 ブレグジットおよびブレグジットが金融市場および経済環境に与える影響が当グループの事業および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。）、（特に米中間の）商業的な緊張関係の持続、（特に中国における）循環的な景気減速の懸念、そして最近ではコロナウイルス（COVID-19）の拡大による経済的影響から、近年著しい混乱に陥っている。これらの要因は、数種の経済セクターを弱体化させ、ひいては関係者の信用の質を低下させ、当グループの事業および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。また、地政学的リスクも依然として高く、様々なリスクの蓄積は、金融市場の不安定性を増大させる一方で、経済活動や信用需要の重しにもなりうる追加的な不安定要因である。コロナウイルス（COVID-19）に関連する展開は、引き続き不確実性の原因となっている。すでに、最も影響を受けた地域（現在のところ中国、韓国、日本、イタリアおよびイラン）における活動が急激に落ち込んでおり、今後世界の需要への影響やバリューチェーンの寸断を通じた影響が生じるはずである。この危機は需要と供給の両方に影響を及ぼし、それによって適切な経済政策による対応が複雑になっている。最も影響を受けた各国の当局は、困難に陥った事業を支援するための措置を講じる可能性がある。資産価格の顕著かつ持続的な下落が生じた場合には、金融市場は、経済危機の加速要因となりうる。2020年3月の今後数週間に流行が抑えられるとすれば、グローバル業務への影響は2020年の第1四半期（または場合によっては第2四半期）に集中し、下半期の反発は上半期にみられた影響を一部相殺すると考えられる。なお、当グループのエクスポート（デフォルト時エクスポート（EAD））の6%はアジア太平洋地域に集中しており、2%はイタリアに集中している。

ユーロ圏および米国の低金利の期間が金融緩和政策により長引くことで、当グループの純金利差益（フランス国内リテール バンキング部門では2019年に40億ユーロに達した。）は影響を受けており、今後も影響を受ける可能性がある。さらに、こうした低金利環境のもとでは、銀行および金融システムの参加者のリスク選好度が増大し、これにより過剰なリスクの引受け、過去の平均と比較したリスク プレミアムの低下および特定の資産の評価水準の上昇につながる可能性がある。現在の景気減速もまた、過度なリスクの引受けにつながる可能性がある。

さらに、ユーロ圏および特にフランスにおける与信の増加の初期において流動性が過剰な環境である場合、与信の付与の制限または景気循環の低迷から銀行をさらに保護することを目的とする監督当局の追加的な規制措置につながる可能性がある。

最後に、（特に中東における）地政学的リスクまたは政治的リスクの増大または蓄積もまた、金融市場の不安定性を増すと同時に、軍事紛争が起こった場合には、グローバルな経済活動および借入需要に影響を与える可能性がある不確実性の要因である。

当グループの業績は、当グループが事業を行っている主要市場における経済的、財政的および政治的な状況により重大な影響を受ける。

2019年12月31日現在、当グループの信用リスクおよびカウンターパーティ リスクEADの90%は、欧州および米国に集中しており（EADの90%に相当する。）、フランス（EADの45%に相当する。）に対するエクスポージャーが主となっている。その他のエクスポージャーは、フランスを除く西欧諸国（22%に相当する。）、北米（14%に相当する。）、EU加盟国である東欧諸国（7%に相当する。）およびEU加盟国を除く東欧諸国（2%に相当する。）に係るものであった。

当グループの主要市場であるフランスについては、2016年から2019年にかけて業績の成長が好調となり、低金利により住宅市場は上向きになった。かかる分野における事業活動が反転すれば、貸付需要が低下し、不良債権の割合が増加することにより、当グループの資産価値および事業が重大な悪影響を受ける可能性がある。

当グループは、ロシア（2019年12月31日現在、当グループの信用リスクおよびカウンターパーティ リスクのエクスポージャーの2%）およびアフリカ・中東（2019年12月31日現在、当グループの信用エクスポージャーの4%）等の新興市場においても事業を行っている。これらの新興市場の政治的環境、マクロ経済的環境または金融環境の重大かつ不利な変化が、当グループの事業、業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの市場は、コロナウイルス（COVID-19）の流行開始以降の原油価格の大幅な下落など、不確実性要因や特定のリスクによって悪影響を受ける可能性があり、この流行が数四半期を超えて持続すると、生産国の財務健全性が悪化すると考えられる。発生するマクロ経済的なまたは予算上の不均衡は、成長率および為替レートへの影響を伴いつつ、市場により補正される可能性がある。また、ロシア等一部の国に対する国際的な制裁の発動も不透明要因となっている。長期的には、「低炭素経済」へのエネルギー転換は、化石エネルギー生産者、エネルギー集約型の業務分野およびそれに依存する国に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、新興市場における資本市場（外国為替業務を含む。）および証券取引に関する活動は、先進国市場におけるかかる活動と比較してより不安定であり、政治不安および為替変動等の一定のリスクの影響に対しても脆弱である可能性がある。これらの要素が当グループの業務および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

1.3 当グループは、事業を行うそれぞれの国における広範囲な監督および規制枠組の対象である。かかる規制枠組の改正は、当グループの事業、財政状態および費用に加えて当グループが事業を行う金融および経済の環境に悪影響を与える可能性がある。

当グループは、事業を行う法域の規制を適用している。当グループの国境を越えた業務を考慮すると、フランス、欧州および米国の規制、ならびにその他の現地規制がこれに該当する。現行の規制の適用や将来の規制の実施には、当グループの業績に影響を及ぼす可能性のある多大な資源が必要となる。

また、規制を遵守しない場合には、罰金、当グループのレピュテーション被害、事業の強制的な停止または営業免許の取消しにつながる可能性がある。

一例として、2019年12月31日現在、フランス、欧州連合加盟27ヶ国（フランスを含む。）および米国の信用リスクおよびカウンターパーティ リスクに対するエクスポージャー（デフォルト時エクスポージャー（EAD））は、それぞれ45%、66%および14%となっている。

当グループに大きな影響を与える最近の規制のうち、いくつかを以下に記載する。

- 健全性改革の実施（特に、トレーディング勘定の抜本的見直しおよびIRBの見直し計画（不履行の新たな定義を含む。）を含むバーゼル合意の最終化に関連して）により、資本要件および流動性要件の増加、リスク加重資産の算出基準の改正、ならびに資本要件の算出に際しての内部モデルの使用の制限が生じる可能性がある。
- 米国では、ドッド フランク法の施行はまだ終了しておらず、追加の規制（米国証券取引委員会（SEC）の新たな規制を含む。）はまだ導入されていない。これらの動きは、特に当グループの米国市場での業務に影響を与える可能性がある。
- 金融市場に関する業務のための法律上および規制上の枠組（欧州の規制および指令であるEMIR、MIFID IIおよびMIFIR、または米国のボルカー規制等）が絶えず進展していることにより、特に透明性と報告の分野において、当グループの義務が増大している。このような規制の状況は、欧米をはじめとする各国の当局が行使する統制の強化と相まって、デリバティブ取引の一部を相殺する義務や追加的な担保要件の導入など、当グループの業務の一部の遂行に重大な影響を与える可能性がある。
- 新たな欧州の措置は、不良債権（NPL）の積極的な管理を通じた銀行のバランスシートの健全化に向けたものであり、健全性要件の増大や当グループのNPL管理戦略の適合につながっている。追加的な規制引当金（欧州銀行監督機構の指針に示されている。）は、その範囲は未定であるが、ローンの供与と監視のためのグッドプラクティスの枠組を規定するべく検討されている。
- 単一監督メカニズム（SSM）における監督者の要件の（ベストプラクティスの採用を通じた）強化は、管理コストおよび内部モデルのリスク加重エクスポージャー水準に影響を与える可能性がある。
- 当グループのガバナンス規則および倫理行動規則、ならびに内部統制に関連する要件の強化により、費用が影響を受ける可能性がある。
- 2019年12月に欧州委員会により開始された「金融サービスのためのデジタル動作上の強じん性の枠組」に関する協議に関連して、データ品質および保護要件が強化され、またサイバーレジリエンス要件が強化される可能性がある。

- 欧州の政治・規制問題に関する持続可能な財政上の検討事項。これに関して当グループには、監督上の検討および評価の過程（監督上の検討・評価プロセス - SREP）に、環境問題および社会問題を加えるかについて、ならびに信用機関の健全性要件および資本要件の算定について、不確実性が存在する。
- 2014年5月15日の銀行の再建・破綻処理指令（BRRD）（その後の改正を含む。）で定められた危機の予防・解決体制の強化により、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）は、実質破綻時に処理手続を開始する権限を付与され、これにより、納税者の負担を制限するため、当グループの債権者および株主が優先的に損失を被る可能性がある。この破綻処理メカニズムが発動された場合、当グループは、特に、その業務の一部の売却、債務証書の条件の変更、新たな債務証書の発行、または債務証書の全部もしくは一部の償却もしくは持分証券への転換を余儀なくされる可能性がある。さらに、単一破綻処理基金の年間資金調達額に対する当グループの拠出額は多額であり、その拠出額は、2024年を全額拠出の年として、2023年まで着実に増額することになっている。銀行破綻処理メカニズムへの拠出については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.2に記載されている。

当グループはまた、事業を行う国の複雑な税制の対象である。適用される税制の変更、かかる変更の解釈の不確実性またはかかる変更の影響は、当グループの事業、財政状態および費用に悪影響を及ぼす可能性がある。

加えて、当グループは、「米国人」との取引、米ドル建取引または米国の金融機関が関与する取引を取り扱う国際的な銀行であるため、とりわけ経済制裁、腐敗対策および市場濫用対策の遵守に関する米国の法律および規制の対象となっている。より一般的に言えば、米国およびフランス当局との協定により、当グループは専用のプログラムおよび専門の組織を通じて、指摘された瑕疵に対する是正措置の実施を行っており（かかる費用は多額となる。）、またその遵守プログラムの強化を行っている。関連する米国の法律および規制に係る不遵守が生じた場合または当グループがこれらの契約に基づくコミットメントに違反した場合、当グループは（i）罰金、米国市場への参入の停止、さらには銀行ライセンスの取消しを含む行政処分リスク、（ii）刑事訴訟のリスクおよび（iii）レピュテーション被害を受けるリスクにさらされる可能性がある。

2019年12月31日現在、当グループの自己資本は普通株式等Tier 1 が43.8十億ユーロ（普通株式等Tier 1 比率12.7%）、総規制資本は63.1十億ユーロ（総比率18.3%）であった。

1.4 ブレグジットおよびブレグジットが金融市場および経済環境に与える影響が当グループの事業および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

英国と欧州連合との間の、2020年1月31日（または、離脱協定の更新が承認された場合にはこれより前の日付）までの英国の欧州連合からの離脱に関する新たな「柔軟な延長」に関する合意に基づき、英国の離脱協定法案（WAB）は女王の裁可を得て、したがって2020年1月31日金曜日、英国の欧州連合からの離脱は承認された。WABは、2020年1月29日に欧州議会の最終承認を受けた。

英国と欧州連合の将来の関係性を決定づけることとなる移行期間は、2020年2月1日に開始され、2020年12月31日（延長される場合を除く。）に終了する予定である。離脱協定の承認後も、移行期末までに貿易協定が締結される保証はなく、移行期間終了以降の英国と欧州連合との将来的な関係性は引き続き不明である。貿易協定が締結されず、移行期間の延長の合意に至らない場合には、「合意なき離脱」となる可能性もある。

2019年12月31日現在、当グループのデフォルト時エクスポージャーは英国で39十億ユーロ（当グループの信用エクスポージャーの4%）であった。ブレグジットは当グループの英国における信用エクスポージャーに直接的な影響を与えるだけでなく、（想定されるシナリオによっては）欧州および世界の経済および金融市場に大きな混乱を生じさせ、ひいては当グループの業務および業績全般に影響を与える可能性が高い。

1.5 当グループの戦略計画の実施に関連するリスク

2017年11月28日、当グループは2017年から2020年に関する新たな戦略計画および財務計画を公表した。この計画には、多くの戦略的目標が含まれているが、特に当グループのモデルのデジタル移行、フランス国内リテールバンキング部門のネットワークの合理化、業務の方向転換プログラムの実施、業務効率の向上、内部統制機能の強化および企業の社会的責任に関する文化の浸透を加速させる計画が含まれている。それらには、自己資本利益率、純利益、費用削減および規制比率に関連する一定数の財務目標も含まれている。

当該戦略計画は、特にマクロ経済環境および当グループの事業の展開に関連する多くの仮定に基づいている。これらの目標を達成できない場合（本項に記載された1つまたは複数のリスクが実現した結果としての場合を含む。）または予想外の事態が発生した場合、戦略計画の達成に関して妥協する可能性があり、当グループの事業、経営成績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは2019年の年間業績を2020年2月6日に公表した際、2020年の見通しとして、収益（わずかな増加を予想）、費用管理（グループレベルでの費用減少、グループレベルおよびすべての柱にわたる費用／収益比率の低下）およびリスク費用（30ベシスポイントから35ベシスポイントの間を予想）について述べ、また有形自己資本利益率（ROTE）の改善および新たな株主還元方針についても述べた。

さらに、当グループは普通株式等Tier1比率12%を上回ることを目標としており、これは現在も当グループの目標となっている。

グローバル マーケッツ&インベスター ソリューションズ部門は、以下を含む財務目標に沿って、構造改革計画が成功裏に実行されたことを確認した。

- 500百万ユーロの費用削減（うち44%は2019年にすでに達成され、2020年については完全に確保されている。）
- 2020年までに10十億ユーロのリスク加重資産（RWA）（市場活動に割り当てられた8十億ユーロのRWAを含む。）が、2019年第3四半期に達成された。

当グループは、とりわけ以下の施策を通じて、責任ある金融の分野で主導的な銀行となることを目指している。

- 2019年から2023年の間に、エネルギー転換のために120十億ユーロを調達するという新たな約束（100十億ユーロのサステナブルボンドの発行、ならびに再生可能エネルギー分野へのアドバイザーおよび融資という形式による20十億ユーロの支援を含む。）
- 一般炭からの全面的撤退予定
- 責任銀行原則の共同創設者としての署名。かかる署名により、当グループは、その事業を国連が設定した持続可能な開発目標および気候変動に関するパリ協定に戦略的に整合させることを約束する。

これらの措置（または将来実施される可能性がある類似の措置）により、場合によっては、関連する分野における当グループの業績が低下する可能性がある。

当グループの修正された利益目標の詳細については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、(1) 経営方針、経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等—当グループは、戦略計画の実現に全面的に取り組んでいる。」を参照のこと。これらの目的の遂行に関する四半期毎の記載は、当グループの財務に関するコミュニケーションに含まれている。

1.6 銀行および非銀行系事業体との競争の激化は、フランス国内市場および国外市場の両方の市場における当グループの事業および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、国際的に事業を行っており、したがって事業を行う世界市場および地域市場において激しい市場競争（銀行によるものかまたは非銀行系事業体によるものかを問わない。）にさらされている。そのため、当グループは様々な事業において市場シェアを維持または拡大することができないリスクにさらされている。かかる競争は、利幅の圧迫につながる可能性があり、当グループの事業の収益性に害が及ぶことがある。

フランス国内および当グループが事業を行うその他の主要な市場では、主要な国内の銀行および金融関係者の存在に加えて、新たな市場参加者（特にオンラインバンキングおよび金融サービスプロバイダー等）の存在が、当グループが提案するほぼすべての商品およびサービスに関して競争を激化させている（特に、当グループのオンラインバンキング業務と、2019年末時点で2,100,000人の顧客を有するブルソラマとの間の競争）。「フィンテック企業」等の新たな市場参加者によりけん引されて、自動化され、拡張性を有し、かつ新技術に基づく新たなサービスが急速に発展しており、また伝統的なリテールバンクのネットワークの役割に加えて、顧客と金融サービスプロバイダーとの関係が根本的に変化している。これらの課題に対処するため、当グループはデジタル技術の開発や、これらの新しいプレイヤー（グリーン投資を提案するプラットフォームLumo等）との商業的または資本的なパートナーシップの構築を含む戦略を実施してきたが、これらの戦略が、効果的ではないか、または不十分であることが判明した場合、競争力の低下につながる可能性がある。このような競争の激化は、フランス市場のみならず国際的にも、当グループの事業および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融サービス業界における合併により、当グループの残存する競合他社が、より豊富な資本、資源ならびにより広範囲の商品およびサービスの提供力から利益を得る可能性がある。さらに、一部の例では、より柔軟で、とりわけ自己資本要件の要求が緩い規制枠組による恩恵を享受することがある、新興の非銀行系事業体の台頭に伴って、競争が激化している。

1.7 フランスにおける破綻処理の枠組および欧州の銀行再建・破綻処理指令

信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定するBRRDが、2014年7月2日に施行された。BRRDは、指令であるため、フランス国内では直接適用されず、国内法化されなければならなかった。フランスの2015年8月20日付政令第2015-1024号により、BRRDはフランス法として国内法化され、それに伴いフランス通貨金融法典も改正された。かかるフランスの政令は、BRRDの施行を明確化する規定も組み込んだ2016年12月9日付の法律第2016-1691号により承認された。2019年5月20日付の指令（EU）2019/879（BRRD 2）は、信用機関および投資会社の損失吸収および資本再構成能力に関してBRRDを修正するものであり、2019年6月7日付欧州連合官報において公表され、2019年6月27日に発効した。一定の例外を除き、加盟国は、BRRD 2の発効後18ヶ月で、これを国内法として施行する。

BRRDは、金融の安定性を保護し、納税者の損失に対するエクスポージャーを最小化するために、銀行危機に先制的に対処すべく、ベイルイン権限（以下に定義される。）を適用する能力を含む、信頼性のある手段および権限を、各EU加盟国が指定する当局（以下「破綻処理当局」という。）に与えることを目的に掲げている。

BRRDならびに欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則（EU）第806/2014号により破綻処理当局に付与される権限には、資本性証券（本社債等のその他Tier 1 商品およびTier 2 商品を含む。）ならびに適格債務（高順位の負債性証券を含む。）に、一定の優先順位に基づいて、破綻処理の対象となる発行体である金融機関の損失を吸収させる減額または転換を行う権限（以下「ベイルイン権限」という。）が含まれている。したがって、BRRDは、破綻処理当局が当該資本性証券および適格債務の全額を恒久的に減額すること、またはその全額を普通株式等Tier 1 商品に転換することを要求することを意図している。BRRDは、とりわけ、破綻処理当局が一定の優先順位に基づいて、（i）まず、関連する損失に比例して普通株式等Tier 1 商品が減額され、（ii）その後、その他の資本性証券（本社債等のその他Tier 1 商品を含む。）の元本が減額されるか、または普通株式等Tier 1 商品に転換され、そして（iii）その後、適格債務（高順位の負債性証券を含む。）が減額または転換される方法で、減額または転換する権限を行使することを規定する。かかる転換の後、結果として生じる普通株式等Tier 1 商品は、ベイルイン権限の適用を受ける可能性がある。

BRRDは、破綻処理当局に対し、ベイルイン権限に加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、負債性証券の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、負債性証券の要項の変更（満期日および／もしくは利息額の変更ならびに／または一時的な支払いの停止を含む。）、ならびに金融商品の上場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。BRRDは、限定された期間中、一定の状況において、破綻処理当局が、金融機関が当事者である契約に基づく支払いおよび引渡しの義務を停止する権限を有することを規定しており、かかる一定の状況には、金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高い場合も含まれる。

破綻処理の条件が特定の信用機関により成就された場合、破綻処理当局は、経営陣の解任および暫定的な管理人の選任、破綻処理下にある金融機関の事業の売却、承継機関または資産運用ビークルの設置、ならびに、重要な点としては、フランス通貨金融法典第L.613-55-5条に規定された順位に従って、資本性証券（劣後負債性証券を含む。）および適格債務（高順位の負債性証券を含む。）を減額または転換する権限により構成されるペイルイン権限の適用等の破綻処理手段を適用することができる。疑義を避けるために付言すると、ペイルイン権限を適用した場合、（i）本社債の残高が減額され（ゼロまでの減額を含む。）、（ii）本社債が普通株式その他の証券に転換され、また（iii）条件が変更される可能性がある（例えば、満期日および／もしくは利息が変更され、かつ／または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。）。特別な公的財政支援は、ペイルイン権限を含む破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、利用した後の最後の手段としてのみ行われるべきである。

フランス通貨金融法典第L.613-49 II条によると、

（a）金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと破綻処理当局または関連する監督当局が判断した場合、すなわち、

- （i）かかる金融機関が継続的な認可に係る要件を満たさないか、または近い将来に満たさなくなる場合、
- （ii）かかる金融機関が、満期を迎える債務またはその他の負債を返済することができないか、または近い将来に返済することができなくなる場合、
- （iii）かかる金融機関が特別な公的財政支援を必要とする場合（フランス通貨金融法典第L.613-48 III条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、
- （iv）かかる金融機関の資産がその負債を下回るか、または近い将来に下回る場合、

（b）破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができる合理的な見込みがない場合、かつ

（c）破綻処理の目的を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

また、破綻処理当局は、減額もしくは転換の権限が行使されない限り金融機関もしくはそのグループが存続しえないと判断したとき、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としているとき（フランス通貨金融法典第L.613-48 III第3条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、破綻処理措置とは別に、またはこれと併せて、資本性証券（その他Tier 1 商品（本社債等を含む。）およびTier 2 商品等の劣後債を含む。）を減額し、または普通株式その他の証券に転換することができる。

破綻処理当局は、破綻処理措置を実施する前、または関連する資本性証券の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるよう確保するものとする。

破綻処理当局は、破綻処理措置を講じる際に、（i）重要な機能の継続性を維持すること、（ii）金融の安定性に対する重大な悪影響を回避すること、（iii）特別な公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護すること、ならびに（iv）顧客の資金および資産、特に保証対象の預金者を保護することを目的としなければならない。預金保証・破綻処理基金も破綻している機関の支援に介入することができる。

また、破綻処理当局の破綻処理に係る権限は、2016年1月1日以降、意思決定過程に関連するすべての点において、SRBが承継しており、BRRDに基づき指定された国内の破綻処理当局が、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を引き続き実行することに留意されたい。SRBは、破綻処理当局と綿密に連携して行為する。

フランスのBRRDおよびBRRD 2を実施する規定に基づく措置が発行会社もしくは発行会社のグループに適用され、またはかかる適用が示唆された場合、投資家の権利および／または本社債への投資の価格もしくは価値、および／または本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資家はその投資全額を失う可能性がある。

2 信用リスクおよびカウンターパーティ リスク

2019年12月31日現在、信用リスクおよびカウンターパーティ リスクにさらされた加重資産は282十億ユーロであった。

2.1 当グループは、カウンターパーティ リスクおよび集中リスクにさらされており、当グループの事業、経営成績および財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、その財務活動および市場活動により、信用リスクおよびカウンターパーティ リスクにさらされている。したがって当グループは、1つまたは複数のカウンターパーティによる債務不履行が発生した場合、とりわけ、担保権の行使に関して法的な問題もしくはその他の問題が当グループに生じた場合または債務不履行が発生した際に担保の価値がエクスポージャーを全額補填するには不十分な場合、損失を計上する可能性がある。当グループは、信用ポートフォリオのエクスポージャーの集中効果を抑制するために慎重な努力を行っているものの、カウンターパーティの不履行は、これらのカウンターパーティの相互依存効果によって、世界中の同じ経済セクターや地域内で増幅される可能性がある。さらに、いくつかの経済セクターは、長期的には、特にエネルギー転換を促進するために実施される施策や、気候変動に関連する物理的なリスクの影響を受ける可能性がある。

したがって、1つまたは複数の当グループの重要なカウンターパーティが債務不履行に陥った場合、当グループのリスク費用、経営成績および財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

なお、2019年12月31日現在、当グループのデフォルト時エクスポージャー（EAD）（カウンターパーティ リスクを除く。）は801十億ユーロで、カウンターパーティの種類別内訳は、企業が32%、ソブリンが24%、リテールが25%、信用機関が7%となっている。信用リスクに対するリスク加重資産（RWA）は総額264十億ユーロであった。

市場取引から生じるカウンターパーティ リスク（CVAを除く。）については、2019年12月末時点のエクスポージャー額（EAD）は118十億ユーロで、その内訳は主に、信用機関等（42%）、企業（38%）、および範囲は少ないもののソブリン事業体（20%）となっている。カウンターパーティ リスクに対するリスク加重資産（RWA）は16十億ユーロであった。

当グループが法人向けポートフォリオにおいてエクスポージャーを有している主な業種は、金融および保険（エクスポージャーの17%に相当する。）、企業サービス（11%）、不動産（10%）、卸売業（7%）、輸送および流通（7%）、石油およびガスセクター（6%）ならびに集合サービス（6%）であった。

地理的集中度では、2019年12月31日現在、当グループがリスクにさらされている主要な5ヶ国は、フランス（当グループのEAD合計の45%。主にリテール顧客および法人顧客に関連する。）、米国（当グループのEAD合計の14%。主に法人顧客およびソブリン顧客に関連する。）、チェコ共和国（当グループのEAD合計の5%。主にソブリン顧客、リテール顧客および法人顧客に関連する。）、英国（当グループのEAD合計の4%。主に法人顧客および金融機関に関連する。）およびドイツ（当グループのEAD合計の4%。主に法人顧客および金融機関に関連する。）であった。

信用リスクおよびカウンターパーティ リスクの詳細については、下記「(5)信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクー定量的情報」を参照のこと。

2.2 他の金融機関および市場参加者の財政上の健全性および行為は、当グループに悪影響を及ぼす可能性がある。

2019年12月31日現在、金融機関に関する当グループの信用リスクおよびカウンターパーティ リスクに対するエクスポージャー（EAD）は107十億ユーロで、これは当グループの信用リスクに関するEADの12%に相当する。

金融機関は、資本市場やインターバンク市場における当グループの重要なカウンターパーティである。金融サービス機関は、取引、決済、カウンターパーティおよび資金調達についての関係を有するため、当グループと密接に相関している。結果として、1つもしくは複数の関係者の債務不履行または1つもしくは複数の関係者に影響する信頼の危機によって、市場全体の流動性不足または連鎖的な債務不履行が生じる可能性がある。

当グループはまた、清算機関を通じた取引の増加のため、清算機関とその参加者に関するリスクにさらされている。当グループの清算機関に対するエクスポージャーは、2019年12月31日現在32十億ユーロとなった。清算機関またはその参加者の1つが債務不履行に陥った場合、当グループに損失が発生し、当グループの事業および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

2.3 当グループの経営成績および財政状態は、信用エクスポージャーに対する引当ての遅延または引当金の不足による悪影響を受ける可能性がある。

当グループは貸付事業に関連して、損失の発生を予測し、また業績の変動を緩やかにすることを目的として、定期的に回収懸念貸出金に対する引当金を計上している。引当金の金額は、当該債務の回収可能性に関するその時点で最も正確な評価に基づき設定される。この評価は、担保権を考慮し、借手の現在および将来の状況の分析ならびに債務の価値および回収見込みに関する分析に基づいている。（個人顧客に対する貸付に関する）一定の場合、引当方法に過去の損失および回収に係るデータの分析に基づく統計モデルの使用が要求されることがある。2018年1月1日以降、当グループはまた、IFRS第9号の会計基準に基づき正常債権に対する引当金を計上している。かかる評価は、債務不履行の可能性および債務不履行時の潜在的損失を評価する統計モデルに基づいており、マクロ経済シナリオに基づく将来の分析を考慮している。

2019年12月31日現在、残高に関連する引当金のストック（オンおよびオフバランスシート）は、正常資産で2.3十億ユーロ、債務不履行資産で9.3十億ユーロであった。債務不履行に陥った貸出残高（IFRS第9号のステージ3）は17.4十億ユーロで、その内訳はフランスが57%、アフリカ・中東が19%、西欧諸国（フランスを除く。）が11%であった。詳細については、下記「(5) 信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスク」を参照のこと。貸借対照表上の回収懸念貸出金の総比率は3.2%で、これらの貸出金総額のカバレッジ比率は約55%であった。

引当金の純増減は、当グループの連結損益計算書の純リスク費用として計上される。当グループはこの3年間、信用リスクにとっておおむね好ましい経済環境もあって、歴史的な低純リスク費用（2019年は25ベースポイント）を記録した。景気減速と予想される信用循環の反転は、その程度によっては、借入人の債務不履行の増加と担保価値の悪化の可能性の両方を反映して、回収懸念残高の引当金の増加につながる可能性がある。この増加は、当グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、IFRS第9号の会計基準の原則および引当モデルが、環境の急激かつ突然の悪化が生じた際の景気循環の増幅または経済見通しの変動した際のボラティリティの上昇につながる可能性がある。これにより、リスク費用ひいては当グループの経営成績の重大な変動および／または完全に予測できない変動が生じる可能性がある。

3 市場リスクおよび構造的リスク

市場リスクは、市場パラメータの変化、パラメータの不安定性およびパラメータ間の相関関係から生じる金融商品の減損リスクに対応している。関連するパラメータには、為替レート、金利ならびに有価証券（株式、債券）、コモディティ、デリバティブおよびその他の資産の価格が含まれる。

3.1 金融市場の不安定性は、当グループの事業および市場活動の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、市場活動の過程で「市場リスク」にさらされる。当グループの市場リスクの大半を占めるグローバル マーケッツ&インベスター サービス事業は、2019年には銀行業務純利益の5十億ユーロを占め、当グループの総収益の21%を占めた。2019年12月31日現在、市場リスクにさらされたリスク加重資産（RWA）は15十億ユーロであり、当グループのRWA合計の4%を占めていた。

金融市場の不安定性は、当グループの市場活動に、とりわけ以下の重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

- 長期間にわたる著しいボラティリティが当グループのリスクの高い資産の補正および損失の発生につながる可能性がある。
- ボラティリティ水準の突然の変化により、一定のストラクチャード商品のヘッジが困難になるか、またはヘッジにより費用が掛かる可能性があり、これにより当グループの損失リスクが高まる可能性がある。

近年、激しい市場の混乱および大きな市場の変動が起こったことおよび将来再び起こる可能性があることにより、当グループの市場における活動は重大な損失を被る可能性がある。かかる損失はスワップ、先物契約および先渡契約、オプションならびにストラクチャード商品を含む、広範囲の取引商品およびヘッジ商品に影響を及ぼす可能性がある。

市場に対する全般的な楽観論および／または規則的なボラティリティの売り手の存在を反映し、低ボラティリティの状況となり、特に主要な市場の参加者が一定の商品について同様の立場を採った場合、補正のリスクの増大も進行する場合がある。かかる補正は当グループの市場活動に重大な損失をもたらす可能性がある。

金融市場の不安定性により、市場傾向を予測して効果的な取引戦略を実施することが困難になり、また価格が下落した場合は、ロング ポジション（純額）による損失リスクが増大し、反対に価格が上昇した場合はショート ポジション（純額）による損失リスクが増大する。かかる損失は、当グループの経営成績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループにおける市場リスクの評価および管理は、当グループの立場に影響を与える市場パラメータの変動に関する様々なシナリオを定義することにより、様々な対象期間と所与の確率レベルにおいて発生しうる損失を評価することが可能となる、一連のリスク指標に基づいている。これらのシナリオは、過去の観測値に基づいているか、または理論的に定義されている。しかしながら、これらのリスク管理アプローチは、一連の仮定および推測に基づくものであり、かかる仮定および推測は、特定の設定または予期せぬ事象の際に不適切であることが判明し、その結果、リスクの過小評価および当グループの市場活動の業績に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性のあるものである。

さらに、市況が悪化した場合には、当グループが顧客に代わって行う取引量が減少し、この業務から発生する収益、特に受取手数料が減少する可能性がある。

3.2 金利の変動が当グループのリテール バンキング事業に悪影響を与える可能性がある。

当グループはその収益の大部分を純金利差益から得ており、そのため依然として（特にリテール バンキング事業において）金利の変動およびイールド カーブの変動に大きくさらされている。当グループの業績は、欧州および当グループが事業を行うその他の市場における金利の変動による影響を受ける。とりわけ欧州では、長期化する低金利またはマイナス金利環境が影響し、特にフランスにおいて、当グループのリテール バンキング事業からの収益が引き続き悪影響を受ける可能性がある。

2019年のフランス国内リテール バンキング部門の銀行業務純利益（NBI）は7.7十億ユーロで、当グループのNBI総額の31%を占めた。

構造的金利リスクの詳細については、下記「(8) 構造的金利・為替リスク」および「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.1を参照のこと。

3.3 為替レートの変動は、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、業務を国際的に行い、また地理的に多くの国に拠点を有している結果として、収益および費用ならびに資産および負債が異なる通貨で計上されている点で、為替レートの変動にさらされている。

当グループは連結財務諸表を当グループが抱える大半の負債の通貨であるユーロで開示しているため、連結財務諸表の作成にあたっては、その他の通貨で計上された項目についても換算リスクにさらされている。これらの通貨のユーロに対する為替レートの変動は、当グループの連結の業績、財政状態およびキャッシュフローに対して悪影響を与える可能性がある。さらに為替レートの変動は、ユーロ圏外の子会社に対する当グループの投資価格（ユーロ建）にも悪影響を与える可能性がある。

なお、2019年12月31日現在、貸借対照表上の総資産1,356十億ユーロのうち、61%がユーロ、19%が米ドル、4%が日本円で計上されている。

下記「(6) 市場リスクーリスク加重資産および資本要件」、「(8) 構造的金利・為替リスクー構造的為替リスク」および「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.5を参照のこと。

4 オペレーショナル リスク（不適切な行為によるリスクを含む。）およびモデル リスク

2019年12月31日現在、オペレーショナル リスクにさらされたリスク加重資産は48十億ユーロであり、当グループのRWA合計の14%を占めていた。こうしたリスク加重資産は、主にグローバル マーケッツ&インベスター サービス事業に関するものであった（オペレーショナル リスク合計の67%）。

2015年から2019年にかけて、当グループのオペレーショナル リスクは主に、期間内の当グループ全体のオペレーションに係る損失の96%を占める5つのリスクカテゴリーに集中しており、その内訳は、不正行為およびその他の犯罪行為（29%）、執行上の過失（23%）、当局との訴訟（18%）、営業上の訴訟（14%）、価格設定またはリスク評価の過誤（モデル リスクを含む。）（12%）となっている。

当グループのその他のカテゴリーのオペレーショナル リスク（市場における不正行為、情報システムの障害および経営資源の喪失）は軽微に留まっており、2015年から2019年にかけての当グループの平均損失の4%に相当した。

オペレーションに係る損失の分布の詳細については、下記「(7) オペレーショナル リスクーオペレーショナル リスクの測定」を参照のこと。

4.1 当グループは、財政状態または経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある法的リスクにさらされている。

当グループならびにその元代表者および現代表者の一部は、民事、行政、税務、刑事および仲裁の手続を含む様々な種類の訴訟に関与する可能性がある。かかる法的手続の大多数は当グループの通常の業務の過程において発生する取引または出来事により生じる。近年、銀行および投資アドバイザー等の仲介人に対する顧客、預金者、債権者および投資家による訴訟および規制手続が増加しているが、かかる理由の1つとして厳しい市場環境が挙げられる。これは当グループの訴訟およびその他の法的手続による損失またはレピュテーション被害のリスクを増大させてきた。かかる法的手続または規制措置は、当グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす民事上、行政上、税務上または刑事上の処罰につながる可能性がある。

当グループの財務諸表の作成にあたって、当グループは、当グループが関係する民事、行政、税務、刑事および仲裁の手続の結果を予測し、かかる事項に関する損失が発生する可能性が高く、合理的に予測可能な場合は引当金を設定する。当グループの事業に関する訴訟および手続（特に様々なクラスの原告によるもの、不特定もしくは不確定の金額の損害賠償を請求するものまたは前例のない法的要求を含むもの）の結果を予測することは本質的に困難である。かかる予測が不正確であると判明した場合またはかかるリスクを補償するために当グループが設定した引当金が不十分であると判明した場合、当グループの財政状態または経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

公権に関する紛争につき当グループの財務諸表に計上された引当金は、2019年12月31日現在で340百万ユーロであった。

最も重大な進行中の手続については、下記「(10) 訴訟」ならびに「第6 経理の状況、1 中間財務書類、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.3.2および注9を参照のこと。

4.2 当グループが取引を行う機関に影響を及ぼす業務上の欠陥、停止もしくは能力の制約または当グループの情報技術システムにおける欠陥もしくは侵害は、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループに損失およびレピュテーション被害をもたらす可能性がある。

当グループは業務の実施において、通信システムおよび情報システムに大きく依存しており、リモートバンキングの広範な利用によって、こうした依存は強くなっている。これらのシステムの安全性における何らかの欠陥、故障、サービス障害または侵害は、短時間かつ一時的な場合でも、当グループの事業に重大な混乱をもたらす可能性がある。当グループによる防止策およびバックアップソリューションにもかかわらず、かかる事故は、情報検索および情報検証に関連する多額の費用の発生、収益の喪失、顧客の喪失、カウンターパーティまたは顧客との訴訟、市場操作および短期借換の管理の困難、ならびに最終的には当グループのレピュテーションの失墜につながりうる。

当グループは、当グループのシステム、ならびに当グループが現金決済または証券取引を容易に行うために利用する金融仲介機関（清算代理機関、清算機関および証券取引所等）ならびに顧客およびその他の市場参加者を含む第三者のシステムの運用上の欠陥または能力の制約に関するリスクにさらされている。

複数の金融機関と清算代理機関、清算機関および証券取引所との相互接続ならびにこれらの事業体の集中化の増大は、1つの機関または事業体での業務上の欠陥が、当グループの事業活動を行う能力に悪影響を及ぼし、これにより損失をもたらす可能性のある、業界全体の業務上の欠陥を引き起こすリスクを高める。大抵の場合は加速度的に異なる複雑なシステムの統合が必要とされることから、業界の集中化は、市場参加者の間であるか金融仲介機関の間であるかを問わず、これらのリスクを深刻化させる可能性がある。

当グループはまた、サイバー犯罪に関連するリスクにさらされており、情報システムに不正に侵入しようとする攻撃を受けている。当グループは毎年、自社のシステム、またはその顧客、パートナーもしくはサプライヤーを通して、数多くのサイバー攻撃を受けている。当グループは、そのITネットワークに、標的化された高度な攻撃を受ける可能性があり、その結果として、機密データまたは顧客データの横領、紛失、盗難、または開示（特に、欧州一般データ保護規則（GDPR）に違反するもの）が発生する可能性がある。たとえ当グループがこれらの問題を監視し、効果的に対応する手段を有していたとしても、そうした行動はオペレーションに係る損失をもたらし、当グループの事業および業績に悪影響を及ぼす可能性が高い。

オペレーショナル リスクに係る損失の内訳については、下記「(7) オペレーショナル リスク」における「オペレーショナル リスク管理の組織—情報セキュリティに関連するリスク」、「オペレーショナル リスクの測定—定量的データ」および「リスク加重資産および資本要件」を参照のこと。

4.3 レピュテーション被害は当グループの競争上の地位、業務および財務状況に悪影響を与える可能性がある。

当グループの財政力および統合性のレピュテーションは、競争の激しい環境において、顧客およびその他のカウンターパーティの忠実性を育み、相互の関係を発展させるために不可欠である。いかなるレピュテーション被害も、顧客との活動の喪失または投資家側の信用失墜につながり、当グループの競争上の地位、事業および財務状況に影響を及ぼす可能性がある。その結果、当グループに関する否定的なコメント（その正当性の如何にかかわらず）および当グループに起因する可能性のある事象に関する否定的なコメントがなされた場合、当グループのレピュテーションが悪化し、当グループの競争上の地位に影響が及ぶ可能性がある。

当グループのレピュテーションは、オペレーショナル リスク、規制リスク、信用リスクおよび市場リスク、とりわけその従業員の不正行為（汚職、詐欺、相場の濫用、脱税等）の監視に関する内部統制措置の脆弱さによっても、悪影響を受ける可能性がある。このリスクは、行為そのものだけでなく、2018年に米国およびフランスの当局によって発出された制裁措置のように、効果的な管理態勢が不十分であることに起因する行政制裁や刑事制裁からも生じる可能性がある。

規制や約束を遵守せずに行われる銀行による融資は、当グループのレピュテーションに影響を及ぼす可能性がある。顧客に十分な情報を提供しない製品やサービスの流通方法、コミュニケーション（特に財務コミュニケーション）の透明性の欠如、または規制上の義務もしくは銀行のコミットメントを遵守しない社内管理規則（人事管理またはサプライヤーおよびサービスプロバイダーとの関係を含む。）は、当グループのレピュテーションに影響を与える可能性がある。また、外部の利害関係者の期待に対して、意欲が不十分であるとみなされる企業の社会的責任戦略（特に環境問題に関するもの）またはこの戦略を実行する上での困難も、当グループのレピュテーションに影響を与える可能性がある。

これらの事象の結果は、法的手続につながる可能性があるが、報道機関の取材範囲や全体的な背景状況によって変化する可能性があり、予測は依然として困難である。

特に、当グループは、ネット プロモーター スコア(c) システムを使用して、顧客の満足度と忠実性を監視している。

4.4 当グループが有能な従業員を引きつけ、維持することができない場合、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは62ヶ国で138,000人超⁽¹⁾を雇用し、世界中の個人、法人および機関投資家の顧客29百万人⁽²⁾を日々支援している。銀行業務と金融業務の業績は、人的要因と密接に結びついている。キャリアの展望や研修の観点にせよ、または市場慣行に沿った報酬水準の観点にせよ、従業員を引きつけ維持することができない場合、当グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。離職率の高さまたは重要な従業員の退職により、当グループはノウハウの損失および提供するサービスの質の低下にさらされる可能性があり、その場合には顧客満足度に悪影響が及ぶ。

さらに、欧州の金融業界は、従業員報酬の方針に関するより厳重な監督（特定の種類の報酬（固定報酬、変動報酬、業績条件報酬、繰延支給等）に関する規則を含む。）の対象となっており、これにより有能な従業員を引きつけ、維持するための当グループの能力が制限される可能性がある。とりわけCRD 4 指令は、2014年から欧州経済領域の銀行に適用され、したがって当グループにも適用されているが、同指令には、当該職員の報酬の固定要素に対する報酬の変動要素に上限を設定する規定が含まれている。

(1) 臨時雇用者を除く、2019年末の従業員数である。

(2) 当グループの保険会社の顧客を除く。

4.5 戦略的意思決定やリスク管理システムにおいて用いられるモデル、特に当グループの内部モデルが不備でありまたは不適切であることが判明して、当グループに財務上の損失をもたらす可能性がある。

当グループ内で用いられる内部モデルは、オペレーショナル リスクに関連して、その概念、キャリブレーション、用途または経時的なパフォーマンスの監視の観点から不備であることが判明し、財務的な帰結を伴う誤った結果を生み出す可能性がある。

特に、

- 銀行間の店頭デリバティブ契約等の、規制市場またはその他の取引プラットフォームで取引されていない特定の金融商品の評価には、観察不能なパラメータを組み込んだ社内モデルが用いられる。これらのパラメータの観察不能な性質により、慎重に評価された場合においても、ポジションの評価の妥当性につきさらに不確実性が高まることとなる。関連する社内モデルが市況の変化に適さないことが判明した場合には、当グループが保有する商品の一部が誤って評価され、当グループが損失を被る可能性がある。例としては、レベル3に分類された貸借対照表上の公正価値で測定された金融資産および負債（観察されたデータに基づいた評価ではない。）は、2019年12月31日現在でそれぞれ10十億ユーロおよび52十億ユーロとなっていた（公正価値で測定されたレベル3の金融資産および負債については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.4.1および注3.4.2を参照のこと。）。

- 顧客の支払能力ならびに銀行の信用リスクおよびカウンターパーティ リスクへのエクスポージャーの評価は、一般的に、新しい経済状況に照らして不適切であることが判明する可能性のある、過去の假定および観察に基づいており、不利となる経済状況または前例のない事象の発生を十分に予測していない可能性のある経済的シナリオおよび予測に基づいている。こうした誤算により、とりわけリスクへの引当不足と資本要件の誤った評価が発生する可能性がある。
- 市場活動で用いられるヘッジ戦略は、過去のデータから部分的に推測される市場パラメータの推移とその相関に関する假定を含むモデルに依存している。これらのモデルは、一定の市場環境（例えば、米国と中国の間の貿易戦争の進展、またはブレグジットにより大きな変動が生じた場合）においては不適切である可能性があり、有効でないヘッジ戦略に至り、予想外の損失を生じさせ、したがって、当グループの業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- 運用ポートフォリオの金利リスク、およびすべてのオンバランスシート項目とオフバランスシート項目の流動性リスクの管理には、市況に依存する行動モデルを用いている。これらのモデルは、特に過去の観察に基づいており、前例のない事象が発生した場合には、これらのリスクのヘッジに影響を与える可能性がある。

4.6 当グループは、テロリストの攻撃または自然災害を含む不測のまたは壊滅的な事象により、損失を被る可能性がある。

テロリストの攻撃、自然災害（地震（ルーマニアにおける地震等）および洪水（パリのセーヌ川における例外的な洪水等）を含む。）、大規模な健康危機またはその発生のおそれ（コロナウイルス（COVID-19）関連等）、または大きな社会不安（フランスにおける「黄色いベスト」運動等）の発生は、経済および金融の混乱をもたらすか、または当グループの運営上の困難（影響を受けた従業員の移動制限または転勤を含む。）を招く可能性がある。これらの事象は当グループの事業経営力を損なう可能性があり、またその保険事業を重大な損失および費用の増加（再保険料の増加等）にさらす可能性がある。こうした事象が発生した際には、当グループは損失を被る可能性がある。

5 流動性リスクおよび資金調達リスク

5.1 政府、中央銀行および規制当局により実施された多くの例外的措置が当グループの資金調達費用および流動性確保に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ここ数年間、中央銀行は、特に金利を歴史的な低水準に引き下げるにより、金融機関の流動性の確保を促進させる措置を実施してきた。様々な中央銀行が、銀行に提供される流動性の金額および期間を大幅に増加させた。これらの中央銀行は、担保要件を緩和し、一部の例では、国債、社債および不動産担保証券の直接市場購入を含む、金融システムに相当量の流動性を投入する「非従来の」な措置を実施してきた。

米国においては、2015年12月に開始された引き締め期間の後、米国連邦準備制度理事会が、米国経済および世界的な需要の減速のため、新たな金利引下げサイクルを2019年に開始し、これは2020年も継続する。さらに、2019年9月のレポ市場の混乱により、米国連邦準備制度理事会は、状況の正常化のために、10年ぶりに流動性注入を行った。また、少なくとも2020年第2四半期までは、金融市場のさらなる緊張を回避するために、短期国債を購入する計画を導入した。ドル調達市場の緊張が国際的に広がれば、米ドル建の負債を抱えている国やセクターにとって、ひいては当グループの一部のカウンターパーティにとって、リスクとなると考えられる。なお、2019年12月31日現在、当グループの貸借対照表上の負債総額1,356十億ユーロのうち、19%がドル建であった。

欧州の金融市場の分断化は、ECBの政策により現在は部分的に「影を潜めている」。銀行同盟および資本市場同盟の著しい進展がなければ、ユーロ圏は潜在的脆弱性を抱える状況に陥ることとなる。ユーロ圏の加盟国のソブリン債の再編という極端な場合には、国境を越えた資本の移動に係る規制が実施され、当グループが影響を受ける可能性がある。

世界のさらなる政治的な分断および非生産的な例外的措置のリスクは、当グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2019年12月31日現在、当グループの規制上の短期流動性カバレッジ比率（LCR）は119%、流動性準備金は190十億ユーロであった。

5.2 当グループの外部格付けまたはフランスのソブリン債の格付けの引下げが、当グループの資金調達費用および流動性確保に悪影響を及ぼす可能性がある。

適切に事業を行うため、当グループは資金調達手段およびその他の流動性の源泉に依拠している。市況もしくは当グループ固有の要素によって、当グループが許容できると考える条件で担保付のもしくは無担保の債券市場に参入することが困難となった場合、または顧客預金の大幅な減少を含む不測の現金もしくは担保の流出に直面する場合には、当グループの流動性は低下する可能性がある。さらに、当グループが顧客預金収集の十分な水準を維持できない場合、より費用の掛かる資金調達を強いられる可能性があり、これによって当グループの純金利差益および業績が低下する可能性がある。

当グループは、信用スプレッドの増加リスクにさらされている。当グループの中期および長期の資金調達費用は、市況全般に依存して変動する信用スプレッドの水準と直接連動している。かかるスプレッドは、格付機関によるフランスのソブリン債の格付けまたは当グループの外部格付けの不利な変更によっても影響を受ける可能性がある。

当グループは、現在、フィッチ・レーティングス、ムーディーズ、R&Iおよびスタンダード&プアーズの4つの金融格付機関により監視されている。これら格付機関またはその他の機関による当グループの信用格付けの引下げは、当グループの資金調達手段に重大な影響を及ぼし、資金調達費用を増加させ、また顧客との一定の種類の取引または事業を行う能力を低下させる可能性がある。またこれにより当グループが一定のカウンターパーティに対して追加の担保を提供する必要性が生じ、当グループの事業、財政状態および業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

資金調達手段および流動性の制約は、当グループの事業、財政状態、経営成績およびカウンターパーティに対する債務支払能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2020年に関しては、当グループは、主に担保付上位優先債および非上位優先債の形式による、プレーンバニラ長期債での約18十億ユーロの資金調達計画を立てている。

2019年12月31日現在、当グループは、主に上位ストラクチャード債の発行（22.1十億ユーロ）、プレーンバニラ非上位優先債の発行（8.2十億ユーロ）、プレーンバニラ上位優先債の発行（5.6十億ユーロ）、および担保付債券の発行（3.0十億ユーロ）を通じて、親会社レベルで合計43十億ユーロの長期資金（親会社のために40.1十億ユーロ、子会社のために2.9十億ユーロ）を調達した。

当グループの完了した長期資金調達計画の内訳等については、下記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析、(i) 財政状態および経営成績の分析―財務方針」を参照のこと。

6 保険事業に関連するリスク

6.1 市況の悪化、特に金利の大幅な増減は、当グループの保険事業の生命保険業務に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2019年、当グループの保険事業の銀行業務純利益は909百万ユーロ（当グループの連結銀行業務純利益の3.7%）となった。当グループの保険事業部門は、主に生命保険事業に特化している。2019年12月31日現在、生命保険契約の残高は125十億ユーロであり、これはユーロ建契約（70%）とユニットリンク契約（30%）に分類される。

当グループの保険事業は、生命保険契約におけるユーロ建ファンドの債券比率が高いことから、構造的金利リスクに大きくさらされている。金利の水準および変動は、一定の状況においては、この事業部門の業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

低金利の見通しが長期化すると、ユーロ建契約の利回りに影響を与えるため、これらの商品の投資家にとっての魅力が低下し、生命保険事業部門における資金調達や利益に悪影響を与える可能性がある。

金利が急激に上昇した場合、債券の未実現損失という不利な状況下において、（例えば、銀行貯蓄商品と比較して）ユーロ建の生命保険の競争力が低下し、顧客による大量の買戻しおよび裁定取引が誘発されうる。こうした状態は、生命保険事業の収益や収益性に影響を及ぼす可能性がある。

より一般的には、スプレッドの顕著な拡大および株式市場の下落も、当グループの生命保険事業の業績に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

市場パラメータが悪化した場合、当グループは、保険事業子会社が引き続き規制上の資本要件を充足できるよう、保険事業子会社の自己資金を強化することが求められる可能性がある。

(2) リスク管理組織

リスク選好度

リスク選好度は、当グループがその戦略的目標を達成するために引き受ける準備をしているリスクの水準と定義されている。

リスク選好度を規定する原則

ソシエテ・ジェネラルは、欧州に堅固な基盤を置き、高度な専門知識を有する厳選された分野において目標に沿ってグローバルな展開をしながら、バランスのとれた多角的バンキング モデルに基づき持続的な発展を目指している。また、当グループは、築き上げてきた信頼をもとに顧客との長期的な関係を維持し、かつすべての出資者の期待に応えるために努力している。

その結果、以下のような成果が達成されている。

- 異なる所在地の顧客に向けた様々な商品およびサービスを提供する16の事業ユニットを擁する組織
- バランスの取れた各事業への資本配分
 - － フランス国内外のリテール バンキング業務における優位性（現在、リスク加重資産（RWA）の60%超を占めている。）
 - － グローバル マーケッツ事業ユニットが当グループのRWAに占める比率の制限。当グループは、顧客重視の成長方針に従い、自己勘定取引業務の打ち切りも発表しており⁽¹⁾、提供する商品の単純化を目指している。
 - － 事業戦略と整合性を持って行われ、統制されたリスク プロファイルを示し、その収益性が当グループの期待に込んでいる、銀行以外のサービス業務（特に保険事業）
- 地理的にバランスのとれたモデル
 - － 当グループは、リテール バンキング部門において欧州およびアフリカでの展開に重点的に取り組み、歴史的に存在感を有しており、市場について広範な知識を蓄積し、突出した地位を占めている。
 - － 当グループは、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門において、欧州およびアフリカの域外で、国際的な専門知識に依拠することができる活動を対象としている。
- 特に技術革命ならびに経済、社会および環境上の変革に関する、当グループの経済の転換に対する積極的な貢献。したがって、CSRへの配慮が、グループ戦略および当グループの利害関係者との関係の中心である。
- 守られるべき価値の高い資産であると考え、当グループのレピュテーションに関する警戒

- (1) フランス銀行法に従い、顧客と関係がない当グループの残りの取引業務は、デカルト トレーディングという専門子会社に分離されていたが、デカルト トレーディングは2020年2月に閉鎖された。

強固な財務内容

ソシエテ・ジェネラルは、その多角的バンキング モデルに合致する強固な財務内容を強みとして、持続的な収益力の達成を目指し、以下の努力を行っている。

- 収益性が高く強靱な事業の発展を目標とする。
- 当グループの事業の発展および競争力の強化の状況に見合った費用で財務資源を活用できるように、目標とする格付けを維持する。
- 以下の各項目を確保するために、資本および負債性資本の目標値を調整する。
 - － ベースライン シナリオにおいて、セキュリティ バッファを設け、普通株式等Tier 1およびその他の資本比率に関する最低規制要件を満たすこと。
 - － 利用できる普通株式等Tier 1 資本を用いて1年間の「内部必要資本」を補償できること。
 - － 格付けならびに総損失吸収力（TLAC）、自己資本・適格債務に関する最低要件（MREL）およびレバレッジ比率等の規制比率に関する当グループの目標に合致する十分な水準の債権者保護を実現すること。
- 流動性ストレス比率のサバイバル ホライズン、流動性カバレッジ比率（LCR）および安定調達比率（NSFR）の遵守ならびに短期の資金調達への依存度を考慮して調整される負債の回復力を確保する。
- レバレッジ比率を管理する。

信用リスクおよびカウンターパーティ リスク（集中の効果を含む。）

信用リスク選好度は、信用方針、リスク限度および価格設定方針からなるシステムを通じて管理される。

当グループは、信用リスクを想定するに際し、中期および長期の顧客関係に重点を置き、当行との間に信頼関係があり、かつ中期の収益性ある事業を開拓できる見込みがあるこれらの顧客をターゲットとしている。

信用コミットメントの受諾は、顧客に関する深い知識と取引の目的に対する十分な理解に基づいている。

信用取引では、リスクの受容度は、まず、特に債務の返済を可能にするキャッシュ フローによる、債務者の返済能力に基づいている。中長期的業務においては、資金拠出期間は、融資対象資産の経済的耐用年数および債務者のキャッシュ フローの可視化期間との整合性を維持しなければならない。

取引の相手方に債務不履行が生じた場合の損失リスクを軽減するために担保権の設定を図るが、特別な事情がある場合を除き、担保権の設定のみをリスク負担の正当な理由と判断することはない。担保権は、健全な価値のヘアカットを用い、実際の法的強制力に特別な注意を払って評価される。

複雑な取引または特定のリスク プロファイルを有する取引は、必要な技術と専門知識を備えた当グループ内の専門チームによって行われる。

当グループは、集中リスクを管理し、かつリスクを他の金融パートナー（銀行または保証人）と共有することとでリスク配分方針を維持することにより、リスクの多様化を図っている。

カウンターパーティの格付けは、与信方針の主要な尺度であり、顧客担当部署およびリスク担当部署の両方において用いられる与信の承認権限グリッドの基礎となっている。格付けの枠組は、内部モデルに依拠している。格付けを適時に更新することには、特に注意が払われる（いずれにせよ格付けは年次評価の対象である。）。

市場リスク

当グループの市場での活動は、あらゆる種類の商品およびソリューションを提供し、顧客のニーズを満たすことを主眼とする事業開発戦略に沿って行われる。

市場リスクは、ストレス テスト、バリュエ アット リスク (VaR) およびストレス バリュエ アット リスク (SVaR)、「感応度」および「名目」等のいくつかの指標について設定した限度を通じて厳重に管理されている。これらの指標は、協議を中心とするプロセスの枠組の中で、事業部門によって提案され、リスク部門によって承認された一連の限度によって管理されている。

限度は、当グループの組織の様々な下位レベルで設定され、それにより、組織全体の取引の観点からの当グループのリスク選好度につながる。

これらの限度のうち、当グループの市場リスク選好度の決定上、市場における事業活動のグローバル ストレス テストおよびマーケット ストレス テストの限度が重要な役割を果たしている。実際に、これらの指標は、すべての業務および主要な市場リスク要因ならびに深刻な市場危機に関連するリスクを網羅しており、リスクの総量を限定するとともに分散化効果を勘案する上で役立っている。

顧客に関係する活動に該当しない市場業務は、専業子会社であるデカルト トレーディングに限定されていたが、デカルト トレーディングは2020年2月に閉鎖された。

オペレーショナル リスク（レピュテーションおよび法令遵守のリスクを含む。）

当グループは、その事業に固有の様々なオペレーショナル リスクを負っており、かかるリスクには執行上の過失、内部および外部の不正、ITシステムの故障、ITシステムに対する悪意のある行為、経営資源の喪失、営業上の訴訟、納税義務違反が挙げられるが、法令不遵守、不適切な行為、さらにはレピュテーションのリスクも負っている。

原則として、当グループは、オペレーショナル リスクについては選好度を設定していない。さらに、当グループのイメージを著しく傷つけ、業績ならびに顧客および従業員の信頼を損ない、重要な事業の継続を妨げ、または当グループの戦略が問題となるほど深刻な不祥事は一切容認されない。

当グループは、以下の事項に関するオペレーショナル リスクの許容度がゼロであるかまたは低いことを強調している。

- 内部の不正行為：当グループは従業員による不正取引を容認しない。当グループの成長は、従業員間の信頼関係、当グループ内の信頼関係および当グループと従業員との間の信頼関係の上に成り立っている。そのため、忠誠心や誠実性を示す等、あらゆるレベルで当グループの原則を守ることが求められる。当行の内部統制システムは、重大な不正行為を防止できるものでなければならない。

- サイバー セキュリティ：当グループでは、不正な侵入（特に顧客データの窃盗や業務上の大きな混乱に至るもの）は一切容認されない。当行は、このリスクを未然に防止し、検知するための効果的な手法を導入する予定である。当行は、あらゆる事由に対処するために適切に組織化されている。
- 情報漏洩：信頼は当グループの重要な資産の1つである。その結果として、当行は、情報漏洩を防止し、検知し、是正するための必要な資源の配備と統制の実施に取り組んでいる。当行は、最もセンシティブな情報の漏洩（特に顧客に関係する場合）を容認しない。
- 事業の継続性：当グループは業務を遂行するために情報システムに依存するところが大きく、そのため、最も本質的なサービスの継続性を確保することができるよう情報システムを活用し、その回復力を維持することに注力している。当行の不可欠な機能を担う情報システム（特に顧客が直接利用できるシステムや金融市場で取引を行うことを可能にするシステム）を利用できないリスクに対する当行の許容度は非常に低い。
- 外部委託したサービス：当グループは、外部のサービス提供者に委託された業務について高度に徹底された管理を行うことを意図している。そのため、当グループは、リスク水準に応じた頻度の審査によりサービス提供者を監視するという厳格な規律を守っている。

構造的金利・為替リスクおよび年金または永年勤続債務に関するリスク

当グループは、構造的リスクを測定し、厳重に管理している。金利リスク、外国為替リスクおよび年金または永年勤続債務に関するリスクの管理メカニズムは、多様な事業（事業体および事業部門）が個別に分析する感応度またはストレス限度に基づいている。

主なリスクには、金利水準リスク、銀行勘定における金融商品の期間構造に関連するカーブ リスク、（自動オプションおよび行動オプションから生じる）オプション リスク、および金利指標の相対的な変動の影響に関連するベシス リスクの4種類がある。当グループの構造的金利の管理は、主に、複数の金利シナリオに従った金利の変動に対する固定金利の残余ポジション（超過または不足）の正味現在価値（NPV）の感応度に依拠している。限度は、財務委員会または取締役会が、事業ユニットまたはサービス ユニットのレベルおよびグループ レベルで設定する。さらに、当グループは、スライドしていく2年の期間について、プラス／マイナス10ベシス ポイントの金利ショックに対する純金利差益の感応度を測定し、管理する。

当グループの方針は、オンバランスシートおよびオフバランスシートのポジションをすべて承認し、低い限度を設定することで残余エクスポージャーを管理することにより、事業体に対して為替変動に対するエクスポージャーをヘッジするよう要求することからなる。また、グループ レベルにおけるヘッジ方針は、為替レートの変動に対する普通株式等Tier 1比率の感応度をできる限り小さくすることからなる。

当行の従業員に対する長期債務である年金または永年勤続債務に関するリスクについては、引当金の金額が特定のストレス テストおよび帰属する限度に基づいて監視されている。リスク管理方針には主な目的が2つあり、1つは確定給付制度から確定拠出制度に移行することによりリスクを軽減することであり、もう1つは規制上および税務上の制約の下で可能な場合に（ヘッジ資産とパフォーマンス資産の間の）資産リスク配分を最適化することである。

流動性リスクおよび資金調達リスク

流動性リスクの調整および管理は、以下の事項に基づいて行われている。

- 2つの補完的な測定基準。1つは、ストレスのない環境（例えば、資産価格に対する影響がない状況）において新たな生産を考慮に入れずに価格リスク（経済的リスクを意味する。）を測定する通常業務（BAU）における静的ギャップであり、もう1つは、致命的なリスクを測定するために用いられる複合（CMB）ストレス下の動的ギャップである。そのリスクは、不均整である—すなわち、流動性ポジションが不十分なためにストレス下の環境において当グループがすべての流動性コミットメントを満たすことができないリスクである。
- ストレス シナリオにおいて短期金融債務をカバーするために、金額および質について十分な流動性準備金を維持すること。
- キャッシュ インフローとキャッシュ アウトフローの間の満期が一致しないリスクを管理するために、主な事業部門および事業体における「流動性ギャップ」を管理すること。

資金調達リスクの調整および管理は、以下の事項に基づいて行われている。

- 最低限の格付水準を確保するために当グループの規制要件（普通株式等Tier 1 比率、自己資本比率合計、レバレッジ比率、TLAC、NSFRおよびMREL比率）および格付機関の要件を満たすように設定された負債構造を維持すること。
- 市場での資金調達（特にオーバーナイトおよび短期の資金調達）および国債による短期資金調達の利用を制限すること。
- 満期、市場、通貨およびカウンターパーティにより当グループの資金調達源を多様化すること。
- 銀行業務の分離および規制に関する法律（*Loi de Séparation et de Régulation des activités bancaires*）の要件を満たすために当グループにより決定される、国債／ALM取引の健全かつ慎重な管理
- 利用可能な担保量を維持し、担保付債券市場での資金調達および（必要な場合に）ECBファシリティの利用を確保すること。

モデル リスク

ソシエテ・ジェネラルは、3つの独立した防衛ラインの設定、比例アプローチ（すなわち、各モデルに関連する固有のリスク水準に応じた基準率）、モデル リスクの総合的な分析（モデルのライフサイクルの徹底した考察）、および当グループ内で使用される手法の整合性などの重要な原則に基づき、モデル リスクを軽減するための内部基準の規定および整備に取り組んでいる。

保険事業に関連するリスク

当グループは、保険事業（貯蓄型生命保険、退職貯蓄型保険、損害保険等）を行っている。これらの事業は、当グループを主に以下の2種類のリスクにさらす。

- 価格設定および保険金請求率の悪化に関連するサブスクリプション リスク
- 金融市場（金利、貸付および株式）および資産負債管理に関連するリスク

リスク選好度－全般的な枠組

リスク選好度は当グループ全体の水準として決定され、各事業および各子会社に配分される。リスク選好度については、リスク選好度の枠組において定められる原則に従ってフォローアップが行われる。以下はリスク選好度の枠組の要約である。

ガバナンス

取締役会は、毎年、経営執行部により提案された当グループのリスク選好度報告書ならびにリスク選好度の監視および実施を行う当グループのリスク選好度の枠組を承認する。取締役会は、リスク選好度が、当グループの戦略的財務目標ならびにマクロ経済環境および金融環境が与えるリスクに関する見通しに対して適切であることを確保する。また、取締役会は、年次評価を通じて、リスク選好度の適切な実施についての報告も受ける。

リスク部門および財務部門は、リスク選好度を決定し、コンプライアンス部門とともに、その実施状況について2次レベルの監視および統制を行う。

リスク選好度の決定および配分

リスク選好度を決定し、配分するプロセスにより、以下の手順が行われる。

- 予測に基づくツール（ストレス テスト）を用いた、当グループがさらされている重要なリスクのすべてを対象とする特定および評価
- 戦略的財務計画を策定するために用いられる、3年以上先を展望する中心的なシナリオおよびストレス下のシナリオにおける当グループの収益性および支払能力の予測
- 各事業のリスク／収益性のプロファイルおよび動向見通しを考慮に入れた、当グループ内でのリスク選好度の適切なレベルに達するまでの配分
- 当グループ、事業ユニットおよび主要子会社のレベルにおける承認

当グループのリスク選好度は、以下の事項を定めるリスク選好度報告書にまとめられる。

- 当グループの戦略プロファイル
- 当グループの収益性および財務力プロファイル
- 当グループの主要なリスクに関する、リスク戦略による定性的な枠組およびリスク指標による定量的な枠組

毎年、予算編成手続の前、かつリスク部門による独立した立場からの検討の後に、財務部門が、財務委員会に置かれた経営執行部に対し、当グループ全体の目標を提示する。かかる目標は、交通信号アプローチを用いた警戒域値および危機レベルによって補足される。その後、これらの枠組は、承認を得るために取締役会に提出される。

これらの財務目標により、当グループは、以下の各項目を行うことができる。

- できる限り新たな規制の導入を予測することにより、十分な安全バッファを持って、当グループの規制上の義務（特に、規制上の最低自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率）を遵守すること。
- 安全バッファを用いて、ストレス シナリオ（規制当局により常態化されたストレスまたは当グループの内部的なプロセスに従って定義されたストレス）への十分な耐性を確保すること。

当グループがさらされている主要なリスクが特定され、リスク目標／限度（警戒域値を含み、危機的水準も含む可能性がある。）の対象となる。

リスク選好度の組織内での配分

組織内でのリスク選好度の配分は、戦略的財務計画およびリスク管理システムに依拠している。

財務部門は、当グループ全体として設定された財務目標を経営執行部に提出する。目標は、予算および戦略的財務計画の一環として、各事業の予算配分目標に振り分けられる。

予算計画プロセスの最後に、経営執行部および財務部門は、中心的なシナリオおよびストレス下のシナリオに基づく予算計画を取締役に提出し、当初の財務目標が重視されているかを検証する。重視されていない場合、取締役会は、新しい枠組を承認するか、または予算の修正を要求することができる。

リスク選好度の配分は、各事業のニーズと展開に対する理解に基づいてなされる。この配分においては、事業ユニットおよび／または事業体の収益性および財務力に関する目標が考慮される。

リスクの管理組織

監査済 | ソシエテ・ジェネラルにとって、当行が事業を行っているすべての業界、市場および地域における効果的かつ効率的なリスク管理体制の実践は、頑強なリスク意識とイノベーションの促進とのバランスを維持することと同様に不可欠である。当グループのリスク管理は上層部で監督されており、現行規制、特に銀行セクターの企業の内部統制ならびにフランス健全性監督・破綻処理当局（ACPR）の規制を受ける支払サービスおよび投資サービスの内部統制に関連する2014年11月3日付命令、ならびに欧州規制バーゼル3（CRR／CRD）に準拠している。▲（下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要－コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告－取締役会の専門知識」を参照のこと。）

監査済 | 当グループのリスク管理戦略は、以下を主な目的とする。

- 財務部門および事業部門とともに当グループのリスク選好度を規定することにより、当グループの事業の展開および収益性に寄与すること。
- リスクの管理および監視のシステムを確立させることにより、当グループの持続可能性に寄与すること。
- 自らが開始した取引の責任を第一義的に負う主力事業部門との綿密な協力関係を（各事業の）リスク管理システムの独立性と調整すること。▲

リスク管理のガバナンス

監査済 | 当グループのリスク管理は、取締役会および経営執行部という2つの上層主要機関により統制されている。

少なくとも年に1度、または必要に応じてより頻繁に、経営執行部は取締役会に対し、当グループのリスク管理戦略の重要な側面およびその顕著な変化について説明を行う。

取締役会においては、リスク委員会が、戦略全般ならびに現在および将来のあらゆる種類のリスク選好度に関して取締役会に助言し、取締役会がかかる戦略の実行について検証を行う際に取締役会を補佐する。

取締役会の監査・内部統制委員会は、リスク統制システムの効果的な運用を確保する。

経営執行部が議長を務め、内部統制およびリスク管理を監視する中心的な役割を担う専門委員会は、以下の通りである。

- リスク委員会（CORISQ）は、グループ戦略委員会の設定するリスク選好度および財務目標の枠組の範囲内で、当グループのリスク（信用リスク、カントリー リスク、市場リスクおよびオペレーショナル リスク）に関する主要な優先事項を定め、かかる観点で遵守されているかを監視しており、2019年には17回の会議を開催した。リスク委員会は、取締役会に帰属する権能に従い、リスク部門からの提案に基づいて、様々なリスク（信用リスク、カントリー リスク、市場リスクおよびオペレーショナル リスク）の管理について主要な決定を行う。当グループには、主要顧客グループに関する販売およびマーケティング戦略ならびにリスク負担の承認を行う責任を負う大口エクスポージャー委員会も設置されている。
- 財務委員会（COFI）は、当グループの財務戦略を策定し、構造的リスクの配分および管理に沿って希少資源（資本、流動性、貸借対照表、担税力）を管理する責任を負う。財務委員会は、DFINおよびRISQからの提案を受けて、当グループおよび当グループの重要な事業体について構造的リスクの監視および管理の枠組の有効性を確認し、そのようなリスクの変化（限度および消費状況）について検討する。同委員会は、定期的に希少資源の消費状況の評価を行う。同委員会は、財務の概観、ILAAPおよびICAAPに関する書類、ALMに関する進行中の問題、流動性、予防的な再建計画、コーポレートセンターの予算ならびに当グループ内のリインボイスについて検討する。最後に、同委員会は、当グループに係る課税（DFINおよびSEGLが共同で管理する。）に関連する問題に対応する。
- コンプライアンス委員会（COMCO）は、当グループのコンプライアンスに関する主な指針および原則を策定するために、少なくとも四半期に1度会議を行う。
- 企業の戦略的アーキテクチャー委員会（CSAE）は、当行のデータおよび照合システム、業務プロセスならびに情報システムの観点からアーキテクチャーを策定し、当グループのプロジェクトと、策定したアーキテクチャーとの一貫性を確保する。
- グループ内部統制調整委員会（CCCIG）は、当グループの内部統制システムのアーキテクチャー全体、すなわち、その効率性、一貫性および包括性の評価、是正措置を講じることならびにその実施の監視について責任を負う。
- 責任遂行委員会（CORESP）は、CSRに関する当グループのコミットメントおよび規範的枠組（CSRの分野別の方針を含む。）に関連するテーマ、文化・行動、または当グループの責任もしくはレピュテーションに影響を与えるその他のテーマでまだ既存の委員会が担当していないテーマを扱う。

リスク監視担当部門

当グループのコーポレート部門は、主力事業部門から独立し、リスクの管理および内部統制に寄与する。

コーポレート部門は、当グループの経営執行部に対し、最高経営責任者の権限下で当グループの戦略を管理する役割を果たす上で必要なすべての情報を提供する。コーポレート部門は、経営執行部に直属する。

■ リスク部門の主な役割は、財務部門、事業ユニットおよびサービス ユニットと連携し、当グループの（異なる事業部門間で配分される）リスク選好度を策定し、リスク管理・監視システムを第2防衛ラインとして確立することにより、当グループの業務および収益性の発展を支援することである。

リスク部門は、職務の執行に当たり、事業からの独立と、事業ユニット（各々、各ユニットが開始した取引について第一義的な責任を負う。）との密接な協力関係との調整を図る。

したがって、リスク部門は以下の責任を負う。

- － 当グループのリスク担当部署を階層的かつ機能的に監督する。
- － 財務部門と共同で、当グループのリスク選好度を経営執行部に提言された通りに設定する責任を負う。
- － 当グループのすべてのリスクを特定する。
- － これらのリスク（事業横断的なリスクを含む。）に対する統制・監視システムを実施し、経営執行部、取締役会および銀行監督当局に対し、リスクの性質および範囲に関する定期的な報告を行う。
- － 各事業の目的および関連するリスク問題を考慮し、リスク方針の策定に寄与する。
- － リスクの分析、測定、承認および監視のために用いられた手法および手続の策定または認証を行う。
- － これらの手法および手続の正確な適用を確保するため、2次レベルの統制を実施する。
- － 各事業の管理職が提案する取引および限度額に対する評価および承認を行う。
- － リスクに関する中央情報システムのアーキテクチャーの策定または認証を行い、かかるシステムを業務上の要求に確実に適合させる。

■ 財務部門は、以下の3つのレベルの指揮に従って組織され、いずれも1名の最高財務責任者に所属する。

- － フランス国内リテール バンキングおよび国際リテール バンキング&金融サービス部門
- － グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門
- － 財務部門の活動において重要なあらゆる分野の専門知識を結集する事業横断機能

財務部門は、以下のような広範囲の会計および財務の管理を行う。

- － グループ会計部は、当グループの連結財務諸表を作成するために利用されるメカニズムを調整する責任を負う。
- － 測定および報告専門部は、当グループの規制当局に対する報告書を作成する責任を負う。
- － 共通運用部門に属する相互会計・規制対応活動部は、その責任範囲内の事業体（ソシエテ・ジェネラルSAもその1つ）の会計上、規制上および税務上の成果、ならびに各プロセスの継続的な改善および管理の調整に責任を負う。

- － 財務管理部は、財務プロセスのすべてを対象とする2次レベルの恒常的な統制システムに責任を負う。
- － 資産負債管理部は、当グループのALM機能、当グループの構造的金利リスク、流動性リスクおよび為替リスクの管理、ならびにソシエテ・ジェネラル親会社（SGPM）に関するALMの業務における管理を担当する。

その他の事業横断的部署は、特にグループ サービス ユニットの財務部門、グループ インベスター リレーションズ&財務コミュニケーション部門、人事部門および会社秘書役とともに財務部門のために様々な任務を果たしている。

- 各事業ユニットおよびサービス ユニットの財務部は、階層的にはグループ財務部門に直属し、財務諸表が正確に作成されていることを地域レベルで確保し、財務報告（会計、経営管理、規制等）の情報の質を管理する。
 - グループ コンプライアンス部門は、2017年6月1日以降、経営執行部に直属しており、当グループの銀行業務および投資業務がそれらに適用されるすべての法律、規制および倫理原則を遵守していることを確保する。同部門はまた、レピュテーション リスクの防止を徹底させる。
 - 会社秘書役は、適宜子会社および支店の法務部の支援を受けつつ、特に当グループの事業活動の安全性および合法性を監視するグループ法務部、フランスおよび外国の税法の遵守を確保するグループ税務部、当グループのCSR（企業の社会的責任）方針を明確にし、提案する責任を負う、グループ企業の社会的責任部、情報システム セキュリティに関して経営資源・デジタル移行サービス ユニットと協力しつつ当グループのセキュリティを管理するグループ セキュリティ部、ならびに当グループの中央の総務サービスを含み、必要に応じて取締役会秘書役を支援する。
 - 人事&コミュニケーション部門は、特に、報酬方針の実施を監視する。
 - 経営資源&イノベーション部門は、特に、情報システムの安全性に関する方針の策定に責任を負う。
 - グループ内部監査部門は、グループ内部監査ヘッドの権限下で内部監査を担当する。▲
- 最新の常勤換算した従業員（FTE）に関する自主的調査（2019年12月31日）の結果は、以下の通りである。
- 当グループのリスク担当部署におけるFTE従業員は、5,568名であった（当グループのリスク部門に属するFTE従業員1,617名を含む。）。
 - コンプライアンス担当部署のFTE従業員は、約3,705名であった。
 - 情報システム セキュリティ担当部署のFTE従業員は、約457名であった。

リスクの報告および評価のシステム

当グループのデータ集計システムは2段階で機能しており、その責任が明確に定められている。事業ユニットまたはサービス ユニットおよび事業体のチームが、各地域および当グループの両方の連結決算の必要性に応じたデータの収集および品質機能を提供するとともに、必要な場合には1次レベルの集計を行う。財務部門およびリスク部門の中心チームが、これらのデータを集計し、当グループ全体のリスク指標および報告書を作成する。

2015年以降、当グループは、財務情報システムおよびリスク情報システムに関するアーキテクチャーの原則を定めている。TOMFIR（財務およびリスク目標運用モデル）の原則は、以下の目的を中心に展開している。

- リスク指標は、事業ユニットおよび認証事業体（ゴールデンソース）からのデータに基づいて作成され、かかるデータは、契約の精度と会計的特性を有し、毎日更新され、当該事業体の業務上のシステムにより提供される。
- グループ レベルの情報システムは、事業ユニットおよび事業体のレベルにおける各地域の開発の増加を避けるために当グループ独自のデータ集計ルールを管理している。同システムは、事業ユニットおよび事業体のベンチマークによって決まる、当グループ全体のベンチマークに基づいている。
- ISアーキテクチャーは、各地域のニーズと当グループと共通のニーズを満たすための財務とリスクの用途に対応するものでなければならない。

これらのアーキテクチャーの原則は、以下の4つの主要な適用分野に適用される。

- 信用リスクおよびRWAの計算のための財務とリスクの相互情報システム
- 金利リスクおよび流動性リスクについての一連の計算
- 市場リスクについての一連の計算
- 市場業務に関するカウンターパーティ リスクについての一連の計算

リスクの定量化に関する手続および手法

当グループは、監督当局から以下の権限を付与されている。

■ 信用リスクについて、信用リスクに対するエクスポージャーの大半に関し、内部格付手法（IRB手法）を用いる権限

現在は、一定の選択された活動およびエクスポージャーについて標準的手法を使用している。それらが当グループの規制上の自己資本に与える影響は限られている。適用ある規制に従い、格付モデルの監視システムが使用されている。このシステムの詳細については、本書中の別途の記載を参照のこと。標準的手法で対応しているエクスポージャーについて、ソシエテ・ジェネラルは、スタンダード&プアーズ、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスにより付与された外部格付けを主に使用している。

■ 市場リスクについて、内部モデル（VaR（バリュー アット リスク）、ストレスVaR、IRC（追加的リスクに係る自己資本賦課）およびCRM（包括的リスク測定））を使用する権限

これらのモデルは、関連性のある取引のほぼすべてをカバーしている。ごく一部の取引についてのみ、現在もなお標準的手法を算定に使用している。

■ 市場取引に関するカウンターパーティ リスクについて、2013年以降、内部モデルを用いてEEPE（実効的な正の期待エクスポージャー）指標を算定する権限

この指標に基づくデフォルト時エクスポージャー（EAD）のカウンターパーティ リスクの測定は、2012年6月以降に「単純」な商品について、また2013年12月以降はより複雑なデリバティブ商品についても実施されている。内部モデルの使用が承認されている当グループの事業体において、当該内部モデルはデリバティブおよび現先取引の98%を対象としている。残りの取引については、当グループは時価評価法を使用している。

■ オペレーショナル リスクについて、先進的計測手法（AMA）を用いる権限

最後に、処理後の成果物および関連するリスク管理技術の変更に対応するため、当グループの情報システムは、各地（各銀行事業体）および中央（リスク部門）の双方において定期的に更新されている。

リスク マッピングの枠組およびストレス テスト

当グループのリスク マッピングの枠組

リスク マッピングとは、当グループのリスクを特定するプロセスを年毎に概観するものである。リスクの特定は、当グループのリスク プロファイルの総合的評価に寄与し、内部適正資本評価プロセス（ICAAP）等の様々なタスクに用いられている。リスクマップは、経営執行部の権限下でリスク部門によって作成され、年1回、取締役会のリスク委員会に提出される。

このアプローチの目的は、当グループがさらされている主な種類のリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル リスク、構造的リスク等）について、重要な潜在的損失を見積もることにある。リスクマップにより、範囲を限定した仮想シナリオに潜在的損失を適合させる。評価は、専門家による分析と歴史的データを用いた様々な統計的見積りアプローチとを組み合わせで行う。

ストレス テスト

ストレス テストまたは危機シミュレーションは、事業活動の減退がポートフォリオ、事業または事業体の動向に及ぼす潜在的影響の評価に使用される。

ソシエテ・ジェネラルにおいて、ストレス テストはリスクの特定、評価および管理ならびに当グループのリスクに関連する資本充実度の評価に使用されている。そのため、ストレス テストは、以下の通りになっている。

- ストレス テストは、当グループとその事業活動およびポートフォリオの回復力を示す重要な指標であり、リスク選好度を決定する中核的な要素の1つである。
- ストレス テストは、エコノミック&セクトリアル リサーチ部で策定された仮想シナリオまたはヒストリカル シナリオに基づいている。これらのシナリオは、可能な対策を勘案し、定量的手法と専門家の評価（リスク、財務または事業部門）を体系的に組み合わせ、当グループの事業活動に対する影響に変換される。
- ストレス テストは、（単一要因または多重要因のリスクに対する）感応度分析に依拠する場合もある。

そのため、現行のストレス テストの枠組には、以下の事項が含まれている。

- 毎年の包括的なストレス テストの実践。これは、不利なシナリオが発生した場合に当グループのリスク プロファイルが当グループのリスク エクスポージャー許容度と調和していることを確認し、かかるシナリオ下における事業ユニットの収益性の劣化の程度を定量化するために予算編成（戦略的財務計画）に組み込まれている。このストレス テストはまた、ICAAP（内部適正資本評価プロセス）にも組み込まれている。
- リスクまたはポートフォリオの種類別のストレス テスト。これには、以下のものがある。
 - － 信用リスク ストレス テストは、より具体的なアプローチにより包括分析を補完し、一連のポートフォリオ群、1つの事業活動等に関するリスク選好度の設定を明確化するのに役立つ。また、信用リスク ストレス テストは、信用リスクの識別、測定および業務における監視の高度化のためにも用いられる。
 - － 資本市場における活動のストレス テストは、ヒストリカル シナリオおよび仮想シナリオに基づくもので、当グループ全体に適用される。これらを補完するのが特別リスク エクスポージャー ストレス テストで、複数のリスク要因（金利、株式等）または事業活動（新興市場等）に基づく。これらの異なるリスク測定に関して、ストレス テスト限度額が定められる。
 - － 様々なストレス テストにより、銀行業務ポートフォリオの価値および預貸利ざやが構造的金利リスクにさらされている状態がわかる。当グループは、イールド カーブの変動およびシフト（急傾斜化および平準化）のシナリオにおいて、かかるリスクにさらされるエクスポージャーの限度額を設定している。
 - － 従業員給付のストレス テストでは、市場リスク要因（インフレ、金利等）の変化が当グループの正味ポジション（専用投資額から対応する従業員給付額を差し引いたもの）に及ぼす影響のシミュレーションを行う。この指標に基づいて、ストレス テスト指標が設定される。

- － 流動性ストレス テスト。これらのストレスの1つに関するサバイバル ホライズンが、財務目標として特定される。
- － ストレス下のオペレーショナル リスク評価は、オペレーショナル リスクの観点から当グループの資本需要を調整するためのシナリオ分析および損失モデルを用いるもので、オペレーションに係る損失に対するエクスポージャー（過去に例のない異常かつ深刻な損失に対するエクスポージャーを含む。）をより良く理解することができる。
- － 保険ストレス テストは、保険事業ユニットに関するリスク選好度を定めるプロセスを支援するもので、ベンチマーク シナリオ下およびストレス シナリオ下における最低収益性目標およびSCRカバレッジ比率に依拠する。また、保険事業部門はそのストレス テスト結果をヘッジ方針の策定、資産の配分および配当分配方針のために利用する。

- リスク選好度および再建計画の両方に関するリバース ストレス テスト。これらのストレス テストの影響は、原則として、通常は自己資本比率または流動性指標の崩壊点（銀行に対する深刻な脅威を反映する。）を用いて定義される。かかる崩壊点をもたらす仮想シナリオは、その後、新しい脆弱性の有無を判定するために再作成される。

内部的なストレス テストの実施に加えて、当グループは、欧州銀行監督機構および欧州中央銀行が監督する大規模な国際的ストレス テストに参加する欧州の銀行の1つとして選定されている。

特に、当グループは、気候変動がもたらすリスクに関してフランス銀行および欧州銀行監督機構が2020年に策定しようとしているシナリオの検討にも参加している。

「中心的」な経済シナリオおよび「ストレス下」の経済シナリオの定義

中心的なシナリオ

最近の経済情勢および経済政策（予算、貨幣、為替に関する政策）に関する傾向を含む一連の要因を観察し、それらに基づいて作成される。これらの要因をもとに、エコノミストは、経済および金融に関連する変数について一定の期間内に最も起こりうる軌跡を判断する。

ストレス下のシナリオ

ストレス シナリオの深刻度は、参考とする過去の不況の際に認められた、中心的なシナリオと比べた場合のGDPの悪化により定量化される。深刻度を一定に確保するために、この悪化はストレス テストの実施において毎回維持される。

(3) 内部統制の枠組

内部統制

内部統制は、すべての金融機関に適用される厳格な規制枠組の一部である。

フランスでは、金融機関における内部統制の実行に係る条件は、2014年11月3日付命令に規定されている。この命令は、すべての信用機関および投資会社に適用され、対象企業の事業活動に内在する様々なリスクの評価および管理に関連する多数の個別要件ならびに監視機関が内部統制の実施状況を評価および検討するための手続とともに、内部統制の概念を規定している。

バーゼル委員会は、信用機関が内部統制を実施する際に基盤としなければならない4つの原則（独立性、普遍性、公正性および十分な資源）を策定した。

取締役会は、ソシエテ・ジェネラルが以下の事項を保証する堅固なガバナンス体制および明瞭な組織を備えることを確保する。

- 責任の明確な規定ならびに透明性および一貫性のある責任分担
- 当行が負う可能性のあるリスクの検知、管理、監視および報告のための効果的な手続

この仕組みを実施するために、取締役会は当グループの経営執行部に権限を与え、経営執行部は当グループの戦略的指針を展開する任務を負っている。

監査・内部統制委員会（CACI）は、とりわけ内部統制の監督の領域においてCAの決定の準備に関して責任を負うCA委員会である。

したがって、経営執行部は、当グループの内部統制に関して監査・内部統制委員会（CACI）の直属となる。CACIは、リスク水準が正当化されるとみなす場合、改善計画の実施を監視する。

内部統制は、一連の基準および手続に基づいている。

ソシエテ・ジェネラル・グループの事業活動はいずれも、以下の事項を内容とするソシエテ・ジェネラル規約にまとめられた、「規範文書」と総称される一連の文書に規定されている規則および手続に準拠している。

- 当グループの従業員の活動および行為に関する規則を設定するもの
- 事業の構造ならびに役割および職務の分担を規定するもの
- 各事業および各業務に特有の管理規約および内部手続を規定するもの

ソシエテ・ジェネラル規約には、以下の規範文書がまとめられている。

- ソシエテ・ジェネラル・グループのガバナンス、事業ユニットおよびサービス ユニットの構造および職務ならびに事業横断的なシステムおよび手続の運営原則（行動規範、規程等）を規定する文書
- 業務運営の枠組ならびに提供する商品およびサービスに適用される管理の原則および規則を定め、かつ内部手続を規定する文書

ソシエテ・ジェネラル規約は、当グループにおいて法的効力を有する。ソシエテ・ジェネラル規約の責任者は、当グループの会社秘書役である。

ソシエテ・ジェネラル規約に加えて、当グループの各事業に特有の業務上の手続が適用される。現行の規則および手続は、以下のような内部統制の基本原則に準拠するよう規定されている。

- 機能の分離
- すべての取引の迅速かつ変更不可能な計上
- 発信源が多様に異なる情報の調整

リスクはその性質上、複合的でありかつ発展性があるため、事業のあらゆるプロセスにリスクが伴う。したがって、リスクの管理・統制システムは、当行がその目標を達成するための鍵となる。

内部統制システムは、遂行する事業ならびに実施する組織体制および手続が以下の各項目に準拠していることを確保するすべての方法に表れている。

- 法令の規定
- 専門的・倫理的慣行
- この取組みについての当行の管理機関がその執行機能において規定する内部の規則および指針

内部統制システムは、特に以下の各項目を目標としている。

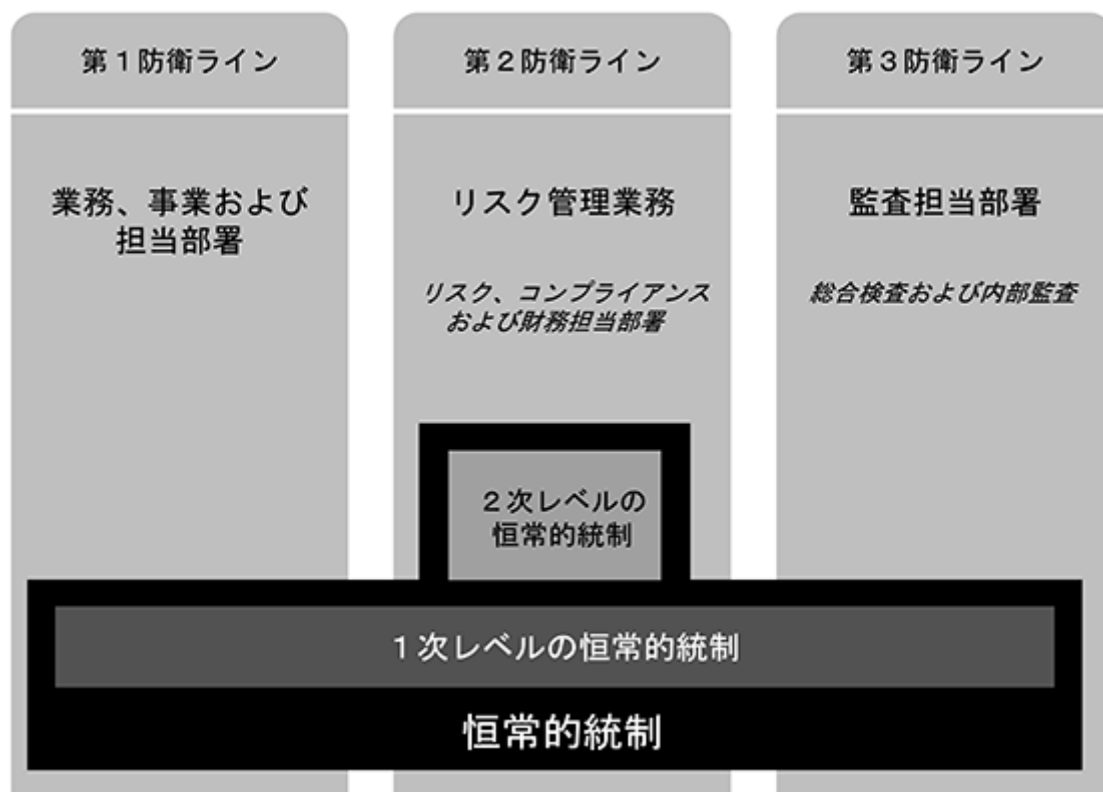
- 不具合の防止
- リスクの評価およびリスク管理を徹底させる十分な統制の実施
- 内部プロセス（特に資産保全を支援するもの）の妥当性および有効性の確保
- 不正行為の発見
- 財務および経営に関する情報の信憑性、整合性および有用性の保証
- 情報システムおよび通信システムの質の検証

内部統制システムは、以下の5つの基本原則に基づいている。

- あらゆる種類のリスクを網羅し、当グループに属するすべての事業体に適用される統制の包括的範囲
- 各従業員および各管理職が、負担または監督するリスクの管理および担当または責任を負う業務の監督について負う個人的な責任
- 各部署が、その専門知識および独立性に応じて、規範的統制の規定について負い、また、そのうち3つの部署が、2次レベルの恒常的統制の実施について負う責任
- 統制と関係するリスクの規模との均整
- 内部監査の独立性

内部統制の枠組は、パーゼル委員会および欧州銀行監督機構の指針に従い、「3つの防衛ライン」のモデルに基づき、以下の通り組織化されている。

- 第1防衛ラインは、各事業およびコーポレート部門の双方における当グループのすべての従業員および運営管理機関で構成される（コーポレート部門は各々の担当業務をその対象とする。）。
運営管理機関は、リスクについて、また特に1次レベルの恒常的統制措置の実施等によるその防止および管理について責任を負い、統制その他の運営プロセスにより不備が判明した場合には、是正措置または改善措置を講じる責任を負う。
- 第2防衛ラインは、コンプライアンス、財務およびリスクの担当部署で構成される。
内部統制の枠組内で、これらの部署は、運営管理機関の責任下で、設定された基準、規定された手続ならびに指示された方法および統制の効率的な適用により、事業運営に影響するリスクの安全性および管理が確保されているかを継続的に検証する任務を負う。
したがって、これらの部署は、各々の専門分野で、第1防衛ラインが実施すべき統制その他のリスク管理手法を規定し、それらの効果的な実施を確保するために必要な専門知識を伝えなければならず、当グループのすべてのリスクに対し、各部署は、適宜その他の専門部署（調達、法務、税務、人事、情報システム セキュリティ等）および各事業とともに確立した統制を活用し、2次レベルの恒常的統制を行う。
- 第3防衛ラインは、内部監査および総合検査の担当部署を含む内部監査部門で構成される。同部門は、事業部門および恒常的統制の担当部署から厳密に独立して内部監査を行う。
- デピュティCEOの責任下で、内部統制の調整がグループ レベルでも行われ、個々の主力事業部門およびコーポレート部門で展開されている。



デピュティCEOは、内部統制システムの全般的な一貫性および有効性を確保する責任を負う。デピュティCEOは、チーフ リスク オフィサー、最高財務責任者、グループ チーフ コンプライアンス オフィサー、グループ最高情報責任者、グループ内部監査ヘッドおよび内部統制調整ヘッドで構成されるグループ内部統制調整委員会（グループICCC）の議長も務める。

グループ内部統制調整委員会は、2019年には13回の会議を開催した。また、同委員会は、以下の問題を取り上げた。

- 各事業ユニット（BU）およびサービス ユニット（SU）における恒常的統制の有効性の検討
- 当グループの内部統制の枠組の有効性および一貫性に関する検討
- 当グループの監査・内部統制委員会（CACI）に連絡する前の、当グループの恒常的統制に関する四半期毎のダッシュボードの検討
- 統制に関する新技術についての横断的検討

内部統制における関与者の行為を調整するためにグループ レベルで実施している体制は、すべての事業ユニット（BU）およびサービス ユニット（SU）で展開されている。当グループのすべての事業ユニット（BU）およびサービス ユニット（SU）が内部管理調整委員会を設置している。これらの委員会は、事業ユニット（BU）またはサービス ユニット（SU）のヘッドが議長を務め、対象の事業ユニット（BU）またはサービス ユニット（SU）を対象とする内部監査および恒常的統制を管轄するヘッドならびにグループ内部統制調整部門のヘッドおよびグループ レベルの統制担当部署の責任者によって編成されている。

恒常的な統制システム

当グループの恒常的な統制システムは、以下の各項目により構成される。

- 1次レベルの恒常的統制は、各事業の責任下で、完了した取引の安全性、質、規則性および有効性を業務レベルで確保することを目的とする。
- 2次レベルの恒常的統制は、各事業から独立し、3つのコーポレート部門（コンプライアンス部門、リスク部門および財務部門）の管理下に置かれる。

経営執行部は、2018年において、その直接の監督の下、当グループの恒常的な統制を転換するプログラムを推進した。このプログラムは、基準、手法、ツールおよび手続、研修等に影響を及ぼす一連の措置を通じて、統制の文化を強化することおよびリスク統制を最適化することにより、当グループの顧客およびパートナーに提供されるサービスの質および信頼性の向上に寄与することを目指している。2019年中、本プログラムは予定通りに進んだ。本プログラムは2020年末に終了する予定である。

1次レベルの恒常的統制

1次レベルの恒常的統制は、業務に関連してBUおよびSU内で実施され、取引および業務の安全性と質を保証するものである。かかる統制は、実行される取引について規則の遵守、有効性および安全性を業務レベルで保証するために恒常的に設けられている一連の措置と定義されている。

1次レベルの恒常的統制の構成は、以下の通りである。

- リスク予防システム：各事業により、または取引処理が行われる際に自動化されたシステムを通じて、定期的かつ継続的に実行される統制である。これらがリスク予防の枠組を構成し、セキュリティの規則および管理が（自動化されているか否かを問わず）取引処理の一部となっているか、または統制が業務手続に組み込まれている。
- 管理職による統制：ライン管理者は、すべてのシステムが適正に機能しているかを確認する責任を負う。この点に関して、ライン管理者は、従業員が確実に規則および手続を遵守し、1次レベルの統制が有効に実現することを確保するため、常に形式に則った手続を適用する必要がある。

例えば、（i）より厳密な、もしくは産業化された統制が必要な最も慎重な取扱いを要するプロセスの場合、もしくは自己統制の慣行（例えばリテールバンキングにおける顧客との関係性の確立）を回避するために、および／または（ii）統制の業務を共同利用することで生産性が高まる場合、ライン管理者は、専門チームにより実行される統制に依拠することもある。

組織の選択にかかわらず、管理職は、直属のチームが遂行するプロセスを監督し、チームの成果物の質に責任を負い、異常が判明した場合は是正する責任を負う。

各事業部門に、「1次レベルの恒常的統制の調整」を担当する部署が置かれている。この部署は、統制の設計および報告ならびに統制に関連する問題に係る従業員の意識向上および研修を行う責任を負う。

2次レベルの恒常的統制

2次レベルの恒常的統制は、第2防衛ラインに課された任務の1つであり、運営管理機関の責任下で、設定された基準、規定された手続ならびに指示された方法および統制の効率的な適用により、業務上のセキュリティおよびリスクの管理を常に確保する役割を果たしている。

2次レベルの統制は、以下の2つの部分からなる。

- プロセス毎またはリスク毎の1次レベルの統制の枠組の構造に対する評価。これは、規定の検証および1次レベルの統制の効率的な実行からなる。この検討により、重要な統制およびリスクの種類に基づく統制の実施ならびに改善行動計画の存在の有効性および妥当性の検査も可能になる。
- 統制の実行の質および変則の修正に関する検討。この作業の目的は、以下の事項の検証にある。
 - － 時間、手続の遵守、運用方法およびサンプルの適切性（代表性、選択方法）、実行頻度ならびに正式な文書の作成に関する統制の実行の質
 - － 特定された変則事例に対するフォローアップの質。すなわち提供されたソリューションの妥当性、運用実施の効率、特定されたリスクに見合った反応時間等

これらの検討および検査は、（i）1次レベルの統制の有効性、（ii）その実施の質、（iii）その妥当性（特にリスクの予防および規範的管理ライブラリに規定される統制の目的への対応における妥当性）、（iv）その実務上の実施規定、（v）変則を修正する改善計画の妥当性およびフォローアップの質について意見を形成し、1次レベルの統制の有効性について結論を出すための基礎となる。

これらの統制は、中央においてリスク サービス ユニット（RISQ／CTL）、コンプライアンス サービス ユニット（CPLE／CTL）および財務サービス ユニット（DFIN／CTL）により遂行され、各地域において2次レベルの統制チームによりBUもしくはSUまたは事業体の内部で遂行される。

内部監査

グループ検査・監査ヘッドに直属する検査・監査サービス ユニット（IGAD）は、当グループの第3防衛ラインである。

IGADサービス ユニットは、総合検査部（IGAD／INS）、内部監査部（IGAD／AUD）およびサポート部署（IGAD／COO）により構成される。当グループのIGADサービス ユニットは、その使命を果たすために、質的にも量的にも十分な資源を有している。当グループの検査・監査サービス ユニットの従業員数は約1,100名である。

グループ検査・監査ヘッドは、グループ最高経営責任者に直属し、グループ最高経営責任者と定例会議を行う。グループ検査・監査ヘッドは、取締役会会長と定期的に面談する。監査・内部統制委員会およびリスク委員会は、グループ検査・監査ヘッドに対し、自発的にまたは同ヘッドの要請に応じていかなる用件についても照会する。グループ検査・監査ヘッドは、監査・内部統制委員会およびリスク委員会に参加する。さらに、グループ検査・監査ヘッドおよび両委員会の委員長は、二者間での定例会議も行う。

検査・監査サービス ユニットは、内部監査の職務の遂行により第3防衛ラインを構成し、各事業および恒常的統制担当部署とは厳密に独立の関係である。

これは、独立した客観的業務として、IIA（内部監査役協会）の基準に適合した規定であり、当グループがいかに効果的に業務を統制しているかに関して当グループに保証を与え、改善について助言を提供し、付加価値の創出に寄与する。かかる任務を遂行することにより、検査および内部監査は、当グループのリスク管理、統制およびコーポレート・ガバナンスのプロセスを体系的にかつ方法論に則って評価し、これらのプロセスの効率性を高めるための提言を行うことで当グループの目標達成に役立つ。

検査・監査サービス ユニットは、当グループのリスク管理の仕組みにおいて重要な役割を果たしており、その構成要素のいずれも評価することができる。

かかる任務の下、総合検査部および内部監査部は、監査対象範囲内のリスク管理の質、恒常的統制の枠組の妥当性および有効性、ならびに経営陣のリスク認識ならびに行動規範および期待される専門的実務慣行の遵守についての評価を行う。

総合検査部は、その内部監査に係る職務を超えて、あらゆる種類の分析または調査の任務を引き受け、戦略的計画の評価に関与し、または経営執行部の要請する特定の案件に関与する任務を負っている。総合検査部はまた、検査・監査活動の範囲内のデータ分析構想の展開の監督を行う。かかる任務は、検査執行担当取締役（*Inspecteur principal*）の責任下にある専任のデータ研究室（INS/DAT）によって確保される。総合検査部はまた、第3防衛ラインとして、サービス ユニットと規制当局との関係を監督および調整する。

検査チームおよび監査チームは、翌年の検査計画および監査計画の策定を目的として、協力して年1回のリスク評価に当たる。これらのIGADチームは、定期的に協力して共同業務を遂行している。同チームは、リスク管理において特定された不備を是正するための勧告を行い、当グループの業務およびリスク管理の全般的な改善をする。IGADチームはその後、これらの勧告が効果的に実施されているかの監視を担当する。

IGADは、当グループの組織構造に即した6つの異なる監査部を擁する。監査部は、内部監査ヘッドの監督下に配置され、それぞれが一定範囲の事業活動に関して責任を負う。マトリックス組織のため、グループレベルの主要な事業横断的課題に取り組むことが可能となっている。フランスにおいては、内部監査チームは、組織階層上、検査ユニットに属する。海外においては、内部監査チームは、IGADの最上層経営陣と強力な機能上の連携（雇用、監査計画、監査実行任務に関する監督ならびにこれらのフォローアップ）を有する。かかる6つの監査部は、以下の通りである。

- フランス国内リテール バンキング監査部は、フランス国内リテール バンキング部門（BDDF事業ユニット）、ブルソラマおよびGTPS事業ユニットならびにフランスの海外領域における当グループの事業活動を対象とする監査を担当する。
- クレディ デュ ノールの検査部は、クレディ デュ ノールおよびその子会社（CDN事業ユニット）の内部監査の責任を負う。
- 欧州・ロシア・アフリカ国際リテール バンキングおよび金融サービス監査部は、EURO、AFMO、RUSS、ALDA、SGEFおよびASSUの事業ユニットの監査の責任を負う。

- グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ監査部は、世界的な基盤で、MARK、GLBA、SGSS、WAAM、AMERおよびASIAの事業ユニットならびにGBSUサービス ユニットの監査の責任を負う。同部はまた、当グループの共通サービス センター（SG EBSおよびSG GSC）の監査も行う。
- グループ情報システム監査部は、RESGおよびGBSUのサービス ユニットにおけるすべてのIT担当部署ならびにITMサービス ユニットの監査の責任を負う。IT監査チームは、ITセキュリティに関する高度な専門知識およびIGADに属するすべてのチームと協働できる世界規模の部署として組織されている。
- グループ部署監査部は、RISQ、DFIN、CPLE、SEGLおよびHRCOI/COMMのサービス ユニットならびにRESGのサービス ユニットの購入（ACHA）担当部署および不動産（IMM）担当部署の監査の責任を負う。また、同部は、他の監査チームおよび検査チームと協働する、モデル リスク管理監査を担当するチームと、2019年に創設された、制裁および禁輸措置に関連するリスクの監査に特化したチームによって構成されている。

これらのチームはまた、その担当範囲に属する部門の内部監査の責任を負うのみならず、特にリスク、コンプライアンスおよび財務に関連する問題について、それぞれ該当する分野で他の監査チームの作業を支援するために、専門知識を提供し連携する。

財務管理情報の作成および公表に対する統制

関係者

財務データの作成には、以下の通り多数の者が関与する。

- 取締役会、より具体的には監査・内部統制委員会は、取締役会に提出予定の財務諸表の草案を精査し、その作成状況を検証するとともに、適用した会計基準および手法の妥当性のみならず一貫性も確保する。監査の改革に伴い、監査・内部統制委員会の財務情報の作成に係るフォローアップの役割が強化されている。同委員会はまた、当グループの財務上のコミュニケーションに対する承認を行う。法定監査人は、その業務の過程において監査・内部統制委員会と会合を行う。
- グループ財務部門は、各子会社および各事業ユニットまたはサービス ユニットが一連の標準報告書にまとめたすべての会計・経営データを集計する。同部門は、これらの情報を当グループの経営全般に使用し、第三者（監督機関、投資家等）に公表できるように、その統合および検証を行う。
また、グループ財務部門には、当グループの規制当局に対する報告書の準備を担当するチームが設置されている。
- 各子会社および各事業ユニットまたはサービス ユニットの財務部は、バック オフィスが計上した会計データおよび会計項目ならびにフロント オフィスが提出した経営データの認証を行う。また、各地域レベルで義務付けられている財務諸表および規制情報について説明責任を負い、報告書（会計データ、財務統制、規制当局に対する報告書等）をグループ財務部門に提出する。これらの活動は、財務部門が自ら行うこともあるが、グループ財務部門の監督下にある財務の共通サービス センターに委託することもできる。

- リスク部門は、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル リスクを統制するために、当グループの各事業ユニットまたはサービス ユニットおよび子会社から受領したリスク監視データを統合する。この情報は、当グループの運営組織および第三者に対する当グループの情報提供に使用される。さらに、リスク部門は、グループ財務部門と連携し、信用リスク、構造的流動性リスク、金利リスクおよび為替リスクの規模ならびに再建および破綻処理の問題に関する専門的役割ならびに一定のクロージング手続（とりわけ自己資本比率の算出）に責任を負う。
- バック オフィスは、フロント オフィスに対するすべてのサポート業務に責任を負い、契約上の決済および受渡しを確保する。バック オフィスは、その他の職務に加え、金融取引の経済的正当性を確認し、取引内容を記録し、支払方法を管理する。

上記の会計・財務情報の統合のみならず、グループ財務部門は、以下の重要な統制についても責任を負う。

- 当グループの資本取引の財務的側面および当グループの財務構造を監視すること。
- 当グループの資産および負債を管理し、その結果として、当グループの財政状態および構造的リスクの策定、管理および統制を行うこと。
- 規制財務比率の遵守を確保すること。
- 当グループの会計基準、規範、枠組、原則および手続を策定し、それらの遵守を確保すること。
- 当グループが公表するすべての財務・会計データの正確性を検証すること。

会計基準および規制基準

各地域の財務諸表は、該当する地域の会計基準に準じて作成され、当グループの連結財務諸表は、欧州連合が採択したIFRSに基づき、グループ財務部門が定めた基準に従い作成されている。

バーゼル委員会により公表された自己資本および流動性についての適用ある基準（「バーゼル3」と呼ばれる。）は、指令（CRD 4）および規制（CRR）により欧州法に置き換えられ、2019年6月28日に発効した規制CRR 2および指令CRD 5により完成した。これらの文書は、多数の委任法および実施技術基準により補足されている。ソシエテ・ジェネラル・グループは金融コングロマリットに該当するため、追加的な監督措置の対象となる。

グループ財務部門には、適用される規範的規制の監視と、会計枠組および規制枠組に変更があった場合の新たな内部基準の策定に専念するチームが設置されている。

財務・会計データの作成手続

当グループに属する各事業体は、各々の会計および経営に関する報告書を月次で作成する。この情報はその後、グループ レベルで月毎に統合され、四半期毎に市場に公表される。報告されたデータは、財務部門が自ら、または同部門の責任下で委託を受け財務に携わる共通サービス センターが分析的評価および整合性の確認をした上で、グループ財務部門に提出される。グループ財務部門は、連結財務諸表、経営報告書および規制報告書を経営執行部および利害関係のある第三者に提出する。

商品および規制の複雑化に対応するため、実務手続の調整を行っている。また、必要に応じて、適応のために特定の行動計画を実行する場合もある。

財務・会計データの作成に対する内部統制手続

会計データは、各フロント オフィスおよび営業チームから独立して集計される。

会計・経営データの質および客観性は、営業担当部署とすべての営業処理および営業のフォローアップを担当する部署との分離により確保される。バック オフィスおよびミドル オフィスは、資源部門に統合され、営業成績報告書を作成するチームは財務部門に統合されている。これらのチームは、以下の通り、特に財務・会計データに関する当グループの手続に規定されている一連の統制を実行する。

- 報告されたすべての情報の経済的根拠の検証を日次で行う。
- 特定の手続により、会計・経営データの調整を指定期限内に行う。
- 市場での活動について、（財務部門により作成された）会計上の業績と（資源部門内の特化した専門家の部により作成された）経済的な業績の調整を行う。

当グループの財務活動および組織が複雑化していることから、会計・経営データの作成および検証の有効性および信頼性を確保するために、従業員の研修およびITツールのアップグレードを定期的に行っている。

統制の範囲

実務上、当グループの事業において実施されている内部統制手続は、財務・会計情報の質を保証するとともに、特に以下を確保するよう構成されている。

- 当グループの決算に計上された取引の網羅性および正確性を確保する。
- 取引に使用された評価手法を認証する。
- 適用ある会計規則に従い、取引が該当する会計期間に正しく計上されており、かつ当グループの財務諸表の作成に用いた集計が現行の規制に準拠していることを確保する。
- 当グループの規定に従い連結対象となるすべての事業体が含まれていることを確保する。
- ITシステムによる会計データの作成および送信に伴うオペレーショナル リスクが正しく統制されていること、必要な修正が正確に施されていること、会計・経営データの照合が十分に行われていること、および取引によって発生するキャッシュ フローその他の項目が網羅的かつ適切であることを確認する。

財務部門による統制

各子会社の財務部門は、該当する会計の枠組（子会社に該当する地域の基準およびIFRSならびに支店に該当するフランスの基準）に照らして財務諸表の正確性および一貫性を検証する。また、開示情報の正確性を保証するための確認を行う。

連結決算のために各子会社から受領するデータは、各子会社の企業会計データをもとに、それらが当グループの会計方針に準拠するよう各子会社が事前に調整をする。

各子会社は、各社の財務諸表から連結決算方式で報告される財務諸表への移行処理に関し説明責任を負う。

各事業ユニットまたはサービス ユニットの財務部は、管理および財務の監視を専門で行う部署を擁する。

財務の共通サービス センターによる統制

財務の共通サービス センターは、該当する地域の基準およびIFRSの基準に従い作成した財務諸表に記載される会計、税務および規制に関する情報の信頼性を確保するために必要な場合、1次レベルの統制を実行する。かかる統制の内容には、特に、データの質および一貫性の確認（資本、有価証券、外国為替、貸借対照表および損益計算書に記載の財務情報、基準からの逸脱）、自らの責任下での財務諸表の正当性の確認および認証、会社間での財務諸表の照合規制報告書の確認ならびに課税額および残高（当期、繰延および関税）を示す証拠の認証がある。

これらの統制は、経営陣による監督のプロセスおよび当グループの会計認証手続において宣言されている。

共通サービス センターは、プロセス監視アプローチも実施している。このアプローチは、様々なマイルストーンに基づく各チームの作業および進捗状況の監視、財務諸表の作成に影響する事由の連絡、主要指標（会計、規制および税務に関する報告書の期限および質の監視、手入力、内部／会社間のキャッシュギャップ）、ならびに行動計画のフォローアップからなる

これらの統制により、共通サービス センターは、各事業ユニットまたはサービス ユニットの財務部およびグループ財務・会計部門に対し、必要な情報をすべて提供することができる。

グループ財務部門による監督

各事業体が作成した財務諸表を当グループの基準に従い再表示した後、それらを中央データベースに集約して処理することにより、連結財務諸表を作成する。

グループ会計責任者部における連結財務諸表の作成を担当するサービスは、連結範囲が適用ある会計基準に準拠していることを確認し、連結決算のために受領したデータを複数回にわたって検証する。この検証には、以下の作業が含まれる。

- 収集したデータが適切に集計されているかの確認
- 連結上の経常項目および非経常項目の検証
- 連結決算手続における重要点の網羅的な処理
- 相互／会社間の勘定に発生する残差の処理

かかるサービスは、要約データを分析的に検討し、財務諸表の主な合計値に矛盾がないことを確認することにより、連結プロセス全体が適切に行われたことを究極的に確保する。当事業年度における株主資本の変動、のれん、引当金および繰延税金の連結についても分析を行う。

かかる部門には、四半期ベースの主要な1次レベルの統制を証明する（内部統制の証明）ために四半期毎の当グループの会計認証の枠組の管理および調整を担当するチームが置かれている。

グループ財務部門は、作成チームからは独立した、当グループのすべての財務プロセスに関する2次レベルの恒常的統制に責任を負う専任チームも擁する。その職務は、1次レベルの恒常的統制システムの有効性、質および妥当性の確保からなり、これは、プロセスまたは活動の精査、統制の点検および四半期毎の証明のフォローアップからなる、かかるシステムの評価によって行われる。

会計監査の枠組

会計・財務・経営データ作成業務に従事するすべての業務担当者による統制

業務担当者は、その直属する経営陣の責任下で、会計データおよび関連する会計処理について実施された統制の質を繰り返し検証する恒常的な監督手続を通じて、自らの業務を監視する。

内部監査部門の監査チームおよび専門監査チームによる統制

監査チームは、業務の一環として、監査対象の事業体が作成した会計・経営データの質に寄与する統制環境の質を検証する。また、一定数の勘定項目を確認し、会計・経営データの照合および会計データの作成・管理に関する恒常的な監督手続の質を評価する。また、ITツールの性能および手動処理の正確性の評価も行う。

コーポレート部門の監査を担当するチームは、グループ財務部門の監査についても責任を負う。かかるチームは、該当する専門の事業に対して報告を行い、当グループ全体の会計事項および財務事項に関連するすべての監査を調整し、監視する。また、同チームは、当グループの主要な会計リスクを特定するための専門知識を提供し、当グループの会計情報の正確性を確保するために最も重要と判断される分野において、会計基準が十分適切に適用されていることを検証するための監査を実施する。さらに、会計リスクの監査に関する専門知識を共有するための講習会の企画および方法論の開発を行う。

監査結果に基づき、これらのチームは、会計・財務・経営データの作成および管理に携わる関係者への提言を行い、特定の事業体または事業活動に対するより明確な取組みを通じて、この手続の改善を図る。

総合検査部により実行される統制

当グループの総合検査チームは一般的に、業務の一環として会計監査を実施することにより、会計・財務・経営データの作成担当者が実行する統制の質を確認している。

(4) 資本管理および適正性

規制枠組

監査済 | 2014年1月以降、ソシエテ・ジェネラルは、資本要求指令（CRD 4）および資本要件規制（CRR）を通じて欧州連合で導入されている新しいバーゼル3規制を適用している。

バーゼル3により定義された一般的な枠組は、以下の3つの柱を中心に構成されている。

- 第1の柱は、最低所要自己資本比率を設定し、銀行が標準的または先進的な方法に従い、リスクの測定および関連する資本要件の算出に使用しなければならない規則を制定する。
- 第2の柱は、各国の当局が実施する裁量的な監督に関するものである。これにより、各国の銀行監督当局は、監督下の信用機関との継続的な対話に基づき、第1の柱に従い算出される自己資本の適切性を評価し、これらの機関がさらされるすべてのリスクを勘案して追加的な資本要件を調整することが可能になる。
- 第3の柱は、市場参加者が特定の機関の資本、リスク エクスポーチャー、リスク評価手続および適正資本に関してよりの確な評価を行うことを可能にする、一連の定性的または定量的な開示義務を策定することによって、市場規律の実効性を向上させる。

資本の項目において、銀行の支払能力を強化するために導入された主要な措置は下記の通りであった。

- 特に、控除に関する規定、規格化された普通株式等Tier 1 比率（CET 1）の定義およびハイブリッド証券のTier 1 資本への新適格基準の変更による、資本の定義の完全な修正および調和
- CVA（信用評価調整）の変動リスクを考慮し、中央清算機関（CCP）のエクスポージャーをヘッジするための、市場取引におけるカウンターパーティ リスクに対する新たな資本要件
- 困難な状況において損失の吸収が可能になるような資本バッファの創設。新たな基準では、銀行に対し、悪条件となった場合にも自己資本を維持することを目的とした、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル バッファの創設が要求されている。さらにシステム上重要な銀行に対しては、追加的なバッファが要求されている。したがって、ソシエテ・ジェネラル・グループは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）として普通株式等Tier 1 比率要件を1%上乘せさせている。
- 配当金の分配（MDA — 最大分配可能額）、AT 1 債および変動報酬に関する制限の創設
- これらの措置に加えて、レバレッジの規模を抑制し、その結果として過剰なレバレッジの使用を抑制するための措置が予定されている。かかる目的のために、バーゼル委員会は、レバレッジ比率を定めた。2014年1月にはその最終的な規則が公表され、委員会委任規則（EU）第2015/62号に記載されている。レバレッジ比率は、銀行のTier 1 資本とデリバティブおよび年金について修正再表示されたバランスシート項目およびオフバランスシート項目を比較するものである。銀行は、2015年以降はかかる比率を公表する義務を課せられている。

さらに、2019年5月、欧州規制法規の一部修正（CRR 2 / CRD 5）が採択された。この新たな規定の大半は、2021年半ばに効力が発生する予定である。

新しい規定は、以下に関するものである。

- NSFR：長期調達に関する新たな要件の導入
- レバレッジ比率：3%の最低要件に加えて、システム上重要な金融機関については50%の追加バッファ
- カウンターパーティ デリバティブ リスク：バーゼル手法「SA-CCR」が、現行の「CEM」手法に代わり、標準的手法を用いた健全なデリバティブ エクスポージャーを算出する手法となる。
- 大口エクスポージャー：主要な変更点は、システム上重要な金融機関同士の取引の場合の制限（15%）の導入のほか、Tier 1 の規制上の制限（自己資本合計ではなく25%）の算定に関するものである。
- TLAC：G-SIBに関する比率要件がCRRに導入される。バーゼル規定によれば、G-SIBは、2019年において、16%+リスク加重資本バッファとレバレッジ エクスポージャーの6%との間の最大値に相当する金額の適格資本・債務を保有しなければならない。またこの比率は2022年には18%+リスク加重資本バッファおよびレバレッジ エクスポージャーの6.75%まで引き上げられる。

バーゼル委員会は、市場リスクの見直し（FRTB）の実施に関し、最初に改正された基準に関する2016年1月の文書およびこの見直しに係る2018年3月の協議に関する文書の公表後、2019年1月、最終文書（BCBS457）を公表した。

従前の公表文書に従い、バーゼル委員会は、実施スケジュールを承認した（下記の欧州連合の日程表に異議を唱えるものではなく、2022年1月1日までに発効する。）。

参考までに、欧州ではCRR 2の実施スケジュールは以下の通り適用される。

■ FRTBの見直しは、まず開示要件として発効する（2021年には標準的方式が、2023年にはIMAが改定される。）。

■ その後、FRTBの自己資本要件は、将来のCRR 3の枠組において義務化される（2023年以後）。

2017年12月、バーゼル委員会の監督機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）は、最終的なバーゼル3規制改革を承認した。これらの新たな規則は、全体的なアウトプット フロアとともに2022年から効力を生じることとなっており、RWAについては標準的手法（信用、市場およびオペレーショナル）に対する一定の比率が下限として設定される。アウトプット フロアの水準は、2022年の50%から2027年には72.5%に段階的に引き上げられる。しかし、これらの規則が当グループに適用されるためには、欧州法（CRR 3／CRD 6）に法制化されなければならない。▲

2019年初頭に、欧州中央銀行（ECB）は、ソシエテ・ジェネラルの要件を2019年3月1日付で1.75%とすることを通知した。

2019年末に、ECBは、2020年1月1日に発効する第2の柱に関する追加的な資本要件（P2Rまたは「第2の柱要件」という。）の水準を、ソシエテ・ジェネラルについては、1.75%とすることを確認した。

G-SIB 要件の詳細およびその他の健全性に関する情報は、当グループのウェブサイト（www.societegenerale.com）上の英語版ページにおける「Universal Registration Document and Pillar 3（フランス登録書類および第3の柱）」において公表されている。

2019年を通して、ソシエテ・ジェネラル・グループは、その事業に適用される最低比率要件を遵守していた。

適用範囲 - 健全性に関する対象範囲

当グループの健全性に関する報告対象範囲には、完全連結子会社のすべて（ただし、資本に関して別の監督対象となる保険子会社を除く。）が含まれる。

当グループのすべての規制対象子会社は、個別基準の健全性コミットメントを遵守している。

健全性に関する連結対象外となる非規制対象子会社は、年に1度以上、定期的な審査を受ける。

以下の表は、会計上の対象範囲（連結グループ）と健全性に関する対象範囲（銀行業務規制要件）との主要な相違点を示している。

表1：会計上の対象範囲と健全性に関する報告対象範囲の相違

事業体の種類	会計上の取扱い	バーゼル3における健全性に関する取扱い
財務活動を有する子会社	完全連結	完全連結
保険活動を有する子会社	完全連結	持分法
性質上財務活動を有する持分	持分法	持分法
性質上財務活動を有する合併事業	持分法	比例連結

以下の表は、連結貸借対照表および健全性に関する範囲における会計上の貸借対照表の調整を示している。
表中の数値は会計上のデータであり、リスク加重資産、EADまたは健全性資本の測定基準によるものではない。
保険活動に従事しない子会社および持分の健全性に関する調整項目は、比率が低い（0.2%未満）統合されている。

表 2：連結貸借対照表と健全性に関する会計上の貸借対照表の調整

資産の部（2019年12月31日現在） （単位：百万ユーロ）	連結貸借対照表	保険に関連する健全性に係る修正再表示 ⁽¹⁾	連結手法に関連する健全性に係る修正再表示	健全性に関する範囲における会計上の貸借対照表
現金および中央銀行預け金	102,311	-	-	102,311
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	385,739	9,499	-	395,238
ヘッジ目的デリバティブ	16,837	36	-	16,873
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	53,256	-	-	53,256
償却原価で測定する有価証券	12,489	-	-	12,489
償却原価で測定する銀行預け金	56,366	-	94	56,460
うち、信用機関に対する劣後ローン	88	-	-	88
償却原価で測定する顧客貸出金	450,244	1,556	(3)	451,797
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	401	-	-	401
保険事業の投資	164,938	(164,938)	-	-
税金資産	5,779	(135)	-	5,644
うち、将来の収益性に依存する繰延税金資産（一時差異から生じるものを除く。）	2,659	-	(756)	1,903
うち、一時差異から生じる繰延税金資産	2,082	-	650	2,732
その他の資産	68,045	(2,614)	65	65,496
うち、確定給付型年金基金資産	120	-	-	120
売却目的保有非流動資産	4,507	-	-	4,507
持分法適用投資	112	4,501	(73)	4,540
有形および無形固定資産	30,652	(169)	-	30,483
うち、貸付権を除く無形固定資産	2,363	-	(138)	2,225
のれん	4,627	(325)	-	4,302
資産の部合計	1,356,303	(152,589)	83	1,203,797

（1） 健全性に関する範囲から除外された子会社の修正再表示およびかかる子会社に関連するグループ内取引の調整

負債の部（2019年12月31日現在） （単位：百万ユーロ）	連結貸借対照表	保険に関連する 健全性に係る 修正再表示 ⁽¹⁾	連結手法に関連 する健全性に 係る修正再表示	健全性に関する 範囲における 会計上の貸借対照表
中央銀行預金	4,097	-	-	4,097
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	364,129	3,228	(59)	367,298
ヘッジ目的デリバティブ	10,212	3	-	10,215
発行債券	125,168	1,135	-	126,303
銀行預金	107,929	(3,643)	61	104,347
顧客預金	418,612	1,517	(73)	420,056
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの 再評価差額	6,671	-	-	6,671
税金債務	1,409	(396)	-	1,013
その他の負債	85,062	(9,204)	154	76,012
売却目的保有非流動負債	1,333	-	-	1,333
保険契約関連負債	144,259	(144,259)	-	-
引当金	4,387	(14)	-	4,373
劣後債務	14,465	40	-	14,505
うち、償還可能な劣後債券（ヘッジ目的 項目における再評価差額を含む。）	14,032	42	-	14,074
負債合計	1,287,733	(151,593)	83	1,136,223
資本、グループ持分小計	63,527	(203)	-	63,324
発行済普通株式、資本性金融商品および 資本準備金	31,102	-	-	31,102
利益剰余金	29,558	(203)	-	29,355
純利益	3,248	-	-	3,248
未実現・繰延損益	(381)	-	-	(381)
非支配持分	5,043	(793)	-	4,250
株主資本合計	68,570	(996)	-	67,574
負債の部合計	1,356,303	(152,589)	83	1,203,797

（１） 健全性に関する範囲から除外された子会社の修正再表示およびかかる子会社に関連するグループ内取引の調整

資産の部 (2018年12月31日現在) (単位: 百万ユーロ)	連結貸借対照表	保険に関連する健全性に係る修正再表示 ⁽¹⁾	連結手法に関連する健全性に係る修正再表示	健全性に関する範囲における会計上の貸借対照表
現金および中央銀行預け金	96,585	-	-	96,585
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	365,550	9,736	-	375,286
ヘッジ目的デリバティブ	11,899	32	-	11,931
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	50,026	-	-	50,026
償却原価で測定する有価証券	12,026	-	-	12,026
償却原価で測定する銀行預け金	60,588	-	150	60,738
うち、信用機関に対する劣後ローン	91	-	-	91
償却原価で測定する顧客貸出金	447,229	1,539	213	448,981
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	338	-	-	338
保険事業の投資	146,768	(146,768)	-	-
税金資産	5,819	(143)	-	5,676
うち、将来の収益性に依存する繰延税金資産 (一時差異から生じるものを除く。)	2,895	-	(816)	2,079
うち、一時差異から生じる繰延税金資産	1,858	-	762	2,620
その他の資産	67,446	(2,396)	56	65,106
うち、確定給付型年金基金資産	76	-	-	76
売却目的保有非流動資産	13,502	3	-	13,505
持分法適用投資	249	3,569	(68)	3,750
有形および無形固定資産	26,751	(152)	-	26,599
うち、貸付権を除く無形固定資産	2,198	-	(132)	2,066
のれん	4,652	(325)	-	4,327
資産の部合計	1,309,428	(134,905)	351	1,174,874

(1) 健全性に関する報告範囲から除外された子会社の修正再表示およびかかる子会社に関連するグループ内取引の調整

負債の部（2018年12月31日現在） （単位：百万ユーロ）	連結貸借対照表	保険に関連する健全性に係る修正再表示 ⁽¹⁾	連結手法に関連する健全性に係る修正再表示	健全性に関する範囲における会計上の貸借対照表
中央銀行預金	5,721	-	-	5,721
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	363,083	2,472	-	365,555
ヘッジ目的デリバティブ	5,993	8	-	6,001
発行債券	116,339	1,757	-	118,096
銀行預金	94,706	(2,966)	(30)	91,710
顧客預金	416,818	1,529	40	418,387
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	5,257	-	-	5,257
税金債務	1,157	(333)	-	824
その他の負債	76,629	(6,996)	341	69,974
売却目的保有非流動負債	10,454	58	-	10,512
保険契約関連負債	129,543	(129,543)	-	0
引当金	4,605	(12)	-	4,593
劣後債務	13,314	139	-	13,453
うち、償還可能な劣後債券（ヘッジ目的項目における再評価差額を含む。）	12,730	139	-	12,869
負債合計	1,243,619	(133,887)	351	1,110,083
資本、グループ持分小計	61,026	(203)	-	60,823
発行済普通株式、資本性金融商品および資本準備金	29,856	-	-	29,856
利益剰余金	28,342	(203)	-	28,139
純利益	3,864	-	-	3,864
未実現・繰延損益	(1,036)	-	-	(1,036)
非支配持分	4,783	(815)	-	3,968
株主資本合計	65,809	(1,018)	-	64,791
負債の部合計	1,309,428	(134,905)	351	1,174,874

（１） 健全性に関する範囲から除外された子会社の修正再表示およびかかる子会社に関連するグループ内取引の調整

健全性に関する報告の対象外となる主要なグループ会社は、以下の通りである。

表3：健全性に関する報告の対象外となる子会社

会社名	事業	国
Antarius	保険	フランス
ALD RE Designated Activity Company	保険	アイルランド
Catalyst RE International LTD	保険	バミューダ
Société Générale Strakhovanie Zhizni LLC	保険	ロシア
Sogelife	保険	ルクセンブルク
Genecar - Société Générale de Courtage d'Assurance et de Réassurance	保険	フランス
SG Strakhovanie LLC	保険	ロシア
Sogecap	保険	フランス
Komerčni Pojstovna A.S.	保険	チェコ共和国
La Marocaine Vie	保険	モロッコ
Oradea Vie	保険	フランス
Société Générale RE SA	保険	ルクセンブルク
Sogessur	保険	フランス
Société Générale Life Insurance Broker SA	保険	ルクセンブルク
Banque Pouyanne	銀行	フランス

一般的に、規制の対象となっている当グループの事業はすべて、各自の規制当局が規定する自己資本要件の対象となる。ソシエテ・ジェネラルの健全性に関する連結の対象外である規制上の金融子会社および金融関連会社はすべて、当該会社の個別の自己資本要件を遵守している。

監督当局は、当グループの事業体の一部が、個別基準または（適用ある場合）下位連結基準の健全性要件の対象とならない可能性があることについて容認している。これにより、ソシエテ・ジェネラルSAは、個別基準の健全性要件の対象外となっている。

親会社とその子会社との間の株式の移転または負債の返済は、現地において適用される資本および流動性に関する規制に準拠して実施されなければならない。

規制資本

国際財務報告基準（IFRS）に従い報告される通り、ソシエテ・ジェネラルの規制資本は以下の項目によって構成される。

普通株式等Tier 1 資本

適用される規制に従い、普通株式等Tier 1 資本は、主に以下の項目によって構成される。

- 普通株式（自己株の買戻しおよび自己株式控除後）および関連する資本剰余金勘定
- 留保利益
- その他の包括利益の構成要素
- その他の準備金
- CRR／CRD 4 により制限される少数株主持分

普通株式等Tier 1 資本からの控除には主として以下の項目が含まれる。

- 配当支払見込額
- のれんおよび関連繰延税金負債控除後の無形固定資産
- キャッシュ フロー ヘッジに係る未実現キャピタル ゲインおよびロス
- 当行の信用リスクに係る収益
- 繰越税金欠損金に係る繰延税金資産
- 閾値を超えた一時差額から生じる繰延税金資産
- 繰延税金資産を除く確定給付年金基金に係る資産
- 内部格付（IRB）手法を使用してリスクが加重された顧客に対する貸付金および債権に関する期待損失と関連する評価調整および減損損失総額の合計額のプラスの差額
- 株式ポートフォリオ エクスポージャーに係る期待損失
- 健全性評価要件から生じる評価調整
- リスク加重エクスポージャー合計の算出には含まれない、1,250%加重される証券化エクスポージャー

その他Tier 1 資本

CRR／CRD 4 規制に従い、その他Tier 1 資本は、当行が直接発行する超劣後債により構成され、以下の特徴を有する。

- これらの債券は永久債で、無担保かつ超劣後の債務を構成する。これらは当行のその他すべての債務（無期限および期限付の劣後債を含む。）に劣後し、普通株式の株主にのみ優先する。
- さらに、ソシエテ・ジェネラルは、これらの債券に係る利息およびクーポンの支払いの拒否を裁量的に選択することができる。これらの補償は配当可能な項目から支払われる。
- 補償におけるステップアップその他の償還に係るインセンティブを含まない。
- 損失を吸収する能力を有していなければならない。
- 破綻時において、または破綻予測時においては個別に、ヘアカットまたは転換される可能性がある。
- 欧州中央銀行による事前の承認を条件としており、ソシエテ・ジェネラルはこれらの債券を一定の日付において償還することができるが、発行日から5年以内に償還することはできない。

その他Tier 1 資本の控除は主として下記の項目に適用される。

- AT 1 ハイブリッド自己株式
- 金融セクターの事業体により発行されたAT 1 ハイブリッド株式の保有
- 関連する事業体に対するT 1 最低要件を超える少数株主持分

Tier 2 資本

Tier 2 資本には以下の項目が含まれる。

- 永久超劣後債⁽¹⁾
- 期限付劣後債
- IRB手法を使用してリスクが加重された顧客に対する貸付金および債権のエクスポージャーに関する評価調整および減損損失の合計額と、期待損失（IRB手法を使用した信用リスク加重資産合計の0.6%を上限とする。）のプラスの差額
- 顧客に対する貸付金および債権のエクスポージャーに関する集合的な減損損失に関連する信用リスクに対する評価調整（標準的手法を使用してリスク加重されたもの。リスク加重資産合計の1.25%を上限とする。）

Tier 2 資本の控除は主として下記の項目に適用される。

- Tier 2 ハイブリッド自己株式
- 金融セクターの事業体により発行されたTier 2 資本ハイブリッド株式の保有
- 関連する事業体において最低資本要件額を超過した少数株主持分

すべての資本性証券およびその特徴はウェブサイト（www.societegenerale.com）上の英語版ページにおける「Investors（投資家）」の項目内の「Universal Registration Document and Pillar 3（フランス登録書類および第3の柱）」に詳述されている。

（1） 永久超劣後債に係る支払いは、連結の健全性規制のために、分配可能利益よりなされる。

表 4：自己資本要件適格債の変動

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在	発行	償還	健全性の監 督による評 価に関する ヘアカット	その他	2019年 12月31日 現在
Tier 1 適格債	9,424	934	(2,310)	-	117	8,165
Tier 2 適格債	13,389	185	(6)	(641)	105	13,032
適格債合計	22,813	1,119	(2,316)	(641)	222	21,197

自己資本比率

自己資本比率は、当グループの資本（普通株式等Tier 1（CET 1）、Tier 1（T 1）または資本合計（TC））と、リスク加重信用エクスポージャーならびに市場リスクおよびオペレーショナル リスクに係る資本要件に12.5を掛けたものの合計額とを比較することにより設定されている。これらは、リスク加重資産の割合として、自己資本の区分（普通株式等Tier 1（CET 1）、Tier 1（T 1）または資本合計（TC））に従い表される。

各比率は、決算処理後、四半期毎に計算され、規制要件と照らし合わされる。

規制最低要件は、CET 1 は4.5%、T 1 は6%、TCは8%と設定されている。この最低要件は、長期にわたり維持される。

P2Rの最低要件は、監督上の検証・評価プロセス（SREP）を経て、監督者により設定されており、2019年3月以降は1.75%となっている。

さらに、以下の合計からなる全体のバッファ要件が設定されている。

- それぞれの国における関連する信用リスク エクスポージャーを考慮して調整された各国のカウンターシクリカル バッファ比率の平均。2020年1月1日現在有効なカウンターシクリカル バッファ比率は、0.28%である。
- 2016年1月1日現在有効な資本保全バッファ。2019年1月1日以降、最高水準は2.50%に設定されている。
- 金融安定理事会（FSB）により課される当グループのG-SIBバッファは1%である。

統合規制バッファを考慮した場合、最大分配可能額に係るメカニズムを発動させる段階的に実施される普通株式等Tier1比率は、2020年1月1日現在、10.03%となる。

表5：ソシエテ・ジェネラルの健全性に関する資本要件の内訳

	2020年1月1日現在	2019年3月1日現在	2019年1月1日現在
第1の柱の最低要件	4.50%	4.50%	4.50%
第2の柱（P2R）の最低要件	1.75%	1.75%	1.50%
カウンターシクリカル バッファの最低要件	0.28%	0.12%	0.12%
資本保全バッファの最低要件	2.50%	2.50%	2.50%
システミック バッファの最低要件	1.00%	1.00%	1.00%
普通株式等Tier1比率の最低要件	10.03%	9.87%	9.62%

表 6：規制資本およびCRR／CRD 4 規制の自己資本比率

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
株主資本（IFRS）（グループ持分）	63,527	61,026
超劣後債	(9,500)	(9,329)
永久劣後債	(282)	(278)
超劣後債および永久劣後債控除後のグループ連結株主資本	53,745	51,419
非支配持分	3,928	3,600
無形固定資産	(2,214)	(2,095)
のれん	(4,302)	(4,643)
（定時株主総会に対する）提案配当額ならびに超劣後債および永久劣後債に係る支払利息	(1,971)	(1,871)
控除および規制上の調整	(5,356)	(5,256)
普通株式等Tier 1 資本	43,830	41,154
超劣後債および優先株式	8,165	9,424
その他のその他Tier 1 資本	84	71
その他Tier 1 の控除項目	(137)	(138)
Tier 1 資本合計	51,942	50,511
Tier 2 商品	13,032	13,389
その他のTier 2 資本	42	(63)
Tier 2 の控除項目	(1,915)	(1,781)
規制自己資本合計	63,101	62,056
リスク加重資産合計	345,010	376,049
信用リスク加重資産	282,536	302,727
市場リスク加重資産	14,513	23,701
オペレーショナル リスク加重資産	47,961	49,621
自己資本比率		
普通株式等Tier 1 比率	12.7%	10.9%
Tier 1 比率	15.1%	13.4%
自己資本比率合計	18.3%	16.5%

2019年12月31日現在、自己資本比率は、普通株式等Tier 1 が12.7%（2018年12月31日現在は10.9%）およびTier 1 が15.1%（2018年12月31日現在は13.4%）であり、全体では18.3%（2018年12月31日現在は16.5%）となった。

2019年12月31日現在の当グループの株主資本の総額は63.5十億ユーロであった（2018年12月31日現在は61.0十億ユーロ）。

2019年12月31日現在、非支配持分および規制上の調整の勘案後の普通株式等Tier 1 規制資本は43.8十億ユーロであった（2018年12月31日現在は41.2十億ユーロ）。その他Tier 1 の控除項目は主として、銀行および保険会社からの劣後借入のほか、自己保有その他Tier 1 資本性証券の買戻しの許可に関するものである。

以下の表は、かかる変更の主要な要因を示している。

表 7：CRR／CRD 4 規制下での普通株式等Tier 1 規制上の控除および調整

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
未認識少数株主持分	(2,158)	(1,917)
繰延税金資産	(1,903)	(2,079)
健全性評価調整	(935)	(844)
自己負債の価値の変動に関連する調整	217	107
その他	(577)	(523)
普通株式等Tier 1 規制上の控除および調整の合計	(5,356)	(5,256)

「その他」に含まれるCRR／CRD 4 規制下での健全性に関する控除項目および修正再表示項目には、主として以下が含まれる。

- 内部格付（IRB）手法により測定された顧客に対する貸付金および債権に関する期待損失と関連する評価調整および減損損失の合計額のプラスの差額
- 株式ポートフォリオ エクスポージャーに係る期待損失
- キャッシュ フロー ヘッジに係る未実現損益
- 繰延税金資産を除く確定給付年金基金に係る資産
- 1,250%加重される証券化エクスポージャー（かかるポジションがリスク加重エクスポージャー合計の算出に含まれない場合）

リスク加重資産および資本要件

バーゼル 3 合意において、銀行がさらされるリスクをより正確に評価するために、最低資本要件額の算出方法に係る規則が定められた。かかる算出においては、リスク加重資産を決定するための 2 つの手法、すなわち標準的手法およびカウンターパーティの内部格付モデルに基づく先進的な計測手法に基づいて取引リスク プロファイルを勘案する。

リスク加重資産および資本要件の変動

表 8：当グループの資本要件およびリスク加重資産

(単位：百万ユーロ)	RWA		最低資本要件額	
	2019年12月31日	2018年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日
信用リスク（カウンターパーティ信用リスクを除く。）	251,113	264,787	20,089	21,183
うち標準的手法	93,302	102,225	7,464	8,178
うち基礎的IRB（F-IRB）手法	4,725	4,588	378	367
うち先進的IRB（A-IRB）手法	133,026	142,795	10,642	11,424
うち簡易リスク加重手法またはIMAに基づくエクイティIRB	20,061	15,178	1,605	1,214
カウンターパーティ信用リスク	19,567	26,834	1,565	2,147
うちCCPの清算基金への抛出に係るリスク エクスポージャー	1,077	1,103	86	88
うちCVA	2,586	4,904	207	392
決済リスク	41	6	3	-
銀行勘定における証券化エクスポージャー（上限適用後）	3,762	2,199	301	176
うちIRB手法	70	95	6	8
うちIRB指定関数手法（SFA）	1,860	78	149	6
うち内部評価手法（IAA）	1,766	1,842	141	147
うち標準的手法	66	184	5	15
市場リスク	14,513	23,701	1,161	1,896
うち標準的手法	1,373	2,444	110	196
うちIMA	13,140	21,257	1,051	1,701
大口エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル リスク	47,961	49,621	3,837	3,970
うち基礎的指標手法	-	-	-	-
うち標準的手法	2,470	2,872	198	230
うち先進的測定手法	45,491	46,749	3,639	3,740
控除基準を下回る金額 （250%のリスク加重対象）	8,052	8,902	644	712
フロア調整	-	-	-	-
合計	345,010	376,049	27,601	30,084

表9：柱およびリスクの種類別のリスク加重資産（RWA）（単位：十億ユーロ）

（単位：十億ユーロ）	信用	市場	オペレーショナル	2019年合計	2018年合計
フランス国内リテール バンキング部門	92.4	0.1	5.3	97.8	97.6
国際リテール バンキン グ&金融サービス部門	108.3	0.1	6.9	115.3	119.7
グローバル バンキン グ&インベスター ソリューションズ部門	72	13.5	32.2	117.7	142.3
コーポレートセンター	9.8	0.8	3.5	14.1	16.5
グループ全体	282.5	14.5	48.0	345.0	376.0

2019年12月31日現在のRWA（345十億ユーロ）の配分は以下の通りである。

- 信用リスクは、RWAの82%を占めている（うち38%が国際リテール バンキング&金融サービス部門）。
- 市場リスクは、RWAの4%を占めている（うち93%がグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門）。
- オペレーショナル リスクは、RWAの14%を占めている（うち67%がグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門）。

資本管理

監査済 | 自らの資本管理の一環として、当グループは（財務部門の監督下で）自らの支払能力の水準が常に以下の目的に適合していることを確認している。

- 財務上の健全性を維持し、リスク選好度の目標を遵守すること。
- 有機的な成長および買収による成長に係る資金を調達するための財務的な柔軟性を確保すること。
- 当グループの戦略的目標に沿って、各種の事業に資本を適切に配分すること。
- ストレス シナリオとなる事象が発生した場合における当グループの回復力を維持すること。
- 各種の利害関係者（監督当局、債券および株式への投資家、格付機関ならびに株主）の期待に応えること。

当グループは、上記の目的および規制による制限に従い、内部的な支払能力の目標値を設定する。

当グループは、規制による制限を踏まえた当グループの自己資本比率の適正性を測定する資本の適切性を評価するための内部プロセスを有している。▲

さらに、当グループは、以下の3つの戦略的な柱の中でバランスのとれた資本配分を維持している。

- フランス国内リテール バンキング部門
- 国際リテール バンキング&金融サービス部門
- グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

当グループの3つの柱はそれぞれ、リスク加重資産（RWA）の約3分の1を占め、フランス国内および国際リテール バンキング部門（全事業の貸付金および債権ポートフォリオの62%超）ならびに信用リスク（当グループのリスク加重資産の82%を占める。）がその大部分を占める。

2019年12月31日現在、当グループのリスク加重資産は、2018年12月31日現在の376十億ユーロと比較して8.3%減少し、345十億ユーロとなった。

TLAC比率およびMREL比率

ソシエテ・ジェネラルに適用される総損失吸収力（TLAC）要件は、2022年1月1日まではRWAの16%、それ以降はRWAの18%となっており、これには2.5%の資本保全バッファ、1%のG-SIBバッファおよびカウンタークリシカル バッファを上乗せしなければならない。2019年12月31日現在、世界のTLAC要件はグループRWAの19.78%であった。

TLAC規則では、2022年1月1日からレバレッジ エクスポージャーの6.75%が最低比率となるが、その前に、2019年に6%の最低比率を達成することが規定されている。2019年12月31日現在、当グループのTLAC比率は、RWAの24.88%、レバレッジ エクスポージャーの7.87%に達している。

自己資本・適格債務に関する最低要件（MREL）は、2016年以降、欧州連合の信用機関および投資会社に適用される。

TLAC比率と異なり、MREL要件は各機関に合わせて調整され、破綻処理当局によって定期的に改訂される。

2019年を通じて、当グループは、破綻処理当局である単一破綻処理委員会が要求する通り、自己資本および債務合計の8%の要件を満たした。

レバレッジ比率管理

当グループは、2014年10月10日の委任法により改正されたCRRレバレッジ比率規則に従ってレバレッジの影響を計算し、また2021年6月から適用されるCRR 2による変更に従ってこれを管理している（ただし、2022年1月から適用されると見込まれるG-SIBに関するものを除く。）。

レバレッジ比率の管理とは、当グループが自身について設定した目標としての比率の水準を達成するために行うものであり、Tier 1 資本（比率の分子）の金額の算定および当グループのレバレッジ エクスポージャー（比率の分母）の管理の両方を意味する。かかる目的のために、異なる事業の「レバレッジ」エクスポージャーが、財務部門の管理下に置かれる。

当グループは、バーゼル委員会が推奨する3.5%の下限よりも大幅に高い連結レバレッジ比率を維持することを目標としている。これらの推奨される目標数値は、現在CRR 2に移行されており、当グループに適用されている、システミック バッファの一部含んでいる。

ソシエテ・ジェネラルのレバレッジ比率は、2018年末の4.2%に対し、2019年末は4.3%であった。2019年12月31日現在、レバレッジ比率の目的上考慮されているエクスポージャーには、フランス預金供託金庫（*Caisse des Dépôts et Consignations*）の規制貯蓄に対する集中エクスポージャーに関する免除が含まれる。

表10：レバレッジ比率の概要ならびに健全性に係る貸借対照表およびレバレッジ エクスポージャーの調整

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
Tier 1 資本 ⁽¹⁾	51,942	50,511
健全性に係る貸借対照表における合計資産 ⁽²⁾	1,203,797	1,174,873
貸借対照表において認識されているが、レバレッジ比率エクスポージャーからは除かれる信託資産の調整	-	-
デリバティブ金融商品に対する調整	(80,869)	(45,520)
証券金融取引に対する調整 ⁽³⁾	(3,037)	(11,146)
オフバランスシートのエクスポージャー（貸付および保証コミットメント）	103,856	99,777
技術的な健全性に関する調整（Tier 1 資本健全性控除）	(10,217)	(10,320)
技術的な健全性に関する調整（規制貯蓄の免除）	(13,268)	-
レバレッジ比率エクスポージャー	1,200,262	1,207,664
レバレッジ比率	4.3%	4.2%

- (1) 資本の概要については上記表6「規制資本およびCRR/CRD 4 規制の自己資本比率」を参照のこと。
(2) 連結貸借対照表および健全性の範囲における会計上の貸借対照表の調整については上記表2を参照のこと。
(3) 証券金融取引とは、現先取引、有価証券貸付および借入取引その他これらに類似する取引をいう。

大口エクスポージャー比率

CRRは大口エクスポージャーを規制する条項を盛り込んでいる。したがって、ソシエテ・ジェネラル・グループは、単一の受益者について当グループの自己資本の25%を超えるエクスポージャーを保有することを禁じられている。

大口のエクスポージャー比率を算出するために使用される適格資本は、規制上の資本の総額であるが、Tier 2 資本の額については制限が存在する。Tier 2 資本はTier 1 資本の3分の1を超えてはならない。

大口エクスポージャーに関するバーゼル委員会の最終規則は、欧州においてCRR 2を通じて法制化される。現行のCRRからの主要な変更点は、今後、規制上の制限（25%）の算定を（Tier 1 およびその他Tier 2 の合計に代わって）Tier 1 の割合として表示されるものにする、およびシステム上重要な金融機関同士の取引に対する制限（15%）の導入である。

金融コングロマリット比率

「金融コングロマリット」としても指定されるソシエテ・ジェネラル・グループは、フランス健全性監督・破綻処理当局（ACPR）による追加的な監督措置の対象となる。

2019年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラル・グループの金融コングロマリット エクイティは銀行業務および保険業務の双方の自己資本要件も満たしている。

2019年6月30日現在、金融コングロマリット比率は133%であり、分子（「金融コングロマリットの自己資本」）は66.7十億ユーロ、分母（「金融コングロマリットの規制要件」）は50.3十億ユーロであった。

2018年12月31日現在の金融コングロマリット比率は、分子（「金融コングロマリットの自己資本」）を64.6十億ユーロ、分母（「金融コングロマリットの規制要件」）を47.8十億ユーロとする135%に訂正された。

(5) 信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスク

監査済 | 信用リスクおよびカウンターパーティ リスクとは、当グループの顧客、発行体その他のカウンターパーティがその財務上のコミットメントを履行できない状況から生じる損失リスクをいう。信用リスクには、市場取引および証券化業務に関連するカウンターパーティ リスクが含まれる。また、信用リスクは、個人、カントリーおよびセクターの集中リスクにより、さらに高まる場合がある。▲

信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクの監視・監督システム

リスク負担に適用される一般原則

監査済 | リスクの承認手続は、以下の3つの基本原則に基づくものである。

- 顧客の事業監視部門およびリスク管理担当部署内の専任のリスク ユニットがそれぞれ責任を負う書類の分析および検証。この事業監視部門およびリスク ユニットは、当グループのリスク負担が一貫したアプローチで行われることを確保するため、特定の顧客または顧客カテゴリーに関連するあらゆる承認要請を検証する。当該事業監視部門およびリスク ユニットは、互いに独立していなければならない。
- カウンターパーティの内部格付けは、承認方針の重要な基準である。これらの格付けは、事業監視部門により提案され、専任のリスク ユニットによって検証される。
- リテール顧客に関する承認プロセスは、リスク ユニットが管理するリスク分析ツール（スコア）に基づいている。与信の決定は、与信方針において予め規定された承認基準を遵守しなければならず、与信方針の有効性は定期的に評価される。
- 権限の委任システムは、主にカウンターパーティの内部格付けに基づいており、一方ではリスク ユニットに、他方では事業監視部門に、意思決定能力を付与する。

事業部門は、その与信決定に関する引当金および損失の負担を第1防衛ラインとして引き受ける。リスク部門は、集中リスクの高い国、地理的地域、セクター、製品または顧客タイプに関する信用ポートフォリオの限度額とともに、承認方針の改善についてCORISQに提言する。

リスク部門がCORISQに提示する月次リスク監視報告書は、当グループの信用ポートフォリオの改善について意見を述べ、ガイドラインの遵守を確保する。信用ポートフォリオの変化、CORISQによって検証された与信方針の変更、および当グループのリスク選好度に関する事項は、少なくとも四半期毎に取締役会のリスク委員会に提示される。▲

個別の集中度の監視

ソシエテ・ジェネラルは、大口エクスポージャーを制御する規制（リスク エクスポージャーの主要な規制上の上限値は、資本の25%）に従っている。さらに、当グループは、連結株主資本の10%というより厳しい内部限度額を設定しており、これは顧客グループに対するあらゆる集中エクスポージャーに適用される。2018年7月1日以降、金融安定化高等評議会は、フランス国内の最も負債の多い企業に、適格資本の5%を上限とするエクスポージャー上限値を課している。

当グループの規模およびその多様性により、顧客の個別の協力を得て、この制約を引き続き遵守することができる。

個々の集中リスクを特定、管理するため、内部プロセスが実施される。内部格付けに基づく集中の基準値は、CORISQによって設定され、個々の集中に対する上限値の検証管理を規定している。当グループが重大であると考える顧客グループに関するエクスポージャーは、経営執行部が議長を務める大口エクスポージャー委員会によって検討される。事業ユニットでは、関連する顧客グループへの集中度は、集中度委員会（グローバルバンキング&インベスター ソリューションズ部門およびフランス国内リテール バンキング部門の集中度委員会または現地リスク委員会、旧国際リテール バンキング&金融サービス部門のCORISQコーポレート リージョンおよび地域別主要リスク委員会）において定義される。

当グループは、過度に大きいと考えられる特定のエクスポージャーを縮小させるために、クレジット デリバティブを使用している。さらに、当グループは、大規模企業の融資プールにおける過剰なシェアの維持を回避することにより、その他の銀行パートナーとのリスクの相互負担を組織的に追求している。

カントリー リスクの監視

カントリー リスクは、エクスポージャー（貸付、証券、保証またはデリバティブ）が規制的、政治的、経済的、社会的および財政的な状況の変化による悪影響を受けやすい場合に生じる。

カントリー リスクは、大きく2種類に分類される。

- 政治的および非移転リスクは、地方政府当局による行為または措置（債務者による債務履行を禁ずる決定、国営化、没収、非兌換性等）、国内事由（暴動、内戦等）または国外事由（戦争、テロリズム等）に由来する不払いリスクを対象とする。
- 各カウンターパーティの個別の財務状況とは無関係に、対象国の経済または金融危機に起因して、対象国のすべてのカウンターパーティの信用力が悪化する場合に、商業リスクが生じる。これは、マクロ経済ショック（事業活動の急激な後退、銀行システムの危機等）、通貨の下落またはその他の債務不履行を引き起こす可能性のある、対外債務に関する国家債務不履行となる可能性がある。

国々に対する全体的な限度額およびエクスポージャーの監視強化は、当該国の内部格付けおよび統治指標に基づき確立されている。かかる監督は、新興国に限定されない。

国に対する限度額は、経営執行部によって毎年承認される。かかる限度額は、当該国の状況が悪化するか、または悪化が予想される場合、随時下方修正される可能性がある。

当グループのすべてのエクスポージャー（証券、デリバティブ、貸付および保証）は、こうした監視を通じて検討される。カントリー リスク手法では、国に対する限度額を用いて監視されるリスクの当初所在国および最終所在国（保証に関連する効果の勘案後）を決定する。

特定の国のカントリー リスクの悪化またはそのような悪化が予想される場合、当該国の要注意リストへの登録手続が開始される。2019年中、困難に直面したために要注意リストに登録された国は1ヶ国にとどまり、他の数ヶ国はリストから除外された。

セクター別の監視

当グループは、事業セクター別の分析を通じて、その信用ポートフォリオ全体を定期的に見直している。この見直しは、業界調査（セクター別リスクの1年間の予想を含む。）およびセクター別集中度分析に依拠して行っている。

このように特定されたセクターまたはサブポートフォリオは、当グループのCORISQによって検証されたポートフォリオ限度額および特定の承認基準を通して、特定の指針に服する。

この補完として、現在の問題に応じて、よりの絞ったセクター別調査および事業ポートフォリオ分析が、経営執行部、リスク部門または事業部門により実施される場合がある。

当グループのCORISQの特別な監視を受けるポートフォリオは、以下の通りである。

- 一方ではフランス大都市圏、他方では欧州の国際リテール バンキング事業における個人および専門家の信用ポートフォリオ（リテール）。その他のリテール顧客は、CORISQ事業部によりカバーされている。当グループは、特に、個人に供与される不動産ローンの信用住宅保証の対象となる最低比率について、リスク選好度の目標値を規定している。
- 石油およびガスの範囲については、当グループは、セクタープレイヤーの様々な種類の活動に適応した与信方針を規定している。かかる方針は、石油埋蔵量により保証された資金調達、プロジェクト ファイナンス、短期貿易金融取引を区別し、また地域的特性を考慮している。
- 商業用不動産の範囲については、当グループは、様々な種類の資金調達、地理的地域および／または業務に応じた組成ならびにエクスポージャーおよび限度枠の監視のための枠組を規定している。
- レバレッジド ファイナンスにおいて、当グループは、対象範囲および管理手法におけるECBの定義（「レバレッジ取引に関するガイダンス」）を適用している。当グループは引き続き、レバレッジド バイアウト（LBO）のサブポートフォリオに特に注意を払っている。
- ヘッジ ファンドのエクスポージャーに対しては、特別な注意が払われる。当グループは、デリバティブ取引およびそのファンドの持分を担保とする財務活動を通じてヘッジ ファンドのリスクを負う。ヘッジ ファンドに関連するリスクは、個別の限度額ならびに市場リスクおよび誤方向リスクの全体的な限度額により統制される。
- シャドー バンキングに対するエクスポージャーは、2015年に公表されたEBAのガイドラインに沿って管理、監視される。このガイドラインは、リスクの特定、制御および特定されたリスクの管理における内部枠組に関する期待事項を特定したものである。CORISQは、シャドー バンキングに対するグローバルエクスポージャーの基準値を設定している。

信用ストレス テスト

信用リスクの特定、監視および管理を目的として、リスク部門は事業部門と協働して、国、子会社または事業活動に関連する一連の個別のストレス テストを実施している。これらの個別のストレス テストは、構造的にリスクを伴うとみなされるポートフォリオに対して実施される定期的なストレス テストと、新たなリスクを認識するための特別なストレス テストを組み合わせている。これらのストレス テストの一部はリスク委員会に提示され、該当する事業活動の構成方法に関する決定に活用されている。

包括的なストレス テストと同様に、個別のストレス テストは、当グループのセクターに関する専門家およびエコノミストが策定するストレス シナリオに基づいて行われる。ストレス シナリオでは、定量的観点（GDPの変動、失業率、分野の不振）および定性的観点の双方による、危機の進行に関する誘発事象および仮定が記述される。信用ストレス システムには、特定のポートフォリオの信用力の悪化（専門家格付遷移行列）またはデフォルト時エクスポージャーのボラティリティに関する感応度分析も含まれる。

リスク部門のチームは、ポートフォリオ分析の職務に即して構成されており、これらの経済シナリオまたは分析をリスク パラメータ（債務不履行エクスポージャー、債務不履行率、債務不履行に陥った場合の引当率等）に対する影響に置き換えている。該当する場合、モデルは、経済状況とリスク パラメータのこれまでの相関関係に基づいて適用される。ストレス テストは、ストレス下の状況において当グループが最も高い割合で集中するカウンターパーティの債務不履行による影響を考慮する。

信用リスクのヘッジ

監査済 | 保証および担保

当グループは、市場銀行業務および商業銀行業務の双方に関して、信用リスクを低減させるための手法を使用している。これらの手法によって、債務者の支払不能リスクに対する部分的または完全な保護策が講じられる。

主要な分類は、以下の2つである。

- 人的保証は、主債務者の債務不履行時に第三者が当該主債務者に代わるために負う責務である。かかる保証は、銀行および同様の信用機関、住宅ローン保証機関（例えば、フランスのクレディ ロジュマン等）、モノラインまたはマルチラインの保険会社、輸出信用機関といった専門機関が提供する補償約定および補償制度を含む。広義には、信用保険およびクレジット デリバティブ（プロテクションの購入）もこの分類に属する。
- 担保は、不動産、コモディティまたは貴金属の形態の物的資産ならびに現金、高品質な投資、有価証券および保険証券といった金融商品で構成される。

適切なヘアカットは、担保の質および流動性を反映して、担保価値に適用される。

当グループは、そのリスク負担を軽減するために、特に証券を多様化（物的担保、人的保証およびその他（CDSを含む。））することによって、積極的にその証券を管理することを追求している。

与信承認手続において、保証および担保の価値、それらの法的強制力および保証人の債務支払能力の査定が実施される。かかる手続によって、担保または保証が資本要求指令（CRD）において規定される基準を満たすことが確認される。

保証人格付けは少なくとも毎年1回は内部で再検討され、担保は少なくとも毎年1回は再評価の対象となる。リスク担当部署は、新規融資の承認段階または信用申請の年次更新時において、自動的にまたは専門的意見に基づき付される保証および担保の定期的評価のために主力事業部門が確立した業務手続を承認する責任を負う。

欧州規則第575/2013号（CRR）の要件に従い、当グループは、供与されたコミットメントに関連して保有されるすべての担保（金融担保、商業用不動産、住宅不動産、その他の担保権、リース保証）に対して、最低担保化頻度を適用する。

関連する市場における重大な変化、カウンターパーティの債務不履行や訴訟、またはリスク管理担当部署の要請が生じた場合には、より精緻な評価を行わなければならない。

さらに、LGDの一部として、信用リスクヘッジ方針の有効性が監視される。

担保（保証および担保）の定期的な評価のため、自動的評価が専門家の意見を問わず、また新規の競争のための与信決定においてか信用ファイルの年次更新においてかを問わず、事業部門毎に設けられた運用手順を検証することは、リスク管理担当部署の責務である。

保証および担保の額は、引当金を差し引いた貸出残高の額が上限であり、2018年12月31日現在の290.17十億ユーロに対して、2019年12月31日現在は302.31十億ユーロで、そのうちの139.24十億ユーロがリテール顧客、163.07十億ユーロがその他のカウンターパーティであった（2018年12月31日現在はそれぞれ140.37十億ユーロおよび149.80十億ユーロ）。

当該保証および担保によりカバーされる貸出残高は、2019年12月31日現在は主に貸付金および債権に対して238.27十億ユーロであり、オフバランスシートのコミットメントに対しては56.85十億ユーロであった（2018年12月31日現在はそれぞれ237.18十億ユーロおよび50.46十億ユーロ）。

支払期限が到来している未回収の正常債権（ステージ1）および要注意債権（ステージ2）に係る保証および担保の額は、2019年12月31日現在は4.50十億ユーロ（2018年12月31日現在は2.07十億ユーロ）であり、そのうち1.54十億ユーロがリテール顧客、2.96十億ユーロがその他のカウンターパーティであった（2018年12月31日現在はそれぞれ1.05十億ユーロおよび1.01十億ユーロ）。

未回収の不良債権に係る保証および担保の総額は、2019年12月31日現在は3.92十億ユーロ（2018年12月31日現在は4.77十億ユーロ）であり、そのうちリテール顧客に対しては1.90十億ユーロ、その他のカウンターパーティに対しては2.02十億ユーロ（2018年12月31日現在はそれぞれ2.21十億ユーロおよび2.57十億ユーロ）であった。かかる額は、個別に減損した貸付残高の額が上限である。

法人集中リスクを管理するクレジット デリバティブの利用

コーポレート&インベストメント バンキング部門において、業績&希少資源管理（PSR）チームは、リスク部門および事業部門と緊密に連携して、ポートフォリオの過度な集中を抑制し、特定のカウンターパーティの信用力の低下に迅速に対応し、資本配分の改善策を提案する責任を負う。PSRは、信用および貸出ポートフォリオについて、戦略、業績および希少資源管理の定義および効果的配置を担当する部署の一部である。

当グループは、法人向けクレジット ポートフォリオの管理において、主として、特定の貸出先、業種および地域への集中を抑制し、積極的なリスク・資本管理手法を実行するために、クレジット デリバティブを利用する場合がある。

法人向けクレジット デリバティブを通じたプロテクションの総購入残高は増加し、2019年12月末現在で2.5十億ユーロであった（2018年12月末現在は0.4十億ユーロ）。新たな業務は、主に資本配分の承認（2十億ユーロ増）、および、それより程度は下回るものの、集中リスク低減（71百万ユーロ）を目的として行われている。

2019年において、欧州の投資適格者による発行に係るクレジット デフォルト スワップ（CDS）のスプレッド（iTraxx index）は、下降傾向（2018年末の88ベースス ポイントに対し、2019年末は45ベースス ポイント）をたどった。プロテクションの購入残高は増加し、平均満期期間が今は長くなっているため、スプレッドの拡大に対するポートフォリオの全体的な感応度は上昇している。

大部分のプロテクションは、欧州の清算機関から購入された（2019年12月31日現在の残高のうち96％）。かかる業務はすべて、投資適格（BBB－以上）のカウンターパーティについて行われている。

さらに、資産計上額（2018年12月31日現在の2.2十億ユーロに対し、2019年12月31日現在は2.4十億ユーロ）および負債計上額（2018年12月31日現在の2.7十億ユーロに対し、2019年12月31日現在は2.0十億ユーロ）は、取引目的で保有されているクレジット デリバティブの公正価値に相当する。

信用保険

当グループは、融資の一部について商業的および政治的な不払いリスクに対するヘッジを行うために、最近数年間にわたり民間保険会社との関係を発展させている。

かかる業務は、当グループの経営執行部により承認されるリスク枠組および監視システムにおいて実施される。かかるシステムは、業務に関する全体的な限度額（満期毎の下位の限度額を伴う。）およびさらに厳密な適格基準を満たさなければならないカウンターパーティである保険会社毎の個別の限度額に基づいている。非投資適格国における付保された取引についても限度額が存在する。

このような方針の導入は、概して当グループのリスクおよびRWAの管理に寄与している。▲

表11：信用リスクの軽減措置－概要

	2019年12月31日			
(単位：百万ユーロ)	保証されていない エクスポージャー －簿価	保証された エクスポージャー －簿価	担保により 保証された エクスポージャー	財務保証により 保証された エクスポージャー
貸付金総額	380,896	250,974	116,495	134,479
債券総額	66,963	152	-	152
エクスポージャー総額	447,859	251,126	116,495	134,631

	2018年12月31日			
(単位：百万ユーロ)	保証されていない エクスポージャー －簿価	保証された エクスポージャー －簿価	担保により 保証された エクスポージャー	財務保証により 保証された エクスポージャー
貸付金総額	387,962	239,880	115,925	123,954
債券総額	63,044	147	0	147
エクスポージャー総額	451,006	240,027	115,925	124,101

減損

各ステージに分類されたエクスポージャー

監査済 | 減損には、正常債権の減損（ステージ1およびステージ2）および不良債権の減損が含まれる。

適用される会計基準については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.8を参照のこと。

正常債権（ステージ1および2）に分類されたエクスポージャー

当初認識日時点で、エクスポージャーは、購入または組成された信用減損の商品ではない限り、体系的にステージ1に分類される。ステージ2に分類されたエクスポージャーを識別するために、当グループは入手可能なすべての過去および将来の情報（行動スコア、格付け、ローン トゥ バリュエ指数、マクロ経済予想シナリオ等）を考慮して、当初の認識日と比べた信用リスクの著しい増大を評価する。

不良債権（ステージ3）に分類されたエクスポージャー

ステージ3のエクスポージャー（回収懸念残高）を識別するために、当グループは減損の客観的な証拠（債務不履行事象）があるかどうかを決定する。

- 回収手続が開始されているかどうかにかかわらず、90日超の期日経過した支払い（2年間の猶予期間中に条件緩和したローンで、30日間の期日経過時にステージ3に移行したものを除く。）。この基準の評価において、当グループは、現地当局の要請がない限り、いかなる閾値も適用しない。さらに、営業上の訴訟、特定の契約上の特性またはITの障害に関する不払いだけでは、ステージ3への移行につながらない。
- 支払遅延がなくとも、カウンターパーティが金融上の義務を果たす可能性が低いことを示す他の基準が特定されている。
 - － カウンターパーティの財務状況が著しく悪化していると、当該カウンターパーティがそのコミットメントすべてを満たすことができない蓋然性が高まり、当グループにとって損失リスクを意味する。
 - － 借手の財政的困難に照らして、他の状況では認められなかったようなローン契約の条項に譲歩が認められている（条件緩和したローン）。
 - － 信用リスクの蓋然性または法的手続（アドホック マンデート、破産、裁判上の和解もしくは強制清算、または現地の管轄におけるその他同様の手続）の存在

当グループは、債務不履行が生じているカウンターパーティのエクスポージャーのすべてに減損波及の原則を適用している。債務者が1つのグループに属するとき、減損波及の原則をそのグループのエクスポージャーすべてに対しても適用できる。

債務不履行の新たな定義

欧州銀行監督機構（EBA）は、2021年1月1日から適用される、規則（EU）第575／2013号第178条に基づく債務不履行の定義の適用に関するガイドラインを公表し、また欧州中央銀行（ECB）は、遅くとも2020年12月31日に適用される、期日経過債権の重要性評価基準に関する規則（EU）第2018／1845号を公表した。当該ガイドラインおよびECB規則はともに、欧州連合全域における債務不履行の定義を一致させ、資本要件の一貫性と比較可能性の向上に寄与することとなる。

これらは、特に、非不履行状態への復帰条件（猶予期間の導入）、条件緩和したローンの債務不履行を特定するための具体的な条件、および期日経過債権の重要性基準（絶対額・相対額を含む。）の設定を含む、債務不履行の定義の適用に関するあらゆる側面を明確にしている。

2020年4月6日以降、当グループは、2020年第2四半期以降の債務不履行債権の特定のためにこれらの規定を適用するが、予想信用損失の算定のための内部パラメータは、2021年1月1日に調整される。

当グループの予備的分析によれば、これらの分類は、予想信用リスクに関するIFRS第9号の規定に従ってステージ3のエクスポージャー（回収懸念残高）を識別するために適用される基準に依然として一致している。当グループは、これらの新しい規制条項に起因する債務不履行の定義の将来の変更は、当グループの連結財務諸表に重大な影響を与えないと考えている。

予想信用損失の推計

ステージ1および2の予想信用損失の算出方法は、計算入力値（A-IRB手法およびF-IRB手法に基づくエクスポージャーのデフォルト確率およびデフォルト時損失率、ならびに標準的手法に基づくエクスポージャーの引当率）の設定方法の判断の基礎となるバーゼルの枠組に基づくものである。

当グループのポートフォリオは、リスク特性の一貫性や、グローバルおよび地域のマクロ経済変数とのより適切な相関を確保する目的で区分されている。この区分により、当グループのあらゆる特殊事情への対処が可能となっている。この区分は、債務不履行および信用損失の一意性を保証するためにバーゼルの枠組において定義されているものと一致または類似している。

正常債権の減損（ステージ1およびステージ2）

減損は、12ヶ月の予想信用損失（一般的な場合）または全期間の予想信用損失（貸付が実行されてから信用リスクが悪化した契約）の予想に基づいて正常債権について計上される。

かかる減損は、デフォルト率およびデフォルト時損失に関する仮定を用いて算出される。これには、マクロ経済予測、または事業セクターもしくは国に特有の予測が考慮される。当該仮定は、各グループの特徴、その経済環境に対する感応度および過去データに基づき、同種グループの資産によって調整される。当該仮定は、リスク部門によって定期的に見直されている。

不良債権の減損（ステージ3）

減損は、債務不履行の客観的根拠が認められる場合に、関連するカウンターパーティについて計上される。減損額は、債権額の回収可能性によって影響される。予想されるキャッシュフローは、カウンターパーティの財政状態、経済的な見通しおよび要求されるかまたは要求される可能性のある保証に基づいて予測されている。

変数および区分について、次の表に記載する。

	範囲	マクロ経済変数
リテール	フランス	フランスの成長率 フランスのインフレ率 フランスの失業率 フランスの10年利回り
	ルーマニア	ルーマニアの成長率 ユーロ／ルーマニア・レウ為替レート ルーマニアの失業率
	イタリア	イタリアの失業率
リテール以外	金融機関	EURIBOR - EONIA 3ヶ月スワップのスプレッド 米国の成長率
	超大規模企業	ブラジルの成長率 インドの成長率 中国の成長率 ロシアの成長率 日本の成長率 米国の成長率 ユーロ圏の成長率
	フランスのミドルマーケット企業	フランス企業の利益マージン フランスの成長率
	地域社会	フランスの成長率
	フランスの中小企業	フランス企業の利益マージン フランスの成長率
	中小企業（フランスを除く。）	ルーマニアの成長率 ルーマニアの失業率 ユーロ圏の成長率 ノルウェーの成長率 スウェーデンの成長率

予想信用損失は、当グループのすべての事業体について、当グループのエコノミストが設定した3つのマクロ経済シナリオの平均確率（基準シナリオおよび現在のストレス シナリオ、ならびに楽観シナリオ）を用いて算出している。基準シナリオおよびストレス シナリオは、当グループが予算計画および自社のストレス テストで用いるものに対応している。

使用した確率は、基準シナリオと実際のシナリオの結果の差異（プラスの差異およびマイナスの差異）の25年間にわたる過去の観測値に基づいており、2019年12月31日現在、中央シナリオについては74%、ストレスシナリオについては16%、楽観シナリオについては10%に相当する。この方式は、基準シナリオの改善に基づいて四半期毎に更新され、観察結果の改善に基づいて毎年更新される。この方式は、特定の景気循環セクターにおける債務不履行や回収をより適切に予測するために、セクター調整（予想信用損失を増減させる。）によって補完される。これらのセクター調整は四半期毎に見直され、更新される。

これらの調整は、過去に債務不履行のピークを迎えており、また当グループのエクスポージャーが毎年リスク部門により決定され、見直される基準を超えている、景気循環的経済セクターに関して行われる。最後に、補助的に、モデル化できない将来のリスク（主に法律や規制の変更）を考慮に入れるために、専門家の意見（予想信用損失を増減させる。）に基づく損失引当金が維持されている。これらのデータは四半期毎に更新される。▲

カウンターパーティ信用リスク

監査済 | カウンターパーティ信用リスク（CCR）とは、カウンターパーティが支払債務を履行できない場合に、市場業務によって損失を被るリスクである。エクスポージャーの将来の市場価値およびカウンターパーティの信用の質は不確実であり、基礎となる市場パラメータが変化するにつれて時間とともに変化する可能性がある。

CCRは、カウンターパーティの債務不履行に伴う再構築リスク、当グループのポートフォリオの価値調整に関するCVA（信用評価調整）リスク、および市場取引の清算に伴う中央清算機関（CCP）に関するリスクを対象としている。

CCRは、あるカウンターパーティに対するエクスポージャーが、当該カウンターパーティのデフォルト確率と正の相関性を有する場合に生じる誤方向リスク、すなわちあるカウンターパーティに対する当グループのエクスポージャーが、当該カウンターパーティのデフォルト確率の上昇と相まって大幅に増加するリスクにも影響を受ける。

カウンターパーティ信用リスクを伴う市場取引には、清算の有無を問わず、また本人として行う（銀行勘定）か第三者に代わって行う（代理人業務）かを問わず、とりわけ現先契約、有価証券貸付取引およびデリバティブ契約が含まれる。▲

限度設定および枠組の監視

監査済 | カウンターパーティ信用リスクは、当グループのリスク選好度に合致する一連の限度額を通して規定されている。各カウンターパーティについて規定された限度額は、当該カウンターパーティを担当する信用管理チームによって提案され、専任のリスク ユニットによって検証される。個々の限度額は、計測がより困難な特定のリスク要因の影響を捉えるために、ストレス テストにおけるまたは名目上の限度額によって補完される。

これらの限度額は、ニーズや市場環境の変化に基づき、必要に応じて随時、毎年または臨時の見直しを受ける。

リスク部門の専任チームは、消費限度額を監視する（多くの場合、日次または計量算定頻度による。）。さらに、最も感応度の高いカウンターパーティまたは最も複雑なカテゴリーの金融商品については、特定の監視・承認プロセスが実施される。

CORISQに加えて、カウンターパーティ信用リスク委員会（CCRC）は、カウンターパーティ信用リスクを注意深く監視し、具体的な分析を行うことによって新たに発生するリスク領域を識別する。同委員会は、市場業務部およびリスク部門内の市場業務に関するカウンターパーティ信用リスクの監視を担当する部署の代表者で構成されている。CCRCは、委任の範囲内で、リスク枠組の一定の変更を承認することができる。

再構築リスク

再構築リスクを監視するための限度額は、

- 潜在的将来エクスポージャー（PFE）測定を用いてカウンターパーティ毎に設定され、
- カウンターパーティの信用の質および性質、検討対象の金融商品の性質および満期、締結されたトレーディング業務の根拠、ならびに合意された契約上の法的枠組に従って調整される。

信用評価調整リスク

再構築リスクに加えて、信用評価調整（CVA）リスクは、当グループのデリバティブおよび現先ポートフォリオの価値の調整（当グループのカウンターパーティの信用の質を考慮することが求められる。）を測定するものである（下記「カウンターパーティ信用リスクの測定」を参照のこと。）。

CVAのボラティリティをヘッジするためにとられたポジション（信用、金利または資本性金融商品）は、感応度の限度額またはストレス テストによって監視される。CVAのストレス テストには、CVAに影響を与える市場リスク（金利、為替レートおよび信用スプレッド）を代表するシナリオが適用される。

中央清算機関（CCP）に関するリスク

中央清算機関によるデリバティブおよび現先契約の清算に起因するカウンターパーティ信用リスクは、銀行勘定または第三者勘定の業務に関する当初証拠金およびCCPのデフォルト基金への拠出金に関する特定の限度額によって規定されている。

さらに、CCPの主要メンバーが債務不履行となるシナリオの影響を把握するため、ストレス テストの限度枠も設定されている。

欧州のEMIR（欧州市場インフラ規則）および米国のドッド フランク法（DFA）は、最も標準化された店頭（OTC）取引がCCPを通じて清算され、所轄官庁の承認を受け、健全性規制に従うよう義務付けることによって、中央清算機関に対する金融機関のエクスポージャーを増加させた。▲

下記「定量的情報」の表24を参照のこと。

市場業務に関するカウンターパーティ信用リスクの軽減

監査済 | このリスクを減らすために、様々な軽減手法が以下の通り使用されている。

- 店頭取引に関するグローバルなクローズアウト ネットティング契約の締結（可能であれば標準的な方針に従う。）
- 適格商品（上場商品および特定の店頭商品）について中央決済機関を通じて行うか、またはカレントエクスポージャー（変動証拠金）と将来のエクスポージャー（当初証拠金）の双方を対象とする二者間の証拠金授受メカニズムを通じて行う市場業務の担保化

クローズアウト ネットティング契約

ソシエテ・ジェネラルでは、クローズアウト ネットティングの規定を含む基本契約を締結することを基本方針としている。

これらの規定は、一方では当事者の一方が債務不履行に陥った場合に、これらの契約により規定されるすべての取引関係を即時清算（クローズ アウト）することを可能にし、また一方では相互の債権債務を相殺した後、ポートフォリオの総価値に相当する純額を決済することを可能にする。

ソシエテ・ジェネラルは、文書化に関連する法的リスクを軽減するために、これらの契約を、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）、国際資本市場協会（ICMA）、国際証券貸付協会（ISLA）およびフランス銀行連合（*Fédération Bancaire Française* — FBF）等の業界団体または全国的な専門家団体が公表する主要な国際基準に基づいて文書化することを選択している。

これらの契約は、基準として一般的に認識される一連の契約条件を確立し、また最終契約において当事者間でより具体的な個別規定を修正または追加することを可能にする。この標準化により、実施の遅延が軽減され、運用がより安全になる。これらの信用リスク軽減手法について詳述した規定の法的強制力は分析され、その結論は当グループの法務部によって維持される。

担保権の設定

店頭取引の大半については担保権が設定されている。担保の授受には以下の2種類がある。

- 当初担保額である当初証拠金（IM）は、潜在的な将来のエクスポージャー、すなわち、証拠金の最終回収時からカウンターパーティの債務不履行に伴うポジションの清算までの間に生じる、時価評価によるマイナスの変動をカバーすることを目的としている。この当初預託金は、カウンターパーティが債務不履行となった場合でも直ちに利用できるように、第三者によって保持される⁽¹⁾。
- 時価評価による変動から生じるカレント エクスポージャーを軽減するために回収される担保である変動証拠金（VM）は、当事者の一方の債務不履行から生じる実際の損失に対する代替として利用される。

（1） 現先取引および清算業務を除く。

二者間の変動・当初証拠金要件

過去において、当初証拠金はヘッジファンドを除いて極めてまれであったが、現在ではEMIRおよびドッド フランク法の規則によって一般化されている。現在、当グループは、多数のカウンターパーティ（金融のカウンターパーティおよび一定の基準以上の非金融のカウンターパーティ⁽²⁾）との間で、非清算店頭デリバティブ取引に係る当初証拠金および変動証拠金の授受を義務付けられている。

（2） カウンターパーティの種類や保有ポジションの規模に応じて2020年まで続く、IMに関する進歩的導入

中央清算機関（CCP）

EMIRおよびドッド フランク法の規則は、最も標準的な店頭デリバティブ取引をCCPを介して清算することも求めている。当グループは、銀行勘定取引の清算だけでなく、カウンターパーティ信用リスクを軽減するために、システムティックな追証の対象となる顧客の清算業務（代理事業）も行っている（顧客は、日々の変動証拠金および当初証拠金をソシエテ・ジェネラルに送金して現在および将来のエクスポージャーをカバーする。）。▲

下記「定量的情報」の表25を参照のこと。

カウンターパーティ信用リスクの測定

再構築リスク

監査済 | 再構築リスクの測定は、当グループのエクスポージャー特性を判断する内部モデルに基づいて行われる。▲

モデルの原則

各カウンターパーティとの市場取引の将来の公正価値は、市場リスク要因の履歴分析に基づくモンテカルロモデルにより予測される。

当該モデルの原則は、当グループのポートフォリオの感応度が高い主なリスク要因の変化をシミュレートすることによって、将来起こりうる金融市場の状況を想定することである。かかるシミュレーションに関して、当該モデルは、検討対象であるリスク要因固有の特性を説明するために様々な拡散モデルを使用し、また10年間の履歴ウィンドウを用いてその調整を行う。

次に、様々なカウンターパーティとのデリバティブ契約および有価証券貸付取引のポートフォリオは、かかる様々なシナリオに従い、契約の条件、特にネットティングおよび担保権設定について考慮した上で、取引の満期までの様々な日付で再評価される。

エクスポージャーの分布を把握することにより、カウンターパーティ信用リスクに対する規制資本要件を計算し、ポジションのリスクを確実に監視することが可能になる。

規制指標

監査済 | ACPR（フランス健全性監督・破綻処理当局）は、CCRに関する規制上の資本要件の算定に用いられるEEPE指標（実効的な正の期待エクスポージャー）を決定するために、前述の内部モデルの使用を承認した。

内部モデルにより管理されない商品および内部モデルの使用を監督者から承認されていない当グループの事業体において、当グループは、デリバティブについては時価評価法⁽¹⁾を、証券金融取引（SFT）については金融担保一括清算法を使用している。

ネットティング契約および担保による影響は、内部モデルのシミュレーションにより、または時価評価法もしくは金融担保法により定義されるネットティング ルールの適用により、担保価値を差し引いて考慮される。

次に、これらのエクスポージャーは、カウンターパーティの信用の質に応じて加重され、リスク加重資産（RWA）が算出される。これらの加重率は、標準的手法または先進的手法（IRBA）によって決定することができる。▲

各手法によるRWAの内訳は、下記「定量的情報」の表23に記載されている。

（1） この手法では、当行のカウンターパーティ信用リスクに関連するEAD（デフォルト時エクスポージャー）は、全取引のプラスの市場価格（再構築原価）を合計し、その合計にアドオンを追加して決定する。

経済指標

ポジションのリスクを監視するため、当グループは主にモンテカルロ シミュレーションによって決定される最大エクスポージャーの測定基準に依拠している。かかる測定基準は社内において信用バリュアット リスク（CVaR）またはPFE（潜在的将来エクスポージャー）と呼ばれている。これは、最も不利な結果の1%を除去した後に発生しうる最大の損失である。この測定基準は、将来の様々な日付で計算され、その後集計されて、それぞれに限度額が設定される。

当グループはまた、市場パラメータに影響を与える非常に衝撃的な事象が生じた場合に、すべてのカウンターパーティとの間で締結された取引の公正価値の変動から生じるエクスポージャーを計算するために用いる一連のストレス テスト シナリオを策定している。

カウンターパーティ信用リスクの信用評価調整

カウンターパーティ信用リスクを勘案するために、デリバティブおよび証券金融取引は、信用評価調整(CVA)の対象となっている。当グループは、かかる調整に毎日の追証の対象ではないまたはエクスポージャーを部分的にしか補填しない担保が認定されている全顧客を含めている。かかる調整には、各カウンターパーティがそれぞれに有するネットティング契約も反映している。CVAは、カウンターパーティに対する当グループの事業体の正の期待エクスポージャー、カウンターパーティの債務不履行の可能性、およびデフォルト時損失に基づいて決定される。

また、2014年1月1日から、金融機関は10日間を超える変動についてのCVAに関連のある資本要件を決定しなくてはならなくなった。カウンターパーティの範囲は、EMIRで定義される金融カウンターパーティまたは特定の閾値を越えてヘッジ以外の目的でデリバティブを使用する特定の企業に限定された。

ソシエテ・ジェネラルは、この資本要件を計算するために対象範囲の大部分について内部モデルを導入している。これは市場VaRの計算に用いる方法と同様の方法で算出している（下記「(6) 市場リスク」を参照のこと。）。この方法は、99%の信頼区間を有し、ポートフォリオ カウンターパーティの信用スプレッドにおいて観測される変動によるCVAの変化の過去のシミュレーションを実行することから構成されている。1年間の回転期間にわたって観測される信用スプレッドの変動（CVAのVaR）および信用スプレッドにとって最も重要な緊張期間に相当する固定した1年のヒストリカル ウィンドウ（CVAのストレスVaR）に対して計算が行われる。関連する資本要件は、この2つの計算の合計に規制当局が設定する倍率（各銀行固有）を掛けたものと等しい。標準的手法を用いて算出される残りの部分について、ソシエテ・ジェネラルは、資本要件規制に規定される規則を適用する（EADの標準的な倍率に再計算された残存期間を掛けて調整する。標準的手法および内部モデル手法によるCVAに関するRWAの内訳については、下記「定量的情報」の表26を参照のこと。）。

かかるエクスポージャーおよび規制資本チャージの管理のため、当グループは、他の主要な金融機関からプロテクション（例えばクレジット デフォルト スワップ）を購入した。これにより、信用リスクの削減だけでなく、カウンターパーティの信用スプレッドの変動によるCVAおよび規制資本賦課の変動を抑制することができる。

誤方向リスク

誤方向リスクとは、カウンターパーティによる債務不履行の可能性の上昇に合わせて、当グループのカウンターパーティに対するエクスポージャーが同時に急上昇するリスクである。

誤方向リスクには、2つの種類が存在する。

- 特定の市場環境とカウンターパーティの信用力に著しい相関性がある、一般的な誤方向リスク
- エクスポージャーの額がカウンターパーティの信用力に直接的に関連する、特定の誤方向リスク

特定の誤方向リスクは、資本要件を計算する際に適用されるアドオンを用いた専門の資本要件規制の対象となる。特定の誤方向リスクに直面していると特定された取引に係るEEPE指標は、カウンターパーティが債務不履行に陥るという仮定に基づき再査定される。このプロセスにより、当該取引におけるカウンターパーティ信用リスクに関する資本要件は厳格化される。また、リスク制限の枠組には変更がないため、これらの特定のリスクの状況において算定された再構築リスクも高まり、それによって当該取引におけるエクスポージャーは制限される。

一般的な誤方向リスクは、以下に基づくストレス テスト（市場リスクのストレス テストに使用される同様のシナリオに基づき、特定のカウンターパーティとの取引すべてを網羅する1つまたは複数のリスク要因に基づくストレス テスト）を通して監視される。

- すべてのカウンターパーティについて、カウンターパーティおよび関連するポジションの質の共同劣化につながる最も悪影響を与えるシナリオの特定を可能にする、ストレス テストの四半期毎の分析
- システム上重要な金融機関（SIFI）について、カウンターパーティ毎の上限を設定された専用の複数のリスク要因に基づくストレス テスト シナリオの毎月の監視
- ヘッジ ファンドおよび自己勘定取引グループについて、上限を設定された1つのリスク要因に基づくストレス テスト シナリオの毎週の監視。この枠組は、ある種のカウンターパーティにとって債務不履行のきっかけとなるに十分な市場環境の変化が生じた場合に、銀行勘定取引および代理業務において生じる潜在的損失を定量化するための、悪化シナリオ下のストレス テストにより補足される。

リスク測定および内部格付け

2007年以降、ソシエテ・ジェネラルは、エクスポージャーの大部分に対し、信用リスクに関する資本要件を算出するために内部格付（IRB）手法の適用を監督当局から認可されている。

格付モデルの監視システムは、適用される規則に従って運営され、本項「リスク測定および内部格付け」で詳細に説明されている。

当グループは、「IRBリペア」プログラムの枠組の中でEBAが公表した規定に従い、またバーゼル3の最終的合意を踏まえて、内部信用リスク モデルのシステムを整備し、これらの新しい要件を厳格に遵守していく計画である。

これは特に、監督当局との協議および重要性基準（問題のポートフォリオのリスク特性、商業戦略、顧客の多様性等）に基づく、IRB手法の導入計画および標準的手法の維持（恒久的部分適用）に関連している。

標準的手法の対象となるエクスポージャーは、主に国際リテール バンキング業務におけるリテール顧客およびSME（中小企業）のポートフォリオに関するものである。ソシエテ・ジェネラルは、標準的手法の対象となるエクスポージャーについては、主にスタンダード&プアーズ、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスならびにフランス銀行によって割り当てられた外部格付けを使用する。ある第三者についていくつかの格付けが入手可能な場合は、上から2番目の格付けが用いられる。

内部手法の全般的な枠組

監査済 | IRB手法で資本要件を算出するために、ソシエテ・ジェネラルはそのリスク加重資産（RWA）および取引の性質、カウンターパーティの質（内部格付けによる）およびリスク軽減のために講じられるすべての措置を勘案した上で被る可能性のある期待損失（EL）を推計する。

RWAの算出は、ソシエテ・ジェネラルの内部リスク測定システムによって推計するバーゼル対応のパラメータに基づいて行う。

- デフォルト時エクスポージャー（EAD）の価値は、カウンターパーティが債務不履行に陥った場合の当グループのエクスポージャーと定義される。EADには、オンバランスシートのエクスポージャー（貸付、売掛金、未収収益および市場取引等）ならびに内部または規制上の信用換算率（CCF）を使用して算出されるオフバランスシートのエクスポージャーの割合が含まれる。
- デフォルト確率（PD）：当行のカウンターパーティが1年以内に債務不履行に陥る可能性
- デフォルト時損失率（LGD）：カウンターパーティが債務不履行に陥った場合にエクスポージャーに対して被る損失とデフォルト時エクスポージャーとの間の比率

これらのパラメータの推計は、専門家や経営判断によって補完されることもある定量的な評価システムに基づいて行われる。

さらに、格付け（対象範囲、見直しの頻度、格付承認手続等）ならびに監督、バックテストの実施およびモデルの検証に関する規定について一連の手続が定められている。とりわけ、この一連の手続は、これらのポートフォリオのモデルに不可欠な補完物である批判的に吟味する人的な判断を支えている。

ソシエテ・ジェネラル・グループは、以下の事項も勘案する。

- 保証者のリスク加重が債務者のそれよりも有利な場合、保証者のPD、LGDおよびリスク加重の算定（エクスポージャーが保証者に対する直接のエクスポージャーとしてみなされる。）を債務者のものと代用することによる保証およびクレジット デリバティブの影響
- 保証としての担保（物的または金銭）。かかる影響は、関連するプールのLGDモデルまたは項目毎のどちらかに含まれる。▲

極めて限られた範囲ではあるものの、ソシエテ・ジェネラルは、基礎的IRB手法（当行は債務不履行の可能性のみを予測し、LGDおよびCCFパラメータは監督当局が直接定める。）を、子会社であるフランファイナンス エンタープライズ、ソジェリースおよびスター リースに付与されるものを含む特定貸付エクスポージャーのポートフォリオに対しても適用している。

さらに、当グループは、資産担保コマーシャル ペーパー（ABCP）の証券化のための資本要件規制を算出するための手法として、内部評価手法（IAA）の使用認可を規制当局から受けている。

IRBA手法による資本要件の算定目的以外にも、当グループの信用リスク測定モデルは、当グループの業務活動の管理に寄与している。かかるモデルは、取引の組成、価格形成および承認をするためのツールを構成しながら、事業部門およびリスク機能に対して与えられる認可決定の上限を設定する。

表12：バーゼル手法を用いたEADの内訳

	2019年12月31日	2018年12月31日
IRB手法	81%	79%
標準的手法	19%	21%
合計	100%	100%

表13：当グループにおけるIRB手法および標準的手法の適用範囲

	IRB手法	標準的手法
フランス国内リテール バンキング部門	ポートフォリオの大半	子会社のソジェリースを含む一部のリテール顧客のポートフォリオ
国際リテール バンキング&金融サービス部門	子会社のKB（チェコ共和国）、CGI、フィディタリア、GEFA、SGファイナンス、SGリーシング SPA、フレール リーシング SPA、SGEFイタリア	その他の子会社
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	コーポレート&インベストメントバンキング部門のポートフォリオの大半 プライベート バンキング、セキュリティーズ サービス&ブローカレッジ部門に関しては、主に以下の子会社のリテール ポートフォリオ：SGハンプロス、SGBTルクセンブルク、SGBTモナコ、SGプライベートバンキング スイス	プライベート バンキング、セキュリティーズ サービス&ブローカレッジ部門に関しては、銀行および企業に付与されるエクスポージャー
コーポレートセンター	ポートフォリオの大半	—

法人顧客の信用リスク測定

当グループは、法人、銀行およびソブリンのポートフォリオについては、以下のシステムを実施している。

格付システムおよびこれに関連するデフォルト確率

格付システムは、内部の尺度に従って（各等級は過去20年超にわたってスタンダード&プアーズが観測してきた過去の級数を用いて判断される債務不履行の可能性を示す。）、各カウンターパーティに対して格付けを行う。

次の表は、ソシエテ・ジェネラルの内部格付けの尺度およびこれに対応する主要な外部信用評価機関の尺度（参考値）ならびにこれに対応するデフォルト発生確率を示す。

カウンターパーティに対する格付けは、概して1つのモデルに基づいて提案され、信用アナリストにより調整される可能性があり、その後検証のためにリスク管理部に提出される。

カウンターパーティの格付モデルは、とりわけ、カウンターパーティの性質（法人、金融機関および公共団体等）、法人の置かれている地理的地域および規模（通常は年間収益により査定される。）に基づいて構築される。

法人の格付モデルは、顧客の債務不履行の場合の統計モデル（回帰手法）により実証されている。かかるモデルは、法人の持続可能性および支払能力を評価する財務データに基づく定量的なパラメータならびに経済的側面および戦略的側面を評価する定性的パラメータを組み合わせる。

表14：ソシエテ・ジェネラルの内部格付けの尺度およびこれに対応する格付機関の尺度

カウンターパーティの内部格付け	これに相当する フィッチ・レーティン グスの格付け (参考値)	これに相当する ムーディーズの格付け (参考値)	これに相当する S&Pの格付け (参考値)	デフォルト確率 (1年間)
1	AAA	AAA	AAA	0.01%
2	AA+～AA-	AA 1～AA 3	AA+～AA-	[0.01%～0.03%]
3	A+～A-	A 1～A 3	A+～A-	[0.03%～0.06%]
4	BBB+～BBB-	BAA 1～BAA 3	BBB+～BBB-	[0.13%～0.50%]
5	BB+～BB-	BA 1～BA 3	BB+～BB-	[1.10%～3.26%]
6	B+～B-	B 1～B 3	B+～B-	[4.61%～11.42%]
7	CCC+～CCC-	CAA 1～CAA 3	CCC+～CCC-	[14.33%～27.25%]
8、9および10	CC以下	CA以下	CC以下	100.00%

LGDモデル

デフォルト時損失率（LGD）は、取引に関するあらゆるパラメータおよびカウンターパーティが債務不履行に陥った場合の債権の回収に際して発生する費用も考慮に入れて算出される経済的損失である。

リテール顧客を除いたデフォルト時損失率（LGD）を推計するのに使用されるモデルは、担保が差し入れられたか否か、またかかる担保が適格なものであるか否かに応じて、規制上のサブポートフォリオ、資産の種類、取引またはカウンターパーティの規模および地域毎に適用される。これにより特に回収、手続および法的環境における同種のリスク プールの特定が可能になる。

債務不履行に陥っている債権の数が十分足りている場合、かかる推計は、統計を基にする。このような状況下では、かかる推計は、長期間にわたって観測された回収データに基づいて決定される。債務不履行の数が不十分な場合には、推計は専門家により修正または決定される。

信用換算率（CCF）モデル

オフバランスシートのエクスポージャーについて、当グループは、「引出期間が定まっている期限付貸出金」商品および回転信用枠に対して内部手法を使用する権限が与えられている。

表15：モデルおよび手法の主要な特徴－法人顧客

モデル化された パラメータ	バーゼル資産の ポートフォリオ およびカテゴリー	手法、モデルの数	手法 債務不履行／損失の年数
デフォルト確率 (PD)	法人顧客		計量経済学的手法
	ソブリン	1 手法	低い債務不履行率のポートフォリオ
	公共部門の事業体	地理的地域に従う 4 モデル	格付プロセス（財務比率および定性的なアンケートの組み合わせに基づく。）に統計（回帰）／専門家の手法を用いる
	金融機関	カウンターパーティの種類（銀行、保険、ファンド、金融仲介機関、ファンド オブ ファンズ）に従う11モデル	低い債務不履行率のポートフォリオ
	専門金融	取引の種類に従う 3 モデル	定性的なアンケートに基づく専門家モデル
	大企業	地理的地域に従う 9 モデル	低い債務不履行率のポートフォリオ
	中小企業	企業の規模および地理的地域に従う 18モデル	格付プロセス（財務比率、定性的なアンケートおよび行動スコアの組み合わせに基づく。）に主に統計モデル（回帰手法）を用いる
	公共事業体－ソブリン	カウンターパーティの種類に従う 6 モデル	債務不履行は、8 年から10年の期間観測 過去のデータおよび専門家判断に従って調整
	大企業一定額手法	20モデル超（担保の種類に従う定額手法）	損失は10年超にわたって観測 専門家判断によって修正された過去のデータに従って調整
	大企業一割引手法	16モデル（回収可能な担保の種類に従う割引手法）	損失は10年超にわたって観測 専門家判断によって修正された過去の市場データに従った統計の調整
デフォルト時 損失率 (LGD)	中小企業	15モデル（担保または無担保の種類に従う定額手法）	損失は10年超にわたって観測 専門家判断によって修正された過去のデータに従った統計の調整
	プロジェクトファイナンス	8 モデル（プロジェクトの種類に従う定額手法）	損失は10年超にわたって観測 専門家判断によって修正された過去のデータに従った統計の調整
	金融機関	5 モデル（カウンターパーティの種類（銀行、保険、ファンド等）および担保の種類に従う定額手法）	損失は10年超にわたって観測 専門家判断によって修正された過去のデータに従った統計の調整
	その他の特定ポートフォリオ	6 モデル（売掛債権買取、買取するオプション付きのリースおよび他の特定の事例）	損失は10年超にわたって観測 専門家判断によって修正された過去のデータに従った統計の調整

信用換算率 (CCF)	大企業	5モデル（引出期間が定まっている期限付貸出金、回転信用、チェコの企業）	セグメント毎に調整されたモデル 債務不履行は10年超にわたって観測
期待損失（EL）	不動産取引	スロットにより2モデル	専門家判断および定性的なアンケートによる統計モデル 低い債務不履行率のポートフォリオ

内部モデルのパフォーマンスの監視

法人顧客の信用システム全体のパフォーマンス レベルは、ポートフォリオ毎にPD、LGDおよびCCFの推計値と実際の結果を比較する定期的なバックテストにより測定される。かかる測定により、IRB手法において使用されたリスク パラメータの健全性を測定することが可能となっている。

バックテストの結果および是正計画は、審議および承認のため専門家の委員会に提出される（下記「リスクモデルのガバナンス」を参照のこと。）。かかるシステムに慎重さが足りないとみなされた場合、バックテストの結果により、是正計画の履行を正当化することができる。

上記の結果は、本年より、プライベート バンキング部門を含めた当グループのポートフォリオ全体を対象としている。バックテストでは、デフォルト確率の推定値（債務者別の加重算術平均）と観測結果（過去の年間デフォルト率）を比較する。過去のデフォルト率は、2007年から2018年までの期間の正常債権に基づいて算出された。

健全性の程度は、一般的にかなり満足の数と考えられ、前年と比較して概ね安定していた。過去のデフォルト率は、2019年も引き続き前年をさらに下回った。デフォルト確率の推定値は、すべてのバーゼルポートフォリオおよびほとんどの格付けにおける過去のデフォルト率よりも高くなっており、保守的であると考えられる。大企業および中小企業のバーゼル ポートフォリオに見られる健全性の程度は（相対的に）高かった。また、新たな規制上の要件を遵守し、既存モデルにおいて特定された弱点に対処するため、いくつかの相当な規模のポートフォリオについて、新たな内部モデルが開発されていることにも留意すべきである。

表16：リスク パラメータの比較：PDの推定および実際の価値—法人顧客

2019年12月31日							
バーゼル ポートフォリオ	加重平均 PD	算術平均 PD	債務者数				過去の 年間平均 債務 不履行率
			前年度末	今年度末	今年度において 債務不履行で あった債務者数	うち今年度にお いて新たに債務 不履行となった 債務者数	
ソブリン	0.1%	0.6%	645	729	1	-	0.2%
機関	0.2%	0.7%	4,230	5,582	6	-	0.3%
専門金融	1.3%	2.3%	2,234	2,289	14	2	2.2%
大企業	1.0%	3.1%	36,637	37,285	407	35	1.6%
中小企業	3.1%	5.5%	99,378	97,833	2,609	404	3.2%

表17：リスク パラメータの比較：LGDの推定および実際の価値—法人顧客

2019年12月31日		
バーゼル ポートフォリオ	A-IRB LGD ⁽¹⁾	健全性マージンを除いた予想損失
大企業	34%	33%
中小企業	39%	27%

(1) 無担保の上位LGD

「観測されたEAD/A-IRB EAD」比率の計算方法は改訂されている。

2018年12月31日 ⁽²⁾		
バーゼル ポートフォリオ	A-IRB LGD ⁽¹⁾	健全性マージンを除いた予想損失
大企業	34%	32%
中小企業	40%	29%

(1) 無担保の上位LGD

(2) 企業のLGDに関する新たな区分であり、2018年のデータに基づく試算値

リテール顧客の信用リスク測定

当グループは、個人顧客、SCI（不動産投資会社 — *Sociétés civiles immobilières*）および専門家顧客で構成されるリテール ポートフォリオについて、以下のシステムを実施している。

格付システムおよびこれに関連するデフォルト確率

リテール顧客のカウンターパーティのデフォルト確率のモデルは、IRBA手法により資産を記録する当グループの各事業部門により具体的に実施されている。かかるモデルは、カウンターのパーティの支払実績のデータを組み込む。顧客の種類により分けられ、リテール顧客、専門家顧客、零細事業および不動産投資会社 (*Sociétés civiles immobilières*) で分類される。

各セグメントのカウンターパーティは、それぞれ債務不履行の可能性を負っており、統計的モデルを用いて、同種のリスク プールに自動的に分類される。

かかる推計は、スルー ザ サイクル (TTC) 手法を用いて可能な限り完璧な債務不履行のサイクルを推計するように安全マージンにより調整される。

LGDモデル

リテール顧客のデフォルト時損失率 (LGD) を推計するためのモデルは、事業部門のポートフォリオ毎に、また担保の有無次第で商品毎に適用される。

業務上の回収プロセスと一貫して、一般的に推計手法は、まず融資の解除時に債務不履行に陥っている融資の割合の推計を行い、その後かかる融資の解除が行われた場合に発生する損失の推計を行う 2 段階のモデルプロセスに基づいている。

期待損失は、債務不履行に陥ったエクスポージャーの内部での長期にわたる過去の回収データを用いて推計される。かかる推計は、下降により起こりうる影響を反映するため安全マージンにより調整される。

CCFモデル

オフバランスシートのエクスポージャーについて、ソシエテ・ジェネラルは、回転融資ならびにリテールおよび専門家顧客が保有する当座預金における当座貸越の推計を適用する。

表18：用いられているモデルおよび手法の主要な特徴ーリテール顧客

モデル化されたパラメータ	バーゼル資産のポートフォリオおよびカテゴリー	モデルの数	手法債務不履行／損失の年数
デフォルト確率 (PD)	リテール顧客		
	住宅不動産	事業体、保証の種類（証券、住宅ローン）、カウンターパーティの種類（個人または専門家、VSB、不動産投資会社（SCI））に従う8モデル	統計モデル（回帰手法）、行動スコア 5年超にわたって観測された債務不履行
	リテール顧客へのその他貸付金	事業体ならびに融資の性質および目的に従う15モデル：個人融資、消費者融資、自動車ローン等	統計モデル（回帰手法）、行動スコア 5年超にわたって観測された債務不履行
	更新エクスポージャー	事業体および融資の性質（当座預金口座における当座貸越、回転信用、または消費者融資）に従う5モデル	統計モデル（回帰手法）、行動スコア 5年超にわたって観測された債務不履行
デフォルト時損失率 (LGD)	専門家および零細事業 (VSB)	事業体および融資の性質（中期および長期の信用投資、短期信用投資、自動車ローン）、およびカウンターパーティの種類（個人または不動産投資会社（SCI））に従う10モデル	統計モデル（回帰または分割手法）、行動スコア 5年超にわたって観測された債務不履行
	住宅不動産	事業体、保証の種類（証券、住宅ローン）およびカウンターパーティの種類（個人または専門家、VSB、不動産投資会社（SCI））に従う8モデル	現在のフローに基づく期待回収可能フローの統計モデル 必要に応じて専門家意見によって修正されたモデル 損失および回収可能フローは10年超にわたって観測
	個人顧客へのその他貸付金	事業体ならびに融資の性質および目的に従う17モデル：個人融資、消費者融資、自動車ローン等	現在のフローに基づく期待回収可能フローの統計モデル 必要に応じて専門家意見によって修正されたモデル 損失および回収可能フローは10年超にわたって観測
	更新エクスポージャー	事業体および融資の性質（当座預金口座における当座貸越、回転信用、または消費者融資）に従う7モデル	現在のフローに基づく期待回収可能フローの統計モデル 必要に応じて専門家意見によって修正されたモデル 損失および回収可能フローは10年超にわたって観測
	専門家および零細事業	事業体および融資の性質（中期および長期の信用投資、短期信用投資、自動車ローン）、ならびにカウンターパーティの種類（個人または不動産投資会社（SCI））に従う12モデル	現在のフローに基づく期待回収可能フローの統計モデル 必要に応じて専門家意見によって修正されたモデル 損失および回収可能フローは10年超にわたって観測
	更新エクスポージャー	回転信用商品および個人当座貸越のための12の調整	5年超にわたって観測された債務不履行をセグメント毎に調整したモデル
	更新エクスポージャー		
	更新エクスポージャー		
信用換算率 (CCF)	更新エクスポージャー	回転信用商品および個人当座貸越のための12の調整	5年超にわたって観測された債務不履行をセグメント毎に調整したモデル

内部モデルのパフォーマンスの監視

リテール顧客の信用システム全体のパフォーマンス レベルは、PD、LGD、CCFモデルのパフォーマンスを観測し、推計数値と実際の数値を比較する定期的なバックテストにより測定される。

毎年、同種の各リスク プールに関して観測される長期の平均デフォルト率は、PDと比較される。必要に応じて、十分な安全マージンを保つためにPDの調整が行われる。モデルの識別レベルおよびポートフォリオにおける構成の変化もまた、測定される。

LGDに関し、バックテストは、観測される支払いの平均レベルを計算することによって得られるLGDの直近の推計を比較する。

この場合の違いは、潜在的な景気後退、推計の不確定さ、および回収プロセスのパフォーマンスの変化を考慮に入れ、十分な安全マージンを反映するものとする。この安全マージンの妥当性は、専門家の委員会において査定される。

上記の結果は、本年より、プライベート バンキング部門を含めた当グループのポートフォリオ全体を対象としている。バックテストでは、デフォルト確率の推定値（債務者別の加重算術平均）と観測結果（過去の年間デフォルト率）を比較する。過去のデフォルト率は、2010年から2018年までの期間の正常債権に基づいて算出された。信用顧客は、EBAが2016年12月14日に公表した改訂ガイドライン（EBA/GL/2016/11）に沿って算入されている。

健全性の程度は、一般的にかなり満足のいくものと考えられ、前年と比較して概ね安定していた。過去のデフォルト率は、2019年も引き続き前年をさらに下回った。デフォルト確率の推定値は、すべてのパーゼルポートフォリオおよびほとんどの格付けにおける過去のデフォルト率よりも高くなっており、保守的であると考えられる。また、新たな規制上の要件を遵守し、既存モデルにおいて特定された弱点に対処するため、いくつかの相当な規模のポートフォリオについて、新たな内部モデルが開発されていることにも留意すべきである。

表19：推定リスク パラメータの比較：PDの推定および実際の価値—リテール顧客⁽¹⁾

2019年12月31日						
バーゼル ポートフォリオ	加重平均 PD	算術平均 PD	債務者数		今年度において 債務不履行であった 債務者数	過去の年間 債務不履行率
			前年度末	今年度末		
個人顧客への その他貸付金	2.4%	3.6%	2,244,707	2,251,637	47,721	3.4%
不動産融資	1.2%	1.1%	850,310	879,422	7,461	1.1%
回転信用	5.0%	2.3%	7,552,793	7,886,771	154,816	2.1%
VSBおよび専門家	3.9%	4.0%	828,042	823,464	37,021	3.8%

(1) 2019年9月30日現在入手可能な最新の数値に基づくデータ

表20：リスク パラメータの比較：LGDおよびEADの推定および実際の価値—リテール顧客

2019年12月31日				
バーゼル ポートフォリオ	A-IRB LGD	健全性マージンを除いた予想損失	観測されたEAD/A-IRB EAD	
不動産融資（保証付き エクスポージャーを除く。）	18%	12%	—	
回転信用	46%	39%	73%	
個人顧客へのその他貸付金	26%	21%	—	
VSBおよび専門家	28%	22%	76%	
当グループ リテール顧客合計	25%	19%	74%	

「個人顧客へのその他貸付金」ポートフォリオと「VSBおよび専門家」ポートフォリオにおける変動は、対象範囲の変更によるものである。

2018年12月31日				
バーゼル ポートフォリオ	A-IRB LGD	健全性マージンを除いた予想損失	観測されたEAD/A-IRB EAD	
不動産融資（保証付き エクスポージャーを除く。）	18%	12%	—	
回転信用	45%	39%	73%	
個人顧客へのその他貸付金	28%	22%	—	
VSBおよび専門家	26%	21%	77%	
当グループ リテール顧客合計	25%	19%	74%	

リスク モデルのガバナンス

信用自己資本の推計モデルは、グローバルなモデル リスク管理の枠組に従わなければならない（下記「(11) モデル リスク」を参照のこと。）。

第1防衛ラインは、モデルのライフサイクルを通して、モデル リスク管理に関するガバナンス規則に従って、モデルを設計、実施、使用、監視する責任を負う。これには、開発、実施段階における信用リスク内部モデルのトレーサビリティや、毎年のバックテストが含まれる。

チーフ リスク オフィサーに直属するモデル リスク部は、すべての信用リスク モデルに関する第2防衛ラインの役割を果たす。独立したモデル レビュー チームは、その任務の遂行のために、モデルの理論的な頑健性（設計と開発の質の評価）の制御の指針、実施と用途の適合性、モデルの妥当性に関する継続的なフォローアップに依拠する。独立したレビュー プロセスは、（i）レビューの範囲、実施されたテスト、レビューの結果、結論または提言を概説した報告書、および（ii）レビューおよび承認委員会（信用リスク モデルの場合は、それぞれ「モデル委員会」および「専門家委員会」）で締めくくられ、モデル リスク制御の枠組は上級経営陣に随時報告される。モデル リスク部門は、特に、新たなモデル、バックテストの結果、および信用自己資本の推計モデルの変更について検討する。自己資本の算出に使用する内部モデルのフォローアップに関する2014年5月20日付委任規則（EU）第529／2014号に従い、当グループの信用リスク測定システムのモデルが変更された場合は、同規則が以下の通り定める当該変更の重要性に応じて、所轄官庁に対して2種類の通知を行わなければならない。

■ 導入の前に承認を求めなければならない重要な変更

■ 監督当局に通知しなければならないその他の変更

- 導入前：規則により定義される基準に基づき、重要でない変更は、監督当局に通知される（事前通知）。否定的な反応がなければ、2ヶ月以内にかかる変更を導入することができる。
- 導入後：これらの変更は、少なくとも年に1回は詳細な報告書にて所轄官庁に報告される（事後通知）。

内部監査部門は、第3防衛ラインとして、モデル リスク管理の枠組の全般的な有効性（モデル リスク ガバナンスの妥当性および第2防衛ラインの活動の効率性）を定期的に評価し、独立したモデル監査を実施する責任を負う。

気候リスク－移行リスクに対する感応度の測定

移行リスクがソシエテ・ジェネラルの法人顧客の信用リスクに与える影響は、当グループの主な気候変動関連リスクとして特定されている。

この影響を測定するために、当グループは、最もエクスポージャーの高いカウンターパーティの信用分析を強化することを目的とした脆弱性指標を、段階的に導入している。

この気候脆弱性指標は、

- 特定の移行シナリオ（2019年については国際エネルギー機関（IEA）の持続可能な開発シナリオが選ばれた。）において、20年間の時間軸でカウンターパーティの内部格付けに与える限界影響に相当する。当該シナリオでは、カウンターパーティが何ら適応策をとらないとの仮定を用いる。脆弱性は、内部格付け（1年間のデフォルト確率に関連する。）と並行して評価される。
- 移行リスクへの感応度が高いと識別されたセクターに適用される。2019年において、かかるセクターには、石油およびガス、発電、運輸（自動車、航空、海運）、金属および鉱業、ならびに商業用不動産が含まれる。
- マイナスの影響が大きいものからプラスの影響が大きいものまで、7段階の尺度で表される。

第1防衛ラインによって提示された評価は、第2防衛ラインであるリスク部門によって検証され、リスク部門によって定義された方法に依拠している。当該評価により、当グループは、最もエクスポージャーの高い顧客との話し合いが可能となる。実際に、長期的なエクスポージャーがあり、かつ脆弱性指標が中程度または高度のマイナスである顧客については、当該カウンターパーティの移行リスク適応戦略に関する見解を明確にするために、議論を始めなければならない。

定量的情報

監査済 | 本項において信用エクスポージャーに使用される測定法は、デフォルト時エクスポージャー（EAD）（オンバランスシートおよびオフバランスシート）である。▲

EADは、標準的手法に基づき、担保および引当金の控除後で計算される。EADは、（別段の記載がない限り）置換効果の影響を考慮に入れた後に、保証人の特徴に応じて分類される。

去年から導入されたデータの表示は、2016年12月に欧州銀行監督機構（EBA）が公開した健全性に関する開示要件のガイドライン（文書番号EBA/GL/2016/11）に沿ったものである。

かかる表示は、第3の柱に対するEBAの要件に関連して、COREPの規制上の財務諸表のポートフォリオにおいて記載されるエクスポージャーの項目を強調している。

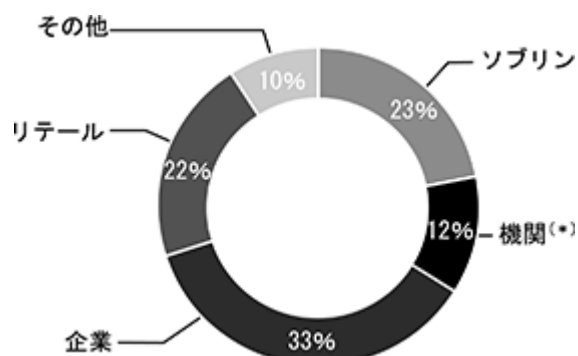
詳細については、ウェブサイト（www.societegenerale.com）上の英語版ページにおける「Universal Registration Document and Pillar 3（フランス登録書類および第3の柱）」において開示されているリスク報告書（Pillar 3 Report（第3の柱に関する報告書））の「6.7 Additional quantitative information on global credit risk (credit and counterparty risk)（世界的な信用リスクに係る追加の定量的情報（信用リスクおよびカウンターパーティ リスク））」、「6.8 Credit risk detail（信用リスクの詳細）」および「6.9 Counterparty risk detail（カウンターパーティ リスクの詳細）」の項に記載されている。

監査済 | 信用リスク エクスポージャー

2019年12月31日現在、当グループのデフォルト時エクスポージャー（EAD）は、918十億ユーロであった。

信用リスク エクスポージャーの種類別構成比（2019年12月31日現在）（EAD）

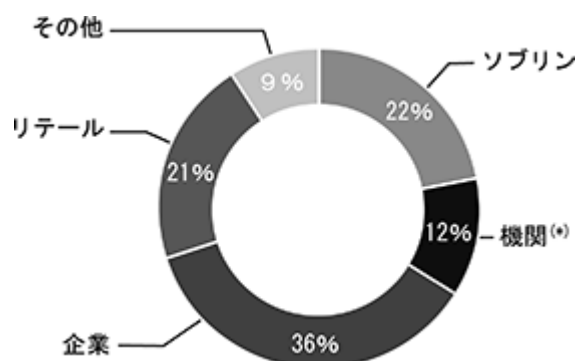
オンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー（EADの額は918十億ユーロ）



(*) 機関：バーゼルの分類による銀行および公共事業のポートフォリオ

信用リスク エクスポージャーの種類別構成比（2018年12月31日現在）（EAD）

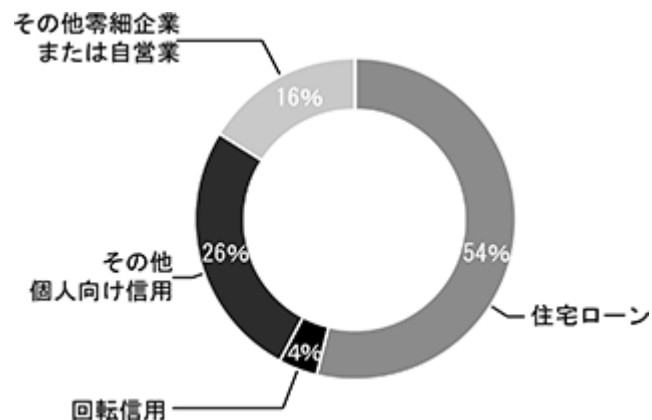
オンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー（EADの額は920十億ユーロ）



(*) 機関：バーゼルの分類による銀行および公共事業のポートフォリオ

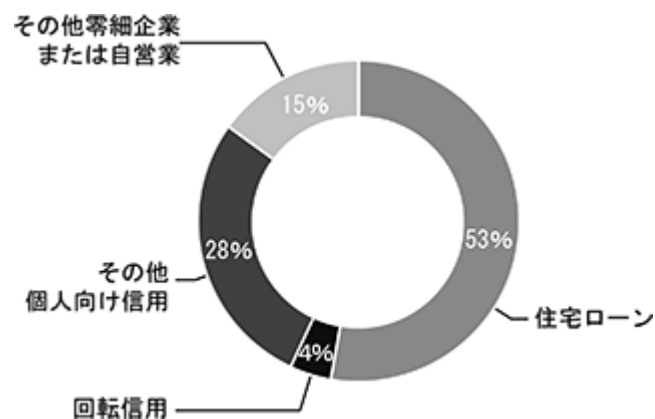
リテール向け信用リスク エクスポージャーの種類別構成比（2019年12月31日現在）（EAD）

オンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー（EADの額は203十億ユーロ）

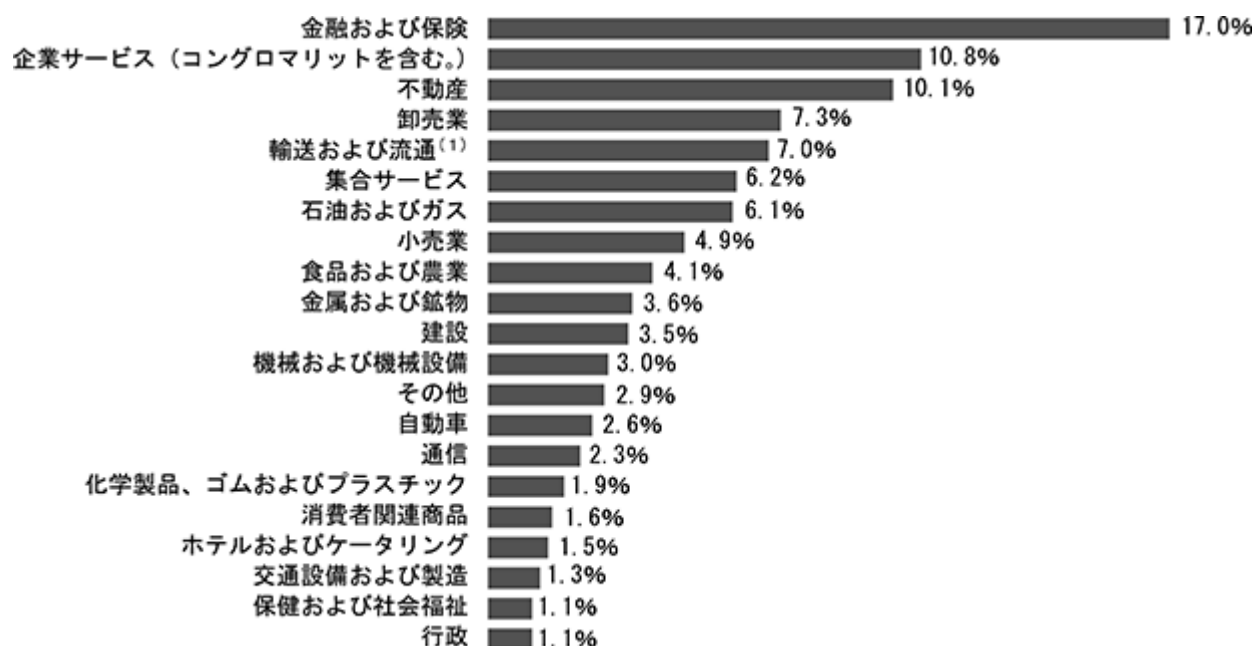


リテール向け信用リスク エクスポージャーの種類別構成比（2018年12月31日現在）（EAD）

オンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー（EADの額は189十億ユーロ）



当グループの法人向けエクスポージャーの業種別構成比（バーゼル ポートフォリオ）



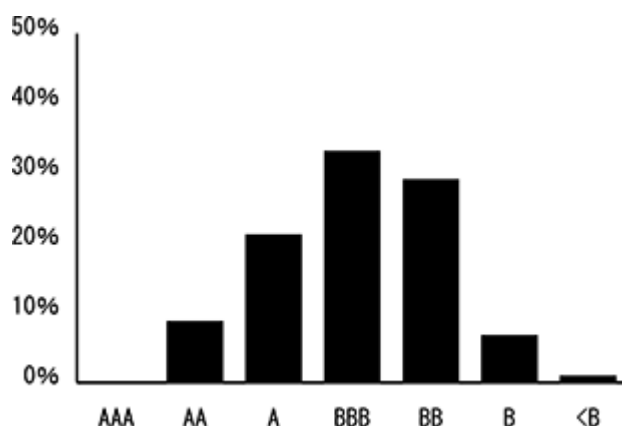
（1）うち1.0%は当グループの海運業者に対する総エクスポージャー

法人向けポートフォリオのEADは、債務者の特徴に基づき、置換効果の影響（信用リスクの対象範囲：債務者リスク、発行体リスクおよび再構築リスク）を考慮に入れる前に、バーゼルの規則に従って表示されている（保険会社、ファンドおよびヘッジ ファンドを含む大企業、中小企業、専門金融ならびにファクタリング事業）。

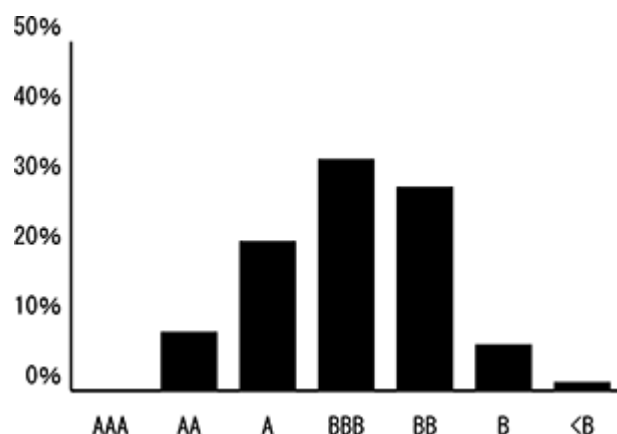
2019年12月31日現在、法人向けポートフォリオは326十億ユーロであった（EADで計測されるオンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー）。3つのセクターは、それぞれポートフォリオの10%超を占めた（金融および保険、企業サービス、不動産）。上位10社のカウンターパーティに対する当グループのエクスポージャーは、このポートフォリオの5%に相当する。▲

法人向けおよび銀行カウンターパーティに対するエクスポージャー

監査済 | 法人顧客に対する内部格付別リスク構成比（2019年12月31日現在）
（EADの額に対する比率）



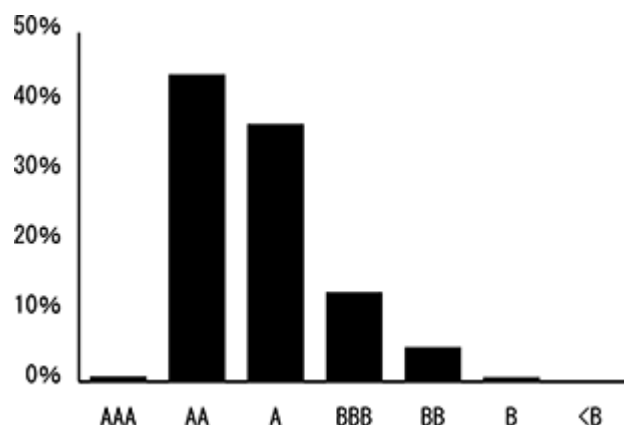
法人顧客に対する内部格付別リスク構成比（2018年12月31日現在）
 （EADの額に対する比率）



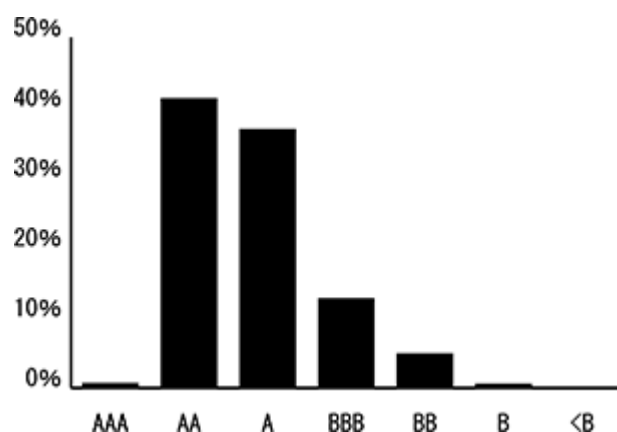
監査済 | 法人顧客の対象範囲は、IRB手法（専門金融の加重による健全性の分類基準は除く。）に基づいて測定された、あらゆる部門のすべての法人顧客ポートフォリオの正常債権で構成されており、そのEADは259十億ユーロとなっている（標準的手法を含めた法人向けバーゼル ポートフォリオの合計EADは296十億ユーロ）。ソシエテ・ジェネラル・グループの法人カウンターパーティに対するエクスポージャーの格付別構成比は、ポートフォリオの質が健全であることを示している。これは内部カウンターパーティ格付システムに基づいており、上記のスタンダード&プアーズの格付相当で表示されている。

2019年12月31日現在、ポートフォリオの大半は投資適格、すなわち、スタンダード&プアーズの格付相当でBBB-以上の内部格付けを有するカウンターパーティであった（法人顧客の63%）。投資不適格とされたカウンターパーティとの取引は、非常に多くの場合、伴うリスクを低減させるため、保証および担保により裏付けられていた。▲

監査済 | 銀行顧客に対する内部格付別リスク構成比（2019年12月31日現在）
 （EADの額に対する比率）



銀行顧客に対する内部格付別リスク構成比（2018年12月31日現在）
 （EADの額に対する比率）



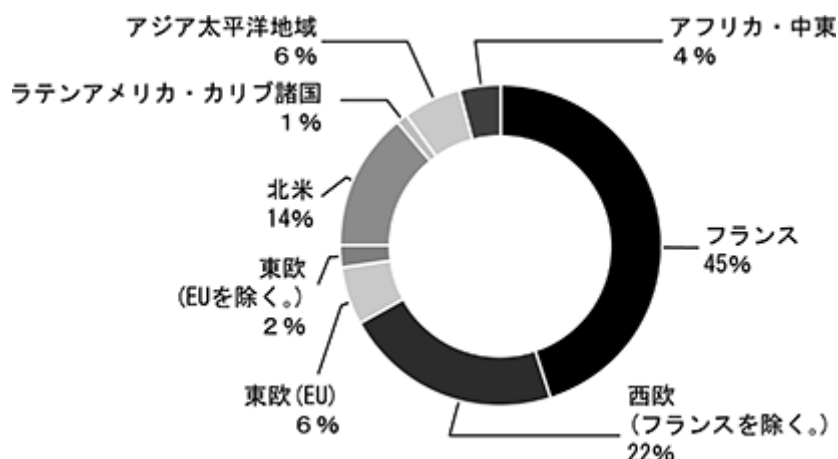
監査済 | 銀行顧客の対象範囲は、IRB手法に基づいて計上された、あらゆる部門のすべての銀行顧客ポートフォリオの正常債権で構成されており、そのEADは62十億ユーロとなっている（標準的手法を含めた銀行向けバーゼル ポートフォリオの合計EADは107十億ユーロ）。ソシエテ・ジェネラル・グループの銀行カウンターパーティに対するエクスポージャーの格付別構成比は、ポートフォリオの質が健全であることを示している。これは内部カウンターパーティ格付システムに基づいており、上記のスタンダード&プアーズの格付相当で表示されている。

2019年12月31日現在、銀行顧客に対するエクスポージャーは投資適格のカウンターパーティ（エクスポージャーの94%）および先進国（89%）に集中している。▲

監査済 | 当グループの信用リスク エクスポージャーの地域別構成比

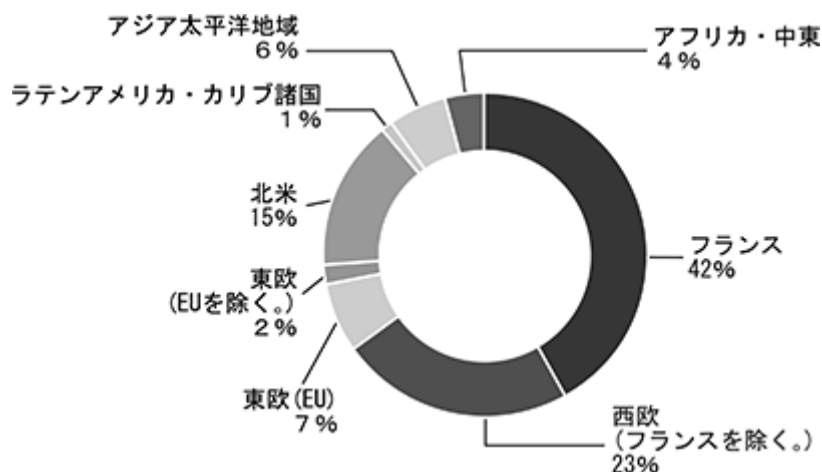
当グループの信用リスク エクスポージャーの地域別構成比 (2019年12月31日現在)

(すべての種類の顧客を含む。) : 918十億ユーロ



当グループの信用リスク エクスポージャーの地域別構成比 (2018年12月31日現在)

(すべての種類の顧客を含む。) : 920十億ユーロ

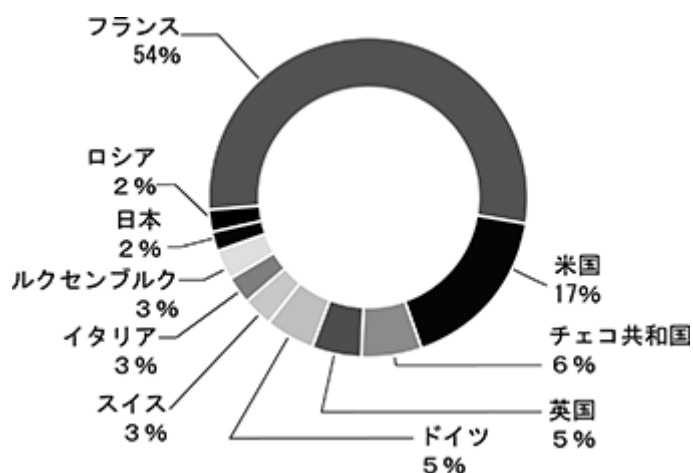


2019年12月31日現在、当グループのオンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャーのうち、89%が主要先進国に集中していた⁽¹⁾。貸出残高全体の半分相当がフランス国内の顧客向け (28%が非リテール ポートフォリオ、17%がリテール ポートフォリオに対するエクスポージャー) であった。▲

(1) IMFの2019年10月付世界経済見通し書類に基づく。

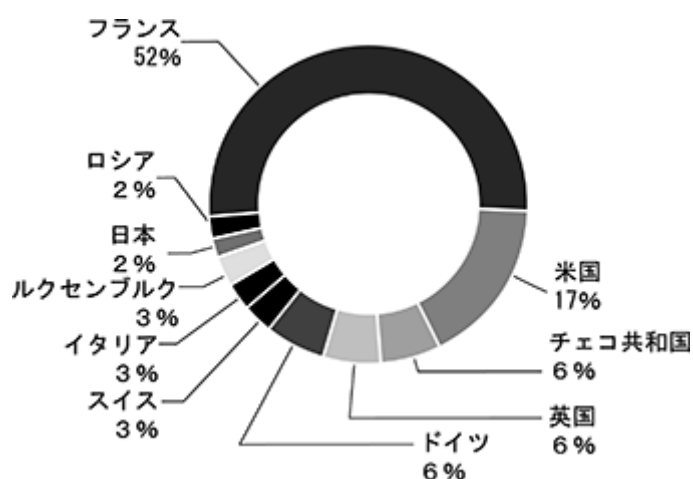
当グループの信用リスク エクスポージャーの地域別構成比（上位10ヶ国）

（2019年12月31日現在）：761十億ユーロ



当グループの信用リスク エクスポージャーの地域別構成比（上位10ヶ国）

（2018年12月31日現在）：748十億ユーロ



2019年12月31日現在、当グループの全体のエクスポージャーの83%（すなわち761十億ユーロのEAD）を上位10ヶ国が占めた（2018年12月31日現在は81%および748十億ユーロのEAD）。

表21：当グループの信用リスク エクスポートの上位5ヶ国におけるエクスポージャーの種類別構成比
(単位：%)

	フランス		米国		英国		ドイツ		チェコ共和国	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
ソブリン	19%	18%	33%	33%	14%	10%	17%	15%	29%	30%
機関	9%	8%	16%	18%	27%	29%	18%	21%	4%	3%
企業	27%	31%	38%	38%	37%	45%	27%	31%	30%	32%
リテール	37%	36%	0%	0%	10%	6%	22%	21%	35%	33%
その他	8%	7%	13%	11%	12%	10%	16%	12%	2%	2%

カウンターパーティ リスク

表22：カウンターパーティ リスク、EADおよびRWAの手法およびエクスポージャーの種類別構成比
(単位：百万ユーロ)

カウンターパーティ リスクは以下の通り分類される。

2019年12月31日									
	IRB手法			標準的手法			合計		
エクスポージャーの種類	エクスポージャー	EAD	RWA	エクスポージャー	EAD	RWA	エクスポージャー	EAD	RWA
ソブリン	22,843	22,954	302	3	3	-	22,845	22,956	302
機関	20,006	20,005	2,901	29,209	29,209	1,035	49,215	49,215	3,936
企業	44,030	43,919	10,639	1,042	1,042	826	45,072	44,961	11,465
リテール	189	189	9	1	1	1	190	190	11
その他	9	9	-	189	189	189	199	199	189
合計	87,077	87,077	13,852	30,444	30,444	2,052	117,521	117,521	15,904

2018年12月31日									
	IRB手法			標準的手法			合計		
エクスポージャーの種類	エクスポージャー	EAD	RWA	エクスポージャー	EAD	RWA	エクスポージャー	EAD	RWA
ソブリン	17,455	17,532	662	1	1	1	17,456	17,533	662
機関	19,974	19,974	3,826	31,139	31,139	1,113	51,113	51,113	4,940
企業	47,873	47,796	12,526	2,283	2,283	2,189	50,156	50,079	14,715
リテール	388	388	61	287	1	1	675	389	62
その他	7	7	0	436	436	448	443	443	448
合計	85,696	85,696	17,074	34,146	33,861	3,752	119,843	119,557	20,827

表23：カウンターパーティ信用リスク（CCR）エクスポージャーの手法別分析

監督当局の承認を前提として、内部モデル方式（IMM）では、実効的な正のエクスポージャー（EEPE）の計算において、規則（EU）第575／2013号第284-4条で定義されている「アルファ」と呼ばれる規制上の係数を乗じて、内部モデルを使用することができる。ソシエテ・ジェネラル・グループの場合、当該係数は1.5である。この内部モデルの目的は、エクスポージャー特性を判定することである。

2019年12月31日							
(単位：百万ユーロ)	再構築コスト／		潜在的な将来 の信用エク スポージャー	EEPE	乗数	CRM後	
	想定金額	現在市場価値				EAD	RWA
時価評価法		5,831	19,340			23,618	3,479
オリジナルエクスポージャー方式							
標準的手法							
IMM（デリバティブおよびSFT関連）				42,765	1.5	64,148	11,623
うち証券金融取引				19,356	1.5	29,033	1,440
うちデリバティブおよび 長期決済取引				23,410	1.5	35,114	10,184
うちクロスプロダクト ネットティング 契約によるもの							
金融担保簡易手法（SFT関連）							
金融担保包括的手法（SFT関連）						4,292	416
VaR（SFT関連）							
合計							15,519

表24：中央清算機関（CCP）に対するエクスポージャーおよびRWA

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日		2018年12月31日	
	EAD	RWA	EAD	RWA
QCCPに対するエクスポージャー	32,252	1,454	40,233	1,702
QCCPでの取引に対するエクスポージャー (当初証拠金およびデフォルト基金拠出金を除く。)	16,225	326	20,325	413
うち店頭デリバティブ	1,108	23	2,493	50
うち上場デリバティブ	13,551	271	16,362	334
うち証券金融取引	1,323	26	964	19
うちクロス プロダクト ネットティングが承認されて いる場合のネットティング設定	243	6	505	10
分別管理された当初証拠金	9,731	-	7,007	-
分別管理されていない当初証拠金	2,525	51	9,273	185
デフォルト基金拠出金の事前積立	3,771	1,077	3,628	1,103
エクスポージャーに関する自己資本要件の代替的計算	-	-	-	13
非QCCPに対するエクスポージャー	-	-	-	-
非QCCPでの取引に対するエクスポージャー (当初証拠金およびデフォルト基金拠出金を除く。)	-	-	-	-
うち店頭デリバティブ	-	-	-	-
うち上場デリバティブ	-	-	-	-
うち証券金融取引	-	-	-	-
うちクロス プロダクト ネットティングが承認されて いる場合のネットティング設定	-	-	-	-
分別管理された当初証拠金	-	-	-	-
分別管理されていない当初証拠金	-	-	-	-
事前積立済みのデフォルト基金拠出金	-	-	-	-
未積立のデフォルト基金拠出金	-	-	-	-

表25：カウンターパーティ リスクに関する担保の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日			
	デリバティブ取引に用いた担保		SFTに用いた担保	
	受領した担保の 公正価値	差し入れられた 担保の公正価値	受領した担保の 公正価値	差し入れられた 担保の公正価値
現金	24,186	22,125	14,418	22,569
銀行／証券会社	27	576	58,188	64,052
中央清算機関	-	8,238	8,262	5,620
政府出資事業体／政府機関	-	-	-	-
ヘッジ ファンド	0	-	3	107
保険・金融保証会社	4	10	864	2,647
ミューチュアル ファンド	179	-	823	2,444
非金融企業	464	1,437	25,488	60,671
年金プラン	0	-	2	-
中央政府	4,391	2,393	230,186	241,977
SPV、SPC、SPE	-	-	-	186
国際機関	-	-	1,561	1,557

表26：信用評価調整（CVA）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日		2018年12月31日	
	エクスポージャー の価値	RWA	エクスポージャー の価値	RWA
先進的手法の対象となるポートフォリオの合計	33,457	2,276	35,461	4,074
（i）VaR要素（乗数3を含む。）	-	318	-	602
（ii）ストレス下のVaR要素 （乗数3を含む。）	-	1,959	-	3,471
標準的手法の対象となるポートフォリオの合計	5,611	310	8,759	830
オリジナルエクスポージャー方式に基づくもの	-	-	-	-
CVA資本賦課の対象（合計）	39,068	2,586	44,220	4,904

信用リスクおよびカウンターパーティ リスクにおけるリスク加重資産（RWA）および資本要件の変動

表27：信用リスク（信用およびカウンターパーティ）全体の手法別リスク加重資産（RWA）の変動

（単位：百万ユーロ）	RWA IRB手法	RWA 標準的手法	RWA 合計	資本要件 IRB手法	資本要件 標準的手法	資本要件 合計
前報告期間終了日現在のRWA （2018年12月31日）	181,651	116,167	297,818	14,532	9,293	23,825
資産規模	(3,375)	740	(2,636)	(270)	59	(211)
資産内容	(242)	132	(110)	(19)	11	(9)
モデル アップデート	22	-	22	2	-	2
手法および方針	(4,091)	(1,588)	(5,679)	(327)	(127)	(454)
買収および売却	(432)	(12,197)	(12,628)	(35)	(976)	(1,010)
外国為替の変動	1,074	1,348	2,421	86	108	194
その他	752	(52)	700	60	(4)	56
報告期間終了日現在のRWA （2019年12月31日）	175,359	104,549	279,908	14,029	8,364	22,393

上記の表の数値には、CVA（信用評価調整）は含まれない。

2019年におけるRWA（CVAを除く。）の17.9十億ユーロの減少は、下記の主要な要因によるものである。

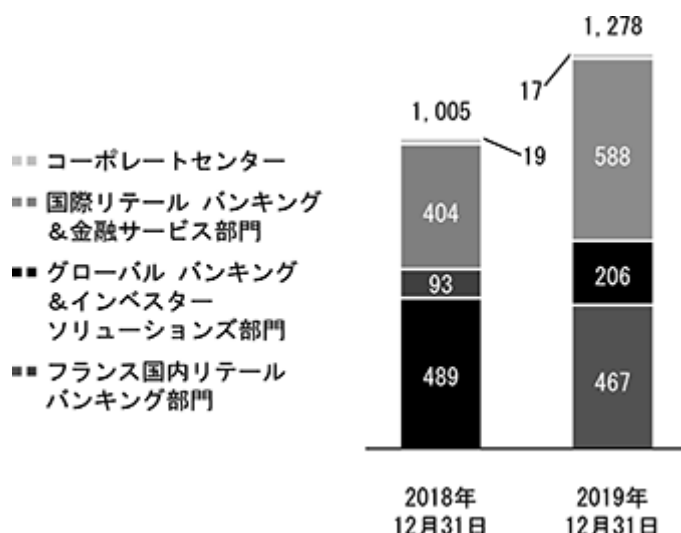
- 事業に関連する2.6十億ユーロの減少：グローバル バンキング業務の減少（4.5十億ユーロの減少）が、フランス国内ネットワーク部門における2.3十億ユーロの増加により一部相殺された。
- 2019年に行った数件の事業売却に関連した健全性に関する対象範囲の変更（12.6十億ユーロの減少）
- 主にユーロに対する米ドルの上昇（0.9十億ユーロの増加）およびユーロに対するロシア ルーブルの上昇（0.7十億ユーロの増加）に関連する外国為替による影響（2.4十億ユーロの増加）

かかる影響は、下記の通り定義される。

- 資産規模：帳簿記載の金額および構成（新規事業部門および支払期日の到来した貸付を含む。）への根本的な変更を指すが、事業体の買収および売却による変更は含まれない。
- 資産内容：格付けの引下げまたは同種の影響といった借入人リスクの変更に起因する当行の資産価値の変化
- モデル アップデート：モデルの適用、モデルの範囲の変更、またはモデルの弱点を対象とする一切の変更に起因する変化
- 手法および方針：既存の規制の改訂および新規の規制の双方を含む規制の変更による、算出手法の変更に起因する変化
- 買収および売却：事業体の買収および売却による変更に起因する帳簿記載の金額の変化
- 外国為替の変動：外国通貨の為替変動等の市場の不安定性から生じる変化
- その他：上記の項目に当てはまらない変化を記録するための項目

純リスク費用

当グループの純リスク費用の推移（単位：百万ユーロ）



当グループの2019年の純リスク費用は、2018年比27.1%増のマイナス1,278百万ユーロであった。したがって正常化は2018年の水準に比べて引き続き非常に漸進的なものとなった。

決算前4四半期の開始時点における平均残高（オペレーティング リースを含む。）のベースス ポイントで測定されるリスク費用は、引き続き低くとどまった。2019年のリスク費用は、2018年の21ベースス ポイントに対し、25ベースス ポイントであった。

- フランス国内リテール バンキング部門において、2019年の商業的リスク費用は、信用の質に関する方針を反映して、2018年の26ベースス ポイントから24ベースス ポイントに減少した。
- 国際リテール バンキング&金融サービス部門の2019年のリスク費用は43ベースス ポイント（2018年は30ベースス ポイント）まで増加したものの、貸付ポートフォリオの質を向上するために実施した政策の有効性が証明され、低い水準にとどまった。
より具体的には、チェコ共和国およびルーマニアでのリスク費用は、純回収である（2019年はそれぞれマイナス9ベースス ポイントおよびマイナス56ベースス ポイント）。
- グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門のリスク費用は13ベースス ポイントであった（2018年は6ベースス ポイント）。

監査済 | 残高総額および信用リスクの引当金の分析

以下の表は、IFRS第9号により導入された予想信用損失を見積るための新しいモデルに従って減損および引当金の対象となる引当金残高（バランスシートおよびオフバランスシート）ならびにステージ毎の減損および引当金の詳細を表している。

これらの表は、以下の範囲を含む。

- 有価証券（買戻条件付で受け取った有価証券を除く。）、顧客および信用機関に対する貸付金ならびに償却原価または持分による公正価値で測定する同等物
- リースおよびファイナンス リース
- 金融コミットメントおよび保証コミットメント

2019年12月31日における引当金残高は840十億ユーロであった。フランス国外の旧ニューエッジの仲介業の残高は、表28、表29および表30に示されている残高から除外されている。引当金および減損においては、除外された範囲はない。

同質性を保つため、現在、英国海外領土はすべて英国とは別に表示されている。2018年の表は、この新しい表示方法で調整されている。

信用リスクエクスポージャーは、主に以下のような状況により、816十億ユーロから24十億ユーロ増加して、840十億ユーロとなった。

- リテール顧客に対するエクスポージャーの増加（19十億ユーロ増）は、主にフランスにおける不動産担保貸付および法人向けポートフォリオからの分類変更によりもたらされた。
- ソブリンに対するエクスポージャーの増加（19十億ユーロ増）は、アジア、西欧およびフランスの中央銀行向け預金の増加に連動している。
- 法人に対するエクスポージャーの減少（17十億ユーロ減）は、主に事業売却、証券化プログラムの実施、およびリテール ポートフォリオにおける分類変更によるものである。

減損および引当金は12.3十億ユーロから0.7十億ユーロ減少し、11.6十億ユーロとなった。この減少はステージ3に関連するものであり、大部分は法人顧客（エクスポージャーの減少による）とリテール顧客によるものである。

引当金残高は、当年度を通して全体的に増加したが、減損および引当金の金額は、引き続き2018年12月31日の水準に近似している。その安定性は、主として、新規エクスポージャー（主にソブリンおよびフランスのリテール顧客）の性質、地理的地域およびカウンターパーティの格付けの質によって、また時間効果（これらの新規エクスポージャーから生じる信用損失は12ヶ月間ベースで算出される。）によって説明される。▲

監査済 | 表28：引当金残高、信用リスクの引当金および減損のバーゼル ポートフォリオ別内訳

2019年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	引当金残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
ソブリン	165,237	183	109	165,529	5	6	67	78
機関	48,200	506	36	48,742	9	42	12	63
企業	342,066	12,536	8,683	363,285	542	626	4,717	5,885
リテール	204,232	16,673	8,558	229,463	465	549	4,560	5,574
その他	32,880	247	5	33,132	18	4	3	25
合計	792,615	30,145	17,391	840,151	1,039	1,227	9,359	11,625

2018年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	引当金残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
ソブリン	145,759	733	218	146,710	10	1	69	80
機関	55,034	361	82	55,477	9	6	16	31
企業	357,221	13,949	9,410	380,580	589	648	5,098	6,335
リテール	184,958	16,017	9,289	210,264	427	570	4,870	5,867
その他	23,111	67	54	23,232	-	-	9	9
合計	766,083	31,127	19,053	816,263	1,035	1,225	10,062	12,322

監査済 | 表29：引当金残高、信用リスクの引当金および減損の地域別内訳

2019年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	引当金残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
フランス	358,931	19,606	9,927	388,464	421	703	4,834	5,958
西欧諸国 (フランスを 除く。)	153,418	3,680	1,911	159,009	186	119	821	1,126
東欧諸国 (EU)	48,747	3,358	1,012	53,117	93	184	639	916
東欧諸国 (EUを除く。)	25,879	518	516	26,913	85	25	437	547
北米	108,578	411	348	109,337	37	28	49	114
ラテンアメリカ・ カリブ諸国	10,198	344	206	10,748	9	5	103	117
アジア太平洋	43,174	391	230	43,795	16	5	191	212
アフリカ・中東	43,690	1,837	3,241	48,768	192	158	2,285	2,635
合計	792,615	30,145	17,391	840,151	1,039	1,227	9,359	11,625

2018年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	引当金残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
フランス	339,663	19,298	10,806	369,767	427	735	5,292	6,454
西欧諸国 (フランスを 除く。)	156,177	3,602	1,996	161,775	178	119	906	1,203
東欧諸国 (EU)	49,423	3,612	1,279	54,314	118	170	842	1,130
東欧諸国 (EUを除く。)	22,423	905	844	24,172	76	18	655	749
北米	107,433	361	606	108,400	32	27	52	111
ラテンアメリカ・ カリブ諸国	10,603	985	237	11,825	7	6	73	86
アジア太平洋	39,343	165	225	39,733	14	2	153	169
アフリカ・中東	41,018	2,199	3,060	46,277	184	148	2,088	2,420
合計	766,083	31,127	19,053	816,263	1,035	1,225	10,062	12,322

監査済 | 表30：カウンターパーティの格付別の引当金残高、信用リスクの引当金および減損

2019年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	引当金残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
1	68,702	-	-	68,702	0	-	-	0
2	106,537	1	-	106,538	1	0	-	1
3	75,750	8	-	75,758	5	0	-	5
4	127,321	372	-	127,693	34	2	-	36
5	105,472	2,252	-	107,724	153	59	-	212
6	22,731	5,503	-	28,234	146	221	-	367
7	812	2,174	-	2,986	7	137	-	144
債務不履行 (8、9、10)	-	-	8,133	8,133	-	-	4,316	4,316
その他の手法	285,290	19,835	9,258	314,383	693	808	5,043	6,544
合計	792,615	30,145	17,391	840,151	1,039	1,227	9,359	11,625

2018年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	引当金残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
1	65,767	-	-	65,767	0	-	-	0
2	97,899	-	-	97,899	1	0	-	1
3	74,741	2	-	74,743	4	0	-	4
4	127,159	647	-	127,806	42	1	-	43
5	99,575	2,976	-	102,551	172	29	-	201
6	25,459	5,668	-	31,127	145	225	-	370
7	2,472	2,780	-	5,252	26	190	-	216
債務不履行 (8、9、10)	-	-	8,589	8,589	-	-	4,404	4,404
その他の手法	273,011	19,054	10,464	302,529	645	780	5,658	7,083
合計	766,083	31,127	19,053	816,263	1,035	1,225	10,062	12,322

回収懸念貸出金の引当金

表31：回収懸念貸出金の引当金

(単位：十億ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
帳簿貸出残高総額	507.1	501.2
回収懸念貸出金	16.2	18.0
回収懸念貸出金総額の比率	3.2%	3.6%
ステージ1の引当金	0.9	0.9
ステージ2の引当金	1.0	1.0
ステージ3の引当金	9.0	9.7
当グループの回収懸念貸出金総額のカバレッジ比率 (ステージ3の引当金／回収懸念貸出金)	55%	54%
対象範囲：顧客貸出金、銀行への預け金額、オペレーティング リース、ファイナンス リースならびに類似の契約保証および担保の額については、上記「保証および担保」を参照のこと。		

条件緩和した債務

監査済 | ソシエテ・ジェネラル・グループにとって「条件緩和」した債務とは、その金額、期日あるいは財務状況について、借手の支払不能（既に支払不能が発生したか、あるいは条件緩和しなければ必然的に発生すると予想される。）により契約の修正が行われた貸出金を意味する。ソシエテ・ジェネラルの条件緩和したローンの定義はEBAの定義と合致している。

条件緩和した債務には、有効な与信承認規則に従って、また元本および未収利息のいずれも放棄せずに、ビジネス上の関係を維持もしくは発展させるために当行が債務の再交渉に同意した顧客が関わる商業上の再交渉は含まれない。

債務の条件緩和に至るようないかなる状況も、対象となる顧客をバーゼルの債務不履行の区分におき、その貸出金自体を減損していると分類することを伴う。

貸出金が条件緩和された顧客は、当該顧客が将来の義務を果たす能力に関する不確実性が払拭されない限り、また最低1年間は、債務不履行の区分におかれる。

2019年12月31日現在、条件緩和した債務は、合計4.02十億ユーロである。▲

表32：条件緩和した債務

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
条件緩和した不良債務	3,092	3,926
条件緩和した正常債務	815	902
条件緩和した債務合計	3,907	4,828

条件緩和した不良債権の減少は、主に、多額の条件緩和したローンの正常債権への復帰によるものである。信用イベントなしに2年間の猶予期間が終了した正常債権が条件緩和したローンから除外されたことにも留意されたい。

(6) 市場リスク

監査済 | 市場リスクとは、市場パラメータの変動、かかるパラメータの不安定性およびパラメータ間の相関関係から生じる金融商品の価値に係る損失リスクをいう。これらのパラメータには、為替リスク、金利ならびに有価証券（株式、債券）、コモディティ、デリバティブおよびその他の資産の価格が含まれるが、これらに限定されない。▲

市場リスク管理の組織

監査済 | リスク エクスポーチャーの管理は主にフロント オフィスのマネジャーが担当するが、監督システムは、事業から独立しているリスク部門の市場リスク部の下に置かれている。

同部の役割は以下の通りである。

- 適切な限度額に基づく市場リスクの効果的な監視枠組の整備状況を確認する。
- 各事業部門から要請を受けた限度額について、取締役会および経営執行部が承認した全体的な限度額の枠内で、各事業部門の限度額の使用状況に基づき、評価を行う。
- 当グループのリスク委員会に対し、当グループの事業活動別の市場リスクに関する適切な限度額を提案する。
- 市場リスクの評価方法を規定する。
- リスクおよび成果の算定に用いる評価モデルを承認する。
- 市場リスクに対する引当金（準備金および収益の調整）ならびに追加的評価調整（AVA）の計算方法を規定する。
- 正式かつ安全な手続に基づく市場リスク指標および市場における事業活動から生じる損益の日次での計算および認証ならびにその後のかかる指標の報告および分析
- 事業活動毎に設定されている限度額の日次での監視
- リスクおよび成果の算定に用いるパラメータの決定方法の規定、およびこれらのパラメータのために用いられる情報源の検証

市場リスク部はまた、その職務を遂行するため、市場取引に関するリスクおよび損益の指標の創出に用いる情報システムの構造および機能を規定し、このシステムにより様々な事業のニーズおよび市場リスク部のニーズへの対応を確保する。▲

また、市場リスク部は、すべての商品およびデスクに適用される警戒レベルに基づいた監視メカニズム（ポジションの額面価値の総額に関するもの等）を通じて、不正の疑いがあるトレーディング業務の発見に寄与している。

ガバナンスの観点からは、市場リスク部内で、バリュー チェーンにより組織された委員会において、主な機能上の、また横断的なテーマ（市場リスク、損益勘定・評価等）を扱う。当該委員会は意思決定機関であり、関連する各部のチームおよび地域の上級代表で構成されている。市場リスクの監視は、以下の通り、当該部を超えて、当グループの様々なレベルにおいて、各種の委員会により行われる。

- グローバル マーケッツ部門に関連する市場リスクは、市場リスク部の指揮下にあり、リスク部門およびグローバル マーケッツ部門が連名で議長を務める市場リスク委員会（MRC）の場で検討される。この委員会は、主要なリスク指標に係るリスクのレベルおよび市場または事業のいずれが発生要因であるかに応じて指摘される特定の活動に係るリスクのレベルに関する情報を提供する。また、同委員会は、リスク部門およびグローバル マーケッツ部門の責任範囲内の市場リスクの枠組の変化について、意見書の提出を行う。
- 当グループの最高経営責任者が議長を務めるリスク委員会（CORISQ）は、グループ レベルの市場リスクについて、定期的に説明を受ける。さらに、同委員会は、市場リスク部からの提案を受けて、市場リスクの測定に関する主な選択肢の有効性を確認するとともに、グループ レベルにおける市場リスク枠組の構造および実施の主な展開についても確認する。
- 取締役会のリスク委員会は、当グループの主な市場リスクについて説明を受ける。加えて同委員会は、（予めCORISQが承認した）市場リスクの測定および枠組に関する最も重要な変更の提案について、提言を作成する。その後、この提言は取締役会の決定に委ねられる。
- 会計評価に関する事項は、2つの評価委員会において対処され、かかる委員会は、財務部門が議長を務め、いずれの委員会にも、グローバル マーケッツ部門および市場リスク部の代表者が出席する。グローバル評価委員会は、金融商品の評価方法（モデルの改良、準備金計算方法等）の検討および承認を行い、グローバル評価検査委員会は、準備金、評価調整値および関連する会計上の影響の変化を精査する。
- 健全性評価に係るトピックは、四半期毎に招集され、いずれも財務部門が議長を務め、グローバル マーケッツ部門および市場リスク部の代表者が出席する計測方法委員会と検証委員会において取り扱われる。

以上の委員会のほかに、当グループの様々なレベルまたは地理的地域に関連する市場リスク報告書の詳細版および要約版が毎日、毎週、毎月または四半期毎に作成され、関連する事業部門およびリスク担当部署のマネージャーに送付される。

市場リスクの監視プロセス

市場リスクの測定および限度設定の手法

監査済 | 当グループの市場リスク評価は数種の指標に基づいており、限度額を通じて監視される。

- 99%バリュエ アット リスク（VaR）およびストレス下のバリュエ アット リスク（sVaR）：規制上の内部モデルに従い、トレーディング業務の範囲において、当グループが被る市場リスクの日次モニタリングのために使用されるグローバルな指標である。
- 10年間ショック型指標に基づくストレス テスト測定。これにより、システミック リスクおよび例外的な市場ショックに対する当グループのエクスポージャーの抑制が可能となる。かかる測定は、特定の市場における過度のリスクを考慮するための活動もしくはリスク要因により、（ヒストリカル シナリオまたは仮想シナリオに基づく）グローバルかつ多数のリスク要因となりえ、または特定の状況を一時的に監視するためにイベント駆動型となりえる。

■ ポジションの規模を管理するために利用される感応度および名目指標：

- － 感応度は、所与の種類のポジション（例えば原資産の変化に対するオプションの感応度）に関して現地で生じるリスクを監視するために利用される。
- － これに対して、名目指標は、リスクに関して重要なポジションのために利用される。

■ 集中リスクまたは保有期間、最長満期等の追加的基準

IRC指標（追加的リスクに係る自己資本賦課）およびCRM指標（包括的リスク測定）は毎週算出されている。これらの内部モデルから生じるキャピタル チャージは、格付けの遷移リスクおよび債務不履行リスクを十分に考慮し、VaR/SVaRモデルのために計算されたキャピタル チャージを補完する。▲

当グループ内の市場リスク選好度の配分

リスク選好度は、当グループが戦略的目標を達成するために引き受ける準備をしているリスクの水準と定義されている。

当グループの市場活動のための事業展開戦略は主として、広範な商品およびソリューションによる顧客ニーズ⁽¹⁾の満足に重点を置いている。これらの市場活動に起因するリスクは、複数の指標（ストレス テスト、VaR/SVaR、感応度および名目指標等）の一連の制限により、厳格に管理されている。

市場リスク部は、様々な事業部門が提示した制限要求の評価および検証の責任を負う。これらの制限は、当グループがさらに経営執行部⁽²⁾からの提案に対して取締役会が承認した市場リスク選好度を遵守することを確実なものとしている。

これらの制限の選択および補正により、組織を通じての当グループの市場リスク選好度のオペレーショナルな転換が確実となる。

- かかる制限は、当グループの構造の様々なレベルで、かつ／またはリスク要因により、配分される。
- その補正は、運用されるポートフォリオに関連するリスクの詳細な分析を用いて、決定される。この分析は、市況、特に流動性、ポジション操作性、負ったリスクに照らして生じた利益等の様々な要素を含む可能性がある。
- 定期的な検査により、支配的な市況に応じてリスクを管理することが可能となる。
- 当グループがリスク選好度をほとんどまたは全く有さないリスクを管理するために、特定の制限、または禁止さえもが導入される可能性がある。

デスク マンデートおよび当グループの方針において、トレーダーはポジションを健全かつ慎重に管理し、規定された制限枠を遵守しなければならないと規定されている。各活動について設定された制限は、市場リスク部により毎日監視される。かかる市場リスク プロファイルの継続的監視は、リスクチームおよび事業チームの定期的な議論の対象であり、さらに、定められた制限内に留めるために、フロント オフィスは、これに対して様々なリスクヘッジまたはリスク軽減のイニシアチブをとる可能性がある。制限に違反した場合、フロント オフィスは、その理由を速やかに伝え、定められた制限に戻すために必要な措置を講じるか、または顧客が要求し、市場環境よりかかる行動方針が容認される場合、一時的または恒久的な措置として、制限の拡大を請求ものとする。

リスク機能の様々な部、財務部門および事業部門間に設置されているガバナンス構造の他に、顧客に提供された商品／ソリューションおよび値付け業務による制限利用の監視も、当グループがさらされる市場リスクが適切に管理および把握されることに寄与している。

- (1) 顧客活動に関連しない市場取引は、専業子会社であるデカルト トレーディングに限られており、特定の限定されたリスク選好度に準ずる。当グループは、2020年第1四半期末までに、当該事業活動を停止することを決定した。
- (2) リスク選好度のガバナンスおよび実施、ならびにリスク部門がリスク選好度の定義において果たす役割の詳細については、上記「(2) リスク管理組織―リスク選好度」を参照のこと。

金融商品の評価

評価の観点からは、市場商品は、当該市場価格が存在する場合に時価評価される。時価評価されない場合には、市場商品はパラメータを基準としたモデルを使用して評価される。

一方、フロント オフィスが設計する各モデルは、特にモデルの理論的側面（仮説の妥当性、分析計算および数値的方法）、パフォーマンス（例えば、ストレス条件下）、システムにおける実施状況をチェックする第2防衛ラインとして、市場リスク部による独立した検証に委ねられる。かかる審査に続いて、当該モデルの検証の状況、その用途の範囲、対処すべき提言を報告書にまとめた。

他方では、評価モデルに使用されているパラメータは、観測可能なデータに基づくか否かにかかわらず、市場リスク部および財務部門によって管理される（独自の価格認証）。必要であれば、評価は、市場リスク部により承認された計算方法を用いた準備金または調整金（ビッド アスクの спреッド または流動性等）によって補完される。

会計評価管理は、2つの評価委員会を通じて実施され、かかる委員会にはそれぞれグローバル マーケッツ部門、市場リスク部および財務部門の代表者が出席をする。

■ グローバル評価委員会は、必要があればいつでも招集され、少なくとも四半期毎には金融商品の評価方法（モデルの改良、準備金計算方法等）を検討し承認するために集まる。財務部門が議長を務め、その評価の専門家のチーム（評価グループ）から構成されるかかる委員会は、市場活動における金融商品に関する評価方針の承認について、世界的な規模での説明責任がある。

■ 財務部門が議長を務めるグローバル評価検査委員会は、四半期毎に、準備金、評価調整値および関連する会計上の影響の変化を評価する。この分析評価は評価グループにより行われる。

最後に、評価方針の案内書は、評価の枠組およびその管理について説明し、利害関係者間での責任の所在を詳述するものである。

さらに、健全性構成要素に関して、追加的評価調整（AVA）は、欧州銀行監督機構（EBA）により公表された規制技術基準（RTS）に従い、公正価値資産に基づいて計算される。EBAは、CRD 3（資本要求指令）において既に規定されている原則とは別に、健全性評価に関する要件を規定している。これらの規制技術基準は、健全性評価において考慮する必要がある様々な不確実性要素を規定しており、また、到達すべき確実性に係る目標水準を設定している。

この枠組の範囲内で、想定される評価と比較して、追加のイグジット コストを発生させうる様々な要因（モデル リスク、集中リスク、清算費用、市場価格の不確実性等）を考慮するためには、各エクスポージャーにつき健全性評価調整（PVA）が計算される。追加的評価調整（AVA）は、到達すべき確実性に係る目標水準（信頼区間が90%に相当すること。）を遵守するために、得られた健全性評価と、ポジションの会計上の公正価値との差異であると定義されている。AVAに係るこれらの金額は、普通株式等Tier 1 資本から差し引かれる。

ガバナンスの観点から見ると、健全性評価に係るトピックは、財務部門の代表者が議長を務め、四半期毎に招集される、グローバル マーケッツ部門および市場リスク部の代表者が出席する計測方法委員会と検証委員会において取り扱われる。

市場リスクへの主要な対処法

99%バリュアット リスク（VaR）

監査済 | 内部のVaRモデルは1996年末に導入されており、資本要件規制の範囲内においてフランス規制当局から承認されている。

バリュアット リスク（VaR）は、特定の対象期間および特定の信頼区間（ソシエテ・ジェネラルは99%）におけるポジションの潜在的な損失を査定する。使用される手法は、様々な市場におけるリスク要因の相関関係ならびに一般的なリスクおよび特定のリスクを黙示的に勘案する「ヒストリカル シミュレーション」という手法であり、以下の原則に基づいている。

- ソシエテ・ジェネラルのポジション（金利、株価、為替レート、コモディティ価格、ボラティリティ、信用スプレッド等）を示すリスク要因を含むデータベースの構築。定期的な統制を実施することにより、当グループのトレーディング ポートフォリオの主要なリスク要因がすべて内部VaRモデルによって検討されている点を確認する。

主なリスク要因	内容
金利	金利の変動ならびに債券および金利スワップ等金利感応的な金融商品の価値に係るボラティリティの変動の結果として生じるリスク
株価	株式の価格およびボラティリティの変動、株主資本指数の変動ならびに配当水準の変動等によるリスク
為替レート	通貨間の為替レートの変動およびそのボラティリティの変動から生じるリスク
コモディティ価格	コモディティの価格およびボラティリティの変動ならびにコモディティ指数の変動の結果として生じるリスク
信用スプレッド	債券およびクレジット デリバティブ（例えば、クレジット デフォルト スワップ）のようなリスク要因に敏感な金融商品の価値に基づき発行体の信用度を高め、または低下させる結果により生じるリスク

- 継続する1年間におけるこれらの市場パラメータの1日偏差に対応した260のシナリオの策定：これらのシナリオは、新たなシナリオの組入れおよび最も古いシナリオの削除により、毎日更新される。シナリオのモデリングには、共存する3つの手法（相対的ショック、絶対的ショックおよびハイブリッドショック）が存在する。所与のリスク要因に関するこれらの手法間の選択は、その性質および過去の傾向により決定される。
- かかる260のシナリオのその日の市場パラメータへの適用
- 260通りの調整された日次市場パラメータの組合せに基づくポジションの再評価：ほとんどの場合、この計算には完全な金利改定が伴う。それにもかかわらず、特定のリスク要因に対して、感応度に基づくアプローチが利用される可能性がある。

上述した枠組では、260のシナリオに従って算出された1日99%VaRは、当該シナリオへの加重を考慮せず算出された第2位および第3位の最大損失の平均に相当する。

毎日算定される1日VaRにより、様々な粒度で市場リスクの日時経過観察は行われる。ただし、資本要件規制においては、当グループレベルで総計された1日VaRに10の平方根を乗じて算出される10日間を対象期間としたVaRを包括的に考慮することが求められる。この手法は規制要件を満たし、規制当局の審査を受け、認証されている。

VaR評価の基礎となっているモデルおよび一定数の従来型の前提には、主に以下のような限界がある。

- 定義によれば、99%の信頼区間の採用は、このポイントを超えて生じる損失を考慮していない。そのため、VaRは通常の市況下での損失のリスクの指標であり、例外的に大きな変動については考慮していない。
- VaRは、終値を使用して計算されるため、日中の変動は考慮されない。
- ヒストリカルモデルの利用は、過去の事象は将来の事象の典型であり、すべての潜在的な事象を捉えていない可能性があるという前提に基づく。

VaRモデルの限界について、市場リスク部は、ストレステストおよびその他の追加の測定を実施することで対処する。

現在、同一のモデルが、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門のほぼすべての活動（最も複雑な金融商品に関連するものを含む。）ならびにリテールバンキング事業およびプライベートバンキング事業の主要な市場活動のVaRの計算に用いられる。一部の活動に関しては、技術的理由または出資金が少額すぎることからVaR法が使用されず、ストレステストを用いて監視されており、キャピタルチャージについては標準的手法を用いるかまたは代替的な内部手法を通じて算出される。内部モデルで扱われていない主な市場リスクは、銀行勘定における為替リスクであり、定義した通り、日々の再評価の対象とならないため、VaRの計算の対象として考慮されない。

VaRを超過する負の結果が生じた日数が99%の信頼区間に適合しているかどうかを検証するために継続的にバックテストを実施し、モデルの妥当性は体系的に評価される。バックテストの結果は、内部モデルの検証を担当するリスク部門が監査を行うが、第2防衛ラインとして、（設計および開発上の観点からの）理論的な頑健性、実施の正確性、モデルの運用の適切性についても評価している。かかる独立した検討プロセスは、（i）担当委員会による検討および承認を経て、（ii）当該検討の対象、実施されたテストおよびその結果、提案事項ならびに当該検討の結論が詳述された監査報告書としてまとめられ、終了する。モデルによる統制体制の下、関係当局への報告が促される。

規制を遵守して、バックテストは、ポートフォリオの価値における（i）実際の変動および（ii）仮想の変動に対するVaRを比較する。

- 第1の場合（「実損益」に対するバックテスト）、日次損益⁽¹⁾は、帳簿価額の変動、新規取引および1日で変更される取引による影響（これらの取引手数料を含む。）、リファイナンス費用、様々な関連手数料（仲買費用、保管費用等）ならびに市場リスクに関する引当金およびパラメータの調整を含む。
- 第2の場合（「仮想損益」に対するバックテスト）、日次損益⁽²⁾は、市場パラメータの変動に関連する帳簿価額の変動のみを含み、その他すべての要素を除外する。▲

2019年、ソシエテ・ジェネラルでは、市場活動における日々の損失が22回⁽³⁾観測され、バックテストの違反が1度（2月8日における仮想損益に対する違反）あったが、これは、ユーロストックスのボラティリティが大幅に上昇した後、欧州においてエクイティ事業に生じた損失、また、それより程度は少ないものの欧州において金利関連事業により生じた損失によるものとして説明されている。

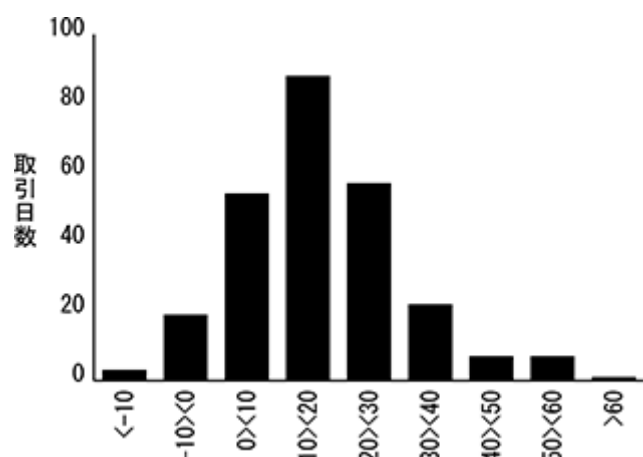
- （1） 以下、合意による「実損益」をいう。
- （2） 以下、合意による「仮想損益」をいう。
- （3） 実損益に基づく。

表33：規制上の10日間99%VaRおよび1日99%VaR

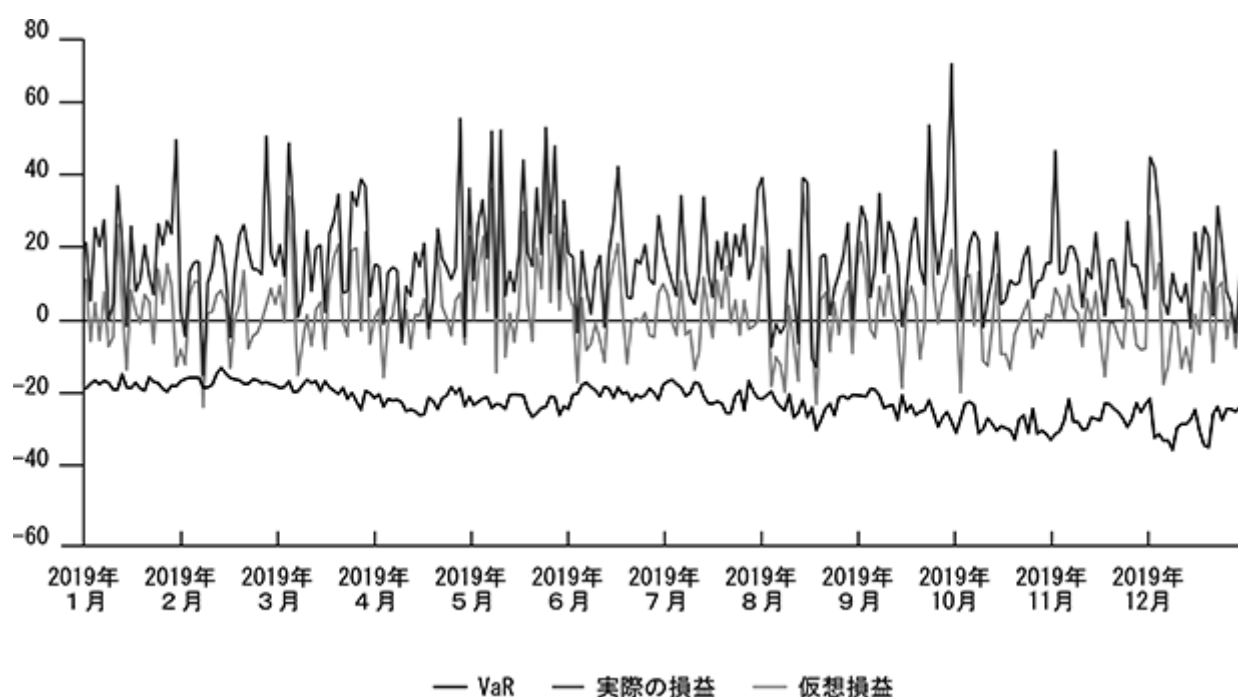
(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日		2018年12月31日	
	VaR (10日、99%) ⁽¹⁾	VaR (1日、99%) ⁽¹⁾	VaR (10日、99%) ⁽¹⁾	VaR (1日、99%) ⁽¹⁾
期首	49	16	54	17
最大値	113	36	86	27
平均値	71	23	56	18
最低値	40	13	33	10
期末	85	27	59	19

（1） 内部モデルにより査定される資本要件を対象としている。

日次損益⁽¹⁾内訳（市場活動）（2019年、単位：百万ユーロ）

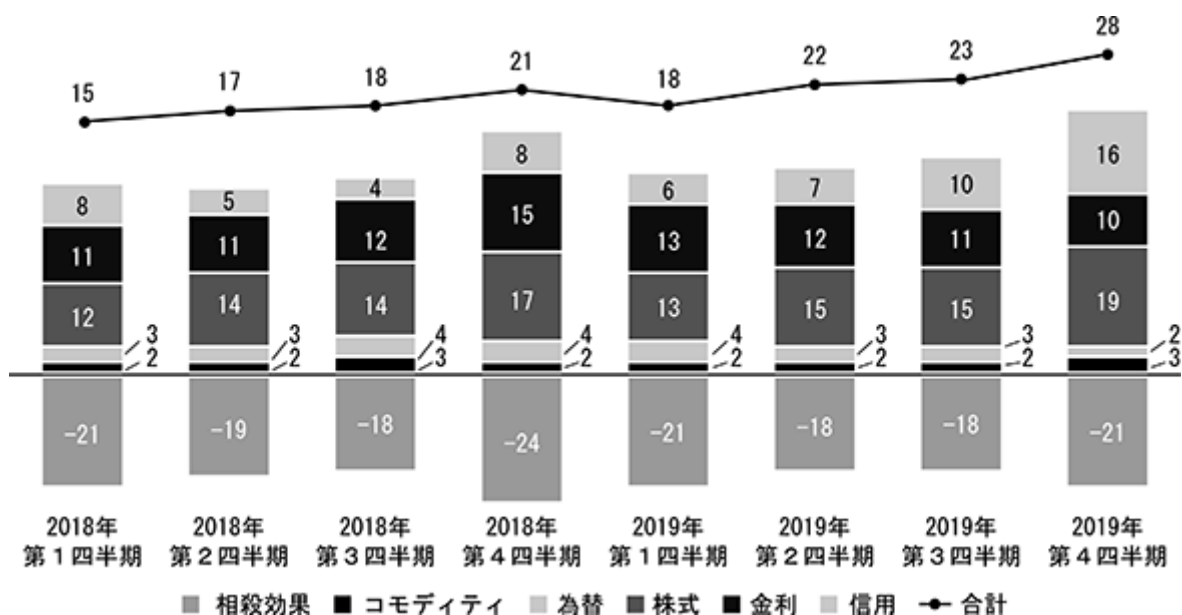


トレーディングVaR（1日、99%）、日次実損益⁽²⁾および日次仮想損益⁽³⁾内訳（トレーディング ポートフォリオ）（2019年、単位：百万ユーロ）



- (1) 実損益
- (2) 上記「99%バリュエ アット リスク (VaR)」に定義される、実損益に対するVaRのバックテストに用いられる日次損益
- (3) 上記「99%バリュエ アット リスク (VaR)」に定義される、仮想損益に対するVaRのバックテストに用いられる日次損益

監査済 | トレーディングVaR（1日、99%）のリスク要因別構成比の四半期平均の推移（2018年度～2019年度）（単位：百万ユーロ）



監査済 | 2019年のVaRでは、リスク値が前年を上回り（2018年の18百万ユーロに対して、23百万ユーロ）、年間にわたり上昇傾向であった。この緩やかな上昇は、VaRの計算期間に用いられるシナリオ（とりわけ、同年夏に追加されたシナリオ）に係る自然更新によるものであり、市場に生じたリバウンド ショック（すなわち、価格の上昇とボラティリティの低下）および長期償還期物に係る大幅な利上げが反映されたものである。

▲

ストレスVaR (SVaR)

監査済 | 2011年末、ソシエテ・ジェネラルは、特にVaRと同一の範囲を対象とするストレスVaRといった、CRD 3の要件によって内部モデルを補完することをフランス健全性監督・破綻処理当局（ACPR）から承認された。

1日99%SVaRに使用される算出方法は、VaRの算出方法と同一である。この方法において、「1日」ショックおよび99%の信頼区間によりヒストリカルシミュレーションを実行する。継続した1年間を通して「1日」の変動に260のシナリオを使用するVaRとは対照的に、SVaRは重大な金融不安の時期に一致する過去1年の固定期間を使用する。

規制当局によって承認された、過去の固定ストレスウィンドウの決定に係る手法⁽¹⁾は、ソシエテ・ジェネラルのポートフォリオを代表するリスク要因（株式、債券、為替、信用およびコモディティリスクに関連するもの）に対する過去のショックの検討に基づいている。過去のショックは、ポートフォリオ全体に対する最大ストレスの期間を決定するために合計される。各リスク要因には、資産区分における各リスク要因の重要性および当該グループのVaRにおける資産区分の重要性に応じて加重が割り当てられる。利用される過去のウィンドウは、年次評価の対象となっている。2019年、当該ウィンドウは2008年9月から2009年9月であった。

規制資本の算出に使用される10日間SVaRは、VaR同様、1日SVaRに10の平方根を乗じて算出される。

VaRモデルに基づき継続的に実施されるバックテストは、定義によれば、現状の市場環境に対する感応度が高くないので、これをそのままSVaRモデルに再現することはできない。しかし、VaRモデルとSVaRモデルは同じ手法に依拠しているため、同様の利点と制限を有する。

SVaRの妥当性は、内部モデルの検証を担当するリスク部門によって、第2防衛ラインとして定期的に監視、検討される。かかる独立した検討プロセスは、（i）担当委員会による検討および承認を経て、（ii）当該検討の対象、実施されたテストおよびその結果、提案事項ならびに当該検討の結論が詳述された監査報告書としてまとめられ、終了する。モデルによる統制体制の下、関係当局への随時の報告が促される。

SVaRは、2019年も平均して安定的に推移した（2018年の40百万ユーロに対して38百万ユーロ）。これに寄与した主な要因は、2018年と同様、すなわち債券事業、株式デリバティブによるボラティリティである。▲

- （1） 2018年第2四半期に、補完的手法が承認を得るために規制当局に対して提出された。これは、ソシエテ・ジェネラルのポートフォリオを代表する同一のリスク要因についての近似したVaRを計算することにより、過去のショックへの加重に基づく手法に従って得られる期間の妥当性を確保することを目的とするものである。

表34：規制上の10日間99%SVaRおよび1日99%SVaR

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日		2018年12月31日	
	ストレスVaR (10日、99%) ⁽¹⁾	ストレスVaR (1日、99%) ⁽¹⁾	ストレスVaR (10日、99%) ⁽¹⁾	ストレスVaR (1日、99%) ⁽¹⁾
期首	108	34	65	21
最大値	213	67	395	125
平均値	119	38	128	40
最低値	49	15	50	16
期末	112	35	156	49

(1) 内部モデルにより査定される資本要件を対象としている。

ストレス テストによる評価

監査済 | ソシエテ・ジェネラルでは、内部のVaRモデルのほか、例外的な市場の混乱を勘案するためにストレス テストのシミュレーションを使ったエクスポージャーの監視を行う。

ストレス テストでは、影響を受けるポジションの清算またはヘッジに必要とされる時間に相当する期間における、市場パラメータの大幅な変化により生じる損失を予測する。

以下の2つの主要な測定基準が定められ、用いられている。

- 深刻でありつつも現実起こりうる連鎖的危機が発生した場合に、同時に生じる可能性のあるあらゆる取引リスクを網羅する、市場活動に対するグローバル ストレス テスト。このストレス テストは、5つのシナリオをモデルとしている。
- 市場リスクのみに焦点をあて、グローバル ストレス テストと同一のシナリオおよび様々な市況に相当する追加シナリオを用いる市場ストレス テスト

これらのストレス テストのための様々なシナリオは、リスク部門により定期的に見直しが行われている。市場リスク部が議長を務め、エコノミストおよびソシエテ・ジェネラルのトレーディング業務の代表者が出席する年2回開催の専門委員会の会議において、これらの見直しは発表される。この委員会の会議では、シナリオの変更（導入、除去、ショックの見直し）、リスク要因がシナリオにより適切に網羅されているか、算定の際に出された予測値の見直しおよびプロセス全体での正しいドキュメンテーションが議題として取り上げられる。ストレス テストのシナリオの変更を有効にするために必要な権限のレベルは、かかる変更により予想される影響による。

ストレス テストによるリスク評価は、当行による市場活動のすべてに適用される。ストレス テストの限度額は、まずソシエテ・ジェネラル全体の事業について、（次いで、市場ストレス テストのために当グループの様々な事業部門について）設定される。ストレス テストのリスク評価は、VaRモデルと並んで当グループのリスク管理枠組の主要な柱の1つである。

市場活動に対するグローバル ストレス テスト

市場活動に対するグローバル ストレス テストは、2018年以降かかる範囲に用いられている主要なリスク指標であり、深刻でありつつも現実には起こりうる市場危機が発生した場合に、同時に生じる可能性のあるあらゆる取引リスクを網羅している。影響度は、10年に1度の予想発生率をもって短期間について測定される。グローバル ストレス テストは5つのマーケット シナリオを用い、3つの要素を有している。同一のシナリオ内での一貫性を保つため、これらの各要素は5つのシナリオそれぞれにおいて検討される。

■ 市場リスク

■ 集中の効果およびクラウドディッド トレードに関連する特殊な業務に係る混乱リスクおよび保有リスク

■ ストラクチャード商品および担保貸付取引ならびに信用力の弱いカウンターパーティ（ヘッジ ファンドおよび自己勘定取引グループ）との取引において生じる市場／カウンターパーティのクロス リスク

グローバル ストレス テストは、5つのシナリオおよびそれらの各要素から生じる最も好ましくない結果に相当する。

市場リスク要素

当該リスクは、以下に相当するものである。

- 市場ポジションにおける混乱の影響および信用力の弱いカウンターパーティの債務不履行を引き起こす可能性のあるシナリオに限定された市場ストレス テストの結果⁽¹⁾。これらすべてのシナリオにおいて、混乱の影響を生じうる株式市場の急落および信用スプレッドの拡大のシミュレーションが行われる。現在、これらのシナリオには、4つの仮想シナリオ（テロ攻撃、全般的なシナリオ（金融危機シナリオ）、ユーロ圏危機、リスク資産価値の全般的な下落）および2008年10月初旬に焦点をあてた1つのヒストリカル シナリオが含まれている。
- CVA（信用評価調整）およびFVA（資金調達評価調整）に係る引当金に対するストレス テスト シナリオの影響。これは、これらの変動が取引の結果に影響を及ぼすためである。

（1） すべてのリスク要因に対してショックが発生した場合の正味のバンキング商品への影響の測定（下記を参照のこと。）

混乱リスクおよび保有リスクの要素

市場ストレス テストにおいて評価される追加の市場リスクは、1名以上の参加者（一般的にはストラクチャード商品の売り手）が集中する市況またはクラウドディッド トレードにおいて発生する可能性がある。ダイナミック リスク ヘッジ戦略により、市場ストレス テストにおいて測定されたものよりも大規模な市場の混乱が生じる可能性があり、かかる混乱は供給と需要の不均衡により、用いられたショックの期間を超過して長期化する場合がある。

株式、信用、債券、通貨およびコモディティのトレーディング業務は、これらのリスク領域を特定し、各活動およびポジションの特定の性質を考慮したシナリオを定めるために、定期的に見直される。特定されたリスク領域と関連する各シナリオは、問題となっている市場シナリオと一致する場合にのみ、市場リスク要素に追加される。

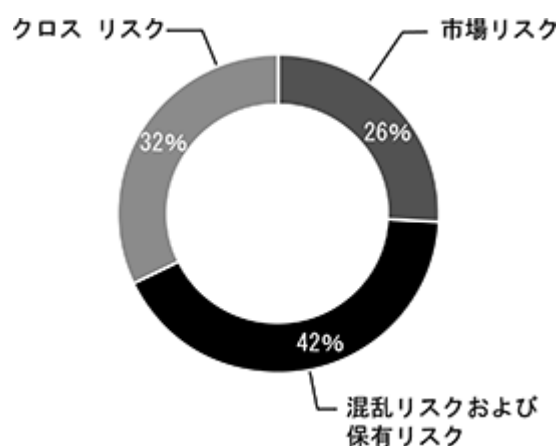
信用力の弱いカウンターパーティに係る市場／カウンターパーティのクロス リスク要素

一部のカウンターパーティは、金融市場における大規模な危機によって著しい影響を受け、債務不履行の可能性が増大する場合がある。このため、グローバル ストレス テストの3つ目の要素は、一定の種類の信用力の弱いカウンターパーティ（ヘッジ ファンドおよび自己勘定取引グループ）に係るこのような増大リスクを考慮することを目指す。

以下の3つの測定方法が用いられる。

- 担保貸付に対するストレス テスト：このストレス テストは、担保貸付活動、より厳密には信用力の弱いカウンターパーティに焦点をあてている。このストレス テストでは流動性が極度に逼迫した状況を想定し、いくつかの資産クラスに混乱ショックを適用する。これに付随して、差入担保との密接性を考慮しながら、担保およびカウンターパーティの債務不履行率にストレスをかける。
- ヘッジ ファンド ファイナンスに対するストレス テスト：この指標は、原資産が極端なシナリオ（10年に1度の予想発生率）下にあるヘッジ ファンドとのギャップ リスクを生じる商品（レバレッジ証券、クレジット ファシリティ等）による期待損失を測定する。
- ヘッジ ファンドおよび自己勘定取引グループ（PTG）に対する逆ストレス テスト：このストレス テストは、この種のカウンターパーティに係る再構築リスクの対象となるあらゆる市場取引について、2つのストレス シナリオを適用する。カウンターパーティの格付けに基づきストレスをかけた債務不履行率が考慮される。▲

2019年の市場活動に対するグローバル ストレス テストにおける各要素の平均割合



市場ストレス テスト

監査済 | この測定基準は、市場リスクに焦点をあて、一連のリスク要因に対するショックから生じる損失を予測する。このストレス テストは、18のシナリオ⁽¹⁾（3つのヒストリカル シナリオおよび15の仮想シナリオ）に基づいている。主な原則は、以下の通りである。

- 市場ストレス テストにおいて想定されるシナリオは、かかる18のシナリオのうち最悪のものとする。
- 適用されるショックは、各リスク要因に応じた対象期間で調整される（対象期間は、最も流動性の高いリスク要因については5日間から、最も流動性が低いリスク要因については3ヶ月に及ぶ。）。
- ヒストリカル シナリオおよび仮想シナリオの各々を用いて、当行の各市場活動についてリスクを毎日算出する（全商品の合計）。

(1) 市場活動に関するグローバル ストレス テストにおいて用いられたものを含む。

ヒストリカル シナリオ

この手法は、金融市場に影響を与えている主な経済危機の分析を基礎とするものである。それぞれの経済危機の間の金融資産（株式、金利、為替レート、信用スプレッド等）の価格変動を、当行のトレーディング ポジションに当てはめた場合に大きな損失を生じうるこれらの主なリスク要因の変動可能性に関するシナリオを策定するために分析する。そのため、ソシエテ・ジェネラルは、2008年の10月から12月にかけての期間について3つの重要なヒストリカル シナリオを規定している。このシナリオの選定は、定期的に見直される。

仮想シナリオ

仮想シナリオは当グループのエコノミストと協働して策定され、金融市場の重大な危機につながりうる事由の連鎖（大規模なテロ攻撃、主要産油国における政情不安等）を特定することを目的とする。当グループの目標は、すべての国際市場に大きな影響を与えると見られる極端でありつつも発生しうる事象を選択することである。▲

この結果、ソシエテ・ジェネラルでは、15の仮想シナリオを採用している。

リスク加重資産および資本要件

取引帳簿におけるエクスポージャーの配分

オンバランスシートおよびオフバランスシート項目は、健全性規則が定める2つのポートフォリオのうちの1つである銀行帳簿または取引帳簿のいずれかに配分される。

銀行帳簿は除外を特徴とし、取引帳簿に含まれないオンバランスシートおよびオフバランスシート項目はすべて銀行帳簿に含まれる。

取引帳簿は、取引目的であるか取引帳簿中の他のポジションのヘッジ目的であるかを問わず、機関が保有する金融商品およびコモディティのすべてのポジションにより構成される。取引の利益は、トレーダーの勘定の一部として記録される。

金融商品およびポジションの健全性の分類は、以下の通り行われる。

- 財務部門の健全性規則に関する専門家が、手続に当たっての規則の解釈に、また保有期間および流動性に係る手続につきリスク部門と共同で責任を負う。かかる専門家は、具体的な事例および例外についても分析を行い、これらの手続を事業全体について行う。
- 事業はかかる手続に沿って行われ、特にトレーダーによるポジションの取引利益を記録する。
- 財務部門およびリスク部門が統制の枠組を管理する。

健全性の分類に従って活動を管理することを確実にするため、以下の統制が導入された。

- 新商品手続：すべての新商品または活動は、検証の対象となる取引の健全性の分類および規制上の資本の取扱いに関する承認手続を経なければならない。
- 保有期間：市場リスク部が、一部の金融商品の保有期間に関する統制の枠組を設定した。
- 流動性：市場リスク部が、個々の場合にまたは必要に応じて、一定の基準（譲渡性、売買規模および市場規模等）に基づく流動性管理を行う。
- 事業ならびに財務部門およびリスク部門が関与する、健全性の分類の変更に係る厳密な手続
- 内部監査：内部監査は、各種の定期的な業務を通じて、健全性の分類が方針／手続に合致していることおよび健全性の取扱いが現行の規則に合致していることについて確認し、または疑義を呈する。

規制上の措置

2011年末、ソシエテ・ジェネラルは、VaRと同一の範囲を対象として、内部の市場リスクのモデル化システムを拡大すること、特にストレスVaR（重大な金融不安の時期に一致する過去1年間のVaR）、IRC（追加的リスクに係る自己資本賦課）およびCRM（包括的リスク測定）を含めることをフランス健全性監督・破綻処理当局（ACPR）から承認されている。

VaRおよびSVaR

測定基準については、前項において詳述されている。

IRCおよびCRM

IRCおよびCRMにより、格付けの変動および発行体の債務不履行リスクに関連した負債性証券に係るキャピタルチャージが予測される。これらのキャピタルチャージは徐々に増加するものであり、VaRおよびSVaRに基づき算出される費用に追加される。

範囲については、以下の通り規制上の要件に従う。

- IRCは債務証券（証券化されたものおよび与信相関のあるポートフォリオを除く。）に適用される。特に、これには債券、CDSおよび関連デリバティブが含まれる。
- CRMは、相関のあるポートフォリオ、すなわち、CDOトランシェおよびファースト トゥ デフォルト商品ならびにCDSおよび指標を使用するそれらのヘッジのみを対象とする。

ソシエテ・ジェネラルは、内部モデル⁽¹⁾を用いてこれらのキャピタル チャージを推定する。かかるモデルは、算定日の翌年における格付けの変更または発行体の債務不履行に関する特に不利なシナリオによって発生する損失を、ポジションの経過を考慮せずに決定する。IRCおよびCRMは、99.9%の信頼区間により算定されるが、これは0.1%の確率で生じる最悪のシナリオを排除した後の最も高い損失リスクである。

IRC内部モデルは、1年間の投資期間において⁽²⁾、ポートフォリオの各発行体の格付けの遷移（債務不履行を含む。）を1年間のホライズンに亘って想定する。発行体は、米国を拠点とする会社、欧州会社、その他の地域の会社、金融機関およびソブリンの5つのカテゴリーに分類される。各カテゴリーにおける発行体の事業活動は、当該カテゴリー特有のシステミック要因により、相互に相関関係を有している。さらに、かかる5つの各システミック要因の相関関係がモデルに統合される。これらの相関関係は、格付けの遷移の可能性とともに、景気循環の過程全体を通じて測定された過去のデータからキャリブレーションされる。発行体の格付けに変更が生じる場合、その財務健全性の悪化および改善は、信用スプレッドのショックによってモデル化される。すなわち、格付けが改善した場合にはマイナス、逆の場合にはプラスとなる。各IRCシナリオに伴う価格変動は、デルタ、ガンマに加え、ポジション毎の市場回収率で計算された債務不履行事由において被る損失水準（ジャンプ トゥ デフォルト）を用いて感応度を評価する手法により、各ポジションが再評価された後に決定される。

CRMモデルは、IRC内部モデルと同様に発行体の格付けの遷移を想定する。さらに、当該モデルでは、以下のようなリスク要因の普及が考慮されている：

- 信用スプレッド
- ベーシスの相関性
- 債務不履行を除く回収率（発行体が債務不履行に陥っていない場合、当該回収率の数値については不透明）
- 債務不履行事由に陥っている場合の回収率（発行体が債務不履行に陥っている場合、かかる回収率の数値については不透明）
- ファースト トゥ デフォルト評価の相関性（ファースト トゥ デフォルト群の評価に使用した債務不履行の回数との相関関係）

これらの普及モデルは、過去のデータから最長10年間にわたってキャリブレーションされる。各CRMシナリオに伴う価格変動は、ポジションについて完全に金利改定された結果、決定される。また、CRMモデルで計算される自己資本賦課は、証券化ポジションの標準的な方法で決定される自己資本賦課の値の最低値8%を下回ることではないものとする。

内部IRCおよびCRMモデルは、具体的には以下の第1の柱の規制要件を満たすその他の内部モデルと同様の管理の対象となる。

- 継続的な監視により、IRCモデルおよびCRMモデル、ならびにそのキャリブレーションの妥当性を継続的に把握することができる。かかる監視は、少なくとも毎年検討されるモデル化仮説に基づいている。これらの測定基準は、1年間で99.9%の分位点を通して推定されているため、違反の頻度が低いということは、VaRモデルに対して行われたようなバックテストが不可能であることを意味する。特に、かかる検討には以下が含まれる。

- － IRCモデルとCRMモデルに用いられる格付遷移行列の構成の妥当性の確認
- － かかる2つのモデルに用いられる債務不履行の可能性のバックテスト
- － CRM計算に用いられる債務不履行事由における回収率普及モデルの妥当性についての確認

これらの測定基準の正確性の確認については：

- － 各商品の、デルタ、ガンマといった感応度に加えて、市場回収率で計算された債務不履行事由により被る損失の水準（ジャンプ トゥ デフォルト）に基づいてIRCを算出する場合、この手法の正確性は半年毎に行われる完全な金利改定を勘案し、確認される。
 - － CRMに対する確認は、その算定が完全に金利改定された後に行われるため不要である。
- かかる測定基準は、規制当局によって定められた規範的なストレス テストと比較される。特に、IRCの測定基準については、EBAストレス試験とリスク選好度が定期的実施されている。これらのストレステストは、発行体への不利な格付けの遷移、信用スプレッドへのショック、格付遷移行列を適用することで構成されている。その他・ストレス テストは、発行体と格付遷移行列上の仮説を正当化するために、暫定的に実施される場合もある。
- かかる測定基準に対する分析は、市場リスクの測定基準の作成および認証チームによって毎週実施される。
- 手法およびその導入は、初めにフランス健全性監督・破綻処理当局（ACPR）による検証を受けている。その後、内部モデルの検証を担当するリスク部門が、第2防衛ラインとして、IRCおよびCRMの検討を定期的実施する。かかる独立した検討プロセスは、（i）担当委員会による検討および承認を経て、（ii）当該検討の対象、実施されたテストおよびその結果、提案事項ならびに当該検討の結論が詳述された監査報告書としてまとめられ、終了する。モデルによる統制体制の下、関係当局への随時の報告が促される。
- さらに、対象範囲の完全性およびポジションを示すデータの質につき、業務上の定期的な確認がなされる。
- （1） IRCの計算を要するすべてのポートフォリオにつき、同じ内部モデルが用いられる。CRMが計算されるポートフォリオについても同様である。ただし、内部モデル（IRCおよびCRM）の対象範囲は、VaRの範囲に含まれる。なお、内部モデルによるVaR計算の使用が認められた事業体に限り、IRCおよびCRM計算のために内部モデルを使用することができる。
- （2） 1年間の継続的な流動性ホライズンが使用されるが、これは、IRCおよびCRMを計算するためのポジションに適用されるショックが1年間の瞬間的なショックであることを、意味する。この仮説は、より短い流動性ホライズンと比較しても、モデルおよび資本の観点からも最も慎重な選択肢である。

表35：IRC（99.9%）およびCRM（99.9%）

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日	2018年12月31日
追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）（99.9%）		
期首	317	263
最大値	352	316
平均値	192	211
最低値	58	116
期末	83	266
包括的リスク測定（CRM）（99.9%）		
期首	164	213
最大値	211	310
平均値	144	237
最低値	73	165
期末	95	221

定量的情報

表36：リスク要因別の市場リスクの資本要件およびRWA

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産			資本要件		
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	変動	2019年 12月31日	2018年 12月31日	変動
VaR	3,881	3,365	516	310	269	41
ストレスVaR	6,678	11,771	(5,093)	534	942	(408)
追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）	1,361	3,322	(1,961)	109	266	(157)
相関ポートフォリオ（CRM）	1,220	2,799	(1,579)	98	224	(126)
内部モデルにより評価された市場リスク 合計	13,140	21,257	(8,117)	1,051	1,701	(650)
トレーディング ポートフォリオにおける 証券化ポジションに係る特定リスク	277	71	206	22	6	16
為替ポジションに係るリスク	865	1,790	(925)	69	143	(74)
金利（証券化を除く。）に係る一般的な リスクおよび特定リスク	231	413	(182)	18	33	(15)
所有ポジションに係るリスク	-	136	(136)	-	11	(11)
コモディティに係るリスク	0	34	(34)	0	3	(3)
標準的手法により評価された市場リスク 合計	1,373	2,444	(1,071)	110	196	(86)
合計	14,513	23,701	(9,188)	1,161	1,897	(736)

市場リスクに関連するソシエテ・ジェネラルの資本要件の91%が内部モデル手法を用いて算定されている。標準的手法は、主に帳簿の一部をなさない外国為替リスクを表するポジションおよび内部的に開発された主要ITツールにアクセス権のない当グループの子会社、ならびに当グループが監督当局から内部モデルの使用の承認を待っている子会社が用いている。主に関係する企業は、ソシエテ・ジェネラル・インターナショナル・リミテッドならびにロスバンク、SGマロック、クレディ デュ ノール、BRDおよびSGブレジル等のいくつかの国際リテールバンキング&金融サービス部門の企業である。市場リスクに関連する資本要件の減少は、主として以下に起因するものである。

- 2018年末と比較して、主として株式および債券のポジション間の補償レベルの上昇によるSVaRの減少
- IRCの補償対象範囲に基づくエクスポージャーの減少によるIRCの対象となるRWAの落ち込み
- 直前四半期に行われた手法の改善の結果によるCRMの対象となるRWAの減少

表37：市場リスクの種類別の資本要件およびRWA

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		資本要件	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
為替ポジションに係るリスク	1,173	2,820	94	226
信用に関連するリスク（控除を除く。）	4,768	8,373	381	670
コモディティに係るリスク	792	272	63	22
所有ポジションに係るリスク	3,904	5,454	312	436
金利に係るリスク	3,876	6,782	310	543
合計	14,513	23,701	1,161	1,897

(7) オペレーショナル リスク

オペレーショナル リスクとは、プロセス、人材もしくは情報システムの不備もしくは欠陥または外部的事象から生じる損失を被るリスクである。

オペレーショナル リスクは、下記「オペレーショナル リスクの監視プロセス」に概説する8のリスク分類に含まれており、以下のリスクを含んでいる。

- ITおよび情報システム セキュリティ リスク（サイバー犯罪、ITシステムの障害等）
- サービスの外部委託および事業継続に関するリスク
- 法令不遵守のリスク（法的リスクおよび税務リスクを含む。）：当グループの業務を規制する規定の不遵守を理由とする裁判所の命令による制裁、行政処分もしくは懲戒処分のリスクまたは重大な財務損失のリスク
- レピュテーション リスク：当グループによる取引関係の維持または従事および資金調達源へのアクセスの保持に悪影響を及ぼす可能性のある顧客、カウンターパーティ、株主、投資家または規制当局の側の否定的な見解から生じるリスク
- 不祥事リスク：当グループの行動規範に反する当行またはその従業員の作為（もしくは不作為）または振る舞いにより生じ、利害関係者に対し不利な結果をもたらすか、または当行の持続可能性もしくはレピュテーションを危険にさらす可能性があるリスク

法令不遵守のリスク、レピュテーション リスクおよび不適切な行為によるリスクに関する枠組は、下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コンプライアンス リスク」に詳述されている。

オペレーショナル リスク管理の組織

当グループのオペレーショナル リスク管理の枠組（下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コンプライアンス リスク」に詳述されている法令不遵守のリスクを除く。）は、以下の参加者による2段階のシステムを中心に構成されている。

- リスクが確実に特定、分析、測定、監視、管理、報告され、当グループが定めたリスク選好度の限度内に収まるために、枠組を適用し統制体制を整備する責任を負う各主力事業活動における第1防衛ライン
 - 当グループのリスク部門内のオペレーショナル リスク部による第2防衛ライン
- オペレーショナル リスク部は、特に以下の事項を担当する。
- オペレーショナル リスク（不正行為のリスク、情報システムおよび情報セキュリティに関連するリスク、ならびに事業継続および危機管理に関連するリスクを含む。）のBUまたはSUによる管理に対する批判的検査の実施
 - オペレーショナル リスクの体系に関する規程および手続の制定ならびにグループ横断的分析の提示
 - オペレーショナル リスクの枠組に関するリスク指標および監視指標の提示

オペレーショナル リスク部は、当グループ全体をカバーするために、地域ハブによる支援を受けた中核チームを擁する。地域ハブは、内部監督の目的上および規制当局に対する報告目的上の両方のために、当行のリスク プロファイルの総体的、予測的かつ妥当な統合的概観を得るのに必要なあらゆる情報を中核チームに提供するよう、報告を行う。

地域のハブは、それぞれの地域の規制当局による要求に従って、オペレーショナル リスク部の任務を実行する責任を負う。

オペレーショナル リスク部は、BUまたはSUの主力事業活動におけるオペレーショナル リスクの通信担当者のネットワークを通じて、第1防衛ラインとやりとりする。

特に事業継続、危機管理および情報セキュリティに関連するリスクについては、オペレーショナル リスク部は、グループ セキュリティ部に関連するかかるリスクの管理について批判的検討を行っている。特に、ITリスクについては、オペレーショナル リスク部は、経営資源・デジタル移行部門に関連するかかるリスクの管理について批判的検討を行っている。

2次レベルの統制

オペレーショナル リスクに対する第2防衛ラインは、規定の検証および1次レベルの統制の効率的な実行、特に、1次レベルの統制の結果を量的側面および質的側面に関して（とりわけ実現率、変則レベル等に関して）検査することからなる。この検討により、重要な統制およびリスクの種類に基づく統制の実施ならびに改善行動計画の有効性および妥当性の検査も可能になる。

内部統制の枠組に従って、リスクに係る2次レベルの恒常的統制チームは、オペレーショナル リスクに関する2次レベルの統制を実施しており、これには、各事業固有のリスク（信用リスクや市場リスクに関連するオペレーショナル リスクを含む。）に加え、調達、コミュニケーション、財産、人材およびITシステムに関連するリスクが含まれる。

財産および人員のセキュリティに関連するリスク

グループ セキュリティ部（SEGL/DSG）は、脅威の評価と微弱徴候の特定を可能にし、事前の警告をし、また、人員、当グループの有形資産および無形資産を保護するセキュリティに関する将来を見越した構想の策定を担当する。また、グループ セキュリティ部は、いかなる状況でも当行の重要な事業活動を維持する行動計画を調整し、必要に応じて危機管理を支援する。SEGL/DSGは、セキュリティの問題に関して第1防衛ライン（第1防衛ラインの専門家）として行動する。

かかる目的の達成に向けた同部の主な任務は、以下の通りである。

- セキュリティの問題に関するグループ レベルの構想の策定
- 当グループが直面する既存または将来のセキュリティ上の脅威およびリスクならびにそれらに直面した場合の当グループの脆弱性の特定
- 当グループの活動に対する保護を高め、セキュリティの危機に確実に耐えられるようにするための当グループのメカニズムおよび方針の開発および伝達
- 当グループのセキュリティ監視メカニズムの実施
- 当グループの危機管理体制の整備
- セキュリティの問題に関する国内の、欧州のおよび国際的な治安当局との関係の調整

- 経済上の情報収集活動の展開および調整
- 不正行為への対抗の支援
- 当グループにおけるセキュリティ文化の強化（研修、コミュニケーション活動等）

以上すべてのリスクの管理は、オペレーショナル リスク システムに基づいており、第2防衛ラインはオペレーショナル リスク部により提供されている。

情報セキュリティに関連するリスク

ソシエテ・ジェネラルにとって情報は戦略的資産である。書面、電子データまたは口頭の別を問わず、情報の利用および情報へのアクセスは、法令を遵守して行わなければならない。

そのために、事務総括レベルに属するグループ セキュリティ部は、2019年4月に新たなグループ情報セキュリティ方針（PGSIN）を公表した。PGSINは、人間的側面（例えば、ローカル内外およびソーシャルネットワークにおける監視）への配慮を強化し、ITセキュリティ方針（例えば、情報暗号化）を活用することで、対象の全体像を提供する。また、PGSINは、当グループにセキュリティ文化を広める重要性を喚起する。

グループ セキュリティ部は、SG規準でのPGSINの公表後、経営資源・デジタル移行部門チームと共同で、かかる方針の実現強化に向けたイニシアチブ（例えば、当グループ従業員および外部プロバイダーの情報セキュリティ認識モジュールの構築、情報保護）を立ち上げ、または支援している。これらの活動は、後述するITセキュリティに関する基本計画と連携している。

ITシステムに関して、ITセキュリティ・ITオペレーショナル リスク部のヘッドは、経営資源・デジタル移行部門に属する。グループ セキュリティ担当取締役は、その職務権限に基づき、電子情報を保護する戦略を提案し、ITセキュリティ関連部署を活性化する。ITセキュリティの枠組は、市場の標準規格（NIST、ISO第27002号）と整合するよう整備され、BUまたはSUで実行されている。

業務レベルでは、当グループは、事故の管理、セキュリティに関する監視およびサイバー犯罪への対策を担当するCERT（コンピューター緊急対応チーム）部署に依拠している。このチームは、グループ内外の多様な情報源および監視資源を利用している。また、2018年からは、配備しているセキュリティ システムの有効性の評価や、実際の攻撃を想定した演習での防衛チーム（ブルー チーム）の検知・反応能力のテストを主な業務とする社内レッド チームを設置し、この部署を強化している。レッド チームの活動により、当グループは、ソシエテ・ジェネラル情報システムのセキュリティ上の脆弱性についての理解を深め、世界的な改善戦略の実施を支援するとともに、サイバー セキュリティ防衛チームの育成を行うことができる。

デジタル攻撃の件数の増加および高度化を考慮すると、サイバー犯罪のリスクは、銀行業界にとってますます深刻化している。ソシエテ・ジェネラルは、顧客を保護するためにデータおよび情報システムを大変重要視している。サイバー犯罪のリスクについては、ITセキュリティおよびオペレーショナル リスク各チームが共同で対応し、ITセキュリティに関する基本計画の枠組内で経営執行部が監視している。サイバー犯罪のリスク対応には、3年間で650百万ユーロの予算が割り当てられた。

したがって、ITセキュリティに関する基本計画は、当グループの戦略計画である「成長への変革」を支えるため、以下の5つの主要な柱を中心として構築されており、2020年に向けた取組みを推進している。

- 当行の顧客に関するセキュリティ：安全なデジタル利用を促進し、当行の顧客におけるサイバー セキュリティの文化を強化すること。
- 主要資産の保護：データへの保護措置をさらに厳重化し、最も機密性の高いアプリケーションのセキュリティを確保すること。
- 当グループの探知能力および対応力強化の継続
- 当グループのITシステムおよびプロセスの敏捷性およびトラスト ゾーンの向上による、内部およびパートナーとのやりとりの円滑化
- サイバー インスティテュートの創設、意識向上および従業員支援を通じたITセキュリティ セクターの専門知識の開発

経営資源・デジタル移行部門における中核チームは、ITオペレーショナル リスクの管理および監督に責任を負う。当該チームの主な任務は以下の通りである。

- 当行がそのITリスクをより深く理解し、極端なリスク シナリオに対する備えを強化し、自らのITリスクとより見合った投資を行うことを可能にする、極端なリスク シナリオ（例えば、サイバー攻撃、プロバイダーの障害等）を含む当グループの主要なITリスクの定義および評価
- とりわけ主要リスク指標（KRI）を通じて、当行のリスクに対処するための管理を可能にする要因情報を提供すること。これらの情報は、ソシエテ・ジェネラルのリスク委員会および取締役会のリスク委員会に対して伝達される。これらは、IT戦略およびセキュリティ戦略ならびにこれらの目的と合致しているか定期的に見直される。
- より一般的に、ITオペレーショナル リスクに関係するすべてのデバイスの質および信頼性を確保すること。かかるITリスクの恒常的統制システムには特に注意が払われ、これらはITの規範およびセキュリティ管理の定義ならびにITオペレーショナル リスクに関して経営上の監督を配置する当グループのサポートに基づく。2019年において、恒常的統制の転換プログラムである「PCT」の一環として、新版のITリスク／ITセキュリティの規範的管理が開発され、2020年第3四半期までに当グループ全体に配置することが義務付けられている。

以上すべてのリスクの管理は、オペレーショナル リスク システムに基づいており、第2防衛ラインはオペレーショナル リスク部により提供されている。

オペレーショナル リスクの監視プロセス

当グループのオペレーショナル リスクを管理する主要な枠組は、以下の通りである。

- 内部損失・重大事故の収集および外部損失の分析
- リスク・管理の自己評価
- リスク指標の監視
- シナリオ分析の開発
- 新商品の枠組
- 外部委託したサービスの管理
- 危機管理および事業継続
- 情報システム セキュリティ管理

ソシエテ・ジェネラルは、オペレーショナル リスクを8の分類事由および58のリスク分類に区分する。これらはリスクのモデル化の礎石であり、システムの一貫性を確保し、当グループ全体の事業間の分析を可能にする。

8の分類事由は、以下の通りである。

- 営業上の訴訟
- 当局との訴訟
- 価格設定またはリスク評価の過誤（モデル リスクを含む。）
- 執行上の過失
- 不正行為およびその他の犯罪行為
- 不正取引
- 経営資源の喪失
- ITシステム障害

内部損失・重大事故データの収集

内部損失データは2003年以降、また重大事故データは2019年以降、当グループ全体において蓄積されている。手順は以下の通りである。

- 適切な是正措置の策定および実施
- リスク分野に関するより深い理解の達成
- 当グループにおけるオペレーショナル リスクに関する意識および注意の強化

当グループの計上の対象となる最低損失（または利益もしくは概ねの損失）金額は10,000ユーロ（ただし、グローバル事業活動に関しては20,000ユーロ）となっている。

財務上の影響を伴わない事故は、特に契約上のコミットメント、レピュテーション、日常業務、リスク選好度または当グループの規制遵守の水準への影響度合いに応じて重大とみなされる場合にも報告される。

外部損失の分析

外部損失は、外部プロバイダーが管理するデータベースおよびコンソーシアムの一部として銀行業界から共有されているデータから提供された、銀行セクターおよび金融セクターが被ったオペレーションに係る損失のデータに相応する。

かかるデータは、当グループのオペレーショナル リスクに対するエクスポージャーの特定および評価を強化するために使用される。

リスク管理自己評価

リスク管理自己評価（RCSA）に基づいて、各マネジャーは対象範囲内の各事業体が業務を通じてさらされているオペレーショナル リスクのエクスポージャーを評価し、管理の改善を図っている。

当グループが定めた方法は、グループ全体の業績の一貫性を担保するために、オペレーショナル リスクおよび当該リスクを管理する枠組を特定および評価する一貫した手法をとることである。これは、特に業務のポジトリに基づいている。

以下を目標に掲げる。

- 各事業活動がさらされている主要なオペレーショナル リスク（内在するリスク、すなわち、予防・管理システムは勘案されていない事業活動の性質に固有のリスク）（潜在的損失の金額と頻度の平均値による。）の特定および評価。必要に応じて、機能別に設定されたリスク マッピング（例えばコンプライアンス、情報システムのセキュリティ等）が内在するリスクの評価に提供される。
- 主要なリスク予防・低減策の質の評価
- リスク予防・低減策を考慮した後に各事業活動に残存するリスク エクスポージャー（「残存リスク」）の測定。ただし、保険による補償は勘案されない。
- 是正措置計画の実施および主要リスク指標の定義による予防・管理システムの欠陥の是正。行動計画が存在しない場合、必要であれば、リスクの許容は適切な階層レベルにより形式に則って検証される。
- 必要に応じたリスク保険戦略の適応

主要リスク指標

主要リスク指標（KRI）は、事業リスク プロファイルの変化に関するダイナミックな見解（警告システム）を提供することにより、全体的なオペレーショナル リスク管理システムを補完する。

かかる指標のフォローアップは、事業体の責任者に対し、リスクおよび予防・管理環境における改善または悪化に関する定期的な測定を提供する。

当グループ レベルでの横断的なKRIおよび損失の分析は、特定のダッシュボードを用いてグループ執行委員会に四半期毎に報告される。

シナリオ分析

シナリオ分析は、潜在的に重大なリスク分野の当グループへの通知およびオペレーショナル リスクを補償するための自己資本の算出への寄与という2つの目的を果たしている。

これらの分析は、各リスク分野の損失分布における専門的見解を構築することを可能とし、それにより非常に深刻なシナリオにおける潜在的損失に対するエクスポージャーの測定（健全性資本要件の計算も含まれることがある。）を可能とする。

実際には、様々なシナリオが専門家により精査され、かかる専門家は内部および外部損失データならびに内部枠組（管理・予防システム）および外部環境（規制、事業活動等）を考慮することにより、当グループに対する潜在的な影響の深刻度および発生頻度を測定する。

ガバナンスは、特に以下の事項を行うために確立されている。

- リスク委員会（CORISQ）が毎年のシナリオのアップデート プログラムを承認することに対する許可
- 関与する部の内部統制調整委員会または特別な会議を通じて事業部門およびコーポレート部門の上級経営陣がシナリオを承認することに対する許可
- CORISQを通じた、当グループのリスク階層およびシナリオの適切性に関する全体的な審査の実施

新商品委員会

各部門は、その新商品案（商業商品に限る。）を、新商品委員会に提出する。

リスク部門および関連する事業部門と連携する当該委員会は、顧客向けの新商品の創出およびマーケティング条件を決定する意思決定機関である。

当該委員会は、新商品の発売前に誘発されるあらゆる種類のリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびリファイナンス リスク、カントリー リスク、オペレーショナル リスク、法的リスク、会計リスク、税務リスク、金融リスク、情報システム リスクならびにコンプライアンス リスク、レピュテーション リスク、個人情報保護リスクおよび企業の社会的責任リスク等）を確実に特定、査定し、また必要に応じて、残存リスクを許容する軽減措置の対象とすることを目的とする。

「新商品」の定義には、新商品または新サービスの創出から、既存商品または既存サービスの開発が異なるリスクをもたらすか、リスクを高める可能性が生じた時点で当該開発までが含まれる。当該開発は、新しい規制環境等の事項、新規分野のマーケティング、または新しいタイプの顧客に関連している可能性がある。

サービスの外部委託

銀行サービスの中には、当グループ外や当グループ内（例えば、当行の共通サービス センター内）に外部委託されているものもある。この2つの下請けチャネルは、リスクに適応した形で監督されている。

基準と手法を備えた枠組は、外部委託に関連するオペレーショナル リスクの管理、および当グループの承認により設定された条件の尊重を確実に実行する一助となる。

当該枠組は、関連する業務とBU/SUを特定することで当グループの外部委託を把握し、リスクの知識を持って適切に監督することにより外部委託を制御する一助となる。

調査段階では、事業部門が、当グループによって定められた基準の枠組内でサービスを外部委託する決定をしている。外部委託プロジェクトは、プロジェクト マネジャーが主導し、専門家の意見に基づいたリスク分析を経て、残存リスク レベルを許容するスポンサーにより承認される。これにより、評価の一貫性と当グループ全体の意思決定の一貫性が確保される。

かかる分析には、少なくとも、オペレーショナル リスク（不正行為のリスク、執行上のリスク等が含まれる。）、法的リスク、税務リスク、法令不遵守のリスク、レピュテーション リスク、サプライヤー リスク、人材リスク、社会的および環境責任リスク、事業継続リスク、データ品質に関するリスク、情報セキュリティおよびデータ保護に関するリスクが含まれる。

法律専門家は、不可欠なサービスの外部委託の定義につき、2014年11月3日付命令の定義と同じ定義を適用する。

これにより、外部委託されたサービスはすべて、そのリスク レベル毎に定められた頻度で監視される。

当グループ全体のサービスは強化された監視の対象となり、極めて規則的な契約上の監視がなされる。これらのサービスは、「主力事業活動」としての概念、財務的影響およびレピュテーション リスクといった基準を用いて特定され、オペレーショナル リスク部門が議長を務める専属の委員会により承認される。

最終段階で、サービスの流出が管理される。

危機管理および事業継続

危機管理および事業継続システムは、潜在的な事故による顧客、従業員、業務およびインフラストラクチャーへの影響を可能な限り軽減することで、当グループのレピュテーション、ブランド イメージおよび財政回復力の保護を目指す。かかるシステムはまた、規制要件を満たしている。

当グループの各事業体の事業継続システムの運用および追跡に適用される手法は、国際的基準を満たす方法論に基づく。

2018-2020年ITセキュリティに関する基本計画

最近3年間での総額650百万ユーロの投資により、ITセキュリティに関する基本計画は、サイバー セキュリティをソシエテ・ジェネラルとその顧客との間の信頼されるデジタル関係の中心に位置付けている。

サイバー リスクおよび当グループのITセキュリティを強化するための措置の査定は、当グループの経営陣と四半期毎に共有されるダッシュボードを使用することにより管理される。規制当局および標準化団体（ACPR、EBA、NIST等）により推奨されたITセキュリティ リスクの8つの標準的分類を対象とする一連の主要リスク指標（KRI）に関連して構築されたダッシュボードは、当グループのリスク選好度および行動計画の有効性の遵守を証明する手段の1つである。

注意喚起の観点で、情報セキュリティに関する複数言語のEラーニング モジュールは、当グループの内部スタッフ全員およびサービス プロバイダー全員が当グループの情報システムを使用または当該システムにアクセスするために必須である。2019年末現在、ソシエテ・ジェネラル・グループの従業員の97%が研修の有効性を確認した。

2019年末には、当グループ執行委員会のエグゼクティブ アシスタント向けの特別なEラーニング モジュールが導入された。当グループの執行委員会の委員と緊密に協力していることから、エグゼクティブ アシスタントは不正を行う者やその他のサイバー海賊行為の標的となる可能性がある。Eラーニング モジュールの目的は、ソーシャル エンジニアリングのリスクや不正行為の企てに対する認識を高めることである。

また、ソシエテ・ジェネラルでは毎年2,500名を超える研修生にトレーニングを提供している。現在では、研修生に対し、就労前に署名する秘密保持誓約書が計画的に送付されている。当グループは、特に当グループで効力を有する情報保護規則を再認識させるために、専用のオン ボーディング セッションを行っており、例えば、トレーニング報告書の内容については、外部に回覧される前に、管理職による確認を受けることが義務付けられている。

さらに、従業員だけでなく顧客に対する特定の注意喚起行動は、年度を通して実施されている（相談、デモンストレーション、ワークショップ等）。例えば、偽のフィッシングEメールを全従業員に少なくとも年2回送信することで、従業員は、疑わしいEメールを見抜き、正しい行動を取れるようになる。2015年の最初の活動以来、リンクのクリック数または添付物の開封数は半減し、疑わしいメッセージのセキュリティ チームへの報告率は、約3倍となった。

オペレーショナル リスクの測定

ソシエテ・ジェネラルは、2004年以降、オペレーショナル リスクを測定するため資本要求指令により許可された先進的計測手法（AMA）を使用してきた。当グループの主要な事業体で展開されるこの手法により、以下のことが可能となる。

- 最大のリスク エクスポージャーを有する事業の特定
- 当グループのリスク プロファイルおよび全体的な資本要件に最大の影響をもたらすリスクの種類の特
定
- 当グループのオペレーショナル リスクの管理の強化

オペレーショナル リスクのモデル化

当グループがオペレーショナル リスクのモデル化に使用する統計的手法は、AMAの内部モデルに関する損失分布手法（LDA）に基づいている。

この手法に基づき、オペレーショナル リスクは、それぞれがリスクの種類および当グループの主力事業部門を示すセグメントを用いて、モデル化されている。過去の内部損失、外部損失、内部環境および外部環境ならびにシナリオ分析に基づいてオペレーショナル リスクの発生頻度および深刻度が予測され、年間損失分布はセグメント毎に算出される。かかる手法は、サイバー犯罪およびセーヌ川の洪水といった主力事業部門に関する事業間リスクを測定する事業横断的なシナリオ分析によって補完される。

各セグメントまたは事業間シナリオ分析に関連する個別リスクに加えて、かかるモデルには様々な種類のリスクおよび主力事業間の多様性ならびに当グループが採用する保険の方針による効果が考慮される。

オペレーショナル リスクに関する当グループの資本要件規制は、AMAの内部モデルの対象範囲において、当グループの年間損失分布の99.9%と規定されている。

当グループの一部の事業体、特に海外のリテール バンキング事業においては、標準的手法が適用されており、資本要件の算出は、プロダクト ネット バンキングに基づく財務情報の最近3年間の平均値に、規制当局が定め、かつ、各事業区分に対応する要素を乗じたものと定義されている。算出にあたっては、当グループのすべての事業部門を8の規制上の業務に分割している。

ソシエテ・ジェネラルのオペレーショナル リスクに関する資本要件合計は、2019年末現在で3.8十億ユーロ、リスク加重資産は47.9十億ユーロであった。かかる評価は、AMAおよび標準的な範囲の資本要件を含む。

リスクのモデル化における保険の補償

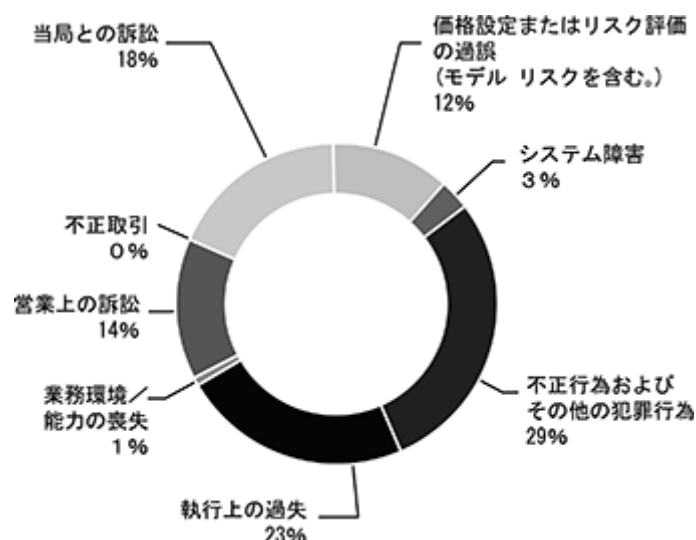
ソシエテ・ジェネラルは、オペレーショナル リスクに関する当グループの規制上の自己資本の算出において、規定に従い、かかる必要資本要件の20%を上限として、保険契約によるリスクの補償を統合する。これらの保険契約は、例えば民事上の責任、不正行為、火災および窃盗等の当グループの主要なリスクの一部に加えてシステム障害を補償する。

保険契約によるリスク軽減により、オペレーショナル リスクの必要資本要件総額は5.9%減少した。

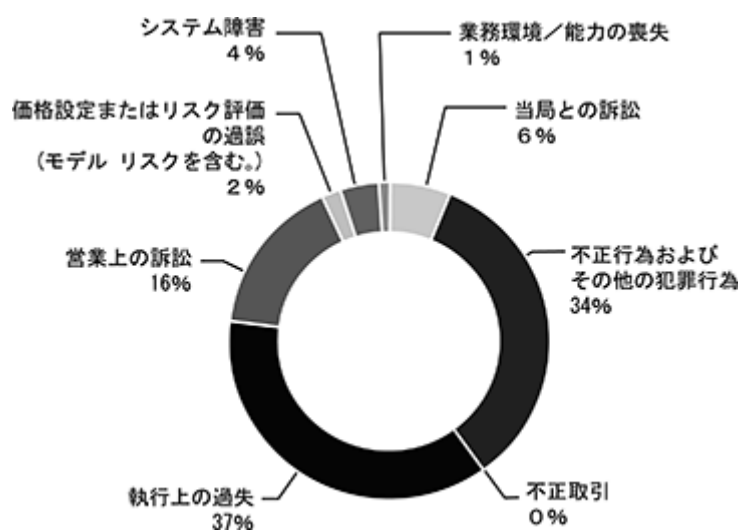
定量的データ

以下の図は、2015年から2019年までの期間のオペレーションに係る損失の内訳をリスク分類別に示している。

ソシエテ・ジェネラル リスク事象分類別オペレーショナル リスクに係る損失（金額）



ソシエテ・ジェネラル リスク事象分類別オペレーショナル リスクに係る損失（件数）



過去5年間、ソシエテ・ジェネラルのオペレーショナル リスクは、平均して、当グループのオペレーションに係る損失総額の96%を占める5つのリスク分類に集中している。

- 不正行為およびその他の犯罪行為は、当期のオペレーションに係る損失総額の29%を占めた。これらは、金融書類に関する外部の不正行為（顧客により改ざんされた財務諸表、担保／保証の盗難または横領等）、手動による決済手段（現金、振込、小切手）に関する不正行為、および出資済み設備に関するサプライヤーの不正行為で主に構成されている。

- 執行上の過失は、オペレーションに係る損失総額の23%を占め、当グループの2番目に大きな損失要因となっている。このカテゴリーの損失額は、当期を通じて安定的に推移している。
- 当局との訴訟は、当期における当グループのオペレーションに係る損失総額の18%を占め、3番目に大きなカテゴリーとなった。このカテゴリーの損失額は、2018年の当グループの主な訴訟の解決を受けて、2019年に大きく減少した。
- 営業上の訴訟は、当グループのオペレーションに係る損失総額の14%を占めた。対象期間中において、このカテゴリーは減少傾向にある。
- 価格設定またはリスク評価の過誤（モデル リスクを含む。）は、オペレーションに係る損失総額の12%を占めた。これは主に価格設定およびALMモデルに関するものである。

当グループのオペレーショナル リスクのその他のカテゴリー（不正取引、システム障害、業務環境／能力の喪失）による影響力は依然として相対的に低く、平均して2015年から2019年までの期間における当グループの損失のわずか4%に相当する。

リスク加重資産および資本要件

オペレーショナル リスクに関するソシエテ・ジェネラルの資本要件は、主として内部モデルによる先進的計測手法（AMA）を用いて測定（2019年は95%および2018年は94%）される。AMAの範囲におけるリスク加重資産の総額は、当グループのオペレーショナル リスク プロファイルの変更を反映し、わずかに減少（1,258百万ユーロ減、すなわち2.7%減）した。標準的手法を用いたリスク加重資産の減少は、事業の減速と2019年中の東欧における複数の事業体の処分を主因としている。

以下の表は、2019年12月31日現在の当グループのリスク加重資産および対応する資本要件の内訳である。

表38：オペレーショナル リスクに関するリスク加重資産および資本要件

	2019年12月31日				2018年12月31日			
	標準的手法 に基づく RWA	先進的計測 手法（AMA） に基づく RWA	RWA合計	資本要件	標準的手法 に基づく RWA	先進的計測 手法（AMA） に基づく RWA	RWA合計	資本要件
（単位：百万ユーロ）								
グローバル バンキン グ&インベスター ソリューションズ部門	189	32,007	32,196	2,576	289	32,804	33,093	2,647
コーポレートセンター	364	3,141	3,505	280	275	3,138	3,413	273
国際リテール バンキン グ&金融サービス部門	1,884	5,029	6,913	553	2,284	5,376	7,659	613
フランス国内リテール バンキング部門	33	5,313	5,346	428	23	5,432	5,455	436
合計	2,470	45,491	47,961	3,837	2,872	46,749	49,621	3,970

オペレーショナル リスクの保険

保険加入の方針

一般的な方針

1993年以降、ソシエテ・ジェネラルは、保険を通じて当グループのオペレーショナル リスクをヘッジする、グローバルな方針を実施している。

これには、発生したリスクに関する、最も広範囲の保証を受けることができる市場を探すことおよび可能な限りすべての事業体がかかる保証から恩恵を受けることができるようにすることが含まれる。保険契約は大手保険会社と締結されている。現地の法律により要求される場合には、現地の保険に加入し、その後グローバルプログラムに加入している保険会社による再保険に加入する。

また、特定の事業活動を遂行している事業体は、特別な保険契約を結ぶ場合がある。

事業体間の多発的で低水準のリスクをプールするために、当グループの内部再保険会社は複数の保険契約に介在する。この取組みは、当グループのリスクに関する認識および管理の改善に寄与している。

主な保険契約の内容

一般的なリスク

建物および備品（IT機器を含む。）は、再取得価額で保険に加入している。国外でのテロ行為を保証範囲とする保険が更新されている。

専門職業賠償責任以外の損害賠償（事業活動、最高経営責任者および取締役、車両等に関連する損害賠償）に対しては、世界各地で保険に加入している。保険金額は、営業上の必要額に合わせて、各国で異なる。

事業活動から生じるリスク

保険は、あくまで当グループの事業活動に内在するリスクの影響を相殺するための手段の1つであり、当グループのリスク管理方針を補完するものである。

窃盗・不正行為

これらのリスクは、世界各地の当グループの金融活動をカバーする金融機関包括補償保険に含まれている。

不当な個人的利益の取得を目的とするかまたは当グループに対する損害を意図している内部の不正行為（従業員または従業員とともに行動する第三者によるもの）および外部の不正行為（第三者単独によるもの）は、保険により補償されている。

専門職業賠償責任

当グループの専門的行為における従業員または管理職のいかなる法的行為の帰結も、グローバル保険契約に含まれている。

サイバー攻撃

銀行セクターに限らず、主にデータ窃盗またはコンピューター システムへの侵害もしくは破壊等の新たな形態の犯罪が急速に発展している環境において、サイバー リスク保険契約への加入がなされた。

(8) 構造的金利・為替リスク

監査済 | 金利・為替リスクに対する構造的エクスポージャーは、商業取引、関連するヘッジ取引およびコーポレートセンターの取引から生じる。

トレーディング勘定活動に関わる金利・為替リスクは、市場リスクのカテゴリーに属するため、構造的リスク測定の対象範囲から除外されている。構造的エクスポージャーおよび市場エクスポージャーは、当グループの全般的な金利・為替エクスポージャーを構成する。

連結事業体における構造的金利・為替リスクを可能な限り低減させることが一般的な原則である。従って、当該事業体間において、商業およびコーポレートセンター業務は、可能な限り、金利および為替に関して調和しなければならない。連結ベースでは、為替変動に対する当グループの普通株式等Tier 1 (CET 1) 比率の感応度への影響を抑えるために、構造的な外国為替ポジションが保持される。

構造的金利・為替リスクの管理組織

これらのリスクを管理する原則および基準は、グループ レベルで規定されている。これらのリスクの管理については、各事業体が第一義的責任を負う。グループ財務部門内の資産負債管理（以下「ALM」という。）部が、管理の枠組を補完する。

経営執行部の組織であるグループ財務委員会

グループ財務委員会の目的は、以下の事項を行うことである。

- 構造的リスクの監視・管理・監督システムの適正を認証および確認
- 総括的報告を通じた当グループの構造的リスクの変動の検証
- グループ財務部門が提案する措置の検証および認証

グループ財務部門内のALM部

ALM（資産負債管理）部は、以下の事項に責任を負う。

- 構造的リスクに関する当グループの政策の策定および構造的リスクに関するリスク選好度の形式化
- 様々な種類の構造的リスクの操作指標および全体的なストレス テスト シナリオの策定ならびに事業部門、事業体、事業ユニット（BU）およびサービス ユニット（SU）の主要な限度額の設定
- 当グループの構造的リスク エクスポージャーの分析およびヘッジ戦略の策定
- 構造的リスクに関する規制環境の監視
- 当グループのALM方針の策定
- 構造的リスクの測定基準の標準的環境の策定、手法のモデル化および立案
- 当グループの各事業体が構造的リスクに関して使用するモデルの策定

- 当グループの構造的リスクの特定、集約および報告
- 構造的リスク限度額の遵守の監視

リスク部門内のALMリスク管理部

当グループ内で使用されているALMモデルおよび関連する枠組の2次レベルの監督は、ALMリスク管理部内の専門サービスにより提供される。かかる部は、以下の事項を行う。

- 計測方法の原則、供給パラメータおよびALMモデルのバックテストの認証
- リスク指標定義、ストレス テスト シナリオおよび構造的リスクの枠組に関するグループ財務部門からの提案を要求および分析
- 2次レベルにおいて、事業体の枠組、BU/SUおよび当グループの枠組が、1次レベルの統制チームと協力して、定期的な検討を遵守および実施されることを確認

ALMリスク管理部はまた、当グループのモデル検証委員会および当グループのALM基準検証委員会を設置し、その議長を務める。

各事業体およびBU/SUはALMリスクの管理責任を負う

各事業体および各BU/SUは、構造的リスクにおける1次レベルの統制を実行し、定期的に、負担するリスクの評価に責任を負う。リスク報告書の作成ならびにヘッジング オプションの開発および実施を行う。

各事業体および各BU/SUは、当グループの基準に従い、また、与えられた限度額を遵守することが求められる。

そのため、事業体およびBU/SUは、グループ レベルで策定された基準を適用し、財務部門の中心的なモデリング チームの支援を得てモデルを開発する。

各事業体の財務部門に報告を行うALMマネジャーは、これらのリスクを監視（1次レベル統制）する責任を負う。当該マネジャーは、ALMのリスクをグループ財務部門に報告する責任を負う。すべての事業体はALM委員会を設置しており、認証されたモデルの適用、金利・為替リスクに対するエクスポージャーの管理ならびに当グループの規定した原則および財務委員会およびBU/SUのALM委員会が認証した限度額に従ったヘッジ計画の実施を任務としている。

構造的金利リスク

構造的金利リスクは、商業取引およびそのヘッジ取引、ならびに、各連結事業体に特化した経営活動により発生する。

金利リスクは、主として将来満期となる残存固定金利ポジションから生じる。

当グループの目的

構造的金利リスクを管理する目的は、当グループの各事業体のエクスポージャーの度合いを可能な限り減少させることである。

そのため、取締役会、財務委員会、ALM委員会は、当グループ、BU/SU、および事業体それぞれに、感応度の上限（価値および利益について）を設定している。

構造的金利リスクの測定および監視

ソシエテ・ジェネラルは、当グループ全体の金利リスクの計測のためにいくつかの指標を利用している。そのうち最も重要なものが以下の3つである。

- 金利ミスマッチのリスクに対する正味現在価値（NPV）の感応度。これは、金利の変動に対する静的貸借対照表の正味現在価値の感応度として測定される。この測定は、当グループがエクスポージャーを有するすべての通貨について計算される。
- 多様な金利シナリオにおける金利の変動に対する金利差益の感応度。これには、将来3年間にわたる商業生産によって生み出される感応度が考慮され、動的基準で計算される。
- ベーシス リスクに対するNPVの感応度（異なる変動金利指標間の非相関に伴うリスク）

これらの指標の上限は、当グループ、BU/SU、および様々な事業体に適用される。

資産および負債は、利用目的に対する資源の事前割当なしに分析される。残高の満期は、顧客行動モデルの結果（特に要求払預金、貯蓄、および貸出金の早期返済）および、特に株主資本の項目については、一定数の処分契約を調整の上、取引の契約上の特性を考慮し決定される。

可能な場合、ヘッジ取引は、会計の観点から文書化されている。これは、ミクロ ヘッジ（商業取引の個別ヘッジ）として、またはIAS第39号「適用除外」の取決めに基づくマクロ ヘッジ（資金部内の類似商業取引のポートフォリオの包括的な支援。マクロ ヘッジは、本質的にはフランス国内のリテール ネットワークの事業体と関係している。）として実行することができる。

マクロ ヘッジ デリバティブは、本質的には、ネットワークの純資産額や業績感応度を、適用された仮説を考慮した上限枠内に維持するための、金利スワップである。マクロ ヘッジの文書化において、ヘッジ対象は、商業顧客またはインターバンク業務のポートフォリオの識別された部分である。ヘッジ関係を文書化するにあたり注意すべき条件は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.2に記載されている。

マクロ ヘッジ デリバティブは、会計帳簿において固定利付資産または負債のどちらをヘッジするために使用されているかによって、異なるポートフォリオに配分される。負債要素に配分されるヘッジ手段ポートフォリオの場合、正味固定金利受取人／変動金利支払人であり、一方、資産要素に配分されるヘッジ手段ポートフォリオの場合は、正味固定金利支払人／変動金利受取人である。

オーバーヘッジでないことのテストおよびヘッジ対象が消失していないことのテストは、資産または負債の残高に利用可能な貸借対照表と、ヘッジ指定された資産および負債の残高の総額の間に関連をもたらす。スワップの正味残高が各満期帯および各測定日において、公正価値ヘッジに適格となる項目の決定残高よりも低い場合には、将来のオーバーヘッジでないことのテストを充足する。推定残高は、ALM試算の結果としての残高と定義することができる場合がある。オーバーヘッジでないことの事後テストは、2段階で行われる。第1段階は事前テストと同じであるが、決算日に公正価値ヘッジに適格となる残高について、新規生産分を除いている。第2段階は、ヘッジ対象の非消失テストと呼ばれ、ヘッジ可能なポジションが、当初ヘッジされていた最大ポジションと少なくとも同等の重要性を常に有していることを検証することからなる。

ヘッジの有効性は、その後ドル相殺手法を使用して決定される。非有効性の原因は、ヘッジ手段であるスワップの変動レグの最新の修正、ヘッジ手段を担保化したバイカーブ価格決定、キャッシュ フロー支払日の不一致の可能性およびヘッジ手段の価格決定におけるカウンターパーティ リスクによるものである。

当グループの金利変動に対する感応度は、2019年12月31日現在、54百万ユーロ（金利0.1%の即時かつ平行的な増加）であった。▲

監査済 | 表39：10ベースス ポイントの金利変動に対する当グループの価値の感応度

(単位：百万ユーロ)	合計
感応度の金額 (2019年12月31日)	(54)
感応度の金額 (2018年12月31日)	29

当グループは、市場金利変動に対する純金利差益の感応度を、一定の貸借対照表および将来の貸借対照表の仮定に基づく当グループの純金利差益に対するストレス テストを通じて分析している。

当グループは、異なるイールド カーブ構造における3年間に対する純金利差益の感応度の測定を、重要な事業体の周囲における金利リスクを監視するために使用している。

動的手法における貸借対照表は、株式の償却および決算日において計上された残高を基準とした事業の更改により展開する。

来る3年間全体の当グループの純金利差益感応度は低い。イールド カーブが10ベースス ポイント平行して上昇した場合、感応度はプラスであり、銀行業務純利益の1%未満となる。

純金利差益の感応度は主に以下への影響によるものである。

■ 顧客預金：一般的に、低金利または無利息で、金利変動の影響を部分的にしか受けない顧客レートを伴い、その差益は置換率による業績が主体である。

■ 新信用貸付商品

顧客取引の残高に対するマージン感応度は、預金差替えの満期トランシェの更新および金利変動に対する貸借対照表の残余感応度の更新に起因する。

フランス国内および国外のリテール バンキングの事業は、当初3年間の金利が上昇により高い利率で預金を差替えることが可能となり、株式の貸出マージンは安定的である。しかし、このマージンの増加は、借換費用の増加により一部相殺される。

リテール バンキング事業は、金利が下落すると低い利率で預金の差替えが行われ、早期返済により株式の貸出マージンは下落するので、金利の下落により不利な影響を受ける。このマージンの減少は、新貸付商品（顧客貸出金利の下降は金利カーブの下降ほど急速な下降ではない。）のマージンの増加および借換費用の減少により一部相殺される。

計算は、当グループの連結事業体の12月31日における見積もり総額を基にしている。

表40：当グループの金利差益感応度

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2019年 3 月31日
10ベーシス ポイントの金利の平行上昇		
1 年目	9	60
2 年目	48	60
3 年目	115	64
10ベーシス ポイントの金利の平行下落		
1 年目	(15)	(21)
2 年目	(56)	(104)
3 年目	(122)	(132)

構造的為替リスク

監査済 | 構造的為替リスクは、主に以下の要因から生じる。

- 純海外投資（すなわち、子会社および支店に対して）に関するエクスポージャー
- その他銀行勘定取引に関するエクスポージャー

当グループの方針は、普通株式等Tier 1 比率をユーロに対する為替レートの変動に影響を受けないようにすることである。

そのため、当グループの事業体は、現地基準通貨に対して残余ポジションを維持することしか認められない。

中核の財務部門レベルでは、ソシエテ・ジェネラルは、RWA通貨毎に、目標とする当グループ普通株式等Tier 1 比率の水準に相当する目標エクスポージャーを維持している。

それぞれの通貨について、実際のエクスポージャーと目標エクスポージャーの差異は、財務委員会と取締役会によって検証された限度によって管理される。▲

表41：10%の通貨変動に対する当グループの普通株式等Tier1比率の感応度
(単位：ベースポイント)

通貨	普通株式等Tier1比率への 10%の通貨下落の影響		普通株式等Tier1比率への 10%の通貨上昇の影響	
	2019年12月31日	2018年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日
アルジェリア・ディナール	-	-	-	-
米ドル	-	(1)	-	1
日本円	-	-	-	-
チェコ・コルナ	-	-	-	-
英国ポンド	-	-	-	-
中国元	-	-	-	-
デンマーク・クローネ	-	-	-	-
モロッコ・ディラハム	-	-	-	-
中央アフリカCFAフラン	-	-	-	-
その他の通貨	-	(2)	-	2

(9) 流動性リスク

監査済 | 流動性リスクとは、支払期日到来時に合理的な価格でキャッシュフローまたは担保の提供義務を果たせなくなるリスクと定義される。

ガバナンスおよび組織

流動性リスク管理に適用される原則および基準は、当グループの統制組織によって策定される。かかる組織の流動性の分野における主要な機能は、以下の通りである。

- 取締役会は以下の業務を行う。
 - 当グループのリスク選好度の策定の一環としての流動性リスクの許容レベルの設定（当グループがストレス状況下で営業できる期間（「サバイバル ホライズン」）を含む。）
 - 当グループの流動性リスクの状況を検証するための定期的（最低四半期毎）な会合
- 当グループの執行委員会は以下の業務を行う。
 - グループ財務部門による提案に基づく流動性の項目に対する予算目標の設定
 - グループ財務部門による提案に基づく事業および当グループの資金部に対する流動性の配分
- 財務委員会は構造的リスクの監視および希少資源の管理への責任を負う。かかる組織として、財務委員会は以下の業務を行う。
 - 最高経営責任者またはデピュティCEOが議長を務め、リスク部門、財務部門および事業の代表者が参加する6週間毎の会合
 - 構造的流動性リスクに対して設定される限度額の監督および検証
 - 予算および流動性の方向性に対するコンプライアンスの定期的な監視
 - 必要に応じた是正措置の実施の決定
 - 必要に応じた流動性リスク管理に関する方法上の問題についての決定
 - 規制の変更およびその影響の検証

各事業は、グループ財務部門の直接的な監督の下、流動性リスクをかける部門の範囲内で管理する責任を負う。諸事業は、その監督の範囲内にある各事業体に適用のある規制要件の遵守を保証しなければならない。

グループ財務部門は、リスクの操作機能、実行機能および管理機能を分離する原則に則って、3つの異なる部を通じて流動性リスクの管理および監視を行う。

■ 戦略的財務運営部は以下の業務に対する責任を負う。

- 戦略的目標、規制要件および市場予測に則した当グループの財政的な方向性の策定
- 事業予算の方向性の提案および監視
- 規制環境の監視および各事業のための流動性操作基準の設定

■ 財務&グローバル資金管理部は以下の業務に対する責任を負う。

- 当グループの短期的および長期的資金計画の実施（日中の流動性リスクの管理を含む。）
- 当グループの財務機能の監視および調整
- 市場の監視ならびに当グループの流動性操作の目標設定および事業への流動性の配分の際に業務知識を提供
- リファイナンス業務（中央銀行、カバード ボンド、証券化および担保付融資等）に用いられる担保の管理および流動性準備金の監視
- 内部流動性チャートを含む、当グループの中央資金調達部（グループ内の流動性および資本の管理を行う。）の管理
- 当グループの流動性の不足時における緊急時資金調達計画の展開および実施

■ ALM部（資産負債管理）は特に以下の業務に対する責任を負う。

- 当グループがさらされている構造的リスク（金利、為替レートおよび流動性）の監督および管理
- 構造的リスク モデルの管理、かかるモデルにおける当グループの規定および測定方法の遵守の管理、ならびにリスク限度額の遵守および当グループの事業ユニットおよび事業体における管理実務の監視

当グループ内で使用されているALMモデルおよび関連するリスク枠組の2次レベルの監督は、リスク部門の市場リスク部内の専門チームにより実施される。したがって、このチームは、計測方法の原則、パラメータおよび流動性モデルのバックテストを検証する。かかるチームは、財務部門、ならびにリスク指標、ストレステスト シナリオならびに流動性および資金調達リスクの枠組に関する事業ユニットからの提案を分析する。また、かかるチームは、かかる枠組の下で定義されるリスク限度額の遵守の2次レベルの統制を実施する。

当グループの原則および流動性リスク管理の手法

当グループは、流動性リスクの管理および規制の遵守を通じて、最も費用対効果に優れた方法で事業活動のための資金調達を行うことを第一目的とする。流動性操作システムにより、取締役会が設定したリスク選好度に合致する資産と負債の目標構造に基づく貸借対照表の枠組を提供する。

- 資産構造は、各事業にとって、流動性に関して効率的で、目指す負債構造と相容れる方法によりその事業活動を発展させることを可能にするものである必要がある。かかる事業活動の発展は、グループレベルで決定される安定した状況およびストレス状況下における流動性ギャップおよび規制要件に従うものでなくてはならない。
- 負債構造は、各事業が顧客から資金を調達する能力および当グループがリスク選好度に従って市場において継続的に資金調達を行う能力に基づいている。

かかる操作システムは、参照ならびにストレス シナリオ、当グループの資金需要、当グループが市場で調達した資金、流動性バッファに適切な資産および規制比率に対する事業の貢献の下での事業の流動性ギャップの測定および監督に基づいている。したがって、流動性管理の原則は以下の通りである。

1. 事業は、当グループの本部財務を活用して、その活動の限度内で、低い数値からゼロの間で流動性ギャップを維持しなければならない。本部財務は、必要であれば、（反）変革ポジションを取ることができ、設定されたリスク制限の枠組内で管理を行うことができる。
2. 市場ストレスおよび個別のストレスを組み合わせたシナリオに基づいて設定される内部流動性ストレステストは、グループレベルで運用および管理される。ストレステストは、取締役会によって定められたサバイバルホライズンの遵守を確実にするため、および流動性準備金を測定するために用いられる。また、流動性危機が起きた際の方針を定める偶発資金調達計画を伴う。
3. 一連の事業資金需要（短期的および長期的）は、フランチャイズの発展の目標に基づいて、そして当グループの資金調達の目標および能力に従って、決定される。
4. 事業により集められる資源を補足する長期資金計画は、次の返済および事業の成長への出資を確実にするよう策定される。長期資金計画では、当グループの投資能力が考慮され、市場集中に関する制限に従った資金調達費用の最適化が目的とされる。また、発行体および投資家プールの多様性が求められ、管理される。
5. 当グループの短期資金は、その管理に適合する期間を通して事業の短期的な資金需要の融資に適応し、また市場集中に関する制限に沿っている。上記の通り、また、設定されたストレス サバイバルホライズンおよび当グループのLCR（流動性カバレッジ比率）の目標値に基づき、短期資金は資産側の流動性準備金の観点から調整される。
6. 当グループの流動性操作は、目標とする規制比率（LCR、NSFRおよびレバレッジ）と合致することを確保し、これらの規制比率に対するBUの貢献度は監督対象となる。

最後に、流動性費用は、グループ内部の譲渡価格スキームを通じ事業に移される。当グループの流動性費用を反映する基準に基づいて、事業に割り当てられる資金は、各事業に課せられる。このシステムは、事業による外部資金源の活用を最適化するために策定され、貸借対照表上の資金調達の均衡を監視するために用いられる。グループ内流動性の管理は、流動性フローの一元化の原則に依拠している。企業本部財務は、外部から資金調達を行い、短期および長期の満期にて事業に流動性を提供する責任を負っている。子会社間にはわずかなフローしか存在しない。同時に、現地の余剰現金は、現地の制約の違反を引き起こさない限り、本部財務に還元される。当グループに移転できない余剰流動性については、当グループの投資指針の対象とする。

ソシエテ・ジェネラルは、流動性リスクについて特定の検証を行っており、次の満期における返済義務を果たせるものと確信している。▲

流動性準備金

当グループの流動性準備金は、中央銀行の現金およびストレ ス シナリオ下での流動資産の流出を補完するために利用することができる資産を含む。かかる準備資産は利用可能なものであり、すなわち取引の保証または担保に用いられていない資産である。これらは、ストレ ス 下での予測価値を反映したヘアカット適用後に、準備金に計上される。当グループの流動性準備金には、当グループ内での自由な譲渡が可能であるか、または危機の際に子会社の流動性流出の補完に利用できる資産が含まれる。子会社の移転不可の超過現金（規制比率の定義に従う。）は、当グループの流動性準備金には含まれない。

流動性準備金には以下が含まれる。

- 強制準備金を除く中央銀行預金
- 市場での売却または現先取引にて迅速に収益化可能な証券である、質の高い流動資産（HQLA）：国債、社債および主要な指標の構成銘柄株式（ヘアカット後）を含む。規制当局により発表された直近の基準によると、これらのHQLAは、LCRの適格要件を満たす。HQLA証券に適用されるヘアカットは、LCRの分子の決定に関する直近の文書に従う。
- 当グループ保有の債権ならびにカバード ボンドおよび証券化された証券を含むHQLAに所属しない当グループの中央銀行適格資産

流動性準備金の構成は、財務部門、リスク部門およびMARKの事業ユニット管理部門から構成される特別委員会により定期的に検証され、財務委員会の承認により調整される。

表42：流動性準備金

(単位：十億ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
中央銀行預金（強制準備金を除く。）	88	82
市場にて取得および譲渡可能なHQLA証券（ヘアカット後）	81	73
その他の取得可能な中央銀行適格資産（ヘアカット後）	21	17
合計	190	172

規制比率

バーゼル委員会は、銀行の流動性リスク プロファイルを規制するために調和のとれたパラメータを用いる2つの標準化された比率の国際的な実施を推奨した。

- 流動性カバレッジ比率（LCR）は、市場危機および特定の危機を組み合わせた1ヶ月間にわたる重大なストレス シナリオにおいて、銀行が存続できる十分な流動資産または現金の保有を確保することを目標とする。
- 安定調達比率（NSFR）は、変換比率であり、1年間にわたる資金需要と安定的な資金源を比較している。

CRD 4およびCRR 1の下、バーゼル3の欧州連合法への法制化は、2013年6月27日に公表された。フランスにおける法制化は、フランス官報（*Journal Officiel*）において2014年11月5日に公表された。

LCRの定義は、2014年10月10日に欧州委員会の委任法を通じて、EBAにより発行された技術的基準をベースにして、最終決定された。LCRは、2015年10月1日より欧州レベルで効力が発生した。本文は、2020年4月30日に発効する委任法により更新された。対応する最低要件は、2018年1月1日から100%に設定された。

NSFR要件は、2019年6月に公表されたCRR 2に含まれている。2021年6月に発効する。要求される水準は100%となる。

ソシエテ・ジェネラルは、欧州の健全性に係る法規制（または欧州における法制化が完了していない場合には、バーゼル文書）の法制化およびそれらを当グループ内の管理基準に置き換える活動を積極的に継続している。

2015年10月の欧州規制のLCR要件の実施以降、ソシエテ・ジェネラルのLCRは、一貫して100%を上回る水準である。2019年末において、LCRは119%（対して、2018年末は129%）であった。

貸借対照表スケジュール

当グループの金融負債および資産の主要なラインは、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.13に示されている。

表43：貸借対照表スケジュール

金融負債

(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表 に対する注記	2019年12月31日				合計
		3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	
中央銀行預金		4,097	-	-	-	4,097
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債 (デリバティブを除く。)	3.1および 3.4	155,032	17,815	23,584	29,578	226,009
銀行預金	3.6	69,155	20,306	17,268	1,200	107,929
顧客預金	3.6	372,574	20,385	16,318	9,335	418,612
証券形態の債務	3.6	28,143	24,947	56,099	15,979	125,168
劣後債務	3.9	5	2	2,746	11,712	14,465

(注) これらの負債に関するスケジュールリング予測は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.13に示されている。とりわけ、このデータは、予定金利およびデリバティブを除外して示されている。

2018年12月31日現在の表は以下のように修正されている。

(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表 に対する注記	2018年12月31日				合計
		3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	
中央銀行預金		5,721	-	-	-	5,721
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債 (デリバティブを除く。)	3.1および 3.4	186,075	11,231	16,891	21,940	236,137
銀行預金	3.6	60,020	7,788	25,283	1,615	94,706
顧客預金	3.6	366,934	18,246	20,691	10,947	416,818
証券形態の債務	3.6	29,579	23,703	48,660	14,397	116,339
劣後債務	3.9	301	255	1,581	11,177	13,314

(注) これらの負債に関するスケジュールリング予測は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.13に示されている。とりわけ、このデータは、予定金利およびデリバティブを除外して示されている。

金融資産

(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表 に対する注記	2019年12月31日				合計
		3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	
現金および中央銀行預け金		98,967	735	1,609	1,000	102,311
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 (デリバティブを除く。)	3.4	242,879	7,011	-	-	249,890
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	3.4	51,730	1,282	-	244	53,256
償却原価で測定する証券	3.5	11,012	200	973	304	12,489
償却原価で測定する銀行預け金	3.5	47,260	1,957	6,257	892	56,366
償却原価で測定する顧客貸出金	3.5	87,877	58,318	162,795	111,234	420,224
リース債権および類似の債権 ^(*)	3.5	2,487	6,050	16,727	4,756	30,020

(*) 金額は、減損の純額で表示されている。

2018年12月31日現在の表は以下のように修正されている。

(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表 に対する注記	2018年12月31日				合計
		3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	
現金および中央銀行預け金		93,309	733	1,597	946	96,585
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 (デリバティブを除く。)	3.4	240,543	2,024	-	-	242,567
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	3.4	48,738	998	-	290	50,026
償却原価で測定する証券	3.5	6,360	1,717	3,566	383	12,026
償却原価で測定する銀行預け金	3.5	48,248	2,618	4,614	5,108	60,588
償却原価で測定する顧客貸出金	3.5	98,379	63,874	178,414	74,983	415,650
リース債権および類似の債権 ^(*)	3.5	2,605	6,355	17,760	4,859	31,579

(*) 金額は、減損の純額で表示されている。

ソシエテ・ジェネラルは、その活動の性質上、残余契約満期が事業活動またはリスクを表章していないデリバティブ商品および証券を保有することを留意されたい。慣例により、以下の残余満期が金融資産の分類に利用される。

1. デリバティブを除く、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（顧客関連取引資産）

活発な市場の相場価格で測定するポジション（L1会計分類）：3ヶ月未満の残余満期

相場価格以外の観察可能なデータで測定するポジション（L2会計分類）：3ヶ月未満の残余満期

観察不可能な市場データで主に測定するポジション（L3会計分類）：3ヶ月以上1年未満の残余満期

２．その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

活発な市場の相場価格で測定する売却可能金融資産：３ヶ月未満の残余満期

相場価格以外の観察可能なデータで測定する債券（L2会計分類）：３ヶ月以上１年未満の残余満期

最後に、その他証券（特に長期保有株式）：５年超の残余満期

貸借対照表を構成するその他のラインに関して、その他の資産および負債ならびにそれらに関連する協定の内訳は、以下の通りである。

その他の負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日						
	連結財務諸表に対する注記	未定	3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
税金債務	6.3	-	-	939	-	470	1,409
金利リスクをヘッジした ポートフォリオの再評価差額		6,671	-	-	-	-	6,671
その他の負債	4.4	-	85,062	-	-	-	85,062
売却目的保有非流動負債	2.5	-	-	1,333	-	-	1,333
保険契約関連負債	4.3	-	19,392	9,291	37,018	78,558	144,259
引当金	8.3	4,387	-	-	-	-	4,387
株主資本		68,570	-	-	-	-	68,570

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日						
	連結財務諸表に対する注記	未定	3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
税金債務	6.3	-	-	771	-	386	1,157
金利リスクをヘッジした ポートフォリオの再評価差額		5,257	-	-	-	-	5,257
その他の負債	4.4	-	76,629	-	-	-	76,629
売却目的保有非流動負債	2.5	-	-	10,454	-	-	10,454
保険契約関連負債	4.3	-	12,317	8,891	35,102	73,233	129,543
引当金	8.3	4,605	-	-	-	-	4,605
株主資本		65,809	-	-	-	-	65,809

その他の資産

	2019年12月31日						
(単位：百万ユーロ)	連結財務諸 表に対する 注記	未定	3ヶ月 未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
金利リスクをヘッジした ポートフォリオの再評価差額		401	-	-	-	-	401
その他の資産	4.4	-	68,045	-	-	-	68,045
税金資産	6	5,779	-	-	-	-	5,779
持分法適用投資		-	-	-	-	112	112
有形および無形固定資産	8.4	-	-	-	-	30,652	30,652
のれん	2.2	-	-	-	-	4,627	4,627
売却目的保有非流動資産	2.5	-	6	4,501	-	-	4,507
保険事業の投資	4.3	-	39,514	8,289	33,193	83,942	164,938

	2018年12月31日						
(単位：百万ユーロ)	連結財務諸 表に対する 注記	未定	3ヶ月 未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
金利リスクをヘッジした ポートフォリオの再評価差額		338	-	-	-	-	338
その他の資産	4.4	-	67,446	-	-	-	67,446
税金資産	6	5,819	-	-	-	-	5,819
持分法適用投資		-	-	-	-	249	249
有形および無形固定資産	8.4	-	-	-	-	26,751	26,751
のれん	2.2	-	-	-	-	4,652	4,652
売却目的保有非流動資産	2.5	-	1	13,496	2	3	13,502
保険事業の投資		-	29,743	6,569	31,189	79,267	146,768

1. 金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額は、当該ポートフォリオに裏付けられる取引を含むため、未定の箇所に記載される。同様に、収益フローの早期開示につながる税金資産のスケジュールは、公表されない。
2. その他の資産およびその他の負債（保証預け金、決済勘定およびその他債権）は、流動資産および流動負債とみなされる。
3. デリバティブ商品に係るコミットメントの想定満期日は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.13に示されている。
4. 子会社および持分法適用会社への投資ならびに有形および無形固定資産の残余満期は5年超である。
5. 引当金および株主資本は表に記載されない。

(10) 訴訟

リスクおよび訴訟に係る情報は、下記「第6 経理の状況」における「1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注9および「3 その他、(2) 訴訟」に含まれている。

2020年5月時点における最新情報

当グループは、重大なリスクのある係争について四半期毎に詳細なレビューを行っている。これらの係争により、当グループが最低限同等の価値を交換に受け取ることなく第三者の便益のために資源の流出を生じさせる可能性が高いか確実である場合、引当金を計上することになる。これらの訴訟引当金は、貸借対照表の負債の「引当金」に含まれる「その他の引当金」の中に分類されている。

本項において記載された係争の1つ1つについて、それを開示することが問題の係争の結果に深刻な不利益を与える可能性がある場合には、個別の引当金の計上あるいはその金額に関する詳細な情報を開示することはできない。

- 2000年代初めに、フランス銀行業界は、小切手処理の合理化に向けて、新しいデジタル システムへの移行を決定した。小切手支払いの安全性の向上および詐欺行為の防止に寄与するこの改革（EIC-*Echange d'Images Chèques*）を支援するために、銀行は複数の仲介銀行手数料（2007年に廃止されたCEICを含む。）を設定した。これらの手数料は、銀行部門監督機関の後援を受けて成立しており、公的機関にも認識されている。

2010年9月20日に、数年間の調査を経て、フランス競争当局は、関連サービスに対するCEICおよび2つの追加手数料の共同実施および料金の設定が競争法に違反すると裁決した。当局は、当該契約に関与する参加者すべて（フランス銀行を含む。）に対して合計約385百万ユーロの罰金を科した。ソシエテ・ジェネラルは53.5百万ユーロの罰金、子会社であるクレディ デュ ノールは7百万ユーロの罰金を科された。しかしながら、2012年2月23日付命令において、フランス控訴院は、フランス銀行を除くすべての銀行に適用されるかかる命令の競争法違反はないと認定し、銀行による支払済みの罰金の回収が認められた。2015年4月14日、最高裁判所は、罰金の回収については自発的に当該訴訟に参加した2組の第三者の主張が検証されていないという理由から控訴院の決定を無効とし、取り消した。かかる訴訟は、2016年11月3日および4日に差し戻されたパリ控訴院により審理が行われた。2017年12月21日、控訴院はフランスの競争当局がソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールに課した罰金を認めた。2018年1月22日、ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールは、この決定に対し最高裁判所に提訴した。2020年1月29日、最高裁判所はパリ控訴院の2017年12月21日付命令を一部棄却し、同控訴院（ただし構成は異なる。）に差し戻した。そこで、ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールは、2020年3月13日、フランス競争当局の決定に対して、パリ控訴院に新たな控訴を提起した。

■ ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）は、その他の複数の金融機関とともに、テキサス州北部地区連邦地方裁判所において係属中の暫定集団訴訟の被告になっている。原告は、スタンフォード インターナショナル バンク リミテッド（SIBL）に預金を有する顧客および／またはSIBLが発行した2009年2月16日付の譲渡性預金証書の所持人である個人の集団を代表している。原告は、SIBLおよびスタンフォード フィナンシャル グループまたはそれらの関連事業体における不正行為によって損害を被っており、被告がこうした損害に対して責任を負うと主張している。原告はさらに、SIBLまたは関連事業体を代理する被告を通してまたは被告に対して行われた支払いが不正な財産移転であったとして、かかる支払いの回収を求めている。オフィシャル スタンフォード インベスターズ委員会（OSIC）は、訴訟参加を許可され、ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）およびその他の被告に対して同様の救済を求めて訴状を提出した。

ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）による管轄違いを理由としたかかる訴訟を却下する申請は、2014年6月5日付の裁判所命令により却下された。ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）は、裁判所の管轄規程を再考することを求めたが、裁判所はこれを最終的に却下した。2015年4月21日、裁判所は原告およびOSICにより提出された請求の実質的に大多数について、続行することを認めた。

2017年11月7日、地方裁判所は原告の集団訴訟に関する申立てを却下した。原告はこの決定に対し控訴することを検討し、控訴審は2018年4月20日これを却下した。2019年5月3日、数百人の個人の原告が、スタンフォードへの投資に係る損失の個人としての最大限の回収を求めて、係属中のOSICへの訴訟参加を申し立てた。被告の金融機関は、ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）を含め、この申立てに反対した。2019年9月18日付命令により、裁判所は、当該訴訟参加の申立てを却下した。ある原告グループはこの却下に対して控訴し、別のグループは2019年11月にヒューストンのテキサス州裁判所で別の訴訟を開始した。州裁判所における訴訟は連邦裁判所に移送され、現在はテキサス州南部地区において係属中である。

2015年12月22日、OSICは、テキサス州法に基づき詐欺的送金として無効にできることを根拠として、2008年12月に行われたソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）に対する（スタンフォード破産以前の）95百万米ドルの送金の払戻しを求めて、部分的な略式判決を求める申立てを提出した。ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）はこの申立てに反対した。2020年3月30日付命令により、裁判所はOSICの申立てを却下した。

- ロンドン・インターバンク・オフアード・レートおよびユーロ・インターバンク・オフアード・レート（「IBOR事件」）に関して米国当局と合意に達したにもかかわらず、当行は米国での民事訴訟を引き続き弁護し（下記の通り）、米国の多数の州の司法長官およびニューヨーク州金融監督局を含め、他の当局からの情報要求に応じている。

ソシエテ・ジェネラルは、米国においてその他の金融機関とともに、米ドルLibor、日本円LiborおよびEuriborの金利の設定ならびにこれらの金利を指標とする金融商品の取引に関連して、暫定集団訴訟の被告とされた。ソシエテ・ジェネラルはまた米ドルLibor金利に関するいくつかの個別（非集団）訴訟で被告とされた。これらの訴訟は、マンハッタンの連邦地方裁判所（以下「地方裁判所」という。）で係属中である。

米ドルLiborについては、2件の暫定集団訴訟および手続が有効に停止されている1件の個別訴訟を除き、ソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求は、裁判所により棄却され、または原告により自発的に取り下げられた。請求が棄却された一部の個別の原告は、ソシエテ・ジェネラルに対する請求を追加するか見直すために訴状を修正する許可を求めて申立てを提出したが、これらの申立ては地方裁判所により却下された。集団訴訟の原告および多数の個人の原告は、第2巡回区連邦控訴裁判所に対し、反トラスト法上の請求の棄却に対して控訴した。

2020年1月13日、ソシエテ・ジェネラルは、ある取引所で米ドルLiborに連動する金融商品を購入した暫定的原告集団と和解協定を締結した。その和解の一部としてソシエテ・ジェネラルは5.125百万米ドルを支払うことに同意した。この和解は、地方裁判所の暫定的承認を受けている。

日本円Liborについて、地方裁判所は、ユーロ円の店頭デリバティブ商品の購入者により提起された訴訟の請求を棄却し、原告は第2巡回区連邦控訴裁判所にその決定について控訴した。2020年4月1日、控訴裁判所は原審の棄却決定を破棄した。シカゴ マーカント取引所にユーロ円デリバティブ契約の購入者あるいは売却者により提起されたその他の訴訟では、地方裁判所は、一定の請求については商品取引所法（CEA）による開示手続を進めることを認めた。2019年9月27日に、ソシエテ・ジェネラルは、原告の残りのCEA訴訟の却下を求める訴答について判決を求める申立てを提出した。当事者は決定を待っているところである。2019年9月27日、原告は集団認定の申立てを行った。原告による集団認定の申立てに係る説明は、訴答に関する判断を求める被告の申立てについて地方裁判所が裁定するまで、手続停止となっている。

Euriborについて、地方裁判所は、暫定集団訴訟におけるソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求を棄却し、修正訴状案を提出する原告の申立てを却下した。原告はかかる決定に対し、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

ソシエテ・ジェネラルは、アルゼンチンにおいて、他の金融機関とともに、金利が米ドルLiborに連動して支払われる国債またはその他の特定の商品を保有するアルゼンチンの消費者を代表する消費者協会により提起された訴訟の被告にもなっている。かかる訴訟では、米ドルLibor金利が不正操作されたとの主張に関連して、アルゼンチンの消費者保護法に違反したとする主張がなされている。ソシエテ・ジェネラルは、本件に関する訴状をまだ送達されていない。

- 2019年1月15日から、ソシエテ・ジェネラルおよびSGアメリカズ セキュリティーズ LLC (SGAS) は、他の金融機関とともに、マンハッタンの連邦地方裁判所において3件の暫定集団訴訟（その後統合されている。）の被告とされた。原告は、USD ICE Liborのパネル銀行が、USD ICE Liborと連動するデリバティブのトレーディングで利益をあげるために、ベンチマークを人為的に低く提案する共謀を行ったと主張している。原告は、被告とUSD ICE Liborと連動する変動金利負債性金融商品または金利スワップの取引をし、その商品の購入時期にかかわらず、2014年2月1日から現在までの間に支払いを受けた米国居住者（個人および企業）から構成される集団を認定することを求めている。2019年8月30日、ソシエテ・ジェネラルおよびSGASは自らに対して主張されたすべての請求を却下する申立てを提出した。2020年3月26日付命令により、裁判所は却下の申立てを認めた。原告は当該決定に対して控訴した。
- ソシエテ・ジェネラルは、その他の複数の金融機関とともに、外国為替スポット取引およびデリバティブ取引に関して、米国反トラスト法およびCEAの違反を理由として、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、店頭および証券取引所で売買される外国為替商品に関する一定の取引を行った個人または事業体により提起されている。ソシエテ・ジェネラルは、18百万米ドルで和解に達し、2018年8月6日に裁判所により承認された。間接購入者の暫定集団を代理する別の暫定集団訴訟も係属中である。SGは、これらの訴訟を終了させるために975,000米ドルで和解することとし、裁判所の暫定的承認を待っているところである。2018年11月7日に、主たる集団訴訟の和解に参加しないことを選択した個別の事業体のグループが、SG、SG アメリカズ セキュリティーズ LLCおよびいくつかの他の金融機関を提訴した。SGは対人管轄権の欠如を理由とする却下の申立てを行ったが、2020年4月30日に申し立ては却下された。現在、開示手続きが進行する一方で、SG、SGアメリカズ セキュリティーズ LLCおよびその他の被告が行った債権申出の欠如を理由とする却下の申立てが係属中である。
- 2015年8月以降、ソシエテ・ジェネラル・グループの様々な元従業員および現従業員が、ドイツの株式配当に対する源泉税に関連していわゆる「CumEx」パターンに参加したとして、ドイツの刑事検察および税務当局の調査を受けている。これらの調査は、SGSS GmbHが管理するファンド、自己売買取引および顧客に代わって実行された取引に関係するものである。当グループ企業は、ドイツ当局の要請に対応している。

SGSS GmbHは、以前このファンドの顧問をしていた会社により雇用されていた2名の個人に対して刑事訴訟が開始されたことを、2019年6月19日にボン地方裁判所から通知された。当該ファンドは不正の疑いのあるCumExに関与したとドイツの検事から嫌疑をかけられている。2019年8月19日、ボン地方裁判所は、SGSS GmbHに対し、「第2当事者」として、現在係属中のこれらの刑事訴訟に参加するよう命令した。2020年3月16日付命令により、ボン地方裁判所は、ケルンの検察官の同意を得て、SGSS GmbHを第2当事者から直ちに解放した。

- 2019年5月、SGASは、他の金融機関とともに、連邦ホームローンバンク（FHLB）、連邦ホームローンモーゲッジコーポレーション（フレディマック）および連邦ナショナルモーゲッジアソシエーション（ファニーメイ）を含む米国政府出資事業（GSEs）が発行する「機関債」の価格付けにおいて反競争的行為があったと主張する米国の暫定集団訴訟の被告とされた。SGASは、2019年6月13日、他の数名の被告とともに、訴え却下の申立てを提出したが、2019年8月29日、SGASおよびその他の銀行の被告の主張に反する認定がなされた。原告は2019年9月9日、修正訴状を提出し、この修正訴状の却下申立てが2019年9月17日に提出された。この申立ては、2019年10月15日に却下された。2019年12月16日、原告および12の銀行からなる被告は、SGASを含め、集団訴訟の250百万米ドルの和解条件を裁判所に認可してもらうために提出した。SGASの和解金の負担割合は、公になっていないが、その金額は財務諸表の観点から見て重要性がない。SGASは、また2件の別の個別訴訟で被告になっており、1件はルイジアナ州により9月に提訴され、もう1件はバトンルーージュ／イーストバトンルーージュ郡から10月に提訴されている。これらの訴訟は、これらの原告のGSE債の購入に基づいて、SGASおよび複数の他の銀行の被告に対して、反トラスト法の請求を主張している。2020年4月1日、SGASは、ルイジアナアセットマネジメントプールが提起した別の個別訴訟において被告とされた。同社は、主たる集団訴訟ならびにルイジアナ州およびバトンルーージュ市の訴訟と同様の主張を行っており、州法上の請求を追加している。SGASは米国機関債事業に関連して米国司法省（DOJ）から召喚状も受け取った。SGASは、これらの要求に応じており、DOJの調査に協力している。
- 2019年7月10日、ソシエテ・ジェネラルは、1960年にキューバ政府が行ったバンコ・ヌネズ（原告は同行の持分を所有していたと主張している。）の収用により被ったとする損失を、1996年キューバの自由および民主主義連帯法（Libertad）（ヘルムズ・バートン法として知られている。）に基づいて回復することを求める原告がマイアミの連邦地方裁判所に提起した訴訟の被告人となった。原告はこの法律の条項に基づいてソシエテ・ジェネラルに損害賠償を請求している。原告は、他の銀行3行を被告に加え、ソシエテ・ジェネラルについてはいくつかの新しい事実上の申立てを加えた修正訴状を2019年9月24日に提出した。ソシエテ・ジェネラルは、却下の申立てを提出し、2020年1月10日現在この申立ては十分に説明されている。棄却申立ての係属中、原告は、2020年1月29日、マンハッタンの連邦裁判所への案件移送に反対しない申立てを行い、裁判所は2020年1月30日にこれを認めた。

(11) モデル リスク

当グループ内で行われる多くの選択は、定量的決定支援ツール（モデル）に基づいている。モデル リスクは、不正確なモデルのアウトプットおよび報告、またはモデルのアウトプットおよび報告の誤用に基づいた意思決定から生じる悪影響の可能性と定義される。モデル リスクは、モデル管理プロセスの実施において、モデルの不確実性またはエラーという形で生じることがある。

モデル リスクの監視

当グループは、使用されているモデルの識別、設計、実施、修正の監視プロセス、独立したレビューおよび承認の効率性および信頼性を確保するために、モデル リスク管理の観点から揺るぎないガバナンス体制を維持することに全力で取り組んでいる。2017年には、リスク部門内にモデル リスク管理を担当するMRM（「モデル リスク管理」）部が設立された。その後、モデル リスク管理の枠組が統合、構築され、今日では以下の仕組みに基づいている。

行為者および責任

モデル リスク管理システムは、3つの独立した防衛ラインによって実施される。かかる防衛ラインはリスク管理における事業部門の責任、システムのレビューならびに独立した監督および評価に対応し、かつ、利益相反を回避するために分離され、独立したものである。

この仕組みは、以下によって構成されている。

- 第1防衛ライン。当グループ内の多様なスキルを持つ複数のチームを結集し、モデル リスク管理システムに従い、モデルの開発、実施、使用およびその妥当性の経時的な監視に責任を有する。かかるチームは各事業部またはそのサポート部に属する。
- 第2防衛ライン。ガバナンス チームおよび独立したモデル レビュー チームで構成され、リスク部門内の「モデル リスク」部の監督下に置かれる。
- 第3防衛ライン。モデル リスク管理システムの全般的な有効性（モデル リスクに対するガバナンスの妥当性および第2防衛ラインの業務の効率性）の評価、およびモデルの独立した監査に責任を有し、内部監査部門に属する。

ガバナンス、運営および監視

リスク担当取締役が議長を務めるMRM委員会は、当グループ全体での管理システムの実施およびモデルに係るリスクの監視を確実に行うために、3ヶ月に1回以上開催される。第2防衛ラインおよび「モデル リスク」部内において、ガバナンス チームが当グループ全体のモデル リスク管理システムの設計および管理を担当する。

その結果、

- 当グループのすべてのモデルに適用される規範的枠組が定義され、モデルの主要なファミリーに必要な応じて適用され、具体的な内容を規定するとともに、システムの一貫性および均一性、当該枠組の完全性および規制条項への準拠を確保しながら維持される。この枠組では、特に、第1防衛ラインに関する期待の定義、モデル リスク評価手法の原則、ならびにモデルの独立したレビューおよび承認のための指針の定義が規定される。

- 当グループ内のすべてのモデル（開発中または最近撤退したモデルを含む。）の情報の識別、記録および更新は、所定のプロセスに従ってモデル一覧表において実行され、第2防衛ラインが管理する。
- 当グループが上級経営陣に関して負うモデル リスクに係る監視および報告のシステムが整備されている。また、モデル リスクに対する選好度は、戦略的目標の達成という観点から当グループが引き受ける準備をしているモデル リスクの水準に対応しており、警戒の限度および閾値に関連する具体的な指標に基づき換算された、リスク許容度に関する報告書の形にもまとめられている。

モデルのライフサイクルならびにレビューおよび承認のプロセス

各モデルに関して、リスク管理は第1防衛ラインの各プレイヤーが当グループ全体を対象として規定した規則および基準に準拠して行われており、これは、第2防衛ラインからの効果的な指摘および一律の承認プロセスにより保証されている。

モデルの検査を行う必要性は、モデル リスクの水準、そのモデル ファミリーおよび適用される規制要件に従って判断される。第2防衛ラインによる独立したレビューは、特に新しいモデル、定期的なモデルのレビュー、モデル変更の提案および提言に応じた横断的なレビューに対して行われる。

- かかる独立したレビューは、第1防衛ラインにより実施される業務および管理に基づき、モデルの機能および用途と、そのモデルが設計された目的および適用される規制との適合性を検証することを目的としたすべてのプロセスおよび業務に対応している。
- かかる独立したレビューは、モデルの理論的な頑健性（モデルの設計と開発の質の評価）、実施と用途の適合性、およびモデルの監視の妥当性を検証することを目的とした一定の原則に基づいている。
- かかる独立したレビューにより、レビューの範囲、実施されたテスト、レビューの結果、結論または提言を記述した独立レビュー報告書が発行される。

承認プロセスは、すべてのモデルについて同じ承認スキームに従って行われ、ガバナンス組織の構成は、モデル リスクの水準、モデル ファミリー、適用される規制要件、およびモデルが適用される事業ユニット／サービス ユニットに応じて変えることができる。第2防衛ラインの責任の下で、承認プロセスは2つの連続した段階で構成されている。

- レビューチームによって特定された結論を独立レビュー報告書の中で提示し、第1防衛ラインと第2防衛ラインの間での相反する議論を許容しながら、協議することを目的としたレビュー機関。かかる協議に基づき、第2防衛ラインは、レビュー報告書の結論（所見および提言が含まれるが、これらに限定されない。）を、確認または修正する。
- モデル使用、既存モデルへの変更、またはレビュー機関の独立レビュー報告書および議事録に基づき第1防衛ラインにより提案されたモデルの妥当性の経時的かつ継続的監視を、（懸念事項の有無にかかわらず）承認または拒否する権限を有する承認機関

(12) 保険事業に関連するリスク

当グループは保険子会社を通じて、保険事業に関わる様々なリスクにもさらされている。これらのリスクには、貸借対照表管理リスク（金利リスク、評価リスク、カウンターパーティ リスクおよび為替リスク）に加えて、保険料率リスク、死亡率リスクおよび保険金請求が増大するリスクが含まれる。

保険リスクの管理

保険リスクには主に2つのタイプのリスクが存在する。

- 保険引受リスク、特に生命保険、個人補償および損害保険に関連するリスク。このリスクは生体的なものであり、障害、寿命、死亡率、あるいは保険契約者の行動に関連しうるものである（償還のリスク）。保険事業部門は、程度は大きくないが、生命以外の健康上のリスクにもさらされている。そのようなリスクは、価格設定、選択、保険請求の管理あるいは災害リスクから生じる。
- 金融市場とALMに関連したリスク：保険事業部門は、主にフランス市場の生命保険を通じて、保険契約者の行動によって悪化する可能性のある金融市場の不安定性（金利の変動および株式市場の変動）にさらされている。

こうしたリスクを管理することは、保険事業部門の業務にとって鍵となる。リスク管理は、資格を有し、経験のあるチームが、大幅にカスタマイズされたIT資源を使用して実行している。リスクは監視され、定期的に報告されており、各社の取締役会によって検証されたリスク方針によって保証されている。

リスク管理技術は、以下に基づいている。

- 価格設定表が保険契約者のリスク プロファイルおよび提供される保証に適合することを保証する目的に基づいた、リスク許容プロセスに対するセキュリティの強化
- 必要であれば、価格または保証のレベルのような商品パラメータの調整を目的とした、保険商品の請求率に関する指数の定期的な監視
- 事業部門を重大かつ連続的な請求から守るための再保険計画の実行
- リスク、引当および再保険に関する方針の適用

金融市場およびALMに連動したリスク管理は、長期業績目標として、投資戦略の不可欠な一部分である。この2つの要素の最適化は、資産・負債の残高によって重要な影響を受ける。負債のコミットメント（顧客に提供される保証、契約の満期）は、貸借対照表の主要な項目（株主資本、収益、引当金、準備金等）に計上される金額と同様に、保険事業部門の財務およびリスク部によって分析されている。

金融市場（金利、信用および株式）およびALMに関連するリスク管理は、以下に基づいている。

- 短期および長期キャッシュ フローの監視（負債の継続期間と資産の継続期間とのマッチング、流動性リスク管理）
- 保険契約者の行動（償還）の特定の監視
- 金融市場の緊密な監視
- （市場の上昇あるいは下落の事象における）為替リスクのヘッジ

- カウンターパーティ、発行体の格付けおよび資産の種類毎の限度の設定
- ストレス テスト。その結果は、ORSA（自身のリスクおよび支払能力の評価）レポートの一部として毎年事業体の取締役会で提示され、取締役会の承認後にACPRに送られる。
- ALMおよび投資リスクに関連する方針の適用

保険リスクのモデリング

モデルは、保険リスク部によりレビューされる。保険リスク部はモデル リスク管理の観点では第2防衛ラインである。レビュー業務は、モデルの理論的な頑健性（設計と開発の質の評価）、実施の適合性、およびモデルの妥当性の経時的かつ継続的監視に関連するものである。独立したレビューのプロセスは、（i）レビューの範囲、実施されたテスト、レビューの結果、結論または提言を記述した独立レビュー報告書、および（ii）検証委員会によって完了する。モデルによる統制体制の下、適切な組織への随時の報告が促される。

(13) その他のリスク

株式リスク

投資戦略および投資目的

ソシエテ・ジェネラル・グループの非トレーディング株式ポートフォリオのエクスポージャーは、いくつかの当行の業務および戦略に関係している。これには、株式、資本性金融商品、株式に投資されるミューチュアル ファンドのユニットならびに自己資本比率の計算の目的で株主資本から控除されない当グループの子会社および関連会社の保有分が含まれる。一般的に、規制資本の下では、これらに対して不利な扱いがなされるため、当グループは、これらの投資を制限することを将来的な方針としている。

- まず、当グループは製造業持株会社のポートフォリオを有しているが、これは主として、これらの会社との歴史的または戦略的な関係を反映している。
- 当グループはまた、特定の銀行の少数持分を戦略的な目的、すなわちこれらの銀行との協力関係を発展させるために有している。
- さらに、トレーディング勘定の一部ではない持分証券は、連結の対象範囲に含まれず、かつフランス国内外において事業を行う小規模な子会社におけるグループ持分を含む。かかるグループ持分は、当グループの主要な銀行業務、特にフランス国内リテール バンキング、コーポレート&インベストメントバンキングおよびセキュリティーズ サービス（銀行ネットワーク、株式市場の組織、仲買等と密接に関係するフランスにおけるプライベート エクイティ事業）に付随する様々な投資および保有を含む。
- 最後に、ソシエテ・ジェネラルおよびいくつかの子会社は、フランス国内外における自身の資産運用事業に関連する株式投資（とりわけ、ソシエテ・ジェネラルにより促進されているミューチュアル ファンドの元手資金）を行う可能性がある。

銀行勘定の株式投資および保有の監視

非戦略事業部門の売却に加えて、近年、製造業持株会社のポートフォリオは著しく減少した。現在かかるポートフォリオには限られた数の投資のみが含まれている。かかるポートフォリオは、グループ財務部門により1ヶ月毎に監視されており、必要に応じて、当グループの引当方針に従って、四半期毎に評価調整が認識される。

当グループの銀行業務に付随する保有は、グループ財務部門により四半期毎に監視され、必要に応じて当グループの引当方針に従って、四半期毎に評価調整が認識される。フランスにおけるプライベート エクイティ事業は、当グループの経営執行部が定期的に精査する予算内で、特定のガバナンスおよび監視の対象となっている。投資または売却の決定に際しては、財務上の側面および当グループの事業に対する寄与（展開中の事業における顧客支援、フロー活動におけるクロスセリング、コーポレート&インベストメント バンキング、プライベート バンキング等）を考慮する。

銀行勘定における持分証券の評価

会計上の観点では、ソシエテ・ジェネラルのトレーディング勘定の一部ではない株式投資に対するエクスポージャーは、純利益を通じて公正価値で測定する金融資産か、オプションを使用する場合には、その他の包括利益を通じて測定する金融資産（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3を参照のこと。）の下に分類される。

ソシエテ・ジェネラル・グループのトレーディング勘定の一部ではない株式投資に対するエクスポージャーは、時価または理論値に基づき測定する公正価値を表す帳簿価格に相当する。

下記の表は、会計上の対象範囲および規制上の対象範囲の両方についての2019年12月末および2018年12月末現在のエクスポージャーを示している。具体的には、当グループの保険子会社による顧客を代理して保有される株式投資が規制上の対象範囲から除外されているため、規制上のデータは、連結財務諸表のデータと調整することができない。

表44：銀行勘定における株式および持分

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
銀行勘定－純損益を通じて公正価値で測定する株式およびその他の持分証券	2,492	1,996
銀行勘定－その他の包括利益を通じて公正価値で測定する株式およびその他の持分証券	16,304	13,976
銀行勘定－銀行勘定における株式およびその他の持分証券－健全性の対象範囲（デフォルト時エクスポージャー）	7,156	5,780
うち純損益を通じて公正価値で測定する株式およびその他の持分証券	6,917	5,493
うちその他の包括利益を通じて公正価値で測定する株式およびその他の持分証券	239	287

前年度末からの公正価値の変動に関連する未実現損益は、以下において認識される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される株式投資については、損益計算書の「金融取引に係る純損益」において認識される。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される株式投資については、その他の包括利益の「損益計算書にリサイクルしない未実現損益」において認識される。

上場株式の投資について、公正価値は、クロージング日の株価に基づいて概算されている。非上場株式の投資について、公正価値は、以下の手法のうち1つまたは複数の手法に基づいて概算されている。

- 割引キャッシュフロー法（DCF）、配当割引モデル（DDM）等の定量的手法
- 事業体の純資産の比例配分
- 事業体の株式が関係する最近の取引（第三者により取得された持分、専門家による評価）
- 同セクターの事業体が関係する最近の取引（利益またはNAV乗数等）

株式投資からの受取配当金は、損益計算書の「金融取引に係る純損益」において認識される。

売却の場合、前年度末からの公正価値の変動により生じる損益は、以下において認識される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される株式投資については、損益計算書の「金融取引に係る純損益」において認識される。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される株式投資については、その他の包括利益の「損益計算書にリサイクルしない未実現損益」において認識される。なお、株式投資の売却損益は、売却の翌会計年度の準備金に振り替えられる。

表45：銀行勘定における株式および保有に係る純損益

(単位：百万ユーロ)		2019年12月31日	2018年12月31日
株式および持分の売却に係る損益		388	651
銀行勘定における純損益		33	80

自己資本規制

バーゼル3基準でリスク加重資産を算出するために、当グループは非トレーディング株式ポートフォリオの大部分に対し、簡易的なリスク加重の手法を適用している。プライベートエクイティ企業の株式には190%のリスク加重係数、上場企業の株式には290%の係数、非上場企業の株式（当行の保険事業の子会社の持分を含む。）には370%の係数が割り当てられる。

さらに、自己資本から控除されない場合において、金融会社の資本への重大な投資には250%の加重係数が割り当てられる。

2019年12月31日、当グループの非トレーディング株式ポートフォリオに関連のあるリスク加重資産および対応する資本要件は以下の通りであった。

表46：銀行勘定の株式および保有に関連のある資本要件⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)			2019年12月31日			2018年12月31日		
株式および保有	手法	加重	デフォルト 時エク ス ボー ジャー	リスク加重 資産	資本要件	デフォルト 時エク ス ボー ジャー	リスク加重 資産	資本要件
プライベート エクイティ	標準的	150%	-	-	-	11	16	1
プライベート エクイティ	簡易的な手法	190%	185	352	28	197	375	30
金融証券	標準的	250%	503	1,257	101	943	2,357	189
上場株式	簡易的な手法	290%	38	111	9	18	52	4
非上場株式および保険	簡易的な手法	370%	5,297	19,599	1,568	3,987	14,751	1,180
合計			6,023	21,318	1,705	5,155	17,551	1,404

(1) 現金投資は除く。

残存価値リスク

当グループは、長期車両リース子会社を中心とする専門金融サービス部門を通じて、残存価値リスク（リース契約終了時の資産の正味再販価値が期待価値を下回るリスク）にさらされている。

リスクの特定

ソシエテ・ジェネラル・グループは、貸借対照表上、ALDA事業ユニット（車両リース事業）内に車両を保有しており、かかる車両の処分時点での残存価値に関連するリスクを有する。

当グループは、（i）中古車再販価格がその正味簿価を下回る報告期間中にリース車両の再販が完了すること、および（ii）車両の期待残存価値が契約上の残存価値を下回った場合、リース期間中に追加の減価償却費が計上されることにより、一定の報告期間において潜在的な損失にさらされる。将来の販売業績および推定損失は、マクロ経済、政府の政策、環境および税務上の規制、消費者の嗜好、新車の価格設定等の外部要因の影響を受ける。

2019年、2018年および2017年の12月31日に終了した各年度における車両販売に由来するALDの営業総利益は、それぞれ75百万ユーロ、102.5百万ユーロおよび165.3百万ユーロであった。

リスク管理

残存価値の設定手順では、車両リースの見積を作成するための根拠としてALDオートモーティブが使用する残存価値の決定に関わるプロセス、役割および責任が規定されている。

残存価値検討委員会は、ALDの各事業体内で年2回以上開催される。この委員会は現地の市場の特殊性を考慮し、そのアプローチを文書化し、明確な監査証跡が確実に存在するようにして、残存価値について討議し、決定する。

ALDの専門的な中核チームは、提案された残存価値が事業体に通知され、現地の見積システムで更新される前に、かかる残存価値を制御し検証する。このチームは、意見の相違が生じた場合、ALDのグループ財務担当取締役およびリスク マネジャーに通知する。

さらに、車両の再評価のプロセスにより、ポートフォリオ全体の損失が確認された国における追加の減価償却費が決定される。このプロセスは、5,000台超の車両を保有する事業体を対象に、中核チームの監督の下、共通のツールおよび手法を用いて、年2回（小規模な事業体は年1回）現地で実施される。この減価償却費は、会計基準に従って計上される。

戦略リスク

戦略リスクは、特定の事業戦略を選択することに伴うリスクまたは当グループがその戦略を遂行できない場合に生じるリスクと定義される。これらのリスクは、当グループの戦略的方向性を承認し、少なくとも毎年1回はその見直しを行う取締役会が監視する。さらに、戦略的投資および当グループの業績、すなわち貸借対照表またはリスク プロファイルの構成に重大な影響を与える可能性のあるいかなる取引（特に売却および取得）についても取締役会が承認をしている。

戦略の指揮は、経営執行部の権限の下で、経営執行委員会（例外なく、毎週会合を行う。）、グループ戦略委員会（2ヶ月毎に会合を行う。）ならびに事業ユニットおよびサービス ユニットの戦略監視委員会（25のユニットのそれぞれについて、年1回以上会合を行う。）が執る。これら様々な組織の構成は、下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等」における「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」および「(2) 役員の状況」に記載されている。会合開催のための手続については取締役会の内部規則に記載されている。

コンダクト リスク

当グループは、すべての主力事業を通じてコンダクト リスクにもさらされている。当グループは、コンダクト リスクを当グループの行動規範に反する当行またはその従業員の作為（もしくは不作為）または振る舞いにより生じ、利害関係者に対し不利な結果をもたらすか、または当行の持続可能性もしくはレピュテーションを危険にさらす可能性があるリスクと定義している。

利害関係者には、とりわけ当行の顧客、従業員、投資家、株主、サプライヤー、当行が事業を行っている環境、市場および国が含まれる。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

下記「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」も併せて参照のこと。

使用されている定義および手法についての詳細は下記「定義および手法、代替的業績指標」を参照のこと。

アスタリスク(*)のついている情報は、当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除いたものを示す。

報告データおよび基礎データの調整は、下記「定義および手法、代替的業績指標」に記載されている。

IAS第12号「法人所得税」基準の導入に伴い、従前は利益剰余金に計上されていた超劣後債および永久劣後債の利息支払に係る税金節約額は、2019年1月1日以降、損益計算書中の「法人所得税」に計上されている。比較情報はこれに基づいて修正再表示されている。計上の変更により、2018年の「法人所得税」および「グループ当期純利益」の項目には257百万ユーロのプラスの影響があった。下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注1.2も参照のこと。

連結損益計算書の分析

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動	
銀行業務純利益	24,671	25,205	-2.1%	-1.5% (*)
営業費用	(17,727)	(17,931)	-1.1%	-0.5% (*)
営業総利益	6,944	7,274	-4.5%	-3.8% (*)
純リスク費用	(1,278)	(1,005)	+27.2%	+30.3% (*)
営業利益	5,666	6,269	-9.6%	-9.2% (*)
持分法適用投資純利益	(129)	56	n/s	n/s
その他の資産からの純損益	(327)	(208)	-57.2%	-56.9% (*)
のれんの減損損失	0	0	n/s	n/s
法人所得税	(1,264)	(1,304)	-3.1%	-2.4% (*)
当期純利益	3,946	4,813	-18.0%	-17.5% (*)
うち非支配持分損益	698	692	+0.9%	+2.3% (*)
グループ当期純利益	3,248	4,121	-21.2%	-20.9% (*)
経費率	71.9%	71.1%		
平均配分資本	50,586	48,138		
ROTE	6.2%	8.8%		

(*) 当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除く。

銀行業務純利益

当グループの2019年の銀行業務純利益は、主にコーポレートセンターにおけるベース効果により2.1%減少したが、事業全体の銀行業務純利益は安定的に推移した（0.1%^(*)減）。

- フランス国内リテール バンキング部門の銀行業務純利益は、0.3%の微増（PEL／CEL引当金を除く。）となった。これは、低金利環境とフランス国内のネットワークの転換の中で、当グループが発表した目標よりも高かった。
- 国際リテール バンキング&金融サービス部門の収益は4.6%増^(*)となり、堅調な商業的モメンタムにより、当期に完了した処分に伴う収益の減少を相殺した。
- グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門の銀行業務純利益は、1.6%減少した。収益は、リストラクチャリングやベルギーでのプライベート バンキング事業の処分の影響を除けば、わずかながら上昇（0.9%増）した。

営業費用

2019年の基礎営業費用は1.0%減少した。コストを1.1十億ユーロ削減する複数年プログラムの約70%は、2019年末に達成された。

フランス国内リテール バンキング部門において、2019年の営業費用は、当グループが発表した目標に沿って、2018年比で1.3%増となった。55百万ユーロのリストラクチャリング引当金調整後では、2019年の営業費用は2018年比で0.3%増に抑えられた。

国際リテール バンキング&金融サービス部門は事業運営の効率化が進み、リストラクチャリング引当金やルーマニアの資産に対する税金を除き、伸び率で収益が費用を上回った。これにより修正再表示後の2019年の営業費用は2018年比で4.3%^(*)増加した。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門は、500百万ユーロのコスト削減計画の実施に成功したことを確認した。そのうち44%は2019年にすでに達成されており、2020年には完全に実施される。2019年のコストは、227百万ユーロのリストラクチャリング引当金調整後で1.6%減となった。

営業総利益

帳簿上の営業総利益は、2018年の7,274百万ユーロに対して2019年は合計6,944百万ユーロとなり、基礎営業総利益は、2018年の7,610百万ユーロに対して7,260百万ユーロであった。

リスク費用

当グループの商業的リスク費用は、2019年には25ベシス ポイントであり、通年の目標範囲である25から30ベシス ポイントの下限となっている。正規化すると21ベシス ポイントとなり、2018年の水準と比べて非常に緩やかなものとなった。

2020年においては、当グループは30から35ベシス ポイントのリスク費用を見込んでいる。

回収懸念残高総額の比率は2019年を通じて減少を続け、2019年12月31日現在で3.2%（2018年12月末現在は3.6%）であった。当グループの回収懸念残高総額のカバレッジ比率は、2019年12月31日現在で55%⁽¹⁾（2018年12月31日現在は54%）であった。

（1） 回収懸念残高に対する引当金と回収懸念残高の比率である。

営業利益

帳簿上の営業利益は、2018年の6,269百万ユーロに対して2019年は合計5,666百万ユーロとなった。基礎営業利益は、（2018年における6,605百万ユーロに対して）6,000百万ユーロであった。

その他の資産からの純損益

2019年のその他の資産からの純損益は、総額でマイナス327百万ユーロとなり、これには当グループのリフォーカスプランの実施の一環としてIFRS第5号を適用したことによる効果マイナス386百万ユーロが含まれる。

持分法適用投資純利益

持分法適用投資純利益には、当グループが保有するSG ドゥ バンク オ リバンの少数株主持分全体（16.8％）に相当するマイナス158百万ユーロの減損が含まれる。

当期純利益

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
グループ報告当期純利益	3,248	4,121
グループ基礎当期純利益 ⁽¹⁾	4,061	4,725

(単位：％)	2019年	2018年
ROTE（報告）	6.2%	8.8%
基礎ROTE ⁽¹⁾	7.6%	9.7%

(1) 特別項目の調整後。

1株当たり利益は、2019年において3.05ユーロとなった（2018年は4.24ユーロ）。

主力事業部門別損益計算書

(単位：百万ユーロ)	フランス国内リテール バンキング部門		国際リテール バンキング& 金融サービス部門		グローバル バンキン グ&インベスター ソリューションズ部門		コーポレートセンター		当グループ	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
銀行業務純利益	7,746	7,860	8,373	8,317	8,704	8,846	(152)	182	24,671	25,205
営業費用	(5,700)	(5,629)	(4,581)	(4,526)	(7,352)	(7,241)	(94)	(535)	(17,727)	(17,931)
営業総利益	2,046	2,231	3,792	3,791	1,352	1,605	(246)	(353)	6,944	7,274
純リスク費用	(467)	(489)	(588)	(404)	(206)	(93)	(17)	(19)	(1,278)	(1,005)
営業利益	1,579	1,742	3,204	3,387	1,146	1,512	(263)	(372)	5,666	6,269
持分法適用投資純利益	8	28	12	15	3	6	(152)	7	(129)	56
その他の資産からの 純損益	58	74	3	8	6	(16)	(394)	(274)	(327)	(208)
のれんの減損損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人所得税	(514)	(607)	(760)	(841)	(174)	(281)	184	425	(1,264)	(1,304)
当期純利益	1,131	1,237	2,459	2,569	981	1,221	(625)	(214)	3,946	4,813
うち非支配持分損益	-	-	504	504	23	24	171	164	698	692
グループ当期純利益	1,131	1,237	1,955	2,065	958	1,197	(796)	(378)	3,248	4,121
経費率	73.6%	71.6%	54.7%	54.4%	84.5%	81.9%			71.9%	71.1%
平均配分資本	11,263	11,201	11,075	11,390	15,201	15,425	13,047	10,123	50,586	48,138
RONE (事業) / ROTE (グループ)	10.0%	11.0%	17.7%	18.1%	6.3%	7.8%			6.2%	8.8%

コーポレートセンターおよび当グループの2018年における数値は、IAS第12号の導入を考慮して修正再表示された。下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注1.2および本項冒頭のIAS第12号「法人所得税」基準の導入についての注記を参照のこと。

フランス国内リテール バンキング部門

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動
銀行業務純利益	7,746	7,860	-1.5%
営業費用	(5,700)	(5,629)	+1.3%
営業総利益	2,046	2,231	-8.3%
純リスク費用	(467)	(489)	-4.5%
営業利益	1,579	1,742	-9.4%
持分法適用投資純利益	8	28	-71.4%
その他の資産からの純損益	58	74	-21.6%
のれんの減損損失	-	-	
法人所得税	(514)	(607)	-15.3%
当期純利益	1,131	1,237	-8.6%
うち非支配持分損益	-	-	
グループ当期純利益	1,131	1,237	-8.6%
経費率	73.6%	71.6%	
平均配分資本	11,263	11,201	

フランス国内リテール バンキング部門は、低金利環境およびフランス国内のネットワークの転換を背景として、底堅い実績を上げた。2019年の基礎RONEは11.1%であった。

事業および銀行業務純利益

フランス国内リテール バンキング部門の3つのブランドである、ソシエテ・ジェネラル、クレディ デュ ノールおよびブルソラマは、良好な商業的モメンタムを記録した。

ブルソラマは、2019年12月末現在、2.1百万人を超える顧客を獲得し、フランスにおける主要なオンラインバンクとしてのポジションを強化した。

フランス国内リテール バンキング部門は、大衆富裕層および富裕層顧客の間で事業を拡大し、顧客数は2018年12月31日と比較して約1%増加した。プライベート バンキング顧客の2019年の純インフローは、4.2十億ユーロ前後と堅調を維持し、運用資産はクレディ デュ ノールを含めて2019年12月末現在で68.8十億ユーロとなった。

フランス国内リテール バンキング部門は法人顧客基盤を引き続き強化し、顧客数は2018年第4四半期比で約1%増加した。バンカシュランスの事業は引き続き好調であり、2019年の生命保険事業の純インフローは合計で約1.7十億ユーロとなった。残高は、4.1%増の96.1十億ユーロとなり、ユニットリンクのシェアは残高の25%であった。災害保険事業も上昇し、2019年の普及率は21.8%となり、2018年比で約60ベーシス ポイント上昇した。

平均貸出残高は、住宅ローン、消費者融資および投資金融が好調なモメンタムで推移したことを背景に、2018年第4四半期比で6.4%増の201.5十億ユーロとなった。結果として、個人向け平均貸出残高は2018年第4四半期比で7.0%増加し、119.8十億ユーロとなった。一方、投資金融の平均残高は2018年第4四半期比で6.8%増加し、71.2十億ユーロとなった。貸借対照表上の平均預金残高は、2018年第4四半期比で4.4%増加して210.7十億ユーロとなり、要求払預金（2018年第4四半期比9.0%増）によって引き続きけん引されている。結果として、2019年第4四半期における平均預貸率は、95.6%となった（2018年第4四半期比1.8ポイント増）。

当グループはデジタル化プロセスと並行して、業務イニシアチブの適応を継続した。ソシエテ・ジェネラル・ネットワークの顧客はデジタルツールの使用を増やしており、顧客の57%がデジタルを活用している。当グループは2015年以降、ソシエテ・ジェネラルの支店390店舗を閉鎖しており、これは2015年から2020年の目標の78%に相当する。ソシエテ・ジェネラルは引き続き、企業セクターおよびプロの顧客を対象とした特別なファシリティの導入を進めた。2019年12月末現在、ソシエテ・ジェネラルには、19のリージョナル ビジネスセンター、支店における116のプロ向け部門、および10の専用プロ向け部門がある。

2019年の業績は、銀行業務純利益（PEL／CELを除く。）が、（2019年には0%からマイナス1%までの減少の見込みであったが）2018年比0.3%増となり、目標通りに推移した。純受取利息（PEL／CELを除く。）は、特に販売数量の好調、一定のマージンのプラス基調および階層効果に支えられ、2.0%増加した。手数料は、社会の脆弱なセクターに対する銀行業界のコミットメントを背景に、2018年と比べて2.1%減少した。

営業費用

2019年の営業費用は、プラス1%からプラス2%増の目標に沿って、2018年比で1.3%増となった。総額には、2019年第4四半期に認識された55百万ユーロのリストラクチャリング引当金が含まれている。このリストラクチャリング引当金は、フランス国内リテール バンキング部門の本部の一部、バックオフィスでの顧客取引処理のためのプラットフォーム、および一部のネットワークサポート機能に関わる予定済みの変更に関連するものである。引当金を修正再表示した場合、営業費用はわずかに増加（2018年比0.3%増）した。リストラクチャリング引当金を除き、かつ、PEL／CEL引当金を修正再表示した2019年の経費率は71.8%であった。

リスク費用

リスク費用は、2018年の26ベシス ポイントに対し、2019年は24ベシス ポイントと低い水準を維持した。

グループ当期純利益への寄与

リストラクチャリング引当金およびPEL／CEL引当金を除くと、2019年のグループ当期純利益への寄与は2.1%増加した。グループ当期純利益（リストラクチャリング引当金を除き、IFRIC第21号基準による影響の線形化（費用の線形化）後、かつ、PEL／CEL引当金の修正再表示後）は合計で、2018年第4四半期の9.9%に対して2019年第4四半期は9.3%、また2018年の10.9%に対して2019年は11.1%であった。

国際リテール バンキング&金融サービス部門

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動	
銀行業務純利益	8,373	8,317	+0.7%	+4.6% ^(*)
営業費用	(4,581)	(4,526)	+1.2%	+5.6% ^(*)
営業総利益	3,792	3,791	+0.0%	+3.4% ^(*)
純リスク費用	(588)	(404)	+45.5%	+56.1% ^(*)
営業利益	3,204	3,387	-5.4%	-2.7% ^(*)
持分法適用投資純利益	12	15	-20.0%	-2.0% ^(*)
その他の資産からの純損益	3	8	-62.5%	-50.0% ^(*)
のれんの減損損失	0	0		
法人所得税	(760)	(841)	-9.6%	-7.9% ^(*)
当期純利益	2,459	2,569	-4.3%	-1.2% ^(*)
うち非支配持分損益	504	504	+0.0%	+1.9% ^(*)
グループ当期純利益	1,955	2,065	-5.3%	-1.9% ^(*)
経費率	54.7%	54.4%		
平均配分資本	11,075	11,390		

(*) 当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除く。

2019年の収益総額は、2018年比4.6%増^(*) (0.7%増) の8,373百万ユーロであった。収益の伸びは、当期に完了した処分の通年で影響を相殺した。2019年の営業費用は5.6%増^(*) (1.2%増) となった。これには、本社組織の簡素化計画に関連する2019年の34百万ユーロのリストラクチャリング引当金と2019年第4四半期のルーマニアの資産に対する16百万ユーロの税金が含まれる。これらの項目を修正再表示した場合、伸び率で収益が費用を上回り、営業費用は2018年比で4.3%^(*)高くなった。2019年の経費率は54.7%であった。

アフリカにおけるリスク費用がわずかに悪化し、範囲は狭いものの欧州とロシアが徐々に正常化したことを踏まえると、2019年のリスク費用は43ベースス ポイント (2018年は30ベースス ポイント) と低水準にとどまった。

2019年における基礎RONEは17.9%の高い水準であり、2018年は18.1%であった。

国際リテール バンキング部門

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動	
銀行業務純利益	5,592	5,608	-0.3%	5.6% ^(*)
営業費用	(3,218)	(3,238)	-0.6%	+5.4% ^(*)
営業総利益	2,374	2,370	+0.2%	+6.0% ^(*)
純リスク費用	(504)	(335)	+50.4%	+64.7% ^(*)
営業利益	1,870	2,035	-8.1%	-3.6% ^(*)
持分法適用投資純利益	11	14	-21.4%	-2.1% ^(*)
その他の資産からの純損益	3	7	-57.1%	-40.1% ^(*)
のれんの減損損失	0	0		
法人所得税	(421)	(474)	-11.2%	-7.8% ^(*)
当期純利益	1,463	1,582	-7.5%	-2.5% ^(*)
うち非支配持分損益	394	395	-0.3%	+2.4% ^(*)
グループ当期純利益	1,069	1,187	-9.9%	-4.4% ^(*)
経費率	57.5%	57.7%		
平均配分資本	6,661	6,926		

(*) 当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除く。

国際リテール バンキング事業において、貸出残高は総額で88.3十億ユーロとなった。当グループの組織変更による調整後、かつ、為替レートの変動の影響を除いた場合、2019年の貸出残高は、すべての地域で堅調なモメンタムであったことから6.3%増^(*)となった。2019年中に処分が完了（SGアルバニア、ブルガリアのエクспレス バンク、ソシエテ・ジェネラル・モンテネグロ、ポーランドのユーロバンク、ソシエテ・ジェネラル・セルビア、モルドバのモビアスバンカ、スロベニアのSKBおよびマケドニアのOBSG）したことを考慮すると、現行の組織と為替レートであった場合には、貸出残高は5.1%減となった。預金残高も同様の傾向を示しており、2019年は4.9%増^(*)の78.1十億ユーロ（現行の組織と為替レートであった場合は6.3%減）となった。

欧州における貸出残高は、西欧の好調なモメンタム（9.9%増）とルーマニア（2.9%増^(*)）およびチェコ共和国（3.3%増^(*)）の堅調な成長にけん引され、2019年末現在、2018年12月末比で5.8%増^(*)の54.3十億ユーロ（13.4%減）となった。預金残高は2.2%増^(*)（17.5%減）となった。

ロシアでは、好調な銀行市場において、特に個人顧客セグメント向けの事業活動が堅調であった。貸出残高は8.7%増^(*)（21.5%増）となり、預金残高は2019年に13.4%増^(*)（25.1%増）となった。

アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域では、事業実績は概ね堅調に推移した。2019年の貸出残高は6.1%増^(*)（8.1%増）となり、サハラ以南のアフリカ（14.4%増^(*)）における商業的モメンタムは好調であった。預金残高は6.3%増^(*)（8.3%増）となった。

国際リテール バンキング事業において、2019年の銀行業務純利益の総額は5,592百万ユーロとなり、2018年比5.6%増^(*)（0.3%減）となった。これは、SGロシア（7.8%増^(*)、10.4%増）、アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域（6.9%増^(*)、8.8%増）、欧州（4.0%増^(*)、7.4%減）等、すべての地域で堅調なモメンタムだったことが寄与している。営業費用は2018年比で5.4%増^(*)（0.6%減）となった。

保険事業

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動	
銀行業務純利益	909	887	+2.5%	+2.5% ^(*)
営業費用	(349)	(333)	+4.8%	+4.7% ^(*)
営業総利益	560	554	+1.1%	+1.2% ^(*)
純リスク費用	0	0		
営業利益	560	554	+1.1%	+1.2% ^(*)
持分法適用投資純利益	0	0		
その他の資産からの純損益	0	0		
のれんの減損損失	0	0		
法人所得税	(174)	(183)	-4.9%	-4.8% ^(*)
当期純利益	386	371	+4.0%	+4.2% ^(*)
うち非支配持分損益	3	3	+0.0%	-0.6% ^(*)
グループ当期純利益	383	368	+4.1%	+4.2% ^(*)
経費率	38.4%	37.5%		
平均配分資本	1,506	1,825		

(*) 当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除く。

保険事業において、生命保険の貯蓄商品事業の残高は、2018年12月末比で8.4%増^(*)となった。ユニットリンク保険商品の残高のシェアは2018年末比で3.4ポイント増加し、2019年12月末現在で30%となった。また、個人保護保険および損害保険も順調に拡大し、2018年比で保険料収入はそれぞれ7.4%増^(*)および9.2%増^(*)となった。ソジェキャップは、2019年12月12日の取締役会の承認を受け、350百万ユーロの増資を実施した。ソジェキャップ グループの自己資本比率は、2019年12月末に220%を超えると予想されている。増資による当グループの普通株式等Tier 1 比率への影響は限定的であり、すでに年度末の比率に含まれている。

保険事業では、2019年にプラスの財務実績を上げ、銀行業務純利益は2.5%増^(*)の909百万ユーロとなった。営業費用は、保険事業における商業発展計画に伴い、2018年比4.8%増の349百万ユーロとなった。

法人向け金融サービス事業

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動	
銀行業務純利益	1,872	1,822	+2.7%	+3.1% ^(*)
営業費用	(980)	(955)	+2.6%	+2.7% ^(*)
営業総利益	892	867	+2.9%	+3.6% ^(*)
純リスク費用	(84)	(69)	+21.7%	+19.9% ^(*)
営業利益	808	798	+1.3%	+2.1% ^(*)
持分法適用投資純利益	1	1		
その他の資産からの純損益	0	1		
のれんの減損損失	0	0		
法人所得税	(176)	(184)	-4.3%	-3.5% ^(*)
当期純利益	633	616	+2.8%	+3.6% ^(*)
うち非支配持分損益	107	106	+0.9%	+0.0% ^(*)
グループ当期純利益	526	510	+3.1%	+4.4% ^(*)
経費率	52.4%	52.4%		
平均配分資本	2,870	2,639		

(*) 当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除く。

法人向け金融サービス事業は、2019年にプラスの商業的モメンタムを記録した。2019年の事業用車両リースおよび車両管理事業は、保有車両が6.1%増加し、1.8百万台となった。設備ファイナンス事業における2019年の貸出残高は、2.5%増^(*)の総額18.5十億ユーロ（ファクタリングを除く。）となった。

法人向け金融サービス事業の銀行業務純利益は、事業用車両リースおよび車両管理事業の保有車両の増加を反映して、2019年に2.7%増（3.1%増^(*)）の1,872百万ユーロとなった。営業費用は、2018年比で2.6%増（2.7%増^(*)）となった。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動	
銀行業務純利益	8,704	8,846	-1.6%	-3.1% ^(*)
営業費用	(7,352)	(7,241)	+1.5%	+0.4% ^(*)
営業総利益	1,352	1,605	-15.8%	-18.6% ^(*)
純リスク費用	(206)	(93)	x2.2	x2.2 ^(*)
営業利益	1,146	1,512	-24.2%	-26.9% ^(*)
持分法適用投資純利益	3	6	-50.0%	-50.0% ^(*)
その他の資産からの純損益	6	(16)		
のれんの減損損失	-	0		
法人所得税	(174)	(281)	-38.1%	-40.8% ^(*)
当期純利益	981	1,221	-19.7%	-22.3% ^(*)
うち非支配持分損益	23	24	-4.2%	-4.0% ^(*)
グループ当期純利益	958	1,197	-20.0%	-22.7% ^(*)
経費率	84.5%	81.9%		
平均配分資本	15,201	15,425		

(*) 当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除く。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門は、2019年に所定の財政目標を尊重したリストラクチャリング計画を実行することに成功した。

- 2020年までにリスク加重資産（RWA）を10十億ユーロ削減するという目標（グローバル マーケットの8十億ユーロを含む。）は、1年以上前倒しして2019年第3四半期にすでに達成された。
- 経費節減目標額500百万ユーロの44%（目標は20%から30%であった。）は2019年に達成され、2020年のうちに総額が確保されており、2020年の営業費用の目標である6.8十億ユーロの実現可能性に重点を置く。
- 250から300百万ユーロの目標に沿って、268百万ユーロのリストラクチャリング費用が計上された。
- 閉鎖または縮小した業務からの収益の減少は、年間目標の300百万ユーロに沿ったものである。

リストラクチャリング（閉鎖または縮小中の業務）、例外的なRWA削減業務費用およびベルギーでのプライベート バンキング事業の処分の影響を調整した後の銀行業務純利益は、2018年比0.9%増であった。

営業費用は、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門で実施された経費節減計画の成功（報告ベースで2018年比1.5%増）を反映し、268百万ユーロのリストラクチャリング費用、EMC統合関連費用、およびベルギーでのプライベート バンキング事業の処分を修正再表示した後で2018年比で2.5%減少した。227百万ユーロのリストラクチャリング引当金のみを修正再表示した場合、2019年の費用は2018年より1.6%低くなった。

純リスク費用は低く、当期の最終四半期では17ベシス ポイント、通年では13ベシス ポイントを記録した。

227百万ユーロのリストラクチャリング引当金調整後、この部門のRONEは、2018年の7.8%から当期は7.4%となった。

グローバル マーケッツ&インベスター サービス事業

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動	
銀行業務純利益	5,210	5,414	-3.8%	-5.9% ^(*)
営業費用	(4,788)	(4,706)	+1.7%	+0.3% ^(*)
営業総利益	422	708	-40.4%	-44.6% ^(*)
純リスク費用	(13)	(25)	-48.0%	-48.3% ^(*)
営業利益	409	683	-40.1%	-44.4% ^(*)
持分法適用投資純利益	4	9	-55.6%	-55.6% ^(*)
その他の資産からの純損益	4	(1)		
のれんの減損損失	0	0		
法人所得税	(89)	(180)	-50.6%	-53.8% ^(*)
当期純利益	328	511	-35.8%	-40.5% ^(*)
うち非支配持分損益	20	20	+0.0%	+0.2% ^(*)
グループ当期純利益	308	491	-37.3%	-42.0% ^(*)
経費率	91.9%	86.9%		
平均配分資本	8,454	8,510		

(*) 当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除く。

2018年の数値は、法人、資産担保商品およびコモディティに対して市場商品の販売業績の分析的分割の変更を組み込んだ新しい四半期の数値を反映して修正再表示された。

2019年のグローバル マーケッツ&インベスター サービス事業の収益は、上半期に取引量の減少が目立ったため、リストラクチャリング措置を調整した後で、2018年比1.6%減のマイナスの成長を記録した。2019年に計上された銀行業務純利益は、2018年比3.8%減の総額5,210百万ユーロであった。

グローバル マーケッツのリストラクチャリングの影響を修正再表示すると、債券・通貨事業の収益は3.4%増であった。修正再表示を除くと、収益は2018年比で2.3%減となった。

2019年のエクイティ事業およびプライム サービス事業の銀行業務純利益は、2018年比5.2%減の2,502百万ユーロであった。

厳しい状況にもかかわらず、当グループはストラクチャード商品で主導的地位を維持し、フランチャイズ事業は、リスク アワードにより「ストラクチャード プロダクツ ハウス オブ ザ イヤー」に再び選ばれた。

証券サービス事業のカストディ資産は、2019年12月末現在で4,213十億ユーロとなり、2019年9月末比で34十億ユーロ減少した。同期間中の受託資産は、647十億ユーロとわずかに増加（2.4%増）した。当期の証券サービス事業の総資産は、2.7%減の714百万ユーロであった。

ファイナンス&アドバイザリー事業

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動	
銀行業務純利益	2,547	2,466	+3.3%	+1.5% ^(*)
営業費用	(1,676)	(1,630)	+2.8%	+1.4% ^(*)
営業総利益	871	836	+4.2%	+1.7% ^(*)
純リスク費用	(195)	(49)	x4.0	x3.9 ^(*)
営業利益	676	787	-14.1%	-16.2% ^(*)
持分法適用投資純利益	(1)	(2)		
その他の資産からの純損益	0	(1)		
のれんの減損損失	(70)	(93)	-24.7%	-28.3% ^(*)
法人所得税	-	-		
当期純利益	605	691	-12.4%	-14.3% ^(*)
うち非支配持分損益	0	1		
グループ当期純利益	605	690	-12.3%	-14.1% ^(*)
経費率	65.8%	66.1%		
平均配分資本	5,732	5,756		

(*) 当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除く。

2018年の数値は、法人、資産担保商品およびコモディティに対して市場商品の販売業績の分析的分割の変更を組み込んだ新しい四半期の数値を反映して修正再表示された。

2019年のファイナンス&アドバイザリー事業の収益は、例外的なRWA削減業務費用にもかかわらず、2018年比で3.3%増の合計2,547百万ユーロとなった。かかる増加は、財務活動の力強い商業的モメンタムを反映している。資産担保商品プラットフォームは引き続き拡大した。

トランザクション バンキングの収益は、成長イニシアチブの展開が成功したことを背景に、引き続き増加(2019年の収益は2018年比で9.2%増)した。

アセット&ウェルス マネジメント事業

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動	
銀行業務純利益	947	966	-2.0%	+0.7% ^(*)
営業費用	(888)	(905)	-1.9%	+0.7% ^(*)
営業総利益	59	61	-3.3%	+0.0% ^(*)
純リスク費用	2	(19)	n/s	n/s
営業利益	61	42	+45.2%	+49.0% ^(*)
持分法適用投資純利益	0	(1)		
その他の資産からの純損益	2	(14)		
のれんの減損損失	0	0		
法人所得税	(15)	(8)	+87.5%	+92.4% ^(*)
当期純利益	48	19	x2.5	x2.6 ^(*)
うち非支配持分損益	3	3	+0.0%	+0.1% ^(*)
グループ当期純利益	45	16	x2.8	x2.9 ^(*)
経費率	93.8%	93.7%		
平均配分資本	1,015	1,158		

(*) 当グループの組織変更による調整後であり為替レートの変動の影響を除く。

2019年のアセット&ウェルス マネジメント事業の銀行業務純利益は合計で947百万ユーロとなり、ベルギーでのプライベート バンキング事業の処分を調整した後では2018年比で1.2%増となった（報告ベースでは2.0%減）。

プライベート バンキング事業の運用資産は、2019年12月末現在、2019年9月比で1.4%増の119十億ユーロであった。フランスでは引き続きインフローが好調だった。ベルギーでのプライベート バンキング事業の処分を調整すると、銀行業務純利益は2019年に総額727百万ユーロとなり、2018年比で0.3%増加した（報告ベースでは3.8%減少）。

リクソーの運用資産は、2019年12月末現在で過去最高の149十億ユーロに達し、2019年9月比で7.6%増となった。前年比では26.1%増となり、これにはコメルツバンクの資産統合による17十億ユーロが含まれている。2019年の収益総額は2018年比4.7%増の200百万ユーロであった。

コーポレートセンター

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動
銀行業務純利益	(152)	182	n/s
営業費用	(94)	(535)	-82.4%
営業総利益	(246)	(353)	+30.3%
純リスク費用	(17)	(19)	-10.5%
営業利益	(263)	(372)	+29.3%
持分法適用投資純利益	(152)	7	n/s
その他の資産からの純損益	(394)	(274)	-43.8%
のれんの減損損失	-	-	
法人所得税	184	425	+56.7%
当期純利益	(625)	(214)	n/s
うち非支配持分損益	171	164	+4.3%
グループ当期純利益	(796)	(378)	n/s

コーポレートセンターには以下が含まれる。

- 当グループの本店の不動産管理
- 当グループの株式ポートフォリオ
- 当グループの財務機能
- 部門横断的なプロジェクトに関連する特定の費用および事業部門に再度請求されない当グループの特定の費用

コーポレートセンターの銀行業務純利益は、2018年の合計182百万ユーロに対して2019年は合計マイナス152百万ユーロを計上した（これには271百万ユーロのユーロクリア証券の再評価が含まれている。）。

2019年の営業費用は合計でマイナス94百万ユーロであり、これにはプラス241百万ユーロの事業税の調整が含まれている。2018年の営業費用は合計でマイナス535百万ユーロとなり、これはマイナス336百万ユーロの訴訟引当金の配分を含む。営業総利益は、合計で2018年のマイナス353百万ユーロに対して2019年はマイナス246百万ユーロとなった。

その他の資産からの純損益は2019年に総額マイナス394百万ユーロとなったが、これには主に当グループのリフォーカスプランの実施後のIFRS第5号の適用によるマイナス386百万ユーロのキャピタル ロスが含まれる。範囲別に見ると、キャピタル ロスの内訳は以下の通りである。

- スロベニアのSKBバンカ、北マケドニアのオフリドスカ バンカ ソシエテ・ジェネラル、ソシエテ・ジェネラル・セルビア、ソシエテ・ジェネラル・モンテネグロ、モルドバのモビアスバンカ、ポーランドのユーロバンク、ブルガリアのSGエクスプレス バンクおよびSGアルバニアの処分により欧州でマイナス249百万ユーロ
- SGフィナンスの公表済みの処分およびペマGmbHの処分に関する法人向け金融サービス事業におけるマイナス148百万ユーロ

持分法適用投資純利益には、当グループが保有するSG ドゥ バンク オ リバンの少数株主持分全体（16.8%）に相当するマイナス158百万ユーロの減損が含まれる。

コーポレートセンターのグループ当期純利益への寄与は、2018年におけるマイナス378百万ユーロに対して、2019年はマイナス796百万ユーロであった。

定義および手法、代替的業績指標

枠組

2019年12月31日に終了した事業年度に関する財務情報は、欧州連合が採択し、当該情報の日付において適用あるIFRSに従って作成されている。

資本配分

2019年において、資本消費に基づく事業部門への基準資本の配分がCRRの規則に従って決定された（すなわち非支配持分および保険事業における資本消費の調整を考慮に入れた後、各事業部門に課せられる普通株式等Tier 1 資本の消費が加味された、リスク加重資産の11%）。したがって、この資本配分基準は、当グループの3つの柱（フランス国内リテール バンキング部門、国際リテール バンキング&金融サービス部門およびグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門）に適用され、各事業の資本消費および収益性の事業別の算出を独立した統一的な基準で当グループの規制上の制約を考慮に入れて行うことを可能とする。

銀行業務純利益

各事業部門の銀行業務純利益（NBI）は以下により構成される。

- 当該事業から発生する収益
- 通貨毎の長期金利を用いて計算された、事業部門に配分される基準資本の利回り。これに対して、当グループの異なる事業部門間の業績を比較するために、帳簿上の資本はコーポレートセンターに同率で再配分される。

さらに、事業部門の非連結事業体の株式売却によるキャピタル ゲインおよびキャピタル ロス、ならびに当グループの事業会社および銀行の株式ポートフォリオの運用益は、これらの証券が売却可能金融資産に分類されるため、NBIに計上される。

営業費用

事業部門の営業費用は、当グループの2019年12月31日現在の連結財務諸表の注記8.1に記載の情報（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.1を参照のこと。）に対応するものであり、またかかる営業費用には、当該部門の直接経費および経営に係る間接経費、ならびに本社の経費で事業部門の間で原則としてほぼ全額再配分される当該事業部門の負担分が含まれる。コーポレートセンターはその業務に関連する費用のみを、一定の技術的調整と合わせて計上する。

経費率

経費率は、ある事業に関する営業費用の当該事業の銀行業務純利益に対する割合を示している。この指標は、システムの有効性についての評価基準を提供する（本書冒頭の用語を参照のこと。）。

IFRIC第21号による調整

IFRIC第21号による調整は、当四半期のみに関係する部分（すなわち全額の4分の1）を認識するために、賦課金について、支払期限が到来した（債務発生事象）時点の結果を財務諸表全体において修正するものである。かかる調整は、分析対象期間中の事業活動に実際に帰属する費用をより信頼性が高く経済的に把握できるようにするため、当該事業年度中に適宜認識された賦課金をならすことにより行われる。IFRIC第21号による調整を適用することにより、これまで、債務発生事象が一定期間にわたって発生するならば漸進的に認識された費用は、全額を一括して計上されることになった。

基礎指標

当グループは、実際の業績を明確に理解するため、基礎指標を提供することを求められる場合がある。基礎データは、特別項目およびIFRIC第21号による調整を考慮した報告データを修正再表示することにより得られる。複数の指標は、損益計算書の総額（銀行業務純利益、営業費用、純リスク費用、その他の資産からの純損益、およびグループ当期純利益）、ならびに収益性指標（ROE、RONE、およびROTE）、1株当たり利益、および経費率等について提供される場合がある。

実際の業績を明確に伝えるため、業績の複数の構成要素（すなわち特別項目）の調整が必要となる場合がある。

当グループは、PEL／CELを除いた銀行業務純利益（経費率、営業総利益および営業利益）を報告しており、すなわち規制貯蓄に係る特定のコミットメントに対するリスクへの引当金に関する調整を行っている。

これらの項目を、報告データから取得した基礎データと併せて、以下の表に示している。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	変動
営業費用 ⁽¹⁾	(17,727)	(17,931)	-1.1%
(-)訴訟引当金 ^(*)		(336)	コーポレートセンター
(-)リストラクチャリング引当金 ^(*)	(316)		注(2)参照
基礎営業費用	(17,411)	(17,595)	-1.0%
純リスク費用	(1,278)	(1,005)	+27.2%
(-)当グループのリフォーカスプラン ^(*)	(18)		コーポレートセンター
基礎純リスク費用	(1,260)	(1,005)	+25.4%
その他の資産からの純損益	(327)	(208)	-57.2%
(-)当グループのリフォーカスプラン ^(*)	(386)	(268)	コーポレートセンター
その他の基礎資産純損益	59	60	-1.7%
持分法適用投資純利益	(129)	56	n/s
(-)当グループが保有するSG ドゥ バンク オ リバンの少数株主持分の償却 ^(*)	(158)		コーポレートセンター
基礎持分法適用投資純利益	29	56	
グループ当期純利益	3,248	4,121	-21.2%
上記項目のグループ当期純利益における影響	(813)	(604)	
基礎グループ当期純利益	4,061	4,725	-14.1%

(*) 特別項目

- (1) 財務諸表における以下の項目の合計を反映する：人件費＋その他の営業費用＋有形・無形固定資産の償却費、減価償却費および減損
- (2) フランス国内リテール バンキング部門（マイナス55百万ユーロ）、国際リテール バンキング&金融サービス部門（マイナス34百万ユーロ）、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門（マイナス227百万ユーロ）

リスク費用

純リスク費用は、各事業部門の各事業年度における事業活動に内在するリスク費用を反映させるように当該各事業部門に割り当てられる。当グループ全体の減損損失はコーポレートセンターに計上される。

ソシエテ・ジェネラルの商業的純リスク費用はベシス ポイントで表示される。これは商業的リスクに対する引当金の純年間配分額を、決算日以前における4つの四半期末時点での平均貸出残高で除して計算される。この指標は、各中核部門が負担するリスクの水準を、貸借対照表上のローン コミットメント（オペレーティング リースを含む。）のパーセンテージで表示する。この計算に用いられる主要項目を以下の表に示している。

		2019年	2018年
フランス国内リテール バンキング部門	純リスク費用（百万ユーロ）	467	489
	貸出残高総額（百万ユーロ）	194,359	186,782
	ベシス ポイント表示のリスク費用	24	26
国際リテール バンキング&金融サービス部門	純リスク費用（百万ユーロ）	588	404
	貸出残高総額（百万ユーロ）	136,303	134,306
	ベシス ポイント表示のリスク費用	43	30
グローバル バンキング&インベスターソリューションズ部門	純リスク費用（百万ユーロ）	206	93
	貸出残高総額（百万ユーロ）	161,865	152,923
	ベシス ポイント表示のリスク費用	13	6
ソシエテ・ジェネラル・グループ	純リスク費用（百万ユーロ）	1,278	1,005
	貸出残高総額（百万ユーロ）	501,929	481,608
	ベシス ポイント表示のリスク費用	25	21

回収懸念残高総額のカバレッジ比率

回収懸念残高とは、規則上、定義される債務不履行に陥っている貸出残高である。

回収懸念残高総額の比率は、貸借対照表に認識された回収懸念残高の貸出残高総額に対する割合を測定するものである。

回収懸念残高総額のカバレッジ比率は、いずれの保証も考慮に入れず、規則上の定義における債務不履行に陥っていると特定された残高総額に対して、その信用リスクに基づいて認識される引当金の比率として算出される。カバレッジ比率は、債務不履行に陥っている貸出残高（いわゆる回収懸念残高）について、最大残留リスクを測定する。

その他の資産からの純損益

その他の資産からの純損益は、主として営業固定資産、または当グループが連結子会社を支配しなくなる場合には、これに加えて当グループが事業体の支配権を握り、かつ、年度内に完全連結会社となった事業体において以前に当グループが保有していた持分を再計算すると同時に評価減されたのれんに係るキャピタル ゲインおよびキャピタル ロスにより構成されている。

のれんの減損損失

のれんの減損損失は、その該当する事業が属する事業部門に計上される。

法人所得税

当グループの税務は、一元管理されている。

法人所得税は、各事業部門が事業を行っている国の現地の税率および収益の性質を勘案した基準税率に基づき、当該各事業部門に課されている。当グループの連結会社に課された法人所得税と戦略の中核部門の基準税率の合計の間の差異は、コーポレートセンターに計上される。

ROE、ROTE

グループROEおよびROTEは、IFRSによる当グループの平均株主資本に基づき算出されている。

グループROEの算出において、以下は除外される。

■ 株主資本の部に直接計上された未実現または繰延キャピタル ゲインまたはキャピタル ロス（転換準備金を除く。）

■ 超劣後債

■ 株主資本の部に修正再表示された永久劣後債

また、以下は控除される。

■ 超劣後債および修正再表示された永久劣後債の保有者に支払われる利息

■ 株主に支払われる配当金に関する引当金

ROTEについては、以下の項目も除外される。

■ 資産における平均のれん純額、および持分法適用会社の株式保有に係る平均基礎のれん

■ 無形資産の純額平均

ROEの算出に使用した当期純利益は、超劣後債に係る当期分の支払利息ならびに2006年以降は修正再表示された超劣後債および永久劣後債に係る支払利息を調整したグループ当期純利益に基づくものである。

ROTEの算出に使用される当期純利益は、超劣後債の保有者に支払われる当期分の利息（第三者への当期分の支払済発行手数料および超劣後債の発行時プレミアムに係るディスカウント費用を含む。）を戻したのれんの減損損失および永久劣後債の保有者に支払われる利息（第三者への当期分の支払済発行手数料および永久劣後債の発行時プレミアムに係るディスカウント費用を含む。）を除外したグループ当期純利益に基づくものである。

RONE

RONE（基準自己資本利益率）は、当グループの事業に配分される平均基準資本の利益率を特定する（上記「資本配分」を参照のこと。）。2016年1月1日以降に適用された配分原則は、各事業部門のリスク加重資産の11%に相当する基準資本を各事業部門へ配分することにより実施される。

上記計算に用いられる主要項目を、以下の表に示している。

(単位：百万ユーロ、期末)	2019年	2018年
株主資本、グループ持分	63,527	61,026
超劣後債	(9,501)	(9,330)
永久劣後債	(283)	(278)
超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる税引後の利息、超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われた利息、発行時プレミアムの償却費	4	(14)
転換準備金を除くOCI	(575)	(312)
配当準備金	(1,869)	(1,764)
期末ROE資本	51,303	49,328
平均ROE資本	50,586	48,138
のれん平均	(4,586)	(5,019)
平均無形資産	(2,243)	(2,065)
平均ROTE資本	43,757	41,054
グループ当期純利益(a)	3,248	4,121
グループ基礎当期純利益(b)	4,061	4,725
超劣後債および永久劣後債に係る利息(c)	(715)	(719)
のれんの減損の取消し(d)	200	198
調整後グループ当期純利益(e)=(a)+(c)+(d)	2,733	3,600
調整後グループ基礎当期純利益(f)=(b)+(c)	3,346	4,006
平均ROTE資本(g)	43,757	41,054
ROTE(e/g)	6.2%	8.8%
平均ROTE資本（基礎）(h)	43,983	41,345
基礎ROTE(f/h)	7.6%	9.7%

RONEの算出：主力事業部門への平均配分資本

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
フランス国内リテール バンキング部門	11,263	11,201
国際リテール バンキング&金融サービス部門	11,075	11,390
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	15,201	15,424

1 株当たり利益

IAS第33号に従って1株当たり利益を算出するにあたり、「グループ当期純利益」は、資本性金融商品および当該商品の支払利息に係る費用（資本の部に分類された発行済の有価証券の一部買戻しに係るキャピタルゲイン／ロス）の金額（税控除後）により調整される。

したがって、1株当たり利益は修正後のグループ当期純利益の発行済普通株式の平均株数に対する割合として算出される。かかる平均株数は、当行株式および自己株式を除くが、以下は含まれる。

- a) 当グループが保有するトレーディング目的の当行株式
- b) 流動性契約に基づき保有する当行株式

当グループは、1株当たり基礎利益、すなわち特別項目およびIFRIC第21号による調整を修正したものも報告している。

	2019年	2018年
発行済株式（平均数、単位：千株）	834,062	807,918
控除（単位：千株）		
従業員に与えられたストックオプションおよび無償株式を補填するために 配分された株式（平均、単位：千株）	4,011	5,335
その他の当行株式および自己株式	149	842
EPS ⁽¹⁾ の算出に用いられた株数	829,902	801,741
グループ当期純利益（単位：百万ユーロ）	3,248	4,121
超劣後債および永久劣後債に係る利息（単位：百万ユーロ）	(715)	(719)
部分的な買戻しに係る税引後のキャピタルゲイン（単位：百万ユーロ）	0	0
調整後グループ当期純利益（単位：百万ユーロ）	2,533	3,402
EPS（単位：ユーロ）	3.05	4.24
基礎EPS ⁽²⁾ （単位：ユーロ）	4.03	5.00

(1) 算出に用いられる株数は、2019年12月31日現在の発行済普通株式数であり、当グループが保有する当行株式および自己株式を含まないが、トレーディング目的の当行株式は含む。

(2) 特別項目の調整後。

純資産、有形純資産額

純資産は、以下を除外し、グループ株主資本から構成される。

- 超劣後債および以前は債務として認識されていた永久劣後債
- 超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる利息。ただし、当グループが保有するトレーディング目的の当行株式および流動性契約に基づき保有する当行株式の帳簿価額は元に戻して算出される。

有形純資産は、資産ののれん純額、持分法ののれんおよび無形資産額に修正される。

1株当たり純資産額または1株当たり有形純資産額を計算する際、1株当たりの帳簿価額の算出に用いられる株数は、期末の発行済株式数から、当行株式および自己株式を除くが、以下は含まれる。

- 当グループが保有するトレーディング目的の当行株式
- 流動性契約に基づき保有する当行株式

	2019年	2018年
株主資本、グループ持分（単位：百万ユーロ）	63,527	61,026
超劣後債（単位：百万ユーロ）	(9,501)	(9,330)
永久劣後債（単位：百万ユーロ）	(283)	(278)
超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる税引後の利息、超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われた利息、発行時プレミアムの償却費（単位：百万ユーロ）	4	(14)
トレーディング ポートフォリオ上で当グループが保有する当行株式の帳簿価額（単位：百万ユーロ）	375	423
純資産額（単位：百万ユーロ）	54,122	51,827
のれん（単位：百万ユーロ）	(4,510)	(4,860)
無形資産額（単位：百万ユーロ）	(2,362)	(2,224)
有形純資産額（単位：百万ユーロ）	47,250	44,743
NAPS ⁽¹⁾ の算出に用いられる株数	849,665	801,942
1株当たり純資産額（単位：ユーロ）	63.7	64.6
1株当たり有形純資産額（単位：ユーロ）	55.6	55.8

（1）千株単位。算出に用いられる株数は、2019年12月31日現在の発行済普通株式数であり、当グループが保有する当行株式および自己株式を含まないが、トレーディング目的の当行株式は含む。IAS第33号に基づき、優先引受権に係る権利落ち日前の過去の1株当たりのデータは、取引の調整係数により修正再表示されている。

健全性資本比率および自己資本比率

ソシエテ・ジェネラル・グループの普通株式等Tier 1 資本は、適用あるCRR/CRD 4 規制に従い算出されている。

完全実施後の自己資本比率は、特に明記しない限り当事業年度における当期収益（配当控除後）に対する試算ベースの値である。

段階的な比率として記載されている場合には、特に明記しない限り、自己資本比率は当事業年度における収益を含む。

レバレッジ比率は、2014年10月の委任法の規定を含む、適用あるCRR/CRD 4 規制に従って計算されている。

主要な投資および売却

当グループは、主力事業部門および希少資源の管理に重点を置いた戦略を踏まえ、目標とした買収および売却の方針を維持した。

事業部門	投資の内容
2019年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ALDによるスターンリースの買収（オランダの車両リース）
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	コメルツバンクのエクイティ キャピタル マーケッツ&コモディティ事業を買収
フランス国内リテール バンキング部門	フランスにおいてバンキング・アズ・ア・サービスのパイオニア プラットフォームであるツリーゾルを取得
2018年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	個人向けの中古車販売を専門とするフランスのスタートアップ企業であるレエゾ キャールのCGIの持分株式を取得
国際リテール バンキング&金融サービス部門	リフレックス（スペインのフレキシブル車両レンタル）の買収
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	ルーモ（再生可能エネルギーのクラウド ファンディング プラットフォームのパイオニア）の買収
2017年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	BBVAオートレンティング（スペインの長期車両レンタル）およびメリオン フリート（アイルランドの長期車両レンタル）の買収
国際リテール バンキング&金融サービス部門	アンタリウス（保険）の50%を取得し、独占的支配権を取得

事業部門	売却の内容
2019年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	スロベニアのSKBバンカを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	トラックおよびトレーラーのレンタル会社であるドイツのパマGmbHを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	マケドニアのオフリドスカ バンカSGの持分株式の過半数を売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	セルビアのSGセルビアを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	SGモンテネグロを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	モルドバのモビアスバンカを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	アイルランドのイノラ ライフを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ポーランドのユーロバンクを売却
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	SGプライベート バンキング ベルギーを売却
フランス国内リテールバンキング部門	スペインのセルフ トレード バンクS.A.U.を売却
フランス国内リテールバンキング部門	ラ バンク ポスタル フィナンスマンの持分株式すべて（35%）を売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ブルガリアのエクспレス バンクを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	SGアルバニアを売却
2018年	
コーポレートセンター	ユーロクリアの2.05%の持分株式を売却
2017年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ALDが取引所に上場する際、ALDの20%を売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	クロアチアのスプリツカ バンカを売却
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	中国のフォーチュンの持分株式すべて（49%）を売却
フランス国内リテールバンキング部門	ドイツのオンビスタを売却

(2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし。

(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在の評価に基づくものである。

上記「(1) 業績等の概要」も併せて参照のこと。

(i) 財政状態および経営成績の分析

連結貸借対照表の分析

資産の部

(単位：十億ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
現金および中央銀行預け金	102.3	96.6
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	385.7	365.6
ヘッジ目的デリバティブ	16.8	11.9
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	53.3	50.0
償却原価で測定する有価証券	12.5	12.0
償却原価で測定する銀行預け金	56.4	60.6
償却原価で測定する顧客貸出金	450.2	447.2
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	0.4	0.3
保険事業の投資	164.9	146.8
税金資産	5.8	5.8
その他の資産	68.0	67.4
売却目的保有非流動資産	4.5	13.5
持分法適用投資	0.1	0.2
有形および無形固定資産	30.7	26.8
のれん	4.6	4.7
合計	1,356.3	1,309.4

負債の部

(単位：十億ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
中央銀行預金	4.1	5.7
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	364.1	363.1
ヘッジ目的デリバティブ	10.2	6.0
銀行預金	107.9	94.7
顧客預金	418.6	416.8
発行債券	125.2	116.3
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	6.7	5.3
税金債務	1.4	1.2
その他の負債	85.1	76.6
売却目的保有非流動負債	1.3	10.5
保険契約関連負債	144.3	129.5
引当金	4.4	4.6
劣後債務	14.5	13.3
株主資本	63.5	61.0
非支配持分	5.0	4.8
合計	1,356.3	1,309.4

連結範囲の主な変更

2018年12月31日の決算日現在該当する範囲と比較して、2019年12月31日現在の連結範囲の主要な変更は、以下の通りである。

SGエクスプレス バンク

2019年1月15日、当グループは、ブルガリアの子会社であるSGエクスプレス バンクに対する持分を全額OTP バンクに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が2.4十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が2.7十億ユーロそれぞれ減少したことにより当グループの貸借対照表は3.4十億ユーロ減少した。

ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング NV/SA

2019年2月28日、当グループは、ベルギーのプライベート・バンキングの子会社であるソシエテ・ジェネラル プライベート バンキングNV/SAに対する持分を全額ABN AMROに売却した。この売却により2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」が1.1十億ユーロ（その内、0.4十億ユーロは、現金および中央銀行預け金ならびに0.5十億ユーロは顧客貸出金）および「売却目的保有非流動負債」が1.0十億ユーロ（その内、1.0十億ユーロは顧客預金）それぞれ減少したことにより当グループの貸借対照表は1.1十億ユーロ減少した。

ラ バンク ポスタル フィナンスマン

2019年3月28日、当グループは、持分法を適用していたラ バンク ポスタル フィナンスマンに対する35%の持分をラ バンク ポスタルに売却した。

バンカ ソシエテ・ジェネラル アルバニアSH.A.

2019年3月29日、当グループは、アルバニアの子会社であるバンカ ソシエテ・ジェネラル アルバニア SH.A.に対する持分を全額OTPバンクに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が0.4十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が0.6十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は0.7十億ユーロ減少した。

ユーロバンクS.A.

2019年5月31日、当グループは、ポーランドの子会社であるユーロバンクに対する持分を全額バンク ミレニウムに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が2.9十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が1.8十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は3.4十億ユーロ減少した。

ソシエテ・ジェネラル バンカ モンテネグロA.D.

2019年7月16日、当グループは、モンテネグロの子会社であるSGバンカ モンテネグロA.D.に対する持分を全額OTPバンクに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が0.4十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が0.4十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は0.5十億ユーロ減少した。

モビアスバンカ グループ ソシエテ・ジェネラル

2019年7月25日、当グループは、モルドバの子会社であるモビアスバンカに対する持分を全額OTPバンクに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が0.3十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が0.5十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は0.5十億ユーロ減少した。

ソシエテ・ジェネラル バンカ セルビアA.D.ベオグラード

2019年9月24日、当グループは、セルビアの子会社であるSG バンカ セルビアA.D.ベオグラードに対する持分を全額OTPバンクに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が2十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が1.6十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は2.7十億ユーロ減少した。

オフリドスカ バンカA.D.スコピエ

2019年11月4日、当グループは、マケドニアの子会社であるSG オフリドスカ バンカA.D.スコピエに対する持分を全額Steiermärkische Sparkasseに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が0.5十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が0.5十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は0.6十億ユーロ減少した。

ペマ GMBH

2019年12月2日、当グループは、トラックおよびトレーラーのレンタル会社であるペマ GmbHに対する持分を全額TIPトレーラー サービスズに売却した。この売却により2018年12月31日に比較して「有形および無形固定資産」が0.6十億ユーロおよび顧客預金が0.5十億ユーロ減少する結果となった。

SKB グループ

2019年12月13日、当グループは、SKBバンクD.D.リュブリャナ（スロベニア）ならびにその子会社であるリーシングD.O.O.およびSKBリーシング セレクトD.O.O.に対する持分を全額OTPバンクに売却した。この売却により2018年12月31日と比較して主に顧客貸出金が2.4十億ユーロおよび顧客預金が2.5十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は3十億ユーロ減少した。

これらの売却の結果、当期において「その他の資産からの純損益」に計上された金額は、マイナス277百万ユーロであった。

連結貸借対照表の主要項目の変動

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、2018年12月31日現在と比較して、20.2十億ユーロ増加した（5.5%増）。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の増加は、主にトレーディング目的デリバティブおよびその他の資本性証券の増加に起因する。

発行債券は、主に銀行間証書および譲渡可能債務証書の増加により、2018年12月31日現在と比較して8.9十億ユーロ増加した（7.7%増）。

償却原価で測定する顧客貸出金は、2018年12月31日現在と比較して3.0十億ユーロ増加した（0.7%増）。この増加は、主にその他の顧客貸出金の増加に起因するが、売戻条件付買入有価証券の減少により相殺された。

顧客預金は、主にその他の要求払預金の増加が対顧客買戻条件付売渡有価証券により一部相殺されたことによって、2018年12月31日現在と比較して1.8十億ユーロ増加した（0.4%増）。

償却原価で測定する銀行預け金は、当座勘定の数の減少により、4.2十億ユーロ減少した（6.9%減）。

銀行預金は、主にその他の定期預金および買戻条件付売渡有価証券の増加により、2018年12月31日現在と比較して13.2十億ユーロ増加した（13.9%増）。

保険事業の投資は、主に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産により、2018年12月31日現在と比較して18.1十億ユーロ増加した（12.3%増）。

保険契約関連負債は、保険会社の責任準備金により、2018年12月31日現在と比較して14.8十億ユーロ増加した（11.4%増）

その他の資産および負債は、IFRS第16号に基づきリース負債として計上された2.2十億ユーロおよび預り保証金の5.8十億ユーロを含み、それぞれ0.6十億ユーロ増加（0.9%増）および8.4十億ユーロ増加した（11%増）。

売却目的保有非流動資産および負債は、主にSGエクспレス バンク、ソシエテ・ジェネラル バンカ セルビアA.D.ベオグラード、オフリドスカ バンカA.D.スコピエ、モビアスバンカ グループ ソシエテ・ジェネラルおよびユーロバンクS.A.の売却により、2018年12月31日と比較して、それぞれ9十億ユーロ減少（66.7%減）および9.2十億ユーロ減少した（87.6%減）。

グループ株主資本は、2018年12月31日現在の61十億ユーロと比較して、2019年12月31日現在では合計63.5十億ユーロであった。この変動は、主として以下の結果であると考えられる。

- 2019年12月31日までの事業年度におけるグループ当期純利益：3.2十億ユーロ増
- 配当支払：1.8十億ユーロ減
- その他の資本性金融商品の償還：0.7十億ユーロ減
- 未実現・繰延キャピタル損益：0.6十億ユーロ増
- 1十億ユーロの増資。うち0.9十億ユーロは株式での配当金支払によるものであった。

5.0十億ユーロの非支配持分を計上した後のグループ株主資本は、2019年12月31日現在で合計68.5十億ユーロとなった。

財務方針

当グループの財務方針は、ソシエテ・ジェネラルおよび当グループの目標格付けを取り巻く市場環境に合致した自己資本比率（普通株式等Tier 1 比率、Tier 1 比率および自己資本比率合計）の水準を維持しながら、株主への短期・長期リターンの最大化を図るために、株主資本の利用を最適化することを目的としている。

2010年以降当グループは、資本を強化し、希少な資源（資本および流動性）の厳格な管理および新たなバーゼル3 規制の実施に関連した規制の変更を適用するための積極的なリスクの管理に注力する大規模な再編プログラムを実施した。

当グループの株主資本

2019年12月31日現在の当グループの株主資本は合計63.5十億ユーロとなった。1株当たり純資産額は63.70ユーロ、1株当たり有形純資産額は上記「(1) 業績等の概要—純資産、有形純資産額」において開示される新たな手法を用いて55.61ユーロとなった。帳簿上の資本には、超劣後債の9.5十億ユーロおよび永久劣後債の0.3十億ユーロが含まれる。

2019年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルは、直接的または間接的に、3.7百万株のソシエテ・ジェネラルの株式を保有しており、これは資本の0.43%に相当する（トレーディング目的で保有する株式を除く。）。2019年、当グループは、2011年8月22日に外部の投資サービス提供者と締結した流動性契約に基づき、1.7百万株のソシエテ・ジェネラルの株式を取得した。当期において、ソシエテ・ジェネラルは、流動性契約を通じて1.8百万株のソシエテ・ジェネラルの株式の譲渡も行った。

自己資本比率

資本管理の一環として、当グループは自らの自己資本の水準が常に戦略的目標および規制上の義務に対応していることを確認する。

また当グループは、自己資本比率合計（普通株式等Tier 1＋その他Tier 1およびTier 2として認識されるハイブリッド証券）が、無担保優先債務の貸手に十分な安全性に関するバッファを提供することを確認する。

2019年12月31日現在、普通株式等Tier 1 比率は、2018年12月31日現在の10.94%と比較して12.71%であった。

2019年12月31日現在、2014年10月の委任法を統合するCRR／CRD 4 規制に従って算出されたレバレッジ比率は横ばいで4.3%となり、予想動向および目標範囲である4%から4.5%にに沿うものであった。

2019年末現在、Tier 1 比率は15.1%、自己資本比率合計は18.3%であり、規制要件を上回っている。

2019年末現在のRWA比のTLAC（総損失吸収力）比率は27.4%であり、TLACレバレッジ比率は7.9%であった。

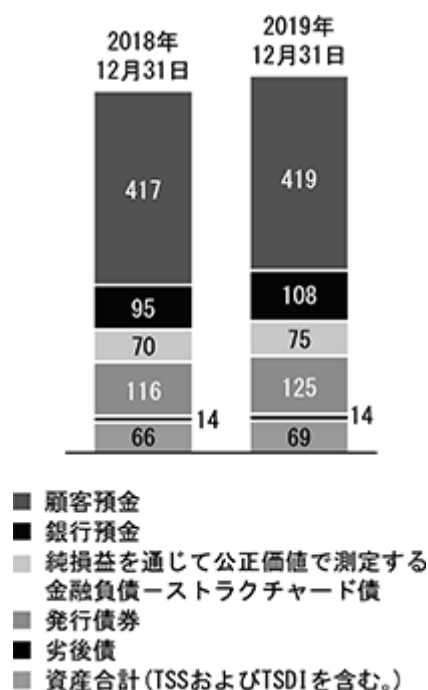
2016年12月10日付フランス官報（*Journal Officiel*）第0287号において公表された2016年12月9日付フランス法第2016-1691号により、清算時の損失の吸収を目的とした新たな区分の債券が導入され、フランスの信用機関が強制清算される場合に適用される債権者の優先順位が変更された。かかる新区分の債券は劣後債に優先し、優先債に劣後する。かかる新区分に該当する有価証券の発行に関する契約には、債権者の優先順位におけるかかる有価証券の順位について明記しなければならない。かかる新区分により、TLACおよびMREL適格債の発行が可能となった。

TLACおよびMRELが準拠する規制枠組に関するさらに詳細な情報は、上記「2 事業等のリスク、(1) リスク要因」に記載されている。

資本管理および規制枠組に関する詳細な情報は、上記「2 事業等のリスク、(4) 資本管理および適正性」に記載されている。

当グループの債務に関する方針⁽¹⁾

資金調達構造



- (1) 当グループの流動性リスク管理についての追加情報は、上記「2 事業等のリスク、(9) 流動性リスク」および下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.2 個別財務諸表、(3) 親会社の財務諸表に対する注記」の注7.4で入手可能である。

当グループの資金調達構造は、以下の通りである。

- 超劣後債および永久劣後債を含む資本合計（2019年12月31日現在9.8十億ユーロ、2018年12月31日現在9.7十億ユーロ）
- 当グループが発行した債券のうち、
 - 期限付劣後債（2019年末現在13.7十億ユーロ、2018年末現在13.7十億ユーロ）
 - 長期プレーンバニラ非上位優先債（2019年末現在21.8十億ユーロ、2018年末現在13.4十億ユーロ）
 - 長期プレーンバニラ上位優先債（2019年末現在34.6十億ユーロ、2018年末現在27.9十億ユーロ）
 - 下記の事業体から発行されたカバード ボンド：SGSCF（2019年末現在3.4十億ユーロ、2018年末現在5.7十億ユーロ）、SGSFH（2019年末現在13.8十億ユーロ、2018年末現在13.3十億ユーロ）、CRH（2019年末現在5.5十億ユーロ、2018年末現在5.9十億ユーロ）
 - 証券化およびその他担保付債券の発行（2019年末現在2.7十億ユーロ、2018年末現在3.1十億ユーロ）
 - コンデュイット（2019年末現在10.0十億ユーロ、2018年末現在10.6十億ユーロ）
 - トレーディング勘定に計上される債券および純損益を通じて公正価値を用いて測定する債券を含む、純損益を通じてその公正価値が計上された金融負債

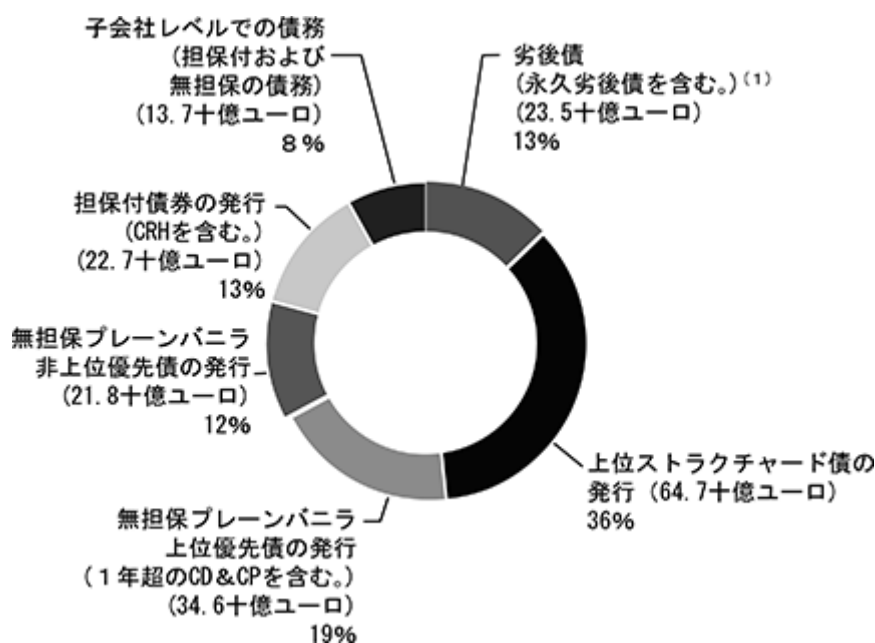
■ 顧客に対する債務、特に預金

このグラフには含まれないが、かかる資金調達源にはまた、2019年12月31日現在合計136.8十億ユーロである純損益を通じて公正価値で測定する有価証券貸付および借入取引ならびに買戻条件付売渡有価証券（2018年12月31日現在では150.2十億ユーロ）（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.1を参照のこと。）による資金調達が含まれる。ソシエテ・ジェネラル・グループの債務に関する方針は、事業の商業活動の成長および債務更新のための資金の確保のみならず、当グループの市場へのアクセス能力および将来的な成長に対応した返済スケジュールを維持することも目的としている。

当グループの債務に関する方針は、2つの原則に基づく。

- 安定性を保証するための、ソシエテ・ジェネラル・グループのリファイナンス手段を分散化する積極的な方針を維持すること。
- 資産および負債の満期を一貫して一致させる当グループのリファイナンス構造を採用すること。

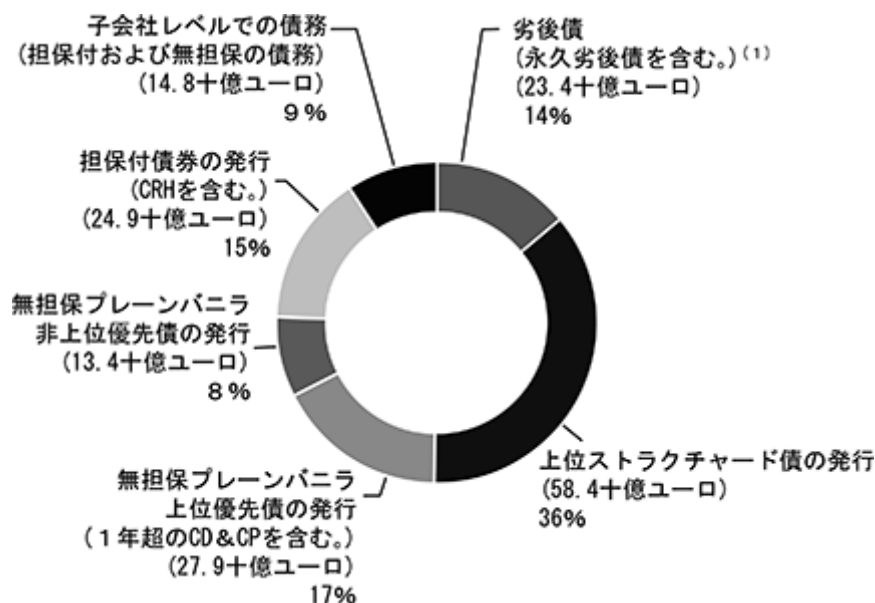
2019年12月31日現在の当グループの長期債務：181.0十億ユーロ^(*)



(*) 2019年12月31日現在、当グループの短期債務は合計43.4十億ユーロであり、うち10.0十億ユーロはコンデューットによる発行であった。

(1) うち9.8十億ユーロは「その他の資本性金融商品」として計上された（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(4) 連結株主持分変動計算書」を参照のこと。）。

2018年12月31日現在の当グループの長期債務：162.9十億ユーロ^(*)



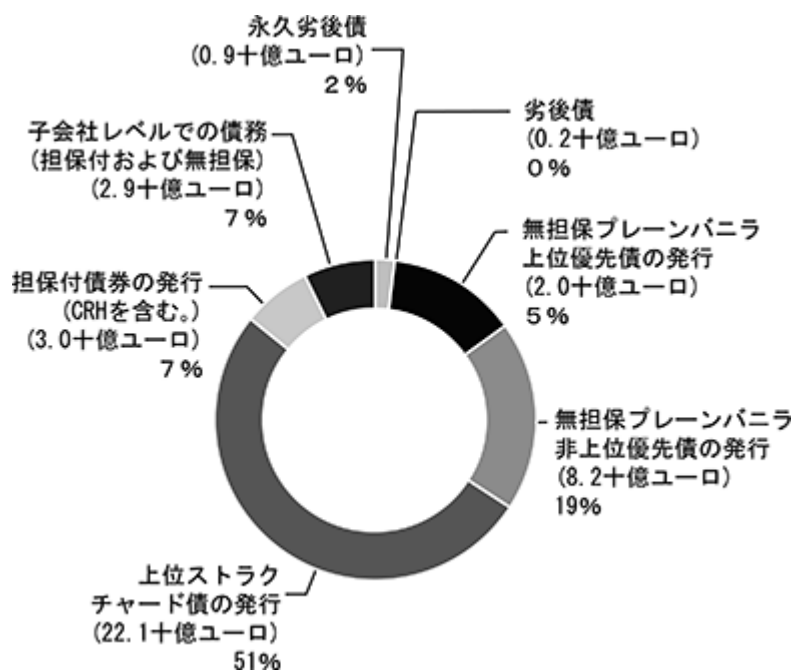
- (*) 2018年12月31日現在、当グループの短期債務は合計46.4十億ユーロであり、うち10.6十億ユーロはコンデュイットによる発行であった。
- (1) うち9.7十億ユーロは「その他の資本性金融商品」として計上された（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(4) 連結株主持分変動計算書」を参照のこと。）。

したがって、日和見的でない発行方針に基づき、当年度中に段階的にかつ調整された方法で実施された当グループの長期資金調達計画は、中長期にわたり余剰流動性ポジションを維持するように策定されている。

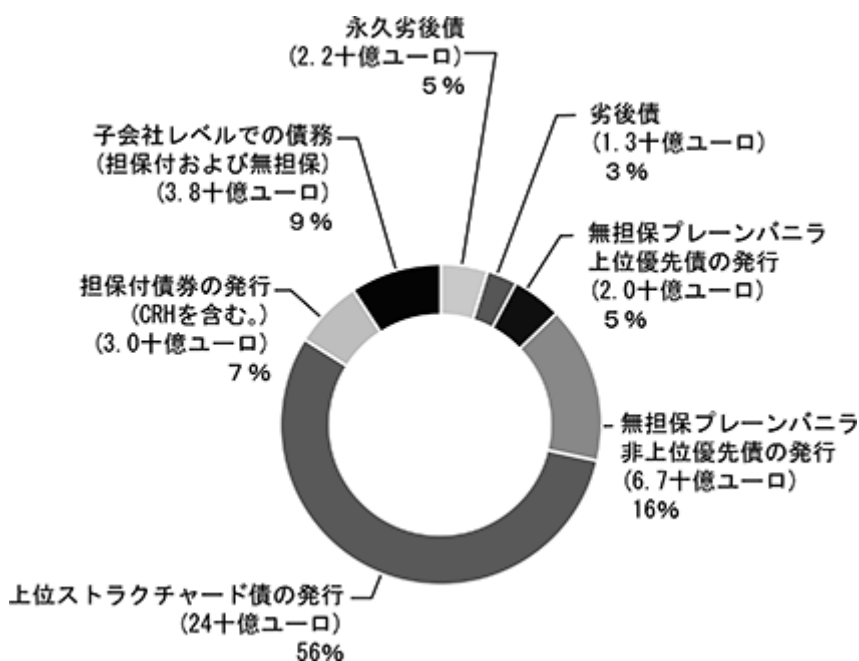
2019年末現在、2019年資金調達計画に基づき調達された流動性は、上位債および劣後債で43.0十億ユーロであった。親会社のレベルで調達された流動性は、2019年12月31日現在、40.1十億ユーロであった。

リファイナンス手段の内訳は、8.2十億ユーロが無担保プレーンバニラ非上位優先債、5.6十億ユーロが無担保プレーンバニラ上位優先債、22.1十億ユーロが上位ストラクチャード債、3.0十億ユーロが担保付債券（SG SFHおよびCRH）、0.2十億ユーロがTier 2 劣後債および0.9十億ユーロが永久劣後債である。子会社レベルでは、2019年12月31日現在、合計2.9十億ユーロが計上された。

2019年資金調達計画：43.0十億ユーロ



2018年資金調達計画：43.0十億ユーロ



長期格付け、短期格付け、カウンターパーティ格付けおよび当事業年度における変更

以下の表は、2019年12月31日現在のソシエテ・ジェネラルのカウンターパーティ格付けならびに長期シニアおよび短期シニアの格付けを要約したものである。

	DBRS	フィッチ・レーティングス	ムーディーズ	R&I	スタンダード&プアーズ
長期／短期カウンターパーティ評価	AA/R-1(high)	A+(dcr)/F1	A1(CR)/P-1(CR)	n/a	A+/A-1
長期シニア優先格付け	A ^(high) (プラス)	A+ (安定的)	A1 (安定的)	A (安定的)	A (プラス)
短期シニア格付け	R-1(middle)	F1	P-1	n/a	A-1

2019年、当グループの安定したリスク プロファイルを反映して、信用格付けに変動はなかった。

(ii) キャッシュ・フローの状況の分析

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日 ^(**)
営業活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー） (A) ^(*)	10,404	(3,403)
投資活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー） (B)	(6,976)	(13,379)
財務活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー） (C)	2,010	(3,014)
外国為替相場の変動が現金および現金同等物に与える影響額 (D)	1,386	2,179
現金および現金同等物の純インフロー（アウトフロー） (A) + (B) + (C) + (D)	6,824	(17,617)

(*) 金額は、IAS第12号「法人所得税」の修正の適用開始に伴い、修正再表示している（下記「第6 経理の状況、1 中間財務書類、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注1を参照のこと。）。

(**) この金額は、2018年12月31日に終了した事業年度の公表済み連結財務諸表に対し、外国為替相場の変動が現金および現金同等物に与える影響額を独立した項目(D)に組替えたことにより修正再表示している。

4 【経営上の重要な契約等】

ソシエテ・ジェネラルおよび株主間の既存の契約

2000年7月24日、ソシエテ・ジェネラルは、サンタンデール セントラル ヒスパノ（現バンコ サンタンデール）との間で両社の持合株式の管理に関する契約を締結した。当該契約は、ソシエテ・ジェネラルおよびサンタンデール セントラル ヒスパノが直接または子会社を通じて保有する相手方当事者の株式資本について、相手方当事者に優先買取権を相互に与える旨を内容とするが、いずれかの当事者の株式について第三者により公開買付が開始された場合、当該権利は適用されない。

当該契約は、締結日から3年の当初期間が終了したが、その後は2年間の期間で更新が可能である。

かかる優先買取条項は、フランス金融市場評議会（*Conseil des Marchés Financiers*）により2001年11月30日付決定第201C1417号において公表された。当該契約は2019年12月31日に依然として有効であった。しかし、2019年12月31日現在、バンコ サンタンデールはソシエテ・ジェネラルの株式を保有しておらず、ソシエテ・ジェネラルもバンコ サンタンデールの株式を保有していない。

審理中の取得および主要な契約

継続中の主要な投資の資金調達

現在継続中の投資は、当グループの通常の資金源を用いて資金調達される。

審理中の取得

2019年7月18日、当グループは、ニューカレドニアのマイ マネー バンクの子会社であるソカルフィの取得について、マイ マネー バンクと独占的な協議を開始したことを発表した。

継続中の売却

2019年12月19日、当グループは、ノルウェー、スウェーデンおよびデンマークの設備ファイナンスおよびファクタリング事業部門であるSGファイナンスASをノルデア ファイナンスに売却するための契約を締結することを発表した。締結日は2020年下半期になる見込みである。

5 【研究開発活動】

上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1) 業績等の概要」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

ソシエテ・ジェネラル・グループの2019年12月31日現在の営業用の有形固定資産の簿価の総額は、42.6十億ユーロであった。構成項目は、土地・建物（5.6十億ユーロ）、IFRS第16号の初度適用による使用权（2.6十億ユーロ）、専門金融会社が貸し出している資産（28.6十億ユーロ）およびその他有形資産（5.8十億ユーロ）であった。2019年12月31日現在の営業用の有形資産および投資不動産の正味簿価は28.3十億ユーロで、連結貸借対照表のわずか2.1%である。ソシエテ・ジェネラルの業務活動の性質からすると、不動産および設備は当グループのレベルでは重要なものではない。

2 【主要な設備の状況】

上記「第2 企業の概況、3 事業の内容、(3) 当グループの主力事業部門－主力事業部門の主要なデータ」および「1 設備投資等の概要」を参照のこと。

3 【設備の新設、除却等の計画】

上記「1 設備投資等の概要」を参照のこと。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

授權株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
（注）	額面1.25ユーロ普通株式 853,371,494株（2019年12月31日現在）	—

（注） フランスでは日本で用いられているような意味での授權株式の概念は存在しないが、株主総会は、取締役に対して新株または持分証券の発行を、その金額と期間について一定の範囲内で授權することができる。

② 【発行済株式】

記名・無記名の別 および 額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式または 無記名式 額面（1.25ユーロ）	普通株式	853,371,494株 （2019年12月31日現在）	ユーロネクスト パリ （繰延決済市場） 米国預託証券市場（ADR）	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 株式である。当行の定 款上、日本の会社法に基 づく単元株式数の定めは ない。
計	—	853,371,494株 （2019年12月31日現在）	—	—

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

下記「(3) 発行済株式総数及び資本金の推移」を参照のこと。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

活動	記録日または完了日	変動	株式数(株)	資本金(ユーロ)	資本金(円)	活動による資本金の変動(%)
2013年7月11日から2013年12月31日までのストック オプションの行使	2014年1月8日 記録	+59,863	798,716,162	998,395,202.50	117,081,805,397	-
従業員への株式の無償付与	2014年3月31日 記録	+1,303,272	800,019,434	1,000,024,292.50	117,272,848,781	+0.16
2014年度社内貯蓄制度を通じた増資および2014年6月30日までのストック オプションの行使	2014年7月11日 記録	+5,172,260 ⁽¹⁾	805,191,694	1,006,489,617.50	118,031,037,444	+0.65
2014年7月1日から2014年12月31日までのストック オプションの行使	2015年1月8日 記録	+15,952	805,207,646	1,006,509,557.50	118,033,375,808	-
従業員への株式の無償付与	2015年3月31日 記録	+892,416	806,100,062	1,007,625,077.50	118,164,192,838	+0.11
2015年1月1日から2015年12月31日までのストック オプションの行使	2016年1月8日 記録	+139,651	806,239,713	1,007,799,641.25	118,184,663,929	+0.01
従業員への株式の無償付与	2016年3月31日 記録	+1,264,296	807,504,009	1,009,380,011.25	118,369,993,919	+0.15
2016年1月1日から2016年12月31日までのストック オプションの行使	2017年1月9日 記録	+209,525	807,713,534	1,009,641,917.50	118,400,707,665	+0.02
2017年1月1日から2017年3月8日までのストック オプションの行使	2017年12月11日 記録	+204,205	807,917,739	1,009,897,173.75	118,430,641,566	+0.02
株式配当の選択権の行使を通じた増資	2019年6月12日 記録	+39,814,909	847,732,648	1,059,665,810.00	124,267,009,539	+4.93
2019年度社内貯蓄制度を通じた増資	2019年8月1日 記録	+5,638,846	853,371,494	1,066,714,367.50	125,093,593,877	+0.67

(注) 2019年12月31日現在の発行済株式総数は853,371,494株であった。

(1) 2014年度のストック オプションの行使に起因する55,292株を含む。

下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(4) 連結株主持分変動計算書」も参照のこと。

(4) 【所有者別状況】

本株式は株主の選択により、記名式または無記名式のいずれかの形をとる。本株式が記名式でない限り、当行は株主の氏名およびその所有に係る株式の数を知りえない。当行の定款の規定によれば、株主は、当行の資本または議決権の保有割合が0.5%増える毎に、その日から15日間以内に当行に報告をしなければならない。しかし、かかる場合、当行は、株主の株式所有が当行の資本または議決権の5%、10%、20%、33.33%、50%または3分の2のレベルで変化し、当該株主がフランス商法 (*Code de commerce*) により当該事実を当行、AMFおよびACPRに対して通知をする義務を負い、その結果当行が必要に応じて関連情報を開示することができる場合を除き、本報告書に記載されていない当該株主の身元および株式所有を公表することはできない。

(2019年12月31日現在)

区分	所有株式数の発行済株式総数に占める割合
外国機関投資家 フランス機関投資家 フランス事業法人 外国事業法人	} 合計 11.00% ^(*)
自己株式取得	
自己株式	
従業員	
個人投資家その他	82.04%
総計	100.00%

(*) 2019年12月31日現在、EUの法人株主の所有株式は、株主資本の48%と推定される。

(5) 【大株主の状況】

(2019年12月31日現在)

氏名または名称	所在地	所有株式数 (株)	株式資本に占める割合 ⁽²⁾ (議決権に占める割合) ⁽¹⁾⁽²⁾
ソシエテ・ジェネラル従業員持株会	75009 パリ市 ブルバール オスマン 29	55,675,710	6.52% (10.82%)
ブラックロック インク	ニューヨーク州 イースト フィフティ セカンド スト リート 55	55,827,300	6.54% (6.05%)
キャピタル グループ カンパニーズ インク	ロサンゼルス S.ホープ ス トリート333 53階	17,417,900	2.04% (1.89%)
CDC	75356 パリ市 ルー ドゥ リーユ 56	20,599,627	2.41% (2.85%)

(注) 当行の知りうる限り、ミューチュアル ファンドおよび金融機関の取引活動を除き、上記以外に、当行の資本または議決権の1.5%を超える株式を保有する株主は存在しない。

(1) 議決権に占める割合の計算には、二重議決権を含む(当行定款第14条)。

(2) 株式資本および議決権に占める割合の基準(2019年12月31日現在)

株式数: 853,371,494

議決権数: 922,891,360

2019年度中、以下の事由が発生した。

- 自社の顧客および自社が運営するファンドを代理して行為するドッジ アンド コックスは、同社が2019年8月23日付でソシエテ・ジェネラルの株式資本の5%の閾値を増加方向で超え、前述の顧客およびファンドを代理して43,464,062株のソシエテ・ジェネラル株式およびこれと同数の議決権（すなわち株式資本の5.13%および議決権の4.73%）を保有することとなった旨の報告をAMFに行った。2019年12月3日、ドッジ アンド コックスは、同社がソシエテ・ジェネラルの株式資本の5%の閾値を減少方向で超え、顧客およびファンドを代理して42,361,662株のソシエテ・ジェネラル株式およびこれと同数の議決権（すなわち株式資本の4.96%および議決権の4.59%）を保有することとなった旨の報告を行った。
- 投資ファンドを代理して行為するリクソー インターナショナル アセット マネジメント SASは、同社が2019年5月14日付でソシエテ・ジェネラルの株式資本の5%の閾値を減少方向で超え、前述のファンドを代理して40,292,237株のソシエテ・ジェネラル株式および80,137,883個の議決権（すなわち株式資本の4.99%および議決権の9.10%）を保有することとなった旨の報告をAMFに行った。2019年5月29日、リクソー インターナショナル アセット マネジメント SASは、同社がソシエテ・ジェネラルの株式資本の5%の閾値を増加方向で超え、43,589,977株のソシエテ・ジェネラル株式および82,652,766個の議決権（すなわち株式資本の5.40%および議決権の9.39%）を保有することとなった旨の報告を行った。

2 【配当政策】

		2019年 ^(*)	2018年	2017年	2016年	2015年
純配当額	ユーロ	-	2.20	2.20	2.20	2.00
	円	-	258	258	258	235
配当性向 (%) ⁽¹⁾		-	51.8	75.3	51.6	44.5
純イールド (%) ⁽²⁾		-	7.9	5.1	4.7	4.7

(*) 2019年度に係る配当金については、その一切の支払いが中止されることとなった。詳細については、下記「第6 経理の状況、3 その他、(1) 決算日後の状況」を参照のこと。

(1) 配当性向は純配当額を希薄化後普通株式1株当たり利益（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注7.2を参照のこと。）で除した数値である。

(2) 純イールドは純配当額を12月末現在の終値で除した数値である。

当行は、配当については、直近の事業年度の業績に対応した配当を行うことを基本とする。自己資本利益率が一般に市中の金利水準を上回ることを念頭におき、併せて配当性向、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案して決定する方針を採っている。

新株主配当方針：グループ基礎当期純利益⁽¹⁾の50%の配当性向で、現金で支払われる配当部分を含む最大10%の株式買戻し部分を含むことがある。

(1) 超劣後債および永久劣後債に係る利息の控除後。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告

ガバナンス

(2020年1月1日現在)

ガバナンス機構

2015年1月15日、取締役会は、2015年5月19日の株主総会以降、会長および最高経営責任者の役職を分離することを決定した。この日をもって、ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏が取締役会会長に就任し、フレデリック・ウデア氏は引き続き最高経営責任者を務めることとなった。2019年5月21日、取締役会は、2019年5月21日の株主総会におけるフレデリック・ウデア氏の取締役としての任期の更新を受けて、同氏の最高経営責任者としての任期を4年間更新することを決定した。

2018年5月23日、ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏は取締役会会長に再任された。

フレデリック・ウデア氏は、4名のデピュティCEOの補佐を受けている。この4名の任務はフレデリック・ウデア氏の任期満了時まで更新されている。

コーポレート・ガバナンス体制に関する報告

ソシエテ・ジェネラルは、上場会社に関するAFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約（2018年6月に改正され、2020年1月に更新されたもの。以下「AFEP-MEDEF規約」という。当該文書はwww.hcge.frで入手することができる。）に準拠している。「ルールを遵守せよ、さもなくば説明せよ。」の原則に従い、ソシエテ・ジェネラルは、AFEP-MEDEF規約の勧告をすべて適用している。

取締役会および各委員会の運営方法は、2019年7月31日改訂の当行の内部規則（以下「当行内部規則」という。）に準拠している。当行内部規則および当行の定款は、フランス登録書類に含まれている。

取締役会

(2020年1月1日現在)

14

取締役の人数
(従業員から選出された2名の取締役を含む。)

>90%

独立取締役の割合

42.9%

女性代表の割合⁽¹⁾

8

国籍の数⁽²⁾

58.5歳

平均年齢

6年

取締役会での平均任期

14

2019年に開催された
取締役会の回数

94%

2019年の平均出席率

- (1) 2011年1月27日付の法律の規定に従い従業員を代表する取締役2名を除いた場合は41.6%
(2) 一部の取締役の二重国籍考慮後。

2020年1月1日現在、取締役会は、株主総会で選任された取締役12名および従業員を代表する取締役2名で構成されている。社会・経済委員会の代表者は、取締役会に出席するが、議決権を有しない。

株主総会で選任された取締役の任期は4年である。各取締役の任期満了はずらして設定され、毎年2名から4名の取締役を再任または選任することができるよう設定されている。

次回の株主総会では、2016年から独立取締役を務め、リスク委員会および報酬委員会の委員であるジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ氏について、2回目の任期更新が提案される予定である。スペイン国籍を有する元銀行幹部のニン・ジェノヴァ氏は、銀行業務（特にリテール銀行業務）に関する専門知識を有することで広く知られており、かかる専門知識を取締役会にもたらす。

ナタリー・ラチョウ氏は、2008年から独立取締役を務め、リスク委員会の委員長および指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員であるが、コーポレート・ガバナンスのベストプラクティスに従い、4期目の任期を求めることを望まなかった。

早くも2019年春には、指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、以下の基準に基づき、社外の会社の協力を得て、調査手続を開始した。

- ・銀行業務および金融市場における非常に強固な専門知識
- ・女性であること

アネット・メッセマー氏が選出された。ドイツ国籍を有する55歳の同氏は、特にJPモルガン チェースとコメルツバンクで、金融・投資銀行業務に長く携わっている。同氏はエシロールルックスオティカ取締役会の独立取締役である。

2018年3月20日にソシエテ・ジェネラルの従業員により選出された2名の取締役であるフランス・ウサイ氏（初回の選出は2009年）およびダヴィッド・ルルー氏（2018年に選出）の任期は3年であり、2021年5月開催の株主総会の終結時にその任期が満了する。

2020年1月1日現在、10名の取締役は、1つまたは複数の取締役会の委員会に所属していた。

取締役会の概要

取締役会の構成

取締役	性別	年齢 ⁽¹⁾	国籍	就任 年度	任期終了 年度 (株主総会)	取締役 在職 年数 ⁽²⁾	独立 取締役	所属する 取締役会の 委員会	上場 会社における 役職数	所有 株式数
ロレンツォ・ ビーニ・スマギ 取締役会会長	男	63	イタリア	2014	2022	6	○	-	1	2,174
フレデリック・ ウデア 最高経営責任者	男	56	フランス	2009	2023	11	×	-	2	206,280 2,414 ⁽⁷⁾
ウィリアム・コネリー	男	61	フランス	2017	2021	3	○	CR ⁽³⁾ CONOM ⁽⁴⁾	3	2,173
ジェローム・ コンタミーヌ	男	62	フランス	2018	2022	2	○	CACI ⁽⁵⁾	1	1,069
ディアヌ・コート	女	56	カナダ	2018	2022	2	○	CACI ⁽⁵⁾	2	1,000
キラ・ハゾ	女	63	イギリス/ アメリカ	2011	2023	9	○	CACI ⁽⁵⁾ CR ⁽³⁾	1	1,086
フランス・ウサイ ⁽⁸⁾	女	52	フランス	2009	2021	11	×	COREM ⁽⁶⁾	1	
ダヴィッド・ルルー (8)	男	41	フランス	2018	2021	2	×	-	1	
ジャン・ ベルナル・レヴィ	男	64	フランス	2009	2021	11	○	COREM ⁽⁶⁾ (委員長) CONOM ⁽⁴⁾	3	1,000
ジェラルド・ メストラレ	男	70	フランス	2015	2023	5	○	CONOM ⁽⁴⁾ (委員長) COREM ⁽⁶⁾	3	1,200
ジュアン・マリア・ ニン・ジェノヴァ	男	66	スペイン	2016	2020	4	○	CR ⁽³⁾ COREM ⁽⁶⁾	1	1,669
ナタリー・ラチョウ	女	62	フランス	2008	2020	12	○	CR ⁽³⁾ (委員長) CONOM ⁽⁴⁾	4	2,048
ルボミーラ・ロシェ	女	42	フランス/ ブルガリア	2017	2021	3	○	-	1	1,000
アレクサンドラ・ スハーペルト	女	61	オランダ	2013	2021	7	○	CACI ⁽⁵⁾ (委員長) CR ⁽³⁾	3	1,000

(1) 2020年1月1日現在の年齢

(2) 2020年5月19日に開催される次回の株主総会の日付現在

(3) リスク委員会

(4) 指名・コーポレート・ガバナンス委員会

(5) 監査・内部統制委員会

(6) 報酬委員会

(7) 「ソシエテ・ジェネラル株式保有（ファンドE）」を通じて所有

(8) 従業員を代表する取締役

株主総会で任命された取締役の任期満了年度の概要⁽¹⁾

取締役	2020年株主総会	2021年株主総会	2022年株主総会	2023年株主総会
ロレンツォ・ビーニ・スマギ			○	
フレデリック・ウデア				○
ウィリアム・コネリー		○		
ジェローム・コンタミーヌ			○	
ディアヌ・コート			○	
キラ・ハゾ				○
ジャン・ベルナル・レヴィ		○		
ジェラルド・メストラレ				○
ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ	○			
ナタリー・ラチョウ	○			
ルボミーラ・ロシェ		○		
アレクサンドラ・スハープベルト		○		

(1) 従業員に選任された取締役の任期は、2021年の株主総会終了時に満了する。

2019年の取締役会および各委員会の構成員の変更

取締役会			
取締役	退任	選任	再選
フレデリック・ウデア			2019年5月21日
ジェラルド・メストラレ			2019年5月21日
キラ・ハゾ			2019年5月21日

2019年は委員会の構成に変更はなかった。

取締役会構成員の多様性および相互補完性

取締役会は、男女平等および多様性に従い、経験、専門知識および独立性において均衡が取れた構成とすることが企図されており、取締役会内部の年齢ならびに専門分野および国際経験の均衡の維持が確保されている。取締役会の目標は指名・コーポレート・ガバナンス委員会により毎年見直され、年次評価の対象となる（下記「取締役会およびその構成員の評価」を参照のこと。）。また、取締役会は、構成員を定期的に変更し、構成員の独立性に関するAFEP-MEDEF規約の推奨を厳密に遵守している。その結果は、本書のコーポレート・ガバナンスに関する項に記載されている。

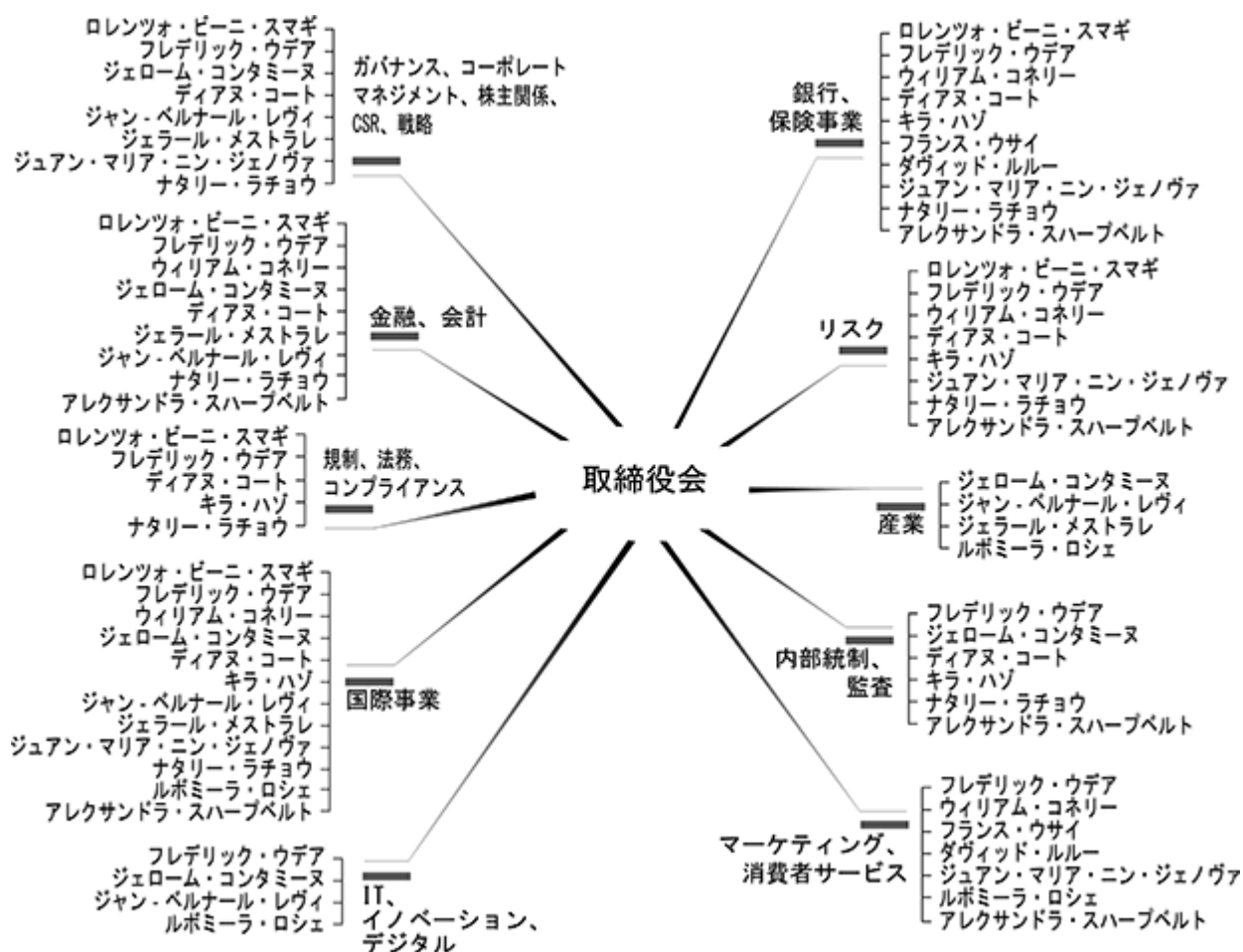
経験豊富かつ相互補完的な取締役

金融業界および国際的な大企業の経営に関する専門知識および経験は、取締役の基本的な選任基準である。さらに、取締役会は、メンバーのうち何人かが技術およびデジタル移行の専門知識を有するよう確保する。毎年、取締役会の構成上、かかる均衡が取れているかを指名・コーポレート・ガバナンス委員会および取締役会が検討する。取締役の専門知識を分析すると、取締役の多様な経歴が当行の事業およびかかる事業に伴うリスクの範囲を全体的に網羅しており、相互補完性があることが明らかである。

取締役の専門知識

下表は、取締役が専門知識および経験を有する主な分野を要約したものである。取締役の経歴は下記「(2) 役員状況、(i) 取締役の略歴とその所有株式数」に記載されている。

少なくとも各2名の取締役が、取締役会の10の主要分野に関する専門知識を有している。



取締役会における男女比の均衡

2020年1月1日現在、取締役会は女性6名および男性8名で構成されており、女性比率は42.9%（2011年1月27日付の法律の規定に従い、従業員を代表する2名の取締役を除いた場合の女性比率は41.6%）であった。

取締役会は、株主総会で選任される12名の構成員の男女比の均衡を確保している。2019年、株主総会において新たな取締役の選任はなく、3名の取締役の任期の更新のみが行われた。

取締役会はまた、委員会の委員長および構成員の双方に関して男女比の均衡を確保している。2020年1月1日現在、4委員会中2委員会の委員長は女性であり、各委員会にはジェンダーの異なる者が存在している。

取締役の年齢および在職期間

1月1日現在、取締役の平均年齢は58.5歳である。

- 2名の取締役が、50歳未満である。
- 3名の取締役が、50歳以上60歳未満である。
- 7名の取締役が、60歳以上65歳未満である。
- 1名の取締役が、65歳以上70歳未満である。
- 1名の取締役が、70歳を超えている。

かかる均衡の取れた内訳は、経験および能力の双方も考慮しているが、その目的は、取締役内部における年齢層の均衡の確保である。

次回の株主総会の日における取締役の平均在職期間は、6年となる予定である。かかる平均在職期間は、取締役の4年の任期および独立性を考慮する取締役会の慣行（独立取締役の再選については、12年を超えて取締役であることはできない。）に照らして相当である。

当グループの国際的側面を反映した構成

取締役会は、二重国籍者2名を含む8つの異なる国籍者により構成されている。

すべての取締役が、その経歴においてフランス国外で職務を遂行したことまたは外国企業で1つもしくは複数の役職に就いたことを理由として、報酬を伴う国際経験を有している。

その目的は、株主総会で選任される取締役の3分の1以上が非フランス人であることを確保し、特に当グループのヨーロッパにおける展開を反映する国籍者を含めることである。

2020年1月1日現在、取締役の90%超は独立取締役

取締役会は、AFEP-MEDEF規約に従い、かつ指名・コーポレート・ガバナンス委員会による報告書に基づき、かかる報告書に定められた独立性基準について、2020年1月1日現在の各取締役の状況を検討した。

取締役会は、取締役または取締役が経営に携わっている企業とソシエテ・ジェネラルまたはその子会社との間にある事業上の関係の状況を検討した。この検討は、顧客としての関係およびサプライヤーとしての関係の双方に及んでいる。

取締役会は、特に、当グループと取締役が執行役員を務める企業との間の銀行取引および助言業務の關係に焦点を置き、これらの關係の性質および範圍が、当該取締役の判断の独立性に影響を及ぼす可能性があるかを評価した。かかる検討は、複数のパラメータ（当該企業の全体的な負債および流動性、負債総額に対する銀行負債の比率、ソシエテ・ジェネラルの与信枠の金額およびこれらの与信枠が銀行負債総額に占める重要性、顧問としての役職その他の商業的な關係）を総合した複数の基準を用いた検証に基づいている。

かかる検討は、特にEDFの会長兼最高経営責任者であるジャン・ベルナール・レヴィ氏、アフアルーラの執行社長であるジェラル・メストラレ氏、エイゴンN.V.の監督委員会の委員長であるウィリアム・コネリー氏ならびに Promociones Habitat および Itinere Infraestructuras の取締役会会長であるジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ氏に関して実施された。

かかる4人について、委員会は、同取締役、同取締役が経営に関与するかまたは会長を務めるグループとソシエテ・ジェネラルとの間の経済、財務その他の關係の性質はいずれも、2019年初めに実施された独立性に関する検討の結果を変更するものではないと判断した。かかるグループの負債の調達に占めるソシエテ・ジェネラルの役割は、委員会の評価基準（銀行借入および非銀行借入の5%未満）に適合していると判断された。したがって、これらの取締役は独立性を有していると認められる。

これらの報告の結果、フレデリック・ウデア氏および従業員を代表する2名の取締役の3名の取締役のみが独立性を有していないと認められる。

2020年1月1日現在、従業員代表の取締役2名を計算から除くAFEP-MEDEF規約の計算基準を用いた場合、14名の取締役中11名、すなわち取締役の91.6%が独立性を有していた。

この比率は、AFEP-MEDEF規約が推奨する独立取締役比率の最低基準（50%）を遵守するという取締役会の目標を十分に上回っている。

取締役会はまた、株主総会での議決を条件にナタリー・ラチョウ氏と交代する予定のアネット・メッセマー氏の地位を検討した。同氏は独立取締役とみなされる予定である。

株主総会がこれらの提案を受け入れた場合、取締役会の女性比率は42.9%、独立取締役の比率は90%超となる。14名の取締役中6名がフランス以外の国籍を有し、また取締役の国籍は9ヶ国（二重国籍者を含む。）となり、国際的側面が大きくなる。その結果、取締役会は、適切に機能するために、またソシエテ・ジェネラル・グループの戦略を明確にし、その実施を監視するための任務を遂行するために必要なすべてのスキルを備えられることが確かになった。

AFEP-MEDEF規約の独立性基準を考慮した取締役の地位

	過去5年間に 会社従業員または 執行役員 ⁽²⁾ であった	取締役の 相互派遣の有無	重要な取引関係 の有無	役員との近い 親族関係の有無	過去5年間に当行の 法定監査人を 務めていない	12年超 当行の取締役に 就任していない	主要株主の 代理人
ロレンツォ・							
ビーニ・スマギ ⁽¹⁾	○	○	○	○	○	○	○
フレデリック・ウデア	×	○	○	○	○	○	○
ウィリアム・コネリー	○	○	○	○	○	○	○
ジェローム・							
コンタミース	○	○	○	○	○	○	○
ディアヌ・コート	○	○	○	○	○	○	○
キラ・ハゾ	○	○	○	○	○	○	○
フランス・ウサイ	×	○	○	○	○	○	○
ダヴィッド・ルルー	×	○	○	○	○	○	○
ジャン・							
ベルナル・レヴィ	○	○	○	○	○	○	○
ジェラルド・							
メストラル	○	○	○	○	○	○	○
ジュアン・マリア・							
ニン・ジェノヴァ	○	○	○	○	○	○	○
ナタリー・ラチョウ	○	○	○	○	○	○	○
ルボミラ・ロシェ	○	○	○	○	○	○	○
アレクサンドラ・							
スハープベルト	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○は独立性基準が満たされていることを、×は独立性基準が満たされていないことを示す。

- (1) 会長は変動報酬、出席報酬／取締役としての任期に対する報酬、有価証券またはソシエテ・ジェネラルもしくは当グループの業績を条件とする報酬のいずれも受領しない。
- (2) 当行の連結会社、当行の親会社または当行の親会社の連結会社における地位

取締役の精勤

2019年には、ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏がすべての取締役会の議長を務めた。

取締役の取締役会および各委員会への出席率は、非常に高い。平均出席率は、以下の通りであった。

- 取締役会について94%（2018年は93%）
- 監査・内部統制委員会（CACI）について98%（2018年は90%）
- リスク委員会（CR）について92%（2018年は98%）
- 指名・コーポレート・ガバナンス委員会（CONOM）について100%（2018年は82%）
- 報酬委員会（COREM）について92%（2018年は97%）

2019年の出席状況	取締役会		CACI		CR		CONOM		COREM	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
ロレンツォ・ビーニ・スマギ	14	100%								
フレデリック・ウデア	14	100%								
ウィリアム・コネリー	14	100%			8	80%	6	100%		
ジェローム・コンタミーヌ	13	93%	10	100%						
ディアヌ・コート	14	100%	10	100%						
キラ・ハゾ	14	100%	10	100%	10	100%				
フランス・ウサイ	14	100%							7	78%
ダヴィッド・ルルー	12	86%								
ジャン・ベルナール・レヴィ	13	93%					6	100%	9	100%
ジェラルム・メストラレ	13	93%					6	100%	9	100%
ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ	12	86%			9	90%			8	89%
ナタリー・ラチョウ	13	93%			10	100%	6	100%		
ルボミーラ・ロシェ	12	86%								
アレクサンドラ・スハーブペルト	12	86%	9	90%	9	90%				
2019年の開催回数	14		10		10		6		9	
平均出席率 (%)	94%		98%		92%		100%		92%	

取締役の厳格な倫理規則上の義務

各取締役は、当行内部規則に定める、とりわけ下記に関する倫理規則を遵守することを要求される。

インサイダー取引に関する規制

当行内部規則第4条からの抜粋

第4条第3項 — 取締役は、ソシエテ・ジェネラルの四半期、半期および年次の決算発表前の30暦日ならびにかかる発表日当日には、ソシエテ・ジェネラルの金融商品の市場への介入を控えるものとする。

取締役は、ソシエテ・ジェネラルまたは（フランス商法第L.233-3条の規定にいう）ソシエテ・ジェネラルが直接的または間接的に支配している上場会社の金融商品に係る投機的な取引またはレバレッジ取引を控えるものとする。

取締役は、上記規定を実施する上で困難がありうる場合、取締役会秘書役に通知するものとする。

利益相反の管理

当行内部規則第14条

第14条第1項 — 取締役は、自らが直接または間接に関係する利益相反（潜在的なものを含む。）が存する場合、これを取締役会秘書役に通知するものとする。当該取締役は、関連事項に関する議論および意思決定に参加しないものとする。

第14条第2項 — 会長は、取締役の利益相反状態について、これを管理する責任を負う。会長は、必要に応じて、かかる事由を指名・コーポレート・ガバナンス委員会に報告する。会長自身に影響する利益相反について、会長は指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員長に報告を行う。必要がある場合、委員長は、利益の相反する取締役に審議への不参加を求めることができる。

第14条第3項 — 取締役は、自らが執行役員を務める上場会社と同じグループに属さない上場会社において新たな任務を受任しようとする場合（委員会への参加を含む。）、取締役会が委員会の提案に基づき当該任命がソシエテ・ジェネラルの取締役としての地位と相容れないと必要に応じて判断することを可能にするため、会長および指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員長にかかる旨を通知するものとする。

第14条第4項 — 取締役は、自らに対して宣告された不正行為に関する有罪判決、訴追および／または公的制裁、管理または運営の禁止ならびに自らに関係する可能性のある破産、仮差押または清算手続を取締役会会長に通知するものとする。

第14条第5項 — 各取締役は、i) 職務を再開するとき、ii) フランス登録書類の作成にあたり取締役会秘書役の求めに応じて毎年、iii) 取締役会秘書役の求めに応じて随時、iv) 過去の宣誓内容の全部または一部が不正確となるような事由が発生した後10営業日以内に、第14条第1項および第14条第3項に記載の事由の存在または不存在につき宣誓を行うものとする。

2019年において、取締役会への利益相反状態の報告はなかった。しかしながら、ブregジットに関する議論の間、ディアヌ・コート氏はロンドン証券取引所との関係に関する議論に参加しなかった。

取締役によるソシエテ・ジェネラル株式の大量保有義務

株主総会で選任された取締役は、当行の定款第7条および当行内部規則第16条の規定に従い、就任後6ヶ月後には600株以上、1年後には1,000株以上の株式を保有しなければならない。2020年1月1日現在、すべての取締役はこの規則を遵守していた。取締役会会長は、2,174株のソシエテ・ジェネラル株式を保有している。各取締役は、保有する株式を対象とするヘッジ取引を行ってはならない。従業員を代表する取締役は、株式保有に関するいかなる義務も負わない。

最高経営責任者は特定の義務を負う。（下記「ソシエテ・ジェネラルの株式の保有および株式保有義務」を参照のこと。）

取締役会会長

取締役会会長の職務

取締役会は、2015年5月19日に取締役会会長と最高経営責任者の役職が分離されたことを受けて、ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏を取締役会会長に任命した。2018年5月23日の合同株主総会において、ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏を取締役としての任期が更新され、当該総会の最後にと取締役会は全会一致で同氏を取締役会会長としての任期を更新した。

会長の職務は、当行内部規則第5条に規定されている。

当行内部規則第5条

第5条第1項 — 会長は、取締役会の会議を招集し、議長を務める。会議の日程および議事の決定は、会長が行う。会長は、取締役会の任務の整理および管理ならびに株主総会に対する取締役会の活動報告を行う。会長は株主総会の議長も務める。

第5条第2項 — 会長は、当行の諸機関の適正な機能および最良のコーポレート・ガバナンス態勢（特に、取締役会の内部に設置された委員会に関するもの。会長はこれらの委員会に出席することができるが、議決権を有しない。）の実施を確保する。会長は、かかる委員会による検討のための諮問を行うことができる。

第5条第3項 — 会長は、その職務に関するあらゆる情報を受領する。会長は、当グループの運営に関連する重要な事象について、最高経営責任者から定期的に、また必要に応じてデピュティCEOから報告を受ける。会長は、取締役会への情報伝達のためにあらゆる情報または文書の開示を求めることができる。同様の目的のため、法定監査人の意見を聴取することができ、また最高経営責任者に通知した上で、当グループの上級経営陣からも意見を聴取することができる。

第5条第4項 — 会長は、取締役がその職務を遂行できる立場にあること、および取締役に対して適切な情報提供が行われていることを確保する。

第5条第5項 — 会長のみが取締役会を代表して発言する権限を有する。ただし、例外的な状況の場合、または他の取締役に委任された特定の任務については、この限りではない。

第5条第6項 — 会長は、いかなる場合にも当行の価値およびイメージを向上させるため最大限の努力を行う。経営執行部と協議の上で、会長は、高レベルでの関係、特に国内外の主要な顧客、規制当局、大株主および公的機関との関係において当グループを代表することができる。

第5条第7項 — 会長は、その任務を果たすために必要な重要な資源を有する。

第5条第8項 — 会長は業務執行上の責任を負わず、かかる責任は経営執行部が履行し、経営執行部は法定の限度内で、かつ取締役会が定めるコーポレート・ガバナンスの規則および指針に沿って当行の戦略を立案し、実行する。

2019年の取締役会会長の活動に関する報告

2019年には、取締役会会長は毎週3日間以上を当グループの事業に充てた。

会長は、取締役会のすべての会議およびエグゼクティブ・セッションにおいて議長を務めた。また、ほぼすべての委員会の会議に出席した。特に取締役会の実効性の評価（個別の取締役の評価を含む。）に関し、取締役と個別に会合を行った。指名・コーポレート・ガバナンス委員会の支援を得て、新任取締役の採用手続の監督も行った。会長はまた、当グループの主要経営幹部（事業部門または部署の責任者）と会合を行った。さらに会長は、フランス国外（特にアフリカおよびルーマニア）および国内のリテールバンキングネットワークに属する多数の事業所を訪問した。また、ブルソラマの事務所を訪問した。会長は数ヶ国（ルーマニア、ベルギー、モロッコおよびギリシャ）の金融・銀行監督当局との会議に出席した。また数度にわたって欧州連合の銀行監督当局と面会した。会長は、IMFの年次総会に参加し、ECBとも数回にわたり会合を持った。会長はまた、欧州内外の数回の公式行事に参加し、多岐にわたるテーマ、特にマクロ経済および銀行業務規制についてスピーチを行った。会長は、数回にわたってメディアのインタビューを受け、顧客、投資家および株主との面談も行った。また、株主総会に備えて、主要な株主および代理人との会合に出席した。最後に、会長はニューヨークおよびロンドンのロードショーに参加し、当グループのガバナンス体制について投資家向けのプレゼンテーションを行った。

会長と投資家とのコンタクトの結果、取締役会は長期インセンティブに関する2つの項目を承認した。すなわち、新たな追加的な財務目標の導入と、業績がピアグループの中央値を下回った場合に長期インセンティブを支払わないことである。

取締役会の専門知識

ソシエテ・ジェネラルの取締役会の内部規則は、ソシエテ・ジェネラルの組織および業務上の手続について規定している。これらは、2019年7月31日に改訂された。

取締役会は、法律上および規制上の権限に含まれる事項について慎重に検討し、十分な時間をかけて任務を遂行しなければならない。

取締役会に付託された検討事項の範囲には、特に以下の分野が含まれる。

- 戦略の焦点および実施 — 取締役会は、グループの戦略の焦点を承認し、その確実な実行を図るとともに、年1回以上その見直しを行う。かかる焦点には、基本的に、グループの価値および行動規範ならびに社会および環境に対する責任、人的資源、情報システムおよび組織システムに関する方針の要点が含まれる。また、取締役会は、グループの利益、貸借対照表の構造およびリスクプロファイルに重要な影響を及ぼす可能性のある戦略的な業務（特に事業の取得および処分）に関する計画を承認する。
- 財務諸表および財務的なコミュニケーション — 取締役会は、年次財務諸表および年次連結財務諸表の正確性および真実性ならびに株主および市場に提供される情報の質を確保する。取締役会は、経営報告書を承認し、公表・伝達のプロセスならびに公表・伝達される情報の質および信頼性を管理する。

- リスク管理 — 取締役会は、グローバルな戦略およびあらゆる性質のリスク選好度を承認し、これに対応する実施を監督する。このため、取締役会は、ソシエテ・ジェネラルが直面するリスクまたは直面する可能性があるリスク（経済環境が引き起こすリスクを含む。）の負担、管理、監視および緩和に関する戦略および方針を承認し、かつ定期的にその見直しを行う。特に、リスク管理体制の適切性および有効性を確保し、当グループの事業活動から生じるリスクへのエクスポージャーを監視し、リスクの総量の上限を承認する。取締役会は、債務不履行が発生した場合に講じる是正措置の有効性を確保する。
- ガバナンス — 取締役会は、会長、最高経営責任者、そして最高経営責任者の提案に基づきデピュティCEOを任命し、最高経営責任者およびデピュティCEOの権限に関して課せらるる制限を定める。取締役会は、ガバナンス体制の見直しを行い、定期的にその有効性を評価し、不十分な点があればそれに対処するための是正措置が実行されることを確保する。特に、内部統制に関する銀行業務規制の遵守を確保する。また、取締役会は、組織の効率的かつ健全な経営を確保し、特に利益相反を回避するために、ガイドラインを決定し、実働の上級役職員による監督制度の実行を管理する。取締役会は、実施に先立ち、当グループの経営構造の変更について慎重に検討し、かかる組織の主な変更に関して報告を受ける。取締役会は、年1回以上、取締役会およびその委員会の運営状況およびその構成員の能力、適性および業務への関与の度合いならびにその定期的な評価の結果について審議する。取締役会は年1回、会長および最高経営責任者の後継者育成計画について見直しを行う。取締役会は、必要に応じて、リスク委員会および指名・コーポレート・ガバナンス委員会との協議を経て、チーフ リスク オフィサーの免職に関して事前に同意を与える。取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を作成する。
- 報酬および賃金に関する方針 — 取締役会は、取締役の報酬総額の配分を行い、当グループの報酬に関する方針、特に規制対象者の報酬に関する方針を定める。最高経営責任者の報酬額を決定し、株主総会による承認に基づいて業績連動株式の割当てについて決定する。取締役会は年1回、男女間の職種および賃金の平等に関する当行の方針について慎重に検討する。
- 予防的な再建計画 — 取締役会は、予防的な再建計画を策定し、欧州中央銀行にその届出をし、外国の監督当局から要求があれば同様の計画について協議する。

取締役会の機能

当行内部規則は、取締役会の機能について規定している。取締役会は、会長により（レター、ファクシミリ、Eメールまたはその他の方法で）または取締役の3分の1の要請により招集される。取締役会は、特に年次財務諸表および連結財務諸表の採択のため、毎年8回以上開催されている。

各取締役は、毎回の取締役会の事前準備に必要な情報等、自身の職務の遂行上必要な情報の提供を受ける。さらに、当行にとっての重要な事項に関するあらゆる有用な情報（極めて重大な情報も含む。）の提供を受ける。各取締役は、自身の職務の遂行上必要な研修に参加する。

取締役会の活動報告

2019年には取締役会は14回開催され、その平均開催時間は3時間であった。各取締役会の取締役の出席率は、平均94%であった（2018年は93%）。これらの会議に加え、取締役会は、その時点の出来事に関する電話会議も数回行った。

2回のエグゼクティブ・セッションでは、経営執行部のチームおよび後継者育成計画の評価に重点が置かれた。

2019年5月2日の取締役会会議には、ECBとACPRの代表者も出席した。

毎年行っている通り、取締役会は、年次、中間および四半期の財務諸表を作成し、予算の検討を行った。また、取締役会は、2019年に実施した事業の処分および買収について審議した。2019年中、取締役会は、規制要件に照らして、当グループの流動性プロファイルおよび資本の変動の監視を継続した。同様に、取締役会は会議の都度、継続中の主要な紛争の状況を確認した。取締役会は、米国の規制当局、フランス金融検察局（*Parquet National Financier*）およびフランスの贈賄防止機関との合意に従って推進された是正計画について、定期的に報告を受けた。これらの是正措置は、特に、腐敗防止に関するイニシアチブ、制裁および禁輸ならびにマネーロンダリング防止計画およびベンチマーク管理に対処するものである。

取締役会は、1日のセミナーにおいて、当グループの戦略、主要事業および競争環境に関する見直しを行った。

2019年、取締役会は、以下に示す主な事項に取り組んだ。

- 年度戦略計画
- 当グループにおける文化・行動プログラムの推進
- 市場活動
- リテール バンキング部門（BDDE、クレディ デュ ノール、ブルソラマ）
- 保険
- 米国における活動
- CSR（企業の社会的責任）に関する方針
- 革新
- 情報システムおよびITセキュリティ
- サイバー セキュリティ
- 顧客満足
- 法令遵守
- 人的資源
- 当グループのイメージ
- 破綻処理および再建の計画
- ALD
- SGEF
- ブレグジット
- グローバルな従業員株式保有計画

取締役会は、規制の変更ならびにそれらが当グループの組織および事業に及ぼす影響について情報提供を受けた。取締役会は、当グループのリスクの状態を定期的に見直し、当グループのリスク選好度について承認した。また、ICAAPおよびILAAPならびに当グループの市場リスクの全体的な限度額を承認した。取締役会は、内部統制に関してフランス健全性監督・破綻処理当局（ACPR）に提出した年次報告書ならびにACPRおよびECBの検査を受けて発行された通達文書に対する回答書について検討した。さらに、米国の規制当局による勧告に応じて実施した措置についても検討した。

取締役会は、最高経営責任者の実績を評価し、その報酬および会長の報酬を決定した。取締役会は、業績連動株式制度について決定した。

また、取締役会は、職場におけるジェンダーの平等および賃金の平等に関して実施されている方針についても審議した。

最後に、取締役会は、取締役報酬の分配について検討した（下記「当行の取締役の出席報酬」を参照のこと。）。

取締役会は、年次株主総会に提出される議案、特に任期満了後の取締役の再任および新任取締役の選任に関する議案の決定および作成を行った。

取締役会は、外部評価の形式に基づいて、その運営状況の見直しを毎年行っている。2019年の見直しの結果は、下記「取締役会およびその構成員の評価」を参照のこと。

同様に、取締役会は、経営執行部の後継者育成計画について例年どおりに審議した。これらの後継者育成計画は、任期終了時の更新の場合と事前に予想されていない更新の場合を区別する。後継者育成計画は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会によって策定される。

取締役会は、いわゆるパクト法（2019年5月22日法律第2019-486号、以下「パクト法」という。）の導入を受けて、当グループの目的について議論し、「責任ある革新的な金融ソリューションを通じて、顧客とともにより良い、持続可能な未来を築く」という表現を採用した。会社の目的を定款に規定しないことが正式に決定された。一方、ソシエテ・ジェネラルは、2020年の定時株主総会において、取締役会が、事業活動における企業の社会的責任（CSR）を考慮して事業活動の方向性を決定し、また当グループの企業利益に沿ってその実施を確実に行うよう定款を改定することとしている。

2019年5月、キラ・ハゾ氏、ジェラルム・メストラレ氏およびフレデリック・ウデア氏が取締役に再任された。取締役会はまた、フレデリック・ウデア氏の2019年5月の取締役としての任期満了にあたり、同氏を最高経営責任者としてさらに4年間を任期として再任することを決定した。取締役会は、ディオニー・レボ氏、フィリップ・エムリッシュ氏、セヴラン・カバンヌ氏およびフィリップ・ヘイム氏をデピュティCEOに再任し、同氏らの報酬を確認し、同氏らの特別な雇用終了後の給付について承認した。

2020年1月、取締役会は、これまでの事業年度に締結および承認され、2019事業年度中に継続していた関連当事者間の契約およびコミットメントの年次見直しを行った。その範囲には、フレデリック・ウデア氏およびセヴラン・カバンヌ氏を受益者とする業績条件に基づく競業禁止条項契約および退職金コミットメントが含まれており、セヴラン・カバンヌ氏を受益者とする年金コミットメントが含まれている。また、年次見直しは、2018年5月14日付でデピュティCEOに任命されたフィリップ・エムリッシュ氏、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏を受益者として、取締役会が2018年5月3日に権限を与えた業績条件に基づき規制された年金コミットメントおよび退職金コミットメントならびに規制された競業禁止条項契約にも関係している。これらの新たな契約およびコミットメントは、2019年5月21日の株主総会により承認された。

取締役会は、2019年2月6日、年金コミットメントが依然として正当であると考え、2019年1月1日より制度を改正した。取締役会はまた、最高経営責任者およびデピュティCEOを受益者とする競業禁止条項契約および退職金コミットメントについて、要求をより高めるために改正することを決定した。改正されたコミットメントおよび契約ならびにこれらの更新は、2019年5月21日の株主総会において承認された（下記「当グループの上級経営陣の報酬―株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針―退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項」を参照のこと。）。

過去の事業年度において、フランス商法第L.225-37-4条第2項に従い、本報告書は、当行の役員のうちの1名またはある会社の10%超の議決権を所有または保有する株主を一方の当事者とし、その会社が直接間接を問わず株式資本の半分超を所有または保有するその他の会社を他方当事者として締結された契約（ただし、日常的な業務または取引に関する契約および独立企業間取引条件に基づく契約を除く。）を、明示的に考慮に入れていた。

パクト法はフランス商法第L.225-37-4条第2項の文言を修正し、同項はこれ以降、当行の役員のうちの1名またはある会社の10%超の議決権を所有または保有する株主を一方の当事者とし、その会社にフランス商法第L.233-3条の意味において支配されている（かつ直接間接を問わず株式資本の半分超をもはや所有されていない）その他の会社を他方当事者として、直接または仲介者を通じて締結された契約であって、日常業務に関して独立企業間取引条件に基づいて締結された契約とみなされない契約に適用されている。

2019年12月31日に終了した事業年度には、当行の役員のうちの1名またはある会社の10%超の議決権を所有または保有する株主を一方の当事者とし、その会社にフランス商法第L.233-3条の意味において支配されているその他の会社を他方当事者として、直接または仲介者を通じて締結された新たな契約（ただし、日常的取引に関して独立企業間取引条件に基づいて締結された契約はこの範囲から除く。）はなかったことが確認されている。

2019年12月12日の会議の後、またフランス商法第L.225-39条の規定に従い、取締役会は、日常的取引に関して独立企業間取引条件に基づいて締結された契約がこれらの条件を満たしているかどうかを定期的に評価するために、指名・コーポレート・ガバナンス委員会によって審査された手続について報告を受けた。

この手続の基準は、顧客およびサプライヤーに適用される内部基準に適合しない取引を特定することである。

当該手続については、当行のウェブサイトの「取締役会」タブに掲載している。

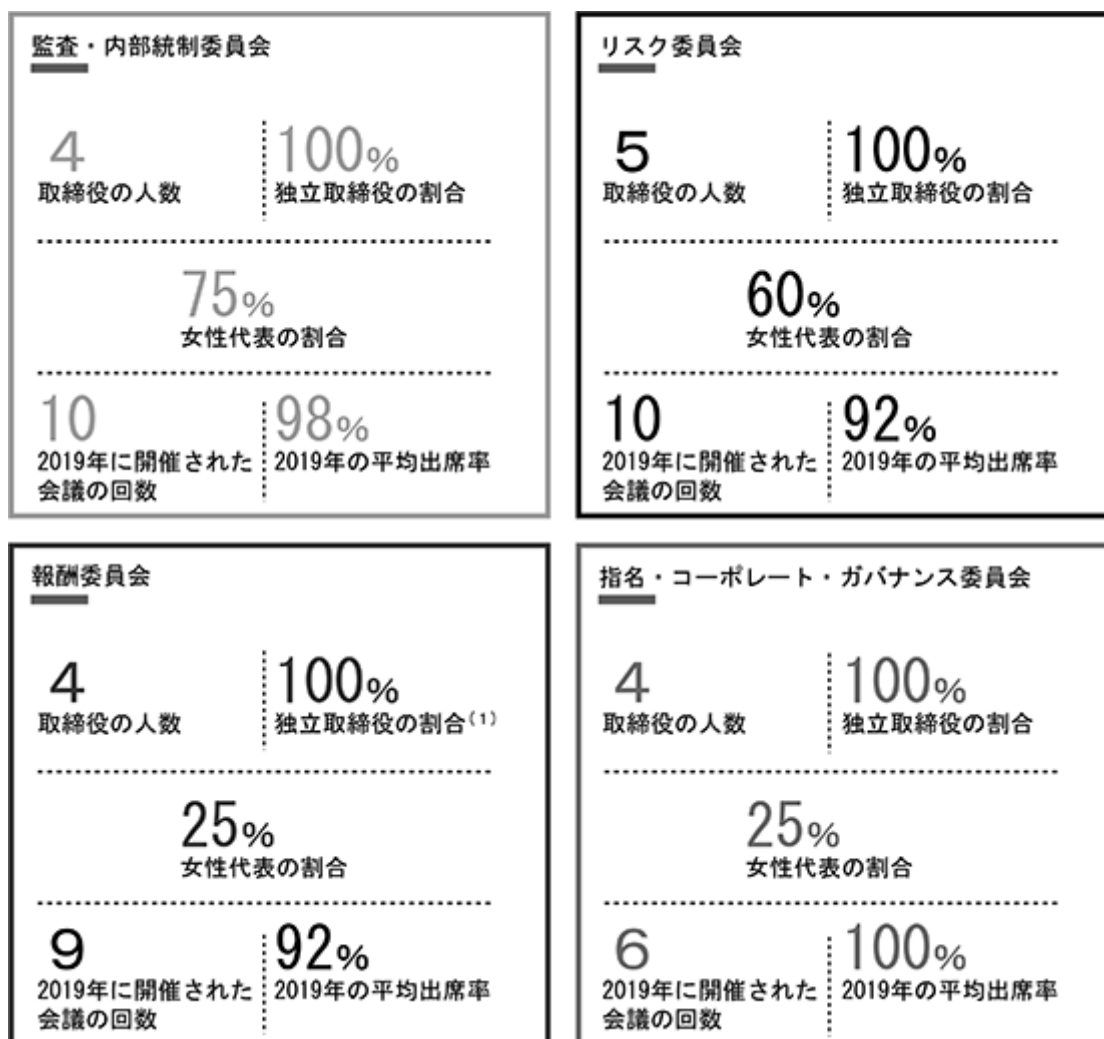
フランス商法第L.225-40-2条の規定に従って行う、フランス商法第L.225-38条に記載されている契約に関する情報の公表

フランス商法第L.225-40-2条において成文化されたパクト法の規定に従い、フランス商法第L.225-38条に記載されている契約に関する情報は、当行のウェブサイトの「取締役会」タブおよび「フランス登録書類」に掲載されている。

取締役委員会

2019年において、取締役会は以下の4つの委員会の補佐を受けた。

- 監査・内部統制委員会
- リスク委員会（およびその拡張である米国リスク委員会）
- 報酬委員会
- 指名・コーポレート・ガバナンス委員会



(1) AFEP-MEDEF規約に従い、従業員を代表する取締役は計算から除外した。

各委員会とも4名以上の委員で構成されている。2つを超える委員会に所属している取締役はいない。また、各委員会には男女が各1名以上所属している。

報酬委員会には、従業員を代表する取締役1名が所属している。また、取締役1名がリスク委員会および報酬委員会の両方に所属している。

2018年以降、リスク委員会が米国リスク委員会として活動する場合、監査・内部統制委員会の委員を加えるため、リスク委員会が拡張された。したがって、後者の構成は以下の通りである。ナタリー・ラチョウ氏（委員長）、アレクサンドラ・スハープベルト氏、キラ・ハゾ氏、ウィリアム・コネリー氏、ジェローム・コンタミヌ氏およびジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ氏。取締役会は、当行内部規則第11条に従い、ディアヌ・コート氏の出席を免除した。

リスク委員会および監査・内部統制委員会の委員長は、年1回以上、ECBおよび米国連邦準備制度理事会と会談し、これらの委員会の活動の概要を報告する。

取締役会の4つの委員会の任務は、当行内部規則の第10条から第13条に規定されている。

監査・内部統制委員会

2020年1月1日現在、監査・内部統制委員会は、ディアヌ・コート氏、キラ・ハゾ氏、アレクサンドラ・スハープベルト氏およびジェローム・コンタミヌ氏の4名の独立取締役で構成されていた。委員長はアレクサンドラ・スハープベルト氏が務めている。

同委員会の委員はいずれも、現在または過去に銀行員としての地位に就いており、または銀行の最高財務責任者、監査役または最高法務責任者の経験があることから、金融・会計分野および内部統制システムの評価において高い技能を有している。

当行内部規則第10条

第10条第1項 — 監査・内部統制委員会の使命は、会計・財務情報の作成および管理ならびに内部統制、リスクの計測、モニタリングおよび管理のシステムの有効性に関する問題を監視することである。

第10条第2項 — 監査・内部統制委員会は、特に以下の事項を担当する。

- a) 財務情報の作成プロセスの監視（特に既存のシステムの質および信頼性の検討）が行われるよう確保し、改善案を提示し、手続が正常に機能していない場合は是正措置が実施されるよう確保すること。必要に応じて、その完全性を確保するための勧告を行う。
- b) 提供された情報の明確性の検証、年次財務諸表および年次連結財務諸表の作成に用いられた会計手法の適切性および一貫性の評価等を行うために、取締役会に提出される財務諸表の原案を分析すること。
- c) 法定監査人の選任または再任および報酬に関して、2014年4月16日付規則（EU）第537／2014号第16条の規定に従って制定された、法定監査人の選任および取締役会に対する勧告の手続を実施すること。
- d) 現行の規制に従い、法定監査人の独立性を確保すること。
- e) フランス商法第L.823-19条および取締役会が採用した方針に従い、法定監査人の独立性に関わるリスクおよび法定監査人が実施する予防措置を分析した上で、フランス商法第L.822-11-2条で言及される財務諸表の監査証明以外の役務が提供されることを承認すること。
- f) 法定監査人の業務計画を検討し、より一般には、現行の規制に従い、法定監査人による会計管理の監視を行うこと。

g) 財務諸表および財務情報の作成・加工の手續に関し、内部統制、リスク管理および内部監査制度の有効性の監視が行われるよう確保すること。この目的を達成するため、同委員会は特に以下の事項について責任を負う。

- 当グループの恒常的統制に関する四半期毎のダッシュボードの検証
- 事業セグメント、事業部門および主要子会社の内部統制およびリスク管理の検証
- 当グループの定期モニタリング計画の検討ならびに内部統制部門の組織および機能に関する意見の提示
- 銀行および市場に係る監督機関から受領した通達文書の検討およびかかる文書に対する回答案に対する意見の提示

h) 内部統制に関する規制を遵守するために作成された報告書の検討

第10条第3項 — 監査・内部統制委員会は、その使命の遂行状況（財務諸表の監査証明という使命の遂行結果、その使命が財務情報の完全性にどのように寄与したか、およびこのプロセスにおける同委員会の役割を含む。）について定期的に取締役会に報告する。また、同委員会が困難に直面した場合には、遅滞なく取締役会に報告する。

第10条第4項 — 法定監査人は、監査・内部統制委員会が別段の決定をしない限り、同委員会の会議への出席を求められる。また、同委員会の会議の場以外でも、法定監査人は助言を求められることがある。

第10条第5項 — 監査・内部統制委員会またはその委員長は、内部統制の担当部門（リスク、コンプライアンス、内部監査の各担当部門）の責任者および最高財務責任者、また必要に応じて財務諸表の作成、内部統制、リスク管理、コンプライアンス管理および定期管理の担当責任者を含む。

第10条第6項 — 監査・内部統制委員会は、取締役会が任命する3名以上の取締役によって構成され、かかる取締役はいずれも必要な財務、会計または法定監査に関する専門知識を有する。同委員会の委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約にいう独立取締役である。

監査・内部統制委員会の2019年の活動報告

監査・内部統制委員会は2019年に10回会議を開催し、出席率は98%であった（2018年は90%）。

監査・内部統制委員会は、年次、中間および四半期の各連結財務諸表案を取締役会に提示する前に検討し、これらの財務諸表案に対する意見を取締役会に提出した。同委員会は、対応する財務情報の認証を行った。

同委員会は、各決算期に、財務部門による財務諸表の説明への参加に先立ち、経営陣の出席の下に法定監査人と面談を行った。年度初期に、法定監査人は重要監査事項の詳細を提示した。最高経営責任者のうち1名が各決算について審議する会議に出席し、各四半期における重要事項に関し同委員会と協議した。

内部統制の担当部門（監査、リスク、コンプライアンスおよび財務）の責任者は、会議の都度、監査・内部統制委員会に報告する。

同委員会は、内部統制に関する年次報告書を検討した。

同委員会は、内部統制問題および監督当局（米国連邦準備制度理事会、金融行動監視機構、欧州中央銀行およびフランスの銀行・保険部門の監督当局（ACPR）を含む。）による調査を受けて策定された是正計画の監視に関する議案をいくつか取り上げた。また、恒常的統制を要求される水準まで引き上げるために行われた活動を四半期毎に見直した。監査・内部統制委員会は、総合検査・監査部の活動を定期的に評価した。同委員会は、法令遵守状況に関する重大事項について報告を受けた。

監査・内部統制委員会の委員は、ディアヌ・コート氏を除き、リスク委員会として機能し、米国事業の監査を監督する米国リスク委員会が行う活動に参加した。

同委員会は、総合検査部および監査チームの活動予定表ならびに監査勧告に関する確認手続を検討した。また同委員会は、当グループの規則に基づく子会社の監査委員会の活動について、報告を受けた。

監査・内部統制委員会は、ACPRから受領した通達文書に対する当グループの回答案およびECBまたは海外の規制当局に対する回答について検討した。同委員会は、ECBからの勧告の実施状況を定期的に監督する義務を負う。

監査・内部統制委員会は、当年度中に以下の問題に取り組んだ。

- IFRS第9号
- ALD
- SGEF
- ボルカー ルールの遵守
- ニューエッジ／SGIL
- 法定監査人の審査
- KYC（顧客確認）
- 疑義のある取引の報告
- 制裁措置および禁輸措置
- 是正に関する基準設定の原則
- 投資サービスの方針
- 市場の完全性
- 苦情／仲裁者の報告書
- 顧客保護
- 内部告発の仕組み
- SACC（法定監査人による財務諸表の監査証明以外の役務）

同委員会は、ブルソラマを訪問した。また、ルーマニア（BRDおよびSGEBS）およびニューヨークを訪問した。これらの訪問の間、同委員会は、当行の内部統制システムが適正に機能していることを検証した。

同委員会は、監査計画および法定監査人の報酬に関する2019年の予算について審議した。監査・内部統制委員会は、法定監査人により提供される財務諸表の監査証明以外の役務の承認に関する新たな規則を制定し、施行した。また同委員会は、法定監査人の選任について取締役会に提言を行った。

リスク委員会

2020年1月1日現在、リスク委員会は、キラ・ハズ氏、ナタリー・ラチョウ氏、アレクサンドラ・スハーブベルト氏、ウィリアム・コネリー氏およびジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ氏の5名の独立取締役で構成されていた。委員長はナタリー・ラチョウ氏が務めている。

同委員会の委員はいずれも、現在または過去に銀行員としての地位に就いており、または銀行の最高財務責任者、監査役または最高法務責任者の経験があることから、金融・会計分野およびリスクの評価において高い技能を有している。

当行内部規則第11条

第11条第1項 — リスク委員会は、戦略全般ならびに現在および将来のあらゆる種類のリスクの選好度に関し取締役会に助言し、取締役会によるかかる戦略の実行の管理を補佐する。

第11条第2項 — リスク委員会は、特に以下の事項を担当する。

- a) リスク選好度に関連する書類に関する取締役会の討議の準備
- b) リスク統制手続の検討およびリスク総量の上限の設定についての助言
- c) 流動性リスクの検知、管理および監視に用いる戦略、方針、手続およびシステムの定期的な検証ならびにその結論の取締役会への報告
- d) 当グループのグローバルな引当方針および多額の個別引当金に関する意見の提示
- e) リスクに関する銀行業務規制の遵守のために作成される報告書の検討
- f) リスク管理およびオフ バランスシート コミットメントの監視に関する方針の検討（特に、この目的のために財務部門、リスク部門および法定監査人が作成した覚書の観点からの検討）
- g) 任務の一環として、フランス通貨金融法典第II巻および第III巻に記載され、かつ顧客に提供される商品およびサービスの価格が当行のリスク戦略に適合しているか否かの検討。これらの価格がリスクを正しく反映していない場合、取締役会に適宜報告し、状況を改善するための行動計画について意見を述べる。
- h) 報酬委員会の任務を害しない範囲における、報酬に関する方針および慣行に規定されるインセンティブが当行の直面するリスクの状況、当行の資本および流動性ならびに期待される利益を実現できる可能性およびその時期と適合するか否かの検討
- i) 当グループの社会的責任および環境に関する責任におけるガイドラインの導入に伴うリスクならびに「文化・行動」プログラムの一環としての行動に関する指標の検討
- j) 米国連邦準備制度理事会が定める健全性強化基準の要件および監督当局が公表するガイドラインに従って行う、米国における当行の事業に関連する企業リスク管理の検討。米国リスク委員会として活動する場合、リスク委員会は、本条の不可分の一部であり、本条を補完する同委員会専用の憲章に従って活動する。リスク委員会の委員長は、米国リスク委員会が決定する活動を取締役に報告し、取締役会はこれを認証する。

第11条第3項 — リスク委員会は、当行のリスクの状況に関するすべての情報を有する。同委員会は、チーフ リスク オフィサーまたは外部専門家の役務を利用することができる。

第11条第4項 — 法定監査人は、リスク委員会が別段の決定をしない限り、同委員会の会議への出席を求められる。また、同委員会の会議の場以外でも、法定監査人は助言を求められることがある。

リスク委員会またはその委員長は、内部統制の担当部門（リスク、コンプライアンスおよび内部監査の各担当部門）の責任者および最高財務責任者、また必要に応じて財務諸表の作成、内部統制、リスク管理、コンプライアンス管理および定期管理を担当する責任者を含む。

第11条第5項 — リスク委員会は、取締役会が任命する3名以上の取締役によって構成され、かかる取締役はいずれもリスクに関する知識、技能および専門知識を有する。同委員会の委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約にいう独立取締役とする。

リスク委員会の2019年の活動報告

リスク委員会は、当年度中10回会議を開催した。委員の出席率は92%であった（2018年は98%）。

チーフ リスク オフィサーは、各回の会議において、リスク委員会に対し、リスク環境の変化および重要事項について報告する。リスク委員会は、リスク選好度に関連する書類（リスク選好度報告書およびリスク選好度枠組）を精査し、ICAAPおよびILAAPに関する決定の準備を行う。同委員会は、レピュテーションおよび遵守に関するものを含むあらゆる種類のリスク ダッシュボードを定期的に受領し、また業務ダッシュボードも受領する。同委員会は以下の事項について検討した。

■ リスク限度額（市場リスクおよび構造的リスクを含む。）

■ カウンターパーティ リスク

■ 文化・行動

■ 流動性

■ プレグジット

■ モデル リスク

■ 不良債権

■ IFRS第9号

■ 価格設定リスクの統合

■ デジタル化に関する法的リスク

■ フランスにおける再建方針

■ コメルツバンクの統合

■ 人材リスク

■ コンプライアンス担当部署の評価

■ ALMおよび構造的リスク

■ プライベート バンク

■ 規制関連プロジェクト

■ リクソー

■ GDPR（一般データ保護規則）

■ CSR（企業の社会的責任）

■ 訴訟管理

- 内部監査評価
- 情報システムおよびサイバー セキュリティ リスク
- リスク担当部署の評価
- 欧州銀行監督機構のストレステスト
- 税務管理
- 報酬の方針
- BCBS239原則
- 再建計画
- ベンチマーク改革

2019年において、リスク委員会は、ITセキュリティおよび情報システムに関する事項をいくつか議案として取り上げた。同委員会は、主な紛争（税務紛争を含む。）について説明を受けた。また、同委員会は、リスク部門の組織体制を見直した。同委員会はまた、コンプライアンス部門の検討も行った。同委員会は、規制に関連するプロジェクト（MiFID II等）に特有のリスク分野を精査し、取締役会が再建・破綻処理計画に取り組むための準備も行った。また、規制対象である従業員（市場の専門家等）の報酬に関するリスクに関し、報酬委員会に意見を提示した。

リスク委員会は、専門的な金融サービスおよびオフショア化に関連するリスクを調査した。リスク委員会は、監査・内部統制委員会とともにブルソラマを訪れ、その事業活動に関するリスクに対処した。同委員会はまた、ルーマニアおよびニューヨークを訪れ、リスク管理システムの徹底的な見直しを行った。

リスク委員会は、米国リスク委員会として、米国における事業のリスク選好度を検証するため、四半期毎に会議を行った。また、米国の規制により要求されるその他の任務（流動性リスクの監督、リスク戦略の検証等）も遂行した。同委員会は、米国連邦準備制度理事会により要求されたリスク監視における是正計画の見直しを行った。同委員会は、米国リスク委員会の委員としての責任に関する特別な研修を受けた。同委員会は、年度中に合計で9回の会議を行った。米国リスク委員会憲章は、取締役会の内部規則に付属している。

報酬委員会

2020年1月1日現在、報酬委員会は、3名の独立取締役（ジャン-ベルナール・レヴィ氏、ジェラルド・メストラレ氏およびジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ氏）ならびに1名の従業員（フランス・ウサイ氏）からなる4名の取締役により構成されていた。報酬委員会の委員長は、独立取締役であるジャン-ベルナール・レヴィ氏が務めている。

同委員会の委員は、当グループのリスク管理に関する技能を含み、報酬に関する方針および慣行を評価するために必要な技能を有する。

当行内部規則第12条

第12条第1項 — 報酬委員会は、報酬に関して取締役会が採択する決定（特に最高経営責任者（*dirigeants mandataires sociaux*）に関するものならびに当行のリスクおよびリスク管理に影響を及ぼすもの）の準備を行う。

第12条第2項 — 報酬委員会は、年1回、以下の事項の見直しを行う。

- a) 当行の報酬の方針に関する原則
- b) 当行の執行役員（*mandataires sociaux*）および執行役員とは別に実働の上級役職員がいる場合は当該実働上級役職員に係る報酬、手当てその他の給付
- c) 銀行業務規制にいう規制対象である従業員に関する報酬の方針

第12条第3項 — 報酬委員会は、チーフ リスク オフィサーおよびチーフ コンプライアンス オフィサーの報酬を管理する。

第12条第4項 — 報酬委員会は、任務を遂行するために必要なすべての情報、特に欧州中央銀行に送付される年次報告書を受領する。

第12条第5項 — 報酬委員会は、内部統制業務または外部専門家による補佐を受けることができる。

第12条第6項 — 報酬委員会は、特に以下の事項を担当する。

- a) 取締役会に対し、信用機関に適用のある規制、AFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約に規定される原則および専門的基準に基づき、最高経営責任者（*dirigeants mandataires sociaux*）の報酬を規定する方針（特に、手当て、現物給付、保険または年金給付ならびに当グループのすべての企業から受領するあらゆる種類の報酬を含む報酬の決定基準、構成および金額）を提案し、それが適用されるよう確保する。
- b) 最高経営責任者（*dirigeants mandataires sociaux*）の年次の実績評価を作成する。
- c) 業績連動株式に係る方針に関し取締役会に提言する。
- d) 従業員貯蓄制度に関する取締役会の決議の準備を行う。

第12条第7項 — 報酬委員会は、3名以上の取締役により構成され、従業員によって選任された取締役1名を含む。同委員会の委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約にいう独立取締役とする⁽¹⁾。報酬委員会は、その構成により、当行のリスク管理、株主資本および流動性の観点から、報酬の方針および取扱いについての確かつ独立の判断を行うことができる。

(1) AFEP-MEDEF規約により、委員に占める独立取締役の比率の計算上、従業員は勘案しない。

報酬委員会の2019年の活動報告

報酬委員会は、当事業年度中に9回会議を開催した。委員の出席率は92%であった（2018年は97%）。最高経営責任者は、同氏が直接関係していた場合を除き、報酬委員会の活動に携わった。当年度中に取り上げられた主な事項は、以下の通りである。

- 報酬方針に関するガイダンス
- GBIS（グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門）の報酬方針
- 規制対象である従業員
- 補助的インセンティブの支払い
- 報酬方針の遵守
- 繰延報酬の仕組み
- 新任最高経営責任者の雇用条件
- 2019年度の定量的および定性的な目標
- コーポレート・ガバナンスに関する報告書および報酬方針に関する年次報告書における報酬の章
- 業績連動株式の割当て

報酬委員会はその会議において、最高経営責任者の立場および報酬に関する取締役会の決定の準備を行った。また、長い期間を対象とする報酬または繰延報酬の監視に関する決定の準備を行った。特に、会長、最高経営責任者およびデビュティCEOの報酬に関する決定の準備を行った。

同委員会は、最高経営責任者の評価の準備を行い、取締役会にその年次目標に関する提言をした。

CRD 4 指令およびそれがフランス法に法制化されたものに基づき、報酬委員会は、当グループの報酬に関する方針が規制を遵守し、またリスク管理戦略および株主資本目標に合致していることを確認した。

同委員会は、新たに導入された規制に従い、当グループ内で適用される報酬の方針に関する原則（特に、当グループのリスクプロファイルに重大な影響を及ぼす活動をしている従業員に関するもの）を検討した。同委員会は、数回の会議においてこの問題を検討し、また規制対象である従業員に関して提案されている枠組が現在有効な新たな規則と適合していることを確認した。同委員会は特に、報酬に関する方針が事業により生じるリスクを十分に勘案していることおよび従業員がリスク管理方針および専門的基準を遵守していることを確認した。リスク委員会はこの問題について意見を提示した。委員のうち1名（ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ氏）は双方の委員会に在籍している。同委員会はまた、内外の管理機関による作業に依拠した。同委員会は報酬に関する年次報告書を検討した。報酬に関する方針については、下記「当グループの上級経営陣の報酬」に詳述されている。

最後に、同委員会は、株式（または株式同等物）の割当計画について取締役会に提言した。

同委員会は、当行におけるジェンダーの平等に関する取締役会の業務の準備を行った。

その他、報酬方針、特に長期インセンティブのための追加的な財務目標について、大幅な変更が行われた。さらに、2019年の株主総会後には、株主の期待に応えるため、退職金および長期インセンティブ（LTI）制度に関する条件を改定する予定である。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会

2020年1月1日現在、指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、ナタリー・ラチョウ氏、ウィリアム・コネリー氏、ジャン-ベルナール・レヴィ氏およびジェラルド・メストラレ氏の4名の独立取締役により構成されていた。同委員会の委員長はジェラルド・メストラレ氏が務める。

同委員会の委員は、指名およびコーポレート・ガバナンスに関する方針および慣行を評価するために必要な技能を有している。

当行内部規則第13条

第13条第1項 — 指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、以下の職務を行う。

- a) 取締役会に対し、取締役および委員会の委員の選任ならびに執行役員 (*mandataires sociaux*) の後任の選任（特に、予期せぬ欠員が生じた場合）について、必要な調査を行った上で提言する義務を負う。この目的を果たすため、同委員会は、取締役会に提示する選任基準を作成し、取締役会における男女比の均衡に関して達成すべき目標について取締役会に提言し、この目標を達成するための方針を策定する⁽¹⁾。
- b) 取締役会の業務の体制、規模、構成および有効性を定期的に検討し、取締役会に対し、取締役会およびその構成員の年次評価の実行に関連する勧告を行う。
- c) 実働の上級役職員、デピュティCEOならびにリスク、コンプライアンス、監査および財務の各担当部門の責任者の選定および指名に関する取締役会の方針を定期的に見直し、この件に関する勧告を行う。
- d) リスク、コンプライアンス、監査および財務の各担当部門の責任者の指名に関し、事前に報告を受ける。事業ユニットまたはサービス ユニットの責任者の指名に関しても報告を受ける。これらの上級役職員 (*dirigeants*) を対象とする後継者育成計画についても報告を受ける。
- e) コーポレート・ガバナンスに関する事項についての取締役会の検討および企業文化に関する事項に関する取締役会の業務について準備を行う。また、取締役会に対し、フランス登録書類における取締役会に関する記載（特に、独立取締役のリスト）について提言する。

第13条第2項 — 指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、3名以上の取締役により構成される。同委員会の委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約にいう独立取締役とする。最高経営責任者は、必要に応じて同委員会の業務に関与する。

(1) 信用機関の目標および方針ならびにその実施条件は、2013年6月26日付規則（EU）第575/2013号第435条第2項(c)の規定に従い公表されている。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会の2019年の活動報告

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、2019年度中に6回会議を開催し、出席率は100%であった（2018年は82%）。

2019年度中、最高経営責任者は、後継者育成計画に関する活動を含めた指名・コーポレート・ガバナンス委員会の活動に携わった。

同委員会は、株主総会の議案を作成した。取締役会についての当行内部規則の改正案を精査した。また、2019年に発効した取締役の再任の準備をし、取締役会の男女比の均衡を確保した。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、経営執行部の後継者育成計画の作成にあたり、最高経営責任者が内部的に行う業務および（必要に応じて）外部のコンサルタントが行う業務に依拠している。これらの計画は、不測の承継と中長期に予測された承継とを区別する。

同委員会の委員長は、取締役会会長とともに、外部コンサルタントによる取締役会の評価の手続（下記「取締役会およびその構成員の評価」を参照のこと。）を監督した。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役に対する報酬の配分条件を立案した。

同委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、特に取締役の独立性についての評価に関する取締役会による検討に関する準備を行った。

取締役会およびその構成員の評価

取締役会は毎年、外部の専門コンサルタントが3年毎に実施する評価に基づき、またその実施がない年は指名・コーポレート・ガバナンス委員会が行う面談および調査に基づき、取締役会の機能に関する議論に会議の一部を充てている。

いずれの場合も、匿名で行われる回答の概要が、取締役会の審議の基礎資料に記載される。

2019年について、取締役会は、スポンサー・スチュアートにより実施された外部評価に依拠することを決定した。この評価は、取締役会の集団的機能および各取締役の個別評価に重点を置き、指名・コーポレート・ガバナンス委員会が認証した面談ガイドに基づいて行われた。個別評価に際し、各取締役は、取締役間の相互の貢献に関する見解を求められた。この個別評価は、取締役会会長ならびに会長と取締役との間の対話にも重点を置いている。

評価の結果については、指名・コーポレート・ガバナンス委員会および取締役会において議論された。

取締役会についての全体的な評価は、極めて良好であった。取締役会は、下される決定をより明確に要約する、より簡潔なファイルが必要であるという指摘の他、主要事業の戦略および活動に、より多くの時間を割きたいという希望を表明した。中でも、回答は、最新技術およびITリスクの影響については補強が必要である点を強調した。

取締役会の構成は、高い評価を受けた。経験の多様性の重要性は、特に技術分野および大規模グループの管理に関して重視された。

CSRおよび文化・行動に関する審議は高く評価されており、また特に気候リスクについては今後綿密に扱われる必要がある。会長および経営執行部との連携は、極めて優れているとみなされた。

また、取締役会の訴訟管理およびそれらのフォローアップにおける水準は、肯定的に捉えられた。

取締役会は、さらに、人材および後継者育成計画により多くの時間を費やしたいと希望した。

評価は、取締役役に初めて就任した時および在任中の取締役研修の重要性を強調している。取締役会のメンバーが当グループの組織および技術的課題ならびに新しい規制の影響について理解を深めるために、研修プログラムを完成させるための措置が講じられる予定である。会長は、個々の評価の写しを各取締役役に提供する。

研修

2019年度中、6回の研修会が企画された。新任の取締役役については、特別な就任時研修が体系的に準備されている。2019年、取締役会の研修は、以下の事項について強化された。

- 特に米国における規制面（収賄、マネーロンダリング防止、ベンチマーク規則の遵守）
- 財政的な課題（健全性比率、規制上の自己資本、証券形態の債務）
- 技術的な課題（人工知能、サイバー セキュリティ、データ）
- リスク（金利、デリバティブ）
- ガバナンス

このイニシアチブは、取締役会の評価に含まれるガイドラインに照らして、2020年にはさらに強化される予定である。

さらに、取締役会は、特に当行の組織体制について、新任取締役に対する研修をより適切に実施することを決定した。

年1回の講習および取締役会における一定のテーマに関する議論は、（特に、規制および競争の環境について）追加的な研修の機会を提供することも目的としている。

当行の取締役の出席報酬

2019年5月21日の株主総会において、出席報酬に配分される金額は年間1,700,000ユーロに設定された。この全額が2019年に使用された。

取締役に対する出席報酬の配分に関する規則は、取締役会の内部規則第15条に規定されている。

2018年以降、割り当てられた出席報酬の金額は、200,000ユーロ減額され、リスク委員会および監査・内部統制委員会からなる米国リスク委員会の委員の間で分配された。監査・内部統制委員会の委員であるディアヌ・コート氏は、米国リスク委員会の業務への参加を免除されており、したがってこれに対応する報酬を受けていない。かかる金額は、リスク委員会の委員長が2単位を受け取ることを除き、均等の単位で分配される。その残額は、監査・内部統制委員会の委員長とリスク委員会の委員長の間で分配される130,000ユーロの一時払い金の分、減額される。

その残額は、定額部分と変動額部分とに50%ずつ二分される。各取締役に割り当てられる定額部分は6単位ずつである。

その他の定額部分は、以下の通り配分される。

- 監査・内部統制委員会またはリスク委員会の委員長：4単位
- 指名・コーポレート・ガバナンス委員会または報酬委員会の委員長：3単位
- 指名・コーポレート・ガバナンス委員会または報酬委員会の委員：0.5単位
- 監査・内部統制委員会またはリスク委員会の委員：1単位

固定額の追加分は、当年度中の出席が80%未満であった場合、実際の出席に比例して減額されることがある。

出席報酬の変動額部分は、取締役会および委員会の会議または作業部会に各取締役が出席した回数に応じて、年度末に比例配分される。

取締役会会長および最高経営責任者は、出席報酬を受領しない。

経営執行部

(2020年1月1日現在)

経営執行部の組織

経営執行部は当行を監督し、第三者に対する当行の代表としての役割を果たす。経営執行部は最高経営責任者であるフレデリック・ウデア氏および同氏を補佐する以下4名のデピュティCEOで構成されている。

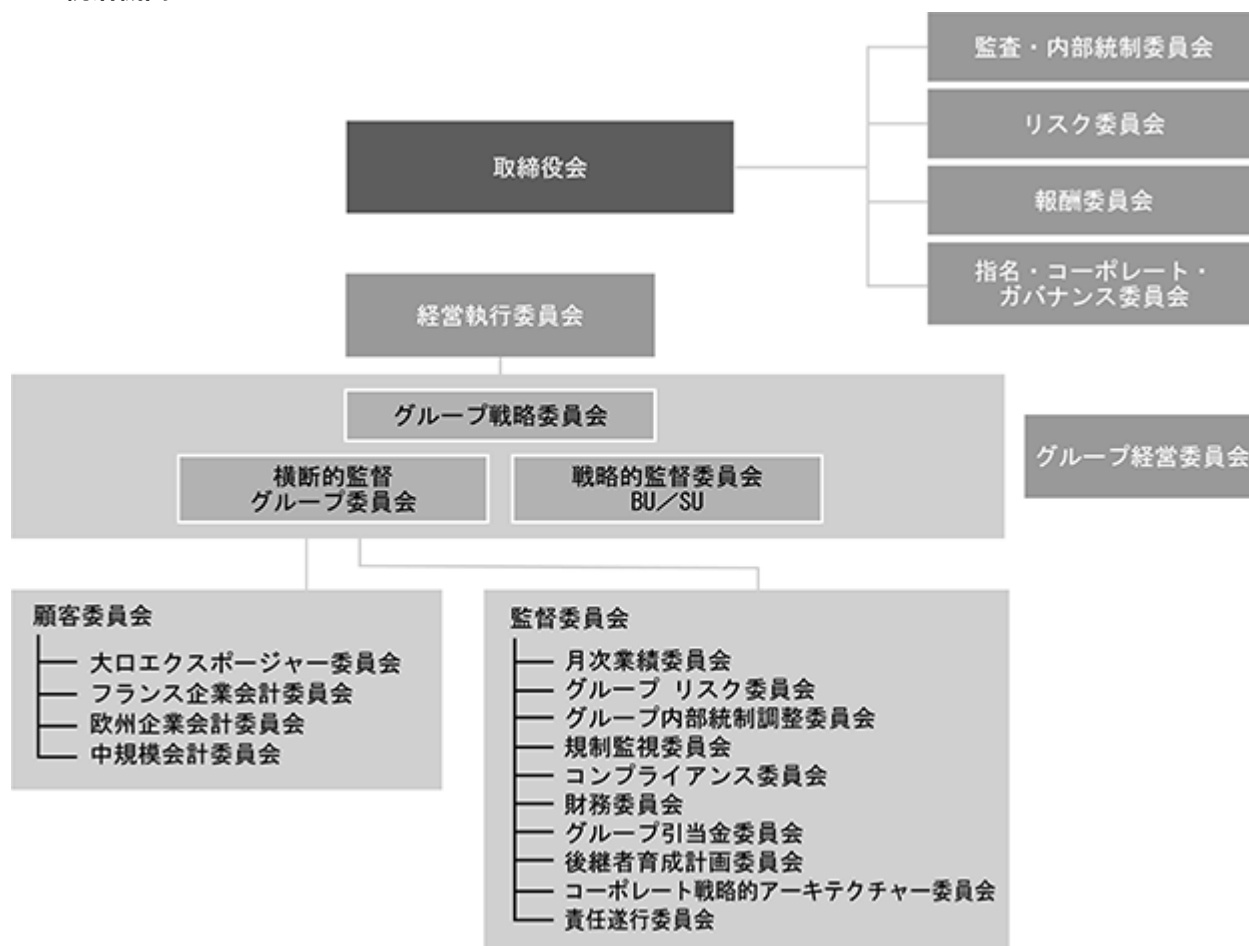
- ディオニー・レボ氏 — 2018年5月14日から在任し、特に統制担当部署（リスク、財務およびコンプライアンス）に対する責任を負う。
- フィリップ・エムリッシュ氏 — 2018年5月14日から在任し、特にフランス国内リテール バンキング部門およびそのイノベーション、テクノロジー&インフォマティクス部門ならびにグループ リソース部門（IT、不動産および調達）の活動を監督する責任を負う。
- セヴラン・カバンヌ氏 — 2009年5月から在任し、特にグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門の活動を監督する責任を負う。
- フィリップ・ヘイム氏 — 2018年5月14日から在任し、特に国際リテール バンキング、金融サービスおよび保険部門の活動を監督する責任を負う。

最高経営責任者およびデピュティCEOの権限の制限

当行の定款および取締役会は、最高経営責任者およびデピュティCEOの権限にいかなる特別な制限も課していない。これらの者は、適用法令、当行の定款、当行内部規則および取締役会の定めるガイドラインに従って自らの権限を行使する。

当行内部規則第1条は、取締役会の事前承認を要する事例（特定の金額を超える戦略的投資プロジェクト等）を規定している。

統治機関



経営執行委員会

グループ経営執行委員会は、最高経営責任者およびデピュティCEOで構成され、毎週会合を行う。

同委員会は最高経営責任者に直属し、取締役会に当グループの全体的な戦略を提出し、その実施を監督する。

グループ戦略委員会

グループ戦略委員会は、最高経営責任者、デピュティCEOならびに事業ユニットおよびサービス ユニットのヘッドで構成され、隔月で会合を行う。

同委員会は最高経営責任者に直属し、当グループの戦略の実施に責任を負う。

このグループ戦略委員会は、事業ユニット戦略監督委員会とサービス ユニット戦略監督委員会に分かれている。

事業ユニット戦略監督委員会およびサービス ユニット戦略監督委員会は、経営執行部、関連する事業ユニットまたはサービス ユニットのヘッド、ストラテジー ヘッドならびに一部の事業ユニットおよびサービス ユニットのヘッドで構成され、各事業ユニットおよびサービス ユニットについて年1回以上会合を行う。この会合において、同委員会は、関連する事業ユニットまたはサービス ユニットの戦略的経営に焦点を当てる。

グループ経営委員会

(2020年2月10日現在)

グループ経営委員会は、最高経営責任者が任命する上級役員約60名で構成され、事業ユニットおよびサービスユニットに属し、四半期に1回以上会合を行う。

グループ経営委員会は、当グループの全般的利益に関する戦略および課題について、伝達および議論を行う。

ソシエテ・ジェネラルの多様性に関する方針

経営執行部は、多様性に関する方針を毎年取締役会に提出している。

当グループは、特に男女間の差別禁止に関する様々な憲章に署名してきた。取締役会は、毎年、これらの諸問題に関するフランス内外の経過報告を調査している。当グループは、女性の登用および国際性について目標を設定している。

取締役会について、ソシエテ・ジェネラルは、40%のジェンダー多様性比率を尊重することを約束している。さらに、取締役会は、各委員会が男女を含むこと、および委員長が男女に割り振られることを確保する。

2018年5月以降、経営執行部は女性1名を含む5名で構成されている。20%の代表率は、グループ経営委員会で観測されるものと同様である。

2020年2月10日現在、当グループの経営執行委員会に占める女性の比率は27%であった。これらの女性は、企業内大学に参加し、キャリア指導を受けている。当グループはまた、管理職におけるジェンダーの多様性を高めるために、管理職の選任候補者を増やしている。

女性の36%が、当行の上級職の上位10%に就いている（フランスの銀行として最高位）。

ソシエテ・ジェネラルのジェンダー平等に関する方針は、潜在力が高い層や将来の管理職層、「グループのキーパーソン」の地位および明確な後継者計画における女性比率、ならびにこれらの者の特定の育成プログラムへの参加を監視すること、これらの者のキャリアパスおよび潜在的な賃金格差を監視すること、また当行の経営組織の関心をこれらの女性の一部に向けるためのイニシアチブといった、様々なテーマを対象としている。

当グループの上級経営陣の報酬

株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針

下記の最高経営責任者の報酬方針は、報酬委員会の勧告を受けて2020年2月5日に取締役会が策定したものである。

その主な特徴は2019年度に適用された方針と変わらない。

しかしながら、新たな市場慣行に適応し、2019年5月21日の株主総会における株主の投票を考慮するために、一定の変更が行われている。これらの変更は主に以下の通りである。

- 最高経営責任者が退職金の受給権を得る状況を狭めること。今後はいかなる理由でも辞任時の支払いを行わない。
- 離職後の最高経営責任者に支払うべき長期インセンティブ（LTI）について、一定の場合において比例按分計算を導入すること。

また、新しい法律に従い、ソシエテ・ジェネラルの団体年金制度にも変更が加えられている。デピュティ CEOはこれらの制度の受益者である。

フランス商法第L.225-37-2条に従い、以下に詳述する報酬方針は株主総会の承認を条件とする。株主総会がこの新しい方針を拒否した場合、2019年5月21日の株主総会で承認された従前の方針が引き続き効力を有する。

株主総会は、報酬の変動要素（年間変動報酬およびLTI）または例外的要素の支払いに先立って、その承認を行わなければならない。

取締役会は、上場会社の業務執行役員の報酬に関する2019年11月27日付命令第2019-1234号により改正されたフランス商法第L.225-37-2条（Ⅲ）第2項に従い、一定の例外的な状況において、承認された報酬方針から逸脱する権利を留保する。ただし、そのような逸脱が一時的であり、当行の最善の利益となり、また当行の実現性または長期的な存続を確保するために必要な場合に限る。

最高経営責任者の報酬に関するガバナンス

最高経営責任者の報酬に関するガバナンスの枠組と意思決定プロセスは、その報酬が株主の利益と当グループの戦略の両方に合致することが確保されるように設計されている。

最高経営責任者の報酬方針に関するすべての決定プロセスは、報酬委員会の構成、外部委託企業による調査、内部・外部監査および多段階にわたる承認手続によって、利益相反を避けるように設計されている。

■ 報酬委員会の構成および運営：委員会は、従業員により選任された1名を含む3名以上の取締役で構成される。委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEF規約の意味において独立していなければならない⁽¹⁾。この構成により、報酬委員会は、当行のリスク、株主資本および流動性の管理という観点から、報酬方針および慣行について適切かつ独立した判断を下すことができる。最高経営責任者は、自らの報酬に直接関係する場合、報酬委員会の審議から除外される。

■ 独立した評価：報酬委員会は、独立企業であるウイリス タワーズ ワトソンの調査に依拠して業務を行う。これらの調査はCAC 40社およびベンチマークとなる比較可能な欧州の諸銀行の情報に基づいている。かかる調査は、以下の評価を行うものである。

- 同業他社と比較した最高経営責任者の報酬全体の競争力
- 最高経営責任者の実績を評価するために当グループが策定した基準と比較したソシエテ・ジェネラルの業績
- 最高経営責任者の実績とその報酬の間の相関性

■ 内部・外部監査：最高経営責任者の報酬の決定の基礎となる情報は、内部監査部門または外部監査人のいずれかによって定期的に監査される。

■ 多段階承認：報酬委員会は、承認を求めて取締役会に提案を提出する。その後、取締役会の決定は、株主総会からの拘束力のある年次決議の対象となる。

当グループの従業員の報酬や就業状況も、最高経営責任者に適用される方針を規定し、実施する際の意志決定プロセスの一部として考慮される。

報酬委員会は、当行の報酬方針および規制対象従業員（銀行規則に基づく定義の通り）の報酬方針を毎年見直している。

報酬委員会は、チーフ リスク オフィサーおよびチーフ コンプライアンス オフィサーの報酬を監視する。報酬委員会は、かかる目的のために必要なすべての情報、特に欧州中央銀行に送られる年次報告書を受領する。また、業績連動株式の付与に関する方針案を取締役に提出し、従業員貯蓄制度に関する取締役会の決定を作成する。

報酬方針の決定プロセスの結果として、最高経営責任者の報酬方針および条件の見直しに際しては、取締役会は、必ず従業員報酬に関する方針および条件の変更について意識し、承認しなければならない。したがって、最高経営責任者の報酬の決定に当たっては、当グループの従業員の雇用や報酬の状況が十分に考慮されている。

2019年度の報酬委員会の活動については、上記「報酬委員会の2019年の活動報告」に詳述されている。

(1) AFEP-MEDEF規約では、独立した委員の割合を計算する際に従業員は考慮しない。

最高経営責任者の地位

ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏は2015年5月19日に取締役会会長に選任された。同氏への委任は、取締役としての任期（4年間）と同じ存続期間として2018年5月23日に更新された。同氏は雇用契約を締結していない。

フレデリック・ウデア氏は、2008年5月に最高経営責任者に、次いで2009年5月に会長兼最高経営責任者に、2015年5月19日に再度最高経営責任者に選任された。同氏への委任は2019年5月21日に更新された。ウデア氏は、企業の役員は従業員であってはならないとするAFEP-MEDEF規約の勧告に従い、2009年に会長兼最高経営責任者に就任した時点で雇用契約を終了した。

セヴラン・カバンヌ氏は2008年5月にデピュティCEOに選任された。同氏への委任は2019年5月21日に更新された。フィリップ・エムリッシュ氏、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏は、2018年5月14日からデピュティCEOに選任され、同氏らへの委任は2019年5月21日に更新された。エムリッシュ氏、カバンヌ氏、ヘイム氏およびレボ氏が保有する雇用契約は、それぞれの任期の存続期間中、停止されている。雇用契約終了の条件、特に通知期間は、フランスの銀行セクターの団体交渉協約に規定されたものである。

最高経営責任者は4年を任期として選任され、いつでも解任することができる。

最高経営責任者は、いかなる役務提供契約によっても当グループに拘束されない。

最高経営責任者の地位については、下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表11に追加情報が記載されている。最高経営責任者に適用される退職後給付および条件については、下記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項」に詳述されている。

報酬に関する原則

最高経営責任者の報酬方針は、当グループの行動規範によって定められた原則に従い、適切なコンプライアンスおよびリスク管理を確保しながらも、最も有望な候補者にとって当行の最高レベルの地位が魅力的なものとなることを確保し、また、継続的に意欲および忠誠心を育てることを目標としている。

この方針は、最高経営責任者の報酬全体が対象となるように、報酬の全要素および付与されるその他あらゆる給付を考慮する。この方針は、当グループの全般的利益において、これらの様々な要素の間の適切な均衡を確保する。

一定の業績基準に基づく変動報酬は、当グループの戦略の実施を意識し、また株主、顧客および従業員の同様の利益に沿ってその存続が推進されることを目的としている。

業績評価は、ソシエテ・ジェネラル固有の業績と、市場および競合他社と比較した業績の両方を考慮に入れて、単年度および複数年度ベースで行われる。

変動報酬および長期インセンティブの算定に際しては、「実績に対して支払う」という原則に従い、財務上の業績基準の他に、財務以外の要素も考慮される。かかる財務以外の要素には、特に企業の社会的責任および当グループのリーダーシップ モデルの遵守の問題が含まれる。

さらに、最高経営責任者の報酬は、以下を遵守している。

- 2013年6月26日付の資本要件指令（CRD 4）。これは実効的なリスク管理に親和的な報酬の方針を設定し、それを実践することを目的としている。CRD 4は国内法化されており、その報酬に関する原則は、2014年1月1日から適用されている。

- フランス商法

- AFEP-MEDEF規約の勧告

非業務執行会長の報酬

ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏の年間固定報酬は、2018年2月7日の取締役会で決定され、2018年5月23日の年次株主総会で承認された通り、同氏の任期中は925,000ユーロに設定されている。

ビーニ・スマギ氏は、出席報酬を受領していない。

任務遂行における全面的な独立を確保するため、同氏は変動報酬、有価証券およびソシエテ・ジェネラルまたは当グループの業績を条件とする報酬のいずれも受領しない。

同氏には、パリで職務を遂行するために、当行の社宅が提供されている。

経営執行部の報酬

様々な利害関係者の期待を考慮した、均衡のとれた報酬

最高経営責任者の報酬は3つの要素に分類される。

- 固定報酬（FR）は、経験および職務に対する報酬であり、市場慣行を考慮している。これは報酬全体のうちかなりの部分を占め、年間変動報酬および長期インセンティブの最大比率を計算する基礎となる。

- 年間変動報酬（AVR）は、当年度における財務業績と非財務業績の両方に加え、ソシエテ・ジェネラル・グループの成功に対する最高経営責任者の貢献に対する報酬であり、最高経営責任者については年間固定報酬の135%、デピュティCEOについては年間固定報酬の115%までに制限されている。

■ 長期インセンティブ（LTI）は、最高経営責任者の注意を株主の利益に向けさせ、最高経営責任者に対して長期的な業績の実現に向けたインセンティブを与えることを目的としている。LTIの権利の確定は、継続在籍条件に従い、また、内部と外部双方の基準に照らして測定される当グループの財務・非財務業績に基づく。付与額は、最高経営責任者については年間固定報酬の135%、デピュティCEOについては115%までに制限されている（IFRS価額に準拠）。

CRD 4 に従い、また2014年5月の株主総会により承認された通り、変動報酬要素の総額（すなわち年間変動報酬に長期インセンティブを加えたもの）は、固定報酬の200%を上限としている⁽¹⁾。

最高経営責任者は、株式または株式同等物の形で報酬を受領する場合は、権利確定期間および保有期間を通してヘッジ取引または保険戦略を行うことはできない。

(1) フランス通貨金融法典第L.511-79条に従い（適用される場合）、5年以上繰り延べられる金融商品の形で付与された変動報酬に対する割引率の適用後。

固定報酬

AFEP-MEDEF規約の勧告に沿って、固定報酬は、比較的長い間隔でしか見直しが行われない。

最高経営責任者フレデリック・ウデア氏は、同氏が当グループの補助的年金制度に係る権利を喪失する代わりに300,000ユーロを同氏の固定報酬の一部として包含することとした2014年7月31日付の取締役会の決定以降、年間固定報酬として1,300,000ユーロを受領している。それ以前の改定は、2011年1月1日に発効していた。

デピュティCEOセヴラン・カバンヌ氏は、2014年7月31日の取締役会の決定以降変わらず、年間固定報酬として800,000ユーロを受領している。

2018年5月3日にデピュティCEOに選任され、2018年5月14日に就任したフィリップ・エムリッシュ氏、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏は、その時点で適用されていた当行の報酬方針に従って2018年5月3日に取締役会により決定された通り、それぞれセヴラン・カバンヌ氏と同額（800,000ユーロ）の年間固定報酬を受領している。

各最高経営責任者の上記の固定報酬は、2019年5月21日の年次株主総会で承認された。

報酬委員会からの勧告に従い、取締役会は、2020年2月5日、すべての最高経営責任者の固定報酬を変更しないことが決定された。

取締役会が決定した上記の固定報酬を変更する場合は、発効前に株主総会の承認を要する。

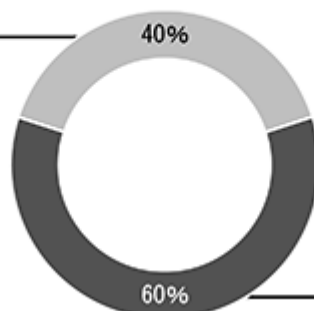
年間変動報酬

一般原則

取締役会は、毎年年初に、前事業年度に関する最高経営責任者の年間変動報酬の計算に用いる評価基準を策定している。

年間変動報酬は、60%が定量的な基準、40%が定性的な基準に基づいており、これによって当グループの戦略およびリーダーシップモデルに沿って、当グループの財務実績の評価と経営能力の評価とが組み合わされている。

定性的な基準：基本的に当グループの戦略、運営上の効率性およびリスク管理ならびに企業の社会的責任（CSR）に係る方針に関する重要な目標の達成度に基づく。



定量的な基準：年間の財務的な実績に基づく。主として当グループおよび各最高経営責任者の監督下にある事業の予算の目標に基づき、予め取締役会によって指標および目標達成の水準が設定される。

定量的部分

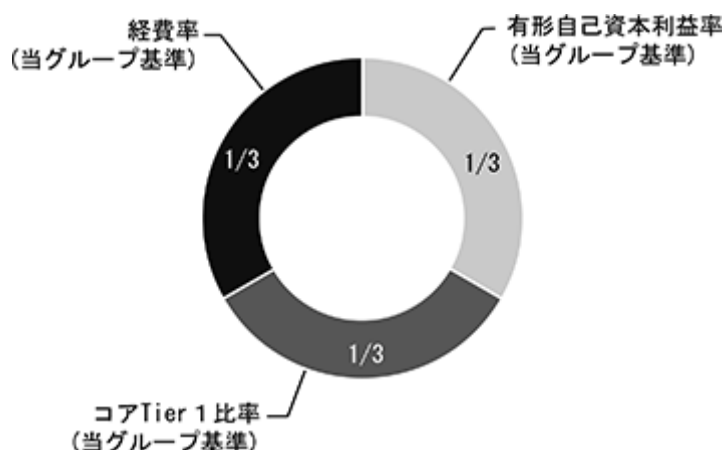
フレデリック・ウデア氏およびディオニー・レボ氏の定量的部分は、当グループの目標の達成度に基づき計算される。フィリップ・エムリッシュ氏、セヴラン・カバンヌ氏およびフィリップ・ヘイム氏の定量的基準の半分は当グループの目標に、残り半分は各自の特定の担当分野の目標に関係する。

当グループの定量的基準は有形自己資本利益率（ROTE）、コアTier 1（普通株式等Tier 1）比率および経費率（C/I）であり、各指標は均等に加重される。

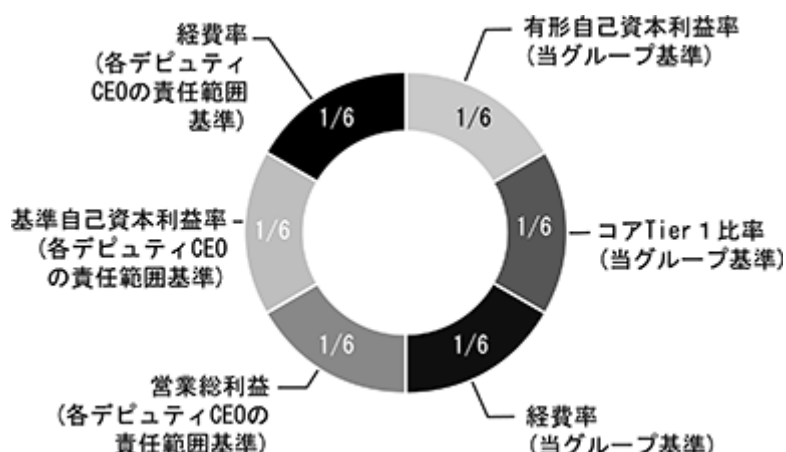
それぞれの特定担当分野に関する定量的基準は、各デピュティCEOが権限を付託された分野の営業総利益（GOI）、基準自己資本利益率（RONE）および経費率であり、各指標は均等に加重される。

これらの指標は、財務的側面と経営的側面の両方を対象とし、当グループの戦略と直接的に結びついており、また、事前に決定された予算に合致している。取締役会が例外的であるとみなした要素は計算から除外される。

フレデリック・ウデア氏およびディオニー・レボ氏



フィリップ・エムリッシュ氏、セヴラン・カバンヌ氏およびフィリップ・ヘイム氏



定性的部分

毎年、取締役会は、翌事業年度の定性的な目標として6ないし10の目標を設定する。これらの目標の多くは、経営執行部に不可欠なチーム スピリットを反映した、総合的な目標であるが、取締役会は各最高経営責任者については、それぞれに付託された権限を反映して、各自に固有の目標も設定する。

取締役会は、2020年2月5日および2020年3月12日の会議において、定性的な目標も設定した。これらの目標は、5名の最高経営責任者に共通する目標に70%、担当分野固有の目標に30%の比率で分配される。

5名の最高経営責任者に共通する目標は、以下の分野に基づくものである。

■ グループ戦略の実行、すなわち

- 当グループの収益性の継続的な向上を目的として、顧客、業務、地域に関する戦略的選択における当グループの目的を定める2021年—2025年戦略計画の策定
- 収益性のある成長促進活動を優先し、かつ規制の影響を予測した、希少資源の適切な管理
- 業務効率の向上
- デジタル移行の加速

■ 顧客満足度、ネット プロモーター スコアおよび顧客体験の観点における継続的な進歩

■ 当行の戦略計画の指針および非財務格付けにおける当行の位置付けに係る企業の社会的責任 (CSR) 目標の達成

■ 規制上の義務 (KYC、RAS、内部統制、是正) の強化

■ コロナウイルス (COVID-19) 危機における適切な業務管理

個別の目標は、以下に基づき、それぞれ異なる監督分野の間で分配される (最高経営責任者1名につき2つの目標)。

■ 人事管理：社内コミュニケーション、管理職の採用および社会的対話

■ 米国における是正計画の監視および適切な実行

■ 当グループの統制システムを確実に是正、更新する一方で、法人の各担当部署の運営モデルの改善

- 2017年―2020年のフランス国内のリテール バンキング改革の最終段階の展開の成功ならびに2025年までのソシエテ・ジェネラル、クレディ デュ ノールおよびブルソラマの戦略的指針の定義
- 当グループのITシステムの運用性能（セキュリティ、サービスの質およびコスト）の強化および「グループ効果」を生かしつつそれらを事業の新たな課題に適応させていくこと
- グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門（GBIS）および国際リテールバンキング&金融サービス部門（IBFS）の経営モデルの改善
- IBFS部門による当グループの成長および「成長への変革」開発行程表の実行への貢献

これらの目標の達成度は、取締役会によって予め設定された一定の重要な質問事項に基づいて評価され、可能であれば数値によって裏付けられる。達成率は定性的部分の上限内で0%から100%までいずれの数値にもなりうる。定性的部分は、年間変動報酬の上限額（最高経営責任者については合計で年間固定報酬の135%、デピュティCEOについては115%までに制限されている。）の40%を超えてはならない。

取締役会は、毎年、定量的・定性的な業績基準の見直しを行う。

年間変動報酬の権利確定および支払い

CRD 4 指令に従い、また株主の利益との合致を促進しつつ、報酬と当グループのリスク選好度の目標との相関性を強化していくために、年間変動報酬の付与の60%以上は、3年間にわたって比例按分により繰り延べられる。これは、当グループの収益性および株主資本に関する長期的な目標の達成を条件とする現金による支払いおよび株式または株式同等物の付与の両方に関係するものであり、付与された金額は、目標が達成できなかった場合には減額される。取締役会は、繰延変動報酬の最終的な権利確定に先立ち、目標達成率の見直しを行う。各最終的権利確定日の後に6ヶ月の保有期間が適用される。

株式または株式同等物で付与される変動額部分の価額は、毎年3月に取締役会により確定され、当該取締役会会議の直前20取引日の貿易加重平均に相当する株価に基づき計算される。年間変動報酬のうち株式同等物として付与される部分は、受益者に対し、強制的な保有期間の間に行われた配当支払に相当する額の支払いを受ける権利を与える。権利確定期間中は、配当は支払われない。

さらに、最高経営責任者の下した決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会が判断する場合には、取締役会は、繰り延べられた保留中の年間変動報酬の一部または全部の支払いの見直しを行うことができる（マルス条項）だけでなく、過去5年間において既に支払われた総額の全部または一部を返還させることもできる（クローバック条項）。

最後に、繰り延べられた年間変動報酬の権利の確定は、最高経営責任者が現在の任期にわたり在籍するという条件にも服する。ただし、この条件は唯一、退任、死亡、就業不能、職務遂行不能または取締役会との戦略上の相違による解任の場合には、適用されない。

現在の任期が満了した時点で、この在籍条件は非適用となる。しかしながら、最高経営責任者の離職後、同人の任期中に行った決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会が判断する場合には、取締役会は、マルス条項またはクローバック条項の適用を決定することができる。

上限

年間変動報酬は、最高経営責任者については年間固定報酬の135%、デピュティCEOについては年間固定報酬の115%までに制限されている。

長期インセンティブ

一般原則

最高経営責任者を当行の長期的な成長に関与させ、最高経営責任者の利益と株主の利益を合致させるために、2012年、最高経営責任者は、株式または株式同等物で構成される長期インセンティブの付与を受けることが決定された。

AFEP-MEDEF規約の勧告を遵守するため、取締役会は毎年、前年度の財務諸表を承認するために開催される会議において、ソシエテ・ジェネラルの株式または株式同等物を最高経営責任者に付与するかについて決定する。当該付与の付与時点における公正価値はその他の報酬の要素に比例し、過年度の慣行に沿って設定される。かかる公正価値は、当該取締役会会議の前日の株式の終値に基づいて設定される。

取締役会は、最高経営責任者の退任時には、長期インセンティブを付与することができない。

長期インセンティブの権利確定および支払い

過年度と同様、2020年2月5日の取締役会は、報酬委員会の提案を受け入れ、長期インセンティブ（LTI）の主な特徴を更新することを決定した。

取締役会は、市場慣行の変化および2019年5月21日の株主総会における株主決議を考慮して、報酬委員会の提案を受け入れ、退職の際にLTIに適用される規則を調整することを決定した。

現行の規則では、当該最高経営責任者が体制または組織の変更により当グループを退任または離職する場合を除き、退職時の支払いを取り消すことが規定されており、その場合、株式は、取締役会によって観察、評価された業績に基づいて付与される。

取締役会は報酬委員会の提案を受け入れ、体制または組織の変更によって当グループから離職する場合に、LTIについて、期間に比例する原則を導入することを決定した。この場合は、権利確定期間と比較した最高経営責任者としての在任期間に比例して、また取締役会が観察、評価した業績に基づいて、支払いが行われる。現行の規則は、退任について、また支配権の変更に連動した退職の場合は変わらない。この場合は、死亡、就業不能、遂行不能の場合と同様に、（取締役会が観察、評価した業績に基づいて）全体として株式が付与され、または支払いが行われる。この調整は、2019事業年度に関して2020年度に付与された制度から適用される。

長期インセンティブ制度のその他の特徴に変わりはない。LTI制度の特徴は以下の通りである。

- 株式または株式同等物を2回に分けて付与する。権利確定期間は4年および6年とし、その後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間はそれぞれ5年および7年に延長される。
- 権利確定期間を通じた在籍条件および業績条件に従い、最終的に権利が確定する。

したがって、権利の確定は以下の通り決定される。

- LTI付与の80%については、権利確定期間全体における株主総利回り（TSR）の増加を比較可能な欧州の銀行11行⁽¹⁾のTSRと比較して測定される、ソシエテ・ジェネラルの株式の相対的な業績に応じる。したがって、ソシエテ・ジェネラルのTSRが比較対象群の上位4分の1に入っている場合のみ、付与全体の権利が確定する。業績が中央値をわずかに超える場合、権利確定率は付与された株式または株式同等物の総数の50%となる。TSRの業績が中央値を下回る場合には株式または株式同等物の権利は確定しない⁽²⁾。

- LTI付与の20%については、当グループの相対的なCSR業績に応じる。10%はエネルギー転換融資に関する当グループのコミットメントの遵守、10%は主要な非財務格付け（ロベコサム、サステイナリティクスおよびMSCI）における当グループの位置付けに関連している。

取締役会は、当グループのCSRに関する方針および取組みの観点から、エネルギー構成融資に関連するエネルギー転換への資金提供基準について、2020年度のうちに目標を設定する予定である。

外部の非財務格付けに基づく部分については、権利確定率は以下の通りとなる。

- 付与が行われた年から3年間にわたって3つすべての目標格付け（すなわち、2020年に関して2021年に行われる付与については、2022年、2023年および2024年の位置付け／格付け）が達成された場合、100%の権利が確定する。
- 付与が行われた年から3年間にわたって平均して2つ以上の目標格付けが達成された場合、3分の2の権利が確定する。
- 付与が行われた年から3年間にわたって平均して1つ以上の目標格付けが達成された場合、3分の1の権利が確定する。

考慮の対象とする非財務格付け機関3社の目標格付けは、以下の通りである。

- ロベコサム：上位4分の1に位置付けられている。
- サステイナリティクス：上位4分の1に位置付けられている。
- MSCI：格付けがBBB以上である。

当年度中に格付けが修正された場合は、考慮対象とする格付けは、年次見直しの間に使用される格付けとなる。非財務格付けセクターが変更された場合、考慮対象とする格付けの比較対象群は、正当な理由があれば変更される可能性がある。

- 長期インセンティブの最終的な権利確定の前年に当グループの収益性が低かった場合は、ソシエテ・ジェネラルの株価の業績および当グループのCSR業績にかかわらず、支払いは行われず。
- 取締役会は、長期インセンティブの最終的な権利確定の前に、業績条件の充足について検討する。

最後に、長期インセンティブについてはマルス条項も適用される。したがって、最高経営責任者の下した決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会が判断する場合には、取締役会は、長期インセンティブの支払いの全部または一部の再考を決定することができる。

ソシエテ・ジェネラルの株式の相対的実績に基づく完全な権利確定表は以下の通りである。

ソシエテ・ジェネラルの順位	第1位 ^(*) ～第3位	第4位	第5位	第6位	第7位～第12位
最大付与数に対する割合	100%	83.3%	66.7%	50%	0%

(*) 比較対象群の中で最も高い順位

- (1) 比較対象群は、付与を決定する取締役会の開催日に選定される。例えば、2019年度のLTI制度における比較対象群は、バークレイズ、BBVA、BNPパリバ、クレディ・アグリコルSA、クレディ・スイス、ドイツ銀行、インテサ、ノルディア、サンタンデール、UBSおよびウニクレディットである。
- (2) 完全な権利確定表は本項「長期インセンティブの権利確定および支払い」の末尾に示す。

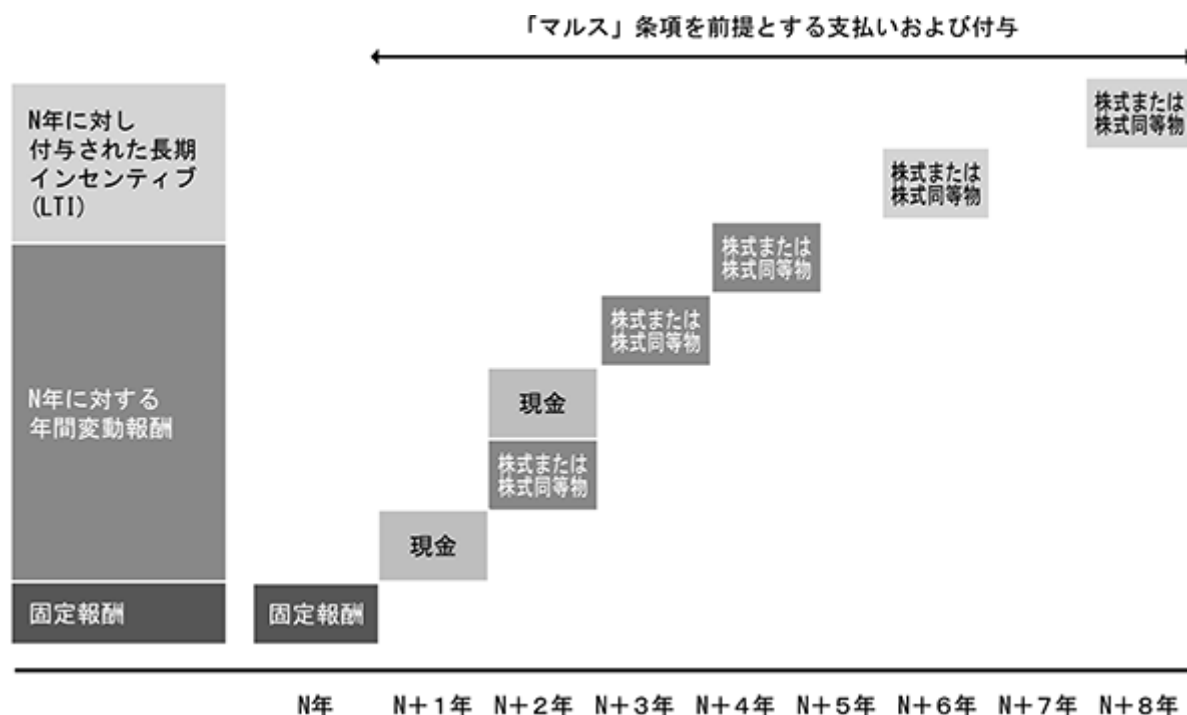
上限

2020年2月5日に、取締役会は、AFEP-MEDEF規約に従い、LTI付与総額（IFRS価額による）の上限を、年間変動報酬と同水準に維持することを決定した。したがって、LTIは、フレデリック・ウデア氏については年間固定報酬の135%、各デピュティCEOについては115%が上限となる。

この上限は、最終的に権利が確定した株式の価値または株式同等物の支払いの価値の上限に追加して適用される。この価値は、LTIの付与の対象となる年度の12月31日現在のソシエテ・ジェネラル・グループ株式の1株当たり純資産額の倍数に応じて上限が設けられている。

いかなる場合でも、適用ある規制に従い、変動要素の付与総額（すなわち、年間変動報酬と長期インセンティブの合計）は、固定報酬の2倍を超過することはできない。

報酬総額 — 支払いの時期



退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項

年金

フレデリック・ウデア氏は、2009年に会長兼最高経営責任者に選任された時点で辞職により雇用契約を解除したため、ソシエテ・ジェネラルの補助的年金の受給権を喪失した。

補助的年金配分制度

フィリップ・エムリッシュ氏、セヴラン・カバンヌ氏⁽¹⁾、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏⁽²⁾は、最高経営責任者となる前に従業員拠出を行っていた上級経営陣のための補助的年金制度の受給権を保持している。

1991年に導入され、フランス社会保障法第L.137-11条の要件を充足するこの補助的制度に基づき、その実施以降に選任された最高経営幹部は、同人らがフランス国家年金の請求を行った日から、以下を根拠に計算された年金総額を受領した。

- 在職期間の最終10年における、AGIRC年金の「トランシェB」を上回る固定報酬と固定報酬の5%を上限とする変動報酬の合計の平均額
- ソシエテ・ジェネラルでの勤続年数を60で除した比率。勤続した各年につき1.67%の潜在的年金受給権に相当する（勤続年数は42年を上限とする。）。

次に、ソシエテ・ジェネラルでの勤務に関するAGIRCの「トランシェC」年金受給権が総額から控除される。また、3人以上の子供がある受益者およびフランスにおける法定退職年齢を超えて在職する受益者に対しては、ソシエテ・ジェネラルが支払う補助的年金が増額された。かかる補助的年金は、受益者がソシエテ・ジェネラルの最高経営幹部に選任された時点から累積されるAGIRCの「トランシェB」ポイントのサービス価値全額の3分の1以上に相当する。

この制度は当初2019年1月17日に改訂され⁽³⁾、2019年1月1日付で発効した。将来の受給権は、2018年12月31日時点の受益者の在職期間および同時点におけるAGIRCの「トランシェBおよびC」の累積ポイントならびに過去3事業年度における固定報酬のうちAGIRC年金の「トランシェB」を上回る部分に、固定報酬の5%を上限として変動報酬を加算した金額の平均値に基づき、2018年12月31日付で凍結された。

以前は受益者がソシエテ・ジェネラルの最高経営幹部に選任されてからのAGIRCの「トランシェB」累積ポイントの3分の1に設定されていた最低受給権のみが、2019年1月1日より後も、フランスの社会保障の年間上限額の1倍から4倍に相当する受益者の年間報酬総額の0.4%に等しい年金受給権という形で留保されている。

その後、企業の補助的年金制度に関する2019年7月3日付命令第2019-697号は、（i）定年時における受益者の勤続を年金受給権の条件とする制度への新しい受益者の加入、および（ii）2019年より後の勤続期間を条件とする年金受給権の付与を禁止した。これに伴い、2019年7月4日より同年金制度は停止され、2019年12月31日以降、新たな受給権は付与されていない。

このため、受益者による年金の請求時における受給権の累計総額は、2018年12月31日に凍結された受給権と、2019年1月1日から2019年12月31日までの間に構築された最小受給権の合計となる。当該受給権は、2019年12月31日から受益者が年金を請求する日までの間のAGIRCポイントの価値の変動に応じて再評価される。かかる受給権は引き続き、受益者が定年時にソシエテ・ジェネラルにおいて勤続していることを条件としている。かかる受給権は、保険会社に積み立てられている。

法律の定めに従い、補助的年金給付の年間増加額は、以下の業績条件に服していた。すなわち、特定の年における潜在的な年金受給権は、当該年度の変動報酬に係る業績条件の80%以上が充足された場合のみ全額付与されうるという条件である。業績水準が50%以下であった場合は、年金は増額されなかった。また、当該水準が80%から50%の間である場合、当該年度について付与される受給権は、定額法で算定された。

- (1) 2009年5月19日の株主総会で承認されたカバンヌ氏との関連当事者コミットメント
- (2) 2019年5月21日の株主総会で承認されたエムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏との関連当事者コミットメント
- (3) すべてのデピュティCEOについて修正された修正年金関連当事者コミットメントは、2019年5月21日の株主総会においても承認された。

補助的確定拠出型年金制度（第82条）

2018年12月31日における最高経営幹部に関する補助的な制度の改訂、特に同制度におけるフランスの社会保障の年間上限額の4倍を超える報酬に関する差額部分の除去を受けて、経営委員会の委員に関して、確定拠出型年金制度（第82条）が施行された（2019年1月1日以降、デピュティCEO⁽¹⁾に適用されている。）。

この制度に基づき、当行は、適格受益者の名義で開設された第82条に基づく個人の年金口座に、年間拠出金を支払う。当該拠出額は、受益者の固定報酬がフランスの社会保障の年間上限額の4倍を超える部分に基づいて算出される。累積された受給権は、最も早い場合で、受益者によるフランス国家年金の受給日に支払われる。

当行の拠出率は8%に設定されている。

法律の定めに従い、各年の拠出金は、以下の業績条件に服する。すなわち、当該年度の変動報酬に係る業績条件の80%以上が充足された場合のみ、年間拠出金の全額が支払われる。業績水準が50%以下である場合、拠出金の支払いは行われず。また、当該水準が80%から50%の間である場合、当該年度について支払われる拠出金は定額法で計算される。

- (1) すべてのデピュティCEOに関する修正された年金関連当事者コミットメントは、2019年5月21日の株主総会で承認された。

VALMY年金貯蓄制度（IHIP VALMY制度）

フィリップ・エムリッシュ氏、セヴラン・カバンヌ氏、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏は、最高経営責任者となる前に従業員として拠出していた補助的確定拠出型年金制度の受給権も保有している。

この確定拠出型制度（*Épargne Retraite Valmy*、すなわちVALMY年金貯蓄制度）は、フランス一般租税法第83条に従って1995年に設定され、2018年1月1日付で改正された。当行で6ヶ月を超える在職期間を有するすべての従業員はこの制度に強制的に加入しており、これにより、退職後に備えて貯蓄を行うことができる。貯蓄は退職時に終身年金に転換される。2019年12月31日まで、拠出金総額は、フランスの社会保障の年間上限額の2倍を上限として、当該従業員の報酬額の2%に相当するものであった。このうち1.5%（すなわち、2019年のフランスの社会保障の年間上限額に基づく1,216ユーロ）は当行が支払った。2020年1月1日以降、本算定における報酬上限は、フランスの社会保障の年間上限額の2倍から4倍に引き上げられ、2020年7月1日以降、当行の拠出率は1.75%に引き上げられる。同制度はソジェキャップにより保証されている。

当グループの離職時における支払額

最高経営責任者またはデピュティCEOが当グループを離職する際に適用される規則は、市場慣行に沿って策定され、AFEP-MEDEF規約に適合している。

競業禁止条項

最高経営責任者（フレデリック・ウデア氏、フィリップ・エムリッシュ氏、セヴラン・カバンヌ氏、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏⁽¹⁾）は全員、金融機関の標準的な慣行に従い、ソシエテ・ジェネラルの利益のために、各自の退任日から6ヶ月間有効な競業禁止条項に署名している。この条項によって、同氏らは欧州（イギリスを含めた欧州経済領域として定義される。）の上場信用機関またはフランスの非上場信用機関において同じレベルの役職に就任することが禁じられる。その見返りとして、同氏らは引き続き当該6ヶ月間にわたり、それぞれの固定給与総額を受領することができる。

対象となる最高経営責任者の退任日から15日以内であれば、取締役会のみがかかる条項を放棄することができる。その場合、対象となる最高経営責任者はいかなる義務にも拘束されなくなり、同人に対しては、これに関するいかなる支払いも行われない。

競業禁止に違反した場合、当該最高経営責任者は直ちに6ヶ月分の固定報酬に相当する金額を支払わなければならない。ソシエテ・ジェネラルは、かかる場合、いかなる金銭的対価をも支払う義務を免除され、さらに、当該違反以降既に支払われた対価の返還を要求することができる。

改正後のAFEP-MEDEF規約第23.4条に従い、最高経営責任者が年金の受給申請後6ヶ月以内に、または65歳を超えて当行を離職する場合は、競業禁止に基づく支払いは行わない。

(1) 2017年5月23日の株主総会で承認され、2019年5月21日の株主総会において修正付で更新されたウデア氏およびカバンヌ氏との関連当事者契約。2019年5月21日の株主総会において承認され、修正付で更新されたエムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏との関連当事者契約。

退職金

AFEP-MEDEF規約の勧告に従い、フレデリック・ウデア氏は2009年に会長兼最高経営責任者に就任する際に雇用契約を終了した。これによって、同氏は、15年近くにわたり勤務した従業員として享受できた給付および保障を受ける権利を失った。

最高経営責任者（フレデリック・ウデア氏、フィリップ・エムリッシュ氏、セヴラン・カバンヌ氏、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏）⁽¹⁾は全員、それぞれの最高経営責任者としての地位に係る退職金の受給権を有している。

取締役会は、市場慣行の変化および2019年5月21日の株主総会における株主決議を考慮して、報酬委員会の提案に基づき、「非自発的」辞任の概念を取り除くことにより、最高経営責任者の退職金の範囲を制限することを決定した。これ以降、動機の如何にかかわらず、辞任または任期の非更新の場合には退職金は支払われない。この規定は、2020年5月19日の株主総会の時点で存在するすべての委任に適用される。

最高経営責任者に関する退職金のその他の条件は以下の通りであり、変更されていない。

- 当グループからの離職が自発的なものではなく、取締役会がそのように認めた場合にのみ、支払いが行われる。重大な違法行為、辞任または最高経営責任者の任命の非更新の場合は、いかなる支払いも行わない。
- 支払いは、年間変動報酬に関する目標の総合的な達成率が最高経営責任者の離職に先立つ3年間において（任期が3年に満たない場合は、その任期にわたって）平均して60%以上であることを条件とする。
- 支払われる金額は、AFEP-MEDEF規約の勧告（すなわち2年分の固定報酬および年間変動報酬）に従い、固定報酬の2年分に相当する。
- 年金の受給申請から6ヶ月以内に最高経営責任者およびデピュティCEOが退任した場合、または離職時に（改正後のAFEP-MEDEF規約第24.5.1条に従い）国家年金の全額の受給権を有する場合、退職金は支払われない。
- AFEP-MEDEF規約第24.5.1条に従い、取締役会は、退職金に関する決定に先立ち、当行または最高経営責任者のいずれも不履行の状態にないことを確認するため、当行の状況および各最高経営責任者の業績を見直す。

いかなる場合も、退職金と競業禁止義務に関する対価の合計額は、AFEP-MEDEF規約の勧告に基づく上限（すなわち、2年分の固定報酬および年間変動報酬に、場合により、雇用契約に基づいて規定されるその他の退職金—特に契約に基づく解雇手当—を含む。）を超えてはならない。この上限は、退職前の2年間に付与された固定報酬および年間変動報酬に基づいて計算される。

- (1) 2017年5月23日の株主総会で承認され、2019年5月21日の株主総会において修正付で更新されたウデア氏およびカバンヌ氏との関連当事者契約。2019年5月21日の株主総会において承認され、修正付で更新されたエムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏との関連当事者契約。

最高経営責任者に対するその他の給付

最高経営責任者はそれぞれが社用車を保有し、これを社用のみならず私用にも使用することができ、また、疾病給付および死亡・就業不能給付について従業員と同様の内容を有する保険に加入している。

例外的な変動報酬

ソシエテ・ジェネラルは、通常、最高経営責任者に対して例外的な変動報酬を支払うことはない。しかし、報酬方針のあらゆる面について事前の承認を義務付ける法制に鑑みて、取締役会は、それが正当化される一定の極めて特別な状況において、例えば、それに付随する当行への影響またはコミットメントの水準および対応すべき課題により、追加的に変動報酬を支払う権利を留保している。かかる報酬の支払いには正当な理由が必要であり、AMFの勧告のみならずAFEP-MEDEF規約の報酬に関する一般原則に従って設定される。

その支払いは、年間変動報酬と同じ条件、すなわち、その一部が3年間繰り延べられ、また権利の付与に関して同じ条件に服する。

現行の規制に従い、変動要素の総額（すなわち、年間変動報酬、長期インセンティブおよび例外的な変動報酬）は、いかなる場合でも固定要素の200%を上限とする。

新たな最高経営責任者の選任

原則として、この報酬方針に記載された報酬の構成要素および構造は、この方針が有効である間は、新たに選任される最高経営責任者に対しても、同人の責任および専門的な経験に応じて適用される。最高経営責任者に付与されるその他のすべての給付（補助的年金、保険等）にも同じ原則が適用される。

したがって、取締役会は、これらの条件を考慮し、また在任中の最高経営責任者に付与される報酬および比較可能な欧州の金融機関の慣行に沿って、新たに選任される最高経営責任者の固定報酬を決定する責任を負う。

最後に、ソシエテ・ジェネラル・グループ以外から選任された新たな最高経営責任者に対しては、必要に応じて、前職を退任することにより失った報酬を補填するものとして設計された着任ボーナスが支払われることがある。この報酬の支払いは、一定期間繰り延べられ、繰延べの対象となる最高経営責任者の変動報酬に適用されるものと類似の業績に関する条件が充足されることを条件として行われる。

取締役会メンバーの報酬

取締役に付与される報酬総額は株主総会で承認され、2018年以降、1,700,000ユーロに設定されている。次に、取締役会はこの総額を固定報酬と変動報酬に分割する。米国リスク委員会の委員ならびにリスク委員会および監査・内部統制委員会の委員長には特定の固定額が支払われる。その後、固定報酬に配分された金額の残りは、取締役会および各委員会における各自の責任に基づき、取締役間で分配される。年間の会議への出席率が80%を下回った場合は、出席率に比例して減額されることがある。

変動報酬に配分される金額は、各取締役が出席した取締役会・委員会の会議および作業部会の回数に応じて分割される。

この報酬および取締役間の配分を規定する規則は、取締役会の内部規則第15条に定義されている。

2019年度に支払われた、または2019年度に関して付与された最高経営責任者の報酬および給付の総額

第L.225-100条（II）に基づいて、株主の承認のために提出される、2019年度の報酬方針の実施に関する報告

最高経営責任者の2019年度の報酬は、2019年5月21日の株主総会で承認された報酬方針を遵守している。

報酬方針、年間変動報酬の設定に用いる業績基準および長期インセンティブの付与条件は、すべて上記「当グループの上級経営陣の報酬」の冒頭で述べた原則に従い規定された。2019年度に関して提案された付与は、この方針の枠組を遵守している。

2019年5月21日の株主総会において可決された決議

最高経営責任者に適用される事前の報酬方針に関する2019年5月21日の株主総会の第14号および第15号決議は、95.03%（取締役会会長に関する決議）および95.12%（最高経営責任者に関する決議）の多数で採択された。

2018事業年度に関して最高経営責任者に付与された報酬に関する第16号から第23号までの決議は、2018年5月14日に退任したデピュティCEO、ベルナルド・サンチェス・インセラ氏に関する第22号決議を除き、すべて90%超の多数で採択された。

第8号決議（過年度に承認された、最高経営責任者に関する関連当事者契約およびコミットメントの適用に関する特別監査報告に関するもの）および第9号から第13号までの決議（各最高経営責任者に関する関連当事者契約およびコミットメントの修正付き更新に関するもの）は、すべて平均68.63%の多数で採択された。

各決議の得票率が異なるのは、主として退任時における最高経営責任者への付与条件、特にその辞任が非自発的であったと取締役会がみなした場合に退職金受給権を与える規則に起因するものであった。このため、取締役会は、非自発的辞任の概念の参照を取り除くことにより、退職金の付与を制限する報酬方針を調整することを決定した。これ以降、最高経営責任者は、辞任（状況にかかわらず）または任務の非更新の場合には、いかなる退職金も受領しない。これらの新たな条件は、2020年5月19日の株主総会の時点から、すべての既存および新規の委任に適用される。

さらに、取締役会は、退任した最高経営責任者の長期インセンティブの権利確定条件を見直し、市場慣行の変化に合わせて、一定の状況での比例按分による権利確定の考え方を導入した。これらの新しい条件は、2019年度に関して行われた付与から適用される。

非業務執行会長の報酬

ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏への委任の存続期間中の年間固定報酬は、2018年2月7日の取締役会により決定され、2018年5月23日の年次株主総会において承認された通り、925,000ユーロに設定されている。

同氏は、変動報酬、出席報酬、有価証券またはソシエテ・ジェネラルもしくは当グループの業績に連動する報酬のいずれも受領していない。

同氏には、パリでの職務を履行するために、当行の社宅が提供されている。

2019事業年度中に支払われた金額は、下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表1に示されている。

経営執行部の報酬

最高経営責任者の報酬を規定する方針は、様々な利害関係者の期待を考慮した、均衡のとれた報酬とすることを確保している（上記「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針」を参照のこと。）。

2019事業年度に関する固定報酬

最高経営責任者の固定報酬は、2019事業年度を通じて変更がなかった。最高経営責任者については1,300,000ユーロであり、各デピュティCEOについては800,000ユーロであった。

2019事業年度に関する年間変動報酬

2019年度に関する業績基準および評価

取締役会は、2019年2月6日および2019年3月13日の会議において、最高経営責任者の2019事業年度に関する年間変動報酬の評価基準を策定した。2019年5月21日の株主総会で承認された報酬方針に従ったこれらの基準は、以下の通りである。

定量的部分

フレデリック・ウデア氏およびディオニー・レボ氏については、定量的部分は、有形自己資本利益率（ROTE）、コアTier1比率および経費率に関する当グループの目標の達成度に基づき評価され、各指標は、同じ加重率で評価される。フィリップ・エムリッシュ氏、セヴラン・カバンヌ氏およびフィリップ・ヘイム氏に関する経済的な基準は、上記「年間変動報酬—一般原則—定量的部分」に詳述されている通り、当グループ全体およびその特定の担当分野の両方に関連している。

これらの指標は、各人の担当分野における業務の効率性およびリスク管理ならびに株主のための価値の創出に関する目標を反映したものである。これらの指標は、財務と経営の両面を対象としており、当グループの戦略と直接的に結びつき、また、事前に決定された予算を反映している。取締役会が例外的であるとする要素はその計算から除外される。

予算目標は、達成率80%で遵守されたとみなされる。定量的部分は、年間変動報酬の上限額（最高経営責任者については年間固定報酬の135%、デピュティCEOについては年間固定報酬の115%までに制限されている。）の60%を超えることはできない。

2019年度における定量的目標の達成度

定量的目標については、2019年度に関する戦略上、財務上のすべての目標を達成した。当グループは年度を通じて財務の健全性を大幅に強化し、普通株式等Tier 1比率は180ベースス ポイント上昇して、目標の12%を上回る12.7%となった。基礎営業費用が1%減少した一方で、リスク費用は低く保たれ（25ベースス ポイント）、市場に公表した範囲内であった。

フランス国内リテール バンキング部門では、ウェルス マネジメントや法人顧客を中心に顧客基盤が強化され、商業的モメンタムは良好であった。低金利およびリテール バンキング ネットワークの変革という文脈の中で、PEL/CEL控除後収益はわずかに0.3%増加しており、公表された目標に沿って費用の増加は抑制されている。

国際リテール バンキング&金融サービス部門では収益性ある成長が確認されており、収益の伸びと良好な商業的モメンタムが今年度のリフォーカスプランの一環として実施された事業売却を相殺した。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門のリストラクチャリング計画は順調に実行され、リスク加重資産（RWA）の削減と経費削減に関する年間目標を上回った。中核的営業権への再集中に資本を投下し、リストラクチャリングの影響を調整すると、NBIは2018年度比で1%増加し、2019年第4四半期は2018年第4四半期と比較して11%増加している。

定性的部分

取締役会は、2019年3月13日の会議において、2019事業年度に関する定性的な目標を設定した。これらの目標の大部分は、経営執行部に不可欠なチーム スピリットを反映した総合的な目標である。各最高経営責任者については、それぞれの担当分野に応じた各自の目標も設定されている。

2019年度の総合的な目標は、当グループおよび各事業の戦略の実施に関連する多くの主要分野に基づくものであり、特に、原価管理および希少資源管理、業務の効率化およびリスク管理（特にKYC、内部統制、是正といった規制義務の強化）、イノベーション能力の強化、そして最後に企業の社会的責任（CSR）目標（非財務格付けにおけるソシエテ・ジェネラルの位置付けによって特に反映される。）の達成度に焦点を当てている。

監督範囲に特有の目標は、当グループの文化・行動プログラムの再配置、人事管理、フランス国内リテール バンキング部門のネットワークの継続的な変革およびブルソラマの発展、IT部門における効率化プログラムの実施、ならびにGBISおよびIBFS戦略の実施に関するものであった。

これらの目標の達成度は、取締役会が予め定めた一定の重要な質問事項に基づいて評価される。達成率は、0%から100%の間のどの数値にもなりうる。すべての目標は均等に加重され、全体の達成率は各目標の平均スコアに相当する。定性的部分は、年間変動報酬の上限額（最高経営責任者については合計で年間固定報酬の135%、デピュティCEOについては115%までに制限されている。）の40%を超えてはならない。

2019年度における定性的目標の達成度

定性的な目標を評価するため、2020年2月5日の取締役会は、達成度を以下の通り報告した。

戦略計画の実行に関して、取締役会は、ほとんどの戦略的イニシアチブが成功したことを確認した。事業売却は2019年度予算に沿って実施され、当グループが実施した措置に基づいて資本が統合された。

戦略的事業への配分の選択肢を増やすことにより、資本配分管理も最適化された。

事業別の顧客満足度は、導入した行動計画の好影響により、引き続き前進するか、同業他社と比較して高い水準を維持している。

各事業および担当部署は費用の限度額を尊重し、また効率性の改善と事業の簡素化を図るための計画に従ってコスト削減計画が進んでいる。

恒常的統制プログラムは期限通り更新され、すでにいくつかの主要なマイルストーンが達成されている。新規顧客関係における顧客確認（KYC）遵守率および顧客ポートフォリオの改良は、ほぼすべての銀行事業体で目標に沿ったものとなっている。最後に、進行中の様々な是正プログラムは計画通りに進んでいる。

イノベーションについては、2019年下半期に「社内スタートアップ コール」プログラムが満足のいく形で完了した。新しいデジタル サービスの価値を測定する指標が立ち上げられ、より一般的に、経営幹部や管理職を対象に、特にビッグデータや人工知能の利用に関するイノベーション モデルの研修が導入された。ソシエテ・ジェネラル・ベンチャーズが設立、運営され、イノベーション部を通じて独自の投資を実行している。2019年度、ソシエテ・ジェネラルはフランスのCAC40社のデジタル成熟度に着目した指標である「e-CACランキング」において、デジタル成熟度で総合4位、2018年度は1位にランクされた。

当グループは、CSR目標も達成した。当グループは、ロベコサム社の基準を175行のうち上位10%以内まで引き上げ、上位25%に入るという目標を上回った。また、MSCI指数についてはA格付けを維持している。

2019年度、当グループは環境への取組みを尊重し、さらに早期に達成した。融資対象エネルギー構成における石炭の割合は、2020年度の目標19%に対し、16.3%であった。当行の取組みも、9月に2023年度に向けた新たな目標が設定されて、強化された。当行は、「責任ある銀行業務のための原則」に署名している。

一部事業が大きく変化する中、従業員コミットメント率は若干低下した。女性の管理職登用にに向けた動きは、引き続き進展している。

文化・行動プログラムは目標に沿って展開されてきたが、まだ事業ユニットやサービス ユニットによって格差がある。行動計画は整備されている。当グループは、リスクと指標の事前解析を設定している。

フランス国内リテール バンキング部門のネットワークの変革は2019年度も継続され、収益の浸食と急速な技術開発という文脈の中でソシエテ・ジェネラルとクレディ デュ ノールの変革を成功させるために、今後数年間の指針に関する作業が深まってきた。同様に、ブルソラマは2019年度の新規顧客獲得における継続的な成功の一環として、戦略を再配置した。

導入されたIT効率化プログラムは目標を達成しつつあるが、それでも今後も強化される。当グループは2019年度においてデータの重大な喪失やサイバー犯罪を伴う詐欺を経験しなかったが、引き続きセキュリティシステムの強化を進めていく。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門 (GBIS) は、2019年2月7日に発表されたプログラムに基づき、コストおよびリスク加重資産 (RWA) の削減目標を上回った。市場活動は再構築され、資金調達と保障の業務が統合された。この変革は当グループの社会的義務に従って実施された。

最後に、国際リテール バンキング&金融サービス部門 (IBFS) において、抜本的な焦点の再調整および組織再編計画が達成された。商業の実績はアフリカにおいて堅調であった一方、ロシアおよび欧州では目標を達成しまたは上回った。ALD事業および保険事業では財務力および経営力が確認された。

2020年2月5日に取締役会が承認した目標別達成率の内訳は、下表の通りである。

		定量的目標							定性的 目標	2019年度 目標の 総合的 達成率
		グループの範囲			デピュティCEOの 担当範囲					
		ROTE	CET 1 比率	C／I	GOI	C／I	RONE	定量的 部分 合計		
F.ウデア	加重	20%	20%	20%	-	-	-	60%	40%	79.0%
	達成率	9.2%	20.0%	13.1%	-	-	-	42.3%	36.7%	
Ph.エムリッシュ	加重	10%	10%	10%	10%	10%	10%	60%	40%	82.1%
	達成率	4.6%	10.0%	6.6%	7.7%	8.2%	8.7%	45.8%	36.3%	
S.カバンヌ	加重	10%	10%	10%	10%	10%	10%	60%	40%	63.1%
	達成率	4.6%	10.0%	6.6%	0.0%	0.0%	4.7%	25.9%	37.2%	
Ph.ヘイム	加重	10%	10%	10%	10%	10%	10%	60%	40%	82.9%
	達成率	4.6%	10.0%	6.6%	8.3%	8.1%	8.3%	45.9%	37.0%	
D.レボ	加重	20%	20%	20%	-	-	-	60%	40%	79.1%
	達成率	9.2%	20.0%	13.1%	-	-	-	42.3%	36.8%	

(注) 上記の表において、%の値は四捨五入されている。

ROTE: 有形自己資本利益率

CET 1 比率: コアTier 1 比率

C/I: 経費率

GOI: 営業総利益

RONE: 基準自己資本利益率

その結果、2019事業年度の年間変動報酬額は、以下の通り算定された。

- フレデリック・ウデア氏については、定量的基準の達成率70.6%および取締役会の評価による定性的基準の達成率91.7%に対応する1,387,152ユーロ
- フィリップ・エムリッシュ氏については、定量的基準の達成率76.4%および取締役会の評価による定性的基準の達成率90.6%に対応する755,136ユーロ
- セヴラン・カバンヌ氏については、定量的基準の達成率43.1%および取締役会の評価による定性的基準の達成率93.1%に対応する580,250ユーロ

■ フィリップ・ヘイム氏については、定量的基準の達成率76.5%および取締役会の評価による定性的基準の達成率92.5%に対応する762,680ユーロ

■ ディオニー・レボ氏については、定量的基準の達成率70.6%および取締役会の評価による定性的基準の達成率91.9%に対応する727,904ユーロ

付与された金額は、年間変動報酬の許容される上限額（最高経営責任者については固定報酬の135%、デピュティCEOについては115%）に、当該最高経営責任者の総合的な達成率を乗じたものである。

2019年度の年間変動報酬ならびに過年度において最高経営責任者に付与された固定報酬および年間変動報酬の記録

(単位：ユーロ)	2017年における固定報酬および年間変動報酬（備忘目的）			2018年における固定報酬および年間変動報酬（備忘目的）			2019年における固定報酬および年間変動報酬			
	固定報酬	年間変動報酬	報酬総額	固定報酬	年間変動報酬	報酬総額	固定報酬	年間変動報酬	固定報酬に占める割合	報酬総額
ウデア氏	1,300,000	1,305,720	2,605,720	1,300,000	1,251,151 ⁽¹⁾	2,551,151	1,300,000	1,387,152	107%	2,687,152
エムリッシュ氏 ⁽²⁾	該当なし	該当なし	該当なし	504,000	423,105	927,105	800,000	755,136	94%	1,555,136
カバンヌ氏	800,000	672,998	1,472,998	800,000	524,924 ⁽¹⁾	1,324,924	800,000	580,520	73%	1,380,520
ヘイム氏 ⁽²⁾	該当なし	該当なし	該当なし	504,000	437,300	941,300	800,000	762,680	95%	1,562,680
レボ氏 ⁽²⁾	該当なし	該当なし	該当なし	504,000	393,030	897,030	800,000	727,904	91%	1,527,904

(注) 付与日現在で計算されたユーロ建の名目価値の総額

(1) 2018年度の年間変動報酬額は、米国当局との合意に基づき、フレデリック・ウデア氏およびセヴラン・カバンヌ氏が変動報酬の一部を譲渡することを決定する以前の額であり、削減後の変動報酬は、フレデリック・ウデア氏については1,063,478ユーロ、セヴラン・カバンヌ氏については485,555ユーロであった。

(2) エムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏は2018年5月14日にデピュティCEOに選任されたため、2018年度の報酬額は2018年度における選任日に基づいて比例按分された。

2019事業年度に関する変動報酬の権利確定および支払い

取締役会は、銀行の取締役に適用される基準（CRD 4）に従い、年間変動報酬について、以下の権利確定条件および支払条件を定めている。

■ 付与された総額の40%は2020年3月に権利が確定する（ただし、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件とする。）。このうち半分は株式同等物に転換され、1年間の保有期間に服する。

■ 付与された総額の60%は引き続き投資され、均等に3分割されてその後3年間にわたり毎年支払われる。この部分の3分の2は株式として付与され、2つの業績条件（グループの収益性およびコアTier 1の水準）に服する。それぞれの最終的権利確定日の後は、6ヶ月の保有期間が適用される。

株式または株式同等物で付与される変動報酬額は、毎年3月に取締役会により確定され、当該取締役会会議の直前20取引日の貿易加重平均に相当する株価に基づき転換される。

最高経営責任者の下した決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会が判断する場合には、取締役会は、繰り延べられた年間変動報酬の全部または一部の支払いの見直しを行うことができる（マルス条項）だけでなく、各付与に関して、過去5年間に於いて既に支払われた総額の全部または一部を返還させることもできる（クローバック条項）。

最後に、繰り延べられた年間変動報酬の権利の確定は、最高経営責任者が現在の任期にわたり在籍するという条件にも服する。ただし、この要件は、退任、死亡、就業不能、職務遂行不能または取締役会との戦略上の相違による正当な理由による解任の場合には、適用されない。

最高経営責任者の現在の任期が満了した時点で、この在籍条件は非適用となる。しかしながら、最高経営責任者の離職後、同人の任期中に行った決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会が判断する場合には、取締役会は、繰り延べられた年間変動報酬の全部または一部の支払いの見直しを行うことができる（マルス条項）だけでなく、各付与に関して、過去5年間に於いて既に支払われた総額の全部または一部を返還させることもできる（クローバック条項）。

年間変動報酬のうち株式同等物として付与される部分は、受益者に対し、強制的な保有期間の間に行われた配当支払に相当する額の支払いを受ける権利を与える。権利確定期間中は、配当は支払われない。

デピュティCEOが取締役を務めるソシエテ・ジェネラルの企業において、その職務に関して受領する出席報酬は、変動報酬から控除される。最高経営責任者は出席報酬を受領しない。

2019事業年度に支払われた年間変動報酬

2019年度において、最高経営責任者は、以前、2016年5月18日（第6号および第7号決議）、2017年5月23日（第11号および第12号決議）、2018年5月23日（第8号および第9号決議）、2019年5月21日（第17号から第21号決議）の株主総会においてそれぞれ承認された通り、2015年、2016年、2017年および2018年の各事業年度に関する年間変動報酬を受領した。業績条件に従い繰り延べられた支払いについて、取締役会は、2019年2月6日の会議において、当該条件の充足を評価、確認した。総額および個別支払額の詳細は、下記「2019事業年度に関して最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」の表および下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2に記載されている。

2019事業年度の長期インセンティブ

2019事業年度の長期インセンティブ

2019年5月21日の株主総会で承認された報酬方針に従い、2012年以降最高経営責任者に支給されてきた長期インセンティブ（LTI）制度の金額および原則は更新された。この制度の目的は、最高経営責任者を当行の長期的な成長に関与させ、その利益を株主の利益と連動させることである。

取締役会は、市場慣行の変化および2019年5月21日の株主総会における株主決議を考慮して、報酬委員会の提案を受け入れ、退職の際にLTIに適用される規則を調整することを決定した。

現行の規則に基づき、当該最高経営責任者が体制または組織の変更により当グループを退任または離職する場合を除き、退職時にはLTIの支払いは取り消される。その場合、株式は、業績条件の充足を条件とし、取締役会の裁量で付与される。

取締役会は、報酬委員会の提案に基づき、体制または組織の変更によって当グループから離職する場合に、LTIについて、期間に比例する原則を導入することを決定した。この場合は、権利確定期間と比較した最高経営責任者としての在任期間に比例して、また取締役会が観察、評価した業績に基づいて、支払いが行われる。現行の規則は、退任について、また支配権の変更に連動した退職の場合は変わらない。この場合は、死亡、就業不能、遂行不能の場合と同様に、（取締役会が観察、評価した業績に基づいて）全体として株式が付与され、または支払いが行われる。この調整は、2019事業年度に関して2020年度に付与された制度から適用される。

長期インセンティブ制度のその他の特徴に変わりはない。

付与された長期インセンティブの総額は、年間変動報酬と同じ水準までに制限されている。したがって、フレデリック・ウデア氏の長期インセンティブは、同氏の年間固定報酬の135%までに制限されている。デピュティCEOについては、インセンティブは年間固定報酬の115%までに制限されている。

いずれにせよ、法律は、付与される変動報酬要素の総額（すなわち、年間変動報酬と長期インセンティブの合計）は、固定報酬の2倍を超過してはならないと規定している⁽¹⁾。

この基準に基づいて、過年度と同様に、取締役会は、2020年2月5日の会議において（フランス商法第L.225-100条に従い、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件に）、2019年度におけるインセンティブ制度を以下の条件に従い実施することを決定した。

- インセンティブの価値は、期間を通じて変更しないものとする（IFRSを用いて測定する。）。対応する株式数は、2020年2月4日のソシエテ・ジェネラルの株式の帳簿価額を基準として算定された。
- 株式は2回に分けて付与し、権利確定期間は4年および6年とする。その後1年間の保有期間を設けることにより、合計のインデックス期間はそれぞれ5年および7年に延長される。
- 当該役員が全権利確定期間を通じて在籍することおよび業績条件に従い、最終的な権利が確定する。したがって、長期インセンティブの権利の確定は以下の通り決定される。
- LTI付与の80%については、権利確定期間全体における株主総利回り（TSR）の増加を比較可能な欧州の銀行11行のTSRと比較して測定される、ソシエテ・ジェネラルの株式の相対的な業績に応じる。したがって、ソシエテ・ジェネラルのTSRが比較対象群の上位4分の1に入っている場合のみ、全額の権利が確定する。業績が中央値をわずかに超える場合、権利確定率は付与された株式または株式同等物の総数の50%となる。最後に、TSRの業績が中央値を下回る場合には株式または株式同等物の権利は確定しない⁽²⁾。
- LTI付与の20%については、当グループの相対的なCSR業績に応じる。この2分の1はエネルギー転換融資に関する当グループのコミットメントの遵守を条件とし、残り2分の1は主要な非財務格付け（ロベコサム、サステイナリティクスおよびMSCI）における当グループの位置付けを条件としている。

エネルギー転換融資に関する目標は、2019年度から2023年度の間のエネルギー転換支援を目的とする当グループの120十億ユーロのコミットメントに関するものである。

- 100十億ユーロのサステナブルボンド⁽³⁾
- アドバイザリーおよび融資という形式による20十億ユーロの再生可能エネルギーへの支援

2023年に120十億ユーロの目標が達成された場合、権利確定率は100%となる。また、100十億ユーロが起債されれば、75%となる。100十億ユーロを下回った場合、権利確定率は0%である。

外部の非財務格付けに基づく部分については、権利確定率は以下の通りとなる。

- 付与が行われた年から3年間にわたって3つすべての目標格付け（すなわち、2021年、2022年および2023年の位置付け／格付け）が達成された場合、100%の権利が確定する。
- 付与が行われた年から3年間にわたって平均して2つ以上の目標格付けが達成された場合、3分の2の権利が確定する。
- 付与が行われた年から3年間にわたって平均して1つ以上の目標格付けが達成された場合、3分の1の権利が確定する。

以下の水準が達成された場合、考慮の対象である3つの各非財務格付けの目標格付けが達成されたとみなす。

- ロベコサム：上位4分の1に位置付けられている。
- サステナリティクス：上位4分の1に位置付けられている。
- MSCI：格付けがBBB以上である。

当年度中に格付けが修正された場合は、適用される格付けは、年次見直しの際に割り当てられる格付けとなる。非財務格付セクターが変更された場合、格付けの比較対象群は、正当な理由があれば変更される可能性がある。

- 長期インセンティブの最終的な権利確定の前年に当グループの収益性が低かった場合、ソシエテ・ジェネラルの株式の実績およびCSRの業績にかかわらず、支払いは行われない。

ソシエテ・ジェネラルの株式の相対的実績に基づく完全な権利確定表は以下の通りである。

ソシエテ・ジェネラルの順位	第1位 ^(*) ～第3位	第4位	第5位	第6位	第7位～第12位
最大付与数に対する割合	100%	83.3%	66.7%	50%	0%

(*) 比較対象群の中で最も高い順位

- (1) フランス通貨金融法典第L.511-79条の規定に従った、金融商品による変動報酬に関する5年以上の繰延べに係る割引率の適用後。
- (2) 完全な権利確定表は上記の表に示す。
- (3) ソシエテ・ジェネラルを主幹事または共同主幹事とするサステナブルボンドの発行。サステナブルボンドは、グリーンボンドおよびサステナビリティボンド（EUのICMAおよびGBSガイドラインに定義する通り。）の両方ならびに気候目標に関するあらゆる債券を含む。

2020年に比較対象となる同業他社は、パークレイズ、BBVA、BNPパリバ、クレディ・アグリコル、クレディ・スイス、ドイツ銀行、インテサ サンパオロ、ノルディア、サンタンデール、UBSおよびユニクレディットの各金融機関である。

株式に対する最終的な支払価額は、1株当たり76ユーロ、すなわち2019年12月31日現在のソシエテ・ジェネラル・グループの1株当たり純資産額の約1.2倍までに制限される。

最後に、長期インセンティブには、マルス条項も適用される。したがって、特に当グループの行動規範等で規定されるソシエテ・ジェネラルの期待を満たさない行動もしくは行為またはソシエテ・ジェネラルが容認する水準を超過したリスク負担があったと取締役会が判断する場合には、取締役会は、長期インセンティブの全部または一部の支払いの留保を決定することができる。

次の表は、2019年に関する制度に基づいて各最高経営責任者に付与される株式の数およびその帳簿価額を示している。

	帳簿価額 (IFRS) ⁽¹⁾	付与された最大株式数 ⁽²⁾
フレデリック・ウデア	850,000ユーロ	51,861
フィリップ・エムリッシュ	570,000ユーロ	34,777
セヴラン・カバンヌ	570,000ユーロ	34,777
フィリップ・ヘイム	570,000ユーロ	34,777
ディオニー・レボ	570,000ユーロ	34,777

(1) LTIが付与された2020年2月5日の取締役会の会議前日の株価に基づく。

(2) 付与株式数は、当該付与のIFRSに基づく総額を、IFRSに基づくSGの株価（2020年2月5日の取締役会の会議前日の株価に基づく。）で除した値である。

業績連動株式の割当ては、2018年5月23日の株主総会で付与された権限に基づき、2020年3月12日の会議において、取締役会により決定される（第25号決議）。かかる付与は株式資本の0.01%未満でなければならない。

2019事業年度に支払われた長期インセンティブ

2019事業年度に、フレデリック・ウデア氏およびセヴラン・カバンヌ氏は、2014年度に付与された長期インセンティブ制度の最初の分割払金に相当する支払いをそれぞれ受領した。当該付与は、2015年5月19日の株主総会の株主決議により承認された（第5号および第6号決議）。取締役会は2019年2月6日の会議において業績条件を検討し、それらが満たされていたことを確認した。個別の受領金額は、下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表7および下記「2019事業年度に関して最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」の表に示されている。

退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項

年金

フレデリック・ウデア氏は、2009年に会長兼最高経営責任者に選任された時点で辞職により雇用契約を解除した。したがって、同氏はソシエテ・ジェネラルの補助的年金の受給権を喪失した。

デピュティCEOに関する年金制度については、上記「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針—退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項」に詳述されている⁽¹⁾。

2019事業年度については、上級経営陣に関する補助的年金制度および第82条の補助的確定拠出型制度に基づく受給権の年間の増加額は、法律が要求する通り、業績目標を条件としたものであった。

次の表は、2020年2月5日に取締役会が確認した総合的な業績に基づく潜在的年金給付の達成率を示したものである。

	2019年度の全体的目標達成率	確定拠出型年金(第82条)取得額に占める 潜在的年金受給権 ⁽¹⁾
フィリップ・エムリッシュ	82.1%	100%
セヴラン・カバンヌ	63.1%	44%
フィリップ・ヘイム	82.9%	100%
ディオニー・レボ	79.1%	97%

(1) 補助的年金制度は、2020年1月1日以降、新たな年金受給権に対して閉鎖されている。

各最高経営責任者の貢献および潜在的受給権に関する情報は、下記「2019事業年度に関して最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」の表4ないし6に掲載されている。

(1) 2018年5月3日および2019年2月6日に取締役会により承認されたエムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏の年金関連当事者コミットメントは、2019年5月21日の株主総会で承認され（第11号および第13号決議）、その後修正、更新された。2009年5月19日の株主総会により承認されたカバンヌ氏の年金関連当事者コミットメントは、2019年2月6日の取締役会による承認の後に、2019年5月21日の株主総会において修正、更新された（第10号決議）。

当グループ退職時に支払われる金額

最高経営責任者（フレデリック・ウデア氏、フィリップ・エムリッシュ氏、セヴラン・カバンヌ氏、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏）は、最高経営責任者としての役割に関して、退職金および競業禁止条項に対する権利を有する⁽¹⁾。

これらの給付の条件については、下記「2019事業年度に関して最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」の表1ないし表6で詳しく説明している。2019事業年度には、該給付に関して、最高経営責任者に対する支払いは行われなかった。

(1) 2017年5月23日の株主総会で承認され、2019年2月6日の取締役会による承認（第9号および第10号決議）の後に、2019年5月21日の株主総会において修正付で更新されたウデア氏およびカバンヌ氏との関連当事者契約。2018年5月3日および2019年2月6日の取締役会による承認（第11号から第13号決議）の後に、2019年5月21日の株主総会において承認され、修正付で更新されたエムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏との関連当事者契約。

最高経営責任者へのその他の給付

最高経営責任者は各自、公私にわたって利用可能な社用車のほか、従業員と同じ医療および死亡／就業不能給付による保障を提供する保険を保有している。当事業年度に関して付与され、当事業年度中に支払われた給付の詳細は、下記「2019事業年度に関して最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」に記載されている。

ペイ レシオおよび報酬の変動

上場会社の業務執行役員に支払われた報酬に関するフランス商法第L.225-37-3条（2019年11月27日付命令第2019-1234号による改正を含む。）に従い、以下の表は、当グループの業績と比較して、過去5事業年度における各最高経営責任者の報酬の変動および当行従業員の報酬の平均値および中央値の内訳を示したものである。

これらの計算のためのパラメータは、AFEP-MEDEFガイドラインに従って定義されている。

従業員報酬の平均値および中央値の算出には、以下の範囲を用いた。

- 外国支店を含むソシエテ・ジェネラルSA
 - 正規契約の従業員で、当該年度の12月31日時点で在勤1年以上の者
- また、以下の報酬要素を考慮対象とした。
- 従業員については、基本給、賞与、福祉手当、当該年度に関して付与された年間変動報酬および長期インセンティブ、当該年度の利益分配
 - 最高経営責任者については、固定報酬、現物給付の価値、当該年度に関して付与された年間変動報酬および長期インセンティブ

2019年度の従業員報酬の計算には、前事業年度に付与された総額に基づいて推計されたすべての変動要素（年次賞与、長期インセンティブおよび利益分配）に加え、2019年度の基本給、賞与および福祉手当が含まれている。

過去5年間における従業員報酬の平均値および中央値の変動

(単位：千ユーロ)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年から 2019年の変動
従業員報酬の平均値	72.8	73.5	74.2	75.3	75.5	
変動率	+3.8%	+0.9%	+0.9%	+1.5%	+0.3%	+3.7%
従業員報酬の中央値	49.0	50.5	52.3	54.4	54.6	
変動率	+3.9%	+3.1%	+3.6%	+3.9%	+0.5%	+11.5%

過去5年間に於ける最高経営責任者の報酬およびペイ レシオの変動

(単位：千ユーロ)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年から 2019年の変動
会長 ロレンツォ・ビーニ・スマギ (1)						
報酬	893.6	902.8	903.4	948.7	979.4	
変動率		+1.0%	+0.1%	+5.0%	+3.2%	+9.6%
従業員報酬の平均値との比率	12 : 1	12 : 1	12 : 1	13 : 1	13 : 1	
変動率		+0.1%	-0.8%	+3.5%	+2.9%	+1.8%
従業員報酬の中央値との比率	18 : 1	18 : 1	17 : 1	17 : 1	18 : 1	
変動率		-2.0%	-3.4%	+1.1%	+2.7%	-6.5%
最高経営責任者 フレデリック・ウデア (2)						
報酬	3,630.6	3,606.2	3,461.6	3,193.2	3,542.3	
変動率		-0.7%	-4.0%	-7.8%	+10.9%	-2.4%
従業員報酬の平均値に対する比率	50 : 1	49 : 1	47 : 1	42 : 1	47 : 1	
変動率		-1.6%	-4.9%	-9.1%	+10.5%	-5.9%
従業員報酬の中央値に対する比率	74 : 1	71 : 1	66 : 1	59 : 1	65 : 1	
変動率		-3.7%	-7.3%	-11.2%	+10.4%	-12.5%
デビュティCEO フィリップ・エムリッシュ (3)						
報酬	-	-	-	1,903.0	2,125.1	
変動率					+11.7%	+11.7%
従業員報酬の平均値に対する比率	-	-	-	25 : 1	28 : 1	
変動率					+11.3%	+11.3%
従業員報酬の中央値に対する比率	-	-	-	35 : 1	39 : 1	
変動率					+11.1%	+11.1%
デビュティCEO セヴラン・カバンヌ (2)						
報酬	2,085.5	2,121.0	2,049.4	1,807.3	1,955.7	
変動率		+1.7%	-3.4%	-11.8%	+8.2%	-6.2%
従業員報酬の平均値に対する比率	29 : 1	29 : 1	28 : 1	24 : 1	26 : 1	
変動率		+0.8%	-4.2%	-13.1%	+7.8%	-9.6%
従業員報酬の中央値に対する比率	43 : 1	42 : 1	39 : 1	33 : 1	36 : 1	
変動率		-1.4%	-6.7%	-15.1%	+7.7%	-15.9%
デビュティCEO フィリップ・ヘイム (3)						
報酬	-	-	-	1,915.5	2,135.7	
変動率					+11.5%	+11.5%
従業員報酬の平均値に対する比率	-	-	-	25 : 1	28 : 1	
変動率					+11.1%	+11.1%
従業員報酬の中央値に対する比率	-	-	-	35 : 1	39 : 1	
変動率					+10.9%	+10.9%
デビュティCEO ディオニー・レボ (3)						
報酬	-	-	-	1,872.6	2,103.8	
変動率					+12.4%	+12.4%
従業員報酬の平均値に対する比率	-	-	-	25 : 1	28 : 1	
変動率					+12.0%	+12.0%
従業員報酬の中央値に対する比率	-	-	-	34 : 1	39 : 1	
変動率					+12.4%	+12.4%

- (1) ビーニ・スマギ氏は2015年5月19日に取締役会会長に選任されており、2015年度の報酬は比較のために年換算されている。
- (2) ウデア氏およびカバンヌ氏については、2018年度の計算には、米国当局との合意に基づいて一部の権利を放棄するとの決定を下す前の2018年度の年間変動報酬額が含まれている。
- (3) エムリッシュ氏、ヘイム氏、レボ氏のデピュティCEOとしての任期は2018年5月14日に始まった。同氏らの2018年度の報酬は、比較のために年換算されている。

過去5年間のグループ業績

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年から 2019年の変動
完全施行ベースの 普通株式等Tier 1	10.9%	11.5%	11.4%	10.9%	12.7%	
変動率		+0.6 ポイント	-0.1 ポイント	-0.5 ポイント	+1.8 ポイント	+1.8 ポイント
基礎C/I	67.5%	68.1%	68.8%	69.8%	70.6%	
変動率		+0.7 ポイント	+0.7 ポイント	+1.0 ポイント	+0.8 ポイント	+3.1 ポイント
基礎ROTE	9.5%	9.0%	9.2%	9.7%	7.6%	
変動率		-0.5 ポイント	+0.2 ポイント	+0.5 ポイント	-2.1 ポイント	-1.9 ポイント
1株当たり有形純資産額	53.9ユーロ	55.6ユーロ	54.4ユーロ	55.8ユーロ	55.6ユーロ	
変動率		+3.2%	-2.2%	+2.6%	-0.4%	+3.2%

取締役の報酬

取締役への年間支払額の内訳を定めた規則は、内部規則第15条に明記され、上記「当行の取締役の出席報酬」に詳述されている。

2018年5月23日の株主総会は、取締役の年間報酬として総額1,700,000ユーロを配分した。2019事業年度については、この全額が取締役に支払われた。

2019年度に関する支払総額の内訳は下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表3の通りである。

2019事業年度に関して最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額

フランス商法第L.225-100条（Ⅲ）に従い、2019年の報酬の変動要素（すなわち、年間変動報酬および長期インセンティブ）または例外的な要素は、2020年5月19日に開催される株主総会で承認されるまで支払うことはできない。

表 1

ロレンツォ・ビーニ・スマギ（取締役会会長） 2019年5月21日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2019年に 付与された 金額	詳細	2019年に支払われた 金額
固定報酬	925,000ユーロ	2019年に支払われた固定報酬の総額である。 ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏の年間固定報酬は、 2018年5月以降925,000ユーロであり、同氏の任期中 はこの金額が維持される。	925,000ユーロ
年間変動報酬	該当なし	ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏は変動報酬を受領し ていない。	該当なし
出席報酬	該当なし	ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏は出席報酬を受領し ていない。	該当なし
現物給付の 価額	54,378ユーロ	同氏は、パリにおいて職務を遂行するために当行の 社宅を提供されている。	54,378ユーロ

表 2

フレデリック・ウデア（最高経営責任者） 2019年5月21日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2019年に 付与された 金額	詳細	2019年に支払われた 金額
固定報酬	1,300,000 ユーロ	2019年に支払われた固定報酬の総額であり、2014年7 月31日の取締役会の決定以降、変わっていない（かか る報酬は、2015年5月に取締役会会長および最高経営 責任者の役割が分離された際に確定された。）。	1,300,000 ユーロ
年間変動報酬		フレデリック・ウデア氏は、2つの下位要素に分割さ れる年間変動報酬を受領している。すなわち、財務目 標に基づく60%および定性的目標に基づく40%であ る。これらの要素については、上記「2019事業年度に 関する年間変動報酬」に詳述されている。 同氏の年間変動報酬は、固定報酬の135%までに制限さ れている。	

うち2020年に支払われる年間変動報酬	277,430ユーロ (額面価額)	2019年の業績評価—2019年2月6日および3月13日の取締役会により定義された定量的および定性的基準ならびに2019事業年度に観測された達成率を前提として、ウデア氏の年間変動報酬は、1,387,152ユーロ⁽¹⁾に設定された。これは同氏の最高年間変動報酬の79.0%（総合的な目標達成率）に相当する（上記「2019年度における定性的目標の達成度」に記載の表を参照のこと。）。 (1) 2020年2月5日に取締役会が決定した額面価額	2019年5月21日の株主総会により承認された（第17号決議）2018年に関する年間変動報酬：212,696ユーロ - 年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。 - 繰り延べられた年間変動報酬（下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2を参照のこと。）： 2015年については230,796ユーロ 2016年については169,489ユーロ 2017年については261,144ユーロ 164,264ユーロ 上記の変動報酬は、2016年5月18日（第6号決議）、2017年5月23日（第11号決議）および2018年5月23日（第8号決議）の株主総会によりそれぞれ承認された。業績条件に従う繰延支払額について、取締役会は2019年2月6日の会議において当該条件を評価し、その充足を確認した。
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	1,109,722ユーロ (額面価額)	2019年に関する年間変動報酬総額の支払いは、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。 - 当該年間変動報酬の40%は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。この金額の半分は、1年間の保有期間の後に支払われるソシエテ・ジェネラルの株式同等物に変換される。 - 当該年間変動報酬の60%は、2020年、2021年および2022年の事業年度にわたって評価される、当グループの収益性および自己資本に関する目標の達成を条件とする。この金額の3分の2はソシエテ・ジェネラルの株式に変換され、うち半分は2.5年経過後に、残り半分は3.5年経過後に譲渡可能となる。 - この繰延報酬の権利確定および支払いの条件については、下記「2019事業年度に関する変動報酬の権利確定および支払い」に詳述されている。	
複数年変動報酬	該当なし	フレデリック・ウデア氏は複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	フレデリック・ウデア氏は例外的報酬を受領していない。	該当なし
当事業年度に関して付与されたオプションの価値	該当なし	フレデリック・ウデア氏は、2009年以降ストック オプションを付与されていない。	該当なし

長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	850,000ユーロ（2020年2月4日現在のIFRS第2号に基づく価値）この金額は、51,861株の付与に相当する。	2012年以降、最高経営責任者は、株式または株式同等物からなる長期インセンティブ制度における受給資格を有している。その目的は、最高経営責任者を当行の長期的発展により密接に関与させ、また最高経営責任者の利益を株主の利益に連動させることである。取締役会が2019年に関して2020年2月5日の会議において認めた制度の詳細は、以下の通りである。 ・年間変動報酬と同じ水準を上限とする付与 ・51,861株の2回の分割による付与。権利確定期間は4年および6年とし、権利確定後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間は5年および7年に延長される。 ・2019年に関する長期インセンティブの付与は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件とする。 ・最終的な権利の確定は、上記「2019事業年度の長期インセンティブ」に詳述されている通り、在籍および業績条件に従う。 ・2018年5月23日の株主総会の第25号決議（2020年3月12日の取締役会の業績連動株式の付与に関する決定）に基づく付与：株式資本の0.01%未満である。	2014年に付与された長期インセンティブ*の分割払いの初回分として支払われた株式同等物：532,727ユーロ * 2015年5月19日の株主総会における株主決議により承認された（第5号決議）。取締役会は、2019年2月6日の会議において、業績条件を評価し、その充足を確認した（上記「2019事業年度に支払われた長期インセンティブ」および下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表7を参照のこと。）。
出席報酬	該当なし	該当なし	該当なし
現物給付の価額	5,147ユーロ	フレデリック・ウデア氏は、社用車を支給されている。	5,147ユーロ
退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に支払われた金額はない。
競業禁止条項	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する競業禁止条項の特徴については、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に支払われた金額はない。
補助的年金制度	該当なし	フレデリック・ウデア氏は補助的年金制度に加入していない。	該当なし
死亡・就業不能制度		フレデリック・ウデア氏は、死亡・就業不能制度から給付を受ける。その保証額および拠出率は職員のものと同様である。	死亡・就業不能制度に対する拠出額：10,020ユーロ

表3

フィリップ・エムリッシュ（デビュティCEO） 2019年5月21日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2019年に関して付与された金額	詳細	2019年に支払われた金額
固定報酬	800,000ユーロ	エムリッシュ氏のデビュティCEO選任（2018年5月14日付）に際して2018年5月3日の取締役会により設定された同氏の年間固定報酬総額は、800,000ユーロである。	800,000ユーロ

年間変動報酬		フィリップ・エムリッシュ氏は、2つの下位要素に分割される年間変動報酬を受領している。すなわち、財務目標に基づく60%および定性的目標に基づく40%である。これらの要素については、上記「2019事業年度に関する年間変動報酬」に詳述されている。この年間変動報酬は、固定報酬の115%までに制限されている。	2019年5月21日の株主総会により承認された（第18号決議）2018年に関する年間変動報酬：84,621ユーロ
うち2020年に支払われる年間変動報酬	151,027ユーロ （額面価額）	2019年の業績評価—2019年2月6日および3月13日の取締役会により定義された定量的および定性的基準ならびに2019事業年度に観測された達成率を前提として、エムリッシュ氏の年間変動報酬は、755,136ユーロ⁽¹⁾に設定された。これは同氏の最高年間変動報酬の82.1%（総合的な目標達成率）に相当する（上記「2019年度における定性的目標の達成度」に記載の表を参照のこと。）。 (1) 2020年2月5日に取締役会が決定した額面価額	年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	604,109ユーロ （額面価額）	2019年に関する年間変動報酬総額の支払いは、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。 - 当該年間変動報酬の40%は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。この金額の半分は、1年間の保有期間の後に支払われるソシエテ・ジェネラルの株式同等物に変換される。 - 当該年間変動報酬の60%は、2020年、2021年および2022年の事業年度にわたって評価される、当グループの収益性および自己資本に関する目標の達成を条件とする。この金額の3分の2はソシエテ・ジェネラルの株式に変換され、うち半分は2.5年経過後に、残り半分は3.5年経過後に譲渡可能となる。 - この繰延報酬の権利確定および支払いの条件については、下記「2019事業年度に関する変動報酬の権利確定および支払い」に詳述されている。	繰延年間変動報酬：エムリッシュ氏は、最高経営責任者の役割に関して2019年に繰延年間変動報酬を受領しなかった。
複数年変動報酬	該当なし	フィリップ・エムリッシュ氏は複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	フィリップ・エムリッシュ氏は例外的報酬を受領していない。	該当なし
当事業年度中に付与されたオプションの価値	該当なし	フィリップ・エムリッシュ氏はストック オプションを付与されていない。	該当なし
長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	570,000ユーロ （2020年2月4日現在のIFRS第2号に基づく価値） この金額は、34,777株の付与に相当する。	2012年以降、最高経営責任者は、株式または株式同等物からなる長期インセンティブ制度における受給資格を有している。その目的は、最高経営責任者を当行の長期的発展により密接に関与させ、また最高経営責任者の利益を株主の利益に連動させることである。 取締役会が2019年に関して2020年2月5日の会議において認めた制度の詳細は、以下の通りである。 - 年間変動報酬と同じ水準を上限とする付与 34,777株の2回の分割による付与。権利確定期間は4年および6年とし、権利確定後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間は5年および7年に延長される。 2019年に関する長期インセンティブの付与は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件とする。 - 最終的な権利の確定は、上記「2019事業年度の長期インセンティブ」に詳述されている通り、在籍および業績条件に従う。 2018年5月23日の株主総会の第25号決議（2020年3月12日の取締役会の業績連動株式の付与に関する決定）に基づく付与：株式資本の0.01%未満である。	該当なし
取締役職に対する報酬	該当なし	フィリップ・エムリッシュ氏は2019年に出席報酬を受領しなかった。	該当なし
現物給付の価額	該当なし	フィリップ・エムリッシュ氏は2019年に社用車を支給されなかった。	該当なし

退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に支払われた金額はない。
競業禁止条項	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する競業禁止条項の特徴については、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に支払われた金額はない。
補助的年金制度	追加的確定拠出型年金制度への拠出額：51,032ユーロ	デビュティCEOに関する年金制度の詳細な説明は、上記「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針－退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項－年金」に記載されている。 ・ 補助的年金分配制度 (新たな受給権の獲得が2019年12月31日付で閉鎖された制度であり、過去の受給権は引き続きソシエテ・ジェネラルにおける職務の完了を条件とする。) 2019事業年度については、フィリップ・エムリッシュ氏の総合的業績スコアが82.1%であったことを考慮して、同氏は潜在的年金受給権の100%を獲得した。 例えば、62歳での退職および現在の年間固定報酬に基づけば、2019年12月31日現在、フィリップ・エムリッシュ氏に対する潜在的年金受給権の分配額は、付属する条件の充足を条件として、139,000ユーロ（すなわちAFEP-MEDEF規約により定義される同氏の参照報酬の8.9%）に相当する。 ・ 追加的確定拠出型年金制度 2019事業年度については、フィリップ・エムリッシュ氏の総合的業績スコアが82.1%であったことを考慮して、拠出額は51,032ユーロ（拠出金獲得率：100%）となった。 ・ Valmy年金貯蓄制度 当行が支払った年間拠出額は1,216ユーロである。	Valmy年金貯蓄制度への拠出額：1,216ユーロ
死亡・就業不能制度		フィリップ・エムリッシュ氏は、死亡・就業不能制度から給付を受ける。その保証額および拠出率は職員のものと同様である。	死亡・就業不能制度に対する拠出額：5,224ユーロ

表 4

セヴラン・カバンヌ（デビュティCEO） 2019年5月21日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2019年に 付与された 金額	詳細	2019年に支払われた 金額
固定報酬	800,000ユーロ	2019年に支払われた年間固定報酬の総額であり、2014年7月31日の取締役会の決定以降、変わっていない。	800,000ユーロ

年間変動報酬		セヴラン・カバンヌ氏は、2つの下位要素に分割される年間変動報酬を受領している。すなわち、財務目標に基づく60%および定性的目標に基づく40%である。これらの要素については、上記「2019事業年度に関する年間変動報酬」で詳述されている。この年間変動報酬は、固定報酬の115%までに制限されている。	
うち2020年に支払われる年間変動報酬	116,104ユーロ (額面価額)	2019年の業績評価—2019年2月6日および3月13日の取締役会により定義された定量的および定性的基準ならびに2019事業年度に観測された達成率を前提として、カバンヌ氏の年間変動報酬は、580,520ユーロ⁽¹⁾に設定された。これは同氏の最高年間変動報酬の63.1%（総合的な目標達成率）に相当する（上記「2019年度における定性的目標の達成度」に記載の表を参照のこと。）。 (1) 2020年2月5日に取締役会が決定した額面価額	2019年5月21日の株主総会により承認された（第19号決議）2018年に関する年間変動報酬：97,111ユーロ 年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。 - 繰り延べられた年間変動報酬（下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2を参照のこと。）： — 2015年については111,481ユーロ — 2016年については87,025ユーロ — 2017年については134,599ユーロ 84,659ユーロ 上記の変動報酬は、2016年5月18日（第7号決議）、2017年5月23日（第12号決議）および2018年5月23日（第9号決議）の株主総会によりそれぞれ承認された。業績条件に従う繰延支払額について、取締役会は2019年2月6日の会議において当該条件を評価し、その充足を確認した。
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	464,416ユーロ (額面価額)	2019年に関する年間変動報酬総額の支払いは、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。 - 当該年間変動報酬の40%は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。この金額の半分は、1年間の保有期間の後に支払われるソシエテ・ジェネラルの株式同等物に変換される。 - 当該年間変動報酬の60%は、2020年、2021年および2022年の事業年度にわたって評価される、当グループの収益性および自己資本に関する目標の達成を条件とする。この金額の3分の2はソシエテ・ジェネラルの株式に変換され、うち半分は2.5年経過後に、残り半分は3.5年経過後に譲渡可能となる。 - この繰延報酬の権利確定および支払いの条件については、下記「2019事業年度に関する変動報酬の権利確定および支払い」に詳述されている。	
複数年変動報酬	該当なし	セヴラン・カバンヌ氏は複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	セヴラン・カバンヌ氏は例外的報酬を受領していない。	該当なし
当事業年度中に付与されたオプションの価値	該当なし	セヴラン・カバンヌ氏は、2009年以降ストック オプションを付与されていない。	該当なし

長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	570,000ユーロ（2020年2月4日現在のIFRS第2号に基づく価値）この金額は、34,777株の付与に相当する。	2012年以降、最高経営責任者は、株式または株式同等物からなる長期インセンティブ制度における受給資格を有している。その目的は、最高経営責任者を当行の長期的発展により密接に関与させ、また最高経営責任者の利益を株主の利益に連動させることである。取締役会が2019年に関して2020年2月5日の会議において認めた制度の詳細は、以下の通りである。 ・年間変動報酬と同じ水準を上限とする付与 ・34,777株の2回の分割による付与。権利確定期間は4年および6年とし、権利確定後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間は5年および7年に延長される。 ・2019年に関する長期インセンティブの付与は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件とする。 ・最終的な権利の確定は、上記「2019事業年度の長期インセンティブ」に詳述されている通り、在籍および業績条件に従う。 ・2018年5月23日の株主総会の第25号決議（2020年3月12日の取締役会の業績連動株式の付与に関する決定）に基づいて承認された付与：株式資本の0.01%未満である。	2014年に付与された長期インセンティブ*の分割払いの初回分として支払われた株式同等物：339,013ユーロ * 2015年5月19日の株主総会における株主決議により承認された（第5号決議）。取締役会は、2019年2月6日の会議において、業績条件を評価し、その充足を確認した（上記「2019事業年度に支払われた長期インセンティブ」および下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表7を参照のこと。）。
取締役職に対する報酬	該当なし	セヴラン・カバンヌ氏は、2019年に出席報酬を受領しなかった。	該当なし
現物給付の価額	5,147ユーロ	セヴラン・カバンヌ氏は、社用車を支給されている。	5,147ユーロ
退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に支払われた金額はない。
競業禁止条項	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する競業禁止条項の特徴については、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に支払われた金額はない。
補助的年金制度	追加的確定拠出型年金制度への拠出額：22,284ユーロ	デピュティCEOに関する年金制度の詳細な説明は、上記「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針－退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項－年金」に記載されている。 ・補助的年金分配制度 （新たな受給権の獲得が2019年12月31日付で閉鎖された制度であり、過去の受給権は引き続きソシエテ・ジェネラルにおける職務の完了を条件とする。） 2019事業年度については、セヴラン・カバンヌ氏の総合的業績スコアが63.1%であったことを考慮して、同氏は潜在的年金受給権の44%を獲得した。 例えば、62歳での退職および現在の年間固定報酬に基づけば、2019年12月31日現在、セヴラン・カバンヌ氏に対する潜在的年金受給権の分配額は、付属する条件の充足を条件として、150,000ユーロ（すなわちAFEP-MEDEF規約により定義される同氏の参照報酬の10.9%）に相当する。 ・追加的確定拠出型年金制度 2019事業年度については、セヴラン・カバンヌ氏の総合的業績スコアが63.1%であったことを考慮して、拠出額は22,284ユーロ（拠出金獲得率：44%）となった。 ・Valmy年金貯蓄制度 当行が支払った年間拠出額は1,216ユーロである。	Valmy年金貯蓄制度への拠出額：1,216ユーロ
死亡・就業不能制度		セヴラン・カバンヌ氏は、死亡・就業不能制度から給付を受ける。その保証額および拠出率は職員のものと連動している。	死亡・就業不能制度に対する拠出額：6,026ユーロ

表5

フィリップ・ヘイム（デピュティCEO） 2019年5月21日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2019年に関し て付与された 金額	詳細	2019年に支払われた 金額

固定報酬	800,000ユーロ	フィリップ・ヘイム氏のデピュティCEO選任（2018年5月14日付）に際して2018年5月3日の取締役会により設定された同氏の固定報酬総額は、800,000ユーロである。	800,000ユーロ
年間変動報酬		フィリップ・ヘイム氏は、2つの下位要素に分割される年間変動報酬を受領している。すなわち、財務目標に基づく60%および定性的目標に基づく40%である。これらの要素については、上記「2019事業年度に関する年間変動報酬」で詳述されている。この年間変動報酬は、固定報酬の115%までに制限されている。	2019年5月21日の株主総会により承認された（第20号決議）2018年に関する年間変動報酬：87,460ユーロ
うち2020年に支払われる年間変動報酬	152,536ユーロ（額面価額）	2019年の業績評価—2019年2月6日および3月13日の取締役会により定義された定量的および定性的基準ならびに2019事業年度に観測された達成率を前提として、ヘイム氏の年間変動報酬は、762,680ユーロ ⁽¹⁾ に設定された。これは同氏の最高年間変動報酬の82.9%（総合的な目標達成率）に相当する（上記「2019年度における定性的目標の達成度」を参照のこと。）。	年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	610,144ユーロ（額面価額）	2019年に関する年間変動報酬総額の支払いは、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。 - 当該年間変動報酬の40%は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。この金額の半分は、1年間の保有期間の後に支払われるソシエテ・ジェネラルの株式同等物に変換される。 - 当該年間変動報酬の60%は、2020年、2021年および2022年の事業年度にわたって評価される、当グループの収益性および自己資本に関する目標の達成を条件とする。この金額の3分の2はソシエテ・ジェネラルの株式に変換され、うち半分は2.5年経過後に、残り半分は3.5年経過後に譲渡可能となる。 - この繰延報酬の権利確定および支払いの条件については、下記「2019事業年度に関する変動報酬の権利確定および支払い」に詳述されている。	繰延年間変動報酬：フィリップ・ヘイム氏は、最高経営責任者の役割に関して2019年に繰延年間変動報酬を受領しなかった。
複数年変動報酬	該当なし	フィリップ・ヘイム氏は複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	フィリップ・ヘイム氏は例外的報酬を受領していない。	該当なし
当事業年度中に付与されたオプションの価値	該当なし	フィリップ・ヘイム氏はストック オプションを受領していない。	該当なし
長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	570,000ユーロ（2020年2月4日現在のIFRS第2号に基づく価値）この金額は、34,777株の付与に相当する。	2012年以降、最高経営責任者は、株式または株式同等物からなる長期インセンティブ制度における受給資格を有している。その目的は、最高経営責任者を当行の長期的発展により密接に関与させ、また最高経営責任者の利益を株主の利益に連動させることである。取締役会が2019年に関して2020年2月5日の会議において認めた制度の詳細は、以下の通りである。 - 年間変動報酬と同じ水準を上限とする付与 34,777株の2回の分割による付与。権利確定期間は4年および6年とし、権利確定後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間は5年および7年に延長される。 2019年に関する長期インセンティブの付与は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件とする。 - 最終的な権利の確定は、上記「2019事業年度の長期インセンティブ」に詳述されている通り、在籍および業績条件に従う。 2018年5月23日の株主総会の第25号決議（2020年3月12日の取締役会の業績連動株式の付与に関する決定）により承認された付与：株式資本の0.01%未満である。	
取締役職に対する報酬	該当なし	フィリップ・ヘイム氏は2019年に出席報酬を受領しなかった。	該当なし
現物給付の価額	3,064ユーロ	フィリップ・ヘイム氏は、社用車を支給されている。	3,064ユーロ

退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に支払われた金額はない。
競業禁止条項	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する競業禁止条項の特徴については、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に支払われた金額はない。
補助的年金制度	追加的確定拠出型年金制度への拠出額：51,032ユーロ	デビュティCEOに関する年金制度の詳細な説明は、上記「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針—退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項—年金」に記載されている。 - 補助的年金分配制度 (新たな受給権の獲得が2019年12月31日付で閉鎖された制度であり、過去の受給権は引き続きソシエテ・ジェネラルにおける職務の完了を条件とする。) 2019事業年度については、フィリップ・ヘイム氏の総合的業績スコアが82.9%であったことを考慮して、同氏は潜在的年金受給権の100%を獲得した。 例えば、62歳での退職および現在の年間固定報酬に基づけば、2019年12月31日現在、フィリップ・ヘイム氏に対する潜在的年金受給権の分配額は、付属する条件の充足を条件として、51,000ユーロ（すなわちAFEP-MEDEF規約により定義される同氏の参照報酬の3.3%）に相当する。 - 追加的確定拠出型年金制度 2019事業年度については、フィリップ・ヘイム氏の総合的業績スコアが82.9%であったことを考慮して、拠出額は51,032ユーロ（拠出金獲得率：100%）となった。 - Valmy年金貯蓄制度 当行が支払った年間拠出額は1,216ユーロである。	Valmy年金貯蓄制度への拠出額：1,216ユーロ
死亡・就業不能制度		フィリップ・ヘイム氏は、死亡・就業不能制度から給付を受ける。その保証額および拠出率は職員のものと連動している。	死亡・就業不能制度に対する拠出額：5,399ユーロ

表 6

ディオニー・レボ（デビュティCEO） 2019年5月21日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2019年に関して付与された金額	詳細	2019年に支払われた金額
固定報酬	800,000ユーロ	ディオニー・レボ氏のデビュティCEO選任（2018年5月14日付）に際して2018年5月3日の取締役会により設定された同氏の固定報酬総額は、800,000ユーロである。	800,000ユーロ

年間変動報酬		ディオニー・レボ氏は、2つの下位要素に分割される年間変動報酬を受領している。すなわち、財務目標に基づく60%および定性的目標に基づく40%である。これらの要素については、上記「2019事業年度に関する年間変動報酬」で詳述されている。同氏の年間変動報酬は、固定報酬の115%までに制限されている。	2019年5月21日の株主総会により承認された（第21号決議）2018年に関する年間変動報酬：78,606ユーロ
うち2020年に支払われる年間変動報酬	145,581ユーロ （額面価額）	2019年の業績評価—2019年2月6日および3月13日の取締役会により定義された定量的および定性的基準ならびに2019事業年度に観測された達成率を前提として、レボ氏の年間変動報酬は、727,904ユーロ ⁽¹⁾ に設定された。これは同氏の最高年間変動報酬の79.1%（総合的な目標達成率）に相当する（上記「2019年度における定性的目標の達成度」に記載の表を参照のこと。）。	年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	582,323ユーロ （額面価額）	（1）2020年2月5日に取締役会が決定した額面価額 ・2019年に関する年間変動報酬総額の支払いは、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。 ・当該年間変動報酬の40%は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件としている。この金額の半分は、1年間の保有期間の後に支払われるソシエテ・ジェネラルの株式同等物に変換される。 ・当該年間変動報酬の60%は、2020年、2021年および2022年の事業年度にわたって評価される、当グループの収益性および自己資本に関する目標の達成を条件とする。この金額の3分の2はソシエテ・ジェネラルの株式に変換され、うち半分は2.5年経過後に、残り半分は3.5年経過後に譲渡可能となる。 ・この繰延報酬の権利確定および支払いの条件については、下記「2019事業年度に関する変動報酬の権利確定および支払い」に詳述されている。	・繰延年間変動報酬：ディオニー・レボ氏は、最高経営責任者の役割に関して2019年に繰延年間変動報酬を受領しなかった。
複数年変動報酬	該当なし	ディオニー・レボ氏は複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	ディオニー・レボ氏は例外的報酬を受領していない。	該当なし
当事業年度中に付与されたオプションの価値	該当なし	ディオニー・レボ氏はストック オプションを受領していない。	該当なし
長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	570,000ユーロ （2020年2月4日現在のIFRS第2号に基づく価値） この金額は、34,777株の付与に相当する。	2012年以降、最高経営責任者は、株式または株式同等物からなる長期インセンティブ制度における受給資格を有している。その目的は、最高経営責任者を当行の長期的発展により密接に関与させ、また最高経営責任者の利益を株主の利益に連動させることである。取締役会が2019年に関して2020年2月5日の会議において認めた制度の詳細は、以下の通りである。 ・年間変動報酬と同じ水準を上限とする付与 ・34,777株の2回の分割による付与。権利確定期間は4年および6年とし、権利確定後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間は5年および7年に延長される。 ・2019年に関する長期インセンティブの付与は、2020年5月19日の株主総会で承認されることを条件とする。 ・最終的な権利の確定は、上記「2019事業年度の長期インセンティブ」に詳述されている通り、在籍および業績条件に従う。 ・2018年5月23日の株主総会の第25号決議（2020年3月12日の取締役会の業績連動株式の付与に関する決定）により承認された付与：株式資本の0.01%未満である。	
取締役職に対する報酬	該当なし	ディオニー・レボ氏は2019年に出席報酬を受領しなかった。	該当なし
現物給付の価額	5,940ユーロ	ディオニー・レボ氏は、社用車を支給されている。	5,940ユーロ
退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に支払われた金額はない。

競業禁止条項	当事業年度に 関して支払う べき金額はな い。	最高経営責任者に関する競業禁止条項の特徴について は、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に支払わ れた金額はない。
補助的年金 制度	追加的確定拠 出型年金制度 への拠出額： 49,501ユーロ	デピュティCEOに関する年金制度の詳細な説明は、上記 「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬 方針―退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項 ―年金」に記載されている。 ・ 補助的年金分配制度 （新たな受給権の獲得が2019年12月31日付で閉鎖され た制度であり、過去の受給権は引き続きソシエテ・ ジェネラルにおける職務の完了を条件とする。） 2019事業年度については、ディオニー・レボ氏の総合 的業績スコアが79.1%であったことを考慮して、同氏 は潜在的年金受給権の97%を獲得した。 例えば、62歳での退職および現在の年間固定報酬に基 づけば、2019年12月31日現在、ディオニー・レボ氏に 対する潜在的年金受給権の分配額は、付属する条件の 充足を条件として、167,000ユーロ（すなわちAFEP- MEDEF規約により定義される同氏の参照報酬の10.9%） に相当する。 ・ 追加的確定拠出型年金制度 2019事業年度については、ディオニー・レボ氏の総合 的業績スコアが79.1%であったことを考慮して、拠出 額は49,501ユーロ（拠出金獲得率：97%）となった。 ・ Valmy年金貯蓄制度 当行が支払った年間拠出額は1,216ユーロである。	Valmy年金貯蓄制度へ の拠出額：1,216ユー ロ
死亡・就業不 能制度		ディオニー・レボ氏は、死亡・就業不能制度から給付 を受ける。その保証額および拠出率は職員のものと連 動している。	死亡・就業不能制度 に対する拠出額： 5,474ユーロ

AMFの勧告に基づく標準表

表 1

各最高経営責任者に付与された報酬ならびにストック オプション、株式および株式同等物の概要⁽¹⁾

(単位：ユーロ)	2018事業年度	2019事業年度
ロレンツォ・ビーニ・スマギ、取締役会会長		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	948,741	979,378
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値	0	0
合計	948,741	979,378
フレデリック・ウデア、最高経営責任者		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	2,368,625	2,692,299
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	636,936	850,000
合計	3,005,561	3,542,299
フィリップ・エムリッシュ、デピュティCEO⁽³⁾		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	1,195,335	1,555,136
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	268,501	570,000
合計	1,463,836	2,125,136
セヴラン・カバンヌ、デピュティCEO		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	1,290,702	1,385,667
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	477,246	570,000
合計	1,767,948	1,955,667
フィリップ・ヘイム、デピュティCEO⁽³⁾		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	1,324,027	1,565,744
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	263,560	570,000
合計	1,587,587	2,135,744

(単位：ユーロ)	2018事業年度	2019事業年度
ディオニー・レボ、デピュティCEO ⁽³⁾		
各事業年度を支払期限とする報酬（表2参照）	1,428,106	1,533,844
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表4参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	278,970	570,000
合計	1,707,076	2,103,844

- (1) 報酬はユーロによる総額（税引前）で表示した。
- (2) この制度については、上記「2019年度に支払われた、または2019年度に関して付与された最高経営責任者の報酬および給付の総額」を参照のこと。
- (3) エムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏は2018年5月14日にデピュティCEOに就任した。2018事業年度の計上額には、前職務に関して付与された固定および変動報酬が含まれる。

表 2

各最高経営責任者の報酬の概要⁽¹⁾

(単位：ユーロ)	2018事業年度		2019事業年度	
	支払額	当該事業年度の 支払予定額	支払額	当該事業年度の 支払予定額
ロレンツォ・ビーニ・スマギ、取締役会会長				
■固定報酬	895,208	895,208	925,000	925,000
■非繰延年間変動報酬	0	0	0	0
■繰延年間変動報酬	0	0	0	0
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽²⁾	53,533	53,533	54,378	54,378
合計	948,741	948,741	979,378	979,378
フレデリック・ウデア、最高経営責任者				
■固定報酬	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	261,144	212,696	212,696	277,430
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	1,181,670	850,782	825,693	1,109,722
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	5,147	5,147	5,147	5,147
合計	2,747,961	2,368,625	2,343,536	2,692,299
フィリップ・エムリッシュ、デピュティCEO				
■固定報酬	504,000	504,000	800,000	800,000
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	0	84,621	84,621	151,027
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	0	338,484	0	604,109
■その他の報酬 ⁽⁶⁾	524,537	263,041	261,458	0
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	5,189	5,189	0	0
合計	1,033,726	1,195,335	1,146,079	1,555,136
セヴラン・カバンヌ、デピュティCEO				
■固定報酬	800,000	800,000	800,000	800,000
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	134,600	97,111	97,111	116,104
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	604,755	388,444	417,764	464,416
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	5,147	5,147	5,147	5,147
合計	1,544,502	1,290,702	1,320,022	1,385,667

(単位：ユーロ)	2018事業年度		2019事業年度	
	支払額	当該事業年度の支払予定額	支払額	当該事業年度の支払予定額
フィリップ・ヘイム、デピュティCEO				
■固定報酬	504,000	504,000	800,000	800,000
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	0	87,460	87,460	152,536
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	0	349,840	0	610,144
■その他の報酬 ⁽⁶⁾	630,650	379,694	323,180	0
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	3,033	3,033	3,064	3,064
合計	1,137,683	1,324,027	1,213,704	1,565,744
ディオニー・レボ、デピュティCEO				
■固定報酬	504,000	504,000	800,000	800,000
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	0	78,606	78,606	145,581
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	0	314,424	0	582,323
■その他の報酬 ⁽⁶⁾	740,890	525,166	390,031	0
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	5,910	5,910	5,940	5,940
合計	1,250,800	1,428,106	1,274,577	1,533,844

- (1) 報酬はユーロによる総額（税引前）で表示した。最高経営責任者が受領した長期インセンティブの詳細については、表1および表7を参照のこと。
- (2) 当行の社宅の支給
- (3) 年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。
- (4) 社用車の支給
- (5) 支払額の内訳に関する詳細は、下記の表を参照のこと。
- (6) エムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏は2018年5月14日にデピュティCEOに就任した。
「その他の報酬」の計上額は、前職務に関して付与された固定および変動報酬に相当する。

各最高経営責任者に対して2019年に支払われた繰延年間変動報酬の内訳

(単位：ユーロ)	2015年 ⁽¹⁾	2016年 ⁽²⁾	2017年 ⁽³⁾	2017年 ⁽⁴⁾	2019年 合計支払額
適用される業績条件 および条件の状況	2018年12月31日現在の コアTier 1が9.75%超 および2018年の当グルー プの純利益が0を超える との条件を満たす	2018年12月31日現在の コアTier 1が7.75%超 および2018年の当グルー プの純利益が0を超える との条件を満たす	2018年12月31日現在の バーゼル3のコアTier 1が8.63%超および2018 年の当グループの純利益 が0を超えるとの 条件を満たす	該当なし	
ウデア氏	230,796	169,489	261,144	164,264	825,693
エムリッシュ氏 ⁽⁵⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	218,158
カバンヌ氏	111,481	87,025	134,599	84,659	417,764
ヘイム氏 ⁽⁵⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	269,780
レボ氏 ⁽⁵⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	326,431

- (1) 2019年3月に権利が確定した株式の価値であり、2015事業年度に関する年間変動報酬の権利未確定部分の3回目の分割払いに相当する。
- (2) 2019年3月に権利が確定した株式の価値であり、2016事業年度に関する年間変動報酬の権利未確定部分の2回目の分割払いに相当する。
- (3) 2017事業年度に関する年間変動報酬の権利未確定部分の分割払いの初回分であり、現金で支払われ、株価に連動しない。
- (4) 2017事業年度に関する年間変動報酬の権利確定部分であり、ソシエテ・ジェネラルの株価に連動する。
- (5) エムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏は2018年5月14日にデピュティCEOに就任した。
表示された金額は、前職務に関して2019年に支払われた繰延年間変動報酬に相当する。

表3

非常勤取締役が受領した出席報酬

(単位：ユーロ)	2018年に受領した報酬		2019年に受領した報酬		報酬	
非常勤取締役	2017事業 年度の残高	2018事業 年度の間 支払額	2018事業 年度の残高	2019事業 年度の間 支払額	2018事業 年度分	2019事業 年度分 ^(*)
ロベール・カステーニュ						
出席報酬	78,235	54,451	10,399	-	64,850	-
ウィリアム・コネリー						
出席報酬	55,828	52,773	86,428	56,842	139,201	146,511
ジェローム・コンタミーヌ						
出席報酬	-	-	72,172	49,550	72,172	131,446
ディアヌ・コート						
出席報酬	-	-	52,365	39,991	52,365	105,174
バーバラ・ダリバード						
出席報酬	3,945	-	-	-	-	-
キラ・ハゾ						
出席報酬	77,541	65,662	100,386	62,655	166,048	163,875
フランス・ウサイ						
出席報酬 ⁽¹⁾	61,197	38,490	59,091	35,656	97,581	93,912
ソシエテ・ジェネラルの給与	-	-	-	-	52,400	52,500
ベアトリス・ルパニョール						
出席報酬	46,946	28,691	5,154	-	33,845	-
ソシエテ・ジェネラルの給与	-	-	-	-	40,351	-
ダヴィッド・ルルー						
出席報酬 ⁽¹⁾	-	-	40,721	25,408	40,721	70,446
ソシエテ・ジェネラルの給与	-	-	-	-	37,885	37,077
ジャン・ベルナル・レヴィ						
出席報酬	74,005	55,351	78,298	51,317	133,649	132,227
アナ・マリア・ロピス・ リヴァス						
出席報酬	54,812	20,304	1,396	-	21,700	-
ジェラルド・メストラレ						
出席報酬	70,450	55,351	78,298	49,839	133,649	132,227
ジュアン・マリア・ ニン・ジェノヴァ						
出席報酬	82,516	62,572	92,607	61,276	155,179	148,810
ナタリー・ラチョウ						
出席報酬	129,883	110,797	163,280	101,258	274,077	263,813
ルボミーラ・ロシェ						
出席報酬	40,171	25,336	41,943	26,887	67,279	70,446
アレクサンドラ・ スハーブベルト						
出席報酬	124,224	96,248	151,436	96,033	247,684	241,112
合計（出席報酬）					1,700,000	1,700,000

- (*) 取締役会のメンバーは、2019事業年度に関する出席報酬の残高を、2020年1月末に受領した。
(1) ソシエテ・ジェネラルの労働組合であるSNBに対して支払われた。

表 4

当事業年度中に発行会社およびグループ会社によって各最高経営責任者に付与された株式の購入または予約オプション

2019年において、取締役会はいかなるオプションも付与しなかった。

表 5

当事業年度中に各最高経営責任者によって行使された株式の購入または予約オプション

前回のオプション制度は、2017年に失効した。

表 6

各最高経営責任者に付与された株式

当事業年度中に発行会社およびグループ会社によって各最高経営責任者に付与されたソシエテ・ジェネラルの業績連動株式

(単位：ユーロ)	付与日	付与の理由	当年度中に 付与された 株式数	連結財務諸表 で用いられた 方法に基づく 株式の価値	業績条件の 評価日	入手可能日	業績 条件
ビーニ・スマギ氏	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ウデア氏	2019年 3月13日	2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽¹⁾	8,244	184,006	2021年3月31日	2021年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	8,244	172,547	2022年3月31日	2022年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	35,108	299,471	2023年3月31日	2024年4月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	35,109	331,780	2025年3月31日	2026年4月1日	あり ⁽³⁾
エムリッシュ氏	2019年 3月13日	2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽¹⁾	3,279	73,187	2021年3月31日	2021年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽¹⁾	3,280	68,650	2022年3月31日	2022年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽²⁾	576	12,056	2022年3月31日	2022年10月1日	あり
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	14,800	126,244	2023年3月31日	2024年4月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	14,800	139,860	2025年3月31日	2026年4月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽²⁾	576	6,255	2023年3月31日	2023年10月1日	あり
カバンヌ氏	2019年 3月13日	2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽²⁾	578	6,560	2024年3月31日	2024年10月1日	あり
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽¹⁾	3,763	83,990	2021年3月31日	2021年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽¹⁾	3,764	78,781	2022年3月31日	2022年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	26,306	224,390	2023年3月31日	2024年4月1日	あり ⁽³⁾
ヘイム氏	2019年 3月13日	2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	26,306	248,592	2025年3月31日	2026年4月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽¹⁾	3,389	75,642	2021年3月31日	2021年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽¹⁾	3,390	70,953	2022年3月31日	2022年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽²⁾	1,017	21,286	2022年3月31日	2022年10月1日	あり
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	14,527	123,915	2023年3月31日	2024年4月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	14,528	137,290	2025年3月31日	2026年4月1日	あり ⁽³⁾
レボ氏	2019年 3月13日	2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	1,017	11,045	2023年3月31日	2023年10月1日	あり
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽²⁾	1,017	11,543	2024年3月31日	2024年10月1日	あり
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽¹⁾	3,046	67,987	2021年3月31日	2021年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽¹⁾	3,047	63,774	2022年3月31日	2022年10月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い ⁽²⁾	1,649	34,514	2022年3月31日	2022年10月1日	あり
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	15,377	131,166	2023年3月31日	2024年4月1日	あり ⁽³⁾
レボ氏	2019年 3月13日	2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	15,377	145,313	2025年3月31日	2026年4月1日	あり ⁽³⁾
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽¹⁾	1,649	17,908	2023年3月31日	2023年10月1日	あり
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽²⁾	1,650	18,728	2024年3月31日	2024年10月1日	あり
		2018事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ ⁽²⁾					

(1) 変動報酬および長期インセンティブの金額は、2019年2月6日の取締役会で設定された。対応する業績連動株式は、2019年3月13日の取締役会で給付が決定された。

- (2) エムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏は2018年5月14日にデピュティCEOに就任した。計上された金額は、前職務に関して付与された報酬に相当する。

- (3) 年間変動報酬の権利の確定は、当グループの収益性およびコアTier 1 比率という 2つの条件に服する。長期インセンティブの権利の確定は、収益性および同業他社と比較した相対的TSRという 2つの条件に服する。業績条件のさらなる詳細は、上記「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針—経営執行部の報酬—長期インセンティブ—上限」および「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針—退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項」を参照のこと。

表 7

当事業年度中に各最高経営責任者が受領した株式

	付与日	当事業年度中に受領した株式数
ビーニ・スマギ氏	該当なし	該当なし
ウデア氏	2016年 5 月18日	8,956 ⁽¹⁾
	2017年 3 月15日	6,577 ⁽²⁾
エムリッシュ氏	2016年 5 月18日	1,813 ⁽³⁾
	2016年 5 月18日	4,326 ⁽¹⁾
カバンヌ氏	2017年 3 月15日	3,377 ⁽²⁾
	2016年 5 月18日	2,430 ⁽³⁾
ヘイム氏	2016年 5 月18日	2,430 ⁽³⁾
レボ氏	2016年 5 月18日	2,430 ⁽³⁾

- (1) 2015事業年度に関して2016年に付与された繰延年間変動報酬（上記表 2 に示される。）。かかる報酬の権利の確定は、2018年における当グループの収益性およびコアTier 1 比率に関する条件の充足を条件としていた。
- (2) 2016事業年度に関して2017年に付与された繰延年間変動報酬（上記表 2 に示される。）。かかる報酬の権利の確定は、2018年における当グループの収益性およびコアTier 1 比率に関する条件の充足を条件としていた。
- (3) エムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏は2018年 5 月14日にデピュティCEOに就任した。計上された株式は、前職務に関して付与された報酬に相当する。
- (注) 買戻プログラムにおける株式

当事業年度中に各最高経営責任者が受領した株式同等物

	付与日	当事業年度中に 権利が確定した株式同等物	支払額 (単位：ユーロ)
ビーニ・スマギ氏	該当なし	該当なし	該当なし
ウデア氏	2014年7月31日	18,343 ⁽¹⁾	532,727
	2018年3月14日	5,656 ⁽²⁾	164,264
エムリッシュ氏	2019年3月13日	1,678 ⁽³⁾	43,437
カバンヌ氏	2014年7月31日	11,673 ⁽¹⁾	339,013
	2018年3月14日	2,915 ⁽²⁾	84,659
ヘイム氏	2019年3月13日	2,069 ⁽³⁾	53,559
レボ氏	2019年3月13日	2,465 ⁽³⁾	63,810

- (1) 2014年に付与された長期インセンティブ制度の分割払いの初回分として、1年間の保有期間の後に受領された株式同等物であり、2018年3月における権利の確定はすべて、同業他社と比較したソシエテ・ジェネラルの株式の業績を条件として行われた。2018年初めに行われた株式の業績評価によると、ソシエテ・ジェネラルは比較対象群の中で5位となった（付与された株式同等物の最大数のうち66.7%の権利確定に相当する。）。
- (2) 2017事業年度に関して2018年に付与された繰延年間変動報酬として受領された株式同等物（上記表2に示される。）
- (3) エムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏は2018年5月14日にデビュティCEOに就任した。計上された金額は、前職務に関して付与された報酬に相当する。

表 8

付与された株式の予約または購入オプションの記録

予約または購入オプションに関する情報

前回のオプション制度は、2017年に失効した。

表 9

上位10名の（執行役員以外の）従業員に付与および行使された株式の予約または購入オプション

ソシエテ・ジェネラルは、2019事業年度中、オプション制度を実施しなかった。

前回のオプション制度は、2017年に失効した。

監査済 | 表10

付与された業績連動株式の記録

付与された業績連動株式に関する情報

株主総会の決議日	2018年 5月23日	2016年 5月18日	2016年 5月18日	2016年 5月18日	2014年 5月20日
取締役会の決議日	2019年 3月13日	2018年 3月14日	2017年 3月15日	2016年 5月18日	2015年 3月12日
付与株式総数	2,834,045	1,677,279	1,796,759	2,478,926	1,233,505
うち、業務執行役員に付与され た株式数 ⁽¹⁾	265,413	75,880	74,565	101,544	-
フレデリック・ウデア	86,705	46,472	45,871	62,900	-
ディオニー・レボ	41,795	7,277	5,986	4,860	-
フィリップ・エムリッシュ	37,889	2,815	2,857	3,626	-
セヴラン・カバンヌ	60,139	29,408	28,694	38,644	-
フィリップ・ヘイム	38,885	4,990	5,224	7,290	-
受益者の総数	5,747	6,016	6,710	6,495	6,733
権利確定日	下表参照	下表参照	下表参照	下表参照	2017年 3月31日 ⁽²⁾ 2019年 3月31日 ⁽³⁾
保有期間の終了日	下表参照	下表参照	下表参照	下表参照	2019年 3月31日 ⁽²⁾
業績条件 ⁽⁴⁾	あり	あり	あり	あり	あり
公正価値（単位：ユーロ） ⁽⁵⁾	下表参照	下表参照	下表参照	下表参照	36.4 ⁽²⁾ 34.9 ⁽³⁾
2019年12月31日現在の 権利確定株式数	0	193	338,659	2,062,231	1,137,060
取消しまたは 失効となった株式総数	33,938	119,144	149,123	207,356	96,445
年度末現在の 業績連動株式残高	2,800,107	1,557,942	1,308,977	209,339	0

(1) 最高経営責任者については、上記表6および表7を参照のこと。

(2) フランス納税者

(3) 非フランス納税者

(4) 適用される業績条件については、当行のウェブサイト (societegenerale.com.) 上で閲覧可能な「Performance and Compensation Report (業績および報酬報告書)」に記載されている。

(5) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

2016年における業績連動株式制度の概要⁽¹⁾

株主総会の決議日	2016年 5月18日			
取締役会の決議日	2016年 5月18日			
付与株式総数	2,478,926			
権利確定日	2018年 3月29日 (分割払い 1 回目)	2019年 3月29日	2020年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2021年 3月31日
	2019年 3月29日 (分割払い 2 回目)		2022年 3月31日 (分割払い 2 回目)	
保有期間の最終日	2018年 9月30日	該当なし	2021年 4月 1日	2021年10月 2日
	2019年 9月30日		2023年 4月 1日	
公正価値 (単位：ユーロ) ⁽²⁾	30.18 (分割払い 1 回目)	29.55	22.07 (分割払い 1 回目)	32.76
	28.92 (分割払い 2 回目)		21.17 (分割払い 2 回目)	

- (1) 年間従業員LTI制度および銀行業務規則で定義される規制対象者（最高経営責任者を含む。）に適用される特定の忠誠心および報酬方針に基づく付与に基づく。
- (2) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

2017年における業績連動株式制度の概要⁽¹⁾

株主総会の決議日	2016年 5月18日			
取締役会の決議日	2017年 3月15日			
付与株式総数	1,796,759			
権利確定日	2019年 3月29日 (分割払い 1 回目)	2020年 3月31日	2021年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2022年 3月31日
	2020年 3月31日 (分割払い 2 回目)		2023年 3月31日 (分割払い 2 回目)	
保有期間の最終日	2019年 9月30日	該当なし	2022年 4月 1日	2022年10月 2日
	2020年10月 2日		2024年 4月 1日	
公正価値 (単位：ユーロ) ⁽²⁾	42.17 (分割払い 1 回目)	41.05	27.22 (分割払い 1 回目)	43.75
	40.33 (分割払い 2 回目)		26.34 (分割払い 2 回目)	

- (1) 年間従業員LTI制度および銀行業務規則で定義される規制対象者（最高経営責任者を含む。）に適用される特定の忠誠心および報酬方針に基づく付与に基づく。
- (2) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

2018年における業績連動株式制度の概要⁽¹⁾

株主総会の決議日	2016年 5月18日			
取締役会の決議日	2018年 3月14日			
付与株式総数	1,677,279			
権利確定日	2020年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2021年 3月31日	2022年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2023年 3月31日
	2021年 3月31日 (分割払い 2 回目)		2024年 3月29日 (分割払い 2 回目)	
保有期間の最終日	2020年10月 1 日	該当なし	2023年 4月 1 日	2023年10月 1 日
	2021年10月 1 日		2025年 3月31日	
公正価値 (単位：ユーロ) ⁽²⁾	40.39 (分割払い 1 回目)	39.18	26.40 (分割払い 1 回目)	39.17
	38.59 (分割払い 2 回目)		24.43 (分割払い 2 回目)	

- (1) 年間従業員LTI制度および銀行業務規則で定義される規制対象者（最高経営責任者を含む。）に適用される特定の忠誠心および報酬方針に基づく付与に基づく。
- (2) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

2019年における業績連動株式制度の概要⁽¹⁾

株主総会の決議日	2018年 5月23日			
取締役会の決議日	2019年 3月13日			
付与株式総数	2,834,045			
権利確定日	2021年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2022年 3月31日	2023年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2023年 3月31日 (分割払い 1 回目)
	2022年 3月31日 (分割払い 2 回目)		2025年 3月31日 (分割払い 2 回目)	2024年 3月29日 (分割払い 2 回目)
保有期間の最終日	2021年10月 1 日	該当なし	2024年 4月 1 日	2023年10月 1 日
	2022年10月 1 日		2026年 4月 1 日	2024年10月 1 日
公正価値 (単位：ユーロ) ⁽²⁾	22.32 (分割払い 1 回目)	21.4	8.53 (分割払い 1 回目)	10.86 (分割払い 1 回目)
	20.93 (分割払い 2 回目)		9.45 (分割払い 2 回目)	11.35 (分割払い 2 回目)

- (1) 年間従業員LTI制度および銀行業務規則で定義される規制対象者（最高経営責任者を含む。）に適用される特定の忠誠心および報酬方針に基づく付与に基づく。
- (2) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

表11

2019年における最高経営責任者の地位

	任期		雇用契約 ⁽¹⁾⁽⁵⁾		補助的年金制度 ⁽²⁾		退職または役職変更の結果として支払うべき(またはそうなる可能性が高い)報酬または給付 ⁽³⁾		競業禁止条項に基づいて支払われる報酬 ⁽⁴⁾	
	開始	終了	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
ビーニ・スマギ氏 取締役会会長	2015年 ⁽⁶⁾	2022年		○		○		○		○
ウデア氏 最高経営責任者	2008年 ⁽⁷⁾	2023年		○		○	○		○	
エムリッシュ氏 デピュティCEO	2018年 ⁽⁸⁾	2023年	○		○		○		○	
カバンヌ氏 デピュティCEO	2008年 ⁽⁹⁾	2023年	○		○		○		○	
ヘイム氏 デピュティCEO	2018年 ⁽⁸⁾	2023年	○		○		○		○	
レボ氏 デピュティCEO	2018年 ⁽⁸⁾	2023年	○		○		○		○	

- (1) AFEP-MEDEF規約の勧告に従い、以下の者のみ、在任している間は雇用契約を保持することができない：取締役会会長、会長兼最高経営責任者および取締役会を有する会社の最高経営責任者
- (2) 補助的年金制度の詳細については、上記「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針—退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項—」を参照のこと。
- (3) 退職または役職変更の結果として支払うべき（またはそうなる可能性が高い）最高経営責任者に対する報酬または給付の詳細については、上記「株主総会の承認を条件とする最高経営責任者の報酬方針—退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項」を参照のこと。
- (4) 最高経営責任者に対する競業禁止条項の詳細については、上記「競業禁止条項」を参照のこと。
- (5) エムリッシュ氏、カバンヌ氏、ヘイム氏およびレボ氏の雇用契約は、それぞれの任期中は停止している。
- (6) ビーニ・スマギ氏は2015年5月19日に取締役会会長に任命された。同氏の任期は、2018年5月23日に更新された。
- (7) ウデア氏は2008年5月に最高経営責任者に、2009年5月に会長兼最高経営責任者に、2015年5月19日に最高経営責任者に任命された。同氏の最高経営責任者としての地位は、2019年5月21日に更新された。
- (8) エムリッシュ氏、ヘイム氏およびレボ氏は、2018年5月14日付でデピュティCEOに任命された。同氏らの任期は、2019年5月21日に更新された。
- (9) カバンヌ氏の任期は、2019年5月21日に更新された。

ソシエテ・ジェネラルの株式の保有および株式保有義務

AMFの勧告に沿って、また、最高経営責任者の利益を当行の利益と連動させるために、2002年以来、最高経営責任者は、最低数以上のソシエテ・ジェネラルの株式を保有しなければならない。したがって、取締役会は、2016年3月15日の会議において、以下の要件を発行した。

- 最高経営責任者は90,000株を保有しなければならない。
- デピュティCEOは45,000株を保有しなければならない。

2019年3月13日、取締役会は、最低保有株式数を以下の通り引き上げることを決定した。

- 最高経営責任者フレデリック・ウデア氏は120,000株を保有しなければならない。
- デピュティCEOセヴラン・カバンヌ氏は60,000株を保有しなければならない。
- デピュティCEOフィリップ・エムリッシュ氏、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏は45,000株を保有しなければならない。

以前は従業員であった最高経営責任者は、当行の従業員貯蓄制度を通して直接的または間接的に株式を保有することができる。

フレデリック・ウデア氏およびセヴラン・カバンヌ氏は、この最低保有義務を既に充足している。フィリップ・エムリッシュ氏、フィリップ・ヘイム氏およびディオニー・レボ氏は、4年間の任期の終了時（2023年）までに最低要件を充足しなければならない。要件を充足するまでの間、当該最高経営責任者は、ソシエテ・ジェネラルの株式制度に基づいて付与され、権利が確定した株式の50%、およびストック オプションの行使により取得した株式からかかるオプションの行使の費用ならびにそれに関連する社会保障費および税金を控除した後の株式のすべてを保持しなければならない。

取締役会は、最高経営責任者の再選が提案された場合、最低保有要件を再検討する。

さらに、法律に従い、最高経営責任者は、ソシエテ・ジェネラルの株式制度に基づいて付与され、またはストック オプションの行使の結果として取得し、権利が確定した株式の一定比率を、任期終了時まで登録口座において保有することが求められる。取締役会は、2017年3月15日の会議において、この株式の比率を、株式の形式で付与される変動報酬の大部分に係る規制要件および最低保有要件の充足を考慮して、2017年に関する付与以降、権利が確定した株式の5%に設定した。ストック オプションに関しては、オプションの行使により実現したキャピタル ゲインから、税金その他関連する義務的な額を控除した後でかつこれらの株式の取得資金に充当したキャピタル ゲインを差し引いた後の金額の40%に設定されている。

このため、最高経営責任者は相当数の株式を保有する必要がある。権利確定期間および保有期間を通して、株式またはオプションのヘッジ行為は禁止されている。

最高経営責任者は、上記要件が完全に遵守されていることを取締役会が検証できるよう、すべての情報を、毎年、取締役会に提出しなければならない。

取締役会に対する文書の中で、最高経営責任者は、ソシエテ・ジェネラルの株式および「ソシエテ・ジェネラル・アクションリア（ファンドE）」の株式のヘッジ取引は行っておらず、将来的にも行わないことを宣言した。

経営委員会のその他の委員（最高経営責任者を除く。）の報酬

当グループの新たな組織構成の一環として、2018年に執行委員会が廃止された。当グループは、現在、25の事業ユニットおよびサービス ユニットから編成されている。最高経営責任者により任命された60名程度のマネジャーからなる、事業ユニット（中核事業、地域）およびのサービス ユニット（支援および監査機能）の24名のマネジャーを含む経営委員会が設置された。

経営委員会のメンバーの報酬は、CRD 4に従って決定される。かかる報酬は経営執行部により設定され、以下の2つの要素により構成される。

- 固定報酬：各委員の職責および市場慣行に応じて設定される。
- 年間変動報酬：予め規定された総合的目標と個別目標の達成度により決定される。総合的目標は、経営委員会のすべてのメンバーに適用され、年間変動報酬の総額の大部分を占める。総合的目標は当グループの総合業績を反映するものであり、最高経営責任者に関して設定された目標に沿って規定される。

追加情報

株主総会への株主の参加に関連する特別条件

株主総会への株主の参加条件は、定款に規定されている。

当行の定款第14条に基づき、株主総会は現行の法律および規則に定められる条件に従い招集され、審議される。株主総会は本社または招集通知に記載のフランス国首都圏のその他の場所で開催される。かかる株主総会は取締役会会長が議長を務めるものとし、かかる取締役会会長が不在のときは取締役会会長がそのために任命する取締役が議長を務める。

法令により定められる条件および日付において登録された株式を保有する株主はいずれも、その保有株式数にかかわらず、本人であることおよび株主としての地位を証明することにより、株主総会に参加する権利を有する。かかる株主は、現行の法律および規則に従い、自ら株主総会に出席し、遠隔地で議決権を行使し、または、代理人を選任することができる。代理人は、現行の法律および規則に定められる条件の下、株主を代理して株主総会に参加することができる。

招集通知により短い期間が記載される場合または現行の規則により要求される場合を除き、投票は、それが有効に算入されるためには、少なくとも株主総会開催の2日前に、当行により受領されなければならない。

株主は、招集通知に記載されている場合には、当該招集通知に定められる条件に従い、テレビ会議またはその他の電気通信手段により、株主総会に参加することができる。

株主総会は、取締役会の承認を条件に、かつ、その定める条件に従い、これを電氣的通信手段によって、一般公衆向けに放送することができる。この場合、株主総会の通知および／または招集通知により通知がなされる。

すべての株主総会において、議決権が受益権を伴う株式による場合には、議決権は受益権者によって行使される。

株主は、フランス法定公告 (*Bulletin des Annonces Légales Obligatoires*) に公示される招集通知に記載の条件に基づき、インターネットを通じて株主総会に参加することができる。

最高経営責任者、デピュティCEOおよび取締役会のメンバーに関する追加情報

利益相反の不存在

取締役会の知る限り、

- 最高経営責任者、デピュティCEOおよび取締役会メンバーのソシエテ・ジェネラルに対する義務と、その他の義務または私的利益との間には、いかなる潜在的な利益相反も存在しない。必要な場合は、取締役会の内部規則第14条が取締役に関する利益相反に適用される。
- 株主、顧客、サプライヤーまたはその他の当事者との間には、上記の者のいずれかが選定される取決めまたは契約は締結されていない。
- 上記の者の間には、家族関係は存在しない。
- 上記の者はいずれも、ソシエテ・ジェネラルの株式資本における持分の処分に関して、法定の制限以外の制限を受け入れることはできない。

有罪判決の不存在

取締役会の知る限り、

- 最高経営責任者、デピュティCEO、取締役会の現任メンバーはいずれも、過去5年間に於いて、詐欺の有罪判決を受けていない。
- 最高経営責任者、デピュティCEO、取締役会の現任メンバーはいずれも、（取締役会、執行役会または監督委員会のメンバーとして、またはマネジャーとして）過去5年間に於いて、破産、管財または清算の手續に關与したことはない。
- 最高経営責任者、デピュティCEO、取締役会の現任メンバーはいずれも、州または規制当局からの刑事告発および／または公的制裁の対象となっていない。
- 最高経営責任者、デピュティCEO、取締役会の現任メンバーはいずれも、過去5年間に於いて、発行体の事務、管理、監督機關のメンバーとして行動すること、または発行体の管理者として行動しもしくはその事業や業務の実行に携わることについて、裁判所から資格を剥奪されていない。

ソシエテ・ジェネラル株式会社について最高経営責任者および取締役が実施した取引

AMF一般規制の第223-26条に準拠し発行された要約報告書

(単位：ユーロ)	取引種類	年月日	額
フィリップ・エムリッシュ デピュティCEO 2種類の取引を行った	ソシエテ・ジェネラルの株式を1,813株取得	2019年4月1日	—
	ソシエテ・ジェネラルの株式を840株取得	2019年6月14日	18,740
ロレンツォ・ビーニ・スマギ 取締役会会長 1種類の取引を行った	ソシエテ・ジェネラルの株式を174株取得	2019年6月14日	3,882
セヴラン・カバンヌ デピュティCEO 3種類の取引を行った	ソシエテ・ジェネラルの株式を7,703株取得	2019年4月1日	—
	ソシエテ・ジェネラルの株式を5,967株取得	2019年6月14日	133,124
	カバンヌ氏(女性)がソシエテ・ジェネラルの株式を356株取得	2019年6月14日	7,942
ウィリアム・コネリー 取締役 1種類の取引を行った	ソシエテ・ジェネラルの株式を173株取得	2019年6月14日	3,860
ジェローム・コンタミーヌ 取締役 1種類の取引を行った	ソシエテ・ジェネラルの株式を69株取得	2019年6月14日	1,539
フィリップ・ヘイム デピュティCEO 2種類の取引を行った	ソシエテ・ジェネラルの株式を2,430株取得	2019年4月1日	—
	ソシエテ・ジェネラルの株式を721株取得	2019年6月14日	16,086
ディオニー・レボ デピュティCEO 6種類の取引を行った	レボ氏(男性)がソシエテ・ジェネラルの株式を2,000株取得	2019年2月11日	48,295
	ソシエテ・ジェネラルの株式を1,500株取得	2019年2月11日	36,476
	ソシエテ・ジェネラルの株式を1,500株取得	2019年3月14日	40,581
	ソシエテ・ジェネラルの株式を1,100株取得	2019年3月15日	29,722
	ソシエテ・ジェネラルの株式を2,430株取得	2019年4月1日	—
	ソシエテ・ジェネラルの株式を902株取得	2019年6月14日	20,124
	ソシエテ・ジェネラルの株式を1,000株取得	2019年12月18日	30,920
ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ 取締役 1種類の取引を行った	ソシエテ・ジェネラルの株式を129株取得	2019年6月14日	2,878
フレデリック・ウデア 最高経営責任者 2種類の取引を行った	ソシエテ・ジェネラルの株式を15,533株取得	2019年4月1日	—
	ソシエテ・ジェネラルの株式を13,433株取得	2019年6月14日	299,690
ルボミーラ・ロシェ 取締役 1種類の取引を行った	ソシエテ・ジェネラルの株式を400株取得	2019年3月21日	11,068

関連当事者契約に関する法定監査人の報告書

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル

Tour First

TSA 1444492037

Paris-La Défense Cedex

S.A.S. à capital variable

(可変資本略式株式会社)

438 476 913 R.C.S. Nanterre

デロイト・アンド・アソシエ

6, place de la Pyramide

92908 Paris-La Défense Cedex

S.A.S. au capital de € 2.188.160

(資本金2,188,160ユーロの略式株式会社)

572 028 041 R.C.S. Nanterre

ソシエテ・ジェネラル

Société Anonyme (株式会社)

17, cours Valmy

92972 Paris-La Défense

2019年12月31日に終了した年度の財務諸表を承認するために開催される年次株主総会

これは、フランス語で発行された関連当事者契約に関する法定監査人の報告書を日本語に翻訳したものであり、日本語圏読者の便宜のためにのみ提供するものである。この関連当事者契約に関する報告書は、フランス法およびフランスにおいて適用される専門的監査基準に準拠して解釈されるものとする。留意点として、この報告書は、フランス商法に規定のある契約のみを報告するものであり、国際会計基準 (IAS) 第24号またはこれに相当するその他の会計基準に定める関連当事者取引は対象外とする。

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会に対して

私どもは、ソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、株主に対し、関連当事者契約について報告する。

私どもは、その雇用条件に基づき、私どもに対して通知されまたは私どもがその監査過程で発見したかかる契約の主要条件、ならびにそれらがソシエテ・ジェネラルにとって利益となる根拠について、それらの有用性および妥当性に関する意見を表明することなく、またその他のかかる契約（もしあっても）を特定することなしに、私どもに提供された情報に基づいて、株主に伝達することを求められている。フランス商法 (Code de Commerce) 第R.225-31条に従い、かかる契約の承認を得る目的のため、それらの関連性を評価するのは株主の責任である。

年次株主総会が既に承認した契約の2019年12月31日に終了した年度における実施状況に関して、フランス商法 (Code de Commerce) 第R.225-31条で規定されている情報を株主に提供することも、私どもの役割である。

私どもは、この監査業務に関してフランス会計監査人全国協会 (Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes) の専門的ガイドラインに従い、必要であると私どもがみなした手続を実施した。

株主総会の承認を得るために提出される契約

私どもは、フランス商法第L.225-38条に従って年次株主総会の承認を得るために提出されるべきいかなる契約も、2019年12月31日に終了した年度において承認、締結されたとの通知を受けていないことを、本書をもって株主に通知する。

株主総会により既に承認された契約

私どもは、年次株主総会により既に承認され、2019年12月31日に終了した年度において引き続き実施されているいかなる契約についても通知を受けていないことを、本書をもって株主に通知する。

パリ - ラ デファンスにて、2020年3月12日

法定監査人

フランス語の原本に署名

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル

ミシャ ミサキアン

デロイト・アンド・アソシエ

ジャン - マルク ミケラー

コンプライアンス リスク

コンプライアンスとは、当行の事業に適用される外部的および内部的な規則を理解し、遵守することである。これらの規則は、当行とそのすべての利害関係者との間に透明性があり、かつバランスのとれた関係を維持することを目的としている。コンプライアンスは、当行、当行の顧客、監督当局および従業員の間の信頼の基盤である。

規則を遵守することは、日常的にコンプライアンスおよび誠実性を実践しなくてはならない当グループの全従業員の使命である。規則を明確に示し、従業員の正確な理解のために、従業員に対する周知および／または研修を行わなくてはならない。

コンプライアンス リスクの予防システムは、事業を行う事業体と当グループのコンプライアンス部門との責任の共有が基本となる。

- 事業を行う事業体（BUまたはSU）は、法令、専門家の最良慣行の規則および当グループの内部規則の遵守を日々の業務に組み込まなければならない。
- コンプライアンス部門は、当グループのコンプライアンス リスク予防システムを管理している。また、システムの一貫性および効率性を確保するとともに、銀行監督当局および規制当局との適切な関係を構築している。この独立した部門は経営執行部の直属である。

コンプライアンス部門は、事業を支援し、システムを監督するために、以下のように組織されている。

- コンプライアンスに係るすべての問題について各事業と連絡を取り合い、最も機密性の高い取引を除いて、取引フローの大半を担当する各事業ラインの専門チーム
- 監督、基準および統制の定義、ならびに研修およびデジタル移行等の重要な事業横断的業務に専念する中核チーム

コンプライアンス部門は、2つの大きなカテゴリーに区分される8つの主要なコンプライアンス リスクに対応すべく組織されている。

- 顧客確認（KYC）プロセス、国際的な制裁および禁輸措置に関する規則の遵守、ならびにマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策に係る規制を含む金融の安全性
- 顧客保護、市場の完全性、反贈収賄および腐敗防止、倫理および行動、国際的な税規則の遵守ならびに個人データ保護を対象とする規制リスク

金融の安全性			規制リスク				
KYC	AML	制裁および禁輸措置	顧客保護	市場の完全性	税務に関する透明性	腐敗防止、行動および倫理	データ
顧客確認	マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策		MiFID II / MIFIR PRIIP等	EMIR / DFA、ボルカー、FBL、MAD / MAR、ベンチマーク等	FATCA CRS、QI、DAC 6等	ABC、Sapin 2等	GDPR、データ保存等

コンプライアンス

金融の安全性

顧客確認 (KYC)

2018年において、（基準の簡素化、資源のプールの拡大、ツールおよび手続の最適化を通じた）業務の効率性を高め、顧客体験を向上させることを目的として、当グループは、KYC機能を再構築するためのプログラムを開始した。この4年にわたるプログラムは、コンプライアンス部門の責任の下に置かれており、当行の最上位レベルでの入念かつ定期的な監視が行われる。

マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策 (AML/CTF)

当グループは、マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策に係る第4次指令ならびに支払情報の質に係るEU規則第2015/847号に関連する新たな措置を実施した。この体制を絶えず強化するため、複数の内部的な施策が講じられ、または継続された。これらの施策は特に、当行の異なる事業において使用される警告検出ツールを、新たな技術および使用されるシナリオの最適化によって補強するものである。

金融に係る禁輸措置および制裁

2019年の国際情勢は、アメリカのロシアおよびイランに対する制裁の強化により再び影響を受けたが、かかる制裁の実施に係る複雑さが増大していることから、金融機関に多大なオペレーショナル リスクを及ぼす可能性がある。かかる状況下でソシエテ・ジェネラル・グループは、イランとの取引活動を抑制し、厳格な枠組の中でロシアとの取引を維持する方針を確認した。

当グループは、フランス当局および米国当局との合意に基づき、確立された改善プログラムの下で禁輸措置／制裁に関する体制を引き続き強化した（下記「フランスおよび米国の当局と締結した合意を受けたコンプライアンス改善計画」を参照のこと。）。支払プラットフォームの集中化プロジェクトは進展しており、コンプライアンス業務に携わる従業員は、特に認定トレーニング コースにより、さらなる能力開発研修を受けている。

規制リスク

顧客保護

顧客保護は、最高水準のセキュリティおよびサービスの質を満たすよう努力することで、顧客の利益の尊重および保護を約束するソシエテ・ジェネラル・グループの主要な課題である。

2018年1月3日に施行された顧客保護に関する欧州規制 (MiFID II) および2018年10月1日に施行された保険指令 (DDA) により、2019年にソシエテ・ジェネラルが見直し、完成させた既存の体制が強化された。特に、当グループは2019年初頭から手数料上限制度を導入し、財務的に被害を受けやすい顧客を保護するための強力な取組みを行っている。

かかる状況下で、当グループは体制を改善するために以下の点で重要な措置を講じた。

- 顧客からの苦情、商品の管理の要件、事前情報、助言の適切性、報酬体系および利益相反の防止に関する内部規則の強化
- 具体的な研修および従業員の意識の向上。当グループがこの問題に重点を置いていることは、当グループの行動規範および文化・行動プログラムにおいても大きく取り上げられている。
- 既存のツールを、必要に応じて新たな規制要件に適合させること。

苦情および調停

苦情処理は顧客満足に影響を与える商業活動である。したがって、この点は、行動規範で大きく取り上げられている。

当グループの顧客苦情処理手続は、2019年に改定され、欧州銀行監督機構（EBA）の勧告および新たな規制要件（特にDSP 2）が盛り込まれた。

当行の各事業体は、個別のガバナンス、組織、人材およびアプリケーション、制度化された手続ならびに定量的および定性的なモニタリング指標を有している。調停サービスも内部手続の一環である。

顧客は、様々な手段を通じて調停サービスの利用可能性を認識している。特に、口座明細書の裏にその旨が永続的に記載されている。関与するすべての事業体は、独立した調停者の決定に従う義務がある。

利益相反

当グループは、利益相反の防止および管理のために設けられた明確な規範的枠組を有しており、この枠組は、実施されている原則および仕組みを定めている。当グループの手続は、新しい規制要件および変更を包含するために、2019年に改定された。この手続は、2種類の潜在的な利益相反を対象としている。すなわち、当グループとその顧客との間で生じうる利益相反および当グループとその従業員との間で生じる利益相反（特に従業員の個人的な利益および／または職務上の義務を伴う活動に関するもの）である。この手続は、潜在的な利益相反を特定するための規則を定めており、利益相反は、マッピングツールを用いて明確に定義および特定され、さらに利益相反一覧表に記載されなければならない。

商品の管理

商品の管理に係る義務は、マーケティングおよび顧客情報に関する規制の遵守にまで拡大されている。商品の設計段階から対象となる市場を特定し、その基準が顧客特性と合致することを検証することが義務付けられているため、ソシエテ・ジェネラル・グループは、商品のライフサイクルの間、商品の追跡調査を行うべく、マーケティング段階の開始時における体系的な商品評価ならびに商品の製造業者および販売業者の間の連絡の双方を行う。

被害を受けやすい顧客

ソシエテ・ジェネラルは、限定的な口座管理手数料を含む具体的な提案を提供することにより、被害を受けやすい顧客に対する法令を遵守するための実務および手法を確立している。経済的に困難な状況にあるフランス国民の購買力を高める国家的な取組みに貢献するため、当グループは、2019年2月、主に以下の追加的な措置を導入し、実務に追加している。

- 2019年の銀行手数料の凍結
- 被害を受けやすい顧客向けの銀行介入手数料について25ユーロの上限を設けること。
- 最近の事象を受けた困難に直面する顧客の状況に合わせたフォローアップおよび支援を体系化すること。

市場の完全性

市場の完全性は、銀行業務の分離に関する法律（ボルカー ルールおよびフランス銀行法）、店頭デリバティブ（OTC）に係る規制（商品先物取引委員会（CFTC）監督下のドッド フランク法および証券取引委員会規則）、欧州市場インフラ規制（EMIR）、市場の濫用および操作に係る規制、ならびに市場の透明性および職員の取引を管理する法律、特にMAD/MARおよびMiFID II 欧州指令など、多くの規制原則に関与するものである。

システミック リスクの軽減とリスク軽減の目的を達成するため、銀行業務の分離およびデリバティブ スワップに関する規則の遵守を確保する措置が講じられている。

市場濫用

当グループの市場濫用に係る手続は2019年に改定された。上場会社の秘密情報の管理に関連する手続は、職員の取引に係る手続で締めくくられた。

かかる手続は特に、以下のもののような金融市場の完全性の脅威となりうる市場濫用行為を防止し、または検出するために実施される措置を規定するものである。

- インサイダー取引（秘密情報の伝達および使用）

- 市場操作（価格操作および虚偽情報の流布）

これらの統制を担当するコンプライアンス部門の従業員の研修に加えて、特に自動検知・分析ツールの最新化に継続的に重点が置かれている。

2019年、こうした体制は、運用、貢献およびベンチマークの利用に関する手続および管理によって強化された。

税務に関する法令遵守

ソシエテ・ジェネラルは、その取引が現地の法令および当行の税務行動規範を遵守することを確保するための管理手法を実施している。これらの管理は税務部門およびコンプライアンス部門によって実施されている。したがって、すべての新商品についてこれらの内容に関する承認が必要となる。これはまた、当グループ内での、または顧客との複雑な取引に対しても適用される。

ソシエテ・ジェネラルは、税務の透明性に関する基準を遵守している。当行は、そのすべての事業体に対して共通報告様式（CRS）を適用している。この基準により、税務当局は、管轄する法域における税務上の居住者が海外で受け取った収益についても、関連する口座が資産管理に係る仕組みにおいて保有されている場合も含めて、体系的に報告を受けることができる。2019年には、かかる報告はソシエテ・ジェネラルが事業を行う58ヶ国に及んだ。

さらに、ソシエテ・ジェネラルは、米国の納税者が保有する海外の口座または事業体を利用した租税回避行為に対抗することを目的とした米国のFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）の規制を遵守している。そのため、非米国の金融仲介機関は、米国の納税者が直接的または間接的に受け取った収益について米国の税務当局に対して申告するために、その顧客情報の中から米国の納税者を特定する責任を負っており、これにより当該納税者個人の税務申告書との自動的な照合が可能となる。税務に関する透明性の目的は、国家レベルで提出される税務に関する報告書の作成ならびに既存の二国間の租税条約および政府間協定（IGA）に基づく提携国との間の税務情報の共有によって達成されている。

ソシエテ・ジェネラル・グループの租税回避対策の原則は、税務行動規範に規定されている。同規範は2017年3月に更新され、執行委員会の審査を経て取締役会により承認された。これは公的な文書であり、当行の機関投資家向けポータルで閲覧可能である。

行動規範の5つの主な原則は、以下の通りである。

- ソシエテ・ジェネラルは、国際条約および国内法に従い、自らの事業に適用される租税規則が、当グループが事業を行っているすべての国において尊重されることを確保する。
- 顧客との関係において、ソシエテ・ジェネラルは、当グループとの間で行われる取引に関連する顧客の納税義務が顧客に報告されること、および、当グループが帳簿管理者として、またはその他の方法で当グループに適用される報告義務を遵守することを確保する。
- 税務当局との関係において、ソシエテ・ジェネラルは、税務手続を厳格に尊重することを確約し、レピュテーションを維持するために開かれた透明性のある関係を保つことを確保する。
- ソシエテ・ジェネラルは、自らもしくはその子会社、または顧客に対して租税回避を奨励または促進しない。
- ソシエテ・ジェネラルは、持続可能な収益性という戦略に沿った税務政策を有しており、それが法律の意図と合致する場合を除き、自らの勘定であれ、顧客のためであれ、租税動機を主たる目的または効果とするいかなる事業にも従事しない。

取締役会は毎年、同規範の適用、ならびに当グループ内で実施されている手続およびシステムを見直し、新商品および新しい事業体が当グループの税務原則を遵守していることを確保する。

立法者および税法政策立案者との関係は、公的機関および代表的機関に関する責任あるアドボカシーに関する規程により定められている。

当グループは租税回避地について厳格な方針を堅持している。フランスのETNCの公式リスト⁽¹⁾（フランス語では「*États et Territoires Non Coopératifs*」（非協調国および非協調地域））に記載されている国または地域における当グループの事業体の設立は認められておらず、また、より多くの国または地域が含まれるリストを監視するために、2003年以降、社内規則が策定されている。

当グループはOECDの移転価格基準に従っている。しかしながら、現地の制約によりOECDの定める方法からの逸脱を必要とする可能性があり、その場合、かかる現地の制約は文書化されなければならない。

当グループは、国毎に事業体および業務に関する年次情報を公表しており、一定数の国において当グループが所在しているのは、商業上の理由のみに基づくものであり、取引の税制上の動機付けに基づくものではないことを確認している。当グループはまた、関係国の税務の透明性に関する規則にも準拠している。（国別報告書 - 国別宣言）

現在、課税分野における行政協力に関する新しい欧州指令（DAC 6と称される。）が実施されており、2020年半ば時点で、クロスボーダー アレンジメントの税務情報の報告義務が課される予定である。

重要な点は、プライベート バンキング事業ユニットの会計管理を担当する事業体は、G20加盟国およびOECDが課している最も厳格な税務の透明性に関する規則を有する国々にのみ設立されていることである。これらは、租税に関する相互行政支援に関する条約を批准し、金融口座に関する自動的情報交換を導入し（CRS）、OECD加盟国による相互審査の一環として、「ほぼ準拠」および「準拠」の格付けを取得した国々である。

プライベートバンキング事業の勘定に預け入れられた資産については、かかる資産が税法に準拠していることを確保するために、包括的なデューディリジェンス手続を用いて、より厳格な精査が行われる。

規制上の要件に従い、ソシエテ・ジェネラルは、マネーロンダリング防止手続に税金詐欺も盛り込んでいる。

(1) 欧州連合のブラックリストを含む。

腐敗防止対策

ソシエテ・ジェネラルは、腐敗対策に全面的に取り組んでおり、ウォルフスバーググループおよびグローバルコンパクトに参加することにより、この点において明確な取組みを行ってきた。

当グループは、行動規範および「腐敗・地位濫用防止規範」に記載されている厳格な原則を適用している。

ソシエテ・ジェネラルの腐敗防止プログラムは、以下の主題に沿って策定されている。

- 行動規範
- 年次のリスクマッピング
- あらゆるレベル（上級経営陣、対外的な関係を有する者、全従業員）における適切な研修
- 統制システム
- 会計手続
- 第三者による評価
- 懲戒制度
- 内部通報権

規範的枠組は2018年に初めて更新され（「ソシエテ・ジェネラル・グループの腐敗対策」、「贈答品、接待および交際」に関する指示）、2019年に新しい指示により枠組が補完された（「内部通報制度」、「サプライヤー確認義務、金融サービス提供会社の腐敗および地位濫用リスクの管理」、「後援およびスポンサーシップの原則」、「人事原則（採用、評価、懲戒処分）」、「外部成長手続」）。

ソシエテ・ジェネラルは、内部通報に関する制度を見直して当グループ全体に安全性が確保されたインターネットプラットフォームを展開し、すべての従業員（内部、外部または臨時を問わない。）が内部通報権を行使できるようにした。2019年1月には、この新しい制度を提示するための新たな指示が発表された。かかる指示は、特に厳格な秘密保持および個人情報の保護を保証することにより、内部通報者の保護を図るものである。

2019年、当グループは、贈答品、取引先との食事および外部イベントを報告、承認および監視するツールも展開した。

腐敗防止会計および業務の管理も強化されている。

さらに、従業員の警戒感を高めるため、広範な研修プログラムがグループ全体で展開されている。オンライン研修は、2018年半ばに全従業員を対象に展開され、2019年12月末現在の修了率は97%であった。2019年には、特に腐敗のリスクにさらされている任務に当たる従業員および上級管理職6,155名（修了率99.5%）を対象とした授業形式での研修も実施された。

データ保護

顧客から信頼されるパートナーとして、ソシエテ・ジェネラルは特に個人情報の保護に対して注意を払っている。

2018年5月の新たなEU一般データ保護規則（GDPR）の施行により、当行の義務が厳格化され、また、これらの義務に違反した場合の罰則の水準が（収益の4%以下に）引き上げられ、これによって、当グループおよびその子会社がそのコンプライアンス体制をさらに強化する機会がもたらされた。

当グループの全事業体にわたり、現地および欧州の規制に沿った内部規則およびこれに関連する手続は、顧客および従業員に関する情報の保護およびセキュリティを確保するために適用すべき規則および講じるべき措置について定めている。データ主体が特に専用のデジタル プラットフォームにより権利を行使できるよう、データ主体への通知およびその要求の処理の手段が規定されている。個人情報のセキュリティに関する方針が、特にサイバー セキュリティの点について、当グループ全体のセキュリティに関する戦略と合致する形で策定されている。さらに、GDPR対応の一環として、専門的な研修により従業員の意識を高めるための特別な取り組みが行われている。関連するすべての事業体の従業員を対象に、Eラーニング モジュールが導入されている。2019年末現在、97.3%の従業員がかかる研修を受講している。

最後に、ソシエテ・ジェネラル・グループは、データ プロテクション オフィサー（DPO）を選任した。グループ コンプライアンス ヘッドの管轄下にあり、個人情報保護当局（フランスにおいてはCNIL）向けの主要な窓口となるDPOの任務は、個人情報の保護に関して当グループが十分なコンプライアンスを実施することを確保することである。DPOは、現地のDPOおよび当グループの事業体全体における担当者とネットワークを有し、セキュリティに関する問題および個人情報の利用についてかかる現地のDPOおよび担当者をサポートしなければならない。DPOはその任務の一環として、特に権利行使請求の数および性質、内部研修の修了率ならびに2018年末に開始された現地のDPO認証プログラム等、多くの指標を定期的に検証している。

リスクおよび報酬方針

2010年末以降、欧州指令CRD 3が規定する規制枠組に沿って、ソシエテ・ジェネラルは、変動報酬を決定するための特定のガバナンスを実施している。この指令によって導入された規則は、金融市場の専門家のみならず、雇用先機関のリスク プロファイルに重要な影響を及ぼす可能性のある事業活動に従事しているすべての者（統制業務に携わる者を含む。）に適用される。

欧州指令CRD 4が規定する規制枠組は、2014年1月1日から適用されている。当該枠組は、当グループのリスク プロファイルに影響を及ぼす可能性のある事業活動に従事している者および統制業務に携わる従業員の変動報酬の決定に関する規則を変更するものではない。したがって、上記の原則およびガバナンスは、当グループにおいて引き続き適用される。

報酬委員会の提案に基づき取締役会が承認した原則に従い、確認された人員の報酬の体系およびプロセスは、担当取引による財務的な実績のみならず、その実績の発生経緯、すなわちすべてのリスクの制御および管理ならびにコンプライアンス規則の尊重も考慮する。統制業務に携わる従業員に支払われる報酬は、かかる従業員が統制する取引の実績とは無関係であり、その業務に特有の基準に従って支払われる。

変動報酬には、非繰延部分および繰延部分が含まれる。変動報酬の繰延部分の取得には、最低勤続年数、当行および／または事業活動の最低水準の財務的な業績、リスクおよびコンプライアンスの適切な管理（マルスおよびクローバック条項）という3つの条件が適用される。規制対象人員のすべての繰延変動報酬には、許容不可能と判断される過度のリスク負担またはリスク行動を制裁する非支払条項が適用される。クローバック条項により、ソシエテ・ジェネラルは、適用される規制に従い、保有期間終了後、かつ配分された繰延変動報酬が2019年の当グループの繰延変動報酬計画に組み入れられた後5年間、その一部または全部の返還を要請することができる。

この報酬の少なくとも50%は、株式または同順位証券で支払われる。このような支払方法は、報酬を当行の実績およびリスク ホライズンに見合ったものとするを目的としている。

リスク部門およびコンプライアンス部門は、この方針の策定および実施を支援している。特に、毎年、ホールセール バンキング部門、ならびにフランス国内および国際リテール バンキング部門の主要業務、ならびに主なリスク負担者を、銀行業務の分離および規制に関する法律ならびにボルカー ルールの対象となるデスク マネジャーとともに、リスク管理およびコンプライアンスに関連して独立的に評価する。かかる評価は経営執行部が審査し、変動報酬の金額を決定する際に考慮される。

ソシエテ・ジェネラルはまた、銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付の法律およびボルカー ルールの要件を報酬方針が誠実に織り込むことを確保するために、トレーディング マンデートを保有する人員を対象とした特定の制度およびガバナンスを整備している。

当行の歴史的アプローチを踏まえて、かつ欧州銀行監督委員会の勧告に従い、その取得が勤務の状況、当グループおよび事業活動の最低限の実績、ならびにリスクおよびコンプライアンスの適切な管理に左右される繰延報酬部分に関するいくつかの規制原則は、特にホールセール バンキング事業全体にわたり、変動報酬の水準に応じて、規制対象人員よりも広い層に適用される。

また、当グループでは、毎年実施している従業員評価ツールに2018年から「行動およびコンプライアンス」の項目を設けており、これにより、リスク管理、サービスの質の向上、顧客利益の尊重に関して、管理職が従業員の法令不遵守行為を考慮することができるようになっている。管理職は、行動およびコンプライアンスに係る規則の遵守を怠った従業員に対して、当該従業員を支援するための専用の行動計画を立案し、実行しなければならない。かかる特定の評価基準に基づく結果は、従業員のキャリア パスおよび報酬を決定する上で極めて重要である。

報酬方針において検討されたリスクに関する事項は、毎年リスク委員会に上程するとともに、リスク委員会のメンバーである取締役が報酬委員会のメンバーも務めている。

レピュテーション リスクの管理

レピュテーション リスクの管理は、ソシエテ・ジェネラル・グループの最高経営責任者が署名した内部指令に準拠している。この管理システムは、このリスクの予防、特定、評価および管理を目的とするものである。レピュテーション リスクの管理を統括するのはコンプライアンス部門であり、コンプライアンス部門は、以下の業務を行っている。

- レピュテーション リスクの予防、特定、評価および管理に関する戦略について、当グループの従業員（具体的には、各事業部門のコンプライアンス統制担当責任者）をサポートすること。

- レピュテーション リスクに対する意識の向上のための研修プログラムを提供し、更新すること。
- レピュテーション リスクのダッシュボードを作成し、各事業部門／事業ユニットおよびサポート部署／サービス ユニット（特に人事部、コミュニケーション部、法務部、企業の社会的責任部およびデータ保護部）からの情報に基づき、四半期毎に取締役会のリスク委員会に報告すること。

さらに、事業ユニットを担当するチーフ コンプライアンス オフィサーは、新しい種類の取引、商品、計画または顧客を承認するために編成された様々な組織（新商品委員会、臨時委員会等）のメンバーであり、計画された取組みに関わるリスク（特にレピュテーション リスク）の水準を評価した意見書を作成しなければならない。

コンプライアンス担当部署の改革プログラム

コンプライアンス担当部署の改革プログラムは、事業部門、サポート担当者およびその他のユニットを含むすべての利害関係者の警戒感および意識を高めることによりコンプライアンス リスクの管理を強化し、関連する手続の業務効率を改善し、長期間にわたり監督および規制当局の要請に応えることを目的としている。

かかるプログラムには、ガバナンスを更新し、採用、研修または専用の情報システムの最新化およびデジタル化のいずれの点においても、コンプライアンス担当部署により多くのリソースを割り当てることが含まれている。このプログラムはまた、強化されたリスク評価の枠組および強固な管理システムに依拠するものである。このプログラムには、2018年に米国およびフランスの当局との間で署名した合意に関連した改善事項に関する具体的な要素が含まれている。

その行動計画は2019年に補完および更新され、2020年も引き続き実施される予定である。

フランスおよび米国の当局と締結した合意を受けたコンプライアンス改善計画

2018年6月、ソシエテ・ジェネラルは、IBORの提示に関する捜査の解決を図る米国司法省（DOJ）および米国商品先物取引委員会（CFTC）との合意、ならびにリビアの関係者が関与する一定の取引に関する捜査の解決を図るDOJおよびフランス金融検察局（PNF）との合意に達した。

2018年11月、ソシエテ・ジェネラルは、米国当局と、米国の経済制裁の対象となっている国々、人々または事業体に関する一定の米ドル取引に関する捜査の解決を図る合意を行った。

これらの合意の一環として当行は、腐敗防止および贈収賄、市場操作ならびに米国の経済制裁に関する規制の違反、ならびにニューヨーク州法の違反を防止し、発見するために、コンプライアンス体制の強化に取り組んでいる。当行は、経済制裁関連の規制に係るコンプライアンス プログラムについての企業レベルでの監督の強化にも取り組んでいる。当行は、上記の合意の規定を遵守すれば訴追を受けないこととされており、ソシエテ・ジェネラルはその遵守に全力で取り組んでいる。

当行は、米国連邦準備制度理事会との間で、コンプライアンス プログラム強化措置の実施に関する当行の進捗状況を評価する外部のコンサルタントを雇用することにも合意した。

かかる合意の一環としてソシエテ・ジェネラルが行った確約を達成するために、当行は、関連する分野においてかかる確約を履行し、コンプライアンス体制を強化するためのプログラムを策定している。このプログラムは、グループ コンプライアンス ヘッドの直接の監督下に置かれている。さらに、このプログラムの運営委員会は、当行の経営執行部のメンバーがその議長を務め、このプログラムの進捗報告書が毎月取締役会に提示されている。

2019年には、内部のガバナンス機関および改善措置の進捗状況について定期的に報告を受ける各当局に提出されたスケジュールに従い、このプログラムが展開された。また、合意に定められた外部監査はすでに行われているか、進行中である。

米国のコンプライアンス改善計画

2018年11月19日、ソシエテ・ジェネラル・グループおよびそのニューヨーク支店（SGNY）は、SGNYのマネーロンダリング防止コンプライアンス プログラムに関して、ニューヨーク州金融サービス局との間で合意（実施計画）を締結した。この合意は、（i）強化されたマネーロンダリング防止プログラムの提出、（ii）マネーロンダリングを防止するガバナンス計画、および（iii）2020年5月に外部監査を実施することを求めるものである。

上記の点に関しては、2017年12月14日に、ソシエテ・ジェネラルおよびSGNYを一方当事者、連邦準備制度理事会を他方当事者として、銀行秘密保護法およびマネーロンダリング防止（AML）に係る義務を履行するためのSGNYのコンプライアンス プログラムならびに顧客確認プログラムのいくつかの点に関する排除措置命令に合意している。

2017年12月14日に連邦準備制度理事会との間で署名されたこの排除措置指令は、ソシエテ・ジェネラル・グループおよびSGNYを一方当事者、米国連邦準備制度理事会およびニューヨーク州金融サービス局を他方当事者として2009年に締結された書面による合意に代わるものである。

(2) 【役員の状況】

(2020年6月17日現在)

男性役員の数	女性役員の数	役員に占める女性の割合
11	7	38.9%

(i) 取締役の略歴とその所有株式数

(2020年6月17日現在)

ロレンツォ・ビーニ・スマギ	
役職：取締役会会長 独立取締役 生年月日：1956年11月29日生 任期：2014年～2022年 所有株式数 ^(注) ：2,174	ソシエテ・ジェネラル・グループ外において、役員職には就いていない。 略歴：イタリア国籍を有し、ルーヴァン・カトリック大学（ベルギー）において経済科学の学士号およびシカゴ大学において経済科学の博士号を取得している。1983年からバンカ・ダイタリアの調査部門においてエコノミストとしてキャリアをスタートした。1994年に、欧州通貨機関の政策部門のヘッドに任命された。また1998年10月に、イタリア財務省の国際金融関係の長官となった。2001年から2005年までSACEの会長を務めた。2005年6月から2011年12月まで、欧州中央銀行の執行委員会の一員であった。2012年から2016年まで、SNAM（イタリア）の取締役会会長であった。2016年から2019年4月までイタルガス（イタリア）の取締役会会長であった。現在同氏は、2015年からソシエテ・ジェネラルの取締役会会長を務めている。

フレデリック・ウデア	
役職：最高経営責任者 生年月日：1963年7月3日生 任期：2009年～2023年 所有株式数 ^(注) ： 206,280（直接保有株式） 2,414（「ソシエテ・ジェネラル株式保有（ファンドE）」による。）	他のフランス上場企業における役員職： 取締役：キャップ・ジェミニ（2018年以降） 略歴：フレデリック・ウデア氏は、理工科学学校（École polytechnique）および国立行政学院（École nationale d'administration）の卒業者である。1987年から1995年にかけて、財務監督局、経済・財務省、予算省および財政・通信省閣僚等、国家の官公庁における多数の役職に就任していた。同氏は、1995年にソシエテ・ジェネラルに入行し、ロンドンでコーポレート・バンキング部門のデピュティ・ヘッドからヘッドに昇進した。1998年において、同氏はグローバル・スーパービジョン&資本開発部門のヘッドとなった。2002年5月にソシエテ・ジェネラル・グループのデピュティ CFO、2003年1月に最高財務責任者、また2008年にグループ最高経営責任者に任命された。2009年5月から2015年5月まで、ソシエテ・ジェネラルの会長兼最高経営責任者に任命された。2015年5月から最高経営責任者を務め、取締役会会長の機能と最高経営責任者の機能をさらに分離する。

ウィリアム・コネリー	
役職：取締役 独立取締役、リスク委員会委員および指名・コーポレート・ガバナンス委員会委員 生年月日：1958年2月3日生 任期：2017年～2021年 所有株式数^(注)：2,173	他の海外上場企業における役員職： 監督委員会委員長：エイゴンN.V.（オランダ）（2017年以降メンバー、2018年以降委員長） 取締役：アマデウスITグループ（スペイン）（2019年6月以降） その他海外非上場企業における役員職： 取締役：セルフトレードバンクSA（スペイン）（2019年2月以降） 略歴：ワシントン州（米国）に所在するジョージタウン大学を卒業。1980年から1990年に、同氏は、米国、スペインおよび英国におけるチェースマンハッタン銀行の銀行員であった。1990年から1999年に、スペインのベアリングスそしてINGベアリングスで合併および買収ヘッドとして務め、その後、西欧に関する企業金融ヘッドとして務めた。1999年から2016年に、INGバンクN.V.（オランダ）のインベストメントバンキング部門において様々な役職を務めた。同氏の最新の役職は、コーポレートおよびインベストメントバンキンググローバルヘッド、執行委員会の委員およびINGリアルエステートB.V.（INGバンク子会社）の最高経営責任者である。

ジェローム・コンタミース	
役職：取締役 独立取締役、監査・内部統制委員会委員 生年月日：1957年11月23日生 任期：2018年～2022年 所有株式数^(注)：1,069	ソシエテ・ジェネラル・グループ外において、役員職には就いていない。 略歴：理工科学校（École polytechnique）、ENSAEおよび国立行政学院（École nationale d'administration）を卒業。会計検査院（Cour des Comptes）の監査役として4年を過ごした後、トタルの様々な役職を務めた。2000年から2009年まで、ヴェオリアエンバイロメントの最高財務責任者、2006年から2017年までは、ヴァレオの取締役を務めた。2009年から2018年まで、サノフィの最高財務責任者であった。

ディアス・コート	
役職：ロンドン証券取引所チーフリスクオフィサー 独立取締役、監査・内部統制委員会委員 生年月日：1963年12月28日生 任期：2018年～2022年 所有株式数^(注)：1,000	他のフランス非上場企業における役員職： 取締役：LCH SA（2019年6月以降） 略歴：オタワ大学の卒業生であり、財務および会計の研修経験を持つ。1992年から2012年まで、カナダおよび英国の様々な保険会社（プルデンシャル、スタンダードライフ、アヴィヴァ）において監査、リスクおよび財務に関する重要な役職を務めた。2012年からは、ロンドン証券取引所（LSEG）のチーフリスクオフィサーおよび執行委員会の委員を務める。

キラ・ハゾ	
役職：取締役 独立取締役、監査・内部統制委員会およびリスク委員会委員 生年月日：1956年12月13日生 任期：2011年～2023年 所有株式数^(注)：1,086	ソシエテ・ジェネラル・グループ外において、役員職には就いていない。 略歴：イギリスおよびアメリカの国籍を持つキラ・ハゾ氏は、ワシントン州（米国）のジョージタウン大学ローセンターで法学博士号を取得して卒業した。ロンドンおよびニューヨークで弁護士として働いた後、1985年から2000年においてはソロモン スミス バーニー／シティバンクの常務取締役およびリージョナル ジェネラル カウンセルを務めた。2001年から2007年において、ロンドンの金融サービス機構の非常勤取締役ならびに監査委員会およびリスク委員会の委員であった。

ジャン・ベルナール・レヴィ	
役職：EDF会長兼最高経営責任者 独立取締役、報酬委員会委員長および指名・コーポレート・ガバナンス委員会委員 生年月日：1955年3月18日生 任期：2009年～2021年 所有株式数^(注)：1,000	他のフランス上場企業における役員職： 会長兼最高経営責任者：EDF(*)（2014年以降） 他のフランス非上場企業における役員職： 監督委員会委員長：フラマトム(*)（2018年以降） 取締役：ダルキア(*)（2014年以降）、EDF Énergies Renouvelables(*)（2015年以降） 他の海外上場企業における役員職： 取締役：エディソンS.p.A(*)（イタリア）（2019年6月以降） 他の海外非上場企業における役員職： 取締役：EDFエナジー ホールディングス(*)（英国）（2017年以降） 略歴：理工科学学校（École polytechnique）およびテレコム パリテック（Télécom Paris Tech）卒業。1978年から1986年まで、フランス テレコムのエンジニアとして勤務。1986年から1988年まで、ジェラルム・ロンゲ内閣技術顧問、郵政・通信省副大臣であった。1988年から1993年まではマトラ マルコーニススペースの通信衛星部門のヘッドであった。1993年から1994年まではジェラルム・ロンゲ内閣主任、フランス産業・郵政・電気通信・貿易大臣であった。1995年から1998年までは、マトラ コミュニケーションズの会長兼最高経営責任者であった。1998年から2002年までは、オッド エ シエの最高経営責任者を務めた後、企業金融の責任者であるマネージング パートナーであった。2002年8月にビベンディに最高経営責任者として加わった。2005年から2012年において、ビベンディの執行役会の会長であった。2012年から2014年まで、タレスの会長兼最高経営責任者であった。2014年11月よりEDFの会長兼最高経営責任者である。 (*)EDFグループ

ジェラルール・メストラレ	
役職：独立取締役、指名・コーポレート・ガバナンス委員会委員長および報酬委員会委員 生年月日：1949年4月1日生 任期：2015年～2023年 所有株式数 ^(注) ：1,200	他のフランス上場企業における役員職： 取締役：SUEZ(*)（2020年5月まで） 他のフランス非上場企業における役員職： 会長：Agence française de développement d'Al Ula（2018年7月以降） 他の海外上場企業における役員職： 取締役：サウジ電力会社（サウジアラビア）（2018年以降） 略歴：理工科学学校（École polytechnique）および国立行政学院（École nationale d'administration）を卒業。1984年に会長の特別顧問としてカンパーニュ フィナンシエール ドゥ スエズに加わる前に、フランスの行政機関の様々な役職に就き、その後産業を担当する上級執行副会長となった。1991年2月、ソシエテ・ジェネラル・ドゥ・ベルギーの常務取締役を務めた。1995年7月に、カンパーニュ ドゥ スエズの会長兼最高経営責任者を務め、1997年6月にはリヨネーズ デソーの執行役会の会長を務め、最終的に2001年にスエズの会長兼最高経営責任者となった。2008年7月から2016年5月は、ENGIE（旧GDF SUEZ）の会長兼最高経営責任者であった。会長および最高経営責任者の役職が分離されたことに伴い、2016年から2018年5月までは、同氏が取締役会会長であった。 (*)ENGIEグループ

ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ	
役職：取締役 独立取締役、リスク委員会および報酬委員会委員 生年月日：1953年3月10日生 任期：2016年～2020年 所有株式数 ^(注) ：1,669	その他海外非上場企業における役員職： 取締役会会長：Promociones Habitat（スペイン）（2018年以降）、Itinere Infraestructuras（スペイン）（2019年5月以降） 取締役：アゾラ キャピタルS.L.(*)（スペイン）（2014年以降） 略歴：スペイン国籍を持つ同氏は、デウスト大学（スペイン）およびロンドン スクール オブ エコノミクス アンド ポリティカル サイエンス（イギリス）を卒業した弁護士兼エコノミストであり、そのキャリアを、スペインの欧州共同体関係の省庁におけるプログラム マネジャーとして開始した。1980年から2002年までサンタンデール セントラル イスパノのジェネラル マネジャーを務め、その後バンコ サバデイのアドバイザーを2007年まで務めた。2007年6月、ラカイシャの最高経営責任者を務めた。2011年7月には、カイシャ バンクの副会長およびデピュティ アドバイザーであり、2014年までかかる役職を務めた。 (*)グループ ドゥ エムプレサス アズビーS.L.

ナタリー・ラチョウ	
役職：取締役 独立取締役、リスク委員会委員長および指名・コーポレート・ガバナンス委員会委員 生年月日：1957年4月7日生 任期：2008年～2020年 所有株式数^(注)：2,048	他のフランス上場企業における役員職： 取締役：ヴェオリア エンバイロメント（2012年以降）、アトラン（2012年以降） その他海外上場企業における役員職： 監査役会委員：ユーロネクスト N.V.（オランダ）（2019年10月以降） 略歴：ナタリー・ラチョウ氏はフランスのトップのビジネス・スクールの1つであるHECの卒業者である。1978年から1999年まで、同氏はバンク インドスエズおよびクレディ アグリコル インドスエズにおいて、外国為替ディーラー、資産負債管理ヘッド、創設者等の複数の役職に就任し、次いでカール フェューチャーズ インターナショナル パリ（パリ先物取引所におけるバンク インドスエズの取引の仲買業務を行う子会社）の最高経営責任者、バンク インドスエズの会社秘書役、クレディ アグリコル インドスエズの為替・通貨オプション部門のグローバル ヘッドであった。1999年には、同氏はロンドンを拠点とする資産運用会社、トピアリー ファイナンス リミテッドを設立した。2015年以降、同氏はルーヴィエ アソシエの上級顧問を務めている。2001年以降、同氏はフランス海外貿易担当顧問に就任している。

ルボミーラ・ロシェ	
役職：ロレアルグループ チーフ デジタル オフィサー 独立取締役 生年月日：1977年5月8日生 任期：2017年～2021年 所有株式数^(注)：1,000	他の海外非上場企業における役員職： 取締役：ファウンダーズ ファクトリー リミテッド(*)（英国）（2016年以降） 略歴：ルボミーラ・ロシェ氏はフランスの高等師範学校（École normale supérieure）およびパリ政治学院（Sciences Po）を卒業し、欧州大学院大学（ベルギー）を卒業した。2003年から2007年に、ソジェティ（キャップジェミニ）の戦略ヘッドであった。2008年から2010年には、フランスにおけるマイクロソフトのイノベーションおよびスタートアップス ヘッドであった。2010年にバルテックへ加わり、2012年には最高経営責任者となった。2014年以降、ロレアルの最高デジタル責任者および執行委員会の委員を務める。 (*)ロレアル グループ

アレクサンドラ・スハープベルト	
役職：取締役 独立取締役、監査・内部 統制委員会委員長および リスク委員会委員 生年月日：1958年9月5日生 任期：2013年～2021年 所有株式数 ^(注) ：1,000	他のフランス上場企業における役員職： 監督委員会委員：パローレックSA（2010年以降） 海外上場企業における役員職： 監督委員会委員：プミ アルマダ ベルハッド（マレーシア）（2011年以降） 他の海外非上場企業における役員職： 監督委員会委員：オランダ開発金融公庫（FMO）（オランダ）（2012年以降） 略歴：オランダ人である同氏は、オックスフォード大学（英国）において政治学、経済学および哲学を専攻して卒業し、エラスムス大学ロッテルダム（オランダ）において開発経済学の修士号を取得した。同氏は、オランダのABN AMROグループでキャリアを開始し、1984年から2007年までの間、インベストメントバンキング部門において様々な役職に就任した（特に、銀行の主要な法人顧客との関係における責任者でもあった。）。2008年には、同氏はロイヤル バンク オブ スコットランド グループのインベスト バンキングの西欧担当のヘッドに任命された。

フランス・ウサイ	
役職：従業員により選出された 取締役 生年月日：1967年7月27日生 任期：2009年～2021年 所有株式数 ^(注) ：0	ソシエテ・ジェネラル・グループ外において、役員職には就いていない。 略歴：1989年からソシエテ・ジェネラルの従業員である。

ダヴィッド・ルルー	
役職：従業員により選出された 取締役 生年月日：1978年6月3日生 任期：2018年～2021年 所有株式数 ^(注) ：0	ソシエテ・ジェネラル・グループ外において、役員職には就いていない。 略歴：2001年からソシエテ・ジェネラルの従業員である。

(注) 2019年12月31日現在の所有株式数

(ii) 経営執行部

(2020年6月17日現在)

氏名	役職
フレデリック・ウデア	最高経営責任者
ディオニー・レボ	デピュティCEO
フィリップ・エムリッシュ	デピュティCEO
セヴラン・カバンヌ	デピュティCEO
フィリップ・ヘイム	デピュティCEO

(iii) グループ経営委員会

グループ経営委員会は、最高経営責任者により任命された60名の役員で構成され、四半期に1回以上の頻度で招集される。グループ経営委員会は、当グループの戦略および一般経営事項を協議し、検討する。

(2020年6月17日現在)

氏名	役職
経営執行部	
フレデリック・ウデア	最高経営責任者
ディオニー・レボ	デピュティCEO
フィリップ・エムリッシュ	デピュティCEO
セヴラン・カバンヌ	デピュティCEO
フィリップ・ヘイム	デピュティCEO
グループ戦略委員会のメンバー（経営執行部を除く。）	
ダヴィッド・アビトボル ⁽¹⁾	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス グローバル ヘッド
パスカル・オージュ ⁽¹⁾	検査・監査部門ヘッド
セシル・バーティニエフ ⁽¹⁾	グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門最高 執行責任者
ジル・ブリアタ ⁽¹⁾	グループ秘書役
ブルーノ・ドゥラス ⁽¹⁾	フランス ネットワーク最高執行責任者
マリー-クリスティン・デュショレ ⁽¹⁾	ソシエテ・ジェネラル フランス国内リテール バンキングヘッド
パトリック・フォレア ⁽¹⁾	ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング部門ヘッド兼リク ソー監督者
ローラン・グッター ⁽¹⁾	国際リテール バンキング部門アフリカ／地中海沿岸地域&海外領域 担当ヘッド
ジャン-フランソワ・グレゴワール ⁽¹⁾	グローバル マーケッツ ヘッド
ブノワ・グリゾニ ⁽¹⁾	ブルソラマ最高経営責任者
カロリン・ギオミン ⁽¹⁾	グループ人事部門ヘッド&グループ コミュニケーション ヘッド
エドゥアール-マロ・アンリ ⁽¹⁾	グループ コンプライアンス ヘッド

氏名	役職
ヨヘン・イエームリッヒ ⁽¹⁾	設備ファイナンス事業ヘッドおよびGEFA銀行最高経営責任者
ウィリアム・カドーシュ - シャサン ⁽¹⁾	グループ最高財務責任者
スラヴミール・クルパ ⁽¹⁾	ソシエテ・ジェネラル アメリカ最高経営責任者
クリストフ・ルブラン ⁽¹⁾	グループ経営資源&デジタル トランスフォーメーション ヘッド
ティム・アルバートセン	ALDオートモーティブ最高経営責任者
アレクサンドレ・メイマ ⁽¹⁾	グローバル トランザクション&ペイメント サービス ヘッド
フランソワーズ・メルカダル - ダラサレス ⁽¹⁾	クレディ デュ ノール最高経営責任者
ゲール・オリヴィエ ⁽¹⁾	ソシエテ・ジェネラル アジア太平洋地域担当最高経営責任者
ピエール・パルミエリ ⁽¹⁾	グローバル バンキング&アドバイザリー ヘッド
フィリップ・ベレ ⁽¹⁾	保険事業ヘッド
シルヴィー・ルモン ⁽¹⁾	グループ チーフ リスク オフィサー
ジョヴァンニ - ルカ・ソーマ ⁽¹⁾	国際リテール バンキング部門欧州担当ヘッド兼ロシア担当グループ カントリー ヘッド
グループ経営委員会のメンバー（グループ戦略委員会のメンバーを除く。）	
フィリップ・アムストイ	フランス ネットワーク取締役
エルベ・オードレン・ド・ケードレル	グループ デピュティ コンプライアンス ヘッド
フランソワ・ブロッホ	BRD最高経営責任者
クレール・カルメジャヌ	グループ チーフ イノベーション オフィサー
アントワヌ・クリュ	セキュリティ最高責任者
ジェフロイ・ダルマーニュ	恒常的統制・内部統制調整グローバル ヘッド
ティエリー・ダルジャン	グローバル バンキング&アドバイザリー デピュティ ヘッド
オディール・ド・セーヴル	ソシエテ・ジェネラル 設備ファイナンス デピュティ チーフオフィ サー
クレール・デュマ	デピュティ CFO
カルロス・ゴンサルヴェス	グローバル テクノロジー サービス ヘッド
ドナト・ゴンザレス - サンチェス	コーポレート&インベストメント バンキング、プライベート バン キング、アセット マネジメント、セキュリティーズ サービス部門 ヘッド兼スペイン&ポルトガル担当グループ カントリー ヘッド
エリック・グローヴェン	フランス国内リテール バンキング不動産部門ヘッド
アルヴァロ・フート	グローバル バンキング&アドバイザリー デピュティ ヘッド
アルノ・ジャックマン	ルクセンブルク担当グループ カントリー ヘッド兼ソシエテ・ジェ ネラル ルクセンブルク最高経営責任者

氏名	役職
ヤン・ユヘルカ	コメルチニ バンカ取締役会会長兼最高経営責任者およびチェコ共和国&スロバキア担当グループ カントリー ヘッド
ジーン・ルイス・クライン	クレディ デュ ノール デピュティCEO
ヴェロニク・ロクティン	ソシエテ・ジェネラル フランス国内リテール バンキング コーポレート アカウント ヘッド
シャビエル・ロフィシエル	グループ デピュティCEO
ミカラ・マークセン	グループ チーフ エコノミストおよびエコノミック&セクトリアル リサーチ ヘッド
アンヌ・マリオン・ブシャクール	スイス担当グループ カントリー ヘッド兼SGチューリッヒ最高経営責任者
レティシア・モーレル	グループ コミュニケーション デピュティ ヘッド
ジャン・フランソワ・マゾ	グループ トランスフォーメーション ヘッド
イリヤ・ボルヤコフ	ロスバンク最高経営責任者兼執行役会会長
シルヴィー・ブレア	企業の社会的責任担当ディレクター
セバスチャン・プロト	グループ ストラテジー ヘッド
サディア・リッケ	デピュティ チーフ リスク オフィサー
ジョン・サフレット	ALDオートモーティブ デピュティCEO
グレゴワール・シモン・バルブー	デピュティ グループ チーフ リスク オフィサー
マチュー・ヴェドレーヌ	ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング フランス ヘッド
グイド・ゾエラー	ドイツ担当グループ カントリー ヘッド兼ソシエテ・ジェネラル ドイツ国内コーポレート&インベストメント バンキング事業ヘッド

(1) 事業ユニットまたはサービス ユニットのマネジャー

当グループの経営陣の報酬の総額については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」および下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注5.1.2を参照のこと。

(3) 【監査の状況】

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」および下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.7を参照のこと。

(4) 【役員の報酬等】

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」の「当グループの上級経営陣の報酬」を参照のこと。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6 【経理の状況】

- a 本書記載のソシエテ・ジェネラルの原文の財務書類(連結財務諸表および個別財務諸表)は、フランスにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則および銀行業に適用される会計基準に準拠して作成されたものである。本書記載の邦文の財務書類(連結財務諸表および個別財務諸表)は、原文の財務書類を翻訳したものである。当行の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第1項の規定が適用されている。

連結財務諸表については、フランスにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則として欧州連合が採択したIFRS(国際財務報告基準)が適用されているが、個別財務諸表については、IFRSは適用しておらず、従来通りフランス銀行業規制委員会の規則およびフランスの銀行業で一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成されている。

なお、日本とフランスとの会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な差異については、第6の「4 フランスと日本における会計原則および会計慣行の相違」に記載されている。

- b 本書記載の原文の財務書類は、フランスにおける法定監査人であるデロイト・アンド・アソシエおよびアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルの監査を受けており、その監査報告書の原文および訳文は、本有価証券報告書に含まれている。

なお、当行の財務書類には、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第35条の規定に基づき「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定が適用されるため、日本の公認会計士または監査法人による監査は必要とされていない。

- c 本書記載の邦文の財務書類には、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2020年4月17日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値、1ユーロ=117.27円の為替レートが使用されており、百万円未満の端数は四捨五入して表示している。

- d 日本円および第6の2から4までの事項は、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、原文の財務書類には記載されておらず、上記bの監査の対象になっていない。

1 【財務書類】

1.1 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

資産		2019年12月31日		2018年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
現金および中央銀行預け金		102,311	11,998,011	96,585	11,326,523
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	注3.1, 3.2 および3.4	385,739	45,235,613	365,550	42,868,049
ヘッジ目的デリバティブ	注3.2 および3.4	16,837	1,974,475	11,899	1,395,396
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	注3.3 および3.4	53,256	6,245,331	50,026	5,866,549
償却原価で測定する有価証券	注3.5, 3.8 および3.9	12,489	1,464,585	12,026	1,410,289
償却原価で測定する銀行預け金	注3.5, 3.8 および3.9	56,366	6,610,041	60,588	7,105,155
償却原価で測定する顧客貸出金	注3.5, 3.8 および3.9	450,244	52,800,114	447,229	52,446,545
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額		401	47,025	338	39,637
保険事業の投資	注4.3	164,938	19,342,279	146,768	17,211,483
税金資産	注6	5,779	677,704	5,819	682,394
その他の資産	注4.4	68,045	7,979,637	67,446	7,909,392
売却目的保有非流動資産	注2.5	4,507	528,536	13,502	1,583,380
持分法適用投資		112	13,134	249	29,200
有形および無形固定資産 ⁽¹⁾	注8.4	30,652	3,594,560	26,751	3,137,090
のれん	注2.2	4,627	542,608	4,652	545,540
合計		1,356,303	159,053,653	1,309,428	153,556,622

(1) 2019年1月1日以降、IFRS第16号「リース」を適用した結果、当グループは「有形および無形固定資産」に対象リース資産を使用する権利を表す使用権資産を計上している（注1参照）。

負債

		2019年12月31日		2018年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
中央銀行預金		4,097	480,455	5,721	670,902
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	注3.1, 3.2 および3.4	364,129	42,701,408	363,083	42,578,743
ヘッジ目的デリバティブ	注3.2 および3.4	10,212	1,197,561	5,993	702,799
発行債券	注3.6 および3.9	125,168	14,678,451	116,339	13,643,074
銀行預金	注3.6 および3.9	107,929	12,656,834	94,706	11,106,173
顧客預金	注3.6 および3.9	418,612	49,090,629	416,818	48,880,247
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額		6,671	782,308	5,257	616,488
税金債務 ⁽¹⁾	注6	1,409	165,233	1,157	135,681
その他の負債 ⁽²⁾	注4.4	85,062	9,975,221	76,629	8,986,283
売却目的保有非流動負債	注2.5	1,333	156,321	10,454	1,225,941
保険契約関連負債	注4.3	144,259	16,917,253	129,543	15,191,508
引当金	注8.3	4,387	514,464	4,605	540,028
劣後債務	注3.9	14,465	1,696,311	13,314	1,561,333
負債合計		1,287,733	151,012,449	1,243,619	145,839,200
株主資本					
株主資本、グループ持分					
発行済普通株式および資本準備金		21,969	2,576,304	20,746	2,432,883
その他の資本性金融商品		9,133	1,071,027	9,110	1,068,330
利益剰余金 [*]		29,558	3,466,267	28,085	3,293,528
純利益 [*]		3,248	380,893	4,121	483,270
小計		63,908	7,494,491	62,062	7,278,011
未実現・繰延損益	注7.3	(381)	(44,680)	(1,036)	(121,492)
資本、グループ持分小計		63,527	7,449,811	61,026	7,156,519
非支配持分	注2.3	5,043	591,393	4,783	560,903
株主資本合計		68,570	8,041,204	65,809	7,717,422
合計		1,356,303	159,053,653	1,309,428	153,556,622

* 金額は、IAS第12号「法人所得税」の修正の適用開始に伴い、修正再表示している（注1参照）。

(1) 2019年1月1日以降、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」の適用の結果、「税金債務」に法人所得税引当金を表示している（注1参照）。

(2) 2019年1月1日以降、IFRS第16号「リース」を適用した結果、当グループはリースの支払義務を表すリース債務を「その他の負債」に計上している（注1参照）。

(2) 連結損益計算書

		2019年		2018年	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
受取利息および類似収益	注3.7	23,712	2,780,706	22,678	2,659,449
支払利息および類似費用	注3.7	(12,527)	(1,469,041)	(11,659)	(1,367,251)
受取手数料	注4.1	9,068	1,063,404	9,124	1,069,972
支払手数料	注4.1	(3,811)	(446,916)	(3,600)	(422,172)
金融取引に係る純損益		4,460	523,024	5,189	608,514
内、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	注3.1	4,343	509,304	5,119	600,305
内、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	注3.3	119	13,955	83	9,734
内、償却原価で測定する金融資産の認識中止による純損益		(2)	(235)	(13)	(1,525)
保険事業の純利益	注4.3	1,925	225,745	1,724	202,173
その他の活動からの収益	注4.2	11,629	1,363,733	10,761	1,261,942
その他の活動からの費用	注4.2	(9,785)	(1,147,487)	(9,012)	(1,056,837)
銀行業務純利益		24,671	2,893,168	25,205	2,955,790
人件費	注5	(9,955)	(1,167,423)	(9,561)	(1,121,218)
その他の営業費用	注8.2	(6,285)	(737,042)	(7,366)	(863,811)
有形・無形固定資産の償却費、減価償却費および減損損失	注8.4	(1,487)	(174,380)	(1,004)	(117,739)
営業総利益		6,944	814,323	7,274	853,022
リスク費用	注3.8	(1,278)	(149,871)	(1,005)	(117,856)
営業利益		5,666	664,452	6,269	735,166
持分法適用投資純利益	注2.3	(129)	(15,128)	56	6,567
その他の資産からの純損益		(327)	(38,348)	(208)	(24,392)
税引前利益		5,210	610,976	6,117	717,341
法人所得税*	注6	(1,264)	(148,229)	(1,304)	(152,920)
連結純利益*		3,946	462,747	4,813	564,421
非支配持分損益		698	81,854	692	81,151
グループ純利益*		3,248	380,893	4,121	483,270
普通株式1株当たり利益(ユーロ、円)	注7.2	3.05	358	4.24	497
普通株式1株当たり希薄化後利益(ユーロ、円)	注7.2	3.05	358	4.24	497

* 金額は、IAS第12号「法人所得税」の修正の適用開始に伴い、修正再表示している（注1参照）。

(3) 純利益および未実現・繰延損益計算書

	2019年		2018年	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
連結純利益*	3,946	462,747	4,813	564,421
後に純利益への組替可能性のある未実現・繰延損益	844	98,976	24	2,814
為替換算差額	563	66,023	370	43,390
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の再評価	(28)	(3,283)	(233)	(27,324)
当期の再評価差額	48	5,629	(193)	(22,633)
純利益への組替	(76)	(8,912)	(40)	(4,691)
売却可能金融資産の再評価 ⁽¹⁾	188	22,047	(74)	(8,678)
当期の再評価差額	190	22,281	(54)	(6,333)
純利益への組替	(2)	(234)	(20)	(2,345)
ヘッジ目的デリバティブの再評価	153	17,942	(120)	(14,072)
当期の再評価差額	195	22,867	(156)	(18,294)
純利益への組替	(42)	(4,925)	36	4,222
持分法適用会社の未実現損益	1	117	1	117
関連税金	(33)	(3,870)	80	9,381
後に純利益に組替えられない未実現・繰延損益	(160)	(18,763)	411	48,198
確定給付制度に係る数理損益	(32)	(3,752)	30	3,518
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の自社信用リスクの再評価	(121)	(14,190)	529	62,036
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の再評価	(48)	(5,629)	1	117
持分法適用会社の未実現損益	3	352	(3)	(352)
関連税金	38	4,456	(146)	(17,121)
未実現・繰延損益合計	684	80,213	435	51,012
純利益および未実現・繰延損益*	4,630	542,960	5,248	615,433
内、グループ持分*	3,903	457,705	4,588	538,035
内、非支配持分損益	727	85,255	660	77,398

* 金額は、IAS第12号「法人所得税」の修正の適用開始に伴い、修正再表示している（注1参照）。

(1) 売却可能金融資産に係る未実現損益は、保険事業にだけ関連するものである。

(4) 連結株主持分変動計算書

	株主資本グループ持分					合計	非支配持分	連結株主 資本 合計
	発行済 普通株式 および 資本準備金	その他の 資本金 金融商品	利益剰余金	純利益 グループ 持分	未実現・ 繰延損益			
(単位：百万ユーロ)								
2018年1月1日現在株主資本	20,861	8,566	30,504	—	(1,503)	58,428	4,523	62,951
普通株式の増加および資本金金融商品の発行/償還/配当 [*]	—	544	(715)	—	—	(171)	(33)	(204)
自己株式の消却	(174)	—	(12)	—	—	(186)	—	(186)
株式報酬制度の資本部分	59	—	—	—	—	59	—	59
2018年度支払配当金（注7.2参照）	—	—	(1,764)	—	—	(1,764)	(368)	(2,132)
連結範囲の変更の影響額	—	—	52	—	—	52	(5)	47
株主関係に関連した変動小計[*]	(115)	544	(2,439)	—	—	(2,010)	(406)	(2,416)
2018年度純利益 [*]	—	—	—	4,121	—	4,121	692	4,813
未実現・繰延損益の変動	—	—	—	—	467	467	(32)	435
その他の増減	—	—	20	—	—	20	6	26
小計	—	—	20	4,121	467	4,608	666	5,274
2018年12月31日現在株主資本[*]	20,746	9,110	28,085	4,121	(1,036)	61,026	4,783	65,809
利益剰余金への振替	—	—	4,114	(4,121)	7	—	—	—
2019年1月1日現在株主資本	20,746	9,110	32,199	—	(1,029)	61,026	4,783	65,809
普通株式の増加および資本金金融商品の発行/償還/配当（注7.1参照）	1,011	23	(731)	—	—	303	(33)	270
自己株式の消却（注7.1参照）	152	—	(77)	—	—	75	—	75
株式報酬制度の資本部分（注5.3参照）	60	—	—	—	—	60	—	60
2019年度支払配当金（注7.2参照）	—	—	(1,770)	—	—	(1,770)	(379)	(2,149)
連結範囲の変更の影響額	—	—	(10)	—	—	(10)	(56)	(66)
株主関係に関連した変動小計	1,223	23	(2,588)	—	—	(1,342)	(468)	(1,810)
2019年度純利益	—	—	—	3,248	—	3,248	698	3,946
未実現・繰延損益の変動	—	—	—	—	648	648	31	679
その他の増減	—	—	(53)	—	—	(53)	(1)	(54)
小計	—	—	(53)	3,248	648	3,843	728	4,571
2019年12月31日現在株主資本	21,969	9,133	29,558	3,248	(381)	63,527	5,043	68,570

* 金額は、IAS第12号「法人所得税」の修正の適用開始に伴い、修正再表示している（注1参照）。

(単位：百万円)	株主資本グループ持分						非支配持分	連結株主 資本 合計
	発行済 普通株式 および 資本準備金	その他の 資本金 金融商品	利益剰余金	純利益 グループ 持分	未実現・ 繰延損益	合計		
2018年1月1日現在株主資本	2,446,370	1,004,535	3,577,204	—	(176,257)	6,851,852	530,412	7,382,264
普通株式の増加および資本金金融商品の発行/償還/配当 [*]	—	63,795	(83,848)	—	—	(20,053)	(3,870)	(23,923)
自己株式の消却	(20,405)	—	(1,407)	—	—	(21,812)	—	(21,812)
株式報酬制度の資本部分	6,919	—	—	—	—	6,919	—	6,919
2018年度支払配当金（注7.2参照）	—	—	(206,864)	—	—	(206,864)	(43,156)	(250,020)
連結範囲の変更の影響額	—	—	6,098	—	—	6,098	(586)	5,512
株主関係に関連した変動小計[*]	(13,486)	63,795	(286,021)	—	—	(235,712)	(47,612)	(283,324)
2018年度純利益 [*]	—	—	—	483,270	—	483,270	81,151	564,421
未実現・繰延損益の増減	—	—	—	—	54,765	54,765	(3,753)	51,012
その他の増減	—	—	2,345	—	—	2,345	704	3,049
小計	—	—	2,345	483,270	54,765	540,380	78,102	618,482
2018年12月31日現在株主資本[*]	2,432,883	1,068,330	3,293,528	483,270	(121,492)	7,156,519	560,903	7,717,422
利益剰余金へ振替	—	—	482,449	(483,270)	821	—	—	—
2019年1月1日現在株主資本	2,432,883	1,068,330	3,775,977	—	(120,671)	7,156,519	560,903	7,717,422
普通株式の増加および資本金金融商品の発行/償還/配当（注7.1参照）	118,560	2,697	(85,724)	—	—	35,533	(3,870)	31,663
自己株式の消却（注7.1参照）	17,825	—	(9,030)	—	—	8,795	—	8,795
株式報酬制度の資本部分（注5.3参照）	7,036	—	—	—	—	7,036	—	7,036
2019年度支払配当金（注7.2参照）	—	—	(207,568)	—	—	(207,568)	(44,445)	(252,013)
連結範囲の変更の影響額	—	—	(1,173)	—	—	(1,173)	(6,567)	(7,740)
株主関係に関連した変動小計	143,421	2,697	(303,495)	—	—	(157,377)	(54,882)	(212,259)
2019年度純利益	—	—	—	380,893	—	380,893	81,854	462,747
未実現・繰延損益の増減	—	—	—	—	75,991	75,991	3,635	79,626
その他の増減	—	—	(6,215)	—	—	(6,215)	(117)	(6,332)
小計	—	—	(6,215)	380,893	75,991	450,669	85,372	536,041
2019年12月31日現在株主資本	2,576,304	1,071,027	3,466,267	380,893	(44,680)	7,449,811	591,393	8,041,204

^{*} 金額は、IAS第12号「法人所得税」の初度適用に伴い、修正再表示している（注1参照）。

(5) 連結キャッシュフロー計算書

	2019年		2018年**	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
連結純利益(I) *	3,946	462,747	4,813	564,421
有形および無形固定資産の償却費（オペレーティング・リースを含む）	5,181	607,576	4,589	538,152
減価償却及び引当金純繰入額	(3,284)	(385,115)	2,343	274,763
持分法適用投資純損益	129	15,128	(53)	(6,215)
繰延税金の増減	295	34,595	357	41,865
長期資産及び子会社株式の売却益	(84)	(9,851)	(101)	(11,844)
その他の増減*	1,295	151,865	(358)	(41,983)
純利益（純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益を除く）およびその他の調整に含まれる非資金項目(II)	3,532	414,198	6,777	794,738
純損益を通じて公正価値で測定された金融商品に係る利益	5,267	617,661	4,901	574,740
銀行間取引	14,554	1,706,748	(1,921)	(225,276)
顧客との取引	5,429	636,659	(11,732)	(1,375,812)
その他金融資産・負債関連取引	(36,748)	(4,309,438)	(1,598)	(187,397)
その他の非金融資産・負債関連取引	14,424	1,691,502	(4,643)	(544,484)
営業用資産・負債関連現金の純増減(III)	2,926	343,132	(14,993)	(1,758,229)
営業活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）(A)=(I)+(II)+(III)	10,404	1,220,077	(3,403)	(399,070)
金融資産および長期投資の取得および処分に 関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）	234	27,441	(5,758)	(675,240)
有形・無形固定資産に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）	(7,210)	(845,517)	(7,621)	(893,715)
投資活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）(B)	(6,976)	(818,076)	(13,379)	(1,568,955)
株主からの又は株主に対するキャッシュフロー	(1,219)	(142,952)	(2,543)	(298,218)
財務活動から生じるその他の純キャッシュフロー	3,229	378,665	(471)	(55,234)
財務活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）(C)	2,010	235,713	(3,014)	(353,452)
外国為替相場の変動が現金および現金同等物に与える影響額 (D)	1,386	162,536	2,179	255,531
現金および現金同等物の純インフロー（アウトフロー）(A)+(B)+(C)+(D)	6,824	800,250	(17,617)	(2,065,946)
現金勘定および中央銀行預け金（資産）	96,585	11,326,523	114,404	13,416,157
中央銀行預金（負債）	(5,721)	(670,902)	(5,604)	(657,181)
銀行当座勘定（注3.5および4.3参照）	24,667	2,892,699	22,159	2,598,586
要求払預金および銀行当座勘定（注3.6参照）	(13,875)	(1,627,121)	(11,686)	(1,370,417)
期首現金および現金同等物	101,656	11,921,199	119,273	13,987,145
現金勘定および中央銀行預け金（資産）	102,311	11,998,011	96,585	11,326,523
中央銀行預金（負債）	(4,097)	(480,455)	(5,721)	(670,902)
銀行当座勘定（注3.5および4.3参照）	21,843	2,561,529	24,667	2,892,699
要求払預金および銀行当座勘定（注3.6参照）	(11,577)	(1,357,635)	(13,875)	(1,627,121)
期末現金および現金同等物	108,480	12,721,450	101,656	11,921,199
現金および現金同等物の純インフロー（アウトフロー）	6,824	800,251	(17,617)	(2,065,946)

* IAS第12号「法人所得税」の初度適用に伴い、修正再表示している（注1参照）。

** この金額は、2018年12月31日に終了した事業年度の公表済み連結財務諸表に対し、外国為替相場の変動が現金および現金同等物に与える影響額を独立した項目 (D) に組替えたことにより修正再表示している。

[次へ](#)

(6) 連結財務諸表に対する注記

連結財務諸表は、2020年2月5日に開催された取締役会により承認された。

注1 重要な会計方針

注1.1 序論

国際会計基準の適用に関する2002年7月19日の欧州規則1606/2002に従って、ソシエテ・ジェネラル グループ(以下「当グループ」)は、欧州連合(EU)により採択された2019年12月31日時点で効力を有する国際財務報告基準(以下「IFRS」)に準拠して2019年12月31日に終了した事業年度の連結財務諸表を作成した。

これらの基準は、欧州委員会のウェブサイト：https://ec.europa.eu/info/law/international-accounting-standards-regulation-ec-no-1606-2002/amending-and-supplementary-acts/acts-adopted-basis-regulatory-procedure-scrutiny-rps_en で入手可能である。

最も重要な会計方針の変更は、2019年1月1日以降IFRS第16号「リース」を適用したことである。

IFRS第9号に規定された移行措置に従って、当グループは、マクロ公正価値ヘッジ会計に関連する措置(IAS第39号「カーブ・アウト」)を含め、EUが採択したIAS第39号に基づいてヘッジ取引を認識することを選択した。

財務諸表の表示

IFRSの会計フレームワークは、標準モデルを特定していないため、2019年度のデータを表示するために使用されている主要な財務諸表の様式は、フランスの会計基準設定主体であるANCにより2017年6月2日の勧告2017-02号に基づいて提案されている財務諸表の様式と整合性のとれたものである。

連結財務諸表に対する注記において提供された開示は、ソシエテ・ジェネラル・グループの財政状態の適切かつ重要な情報、その事業活動および当グループがその期間に事業を行った環境に焦点をあてたものである。

表示通貨

連結財務諸表の表示通貨は、ユーロである。

財務諸表およびその注記において表示されている数値は、特に明示されていない限り、百万ユーロで記載されている。四捨五入の影響によって財務諸表で表示されている数値とその注記で表示されている数値との間に差異が生じている可能性がある。

注1.2 2019年1月1日現在、当グループが採用した新しい会計基準

IFRS第16号「リース」 IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」 年次改善(2015年-2017年サイクル) 金利指標の改革の関連でIAS第39号、IFRS第7号およびIFRS第9号の修正 IAS第28号の修正「関連会社および共同支配企業に対する長期持分」 IAS第19号の修正「年金制度の改訂、縮小および清算」

IFRS第16号「リース」

この新しい基準は、既存の基準IAS第17号に代わるものであり、リースの会計処理の要求事項、特に借手の財務諸表に関してより具体的に会計上の要求事項を修正するものであり、貸手に対する影響はほとんどない。

2019年1月1日以降、当グループは、2017年10月31日に欧州連合が採択したIFRS第16号の基準を適用している。当グループは、IFRS第16号に規定されている方法を過年度の報告期間に早期適用しなかった。そのため、リースに適用される会計方針および注記に表示されている開示事項は、2019年1月1日以降修正されている。

IFRS第16号の基準が規定する会計処理

リースの認識

会計基準により規定された免除を除いて、すべてのリース契約について、借手は、対象リース資産を使用する借手の権利を表す使用権資産およびリースの支払義務を表すリース負債を認識することを要求されている。

損益計算書において、借手は使用権資産の減価償却費とリース負債に係る支払利息を区別して認識する。

会計処理は、注8.4に詳述している。

範囲

当グループの事業活動に関して、この会計処理は、建物リース、コンピューター設備リースおよびごく少数の車両リースに適用されている。当グループは、IFRS第16号を無形資産のリース（例えば、ソフトウェア）には適用しないというオプションを採用している。

経過措置

IFRS第16号の初度適用にあたって、当グループはこの基準で提案されている修正遡及アプローチを採用することを選択した。

2019年1月1日現在の現行リースに係るリース負債の金額は、契約の残存期間を考慮して同時点で有効な借手の追加借入利率（注8.4に記載した要件に従って決定される金利）で残存支払リース料を割引くことにより計算される。相当する使用権は、リース負債に等しい金額で貸借対照表に計上される。

残存期間が12ヶ月未満のリースおよび2019年1月1日現在自動的に更新されるリースは、短期リース（1年未満のリース）とみなされ、IFRS第16号の経過措置によって提供されているオプションに準拠して、貸借対照表には計上されない。

IFRS第16号の修正遡及アプローチの規定によれば、2019年について表示される2018年に係る比較データは、修正再表示されない。

IFRS第16号の初度適用の影響

IFRS第16号を初度適用した結果、リース負債および相当する使用権資産の認識に関連して貸借対照表は2,050百万ユーロ増加した。

リース負債は、「その他の負債」の項に計上し、使用権は有形固定資産に分類されている。但し、売却目的で保有する資産および負債のグループに含まれるリースは、連結財務諸表の特定の項目に記載されている。

2019年1月1日現在、IFRS第16号の初度適用が当グループの株主資本に与える影響はない。

使用権およびリース負債を最初に計上した時点では、繰延税金資産の価値が繰延税金負債の価値に等しいため繰延税金は計上されていない。使用権およびリース負債のその後の変動により生じる一時差異純額により繰延税金を認識することになる。

2019年1月1日現在の貸借対照表に与える影響

(単位：百万ユーロ)		2019年1月1日
資産		
その他の資産		(3)
売却目的保有非流動資産	(c)	42
有形および無形固定資産	(a)	2,011
IFRS第16号による影響額合計		2,050
負債		
その他の負債	(b)	2,008
売却目的保有非流動資産	(c)	42
IFRS第16号による影響額合計		2,050

2019年1月1日現在、IFRS第16号の初度適用の結果、

(a) 有形および無形固定資産が2,011百万ユーロ増加した。その内訳は

- 有形固定資産の増加2,118百万ユーロは、以下の理由による。
 - 以下の原資産に関して貸借対照表におけるリースの会計処理に関連した2,110百万ユーロの使用権
 - ・ フランス国内および国外の商業スペース（リテールバンキングのネットワークの支店）および事務所スペースのリースについて契約した建物リースに連動した2,012百万ユーロ
 - ・ コンピューター機器リースに関連する93百万ユーロ（その内、83百万ユーロはデータ・センター）
 - ・ 車両リースに関する5百万ユーロ
 - 従来無形固定資産として計上され、現在は使用権の分離した構成要素と表示されるリース関連貸借権107百万ユーロ（建物の以前のテナントに支払われた）の分類変更
 - 従来「その他の負債」に計上されていたフリーレントの期間に関連する99百万ユーロの繰延収益から構成される-102百万ユーロの分類変更
 - 前払家賃に関する3百万ユーロの前払費用の「その他の資産」からの分類変更
- 貸借権の分類変更に関連する無形固定資産107百万ユーロの減少

(b) 以下の動きに連動した「その他の負債」2,008百万ユーロの増加

- 2,110百万ユーロのリース負債の認識
- フリーレント期間に関連する繰延収益99百万ユーロを含む102百万ユーロのフリーレント期間の分類変更

(c) その資産および負債が「売却目的保有の非流動資産」および「売却目的保有の非流動資産に関連する非流動負債」に分類されている企業による42百万ユーロの使用権およびリース負債の認識

2018年12月31日現在報告された将来最低オペレーティング・リース料の金額と2019年1月1日現在計上されたリース負債の金額との調整

下記の表は、以下の調整を目的としている。

- 2018年12月31日現在の当グループが使用する有形資産に係るオペレーティング・リース契約に関連する将来の最低オペレーティング・リース料および、
- IFRS第16号を適用して、2019年1月1日現在の財政状態計算書で認識されたリース負債

(単位：百万ユーロ)

2018年12月31日現在のオペレーティング・リース契約に関連する将来最低オペレーティング・リース料	2,388
財政状態計算書に計上されていないリース契約 ⁽¹⁾	(38)
2019年1月1日現在割引前リース負債	2,350
割引の影響	(214)
割引率 ⁽²⁾	2.74%
範囲の影響 ⁽³⁾	16
2019年1月1日現在の割引後リース負債 ⁽⁴⁾	2,152

(1) 短期契約または少額資産の契約

(2) 表の割引率は、借手の加重平均追加借入利率に相当する。

(3) 将来最低オペレーティング・リース料に関連する2019年1月1日現在計上されたリース負債は、重要性が低いと2018年12月31日現在注記に記載された金額からは除かれている。

(4) この金額は「その他の負債」（2,110百万ユーロ）および「売却目的保有非流動負債」（42百万ユーロ）に計上されたリース負債を含む。

2019年11月26日のIFRS解釈委員会(IFRS IC)の決定

2019年上半期にIFRS ICは、リース会計について使用される強制力がある期間の決定に関する要請を受取った。2019年11月26日のこの会議でIFRS ICは、IFRS第16号の原則と要求事項は、契約の強制力の評価には契約の解約ペナルティだけでなく契約のすべての経済的側面を考慮しなければならないということを指摘する一方、リース条件を決定するための適切な基礎を提供していると結論づけた。その結果、IFRS ICはその作業プログラムにこの問題を加えないことを決定し、この件に関してIFRS第16号の解釈を明確にするための修正をIASB(国際会計基準審議会)に要請する必要性はないとした。

この決定が当グループの財務諸表に与える潜在的影響の分析は、その後も行い、2020年上半期中続けられる。2019年12月31日現在、資産リースの条件を決定するために当グループが使用する方法および仮定は、IFRS第16号の初度適用以降実行されているものから変更されていない。

IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」

この解釈は、法人所得税の会計処理に対する不確実性があるときに法人税の測定と会計処理について明確に規定するものである。税務当局が問題となっている処理をコントロールし、すべての適切な情報を持っているということに基づいて税務当局がその処理を受け入れてくれる可能性が高いかどうか決めなければならない。その税務処理の受け入れ可能性が50%以下であれば、この不確実性は、不確実性の解決の最善の予想を提供する方法に基づいて、税金資産および負債の金額に反映しなければならない。

これらの新しい原則を順守するために税務上の不確実性を識別し、分析し、モニターするプロセスの見直しが行われた。当グループは、この解釈が2019年1月1日現在の株主資本に重要な影響を与えることはないが、この時点から「税金債務」に税金調整引当金の分類変更が必要となる。

年次改善（2015年-2017年）

国際財務報告基準の年次改善の一環として、IASBは、IFRS第3号「企業結合」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第12号「法人所得税」およびIAS第23号「借入コスト」の修正を公表した。

IAS第12号の修正の目的は、持分保有者に対する支払報酬の法人税の結果の会計処理を明確にすることである。現在これらの法人税の結果の会計処理は、所有者に対する分配よりも分配可能利益を生じた過去の取引や事象に対して直接的に連動している。

この修正を適用した結果、従来利益剰余金に計上されていた永久劣後債および超劣後債の所有者に対するクーポンの支払に関連する税金節約を損益計算書（「法人税」の項）に分類変更することになった。この表示の変更は、比較データの修正再表示により遡及的に実施されている。税金節約額は、2018年12月31日現在257百万ユーロおよび2019年12月31日現在259百万ユーロであった。

年次改善サイクル（2015-2017）に含まれているその他の修正は、当グループの連結財務諸表には大きな影響はなかった。

金利指標改革の関連でのIAS第39号、IFRS第7号およびIFRS第9号の修正

金融危機を背景に、金利指標(EONIA、EURIBOR、LIBOR等)の不正確性および完全性の欠如によりその決定方法を改革することが必要になった。

国際レベルでは、証券監督者国際機構(IOSCO)は、より信頼性の高い金利指標を決定するための原則を設定し、金融安定理事会(FSB)は、G20により委任されてこの金利の透明性、代表性および信頼性を向上させるための勧告を公表した。これらの方針と勧告に基づいて、その決定が実際の取引に定着するような「リスク・フリーレート-RFR」と呼ばれる新しいリスク・フリーのオーバーナイト・レートの使用を設定し促進するためにいくつかの改革が開始された。例えば、ユーロ建て契約の€STR(ユーロ短期金利)、米ドル建て契約のSOFR(担保付翌日物調達金利)、英ポンド建て契約のSONIA(ポンド翌日物平均金利)等。

欧州連合内において、規則2016/1011(所謂「BMR規則」)が承認され、2018年1月1日現在、指標の規定に関する統一法的枠組みを創ることによりIOSCOおよびFSBの方針と勧告が実施された。この規則の実施の一環として、EONIA、EURIBORおよびLIBORの監督官は、新しいBMRの規定を順守させるためにこれらの指標に使用される方法をレビューし、必要に応じて修正することが求められた。

2019年10月2日以降、€STERはEONIAを置換えることになった。しかしEONIAは、€STERに定着することにより2021年12月31日まで公表される予定である(EONIA=€STER+8.5bps)。EURIBORの改革は、2018年12月に開始し、この指標は2019年7月3日にBMR規則に対応していると宣言された。EURIBORの相場は少なくとも5年間は続く。新しいSOFRおよびSONIAの指標は、LIBORの指標を置換えることを意図し、2018年以降公表されているが、LIBORの公表は少なくとも2021年までは続く予定である。

当グループは、金利指標であるIBORの改革の進展をモニターし、新たな金利指標への移行の結果を予想するためのプロジェクトを立ち上げた。着手した作業の目的は、一つは短期または中期で中止される可能性のある現在の銀行間金利指標に対する当グループのエクスポージャーを限定し、他方これらの現在の金利指標を確認し、2021年以降に期限の来るレガシー取引のストックの移動を準備することである。

既存の指標と新しい指標との間の移行のタイミングと正確な方法に関する不確実性は、既存の指標を参照する金融商品に対して行う修正とともに、ヘッジ会計およびこれらの商品に適用される修正（交換契約条項「フォールバック条項」の適用あるいは契約の条件変更に伴う）に関連する会計処理に影響する可能性がある。

このような会計に対する影響を限定するために、IASBは、2019年9月、移行前に不確実性が存在するがゆえにヘッジ会計を金利リスクのヘッジに適用することを危うくするようになることを防ぐためのIAS第39号、IFRS第9号およびIFRS第7号の修正を公表した。これらの修正は、主にカバーされるキャッシュ・フローの高い蓋然性の順守、カバーされるリスクの把握可能な性格、予測的および遡及的有効性のテストの実行に関連する救済措置を導入している。これらの救済措置は、言及されている不確実性が除去されるまで、すなわち関連する金融商品の条項が有効に修正されるまで適用される。

これらの修正は、2020年1月15日に欧州連合により採択され、2019年から早期適用が可能である。当グループは、2019年12月31日の財務諸表からこの修正を早期適用し、EONIA、EURIBORおよびLIBOR(USD、GBP、CHF、JPY)と連動する関係を含め、同日の不確実性に影響されるヘッジ関係に提供される救済措置を使うことを決定した。これらの修正が適用されているヘッジ目的デリバティブ商品は、注3.2の特定の開示が適用されている。

IASBは、IBOR改革の一環として金融商品に対して行われる契約の修正（金利指標の交換、新しいフォールバック条項の導入）の会計処理に行われる追加の修正を検討している。2020年第2四半期末に公開草案が公表される予定である。

以下に記載した修正は、当グループの連結財務諸表には影響がなかった。

IAS第28号の修正「関連会社および共同支配企業に対する投資」

この修正は、IFRS第9号「金融商品」は、持分法が適用されていなくても関連会社あるいは共同支配企業に対する純投資の一部を形成する金融商品に対して適用しなければならないということを明確にするものである。

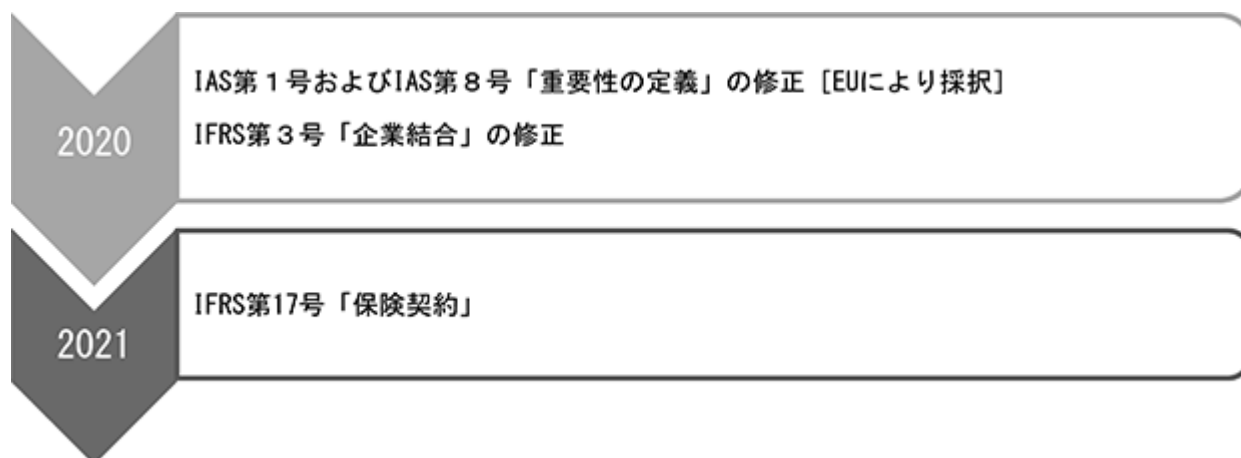
IAS第19号の修正「年金制度の改訂、縮小または清算」

これらの修正は、確定給付年金制度が改訂、縮小または清算された場合に年金費用をどのように算定するかを明確にするものである。このような場合、IAS第19号は現在確定給付資産・負債の正味費用を再測定することを求めている。この修正では事業体に対して過去勤務費用と正味利息を決定するためにこの再測定から最新の年金数理の仮定を使用することを要求している。

注1.3 今後当グループが適用する会計基準、修正あるいは解釈

IASBは、会計基準、修正あるいは解釈を公表しているが、そのいくつかについては、2019年12月31日現在、欧州連合は採択していない。これらの適用が要求されるのは、早くても2020年1月1日に開始する事業年度、もしくは欧州連合が採択した日以降となる。

これらの基準は、以下のスケジュールに従って適用する予定である。



IAS第1号およびIAS第8号「重要性の定義」の修正

2019年11月29日に欧州連合が採択

これらの修正は、財務諸表作成過程において、特に注記に開示する情報を選ぶ際に、判断の行使を容易にするために「重要性」の定義を明確にするためのものである。

IFRS第3号「企業結合」の修正

2018年10月22日にIASBが公表

この修正は、会計処理が異なる事業買収と資産グループの買収をより簡単に区別するためのより明確な適用指針を提供するためのものである。

IFRS第17号「保険契約」

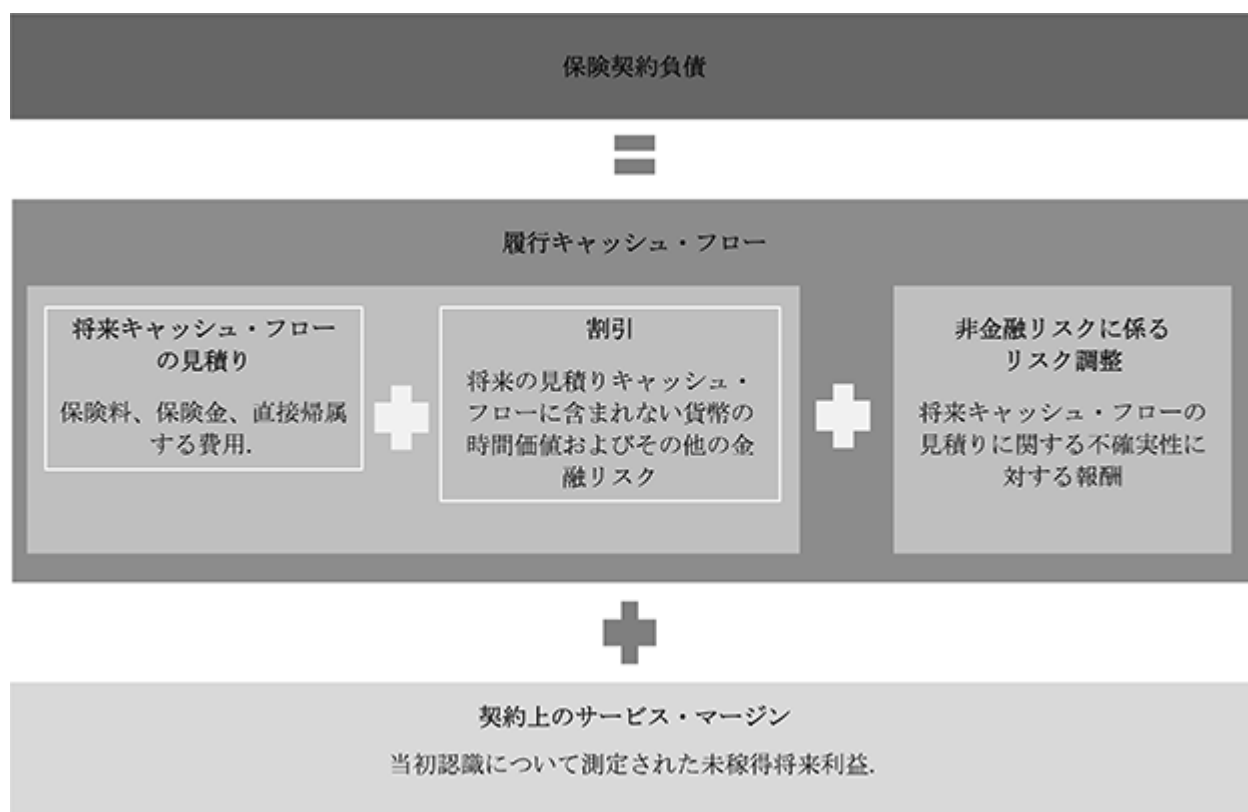
2017年5月18日にIASBが公表

この新しい基準は、2004年に公表され、現在は保険契約の会計処理に関する各国の要求事項を使用することを認めていたIFRS第4号「保険契約」を置き換えるものである。

IFRS第17号は、その適用対象に属する保険契約（発行した保険契約、保有する再保険契約および発行した裁量権付有配当投資契約）の認識、測定、表示および開示に関する新たなルールを規定している。

現在貸借対照表の負債に計上されている責任準備金は、保険契約の現在価値の測定によって置き換えられる。

貸借対照表の保険契約の測定について提供された一般モデルは、将来のキャッシュ・フローの現在の見積り、リスク調整および契約上のサービス・マージンというビルディング・ブロック・アプローチに基づくものである。



利益が生じている契約上のサービス・マージンは、保険サービスの期間にわたって収益として認識する。しかし損失が生じているマージンは、保険契約が不利な契約と確認されたら直ちに費用として認識する。

一般モデルは、すべての保険契約についてデフォルトの測定モデルとなる。

しかし、IFRS第17号は、直接連動有配当保険契約に対して強制的な代替モデルを規定している。「変動報酬アプローチ」と呼ばれるこのモデルにおいては、保険契約債務の測定は、基礎となる項目に対する公正価値のリターンから保険契約により規定された将来のサービスに対する報酬を控除したものに相当する実質的な持分を保険契約者に支払う義務を考慮に入れなければならない（保険契約者に支払うべき基礎となる項目の公正価値の増減は、契約上のサービス・マージンの調整として認識される）。

短期契約（12ヶ月以下）および保険配分アプローチの結果が一般的なアプローチに近い契約条件の下で単純化された測定（保険料配分アプローチ）が、基準によって認められている。

これらの測定モデルは、保険契約の同質的なポートフォリオに適用されなければならない。これらのポートフォリオの集約レベルは、以下を考慮して評価される。

- 類似のリスクがあり、一括して管理されている契約
- 契約が発行される年度、および
- 当初認識時に不利である契約のグループ、当初認識時においてその後不利になる可能性が大きい契約のグループおよびその他の契約のグループを識別するために各ポートフォリオを分割する。

2019年6月26日、IASBは、IFRS第17号「保険契約」の多数の修正を含む公開草案を公表した。この修正の目的は、この会計基準の実施を容易にすることである。特に、最初の適用年度を1年延期し、強制的な比較期間とともに2022年1月1日に開始する事業年度まで延期することになる。IFRS第17号はこの基準を早期適用するオプションを提供しているが、当グループはそのオプションを行使しない。さらに、EFRAGは、IASBの公開草案にコメントし、IFRS第17号の初度適用を2023年1月1日まで1年以上延期することが現実的であると考えている。

2018年に当グループは、保険ビジネス・ユニットに対する利害と影響を把握するために新しい基準を実施するためのプロジェクトの枠組みを決定した。このプロジェクトの作業は2019年中続けられた。

注1.4 見積りと判断の使用

当グループの連結財務諸表を作成する目的で以下の注記において開示した会計方針を適用する際に、経営者は、損益計算書に計上された数値、貸借対照表の資産と負債の評価に係る未実現・繰延損益および連結財務諸表の注記に開示された情報に影響を与える仮定と見積りを行っている。

仮定と見積りを行うために、経営者は連結財務諸表の作成時点で入手可能な情報を利用して判断を行っている。本来、見積りに基づく評価には、将来の事象に関連するリスクと不確実性が含まれている。そのため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる可能性があり、また財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。

見積りと判断の使用は、主に以下の項目に関するものである。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、ヘッジ目的デリバティブ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産または保険会社の投資として分類される活発な市場で相場のない金融商品の貸借対照表の公正価値（注3.1、3.2、3.3、3.4および4.3に記載）およびその情報を財務諸表の注記に開示しなければならない償却原価で測定する金融商品の公正価値（注3.9参照）
- 償却原価、その他の包括利益を通じた公正価値、過去、現在および予測データに基づくモデルまたは内部仮定で測定する供与されたローン・コミットメントおよび供与した保証コミットメントに関連する信用リスクに対する減損および引当金の金額（注3.8参照）。見積りと判断の使用は、特に金融資産の当初認識以降観察される信用リスクの悪化の評価およびこれらの同じ金融資産に係る予想信用損失の金額の測定に関係している。
- 構造的金利リスクを測定し、モニタリングするとともに関連するマクロ公正価値ヘッジ会計を文書化する目的で、金融資産および負債の満期日を決定するために使用される仮定および償却の基礎（注3.2参照）
- のれんの減損の金額（注2.2参照）
- 負債に認識される引当金、保険会社の責任準備金および繰延利益配分（注4.3、5.2および8.3参照）
- 貸借対照表に認識される税金資産および負債の金額（注6参照）
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の分析（注3参照）
- 連結対象の事業体の範囲を決定する支配力、特に組成された事業体に対する支配力の評価（注2参照）

さらに、IFRS第16号の適用により当グループは使用権資産およびリース負債を決定する際に適用されるリース期間を見積るために判断の使用を拡大することになった。

ブレグジット

英国は2016年6月23日に欧州連合加盟国としての地位に関する国民投票を行い、英国国民は欧州連合から離脱することに投票した（ブレグジット）。

数回にわたって延期された後、英国の離脱協定は、2020年1月9日に英国議会により、また2020年1月29日には欧州議会により承認され、2020年1月31日に発効した。

欧州連合の法律は、2021年1月1日から英国に対する適用が中止される。11ヶ月の移行期間中は、英国は欧州連合のメンバーとしての地位を維持することになる。

当グループは、2020年1月31日からその顧客に対するサービスの継続を保証するのに必要なステップをすべてとっており、移行期間中に行われる交渉の進展をフォローする予定である。当グループは、年次連結財務諸表を作成するための仮定と見積もりを行う際に、ブレグジットの短期、中期および長期にわたる成行きを考慮に入れている。

[次へ](#)

注2 連結

 要旨	フランス国内外におけるソシエテ・ジェネラル・グループの様々な活動は、親会社であるソシエテ・ジェネラル（ソシエテ・ジェネラルの海外支店を含む）および直接的あるいは間接的に支配するすべての企業（子会社および共同支配の取決め）あるいは重要な影響力を行使する企業（関連会社）によって行われている。これらの企業すべてが当グループの連結範囲を構成している。 連結は、標準化された会計手続きを使って親会社であるソシエテ・ジェネラルおよびその子会社、共同支配の取決めおよび関連会社の勘定を集約して単一の企業であるかのように表示するものである。 そのために当グループを構成する企業の個別の勘定は、連結財務諸表において首尾一貫した情報を表示するために、欧州連合が採択したIFRSに準拠するように修正再表示されている。 さらに、グループ企業間の取引によって生じた勘定残高（資産、負債、収益および費用）は、連結財務諸表が当グループ外の第三者と行った取引および結果だけを表示するように連結手続きを通じて消去されている。

会計方針

ソシエテ・ジェネラルの連結財務諸表は、親会社およびその海外支店ならびに当グループが支配力、共同支配力あるいは重要な影響力を行使する主要なフランス国内および国外の会社の財務諸表を含んでいる。

連結された事業体

子会社

子会社は、当グループが排他的支配力を有する事業体である。当グループは、以下の条件を満たす限り事業体を支配している。

- 当グループが、議決権あるいはその他の権利の所有を通じて事業体に対するパワー（関連性のある活動、すなわち事業体のリターンに重要な影響を与える活動を直接指揮する能力）を有している。
- 当グループが、その事業体に関与することから生じる変動リターンに対するエクスポージャーあるいは権利を有している。
- 当グループが、当グループのリターンの金額に影響を及ぼすためにその事業体に対するパワーを行使する能力を有している。

パワー

当グループがその事業体に及ぼす支配力の程度および適切な連結方法を決定する目的で議決権を決定する際、評価時点において、あるいは遅くとも関連性のある活動の指図を行う必要があるときに、潜在的な議決権を自由に行使することが可能な場合は、その潜在的な議決権も考慮される。潜在的な議決権とは、市場に存在する発行済の普通株式に係るコール・オプションあるいは社債を新しい普通株式に転換する権利のようなものである。

当グループがある事業体を支配しているかどうかを判定するのに議決権が適切でない場合には、この支配の評価は、単一もしくは複数の契約上の取決めの存在を含め、すべての事実と状況を考慮しなければならない。投資先に対するパワーは、投資者が支障なく適切な活動を指図する現在の能力を与える実質的な権利を有している場合のみ存在する。

いくつかの権利は、当該権利が関係する投資先に対するパワーを与えることなく当該権利の保有者の利益を保護するように設計されている（防御的な権利）。

複数の投資者が各々異なる関連性のある活動を指図する一方的な能力を与える実質的な権利を有している場合には、投資先の変動リターンにもっとも重要な影響を及ぼす活動を指図する現在の能力を有する投資者が投資先に対するパワーを有していると推定される。

変動リターンに対するエクスポージャー

当グループが、事業体に対する投資あるいは関与により生じる変動リターンに対する重要なエクスポージャーを有している場合のみ支配は存在する。これらのリターンは、配当、利息、報酬等の形態があり、正の値のみ、負の値のみ、または正と負の値の両方の場合がありうる。

パワーとリターンの間の関係

関連性のある活動に対するパワーは、このパワーがその事業体に関与することによるリターンに影響を与えることができなければ当グループに対し支配力を与えるものではない。もし当グループが、第三者（本人）のために行使する意思決定権を委ねられていれば、これらの本人に対する代理人として行動することが仮定されており、そのためその意思決定権限を行使しても支配していることにはならない。資産運用事業においては、純資産を運用するときにアセットマネジャーが代理人または本人として行動しているかどうかを決定するために分析を行わなければならない。アセットマネジャーが本人であるとみなされれば、そのファンドはアセットマネジャーが支配していると推定される。

組成された事業体の特殊なケース

組成された事業体とは、誰がその事業体を支配しているかを決定する場合に議決権あるいは類似の権利が決定的な要因とならないように設計された事業体である。例えば、関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が該当する。

組成された事業体は、往々にして制限された事業活動、特定の慎重に定義された目的、あるいは劣後的な財務支援なしに活動資金を調達するのには不十分な資本といった特徴を表している。

組成された事業体は、株式会社、パートナーシップ、証券化ビークル、ミューチュアル・ファンド、法人格のない事業体等いろいろな法形態をとることがある。

組成された事業体に対する支配の存在を評価するときに、すべての事実と状況を考慮しなければならないが、特に以下の点を考慮しなければならない。

- その事業体の目的と設計
- 事業体の構成
- その設計に伴って発生するリスクおよび当グループのこれらのリスクに対するエクスポージャー
- 当グループにとっての潜在的なリターンとベネフィット

非連結の組成された事業体は、当グループが排他的に支配していない事業体である。

共同支配の取決め

関連性のある活動の指図に関する決定が事業体を集団で支配する当事者の全員一致の合意を必要とするなら、共同支配の取決め（共同支配事業あるいは共同支配企業）を通じて、当グループはその事業体に対する共同支配を行使する。共同支配を評価することは、すべての当事者の権利と義務の分析を必要とする。

共同支配事業の場合には、その取決めに係る当事者は、資産に対する権利と負債に対する義務を有している。

共同支配企業の場合には、当事者はその事業体の純資産に対する権利を有している。

関連会社

関連会社は、当グループが重要な影響力を行使する会社であり、当グループの連結財務諸表において持分法を適用して会計処理されている。重要な影響力とは、支配力を行使することなく当該事業体の財務上・営業上の方針の決定に参加するパワーである。重要な影響力があるとされる場合は、特に取締役会あるいは監督委員会へのソシエテ・ジェネラルの出席、戦略的意思決定への関与、重要な会社間取引の存在、経営スタッフの交換、あるいは技術的な面でソシエテ・ジェネラルへの依存がある場合である。当グループが、その事業体の議決権の20%以上を直接または間接に所有しているときに、当該事業体の財務上・営業上の方針に重要な影響力を与えているとされる。

連結方針および方法

本連結財務諸表は、連結の範囲に含まれている事業体の財務諸表から構成されている。ソシエテ・ジェネラルの決算日と3ヶ月を超えて決算日が異なる会社については12月31日に終了する12ヶ月間の仮決算を行っている。グループ会社間の重要な残高、利益および取引はすべて消去されている。

新規に取得した子会社の経営成績は、買収の効力発生日より連結財務諸表に含まれており、事業年度中に売却した子会社の経営成績は、当グループが支配力を喪失した日まで連結財務諸表に含まれている。

連結方法

子会社は、当グループが排他的支配力を有する組成された事業体を含め、全部連結される。

連結貸借対照表において、全部連結は、当グループが保有する子会社の持分証券の価値を、当グループが事業体の支配力を獲得したときに認識されたのれんに加えて、子会社の資産および負債の各々と置き換えることにある(注2.2参照)。

損益計算書および純利益および未実現・繰延損益計算書において、子会社の費用・収益項目は、当グループの当該項目と合算されている。

子会社の非支配持分の割合は、連結貸借対照表と連結損益計算書において区分表示されている。しかし、当グループが支配する組成された事業体を連結する際に、当グループが所有していない当該事業体の持分割合は、貸借対照表において負債として認識される。

共同支配事業の場合には、当グループは関連する収益および費用に対するその持分割合とともに資産および負債に対するその持分割合を連結財務諸表で明確に認識する。

関連会社および共同支配企業は、当グループの連結財務諸表において持分法を使用して会計処理される。持分法に基づいて、当初認識において関連会社に対する投資は、のれんを含め、「持分法適用投資」に当グループの共同支配企業あるいは関連会社に対する投資の原価で計上される。取得日以降その帳簿価額は、投資先の純資産価額に対する投資家の持分割合の変動を認識するために増減する。

これらの投資は、減損の客観的証拠があるかどうか減損についてテストされる。投資の回収可能価額（使用価値または公正価値から販売費を控除した金額のいずれか高い方）がその帳簿価額より低い場合は、貸借対照表にその投資の帳簿価額と回収可能価額との差額が減損損失として計上される。減損引当金繰入および戻入は、「持分法適用投資純利益」に計上される。

事業体の純利益および未実現・繰延損益に対する当グループの持分割合は、連結損益計算書ならびに純利益および未実現・繰延損益計算書に区分した行に表示されている。持分法を使用して連結された事業体の損失に対する当グループの持分がその会社に対する所有持分より大きいか等しくなる場合は、法律上あるいは暗黙の義務により、そうすることが求められていない限り（そうすることが求められている場合は、その損失について引当金を計上する）、当グループはそれ以降の損失に対するグループの持分の認識を中止する。持分法適用会社の売却により生じたキャピタルゲインおよびロスは、「その他の資産からの純損益」に計上される。

国外会社の財務諸表の換算

連結会社の外貨建貸借対照表項目は、期末日の公定為替レートによってユーロに換算されている。また損益計算書項目については月末平均為替レートでユーロに換算されている。資本金、準備金、利益剰余金および損益の換算によって生じる換算差損益は、「未実現・繰延損益—為替換算差額」に計上されている。グループ銀行の海外支店への拠出資本の換算に伴う損益も連結株主資本の増減に同勘定で計上されている。

当グループは、IFRS第1号で容認されている選択適用規定に従って、2004年1月1日現在の国外会社の財務諸表の換算から生じた差額をすべて連結準備金に配分している。この結果、当該会社が売却された場合、売却による収入には、2004年1月1日以降生じた為替換算差額の戻入のみが含まれることになる。

連結された事業体に対する当グループの所有持分の変動

当グループがすでに支配力を行使している子会社に対するグループの所有持分が増加した場合：追加持分の取得に際して支払った価格とその日に取得した純資産の持分相当部分の公正価値の評価額との差額は、当グループの「利益剰余金、グループ持分」に計上される。

これらの取引関連コストは、資本に直接計上される。

当グループが連結子会社の支配力を喪失すると、従来の子会社に対し計上されている残存投資は、純損益を通じて公正価値で再測定されると同時に、キャピタルゲインあるいはロスが連結損益計算書の「その他の資産からの純損益」に計上される。売却損益には、その子会社が属する資金生成単位に以前配分されたのれんの持分が含まれる。この持分の決定は、売却される子会社および保持される資金生成単位の一部に配分された規制資本に基づいている。

全部連結子会社の少数株主からの買取りコミットメント

いくつかの全部連結子会社において、当グループは全部連結子会社の少数株主に対しその持分を買取るコミットメントを付与している。当グループにとっては、このような買取りコミットメントは、プット・オプションの売りとなる(オプションの行使前の所有持分に関連するリスクおよび利益を移転しないプット・オプション)。このようなオプションの行使価格は、その会社の将来の業績を考慮した子会社の株式取得時の合意された算式に基づくか、あるいは、オプションの行使日におけるこれらの株式の公正価値として設定することが可能である。

コミットメントは、以下のように計上されている。

- IAS第32号に従って、当グループが支配力を行使している子会社の少数株主に付与したプット・オプションについて金融負債を計上している。この負債は、プット・オプションの見積り行使価格の現在価値で「その他の負債」に当初認識されている。
- プット・オプションが行使されていないにもかかわらず負債を認識する義務は、当グループが非支配持分に係る取引も同じ会計処理を首尾一貫して行う必要があることを意味する。その結果、この負債の相手勘定は、そのオプションの対象である非支配持分の価値の減少であり、残額は、当グループの「利益剰余金、グループ持分」から控除される。
- (オプションの見積り行使価格と「非支配持分」の帳簿価額の増減に関連した)この負債のその後の変動は、当グループの「利益剰余金、グループ持分」に全額計上される。
- 買取りが行われるとその負債は、子会社の非支配持分の取得に関係した現金支払によって決済される。しかし、コミットメントがその期限が到来しても買取りが行われなかった場合、その負債はそれぞれの部分について「非支配持分」と「利益剰余金、グループ持分」に対し、取消される。
- オプションが行使されない限り、プット・オプションを有する「非支配持分」に関連した業績は、当グループの連結損益計算書の「非支配持分損益」に計上される。

注2.1 連結の範囲

連結の範囲には、当グループの排他的支配下にある子会社と組成事業体、共同支配の取決め（共同支配企業と共同支配事業）および当グループの連結財務諸表と比較し、特にグループの連結総資産および営業総利益に関して、重要性のある関連会社が含まれている。

2018年12月31日の決算日現在該当する範囲と比較して、2019年12月31日現在の連結範囲の主要な変更は、以下の通りである。

SGエクスプレス・バンク

2019年1月15日、当グループは、ブルガリアの子会社であるSGエクスプレス・バンクに対する参加持分を全額OTPバンクに売却した。この売却により2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が2.4十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が2.7十億ユーロそれぞれ減少したことにより当グループの貸借対照表は3.4十億ユーロ減少した。

ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングNV/SA

2019年2月28日、当グループは、ベルギーのプライベート・バンキングの子会社であるソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングNV/SAに対する参加持分を全額ABN AMROに売却した。この売却により「売却目的保有非流動資産」が1.1十億ユーロ（その内、0.4十億ユーロは、現金および中央銀行預け金ならびに0.5十億ユーロは顧客貸出金）および「売却目的保有非流動負債」が十億ユーロ（その内、十億ユーロは顧客預金）それぞれ減少したことにより当グループの貸借対照表は1.1十億ユーロ減少した。

ラ・バンク・ポスタル・フィナンスマン

2019年3月28日、当グループは、持分法を適用していたラ・バンク・ポスタル・フィナンスマンに対する投資（35%）をラ・バンク・ポスタルに売却した。

バンカ・ソシエテ・ジェネラル・アルバニアSH.A.

2019年3月29日、当グループは、アルバニアの子会社であるバンカ・ソシエテ・ジェネラル・アルバニアSH.A.に対する参加持分を全額OTPバンクに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が0.4十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が0.6十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は0.7十億ユーロ減少した。

ユーロバンクS.A.

2019年5月31日、当グループは、ポーランドの子会社であるユーロバンクに対する参加持分を全額バンク・ミレニアムに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が2.9十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が1.8十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は3.4十億ユーロ減少した。

ソシエテ・ジェネラル・バンカ・モンテネグロ A.D.

2019年7月16日、当グループは、モンテネグロの子会社であるSG バンカ・モンテネグロA.D.に対する参加持分を全額OTP バンクに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が0.4十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が0.4十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は0.5十億ユーロ減少した。

モビアスバンカ・グループ・ソシエテ・ジェネラル

2019年7月25日、当グループは、モルドバの子会社であるモビアスバンカに対する参加持分を全額OTP バンクに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が0.3十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が0.5十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は0.5十億ユーロ減少した。

ソシエテ・ジェネラル・バンカ・セルビアA.D.ベオグラード

2019年9月24日、当グループは、セルビアの子会社であるSG バンカ・セルビア A.D.ベオグラードに対する参加持分を全額OTP バンクに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が2十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が1.6十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は2.7十億ユーロ減少した。

OHRIDSKA BANKA A.D.SKOPJE

2019年11月4日、当グループは、マケドニアの子会社であるSG Banka Ohridska Banka A.D. Skopjeに対する参加持分を全額 Steiermärkische Sparkasseに売却した。この売却により主に2018年12月31日現在の「売却目的保有非流動資産」の顧客貸出金が0.5十億ユーロおよび「売却目的保有非流動負債」の顧客預金が0.5十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は0.6十億ユーロ減少した。

ペマ GMBH

2019年12月2日、当グループは、トラックおよびトレーラー・サービスのレンタル会社であるペマ GmbHに対する参加持分を全額TIP トレーラー・サービスに売却した。この売却により2018年12月31日に比較して「有形および無形固定資産」が0.6十億ユーロおよび顧客預金が0.5十億ユーロ減少する結果となった。

SKB グループ

2019年12月13日、当グループは、SKB バンカ D.D.リュブリャナ(スロベニア)およびその子会社であるリーシング D.O.O.およびSKB リーシング・セレクトD.O.O.を全額OTP バンクに売却した。この売却により2018年12月31日と比較して主に顧客貸出金が2.4十億ユーロおよび顧客預金が2.5十億ユーロそれぞれ減少したため当グループの貸借対照表は3十億ユーロ減少した。

これらの売却の結果、「その他の資産からの純損益」に計上された金額は、2019年度に-277百万ユーロになっている。

注2.2 のれん

 要旨	当グループが会社を取得すると、個別に取得されたかのように新しい子会社の資産および負債のすべてを公正価値で連結貸借対照表に統合する。 しかし、会社の取得価格は、その資産と負債の正味再評価額より高いのが一般的である。超過金額は、のれんと呼ばれるが、その全体的価値あるいは当グループが新しい子会社を現在の活動に統合することによって発展させたいと考えている将来のシナジーの価値に貢献する会社の無形資本（評判、人材の質、市場占有率等）の一部を表すものである。 連結貸借対照表において、のれんは無形資産として認識され、その耐用年数は無期限と想定されている。償却されることはなく、そのため当グループの今後の業績において每期費用を発生させるものではない。 しかし、毎年当グループは、のれんの価値が減損しているかどうか評価している。もし減損していれば、戻入できない費用が当グループの業績に直ちに認識され、取得した事業体の無形資本の収益性が当初の期待より低いか、あるいは期待したシナジーが実現していないことを示すものである。

会計方針

当グループは、企業結合の会計処理として取得法を使用している。

IFRS第3号「企業結合」の規定に基づいて識別可能な被買収事業体のすべての資産、負債、オフバランスシート項目および偶発債務は、その目的にかかわらず、取得日において公正価値で個別に測定される。この当初評価に必要な分析および専門家の評価は、取得日に存在する事実と状況に関連する最新の情報に基づいて、すべての価値の修正と同じく取得日から12ヶ月以内に行なわなければならない。同時に非支配持分は、被買収事業体の識別可能な資産および負債の公正価値のその持分割合に従って評価される。しかしそれぞれの企業結合について当グループは非支配持分を最初にその公正価値で測定することを選択することができ、その場合にはのれんの一部が配分される。

取得原価は、被買収事業体の支配と引換えに譲渡された資産、発生または承継した負債および発行した資本性金融商品すべての取得日現在の公正価値合計として計算される。企業結合に直接関連したコストは、資本性金融商品の発行関連コストを除いて当期の損益計算書に認識される。

条件付対価は、たとえその発生が潜在的なものでも取得日現在の公正価値で取得原価に含まれている。この条件付対価は、決済方法によって貸借対照表の資本あるいは負債に認識される。

負債として認識されれば、それ以降の調整は、IFRS第9号に従って金融負債に関する損益に計上され、その他の負債については適切な基準の範囲内に含まれる。資本性金融商品については、このような事後的な調整は認識されない。取得した純資産部分の公正価値評価額を超える支払価額の超過額は、連結貸借対照表の資産の部の「のれん」に計上される。不足額は、損益計算書に即時認識される。

事業体を買収したとき当グループがすでに保有しているその事業体に対する持分は、純損益を通じて公正価値で再測定される。そのため段階取得の場合、のれんは取得日の公正価値を参照して算定される。

のれんの各項目は、取得日に、その買収から利益を得ると期待される一つ以上の資金生成単位に配分される。当グループは、一つ以上の資金生成単位の構成要素を変更するような方法でその報告体制の組織変更を行うとき、その変更後の単位に以前に配分されたのれんは、影響を受ける（新旧の）単位に再配分しなければならない。この再配分は、通常、影響を受ける資金生成単位ごとの規制資本要件に基づく相対的なアプローチを使用して実施される。

のれんは、当グループによって定期的にレビューされ、価値の下落の兆候があった場合にはいつでも、また最低年に一回は減損テストが行われる。のれんの減損は、関連する資金生成単位の回収可能価額に基づいて計算される。

資金生成単位の回収可能価額がその帳簿価額より低い場合、当該期間の連結損益計算書において、戻入不能な減損が「のれんの評価調整」勘定に計上される。

2019年12月31日現在、のれんは、以下の11の資金生成単位(CGU)に分割される。

中核事業	活動
フランス国内リテール バンキング部門	
ソシエテ・ジェネラル ネット ワーク	ソシエテ・ジェネラルのリテールバンキングネットワーク、ブルソラマ・オンラインバンキング事業、 フランス国内の消費者および設備ファイナンス事業
クレディ デュ ノール	クレディ デュ ノールおよびその7つの地域銀行のリテールバンキングネットワーク
国際リテール バンキング&金融サービス部門	
欧州	欧州、特にドイツ (Hanseatic Bank, BDK)、イタリア (フィディタリア)、フランス(CGL)、チェコ共 和国 (KB、エソックス)、ルーマニア (BRD) におけるリテールバンキングおよび消費者金融サービス
ロシア	ロスバンクおよびその子会社ラスファイナンスを含む統合バンキンググループ
アフリカ、地中海沿岸地域お よび海外	アフリカ、アジア、地中海沿岸地域および海外におけるリテールバンキングおよび消費者金融、モロッ コ (SGMA)、アルジェリア (SGA)、チュニジア (UIB)、カメルーン (SGBC)、コートディボワール (SGBCI) およびセネガル (SGBS) を含む。
保険	フランス国内外の生命保険および生命保険以外の保険事業 (ソジェキャップ、ソジェシュール、Oradéa Vieおよびアンタリウス)
設備・ベンダーファイナンス	ソシエテ・ジェネラル設備ファイナンスによる販売および専門的設備金融
自動車リース金融サービス	車両オペレーションナルリースおよび車両管理サービス (ALDオートモーティブ)
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	
グローバルマーケット& インベスターサービス	事業、金融機関、公的セクター、ファミリー・オフィスおよび有価証券サービス、清算サービス、取引 の執行、ブライムブローカーおよびカストディに対するマーケットソリューション
ファイナンス&アドバイザ リー	事業、金融機関および公的セクターに対するアドバイザリーおよび金融サービスならびに取引および支 払管理サービス
アセット&ウエルス マネジメント	フランス国内外におけるアセット&ウエルスマネジメント

下記の表は、のれんの純額の増減を表している。

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在 正味帳簿価額	取得および その他の 増加	処分および その他の 減少 ⁽¹⁾	2019年 12月31日現在 正味帳簿価額
フランス国内リテールバンキング部門	797	-	-	797
ソシエテ・ジェネラルのネットワーク	286	-	-	286
クレディ デュ ノール	511	-	-	511
国際リテールバンキング&金融サービス部門	2,885	43	(199)	2,729
欧州	1,450	-	(89)	1,361
ロシア	-	-	-	-
アフリカ、地中海沿岸地域および海外	231	-	(3)	228
保険	335	-	-	335
設備およびベンダーファイナンス	335	-	(107)	228
自動車リース金融サービス	534	43	-	577
グローバルバンキング& インベスターソリューションズ部門	970	132	(1)	1,101
グローバルマーケット&インベスターサービス	501	83	-	584
ファイナンス&アドバイザリー	57	-	-	57
アセット&ウエルスマネジメント	412	49	(1)	460
合計	4,652	175	(200)	4,627

(1) その他の減少には、売却目的で保有する事業体ののれんを売却目的保有非流動資産に分類変更したものが含まれる (注2.5参照)。

コメルツバンクの「資本市場およびコモディティ」の事業の取得

2018年11月8日に署名した契約に従い、当グループはコメルツバンクの「資本市場およびコモディティ」(EMC)の事業を取得する約束をしている。購入したEMC事業は、フローの生産およびマーケット・メイキング(「フロー事業」)、仕組み商品(「エキゾチック、バニラおよびファンド」事業)ならびにアセットマネジメント活動(「アセットマネジメント」事業)の一部から構成されている。

スタッフ、トレーディング・ブックおよびインフラストラクチャの統合プロセスは、2019年上半期に開始し、2020年上半期の初めまで続く予想される。

12月31日のスタッフの統合プロセスおよびトレーディング・ブックの移転に基づいて、当グループはすでに「エキゾチック、バニラおよびファンド」(EVF)事業およびアセットマネジメント活動の支配をすでに引継ぎ、EVF事業(「グローバルマーケット&インベスターサービス」のCGUに含まれる)に関する83百万ユーロののれんおよびアセットマネジメント事業(「アセット&ウエルスマネジメント」のCGUに含まれる)に関する49百万ユーロののれんを認識した。EVF事業に関連するトレーディング・ブックの移転は、連結貸借対照表に「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」および「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上されている(注3.1参照)。

年次減損テスト

当グループは、のれんを配分した各資金生成単位(CGU)について2019年12月31日に年次減損テストを実施した。CGUは、当グループのその他の資産あるいは資産グループからのキャッシュ・インフローからはほぼ独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の識別可能な資産グループと定義されている。減損テストは、各CGUの回収可能価額を評価し、それをCGUの帳簿価額と比較することにある。のれんを含むCGUの帳簿価額が回収可能価額を上回る場合は、減損損失が損益計算書に計上され、戻入れはできない。この損失は、のれんについて認識した減損として計上される。

資金生成単位の回収可能価額は、最も適切な方法、一般的には資金生成単位全体に適用される割引キャッシュ・フロー法(DCF)を使用して計算される。この計算で使用されるキャッシュ・フローは、各CGUに配分される当グループの目標資本を考慮して、資金生成単位に含まれるすべての事業体により生み出される分配可能利益である。

キャッシュ・フローは、予想4ヶ年予算(2020年から2023年)とともに、ターミナル・バリューを計算するために使用される「基準」年度を2024年度まで推定して、5ヶ年の期間で今年決定された。

- 2019年12月31日現在配分された資本は、リスク加重資産の11%であった。但し、クレディ デュ ノールは、事業体の経営指針に準拠して配分された資本は10.5%であった。
- 割引率は、CGUの活動に基づいたリスク プレミアムによりグロス アップしたリスク フリーの金利を使用して計算されている。このリスク プレミアムは、各事業に固有のものであり、SGクロス アセット リサーチにより公表された一連の持分リスク プレミアムおよびその個別に見積もられたボラティリティ(ベータ)から計算されている。適切な場合にはリスク フリーの金利は、通貨割当地域(主に米ドル地域あるいはユーロ地域)で入手可能なリスク フリーの金利と(主に米ドル地域あるいはユーロ地域で)発行された流動性のある長期財務省証券について観察される金利との差額を表すソブリン リスク プレミアムにより、いくつかの国をカバーするCGUについてリスク加重された資産に比例してグロスアップされている。
- ターミナル・バリューを計算するために使用する成長率は、長期の経済成長と持続的インフレに関する予測を使用して計算される。これらの率は、二つの主要なソース、すなわち国際通貨基金と2024年までの予想を提供するSGクロス アセット リサーチにより作成された経済分析を使用して見積もられている。

年次CGU減損テストの結果、2019年12月31日現在ののれんの減損は計上されていない。

下記の表は、当グループの三つの中核事業のCGUに固有の割引率および長期成長率を表している：

2019年12月31日現在の仮定	割引率	長期成長率
フランス国内リテールバンキング部門		
ソシエテ・ジェネラルのネットワークおよびクレディデュノール	7.7%	2%
国際リテール バンキング&金融サービス部門		
リテールバンキングおよび消費者金融	10.1%-14.5%	2%-3%
保険	9.0%	2.5%
設備・ベンダーファイナンスおよび自動車リース金融サービス	9.2%	2%
グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門		
グローバルマーケット&インベスターサービス	12.3%	2%
ファイナンス&アドバイザー	10.0%	2%
アセット&ウエルスマネジメント	9.7%	2%

予算見通しは、以下の主要な事業およびマクロ経済の仮定に基づいている。

フランス国内リテールバンキング部門	
ソシエテ・ジェネラルのネットワークおよびクレディデュノール	・ 厳しい環境（規制、低インフレ、歴史的な低金利）においてソシエテ・ジェネラルおよびクレディデュノールにおいて業務とリレーションシップ バンキングのデジタル・モデルへ移行する努力 ・ ブルソラマの顧客獲得計画の確認
国際リテール バンキング&金融サービス部門	
欧州	・ 地域の潜在的成長を確保し、我々の業務の競争力のあるポジションを統合するための我々のモデルの継続的な適合 ・ 営業費用およびリスク費用の正常化に対し適用される厳格な規律
ロシア	・ 経済環境の安定化においてロシアにおける事業活動の継続的回復 ・ 営業費用およびリスク費用に適用される厳格な規律
アフリカ、地中海沿岸地域および海外	・ ソシエテ・ジェネラルの販売ネットワークの継続的な開拓およびモバイル・バンキングの提供を通じたサービスの拡大 ・ 営業効率に対する継続的な注力
保険	・ リテール バンキング ネットワーク、プライベート バンキングおよび事業会社への金融サービスとのシナジーによって、統合された銀行の保険事業モデルの強化およびフランス国内外におけるダイナミックな継続的成長
設備・ベンダーファイナンス	・ 法人金融事業部門におけるリーダーシップの統合 ・ 最善のリスク対収益性のよい事業に焦点を当て続けることによる収益性の統合 ・ 営業費用に適用される厳格な方針
自動車リース金融サービス	・ 機動力の解決に関連してALDの指導力の強化および戦略的パートナーおよびリテール顧客に対する長期リースの継続的成長 ・ 営業効率に対する継続的重視
グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門	
グローバルマーケット&インベスターサービス	・ 一層の事業と規制上の投資と相俟って、市場活動の競争環境への適合、 ・ 市場指導的なフランチャイズ(株式)の統合、特にコメルツバンクの資本市場およびコモディティ活動の統合を通じた統合 ・ 継続的な最適化対策および情報システムへの投資
ファイナンス&アドバイザー	・ 金融業務の創作力の継続 ・ コモディティおよび仕組み金融における市場指導的なフランチャイズの統合 ・ 厳しい経済環境にかかわらずリスク費用の管理
アセット&ウエルスマネジメント	・ 制約条件のある環境においてウエルスマネジメントにおける商業・運営効率の統合ならびにリテールバンキング ネットワークとのシナジーの継続的開拓 ・ コメルツバンクのアセットマネジメント活動の統合

一定の仮定の変動が各CGUの回収可能価額に与える影響を測定するために、センシティビティ テストが実施されている。

2019年12月31日現在、現在の環境（市場の変動性、規制の不確実性）における事業活動関連リスクを考慮して、割引率の変動および長期成長に対するセンシティビティが測定された。

これらのテストの結果に従って、

- 上記の表で開示されたCGUの割引率すべてに適用される50ベシス ポイントの増加によって回収可能価額は25.3%の減少となり、追加的な減損は生じない。
- 同様に、長期成長率の50ベシス ポイントの減少によって回収可能価額は8.1%の減少となり、追加的な減損は生じない。

注2.3 連結会社および持分法適用投資に関する追加的開示

この注記では、連結範囲に含まれている事業体の追加的開示を提供している。

これらの開示は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えていることを条件として、ソシエテ・ジェネラルが排他的な支配、共同支配あるいは重要な影響力を行使する事業体に関するものである。特に当グループの連結総資産および営業総利益に関してその影響の重要性を考慮している。

注2.3.1 連結対象の組成された事業体

連結対象の組成された事業体には以下のものが含まれる。

- 当グループのアセットマネジメントの子会社が運用するSICAV（オープンエンド型投資ファンド）およびミューチュアル・ファンドのような投資ビークル
- 投資家が引受け可能で、かつ、単独のエクスポージャーあるいはトランシェに分解できるエクスポージャーのバスケットに固有の信用リスクを生じる金融商品を発行する証券化ファンドおよび導管
- アセットファイナンス・ビークル（航空機、鉄道、船舶・不動産ファイナンス・ファシリティ）

当グループは、信用リスク、市場リスクあるいは流動性リスクに対するエクスポージャーに伴いこれらの事業に対する金融支援につながる契約上の取決めに一部の連結対象の組成された事業体と行っている。

2019年に、当グループは、契約上の取決めに除いてこれらの事業体に対していかなる金融支援も提供しておらず、2019年12月31日現在、それらに対して金融上の支援をする意図はない。

仕組債券ビークルが発行した有価証券は、期日における支払いを保証するためにソシエテ・ジェネラルが付与した無条件かつ取消不能な保証によってカバーされている。これらの発行ビークルは、支払義務を満たすことができるようにソシエテ・ジェネラルとのヘッジ取引も行っている。2019年12月31日現在、残存保証金額は、58十億ユーロである。

顧客および投資家のために証券化取引の一部として、ソシエテ・ジェネラルは2019年12月31日現在、ABCPの導管（資産担保コマーシャルペーパー）に合計20.2十億ユーロの二つの流動性ファシリティを提供している。

注2.3.2 非支配持分

「非支配持分」とは、直接であれ間接であれ、当グループに帰属しない全部連結子会社に対する持分所有を指す。その中にはこれらの子会社が発行し、当グループが保有していない資本性金融商品ならびにこれらの商品の保有者に帰属する利益、累積準備金および未実現・繰延損益の割合が含まれる。

2019年12月31日現在、「非支配持分」は5,043百万ユーロ（2018年12月31日現在4,783百万ユーロ）であり、2019年12月31日現在のグループの株主資本の7%（2018年12月31日現在7%）を占めていた。

非支配持分の株主資本に関する情報

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
資本金および準備金	4,291	4,060
子会社が発行するその他の資本性金融商品(注7.1参照)	800	800
未実現・繰延損益	(48)	(77)
合計	5,043	4,783

当グループの連結貸借対照表の株主資本合計への貢献という点で重要な金額の「非支配持分」は、以下に関連している。

- 上場子会社であるコメルチニ バンカ A.S、BRD-グループ ソシエテ・ジェネラルSAおよびSGマロケーヌ ドゥ バンク
- ALD SA、ここに表示されているデータはALDグループのデータに相当するものである。
- 100%子会社であるソジェキャップが2014年12月に発行した劣後債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				
	グループの 議決権 持分比率	グループの 所有持分比率	非支配持分 に帰属する 純利益	非支配持分 合計	非支配持分 株主に対して 支払われた 配当金
コメルチニ バンカ A.S	60.73%	60.73%	221	1,540	(134)
BRD-グループソシエテ・ジェネラルSA	60.17%	60.17%	125	654	(93)
グループALD	79.82%	79.82%	122	840	(52)
SG マロケーヌドゥ バンク	57.58%	57.58%	41	447	(11)
ソジェキャップ	100.00%	100.00%	33	829	(33)
その他の企業	-	-	156	733	(89)
合計	-	-	698	5,043	(412)

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日				
	グループの 議決権 持分比率	グループの 所有持分比率	非支配持分 に帰属する 純利益	非支配持分 合計	非支配持分 株主に対して 支払われた 配当金
コメルチニ バンカ A.S	60.73%	60.73%	220	1,437	(122)
BRD-グループソシエテ・ジェネラルSA	60.17%	60.17%	128	623	(94)
グループALD [*]	79.82%	79.82%	120	766	(50)
SG マロケーヌドゥ バンク	57.57%	57.57%	39	413	(8)
ソジェキャップ	100.00%	100.00%	33	829	(33)
その他の企業 [*]	-	-	152	715	(94)
合計	-	-	692	4,783	(401)

^{*} 2018年12月31日に終了した事業年度の公表済み連結財務諸表に対して修正再表示した金額

主要な非支配持分に関する要約財務情報

以下の情報は、グループ内取引の100%かつ消去前の企業あるいはサブグループ（ソジェキャップを除く）のデータである。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日			
	銀行業務 純利益	純利益	純利益および未実現・ 繰延損益	貸借対照表合計
コメルチニ バンカ A.S	1,240	595	1,024	41,605
BRD-グループソシエテ・ジェネラルSA	658	322	50	11,684
グループALD	1,349	567	446	47,214
SG マロケーヌ ドゥ バンク	432	105	148	9,424

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日			
	銀行業務 純利益	純利益	純利益および未実現・ 繰延損益	貸借対照表合計
コメルチニ バンカ A.S	1,227	595	969	40,501
BRD-グループソシエテ・ジェネラルSA	636	327	62	11,618
グループALD	1,321	561	408	43,681
SG マロケーヌ ドゥ バンク	399	100	128	8,583

注2.3.3 持分法適用投資（関連会社および共同支配企業）

共同支配企業および関連会社の要約財務情報

(単位：百万ユーロ)	共同支配企業		関連会社		持分法適用投資合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
グループの持分：						
純利益 ⁽¹⁾	5	5	(134)	51	(129)	56
未実現・繰延損益（税引後）	-	-	3	(3)	3	(3)
純利益および未実現・繰延損益	5	5	(131)	48	(126)	53

(1) 2019年の純利益は、当グループのSG de Banque au Libanに対する投資の158百万ユーロの減損を含む。

関連当事者に対するコミットメント

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
供与したローンコミットメント	—	—
供与した保証コミットメント	45	54
先渡金融商品のコミットメント	—	142

注2.3.4 制限

当グループの資産へのアクセスまたは使用する能力に関する重要な制限

法律上、規制上、法定あるいは契約上の制限または要求は、当グループ内の事業体間の資産を自由に移転する当グループの能力を制限することがある。

当グループ内の企業に配当を分配し、ローンおよび前渡金を供与または返済する連結事業体の能力は、とりわけ、所在国の規制要件、法定準備金および財務・営業成績に依存している。

所在国の規制要件は、自己資本規制、為替管理または現地通貨の交換停止（西アフリカ経済通貨連合または中央アフリカの経済通貨共同体に属する国の場合）、流動性比率（米国）あるいは当グループに關係する事業体のエクスポージャーにキャップをかけることを目的とするエクスポージャー比率（東欧・中欧、マグレブおよびサブサハラ・アフリカの多くの国で満たすべき規制要件）に關係するものである。

当グループが資産を使用する能力は、また以下の場合に制限される可能性がある。

- 負債について保証として担保に入れた資産、特に中央銀行に提供された保証、または金融商品の取引の保証として担保に入れた資産、主に清算機関への保証金
- 買戻条件付きで売却した有価証券、または貸出有価証券
- 生命保険契約者に対するユニット・リンク負債の代理として保険子会社が保有する資産
- 事業体が発行した手形または有価証券を購入した第三者の投資家のために連結対象の組成された事業体が保有する資産
- 中央銀行に対する強制預金

注2.4 非連結の組成された事業体

以下の情報は、当グループが組成したが、支配していない事業体に関するものである。この情報は、ファイナンス活動、アセットマネジメントおよびその他（証券化および発行ビークルを含む）のような主要なタイプの類似の事業体別にグルーピングされている。

アセットファイナンスには航空機、鉄道、船舶あるいは不動産ファイナンス・ファシリティを提供するリース・ファイナンス・パートナーシップおよび類似のビークルが含まれる。

アセットマネジメントには、当グループの資産運用子会社が運用するミューチュアル・ファンドを含む。

証券化には、投資家が引受け、トランシェに分解できるエクスポージャーあるいはエクスポージャーのバスケットに固有な信用リスクを生じる金融商品を発行する証券化ファンドあるいは類似のビークルが含まれる。

第三者によって組成された非連結事業体に対する当グループの持分は、その性質によって連結貸借対照表の金融商品に分類される。

注2.4.1 非連結の組成された事業体に対する持分

非連結の組成された事業体に対する当グループの持分は、当グループをこの組成された事業体の業績からのリターンの変動性にさらす契約上および契約以外の関与に関係するものである。

そのような持分は、次の事項によって立証できる。

- 資本性あるいは負債性金融商品の保有（劣後順位に拘わらず）
- その他のファンディング（貸出金、キャッシュファシリティーズ、ローンコミットメント、流動性ファシリティなど）
- 信用補完（保証、劣後商品、クレジットデリバティブなど）
- 保証の発行（保証コミットメント）
- クレジット デフォルト スワップ（CDS）および当グループが購入するオプションを除いて、組成された事業体のリターンの変動性リスクのすべてあるいは一部を吸収するデリバティブ
- 組成された事業体の業績を指標とする報酬契約
- 連結納税協定

	アセットファイナンス		アセットマネジメント	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
(単位：百万ユーロ)				
事業体の貸借対照表合計⁽¹⁾	7,436	7,900	135,564	121,154
非連結の組成された事業体に対するグループの持分の簿価純額：				
資産：	2,011	3,232	13,139	5,596
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	446	384	12,652	4,964
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	-	-
償却原価で測定する金融資産	1,553	2,843	361	462
その他	12	5	126	170
負債：	1,851	1,533	12,241	4,701
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	218	198	8,927	3,122
銀行および顧客預金	1,621	1,313	1,625	1,487
その他	12	22	1,689	92

	その他	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日
(単位：百万ユーロ)		
事業体の貸借対照表合計⁽¹⁾	31,038	27,464
非連結の組成された事業体に対するグループの持分の簿価純額：		
資産：	8,950	10,645
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,801	5,509
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	55	56
償却原価で測定する金融資産	5,094	5,080
その他	-	-
負債：	4,261	5,680
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3,438	4,845
銀行および顧客預金	823	830
その他		5

(1) アセットマネジメントについては、ファンドのNAV(純資産価値)

2019年に当グループは、拘束力のある契約上の取決め以外にこれらの事業体にはいかなる金融支援も提供しておらず、2019年12月31日現在、そのような金融支援を提供する意思はない。

非連結の組成された事業体に対する持分に関連した最大損失エクスポージャーは、次の通り測定される。

	アセットファイナンス		アセットマネジメント	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
(単位：百万ユーロ)				
組成された事業体と契約したデリバティブ以外の金融資産の償却原価または公正価値 ⁽¹⁾ (金融商品の測定による)	3,029	2,910	5,097	5,227
貸借対照表で認識されたデリバティブ金融資産の公正価値 ⁽¹⁾	327	248	9,885	1,268
売却したCDSの想定元本(最大支払金額)	—	—	—	—
ローンコミットメントあるいは供与した保証コミットメントの想定元本	534	387	978	1,355
最大損失エクスポージャー	3,890	3,545	15,960	7,850

(単位：百万ユーロ)	その他	
	2019年 12月31日	2018年 12月31日
組成された事業体と契約したデリバティブ以外の金融資産の償却原価または公正価値 ⁽¹⁾ (金融商品の測定による)	2,333	2,450
貸借対照表で認識されたデリバティブ金融資産の公正価値 ⁽¹⁾	2,885	4,309
売却したCDSの想定元本 (最大支払金額)	—	—
ローンコミットメントあるいは供与した保証コミットメントの想定元本	1,848	1,198
最大損失エクスポージャー	7,066	7,957

最大損失エクスポージャーの金額は、次のものによって軽減される。

■ 受取った保証コミットメントの想定元本

■ 受取った担保の公正価値⁽¹⁾

■ 受取った担保預金の簿価

これらの軽減された金額は、実現可能金額または回収可能金額の法的あるいは契約上の制限がある場合は上限を設定しなければならない。その金額は、2,009百万ユーロで主にアセットファイナンス事業に関するものである。

(1) 期末日における公正価値 次年度以降変動する可能性あり。

注2.4.2 当グループが支援する非連結の組成された事業体に関する情報

当グループは組成された事業体に対する所有持分を有していないが、以下としての行為を行う、あるいは行った場合はこの組成された事業体の支援者とみなされる。

■ 組成員

■ 潜在的投資家に対するオリジネーター

■ アセットマネジャー

■ 事業体の業績の暗黙のあるいは明白な保証人（特にミューチュアル・ファンドのユニット保有者に付与された資本あるいはリターンの保証を経由して）

組成された事業体はまたその名前に当グループの名前あるいは当グループの子会社の一つの名前が含まれていれば、当グループにより支援されているとみなされる。

逆に、一人以上の顧客あるいは投資家により表明された特定のニーズによって当グループにより組成された事業体は、当該顧客あるいは投資家により支援されているとみなされる。

2019年12月31日現在、当グループが支援し、当グループが持分を有していないこれらの非連結の組成された事業体の貸借対照表の合計金額は、2,570百万ユーロである（他のストラクチャーの252百万ユーロを含む）。

2019年においては、これらの組成された事業体については重要な収益は、認識されなかった。

注2.5 売却目的保有の非流動資産および関連債務

会計方針

非流動資産または資産および負債のグループは、その帳簿価額が、継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合には「売却目的保有」とみなされる。この分類を適用するためには、資産または資産および負債のグループは現在の状況において直ちに売却可能でなければならず、この売却が12ヶ月以内に起こる可能性が非常に高くななければならない。

このケースが該当するためには、当グループはその資産（または資産および負債の場合、処分グループ）の売却計画の実行を確約していなければならない、買手を探す活動を始めていることが必要である。さらに、資産または資産および負債のグループは、その現在の公正価値に関連して合理的な価格で測定されなければならない。

このカテゴリに入る資産および負債のグループは、相殺しないで「売却目的保有非流動資産」および「売却目的保有非流動負債」に分類される。

売却目的保有非流動資産ならびに資産および負債のグループの売却コスト控除後の公正価値が、その簿価を下回っていれば、その時には減損損失が認識される。さらに「売却目的保有非流動資産」は、その後は減価償却しない。

(単位：百万ユーロ)

	2019年12月31日	2018年12月31日
資産	4,507	13,502
固定資産およびのれん	5	262
金融資産	4,464	11,245
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	26	111
ヘッジ目的デリバティブ	10	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	1,429
償却原価で測定する有価証券	-	59
償却原価で測定する銀行預け金	68	324
償却原価で測定する顧客貸出金	4,360	9,322
その他の資産	38	1,995
負債	1,333	10,454
引当金	14	22
金融負債	1,211	10,309
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	2
ヘッジ目的デリバティブ	9	-
発行債券	-	116
銀行預金	786	596
顧客預金	416	9,595
劣後債務	-	-
その他の負債	108	123

2019年12月31日現在、「売却目的保有非流動資産」および「売却目的保有非流動負債」の項目は、主にリテールバンキングのSG de Banque aux Antillesの資産および負債、設備金融およびファクタリング会社SG Finans ASの資産および負債ならびに南アフリカの有価証券サービス活動（SG Johannesburg）に関連する資産および負債を含む。

2018年12月31日に比較し、売却目的保有非流動資産および売却目的保有非流動負債項目の増減は、以下に起因するものである。

■ 注2.1に詳述した事業体の売却

■ SG de Banque aux AntillesおよびSG Finans ASの資産および負債の分類変更

売却目的保有非流動資産（大部分がのれんと固定資産）は帳簿価額と処分コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。これは、これらの資産が「売却目的保有非流動資産」に分類変更されるとすぐに資産グループの売却による予想キャピタル・ロスの全額あるいは一部を配分できるということを意味している。これに関連して、2019年12月31日現在、当グループが認識した減損費用は、「その他の資産からの純損益」の-109百万ユーロである。

[前へ](#)

[次へ](#)

注3 金融商品

 要旨	金融商品は、現金またはその他の金融資産を受取るか支払う契約上の権利あるいは義務を表している。当グループの銀行業務は、一般的にローン、投資ポートフォリオ（株式、債券等）、預金、規制貯蓄勘定、発行債券およびデリバティブ商品（スワップ、オプション、先渡/先物契約、クレジットデリバティブ等）のような幅広い資産および負債をカバーする金融商品の形態をとる。 財務諸表において、金融資産および負債の分類および測定は、その契約上の特性とその企業がそれらの金融商品を管理する方法によって決まる。 しかし、この区別は、その目的（市場活動またはヘッジ取引）の如何に拘わらず、常に貸借対照表上、公正価値で測定するデリバティブ商品には適用されない。

会計方針

金融資産の分類

当初認識時に、金融商品は、当グループの貸借対照表上でその会計処理およびその後の測定方法を決定する三つのカテゴリー（償却原価、純損益を通じて公正価値で測定およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定）の一つに分類される。この分類は、その金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特性とその金融資産を管理するための企業の事業モデルに基づいている。

キャッシュ・フローの 特性	+	事業モデル	=	会計上の分類
SPPI (元本および利息の 支払のみ) ・基本的負債性 金融資産 		 契約上のキャッシュ・ フローの回収		償却原価
		 契約上のキャッシュ・ フローの回収および売却		OCIを通じて公正価値で測定 その後損益計算書に組替
		 トレーディング目的 ポートフォリオ		純損益を通じて 公正価値で測定
		+ 公正価値オプション (会計上のミスマッチを排除または削減するため)		純損益を通じて 公正価値で測定
SPPI 以外 ・複雑な負債性金融 資産 ・資本性金融資産 ・デリバティブ 		 事業モデルに拘わらず		純損益を通じて 公正価値で測定
		+ OCIオプションを通じて公正価値で測定 その後損益計算書に組替しない (トレーディング目的以外の資本性金融資産)		OCIを通じて公正価値で測定 その後損益計算書に組替しない

金融資産を分類する会計方針は、企業がその金融商品によって生み出される契約上のキャッシュ・フローを分析し、その金融商品を管理するための事業モデルを分析するように要求している。

契約上のキャッシュ・フローの特性に係る分析

契約上のキャッシュ・フローの特性に係る分析の目的は、その特性が基本的融資契約に類似している金融商品、すなわちそのキャッシュ・フローが極めて予想可能性が高いことを意味している金融商品だけに実効金利法を使用して金融資産からの収益を認識する選択を限定することである。これらの特性を有しないその他の金融商品はそれらを管理するために使用される事業モデルに関わらず、純損益を通じて公正価値で測定される。

元本および元本残高に係る利息の支払いのみ（SPPI）を表す契約上のキャッシュ・フローは、基本的融資契約と整合性がとれている。

基本的な融資の取決めにおいては、利息は主に貨幣の時間価値に対する対価および信用リスクに対する対価から構成されている。また、利息には、流動性リスクへの対価、管理コストへの対価および営業上の利益マージンも含まれる。負の利息はこの定義と矛盾するものではない。

基本的なものではないすべての金融資産は、それらの資産を管理するための事業モデルに関わらず、強制的に純損益を通じて公正価値により測定される。

会計目的上、ヘッジ適格性のあるデリバティブは、貸借対照表において別の項目で計上される（注3.2参照）。

当グループは、トレーディング目的で保有していない資本性金融商品（株式およびその他の持分有価証券）に対する投資をその他の包括利益を通じて公正価値で分類および測定するために、有価証券ごとに取消不能の選択をすることができる。その後、その他の包括利益に累積された損益は、損益に組替えられることはない（これらの投資からの受取配当金のみが収益として認識される）。

事業モデルの分析

事業モデルは、金融商品がどのようにしてキャッシュ・フローおよび収入を生み出すように管理されるかを表すものである。

当グループは、異なる事業活動を実施する過程において、いくつかの事業モデルを利用している。事業モデルについては、金融商品グループが特定の事業目的を達成するためにどのように一括して管理されているか評価している。事業モデルは、商品ごとに評価されるのではなく、以下のような関連証拠を考慮してポートフォリオ・レベルで評価される。

- ポートフォリオの実績はどのように評価され、当グループの経営陣に報告されているか、
- 事業モデルの中で金融商品に関連するリスクがどのように管理されているか、
- 事業の管理者の報酬はどのように決められているか、
- また、実現または予定されている資産の売却（価値、頻度、目的）

金融商品の分類および測定を決定するために、三つの異なる事業モデルが識別されなければならない。

- その目的が契約上のキャッシュ・フローを回収することである事業モデル（「回収」事業モデル）

- その目的が契約上のキャッシュ・フローを回収し、金融資産を売却することにより達成される事業モデル（「回収と売却」事業モデル）
- 契約上のキャッシュ・フローを回収することが付随的なものに過ぎない場合、特にトレーディング目的で保有する金融資産のように他の金融資産のための別の事業モデル

公正価値オプション

トレーディング目的で保有していないSPPI金融資産は、関連する金融資産および負債の会計処理における不一致（会計上のミスマッチ）を排除し、あるいは大きく減らす場合には、当初認識時点で純損益を通じて公正価値で測定するように指定できる。

金融負債の分類

金融負債は、以下の二つのカテゴリーの一つに分類される。

- 「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」：これらはトレーディング目的で保有される金融負債で、デフォルトではヘッジ手段として適格ではないデリバティブ金融負債および当初認識時点で公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定するように当グループが指定したデリバティブ以外の金融負債を含む。
- 「債務」：この中にはその他のデリバティブ以外の金融負債が含まれ、償却原価で測定される。

ヘッジ手段として適格なデリバティブ金融資産および負債は、貸借対照表の別の行に表示される（注3.2参照）

金融資産の分類変更

金融資産の分類変更は、当グループがこれらの資産を管理するために使用する事業モデルを変更するという例外的な場合にのみ要求される。

公正価値

公正価値とは、測定日において市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却したときに受取るあるいは負債を譲渡するために支払う価格である。当グループが金融商品の公正価値を確定するために使用する評価方法は、注3.4に詳述している。

当初認識

金融資産は、貸借対照表に以下の時点で認識される。

- 有価証券については決済/受渡日
- デリバティブについては取引日
- 貸出金については支出日

公正価値で測定する金融商品については、取引日と決済日の間の公正価値の変動は、該当する金融資産の会計上の分類に従って損益計算書に計上されるか、その他の包括利益に計上される。取引日とは、契約上のコミットメントが当グループにとって拘束力のある、取消不能になる日である。

当初認識時に金融資産および負債は、コストが損益計算書に直接計上されるような純損益を通じて公正価値で認識する金融商品を除いて、その取得あるいは発行に直接帰属する取引コストを含め、公正価値で測定される。

当初の公正価値が観察可能な市場データに基づいていれば、公正価値と取引価格との差額、すなわち販売マージンは、損益計算書に即時認識される。しかし、評価のインプットが観察可能でなく、あるいは評価モデルが市場で認識されていなければ、販売マージンの認識は、損益計算書において一般的に繰延される。いくつかの商品については、その複雑性によって、このマージンは満期時あるいは期日前繰上売却の際の処分時に認識される。評価インプットが観察可能になったとき、未計上の販売マージン相当分は損益計算書に認識される（注3.4.7参照）。

金融資産および負債の認識中止

当グループは、資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効したか、資産のキャッシュ・フローおよび資産の所有に伴うリスクと経済価値を受取る契約上の権利のほとんどすべてを移転した場合、金融資産(あるいは同種資産のグループ)のすべてあるいは一部の認識を中止する。

当グループは、また関連するキャッシュ・フローに対する契約上の権利を保有しているが、第三者にこの同じキャッシュ・フローをパススルーする契約上の義務があり、リスクと経済価値のほとんどすべてを移転するような金融資産の認識を中止する。

当グループが金融資産のキャッシュ・フローを移転したが、その所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしておらず、また金融資産の支配も有効に保持していない場合、当グループはその認識を中止し、必要な場合、資産の移転の結果創出または保持した権利および義務をカバーするために、別個に資産または負債として認識する。当グループが資産の支配を保持している場合には、その資産に継続的に関与する程度に基づき、貸借対照表に継続して認識する。

金融資産が全体として認識中止される場合、資産の帳簿価額と受領した支払額の差額に等しい金額が、必要な場合には、以前直接資本に計上された未実現損益およびサービス資産あるいはサービス負債の価値の調整後、損益計算書に売却損益として計上される。ローンの期限前返済後借手に請求する補償金は、期限前返済時に損益計算書の「受取利息および類似収益」に計上される。

当グループは、金融負債が消滅した場合、つまり契約で特定された債務が免責、取消または失効となった場合にのみ、金融負債の全部あるいは一部を認識中止する。

契約条件を実質的に変更した場合、あるいはその契約条件が実質的に異なる商品について貸手との交換がされた場合、金融負債も認識を中止する可能性がある。

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの分析

当グループは、金融資産が当初認識時点でSPPIテストに合格しているかどうかを決めるための手続きを確立した（ローンの供与、有価証券の取得等）。

すべての契約条項は分析されなければならない。特に、契約上のキャッシュ・フローのタイミングあるいは金額を変更するような条項についてはそうである。借手あるいは貸手に対し期限前償還あるいは満期前に負債性金融商品を発行者に返還することを認める契約条件はSPPIのキャッシュ・フローとは矛盾しない。但し、期限前償還金額が、満期到来している元本と、契約上発生している未払利息を主に表している場合に限る。その金額には合理的な補償を含めていることもありうる。そのような補償は、正の金額である場合もあれば負の金額になる場合もありうるという事実は、キャッシュ・フローのSPPIの性格とは矛盾しない。

期限前償還の補償は、以下の場合特に合理的なものと考えられる。

- その金額が、貸出金の残存金額のパーセンテージで計算されており、規則によって限度が設定されているか（例えばフランスでは、個人によるモーゲッジ・ローンの期限前償還に対する補償は、6ヶ月分の利息あるいは残存元本の3%に等しい金額で法的に制限されている）、競争的市場慣行によって制限されている。
- その金額が、ローンの満期まで受取っていたはずの契約上の利息と、該当する指標金利を反映する利率で当該金額の再投資によって獲得されるであろう利息との差額に等しい。

ローンによっては現在の公正価値で期限前償還が可能なものがあるが、他のローンでは関連するヘッジ目的のスワップを終了するための公正価値コストを含む金額で期限前償還ができるものもある。該当する指標金利の変動の影響を反映している限り、期限前償還金額をSPPIとみなすことが可能である。

基本的金融資産（SPPI）は、主に以下のものを含む負債性金融商品である。

- 固定金利ローン
- キャップまたはフロアーを含む変動金利ローン
- 固定又は変動金利負債性有価証券（公債または社債、その他の譲渡可能負債性有価証券）
- 売戻条件付買入有価証券（リバースレポ）
- 保証預け金
- 売掛債権

基本的な融資の取決めに無関係なリスクあるいは契約上のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを生じるかもしれないような契約条件（例えば株式価格、株式指数の変動に対するエクスポージャーあるいはレバレッジの特性のようなもの）は、SPPI要件を充足する金融資産であるとはみなされない。但し、契約上のキャッシュ・フローに対する影響が最小限にとどまる場合は除く。

非基本的金融資産（SPPI以外）は、主に以下のものを含む。

- デリバティブ金融商品
- 企業が保有する株式およびその他の資本性金融商品
- ミューチュアル・ファンドが発行する資本性金融商品
- 決められた株式数に転換可能あるいは償還されるその他の金融資産（転換社債、株式連動有価証券等）

利息の時間価値の要素が、その金融商品の契約条項に従って調整できる場合に、契約上のキャッシュ・フローをベンチマークの金融商品から生じるキャッシュ・フローと比較する必要があるかもしれない。これは、例えば、金利が定期的に改定されるが、その改定の頻度が金利の趣旨と一致しない（金利が毎月1年金利に改定されるような場合）、あるいは金利が短期および長期の金利の平均に従って定期的に改定されているような場合である。

割引前の契約上のキャッシュ・フローと割引前のベンチマークのキャッシュ・フローとの間の差が重要であるか、あるいは重要なものになりうるなら、その商品は基本的金融資産とはみなされない。

契約条項に従って、ベンチマークのキャッシュ・フローとの比較を定性的評価により行うことができる。しかし、場合によっては定量的テストが要求される。契約上のキャッシュ・フローとベンチマークのキャッシュ・フローの間の差は、報告期間ごと、およびその金融商品の存続期間にわたって累積的に検討しなければならない。このベンチマークのテストを実行する場合に、企業は、契約上の割引前将来キャッシュ・フローに影響を与えるような要素を検討しなければならない。当初の評価日現在のイールド・カーブを使用することは十分ではなく、企業はそのカーブが合理的な可能性のあるシナリオに従って金融商品の存続期間にわたって変化するかどうかにも検討しなければならない。

当グループの中で、ベンチマーク・テストに関連する金融商品には、例えば、その金利が改定までの2ヶ月間にわたって観察される12ヶ月Euriborの平均に基づいて毎年改定される変動金利住宅ローンが含まれる。

別の例としては、その金利が改定までの3ヶ月間にわたって観察される1ヶ月Euriborの平均に基づいて四半期ごとに改定される不動産専門業者に供与されるローンがある。当グループが行うベンチマークの分析の結果、これらのローンは基本的金融資産であると結論付けている。

さらに、金融資産が信用リスクの集中を生み出すような複数の契約上リンクした金融商品（トランシェ）を使用して保有者の支払いに優先順位を付ける、証券化ビークルあるいは類似の事業体が発行する金融商品である場合には、契約上のキャッシュ・フローの明確な分析が要求される。契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、企業はトランシェごとの信用リスクおよび原金融商品プールにおける信用リスクに対するエクスポージャーと同様に契約条項も分析しなければならない。そのため、企業はキャッシュ・フローを生み出している原金融商品を識別するために「ルック・スルー・アプローチ」を採用しなければならない。

注3に記載したデータからは、保険子会社の金融商品が除かれている。保険子会社のデータは注4.3に記載している。

リスクの種類、金融商品に関係したリスク管理に関する情報は、欧州連合が採択したIFRSにより要求されている資本管理および規制比率の遵守に関する情報とともに当期のフランス登録書類の第4章（リスク要因および自己資本充実度）に開示されている。

注3.1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の概要

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日		2018年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
トレーディング・ポートフォリオ ⁽¹⁾	358,033	281,246	338,312	285,478
強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	24,977		24,057	
公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融商品	2,729	82,883	3,181	77,605
合計	385,739	364,129	365,550	363,083
内、売戻/買戻契約に基づいて購入/売却した有価証券	111,818	97,895	129,628	98,874

(1) 2019年12月31日現在、トレーディング・ポートフォリオには、2019年上半期にコメルツバンクから取得した仕組み商品(「エキゾチック、バニラおよびファンド」)の概念およびマーケット・メイキングの活動に関連するトレーディング・ブックが含まれている(注2.2参照)。

注3.1.1 トレーディング・ポートフォリオ

会計方針

トレーディング勘定には、キャピタル・マーケットの事業のために保有、または発生する金融資産および負債が含まれる。

このポートフォリオには、「その他のトレーディング資産」の中で当グループが、コモディティ デリバティブ商品のマーケット・メイカーの活動の一環として保有する現物コモディティも含んでいる。

デフォルトでは、デリバティブ金融商品は、ヘッジ手段としての要件を満たしていなければ、トレーディング・ポートフォリオに分類されている（注3.2参照）。

トレーディング・ポートフォリオに計上された金融商品は、期末日に公正価値で測定され、貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債」に計上されている。公正価値の変動およびその商品に関連する収益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上されている。

トレーディング活動

トレーディング目的で保有する金融資産は、

- 短期間に売却する意図をもって取得したもの、あるいは
- マーケット・メイキングの目的で保有するもの、あるいは
- デリバティブ金融商品、まとめて管理され、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある有価証券または金融商品を含め、トレーディング・ポートフォリオの専門的な管理目的で取得したものがある。

グローバル・マーケット活動

トレーディングの事業モデルは、そのグローバル・マーケットの事業を管理するためにグローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門により適用されている。

それはまた、シンジケート・ローン・コミットメントおよび当グループが組成・転売活動を通じて組成したローンおよびすぐに売却する予定のローンと同様に、当グループが保有する意図がなく、初めから流通市場で短期間（6ヶ月から12ヶ月以内）に売却するように確認されているローンに対しても適用されている。

ラン・オフ ポートフォリオに保有されている金融資産も、その公正価値に基づいてモニターされている。これらのポートフォリオはマーケット活動には関連していないが、そのような資産は、トレーディング・ポートフォリオに表示されており、純損益を通じて公正価値で測定されている。

トレーディング・ポートフォリオには、その契約上のキャッシュ・フローの特性にかかわらずトレーディング目的で保有しているすべての金融資産が含まれる。トレーディング目的で保有しているものではないSPPI以外の金融資産だけが、「強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類されている（下記の第2項参照）。

資産

(単位：百万ユーロ)

	2019年12月31日	2018年12月31日
公社債およびその他の債券	26,080	29,732
株式およびその他の持分証券	77,966	49,297
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	117,956	135,861
トレーディング目的デリバティブ ⁽¹⁾	135,849	122,983
その他のトレーディング資産	182	439
合計	358,033	338,312
内、貸出有価証券	13,681	12,411

(1) 注3.2金融デリバティブ参照

負債

(単位：百万ユーロ)

	2019年12月31日	2018年12月31日
借入有価証券に係る未払金	38,950	51,264
売建公社債およびその他の負債性金融商品	3,518	6,231
売建株式およびその他の資本性金融商品	1,466	1,248
借入金および買戻条件付売渡有価証券	97,820	98,299
トレーディング目的デリバティブ ⁽¹⁾	138,120	126,946
その他のトレーディング負債	1,372	1,490
合計	281,246	285,478

(1) 注3.2金融デリバティブ参照

注3.1.2 強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融商品**会計方針**

「強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」には次のものが含まれる。

- トレーディング目的で保有しているものではなく、SPPIテスト（ベーシック以外またはSPPI以外の金融商品）に合格していないローン、公社債および債券同等物
- 他のサブ・カテゴリーにも分類されない株式および株式同等物：純損益を通じて公正価値で測定するトレーディング勘定、後に純損益に組替えられることのないその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを当グループが指定する金融商品

このような資産は、貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に公正価値で計上され、これらの金融商品の公正価値の変動は（受取利息を除く）、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の内訳

(単位：百万ユーロ)

	2019年12月31日	2018年12月31日
公社債およびその他の債券	177	158
株式およびその他の持分証券	2,492	1,996
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	22,308	21,903
合計	24,977	24,057

貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券の内訳

(単位：百万ユーロ)

	2019年12月31日	2018年12月31日
短期貸出金	2,029	2,354
設備貸出金	18,152	15,796
その他の貸出金	2,127	3,753
合計	22,308	21,903

貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に計上された貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券は、主に

- ベンチマークの金利の変動の影響を反映しない補償付き期限前償還要素を含む貸出金；
- ベーシックな貸出金(SPPI)として認識することを認めない指数化条項を含む貸出金

注3.1.3 公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

会計方針

トレーディング目的で保有する金融資産および負債ならびに強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に加えて、財務諸表の同じ項目には、当グループが純損益を通じて公正価値で測定するように指定した、デリバティブ以外の金融資産および負債も含まれる。これらの金融商品の公正価値の変動（利息を含む）は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。但し、「未実現・繰延損益」に計上されている金融負債に係る当グループの自社の信用リスクに関連する部分を除く。

さらに、公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を契約上の満期日前に認識中止する場合には、当グループの自社の信用リスクに関連する損益は、もしあれば「未実現・繰延損益」に計上され、次年度の開始時点で「利益剰余金」に分類変更される。

金融資産に関しては、このオプションは一部の金融資産および負債に異なる会計処理を適用することから生じるような会計上のミスマッチを除去するか大幅に減少させるためにのみ使用される。

金融負債に関しては、このオプションは以下の場合にのみ適用される。

- 特定の金融資産および負債の会計処理におけるミスマッチを除去するか、減少させるとき
- 他の場合であれば分離処理の対象になる一つ以上の組込デリバティブを含む複合金融商品に適用するとき
- 金融資産/負債がグループで管理され、その業績が公正価値で測定されるとき

当グループは、ソシエテ・ジェネラルのコーポレート&インベストメント・バンキング事業が発行したいくつかの仕組債について、純損益を通じて公正価値で認識している。これらの銘柄は純粋に商業目的であり、関連リスクは、トレーディング・ポートフォリオにおいて運用している金融商品を使用して、市場でヘッジされている。公正価値オプションを使用することによって、当グループは、これらの債券の会計処理と、公正価値で計上しなければならない関連市場リスクをヘッジするデリバティブの会計処理との間の整合性を確保することができる。

資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
公社債およびその他の債券	1,458	1,310
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	145	819
従業員給付制度のための分別資産	1,126	1,052
合計	2,729	3,181

負債

公正価値オプションに従って純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、主にソシエテ・ジェネラル・グループが発行した仕組債から構成されている。

当グループの発行者の信用リスクに起因する再評価差額は、ソシエテ・ジェネラル・グループの市場における直近の調達条件と関連債務の残存契約期間を考慮して評価モデルを使用して決定される。

自社の信用リスクに起因する公正価値の変動により2019年12月31日現在-121百万ユーロの損失が生じた。当該日時点までの自社の信用リスクに起因する損益の合計は-317百万ユーロであり、資本に計上されている（注7.3参照）。

2019年12月31日現在、公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融負債の公正価値（2018年12月31日現在の77,605百万ユーロに対し、82,883百万ユーロ）と、満期日における償還金額（2018年12月31日現在の78,080百万ユーロに対し、83,249百万ユーロ）との差額は、-366百万ユーロ（2018年12月31日現在-475百万ユーロ）である。

注3.1.4 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
トレーディング・ポートフォリオに係る純損益	5,754	(6,091)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益 ⁽¹⁾	3,661	941
公正価値オプションを使用して測定する金融商品に係る純損益	(15,028)	4,277
デリバティブ商品に係る純損益	9,712	6,263
ヘッジ取引に係る純損益 ⁽²⁾	100	35
公正価値ヘッジ目的デリバティブに係る純損益	1,155	(947)
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の再評価 ⁽³⁾	(1,055)	982
外国為替取引に係る純損益	144	(306)
合計	4,343	5,119
この内、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る利益	84	103

(1) 正味受取利息に計上される金利を代表する負債性金融商品の利益構成部分を例外として、この項目は負債性および資本性金融商品に係る実現・未実現損益を含む（注3.7参照）。

(2) この項目は、金融商品に関連するヘッジ取引に係る純損益だけを含む。非金融資産および負債に関連するヘッジ取引については、ヘッジ取引に係る純損益は、ヘッジ対象項目の損益勘定に含まれる。

(3) この項目は、金利リスクに対しヘッジされたポートフォリオの再評価差額の変動を含め、公正価値のヘッジ対象の再評価を含む。

損益計算書に計上される収益および費用が目的別ではなく商品の種類別に分類される限り、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る活動から生じる純利益は、全体として評価しなければならない。ここに示された利益には、受取利息・支払利息の中に含めて表示されているこれらの金融商品の借換コストが含まれていないことに注意する必要がある。

注3.2 金融デリバティブ

	デリバティブ商品は、原資産項目の価値に応じてその価値が変動する金融商品であり、レバレッジ効果を伴い得る。これらの商品の基礎となる項目は、その形態（先渡/先物契約、スワップ、コールおよびプット等）と同様、様々（金利、為替レート、株式、指数、商品、信用格付け等）である。 当グループは、顧客のリスク管理あるいは収益最適化のニーズを満たすためのソリューションをその顧客に提供するために、市場活動のためのデリバティブ商品を使用する。その場合にはトレーディング目的デリバティブとして会計処理される。 当グループは、自社のリスクを管理し、ヘッジするためにデリバティブ商品を使用することもある。そのような場合、ヘッジ目的デリバティブとして適格とされる。ヘッジ取引は、個別の項目あるいは取引（マイクロヘッジ関係）あるいは構造的金利リスクを生じるような金融資産および負債のポートフォリオ（マクロヘッジ関係）に影響する可能性がある。 他の金融商品と異なり、デリバティブ商品は、その目的（市場活動またはヘッジ取引）に拘わらず、常に貸借対照表上、公正価値で測定される。トレーディング目的のデリバティブの公正価値の調整は、損益計算書に直接認識される。しかし、ヘッジ取引に適用される会計処理は、そのヘッジが有効である限り、ヘッジ目的デリバティブの再評価の影響を損益計算書で相殺することを目的とする。

要旨

会計方針

デリバティブは、次の三つの規準を満たす金融商品である。

- 特定の金利、外国為替相場、株価、価格指数、コモディティ価格、信用格付け等の変動に対応してその価値が変動する。
- 当初の投資はほとんどまたはまったく必要としない。
- 将来のある日に決済される。

金融デリバティブは、すべて貸借対照表に金融資産または金融負債として公正価値で認識される。会計目的上ヘッジ手段として指定されない限り、デフォルトではトレーディング目的デリバティブとみなされる。

特殊なケース-ソシエテ・ジェネラルの株式を原資産として有する金融デリバティブ

原資産の金融商品としてソシエテ・ジェネラルの株式あるいはグループの子会社の株式を有し、その決済において、ソシエテ・ジェネラルの株式（デリバティブ以外）の一定数に対して現金（または別の金融資産）による確定金額の支払を伴う金融デリバティブは、資本性金融商品である。これらの商品および関連する支払/受取プレミアムは、資本に直接認識され、これらのデリバティブの公正価値のいかなる変動も計上されない。ソシエテ・ジェネラルの株式に係るプット・オプションおよびソシエテ・ジェネラルの株式の先物の売却については、資本の相手勘定として、想定金額で負債が認識される。

ソシエテ・ジェネラルの株式をその原資産として有するその他の金融デリバティブは、その他の原資産を有するデリバティブと同じ方法で貸借対照表上、公正価値で計上される。

組込デリバティブ

組込デリバティブは、デリバティブ以外の本体商品をも含むハイブリッド商品の一構成要素である。

主契約が金融資産である場合、その契約上のキャッシュ・フローがSPPIテストに合格しないため、ハイブリッド契約全体が純損益を通じて公正価値で測定される。

主契約が金融負債で、純損益を通じて公正価値で測定するものではない場合、組込デリバティブは、次の条件を満たせば主契約から分離される。

- 取得時において組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが主契約の経済的特徴およびリスクと密接に関連しておらず、かつ
- デリバティブの定義を独立して満たす

分離されたデリバティブは、上記の条件に基づいて、貸借対照表上の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債」に認識される。主契約は、その会計上の区分に従って金融負債として分類され、測定される。

注3.2.1 トレーディング目的デリバティブ**会計方針**

トレーディング目的デリバティブは、貸借対照表上の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債」に計上される。公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。

後日デフォルトとなった取引相手関係する金融デリバティブの公正価値の変動は、これらの商品の終了日まで「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上されている。当該終了日にこれらの取引先に対する債権・債務は、貸借対照表上、公正価値で認識される。これらの債権に係る更なる減損は、損益計算書の「リスク費用」に計上される。

トレーディング目的デリバティブの公正価値の内訳

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
(単位：百万ユーロ)				
金利商品	91,146	88,501	74,253	73,835
外国為替商品	18,036	18,354	19,246	19,466
株式および指数商品	22,318	26,141	21,450	23,675
コモディティ商品	1,860	2,201	5,708	6,081
クレジットデリバティブ	2,415	2,037	2,224	2,704
その他の先渡/先物金融商品	74	886	102	1,185
合計	135,849	138,120	122,983	126,946

当グループは、個々のカウンターパーティ、セクターおよび地理的集中度の削減、積極的なリスクと資本の管理アプローチの実施、および法人向け与信ポートフォリオの管理を主たる目的として、クレジットデリバティブを利用している。すべてのクレジットデリバティブは、その目的に拘わらず、純損益を通じて公正価値で測定され、会計上ヘッジ手段としての適格性を有しない。従って、それはトレーディング目的デリバティブとして公正価値で認識される。

トレーディング目的デリバティブ・コミットメントの内訳（想定金額）

	2019年12月31日	2018年12月31日
(単位：百万ユーロ)		
金利商品	11,988,127	11,489,020
確定商品	9,959,001	9,476,579
スワップ	8,324,621	7,868,534
FRA	1,634,380	1,608,045
オプション	2,029,126	2,012,441
外国為替商品	3,192,776	3,823,369
確定商品	2,475,393	2,661,823
オプション	717,383	1,161,546
株式および指数商品	1,124,549	1,086,822
確定商品	186,691	154,988
オプション	937,858	931,834
コモディティ商品	96,900	190,706
確定商品	83,509	139,558
オプション	13,391	51,148
クレジットデリバティブ	246,006	293,463
その他の先渡/先物金融商品	38,428	38,423
合計	16,686,786	16,921,803

注3.2.2 ヘッジ目的デリバティブ

IFRS第9号の移行規定に従って、当グループはヘッジ会計に関連するIAS第39号の規定を維持することを選択した。その結果、資本性金融商品はその会計上のカテゴリーに関わらずヘッジ会計の適格性を有しない。

会計方針

当グループは、特定の市場リスクをヘッジするためにヘッジ目的デリバティブを設定している。会計上の観点から、当グループは、そのリスクとヘッジ対象商品によって、ヘッジ取引を公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジあるいは在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして指定している。

当グループは、金融商品をヘッジ目的デリバティブとして指定するためには、ヘッジ開始から、ヘッジ関係を詳細に文書化しなければならない。この文書化によって、ヘッジ対象の資産、負債または予定取引を特定し、ヘッジ対象リスクならびに関連するリスク管理戦略、使用する金融デリバティブの種類およびヘッジの有効性を測定するために使用する評価方法を特定する。

ヘッジ手段として指定されたデリバティブは、ヘッジ対象リスクから発生する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺において高い有効性がなければならない。この有効性は、ヘッジ対象商品の公正価値またはキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動によりほとんど全額相殺されるときに立証される。この場合、両者の変動の期待比率は、80%から125%までの範囲である。有効性は、ヘッジが最初に設定された時点およびその存続期間中の両方において評価しなければならない。有効性は、四半期ごとに将来（将来の期間にわたって期待される有効性）および遡及的（過去の期間に測定された有効性）に測定される。有効性が上記の範囲外にある場合、ヘッジ会計は中止される。

ヘッジ目的デリバティブは、貸借対照表の「ヘッジ目的デリバティブ」に認識されている。

公正価値ヘッジ

これらのヘッジの目的は、その商品が貸借対照表から認識中止される場合に損益に影響し得る、商品の公正価値の不利な変動から当グループを保護することである。

ヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。しかし、金利デリバティブに関連して発生した受取利息および支払利息は、損益計算書の「受取利息および支払利息－ヘッジ目的デリバティブ」にヘッジ対象項目に関連する発生受取利息および支払利息と同時に計上される。

貸借対照表上、ヘッジ対象項目の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに起因する損益について調整され、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。ヘッジ取引の有効性が高い場合、ヘッジ対象項目の公正価値の変動およびヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動は、損益を通じて正確に相殺され、非有効部分に相当する差額が損益に計上される。

将来の有効性は、予想市場トレンドに基づくセンシティブティ分析、あるいはヘッジ対象項目とヘッジ手段の構成要素の間の統計的関係（相関性）の回帰分析を通じて評価される。遡及的有效性は、ヘッジ手段の公正価値の変動をヘッジ対象項目の公正価値と比較することによって評価される。

デリバティブがヘッジ会計の有効性要件を満たさないことが明らかになった場合、あるいはデリバティブが終了もしくは売却されることになった場合、ヘッジ会計は将来に向かって中止される。その後、ヘッジ対象資産または負債の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動について調整が中止され、ヘッジ会計の下で過去に計上された累積的調整額は、残存期間にわたり償却される。ヘッジ対象項目が満期前に売却、あるいは早期償還される場合もヘッジ会計は中止され、その時点で価値調整額は損益計算書に直ちに認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

金利キャッシュ・フロー・ヘッジの目的は、貸借対照表上の金融商品（貸出金、有価証券あるいは変動金利手形）あるいは発生する可能性が高い予定取引（先物固定金利、先物価格等）と関連する将来のキャッシュ・フローの変動から保護することである。これらのヘッジの目的は、損益に影響し得る商品あるいは取引の将来キャッシュ・フローの不利な変動から当グループを保護することである。

ヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動の有効な部分は、「未実現・繰延損益」に計上され、非有効部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。金利デリバティブに関連する発生受取利息および支払利息は、損益計算書の「受取利息および支払利息－ヘッジ目的デリバティブ」にて、ヘッジ対象項目に関連する発生受取利息および支払利息と同時に計上される。

ヘッジの有効性は、仮想デリバティブ法を使用して評価される。仮想デリバティブ法では、i)ヘッジされた商品と全く同じ特性（想定上の期間、金利更改日、金利それ自体の点等で）を有するが、反対方向に動き、その公正価値がヘッジ設定時にゼロであるような、想定上のデリバティブを創出し、ii) 想定上のデリバティブの公正価値の予想変動をヘッジ手段のそれと比較する（センシティビティ分析）か、もしくはヘッジの将来の有効性に関する回帰分析を行う。

キャッシュ・フロー・ヘッジのデリバティブの再評価に関連して資本に直接認識された金額は、その後ヘッジ対象のキャッシュ・フローと同時に、損益計算書上の「受取利息および支払利息」に分類変更される。

ヘッジ目的デリバティブが、ヘッジ会計の有効性要件を満たさなくなった場合、あるいはヘッジ目的デリバティブが終了または売却された場合、ヘッジ会計は将来に向かって中止される。以前に資本に直接認識された金額は、ヘッジ対象項目から発生するキャッシュ・フローにより、受取利息が影響を受ける期間にわたり、損益計算書上の「受取利息および支払利息」に分類変更される。ヘッジ対象項目が予定より早期に売却、あるいは償還された場合、またはヘッジ対象の予定取引の中止の可能性が高くなった場合、資本に認識された未実現損益は、直ちに損益計算書に振替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジの目的は、為替リスクに備えることである。

ヘッジ対象項目は、当グループの機能通貨と異なる通貨の国に対する投資である。そのためヘッジは、事業体の機能通貨に関連した為替リスクから在外子会社あるいは支店の正味ポジションを保護するのに有用である。

会計目的上純投資のヘッジとして指定されたヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動の有効部分は、資本の部の「未実現・繰延損益」に認識され、非有効部分は損益計算書に認識される。

ポートフォリオ・ヘッジ（マクロヘッジ）

このような種類のヘッジにおいて、金利デリバティブは、主にリテールバンキング活動から発生する構造的な金利リスクをグローバルにヘッジするために使用される。

これらの取引を会計処理する場合に、グループ企業は、公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれかの方針を適用している。

グループ企業は、固定金利の資産および負債のポートフォリオのマクロ公正価値ヘッジを文書化し、欧州連合が採択したIAS第39号「カーブ・アウト」の基準を適用している。これは、以下を推奨するものである。

- ヘッジ対象固定金利ポジションの顧客要求払預金を含む、資産負債の管理に使用されるマクロヘッジに対する公正価値ヘッジ会計の適用。
- 欧州連合が採択したIAS第39号によって要求される有効性テストの実施。

マクロ公正価値ヘッジとして指定された金融デリバティブの会計処理は、他の公正価値ヘッジ手段のそれに類似したものである。マクロヘッジされた商品のポートフォリオの公正価値の変動は、純損益を通じて貸借対照表の「金利リスクをヘッジしたポートフォリオに係る再評価差額」に区分計上される。

グループ企業は、マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジを文書化し、キャッシュ・フロー・ヘッジについて先述したものと同一会計方針を適用している。このためマクロヘッジされた資産または負債のポートフォリオは、ヘッジされたリスクに対して公正価値で測定されない。

マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、ヘッジされるポートフォリオは、変動金利の資産または負債を含む。

ヘッジ目的デリバティブの公正価値の内訳

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
(単位：百万ユーロ)				
公正価値ヘッジ	16,617	9,981	11,666	5,767
金利商品	16,616	9,981	11,650	5,765
外国為替商品	1	-	16	2
株式および指数商品	-	-	-	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ	181	124	105	204
金利商品	169	65	27	140
外国為替商品	10	46	78	38
株式および指数商品	2	13	-	26
純投資ヘッジ	39	107	128	22
外国為替商品	39	107	128	22
合計	16,837	10,212	11,899	5,993

当グループは、固定金利金融資産および負債（主に貸出金/借入金、発行有価証券および固定金利有価証券）を長期金利の変動から保護するために、会計目的上公正価値ヘッジとして認識されるヘッジ関係を設定している。使用されるヘッジ手段は、主に金利スワップから構成されている。

コーポレート&インベストメント バンキングのいくつかの事業を通じて、当グループは、短期および中期の資金調達に要求における、将来のキャッシュ・フローの変動にさらされており、会計目的上キャッシュ・フロー・ヘッジとして認識されたヘッジ関係を設定している。発生する可能性が高い資金調達の要求は、各事業について設定された過去のデータと、貸借対照表残高の代表的項目を使用して決定されている。これらのデータは、管理手法の変更に伴って増減する。

ヘッジ目的デリバティブのコミットメントの内訳（想定金額）

下記の表に示されたコミットメントは、ヘッジ目的デリバティブ商品の累積想定金額を示している。これらの商品により生じる経済的エクスポージャーを反映するために想定金額の相殺はしていない(例えば、固定金利支払/Euribor 3ヶ月の受取のスワップは、Euribor 3ヶ月の支払/固定金利支払により相殺する)。その結果、コミットメントの金額は、場合によっては、次の表に示されたヘッジ対象項目の簿価を上回ることもある。

	2019年12月31日	2018年12月31日
(単位：百万ユーロ)		
金利商品	757,099	488,398
確定商品	755,847	487,149
スワップ	755,775	486,994
FRA	72	155
オプション	1,252	1,249
外国為替商品	11,314	14,747
確定商品	11,314	14,747
株式および指数商品	90	74
オプション	90	74
合計	768,503	503,219

ヘッジ目的金融デリバティブの満期日（想定金額）

これらの項目は、金融商品の契約上の満期日で表示されている。

(単位：百万ユーロ)	3ヶ月未満	3ヵ月 － 1年	1年 － 5年	5年超	2019年 12月31日
金利商品	108,682	15,877	460,280	172,260	757,099
外国為替商品	10,542	337	435	-	11,314
株式および指数商品	15	22	53	-	90
その他の先渡/先物金融商品	-	-	-	-	-
合計	119,239	16,236	460,768	172,260	768,503

公正価値ヘッジ対象項目の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日		
	簿価	公正価値の変動累計額 (2)	期中に計上された 公正価値の変動額 ⁽²⁾
金利リスクのヘッジ	309,183	10,879	(1,067)
ヘッジ対象資産	71,252	2,365	974
償却原価で測定する銀行預け金	1,331	30	12
償却原価で測定する顧客貸出金	4,680	384	44
償却原価で測定する有価証券	748	19	(0)
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産	39,135	1,531	1,016
顧客貸出金（マクロヘッジ） ⁽¹⁾	25,358	401	(98)
ヘッジ対象負債	237,931	8,514	(2,041)
発行債券	33,424	948	(234)
銀行預金	14,389	308	(183)
顧客預金	2,506	196	24
劣後債務	11,985	391	(395)
顧客預金（マクロヘッジ） ⁽¹⁾⁽³⁾	175,627	6,671	(1,253)
通貨リスクのヘッジ	605	3	12
ヘッジ対象資産	-	-	-
償却原価で測定する顧客貸出金	-	-	-
ヘッジ対象負債	605	3	12
銀行預金	605	3	12
資本リスクのヘッジ	1	(0)	(0)
ヘッジ対象負債	1	(0)	(0)
その他の負債	1	(0)	(0)
合計	309,789	10,882	(1,055)

2018年12月31日

(単位:百万ユーロ)	簿価 [*]	公正価値の変動累計額 (2)	期中に計上された 公正価値の変動額 ⁽²⁾
金利リスクのヘッジ	175,974	8,018	943
ヘッジ対象資産	60,186	1,521	(230)
償却原価で測定する銀行預け金	1,170	19	(6)
償却原価で測定する顧客貸出金	3,762	336	(10)
償却原価で測定する有価証券	594	25	11
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産	33,190	642	124
顧客貸出金 (マクロヘッジ)	21,470	499	(349)
ヘッジ対象負債	115,788	6,497	1,173
発行債券	26,433	745	232
銀行預金	13,241	114	(20)
顧客預金	1,422	219	48
劣後債務	12,599	1	120
顧客預金 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾⁽³⁾	62,093	5,418	793
通貨リスクのヘッジ	783	16	39
ヘッジ対象資産	31	1	1
償却原価で測定する顧客貸出金	31	1	1
ヘッジ対象負債	752	15	38
銀行預金	752	15	38
資本リスクのヘッジ	-	-	-
ヘッジ対象負債	-	-	-
その他の負債	-	-	-
合計	176,757	8,034	982

(1) マクロヘッジ対象項目の簿価は、ヘッジ対象残高の総額および金利リスクに対しヘッジしているポートフォリオの再評価差額を表している。

(2) ヘッジ対象リスクだけに起因し、ヘッジ手段の公正価値の無効部分を決定するために使用される公正価値の変動。この変動は金利リスクに対するヘッジ対象項目に係る発生利息を除いている。

(3) 2019年度における(マクロヘッジされた)顧客預金の帳簿価額の増加は、後掲の表に示された関連するヘッジ目的スワップのコミットメント(想定金額)と同様、以下の理由による。

- フランス国内市場の純利息収益のセンシティブリティの部分ヘッジを含む銀行業務勘定の金利リスク管理の変更
- 固定金利モデルの負債の存続期間の増加(ポートフォリオの負のコンベキシティ)および関連するヘッジの想定金額の増加に繋がる金利水準の低下。同時にマクロヘッジされた負債のポートフォリオの公正価値の変動は、期間中の金利の低下により説明できる。

* 2018年12月31日に終了した年度の公表済み連結財務諸表に対し修正再表示した金額

2019年12月31日現在、267百万ユーロの公正価値の変動累計額は、ヘッジ手段が消滅したためまだ償却を続けている。

公正価値ヘッジ手段の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				
	コミットメント (想定金額) ⁽³⁾	公正価値 ⁽²⁾		期中に 計上された 公正価値 の変動額	期中に 認識された 非有効部分
		資産	負債		
金利リスクのヘッジ	290,820	16,619	9,979	1,167	100
確定商品-スワップ	289,568	16,615	9,979	1,165	100
ヘッジ対象資産	43,831	155	2,415	(1,086)	(14)
ヘッジ対象ポートフォリオ資産 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	25,377	1,715	1,738	97	1
ヘッジ対象負債	61,370	2,279	226	866	78
ヘッジ対象ポートフォリオ負債 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	158,990	12,466	5,600	1,288	35
オプション	1,252	4	-	2	0
ヘッジ対象ポートフォリオ資産 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	1,252	4	-	2	0
通貨リスクのヘッジ	828	11	7	(12)	0
確定商品	828	11	7	(12)	0
ヘッジ対象負債	828	11	7	(12)	0
デリバティブ以外の金融商品		-	-	-	-
ヘッジ対象資産		-	-	-	-
資本リスクのヘッジ	2	-	0	0	(0)
オプション	2	-	0	0	(0)
ヘッジ対象負債	2	-	0	0	(0)
合計	291,650	16,630	9,986	1,155	100

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日				
	コミットメント (想定金額)	公正価値 ⁽²⁾		期中に 計上された 公正価値 の変動額	期中に 認識された 非有効部分
		資産	負債		
金利リスクのヘッジ	169,944	11,650	5,765	(909)	34
確定商品-スワップ	168,695	11,645	5,765	(909)	34
ヘッジ対象資産	37,271	314	1,380	(138)	(18)
ヘッジ対象ポートフォリオ資産 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	20,986	955	1,436	323	(33)
ヘッジ対象負債	52,178	2,111	612	(358)	3
ヘッジ対象ポートフォリオ負債 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	58,260	8,265	2,337	(736)	82
オプション	1,249	5	-	-	-
ヘッジ対象ポートフォリオ資産 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	1,249	5	-	-	-
通貨リスクのヘッジ	2,055	16	30	(38)	1
確定商品	2,055	16	2	(38)	-
ヘッジ対象負債	2,055	16	2	(38)	-
デリバティブ以外の金融商品		-	28	-	1
ヘッジ対象資産		-	28	-	1
資本リスクのヘッジ	-	-	-	-	-
オプション	-	-	-	-	-
ヘッジ対象負債	-	-	-	-	-
合計	171,999	11,666	5,795	(947)	35

(1) マクロ公正価値取引について、上記のコミットメントは、これらの商品からの経済的エクスポージャーを表すために正味ヘッジ目的デリバティブのポジションに等しい。このポジションは、ヘッジ対象エクスポージャーを表すヘッジ対象項目の簿価と連携している。

(2) 金利ヘッジ目的のデリバティブの公正価値は、発生利息を含む。

(3) 金利指標改革のフレームにおいて、ヘッジ会計の要求事項の例外規定を使用することが認められる場合、IAS第39号の修正が適用されるヘッジ手段の想定金額は、EONIAを識別する商品については27,843百万ユーロ、EURIBORを識別する商品については203,459百万ユーロ、LIBORのUSDを識別する商品については14,248百万ユーロである。

キャッシュ・フロー・ヘッジ対象項目の内訳

下記の表は、当期中のヘッジの非有効部分を計上するために使用されているヘッジ対象項目の公正価値の変動を記載している。キャッシュ・フロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象項目の公正価値の変動は、上記の会計方針に記載している仮想デリバティブ法を使用して評価している。

	2019年12月31日	2018年12月31日
(単位：百万ユーロ)	公正価値の変動額	公正価値の変動額
金利リスクのヘッジ	(181)	54
ヘッジ対象資産	1	16
償却原価で測定する顧客貸出金	-	2
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	(1)	8
顧客貸出金（マクロヘッジ）	2	6
ヘッジ対象負債	(182)	38
発行債券	(1)	2
銀行預金	(25)	(0)
顧客預金（マクロヘッジ）	(156)	36
通貨リスクのヘッジ	(0)	33
ヘッジ対象負債	(0)	33
銀行預金	-	33
資本リスクのヘッジ	(26)	46
予定取引	(26)	46
合計	(207)	133

キャッシュ・フロー・ヘッジ手段の内訳

	2019年12月31日					
	コミットメント ⁽²⁾ (想定金額)	公正価値		期中に計上された 公正価値の変動額		未実現・ 繰延損益に 計上された 公正価値の 変動累計額
(単位：百万ユーロ)		資産	負債	未実現・ 繰延損益に 計上された 部分	純損益に 計上された 非有効部分	
金利リスクのヘッジ	13,538	169	64	180	0	34
確定商品-スワップ	13,466	169	64	179	0	35
ヘッジ対象資産	2,222	3	10	1	-	(9)
ヘッジ対象ポートフォリオ資産 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	3,129	2	39	(2)	0	(26)
ヘッジ対象負債	3,874	63	6	25	0	(19)
ヘッジ対象ポートフォリオ負債 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	4,241	101	9	155	-	89
確定商品-FRA	72	-	-	1	0	(1)
ヘッジ対象負債 ⁽¹⁾	72	-	-	1	0	(1)
通貨リスクのヘッジ	3,489	15	47	0	-	(0)
確定商品	3,489	10	46	-	-	-
ヘッジ対象資産	707	9	36	(0)	(0)	(0)
ヘッジ対象負債	2,782	1	10	0	(0)	0
デリバティブ以外の金融商品		5	1	0	-	(0)
ヘッジ対象先物取引		5	1	0	-	(0)
資本リスクのヘッジ	88	2	13	25	4	(2)
オプション	88	2	13	25	4	(2)
ヘッジ対象先物取引	88	2	13	25	4	(2)
合計	17,115	186	124	205	4	32

2018年12月31日

	コミットメント (想定金額)	公正価値		期中に計上された 公正価値の変動額		未実現・ 繰延損益に 計上された 価値の 変動累計額
		資産	負債	未実現・ 繰延損益に 計上された 部分	純損益に 計上された 非有効部分	
(単位：百万ユーロ)						
金利リスクのヘッジ	15,965	27	140	(54)	-	(100)
確定商品-スワップ	15,810	27	139	(45)	-	(96)
ヘッジ対象資産	2,257	1	10	(10)	-	(9)
ヘッジ対象ポートフォリオ資産 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	4,775	5	43	(6)	-	(27)
ヘッジ対象負債	3,047	-	2	7	-	5
ヘッジ対象ポートフォリオ負債 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	5,731	21	84	(36)	-	(65)
確定商品-FRA	155	-	1	(9)	-	(4)
ヘッジ対象負債 ⁽¹⁾	155	-	1	(9)	-	(4)
通貨リスクのヘッジ	5,599	89	39	(33)	-	(13)
確定商品	5,599	78	38	(33)	-	(13)
ヘッジ対象資産	674	8	31	-	-	-
ヘッジ対象負債	4,925	70	7	(33)	-	(13)
デリバティブ以外の金融商品		11	1	-	-	-
ヘッジ対象先物取引		11	1	-	-	-
資本リスクのヘッジ	74	-	26	(46)	(7)	(15)
オプション	74	-	26	(46)	(7)	(15)
ヘッジ対象先物取引	74	-	26	(46)	(7)	(15)
合計	21,638	116	205	(133)	(7)	(128)

(1) マクロヘッジ取引について、上記のコミットメントは、これらの商品からの経済的エクスポージャーを表すために正味ヘッジ目的デリバティブのポジションに等しい。このポジションは、ヘッジされたエクスポージャーを表すヘッジ対象項目の帳簿価額と連動すべきものである。

(2) 金利指標改革のフレームにおいて、ヘッジ会計の要求事項の例外規定を使用することが認められる場合、IAS第39号の修正が適用されるヘッジ手段の想定金額は、EONIAを識別する商品については2,820百万ユーロ、EURIBORを識別する商品について327百万ユーロ、LIBORのUSDを識別する商品については89百万ユーロである。

2019年に、42百万ユーロの未実現・繰延損益は、キャッシュ・フロー・ヘッジの影響を純損益で会計処理したのに伴い、純利益に振り替えられた。

純投資ヘッジのヘッジ対象の内訳

	2019年12月31日	2018年12月31日	
(単位：百万ユーロ)	期中のヘッジ 対象項目の 公正価値の変動額 ⁽¹⁾	ヘッジ対象項目に関連する 為替換算累計額	
通貨リスクのヘッジ	(355)	839	1,212
GBPのヘッジ対象純投資	(166)	145	297
CZKのヘッジ対象純投資	(27)	(200)	(173)
RUBのヘッジ対象純投資	(161)	797	959
RONのヘッジ対象純投資	18	38	20
USDのヘッジ対象純投資	1	(39)	(15)
ヘッジ対象純投資（その他の通貨）	(20)	98	124

(1) ヘッジ対象リスクだけに起因し、ヘッジ手段の公正価値の非有効部分を決定するために使用される公正価値の変動額。

純投資ヘッジのヘッジ手段の内訳

2019年12月31日						
(単位：百万ユーロ)	コミットメント (想定金額)	帳簿価額 ⁽¹⁾		期中に計上された 公正価値の変動額		未実現・ 繰延損益に 計上された 公正価値の 変動累計額
		資産	負債	未実現・ 繰延損益に 計上された 部分	純損益に 計上された 非有効部分	
通貨リスクのヘッジ	6,934	39	2,349	355	(50)	(839)
確定商品	6,934	39	107	171	(50)	103
GBPのヘッジ対象純投資	1,218	14	60	67	(12)	155
CZKのヘッジ対象純投資	1,231	(6)	6	16	(10)	23
RUBのヘッジ対象純投資	857	1	36	113	(22)	14
RONのヘッジ対象純投資	805	0	(6)	(16)	(2)	(24)
USDのヘッジ対象純投資	552	10	2	(5)	(3)	4
ヘッジ対象純投資 (その他の通貨)	2,271	20	9	(4)	(1)	(69)
デリバティブ以外の商品	-	-	2,242	184	-	(942)
GBPのヘッジ対象純投資	-	-	478	98	-	(300)
CZKのヘッジ対象純投資	-	-	850	10	-	177
RUBのヘッジ対象純投資	-	-	396	48	-	(811)
RONのヘッジ対象純投資	-	-	43	(1)	-	(14)
USDのヘッジ対象純投資	-	-	203	4	-	35
ヘッジ対象純投資 (その他の通貨)	-	-	272	25	-	(29)

2018年12月31日						
(単位：百万ユーロ)	コミットメント (想定金額)	帳簿価額 ⁽¹⁾		期中に計上された 公正価値の変動額		未実現・ 繰延損益に 計上された 公正価値の 変動累計額
		資産	負債	未実現・ 繰延損益に 計上された 部分	純損益に 計上された 非有効部分	
通貨リスクのヘッジ	6,992	128	2,515	(191)	18	(1,212)
確定商品	6,992	128	22	(107)	18	(93)
GBPのヘッジ対象純投資	1,491	21	3	(10)	1	64
CZKのヘッジ対象純投資	1,065	3	-	(1)	(4)	6
RUBのヘッジ対象純投資	752	83	-	(136)	26	(99)
RONのヘッジ対象純投資	689	1	-	16	(2)	(7)
USDのヘッジ対象純投資	461	-	4	34	(3)	9
ヘッジ対象純投資 (その他の通貨)	2,534	20	15	(10)	-	(66)
デリバティブ以外の商品	-	-	2,493	(84)	-	(1,119)
GBPのヘッジ対象純投資	-	-	346	(15)	-	(362)
CZKのヘッジ対象純投資	-	-	839	(6)	-	166
RUBのヘッジ対象純投資	-	-	348	(52)	-	(860)
RONのヘッジ対象純投資	-	-	45	-	-	(13)
USDのヘッジ対象純投資	-	-	199	9	-	6
ヘッジ対象純投資 (その他の通貨)	-	-	716	(20)	-	(56)

(1) デリバティブ商品の場合、帳簿価額は公正価値に等しく、外貨建貸出金および借入金の場合、帳簿価額は期末日に換算した償却原価に等しい。

[前へ](#)
[次へ](#)

注3.3 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の概要

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
負債性金融商品	53,012	49,736
公社債およびその他の債券	52,991	49,696
貸出金および債権ならびに売戻条件付買入有価証券	21	40
株式およびその他の持分証券	244	290
合計	53,256	50,026
内、貸出有価証券	146	483

注3.3.1 負債性金融商品

会計方針

負債性金融商品（貸出金および債権、公社債および債券同等物）は、そのキャッシュ・フローが基本的な融資の決めと整合性があり（SPPI）、回収および売却の事業モデルに基づいて管理されている場合、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類される。

負債性金融商品に係る発生したあるいは獲得した利息は、実効金利に基づいて「受取利息および類似収益」に損益計上される。

報告日現在、これらの金融商品は、公正価値で測定され、公正価値の変動は、収益として計上されたものと、損益に計上される現地通貨建てのマネーマーケット商品に係る為替差額を除いて「未実現・繰延損益」に計上される。さらに、これらの金融資産は信用リスクの減損の対象になるため、予想信用損失の変動は「未実現・繰延損益」に反対仕訳を行うとともに「リスク費用」に損益計上される。この該当するルールは、注3.8に記載されている。

「回収・売却目的保有」の事業モデル

この事業モデルの目的は、契約上の支払の回収と金融資産の売却の両方を行うことによってキャッシュ・フローを実現することである。この種の事業モデルでは、金融資産の売却は、偶発的あるいは例外的なものではなく、事業の目的を達成することに不可欠のものである。

キャッシュ・マネジメント

当グループの中で、保険事業を除いて、「回収・売却目的保有」の事業モデルは、主に流動性準備に含まれるHQLA（質の良い流動資産）を管理するための資金管理活動に適用される。少数の子会社だけが、そのHQLA有価証券を管理するために、「回収目的保有」の事業モデルを適用している。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の簿価の変動

(単位：百万ユーロ)	2019年
1月1日現在残高	49,736
取得/支払	49,764
処分/償還	(47,324)
範囲その他の変動	(782)
当期中の公正価値の変動	906
関連債権の変動	(4)
為替換算差額	716
12月31日現在残高	53,012

後に利益に組替えられる直接資本に認識された累積未実現損益の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
未実現利益	391	416
未実現損失	(186)	(183)
合計	205	233

注3.3.2 資本性金融商品

会計方針

トレーディング以外の目的で保有する資本性金融商品（株式および株式同等物）は、当初認識時に当グループがその他の包括利益を通じて公正価値で測定するように指定することができる。このオプションは、商品ごとに行い、取消不能である。

これらの資本性金融商品は、その後公正価値で測定され、公正価値の変動は、後に純損益に組替えられることなく「未実現・繰延損益」に認識される。この金融商品が売却されると、実現損益は、翌期の期首に「利益剰余金」に組替えられる。配当収益だけは、それが投資のリターンとみなされれば、損益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益」に計上される。

当グループは、ごく限られた場合にのみ、資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するように指定することを選択した。

注3.3.3 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益に認識された純損益

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
負債性金融商品の売却に係る実現損益	78	39
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る配当収益	41	44
合計	119	83

注3.4 公正価値で測定する金融商品の公正価値



要旨

当グループの貸借対照表で認識された金融資産および負債は、公正価値あるいは償却原価で測定される。後者の場合、商品の公正価値は注記に開示されている（注3.9参照）。活発な市場で商品の相場が立てば、その公正価値は市場価格に等しい。しかし、多くの金融商品は、上場されていない（例えば、大部分の顧客貸出金および預金、銀行間債務および請求額等）か、流動性のない市場あるいは店頭市場でのみ譲渡可能である（多くのデリバティブ商品の場合のように）。そのような状況において、商品の公正価値は、測定手法あるいは評価モデルを使用して計算される。市場変数は、これらのモデルに含まれ、観察可能でなければならない。さもなければ見積もりに基づいて決定される。使用されるモデルと変数は、第三者の検証と内部統制の対象である。

会計方針

公正価値の定義

公正価値とは、測定日において市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却した時に受取るあるいは負債を譲渡するために支払う価格である。

同一の金融資産または負債について観察可能な価格がない場合、金融商品の公正価値は、市場の運営者が当該商品の価格を設定するために使用するであろう仮定に基づいて、観察可能な市場インプットの使用を最大化する他の測定手法を使用して決定される。

公正価値ヒエラルキー

情報目的で、連結財務諸表の注記においては、金融商品の公正価値は、使用されるインプットの観察可能性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して、以下の通り、分類される。

レベル1（L1）：同一の資産・負債について活発な市場の相場価格（調整前）に基づいて評価される商品。

貸借対照表に公正価値で計上されているレベル1の商品には、特に、活発な市場に上場されている株式、外部のブローカー/ディーラーが直接値付けしている国債あるいは社債、整備された市場で取引されるデリバティブ（先物、オプション）およびその純資産が貸借対照表日において入手可能なファンドのユニット（UCITSを含む）が含まれる。

金融商品は、相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、値付け業者あるいは規制官庁からいつでも定期的に入手可能で、第三者間価格による実際の通常の市場取引を反映していれば、活発な市場の相場があるとみなされる。

市場が活発ではないかどうかを決めるには、市場における取引量と活動量の急激な減少、長期にわたる上記のいろいろな市場参加者間の価格の急激な不均衡、あるいは第三者間価格で行われた最近の取引がそれほど直近の取引ではなかったという事実のような指標を使うことが求められる。

金融商品が、当グループが直ちにアクセスできるいくつかの市場で取引されている場合、その公正価値は、取引量と活動量が対象商品にとって最も多い市場価格で表される。

強制的な清算あるいは投げ売りによる取引は、通常、市場価格を決定するにあたって、考慮されない。

レベル2（L2）：資産あるいは負債について直接的（例えば、価格）あるいは間接的（例えば、価格から算出）に観察可能なレベル1に含まれる相場価格以外のインプットを使用して評価される商品。

観察可能な市場インプットに基づく財務モデルを用いて測定される金融商品である。外部が公表する、類似の商品の評価額から算出された価格は、価格から算出されたデータとして考慮される。

レベル2の商品は、特に貸借対照表に公正価値で計上されているが、直接的な相場がない、あるいは十分に活発な市場での相場がないデリバティブ以外の金融商品（例えば、社債、現先取引、モーゲッジ担保证券、ファンド・ユニット）および店頭で取引されているデリバティブおよびオプション（金利スワップ、キャップ、フロアー、スワップション、株式オプション、指数オプション、為替オプション、コモディティオプションおよびクレジットデリバティブ）が含まれる。これらの商品の満期日は、市場で一般的に取引されている期間とリンクしている。また、商品自体は単純であり、複雑な損益構造（例えば、バリア・オプション、複数の裏付資産を有する商品）を有していても、限りがある。このカテゴリーで使用される評価手法は、主要な市場参加者によって一般的に使用されている方法に基づいている。

また、このカテゴリーには、貸出金および債権の公正価値のうち、クレジットデフォルトスワップにより信用リスクの相場がある相手方に対する貸出金および債権で、償却原価で測定されるものを含む（注3.9参照）。

レベル3（L3）：観察可能な市場データに基づかないインプット（観察可能でないインプット）を使用して評価される商品。

貸借対照表に公正価値で計上されているレベル3の商品は、観察可能でない市場価格または活発な市場の相場のない観察可能なインプットを有する金融モデルに基づいて評価されている。当グループにとって、そのような商品は、売却マージンが損益に即時認識されない商品とマッチしている（注3.4.7参照）。

従って、レベル3の金融商品には、通常取引されるものよりも期日が長いデリバティブや現先取引、要望に応じて調整した利回りを有するデリバティブおよび現先取引、観察可能でないインプットを使用する方法に基づいて評価される組込デリバティブあるいは企業評価法に基づいて評価される長期持分投資を含む仕組債が含まれる。これらは、非上場会社あるいは流動性の不十分な市場に上場されている会社の場合である。

L3の複雑なデリバティブのうち、主要なものは、以下の通りである。

- 株式デリバティブ：期日が長く、注文仕様のリターンメカニズムを組込んだオプション。このような商品は、市場インプット（ボラティリティ、配当率、相関性等）に対し敏感である。市場に深みがなく、定期的に観察される価格によって可能となる客観的なアプローチも存在しない場合、その評価は、属性法（例えば、観察可能データからの推定、過去の実績の分析）に基づく。ハイブリッドな株式商品（少なくとも一つ以上の裏付資産が株式以外であるもの）も、異なる裏付資産の間に、一般的には相関関係が観察されないため、L3に分類される。
- 金利デリバティブ：長期、かつ、またはエキゾティックなオプション、異なる金利間、異なる為替間あるいは金利と為替間の相関関係に連動する商品（例えば、原商品の通貨と異なる通貨で決済されるクアント商品）。これらは、相関関係にあるペアの流動性および取引の残存期間により、評価インプットが観察可能でないため（例えば、為替相場の相関関係は米ドル/日本円について観察可能でないとみなされる）、L3に分類される。
- クレジットデリバティブ：L3のクレジットデリバティブには、主に時間とデフォルトの相関関係に晒されている商品バスケット（ヘッジの買手が、バスケットを構成する債券の信用の質およびその相関関係に晒されているN番目のデフォルト時点で補償されるような「N to default」商品、あるいは投資家グループのために組成され、そのニーズによって構築された債務担保証券）、ならびにクレジット・スプレッド・ボラティリティに影響される商品が含まれる。
- コモディティ・デリバティブ：このカテゴリーには、観察可能でないボラティリティあるいは相関関係のインプットを含む商品（例えば、コモディティ・スワップに係るオプション、裏付商品のバスケットを基礎とする商品）が含まれる。

注3.4.1 公正価値で測定する金融資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				2018年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
トレーディング・ポートフォリオ	89,037	129,130	4,017	222,184	69,429	144,430	1,470	215,329
公社債およびその他債券	22,645	2,976	459	26,080	26,059	3,403	270	29,732
株式およびその他持分証券	66,392	11,465	109	77,966	43,370	5,926	1	49,297
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	-	114,507	3,449	117,956	-	134,662	1,199	135,861
その他のトレーディング資産	-	182	-	182	-	439	-	439
トレーディング目的デリバティブ	191	132,572	3,086	135,849	23	119,460	3,500	122,983
金利商品	6	88,868	2,272	91,146	8	71,628	2,617	74,253
外国為替商品	182	17,717	137	18,036	8	19,038	200	19,246
株式・指数商品	-	21,938	380	22,318	-	21,211	239	21,450
コモディティ商品	-	1,784	76	1,860	-	5,666	42	5,708
クレジットデリバティブ	-	2,195	220	2,415	-	1,826	398	2,224
その他の先渡/先物金融商品	3	70	1	74	7	91	4	102
強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	350	21,746	2,881	24,977	117	21,091	2,849	24,057
公社債およびその他債券	11	44	122	177	12	36	110	158
株式およびその他持分証券	339	185	1,968	2,492	105	194	1,697	1,996
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	-	21,517	791	22,308	-	20,861	1,042	21,903
公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融資産	1,296	1,320	113	2,729	1,126	1,702	353	3,181
公社債およびその他債券	1,296	162	-	1,458	1,126	184	-	1,310
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	-	32	113	145	-	466	353	819
その他の金融資産	-	-	-	-	-	-	-	-
従業員給付制度のための分別資産	-	1,126	-	1,126	-	1,052	-	1,052
ヘッジ目的デリバティブ	-	16,837	-	16,837	-	11,899	-	11,899
金利商品	-	16,785	-	16,785	-	11,677	-	11,677
外国為替商品	-	50	-	50	-	222	-	222
株式・指数商品	-	2	-	2	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	51,730	1,282	244	53,256	48,738	998	290	50,026
公社債およびその他債券	51,730	1,261	-	52,991	48,738	958	-	49,696
株式およびその他持分証券	-	-	244	244	-	-	290	290
貸出金および債権	-	21	-	21	-	40	-	40
合計	142,604	302,887	10,341	455,832	119,433	299,580	8,462	427,475

注3.4.2 公正価値で測定する金融負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				2018年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
トレーディング・ポートフォリオ	5,001	136,800	1,325	143,126	7,787	149,776	969	158,532
借入有価証券未払金	71	38,743	136	38,950	308	50,956	-	51,264
公社債およびその他負債性金融商品の売持ち高	3,464	54	-	3,518	6,231	-	-	6,231
株式およびその他資本性金融商品の売持ち高	1,466	-	-	1,466	1,248	-	-	1,248
借入金および買戻条件付売渡有価証券	-	96,631	1,189	97,820	-	97,330	969	98,299
その他のトレーディング負債	-	1,372	-	1,372	-	1,490	-	1,490
トレーディング目的デリバティブ	216	132,371	5,533	138,120	81	123,075	3,790	126,946
金利商品	31	85,177	3,293	88,501	6	70,986	2,843	73,835
外国為替商品	175	18,064	115	18,354	5	19,346	115	19,466
株式・指数商品	-	24,529	1,612	26,141	-	23,103	572	23,675
コモディティ商品	-	2,131	70	2,201	-	6,041	40	6,081
クレジットデリバティブ	-	1,594	443	2,037	-	2,484	220	2,704
その他の先渡/先物金融商品	10	876	-	886	70	1,115	-	1,185
公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融負債	-	38,160	44,723	82,883	265	39,408	37,932	77,605
ヘッジ目的デリバティブ	-	10,212	-	10,212	-	5,993	-	5,993
金利商品	-	10,045	-	10,045	-	5,905	-	5,905
外国為替商品	-	154	-	154	-	62	-	62
株式・指数商品	-	13	-	13	-	26	-	26
合計	5,217	317,543	51,581	374,341	8,133	318,252	42,691	369,076

注3.4.3 レベル3の金融商品の増減

公正価値で測定する金融資産

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在残高	取得	売却/償還	レベル2 への振替	レベル2 からの振替	損益	為替換算 差額損益	範囲その他 の変動	2019年 12月31日 現在残高
トレーディング・ポートフォリオ	1,470	4,355	(1,147)	(1,328)	165	483	19	-	4,017
公社債およびその他債券	270	1,156	(976)	(42)	-	40	11	-	459
株式およびその他持分証券	1	54	(1)	-	55	-	-	-	109
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	1,199	3,145	(170)	(1,286)	110	443	8	-	3,449
その他のトレーディング資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トレーディング目的デリバティブ	3,500	209	(101)	(370)	303	(475)	20	-	3,086
金利商品	2,617	35	(22)	(343)	294	(317)	8	-	2,272
外国為替商品	200	7	(1)	(3)	1	(67)	-	-	137
株式・指数商品	239	161	(78)	(22)	5	64	11	-	380
コモディティ商品	42	6	-	-	-	28	-	-	76
クレジットデリバティブ	398	-	-	(2)	3	(180)	1	-	220
その他の先渡/先物金融商品	4	-	-	-	-	(3)	-	-	1
強制的に純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,849	297	(106)	(705)	8	530	19	(11)	2,881
公社債およびその他債券	110	17	(12)	-	-	7	-	-	122
株式およびその他持分証券	1,697	258	(94)	(22)	8	124	8	(11)	1,968
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	1,042	22	-	(683)	-	399	11	-	791
公正価値オプションを使用して純損益を 通じて測定する金融資産	353	-	(50)	-	-	(191)	1	-	113
公社債およびその他債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	353	-	(50)	-	-	(191)	1	-	113
その他の金融資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
従業員給付制度のための分別資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッジ目的デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公正価値を使用してその他の 包括利益を通じて測定する金融資産	290	3	-	-	-	(49)	-	-	244
負債性金融商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品	290	3	-	-	-	(49)	-	-	244
貸出金および債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8,462	4,864	(1,404)	(2,403)	476	298	59	(11)	10,341

公正価値で測定する金融負債

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在残高	発行	償還	レベル2 への振替	レベル2 からの振替	損益	為替換算 差額損益	範囲 その他の変動	2019年 12月31日 現在残高
トレーディング・ポートフォリオ	969	1,119	(6)	(10)	105	(854)	2	-	1,325
発行債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借入有価証券未払金	-	31	-	-	105	(2)	2	-	136
公社債およびその他負債性金融商品の売持ち高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式およびその他資本性金融商品の売持ち高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借入金および買戻条件付売渡有価証券	969	1,088	(6)	(10)	-	(852)	-	-	1,189
その他のトレーディング負債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トレーディング目的デリバティブ	3,790	896	(74)	(549)	47	1,168	156	99	5,533
金利商品	2,843	31	-	(474)	1	648	145	99	3,293
外国為替商品	115	6	-	-	-	(5)	(1)	-	115
株式・指数商品	572	856	(74)	(75)	4	318	11	-	1,612
コモディティ商品	40	3	-	-	-	27	-	-	70
クレジットデリバティブ	220	-	-	-	42	180	1	-	443
その他の先渡/先物金融商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公正価値オプションを使用して純損益を通じて 測定する金融資産	37,932	18,855	(15,510)	(1,659)	218	4,414	552	(79)	44,723
ヘッジ目的デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	42,691	20,870	(15,590)	(2,218)	370	4,728	710	20	51,581

注3.4.4 貸借対照表に公正価値で計上された金融商品の評価方法

貸借対照表に公正価値で認識された金融商品については、公正価値は、基本的には活発に取引が行われている市場の相場価格に基づいて決定されている。貸借対照表日に相場価格が入手不可能な場合、あるいは決済価値が取引価格を反映していない場合にはこれらの価格を調整することができる。

しかし、当グループが扱っている多くの金融商品については、金融市場の店頭で取引される金融商品の様々な特性のために市場の相場価格は存在しない。

このような商品については、公正価値は、市場参加者が金融商品を測定するために一般に使用する評価手法（スワップについては割引将来キャッシュ・フローあるいはオプションについてはブラック・ショールズ・モデルのような）に基づくモデルを使用し、および貸借対照表日現在の市況を反映する評価変数を使用して決定する。これらの評価モデルは、当グループのリスク部門の市場リスク部の専門家によって第三者の立場から検証される。

さらに、この評価モデルで使用されるインプットは、観察可能な市場データから導き出されるか否かに拘わらず、市場リスク部が定義する方法に従って、マーケット・アクティビティーズの財務部門によってチェックされている。

必要であれば、これらの評価は、利用可能な情報を分析した後、合理的にまた適切に算定された追加的条件（買いと売りのスプレッドおよび流動性）によって補完される。

デリバティブと有価証券金融取引は、信用価値調整（CVA）あるいは債務価値調整（DVA）の影響を受ける。当グループは、すべての顧客および清算機関をこの調整に含めており、各相手先に対して存在する相殺契約も反映している。

CVAは、当グループ企業の相手先に対する正の予想エクスポージャー、相手先の倒産確率およびデフォルト時損失率に基づいて決定される。DVAは、負の予想エクスポージャーに基づいて対称的に決定される。この計算は、適切で観察可能な市場データの使用に焦点を絞って潜在的なエクスポージャーの存続期間にわたって行われる。

同様に、これらの取引の資金調達に関連した費用あるいは利益を考慮するための調整（FVA、「資金調達価値調整」）も行われる。

観察可能なデータは、独立したもので、入手可能で、公表されたもので、厳密なコンセンサスに基づいたもので、取引価格の裏付けがあるものでなければならない。

例えば、外部の取引相手が提供するコンセンサス・データは、対象市場に流動性があり、価格が実際の取引により確認される場合は観察可能と看做される。満期までの期間が長いものについては、これらのコンセンサス・データは、観察可能ではない。5年超の満期の株式オプションの評価に使用されるインプライド・ボラティリティはこれに該当する。しかし、残存期間が5年未満になれば、公正価値は観察可能なインプットに対して反応するようになる。

ある金融商品を測定するために使用する通常の参照データがないような、市場が特に切迫した状態にある場合、リスク部門は、他の市場参加者が使用する方法に類似した、適切な入手可能なデータに従った新しいモデルを実施することも可能である。

株式およびその他持分証券

上場株式については、公正価値は、貸借対照表日の相場価格と考えられる。非上場株式については、公正価値は、金融商品の種類により以下の方法の一つを使用して算定される。

- 発行会社に関連する最近の取引に基づく評価(第三者による発行会社への資本参加、評価専門機関による鑑定等)
- 発行会社と同じ業種の最近の取引に基づく評価(利益乗数、資産乗数等)
- 保有純資産価値の割合

当グループが主要な持分を有する会社の非上場有価証券について、上記の方法に基づく評価は、事業計画に基づく割引将来キャッシュ・フローあるいは類似会社の評価乗数によって補完される。

ポートフォリオで保有する負債性金融商品、公正価値で測定する仕組証券の発行および金融デリバティブ

これらの金融商品の公正価値は、貸借対照表日現在の相場価格あるいは入手可能であれば同日現在のブローカーが提示する価格に基づいて決定される。非上場の金融商品については、公正価値は、評価手法を使用して決定される。公正価値で評価された負債に関しては、オンバランスの金額に当グループの発行体としての信用リスクの変動が含まれる。

その他の債務

上場金融商品については、公正価値は、貸借対照表日現在の最終相場価格とされる。非上場金融商品については、公正価値は、将来のキャッシュ・フローを市場金利で現在価値に割引くことによって決定される（カウンターパーティ・リスク、契約不履行リスクおよび流動性リスクを含む）。

顧客貸出金

貸出金および債権の公正価値は、これらの貸出金について積極的に取引される市場がない場合、広く類似の条件と満期日の貸出金について報告日現在の市場で広く行き渡っている金利に基づく割引率で予想キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより計算している。これらの割引率は、借手の信用リスクに対して調整される。

注3.4.5 主要な観察可能でないインプットの見積り

下記の表は、主な商品ごとに、貸借対照表のレベル3商品の評価および主要な商品種類別の最重要な観察可能でないインプットの値の範囲を表している。

現物商品とデリバティブ ⁽¹⁾	貸借対照表価額 (単位：百万ユーロ)		主な商品	使用した評価手法	重要な観察可能でないインプット	インプットの 最低と最高の範囲
	資産	負債				
株式/ファンド	844	32,586	単純な商品および複雑な商品、ファンド、株式または株式バスケットに係るデリバティブ	ファンド、株式または株式バスケットに関する各種オプション・モデル	株式ボラティリティ	3.8%;90.5%
					株式配当	0%;21.3%
					相関関係	-80.0%;97.8%
					ヘッジ・ファンド・ボラティリティ	8.5%;20%
					ミューチュアル・ファンド・ボラティリティ	1.7%;42.2%
金利および為替	7,344	18,483	ハイブリッド為替/金利または信用/金利デリバティブ	ハイブリッド為替金利または信用金利オプション価格モデル	相関関係	-47.3%;90%
			為替デリバティブ	為替オプション価格モデル	為替ボラティリティ	1%;32.8%
			想定元本が欧州担保プールの期限前償還実績に基づいて指数化されている金利デリバティブ	期限前償還モデル	期限前返済率	0%;20%
			インフレ商品およびデリバティブ	インフレ価格モデル	相関関係	50.5%;88.9%
			債務担保証券および指数トランシェ	回収およびベース相関関係予測モデル	時間とデフォルトの相関関係	0%;100%
クレジット	220	442	その他のクレジットデリバティブ	クレジットデフォルト・モデル	単一名称基礎商品に係る回収率変動	0%;100%
					時間とデフォルトの相関関係	0%;100%
					クオント相関関係	-50%;40%
					信用スプレッド	0 bps;1,000bps
					コモディティ相関関係	9.88%;96.4%
コモディティ	76	70	コモディティ・バスケットに係るデリバティブ	コモディティに係るオプション・モデル	コモディティ相関関係	9.88%;96.4%
長期株式投資	1,857	-	戦略目的保有有価証券	正味帳簿価額/最近の取引	該当なし	-
合計	10,341	51,581				

(1) ハイブリッド商品は、主要な観察可能でないインプットによって分類されている。

注3.4.6 レベル3の商品に関する公正価値の感応度

観察可能でないインプットは、とりわけこの絶えず不確実な経済環境および市場の中で慎重に評価されている。しかし、その性格のために観察可能でないインプットは、レベル3の商品の評価において一定の不確実性を含んでいる。

これを定量化するために、2019年12月31日現在の公正価値の感応度を、その評価に観察可能でないインプットを必要とする商品について見積っている。この見積りは、正味ポジションについてインプットごとに算定された観察可能でないインプットの「標準化された」変動量、あるいは対象金融商品に対する追加の評価調整方針に従った仮定に基づいて行われた。

「標準化された」変動量とは、以下のいずれかである。

- それでも観察可能でないとみなされるようなインプットを測定するために使用される合意価格（TOTEM等）の標準偏差、
- インプットを測定するために使用される過去の実績データの標準偏差

観察可能でないインプットの合理的な変動に対するレベル3の公正価値の感応度

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	負の影響	正の影響	負の影響	正の影響
(単位：百万ユーロ)				
株式およびその他の資本性金融商品ならびにデリバティブ	(9)	79	(13)	96
株式ボラティリティ	0	19	0	19
配当	(1)	13	(3)	9
相関関係	(8)	43	(9)	62
ヘッジ・ファンド・ボラティリティ	0	0	0	0
ミューチュアル・ファンド・ボラティリティ	0	4	(1)	6
金利または為替商品ならびにデリバティブ	(6)	43	(6)	58
為替相場および/または金利間の相関関係	(4)	41	(4)	55
為替ボラティリティ	(1)	2	(1)	2
期限前返済率	0	0	0	0
インフレ/インフレ相関関係	(1)	0	(1)	1
クレジット商品およびデリバティブ	(3)	13	(4)	14
時間とデフォルトの相関関係	(3)	7	(2)	4
単一名称基礎商品に係る回収率変動	0	0	0	0
クオント相関関係	0	5	(2)	10
クレジット・スプレッド	0	1	0	0
コモディティ デリバティブ	0	1	0	1
コモディティ相関関係	0	1	0	1
長期有価証券	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

評価水準が既に保守的であることから、この感応度は、結果に対し不利な影響に対するものよりも有利な影響に対するほうが高いことに注意すべきである。さらに上記の金額は、インプットの合理的な変動を基礎に計算日現在の評価の不確実性を示している。公正価値の将来の変動あるいは極端な市場環境の結果は、これらの見積りから推定できず、予想もできない。

注3.4.7 主な観察可能でないインプットに関連する繰延マージン

取引価格と評価手法を使用してこの日時点で決定した金額との差額から、当初認識後に損益計算書に計上された金額を差し引いた金額の結果、損益計算書に計上される残額は、以下の表に示されている。この金額は、時の経過とともに、あるいはインプットが観察可能になったときに損益計算書に計上される。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
1月1日現在繰延マージン	1,237	1,281
期中の新しい取引に係る繰延マージン	693	744
期中に損益計算書に計上されたマージン	(779)	(788)
内、償却費	(473)	(479)
内、観察可能インプットに変更	(16)	(45)
内、売却、消滅または終了	(290)	(264)
12月31日現在繰延マージン	1,151	1,237

注3.5 償却原価で測定する貸出金、債権および有価証券

償却原価で測定する金融資産の概要

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	簿価	内、減損	簿価	内、減損
(単位：百万ユーロ)				
銀行預け金	56,366	(24)	60,588	(32)
顧客貸出金	450,244	(10,727)	447,229	(11,435)
有価証券	12,489	(10)	12,026	(10)
合計	519,099	(10,761)	519,843	(11,477)

会計方針

貸出金、債権および債券は、その契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資契約と整合性がとれており（SPPI）、「回収目的保有」の事業モデルに基づいて管理されている場合、償却原価で測定される。

当初認識以降、これらの金融商品は実効金利法を使用して償却原価で測定され、発生あるいは獲得した収益は、損益計算書の「受取利息および類似収益」に計上される。さらに、これらの金融資産は信用リスクの減損の対象であるため、予想信用損失の変動は、貸借対照表資産の資産側に償却原価の相応する減損とともに「リスク費用」に損益計上される。該当する減損ルールは、注3.8に記載している。貸出金または債権が減損に関しステージ3（回収懸念債権）に分類されると、減損前の金融資産の簿価に増加したその後の発生利息は、損益に認識される利息に限定される。そのような利息の金額は、その後で金融資産の正味簿価に実効金利を適用することにより計算される（注3.8参照）。

当グループが供与するローンは、借入顧客が財務上の困難あるいは支払不能状態になっていなくても商業上の理由で再交渉の対象になる。当グループが有効な与信承認手続きに従って元本あるいは発生利息を放棄することなく、事業関係を維持し発展させるために債務を見直すことに同意する顧客に対してはそのような努力が行われる。再交渉による修正が重要であるとはみなされないような特定の場合を除いて、再交渉された貸出金は、再交渉時点で認識を中止し、再交渉後の条件に基づいて契約される新しい貸出金が、同日に貸借対照表の以前の貸出金から置き換えられる。新しい貸出金は、貸借対照表でどのように分類するかを決定するためにSPPIテストを受ける。もし貸出金が基本的な融資契約（SPPI）として適格であれば、受取再交渉手数料は新しい商品の実効金利に含まれる。

「償却原価で測定する顧客貸出金」には、ファイナンス・リースとして分類されるようなリース債権が含まれる。当グループが供与したリースはリース資産の所有に付随したリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転するのであればファイナンス・リースとして分類される。それ以外の場合には、オペレーティング・リースとして分類される（注4.2参照）。

このようなファイナンス・リース債権は、当グループのリースに対する純投資を表しており、借手から受取る最低支払金額に無保証の残存価額を加えた金額をリースの計算利率で割り引いた現在価値として計算される。ファイナンス・リースに対する貸手の投資を計算するために使用された見積無保証残存価額がその後減少した場合に、この減少分の現在価値は、損益計算書の「その他の活動からの費用」に損失として認識され、貸借対照表の資産側のファイナンス・リース債権の減少として認識される。

「回収目的保有」の事業モデル

このモデルでは、金融資産は、商品の存続期間にわたって契約上の支払金額を回収することによりキャッシュ・フローを獲得できるように運用される。

この事業モデルの目的を達成するためには事業体が商品すべてを満期まで保有する必要はない。資産を売っても以下の場合にはその目的が契約上のキャッシュ・フローを回収することである事業モデルとの整合性は維持される。

- 金融資産は資産の信用リスクが増加すれば売却される；あるいは
- 金融資産の売却が満期日近くに発生し、その売却金額が契約上の残りのキャッシュ・フローから回収される金額に近い。

それ以外の売却であっても、当該売却が稀である（例えば金額が多額であっても）、または価額が個々にも合計でも多額ではない場合（たとえ頻繁であっても）には、同様に契約上のキャッシュ・フローを回収する目的とは整合性がある場合がありうる。そのようなケースとしては信用集中リスクを管理するために（資産の信用リスクの増加がなくても）行われる売却が含まれる。当グループは、発生した売却を定期的にレビューするとともに契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産のすべての重要な販売見通しを報告し、分析するための手続きを確立している。

ファイナンス活動

当グループ内部において、「回収目的保有」の事業モデルは、売却することを予定しているシンジケート・ローンの一部を除いて、フランス国内リテールバンキング、国際リテールバンキング&金融サービスにより、また、グローバルバンキング&インベスターソリューションズにより管理されているファイナンス活動により適用されている。

注3.5.1 銀行預け金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
当座勘定	20,717	23,958
預け金および貸出金	17,269	18,453
売戻条件付買入有価証券	18,168	18,000
劣後債権および参加型貸出金	88	91
関連債権	118	99
減損前銀行預け金⁽¹⁾	56,360	60,601
信用損失減損	(24)	(32)
ヘッジ対象項目の再評価	30	19
合計	56,366	60,588

(1) 2019年12月31日現在、レベル3の減損(信用毀損)として分類される銀行預け金の金額は、2018年12月31日現在の51百万ユーロに対し、38百万ユーロである。この金額に含まれる発生利息は、実効金利を金融資産の簿価に適用することにより純利益に認識される金利に限定される（注3.7参照）。

注3.5.2 顧客貸出金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
当座貸越	19,181	21,230
その他の顧客貸出金	388,167	375,982
リース・ファイナンス契約	30,761	32,345
売戻条件付買入有価証券	19,541	26,078
関連債権	2,937	2,692
減損前顧客貸出金⁽¹⁾	460,587	458,327
信用損失減損	(10,727)	(11,435)
ヘッジ対象項目の再評価	384	337
合計	450,244	447,229

(1) 2019年12月31日現在、レベル3の減損として分類される顧客貸出金の金額は、2018年12月31日現在の17,818百万ユーロに対し、15,976百万ユーロである。この金額に含まれる発生利息は、実効金利を金融資産の簿価に適用することにより純利益に認識される金利に限定される（注3.7参照）。

その他の顧客貸出金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
商業手形	9,700	10,056
短期貸出金	123,452	118,978
輸出ローン	11,582	11,485
設備資金ローン	58,683	57,253
住宅ローン	136,333	126,160
手形および有価証券担保貸出金	98	92
その他ローン	48,319	51,958
合計	388,167	375,982

リース・ファイナンスおよび類似契約に関する追加情報

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
投資総額	33,517	34,562
1年未満	8,490	8,243
1年以上5年未満	19,105	20,847
5年以上	5,922	5,472
最低受取リース料の現在価値	29,110	30,233
1年未満	7,889	7,576
1年以上5年未満	17,096	18,291
5年以上	4,125	4,366
前受金融収益	2,754	2,217
貸手による無保証残存価値債権	1,652	2,112

注3.5.3 有価証券

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
公債	6,005	5,826
譲渡可能証書、社債およびその他の債券	6,390	6,106
関連債権	85	79
減損前有価証券	12,480	12,011
減損	(10)	(10)
ヘッジ対象項目の再評価	19	25
合計	12,489	12,026

注3.6 借入債務

会計方針

借入債務には、純損益を通じて公正価値で測定されないデリバティブ以外の金融負債が含まれる。

それらは金融商品の種類および取引相手によって貸借対照表の「銀行預金」、「顧客預金」、「発行債券」および「劣後債務」に計上される。

劣後債務は、この項目には債券の形態の有無に関わらず、期限付きまたは無期限の借入金であり、借手会社の清算時には他の全ての債権者に対する返済が終了した後償還することができる。

借入債務は、当初取得原価で計上され、この評価は取引手数料控除後の借入金額の公正価値で測定される。これらの負債は期末に実効金利法を使って報告日に償却原価で測定される。結果として社債の発行あるいは償還プレミアムは当該商品の存続期間にわたって償却される。発生した、あるいは支払った費用は、「支払利息および類似費用」に損益計上される。

モーゲッジ貯蓄勘定および制度から生じる当グループの義務は、「顧客預金－規制貯蓄勘定」に計上される。そのような抵当貯蓄商品については引当金が計上される（注8.3参照）。

注3.6.1 銀行預金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
要求払預金および当座預金	11,577	13,875
オーバーナイト預金・借入金その他	3,680	2,248
定期預金 ⁽¹⁾	82,893	72,965
関連債務	186	130
ヘッジ対象項目の再評価	308	129
買戻条件付売渡有価証券	9,285	5,359
合計	107,929	94,706

(1) 政府および中央官庁に関連する預金を含む。

注3.6.2 顧客預金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
規制貯蓄勘定	96,642	93,230
要求払	70,610	68,082
定期	26,032	25,148
その他要求払預金 ⁽¹⁾	229,756	222,642
その他定期預金 ⁽¹⁾	82,817	82,932
関連債務	441	387
ヘッジ対象項目の再評価	196	219
顧客預金合計	409,852	399,410
対顧客買戻条件付売渡有価証券	8,760	17,408
合計	418,612	416,818

(1) 政府および中央官庁に関連する預金を含む。

顧客タイプ別のその他要求払預金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
専門家および法人	111,079	98,459
個人顧客	76,135	72,372
金融顧客	29,093	38,413
その他 ⁽¹⁾	13,449	13,398
合計	229,756	222,642

(1) 政府および中央官庁に関連する預金を含む。

注3.6.3 発行債券

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
定期貯蓄預金証書	510	474
社債	23,847	24,381
銀行間証書および譲渡可能債務証書	99,107	89,913
関連債務	776	804
ヘッジ対象項目の再評価	928	767
合計	125,168	116,339
内、変動金利有価証券	49,343	39,121

注3.7 受取利息および支払利息

	利息は、合意された期間借手に対し一定の金額の現金を用立てる貸手による金融サービスに対する補償である。そのような補償のある金融の取決めは、貸出金、預金あるいは有価証券（債券、譲渡可能債券等）である。 この補償は、貨幣の時間価値に加えて金融に関する契約期間中に貸手がすべて負担する信用リスク、流動性リスクおよび管理コストに対する対価である。利息はまた、自身の支払い能力を保証するために供与した融資額に関係して健全性規制によって発行するように要求される資本性金融商品（普通株式のような）の報酬として貸手の銀行に認められるマージンを含む。 利息は、残存元本金額に比例して、供与または受け取った金融サービスの存続期間にわたって費用または収益として認識される。
要旨	

会計方針

受取利息および支払利息は、実効金利法を使用して測定されたすべての金融商品（償却原価で測定する金融商品およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品）ならびに強制的に純損益を通じて公正価値で測定するすべての金融商品および実効金利を表す収益または費用の部分に対し金利リスクをヘッジするデリバティブに関して、損益計算書の「受取利息および類似収益」および「支払利息および類似費用」に計上されている。金融資産に係る負の受取利息は、「支払利息および類似費用」に計上される。金融負債に係る負の支払利息は、「受取利息および類似収益」に計上される。

実効金利は、金融資産または負債の帳簿価額を決定するために商品の予想存続期間にわたる将来のキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローを割引くために使用する金利として設定される。当グループは、実効金利を計算する際、将来の貸倒損失の可能性を考慮せず、金融商品の契約条項に基づいて見積もられる将来キャッシュ・フローを検討し、この利率の計算には、利息と同一視可能な当事者間の支払手数料もしくは受取手数料、直接関連した取引費用およびすべての種類のプレミアムおよびディスカウントが含まれている。

金融資産が減損についてステージ3に分類される場合、その後の受取利息は減損前の金融資産残高に対して、相当する減額を行うことで、金融資産の純額での帳簿価額に実効金利を適用することによって損益に認識される。

さらに、貸借対照表上、負債として計上される引当金は、従業員給付に関連するものを除いて、資源の予想流出額を割引くために使用された場合と同じリスク・フリーの金利を使用して計算される支払利息が生じる。

	2019年			2018年		
	受取利息	支払利息	純額	受取利息	支払利息	純額
(単位：百万ユーロ)						
償却原価で測定する金融商品	14,907	(7,850)	7,057	14,030	(7,021)	7,009
中央銀行	427	(181)	246	575	(151)	424
公社債およびその他の債券	318	(2,096)	(1,778)	257	(1,931)	(1,674)
銀行預け金/銀行預金	1,010	(1,632)	(622)	1,077	(1,354)	(277)
顧客貸出金および預け金	12,053	(3,123)	8,930	11,435	(2,889)	8,546
劣後債務	-	(516)	(516)	-	(542)	(542)
貸出/借入有価証券	10	(6)	4	7	(5)	2
現先取引	1,089	(296)	793	679	(149)	530
ヘッジ目的デリバティブ	6,433	(4,632)	1,801	6,358	(4,638)	1,720
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品	752	(1)	751	622	-	622
リース契約 ⁽¹⁾	1,178	(44)	1,134	1,126	-	1,126
不動産リース契約	189	(43)	146	194	-	194
不動産以外のリース契約	989	(1)	988	932	-	932
実効金利法を使用した金融商品に係る受取/支払利息小計	23,270	(12,527)	10,743	22,136	(11,659)	10,477
強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	442	-	442	542	-	542
受取利息および支払利息合計	23,712	(12,527)	11,185	22,678	(11,659)	11,019
その内、減損金融資産からの受取利息	280	-	280	357	-	357

(1) リース契約には、ファイナンス・リース債権からの利息が利益に含まれている。2019年1月1日以降IFRS第16号「リース」を適用した結果、リース契約には、リース負債に係る利息も費用として含まれている。

これらの支払利息には、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の借換コストが含まれているが、これらの金融商品の成果は、これらの金融商品に係る純損益に分類されている（注3.1参照）。損益計算書に計上される受取利息および支払利息が、目的別ではなく商品のタイプ別に分類されている限り、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の取引によって生じた純利益は、全体として評価する必要がある。

償却原価で測定する顧客貸出金収益の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
受取手形	511	479
その他の顧客貸出金	10,361	9,773
短期貸出金	4,572	4,153
輸出ローン	375	321
設備ローン	1,529	1,396
住宅ローン	2,985	3,182
その他の顧客貸出金	900	721
当座貸越	909	835
不良債権（ステージ3）	272	348
合計	12,053	11,435

[前へ](#)

[次へ](#)

注3.8 減損および引当金

	いくつかの金融資産（ローン、債券）は、信用リスクを伴っており、当グループは借手、相手先あるいは有価証券発行体はその金融上のコミットメントを順守することができなくなれば潜在的損失にさらされる。銀行は、これらの資産について受け取る契約上の利息の一部によってこのリスクを負担することに対する補償を受取る。これは、信用マージンとして知られている。 この潜在的損失、すなわち予想信用損失は、特定の相手先についてデフォルトの発生を待たずに損益に認識される。 償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される貸出金、債権および債券については、予想信用損失は、当グループが評価する通り、受取利息とともに損益に認識される。貸借対照表上、この損失は、償却原価で測定する資産の簿価を減らす減損として認識される。減損は、後に信用リスクが減少した場合、戻入れられる。 損益に認識された潜在的損失は、当初、翌年にわたって当グループが予想する信用損失を表す。その後、リスクが著しく増大した場合、金融商品の満期日の予想損失だけその金額は増加する。仮に有価証券のカウンターパーティまたは発行体がデフォルトになれば、その損失がその後再評価される。 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（グローバル・マーケットの事業により保有される金融商品を含む）については、その公正価値は、金融商品の存続期間にわたって市場参加者が評価する通りの予想信用損失をすでに含んでいる。

会計方針

予想信用損失の認識

償却原価で測定する金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類された負債性金融商品は、オペレーティング・リース債権、顧客債権および「その他の資産」に含まれる受取るべき収益ならびにローン・コミットメントおよび供与された保証コミットメントは、体系的に減損または予想信用損失に対する引当金の対象となる。これらの減損および引当金は、ローンを供与し、コミットメントを引受け、または債券を購入した時に、減損の客観的証拠の発生を待たずに認識される。

毎報告日に計上される減損または引当金の金額を決定するために、このようなエクスポージャーは当初認識以降観察された信用リスクの増大に基づいて三つのカテゴリーの一つに分類される。減損または引当金は、以下の通り各カテゴリーのエクスポージャーに対して認識される。

金融資産の当初認識以降
観察された信用リスクの低下

信用リスク カテゴリー	ステージ1 正常資産	ステージ2 正常未満または 格下げされた資産	ステージ3 信用減損した資産または デフォルトした資産
振替基準	ステージ1の商品の当初認識 ⇒ 信用リスクが著しく増加していなければ維持	信用リスクが当初認識以降著しく増加している/30日期日経過	商品が信用減損しているという証拠/90日期日経過
信用リスクの測定	12ヶ月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	全期間の予想信用損失
金利収益認識ベース	減損前資産の総額での帳簿価額	減損前資産の総額での帳簿価額	減損後資産の純額での帳簿価額

ステージ1に分類されたエクスポージャー

当初認識時点で、エクスポージャーは、購入または組成された信用減損の商品ではない限り、体系的にステージ1に分類される。

ステージ2に分類されたエクスポージャー

ステージ2のエクスポージャーを識別するために、当グループは入手可能なすべての過去および将来の予想データ（行動スコア、ローン・トゥ・バリュー指数、マクロ経済予想シナリオ等）を使って信用リスクの著しい増大を評価する。信用リスクの変動に係る評価は、以下の三つの基準を考慮に入れている。

相手方の信用格付

当グループは、信用格付の見直しに加えて、信用リスクが悪化している兆候であるような営業セクターやマクロ経済条件の変動、相手方の行動の変化とともに、相手方の信用格付の変化を分析している。

見直し後、相手方が「要注意」（ウォッチリストの概念）とみなされれば、当グループとこの相手方との間のすべての既存の契約はステージ2に移行し（それぞれの金融商品に係る当初認識以降の信用リスクの変動の分析と比較して、このアプローチによりひずみが起きない範囲で）、関連する減損および引当金は、存続期間の予想信用損失にまで増加する。一旦相手方がウォッチリストに記載されると、その相手方と組成される新規取引は、ステージ1に記録される。

相手方の信用格付の変化の大きさ

この大きさは、契約ごとに、その当初認識から貸借対照表日まで評価される。

当初認識日から貸借対照表日までの間に信用格付の低下もしくは改善が、減損ステージの変更を促すだけの重要性があるかどうかを決定するために、閾値がリスク部門によって年一回設定される。ステージ1とステージ2の間の移行に係る閾値は、それぞれの同種の契約ポートフォリオ（顧客類型および信用の質に基づくリスク・セグメントの概念）について決定され、それらの特定のデフォルト確率のカーブに基づいて計算される（このように、閾値は、例えばそれが国債のポートフォリオか、大企業向けのポートフォリオかによって異なる）。これらの閾値は、デフォルト確率の絶対的または相対的增加として表現される。

2019年からは、この閾値は、当グループの主たるポートフォリオについて全期間のデフォルト確率に基づいて識別されている。1年間のデフォルト確率のカーブから全期間のデフォルト確率のカーブへの移行は、全期間のデフォルト確率のカーブに対して行った比較に関してひずみがないと仮定して、残りのポートフォリオについても続けられている。

30日超の期日経過した支払の存在

資産に係る支払が30日超経過している場合、信用リスクが著しく悪化しているという（反証可能な）推定がなされる。

これらの三つの基準のいずれかに合致すれば、その商品はステージ1からステージ2に移行され、関連する減損または引当金がそれによって調整される。

最初の二つの基準は、対称的なものである。信用格付において十分な改善があるか、または要注意の相手方をウォッチリストから除外するということは、ステージ2の猶予期間なしにステージ1に復帰するという結果になる。

信用格付けが入手できない相手先（リテール顧客および「中小企業」セグメントの限定的部分）に対するエクスポージャーについて、ステージ2への移行は、以下に基づいている。

■ バーゼルの行動スコアまたはリテール顧客の30日超の期日経過した支払の存在

■ ウォッチリストへの分類および中小企業の30日超の期日経過した支払の存在

ステージ3に分類されたエクスポージャー

ステージ3のエクスポージャー（回収懸念残高）を識別するために、当グループは減損の客観的な証拠（債務不履行事象）があるかどうかを決定する。

- 回収手続きが開始されているかどうかにかかわらず、90日超の期日経過した支払（2年間の猶予期間中に条件緩和したローンで、30日間の期日経過時にステージ3に移行したものを除く。）。この基準の評価において、当グループは、現地当局の要請がない限り、いかなる閾値も適用しない。さらに、営業上の訴訟、特定の契約上の特性またはITの障害に関する不払いだけでは、ステージ3への移行につながらない。
- 支払遅延がなくても、カウンターパーティが金融上の義務を果たす可能性が低いことを示す他の基準が特定されている。
 - カウンターパーティの財務状況が著しく悪化していると、当該カウンターパーティがそのコミットメントすべてを満たすことができない蓋然性が高まり、当グループにとって損失リスクを意味する。
 - 借手の財政的困難に照らして、他の状況では認められなかったようなローン契約の条項に譲歩が認められている（条件緩和したローン）。
 - 信用リスクの蓋然性または法的手続き（アドホック マンデート、破産、裁判上の和解もしくは強制清算、または現地の管轄におけるその他同様の手続き）の存在

当グループは、債務不履行が生じているカウンターパーティのエクスポージャーのすべてに減損波及の原則を適用している。債務者が一つのグループに属するとき、減損波及の原則をそのグループのエクスポージャーすべてに対しても適用できる。

ステージ2に復帰する場合、そのエクスポージャーは、ステージ1に移行するかどうかを評価する前の観察期間中はステージ2にとどめられる。ステージ2における観察期間は、そのエクスポージャーが属するリスクポートフォリオの性質によって6ヶ月から2年間である。

償却および引当金の測定

ステージ1のエクスポージャーは、過去のデータおよび現在の状況に基づいて、当グループが12ヶ月以内に発生すると予想する信用損失（12ヶ月予想信用損失）の金額について減損している。従って、減損金額は、資産の総額での帳簿価額と、徴求されたか徴求される可能性のある担保の影響と今後12ヶ月以内に発生するデフォルト事象の可能性を考慮した回収可能とみなされる将来キャッシュ・フローの現在価値との差額である。

ステージ2および3のエクスポージャーは、過去のデータ、現在の状況および将来の経済状況の変化および満期までの適切なマクロ経済要素を考慮に入れて、エクスポージャーの存続期間にわたって生じると予想している信用損失の金額（存続期間の予想信用損失）について減損が生じている。従って、減損金額は、資産の総額での帳簿価額と、徴求されたか徴求される可能性のある担保の影響と商品の満期までに生じるデフォルトの可能性を考慮した回収可能とみなされる将来キャッシュ・フローの現在価値との差額である。

金融保証は、関連するローンの契約上の特性の不可分の一部であり、別個に識別されるものではない場合、回収可能なキャッシュ・フローの見積もりの際に考慮に入れている。

金融保証がこれらの基準に合わず、結果としてその影響を減損の計算上考慮に入れることができない場合（例えば、一定のローンのポートフォリオについて被った最初の損失を補填することを目的とした金融保証）、別の資産が貸借対照表の「その他の資産」に計上される。この資産の簿価は、予想信用損失を表しており、資産の減損の範囲内で貸借対照表に計上され、それに対して当グループは補填をほぼ確実に受取ることができる。この資産の帳簿価額の変動は、損益計算書の「リスク費用」に計上される。

信用損失を測定するために使用される計算方法は、当期のフランス登録書類の第4章（リスク要因および自己資本充実度）に開示されている。

エクスポージャーが分類されるステージにかかわらず、キャッシュ・フローは、その金融資産の当初の実効金利で割り引かれる。減損金額は、信用減損金融資産の正味の帳簿価額に含まれる。減損に関する繰入/戻入は「リスク費用」に損益計上される。

オペレーティング・リースおよび売上債権について、当グループは、取引相手の信用リスクがその後どのように変化したとしても、減損を当初認識時点の全期間の予想信用損失として計算する「単純化した」アプローチを使用している。償却の評価は、主にデフォルト率およびデフォルトの場合の発生損失に係る実績データに基づいている。経済状況およびマクロ経済要素に関する将来見通しの情報を考慮するための調整は、専門家によって決められている。減損は、デフォルト率およびデフォルトに係る損失に関連する実績データを使用して計算される。マクロ経済予想に関連する予測データを考慮するために行われる調整は、専門家によって決められる。

条件緩和したローン

当グループが供与または取得したローンは、財政的困難によって貸出条件を緩和することがある。これはローンの当初条件に係る契約変更という形式（例えば、金利の低減、支払期限の延長、債務の一部減免または追加の担保）をとる。この契約条件の調整は、借手が財政的困難あるいは、（借手がすでに支払不能の状態にあるか、ローンの再構成をしなければ支払不能になることが確かであるかにかかわらず）支払不能と密接に関連している。

SPPIテストに合格している場合、条件緩和したローンは引続き貸借対照表に計上され、信用リスク引当金の償却原価は、条件緩和損失を表す減価分を調整される。この割引は、条件緩和に起因する新しい契約上のキャッシュ・フローの現在価値と信用リスク引当金の償却原価から債務の一部減免を控除した金額との負の差額に等しく、その差額は損益計算書の「リスク費用」に計上される。その結果、事後に収益に認識される金利収益の金額は、引続きローンの当初の実効金利を使用して、条件緩和後少なくとも最初の年に減損後の資産の正味の帳簿価額に基づいて計算されている。

条件緩和の後、これらの金融資産は、借手がデフォルトにあるとみなされるため、減損（信用減損のエクスポージャー）に関してステージ3に体系的に分類される。ステージ3の分類は、少なくとも1年間、あるいは借手がそのコミットメントを満たすことができるかどうか不確かな場合はより長期間維持される。一旦ローンがステージ3に分類されなくなれば、猶予期間中（支払が30日超期日経過した時点で貸出金がステージ3に再度移行される、条件緩和後最初の2年間）の特定の条件とともにこの注記の先述のステージ1および2への移行のルールを適用して、クロージング日の金融商品の特性と条件緩和前のローンの当初認識日の特性を比較することによって信用リスクが著しく増大したかどうかの評価が行われる。

条件緩和したローンについてステージ1に戻す基準は、最低1年のステージ3の猶予期間後における、すべてのその他のエクスポージャーの基準と類似している。

SPPIテストに合格しない場合、条件緩和したローンは認識中止され、条件緩和後の契約条件で認識された新しいローンによって置換えられる。これらの新しいローンは、その後「強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」に分類される。

条件緩和したローンは、顧客への貸出金であって商業上の再交渉の対象となる貸出金および債権を含まない。当グループは、そのような顧客に対する貸出金に関し、有効な与信承認手続に従い、かつ元本または未収利息を放棄することなく、営業関係を維持または発展させる目的で債務の再交渉を行うことに同意している。

減損および引当金の概要

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の減損	9	11
償却原価で測定する金融資産の減損	10,976	11,673
償却原価で測定する貸出金および債権	10,761	11,477
償却原価で測定するその他の資産 ⁽¹⁾	215	196
金融資産の減損合計	10,985	11,684
融資コミットメントに関わる引当金	244	252
保証コミットメントに関わる引当金	396	386
信用リスク引当金合計	640	638

(1) その内、2019年12月31日現在のオペレーティング・リース債権に関わる減損は145百万ユーロ（2018年12月31日現在では131百万ユーロ）；この減損は、基準によって認められた「単純化した」アプローチに準拠し、当初認識以降の全期間の予想信用損失として計算されている。これらの債権は、その他債権に表示されている（注4.4参照）。

注3.8.1 金融資産の減損

金融資産の減損の内訳

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在 資産の減損	繰入額	利用可能な 戻入額	正味 減損損失	使用した 戻入額	通貨および 範囲の影響	2019年 12月31日 現在 資産の減損
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産							
正常な残高に関わる減損 （ステージ1）	3	1	(3)	(2)	-	-	1
正常未満の残高に関わる減損 （ステージ2）	-	-	-	-	-	-	-
回収懸念残高に関わる減損 （ステージ3）	8	-	-	-	-	-	8
合計	11	1	(3)	(2)	-	-	9
償却原価で測定する金融資産							
正常な残高に関わる減損 （ステージ1）	887	581	(552)	29	-	(14)	902
正常未満の残高に関わる減損 （ステージ2）	1,038	885	(873)	12	-	(8)	1,042
回収懸念残高に関わる減損 （ステージ3）	9,748	4,286	(3,123)	1,163	(1,858)	(21)	9,032
合計	11,673	5,752	(4,548)	1,204	(1,858)	(43)	10,976
内、リース債権および類似契約	767	266	(181)	85	(64)	(46)	742
正常な残高に関わる減損 （ステージ1）	83	38	(23)	15	-	(8)	90
正常未満の残高に関わる減損 （ステージ2）	98	48	(49)	(1)	-	(6)	91
回収懸念残高に関わる減損 （ステージ3）	586	180	(109)	71	(64)	(32)	561

金融資産の帳簿価額の変動による減損の変化

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在	組成および 取得	認識中止 (1)	減損のステージ 間の振替	その他の変動	2019年 12月31日現在
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産						
正常な残高に関わる減損 (ステージ1)	3	-	-	-	(2)	1
正常未満の残高に関わる減損 (ステージ2)	-	-	-	-	-	-
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	8	-	-	-	-	8
合計	11	-	-	-	(2)	9
償却原価で測定する金融資産						
正常な残高に関わる減損 (ステージ1)	887	288	(228)	(156)	111	902
正常未満の残高に関わる減損 (ステージ2)	1,038	204	(213)	164	(151)	1,042
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	9,748	128	(1,976)	682	450	9,032
合計	11,673	620	(2,417)	690	410	10,976
内、リース債権および類似契約	767	44	(8)	24	(85)	742
正常な残高に関わる減損 (ステージ1)	83	25	(13)	(9)	4	90
正常未満の残高に関わる減損 (ステージ2)	98	10	(17)	14	(14)	91
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	586	9	22	19	(75)	561

(1) 返済、処分および債務免除を含む。

(2) 期中の697百万ユーロの減損の減少は、以下に関係するものである。

- デフォルトのエクスポージャー額の減少（ステージ3）。これは、大きく減損したデフォルトのエクスポージャーのポートフォリオを減らすという当グループの戦略に沿ったものである。
- エクスポージャーの増加および厳しい経済環境によるステージ1およびステージ2の減損残高の若干の増加

注3.8.2 信用リスク引当金

融資コミットメントおよび保証コミットメントに係る引当金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在残高	繰入額	利用可能な 戻入額	正味 減損損失	通貨および 範囲の影響	2019年 12月31日 現在残高
融資コミットメント						
正常な残高に関わる減損 (ステージ1)	98	78	(74)	4	-	102
正常未満の残高に関わる減損 (ステージ2)	119	81	(95)	(14)	-	105
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	35	96	(133)	(37)	39	37
合計	252	255	(302)	(47)	39	244
保証コミットメント						
正常な残高に関わる減損 (ステージ1)	47	24	(37)	(13)	-	34
正常未満の残高に関わる減損 (ステージ2)	68	53	(61)	(8)	20	80
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	271	181	(125)	56	(45)	282
合計	386	258	(223)	35	(25)	396

融資および保証コミットメントの金額の変動による引当金の変化

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在残高	組成および取得	認識中止 ⁽¹⁾	減損のステージ 間の振替	その他の変動	2019年 12月31日 現在残高
融資コミットメント						
正常な残高に関わる減損 (ステージ1)	98	40	(43)	(9)	16	102
正常未満の残高に関わる減損 (ステージ2)	119	18	(32)	35	(35)	105
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	35	13	(42)	10	21	37
合計	252	71	(117)	36	2	244
保証コミットメント						
正常な残高に関わる減損 (ステージ1)	47	13	(12)	(4)	(10)	34
正常未満の残高に関わる減損 (ステージ2)	68	4	(16)	(2)	26	80
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	271	21	(54)	64	(20)	282
合計	386	38	(82)	58	(4)	396

(1) 返済、処分および債務免除を含む。

注3.8.3 リスク費用

会計方針

「リスク費用」には、信用リスクに対する減損および損失引当金の純戻入、回収不能な貸出金に関わる損失および償却債権に関わる回収金額のみが含まれている。

当グループは、債務免除あるいは今後回収の見込みがない場合、不良債権に係る損失を認識することによって償却し、また「リスク費用」の減損の戻入を進めている。今後回収の見込みのないということは、関連当局がその債権が回収不能であるという証拠としての証明書を発行するとき、あるいは強力な状況証拠（デフォルトになっている年数、100%の引当金、直近の回収不足、事例の特異性）が確認されるときに文書化される。

しかし、取引相手による現金回収行為は、特に後者の資産が改善する場合には続けられるため、会計上の償却は、法的な債権放棄を意味するものではない。以前に償却済みのエクスポージャーに関わる回収の場合には、そのような回収は、回収した年に「回収不能な債権に関わる回収金額」として認識される。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
減損損失純繰入額	(1,202)	(970)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2	-
償却原価で測定する金融資産	(1,204)	(970)
引当金純繰入額	12	59
融資コミットメント	47	82
保証コミットメント	(35)	(23)
不良債権に関わる回収不能損失	(292)	(263)
不良債権に関わる回収金額	184	169
減損の計算に対して考慮されていない保証からの収益 ⁽¹⁾	20	
合計	(1,278)	(1,005)

(1) 減損の計算に対して考慮されていない保証からの収益は、2019年度について当グループ外の企業への信用リスク移転の取引において当グループが受ける金融保証に相当する。これらの取引は、ホールセール・バンキングにより与えられた4十億ユーロおよび3.4十億米ドルの仕組みローンの二つの多様化したポートフォリオならびにフランス国内のリテール・バンキングにより与えられた2.1十億ユーロおよび1.4十億ユーロのキャピタル・ローンの二つのポートフォリオに関するものである。

注3.9 償却原価で測定する金融商品の公正価値

会計方針

公正価値の定義

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

同一の資産または負債について観察可能な価格がない場合、金融商品の公正価値は、市場参加者が当該商品の価格を設定するために使用する仮定に基づく観察可能な市場インプットの使用を最大限とする他の測定技法を使用して決定される。

貸借対照表に公正価値で認識されない金融商品について、この注記に開示し、注3.4に記載した公正価値のヒエラルキーに従って区分された数値は、そのような金融商品すべてが直ちに決済される場合に実現する金額の見積りと考えられるべきではない。

金融商品の公正価値には、該当する場合には未収・未払利息も含まれる。

注3.9.1 償却原価で測定する金融資産

2019年12月31日					
(単位：百万ユーロ)	簿価	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
銀行預け金	56,366	56,370	-	41,233	15,137
顧客貸出金	450,244	451,398	-	179,364	272,034
有価証券	12,489	12,705	4,156	7,095	1,454
合計	519,099	520,473	4,156	227,692	288,625

2018年12月31日					
(単位：百万ユーロ)	簿価	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
銀行預け金	60,588	60,674	-	43,844	16,830
顧客貸出金	447,229	451,366	-	187,421	263,945
有価証券	12,026	12,113	4,007	7,312	794
合計	519,843	524,153	4,007	238,577	281,569

注3.9.2 償却原価で測定する金融負債

2019年12月31日					
(単位：百万ユーロ)	簿価	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
銀行預金	107,929	107,976	356	104,028	3,592
顧客預金	418,612	418,705	-	408,597	10,108
発行債券	125,168	125,686	20,856	104,462	368
劣後債務	14,465	14,467	-	14,467	-
合計	666,174	666,834	21,212	631,554	14,068

2018年12月31日					
(単位：百万ユーロ)	簿価	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
銀行預金	94,706	94,564	244	90,037	4,283
顧客預金	416,818	417,019	-	406,699	10,320
発行債券	116,339	116,336	22,028	93,564	744
劣後債務	13,314	13,316	-	13,316	-
合計	641,177	641,235	22,272	603,616	15,347

注3.9.3 償却原価で測定する金融商品の評価方法

貸出金、債権およびリース・ファイナンス契約

大企業および銀行向け貸出金、債権およびリース・ファイナンス取引の公正価値は、これらの貸出金の活発な取引市場がない場合に、ほぼ類似した条件と満期日の貸出金に対する貸借対照表日の市場金利（フランス銀行が公表する標準満期イールドおよびゼロ・クーポン・イールド）に基づいて、予想キャッシュ・フローを現在価値に割引くことによって算定される。この割引率は借手の信用リスクに対して調整される。

リテールバンキングの顧客、主として個人顧客や中小企業向けの貸出金、債権およびリース・ファイナンス取引の公正価値は、これらの貸出金の活発な取引市場がない場合に、同様のタイプと満期日の貸出金に対する貸借対照表日の市場金利に基づいて、関連する予想キャッシュ・フローを現在価値に割引くことによって算定される。

すべての変動金利貸出金、債権とリース・ファイナンス取引ならびに当初の満期日が1年以内の固定金利貸出金について、貸借対照表に計上されて以降に、該当取引先に係るクレジット・スプレッドに重要な変動がないと仮定してその公正価値は減損控除後の帳簿価額と同額とみなされる。

債務

債務の公正価値は、これらの負債の活発な取引市場がない場合に、貸借対照表日現在の市場金利で予想キャッシュ・フローを割引いた現在価値に相当する。

債務が上場有価証券のときは、公正価値はその市場価格である。

変動金利預金、要求払預金および当初の満期日が1年以内の借入金については、公正価値は、帳簿価額と同額とみなされる。同様に、要求払預金勘定の個別の公正価値は、その帳簿価額に等しい。

有価証券

有価証券が、活発な市場で取引されている商品であれば、その公正価値は市場価格と同じである。

もし活発な市場が存在しなければ、その有価証券の公正価値は、その予想キャッシュ・フローを貸借対照表日における市場の利率で割引くことによって計算される。変動金利の有価証券および約定満期が1年以内である固定金利の有価証券に関する公正価値は、貸借対照表に計上されてから関係する相手方を含むクレジット・スプレッドの重要な変動がなければ、その帳簿価額から減損を控除した金額とされる。

注3.10 コミットメントならびに担保として提供した資産および受取った資産

会計方針

ローン・コミットメント

金融デリバティブとみなされないローン・コミットメントあるいはトレーディング目的で純損益を通じて公正価値で測定されないローン・コミットメントは、当初公正価値で認識される。その後、減損および引当金の会計方針に従って、必要に応じて引当計上される(注3.8参照)。

保証コミットメント

当グループが供与した金融保証がデリバティブ以外の金融商品としてみなされると、最初に貸借対照表に公正価値で計上される。その後、保証債務の金額と、当初計上した金額から、該当する場合には保証料の償却累計額を控除した金額のいずれかの金額（高い方の金額）で測定される。減損について客観的証拠がある場合には、供与した金融保証に対する引当金は貸借対照表の負債に計上される（注3.8参照）。

有価証券コミットメント

購入・売却した有価証券は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」および「償却原価で測定する金融資産」に計上され、決済-受渡日に貸借対照表に認識される。取引日と決済-受渡日との間に、受取可能有価証券または受渡可能有価証券は貸借対照表に認識されることはない。純損益を通じて公正価値で測定された有価証券およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券の公正価値の取引日と決済-受渡日との間の変動は、当該有価証券の会計上の分類によって損益あるいは資本に計上される。

注3.10.1 コミットメント

供与したコミットメント

(単位：百万ユーロ)

	2019年12月31日	2018年12月31日
ローン・コミットメント		
対銀行	50,589	19,174
対顧客	184,305	199,663
発行ファシリティ	83	-
確認信用枠	166,168	181,015
その他	18,054	18,648
保証コミットメント		
対銀行	10,572	5,020
対顧客 ⁽¹⁾	42,248	57,251
有価証券コミットメント		
引渡し有価証券	31,121	38,066

(1) 当グループの事業体によって運営されているUCITSの保有者に供与された資本および業績保証を含む。

供与されたコミットメント

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
ローン・コミットメント		
対銀行	84,990	62,447
保証コミットメント		
対銀行	110,395	104,845
その他のコミットメント ⁽¹⁾	125,771	136,702
有価証券コミットメント		
受取有価証券	30,874	41,857

(1) 政府および公的機関から供与された保証ならびに顧客から供与されたその他の保証を2018年12月31日現在の72,768百万ユーロに対し、2019年12月31日現在で73,133百万ユーロ含んでいる。

注3.10.2 担保として提供した金融資産および受取った金融資産

担保として提供した金融資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
負債について担保として提供した資産の簿価 ⁽¹⁾	391,820	348,262
金融商品取引について担保として提供した資産の簿価 ⁽²⁾	56,891	55,957
オフバランスシートのコミットメントについて担保として提供した資産の簿価	2,195	2,117
合計	450,906	406,336

(1) 負債について担保として提供した資産には、主として負債について保証（特に中央銀行に提供した保証）として提供したローンが含まれている。
(2) 金融商品取引について提供した担保資産は、主に保証預金を含むものである。

担保として受取り、利用可能な金融資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
売戻条件付買入有価証券の公正価値	111,818	129,628

当グループは、一般に通常の市場取引条件で売戻条件付有価証券を購入している。その有価証券あるいは同等の有価証券を売戻契約の相手先にその満期に返却するという条件で、それを無条件に売却、買戻条件付でそれを売却するあるいは担保として提供することにより、売戻条件付で受け取った有価証券を再利用することができる。
売戻条件付で買入れた有価証券は、貸借対照表には計上されない。上記の通りその公正価値は、売却した有価証券または担保として提供した有価証券を含む。

注3.11 譲渡した金融資産

会計方針

認識を中止していない譲渡した金融資産には、連結された証券化ビークルに譲渡された特定の貸出金だけでなく有価証券貸付取引および現先契約も含まれる。

下記の表は、貸借対照表の資産側の記載科目に計上された有価証券に関する有価証券貸付および現先契約を表している。

現先契約あるいは有価証券貸付取引に係る有価証券は、当グループの貸借対照表の資産側に当初のポジションで保有される。現先契約については、預託金額を返還する義務は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上されるトレーディング取引により始められた取引を除いて、貸借対照表の負債側に「負債」として計上される。

逆現先契約あるいは有価証券借入取引に係る有価証券は、当グループの貸借対照表には計上されない。逆現先契約で受け取った有価証券については、当グループが引渡した金額を回復する権利が、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に計上されるトレーディング取引で始められた取引を除いて、貸借対照表の資産側の「顧客貸出金および債権」または「銀行預け金」に計上される。借入有価証券が後日売却される場合、これらの有価証券の貸手への返還を表す債務は、当グループの貸借対照表の負債側の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上される。

現金と完全に見合った有価証券貸付および借入取引は、現先契約および逆現先契約に類似しており、貸借対照表にそのようなものとして計上される。

有価証券貸付および現先契約について、当グループは発行者のデフォルト（信用リスク）および有価証券の価格の上昇・下落（市場リスク）に晒されている。対象有価証券は他の取引の担保として同時に使用することはできない。

注3.11.1 認識を中止していない譲渡した金融資産

現先契約

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	譲渡した 資産の簿価	関連債務の 簿価	譲渡した 資産の簿価	関連債務の 簿価
(単位：百万ユーロ)				
純損益を通じて公正価値で測定する有価証券	23,691	20,486	19,515	15,371
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券	13,057	10,476	11,903	9,743
合計	36,748	30,962	31,418	25,114

有価証券貸付

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	譲渡した 資産の簿価	関連債務の 簿価	譲渡した 資産の簿価	関連債務の 簿価
(単位：百万ユーロ)				
純損益を通じて公正価値で測定する有価証券	13,297	54	11,347	51
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券	132	-	368	-
合計	13,429	54	11,715	51

関連債務の取引相手が譲渡した資産にのみ遡及権を有する証券化資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
顧客貸出金		
譲渡した資産の簿価	1,629	1,249
関連債務の簿価	1,545	1,086
譲渡した資産の公正価値(A)	1,639	1,253
関連債務の公正価値(B)	1,555	1,090
正味ポジション(A)-(B)	84	163

当グループはこれらの債権と関連するリスクと経済価値の過半に晒されている。さらにこれらの債権は、他の取引において担保にも使えないし完全に売却することもできない。

注3.11.2 一部あるいは完全に認識を中止した譲渡した金融資産

2019年12月31日現在、当グループは、当グループに当該資産に継続的な関与が残されている金融資産について一部あるいは完全に認識を中止することになるような重要な取引は行っていない。

注3.12 金融資産と金融負債の相殺

会計方針

当グループが認識した金額を相殺できる法的に強制可能な権利を有しており、正味ベースで資産と負債を決済し、あるいは同時に資産を実現し負債を決済する意図を有しているときに、金融資産と金融負債を相殺し、貸借対照表に正味金額で表示する。認識した金額を相殺するための法的権利は、通常の事業過程においても当事者の一方のデフォルトがある場合においてもすべての状況において強制執行可能でなければならない。この点で当グループは、日々の現金マージン取引のプロセスを通じて正味決済を行うか、総額決済システムが信用リスクおよび流動性リスクを除去するかあるいは重要性の小さいものしか残さず、かつ、単一の決済プロセスあるいはサイクルにおいて債権・債務を処理する特徴を有している場合、清算機構と取引されるデリバティブ金融商品の正味金額を貸借対照表に認識している。

以下の表は、当グループの連結貸借対照表で相殺された金融資産と金融負債の金額を表している。これらの金融資産と金融負債の残高総額は、これらの様々な商品について貸借対照表で相殺される金額（相殺金額）を示し、マスター・ネットティング・アグリーメントおよび類似の契約の対象にもなっていないその他の金融資産と金融負債の金額（相殺の対象にならない資産と負債の金額）と合算した後、貸借対照表に表示された連結残高（貸借対照表純額）と釣り合っている。

これらの表は、マスター・ネットティング・アグリーメントあるいは類似の契約の対象となっているために相殺することが可能であるが、その特性によりIFRSに基づく連結財務諸表で相殺適状にはない金額も示している。この情報は米国会計基準に基づき適用されるであろう会計処理と比較して提供されている。これは、特に現金あるいは有価証券担保によって担保された金融商品と同様に、相手先の一社がデフォルト、支払不能あるいは破産した場合にだけ相殺できる金融商品に影響を与える。この中には、主に店頭取引の金利オプション、金利スワップおよび売戻/買戻条件付買入/売渡有価証券が含まれる。

これらの様々な相殺から生じる正味のポジションは、カウンターパーティ・リスク管理が相殺および担保契約に加えて他のリスク軽減戦略を利用する限り、これらの金融商品を通じたカウンターパーティ・リスクに対する当グループの実際のエクスポージャーを表すことを意図するものではない。

注3.12.1 2019年12月31日現在

資産	マスター・ネットティング・ アグリーメント (MNA) および 類似契約の影響 ⁽¹⁾							
	相殺の対象 とならない 資産の金額	相殺が貸借対照表に 与える影響		貸借対照表 に表示され た正味金額	貸借対照表 で認識され た金融商品	受取った 現金担保	担保として 受取った 金融商品	正味金額
		総額	相殺金額					
(単位：百万ユーロ)								
デリバティブ金融商品（注3.1および3.2参照）	28,345	210,193	(85,852)	152,686	(100,225)	(16,360)	-	36,101
貸付有価証券（注3.1および3.3参照）	8,275	5,552	-	13,827	(2,171)	(5)	(487)	11,164
売戻条件付買入有価証券（注3.1および3.5参照）	44,054	196,583	(91,110)	149,527	(14,459)	(112)	(40,544)	94,412
担保保証預け金（注4.4参照）	32,118	16,512	-	48,630	-	(16,512)	-	32,118
相殺の対象にならないその他の資産	991,633	-	-	991,633	-	-	-	991,633
合計	1,104,425	428,840	(176,962)	1,356,303	(116,855)	(32,989)	(41,031)	1,165,428

負債	相殺の対象 とならない 負債の金額	相殺が貸借対照表に 与える影響		マスター・ネットティング・ アグリーメント (MNA) および 類似契約の影響 ⁽¹⁾				正味金額
		総額	相殺金額	貸借対照表 に表示され た正味金額	貸借対照表 で認識され た金融商品	提供した 現金担保	担保として 提供した 金融商品	
(単位：百万ユーロ)								
デリバティブ金融商品（注3.1および3.2参照）	27,848	206,337	(85,852)	148,333	(100,225)	(16,512)	-	31,596
借入有価証券に係る未払金（注3.1参照）	28,000	10,950	-	38,950	(2,171)	-	-	36,779
買戻条件付売渡有価証券（注3.1および 3.6参照）	55,793	151,257	(91,110)	115,940	(14,459)	-	(35,880)	65,601
担保保証預り金（注4.4参照）	32,844	16,477	-	49,321	-	(16,477)	-	32,844
相殺の対象にならないその他の負債	935,189	-	-	935,189	-	-	-	935,189
合計	1,079,674	385,021	(176,962)	1,287,733	(116,855)	(32,989)	(35,880)	1,102,009

(1) 金融商品および担保の公正価値は、過剰担保の影響を避けるために貸借対照表のエクスポージャーの正味帳簿価額に抑えられている。

注3.12.2 2018年12月31日現在

資産	マスター・ネットティング・ アグリーメント (MNA) および 類似契約の影響 ⁽¹⁾							
	相殺の対象 とならない 資産の金額	相殺が貸借対照表に 与える影響		貸借対照表 に表示され た正味金額	貸借対照表 で認識され た金融商品	受取った 現金担保	担保として 受取った 金融商品	正味金額
		総額	相殺金額					
(単位: 百万ユーロ)								
デリバティブ金融商品 (注3.1および3.2参照)	25,601	166,618	(57,337)	134,882	(81,559)	(13,720)	(31)	39,572
貸付有価証券 (注3.1および3.3参照)	9,367	3,527	-	12,894	(1,745)	(2)	(732)	10,415
売戻条件付買入有価証券 (注3.1および3.5参照)	46,526	224,992	(97,812)	173,706	(21,581)	(304)	(51,925)	99,896
担保保証預け金 (注4.4参照)	33,099	13,595	-	46,694	-	(13,595)	-	33,099
相殺の対象にならないその他の資産	941,252	-	-	941,252	-	-	-	941,252
資産合計	1,055,845	408,732	(155,149)	1,309,428	(104,885)	(27,621)	(52,688)	1,124,234

負債	相殺の対象 とならない 負債の金額	相殺が貸借対照表に 与える影響		マスター・ネットティング・ アグリーメント（MNA）および 類似契約の影響 ⁽¹⁾				正味金額
		総額	相殺金額	貸借対照表 に表示され た正味金額	貸借対照表 で認識され た金融商品	提供した 現金担保	担保として 提供した 金融商品	
(単位：百万ユーロ)								
デリバティブ金融商品（注3.1および3.2参照）	27,918	162,357	(57,337)	132,938	(81,559)	(13,595)	-	37,784
借入有価証券に係る未払金（注3.1参照）	33,731	17,533	-	51,264	(1,745)	-	-	49,519
買戻条件付売渡有価証券（注3.1および3.6参照）	45,391	174,062	(97,812)	121,641	(21,581)	-	(22,956)	77,104
担保保証預り金（注4.4参照）	29,417	14,026	-	43,443	-	(14,026)	-	29,417
相殺の対象にならないその他の負債	894,333	-	-	894,333	-	-	-	894,333
負債合計	1,030,790	367,978	(155,149)	1,243,619	(104,885)	(27,621)	(22,956)	1,088,157

(1) 金融商品および担保の公正価値は、過剰担保の影響を避けるために貸借対照表のエクスポージャーの正味帳簿価額に抑えられている。

注3.13 金融負債の契約上の満期

(単位：百万ユーロ)	3ヶ月未満	3ヶ月 －1年	1年 －5年	5年超	2019年 12月31日
中央銀行預り金	4,097	-	-	-	4,097
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	249,776	28,702	37,998	47,653	364,129
銀行預金	69,156	20,306	17,267	1,200	107,929
顧客預金	372,573	20,385	16,319	9,335	418,612
発行債券	28,142	24,948	56,099	15,979	125,168
劣後債務	5	2	2,746	11,712	14,465
その他の負債	74,712	2,479	5,264	2,607	85,062
負債合計	798,461	96,822	135,693	88,486	1,119,462
供与したローン・コミットメント	104,243	24,848	88,188	17,615	234,894
供与した保証コミットメント	25,906	8,772	10,101	8,041	52,820
供与したコミットメント合計	130,149	33,620	98,289	25,656	287,714

この注記に開示されたフローは、契約上の満期に基づいている。しかし、貸借対照表の一部の要素については仮定を適用している。

トレーディング金融商品（例、デリバティブ）と同様、契約条件がない場合、満期日は最初の欄（3ヶ月未満）に表示している。

供与した保証コミットメントは、処分の最善の見積もりを基礎にスケジューリングしている。それが利用できない場合には最初の欄（3ヶ月未満）に表示している。

[前へ](#)
[次へ](#)

注4 その他の活動

注4.1 受取手数料および支払手数料

会計方針

受取手数料および支払手数料は、コミットメントに係る手数料と同様、利息には含まれない提供したサービスおよび受領したサービスに係る手数料を合わせたものである。利息に含まれる手数料は、関連する金融商品に係る実効金利に統合され、「受取利息および類似収益」および「支払利息および類似費用」に計上される（注3.7参照）。

顧客との取引には、当グループの銀行業務に係るリテール顧客からの手数料（特に、クレジット・カード手数料、口座管理手数料または実効金利が適用されないその他の手数料）が含まれている。

提供した諸サービスには、その他のグループ業務に係る顧客からの手数料（特に、交換手数料、資金管理手数料またはネットワーク内で販売した保険商品に係る手数料）が含まれている。

当グループは、提供したサービスおよびこれらのサービスの進捗に応じた報酬に等しい金額で、受取手数料および支払手数料を計上している。

- 支払サービス、保管料またはウェブ サービス申込料等、継続的なサービスに係る手数料は、サービスの提供期間にわたり収益に計上している。
- 資金移動、受取斡旋手数料、仲介手数料あるいは支払に付随する事象に関する違約金等、1 回限りの手数料は、サービスが提供された時に収益として計上している。

提供したサービスに対する報酬に相当する金額は、現物または現金で支払われるかに拘わらず、固定および変動の契約報酬から顧客に支払われる金額（例えば、販売促進費）を控除した金額から構成されている。変動報酬（例えば、一定期間に提供したサービス量に基づく割引または業績目標達成を条件とした支払手数料）は、この報酬がその後著しく削減されない可能性が高い場合にのみ、提供サービスに対する報酬に相当する金額に含まれる。

提供されるサービスの支払日とサービスの提供日との間の潜在的なミスマッチは、契約の種類およびミスマッチの種類によって、資産および負債を生じさせるが、これらは「その他の資産およびその他の負債」にて認識される（注4.4参照）。

- 顧客との契約は、売掛金、未収収益または前受収益を生む。
- 仕入先との契約は、買掛金、未払費用または前払費用を生む。

シンジケート取引においては、当グループの貸借対照表に計上されている起債の分担部分の実効金利は、引受手数料および参加手数料の分担を含むシンジケートのその他の加入者に適用されるものと同等である。提供されたサービスに対する手数料の残高は、シンジケート期間の終了時に「受取手数料」に計上される。アレンジメント・フィーは、法律上販売が完了した時点で損益に計上される。

	2019年			2018年		
(単位：百万ユーロ)	受取手数料	支払手数料	純額	受取手数料	支払手数料	純額
銀行間取引	157	(149)	8	148	(182)	(34)
顧客との取引	3,072	-	3,072	3,187	-	3,187
金融商品取引	2,261	(2,351)	(90)	2,308	(2,334)	(26)
有価証券取引	523	(1,019)	(496)	539	(1,030)	(491)
発行市場取引	126	-	126	136	-	136
外国為替取引および金融デリバティブ	1,612	(1,332)	280	1,633	(1,304)	329
ローンおよび保証コミットメント	772	(213)	559	711	(78)	633
諸サービス	2,806	(1,098)	1,708	2,770	(1,006)	1,764
資産管理手数料	610	-	610	634	-	634
支払手段手数料	914	-	914	847	-	847
保険商品手数料	241	-	241	228	-	228
UCITS引受手数料	80	-	80	85	-	85
その他手数料	961	(1,098)	(137)	976	(1,006)	(30)
合計	9,068	(3,811)	5,257	9,124	(3,600)	5,524

注4.2 その他の活動からの収益および費用

会計方針

リース事業

当グループが供与したリースのうち、リースの所有権に関連するすべてのリスクとベネフィットを事実上借手に移転しないリースは、オペレーティング・リースとして分類される。

オペレーティング・リースに基づいて保有する資産は、投資用資産を含めて、取得原価から償却費および減損を控除して貸借対照表の「有形および無形固定資産」に計上される（注8.4参照）。

リース資産は、残存価額を除いて、リース期間にわたって減価償却される。リース料は、リース期間にわたって定額法で収益に計上される。それに対し、オペレーティング・リース事業に関連するメンテナンス・サービスに関して請求する収益の会計処理の目的は、この収益とサービス契約の期間にわたってサービスを提供する際に発生する費用の間の一定のマージンを反映することである。

投資用資産およびリース資産に係る収益および費用、ならびにキャピタル損益は、不動産リースおよび設備リース事業に係る「その他の活動からの収益および費用」に計上される。オペレーティング・リース事業に関連するメンテナンス・サービスに係る収益および費用も同様である。

これらの項目には、ファイナンス・リース取引の無保証残存価値が下落したときに発生する損失および一旦リース・ファイナンス契約が終了するとリースされない資産の売却に係るキャピタル損益を含む。

当グループの企業が供与したリースには、リースされた機械装置に対するメンテナンス・サービスを含むことがある。この場合、メンテナンス・サービスに相当するリース料は、サービスの継続期間（一般にはリース契約期間）にわたって配分され、必要な場合、サービスの提供が直線的でない時には、提供されるサービスの進捗を考慮する。

不動産開発事業

（住宅、事務所設備、小売店舗等）不動産のオフプランの売却は継続サービスであるため、この業務のマージンは、顧客への引渡日まで建設計画の持続期間にわたって段階的に認識される。このマージンが正の場合は利益に、このマージンが負となる場合は費用として認識される。

各期末日において認識されたマージンは、計画の見積りマージン予想と期末日時点の完成の段階を反映するが、後者はマーケティングおよびプロジェクトの進捗に依存している。

	2019年			2018年		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
(単位：百万ユーロ)						
不動産開発	96	-	96	76	(2)	74
不動産リース	48	(34)	14	34	(40)	(6)
設備リース ⁽¹⁾	10,889	(7,758)	3,131	10,102	(7,156)	2,946
その他の事業	596	(1,993)	(1,397)	549	(1,814)	(1,265)
合計	11,629	(9,785)	1,844	10,761	(9,012)	1,749

(1) この項目に計上された金額は、主に長期リースおよび車両管理事業に関連する収益および費用による。

注4.3 保険事業

	保険事業（生命保険および損害保険）は、グループの顧客に提供される銀行業サービスに含まれる商品レンジに加えられている。
要旨	これらの事業は、特定の子会社によって実施されており、保険分野に固有の規制を受けている。 保険契約に関するリスクの測定および会計処理のルールは、この注記で開示され、その機能に基づいて分類される当グループの保険事業に係る収益及び費用の表示と同様に、保険分野に特有のものである。

保険子会社によるIFRS第9号の適用延期

IFRS第4号の修正（IFRS第9号「金融商品」をIFRS第4号「保険契約」とともに適用すること）により、その主たる事業として保険を有する事業体は、IFRS第9号の適用を2021年1月1日まで延期することが認められているが、これは現行基準であるIAS第39号を引き続き適用することができるという意味である。欧州規則2017/1988においてもまた、指令第2002/87/ECの範囲内に属する金融コングロマリットに対し、その指令の意味における保険セクターで事業を行っているすべての事業体が、IFRS第9号の適用日を2021年1月1日まで延期する選択を認めるように延期オプションを拡大した。

当グループは、そのすべての保険子会社がIFRS第9号の適用日を延期し、欧州連合が採択したIAS第39号を引き続き適用することを選択した。当グループはグループ内の保険セクターとそれ以外のセクターとの間での金融商品のすべての移動を禁止する必要な取り決めを行った。そのような移動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品について関係する両方のセクターが行う移動を除いて、売手による金融商品の認識中止となるものである。

保険事業は、明確化する目的で連結財務諸表の区分した行に表示される。貸借対照表の資産側に「保険事業の投資」、貸借対照表の負債側に「保険契約関連負債」および損益計算書の銀行業務純利益の中に「保険事業からの純利益」が独立した項目で表示される。

関係する主な子会社は、Sogécap, Antarius, Sogelife, Oradea Vie, Komerčni Pojistovna A.S.およびSogessurである。

注4.3.1 保険契約関連負債

会計方針

保険会社の責任準備金

責任準備金は、保険契約者および保険契約の受益者に対する保険会社のコミットメントである。保険契約に関するIFRS第4号に従い、生命保険および損害保険の責任準備金は、現地の同じ規制に基づき引続き測定されている。但し、解約されたり（流動性リスク引当金）、経済的に再計算されるような（主に全体的な経営引当金）特定の健全性引当金は除く。

損害保険の契約によってカバーされるリスクは、主として住宅、自動車および損害保険の補償に関連したものである。責任準備金は、前受保険料（翌年度以降分の保険料収益）と未払保険金に対する準備金から構成されている。

生命保険契約によってカバーされるリスクは、主に死亡、傷病および就労不能である。生命保険の責任準備金は、主に保険数理上の準備金（保険者に係るコミットメントと被保険者に係るコミットメントの時価の差額に相当）および発生済未決済保険金に対する準備金残高から構成される。

貯蓄生命保険の商品において、

- 利益配分条項のあるユーロ建ての契約に投資された貯蓄生命保険契約の責任準備金は主に、計算上の準備金および利益配分に係る準備金から構成される。
- ユニットリンク型の契約に投資された貯蓄生命保険契約や重要な約款（死亡、疾病等）のある貯蓄生命保険契約の責任準備金は、これらの契約の基礎となる資産の実現価値に従って評価日に測定される。

IFRS第4号に規定された原則に基づき、それに適用される現地の規則に準拠して、裁量権のある利益配分の約款のある生命保険契約は、「ミラー・アカウンティング」の対象であり、それによって潜在的に保険契約者に影響を与える可能性のある金融資産の価値の変動が「繰延利益配分」に計上される。この準備金は、公正価値で測定する金融商品の未実現利益に対する保険契約者の潜在的な権利、又は未実現損失の潜在的分担を反映するように計算されている。

未実現損失が生じた場合の繰延利益配分資産の回収可能性を示すために、不利な経済環境に起因する流動性の要件により資産を売却する必要があることを示す、二つのアプローチが当グループによって検証されている。

- 第1のアプローチは、決定論的ストレス シナリオ（「標準」もしくは極限）を試算することから構成されている。これはこれらのシナリオにおいてテストしたシナリオについて貸借対照表日に存在する資産に重要な損失は生じないことを示すために使用される。
- 第2のアプローチの目的は、中長期に流動性のニーズを満たすために資産を売却しても重要な損失は生じないことを確かめることである。このアプローチは、極端なシナリオに基づく見積りに対して検証される。

更に負債十分性テスト(LAT)もまた、保険事業を行うそれぞれの連結対象企業のレベルで四半期ごとに実施されている。このテストは、将来のキャッシュ・フローの確率モデルによって計算される平均的経済価値と保険負債の帳簿価額との比較を含む。このテストは、保険契約からの将来のキャッシュ・フロー（契約に関連する給付、管理費用、保険契約のオプション、保証を含む）をすべて考慮するが、将来の保険料は含まれない。このテストによって帳簿価額が不十分であることがわかれば、保険負債の価値が調整され、見合いの金額は損益計算書で調整される。

金融負債の分類

当初認識時点で、当グループの保険事業から生じる金融負債は、次の会計上のカテゴリーに分類される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：これはデリバティブ金融負債である。
- 公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融負債：これは、（オプションを使用して）当グループが純損益を通じて公正価値で測定するよう当初指定したデリバティブ以外の金融負債である。これらの金融負債には、裁量権のある利益配分条項も保険要素のいずれもない投資契約が含まれるが、これらはIFRS第4号の保険契約の定義を満たさず（ユニットリンク保険契約のみ）、IAS第39号の適用対象になる。

保険契約関連負債の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日*
保険会社の責任準備金	140,155	127,386
保険事業の金融負債	4,104	2,157
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	834	774
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(公正価値オプション)	3,270	1,383
合計	144,259	129,543

* 投資契約を保険会社の金融負債に分類変更したことに伴って修正再表示された金額

保険会社の責任準備金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日*
ユニットリンク保険契約の生命保険責任準備金	32,611	27,467
その他の生命保険契約の責任準備金	94,714	90,992
損害保険の責任準備金	1,556	1,418
負債に計上した繰延利益配分	11,274	7,509
合計	140,155	127,386
再保険会社出再部分	(750)	(703)
再保険会社出再部分控除後保険責任準備金 (繰延利益配分準備金を含む)	139,405	126,683

* 投資契約を保険会社の金融負債に分類変更したことに伴って修正再表示された金額

責任準備金変動表

(単位：百万ユーロ)	ユニット リンク 保険契約の 生命保険責任準備金	その他の生命保 険契約 の責任準備金	損害保険契約 の 責任準備金
2019年1月1日現在準備金	27,467	90,992	1,418
保険準備金に配分	1,770	2,067	161
ユニットリンク保険契約の再評価	4,268	-	-
ユニットリンク保険契約から控除した費用	(193)	-	-
振替と配分調整	(637)	630	-
新規顧客	26	(1)	9
利益配分	(95)	957	-
その他	5	69	(32)
2019年12月31日現在準備金	32,611	94,714	1,556

IFRS第4号および当グループの会計基準に従って、2019年12月31日現在で負債十分性テスト（LAT）を実施した。このテストは、保険契約に基づく将来キャッシュ・フローの現在の見積りを使用して、認識された保険負債が十分かどうかを評価するものである。2019年12月31日現在のテストの結果、保険負債の不足を示すものは何もない。

残存満期日別保険会社の責任準備金

(単位：百万ユーロ)	3カ月未満	3カ月 －1年	1年 －5年	5年超	2019年 12月31日
保険会社の責任準備金	15,288	9,291	37,108	78,558	140,155

注4.3.2 保険事業の投資

会計方針

金融商品の分類

当グループの保険事業からの金融資産は、当初認識時に以下のカテゴリーの一つに分類される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：これらはトレーディング目的で保有する金融資産であり(注3.1の定義参照)、デフォルトでは、ヘッジ手段として適格でないデリバティブ金融資産、および当初認識時に（オプションを使用して）純損益を通じて公正価値で計上するように保険会社により指定されたデリバティブ以外の金融資産を含む。特に保険会社は、重要な影響力が存在するUCITSに対する持分とともに、関連する保険負債との会計上のミスマッチを除去するため、ユニットリンク契約を表す金融資産についてはオプションを使用して公正価値で測定している。
- 売却可能金融資産：これらは、保険会社がいつでも売却可能で、不特定期間保有するデリバティブ以外の金融資産である。デフォルトでは、他のカテゴリーのいずれにも当てはまらない資産である。これらの商品は公正価値で測定され、公正価値の変動額は「未実現・繰延損益」で認識される。資本性有価証券に係る受取配当が損益計算書の「売却可能金融資産に係る純損益」に計上されるのに対して、負債性有価証券について発生または支払われる利息は、実効金利法を使用して損益計算書に認識される。個別ベースで客観的な証拠がある場合、株主資本に從來計上されていた未実現損失累計額は、損益計算書の「保険事業からの純利益」に組替えられる。
- 貸出金および債権：これらは、支払金額が固定されているかまたは算定可能なデリバティブ以外の金融資産であり、活発な市場における相場がなく、トレーディング目的で保有されるものでもなく、組成時または取得時から売却目的で保有しているものでもなく、当初認識時点で（公正価値オプションに従って）純損益を通じて公正価値で計上するように指定されていないものが含まれる。これらは償却原価で測定され、適切な場合には、個別ベースまたは集合ベースで減損が計上される。
- 満期保有金融資産：これらは、満期が確定していて、支払い金額が固定されているかまたは算定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場における相場があり、当グループが満期まで保有する意思と能力を有している金融資産である。これらは償却原価で測定され、個別ベースで客観的な減損の証拠が存在する場合、適切に減損の対象となる。

これらすべてのカテゴリーは、保険会社の貸借対照表の「保険会社の投資」に表示されるが、これには、保険会社が保有する投資用資産および注3.2に記載された会計方針に従って評価されるヘッジ目的デリバティブも含まれている。

金融資産の分類変更

当初認識後、金融資産は、後日「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類変更されることはない。当初認識時に「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」にトレーディング目的で保有する資産として認識されたデリバティブ以外の金融資産は、IAS第39号で規定される特定の条件に基づいて、当該カテゴリーから分類変更される可能性がある。

減損

償却原価で測定する金融資産の減損

純利益を通じて公正価値で測定しない負債性金融商品について、保険会社が減損の客観的証拠を個別に評価するために用いる規準には、以下のような条件が含まれる。

- 取引先の財政状態の重大な悪化により、当該取引先がそのコミットメント全体を履行できない可能性が高くなり、保険会社にとっての損失のリスクが示唆される（この悪化の評価は、発行体の格付けの動きまたはこれらの市場で観察される信用スプレッドの変動に基づいて行われる）。
- クーボンの支払遅延の発生、より一般的には90日以上延滞
- 支払期日経過が記録されるかどうかに関わらず、減損の客観的証拠があるか、または法的手続き(破産、法的清算、強制清算)が開始されている。

貸出金またはその他の債権、または「満期保有金融資産」に分類された金融資産に減損の客観的証拠が存在する場合、帳簿価額と、金融資産の回収可能な見積り将来キャッシュ・フロー（保証考慮後）の現在価値との差額として、減損を認識する。現在価値は、金融資産の当初実効金利を使用して計算される。減損の金額は、減損した金融資産の帳簿価額から控除される。

減損の繰入および戻入は、損益計算書の「保険事業からの純利益」における投資からの純利益に計上される。減損した貸出金または債権は、会計処理上、現在価値への割引の期間にわたる戻入により相殺され、「保険事業からの純利益」の受取利息に計上される。

個別に検討した金融資産に減損損失が発生しているという客観的な証拠がない場合は、その重要性にかかわらず、保険会社は、その金融資産を、信用リスクの点で類似した性格を有する金融資産グループに含め、グループ全体について減損テストを行う。同種のポートフォリオにおいて、金融商品グループに信用リスクが発生した場合、当該リスクが個別に一つ以上の債権に影響を及ぼすのを待つことなく直ちに減損を認識する。

売却可能金融資産の減損

この資産の当初認識後に発生した複数の事象の結果として減損の客観的証拠がある場合、売却可能金融資産は減損処理される。

上場資本性金融商品については、取得原価をに対しその価格が大幅に下落、または長期的に下落していることが、減損の客観的な証拠を構成する。このために、保険会社は、相場価額が、貸借対照表日前の少なくとも24ヵ月間の取引日ごとの取得価格を下回る上場株式と同様に、貸借対照表日に取得価格の50%超の未実現損失があれば、減損した上場株式とみなしている。発行体の財務状況または今後の予測等の追加要素により、保険会社は、上記の規準を満たしていなくても、その投資原価を回収できないと考えることがある。その場合、貸借対照表日の有価証券の最終相場価格とその取得価格との差額に等しい減損損失を、純利益を通じて計上している。

非上場の資本性金融商品については、減損の証拠を評価するために使用される規準は、上記の規準と同じである。貸借対照表日のこれらの金融商品の価額は、注3.4に記載した評価方法を使用して算定される。

負債性金融商品の減損の規準は、償却原価で測定する金融資産の減損の規準と類似している。

売却可能金融資産の公正価値の下落が、株主資本の「未実現・繰延損益」に直接認識されており、その後減損の客観的証拠が明らかになる場合、保険会社は、負債性金融商品および資本性金融商品に関する限り、以前株主資本に直接計上されていた未実現損失累計額を損益計算書の「保険事業からの純利益」における投資からの純利益に認識する。

この損失累計額は、(元本の返還金額と償却費を控除後の)取得原価と現在価値との差額から、すでに純損益を通じて計上された金融資産の減損を控除した金額として測定される。

売却可能として分類された資本性金融商品について、純損益を通じて認識された減損損失は、当該商品が売却された場合にのみ純損益を通じて戻入れられる。資本性金融商品について一旦減損が認識された場合、さらなる価値の損失は追加の減損損失として計上される。しかし、負債性金融商品については、発行体の信用リスクの改善に伴ってその後価値が回復すれば、減損損失は純損益を通じて戻入れられる。

その他の会計方針

公正価値、金融商品の当初認識、金融商品の認識中止、デリバティブ金融商品、受取利息および支払利息、譲渡された金融資産および金融商品の相殺に関連する会計方針は、注3（「金融商品」）に記載した会計方針に類似している。

保険事業の投資の概要

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日*
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（トレーディング・ポートフォリオ）	268	462
株式およびその他の資本性金融商品	37	29
トレーディング目的デリバティブ	231	433
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（公正価値オプション）	65,718	54,715
公社債およびその他の債券	31,719	26,356
株式およびその他の資本性金融商品	33,694	28,085
貸出金、債権および現先取引	305	274
ヘッジ手段のデリバティブ	438	401
売却可能金融資産	91,899	84,668
負債性金融商品	75,839	70,982
資本性金融商品	16,060	13,686
銀行預け金 ⁽²⁾	5,867	5,794
顧客貸出金	92	119
満期保有金融資産	80	-
不動産投資	576	609
保険事業の投資合計⁽¹⁾⁽²⁾	164,938	146,768

* 関係会社間取引消去後の保険事業の投資の金額を表示するために修正再表示した金額

(1) ユニットリンク保険の負債形式で行われている他のグループ会社に対する投資は、重要な影響を与えることなく当グループの連結貸借対照表に計上されている。

(2) その内、2019年12月31日現在、1,126百万ユーロの当座勘定（関係会社間取引消去後）、2018年12月31日現在710百万ユーロ

その契約上の特性に依存する金融資産の分析

以下の表は、「保険事業の投資」に含まれる金融資産の帳簿価額を示しており、契約条件が、定められた日に、元本と利息の支払いのみである（基本的商品）キャッシュ・フローを生むものである。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日					
	帳簿価額			公正価値		
	基本的商品	その他の商品	合計	基本的商品	その他の商品	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	65,986	65,986	-	65,986	65,986
ヘッジ手段のデリバティブ	-	438	438	-	438	438
売却可能金融資産	72,349	19,550	91,899	72,349	19,550	91,899
銀行預け金	2,805	3,062	5,867	3,012	3,178	6,190
顧客貸出金	92	-	92	90	-	90
満期保有金融資産	-	80	80	-	80	80
金融投資合計	75,246	89,116	164,362	75,451	89,232	164,683

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日					
	帳簿価額			公正価値		
	基本的商品	その他の商品	合計	基本的商品	その他の商品	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	55,177	55,177	-	55,177	55,177
ヘッジ手段のデリバティブ	-	401	401	-	401	401
売却可能金融資産	68,261	16,407	84,668	68,261	16,407	84,668
銀行預け金	2,122	3,672	5,794	2,259	3,880	6,139
顧客貸出金	119	-	119	117	-	117
満期保有金融資産	-	-	-	-	-	-
金融投資合計	70,502	75,657	146,159	70,637	75,865	146,502

公正価値で測定する金融商品の公正価値

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（トレーディング・ポートフォリオ）	37	190	41	268
公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	58,874	6,483	361	65,718
ヘッジ手段のデリバティブ	-	438	-	438
売却可能金融資産	84,435	7,252	212	91,899
合計	143,346	14,363	614	158,323

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（トレーディング・ポートフォリオ）	29	384	49	462
公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	48,821	5,516	378	54,715
ヘッジ手段のデリバティブ	-	401	-	401
売却可能金融資産	79,104	5,466	98	84,668
合計	127,954	11,767	525	140,246

売却可能金融資産の変動

(単位：百万ユーロ)	2019年
1月1日現在残高	84,668
取得	15,602
処分/償還	(11,393)
満期保有目的金融資産への振替	(80)
範囲およびその他の変更	154
期中に直接資本に認識した公正価値の変動に係る損益	2,984
純損益に計上した資本性金融商品に係る減損損失	(91)
為替換算差額	55
12月31日現在残高	91,899

その他の包括利益に認識された売却可能金融資産に係る未実現損益

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日		
	キャピタル・ゲイン	キャピタル・ロス	再評価純額
保険会社の未実現損益	556	(30)	526
売却可能資本性金融商品	2,047	(75)	1,972
売却可能負債性金融商品、貸出金および債権に分類変更された資産	7,921	(240)	7,681
繰延利益配分	(9,412)	285	(9,127)

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日		
	キャピタル・ゲイン	キャピタル・ロス	再評価純額
保険会社の未実現損益	384	(47)	337
売却可能資本性金融商品	1,114	(391)	723
売却可能負債性金融商品、貸出金および債権に分類変更された資産	6,338	(477)	5,861
繰延利益配分	(7,068)	821	(6,247)

担保として受取り、利用可能な金融資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
売戻条件付買入有価証券の公正価値	7	8

当グループは、通常の市場条件に基づいて売戻条件付有価証券を一般に購入している。売戻条件付買入有価証券は、直物での売却、買戻条件付売却、または担保提供により、再使用することができる。但し、期日には、同一または同等の有価証券を売戻条件契約の相手方に返却する。

売戻条件付買入有価証券は、貸借対照表には計上されない。上記の通り、その公正価値は、売却した有価証券または担保として提供した有価証券を含む。

注4.3.3 保険事業からの純利益

会計方針

保険契約に関連する収益および費用

グループの保険会社が発行した保険契約に関連する収益および費用、関連する手数料収益および手数料費用ならびに保険会社の投資に関連する収益および費用は、損益計算書の「保険事業からの純利益」に計上される。

その他の収益および費用は、適切な項目に計上される。

繰延分配利益に対する引当金の増減は、損益計算書の「保険事業からの純利益」または当該原資産に対する適切な項目の「未実現・繰延損益」に計上される。

以下の表は、「銀行業務純利益」という別項目における、保険事業および関連投資からの収益および費用（関係会社間取引を消去後）の内訳を表している。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年*
正味保険料	14,188	12,562
投資純利益	3,655	1,928
給付費用（準備金の増減を含む） ⁽¹⁾	(15,736)	(12,429)
その他の純保険収益（費用）	(182)	(337)
保険事業の純利益	1,925	1,724
積立コスト	(5)	(7)
保険会社の銀行業務純利益	1,920	1,717

* 投資契約を保険会社の金融負債に分類変更したことに伴って修正再表示された金額

(1) 内、-3,557百万ユーロは、2019年12月31日現在の繰延利益配分に関するもの

投資からの純利益

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
資本性金融商品に係る配当利益	719	617
受取利息	1,912	2,011
売却可能金融資産	1,675	1,706
貸出金および債権	194	293
純受取利息	43	12
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	764	(776)
売却可能金融商品に係る純損益	237	62
負債性金融商品の売却に係るキャピタル損益	141	(5)
資本性金融商品の売却に係るキャピタル損益	187	174
資本性金融商品に係る減損金額	(91)	(107)
不動産投資に係る純損益	23	14
合計	3,655	1,928

注4.3.4 保険リスクの管理

当グループは、広範囲な生命保険、死亡保障・医療保険および損害保険契約の販売および再保険引受を通じて、保険事業を営んでいる。当グループの保険事業の中では、生命保険事業がフランス市場で優位にあるため、責任準備金に関して金融資産の市場リスクがもっとも重要なエクスポージャーを構成している。市場リスクの中で、保険事業部門は、金利、株式市場および信用スプレッドにおけるショックに対して敏感である。生命保険貯蓄事業と関係して、払戻しリスクも重要である。

これらのリスク管理は、保険事業の中核部分である。リスク管理部は、資格を有し、経験のあるチームが、大幅にカスタマイズされたIT資源を使用して実行している。リスクは定期的にモニタリングされ、関係する企業および事業部門の経営陣に報告されている。

リスク管理技術は、以下に基づいている。

- 価格スケジュールが保険契約者のリスク特性および提供される保証に適合していることを保証することを目的として、リスク許容プロセスに対するセキュリティの強化。
- 必要であれば、価格または保証のレベルのような商品パラメーターの調整を目的とした、保険商品の請求率に関する指数の定期的なモニタリング。
- 事業部門を高額かつ連続的な請求から守るための再保険計画の実行
- リスク、引当および再保険に関する方針の適用

金融市場およびALMに連動したリスク管理は、長期業績目標のように投資戦略の不可欠な一部分である。この二つの要素の最適化は、資産・負債の残高によって重要な影響を受ける。負債のコミットメント（顧客に提供される保証、契約の満期）は、貸借対照表の主要な項目（株主資本、収益、引当金、準備金等）に計上される金額と同様に、保険事業の財務投資およびリスク部門によって分析されている。

金融市場（金利、信用および株式）およびALMに関連するリスク管理は、以下に基づいている。

- 短期および長期キャッシュ・フローのモニタリング（負債の継続期間と資産の継続期間とのマッチング、流動性リスク管理）
- 保険契約者の行動の特定のモニタリング（償還）
- 金融市場の緊密なモニタリング
- 為替リスクのヘッジ（市場の上昇あるいは下落の事象における）
- カウンターパーティ、発行体の格付けおよび資産の種類ごとの限度の設定
- ストレス・テスト。その結果は、ORSA（自身のリスクおよび支払能力の評価）レポートの一部として毎年事業体の取締役会で提示され、取締役会の承認後にACPRに送られる。
- ALMおよび投資リスクに関連する方針の適用

基本的金融商品の格付け別純投資の内訳

以下の表は、会社間取引を消去した後の帳簿価額総額を示している。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日			
	売却可能 金融資産	銀行預け金	顧客貸出金	合計
AAA	4,064	1,033	-	5,097
AA+/AA/AA-	38,016	370	-	38,386
A+/A/A-	14,863	1,051	-	15,914
BBB+/BBB/BBB-	14,789	265	-	15,054
BB+/BB/BB-	289	-	-	289
B+/B/B-	5	-	-	5
CCC+/CCC/CCC-	-	-	-	-
CC+/CC/CC-	-	-	-	-
CC-以下	-	-	-	-
格付けなし	323	86	92	501
減損前合計	72,349	2,805	92	75,246
減損	-	-	-	-
帳簿価額	72,349	2,805	92	75,246

格付け尺度は、ソルベンシー 2 の目的のために使用され、格付け機関（スタンダード&プアーズ、ムーディーズ・インベスター・サービスおよびフィッチ・レイティング）が使用することを決定した 2 番目に高い格付けを要求する。当該格付けは銘柄に適用されるが、それが利用可能でない場合は、発行体に適用される。

注4.4 その他の資産および負債

注4.4.1 その他の資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
保証預け金 ⁽¹⁾	48,630	46,694
有価証券取引決済勘定	6,915	6,645
前払費用	1,084	1,057
その他未収金 ⁽²⁾	10,065	11,817
その他未収金-保険	1,653	1,511
総額	68,347	67,724
減損 ⁽³⁾	(302)	(278)
純額	68,045	67,446

(1) 主に金融商品について支払った保証預け金に関連するものであり、その公正価値は、発生した信用リスクに係る減損後の簿価純額と同じとみなされる。

(2) その他未収金には、主に売掛金、手数料収入およびその他の事業からの収益が含まれる。2019年12月31日現在のオペレーティング・リース債権は、918百万ユーロである。

(3) その他の資産に係る減損は、以下に関連するものである。

- オペレーティング・リース債権に係る信用リスクが、2019年12月31日現在145百万ユーロおよび2018年12月31日現在131百万ユーロ
- 判決によって取得した資産およびその他債務者に係る信用リスクが、2019年12月31日現在123百万ユーロおよび2018年12月31日現在110百万ユーロ
- その他のリスクは、2019年12月31日現在34百万ユーロおよび2018年12月31日現在37百万ユーロ

注4.4.2 その他の負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
預り保証金 ⁽¹⁾	49,321	43,443
有価証券取引決済勘定	7,356	6,904
従業員給付に係る未払費用	2,364	2,396
リース負債 ⁽²⁾	2,251	
前受収益	1,596	1,620
その他未払金 ⁽³⁾	13,194	15,609
その他未払金-保険	8,980	6,657
合計	85,062	76,629

(1) 主に金融商品について受取った預り保証金に関連するものであり、その公正価値は、簿価と同じとみなされる。

(2) 2019年1月1日以後、IFRS第16号の適用の結果、計上されたリース負債（注1参照）

(3) その他未払金には主に買掛金、支払手数料およびその他の事業からの費用が含まれている。

[前へ](#)

[次へ](#)

注5 人件費および従業員給付

 要旨	従業員給付は、年度報告期間に提供した労働の対価として当グループがその従業員に与えた報酬に相当するものである。 提供された労働の報酬はすべての形態において費用に計上される。 ■ 従業員に支払われるか、外部の社会保障機関に支払われるかに拘わらず、 ■ 年度報告期間中に支払われるか、当グループが従業員の有する資格に対して将来支払われるかに拘わらず（年金制度、退職給付等）、 ■ 現金で支払われるか、ソシエテ・ジェネラルの株式で支払われるかに拘わらず（無償株式制度、ストック・オプション）

会計方針

従業員給付は、4つのカテゴリーに分けられる。

- 固定・変動報酬、年間休暇、税金および社会保障負担金、利益分配および強制的雇用主拠出金のような、従業員が関連サービスを提供する年度報告期間の期末後12ヶ月以内に全額決定されると期待される従業員給付である短期の従業員給付
- 年金制度および退職給付のような確定拠出制度および確定給付制度を含む退職後給付
- 現金で支払われ、ソシエテ・ジェネラルの株式には連動しない確定変動報酬、永年勤続報酬および時間貯蓄勘定のような、12ヶ月以内には全額決済することが期待できない従業員給付である長期の従業員給付
- 解雇給付

当グループの従業員数に関する情報は、フランス登録書類の第5章（企業の社会的責任）に記載している。

注5.1 人件費および関連当事者取引

会計方針

人件費には、ソシエテ・ジェネラルの株式に基づく従業員給付および支払に関連する費用を含む人事関連費用がすべて含まれる。

短期の従業員給付は、従業員に提供されたサービスによって当年度の「人件費」に計上される。

退職後給付およびその他の長期給付に関する会計方針は、注5.2に記載している。株式に基づく報酬に関連する会計方針は、注5.3に記載している。

人件費は、IAS第24号の意図する関連当事者取引を含む。

当グループの関連当事者には、取締役会のメンバー、執行役員（議長、最高経営責任者および4名の代理最高経営責任者）、それぞれの配偶者およびその家庭で同居する子供、当グループにより単独または共同で支配されている子会社およびソシエテ・ジェネラルが重要な影響力を行使する会社が含まれる。

注5.1.1 人件費

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
従業員給料	(7,240)	(6,925)
社会保険および給与諸税	(1,660)	(1,648)
正味年金費用－確定拠出制度	(759)	(724)
正味年金費用－確定給付制度	(10)	78
従業員利益分配およびインセンティブ	(286)	(342)
合計	(9,955)	(9,561)
株式報酬の支払による正味費用を含む	(171)	(171)

注5.1.2 関連当事者取引**当グループのマネジャーの報酬**

ここでは当グループが報酬(雇用主負担金を含む)およびその他の給付として取締役およびコーポレート・オフィサーに実質的に支払った金額を含んでおり、以下に記載したとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
短期の給付	13.6	17.9
退職後給付	0.7	0.7
長期の給付	—	—
解雇給付	—	1.6
株式による報酬	3.0	2.8
合計	17.4	23.0

関連当事者取引

この注記における取締役会のメンバー、最高経営責任者およびその家族との取引は、2019年12月31日現在合計3.9百万ユーロの貸出金と保証から構成されている。これらの個人とのその他の取引にはすべて重要性がない。

年金およびその他の給付の支払についてソシエテ・ジェネラル・グループが引当または計上した合計金額

ソシエテ・ジェネラルの最高経営責任者(レボ氏およびアイメリッチ氏、キャバネス氏、アイム氏および従業員が選任した2名の取締役)に対する年金とその他の給付の支払について、2019年12月31日にソシエテ・ジェネラル・グループがIAS第19号に基づいて引当または計上した金額合計は、11.5百万ユーロである。

注5.2 従業員給付

フランス国内外のグループ会社は、その従業員に報奨金を与えることがある。

- 年金制度または定年退職給付に代表される退職後給付
- その他の長期給付：これらの給付には、現金で決済され、ソシエテ・ジェネラルの株式にスライドしない繰延報酬プログラム、長期繰延変動報酬、時間貯蓄勘定（CET）の柔軟な労働引当、あるいは永年勤続表彰が含まれる。
- 解雇給付

従業員給付引当金の詳細

(単位：百万ユーロ)	2018年	繰入額	利用可能な 戻入額	正味 繰入額	使用した 戻入額	年金数理 損益	通貨および 範囲の影響	2019年
	12月31日 現在引当金							12月31日 現在引当金
退職後給付 ⁽¹⁾	1,574	92	(89)	3	(76)	34	85	1,620
その他の長期給付	435	93	(57)	36	(39)	-	8	440
退職給付	332	331	(62)	269	(260)	-	15	356
合計	2,341	516	(208)	308	(375)	34	108	2,416

(1) 退職後給付の利用可能な戻入額には、1991年にフランスで実行された執行役員に対する補助的退職手当に対する追加制度に基づく権利の凍結が含まれる。

2019年4月9日、ソシエテ・ジェネラルは、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ事業の戦略的調整およびリテールバンキング&国際金融サービス本部の組織を編成することを目的としたよりオペレーショナルなプロジェクトを含む二つの変革プロジェクトを発表した。

これらのプロジェクトは、243百万ユーロの繰入を伴う再構築引当金の調整となり、その内236百万ユーロは「人件費」に、7百万ユーロは「その他の営業費用」に計上された。これらの引当金の多くは、2019年下半期に取崩された。

また引当金には、フランス国内のリテールバンキングの本店の一部、顧客取引を処理するためのプラットフォーム（バック・オフィス）および特定のネットワークのサポート機能に関係する当初予定されていた変更に関連するリストラクチャリング引当金も含んでいる。このプロジェクトにより55百万ユーロの繰入を行い、その内44百万ユーロは「人件費」に、11百万ユーロは「その他の営業費用」に計上された。

会計方針

退職後給付

退職後給付は、確定拠出年金制度または確定給付年金制度の二つのカテゴリーに分けることができる。

■ 確定拠出制度

確定拠出制度において、当グループの債務は、制度に対して支払われた拠出額に限定されるが、当グループは将来の給付額の一定水準に対しては責任を負わない。支払われた拠出金は、当年度の費用として計上される。

■ 確定給付制度

確定給付制度は、正式にあるいは解釈上、当グループが将来の給付の一定金額あるいは水準まで支払う責任を有しており、従ってそれに関連する中長期的なリスクを負っている。

引当金は、これらの退職債務の全体をカバーするため貸借対照表の負債の「引当金」に計上されている。このような引当金は、予測単位積増方式を使用して、独立した年金数理人によって定期的に評価されている。この評価手法は、人口統計、早期退職、昇給および割引率ならびにインフレ率に関する仮定を組込んだものである。

当グループは長期従業員給付基金、または保険契約の資格を得ることにより保有する資産ごとに確定給付制度に資金を積み立てることを選ぶことができる。

基金資産は、基金または保険契約により積み立てられ、資産が法的に報告する事業体と分離された事業体（基金）によって保有され、従業員給付を支払うためにだけ使用されるものであれば、制度資産として分類される。

これらの制度が制度資産に分類された外部基金から拠出される場合、当該基金の公正価値は、債務を引き受けるための引当金から控除されている。

これらの制度が制度資産と分類されない基金から資金供給される場合、これらの基金は、分離勘定資産として分類され、貸借対照表の資産側に「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として区分表示される。

計算上の仮定の変動、または（早期退職、割引率等）運用実績から生じる差額は、数理計算上の差異として計上される。数理計算上の差異は、正味確定給付債務（資産）に係る利息純額およびアセット・シーリングの効果の変動として費用処理した金額を除き、制度資産の収益と同様に、正味確定給付債務（資産）を再測定するために使用される構成要素である。これらの要素は、株主資本の「未実現・繰延損益」に即時かつ全額認識され、次年度以降純損益に組替えることはできない。

当グループの連結財務諸表において、次年度以降純損益に組替えることのできない項目は、純損益および未実現・繰延損益計算書に区分して表示されるが、株主持分変動計算書において利益剰余金に振替えられ、連結貸借対照表の負債側の「利益剰余金」に直接表示される。

新規または改定された制度が施行されるときには、過去勤務費用は損益に即時認識される。

確定給付型制度の年間費用は以下の項目から構成され、「人件費」に計上される。

- 各従業員について権利確定した追加受給額(当期勤務費用)
- 制度の改正または縮小による過去勤務費用
- 割引率に起因する財務費用および制度資産に係る利息収益（正味確定給付債務または資産に係る純利息）
- 制度の清算

その他の長期給付

その他の長期従業員給付は、関連サービスを提供した年度末以降12ヶ月以上後に従業員に支払われる退職後給付および解雇給付以外の給付である。

その他の長期給付は、退職後給付と同じ方法で測定され、認識される。但し、数理計算上の差異は純損益に即時認識される。

確定拠出制度

当グループの従業員に提供される主な確定拠出制度は、フランス、英国および米国にある。

フランスでは、この確定拠出制度に年間拠出金（PERCO）を支払う義務のみがある特定のグループ企業が制定している年金スキームと同様にAGIRCおよびARRCOのような国民年金制度およびその他の国家年金制度が含まれる。

英国では、雇用主は従業員の年齢によって拠出金を支払い（給与の2.5%から10%）、任意の追加的従業員拠出金に対して4.5%まで特別拠出をすることができる。

米国では、雇用主は、10,000米ドルの限度内で従業員拠出金の最初の8%を完全にマッチさせている。

退職後確定給付制度

退職後年金制度には、年金支払制度、退職時補償金制度および混合制度（キャッシュバランス）が含まれる。年金で支払われる給付は、必須基本制度により支払われる年金を補完するものである。

主たる確定給付制度は、フランス、スイス、英国および米国にある。

フランスでは、1991年に設定されたエグゼクティブマネジャーに対する補完的年金制度は、「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等」で記載したとおり、ソシエテ・ジェネラルによってカバーされている受益者に年間手当を配分するものである。この手当は、特にソシエテ・ジェネラルの社内における勤続年数によって決まる。

法令の適用においていわゆる「ランダム・ライツ」と呼ばれる確定給付年金制度を終了する条例の公布日である2019年7月4日以降、この制度は新規の従業員に対しては取りやめ、受益者の権利は2019年12月31日付けで凍結された。

スイスでは、雇用主と従業員代表から構成される個人保護保険協会（基金）によって制度が運用されている。雇用主とその従業員は、その基金に拠出金を支払う。年金給付は、保証された利回りで再評価され、保証された転換率（キャッシュバラン・スキーム）によっても年金（または一時金）に転換されている。この最低保証利回りのため、この制度は確定給付制度に類似していると考えられる。

近年、ソシエテ・ジェネラル・グループは、積極的に確定給付制度を確定拠出制度に移行する政策を実施してきた。

英国では、新規の従業員に対して20年近く確定給付制度は停止しており、最終の受給者の給付は2015年に凍結された。この制度は、第三者機関（受託機関）によって管理されている。

同様に、米国では、確定給付制度は、新規の従業員に対し2015年に停止され、新規給付の権利確定は凍結されている。

貸借対照表に計上された資産と負債の調整

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				
	フランス	英国	米国	その他	合計
A-積立確定給付債務の現在価値	1,226	891	300	805	3,221
B-制度資産分離勘定資産の公正価値	188	976	280	279	1,723
C-分離資産勘定の公正価値	963	-	-	-	963
D-アセット・シーリングの増減	-	-	-	-	-
A-B-C+D=正味残高	75	(85)	20	526	535
貸借対照表の負債側	1,070	-	20	529	1,619
貸借対照表の資産側 ⁽¹⁾	995	85	-	3	1,084

(1) その内、963百万ユーロは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上された分離勘定資産で121百万ユーロは、その他の資産に計上された余剰資産関連である。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日				
	フランス	英国	米国	その他	合計
A-積立確定給付債務の現在価値	1,244	792	251	742	3,029
B-制度資産分離勘定資産の公正価値	196	843	223	272	1,534
C-分離資産勘定の公正価値	902	-	-	-	902
D-アセット・シーリングの増減	-	-	-	-	-
A-B-C+D=正味残高	146	(51)	28	470	593
貸借対照表の負債側	1,076	-	28	473	1,577
貸借対照表の資産側 ⁽¹⁾	930	51	-	3	984

(1) その内、902百万ユーロは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上された分離勘定資産で82百万ユーロは、その他の資産に計上された余剰資産関連である。

確定給付の費用の構成要素

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
社会保険料を含む現在勤務費用	79	106
従業員拠出金	(5)	(5)
過去勤務費用/削減 ⁽¹⁾	(80)	(212)
費用を経由しての振替額	-	(3)
正味利息	8	11
A-損益計算書に認識された構成要素	2	(103)
制度資産に係る数理計算上の損益	(257)	119
人口統計上の仮定の変動による数理計算上の損益	(2)	1
経済的財務的仮定の変動による数理計算上の損益	295	(148)
実績による数理計算上の損益	(32)	(3)
アセット シーリングの変動	-	0
B-未実現・繰延損益に認識された構成要素	4	(31)
C=A+B 確定給付の費用の構成要素合計	6	(134)

(1) 主に法令に基づく「ランダム・ライツ」の確定給付年金制度を終了する法令の公布による。

確定給付債務の現在価値の増減

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
1月1日現在	3,029	3,381
社会保険料を含む現在勤務費用	79	106
過去勤務費用/削減	(80)	(212)
決済	-	(3)
正味利息	57	60
人口統計上の仮定の変動による数理計算上の損益	(2)	1
経済的財務的仮定の変動による数理計算上の損益	295	(148)
実績による数理計算上の損益	(32)	(3)
為替調整	58	12
給付の支払	(149)	(165)
連結範囲の変更	(29)	-
振替その他	(6)	-
12月31日現在	3,221	3,029

制度資産および分離勘定資産の公正価値の増減

(単位：百万ユーロ)	制度資産		分離勘定資産	
	2019年	2018年	2019年	2018年
1月1日現在	1,534	2,212	902	398
資産に係る予想収益	37	44	12	6
資産に係る数理計算上の損益	164	(86)	93	(33)
為替調整	58	11	-	-
従業員による拠出	5	5	-	-
制度資産への雇用主による拠出	23	22	-	-
給付の支払	(76)	(112)	(45)	(23)
連結範囲の変更	(21)	-	-	-
振替その他	-	(562)	-	554
アセット・シーリングの増減	-	-	-	-
12月31日現在	1,723	1,534	963	902

積立資産に関する一般情報（すべての給付と将来の拠出金について）

積立資産は制度資産および分離勘定資産を含む。

積立資産は、国によって異なる率でグループの義務の約83%を占めている。

従って、英国の確定給付制度の義務は、全額ヘッジされ、米国およびフランスの義務は94%ヘッジされているが、一方ドイツでは積立されていない。

制度資産の公正価値の内訳は債券77%、株式11%およびその他の投資12%である。ソシエテ・ジェネラルが直接保有している金融商品には、重要性がない。

積立資産の超過額は、200百万ユーロである。

2020年の退職後確定給付制度に支払われる事業主の拠出金は、15百万ユーロと見積られている。

制度のヘッジ戦略は、各社の財務および人事部門と連携して各社で決定され、必要に応じ特別の組織（受託者、基金、共同組織等）によって決定されている。さらに、負債投資あるいはファイナンス戦略は、グローバルなガバナンス・システムを通じてグループ・レベルでモニターされている。委員会の会議は、人事部、財務部およびリスク部門の代表幹部が出席して、当グループの従業員給付、投資と運用に関する指針を定義し、決定を確認し、また、当グループにとって関連するリスクをフォローするために組織化されている。

各制度の存続期間および各国の規則に従って、積立資産は、株式あるいは固定金利商品に保証の如何に係らず投資されている。

制度資産および分離勘定資産の利回り実績の内訳は、以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
制度資産	201	(42)
分離資産勘定	106	(27)

地域別の主要な仮定

	2019年12月31日	2018年12月31日
割引率		
フランス	0.82%	1.50%
英国	2.00%	2.70%
米国	3.19%	4.29%
その他	0.73%	1.39%
長期インフレ率		
フランス	1.28%	1.44%
英国	2.92%	3.14%
米国	N/A	N/A
その他	1.22%	1.38%
今後の昇給率		
フランス	0.82%	0.78%
英国	N/A	N/A
米国	N/A	N/A
その他	1.20%	1.12%
従業員平均残存勤務年数		
フランス	9.24	9.11
英国	5.17	6.00
米国	7.87	7.85
その他	9.97	10.24
残存年数		
フランス	13.79	14.01
英国	16.28	16.28
米国	15.28	15.59
その他	14.69	13.99

地域別の仮定は、確定給付債務(DB0)の負債の加重平均によるものである。

使用した割引イールドカーブは、米ドル、英ポンドおよびユーロについて観察された10月末のAAの社債のイールドカーブ（メリルリンチ情報）で、割引率の変動が重要な影響を与える場合には12月末に修正されている。

ユーロおよび英ポンド通貨圏について使用したインフレ率は、10月末に観察された市場レートであり、その変動が重要な影響を与える場合には12月末に修正されている。その他の通貨圏について使用されたインフレ率は中央銀行の長期目標である。

従業員平均残存勤務年数は、転職率の仮定を考慮して計算されている。

上記の仮定は、退職後給付制度に適用されている。

主な仮定の変動に対する確定給付債務の感応度

(測定項目の%)	2019年12月31日	2018年12月31日
割引率の変動	+0.5%	+0.5%
N年12月31日現在の確定給付債務の現在価値に対する影響	-7%	-7%
長期インフレの変動	+0.5%	+0.5%
N年12月31日現在の確定給付債務の現在価値に対する影響	5%	5%
今後の昇給率の変動	+0.5%	+0.5%
N年12月31日現在の確定給付債務の現在価値に対する影響	2%	2%

開示した感応度は、確定給付債務の現在価値によって加重された増減の平均である。

今後の給付の支払の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
N+1	160	160
N+2	148	143
N+3	154	154
N+4	163	164
N+5	169	168
N+6～N+10	851	871

注5.3 株式に基づく報酬制度

会計方針

ソシエテ・ジェネラルおよびその子会社の株式に基づく報酬には以下のものが含まれている。

■ 資本性金融商品による支払

■ 資本性金融商品の価値の変動に基づく現金支払

株式に基づく報酬は、従業員に付与された株式に基づく報酬の公正価値の金額でその決済条件によって「人件費」として計上された営業費用を定期的に生じさせるものである。

持分決済型株式に基づく報酬（無償株式、株式購入または引受オプション）については、これらの公正価値は、権利確定日に測定され、権利確定期間にわたって、株主資本の「発行済普通株式および資本準備金」に計上される。各決算日において、これら商品の数は、業績とサービスの条件を考慮し、当初決定された制度の費用総額を調整するために見直される。制度の開始以降「人件費」に計上されていた費用も調整される。

現金決済型株式に基づく報酬(非上場会社により付与されたストック・オプションあるいはソシエテ・ジェネラルまたは、その子会社の一つの株式を指標とした報酬)については、その支払金額の公正価値は、オプションの権利確定期間にわたり費用として計上され、相手勘定として貸借対照表の「その他の負債—未払従業員給付費」に負債が計上される。この支払債務項目は、基礎となる株式の価値の変動は業績と存在条件を考慮するために再測定される。費用が持分デリバティブ商品によってヘッジされる際、ヘッジ目的デリバティブの公正価値の増減の有効部分は、同様に「人件費」に損益計上される。

当グループは、一部の従業員に株式購入または引受オプション、無償株式あるいはソシエテ・ジェネラル、またはその子会社の一つの株価に連動して将来の現金支払を受ける権利を付与することが可能である。

オプションは、報奨を生じさせる条件あるいは受益者のオプションの行使を待たずに、従業員に最初のオプションが通知された時に、その公正価値で測定される。

当グループのストック・オプション制度は、当グループがオプション受益者の行動を考慮するのに適切な統計値を保有している場合、2項モデルを使用して評価している。そのようなデータが利用不可能な場合には、ブラック・ショールズ・モデルまたはモンテカルロ・モデルを使用する。評価は独立した保険数理士によって行なわれる。

損益計算書に計上した費用

(単位：百万ユーロ)	2019年			2018年		
	現金決済制度	持分決済制度	制度合計	現金決済制度	持分決済制度	制度合計
株式購入制度、ストック・オプションおよび無償株式制度による費用純額	111	60	171	112	59	171

ソシエテ・ジェネラルのストック・オプション制度および無償株式制度の説明は、この注記を補完するものであり、「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

注6 法人所得税

 要旨	法人所得税は、「その他の営業費用」に分類されているその他の税金とは区別して表示されている。法人所得税は、それぞれの連結事業体が所在する国において適用される税率と税制によって計算されている。 損益計算書に表示されている法人所得税には、当期税金と繰延税金が含まれている。 ■ 当期税金は、報告期間の課税所得によって計算される納税額（または還付税金）に相当する。 ■ 繰延税金は、過去の取引に起因し、将来の報告期間に支払われる（または還付される）税額に相当する。

会計方針**当期税金**

当期税金は、連結納税主体ごとの課税所得に基づいており、地方課税当局が設定した規則に従って算定され、それにより法人税が支払われる。この税金費用はまた、法人所得税に適用される税金調整に対する正味引当金を含んでいる。

貸出金受取利息および有価証券利息に関して生じる税額控除は、当該事業年度の法人所得税の決済で適用されるため、関連する利息勘定に含まれる。関連する税金費用は連結損益計算書上「法人所得税」に含まれる。

繰延税金

当グループは、貸借対照表の資産および負債の会計上の簿価と税務上の簿価との間に将来の税金支払に影響を及ぼす一時差異を識別した場合、繰延税金を認識している。

繰延税金資産および負債は、連結納税主体ごとに、法人所得税が支払われる現地の課税当局が設定した規則に従って測定される。この金額は、その繰延税金資産が実現され、あるいは負債が決済されるときに適用されると予想される制定もしくは実質的に制定されている税率に基づいている。これらの繰延税金は、税率が変更された場合には調整される。この金額は、現在価値に割引かれない。

繰延税金資産は、将来減算一時差異または繰越欠損金から生じる。これらの繰延税金資産は、関係する企業が一定期間内にこれらの資産を回収する可能性が高い場合にのみ計上される。これらの一時差異または税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得に対して使用することが可能である。

税務上の繰越欠損金は、それぞれの関連する企業に適用される税制とその税金収益・費用に関する現実的な予想を考慮して毎年見直されている。以前に認識されていなかった繰延税金資産は、将来の課税所得によって繰延税金資産が回収可能となる可能性が高くなった範囲内で貸借対照表に計上される。しかし、すでに貸借対照表に認識された繰延税金資産の帳簿価額は、全部もしくは一部回収できないリスクが生じたときには減額される。

当期税金および繰延税金は、連結損益計算書の「法人所得税」に認識されている。しかし「未実現・繰延損益」に認識された損益に関連する繰延税金は、株主資本の同じ科目に認識されている。

税金調整引当金

引当金は、その時期または金額を正確には決定できない負債を表している。

引当金は、以下の場合に認識される。

■ 第三者に対するコミットメントによって当グループが少なくとも等しい交換価値で受け取ることなしに、当該第三者に対する資源の流出を招く可能性が高いまたは確実な場合および、

■ 資源の流出可能性の高い金額を信頼性をもって見積もることができる場合

予想される流出は、これを割引くことが重大な影響を与える場合、引当金の金額を決定するために現在価値に割引かれる。税金調整に対する引当金の繰入および戻入は、損益計算書の法人所得税の当期税金に計上される。

関連するリスクの性質および金額に関する情報は、当グループが引当金の目的に関して開示することによって、他の当事者との係争における自身の立場を著しく損なうと考える場合には開示しない。

注6.1 法人所得税

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
当期税金 [*]	(968)	(947)
繰延税金	(296)	(357)
合計	(1,264)	(1,304)

^{*} IAS第12号「法人所得税」の修正の適用開始に伴い修正再表示した金額（注1参照）

グループの標準税率と実効税率との差異の調整

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
持分法投資損益およびのれんの減損損失控除前税引前利益	5,339	6,061
フランスの会社に適用される標準税率(3.3%の社会保障拠出金を含む)	34.43%	34.43%
永久差異 [*]	(4.34%)	(2.66%)
免税または軽減税率適用の有価証券に係る差異	2.74%	(0.10%)
フランス国外で課税される利益に係る税率差異	(9.13%)	(10.11%)
損金不算入項目および繰越欠損金の利用による影響	(0.03%)	(0.04%)
グループの実効税率[*]	23.67%	21.52%

^{*} IAS第12号「法人所得税」の修正の適用開始に伴い修正再表示した金額（注1参照）

フランスの標準法人所得税率は、33.33%である。3.3%（0.76百万ユーロの基礎課税所得から控除後）に相当する税引前利益を基礎とする拠出金支払（社会保障拠出金）が2000年に導入された。

株式投資に関する長期キャピタル・ゲインは、課税が免除されているが、手数料および費用の一部分については満額の法定税率で課税対象となる。2013年フランス財政法に従い、当該手数料および費用の一部分は、総キャピタル・ゲインの12%である。

さらに親子体制のもとでは、ソシエテ・ジェネラルの持分が5%以上ある会社からの配当金は、課税が免除されるが、手数料および費用の一部分は満額の法定税率により課税される。

2017年12月21日に採択された2018年フランス財政法にはフランスの税率を段階的に引き下げることが含まれている（2019年の税率に関しては2019年7月24日の法律2019-759により修正され、2020年および2021年の税率に関しては2020年フランス財政法により修正されている）。

今から2022年までは、33.33%の標準法人所得税率は、25%まで引き下げられるが、既存の3.3%の社会保障拠出金は上乗せされる。

フランスの会社の繰延税金は、一時差異の戻入に適用される税率を適用することにより算定される。2022年までのフランスの税率の段階的引き下げに関して、

- 通常の税率で課税される所得の税率は、2019年の34.43%または32.02%と2022年からの25.83%の間にある（社会保障拠出金支払を含む）；
- 軽減税率で課税される所得の税率は、2019年の4.13%または3.84%と2022年からの3.10%の間にある（社会保障拠出金支払を含む）。

注6.2 税金資産および負債

税金資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
当期税金資産	1,038	1,066
繰延税金資産	4,741	4,753
内、繰越欠損金に係る繰延税金資産	2,659	2,895
内、一時差異に係る繰延税金資産	2,082	1,858
合計	5,779	5,819

税金負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
当期税金負債	602	552
税金調整引当金 ⁽¹⁾	101	
繰延税金負債	706	605
合計	1,409	1,157

(1) 2019年1月1日以降、税金調整引当金は、IFRIC第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」を適用した結果、「税金負債」に表示されている（注1参照）。

関連する各納税事業体に適用される税制およびその税金実績の現実的な予想に従って、当グループは毎年、税務上の繰越欠損金についてのレビューを行っている。この目的のために税金実績は、権限ある管理機関によって承認された後、当グループの予算方針において考慮される各事業部門の業績予想および（または）その国の戦略的レビューに基づいて決定される。さらに、その中には関係事業体および法域に適用される会計上および税務上の調整（一時差異に係る繰延税金資産および負債の戻入）が含まれる。これらの調整は、過去の税務実績および当グループの税務の専門知識に基づいて決定される。当グループの予算方針および（または）戦略的レビューを超えて特にマクロ経済の仮定から推定が行われる（例えば、利率の進展）。

本来、選択したマクロ経済要素の評価および税金実績を決定するために使用した内部の見積りは、損失負担の先行きに対する実現性に係るリスクと不確実性を含んでいる。これらのリスクおよび不確実性は適用される税務規則の変更の可能性（税務上の繰越欠損金の配分のルールとともに税金実績の計算）または戦略的仮定の達成に関係するものである。

税金実績予測の確実性を確保するために、当グループは予算および戦略的仮定の達成の感応度分析を実施している。

2019年12月31日現在、これらの分析により、将来の課税所得に対して繰延税金資産の対象となる税務上の繰越欠損金を当グループが使用する蓋然性を確認している。

注6.3 繰越欠損金について認識された繰延税金資産

2019年12月31日現在、各事業体の税制およびその現実的な税金収益の予測に基づいた繰延税金資産の回収予想期間は下記の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	法定繰越可能期間	予想回収期間
税務上の繰越欠損金に関連する繰延税金資産合計	2,659	-	-
内、フランスの税金グループ	2,168	無期限 ⁽¹⁾	8年
内、米国の税金グループ	418	20年 ⁽²⁾	7年
その他	73	-	-

(1) 2013年フランス財政法に従い、前期欠損金の控除は百万ユーロに、この限度を超過する事業年度の課税所得の端数の50%を加算した額に限定されている。欠損金の控除不能部分は無期限に同じ条件で翌期以降に繰越できる場合がある。

(2) 2011年12月31日以前に生じた税務上の欠損金

2019年12月31日現在、主な未認識繰延税金資産は、合計467百万ユーロ（2018年12月31日現在の558百万ユーロに対して）である。大部分は米国の納税グループの413百万ユーロ（2018年12月31日現在の500百万ユーロに対して）、およびSGシンガポールの35百万ユーロ（2018年12月31日現在の29百万ユーロに対して）に関連するものである。

ジェローム・ケルビエルに対する訴訟に起因する損失の税務上の取り扱いに関して、ソシエテ・ジェネラルは、2016年9月23日のベルサイユ控訴院の判決が、フランス最高行政裁判所（*Conseil d'État*）の2011年の意見書およびこの点に関して最近再確認された判例に照らしてその効力を問題にする可能性は高くないと考えている。したがって、ソシエテ・ジェネラルは、相当する繰延税金資産を繰り入れる必要はないと考えている。

しかし、2016年9月に経済・財務相が示唆したように、税務当局はこの帳簿上の損失の税務上の影響を調査し、ジェローム・ケルビエルの訴訟によって生じる4.9十億ユーロの金額の損金算入を問題にしようとしていることを最近確認した。この税務上の修正案は直ちに影響することではなく、ソシエテ・ジェネラルがその課税所得からの損失から生じる繰越欠損金を控除するポジションにあるときに税務当局から送付される更正通知によって確かめなければならないであろう。そのような状況は銀行の予想によれば数年間は起こらないと思われる。当局が適当な時に彼らのポジションを確認することを決めた場合には、当然に、ソシエテ・ジェネラル・グループは管轄裁判所に対してその権利を主張することになるであろう。

[前へ](#) [次へ](#)

注7 株主資本

 要旨	資本は、分配されていない累積剰余金（利益剰余金）と同様に外部の株主が資本として当グループに拠出した資源である。その中には金融商品が発行されたときに受取る資源も含まれ、これについて発行体は、これらの金融商品（特定の永久劣後債のような）の保有者に現金を引渡す契約上の義務はない。 資本は、契約上の満期はなく、株主あるいはその他の資本性金融商品の保有者に報酬が支払われるとき、損益計算書に影響することはない、資本の部の利益剰余金を直接減額する。 「株主持分変動」計算書は、報告期間の資本の構成要素に影響を与える様々な変動を表している。

注7.1 自己株式および当グループが発行した株主資本

会計方針 自己株式 当グループが保有するソシエテ・ジェネラル株式は、保有目的に関係なく連結資本から控除されている。当該株式に係る利益は連結損益計算書から消去されている。 当グループが購入もしくは売却した当グループの子会社が発行した株式の認識は、注2に記載している。 当グループが発行した株主資本 当グループが発行した金融商品は、全体としてまたは一部が契約上、発行者に有価証券の保有者に現金を引き渡す義務を課すか否かによって負債または資本に計上される。 資本として分類されると、ソシエテ・ジェネラルが発行した有価証券は、「その他の資本性金融商品」に計上される。グループの子会社によって発行された場合には、これらの有価証券は、「非支配持分」に計上される。資本性金融商品の発行に関連した外部費用は、その税引後金額で資本から直接控除される。 負債性金融商品として分類されると、当グループが発行した有価証券は、その性質により「発行債券」あるいは「劣後債務」に計上される。それらは、償却原価で測定されたその他の金融負債と同じ方法で会計処理される（注3.6参照）。

注7.1.1 普通株式および資本準備金

(百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
発行済み資本金	1,067	1,010
発行済みプレミアムおよび資本準備金	21,417	20,403
自己株式の消去	(515)	(667)
合計	21,969	20,746

ソシエテ・ジェネラルS.A.が発行した普通株式

(株式数)	2019年12月31日	2018年12月31日
普通株式	853,371,494	807,917,739
－議決権のある自己株式を含む ⁽¹⁾	3,706,880	5,975,497
－従業員保有株式を含む	57,369,330	51,668,863

(1) トレーディング目的あるいは流動性契約に関連して保有するソシエテ・ジェネラルの株式は除かれている。

2019年上半期に、ソシエテ・ジェネラルS.A.は、839百万ユーロの払込剰余金を伴う50百万ユーロの、ソシエテ・ジェネラルの株式に配当金を支払うオプションを株主が行使することに関連した増資を実行した。

2019年第3四半期に、ソシエテ・ジェネラルS.A.は、115百万ユーロの払込剰余金を伴う7百万ユーロの、従業員に対して準備した増資を実行した。

2019年12月31日現在のソシエテ・ジェネラル S.A.の資本金は、1,066,714,367.50ユーロで、額面1.25ユーロの株式、853,371,494株から構成されている。

自己株式

2019年12月31日現在、当グループは、自己株式としてソシエテ・ジェネラル S.A.の資本金の0.96%に相当する自社株式を、トレーディング目的あるいは株主資本の積極的運用目的で、8,231,355株所有している。

自己株式（および関連デリバティブ）について当グループがその資本から控除した金額は、トレーディング目的で保有する株式375百万ユーロを含め、515百万ユーロとなった。

2019年度中の自己株式の増減の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	流動性契約	トレーディング活動	自己株式および株主資本の積極的運用	合計
購入金額相殺後の正味売却額	4	49	99	152
株主資本に計上した自己株式および自己株式デリバティブに係る税引後キャピタルゲイン	-	18	(95)	(77)

注7.1.2 発行した資本性金融商品

永久劣後債

当グループが発行し、利払いを決定する裁量的な性質を有する永久劣後債は、資本として分類されている。

2019年12月31日現在、当グループが発行し、グループの株主資本の部の「その他の持分証券」に計上した永久劣後債は発行時のレートで評価して合計244百万ユーロである。

発行日	2018年12月31日現在現地通貨による金額	2019年における買戻しおよび償還	2019年12月31日現在現地通貨による金額	発生時の相場による百万ユーロ単位の金額	配当金
1985年7月1日	62百万ユーロ	—	62百万ユーロ	62	各期日前の6月1日から5月31日までの期間について-0.25%のBAR(債券平均金利)
1986年11月24日	248百万米ドル	—	248百万米ドル	182	参照先の銀行から提供された6ヶ月物ユーロ/ドル預金の平均金利+0.075%

永久超劣後債

株主への配当の支払に関する決定権を有する裁量的性質があるため、永久超劣後債は、資本として分類され、「その他の資本性金融商品」に計上されている。

2019年12月31日現在、当グループが発行し、グループの株主資本の部の「その他の持分証券」に計上した永久超劣後債は発行時のレートで評価して合計8,889百万ユーロである。

当グループが発行した永久劣後債の金額の増減は、当期中の2件の発行および1件の償還により説明される。

発行日	2018年12月31日 現在現地通貨 による金額	2019年における 買戻し および償還	2019年12月31日 現在現地通貨 による金額	発生時の相場 による百万ユーロ 単位の金額	配当金
2009年9月4日	905百万ユーロ	905百万ユーロ	—	—	9.375%、2019年以降3ヶ月Euribor+年8.901%
2013年12月18日	1,750百万米ドル		1,750百万米ドル	1,273	7.875%、2023年12月18日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+4.979%
2014年6月25日	1,500百万米ドル		1,500百万米ドル	1,102	6%、2020年1月27日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+4.067%
2014年4月7日	1,000百万ユーロ		1,000百万ユーロ	1,000	6.75%、2021年4月7日以降ユーロ5年物スワップ・レート仲値+5.538%
2015年9月29日	1,250百万米ドル		1,250百万米ドル	1,111	8%、2025年9月29日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+5.873%
2016年9月13日	1,500百万米ドル		1,500百万米ドル	1,335	7.375%、2021年9月13日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+6.238%
2018年4月6日	1,250百万米ドル		1,250百万米ドル	1,035	6.750%、2028年4月6日以降5年物ミッド・スワップ・レート+3.929%
2018年10月4日	1,250百万米ドル		1,250百万米ドル	1,105	7.375%、2023年10月4日以降5年物ミッド・スワップ・レート+4.302%
2019年4月16日			750百万シンガポール・ドル	490	6.125%、2024年4月16日以降5年物ミッド・スワップ・レート+4.207%
2019年9月12日			700百万豪ドル	439	4.875%、2024年9月12日以降5年物ミッド・スワップ・レート+4.036%

子会社が発行したその他の資本性金融商品

株主への配当の支払に関する決定権を有する裁量的性質があるため、当グループの子会社が発行した永久劣後債は、資本として分類されている。

2019年12月31日現在、当グループの子会社が発行し、非支配持分に計上したその他の資本性金融商品は合計800百万ユーロである。

発行日	金額	配当金
2014年12月18日(12年後ステップアップ条項)	800百万ユーロ	4.125%、2026年以降5年物スワップ・レート仲値+年4.150%

発行した資本性金融商品の変動の要約

「資本、グループ持分」に含まれる永久劣後債および超劣後債に関連する変動の詳細は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2019年			2018年		
	超劣後債	永久劣後債	合計	超劣後債	永久劣後債	合計
準備金に計上された支払配当金	(717)	(7)	(724)	(700)	(5)	(705)
想定元本の変動	23	-	23	544	-	544
純損益に計上された株主に対する未払利息に係る税金節約額 ⁽¹⁾	257	2	259	255	2	257
劣後債に関連する発行費用	(4)	-	(4)	(10)	-	(10)

(1) 2019年1月1日以降、IAS第12号「法人所得税」の修正の初度適用に伴い、株主に対する未払利息に係る税金節約額は修正再表示され、純損益に計上されている(注1参照)。

注7.2 一株当たり利益および配当金

会計方針

一株当たり利益は、普通株主に帰属する純利益を、自己株式を除いて期中の加重平均株式数で除することにより測定される。普通株主に帰属する純利益は、資本に分類される優先株式、劣後証券あるいは超劣後債の保有者のような優先株主の配当の権利を考慮する。一株当たり希薄化後利益は、希薄化効果のある金融商品（ストック オプションあるいは無償株式制度）が普通株式に転換されるとき株主持分の潜在的な希薄化を考慮する。この希薄化効果は、株式買戻し法を使用して算定される。

注7.2.1 一株当たり利益

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
グループ純利益 [*]	3,248	4,121
劣後債および超劣後債に帰属する純利益 [*]	(708)	(709)
劣後債および超劣後債に関連する発行費用	(4)	(10)
普通株主に帰属する純利益	2,536	3,402
加重平均発行済普通株式数 ⁽¹⁾	829,901,725	801,909,473
普通株式一株当たり利益(ユーロ)	3.05	4.24
希薄化の計算で使用された平均普通株式数	-	-
株式一株当たり希薄化後純利益の計算で使用された加重平均普通株式数	829,901,725	801,909,473
普通株式一株当たり希薄化後利益(ユーロ)	3.05	4.24

^{*} IAS第12号「法人所得税」の修正の初度適用に伴い、修正再表示された金額（注1参照）

⁽¹⁾ 自己株式を除く。

注7.2.2 支払配当金

2019年度に当グループが普通株主に支払った配当金は、2,149百万ユーロであり、その詳細は以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2019年			2018年		
	グループ持分	非支配持分	合計	グループ持分	非支配持分	合計
株式配当	(889)	-	(889)	-	-	-
現金配当	(881)	(379)	(1,260)	(1,764)	(368)	(2,132)

2018年の純利益から2019年に支払われた一株当たり配当は、2017年の純利益から2018年に支払われた2.20ユーロに対し、2.20ユーロである。

注7.3 未実現・繰延損益

未実現・繰延損益の変動の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				
	総額	税金	正味金額	内数	
				正味グループ持分	非支配持分
換算差額	(811)	(3)	(814)	(753)	(61)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の再評価	205	(44)	161	136	25
売却可能金融資産の再評価 ⁽¹⁾	525	(144)	381	383	(2)
ヘッジ目的デリバティブの再評価	30	22	52	56	(4)
持分法適用会社の未実現損益	-	-	-	-	-
損益計算書にリサイクルする未実現損益小計	(51)	(169)	(220)	(178)	(42)
確定給付制度に係る数理損益 ⁽²⁾	(2)	(2)	(4)	2	(6)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の自社リスクの再評価 ⁽³⁾	(317)	81	(236)	(241)	5
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の再評価	33	(2)	31	36	(5)
持分法適用会社の未実現損益	-	-	-	-	-
損益計算書にリサイクルしない未実現損益小計	(286)	77	(209)	(203)	(6)
合計	(337)	(92)	(429)	(381)	(48)

(単位：百万ユーロ)	2018年-2019年の増減				
	総額	税金	正味金額	内数	
				正味グループ持分	非支配持分
換算差額	563	(2)	561	545	16
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の再評価	(28)	13	(15)	(33)	18
売却可能金融資産の再評価 ⁽¹⁾	188	(48)	140	140	-
ヘッジ目的デリバティブの再評価	153	4	157	156	1
持分法適用会社の未実現損益	1	-	1	-	1
損益計算書にリサイクルする未実現損益小計	877	(33)	844	808	36
確定給付制度に係る数理損益 ⁽²⁾	(32)	2	(30)	(22)	(8)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の自社リスクの再評価 ⁽³⁾	(121)	32	(89)	(85)	(4)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の再評価	(48)	4	(44)	(49)	5
持分法適用会社の未実現損益	3	-	3	3	-
損益計算書にリサイクルしない未実現損益小計	(198)	38	(160)	(153)	(7)
合計	679	5	684	655	29

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日				
	総額	税金	正味金額	内数	
				正味グループ持分	非支配持分
換算差額	(1,374)	(1)	(1,375)	(1,298)	(77)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の再評価	233	(57)	176	169	7
売却可能金融資産の再評価 ⁽¹⁾	337	(96)	241	243	(2)
ヘッジ目的デリバティブの再評価	(123)	18	(105)	(100)	(5)
持分法適用会社の未実現損益	(1)	-	(1)	-	(1)
損益計算書にリサイクルする未実現損益小計	(928)	(136)	(1,064)	(986)	(78)
確定給付制度に係る数理損益 ⁽²⁾	30	(4)	26	24	2
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の自社リスクの再評価 ⁽³⁾	(196)	49	(147)	(156)	9
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の再評価	81	(6)	75	85	(10)
持分法適用会社の未実現損益	(3)	-	(3)	(3)	-
損益計算書にリサイクルしない未実現損益小計	(88)	39	(49)	(50)	1
合計	(1,016)	(97)	(1,113)	(1,036)	(77)

(1) 売却可能金融資産に係る未実現損益は、2018年度から保険事業のみに関連するものである。

(2) これらの項目に表示された損益は、次年度の期首に「利益剰余金」に振替られる。

(3) 金融負債の認識中止において、当グループの自社信用リスクに起因する潜在的な実現損益は、次年度の期首に「利益剰余金」への振替の対象になる（注3.1参照）。

[前へ](#) [次へ](#)

注8． 追加開示

注8.1 セグメント報告

注8.1.1 セグメント報告の定義

当グループは、様々な事業部門およびその活動の地理的な内訳を考慮したマトリックス・ベースで運営されている。従って、セグメント報告情報は、2つの基準に基づいて表示されている。

当グループは、すべての各部門の経営成績に、その活動に直接関連するすべての営業収益および費用を含めている。さらに、各部門の収益には、コーポレートセンターを除いて、見積グループ資本利益率に基づいて配分された資本利回りが含まれている。一方、部門の帳簿上の資本利回りは、コーポレートセンターに再配分される。部門間の取引は、当グループ以外の顧客に適用されるものと同じ契約条件で実施される。

当グループの基幹事業は、3つの戦略的中核事業を通じて運営されている。

■ フランス国内リテールバンキング部門。ソシエテ・ジェネラル、クレディ デュ ノールおよびブルソラマを含む。

■ 国際リテールバンキング&金融サービス部門。その内訳は、

－消費者金融事業を含む国際リテールバンキング

－法人向け金融サービス（営業用車両のリースおよび管理、設備およびベンダー・ファイナンス）

－保険事業

■ グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門。その内訳は、

－グローバルマーケットおよびインベスターサービス

－ファイナンス&アドバイザリー

－アセット&ウエルスマネジメント

戦略的中核事業に加えて、コーポレートセンターは、当グループの中心的な資金調達部門として活動している。コーポレートセンターは、そのような機能において子会社に対する持分投資の維持コストと関連配当金の支払、グループの資産負債管理（ALM）から生じる収益および費用ならびに当グループの資産運用益（産業および銀行株式ポートフォリオおよび不動産の運用）を計上している。主要事業の活動に直接的には関係しない収益および費用もコーポレートセンターに配分されている。

セグメント収益は、グループの内部取引を考慮している一方、これらの取引は、セグメント資産および負債から消去されている。各事業部門に課されている税率は、部門が利益を得ているそれぞれの国において適用されている標準税率に基づいている。当グループの税率差異はすべて、コーポレートセンターに配分されている。

地域別のセグメント報告の目的上、セグメント損益ならびに資産および負債は、それを計上している企業の所在地に基づいて表示されている。

「法人所得税」、「純利益」および「グループ純利益」に表示された金額は、IAS第12号「法人所得税」の修正の初度適用に伴い、2018年の公表済み連結財務諸表に対して修正再表示されている（注1参照）。

注8.1.2 部門別および下位部門別セグメント報告

(単位：百万ユーロ)	ソシエテ・ジェネラル・グループ		フランス国内リテールバンキング		コーポレートセンター ⁽¹⁾	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
銀行業務純利益	24,671	25,205	7,746	7,860	(152)	182
営業費用 ⁽²⁾	(17,727)	(17,931)	(5,700)	(5,629)	(94)	(535)
営業総利益	6,944	7,274	2,046	2,231	(246)	(353)
リスク費用	(1,278)	(1,005)	(467)	(489)	(17)	(19)
営業利益	5,666	6,269	1,579	1,742	(263)	(372)
持分法投資純損益	(129)	56	8	28	(152)	7
その他の資産からの純損益	(327)	(208)	58	74	(394)	(274)
税引前利益	5,210	6,117	1,645	1,844	(809)	(639)
法人所得税	(1,264)	(1,304)	(514)	(607)	184	425
連結純利益	3,946	4,813	1,131	1,237	(625)	(214)
非支配持分損益	698	692	-	-	171	164
グループ純利益	3,248	4,121	1,131	1,237	(796)	(378)

(単位：百万ユーロ)	国際リテールバンキング&金融サービス							
	国際リテールバンキング		法人向け金融サービス		保険		合計	
	2019年 ⁽³⁾	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年 ⁽³⁾	2018年
銀行業務純利益	5,592	5,608	1,872	1,822	909	887	8,373	8,317
営業費用 ⁽²⁾	(3,252)	(3,238)	(980)	(955)	(349)	(333)	(4,581)	(4,526)
営業総利益	2,340	2,370	892	867	560	554	3,792	3,791
リスク費用	(504)	(335)	(84)	(69)	-	-	(588)	(404)
営業利益	1,836	2,035	808	798	560	554	3,204	3,387
持分法投資純損益	11	14	1	1	-	-	12	15
その他の資産からの純損益	3	7	-	1	-	-	3	8
税引前利益	1,850	2,056	809	800	560	554	3,219	3,410
法人所得税	(410)	(474)	(176)	(184)	(174)	(183)	(760)	(841)
連結純利益	1,440	1,582	633	616	386	371	2,459	2,569
非支配持分損益	394	395	107	106	3	3	504	504
グループ純利益	1,046	1,187	526	510	383	368	1,955	2,065

グローバルバンキング&インベスターソリューションズ

	グローバル マーケットツ& インベスター サービス		ファイナンス& アドバイザー		アセット& ウエルス マネジメント		合計	
(単位:百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
銀行業務純利益	5,210	5,414	2,547	2,466	947	966	8,704	8,846
営業費用 ⁽²⁾	(4,788)	(4,706)	(1,676)	(1,630)	(888)	(905)	(7,352)	(7,241)
営業総利益	422	708	871	836	59	61	1,352	1,605
リスク費用	(13)	(25)	(195)	(49)	2	(19)	(206)	(93)
営業利益	409	683	676	787	61	42	1,146	1,512
持分法投資純損益	4	9	(1)	(2)	-	(1)	3	6
その他の資産からの純損益	4	(1)	-	(1)	2	(14)	6	(16)
税引前利益	417	691	675	784	63	27	1,155	1,502
法人所得税	(89)	(180)	(70)	(93)	(15)	(8)	(174)	(281)
連結純利益	328	511	605	691	48	19	981	1,221
非支配持分損益	20	20	-	1	3	3	23	24
グループ純利益	308	491	605	690	45	16	958	1,197

(1) 事業ラインの活動に直接に関連しない収益および費用は、コーポレートセンターの収益に計上されている。営業費用には、2019年第2四半期の税金調整241百万ユーロに関連する利益が含まれている。

(2) これらの金額には、人件費、その他の営業費用および有形・無形固定資産の償却費、減価償却費および減損が含まれている。

(3) 国際リテールバンキング&金融サービスの部門には、事業ラインに配分されていない営業費用の-34百万ユーロのリストラチャリング費用（および+11百万ユーロの関連法人所得税）も含まれている。これらの費用は、これらの費用を含める前の2019年のグループ純利益が1,069百万ユーロである国際リテールバンキングの一部の実績に加えられている。

	ソシエテ・ジェネラルグループ		フランス国内リテールバンキング		コーポレートセンター ⁽²⁾	
(単位:百万ユーロ)	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
セグメント資産	1,356,303	1,309,428	232,648	222,086	115,555	106,392
セグメント負債 ⁽¹⁾	1,287,733	1,243,619	225,848	216,934	107,558	91,819

	国際リテールバンキング&金融サービス							
	国際リテール バンキング		法人向け 金融サービス		保険		合計	
(単位:百万ユーロ)	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
セグメント資産	122,695	128,303	43,730	42,868	167,249	148,999	333,674	320,170
セグメント負債 ⁽¹⁾	89,754	94,454	13,980	13,641	156,212	138,959	259,946	247,054

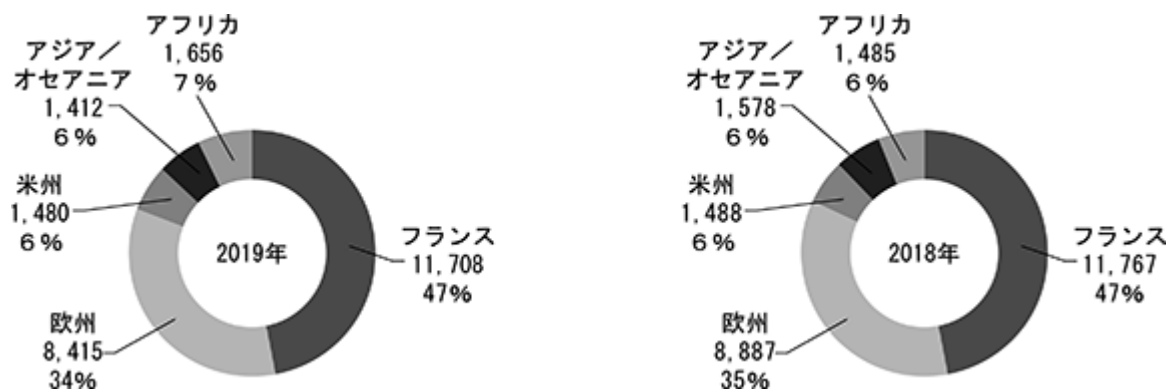
	グローバルバンキング&インベスターソリューションズ							
	グローバルマーケットツ& インベスターサービス		ファイナンス&アドバイザー		アセット&ウエルスマネジメント		合計	
(単位:百万ユーロ)	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
セグメント資産	505,413	489,757	133,132	137,064	35,881	33,959	674,426	660,780
セグメント負債 ⁽¹⁾	623,512	616,282	46,133	47,502	24,736	24,028	694,381	687,812

(1) セグメント負債は、債務(即ち、資本を除く負債合計)に相当する。

(2) 事業ラインの活動に直接関係しない資産および負債は、コーポレートセンターの貸借対照表に計上されている。

注8.1.3 地域別セグメント報告

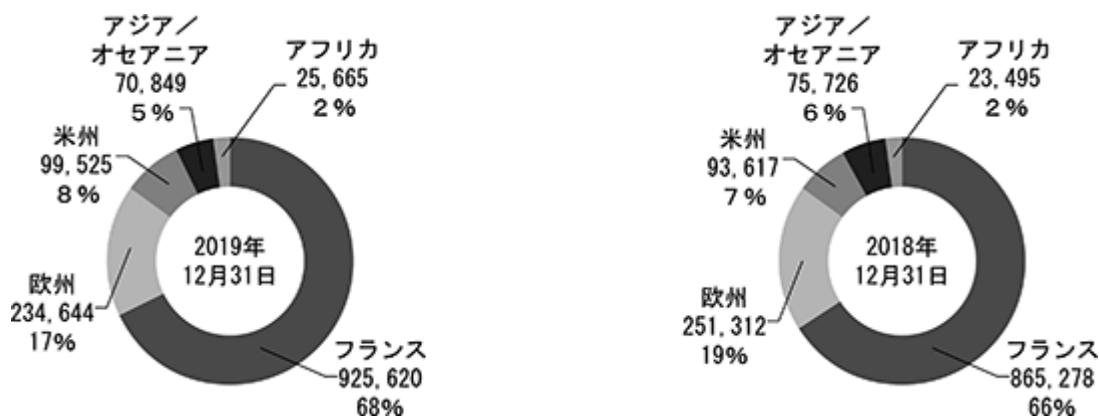
銀行業務純利益の地域別内訳（単位：百万ユーロ）



2019年12月31日現在、銀行業務純利益は、2018年12月31日現在の25,205百万ユーロに対し、24,671百万ユーロである。

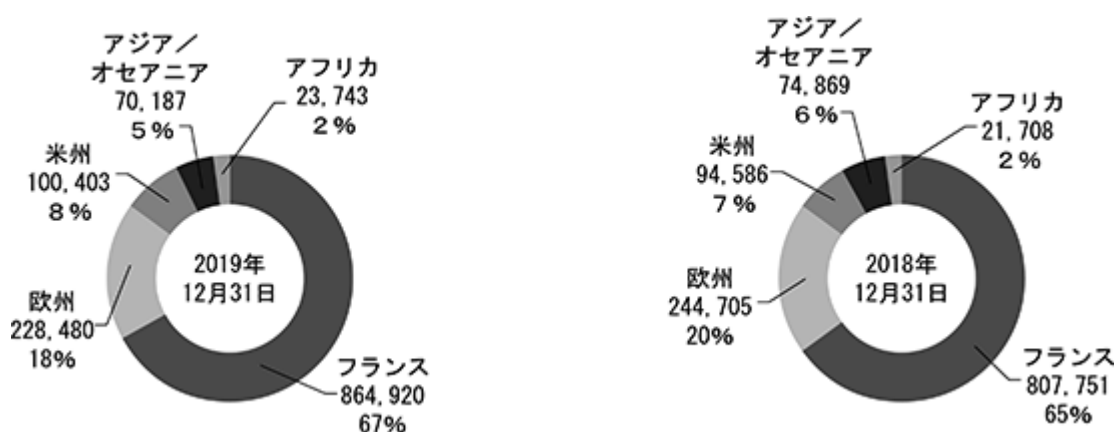
貸借対照表項目の地域別内訳（単位：百万ユーロ）

資産



2019年12月31日現在、資産合計の金額は、2018年12月31日現在の1,309,428百万ユーロに対し、1,356,303百万ユーロである。

負債



2019年12月31日現在、負債合計（株主資本は除く）の金額は、2018年12月31日現在の1,243,619百万ユーロに対し、1,287,733百万ユーロである。

セグメント負債は、債務（即ち、資本を除く負債合計）に相当する。

注8.2 その他の営業費用

会計方針

当グループは、営業費用のサービスのタイプおよび当該サービスの利用比率により営業費用を費用の部に計上している。

レンタル料には、リース負債および使用权資産を認識していない不動産および設備のリース料が含まれている（注8.4参照）。

「租税公課」は、法律に規定された契機となる事象が発生した時にのみ計上される。税金を支払う義務が活動の段階的運営から生じるのであれば、その費用は同じ期間にわたって展開されなければならない。最終的に支払義務が、限度に達したときに生じるのであれば、一旦その限度に到達すれば費用が計上される。

「租税公課」は、公的当局が課すすべての拠出金をカバーし、事業年度の開始時に損益計算書に認識される単一破綻処理基金および預金保険および処理基金に支払われる拠出金、システミック・リスク税金およびACPR管理コストに対する拠出を含む。前年度に生じた利益に基づく企業社会連帯拠出金（C3S）は、当事業年度の1月1日現在の損益計算書に全額認識されている。

「その他」は主に建物の維持費およびその他の費用、旅費交通費および事業費用ならびに広告宣伝費を含む。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
レンタル料 ⁽¹⁾	(353)	(752)
租税公課	(887)	(901)
データおよびテレコム（レンタル料を除く）	(2,328)	(2,400)
コンサルティング費用	(1,370)	(1,338)
その他	(1,347)	(1,975)
合計	(6,285)	(7,366)

(1) IFRS第16号「リース」の初度適用に関連する減少（注1参照）

銀行破綻処理メカニズム拠出金

金融の安定性を向上することを意図した欧州の規制フレームワークは、預金保証スキームに関する2014年4月16日の指令2014/49/UEおよび信用機関および投資会社の再生および破綻処理のためのフレームワークを確立する2014年5月15日の指令2014/59/UE（銀行再生・破綻処理指令）により更新された。

2014年7月15日の欧州規則UE806号/2014は、その後単一破綻処理基金（SRF）の設立を通じて欧州銀行連合内に破綻処理メカニズムの財政手段を決定した。この手段に加えて、国家破綻処理基金（NRF）はSRFの対象とならないが、この処理メカニズムの対象となる機関のために存在する。

単一破綻処理基金(SRF)は、2016年1月に設立され、加盟する欧州金融機関からの年間拠出金を受け取る。2023年末までに基金の利用可能な財政手段は、少なくともすべての加盟金融機関のカバーされた預金の金額の1%に達する予定である。一定割合の年間拠出金が、取消不能の支払契約を通じて提供される。

2019年については、当グループのSRFおよびNRFに対する拠出金の構成は、以下のとおりである。

- フランスでは税務上控除できない、損益計算書の「租税公課」の「その他管理費用」に計上された合計340百万ユーロの現金拠出金（85%）
- 貸借対照表の「その他の資産」に計上されたSRFに関連する60百万ユーロの現金担保によって保証された取消不能の支払契約（15%）

注8.3 引当金

会計方針

貸借対照表の負債の引当金は、金融商品、訴訟および従業員給付から構成されている。

引当金の内訳

	2018年 12月31日 現在 引当金	繰入額	利用可能な 戻入額	正味 繰入額	使用した 戻入額	通貨および その他	2019年 12月31日 現在 引当金
(単位：百万ユーロ)							
オフバランスシートの コミットメントに係る信用リスク に対する引当金（注3.8参照）	638	513	(525)	(12)	-	14	640
従業員給付引当金（注5.2参照）	2,341	516	(208)	308	(375)	142	2,416
税金調整引当金（注6参照） ⁽¹⁾	135					(135)	
モーゲッジ貯蓄制度および勘定の コミットメントに対する引当金	171	122	(3)	119	(1)	-	289
その他の引当金	1,320	261	(440)	(179)	(80)	(19)	1,042
合計	4,605	1,412	(1,176)	236	(456)	2	4,387

(1) 2019年1月1日以降、法人所得税に関連する税金調整引当金は、IFRIC第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」を適用した結果として「税金債務」に表示されている（注1参照）。

注8.3.1 モーゲッジ貯蓄契約に基づくコミットメント

会計方針

フランスでは、モーゲッジ貯蓄口座(CEL)およびモーゲッジ貯蓄制度(PEL)は、1965年7月10日のフランス法第65-554号によって規制されている個人顧客に対する特別貯蓄制度である。これらの商品は、利子が付される貯蓄勘定という形の当初の預金段階と、その後続く融資段階、すなわち預金が住宅抵当貸付を提供するために使用される段階を組み合わせたものである。融資段階では、それ以前に貯蓄段階が存在していることが条件であるため、それと不可分のものである。集められた貯蓄預金と貸出された貸出金は、償却原価で測定される。

これらの商品により、モーゲッジ貯蓄契約の最初に設定された金利で期限が決まっていない期間にわたり顧客の貯蓄に対する利息を支払う義務、及び、こちらも貯蓄契約の最初に設定された金利でその後に顧客に融資する義務という、当グループにとって二つのコミットメントが生じる。

PEL/CELの契約に基づくコミットメントが当グループにとって不利な影響を及ぼすことが明らかな場合には、貸借対照表の負債に引当金が計上される。これらの引当金の増減は、「受取利息純額」の「銀行業務純利益」として計上される。これらの引当金は計算日現在存続しているPEL/CELから生じるコミットメントにのみ関連するものである。

引当金は、モーゲッジ貯蓄制度(PEL)の各世代について異なるPELの世代間で相殺せずに計算され、単一の世代を構成するすべてのモーゲッジ貯蓄口座(CEL)について計算される。

預金段階において、引当金額を決定するために使用される対象コミットメントは、平均予想預金金額と最低予想金額との差額として計算される。これらの二つの金額は、過去の顧客行動の観察を基礎に統計的に決定される。

融資段階において、引当てるべき対象コミットメントには、既に供与されているが、計算日現在まだ引出されていない貸出金と計算日現在の貸借対照表に計上されている預金ならびに過去の顧客行動の観察に基づいて統計的に蓋然性の高い将来の貸出金が含まれている。

PEL/CELの一定の世代に対する予想将来収益の割引価値がマイナスの場合、引当金が計上される。(類似の予想期間と開始日を有する)同等の貯蓄と貸出金に対して個々の顧客に適用される金利に基づいて利益が見積られる。

PEL/CEL 勘定の預金残高

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
PEL勘定	19,195	19,186
4年未満	1,596	3,466
4年以上10年以内	11,581	10,555
10年超	6,018	5,165
CEL勘定	1,333	1,346
合計	20,528	20,532

PEL/CEL勘定について供与された住宅融資残高

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
4年未満	1	1
4年以上10年以内	13	26
10年超	12	11
合計	26	38

PEL/CEL勘定に関連したコミットメント引当金

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日	繰入額	戻入額	2019年 12月31日
PEL勘定	158	122	(1)	279
4年未満	3	0	(1)	2
4年以上10年以内	20	11	-	31
10年超	135	111	-	246
CEL勘定	13	0	(3)	10
合計	171	122	(4)	289

引当金の水準は、長期金利に対応している。2019年度中、長期金利が低い水準にあったため、PELおよびCELモーゲッジ貯蓄勘定は、預金に対して利息を支払うコミットメントに付随したリスクと主に連動している。2019年12月31日現在のPEL/CEL貯蓄引当金は、合計貯蓄残高の1.41%となっている。

引当金の評価インプットを設定するために使用する方法

将来の顧客行動を見積るために使用するインプットは、長期間（10年超）にわたる顧客の過去の行動パターンを観察することから導き出される。これらのインプットの値は、将来の顧客行動の指標として過去のデータの有効性を弱める規制変更が行われた場合に調整することが可能である。

使用される様々な市場のインプットの値、特に金利およびマージンは、観察可能なデータを基礎に計算され、それによってリテール・バンキング部門の金利リスク管理方針に沿って対象期間のこれらの要素の将来の値について評価日現在で最善の見積りが行われる。

使用する割引率は、評価日現在のEuriborのイールド・カーブとゼロクーポン・スワップの12ヶ月間の平均値の対比により算定される。

注8.3.2 その他の引当金

その他の引当金には、リストラクチャリング引当金（スタッフ費用を除く）、商業訴訟引当金および顧客に対する金融取引に関連するファンドの将来の返済に関する引当金が含まれる。

当グループは、事業を行っている国において広範囲な法律上および規制上の枠組みの制約を受けている。この複雑な法的背景の中で、当グループおよび当グループの以前および現在の代表者は、民事、行政および刑事訴訟を含めいろいろな法律行為に巻き込まれることがある。大部分のこれらの訴訟は、当グループの現在のビジネスの一環である。近年投資家との訴訟および銀行や投資顧問のような金融仲介業に係る多くの紛争が一部は難しい金融環境によって増加している。グループの事業体に関係する紛争、規制上の訴訟および行為は、特にそれが様々なカテゴリーの原告によって起こされている場合、損害賠償請求の金額が明確でないまたは不明確である場合、あるいは前例のない訴訟である場合、その結果を予測することは、その性質上、困難である。

財務諸表を作成するにあたって、当グループは、関係している法律、規制あるいは調停手続きの結果を評価している。これらの訴訟から損失が発生する可能性が高く、金額の見積もりが信頼できる場合には引当金を計上している。損失発生は、財務諸表を作成するときに判断を行い、入手可能な情報をすべて考慮することにより見積もりを行っている。特に、当グループは紛争の性質、基礎となる事実、進行中の手続きおよびすでに言い渡された判決、ならびに類似の事件を扱った当グループおよび他の会社の経験（当グループがそれについて知識を有している場合）、そして適切な場合には専門家や第三者の法律顧問の意見と報告を検討している。

四半期ごとに当グループは、重要なリスクを表す継続中の紛争の詳細な調査を実行している。このような訴訟は、注9「リスクおよび訴訟に関する情報」に開示している。

注8.4 有形および無形固定資産

2019年1月1日以降IFRS第16号「リース」を初度適用した結果、当グループは原リース資産を使用する権利を表す使用権資産を「有形および無形固定資産」に計上している。

会計方針

有形および無形固定資産

有形および無形固定資産は、営業用および投資用固定資産を含む。オペレーティング・リース目的で保有する設備資産は、営業用有形資産に含まれ、一方リース目的で保有する建物は、投資不動産に含まれる。

有形および無形資産は貸借対照表の資産側に、購入価格から減価償却費、償却費および減損を控除した金額で計上されている。

固定資産の購入価格には、その他の直接帰属する費用とともに、固定資産の長期の建設期間の資金調達に発生した借入コストが含まれている。受取った投資補助金は、当該資産のコストから控除される。社内で開発したソフトウェアは、開発直接費用の金額で貸借対照表の資産側に計上される。

使用に供されればすぐに固定資産は構成要素ベース・アプローチを使って減価償却もしくは償却の対象とされる。各構成要素は、その耐用年数にわたって減価償却もしくは償却される。当グループは、その資産を10年から50年までの償却期間の構成要素に分解して、このアプローチをその営業用資産に適用している。建物以外の固定資産の償却期間は、通常3年から20年と見積もられている耐用年数にとっている。

資産の残存価値は、その償却対象金額から控除される。この当初の残存価値がその後増減すれば、その資産の償却対象金額は、調整され、今後の償却スケジュールに反映される。

減価償却費および償却費は、損益計算書の「有形および無形固定資産の償却費、減価償却費および減損損失」に計上される。

資金生成単位にグルーピングされた固定資産は、その価値が減少した可能性を示す兆候がある場合はいつでも減損のテストを行う。減損引当金の繰入および戻入は、損益計算書の「有形および無形固定資産の償却費、減価償却費および減損損失」に計上される。

営業用固定資産に係る実現キャピタル損益は、「その他の資産純利益」に計上される。

投資不動産は、構成要素を基準とした方法を用いて減価償却している。各構成要素は、10年から50年の範囲のそれぞれの耐用年数にわたって減価償却している。

オペレーティング・リース資産および投資不動産に係る損益は、償却費および減価償却費を含め、「その他の収益」および「その他の費用」に計上される（注4.2参照）。

当グループがリースする資産に対する使用権

リース

リースの定義

特定の資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に貸手に移転する場合には、契約はリースであるか、またはリースを含んでいる。

- 顧客が特定の資産の使用を指図する権利とリース期間にわたってその使用からの経済的便益のすべてを実質的に得る権利の両方を持っている場合、支配は移転している。
- 特定の資産の存在が、貸手にとってそのリースした資産に対する実質的な代替権がないことに依存している。この条件が契約の開始時に存在している事実と状況に関して測定される。もし貸手がリース資産を自由に入れ替えるオプションを有しているなら、その契約は、その目的が能力の提供であり、資産ではないため、リースとしての資格がない。
- 資産の稼働能力部分が、物理的に別個であれば（例、建物のフロアー）特定の資産である。逆に稼働能力の一部あるいは物理的に別個ではない資産の一部は、特定された資産を構成しない（例、そのユニット内の事前に決められていない場所のあるユニット内の共同作業領域のリース）。

リースと非リースの構成部分の分離

契約は貸手による追加的サービスの提供と同様に貸手による資産のリースをカバーしている可能性がある。このシナリオでは、借手はそのリースの構成部分を契約の非リースの構成部分から分離することができ、それらを分離して処理することができる。契約で規定された支払リース料は、それらの個別の価格に基づいて（契約で示された価格あるいは観察可能な情報の全てを基に見積もられた価格）リース構成部分と非リース構成部分に分離しなければならない。もしそのリースがリース構成部分を非リース構成部分（またはサービス）から分離できない場合は、契約全体をリースとして扱う。

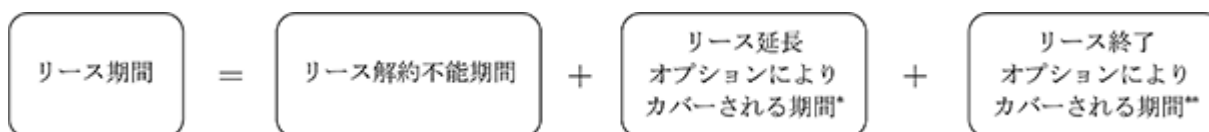
リース期間

リース期間の定義

割引される支払リース料を決定する際に適用されるリース期間は、以下の事項を調整したリースの解約不能期間と合致している。

・借手が行使することが合理的に確実である契約の延長のオプション

・借手が行使しないことが合理的に確実である中途解約オプション



* 借手がオプションを行使することが合理的に確実である場合

**借手がオプションを行使しないことが合理的に確実である場合

延長あるいは中途解約オプションを行使するか、行使しないかの合理的な確実性の測定は、これらのオプションを行使するかしないかの経済的インセンティブを生む事実と状況をすべて考慮に入れなければならない。特に、

- これらのオプションを行使するための条件（延長の場合の支払リース料の金額、または中途解約の場合に課されるペナルティの金額の測定を含む）

- リースした建物に行われた物質的な変更（銀行の金庫のような特定のレイアウト）
- 契約終了に関連する費用（交渉費用、移転費用、借手の要求に合致する新しい資産の調査費等）
- 特定の性質、立地条件あるいは代替資産の利用可能性（特に商業戦略地域に所在する支店、アクセス可能性、予想される交通量、あるいはその立地のプレスティージ）の観点から借手にとってのリース資産の重要性
- その資産の将来の使用戦略（例えば、商業用支店のネットワークの配置転換あるいは再編成の見通しに基づいて）と同様に、類似契約の更新実績

借手及び貸手それぞれが相手の事前協議なしに、無視できる程度のペナルティでリースを終了する権利を有している場合には、その契約は拘束的なものではなく、リース負債も生じない。

フランスでは、契約している大多数の資産リースは、3年と6年（いわゆる「3/6/9」リース）の中途解約オプション付きの9年の商業リースである。9年の期間の終了時まで新しい契約に署名しなければ、当初のリースは自動延長される。これらの「3/6/9」商業リースは、一般に当初3年間の解約不能期間付きの9年間強制力がある。

リース期間の変更

リース契約に含まれるオプションの行使を借手が改定することを迫られるような状況の変化がある場合、またはリース契約に含まれていなかった（または含まれている）オプションを契約上行使する（または行使しない）ことを借手に余儀なくさせるような事象がある場合にリース期間を修正しなければならない。

リース期間の変更に伴い、リースの義務はその契約の見積り残存期間に対する改定割引率を使用することによってこの変更を反映するために見直さなければならない。

借手としての当グループによる会計処理

開始日に（リース資産が使用可能となった時点）、借手は貸借対照表の負債側にリース負債を計上し、貸借対照表の資産側に使用权を計上しなければならない。但し、下記の場合は除く。

損益計算書には、借手はリース負債について計算した金利費用を「銀行業務純利益」に計上し、使用权の減価償却費を「有形および無形固定資産の償却費、減価償却費および減損」に認識しなければならない。

支払リース料は、部分的にリース負債を減らし、金利費用の形でこの負債に対する報酬を部分的に支払う。

免除および例外

当グループは、新しいリースの扱いをリース期間が1年未満（更新オプションを含め）の契約には適用しないし、基準の結論の根拠に示されているとおり5千米ドルの免除規定を適用することにより少額資産の契約には適用しない（この許容限界はリース資産の単位当たり取替費用に対して測定する）。

支払リース料の金額

リース負債に対して考慮される支払には、固定および指数（例、消費者物価指数または建設コスト指数）に基づく変動支払リース料に適切な場合には、借手が残存価額保証、購入オプションあるいは中途解約ペナルティについて貸手に支払うことが予想されるファンドを加えたものが含まれる。

しかし、リース資産の使用に指数化されている変動リース支払料（例えば、収入あるいはマイル数を指数とする）は、リース負債の測定から除かれる。支払リース料のこの変動部分は、契約上の指数変動によって純利益に計上される。

支払リース料は、付加価値税を含まない正味の金額に基づいて検討しなければならない。さらに、建物リースについては、貸手から請求される占有税および固定資産税は、その金額が、関係自治体の設定に従って変動するためリース負債から除かれる。

リース負債の認識

負債の当初金額は、リース期間にわたって支払われる支払リース料の割引価値に等しい。

このリース負債は、その後実効金利法を使用して償却原価で測定される。各支払リース料の一部は、損益計算書に支払利息として計上され、一部は貸借対照表のリース負債から徐々に控除される。

開始日以降、リース負債の金額は、リースが修正されたり、リース期間の再見積りをしたりする場合、あるいは指数または率の適用に関連する支払リース料の契約上の変更を会計処理するために調整される。

該当する場合には、借手はリースが終了した時点で引き受けなければならないようなリース資産の原状回復費用をカバーするためにその負債に引当金を認識しなければならない。

使用権の認識

リース資産が利用可能になった時点で、借手は使用権資産を貸借対照表の資産側にリース負債の当初価額に等しい金額に該当する場合には当初の直接費（例、認証されたリースの発行、登録手数料、交渉手数料、前払手数料、賃借権、リースプレミアム等）、前払金および原状回復費用を加えた金額で計上しなければならない。

この資産は、その後リース負債を測定するために適用されたリース期間にわたって定額法で減価償却される。

開始日以降、資産の価値は、リース負債の場合と同様リースが修正された場合には調整される。

使用権は、借手の貸借対照表の100%保有している同種の資産が計上されている固定資産の項目に記載される。このリースが物件の前のテナントに対する賃借権の当初の支払を規定している場合には、その権利の金額は、使用権の分離構成部分として表示され、後者と同じ項目に記載される。

リース割引率

当グループは、リース負債の金額と同様支払リース料を割引くために借手の追加借入利率を使用する。企業の現地市場で直接資金調達できる企業については、追加借入利率は、借入条件およびその企業の信用リスクを考慮して、グループレベルではなく、借手の企業レベルで設定される。当グループを通じて資金調達する企業については、その追加借入利率は当グループが設定する。

割引率は、通貨、借手企業の国および契約の予想期限に応じて設定される。

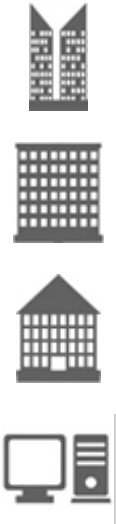
有形および無形固定資産の増減

	2018年 12月31日現在	IFRS第16号の初 度適用の影響額	増加/引当金	処分/戻入	その他の増減	2019年 12月31日現在
(単位：百万ユーロ)						
無形資産						
総額	6,763	(107)	922	(91)	(247)	7,240
減価償却および減損	(4,565)	-	(496)	34	150	(4,877)
小計	2,198	(107)	426	(57)	(97)	2,363
有形資産(オペレーティング・リースの資産を除く)						
総額	11,051	(11)	791	(403)	13	11,441
減価償却および減損	(6,113)	4	(563)	234	87	(6,351)
小計	4,938	(7)	228	(169)	100	5,090
オペレーティング・リース資産						
総額	26,781	-	10,224	(7,967)	(462)	28,576
減価償却および減損	(7,183)	-	(3,819)	3,113	362	(7,527)
小計	19,598	-	6,405	(4,854)	(100)	21,049
投資用資産						
総額	40	-	1	(1)	(7)	33
減価償却および減損	(23)	-	(1)	1	3	(20)
小計	17	-	-	-	(4)	13
使用権						
総額		2,129	513	(40)	(65)	2,537
減価償却および減損		(4)	(404)	10	(2)	(400)
小計		2,125	109	(30)	(67)	2,137
有形および無形固定資産合計	26,751	2,011	7,168	(5,110)	(168)	30,652

オペレーティング・リース資産に係る最低リース料債権の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
1年未満の期日	3,976	3,625
1年以上5年以下の期日	16,230	17,077
5年超の期日	120	787
将来最低リース料債権合計	20,326	21,489

当グループが使用する有形資産のリース関連の情報

	建物リース 大部分のリース（90%超）は、商業用および事務所スペースのリースのために契約した建物リースを含む。 - 商業用スペースは、当グループのフランス国内および国外のリテールバンキングネットワークの支店である。 - オフィスビルは、当グループのフランス国内の本店あるいは主要な海外子会社の現地の本店および主な金融センター：ロンドン、ニューヨーク、香港等の拠点のためにリースしている。 フランス国外では、残存リース期間は一般に10年未満である。ロシアのような一部の国では、リースは年間契約で、自動更新も選択できる。他の拠点では、特にロンドンおよびニューヨークでは、リース期間は、25年もありうる。
	設備リース 他のリース（10%未満）は、主にコンピューター機器のリースおよび割合としては非常に小さい車両リースである。

リースに係る費用およびサブリースの収益の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日			
	不動産	コンピューター 機器	その他	合計
リース	(522)	(33)	(11)	(566)
リース負債に係る支払利息	(43)	-	-	(43)
使用权資産の減価償却費	(369)	(29)	(6)	(404)
短期リース関連費用	(106)	-	(4)	(110)
少額資産関連費用	(3)	(4)	(1)	(8)
変動支払リース料関連費用	(1)	-	-	(1)
サブリース収益	16	-	-	16

注8.5 外国為替取引

会計方針

貸借対照表日において、外貨建の貨幣性資産および負債は、実勢スポットレートで企業の機能通貨に換算されている。実現または未実現為替差損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定された金融商品に係る純損益」に計上されている（注3.1参照）。

為替予約取引は、残存期間に対応する為替予約レートに基づいた公正価値で計上されている。スポット外国為替ポジションは、期末に適用される公表スポットレートを使用して再評価されている。未実現損益は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定された金融商品に係る純損益」に計上されている（注3.1参照）。但し、ヘッジ会計がキャッシュ・フロー・ヘッジ取引あるいは海外事業への純投資のヘッジに適用されている場合は除く（注3.2参照）。

貸借対照表日において、公正価値で測定する外貨建の非貨幣性金融資産および負債（特に、株式およびその他の資本性金融商品）は、期末の為替相場でその企業の機能通貨に換算されている。為替差損益は、これらの資産/負債に関連する損益の会計処理によって、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」あるいはその他の包括利益（「未実現・繰延損益」）に認識されている。

貸借対照表日において取得原価で測定する外貨建の非貨幣性金融資産および負債は、当初認識時点の為替相場で企業の機能通貨に換算されている。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				2018年12月31日 [*]			
	資産	負債	買入通貨 未受領	売渡通貨 未渡	資産	負債	買入通貨 未受領	売渡通貨 未渡
ユーロ	830,196	840,597	24,494	29,622	764,581	793,962	28,393	32,198
米ドル	261,475	261,060	32,327	30,016	267,706	267,972	40,478	41,614
英国ポンド	48,726	49,993	27,307	13,249	41,622	38,302	28,709	10,159
日本円	56,708	55,511	19,896	25,732	63,491	57,288	24,519	33,531
豪ドル	3,968	5,418	6,564	5,676	5,228	6,763	7,797	6,707
チェコ・コルナ	36,283	35,829	340	485	35,517	35,069	208	783
ロシア・ルーブル	13,726	10,771	186	340	11,604	7,446	113	90
ルーマニア・レウ	5,984	8,070	122	87	8,156	7,859	56	49
その他の通貨	99,237	89,054	18,000	18,938	111,523	94,767	24,179	18,479
合計	1,356,303	1,356,303	129,236	124,145	1,309,428	1,309,428	154,452	143,610

^{*}2018年12月31日に終了した事業年度の公表済み連結財務諸表に対して修正再表示した金額。

[前へ](#)
[次へ](#)

注8.6 連結会社

所在国	事業	連結方法 [*]	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
南アフリカ						
(1) SG ヨハネスバーグ	銀行	全部連結	100	100	100	100
アルバニア						
(4) バンカ ソシエテ・ジェネラル アルバニア SH.A.	銀行	全部連結	0	88.89	0	88.89
アルジェリア						
ALD オートモーティブ アルジェリー SPA	専門金融機関	全部連結	79.81	79.81	99.99	99.99
ソシエテ・ジェネラル アルジェリー	銀行	全部連結	100	100	100	100
ドイツ						
(2) AKRUN EINS GRUNDSTUCKS-VERMIETUNGSGESELLSCHAFT	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100
MBH & CO. OBJEKT SEREN 1 KG						
ALD オートリーシング D GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ALD インターナショナル GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ALD インターナショナル グループ ホールディング GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ALD リース フィナンツ GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
BANK DEUTSCHES KRAFTFAHRZEUGGEWERBE GMBH	専門金融機関	全部連結	99.94	99.93	51	51
BDK LEASING UND SERVICE GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
CAR PROFESSIONAL FUHRPARKMANAGEMENT UND BERATUNGSGESELLSCHAFT						
MBH & CO. KG	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
カープール GMBH	仲介業	全部連結	79.82	79.82	100	100
(2) EUROPARC DREILINDEN GMBH	グループ不動産管理会社	全部連結	0	100	0	100
(2) EUROPARC GMBH	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100
(2) EUROPARC KERPEN GMBH	グループ不動産管理会社	全部連結	0	100	0	100
GEFA BANKGMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
GEFA VERSICHERUNGSDIENST GMBH	専門金融機関	EFS	100	100	100	100
HANSEATIC BANK GMBH & CO KG	専門金融機関	全部連結	75	75	75	75
HANSEATIC GESELLSCHAFT FUR BANKBETEILIGUNGEN MBH	ポートフォリオ運用	全部連結	75	75	100	100
HSCE HANSEATIC SERVICE CENTER GMBH	サービス	全部連結	75	75	100	100
INTERLEASING DELLO HAMBURG GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1)(6) リクソーインターナショナル アセットマネジメント ジャーマニー	金融機関	全部連結	100	0	100	0
(4) ペマ GMBH	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(2) PODES DREI GRUNDSTUCKS-VERMIETUNGSGESELLSCHAFT MBH &CO OBJEKTE WEL 4 KG	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100
(2) PODES GRUNDSTUCKS - VERMIETUNGSGESELLSCHAFT MBH& CO OBJEKTE WEL 3 KG	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100
(2) PODES ZWEI GRUNDSTUCKS-VERMIETUNGSGESELLSCHAFT MBH &CO OBJEKTE WEL 3 KG	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100
(2) レッド & ブラック オートジャーマニー 3 UG (HAFTUNGSBESCHRANKT)	金融機関	全部連結	0	99.93	0	100
レッド & ブラック オートジャーマニー 4 UG (HAFTUNGSBESCHRANKT)	金融機関	全部連結	100	100	100	100
レッド & ブラック オートジャーマニー 5 UG (HAFTUNGSBESCHRANKT)	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6) レッド & ブラック オートジャーマニー 6 UG	金融機関	全部連結	100	0	100	0
SG エクイップメント ファイナンス GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(5) SG エクイップメント ファイナンス インターナショナル GMBH	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(1) SG フランクフォルト	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル EFFEKTEN GMBH	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1) ソジェキャップ DEUTSCHE NIEDERLASSUNG	保険	全部連結	100	100	100	100
(1) ソジェシュール DEUTSCHE NIEDERLASSUNG	保険	全部連結	100	100	100	100
オーストラリア						
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ オーストラリア PTY LTD	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(1)(6) ソシエテ・ジェネラル シドニー支店	銀行	全部連結	100	0	100	0
オーストリア						
ALD オートモーティブ FUHRPARKMANAGEMENT UND LEASING GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1) SG ヴィエンヌ	銀行	全部連結	100	100	100	100
ベルギー						
アクサス ファイナンス SPRL	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
アクサス SA/NV	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
バスティオンヨーロッパアン インベストメンツ S.A.	金融機関	全部連結	60.74	60.74	100	100

PARCOURS ベルギー	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(4) ペマ トラクトトレーラー VERHUUR	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(1) SG ブリュッセル	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1) SG エクイップメント ファイナンス ベネルックス B.V. ベルギー支店	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2) ソシエテ・ジェネラル ドゥ フィナンスマン	金融機関	全部連結	0	100	0	100
ソシエテ・ジェネラル イモーベル	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(4) ソシエテ・ジェネラル プライベートバンキング NV/SA	銀行	全部連結	0	100	0	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
ベナン						
ソシエテ・ジェネラル ベナン	銀行	全部連結	93.43	90.98	94.1	91.65
バミューダ諸島						
カタリスト RE インターナショナル LTD.	保険	全部連結	100	100	100	100
ブラジル						
ALD オートモーティブ S.A.	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
バンコ ソシエテ・ジェネラル ブラジル S.A.	銀行	全部連結	100	100	100	100
(2) MORDENO SOCIEDADES ANONIMAS	金融機関	全部連結	0	100	0	100
SG エクイップメント フィナンス S.A. ARRENDAMENTO MERCANTIL	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ブルガリア						
(4) リーショナル アーバン デベロップメント ファンド	専門金融機関	全部連結	0	51.86	0	52
(4) SG エクスプレス バンク	銀行	全部連結	0	99.74	0	99.74
(4) ソシエテ・ジェネラル ファクタリング EOOD	専門金融機関	全部連結	0	99.74	0	100
(4) ソジェリス ブルガリア	専門金融機関	全部連結	0	99.74	0	100
ブルキナ ファソ						
ソシエテ・ジェネラル ブルキナ ファソ	銀行	全部連結	51.27	51.27	52.61	52.61
ケイマン諸島						
イージス ホールディング (オフショア) LTD.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル (ノース パシフィック) LTD	銀行	全部連結	100	100	100	100
カメルーン						
ソシエテ・ジェネラル カメルーン	銀行	全部連結	58.08	58.08	58.08	58.08
カナダ						
クライノオート ベンソン インターナショナル トラスティーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
SG コンステレーション カナダ LTD.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1) ソシエテ・ジェネラル (カナダ支店)	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル (カナダ)	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル キャピタル カナダ INC	仲介業	全部連結	100	100	100	100
中国						
ALD フォーチュンオート リーシング & レンティング 上海 CO. LTD	専門金融機関	ESI	39.91	39.91	50	50
ソシエテ・ジェネラル (チャイナ) リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル リーシング アンド レンティング CO. LTD	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
コンゴ						
(6) ソシエテ・ジェネラル コンゴ	銀行	全部連結	93.47	0	93.47	0
韓国						
SG セキュリティーズ コリア CO, LTD	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(1) SG ソウル	銀行	全部連結	100	100	100	100
コートジボワール						
ソシエテ・ジェネラル キャピタルセキュリティーズ ウェスト アフリカ	ポートフォリオ運用	全部連結	71.25	71.25	99.98	99.98
ソシエテ・ジェネラル コートジボワール	銀行	全部連結	73.25	73.25	73.25	73.25
クロアチア						
ALD オートモーティブ D.O.O. ZA. OPERATIVNI I FINACIJSKI LEASING	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ALD フリート サービス D.O.O. ZA TRGOVINU I USLUGE	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
キュラソー						
SGA ソシエテ・ジェネラル アクセプタンス N.V	金融機関	全部連結	100	100	100	100
デンマーク						
ALD オートモーティブ A/S	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
NF フリート A/S	専門金融機関	全部連結	63.85	63.85	80	80
(4) ペマ LAST OG- TRAILERUDLEJNING A/S	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(1) SG フィナンス AS デンマーク支店	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100

[前へ](#)[次へ](#)

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2019年	2018年	2019年	2018年	
アラブ首長国連邦							
(1)	ソシエテ・ジェネラル デュバイ	銀行	全部連結	100	100	100	100
スペイン							
	ALD オートモーティブ S.A.U	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	ALTURA MARKETS, SOCIEDAD DE VALORES,SA	仲介業	EJV	50	50	50	50
(1)	ジェネフィム SUCURSAL EN ESPANA	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	REFLEX ALQUILER FLEXIBLE DE VEHICULOS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(4)	セルフトレードバンク SA	仲介業	全部連結	0	100	0	100
	SG エクイップメント ファイナンス イベリア, E.F.C, S.A.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6)	ソックジェン FINANCIACIONES イベリア, S.L.	銀行	全部連結	100	0	100	0
	ソックジェン INVERSIONES FINANCIERAS SA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソシエテ・ジェネラル SUCCURSAL EN ESPANA	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソデプロム	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
エストニア							
	ALD オートモーティブ エスティ AS	専門金融機関	全部連結	59.87	59.87	75.01	75.01
アメリカ合衆国							
	イージス ホールディング (オンショア) INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2)	CGI ファイナンス INC	金融機関	全部連結	0	99.89	0	100
(8)	CGI ノースアメリカ INC.	専門金融機関	全部連結	99.78	99.89	100	100
(2)	クラシック ヨット ドキュメンテーション, INC.	サービス	全部連結	0	99.89	0	100
	リクソー アセット マネジメント ホールディング CORP.	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	リクソー アセット マネジメント INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ エクイティーズ CORP.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ オペレーションナル サービス, INC.	サービス	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ セキュリティーズ ホールディング, LLC	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ セキュリティーズ, LLC	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ, INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG コンステレーション, INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG エクイップメント ファイナンス USA CORP.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG モーゲッジ ファイナンス CORP.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG モーゲッジ セキュリティーズ, LLC	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
(2)	SG リインシュアランス インターメディアリ ブローカレッジ, LLC	保険	全部連結	0	100	0	100
	SG ストラクチャード プロダクツ, INC.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(5)	SGAIF, LLC	金融機関	全部連結	0	100	0	100
	SGAIF, INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(8)	SGB ファイナンス ノース アメリカ INC.	専門金融機関	全部連結	50.94	50.94	100	100
(1)	ソシエテ・ジェネラル (ニューヨーク)	銀行	全部連結	100	100	100	100
(5)	ソシエテ・ジェネラル エナジー LLC	金融機関	全部連結	0	100	0	100
	ソシエテ・ジェネラル フィナンシャル コーポレーション	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル インベスティメント コーポレーション	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル リクイディティ ファンディング, LLC	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2)	テンダー オプション ボンド プログラム (課税対象および免税)	金融機関	全部連結	0	100	0	100
フィンランド							
	アクサス フィンランド OY	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	NF FLEET OY	専門金融機関	全部連結	63.85	63.85	80	80

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
フランス						
29 HAUSSMANN ÉQUILIBRE	ポートフォリオ運用	全部連結	87.1	87.1	87.1	87.1
29 HAUSSMANN EURO RDT	ポートフォリオ運用	全部連結	58.1	58.1	58.1	58.1
29 HAUSMANN SÉLECTION MONDE	ポートフォリオ運用	全部連結	68.7	68.7	68.7	68.7
(2) 9 RUE DES BIENVENUS	不動産および不動産金融	全部連結	0	95.5	0	100
エア バイユ	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
AIX-BORD DU LAC - 3	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
AIX-BORD DU LAC - 4	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
ALD	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	79.82	79.82
ALD オートモーティブ RUSSIE SAS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(6) ALFOTVILLE BAIGNADE	不動産および不動産金融	ESI	40	0	40	0
(5) ALPRIM	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100
AMPERIM	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
(6) ANNEMASSE-ILOT ベルナルド	不動産および不動産金融	ESI	40	0	40	0
アンタリス SA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
アンタレス	不動産および不動産金融	ESI	45	45	45	45
アンタリウス	保険	全部連結	100	100	100	100
ARTISTIK	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
アヴィヴァ インベスターズ リザーブ ヨーロッパ	金融機関	全部連結	69.35	69.35	69.35	69.35
バンク COURTOIS	銀行	全部連結	100	100	100	100
バンク フランセーズ コメルシアル オセアン インディアン	銀行	全部連結	50	50	50	50
バンク KOLB	銀行	全部連結	99.97	99.97	99.97	99.97
バンク レイデルニエール	銀行	全部連結	100	100	100	100
バンク NUGER	銀行	全部連結	100	100	100	100
バンク POUYANNE	銀行	ESI	35	35	35	35
バンク ローヌ アルプス	銀行	全部連結	99.99	99.99	99.99	99.99
バンク TARNEAUD	銀行	全部連結	100	100	100	100
(6) ボーム ルビエール	不動産および不動産金融	ESI	40	0	40	0
(6) ベルリオツ	保険	全部連結	84.05	0	84.05	0
ブルソラマ インベスティスマン	サービス	全部連結	100	100	100	100
ブルソラマ SA	仲介業	全部連結	100	100	100	100
ブレマニー リース SAS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
CARBURATO	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
カレラ	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
CENTRE IMMO PROMOTION	不動産および不動産金融	全部連結	60	60	60	60
CHARTREUX LOT A1	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
CHEMIN DES COMBES	不動産および不動産金融	全部連結	100	95.5	100	100
コンパニー フィナンシエール ドゥ ブルボン	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	100	100
コンパニー フォンシエール ドゥ ラメディタレーヌ(CFM)	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
コンパニー ジェネラル ドゥ ロカシオン デクイップマン	専門金融機関	全部連結	99.89	99.89	99.89	99.89
コント	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
クレディ デュ ノール	銀行	全部連結	100	100	100	100
ダーウイン ディヴェルシフ 0-20	ポートフォリオ運用	全部連結	89.94	89.94	89.94	89.94
ダーウイン ディヴェルシフ 40-60	ポートフォリオ運用	全部連結	79.78	79.78	79.78	79.78
ダーウイン ディヴェルシフ 80-100	ポートフォリオ運用	全部連結	78.34	78.34	78.34	78.34
デカルト トレーディング	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2) DESSUARD	不動産および不動産金融	ESI	0	40	0	40
DISPONIS	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	100	100
ESNI - COMPARTIMENT SG-CREDIT CLAIMS -1	金融機関	全部連結	100	100	100	100
エトワール クリケ 90	金融機関	全部連結	73.52	73.52	73.52	73.52
エトワール ID	金融機関	全部連結	100	100	100	100
エトワール ミュルティ ジェスティオン ヨーロッパ-C	保険	全部連結	51.59	51.59	51.59	51.59
エトワール ヴァリュエール ムワイエン-C	保険	全部連結	61.09	61.09	61.09	61.09
F.E.P. インベスティスマン	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
FCC アルバトロス	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	51	51
フィーダー LYXE ST50 D5	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
フィーダー LYXE ST50 D6	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
(6) フィーダー LYXE ST50 D9	金融機関	全部連結	99.98	0	99.98	0

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
フィーダー リクソー CAC 40	金融機関	全部連結	99.77	99.77	99.77	99.77
フィーダー リクソー CAC40 D2-EUR	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
フィーダー リクソー STOXX 50	金融機関	全部連結	100	100	100	100
フェンウィック リース	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	100	100
フィナンシエール PARCOURS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
フィナンシエール UC	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
フィナシュランス SNC	保険	全部連結	98.89	98.89	99	99
フランフィナンス	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	99.99	99.99
フランフィナンス ロカシオン	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	100	100
GALYBET	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ジェネバンク	銀行	全部連結	100	100	100	100
ジェネカール フランス	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ジェネカール - ソシエテ・ジェネラル ドックールタージュ	保険	全部連結	100	100	100	100
ダシュアランス エ ドゥ リアシュランス	専門金融機関	全部連結	99.64	99.64	99.64	99.64
ジェネコミ フランス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ジェネフィム	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ジェネフィナンス	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ジェネジス I	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ジェネジス II	不動産および不動産金融	全部連結	49.49	45.08	49.49	45.08
ジェネビエール	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ジェネヴァルミ						
(6) ÎLOT AB	不動産および不動産金融	ESI	40	0	40	0
イマプリム アメナジュマン	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
イモビリエール PROMEX	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
(1)(4) イノラ ライフ フランス	保険	全部連結	0	100	0	100
(5) インター ヨーロッパ コンセイス	金融機関	全部連結	0	100	0	100
インベスティール イモビリエ ノルマンディー	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
インベスティスマン 81	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6) JSJ プロモーション	不動産および不動産金融	ESI	45	0	45	0
KOLB インベスティスマン	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(4) ラ バンク ポスタル フィナンスマン	専門金融機関	ESI	0	35	0	35
ラ コルベイエリー	不動産および不動産金融	ESI	24	24	40	40
(5) ラ クロワ ブワゼ	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100
ラフォンシエール ドゥ ラ デファンス	不動産および不動産金融	全部連結	99.99	99.99	100	100
LES ALLÉES DE L' EUROPE	不動産および不動産金融	ESI	34	34	34	34
LES CÉDRÉS BLEUS	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
LES JARDINS D' ALHAMBRA	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
LES JARDINS DE L' ALCAZAR	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
レ メザンジュ	不動産および不動産金融	全部連結	55	55	55	55
(6) LESTROIS LUCS 13012	不動産および不動産金融	全部連結	90.89	0	100	0
LES VILLAS VINCENTI	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
L' HESPEL	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
LOTISSEMENT DES FLEURS	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
リヨン ラ ファブリック	不動産および不動産金融	EJV	50	48.87	50	50
リクソー アセット マネジメント	金融機関	全部連結	100	100	100	100
リクソー GL OVERLAY F	ポートフォリオ運用	全部連結	87.27	87.27	87.27	87.27
リクソー インタメディエーション	仲介業	全部連結	100	100	100	100
リクソー インターナショナル アセット マネジメント	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6) リクソー スカイフォールファンド	保険	全部連結	88.98	0	88.98	0
メディテレーヌ グラン アーク	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50	50
ノルバイユ イモビリエ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ノルバイユ SOFERGIE	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ノルマンディー リアリゼーションズ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ONYX	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
OPCI ソジェキャピモ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
オペラ 72	グループ不動産管理会社	全部連結	99.99	99.99	100	100
ORADEA VIE	保険	全部連結	100	100	100	100
ORPAVIMOB	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
PACTIMO	不動産および不動産金融	全部連結	86	86	86	86
PARCOURS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS ANNECY	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS BORDEAUX	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS IMMOBILIER	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS NANTES	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS STRASBOURG	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS TOURS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PAREL	サービス	全部連結	100	100	100	100
フィリップス メディカル キャピタル フランス	専門金融機関	全部連結	60	60	60	60

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
	ブラグマ	不動産および不動産金融	86	86	100	100
	PRIORIS	専門金融機関	94.89	94.89	95	95
	PROGEREAL SA	不動産および不動産金融	25.01	25.01	25.01	25.01
	PROJECTIM	不動産および不動産金融	60	60	60	60
	レッド & ブラック コンシューマー フランス 2013	金融機関	100	100	100	100
	レッド & ブラック ホーム ローンズ フランス 1	金融機関	100	100	100	100
	RIVAPRIM	不動産および不動産金融	100	100	100	100
	RIVAPRIM リアリゼーション	不動産および不動産金融	100	100	100	100
	S.C.I. DU DOMAINE DE STONEHAM	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SAGEMCOM LEASE	専門金融機関	99.99	99.99	100	100
	サン クレール	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
(6)	SAINTE-MARTHE ÎLOT C	不動産および不動産金融	ESI	40	0	40
(6)	SAINTE-MARTHE ÎLOT D	不動産および不動産金融	ESI	40	0	40
	サン-マルタン 3	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
(8)	SARL CS 72-KERIADENN	不動産および不動産金融	ESI	32.5	32.5	32.5
	SARL D ' AMÉNAGEMENT DU MARTINET	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50
	SARL DE LA COTE D ' OPALE	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35
	SARL DE LA VECQUERIE	不動産および不動産金融	ESI	32.5	32.5	32.5
	SARL EKO BOUAYE	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35
	サール セース クリシー	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SARL AMIENS-AVENUE DU GENARAL FOY	不動産および不動産金融	80	80	100	100
	SAS COPRIM RÉSIDENCES	不動産および不動産金融	100	100	100	100
	SAS ECULLY SO'IN	不動産および不動産金融	75	71.62	75	75
	SAS FOCH SULLY	不動産および不動産金融	90	87.97	90	90
(8)	SAS ロワール アトランティックテルティエール	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SAS MÉRIGNAC OASIS URBAINE	不動産および不動産金融	全部連結	90	90	90
	SAS MS フランス	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40
	SAS NOAHO アメナジュマン	不動産および不動産金融	全部連結	100	95.5	100
	SAS ノルマンディー アビタ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS ノルマンディー レジダンス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS NOYALIS	不動産および不動産金融	ESI	28	28	28
(6)	SAS オデッサ デベロッパマン	不動産および不動産金融	ESI	49	0	49
	SAS パルナス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS プロジェクトイム イモビリエール	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100
	SAS レジデンシャル	不動産および不動産金融	全部連結	68.4	68.4	68.4
	SAS ロアンス ラ トリロジエ	不動産および不動産金融	ESI	41	40.08	41
	SAS SOGEBROWN POISSY	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SAS SOGEMYSJ	不動産および不動産金融	全部連結	51	51	51
	SAS ソジェプロム テルティエール	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS ソジェブリム	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100
	SAS TIR A L ' ARC AMÉNAGEMENT	不動産および不動産金融	EJV	40	40	50
	SAS ツアー D2	不動産および不動産金融	J0	50	50	50
	SAS ZAC DU TRIANGLE	不動産および不動産金融	全部連結	51	48.7	51
	SC アリカンテ 2000	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100
	SC シャーニュー 2000	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100
	SCCV 282 MONTOLIVET 12	不動産および不動産金融	全部連結	51.6	51.6	60
(5)	SCCV 29 ET 31 AVENUE CHARLES DE GAULLE A LA TESTE DE BUCH	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0
	SCCV 3 シャトー	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50
	SCCV ALFORTVILLE MANDELA	不動産および不動産金融	ESI	49	49	49
	SCCV BAHIA	不動産および不動産金融	全部連結	51	48.7	51
(5)	SCCV BLAINVILLE LEMARCHAND	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0
	SCCV BOIS-GUILLAUME PARC DE HALLEY	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
(4)	SCCV ブールグワン 140 ROUTE DE LYON	不動産および不動産金融	全部連結	0	78.2	0
	SCCV ブロン カラヴェール	不動産および不動産金融	EJV	50	47.75	50
	SCCV カーン CASERNE MARTIN	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SCCV カーン パノラミック	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40
	SCCV シャルトル LOT C	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SCCV シャルトル LOT E	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SCCV シャルトル LOTS B-D	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SCCV シティ スクエア	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35
	SCCV CLICHY BRC	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SCCV COURS CLÉMENTEAU	不動産および不動産金融	ESI	28	28	28
	SCCV CUGNAUX-LÉO LAGRANGE	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50
	SCCV EKO GREEN CITY	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35
	SCCV EKO PARK Océane	不動産および不動産金融	ESI	32.5	32.5	32.5
(6)	SCCV ÉPRON-ZAC L'ORÉE DU GOLF	不動産および不動産金融	全部連結	70	0	70
	SCCV ESPACES DE DEMAIN	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
(6)	SCCV ÉTERVILLE ROUTE D'AUNAY	不動産および不動産金融	EJV	50	0	50

[前へ](#)[次へ](#)

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
(6) SCCV EURCONANTES IE	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCCV FAVERGES	不動産および不動産金融	全部連結	80	0	80	0
SCCV GAO	不動産および不動産金融	ESI	32.5	32.5	32.5	32.5
SCCV GIGNAC MOUSSELINE	不動産および不動産金融	全部連結	60.2	60.2	70	70
SCCV GIVORS ROBICHON	不動産および不動産金融	EJV	50	47.75	50	50
(2) SCCV HALLUARD	不動産および不動産金融	ESI	0	35	0	35
SCCV HÉROUVILLE ÎLOT A2	不動産および不動産金融	ESI	33.33	33.33	33.33	33.33
SCCV HOUSE PARK	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
SCCV JA LE HAVRE 22 COTY	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
SCCV JDA OUISTREHAM	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCCV KYMA MÉRIGNAC	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCCV LA MADELEINE SAINT-CHARLES	不動産および不動産金融	EJV	40	40	50	50
SCCV LA PORTE DU CANAL	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCCV LACASSAGNE BRICKS	不動産および不動産金融	ESI	49	49	49	49
SCCV LE BOUSCAT CARRE SOLARIS	不動産および不動産金融	ESI	25	25	25	25
SCCV LE COURTIL	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
(2) SCCV LE SIX	不動産および不動産金融	ESI	0	24.5	0	24.5
SCCV LE TEICH COEUR DE VILLE	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCCV レゼクリヴァン	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
SCCV LES PATIOS D'OR DE FLEURY LES AUBRAIS	不動産および不動産金融	全部連結	64	64	80	80
SCCV レ シュークル	不動産および不動産金融	EJV	50	47.75	50	50
SCCV LESQUIN PARC	不動産および不動産金融	EJV	40	40	50	50
SCCV LILLE-JEAN MACÉ	不動産および不動産金融	ESI	26.72	26.72	33.4	33.4
(6) SCCV LOOS GAMBETTA	不動産および不動産金融	ESI	35	0	35	0
SCCV MARCQ PROJECTIM	不動産および不動産金融	全部連結	64	64	80	80
SCCV MEHUL	不動産および不動産金融	全部連結	60.2	60.2	70	70
SCCV MÉRIGNAC 53-55 AVENUE LEON BLUM	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCCV MONROC-LOT 3	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50	50
SCCV MONTREUIL ACACIA	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	80	80
SCCV NATUREO	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCCV NICE ARENAS	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
SCCV NOISY BOISSIÈRE	不動産および不動産金融	全部連結	51	51	51	51
SCCV PARIS ALBERT	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCCV PARK OCEAN II	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
SCCV PRADES BLEU HORIZON	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50	50
SCCV QUAI DE SEINE A ALFORITVILLE	不動産および不動産金融	全部連結	51	51	51	51
SCCV ROMAINVILLE DUMAS	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
SCCV ROUEN 27 ANGLAIS	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
SCCV ROUSSET - LOT 03	不動産および不動産金融	全部連結	60.2	60.2	70	70
SCCV SAY	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
SCCV SENGHOR	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
(6) SCCV SENSORIUM BUREAUX	不動産および不動産金融	EJV	40	0	50	0
(6) SCCV SENSORIUM LOGEMENT	不動産および不動産金融	EJV	40	0	50	0
(6) SCCV SOGABÎLE DE FRANCE	不動産および不動産金融	全部連結	80	0	80	0
SCCV SOGAB ROMAINVILLE	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	80	80
SCCV SOGEPROM LYON HABITAT	不動産および不動産金融	全部連結	100	97.75	100	100
SCCV SWING RIVE GAUCHE	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50	50
SCCV TALENCE PUR	不動産および不動産金融	全部連結	95	95	95	95
SCCV TASSIN - 190 CDG	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
SCCV ヴェルネゾン - ラザ	不動産および不動産金融	EJV	50	47.75	50	50
SCCV VILLA CHANZY	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
SCCV VILLENAVE D'ORNON GARDEN VO	不動産および不動産金融	ESI	25	25	25	25
SCCV VILLEURBANNE TEMPO	不動産および不動産金融	全部連結	100	92.8	100	100
SCI 1134, AVENUE DE L' EUROPE A CASTELNAU LE LEZ	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50	50
SCI 637 ROUTE DE FRANS	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
(2) SCI ABARITZ	不動産および不動産金融	ESI	0	40	0	40
(2) SCI AGIAN	不動産および不動産金融	ESI	0	40	0	40
(2) SCI ANGLE プロモーション	不動産および不動産金融	ESI	0	38.5	0	38.5
SCI AQPRIM プロモーション	不動産および不動産金融	全部連結	79.8	79.8	50	50
SCI ASC LA BERGEONNERIE	不動産および不動産金融	EJV	42	42	50	50
SCI AVARICUM	不動産および不動産金融	全部連結	99	99	99	99

SCI BOBIGNY HOTEL DE VILLE	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
SCI BORDAUX-20-26 RUE DU COMMERCE	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCI CENTRE IMMO PROMOTION RESIDENCES	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
(2) SCI シャリテ - ジランデール	不動産および不動産金融	EJV	0	50	0	50
SCI CHELLES AULNOY MENDES FRANCE	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
(2) SCI DIAGONALE	不動産および不動産金融	全部連結	0	68	0	75
SCI DREUX LA ROTULE NORD	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
SCI DU 84 RUE DU BAC	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCI DU PARC SAINT ETIENNE	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
SCI ÉTAMPES NOTRE-DAME	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
(2) SCI ÉTRECHY SAINT NICOLAS	不動産および不動産金融	EJV	0	50	0	50
(2) SCI EUROPARC HAUTE BORNE 1	不動産および不動産金融	全部連結	0	51	0	51
SCI EUROPARC ST MARTIN DU TOUCH 2002	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
SCI HEGEL PROJECTIM	不動産および不動産金融	全部連結	68	68	85	85
SCI LA MANTILLA COMMERCE	不動産および不動産金融	全部連結	93	93	100	100
SCI ラ マルケーユ	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCI ラクチュエル	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCI ラヴワジェ	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	80	80
(2)						
SCI LE CERCLE DES ARTS	不動産および不動産金融	ESI	0	37.5	0	37.5
SCI LE DOMAINE DU PLESSIS	不動産および不動産金融	ESI	20	20	20	20
SCI LE HAMEAU DES GRANDS PRES	不動産および不動産金融	EJV	40	40	40	40
SCI LE MANOIR DE JÉRÉMY	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
(8)						
SCI LE PARC DE BORDEROUGE	不動産および不動産金融	全部連結	60	60	60	60
SCI LES BAIGNOTS	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
SCI LES CASTELLINES	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCI LES JARDINS DE LA BOURBRE	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
SCI レ ジャルダン ディリス	不動産および不動産金融	全部連結	60	60	60	60
SCI LES JARDINS DU BLAVET	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
SCI レ ボルテ デュ ルマン	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
SCI レ レジダンス GENEVOISES	不動産および不動産金融	全部連結	90	90	90	90
SCI LIEUSAIN RUE DE PARIS	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCI LINAS COEUR DE VILLE 1	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
SCI LOCMINE-LAMENNAIS	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCI L'ORÉE DES LACS	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
(2)						
SCI リヨン ボン レ	不動産および不動産金融	ESI	0	35	0	35
(2)						
SCI リヨン ジョアンヌ	不動産および不動産金融	EJV	0	47.8	0	50
(2)						
SCI MARSEILLE LE ZÉPHYR	不動産および不動産金融	全部連結	0	55.9	0	65
SCI MONTPELLIER JACQUES COEUR	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50	50
(2)						
SCI PATRIS	不動産および不動産金融	EJV	0	25.8	0	30
(2)						
SCI PORTU ONDOAN	不動産および不動産金融	ESI	0	40	0	40
SCI PROJECTIM HABITAT	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
SCI PROJECTIM MARCQ COEUR DE VILLE	不動産および不動産金融	全部連結	48	48	60	60
SCI PRONY	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCI QUINTEFEUILLE	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCI QUINTESENCE-VALESCURE	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
(2)						
SCI REIMS GARE	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100
SCI RÉSIDENCE DU DONJON	不動産および不動産金融	EJV	40	40	40	40
SCI RHIN ET MOSELLE 1	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
SCI RHIN ET MOSELLE 2	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
SCI RIVAPRIM HABITAT	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
SCI RIVAPRIM RÉSIDENCES	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
SCI RSS INVESTIMMO CÔTE BASQUE	不動産および不動産金融	ESI	20	20	20	20
(8)						
SCI SAINT JEAN	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
SCI SAINT OZEN L'AUMÔNE - L'OISE	不動産および不動産金融	EJV	38	38	38	38
SCI SAINT-DENIS WILSON	不動産および不動産金融	全部連結	60	60	60	60
SCI SCS IMMOBILIER D'ENTREPRISES	不動産および不動産金融	全部連結	52.8	52.8	66	66
SCI SOGECIP	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
SCI SOGETIM	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
SCI SOGEPROM LYON RÉSIDENCES	不動産および不動産金融	全部連結	100	95.5	100	100
(8)						
SCI ストラスブルグ エトワール THUMENAU	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35

[前へ](#)[次へ](#)

所在国	事業	連結方法 [*]	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2019年	2018年	2019年	2018年	
(8)	SCI ストラスブルグ ROUTE DE WASSELONNE	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	SCI TERRES NOUVELLES FRANCILINIENNES	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	80	80
	SCI TOULOUSE CENTREDA 3	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
(2)	SCI VAILLANT COUTURIER	不動産および不動産金融	ESI	0	25	0	25
(2)	SCI VALENCE-CHAMPS DE MARS	不動産および不動産金融	EJV	0	50	0	50
	SCI VELRI	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
	SCI VILLA ÉMILIE	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	SCI VITAL BOUHOT 16-22 NEUILLY SUR SEINE	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	セフィア	専門金融機関	全部連結	99.89	99.89	100	100
	SERVIPAR	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	SG 29 オスマン	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6)	SG アクション ユーロ	保険	全部連結	47.75	0	47.75	0
	SG アクション ユーロ セレクション	金融機関	全部連結	40.05	40.05	40.05	40.05
	SG アクション ユーロ ヴァリュール-C	保険	全部連結	64.94	64.94	64.94	64.94
	SG アクション フランス	ポートフォリオ運用	全部連結	38.14	38.14	38.14	38.14
	SG アクション LUXE-C	保険	全部連結	84.25	84.25	84.25	84.25
	SG アクション MONDE EMERGENT	保険	全部連結	60.05	60.05	60.05	60.05
	SG アクション US	ポートフォリオ運用	全部連結	65.06	65.06	65.06	65.06
(6)	SG アクション US テクノ	保険	全部連結	85.08	0	85.08	0
	SG キャピタル デヴェロップマン	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
(5)	SG ユーロピアン モーゲッジ インベスティメント	金融機関	全部連結	0	100	0	100
	SG フィナンシャル サービス ホールディング	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	SG フレックシブル	ポートフォリオ運用	全部連結	92.48	92.48	92.48	92.48
	SGリクソール ガヴァメント ボンド ファンド	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	SGリクソール LCR ファンド	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	SG MONE TRESO-E	保険	全部連結	98.62	98.62	98.62	98.62
	SG モネテール プラスE	金融機関	全部連結	58.93	58.93	58.93	58.93
	SG OBLIG ÉTAT EURO-R	保険	全部連結	79.94	79.94	79.94	79.94
(6)	SG OBLIGATIONS	保険	全部連結	82.92	0	82.92	0
	SG OPCIMMO	不動産および不動産金融	全部連結	97.95	97.95	97.95	97.95
	SG オプション ヨーロッパ	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	SG ヴァローラ アルファ アクション フランス	金融機関	全部連結	72.77	72.77	72.77	72.77
	SGB フィナンス S.A.	専門金融機関	全部連結	50.94	50.94	51	51
	SGEF SA	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGI 10-16 VILLE L' ÉVÊQUE	保険	全部連結	100	100	100	100
	SGI 1-5 ASTORG	保険	全部連結	100	100	100	100
	SGIホールディング SIS	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
	SGI パシフィック	保険	全部連結	86.17	86.17	89.53	89.53
	SNC COEUR SEME モンブレジール	不動産および不動産金融	ESI	30	25.5	30	30
	SNC コプリム レジデンス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SNC D'AMÉNAGEMENT FORUM SEINE ISSY LES MOULINEAUX	不動産および不動産金融	EJV	33.33	33.33	33.33	33.33
(2)	SNC ISSY フォーラム 10	不動産および不動産金融	EJV	0	33.33	0	33.33
	SNC ISSY フォーラム 11	不動産および不動産金融	EJV	33.33	33.33	33.33	33.33
	SNC NEUILLY ÎLE DE LA JATTE	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	SNC プロモセース	不動産および不動産金融	EJV	33.33	33.33	33.33	33.33
	ソシエテ アノニム ドゥ クレディ ア リンダストリ フランセーズ(CALIF)	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ シヴィル イモビリエール CAP THALASSA	不動産および不動産金融	ESI	45	45	45	45
	ソシエテ シヴィル イモビリエール CAP VEYRE	不動産および不動産金融	ESI	50	50	50	50
	ソシエテ シヴィル イモビリエール DE DIANE	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ シヴィル イモビリエール DE PIERLAS	不動産および不動産金融	ESI	28	28	28	28
	ソシエテ シヴィル イモビリエール デ コンボ ドゥ ティグリ	不動産および不動産金融	全部連結	99.99	99.99	100	100
	ソシエテ シヴィル イモビリエール DOMAINE DURANDY	不動産および不動産金融	ESI	25	25	25	25
	ソシエテ シヴィル イモビリエール ERICA	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ シヴィル イモビリエール ESTÉREL TANNERON	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ シヴィル イモビリエール フォントネー	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	- エスティアンヌ ドーヴ	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	ソシエテ シヴィル イモビリエール GAMBETTA DÉFFENSE V	不動産および不動産金融	ESI	20	20	20	20
	ソシエテ シヴィル イモビリエール LE BOTERO	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ シヴィル イモビリエール LES HAUTS DEL ' ESTAQUE	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	ソシエテ シヴィル イモビリエール LES HAUTS DE SEPTEMES	不動産および不動産金融	ESI	25	25	25	25
	ソシエテ シヴィル イモビリエール MIRECRAU	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	ソシエテ シヴィル イモビリエール NAXOU	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ シヴィル イモビリエール TOULDI	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ シヴィル イモビリエール VERT COTEAU	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	ソシエテ ドゥ プルス ギルバート デュボン	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ ドゥ ラ リュ エドアルド VII	ポートフォリオ運用	全部連結	99.91	99.91	99.91	99.91
	ソシエテ デ テレン エ イムブルバリジアン(STIP)	グループ不動産管理会社	全部連結	99.98	99.98	100	100
	ソシエテ DU PARC D ACTIVITÉ DE LA VALENTINE	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ アン ノム コレクティブ パルナス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100

ソシエテ フィナンシエール ダナリズ エ ドゥ ジェスティオン	金融機関	全部連結	100	100	100	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
ソシエテ・ジェネラル	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル キャピタル ファイナンス	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル キャピタル パルトネール	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル ドゥ バンク オ アンティリス	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル ファクタリング	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル パルティシパシオン インダストリエール	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル プール ル デヴェロップマン デゾペラシオン デ クレディ-バイユ イモビリエール ソジェバイユ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル リアル エステート	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル SCF	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービスズ ホールディン グ	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラルSFH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ イモビリエール デュ 29 ブルパール オスマン	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ イモビリエール ウルビ エ オルビ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ レビソソ	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
ソシエテマルセイーズ ドゥ クレディ	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソジェ ボジョワール	グループ不動産管理会社	全部連結	99.99	99.99	100	100
ソジェ ペリヴァル I	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェ ペリヴァル II	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェ ペリヴァル III	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェ ペリヴァル IV	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
SOGEACT. SELEC. MON.	ポートフォリオ運用	全部連結	99.78	99.78	99.78	99.78
ソジェキャンパス	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップ	保険	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップ-ダイヴァーシファイド ローンズ ファンド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップ ダイヴァーシファイ I	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
(6) ソジェキャップ エクイティ オーバーレイ (フィーダー)	保険	全部連結	100	0	100	0
ソジェキャップ ロング ターム N°1	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップモ 2	保険	全部連結	89.39	89.39	90.84	90.84
ソジェフィム ホールディング	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソジェフィミュール	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェフィナンスマン	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェフィナーグ SG プール ル フィナンスマン	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
デ インベスティスマン エコノミサン レネルジー	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェフオントネー	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェリース フランス	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェマルシェ	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェバルティシパシオン	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム アルベス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム アルベス アビタト	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム サントル-ヴァル デロワール	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム CVL セルヴィス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム アントルブリーズ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
(5) ソジェプロム アントルブリーズ レジオン	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100
ソジェプロム アビタ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム リオン	不動産および不動産金融	全部連結	100	85	100	85
ソジェプロム パルトネール	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム レジデンス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム サービス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム シュド レアリザシオン	不動産および不動産金融	全部連結	90.9	90.9	100	100
ソジェシュール	保険	全部連結	100	100	100	100
ソジェヴィンモ	グループ不動産管理会社	全部連結	85.55	85.55	85.55	85.55
ST BARNABE 13004	不動産および不動産金融	EJV	43	43	50	50
スター リース	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(8) STRACE	不動産および不動産金融	ESI	20	20	20	20
テムシス	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(2) ウルバニスム エ コマース	不動産および不動産金融	全部連結	0	99.88	0	99.88
ウルバニスム エ コマース プロモーション	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ヴァルミンベスト	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
(6) VG プロモーション	不動産および不動産金融	ESI	35	0	35	0
VILLA D' ARMONT	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
ガーナ						
ソシエテ・ジェネラル ガーナ リミテッド	銀行	全部連結	60.22	60.22	60.22	60.22
ジブラルタル						
アンブロス (ジブラルタル ノミニー) リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
SG クラインオート アンブロス バンク(ジブラルタル) リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
ギリシャ						
ALD オートモーティブ S.A. リース オブ カーズ	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ギニア						
SG ドゥ バンク アン ギニー	銀行	全部連結	57.94	57.94	57.94	57.94

[前へ](#)[次へ](#)

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2019年	2018年	2019年	2018年	
赤道ギニア							
	ソシエテ・ジェネラル ドゥ バンク アン ギニー エクアトリアル	銀行	全部連結	52.44	52.44	57.23	57.23
香港							
(1)(2)	デカルト トレーディング 香港支店	金融機関	全部連結	0	100	0	100
	SG アセット ファイナンス (香港) リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(6)	SG コーポレート ファイナンス (アジア・パシフィック)	金融機関	全部連結	100	0	100	0
	リミテッド						
	SG コーポレート ファイナンス (香港)	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ファイナンス (アジア・パシフィック) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ファイナンス (香港) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG 香港	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG セキュリティーズ (香港) LTD	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	SG セキュリティーズ (香港) ノミニーズ LTD	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	SG セキュリティーズ アジア インターナショナル ホールディングス LTD (香港)	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル アジア LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	TH インベストメント (香港) 1 リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	TH インベストメント (香港) 2 リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	TH インベストメント (香港) 5 リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ハンガリー							
	ALD オートモーティブ マジャールオルザグ AUTOPARK-KEZELO ES FINANSZIROZO KORLATOLT FELELOSSEGU TARSASAG	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ジャージー島							
	エルムフォード リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	ハノム I リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ハノム II リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ハノム III リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	JD コーポレート サービス リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	クライノオート ベンソン カストディアン サービス リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
(7)	リクソー マスター ファンド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ニューミード トラストィーズ リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ハンブロス (ファウンデーションズ) LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ハンブロス ノミニーズ (ジャージー) LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンブロス バンク (CI) リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンブロス コーポレート サービス (シャネル諸島) リミテッド	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンブロス トラスト カンパニー (シャネル諸島) LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGKH トラストィーズ (シャネル諸島) リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	ソレンティス インベストメント ソリューションズ PCC	金融機関	全部連結	100	100	100	100
マン島							
	KBBIOMリミテッド	銀行	全部連結	50	50	50	50
	KBTIOMリミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
ガーンジー							
	アラミス II セキュリティーズ CO. LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	CDS インターナショナル リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	グランジュ ノミニー リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ガーンジー フィナンシャル アドヴァイザリー サービス リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ガーンジー ノミニー リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	アンブロス (ガーンジー ノミニー) リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	HTG リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	K.B.(C.I.) ノミニー リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ミソン ノミニー リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG アンブロス バンク (シャネル諸島) LTD ガーンジー支店	銀行	全部連結	100	100	100	100
英領バージン諸島							
	TSG ホールディング リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	TSG マネジメント リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	TSG サービス リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
インド							
	ALD オートモーティブ プライベート リミテッド	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1)	SG ムンバイ	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル グローバル ソリューションセンター プライベート	サービス	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ インディア プライベート リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2019年	2018年	2019年	2018年	
アイルランド							
(4)	ALD RE デジグネーテッド アクティヴィティカンパニー	保険	全部連結	79.82	79.82	100	100
	イノラ ライフLTD	保険	全部連結	0	100	0	100
	イリス II SPV デジネーテッド アクティヴィティカンパニー	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	メリオン フリート ファイナンス リミテッド	金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	メリオン フリート マネジメント リミテッド	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1)	SG ダブリン	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンブロス プライベート インベストメント オフィス サービス リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SGBT ファイナンス アイルランド デジグネーテッド アクティヴィ ティカンパニー	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル ヘッジング デジグネーテッド アクティヴィ ティカンパニー	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス (アイルランド) LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
イタリア							
	ALD オートモーティブ イタリア S.R.L	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	フィディタリア S.P.A	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	フレール リーシング SPA	専門金融機関	全部連結	73.85	73.85	73.85	73.85
	SG エクイップメント ファイナンス イタリアー S.P.A.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ファクタリング SPA	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG リーシング SPA	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG ミラン	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソジェキャップ SA RAPPRESENTANZA GENERALE PER L'ITALIA	保険	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス S.P.A.	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソジェシュール SA	保険	全部連結	100	100	100	100
日本							
	リクソー アセット マネジメント ジャパン CO LTD	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG 東京	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1)(2)	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ (ノース パシフィッ ク) LTD, 東京支店 ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ ジャパン リミテッド	銀行	全部連結	0	100	0	100
		仲介業	全部連結	100	100	100	100
ラトビア							
	ALD オートモーティブ SIA	専門金融機関	全部連結	59.86	59.86	75	75
レバノン							
(3)	SG ドゥ バンク オ リバン	銀行	ESI	16.79	16.79	16.85	16.85
リトアニア							
	UAB ALD オートモーティブ	専門金融機関	全部連結	59.86	59.86	75	75
ルクセンブルグ							
(6)	AF EMG MK HD CURR-CLASSE C-LU0907913460	保険	全部連結	47.7	0	47.7	0
	ALDインターナショナル サービス S.A.	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(2)	AXA IM FIIS US SH.DUR.HIGH YIELD A DIS H	専門金融機関	全部連結	0	50.58	0	50.58
	アクサス ルクセンブルグ SA	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	パートン キャピタルSA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6)	キャンドリアム ボンド ユーロ ハイイールド -LU1010337324	保険	全部連結	45.35	0	45.35	0
(6)	CODEIS COMPARTIMENT A0084	保険	全部連結	100	0	100	0
	CODEIS COMPARTIMENT A0076	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	CODEIS セキュリティーズ S.A.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	COVALBA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6)	フィデルティ ファンドEUR HY IQ-LU0954694930	保険	全部連結	49.6	0	49.6	0
	G ファイナンス ルクセンブルグ SA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	IVEFI S.A.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	LX フィナンツ S.A.R.L.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6)	リクソー ユーロ6M-CLASS SI	保険	全部連結	64.37	0	64.37	0
(6)	リクソーファンド ソリューションズ	金融機関	全部連結	100	0	100	0
	パイオニア インベストント ダイバーシファイド ローンズファンド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	レッド & ブラック オート リース ジャーマニー 2 SA	金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(6)	サリンジャーS.A	銀行	全部連結	100	0	100	0
	SG イシューアー	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGBT アセット ベースト ファンディング SA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGBTICI	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル バンク & トラスト	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル キャピタル マーケット ファイナンス	銀行	全部連結	100	100	100	100

[前へ](#)

[次へ](#)

所在国	事業	連結方法 [*]	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
ソシエテ・ジェネラル ファイナンス アンド ディストリビューション	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル ライフインシュアランス ブローカー SA	保険	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル プライベート ウェルズ マネジメント S.A.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル RE SA	保険	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ イモビリエール DE L'ARSENAL	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェライフ	保険	全部連結	100	100	100	100
マケドニア						
(4) OHRIDSKA BANKA AD SKOPJE	銀行	全部連結	0	74.53	0	75.38
マダガスカル						
BANKY FAMPANDROSOANA VAROTRA SG	銀行	全部連結	70	70	70	70
マルタ						
(8) LNG マルタ インベスティメント 1 リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(8) LNG マルタ インベスティメント 2 リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
モロッコ						
ALD オートモーティブ SA マロック	専門金融機関	全部連結	36.57	36.57	50	50
アテナ クールタージュ	保険	全部連結	58.17	58.45	99.93	99.93
フォンシンモ	グループ不動産管理会社	全部連結	57.58	57.57	100	100
ラ マロケース ヴィ	保険	全部連結	79.19	89.03	99.98	99.98
SG マロケース ドゥ バンク	銀行	全部連結	57.58	57.57	57.58	57.57
ソシエテ デクイップマンドメスティーク エ マネジャーEQDOM	専門金融機関	全部連結	30.93	30.93	53.72	53.72
ソシエテ・ジェネラル ドゥ リーシング オ マロック	専門金融機関	全部連結	57.58	57.57	100	100
ソシエテ・ジェネラル タンジェ オフショア	金融機関	全部連結	57.51	57.5	99.88	99.88
ソジェキャピタル ジェスティオン	金融機関	全部連結	57.54	57.53	99.94	99.94
ソジェキャピタル プレイメント	ポートフォリオ運用	全部連結	57.56	57.55	99.96	99.96
(8) ソジェフィナンスマン マロック	専門金融機関	全部連結	57.58	57.57	100	100
モーリシャス						
SG セキュリティーズ ブローキング (M) リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100	100
メキシコ						
ALD オートモーティブ S.A. DE C.V.	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ALD フリート S.A. DE CV SOFOM ENR	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
SGFP メキシコ, S.A. DE C.V.	金融機関	全部連結	100	99.98	100	100
モルドバ						
(4) モビアスバンカ グループ ソシエテ・ジェネラル	銀行	全部連結	0	79.93	0	87.9
モナコ						
(1) クレディ デュノール - モナコ	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1) SMC モナコ	銀行	全部連結	100	100	100	100
(6) ソシエテ デ バンク モナコ	銀行	全部連結	100	0	100	0
(1) ソシエテ・ジェネラル (シュエキュルサル モナコ)	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング (モナコ)	銀行	全部連結	100	100	100	100
モンテネグロ						
(4) ソシエテ・ジェネラル バンカ モンテネグロ A.D.	銀行	全部連結	0	90.56	0	90.56
ノルウェー						
ALD オートモーティブ AS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
NF フリートAS	専門金融機関	全部連結	63.85	63.85	80	80
SG フィナンス AS	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ニューカレドニア						
クレディカル	専門金融機関	全部連結	87.07	87.07	96.64	96.64
ソシエテ・ジェネラル カレドニアンス ドゥ バンク	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
オランダ						
アルヴァレンガ インベスティメント B.V.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
アステロルド B.V.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
アクサスフィナンス NL B.V.	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
アクサス ネーデルランド BV	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ブリガントニア インベスティメント B.V.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6) CAPEREA B.V.	専門金融機関	全部連結	100	0	100	0
COPARER ホールディング	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
HERFSTTAFEL INVESTMENTS B.V.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
HORDLE FINANCE B.V.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
MONTALIS INVESTMENT BV	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1) SG アムステルダム	銀行	全部連結	100	100	100	100
SG エクイップメント フィナンス ベネルックス BV	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェリース B.V.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェリース フィルムス	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
TYNEVOR B.V.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ポーランド						
ALD オートモーティブ ボルスカ SP Z O.O.	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(4) ユーロ バンク S.A.	銀行	全部連結	0	99.99	0	99.99

(4)	ペマ ポルスカ SP.Z 0.0.	サービス	全部連結	0	100	0	100
	SG エクイップメント リーシング ポルスカ SP Z.0.0.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソシエテ・ジェネラルS.A. ODDZIAL W POLSCE	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソジェキャップ SPOLKA AKCYJNA ODDZIAL W POLSCE	保険	全部連結	100	100	100	100
(1)	SOGESSUR SPOLKA AKCYJNA ODDZIA W POLSCE	保険	全部連結	100	100	100	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2019年	2018年	2019年	2018年
仏領ポリネシア						
バンク ドゥ ポリネジー	銀行	全部連結	72.1	72.1	72.1	72.1
ソジェリース BDP SAS	専門金融機関	全部連結	72.1	72.1	100	100
ポルトガル						
SGALD AUTOMOTIVE SOCIEDADE GERAL DE COMERCIO E ALUGUER DE BENZ SA	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
チェコ共和国						
ALD オートモーティブSRO	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
CATAPS	サービス	ESI	0.61	0.61	40	40
ESSOX SRO	専門金融機関	全部連結	80	80	100	100
ファクタリング KB	金融機関	全部連結	60.73	60.73	100	100
KB PENZIJNI SPOLECNOST, A.S.	金融機関	全部連結	60.73	60.73	100	100
KB リアル エステート	不動産および不動産金融	全部連結	60.73	60.73	100	100
(6) KB スマート ソリューションズ,S.R.O.	銀行	全部連結	60.73	0	100	0
コメルチニ バンカ A.S	銀行	全部連結	60.73	60.73	60.73	60.73
コメルチニ POJISTOVNA A.S	保険	全部連結	80.76	80.76	100	100
MODRA PYRAMIDA STAVEBNI SPORITELNA AS	金融機関	全部連結	60.73	60.73	100	100
(4) PEMA PRAHA SPOL. S.R.O.	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
PROTOS	金融機関	全部連結	60.73	60.73	100	100
SG エクイップメント ファイナンス チェコ リバブリックS.R.O.	専門金融機関	全部連結	80.33	80.33	100	100
ソジェプロム CESKA REPUBLIKA S.R.O.	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム MICHLE S.R.O.	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
STD2, A.S.	グループ不動産管理会社	全部連結	60.73	60.73	100	100
VN 42	不動産および不動産金融	全部連結	60.73	60.73	100	100
ルーマニア						
ALD オートモーティブ SRL	専門金融機関	全部連結	75.89	75.89	100	100
BRD - グループ ソシエテ・ジェネラル SA	銀行	全部連結	60.17	60.17	60.17	60.17
BRD アセットマネジメントSAI SA	ポートフォリオ運用	全部連結	60.15	60.15	99.97	99.97
BRD ファイナンス IFN S.A.	金融機関	全部連結	80.48	80.48	100	100
S.C. BRD ソジェリース IFN S.A.	専門金融機関	全部連結	60.17	60.17	100	100
S.C. ロガリウ イモビリエールS.R.L.	不動産および不動産金融	全部連結	75	75	75	75
ソシエテ・ジェネラル ユーロビアンビジネス サービス S.A.	サービス	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム ルーマニアSRL	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
(1) SOGESSUR S.A PARIS-SUCURSALA BUCURESTI	保険	全部連結	100	100	100	100
英国						
ACR	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ALD オートモーティブ グループ リミテッド	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ALD オートモーティブ リミテッド	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(2) ALD ファンディング リミテッド	専門金融機関	全部連結	0	79.82	0	100
(1) ブリガンティア インベスティメント B.V.(英国支店)	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1) デカルト トレーディング ロンドン支店	金融機関	全部連結	100	100	100	100
フェンチャーチ ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
フランク ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1) HORDLE ファイナンスB.V.(英国支店)	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2) JWB リース ホールディング リミテッド	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
JWB リーシング リミテッド パートナースhip	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
KBIM スタンドバイ ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
KBPB ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
KH カンパニー セクレタリーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
クライノオート ペンソン ファームランド トラスト (マネジャーズ) リミテッド	銀行	全部連結	75	75	75	75
ラングボーン ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
リクソー アセット マネジメント UK LLP	金融機関	全部連結	100	100	100	100
マグバイ ローズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
ピコ ウェストウッド リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
ロバート ペンソン、ロンズデール&CO(カナダ)リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
セント メルローズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
SG(マリタイム)リーシング リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
SG エクイップメント ファイナンス (ディセンバー) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2) SG エクイップメント ファイナンスリーシングリミテッド	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(2) SG エクイップメント ファイナンスオペレーティングリーシ ングリミテッド	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(2) SG エクイップメント ファイナンスレンタル リミテッド	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
SG フィナンシャル サービス リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
SG ハンプロス (ロンドン) ノミニーズ リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
SG ハンプロス トラスト カンパニー LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
SG ヘルスケア ベネフィッツ トラスティー カンパニー リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100

[前へ](#)[次へ](#)

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2019年	2018年	2019年	2018年	
	SG インベスティメント リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンプロス バンク リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンプロス リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンプロス トラスト カンパニー (UK) リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG リーシング(アセット) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(8)	SG リーシング(セントラル 1) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG リーシング(セントラル 3) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2)	SG リーシング(ディセンバー) リミテッド	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
	SG リーシング(ジェムズ) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG リーシング(ジューン) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG リーシング (マーチ) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG リーシング(USD) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGリーシング (ユーティリティーズ) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG リーシング IX	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG ロンダーズ	銀行	全部連結	100	100	100	100
(8)	SGFLD リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソクジェン ノミニーズ(UK) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル エクイップメント ファイナンス リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル インターナショナル リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル インベスティメント (U.K.) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ストラブル ノミニーズ リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2)	タロス ホールディングLTD	金融機関	全部連結	0	100	0	100
(2)	タロス セキュリティーズ LTD	仲介業	全部連結	0	100	0	100
(1)	TH インベスティメント (香港) 2 リミテッド(英国支店)	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	TYNEVOR B.V. (英国支店)	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ロシア連邦							
	ALD オートモーティブ 000	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	クローズド ジョイント ストック カンパニー SG ファイナンス	専門金融機関	全部連結	99.97	99.95	100	100
(5)	コマーシャル バンク デルタクレジット ジョイント ストック カンパニー	銀行	全部連結	0	99.95	0	100
	クレジット インスティテューション OBYEDINYONNAYA RASCHOTNAYA SISTEMA	金融機関	全部連結	99.97	99.95	100	100
	JSC TELSUYKOM	サービス	全部連結	99.97	99.95	100	100
	LLC ラスファイナンス	銀行	全部連結	99.97	99.95	100	100
	LLC ラスファイナンス バンク	銀行	全部連結	99.97	99.95	100	100
	PJSC ロスバンク	銀行	全部連結	99.97	99.95	99.97	99.95
	RB ファクタリングLLC	専門金融機関	全部連結	99.97	99.95	100	100
	RB リーシング LLC	専門金融機関	全部連結	99.97	99.95	100	100
	RB サービス LLC	グループ不動産管理会社	全部連結	99.97	99.95	100	100
	RB スペシャライズド デポジタリー LLC	金融機関	全部連結	99.97	99.95	100	100
	ソシエテ・ジェネラル STRAKHOVANIE LLC	保険	全部連結	99.99	99.99	100	100
	ソシエテ・ジェネラル STRAKHOVANIE ZHIZNI LLC	保険	全部連結	99.99	99.99	100	100
セネガル							
	ソシエテ・ジェネラル セネガル	銀行	全部連結	64.45	64.45	64.87	64.87
セルビア							
	ALD オートモーティブ D.O.O ベオグラード	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(4)	ソシエテ・ジェネラル バンカ SRBIJA A.D. ベオグラード	銀行	全部連結	0	100	0	100
(4)	ソジェリース SRBIJA D.O.O.	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
シンガポール							
	SG マーケッツ (SEA) PTE. LTD.	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	SG セキュリティーズ (シンガポール) PTE. LTD.	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG シンガポール	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG トラスト (アジア) LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
スロバキア							
	ALD オートモーティブ スロバキア S.R.O	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	ESSOX ファイナンス S.R.O	専門金融機関	全部連結	80	80	100	100
(1)	コメルチニ バンカ プラティスラヴァ	銀行	全部連結	60.73	60.73	100	100
(5)	ベマ スロバキア SPOL.S.R.O.	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(1)	SG エクイップメント ファイナンス チェコ リパブリック S.R.O.	専門金融機関	全部連結	80.33	80.33	100	100
	ORGANIZACNA ZLOZKA (スロバキア)						
スロベニア							
	ALD オートモーティブ オペレーショナル リーシング D00	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(4)	SKB リーシング D.O.O.	専門金融機関	全部連結	0	99.73	0	100
(4)	SKB バンカ D.D.LJUBLJANA	銀行	全部連結	0	99.73	0	99.73

(4)	SKB リーシング セレクト D.O.O.	専門金融機関	全部連結	0	99.73	0	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日	2018年	12月31日	2018年
スウェーデン						
ALD オートモーティブ AB	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
NF フリート AB	専門金融機関	全部連結	63.85	63.85	80	80
(4) ベマ トラック- OCH TRAILERUTHYRNING AB	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(1) SG フィナンス AS スウェーデン支店	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1) ソシエテ・ジェネラル SA BANKFILIAL SVERIGE	銀行	全部連結	100	100	100	100
スイス						
ALD オートモーティブ AG	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(4) ベマ トラック- UND TRAILERVERMIETUNG GMBH	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(8) ロスバンク (スイス)	銀行	全部連結	99.97	99.95	100	100
SG エキップメント フィナンス シュワイツ AG	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1) SG チューリッヒ	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング(スイス) S.A.	銀行	全部連結	100	100	100	100
台湾						
(1) SG セキュリティーズ(香港) リミテッド台北支店	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(1) SG 台北	銀行	全部連結	100	100	100	100
チャド						
ソシエテ・ジェネラル チャド	銀行	全部連結	56.86	56.86	67.83	67.83
タイ						
ソシエテ・ジェネラル・セキュリティーズ (タイ) LTD.	仲介業	全部連結	100	100	100	100
トーゴ						
(1) ソシエテ・ジェネラルトーゴ	銀行	全部連結	90.98	89.64	100	100
チュニジア						
ユニオンインターナショナル ドゥ バンク	銀行	全部連結	55.1	55.1	52.34	52.34
トルコ						
ALD オートモーティブ ツーリズム ティカレ アノニム シルケッティ	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1) SG イスタンブール	銀行	全部連結	100	100	100	100
ウクライナ						
ALD オートモーティブ ウクライナ リミテッド ライアビリティ カ ンパニー	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100

* J0:共同支配事業、EJV:持分法(共同支配企業)、ESI:持分法(重要な影響力)、EFS:簡略法としての持分法(重要性がないため簡略持分法を使用)して連結されている当グループが支配する企業)

- (1) 支店
- (2) 清算した事業体
- (3) 連結除外(支配または重要な影響力の喪失)
- (4) 売却した事業体
- (5) 合併
- (6) 新規連結
- (7) 30のファンドを含む。
- (8) 清算中

フランスの会計基準設定主体であるANCの2016年12月2日付の規則2016-09により要求されている連結範囲および持分投資に関する追加情報は、ソシエテ・ジェネラル・グループの次のウェブサイトです。

<https://www.societegenerale.com/en/investors>

[前へ](#)

[次へ](#)

注8.7 法定監査人に対する監査報酬

ソシエテ・ジェネラル・グループの連結財務諸表は、ミシャ ミサキアン氏が代表をしているアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルおよびジャンーマルク ミケラー氏が代表をしているデロイト・アンド・アソシエの共同監査を受けている。

取締役会の提案を受けて、またソシエテ・ジェネラルの監査および内部統制委員会（CACI）の勧告に従って、2018年5月23日に開催された年次株主総会は、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルを指名し、デロイト・アンド・アソシエの任用を6年間更新した。

監査の改革に関する欧州規則に従って、CACIは法定監査人（SACC）及びそのネットワークの非監査サービスに係る特定の承認方針を実行し、そのミッションの開始前にそのコンプライアンスを検証している。

SACCの統合（承認または否認）は、CACIの会議の都度提出されている。

ミッションの種類別（監査または非監査）の報酬は毎年CACIに提出され、レビューを受けている。

最後に、事業体の財務部および事業部門は、デロイト・アンド・アソシエおよびアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルが行う監査の質の評価を毎年行っている。この調査の結論は、CACIに提示されている。

損益計算書に開示された法定監査人の報酬の金額

(単位：百万ユーロ、付加価値税を除く)		アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル		デロイト・アンド・アソシエ		合計	
		2019 ⁽¹⁾	2018	2019 ⁽²⁾	2018	2019	2018
親会社および連結決算の法定監査、検証および調査	発行体 完全連結子会社	4 16	4 16	7 12	7 12	11 28	11 28
小計 監査		20	20	19	19	39	39
非監査サービス(SACC)	発行体 完全連結子会社	0 1	2 1	2 1	1 2	2 2	3 3
合計		21	23	22	22	43	45

(1) アーンスト・アンド・ヤングのネットワーク13百万ユーロを含む。

(2) デロイトのネットワーク10百万ユーロを含む。

今年法定監査人が提供した非監査サービスは、主に規制上の要求事項に関するコンプライアンス・レビューのミッション、ISAE基準（保証業務に関する国際基準）を重視したフレームワーク内の内部統制のミッション、証明書またはEFP宣言書（EFP：特別財務業績）の発行の範囲内の合意された手続および補完的監査のフレームワーク内の監査業務から構成されている。またその中には特別に独占的に法定監査人に1百万ユーロで委託した非監査業務も含まれる。

[前へ](#)

[次へ](#)

注9 リスクおよび訴訟に関する情報

当グループは、重大なリスクのある係争について四半期毎に詳細なレビューを行っている。これらの係争により、当グループが最低限同等の価値を交換に受け取ることなく第三者の便益のために資源の流出を生じさせる可能性が高いか確実である場合、引当金を計上することになる。これらの訴訟引当金は、貸借対照表の負債の「引当金」に含まれる「その他の引当金」の中に分類されている。

本章において記載された係争の一つ一つについて、それを開示することが問題の係争の結果に深刻な不利益を与える可能性がある場合には、個別の引当金の計上あるいはその金額に関する詳細な情報を開示することはできない。

- 2012年10月24日、パリ控訴院は、ジェローム・ケルビエルを背任、コンピューター システムへの不正アクセス、偽造および偽造文書の使用に関して有罪として、2010年10月5日付で言い渡された一審判決を承認した。ジェローム・ケルビエルは、懲役5年執行猶予2年の判決が言い渡され、当行の損害に対する賠償として4.9十億ユーロの支払いが命じられた。2014年3月19日において、最高裁判所は、ジェローム・ケルビエルの刑事責任を認めた。かかる判決により、刑事訴訟は終結した。民事訴訟において、ベルサイユ控訴院は2016年9月23日、ジェローム・ケルビエルのソシエテ・ジェネラルが被った損害について専門家による決定を求める要求を棄却し、彼の犯罪行為の結果、当行が被った会計上の損失は4.9十億ユーロであることを確認した。また、ソシエテ・ジェネラルに対する損害に関してジェローム・ケルビエルに一部責任があることを宣告し、1百万ユーロをソシエテ・ジェネラルに支払うように命じた。ソシエテ・ジェネラルとジェローム・ケルビエルは、最高裁判所に控訴しなかった。ソシエテ・ジェネラルはこの判決がその税務状況には影響はないと考えている。しかし、2016年9月に経済・財務相が示唆したように、税務当局はこの帳簿上の損失の税務上の影響を調査し、ジェローム・ケルビエルの訴訟によって生じる4.9十億ユーロの金額の損金算入を問題にしようとしていることを示唆した。この税務上の修正案は直ちに影響することではなく、ソシエテ・ジェネラルがその課税所得からの損失により生じる繰越欠損金を控除するポジションにあるときに税務当局から送付される更正通知によって確かめなければならないであろう。そのような状況は銀行の予想によれば数年間は起こらないと思われる。フランスの最高行政裁判所(「*Conseil d'État*」)の2011年の意見書およびこの点に対して最近確認された確立した判例を考慮すれば、ソシエテ・ジェネラルは相当する繰延税金資産を計上する必要はないと考えている。当局が適当な時に彼らのポジションを確認することを決めた場合には、当然にソシエテ・ジェネラル・グループは管轄裁判所に対してその権利を主張することになるであろう。2018年9月20日に言い渡された決定により、刑事訴訟審査裁判所の調査委員会は、さらに刑事告訴の再開を正当化できるような新たな要素あるいは事実がないことを確認し、ジェローム・ケルビエルの刑罰に対し彼が2015年5月に提訴した要請は承認できないことを宣告した。
- 2003年から2008年の間、ソシエテ・ジェネラルは、ターキッシュ グループ ゴルダスと金の保管委託枠を設定していた。2008年2月に、ソシエテ・ジェネラルは、ゴルダスで保管している金の不正および横領のリスクに対する警告を受けた。これらの疑惑は、ゴルダスにより466.4百万ユーロに値する金の支払いまたは返金が行われなかったのを受けて、直ちに裏付けられた。ソシエテ・ジェネラルは、その保険会社および様々なゴルダス・グループの事業体に対して民事訴訟を提訴した。一方ゴルダスは、トルコおよび英国においてソシエテ・ジェネラルに対して様々な訴訟を提起した。英国においてソシエテ・ジェネラルがゴルダスに対し提訴した訴訟において、ゴルダスはソシエテ・ジェネラルの訴訟を却下するように申請し、英国の裁判所に損害を申し出た。2017年4月3日、英国の裁判所は両方の申立てを認め、損害を調査した後ゴルダスに支払うべき金額があればその金額を決定する予定である。2018年5月15日、控訴裁判所は、高等裁判所がゴルダスに認めた損害の調査をすべて取消したがゴルダスに発行した賠償請求の送達に関連するソシエテ・ジェネラルの主張を却下した結果、それは時効となった。2018年12月18日、最高裁判所は、ゴルダスとソシエテ・ジェネラルの両者に対し、提訴する認可を棄却した。2017年2月16日、パリの商事裁判所は、保険会社に対するソシエテ・ジェネラルの訴えを却下した。ソシエテ・ジェネラルはこの決定に対し提訴した。
- ソシエテ・ジェネラル アルジェリア (SGA) およびその支店長の数名は、為替および他国との資本移転ならびにマネー・ローンダリングおよびテロリズムに対する資金供給に関してアルジェリア法に違反したとして起訴されている。被告人は、SGAの顧客が行った輸出入に関連した資本移転およびSGAのカウンターで行われた送金取引に関して、アルジェリア当局に対して完全または正確な陳述をしなかった罪に問われている。これらの事由は、アルジェリア当局による調査において発覚し、その後SGAは刑事裁判所に告訴する前に民事訴訟を提訴した。複数の訴訟手続において控訴院はSGAおよびその従業員に判決を下したものの、その他の訴訟手続においては不起訴となった。今日まで、15件の訴訟がSGAの勝訴で結審し、1件はSGAが敗訴し、9件が係属中で、そのうち7件が最高裁判所で審理中である。

- 2000年代初めに、フランス銀行業界は、小切手処理の合理化に向けて、新しいデジタル システムへの移行を決定した。小切手支払いの安全性の向上および詐欺行為の防止に寄与するこの改革（EIC-Echange d'Images Chèques）を支援するために、銀行は複数の仲介銀行手数料（2007年に廃止されたCEICを含む。）を設定した。これらの手数料は、銀行部門監督機関の後援を受けて成立しており、公的機関にも認識されている。

2010年9月20日に、数年間の調査を経て、フランス競争局は、関連サービスに対するCEICおよび2つの追加手数料の共同実施および料金の設定が競争法に違反すると裁決した。当局は、当該契約に関与する参加者すべて（フランス銀行を含む。）に対して合計約385百万ユーロの罰金を科した。ソシエテ・ジェネラルは53.5百万ユーロの罰金、子会社であるクレディ デュ ノールは7百万ユーロの罰金を科された。しかしながら、2012年2月23日付命令において、フランス控訴院は、フランス銀行を除くすべての銀行に適用されるかかる命令の競争法違反はないと認定し、銀行による支払済みの罰金の回収が認められた。2015年4月14日、最高裁判所は、罰金の回収については自発的に当該訴訟に参加した2組の第三者の主張が検証されていないという理由から控訴院の決定を無効とし、取り消した。かかる訴訟は、2016年11月3日および4日に差し戻されたパリ控訴院により審理が行われた。2017年12月21日、控訴院はフランスの競争当局がソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールに課した罰金を認めた。2018年1月22日、ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールは、この決定に対し最高裁判所に提訴した。この訴訟手続はまだ係属中である。

- ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）は、その他の複数の金融機関とともに、テキサス州北部地区連邦地方裁判所において係属中の暫定集団訴訟の被告になっている。原告は、スタンフォード インターナショナル バンク リミテッド（SIBL）に預金を有する顧客および／またはSIBLが発行した2009年2月16日付の譲渡性預金証書の所持人である個人の集団を代表している。原告は、SIBLおよびスタンフォード フィナンシャル グループまたはそれらの関連事業体における不正行為によって損害を被っており、被告がこうした損害に対して責任を負うと主張している。原告はさらに、SIBLまたは関連事業体を代理する被告を通してまたは被告に対して行われた支払いが不正な財産移転であったとして、かかる支払いの回収を求めている。オフィシャル スタンフォード インベスターズ委員会（OSIC）は、訴訟参加を許可され、ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）およびその他の被告に対して同様の救済を求めて訴状を提出した。

ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）による管轄違いを理由としたかかる訴訟を却下する申請は、2014年6月5日付の裁判所命令により却下された。ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）は、裁判所の管轄規程を再考することを求めたが、裁判所はこれを最終的に却下した。2015年4月21日、裁判所は原告およびOSICにより提出された請求の実質的に大多数について、続行することを認めた。

2017年11月7日、地方裁判所は原告の集団訴訟に関する申立てを却下した。原告はこの決定に対し控訴することを検討し、控訴審は2018年4月20日これを却下した。2019年5月3日、数百人の個人の原告が、スタンフォードへの投資に係る損失の個人としての最大限の回収を求めて、係属中のOSICへの訴訟参加を申し立てた。被告の金融機関は、ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）を含め、この申立てに反対した。2019年9月18日付命令により、裁判所は、当該訴訟参加の申立てを却下した。ある原告グループはこの却下に対して控訴し、別のグループは2019年11月にヒューストンのテキサス州裁判所で別の訴訟を開始した。

2015年12月22日、OSICは、テキサス州法に基づき詐欺的送金として無効にできることを根拠として、2008年12月に行われたソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）に対する（スタンフォード破産以前の）95百万米ドルの送金の払戻しを求めて、部分的な略式判決を求める申立てを提出した。ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）はこの申立てに反対した。

- ロンドン・インターバンク・オフアード・レートおよびユーロ・インターバンク・オフアード・レート（「IBOR事件」）に関して米国当局と合意に達したにもかかわらず、当行は米国での民事訴訟を引き続き弁護し（下記の通り）、米国の多数の州の司法長官およびニューヨーク州金融監督局を含め、他の当局からの情報要求に応じている。

ソシエテ・ジェネラルは、米国においてその他の金融機関とともに、米ドルLibor、日本円LiborおよびEuriborの金利の設定ならびにこれらの金利を指標とする金融商品の取引に関連して、暫定集団訴訟の被告とされた。ソシエテ・ジェネラルはまた米ドルLibor金利に関するいくつかの個別（非集団）訴訟で被告とされた。これらの訴訟は、マンハッタンの連邦地方裁判所（「地方裁判所」）で係属中である。

米ドルLiborについては、2件の暫定集団訴訟および手続が有効に停止されている1件の個別訴訟を除き、ソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求は、裁判所により棄却され、または原告により自発的に取り下げられた。請求が棄却された一部の個別の原告は、ソシエテ・ジェネラルに対する請求を追加するか見直すために訴状を修正する許可を求めて申立てを提出したが、これらの申立ては地方裁判所により却下された。集団訴訟の原告および多数の個人の原告は、第2巡回区連邦控訴裁判所に対し、反トラスト法上の請求の棄却に対して控訴した。

2020年1月13日、ソシエテ・ジェネラルは、ある取引所で米ドルLiborに連動する金融商品を購入した暫定的原告集団と和解協定を締結した。その和解の一部としてソシエテ・ジェネラルは5.125百万米ドルを支払うことに同意した。この和解は、地方裁判所の承認を必要とする。

日本円Liborについて、地方裁判所は、ユーロ円の店頭デリバティブ商品の購入者により提起された訴訟の請求を棄却し、原告は第2巡回区連邦控訴裁判所にその決定について控訴した。シカゴ マーカント取引所にユーロ円デリバティブ契約の購入者あるいは売却者により提起されたその他の訴訟では、地方裁判所は、一定の請求については商品取引所法（CEA）による開示手続を進めることを認めた。2019年9月27日に、ソシエテ・ジェネラルは、原告の残りのCEA訴訟の却下を求める訴答について判決を求める申立てを提出した。当事者は決定を待っているところである。2019年9月27日、原告は集団認定の申立てを行った。原告による集団認定の申立てに係る説明は、訴答に関する判断を求める被告の申立てについて地方裁判所が裁定するまで、手続停止となっている。

Euriborについて、地方裁判所は、暫定集団訴訟におけるソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求を棄却し、修正訴状案を提出する原告の申立てを却下した。原告はかかる決定に対し、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

ソシエテ・ジェネラルは、アルゼンチンにおいて、他の金融機関とともに、金利が米ドルLiborに連動して支払われる国債またはその他の特定の商品を保有するアルゼンチンの消費者を代表する消費者協会により提起された訴訟の被告にもなっている。かかる訴訟では、米ドルLibor金利が不正操作されたとの主張に関連して、アルゼンチンの消費者保護法に違反したとする主張がなされている。ソシエテ・ジェネラルは、本件に関する訴状をまだ送達されていない。

- 2019年1月15日から、ソシエテ・ジェネラルおよびSGアメリカズ セキュリティーズ LLC（「SGAS」）は、他の金融機関とともに、マンハッタンの連邦地方裁判所において3件の暫定集団訴訟（その後統合されている。）の被告とされた。原告は、USD ICE Liborのパネル銀行が、USD ICE Liborと連動するデリバティブのトレーディングで利益をあげるために、ベンチマークを人為的に低く提案する共謀を行ったと主張している。原告は、被告とUSD ICE Liborと連動する変動金利負債性金融商品または金利スワップの取引をし、その商品の購入時期にかかわらず、2014年2月1日から現在までの間に支払いを受けた米国居住者（個人および企業）から構成される集団を認定することを求めている。2019年8月30日、ソシエテ・ジェネラルおよびSGASは自らに対して主張されたすべての請求を却下する申立てを提出した。
- ソシエテ・ジェネラルは、その他の複数の金融機関とともに、外国為替スポット取引およびデリバティブ取引に関して、米国反トラスト法およびCEAの違反を理由として、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、店頭および証券取引所で売買される外国為替商品に関する一定の取引を行った個人または事業体により提起されている。ソシエテ・ジェネラルは、18百万米ドルで和解に達し、2018年8月6日に裁判所により承認された。間接購入者の暫定集団を代理する別の暫定集団訴訟も係属中である。SGは、これらの訴訟を終了させるために975,000米ドルで和解することとし、裁判所の暫定的承認を待っているところである。2018年11月7日に、主たる集団訴訟の和解に参加しないことを選択した個別の事業体のグループが、SG、SG アメリカズ セキュリティーズLLCおよびいくつかの他の金融機関を提訴した。2019年4月1日、却下する申立てが提出された。
- 2012年12月10日、フランスの最高行政裁判所（「Conseil d'État」）は、フランスの企業に課されていた源泉徴収税（*précompte tax*）は、EUの法律に抵触するというを確認する二つの決定を行い、税務当局によって課された金額を返還する方法論を規定した。しかし、そのような方法論によって、返還されるべき金額がかなり減少している。ソシエテ・ジェネラルは、2005年に2社（RhodiaおよびSuez、現在はENGIE）の「源泉徴収税」の請求権を譲渡者に対する限定的な遡及権とともに購入した。フランスの最高行政裁判所の上記の決定の1つが、Rhodiaに関連している。ソシエテ・ジェネラルは、フランスの行政裁判所に提訴した。最近の判決としては、フランス最高行政裁判所がENGIEとソシエテ・ジェネラルによる提訴に関して2016年2月1日に棄却している。

複数のフランスの会社は、欧州委員会に申し入れを行ったが、欧州委員会は2012年12月10日にフランス最高行政裁判所が言い渡した判決は、2011年9月15日付の欧州司法裁判所C-310/09により言い渡された判決を実施しているものと思われる、多くの欧州法の原則に反するとみなした。欧州委員会は、2014年11月にフランス共和国に対する侵害訴訟を開始し、その時以降2016年4月29日に理由を明らかにする意見書を公表し、この件を2016年12月8日に欧州連合の司法裁判所に持ち込むことによりその立場を確認した。欧州連合の司法裁判所は、2018年10月4日に判決を下し、予備審問もなしに誤って支払われた源泉税を保管するためにEUの孫会社に対する課税を不問にするようにフランス最高行政裁判所による怠慢についてフランスに宣告した。この決定を実務的に実施することに関して、ソシエテ・ジェネラルは、管轄裁判所とフランス税務当局の前でその権利を主張する予定であり、法律に従って慎重な取扱いを期待している。

- ソシエテ・ジェネラルは、その他の金融機関とともに、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシングへの関与に関して、米国独占禁止法および商品取引所法（CEA）に違反したとして、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、金の売却、CMEにおいて取引される金の先物契約の売却、金ETFの持分の売却、CMEにおいて取引される金のコール・オプションの売却、CMEにおいて取引される金のプット・オプションの購入、店頭での金のスポット、金の先物契約もしくは金のコール・オプションの売却または店頭での金のプット・オプションの購入を行った個人または法人を代表する者により提起されている。かかる訴訟は、マンハッタンの連邦地方裁判所において係属中である。この判決を差し戻す訴訟が2016年10月4日付の命令により、却下され、証拠開示が進行中である。ソシエテ・ジェネラルは、その他の金融機関とともに、複数の類似の請求を含む、カナダ（トロントのオンタリオ高等裁判所およびケベック市のケベック高等裁判所）における2件の暫定集団訴訟の被告にもなっている。
- 2015年8月以降、ソシエテ・ジェネラル・グループのさまざまな元従業員および現従業員が、ドイツの株式配当に対する源泉税に関連していわゆる「CumEx」パターンに参加したとして、ドイツの刑事検察および税務当局の調査を受けている。これらの調査は、SGSS GmbHが管理するファンド、自己売買取引および顧客に代わって実行された取引に関係するものである。当グループ企業は、ドイツ当局の要請に対応している。
SGSS GmbHは、以前このファンドの顧問をしていた会社により雇用されていた2名の個人に対して刑事訴訟が開始されたことを、2019年6月19日にボン地方裁判所から通知された。当該ファンドは不正の疑いのあるCumExに関与したとドイツの検事から嫌疑をかけられている。2019年8月19日、ボン地方裁判所は、SGSS GmbHに対し、「第2当事者」として、現在係属中のこれらの刑事訴訟に参加するよう命令した。
- 2019年5月、SGASは、他の金融機関とともに、連邦ホームローンバンク（FHLB）、連邦ホームローンモーゲッジコーポレーション（フレディマック）および連邦ナショナルモーゲッジアソシエーション（ファニーメイ）を含む米国政府出資事業（GSEs）が発行する「機関債」の価格付けにおいて反競争的行為があったと主張する米国の暫定集団訴訟の被告とされた。SGASは、2019年6月13日、他の数名の被告とともに、訴え却下の申立てを提出したが、2019年8月29日、SGASおよびその他の銀行の被告の主張に反する認定がなされた。原告は2019年9月9日、修正訴状を提出し、この修正訴状の却下申立てが2019年9月17日に提出された。この申立ては、2019年10月15日に却下された。2019年12月16日、原告および12の銀行からなる被告は、SGASを含め、集団訴訟の250百万米ドルの和解条件を裁判所に認可してもらうために提出した。SGASの和解金の負担割合は、公になっていないが、その金額は財務諸表の観点からみて重要性がない。SGASは、また2件の別の個別訴訟で被告になっており、1件はルイジアナ州により9月に提訴され、もう1件はバトンルーージュ／イーストバトンルーージュ郡から10月に提訴されている。これらの訴訟は、これらの原告のGSE債の購入に基づいて、SGASおよび複数の他の銀行の被告に対して、反トラスト法の請求を主張している。SGASは米国機関債事業に関連して米国司法省（「DOJ」）から召喚状も受け取った。SGASは、これらの要求に応じており、DOJの調査に協力している。

- ソシエテ・ジェネラルおよびそのいくつかの子会社は、バーナード L.マドフ・インベストメント証券LLC（「BLMIS」）の清算に任命された管財人が提起したマンハッタンの米国破産裁判所で係属中の訴訟の被告人になっている。この訴訟は、BLMISの管財人が多数の機関に対して提起した訴訟と同じであり、BLMISに投資されたいわゆる「フィーダーファンド」を通じてBLMISから間接的にSGの企業が受け取り、そこからSGの企業が償還を受取ったとされる金額の回収を求めている。この訴訟は、SGの企業が受取った金額は米国連邦破産法およびニューヨーク州法に基づいて回避できるもので回収可能であると申し立てている。BLMISの管財人は、総額約150百万米ドルをSG企業から回収することを求めている。SGの企業は、この訴訟で被告とされている。2016年11月22日付けおよび2018年10月3日付けの判決では、裁判所はBLMISの管財人が提起した大部分の請求を棄却した。管財人は、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。2019年2月25日付けの命令により第2巡回区連邦控訴裁判所は、判決を無効にし、今後の手続に差し戻した。2019年4月23日付けの命令により、第2巡回区連邦控訴裁判所は、命令を保留し、被告の上訴人の米国最高裁判所による見直しを求める緊急提訴処分を保留した。
- 2019年7月10日、ソシエテ・ジェネラルは、1960年にキューバ政府が行ったバンコ・ヌネズ（原告は同行の持分を所有していたと主張している。）の収用により被ったとする損失を、1996年キューバの自由および民主主義連帯法（Libertad）（ヘルムズ・バートン法として知られている。）に基づいて回復することを求める原告がマイアミの連邦地方裁判所に提起した訴訟の被告人となった。原告はこの法律の条項に基づいてソシエテ・ジェネラルに損害賠償を請求している。原告は、他の銀行3行を被告に加え、ソシエテ・ジェネラルについてはいくつかの新しい事実上の申立てを加えた修正訴状を2019年9月24日に提出した。ソシエテ・ジェネラルは、却下の申立てを提出し、2020年1月10日現在この申立ては十分に説明されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

1.2 個別財務諸表

(1) 貸借対照表

資産

		2019年12月31日		2018年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
現金、中央銀行預け金および郵便局勘定		77,447	9,082,210	73,934	8,670,240
財務省証券および類似証券	注2.1	153,205	17,966,350	154,810	18,154,569
銀行預け金	注2.3	171,231	20,080,259	181,460	21,279,814
顧客貸出金	注2.3	481,496	56,465,036	482,496	56,582,306
公社債およびその他債券	注2.1	120,679	14,152,026	113,202	13,275,199
株式およびその他持分証券	注2.1	140,976	16,532,255	105,948	12,424,522
関連会社およびその他の長期有価証券	注2.1	862	101,087	705	82,675
子会社投資	注2.1	24,373	2,858,222	25,210	2,956,377
有形および無形固定資産	注7.2	2,969	348,175	2,596	304,433
自己株式	注2.1	151	17,708	242	28,379
未収収益、その他の未収金およびその他の資産	注3.2	154,306	18,095,465	146,099	17,133,030
資産の部合計		1,327,695	155,698,793	1,286,702	150,891,544

オフバランスシート項目

		2019年12月31日		2018年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
供与したローンコミットメント	注2.3	238,489	27,967,605	226,742	26,590,034
供与した保証コミットメント	注2.3	202,543	23,752,218	222,259	26,064,313
有価証券について供与したコミットメント		23,744	2,784,459	30,243	3,546,597

負債および株主資本

		2019年12月31日		2018年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
中央銀行預金および郵便局勘定		3,852	451,724	5,661	663,865
銀行預金	注2.4	255,606	29,974,916	220,077	25,808,430
顧客預金	注2.4	495,084	58,058,501	524,846	61,548,690
発行債券の形式の債務	注2.4	116,702	13,685,643	108,350	12,706,205
未払費用、その他の未払金およびその他の負債	注3.2	381,443	44,731,820	354,296	41,548,292
引当金	注7.3	13,188	1,546,557	14,618	1,714,253
長期劣後債	注6.4	23,836	2,795,248	23,807	2,791,847
株主資本					
普通株式	注6.1	1,067	125,127	1,010	118,443
株式払込剰余金	注6.1	21,556	2,527,872	20,602	2,415,996
利益剰余金	注6.1	11,666	1,368,072	11,710	1,373,232
当期純利益	注6.1	3,695	433,313	1,725	202,291
小計		37,984	4,454,384	35,047	4,109,962
負債および株主資本の部合計		1,327,695	155,698,793	1,286,702	150,891,544

オフバランスシート項目

		2019年12月31日		2018年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
供与されたローンコミットメント	注2.4	78,052	9,153,158	60,532	7,098,588
供与された保証コミットメント	注2.4	58,140	6,818,078	50,841	5,962,124
有価証券に関して供与されたコミットメント		28,304	3,319,210	31,732	3,721,212

(2) 損益計算書

		2019年		2018年	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
受取利息および類似収益	注2.5	20,516	2,405,911	24,106	2,826,911
支払利息および類似費用	注2.5	(20,234)	(2,372,841)	(23,778)	(2,788,446)
受取配当金	注2.1	3,617	424,166	2,933	343,953
受取手数料	注3.1	4,430	519,506	4,286	502,619
支払手数料	注3.1	(1,755)	(205,809)	(1,527)	(179,071)
トレーディングポートフォリオからの純利益	注2.1	5,293	620,710	4,397	515,636
短期投資有価証券からの純利益	注2.1	102	11,962	140	16,418
その他の活動からの収益 ⁽¹⁾		8,559	1,003,714	21,747	2,550,271
その他の活動からの費用 ⁽¹⁾		(8,617)	(1,010,516)	(21,695)	(2,544,173)
銀行業務純利益		11,911	1,396,803	10,609	1,244,118
人件費	注4.1	(5,236)	(614,026)	(4,908)	(575,561)
その他の営業費用 ⁽²⁾		(3,383)	(396,724)	(4,128)	(484,091)
減損および償却費		(477)	(55,938)	(427)	(50,074)
営業総利益		2,815	330,115	1,146	134,392
リスク費用	注2.6	(848)	(99,445)	(69)	(8,092)
営業利益		1,967	230,670	1,077	126,300
長期投資からの純利益	注2.1	1,147	134,509	32	3,753
税引前営業利益		3,114	365,179	1,109	130,053
法人所得税	注5	581	68,134	616	72,238
純利益		3,695	433,313	1,725	202,291
普通株式一株当たり利益（ユーロ、円）	注6.3	4.45	522	2.15	252
普通株式一株当たり希薄化後利益（ユーロ、円）		4.45	522	2.15	252

法定監査人に対する支払報酬の情報は、ソシエテ・ジェネラル・グループの連結財務諸表の注記に開示している。そのためこの情報は、ソシエテ・ジェネラルの個別財務諸表の注記に記載していない。

- (1) 商品デリバティブに係るマーケット・メイク事業の一部として、ソシエテ・ジェネラルは現物の商品在庫を保有することがある。関連収益・費用は、「その他の活動の収益および費用」に含めている。2019年度については、収益は8,345百万ユーロ(978,618百万円)、費用は8,502百万ユーロ(997,030百万円)である(2018年度については、収益は21,323百万ユーロ(2,500,548百万円)、費用は21,391百万ユーロ(2,508,523百万円))。2019年にソシエテ・ジェネラルは、GBIS事業の戦略的見直しとコモディティデリバティブについてマーケット・メイカーとしての活動を2020年に終了するコミットメントを発表した。
- (2) 2019年度の単一破綻処理基金(SRF)への出資に関する297百万ユーロ(34,829百万円)を含む(2018年度は349百万ユーロ(40,927百万円))。

[前へ](#)
[次へ](#)

(3) 親会社の財務諸表に対する注記

親会社の財務諸表は、2020年2月5日に取締役会により承認された。

注1. 重要な会計原則

序論

ソシエテ・ジェネラルの親会社の財務諸表の作成および表示は、銀行業界の年次財務諸表に関するフランス会計基準委員会(ANC)の規則2014-07の規定に準拠している。

在外支店の財務諸表は、各国の一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されているため、フランスで適用される会計原則に準拠させるための修正が行われている。

親会社の財務諸表に対する注記に示された開示は、ソシエテ・ジェネラルの財務諸表に適切かつ重要性のある情報、ソシエテ・ジェネラルの事業活動およびソシエテ・ジェネラルがその期間に事業運営した環境に焦点をあてたものである。

会計方針および評価方法

フランスの銀行に適用される会計原則に従って、主要な取引は、取引目的を考慮した評価方法を用いて計上される。

金融仲介取引においては、資産および負債は通常取得原価で計上され、カウンターパーティ・リスクが生じる場合に減損が計上される。これらの取引から生じる収益および費用は、期間損益の概念に基づいて契約期間にわたり計上されている。ヘッジ目的あるいは銀行のグローバルな金利リスクを管理するために実行される金融先物取引は、同様の原則に従って会計処理される。

トレーディング取引は、額面で計上される貸出金、借入金および短期の投資有価証券を除いて(下記参照)、通常年度末に時価評価されている。金融商品が活発な市場での相場価格がないときは、保守主義の原則に基づいて、使用する時価は減額される。更に、社内モデルを基礎に算定された評価をカバーするために引当金が計上されている(引当方針)が、それは使用するモデルの複雑性および金融商品の期限に関連付けて決定される。

外貨建財務諸表の換算

外貨で報告する支店のオンバランスシート項目およびオフバランスシート項目は年度末の公定為替レートによって換算されている。またこれらの支店の損益計算書項目については月末平均レートで換算されている。在外支店の資本拠出、準備金、利益剰余金および純利益の換算によって生じる換算差損益は、為替レートの変動によるものであり、貸借対照表の「その他の未払金」または「その他の未収金」に含まれている。

ユーロ圏内の支店の換算差損益(ユーロの実施以降)は、株主資本の部に計上されており、これらの事業体が売却されたときにのみ損益計算書に計上される。

見積りと判断の使用

ソシエテ・ジェネラルの親会社の財務諸表を作成する目的で以下の注記において開示した会計原則を適用する際に、経営者は、損益計算書に記載された数値、貸借対照表の資産と負債の評価および連結財務諸表の注記に開示された情報に影響を与える仮定と見積りを行っている。

仮定と見積りを行うために、経営者は親会社の財務諸表の注記を作成する時点で入手可能な情報を利用して判断を行っている。本来、見積りに基づく評価には、将来の事象に関連するリスクと不確実性が含まれている。そのため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる可能性があり、また財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。

見積りの使用は、主に以下の評価に関するものである。

- 活発な市場での相場がなく、トレーディング目的で保有されている金融商品(有価証券ポートフォリオおよび金融先物商品)の貸借対照表上の公正価値(注2.1、2.2および3.2に記載)。
- 金融資産の減損(注2.6参照)
- 負債に計上された引当金(注2.6,4.2および7.3参照)。
- 貸借対照表に認識された繰延税金資産(注5参照)

英国は2016年6月23日に欧州連合加盟国としての地位に関する国民投票を行い、英国国民は欧州連合から離脱することに投票した(ブレグジット)。

数回にわたって延期された後、英国の離脱協定は、2020年1月9日に英国議会により、また2020年1月29日には欧州議会により承認され、2020年1月31日に発効した。

欧州連合の法律は、2021年1月1日から英国に対する適用が中止される。11ヶ月の移行期間中は、英国は欧州連合のメンバーとしての地位を維持することになる。

ソシエテ・ジェネラルは、2020年1月31日からその顧客に対するサービスの継続を保証するのに必要なステップをすべてとっており、移行期間中に行われる交渉の進展をフォローする。当グループは、親会社の年次財務諸表を作成するための仮定と見積もりにおいてブレグジットの短期、中期および長期にわたる成行きを考慮に入れている。

[前へ](#)

[次へ](#)

注2. 金融商品

注2.1 有価証券ポートフォリオ

会計方針

有価証券は、以下に基づいて分類される。

- 有価証券の種類：公債(財務省証券および類似有価証券)、社債およびその他債券(譲渡可能負債証書、銀行間証書)、株式およびその他持分証券。
- 有価証券の取得目的：トレーディング、短期および長期投資、ポートフォリオ活動目的の株式、非連結子会社および関連会社への投資、その他長期性持分投資。

有価証券の売買は、決済一受渡日に貸借対照表に計上される。

各ポートフォリオのカテゴリーに適用されている分類および評価のルールは、以下のとおりである。また、適用している減損のルールは、注2.6に記載している。

トレーディング有価証券

トレーディング有価証券は、短期間に売却し、買戻す目的で取得あるいは発生した、あるいはマーケットメイキング活動を目的として保有する有価証券である。これらの有価証券は活発な市場で取引され、入手可能な市場価格は通常の競争的な取引条件下で頻繁に売買される価格を反映している。トレーディング有価証券には、組織化された市場あるいはそれと同等の市場で行われている裁定取引における売買契約に関連した有価証券が含まれ、さらに合同運用され、最近の傾向として短期鞈取りの証拠が存在し、トレーディングポートフォリオの特殊運用目的で売買される金融先物商品、有価証券およびその他金融商品も含まれる。

トレーディング有価証券は、貸借対照表に購入諸費用を除いた取得価格で計上されている。

これらは事業年度末に時価評価される。

未実現損益は、売却損益とともに損益計算書の「トレーディングポートフォリオおよび短期投資有価証券からの純利益」に計上している。トレーディングポートフォリオ中の債券に係る受取クーポンは、損益計算書の「公社債およびその他債券受取利息、純額」に計上されている。

その保有目的が近い将来売却しなくなった、あるいはマーケットメイキング活動を目的としなくなった、あるいは、最近の傾向として短期鞈取りの証拠がなくなったトレーディングポートフォリオの特殊運用目的で保有されているトレーディング有価証券は、以下の条件を満たした場合、短期投資有価証券のカテゴリーもしくは長期投資有価証券のカテゴリーに分類変更可能である。

- 例外的な市場の状況により保有戦略の変更を余儀なくされた。あるいは、
- 取得後に債券が活発な市場で譲渡不可能となり、ソシエテ・ジェネラルがその債券を予見できる将来においてあるいは満期まで保有する意思と能力がある。

分類変更した有価証券は、分類変更日における公正な市場価額で新しいカテゴリーに計上される。

長期投資有価証券

長期投資有価証券は、ソシエテ・ジェネラルが満期まで保有する意思と能力を有している取得した債券またはトレーディング有価証券および短期投資有価証券から分類変更した債券である。

そのため、ソシエテ・ジェネラルは特に、その満期までこれらの有価証券を保有し続けるのに必要な財政的能力を有していなければならない。これらの長期投資有価証券は、満期まで保有する意図に疑問を生じさせるような法的あるいはその他の形式による制約を受けてはならない。

長期投資有価証券には、上記に記載した一定の条件に従ってソシエテ・ジェネラルが分類変更したトレーディングおよび短期投資有価証券も含まれている（例外的な市場の状況に直面したか、債券が活発な市場で譲渡不可能になった時）。これらの分類変更された有価証券は、長期投資有価証券ポートフォリオの中に識別されている。ソシエテ・ジェネラルは、特定の場合にのみ長期投資有価証券を売却または別の会計上のカテゴリーに振替なければならない場合がある。

■ 売却または振替がその有価証券の満期日に近い日に行われる、または

■ 売却または振替がソシエテ・ジェネラルのコントロールできない特異な事象によるものである。

これらの商品は、識別可能な項目あるいは類似の項目グループに係る金利リスクをヘッジするために金融先物商品を使用する際に、ヘッジ対象項目として指定される場合もある。

長期投資有価証券は、貸借対照表に取得費用を除く購入価格で計上されている。

有価証券、子会社、関連会社およびその他の長期有価証券に対する投資

この有価証券のカテゴリーは長期間当該株式を保有することがソシエテ・ジェネラルの事業にとって有用である場合における子会社および関連会社に対する投資をカバーしている。特に以下の基準に合致する投資をカバーしている。

■ 完全に統合された会社または持分法適用会社が発行する株式

■ 取締役またはシニア・マネジャーがソシエテ・ジェネラルと兼任している会社の株式であり、株式を保有している会社に対して影響力を行使できる場合

■ 個人または法人により支配されている同じグループに属する会社の株式であり、当該人または事業体はそのグループに対する支配力を行使し、一致して意思決定が行われる場合

■ その事業がソシエテ・ジェネラルの事業と直接的につながっている銀行または会社が発行する資本に対する10%以上の議決権を有する株式

このカテゴリーには「その他の長期持分投資」も含まれる。これらは、ソシエテ・ジェネラルによって長期にわたって会社と特別な専門的関係を発展させる目的をもって行われる持分投資であるが、議決権比率が低いためその経営に対しては影響力を行使できないものである。

「子会社、関連会社およびその他の長期持分投資に対する投資」は、その購入価格から取得費用を控除した金額で計上されている。これらの有価証券について獲得した受取配当金は、損益計算書の「受取配当金」に計上されている。

短期投資有価証券

短期投資有価証券は、トレーディング有価証券、長期投資有価証券あるいは連結子会社および関連会社に対する投資に分類されない有価証券である。

株式およびその他持分証券

株式は購入諸費用を除く取得原価または資本拠出額で貸借対照表に当初認識されている。期末に取得原価と実現可能価額との比較が行われる。未実現損失だけが有価証券ポートフォリオの減損の認識とともに計上される。これらの有価証券から生じた収益は「受取配当金」に計上されている。

公社債およびその他債券

これらの有価証券については購入諸費用や、利付債券の場合には購入時点で期日未到来の発生利息を除いた原価で貸借対照表に当初認識される。取得原価と償還価額との超過・不足差額については当該有価証券の満期までの期間にわたり数理法を使用して償却される。公社債およびその他の短期投資有価証券の未収利息については、関連債権として、および損益計算書の受取利息および類似収益に計上されている。

短期投資有価証券は、以下の条件を満たした場合、長期投資有価証券のカテゴリーに分類変更することが可能である。

- 例外的な市場の状況により保有戦略の変更を余儀なくされた。あるいは、
- 取得後に債券が活発な市場で譲渡不可能となり、ソシエテ・ジェネラルがその債券を予見できる将来においてあるいは満期まで保有する意思と能力がある。

注2.1.1 財務省証券、公社債、その他債券、株式およびその他持分証券

	2019年12月31日				2018年12月31日			
	財務省証券 および 類似証券	株式 および その他 持分証券	公社債 および その他 債券	合計	財務省証券 および 類似証券	株式 および その他 持分証券	公社債 および その他 債券	合計
(単位：百万ユーロ)								
トレーディング有価証券	129,396	139,215	69,815	338,426	135,243	104,327	69,581	309,151
短期投資有価証券 ⁽¹⁾								
総額	23,715	1,711	14,265	39,691	19,494	1,576	11,586	32,656
減損	(70)	(37)	(92)	(199)	(78)	(31)	(75)	(184)
純額	23,645	1,674	14,173	39,492	19,416	1,545	11,511	32,472
長期投資有価証券								
総額	58	-	36,679	36,737	64	-	32,072	32,136
減損	-	-	-	-	-	-	-	-
純額	58	-	36,679	36,737	64	-	32,072	32,136
関連債権	106	87	12	205	87	76	38	201
合計	153,205	140,976	120,679	414,860	154,810	105,948	113,202	373,960

有価証券に関する追加情報

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
短期投資有価証券の見積り時価：		
未実現キャピタル・ゲイン ⁽¹⁾	990	453
長期投資有価証券の見積り時価：	-	-
短期および長期投資有価証券に関連するプレミアムおよびディスカウント	80	186
ミューチュアル・ファンドへの投資：		
－フランスのミューチュアル・ファンド	5,497	4,069
－外国のミューチュアル・ファンド	12,033	6,992
この内、その収益全額を再投資するミューチュアル・ファンド	5	1
上場有価証券 ⁽²⁾	374,281	316,997
劣後有価証券	111	113
貸出有価証券	61,543	56,084

(1) 短期投資有価証券をヘッジするために使用される金融先物商品の未実現損益を除く。

(2) 2019年12月31日現在の上場トレーディング有価証券は、2018年12月31日現在の254,324百万ユーロに対し、301,015百万ユーロであった。

注2.1.2 有価証券、子会社、関連会社、およびその他の長期有価証券に対する投資

関連会社およびその他の長期投資有価証券

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
銀行	380	388
その他	521	368
総額	901	756
減損	(39)	(51)
純額⁽¹⁾	862	705

(1) 主な変動は：

- ビザ Inc. のクレディ デュ ノールへの+60百万ユーロの買戻し
- Geneo Capital Entrepreneurの+30百万ユーロの取得
- Treezorの完全取得：+28百万ユーロおよび増資引受+8百万ユーロ

子会社投資

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
銀行	21,714	26,234
上場	5,567	5,452
非上場	16,147	20,782
その他	6,950	6,509
上場	1,156	1,156
非上場	5,794	5,353
総額⁽¹⁾	28,664	32,743
減損 ⁽²⁾	(4,291)	(7,533)
純額	24,373	25,210

関連当事者との取引は、すべて通常の市場の条件のもとで行われたものである。

(1) 主な変動は、

- インター ヨーロッパ コンセイユをSGパリに合併：-3,853百万ユーロ
- SG フィナンシャル・サービス・ホールディングの減資：-320百万ユーロ
- ソシエテ・ジェネラル・バンカ・セルビアA.D. ベオグラードの全部売却：-258百万ユーロ
- SKBバンカ D.D. リュブリャナの全部売却：-220百万ユーロ
- サリンジャーSAの増資：+315百万ユーロ
- ソシエテ・ジェネラル・インターナショナル・リミテッドの増資：+171百万ユーロ

(2) 減損の主な変動は、以下のとおりである。

- SGパリへの合併に伴うインター ヨーロッパ コンセイユの減損の環状：+2,945百万ユーロ(減損の戻入には影響なし)
- ロスバンクの回収：+305百万ユーロ
- ソシエテ・ジェネラル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドの減損：-120百万ユーロ

注2.1.3 自己株式

会計方針

従業員に割当てするために当グループが取得したソシエテ・ジェネラルの株式は、短期投資有価証券として計上され、貸借対照表の資産側の「自己株式」に表示されている。

株価を維持する目的あるいはCAC40指数の裁定取引に基づいて所有しているソシエテ・ジェネラルの株式は、トレーディング有価証券に計上し、貸借対照表の資産側の「自己株式」に表示されている。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日			2018年12月31日		
	株数	簿価	時価 ⁽²⁾	株数	簿価	時価
トレーディング有価証券 ⁽¹⁾	352,441	11	11	274,599	8	8
短期投資有価証券	3,706,880	140	115	5,975,497	234	166
長期株式投資	-	-	-	-	-	-
合計	4,059,321	151	126	6,250,096	242	174

額面金額：1.25ユーロ

一株当たり時価：2019年12月31日現在 31.02ユーロ

(1) ソシエテ・ジェネラルは、ソシエテ・ジェネラルの株式に係る取引を実行するために170百万ユーロを与えられた流動性契約を2011年8月22日に設定した。2019年12月31日現在、流動性契約に基づいて保有されているソシエテ・ジェネラルの株式はないが、ソシエテ・ジェネラルの株式に係る取引を実行する目的の5百万ユーロが含まれる。

(2) 会計上の価値は、ストック・オプションおよび株式の無償交付に関連して2008年11月6日に承認されたCNC第2008-17号の新しい通知に従って評価されている。

注2.1.4 受取配当金

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
株式およびその他の持分証券からの配当金	20	10
非連結子会社・関連会社およびその他の長期有価証券に対する投資からの配当金	3,597	2,923
合計⁽¹⁾	3,617	2,933

(1) トレーディング・ポートフォリオに対する投資からの受取配当金は、「トレーディング・ポートフォリオおよび短期投資有価証券からの純利益」に分類されている。

注2.1.5 トレーディング・ポートフォリオおよび短期投資有価証券からの純利益

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
トレーディング・ポートフォリオからの純利益：		
トレーディング有価証券に係る事業からの純利益	11,999	(12,658)
金融先物商品からの純利益	(6,423)	17,748
外国為替取引からの純利益	(283)	(693)
小計	5,293	4,397
短期投資有価証券からの純利益：		
売却益	141	278
売却損	(27)	(87)
減損	(45)	(73)
減損の戻入	33	22
小計	102	140
合計純額	5,395	4,537

注2.1.6 長期投資からの純利益

会計方針

この項目は、子会社および関連会社に対する投資、長期投資有価証券について減損の純額とともに、売却により実現したキャピタル・ゲインまたはロスをカバーするものである。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
長期投資有価証券：		
売却に係る純キャピタル・ゲイン（ロス）	-	-
減損の純額	-	-
小計	-	-
子会社および関連会社に対する投資：		
売却益 ⁽¹⁾	926	174
売却損 ⁽²⁾	(105)	(147)
減損 ⁽³⁾	(140)	(419)
減損の戻入 ⁽³⁾	451	361
関連会社（子会社）に付与された補助金	-	-
小計	1,132	(31)
長期投資からの純利益（注7.2参照）	15	63
合計	1,147	32

(1) 内、+782百万ユーロは、SGエクスプレス・バンク(+488百万ユーロ)、ソシエテ・ジェネラル・バンカ・セルビアA.D.、ベオグラード(+176百万ユーロ)およびSKBバンカ D.D. リュブリャナ(+118百万ユーロ)の全部売却に関するもの

(2) 内、-42百万ユーロは、SGパリのSPVの合併に関するもの、-39百万ユーロは、バンカ・ソシエテ・ジェネラル・アルバニアSH.A.の全部売却に関するもので、同額の引当金戻入により補填されている。

(3) ほとんどすべてが子会社に関連する減損および減損の戻入（注2.1.2-子会社投資参照）。

注2.2 金融先物商品に係る売買取引

会計方針

金利、外国為替、株式の金融先物商品に係る売買取引は、トレーディングあるいはヘッジ目的で使用されている。金融先物商品に関する想定上のコミットメントは、区分したオフバランスシート項目に計上されている。この金額は取引残高を示すものであり、それら取引のマーケット リスクあるいはカウンターパーティ リスクに係る潜在的損益を示すものではない。時価で評価されていない金融資産に係る信用リスクをヘッジするために購入されたクレジット デリバティブは、支払承諾—受信として分類され、処理されている。

これらの金融先物商品の収益・費用の会計処理は、その取引の目的により、以下のとおり分類されている。

ヘッジ取引

取引の最初から特定取引または類似取引グループのヘッジ手段として用いられた金融先物商品の収益および費用は、ヘッジ対象の損益認識と同一の方法で損益計算書に計上されている。金利商品の損益は、ヘッジ対象と同じ受取・支払利息勘定に受取利息、純額として計上されている。資本性金融商品、株価指数あるいは通貨といった他の金融先物商品の損益は、「トレーディング ポートフォリオまたは短期投資有価証券からの純利益」に計上されている。

全体的な金利リスクのヘッジまたは管理目的で使用された金融先物商品の損益は、当該商品の存続期間にわたり損益認識され、「トレーディング ポートフォリオからの純利益」に計上されている。

トレーディング取引

トレーディング取引は、以下のものを含んでいる。

- 組織化された市場ないしそれに準じた市場において取引される金融商品と、流動性の低い店頭で取引されているがトレーディング ポートフォリオに含まれているクレジット デリバティブや複合オプション商品のようなその他の金融商品
- 当該勘定に分類することが運用成績および関連するリスクを最も適切に反映する金融先物商品的要素を組込んだ債券

これらの取引は貸借対照表日に時価評価されている。金融商品に活発な市場での相場がないとき、この金額は、通常社内モデルを基礎に算定されている。必要な場合、これらの評価は、保守主義の観点から割引いて評価される(引当方針)。この割引計算は、対象金融商品と関連するリスクに基づいて算定され、以下の事項を考慮している。

- 該当する市場の流動性にかかわらずすべての商品の保守的な評価
- ポジションの規模に基づいて計算され、ソシエテ・ジェネラルが所有しているポジションの規模のために一括してその投資を流動化できないリスクをカバーすることを目的とした引当金
- 流動性の低下および複雑な商品の場合のモデルのリスクに対する調整ならびに流動性の少ない(商品が最近開発された、あるいは、特殊であるために流動性が少ない)市場における取引に対する調整

更に、金利先渡商品の相対取引については、これらの評価はカウンターパーティ リスクと将来の管理費用の現在価値を考慮している。

実現の有無に関わらず、関連損益は直接当期の損益として計上されている。当該金額は、損益計算書上、「トレーディング ポートフォリオからの純利益」として計上されている。

金利の変動により利益を得るためにトレーディングルームで管理している資金管理業務の範囲内で締結された契約に相当する損益は、商品の種類により、清算時あるいは、契約期間にわたり認識される。期末においては未実現損失が引当計上され、該当金額は「トレーディング ポートフォリオからの純利益」に計上されている。

注2.2.1 金融先物商品コミットメント

			12月31日現在合計	
(単位：百万ユーロ)	公正価値トレー ディング取引	ヘッジ取引	2019年	2018年
確定取引				
組織された市場における取引				
金利先物	788,439	-	788,439	692,014
外国為替先物	1,395,157	-	1,395,157	1,644,515
その他の先物契約	483,648	118	483,766	550,292
店頭市場取引				
金利スワップ	9,125,400	12,494	9,137,894	8,439,448
通貨金融スワップ	879,390	360	879,750	861,462
金利先渡契約(FRA)	830,870	-	830,870	904,689
その他	46,791	-	46,791	47,339
オプション取引				
金利オプション	2,046,470	-	2,046,470	1,960,587
為替オプション	291,941	89	292,030	526,129
株式および指数オプション	1,210,438	-	1,210,438	1,182,293
その他のオプション	37,725	-	37,725	77,522
合計	17,136,269	13,061	17,149,330	16,886,290

注2.2.2 ヘッジ要件を満たした取引の公正価値

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日
確定取引	
組織された市場における取引	
金利先物	-
外国為替先物	-
その他の先物契約	(18)
店頭市場取引	
金利スワップ	3,914
通貨金融スワップ	(66)
金利先渡契約(FRA)	-
その他	-
オプション取引	
金利オプション	-
為替オプション	-
株式および指数オプション	-
その他のオプション	-
合計	3,830

注2.2.3 金融デリバティブの満期（想定元本）

(単位：百万ユーロ)	3ヶ月未満	3ヶ月以上 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
アウトライイト取引					
組織された市場における取引	1,041,104	704,045	451,894	470,319	2,667,362
店頭市場取引	844,566	2,357,430	4,417,379	3,275,930	10,895,305
オプション取引	780,423	973,548	1,115,284	717,408	3,586,663
合計	2,666,093	4,035,023	5,984,557	4,463,657	17,149,330

注2.3 貸出金および借入金

会計方針

銀行預け金および顧客貸出金については取引当初の期間と種類によって分類している。すなわち、銀行預け金の場合は、要求払(当座勘定およびオーバーナイト取引)と定期預金に、また顧客貸出金については、商業手形、当座貸越およびその他の貸出金に分類されている。更に他行または顧客を相手とした売戻条件付買入有価証券、手形および有価証券担保貸出金も同項目に含まれている。

以下の要件、すなわち、同一の取引先、満期日、通貨、会計主体との取引および取引先との間の契約によりグループ勘定を統合し、相殺する権利を実行可能な取引についてのみ、債務および債権が貸借対照表上相殺表示されている。

これらの債権に係る発生利息は「関連債権」として計上され、受取利息として損益計算書に認識されている。

貸出金の供与に関連する受取手数料および追加取引費用(契約紹介者、ブローカーおよびその他の仲介者に支払われる口銭または手数料および取扱手数料)は、利息に類似したもので貸出金の有効期間にわたり配分される。

オフバランスシート項目として計上された保証および裏書は現金授受を伴わない取引を示しており、主に他の銀行および顧客に対する融資の未使用枠ならびにそれらに対して付与した保証に対する取消不能のコミットメントである。

保証が存在するにもかかわらず、相手方のコミットメントに基づく当初の契約条件に従った支払期限到来額の全部ないしは一部を当グループが回収できない蓋然性が高い信用リスクのあるコミットメントについては、当該貸出金は回収懸念のある債権として分類される。さらに、3ヶ月以上(住宅抵当貸付の場合は6ヶ月、地方自治体向け貸付の場合は9ヶ月)支払が滞っている場合、支払の有無に係わらず識別されたリスクがあると看做される場合、ないしは、法的手続が開始された場合には、関連する貸出金は回収懸念のある債権として分類される。

ある借手に対する一件の貸出金が回収懸念のある債権として分類された場合、その借手に対する全ての貸出金ないしはコミットメントは、保証の有無にかかわらず、回収懸念のある債権として分類変更される。

未実現損失および回収懸念のある債権に対する減損は、予想損失金額で計上されている(注2.6参照)。

貸出金および債権のリストラクチャリング

「銀行預け金」または「顧客貸出金」に計上された資産がリストラクチャリングされたとき、借手の財務上の困難または返済不能により(返済不能がすでに発生していようが、あるいは債務のリストラクチャリングがされない限り確実に発生するであろうと思われるかにかかわらず)契約の変更が、当グループが承認した当初取引の金額、期間または財務条件について行われる。このような状況にならなければ、これらの変更は検討されなかったであろう。リストラクチャリングされた金融資産は、減損資産として分類され、借手はデフォルトにあるとみなされる。

これらの分類は、少なくとも1年間、あるいは借手がそのコミットメントを満たすことができるかどうかについて当グループにとって不確実性が残る限り維持される。リストラクチャリング日において、そのリストラクチャリングされた金融資産の帳簿価額は、当初の実効金利を使用して割引いた新しい将来回収可能な見積もりキャッシュ・フローの現在価値にまで減額される。この損失はリスク費用として損益に計上される。

リストラクチャリングされた金融資産には、商業上の再交渉となるような貸出金および債権は含まれない。

貸出金および債権は、借手の顧客が財務上の困難を経験せず、支払不能になっていなければ、商業上の再交渉の対象になりうる。そのような取引は、当グループが有効な信用承認手続きに従って、元本および発生利息を放棄することなく商取引関係を維持・発展させるためにその債務を再交渉する意思がある顧客に関係するものである。

再交渉された貸出金および債権は、再交渉の日に認識中止され、再交渉された条件のもとで実行された新たな貸出金に置き換えられ、同日に貸借対照表に計上されている。これらの新しい貸出金は新しい契約条件から生じる実効金利に基づいて、顧客に請求された再交渉手数料を考慮してその後償却原価で測定される。

注2.3.1 銀行預け金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
預け金および貸出金		
要求払		
当座勘定	15,916	15,485
オーバーナイト預け金および貸出金	374	468
オーバーナイト手形担保貸出金	-	-
定期		
定期預金および貸出金	76,534	75,640
劣後債権および参加型貸出金	1,209	4,244
手形および有価証券担保貸出金	-	-
関連債権	98	121
総額	94,131	95,958
減損	(20)	(24)
純額	94,111	95,934
売戻条件付買入有価証券	77,120	85,526
合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	171,231	181,460

(1) 2019年12月31日現在、回収懸念貸出金の金額は、2018年12月31日現在の48百万ユーロ(その内、17百万ユーロは不良債権)に対し36百万ユーロ(その内、17百万ユーロは不良債権)である。

(2) 2019年12月31日現在75,903百万ユーロ(2018年12月31日現在79,091百万ユーロ)の子会社に対する債権を含む。

注2.3.2 顧客貸出金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
商業手形割引	1,538	1,661
その他の貸出金		
短期貸出金	73,163	74,060
輸出ローン	10,845	10,705
設備資金ローン	48,044	45,782
モーゲッジ・ローン	70,177	63,604
リース契約	148	-
その他ローン	95,519	99,359
小計 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	297,896	293,510
当座貸越	22,971	15,596
関連債権	1,096	1,051
総額	323,501	311,818
減損	(2,755)	(2,963)
純額	320,746	308,855
手形および有価証券担保貸出金	99	92
売戻条件付買入有価証券	160,651	173,549
合計 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	481,496	482,496

(1) 65,535百万ユーロの担保付貸出金を含んでいる。この内、2019年12月31日現在10,305百万ユーロ(2018年12月31日現在、9,612百万ユーロ)は、フランス銀行との借換え適格分である。

(2) この内、参加型貸出金は、2019年12月31日現在で3,045百万ユーロ(2018年12月31日現在、2,834百万ユーロ)であった。

(3) 2019年12月31日現在の回収懸念貸出金は、2018年12月31日現在の6,759百万ユーロ(その内、4,002百万ユーロは不良債権)に対し、5,894百万ユーロ(その内、2,625百万ユーロは不良債権)である。

(4) この内、子会社に対する債権は、2019年12月31日現在では170,140百万ユーロ(2018年12月31日現在では、168,233百万ユーロ)である。

(5) 2019年12月31日現在、918百万ユーロのリストラクチャリングされた貸出金を含んでいる。(2018年12月31日現在、2,297百万ユーロ)

注2.3.3 供与したコミットメント

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
供与したコミットメント⁽¹⁾		
ローンコミットメント		
- 対銀行	49,469	21,465
- 対顧客	189,020	205,277
合計	238,489	226,742
保証コミットメント		
- 対銀行	125,679	150,762
- 対顧客	76,864	71,497
合計	202,543	222,259

(1) その内、子会社に供与したコミットメントは、2019年12月31日現在86,960百万ユーロ(2018年12月31日現在92,533百万ユーロ)であった。

注2.3.4 証券化

会計方針

ソシエテ・ジェネラルが証券化事業（証券化ファンド、証券化ビークルまたは相当する外国の事業）に譲渡した貸出金および受取債権は、認識中止され、売却価格と譲渡された貸出金または受取債権の帳簿価額との差額として計算された売却損益は、損益に認識されている。

譲渡契約が超過担保条項を含んでいる場合、ソシエテ・ジェネラルは、譲渡した貸出金および受取債権が売却価格を超える部分については受取債権を貸借対照表の資産側の貸出金および受取債権の中に計上している。

証券化事業が発行し、ソシエテ・ジェネラルが取得あるいは引受けた通常のユニットは、その目的によってトレーディング有価証券または短期投資有価証券として計上されている。

証券化事業が発行し、ソシエテ・ジェネラルが証券化事業のための担保として取得または引受けた特定のユニット、劣後ユニットおよびその他の金融商品は、短期投資有価証券として計上されている（注2.1を参照）。

ソシエテ・ジェネラルが、譲渡された貸出金および受取債権の債務者の破綻により生じた損失を負担するために証券化事業に現金担保預け金を預ける場合には、預金の残高が証券化事業の精算中にソシエテ・ジェネラルに帰属する可能性が高いとすれば、貸借対照表の資産側の未収収益、その他の未収金およびその他の資産の項目に証券化事業に対する受取債権として計上している。

ソシエテ・ジェネラルが供与した保証が、供与されたコミットメントの形式をとれば、場合によってはオフバランスシートに顧客または銀行に供与された保証コミットメントとして計上される。

2017年にソシエテ・ジェネラルは、住宅ローンに対するユーロシステムの借換保証として適格債券を資産代用するために証券化を進めた。この目的のためソシエテ・ジェネラルは、9,242百万ユーロのモーゲッジ・ローンを証券化ミューチュアル・ファンドに譲渡した。その取得の資金調達のためにファンドは、ソシエテ・ジェネラルが引受け、リスクおよびその利益を全額負担する債券を発行した。

この債券は、2019年12月31日現在の貸借対照表の資産に6,474百万ユーロの金額で投資ポートフォリオの中に表示されている（2018年12月31日現在7,640百万ユーロ）。

注2.4 債務

会計方針

銀行預金および顧客預金は当初の約定期間および種類によって分類されている。相手が銀行の場合には要求払(要求払預金および当座預金)および定期預金と他行からの借入金に、また相手が顧客の場合には規制貯蓄勘定およびその他の預金に分類されている。更に銀行または顧客への買戻条件付売渡有価証券もこの項目に含まれている。

これらの預金に生じた未払利息は、関連債務としてまた、損益計算書に費用として計上されている。

注2.4.1 銀行預金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
要求払預金		
要求払預金および当座預金	20,192	22,721
オーバーナイト手形担保借入金	-	-
小計	20,192	22,721
定期預金		
定期預金および借入金	145,738	131,862
手形および有価証券担保借入金	-	-
小計	145,738	131,862
関連債務	400	429
預金合計	166,330	155,012
買戻条件付売渡有価証券	89,276	65,065
合計⁽¹⁾	255,606	220,077

(1) 2019年12月31日現在、子会社に対する債務78,784百万ユーロ(2018年12月31日現在、77,953百万ユーロ)を含む。

注2.4.2 顧客預金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
規制貯蓄勘定		
要求払	45,000	43,373
定期	17,912	17,637
小計	62,912	61,010
その他要求払預金		
法人顧客および個人事業主	59,801	50,722
個人顧客	36,228	33,835
金融機関	25,319	26,230
その他	7,054	5,935
小計	128,402	116,722
その他定期預金		
法人顧客および個人事業主	43,405	45,542
個人顧客	183	214
金融機関	128,999	143,443
その他	10,943	12,458
小計	183,530	201,657
関連債務	609	641
顧客預金合計	375,453	380,030
対顧客買戻条件付売渡有価証券	119,631	144,816
合計⁽¹⁾	495,084	524,846

(1) 2019年12月31日現在、子会社の預金179,676百万ユーロ(2018年12月31日現在、193,951百万ユーロ)を含む。

注2.4.3 発行債券

会計方針

これらの負債は有価証券の種類によって、借入証書、銀行間証書、譲渡可能債務証書、社債その他の関連債務に分類されている。但し、「劣後債務」に分類されている劣後債は除外されている。

未払利息は「関連債務」および損益計算書の費用として計上されている。社債発行時および償還時プレミアムは定額法または数理法によって関連借入金の調達期間にわたり償却されている。これに伴う費用は「支払利息および類似費用」に計上されている。

社債期間にわたり発生する社債発行費は、当期の費用として損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
定期貯蓄証書	-	-
社債	2,029	1,792
関連債務	21	20
小計	2,050	1,812
銀行間証書および譲渡可能債務証書	114,006	105,933
関連債務	646	605
合計 ⁽¹⁾	116,702	108,350

(1) 2019年12月31日現在、子会社に関連するコミッション、2,029百万ユーロ(2018年12月31日現在2,506百万ユーロ)を含む。

注2.4.4 供与されたコミットメント

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
供与されたコミットメント ⁽¹⁾		
銀行から供与されたローンコミットメント	78,052	60,532
銀行から供与された保証コミットメント	58,140	50,841
合計	136,192	111,373

(1) この内、子会社から供与されたコミットメントは、2019年12月31日現在16,079百万ユーロ(2018年12月31日現在16,561百万ユーロ)である。

注2.5 受取利息および支払利息

会計方針

実効金利法を使用して償却原価で測定されたすべての金融商品の受取利息および支払利息は、損益計算書の「受取利息および類似収益」あるいは「支払利息および類似費用」に計上されている。負の利息はこれらの金融商品に関連する受取利息および支払利息勘定から控除される。

実効金利は、金融資産または負債の帳簿価額を決定するために商品の予想存続期間にわたる将来のキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローを割引くために使用する金利として設定される。当グループは、実効金利を計算する際、将来の貸倒損失の可能性を考慮せず、金融商品の契約条項に基づく将来キャッシュ・フローを検討し、この利率の計算には、利息、直接関連した取引費用およびすべての種類のプレミアムおよびディスカウントと同一視可能な当事者間の支払手数料もしくは受取手数料が含まれている。

価値の毀損により、金融資産あるいは同種の金融資産グループが減損された場合、その後の受取利息は、価値の毀損を測定する際に、将来キャッシュ・フローを割引くために使用された実効金利に基づいて計上される。

さらに、貸借対照表上負債として計上される引当金は、従業員給付に関連するものを除いて、資源の予想流出額を割引くために使用された金利と同じ金利を使用して計算される支払利息が生じる。

	2019年			2018年		
(単位：百万ユーロ)	受取利息	支払利息	純額	受取利息	支払利息	純額
銀行間取引による受取利息	2,981	(3,544)	(563)	3,320	(3,433)	(113)
中央銀行、郵便局勘定及び銀行との取引	1,644	(2,172)	(528)	2,132	(2,320)	(188)
買戻条件付売渡有価証券および 手形・有価証券担保借入金	1,337	(1,372)	(35)	1,188	(1,113)	75
顧客取引	11,756	(8,555)	3,201	9,495	(7,473)	2,022
商業手形	32	-	32	33	-	33
その他の顧客貸出金	9,391	-	9,391	7,577	-	7,577
当座貸越	310	-	310	355	-	355
特別貯蓄勘定	-	(708)	(708)	-	(622)	(622)
その他の預金	-	(5,596)	(5,596)	-	(4,904)	(4,904)
買戻条件付売渡/買入有価証券および 手形・有価証券担保借入金	2,023	(2,251)	(228)	1,530	(1,947)	(417)
公社債およびその他の債券	3,547	(4,631)	(1,084)	9,336	(9,591)	(255)
その他の支払利息および関連収益	2,232	(3,504)	(1,272)	1,955	(3,281)	(1,326)
受取利息/支払利息合計	20,516	(20,234)	282	24,106	(23,778)	328

その他の顧客貸出金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
短期貸出金	1,909	1,619
輸出ローン	311	282
設備資金ローン	1,008	881
住宅ローン	1,270	1,319
その他の貸出金	4,893	3,476
その他の顧客貸出金	9,391	7,577

注2.6 減損および引当金

注2.6.1 減損および信用リスクに対する引当金

注2.6.1.1 減損

会計方針

資産の減損

未実現損失に対する減損はその債権の簿価と、保証を考慮した将来回収可能な予想キャッシュ・フローの当該金融資産の当初の実効金利による割引現在価値との差額に等しいものである。さらに、この減損は、回収懸念のある債権に関する未収利息全額を下回らない可能性がある。減損、減損の戻入れ、貸倒損失および減損済債権の回収は、時の経過に伴う減損の戻入額とともに「リスク費用」に計上されている。

信用リスクが明らかに無くなり、当初の契約条件に従った規則的な返済が再開された場合には、回収懸念のある債権が正常債権として分類変更される場合がある。同様に、リストラクチャリングされた問題債権が正常債権として分類変更される場合がある。貸出金がリストラクチャリングされる場合、当初の契約条件に基づく予想受取キャッシュ・フローと新たな契約条件に基づく将来の受取元利金の予想キャッシュ・フローの現在価値との差額に、当初の実効金利による割引が適用される。

減少した金額は、「リスク費用」の科目に計上される。リストラクチャリングされた債権がその後正常債権として分類変更された場合、貸出金の残存期間にわたり受取利息として計上される。

借手の返済能力が、回収懸念のある債権として分類された後、正常債権としての分類変更が相当な期間にわたり見込めない状況にある場合、当該貸出金は、不良債権と認定される。契約の当初の条項に従っている、あるいは、回収を確実に担保する保証が付与されていない限り、銀行が繰上弁済を要求した場合、契約が終了した場合および回収懸念のある債権と分類されてから1年経過した場合には、貸出金は不良債権に分類される。リストラクチャリングされたが、新たな条件に借手が従わない貸出金もまた、不良債権に分類される。

有価証券の減損

短期投資有価証券

■ 株式およびその他の持分証券

期末に取得原価と実現可能価額との比較が行われる。上場有価証券について、実現可能価額は直近の市場価格と定義されている。未実現利益は計上されないが、有価証券の減損については未実現利益と相殺することなく未実現損失をカバーするために計上される。

■ 公社債およびその他の債券

期末において、取得原価は実現可能価額、または上場有価証券の場合は直近の市場価格との比較が行われる。未実現利益は計上せず、関連したヘッジ取引に係る利益を認識した上で未実現損失をカバーするために有価証券の減損が計上される。

短期投資有価証券の減損および減損の戻入額は、これらの有価証券の売却損益とともに損益計算書の「短期投資有価証券からの純利益」に計上されている。

長期投資有価証券

その有価証券が短期間に売却される可能性が非常に高い場合、あるいは発行体がそれを償還できないリスクが存在する場合を除き、期末において未実現損失に対する減損は行われない。

長期投資有価証券の減損の繰入および戻入は、これらの有価証券の売却損益とともに損益計算書に「長期投資からの純利益」に計上されている。

■ 関連会社および子会社に対する投資

事業年度末には、連結子会社・関連会社に対する投資は使用価値、すなわち会社が投資目的でこれらの会社を取得する必要があると仮定した場合における当該有価証券の取得のための支払価額を示す価値で評価される。この金額は、株主資本、収益性および最終3ヶ月間の平均株価といった各種基準に基づいて見積られる。未実現利益は、財務諸表上認識されないが、ポートフォリオ有価証券に係る減損は、未実現損失をカバーするために計上される。

減損の繰入および戻入は、これらの有価証券の売却により実現したキャピタル・ゲインおよびロスとともに、これらの有価証券を株式公開する場合に生じる損益を含め、「長期投資からの純利益」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)

	2019年12月31日	2018年12月31日
資産の減損		
銀行預け金	20	24
顧客貸付金	2,755	2,963
その他	100	142
小計⁽¹⁾	2,875	3,129
有価証券に係る減損 ⁽²⁾	4,528	7,768
償却合計	7,403	10,897

(1) その内不良債権の減損：2,055百万ユーロ

(2) 自己株式を除く。

減損の増減の内訳（有価証券を除く）は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在	純繰入額		使用した 引当金	変更 および組替	2019年 12月31日現在
		正味リスク 費用	その他の 損益計算書			
資産の減損	3,129	364	4	(586)	(36)	2,875

注2.6.1.2 引当金

会計方針

引当金は、以下のものを含んでいる。

- オフバランスシートのコミットメント（供与したコミットメントに係る）に対する引当金。
- 信用リスクに対する集合的な引当金。

オフバランスシートのコミットメントに対する引当金（オフバランスシートの保証に対する引当金）

オフバランスシートのコミットメントに対する引当金は、デリバティブ商品とはみなされない、あるいは損益を通じて測定される金融資産として指定されないようなオフバランスシートの融資あるいは保証コミットメントに係る信用リスクの識別に続いて発生するソシエテ・ジェネラルの潜在的な損失を表している。

信用リスクに対する集合的な引当金（格付けを下げたコミットメントおよび貸出金に関係）

同種のポートフォリオにおいて、金融商品グループに信用リスクの著しい悪化が金融商品グループに識別されると直ちに、一つ以上の債権またはコミットメントに個別に影響するリスクを待たずに、ソシエテ・ジェネラルがエクスポージャーの存続期間にわたって発生すると予想する信用損失（存続期間予想信用損失）の金額に対し引当金が認識される。

その活動に関してよりよい情報を提供するために、ソシエテ・ジェネラルは慎重性の原則に従って、ソシエテ・ジェネラルが翌年度にわたって発生すると予想する信用損失の金額まで、信用リスク引当金を健全な格下げのない残高まで2019年に拡大することを選択した。

存続期間予想信用損失は、経済状況の過去のデータ、現在の状況および合理的な予想の変化ならびに間にまでの適切なマクロ経済要素を考慮して計算される。従って、減損の金額は徴求された担保あるいは徴求される義務のある担保の影響および満期までに発生するデフォルトの可能性を考慮して、予想信用損失の現在価値に等しい。

12ヶ月の予想信用損失は、過去のデータと現在の状況を考慮して計算される。従って、減損の金額は、次の12ヶ月以内に発生するデフォルトの可能性および徴求された担保あるいは徴求される義務のある担保の影響を考慮して予想損失の現在価値に等しい。

集合的な引当金の変動は、「リスク費用」に計上される。

信用リスクの格付け低下の把握に関連するコメント

集合的な引当金のエクスポージャーを把握するために、ソシエテ・ジェネラルは、入手可能な過去および予想の情報（行動点数、ローン・資産価値指数、マクロ経済シナリオ等）に基づいて信用リスク著しい増加があるかどうかを決定する。

信用リスクの変化の査定は、以下の基準を考慮に入れる。

- 1 番目の基準：相手方の信用格付けの変化、及び相手方の信用格付けの見直しに加え、信用リスクの悪化の兆候となる可能性のある営業セクター、マクロ経済状況および相手方の行動の変化
- 2 番目の基準：最初に認識した日から貸借対照表日までの契約ごとの相手方の格付けの変化
- 3 番目の基準：30日以上 の期日経過した金額の存在

これらの基準のいずれか一つに合致すると、関連契約は前述の通り減損している。

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在	正味リスク 費用計上額	範囲の変更 および組替	2019年 12月31日現在
対銀行オフバランスシートのコミットメントに対する引当金	-	-	-	-
対顧客オフバランスシートのコミットメントに対する引当金	159	(12)	-	146
信用リスクに対する集合引当金	544	331	3	878
引当金合計	703	319	3	1,024

2019年1月1日に配分された正常債権に係る信用リスクに対する集合的な引当金の金額は、2019年12月31日に304百万ユーロに達している。

注2.6.1.3 モーゲッジ貯蓄契約/制度（CEL/PEL）に関連したコミットメント

会計方針

モーゲッジ貯蓄口座(CEL)およびモーゲッジ貯蓄制度(PEL)は、1965年7月10日のフランス法第65－554号によって規制されている個人顧客に対する特別貯蓄制度である。これらの商品は、有利子貯蓄勘定形式の当初預金段階と、その後に預金が住宅抵当貸付の提供のために使用される融資段階とを結合する。現行の規則下では、この最後の段階は、貯蓄段階の以前の存在を条件とするため不可分なものである。集められた貯蓄預金と貸出された貸出金は、償却原価で計上されている。

これらの商品は、ソシエテ・ジェネラルに対して二種類のコミットメントを生む。その後貯蓄契約の開始時に設定された金利で顧客に融資する義務およびモーゲッジ貯蓄契約の開始時に設定された金利で不定期の期間顧客の貯蓄に対する利息を支払う義務である。

PEL/CEL契約に基づくコミットメントが当社にとって不利な影響を及ぼすことが明らかな場合には、貸借対照表の負債に引当金が計上される。この引当金の増減は、「銀行業務純利益」の受取利息に純額で計上されている。これらの引当金は、計算日現在のPEL/CELから生じるコミットメントに関連するものである。

引当金は、モーゲッジ貯蓄制度(PEL)の各世代について異なるPELの世代間で相殺せずに計算され、単一の世代を構成するすべてのモーゲッジ貯蓄口座(CEL)について計算される。

預金段階において、引当金額を決定する対象のコミットメントは、平均予想預金金額と最低予想金額の差額として計算される。これらの二つの金額は、過去の顧客行動を基礎に統計的に決定される。

貸出段階において、引当対象のコミットメントには、既に供与されているが、計算日現在まだ引出されていない貸出金と計算日現在の貸借対照表の預金の金額と観察された過去の顧客行動に基づいて統計的に推定される将来の貸出金が含まれている。

PEL/CELの一定の世代に対する将来予想収益の割引価値がマイナスの場合、引当金が計上される。類似の予想期間と開始日を有する同等の貯蓄と貸出金に対して個々の顧客に適用される金利に基づいて利益が見積られている。

モーゲッジ貯蓄契約(PEL／CEL)預金残高

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
モーゲッジ貯蓄制度（PEL）		
4年未満	1,245	2,752
4年以上10年以内	9,661	9,043
10年超	5,315	4,545
小計	16,221	16,340
モーゲッジ貯蓄口座（CEL）	1,067	1,076
合計	17,288	17,416

モーゲッジ貯蓄契約(PEL／CEL)について供与した住宅融資残高

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
4年未満	1	1
4年以上10年以内	11	22
10年超	11	10
合計	23	33

モーゲッジ貯蓄契約（PEL／CEL）に関連したコミットメントに対する引当金

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日	繰入額	戻入額	2019年12月31日
モーゲッジ貯蓄制度（PEL）				
4年未満	1	-	(1)	-
4年以上10年以内	20	7	-	27
10年超	118	98	-	216
小計	139	105	(1)	243
モーゲッジ貯蓄口座（CEL）	10	-	(2)	8
合計	149	105	(3)	251

引当金の水準は、長期金利に敏感に反応する。2019年度の長期金利は、低水準で推移したため、PELおよびCELのモーゲッジ貯蓄勘定の引当金は、主に貯蓄に対する支払コミットメントに付随するリスクに関連している。2019年12月31日現在の合計残高に対するPEL／CEL貯蓄に対する引当金の比率は1.41%となっている。

引当金を評価するための変数を設定するために使用する方法

顧客の将来の行動を見積るために使用する変数は、長期間（10年超）にわたる顧客の過去の行動パターンを観察することから導き出される。これらの変数の価値は、将来の顧客行動の指標としての過去のデータの有効性を弱めるような規制の変更が行われた場合に調整される可能性がある。

使用されている様々な市場変数、特に金利およびマージンの価値は、観察可能なデータに基づいて計算されており、リテールバンキング部門の金利リスク管理の方針に従って対象期間についてこれらの項目の将来の価値の評価日現在における最善の見積もりを構成している。

使用する割引率は、評価日現在のEuriborのイールド・カーブに対するゼロクーポン・スワップから12ヶ月間の平均値により算定される。

注2.6.1.4 リスク費用

会計方針

「リスク費用」は、信用リスクに対する引当金の繰入額、戻入額および減損、回収不能と判断された貸出金の金額および償却した貸出金の回収金額を含む。

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
債権およびオフバランスのコミットメントに対する減損の純額および引当金純繰入額	(710)	36
減損ではカバーされない損失および償却の戻入金額	(138)	(105)
リスク費用合計	(848)	(69)
引当金の通貨ヘッジの再評価に係る利益を含む。	(93)	(21)

注2.6.2 金融先物商品に対する引当金

会計方針

金融先物商品に係る引当金は、貸借対照表に独立したオープン・ポジションとして認識された同種の金融先物契約について計算された未実現損失に関連するものである。

貸借対照表期末日に見積もられた時価と前期末に決定された時価との差額として算定されている。

それらは可能性の高いリスクおよび費用に対する引当金として貸借対照表に認識されている。このように計算された引当金の変動は、「トレーディング・ポートフォリオからの純利益」に純利益として計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在	純繰入額	使用した 引当金	範囲の変更および組 替	2019年 12月31日現在
金融先物商品に対する引当金	10,646	(1,483)	-	31	9,194

[前へ](#)

[次へ](#)

注3 その他の活動**注3.1 サービスに対する受取手数料純額****会計方針**

ソシエテ・ジェネラルは、サービスの種類により異なる方法で提供されるサービスや受取サービスについて、受取手数料および支払手数料を認識している。

支払サービス、保管サービスあるいはウェブサービスのような継続的なサービスの手数料は、サービスの期間にわたって収益として計上される。資金取引、仲介手数料、裁定手数料あるいは支払トラブルに関するペナルティなど一度限りのサービスはそのサービスが提供されたときに収益計上される。

シンジケーション取引において、ソシエテ・ジェネラルの貸借対照表に計上された発行割合に対する実効金利は、必要な場合には引受手数料および参加手数料の割合を含め、シンジケートの他のメンバーに適用しているものと同様である。これらの手数料の残高は、シンジケーション終了時に損益計算書に計上されている。アレンジメント・フィーは、その販売が法的に完了した時点で収益に計上される。

	2019年			2018年		
(単位：百万ユーロ)	受取手数料	支払手数料	純額	受取手数料	支払手数料	純額
銀行間取引	84	(65)	19	81	(92)	(11)
顧客との取引	1,401	(33)	1,368	1,478	(35)	1,443
有価証券取引	356	(805)	(449)	457	(831)	(374)
発行市場取引	59	-	59	44	-	44
外国為替取引および金融商品取引	162	(393)	(231)	85	(283)	(198)
ローンおよび保証コミットメント	701	(302)	399	657	(174)	483
サービス	1,667	-	1,667	1,484	-	1,484
その他	-	(157)	(157)	-	(112)	(112)
純額	4,430	(1,755)	2,675	4,286	(1,527)	2,759

注3.2 未収収益、その他の資産および負債**注3.2.1 未収収益、その他の未収金およびその他の資産**

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
その他の資産		
支払済保証預け金 ⁽¹⁾	36,166	30,784
未収金	2,957	3,220
購入オプションのプレミアム	55,219	53,060
有価証券取引に係る決済勘定	2,993	3,144
その他	312	626
小計	97,647	90,834
未収収益および類似項目		
前払費用	392	402
繰延税金	4,047	4,113
未収収益	1,940	2,190
その他 ⁽²⁾	50,381	48,702
小計	56,759	55,407
総額	154,406	146,241
貸倒引当金	(100)	(142)
純額	154,306	146,099

(1) 主に金融商品に対して支払われた保証金に関するものである。

(2) デリバティブ商品の評価額41,379百万ユーロを含む(2018年12月31日現在38,391百万ユーロ)。

注3.2.2 未払費用、その他の未払金およびその他の負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
有価証券取引		
借入有価証券未払金	200,412	190,147
その他有価証券未払金	44,076	55,824
小計	244,488	245,971
その他の負債		
入金済保証預り金 ⁽¹⁾	34,022	23,440
未払金	(554)	531
売却オプションに係るプレミアム	59,432	57,532
有価証券取引に係る決済勘定	3,485	3,509
その他の有価証券取引	23	-
関連債務	169	199
小計	96,577	85,211
未払費用および類似項目		
未払費用	3,606	3,799
繰延税金	11	1
繰延収益	1,742	1,340
その他 ⁽²⁾	35,019	17,974
小計	40,378	23,114
合計	381,443	354,296

(1) 主に金融商品について支払った保証金に関するものである。

(2) デリバティブ商品の評価額24,774百万ユーロを含む(2018年12月31日現在6,313百万ユーロ)。

[前へ](#)

[次へ](#)

注4 費用および従業員給付**注4.1 人件費および取締役会のメンバーおよび最高経営責任者の報酬****会計方針**

人件費勘定には、社内リストラ費用をはじめスタッフに関連するすべての費用、特に従業員に対する法定利益分配制度、CICE(競争力と雇用に対するフランスの税額控除)関連収益およびインセンティブ制度のコストも含まれている。

従業員給付は、4つのカテゴリーに分けられる。

- 固定・変動報酬、年間休暇、税金および社会保障負担金、強制的雇用主拠出金および利益分配のような、従業員が関連サービスを提供する年度報告期間の期末後12ヶ月以内に全額決済されると期待される従業員給付である短期の従業員給付(解雇給付以外)
- 年金制度および退職給付のような確定拠出制度および確定給付制度を含む、退職後給付
- その他の長期従業員給付は、12ヶ月以内に全額決済されることはないと予想される従業員給付で、現金で支払われスライドされない繰延変動報酬、永年勤続表彰および時間貯蓄勘定等である。
- 解雇給付

短期従業員給付は、従業員が提供したサービスの帰属する期間の「人件費」に計上される。

退職後給付および長期給付に関連する会計原則は、注4.2に記載しており、株式報酬に関連するものは、注4.3に記載している。

注4.1.1 人件費

(単位：百万ユーロ)

	2019年	2018年
従業員給与	3,643	3,385
社会保障給付および給与諸税	1,425	1,300
雇用主拠出金、利益分配及びインセンティブ	168	223
合計	5,236	4,908
平均従業員数(人)	46,177	46,942
フランス国内	41,339	42,014
フランス国外	4,838	4,928

過去5年間の人件費の分析

(単位：百万ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
ソシエテ・ジェネラル					
利益分配	11	11	11	13	15
インセンティブ	99	150	136	99	79
雇用主拠出金	58	62	44	49	43
小計	168	223	191	161	137
子会社	-	-	-	-	-
合計	168	223	191	161	137

注4.1.2 取締役会のメンバーおよび最高経営責任者の報酬

当社の取締役に対して2019年に支払った出席報酬合計は、1.7百万ユーロであった。

2019年度に上級経営責任者(会長、最高経営責任者および彼のデピュティCEO)に対して支払った報酬は、9.1百万ユーロであった(2015年から2018年までの現金または株式により支払われた変動報酬2.8百万ユーロおよび2013年度の長期インセンティブの0.9百万ユーロを含む)。

注4.2 従業員給付

フランス国内および海外の支店のソシエテ・ジェネラルはその従業員に以下の給付を支給している。

- 年金制度または退職給付のような退職後給付
- その他の長期給付：これらの給付には、現金で決済され、ソシエテ・ジェネラルの株式にスライドしない繰延報酬プログラム、長期繰延変動報酬、時間貯蓄勘定(CET)の柔軟な労働引当、あるいは永年勤続表彰が含まれる。
- 解雇給付

従業員給付引当金の詳細：

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日 現在金額	純繰入額	使用した 戻入額	範囲の変更 および組替	2019年12月31日 現在金額
退職後給付 ⁽¹⁾	1,194	131	(135)	7	1,197
長期給付	553	165	(206)	9	520
解雇給付	269	274	(263)	2	282
従業員給付引当金	2,016	570	(605)	18	1,999

(1) 退職後給付の利用可能な戻入額には、1991年にフランスで実行された執行役員に対する補助的退職引当金に対する追加制度に基づく権利の凍結が含まれる。

2019年4月9日、ソシエテ・ジェネラルは、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ事業の戦略的調整およびリテールバンキング&国際金融サービス本部の組織を改組することを目的としたよりオペレーショナルなプロジェクトを含む二つの変革プロジェクトを発表した。

これらのプロジェクトは、243百万ユーロの繰入を伴う再構築引当金の調整、その内236百万ユーロは人件費に、7百万ユーロは「その他の営業費用」に計上された。これらの引当金の多くは、2019年下半期に取り崩された。

また、引当金には、フランス国内のリテールバンキングの本店の一部、顧客取引を処理するためのプラットフォーム(バック・オフィス)および特定のネットワークのサポート機能も含んでいる。このプロジェクトにより55百万ユーロの繰入を行い、その内44百万ユーロは「人件費」に、11百万ユーロは「その他の営業費用」に計上された。

注4.2.1 退職後給付

会計方針

退職後給付

年金制度は、確定拠出型または確定給付型である。

確定拠出制度

確定拠出型制度は、ソシエテ・ジェネラルの負う負債を制度に支払われた拠出額に限定しており、会社は将来の給付額の水準に対して責任を負わない。支払われた拠出金は当年度の費用として計上されている。

確定給付制度

確定給付型制度では、ソシエテ・ジェネラルは、正式にあるいは解釈上将来の給付の一定金額あるいは水準まで支払う責任を有しており、そのため中長期にリスクを負っている。確定給付債務の現在価値は、独立の資格のある年金数理人により評価されている。

このような退職債務の全体をカバーするための引当金を貸借対照表の負債の部に計上している。これは、予測単位積増方式法を使用して、独立した年金数理人によって定期的に評価されている。この評価手法は、人口統計、早期退職、昇給および割引率ならびにインフレ率に関する仮定を組込んだものである。

ソシエテ・ジェネラルは長期従業員給付基金が保有する資産によって、または保険契約の資格を与えることによって確定給付制度に資金提供することを選択できる。

積立資産は、報告する事業体とは法的に分離された事業体（ファンド）によって資産が保有され、従業員給付を支払うためにのみ使用されるものであれば、制度資産として分類される。

これらの制度が制度資産に分類された外部基金から拠出される場合、当該基金の公正価値は債務をカバーするための引当金から控除される。

これらの制度が制度資産として分類されないファンドから資金が提供される場合には、これらのファンドは、分離資産として分類され、貸借対照表の資産側に区分表示される。

計算上の仮定の変動、あるいは年金数理上の仮定(早期退職、割引率等)および運用実績(制度資産運用収益)から生じる差額は、数理計算上の差異として計上されている。それは即時に全額損益計算書に計上される。

新規または改定された制度が施行される場合、過去勤務費用は即時に全額損益計算書に計上される。

年間費用は、確定給付制度については「人件費」に計上され、その内訳は、

- 各従業員によって権利確定した追加受給額(現在勤務費用)
- 割引率に起因する利息費用
- 制度資産の期待運用収益率(グロス)
- 数理計算上の差異および過去勤務費用
- 制度の清算あるいは縮小

その他の長期給付

その他の長期給付は、その雇用期間中に提供したサービスに対し、従業員に支払われるものであるが、従業員が関連するサービスを提供する年度報告期間の期末以後12ヶ月以内には全額決済されないものである。その他の長期給付は、退職後給付と同じ方法で測定される。

確定拠出制度

当グループの従業員に提供されている主な確定拠出制度は、フランス国内にある。その中には国家年金制度、ARRCOおよびAGIRCのようなその他の国民年金制度が含まれる。またソシエテ・ジェネラルの支店によっては年間拠出金を支払うだけの年金制度（PERCO）もある。

退職後給付制度（確定給付制度）

年金制度は、年金および退職金の支払として年金給付を含む。年金給付は、国家の年金制度に加えて支払われる。

フランスでは、1991年に設定されたエグゼクティブマネジャーに対する補完的年金制度である法令の適用となるいわゆる「ランダム・ライツ」と呼ばれる確定給付年金制度を終了する条例が、公布日である2019年7月4日以降、新規の従業員に対して打ち切られ、受益者の権利は2019年12月31日付けで凍結された。

注4.2.1.1 貸借対照表に計上された資産および負債の調整

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
貸借対照表に計上された正味負債	1,197	1,194
貸借対照表に計上された資産 ⁽¹⁾	(1,047)	(952)
正味残高	150	242
正味残高の内訳		
拠出確定給付債務の現在価値	2,280	2,139
制度資産の公正価値	(2,257)	(2,012)
A-数理計算上の欠損金(純残高)	23	127
B-未拠出確定給付債務の現在価値	128	115
未認識項目		
アセットシーリングの変動により影響される制度資産	-	-
C-未認識項目合計	-	-
A+B-C =純残高	151	242

(1) この項目には、2018年12月31日現在、902百万ユーロに対し、2019年12月31日現在、84百万ユーロの制度資産および963百万ユーロの分離資産の超過額が含まれている(注4.2.1-1.2項参照)。

注4.2.1.2 制度資産に関する一般的情報

積立資産は、制度資産と分離資産を含む。

制度資産の公正価値の内訳は、次のとおりである。債券86%、株式7%、およびその他の投資7%
ソシエテ・ジェネラルが直接保有している自社の金融商品には、重要性はない。

積立資産の超過額は、163百万ユーロである。

2020年の退職後確定給付制度に支払われる事業主の拠出金は、3百万ユーロと見積もられている。

注4.2.1.3 主要な仮定の地域別詳細

	2019年12月31日	2018年12月31日
割引率		
フランス	0.84%	1.56%
英国	2.00%	2.70%
米国	3.19%	4.29%
その他	0.72%	1.44%
長期インフレ率		
フランス	1.30%	1.45%
英国	2.92%	3.14%
米国	該当なし	該当なし
その他	1.24%	1.42%
インフレ控除後将来の昇給率		
フランス	0.75%	0.70%
英国	該当なし	該当なし
米国	該当なし	該当なし
その他	0.66%	0.81%
従業員の平均残存勤務年数(年)		
フランス	8.36	8.20
英国	5.00	6.00
米国	7.87	7.85
その他	8.77	8.56
残存年数(年)		
フランス	13.95	14.30
英国	16.34	16.30
米国	15.28	15.59
その他	16.60	15.33

地域別の仮定は、資産の公正価値による加重平均である制度資産の期待収益を除き確定給付債務（DB0）の現在価値による加重平均である。

負債を割引くために使用したイールドカーブは、米ドル、英ポンドおよびユーロについて観察された10月末のAA社債のイールドカーブ（メリルリンチ情報）で、割引率の低下が重要な影響を与える場合には12月末に修正される。

ユーロおよび英ポンドの通貨地域に使用したインフレ率は、10月末に観察された市場レートであり、その変動が重要な影響を与える場合には12月末に訂正されている。他の通貨地域に使用されたインフレ率は、中央銀行の長期目標である。

従業員の平均残存勤務年数は、転職率の仮定を考慮して計算されている。

上記の仮定は、退職後給付制度に適用されている。

注4.3 無償株式制度

会計方針

新株を発行することなく従業員に付与された株式購入オプションおよび無償株式制度では、企業が従業員に自己株式を引渡すときに発生する損失に対し、引当金を計上しなければならない。

この引当金は、以下の金額との差額が「人件費」に計上される。

- その事業体が従業員に与えるために自己株式を購入していなければ、期末日現在の自己株式の相場価格とその行使価格（無償株式の場合はゼロ）
- その事業体が従業員に引き渡すために自己株式をすでに購入している場合には、保有する自己株式の取得価格と行使価格（無償株式の場合はゼロ）

ソシエテ・ジェネラルの従業員が株式を受取る資格を得るのに勤続年数あるいは業績条件のような権利確定条件を満たさなければならない場合には、権利確定期間中に従業員が勤務するのに応じてその勤務にかかる引当金を費用処理しなければならない。

ストック・オプション制度の場合には、発行すべき自己株式に関して費用は計上しない。

注4.3.1 当年度の無償株式制度の主要な特徴

2019年12月31日に終了した事業年度の従業員に対する制度については以下に要約している。

発行体	ソシエテ・ジェネラル
付与年	2019年
制度のタイプ	業績株式
付与した無償株式の数	2,217,118
引渡した株式	-
2019年12月31日現在喪失した株式	21,666
2019年12月31日現在発行済株式残高	2,195,452
2019年12月31日現在未行使の株式数	2,195,452

サービスおよび業績の条件は、「第5 提出会社の状況 5コーポレート・ガバナンスの状況等」の項に記載している。

注4.3.2 貸借対照表に計上された債務および当年度の費用の金額

現在も継続している制度について貸借対照表に計上された債務の金額は、97百万ユーロであり、年間費用は53百万ユーロである。

注4.3.3 2019年度の制度について自己株式に関連する情報

2019年度の制度に関連して取得した自己株式の数は、22百万ユーロのコストで578,992株である。その結果、1,616,460株の自己株式は、取得を認められた合計株式数にはまだ達していない。

[前へ](#)

[次へ](#)

注5 税金

会計方針

当期税金

1989年度にソシエテ・ジェネラルは連結納税制度の採用を選択した。2019年12月31日現在、217の子会社がソシエテ・ジェネラルとの連結納税契約書に署名している。従って、統合された各会社は、連結納税協定の適用に従って決定されたソシエテ・ジェネラルに対する税金債務を会計帳簿に計上しなければならない。

繰延税金

ソシエテ・ジェネラルは、その年次財務諸表に繰延税金を認識する選択肢を適用している。

繰延税金は、ソシエテ・ジェネラルが貸借対照表の資産および負債の会計上の簿価と税務上の簿価の間に一時差異を識別した場合に計上される。繰延税金は負債法を使って計算され、過年度からの繰延税金は、その後の税率の変動によって調整されている。税率変更による影響額は、損益計算書の繰延税金に計上される。繰延税金資産純額は、当該企業が一定期間内に回収できる可能性が高い場合にのみ計上される。

繰延税金は、それぞれの納税事業体（親会社および在外支店）ごとに別々に算定され、現在価値には割引しない。

注5.1 法人所得税

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年
当期税金	673	565
繰延税金	(92)	51
合計 ⁽¹⁾	581	616

(1) 2019年度の法人所得税には、連結納税の影響による19百万ユーロの損失が含まれている(2018年度は56百万ユーロの利益)。2019年度の損失は、多くは納税グループのメンバーに適用される税率の減少によるものである。

フランスの標準法人所得税率は、33.33%である。3.3%（0.76百万ユーロの基礎課税所得から控除後）に相当する税引前利益に基づく国への拠出金支払(社会保障拠出金)が2000年に導入された。

株式投資に関する長期キャピタル・ゲインは、課税が免除されているが、手数料および費用の一部分については満額の法定税率で課税対象となる。当該手数料および費用の一部分は総キャピタル・ゲインの12%であり、この免除は、当社が正味の長期キャピタル・ゲインを実現した場合にのみ適用される。

さらに親子体制のもとでは、ソシエテ・ジェネラルの持分が5%以上ある会社からの配当金は、課税が免除されるが、手数料および費用の一部分は満額の法定税率により課税される。

2017年12月21日に採択された2018年フランス財政法にはフランスの税率を段階的に引き下げることが含まれている（2019年の税率に関しては2019年7月24日の法律2019-759号により修正され、2020年および2021年の税率に関しては2020年フランス財政法により修正された）。2022年までは、33.33%の標準法人所得税率は、25%まで引き下げられるが、既存の3.3%の社会保障拠出金は上乗せされる。

フランスの会社の繰延税金は、一時差異の戻入に適用される税率を適用することにより算定される。2022年までのフランスの税率の段階的引き下げに関して、

- 通常の税率で課税される所得の税率は、2019年の34.43%または32.02%と2022年からの25.83%の間にある（社会保障拠出金支払を含む）。
- 軽減税率で課税される所得の税率は、2019年の4.13%または3.84%と2022年からの3.10%の間にある（社会保障拠出金支払を含む）。

注5.2 税金調整引当金

会計方針

引当金は、その時期あるいは金額を正確には決定できない負債を表している。

引当金は、以下の場合に計上される。

- 税務当局に対する法人所得税に関連する義務によって、ソシエテ・ジェネラルが少なくとも等しい交換価値で受取ることなしに、当該第三者に対する資源の流出を招く可能性が高いまたは確実な場合および
- 資源の流出可能性の高い金額を信頼性をもって見積もることができる場合

予想される流出は、これを割り引くことが重大な影響を与える場合、引当金の金額を決定するために現在価値に割り引かれる。税金調整に対する引当金の繰入および戻入は、損益計算書の法人所得税の当期税金に計上される。関連するリスクの性質および金額に関する情報は、ソシエテ・ジェネラルが引当金の目的に関して開示することによって他の当事者との係争中における自身の立場を著しく損なうと考えるときには開示しない。

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在金額	純繰入	使用した 戻入	範囲の変更 および組替	2019年 12月31日 現在金額
税金調整引当金	69	(26)	(23)	-	20

注5.3 繰延税金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
税務上の繰越欠損金	2,613	2,815
フランスの連結納税に含まれる会社に対する資産の売却益	(173)	(159)
その他（主にその他の準備金に関連）	1,607	1,457
合計	4,047	4,113

関連する各納税事業体に適用される税制およびその税金実績の現実的な予想に従って、ソシエテ・ジェネラルは毎年、税務上の繰越欠損金についてのレビューを行っている。この目的のために税金実績は、権限ある管理機関によって承認された後、ソシエテ・ジェネラルの予算方針において考慮される各事業部門の業績予想および（または）その国の戦略的レビューに基づいて決定される。さらに、その中には関係事業体および法域に適用される会計および税務の調整（一時差異に係る繰延税金資産および負債の戻入）が含まれる。これらの調整は、過去の税務実績および当グループの税務の専門知識に基づいて決定される。当グループの予算方針および（または）戦略的レビューを超えて特にマクロ経済の仮定から推定が行われる（例えば、利率の進展）。

本来、選択したマクロ経済要素の評価および税金実績を決定するために使用した内部の見積りは、損失負担の先行きに対する実現性に係るリスクと不確実性を含んでいる。これらのリスクおよび不確実性は適用される税務規則の変更の可能性（税務上の繰越欠損金の配分のルールとともに税金実績の計算）または戦略的仮定の達成に関係するものである。

税金実績予測の確実性を確保するために、当グループは、予算および戦略的仮定の達成の感応度分析を実施している。

2019年12月31日現在、これらの分析により、将来の課税所得に対して繰延税金資産の対象となる税務上の繰越欠損金を当グループが使用する蓋然性を確認している。

注5.4 税務上の繰越欠損金に関して認識された繰延税金資産

2019年12月31日現在、各フランチャイズの税制およびその現実的な課税所得の予測に基づいた、繰延税金資産の回収予想期間は、下記の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	法定上の 繰越限度期日	予想回収期間
税務上の繰越欠損金に関連する繰延税金資産合計	2,613	0	0
内、フランス納税グループ	2,168	無期限 ⁽¹⁾	8年
内、米国納税グループ	418	20年 ⁽²⁾	7年
その他	27	0	0

(1) 2013年フランス財政法に従い、前期欠損金の控除は百万ユーロに、この限度を超過する事業年度の課税所得の端数の50%を加算した額に限定されている。欠損金の控除不能部分は無期限に同じ条件で翌期以降に繰越できる場合がある。

(2) 2011年12月以前に生じた税務上の欠損金

さらに、2019年12月31日現在、貸借対照表の資産側に計上されていない繰延税金資産および負債は、米国のフランチャイズに関係する408百万ユーロ（2018年12月31日現在の497百万ユーロに対して）およびシンガポールのフランチャイズに関係する35百万ユーロ（2018年12月31日現在の29百万ユーロに対して）である。

ジェローム・ケルビエルに対する訴訟に起因する損失の税務上の取り扱いに関して、ソシエテ・ジェネラルは、2016年9月23日のベルサイユ控訴院の判決が、フランス最高行政裁判所（*Conseil d'État*）の2011年の意見書およびこの点に関して最近再確認された判例に照らしてその効力を問題にする可能性は高くないと考えている。したがって、ソシエテ・ジェネラルは、相当する繰延税金資産を繰り入れる必要はないと考えている。

しかし、2016年9月に経済・財務相が示唆したように、税務当局はこの帳簿上の損失の税務上の影響を調査し、ジェローム・ケルビエルの訴訟によって生じる4.9十億ユーロの金額の損金算入を問題にしようとしていることを確認した。この税務上の修正案は直ちに影響することではなく、ソシエテ・ジェネラルがその課税所得からの損失から生じる繰越欠損金を控除するポジションにあるときに税務当局から送付される更正通知によって確かめなければならないであろう。そのような状況は銀行の予想によれば数年間は起こらないと思われる。当局が適当な時に彼らのポジションを確認することを決めた場合には、当然に、ソシエテ・ジェネラル・グループは管轄裁判所に対してその権利を主張することになるであろう。

[前へ](#)

[次へ](#)

注6 株主資本

注6.1 株主資本の変動

(単位:百万ユーロ)	資本金	株式払込剰余金	利益剰余金	株主資本
2017年12月31日現在	1,010	20,444	13,474	34,928
資本金の増加/減少	-	-	-	-
当期純利益	-	-	1,725	1,725
支払配当金 ⁽¹⁾	-	-	(1,764)	(1,764)
その他の増減 ⁽²⁾	-	158	-	158
2018年12月31日現在⁽³⁾	1,010	20,602	13,435	35,047
資本金の増加 ⁽⁴⁾	57	954	-	1,011
当期純利益	-	-	3,695	3,695
支払配当金 ⁽⁵⁾	-	-	(1,769)	(1,769)
その他の増減	-	-	-	-
2019年12月31日現在⁽⁶⁾	1,067	21,556	15,361	37,984

(1) 2018年度にソシエテ・ジェネラルが実施した配当金は、13.4百万ユーロの自己株式の配当金を消去後で1,764百万ユーロである。

(2) ソジンフォの買収に加えて合併利益に関連する158.34百万ユーロである。

(3) 2018年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの払込済資本金は1,009,897,173.75ユーロであり、これは額面1.25ユーロの株式、807,917,739株から構成されている。

2018年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの剰余金の金額は、3,632,931,198.50ユーロであり、その内訳は以下のとおりである。

－法定準備金100.99百万ユーロ

－長期キャピタル・ゲイン剰余金2,097.25百万ユーロ

－その他の剰余金1,434.69百万ユーロ

(4) 2019年にソシエテ・ジェネラルは、953.76百万ユーロの払込剰余金を伴う合計56.82百万ユーロの以下の増資を実施した。

－838.5百万ユーロの払込剰余金を伴う配当金から生じる49.77百万ユーロ

－115.26百万ユーロの払込剰余金を伴う従業員に留保した増資7.05百万ユーロ

(5) 2019年度のソシエテ・ジェネラルが実施した配当金は、8.2百万ユーロの自己株式の配当金を消去後で1,769百万ユーロである。

(6) 2019年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの払込済資本金は、1,066,714,367.50ユーロであり、これは額面1.25ユーロの株式、853,371,494株から構成されている。

2019年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの剰余金の金額は、3,632,931,198.50ユーロであり、その内訳は以下のとおりである。

－法定準備金100.99百万ユーロ

－長期キャピタル・ゲイン剰余金2,097.25百万ユーロ

－その他の剰余金1,434.69百万ユーロ

注6.2 利益処分案

2020年5月19日の年次株主総会において、取締役会は以下の項目について、2019年12月31日に終了した事業年度の利益処分を提案し、配当金を分配する予定である。

(単位：百万ユーロ)

純利益	3,695
未処分利益剰余金	8,033
処分対象利益合計	11,728
配当金	1,877
利益剰余金	9,851
利益処分合計	11,728

配当金は、額面1.25ユーロの株式、一株当たり2.20ユーロ相当である。

株主に支払われる1,877百万ユーロの配当金の金額は、2019年12月31日現在の残存株式数に基づいて計算されている。

注6.3 一株当たり純利益

(単位：百万ユーロ)

	2019年 12月31日	2018年 12月31日
普通株主に帰属する純利益	3,695	1,725
加重平均発行済み普通株式数	829,901,725	801,909,473
普通株式一株当たり利益（単位：ユーロ）	4.45	2.15
希薄化の計算に使用した平均普通株式数 ⁽¹⁾	-	-
一株当たり希薄化後利益の計算に使用した加重平均普通株式数	829,901,725	801,909,473
普通株式一株当たり希薄化後利益（単位：ユーロ）	4.45	2.15

(1) 希薄化の計算に使用した株式数は、「株式買戻し」法を使用して計算し、ストック・オプション制度の無償株式を考慮している。

注6.4 劣後債務

会計方針

この項目には証券化された債務の形式または期限の有無に関わらず、借手の清算時には他の全ての債務の返済が終了してから支払を履行することとなる一切の借入が含まれている。

長期劣後債の未払利息は、「関連債務」および損益計算書に費用として計上されている。

(単位：百万)

発行日	通貨	発行金額	満期日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
永久劣後キャピタル・ノート					
1985年7月1日	EUR	348	無期限	62	62
1986年11月24日	USD	500	無期限	221	216
2008年6月16日	GBP	700	無期限	0	0
2008年7月7日	EUR	100	無期限	0	0
2009年9月4日	EUR	1,000	無期限	0	1,000
2013年9月6日	USD	1,250	無期限	0	0
2013年12月18日	USD	1,750	無期限	1,558	1,528
2014年4月7日	EUR	1,000	無期限	1,000	1,000
2014年6月25日	USD	1,500	無期限	1,335	1,310
2015年9月29日	USD	1,250	無期限	1,113	1,092
2016年9月13日	USD	1,500	無期限	1,335	1,310
2018年4月6日	USD	1,250	無期限	1,113	1,092
2018年10月4日	USD	1,250	無期限	1,113	1,092
2019年4月16日	SGD	750	無期限	496	0
2019年9月12日	AUD	700	無期限	438	0
小計⁽¹⁾				9,784	9,702
劣後長期債務およびノート					
2000年7月21日	EUR	78	2030年07月31日	11	12
2003年1月30日	GBP	450	2018年01月30日	0	0
2003年12月29日	GBP	150	2018年01月30日	0	0
2005年8月16日	EUR	226	2025年08月18日	216	216
2006年5月15日	EUR	135	2018年05月15日	0	0
2006年10月26日	EUR	120	2018年10月26日	0	0
2007年2月9日	EUR	124	2019年02月11日	0	116
2007年7月16日	EUR	135	2019年07月16日	0	130
2007年10月30日	EUR	134	2019年10月30日	0	129
2008年2月14日	EUR	225	2018年02月14日	0	0
2008年3月26日	EUR	550	2018年03月26日	0	0
2008年4月7日	EUR	250	2023年04月06日	155	155
2008年4月15日	EUR	321	2023年04月15日	321	321
2008年4月28日	EUR	50	2023年04月06日	50	50
2008年5月14日	EUR	90	2023年04月06日	90	90

(単位：百万)

発行日	通貨	発行金額	満期日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
2008年5月14日	EUR	50	2023年04月06日	50	50
2008年5月14日	EUR	150	2023年04月06日	150	150
2008年5月30日	EUR	79	2023年04月15日	79	79
2008年6月10日	EUR	300	2023年06月12日	260	260
2008年6月30日	EUR	40	2023年06月30日	40	40
2008年8月20日	EUR	1,000	2018年08月20日	0	0
2013年6月7日	EUR	1,000	2023年06月07日	1,000	1,000
2014年1月17日	USD	1,000	2024年1月17日	890	873
2014年9月16日	EUR	1,000	2026年9月16日	1,000	1,000
2015年2月27日	EUR	1,250	2025年2月27日	1,250	1,250
2015年4月14日	USD	1,500	2025年4月14日	1,335	1,310
2015年4月15日	EUR	150	2025年4月7日	150	150
2015年6月2日	AUD	125	2027年6月2日	78	77
2015年6月3日	CNY	1,200	2025年6月3日	153	152
2015年6月10日	AUD	50	2025年6月10日	31	31
2015年6月12日	JPY	27,800	2025年6月12日	228	221
2015年6月12日	JPY	13,300	2025年6月12日	109	106
2015年6月12日	JPY	2,500	2025年6月12日	21	20
2015年7月22日	USD	50	2035年7月23日	45	44
2015年9月30日	JPY	20,000	2025年9月30日	164	159
2015年10月21日	EUR	70	2026年10月21日	70	70
2015年11月24日	USD	1,000	2025年11月24日	890	873
2015年11月24日	USD	500	2045年11月24日	445	437
2016年5月19日	SGD	425	2026年5月19日	281	273
2016年6月3日	JPY	15,000	2026年6月3日	123	119
2016年6月3日	JPY	27,700	2026年6月3日	227	220
2016年6月27日	USD	500	2036年6月27日	445	437
2016年7月20日	AUD	325	2028年7月20日	203	200
2016年8月19日	USD	1,000	2026年8月19日	890	873
2016年10月13日	AUD	150	2026年10月13日	94	92
2016年12月16日	JPY	10,000	2026年12月16日	82	79
2017年1月24日	AUD	200	2029年1月24日	125	123
2017年5月19日	AUD	500	2027年5月19日	406	308
2017年6月23日	JPY	5,000	2027年6月23日	41	40
2017年7月18日	AUD	150	2027年5月19日	0	92
2017年7月18日	JPY	5,000	2027年7月27日	41	40
2018年2月23日	EUR	1,000	2028年2月23日	1,000	1,000
2018年3月7日	JPY	6,500	2028年3月7日	53	52
2018年4月13日	JPY	6,500	2028年4月13日	53	52
2018年4月17日	JPY	6,500	2028年4月17日	53	52
2018年10月24日	JPY	13,100	2028年10月24日	107	104
2019年4月18日	AUD	300	2034年5月18日	188	0
小計 ⁽¹⁾				13,693	13,727
関連債務				359	378
合計 ⁽²⁾⁽³⁾				23,836	23,807

- (1) 親会社の財務書類を承認するために招集された定時株主総会で無配を決議した場合、取締役会は、永久劣後債(TSDI)に関する支払を全面的あるいは部分的に延期することが可能である。

ソシエテ・ジェネラルは、優先投資証書の取得に対するワラント付永久劣後債を348百万ユーロ発行した。その全額が、1985年7月1日以降の利益に対して配当金を受取ることができる。これらの証書は、会社が清算される場合で、かつ、すべての非劣後債が全額償還された場合償還される。その他の有価証券及び借入金は、10年目にソシエテ・ジェネラルのみが行使できる早期償還条項がある。

- (2) 税金および買戻しの影響を除く、2019年の当行の全世界の劣後債に関する費用は、1,230百万ユーロ(2018年度は1,266百万ユーロ)であった。
(3) 2019年12月31日現在43百万ユーロの子会社関連債務を含む(2018年12月31日現在160百万ユーロ)。

[前へ](#)

[次へ](#)

注 7. その他の情報

注7.1 銀行業務純利益地域別内訳⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)	フランス		ヨーロッパ		米州	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
受取利息および類似収益、純額 ⁽²⁾	2,878	2,437	680	643	286	95
受取手数料純利益	2,179	2,194	293	370	141	117
金融取引からの純利益	4,531	3,436	450	624	23	85
その他の営業利益、純額	(107)	(120)	44	168	1	7
銀行業務純利益	9,481	7,947	1,467	1,805	451	304

(単位：百万ユーロ)	アジア/オセアニア ⁽³⁾		アフリカ		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
受取利息および類似収益、純額 ⁽²⁾	46	76	9	10	3,899	3,261
受取手数料純利益	59	73	3	5	2,675	2,759
金融取引からの純利益	391	392	-	-	5,395	4,537
その他の営業利益、純額	4	(3)	-	-	(58)	52
銀行業務純利益	500	538	12	15	11,911	10,609

(1) 利益を計上している会社が存在する地理的領域

(2) 受取配当金およびリース債権および類似の契約からの純利益を含む。

(3) オーストラリアの新しい地域を含む。

注7.2 有形および無形固定資産

会計方針

建物、設備およびその他の有形固定資産は貸借対照表の資産の部に購入価額で計上されている。固定資産に関して、長期にわたる建設期間の資金を調達するために発生した借入費用は、他の直接要した費用とともに取得原価に計上されている。

社内で開発されたソフトウェアについて、貸借対照表の資産に、ハードウェアに係る外部支出費用ならびに資産の制作および事業の用に供するために直接要したサービス費用および人件費を含む直接開発費が計上されている。

固定資産は事業の用に供された時点からその耐用年数にわたって減価償却している。資産の残存価額はその償却対象金額から控除されている。

固定資産の一つあるいはいくつかの構成要素が異なる目的で使用され、あるいは一体と見なされた資産とは異なる期間にわたり経済的利益を生み出すために使用されている場合、これらの構成要素は、損益計算書の「減損および償却費」を通じて、その耐用年数にわたって償却される。

ソシエテ・ジェネラルは、その営業用資産に対してこのアプローチを適用し、相当する減価償却期間を有する以下の最小構成要素に資産を分類している。

インフラストラクチャー	主要構造	50年
	ドアと窓、屋根	20年
	外壁	30年
技術設備	エレベーター	10年から30年
	電気設備	
	発電機	
	空調機、換気設備	
	配線	
	安全監視設備	
	配管	
	火災安全設備	
設備・備品	仕上げ、環境	10年

建物以外の固定資産の減価償却期間は、その耐用年数によっており、通常以下の範囲で見積られている。

工場および設備	5年
運搬具	4年
家具	10年から20年
事務用設備	5年から10年
IT設備	3年から5年
自社開発または購入ソフトウェア	3年から5年
免許、特許、ライセンス等	5年から20年

注7.2.1 有形および無形固定資産の増減

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 帳簿価額総額	取得	処分	範囲の変動 およびその 他の増減	2019年 12月31日 帳簿価額総額	2019年12月 減価償却および 償却累計額	2019年 12月31日 帳簿価額純額
営業用資産							
無形固定資産	3,818	579	(17)	(89)	4,291	(2,712)	1,579
有形固定資産	3,261	295	(141)	136	3,551	(2,164)	1,387
非営業用資産							
有形固定資産	10	-	-	-	10	(7)	3
合計	7,089	874	(158)	47	7,852	(4,883)	2,969

注7.2.2 長期投資からの収益

会計方針

この項目には、営業用固定資産に対する投資について減価償却費への繰入純額のほか、売却によって実現したキャピタル・ゲインまたはロスが含まれている。非営業用資産からの利益は、「銀行業務純利益」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日
営業用固定資産		
売却益	59	65
売却損	(44)	(2)
合計	15	63

注7.3 引当金

会計方針

貸借対照表の負債の部の「引当金」は、金融商品（オフバランスシートのコミットメントおよび貸出金）、モーゲッジ貯蓄勘定/制度（CEL/PEL）、訴訟問題、従業員給付および法人税調整に対する引当金から構成されている。

引当金の明細

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日	繰入	戻入	範囲の変更 および組替	2019年 12月31日
先渡/先物金融商品に係る引当金（注2.6参照）	10,646	2,186	(3,669)	31	9,194
信用リスクに対する引当金（注2.6参照）	703	432	(116)	5	1,024
従業員給付に係る引当金（注4.2参照）	2,016	570	(605)	18	1,999
モーゲッジ貯蓄契約（CEL/CEL）に関連するコ ミットメントに係る引当金（注2.6参照）	149	102	-	-	251
法人税調整引当金（注5参照）	69	10	(59)	-	20
リスクおよび費用に対するその他の引当金	1,035	97	(433)	1	700
合計	14,618	3,397	(4,882)	55	13,188

リスクおよび費用に対するその他の引当金

会計方針

偶発損失および訴訟問題に関する説明はリスク管理報告書に記載している。

偶発損失および訴訟引当金は、正確に定義された金額または支払期日のない負債として定義されている。

第三者から予想される同等の金額での補償なしに、可能性の高いまたは必ず資金を第三者に譲渡することになるという第三者に対する義務が会社にある場合のみ、引当金を計上する。

リスクの性格と金額に関する情報は、そのような開示が、当グループがその引当金の対象となっている問題に関して相手との紛争関係にある立場を著しく侵害する可能性があるとして予想する場合には、開示されない。

引当金の純繰入は、損益計算書の相当する勘定のリスクの種類によって分類される。

その他の引当金には、リストラクチャリング引当金（スタッフ費用を除く）、商業訴訟引当金および顧客に対する金融取引に関連するファンドの将来の返済に関する引当金が含まれる。

ソシエテ・ジェネラルは、事業を行っている国において広範囲な法律上および規制上の枠組みの制約を受けている。この複雑な法的背景の中で、ソシエテ・ジェネラルおよびソシエテ・ジェネラルの以前および現在の代表者は、民事、行政および刑事訴訟を含めいろいろな法律行為に巻き込まれることがある。大部分のこれらの訴訟は、ソシエテ・ジェネラルの現在のビジネスの一環である。近年投資家との訴訟および銀行や投資顧問のような金融仲介業に係る多くの紛争が一部は難しい金融環境によって増加している。

ソシエテ・ジェネラルの事業体に関係する紛争、規制上の訴訟および行為は、特にそれが様々なカテゴリーの原告によって起こされている場合、損害賠償請求の金額が明確でないまたは不明確である場合、あるいは前例のない訴訟である場合、その結果を予測することは、その性質上、困難である。

財務諸表を作成するにあたって、ソシエテ・ジェネラルは、関係している法律、規制あるいは調停手続きの結果を評価している。これらの訴訟から損失が発生する可能性が高く、その金額を確実に見積もることができる場合には引当金を計上している。

損失発生 の蓋然性とこれらの損失金額を評価し、計上すべき引当金の金額を決定するためには、見積もりが重要である。経営陣は、財務諸表を作成するときに判断を行い、入手可能な情報をすべて考慮することにより見積もりを行っている。特に、ソシエテ・ジェネラルは紛争の性質、基礎となる事実、進行中の手続きおよびすでに言い渡された判決、ならびに類似の事件を扱ったソシエテ・ジェネラルおよび他の会社の経験（ソシエテ・ジェネラルがそれについて知識を有している場合）、そして適切な場合には専門家や第三者の法律顧問の意見と報告を検討している。

四半期ごとにソシエテ・ジェネラルは、重要なリスクを表す継続中の紛争の詳細な調査を実行している。このような訴訟は、注8「リスクおよび訴訟に関する情報」に開示している。

注7.4 期日別資産および負債の内訳

2019年12月31日現在残高						
(単位：百万ユーロ)	3ヶ月未満	3ヶ月以上 1年以下	1年超 5年以下	5年超	関係会社間 取引消去： ソシエテ・ ジェネ ラル・ パリ/支店	合計
資産						
銀行預け金	182,893	52,159	71,831	28,149	(163,801)	171,231
顧客貸出金	194,595	54,900	137,435	94,575	(9)	481,496
公社債およびその他の債券						
トレーディング有価証券	16,469	46,929	3,707	2,710	-	69,815
短期投資有価証券	2,559	11,355	47	181	-	14,142
長期投資有価証券	4	995	10,200	25,523	-	36,722
合計	396,520	166,338	223,220	151,138	(163,810)	773,406
負債						
銀行預金	225,855	58,851	83,808	49,740	(162,648)	255,606
顧客預金	342,074	45,305	58,455	50,402	(1,152)	495,084
発行債券	15,986	23,254	49,133	28,329	-	116,702
合計	583,915	127,410	191,396	128,471	(163,800)	867,392

注7.5 外貨建取引

会計方針

通常の外貨建取引から生じる損益は、損益計算書に計上されている。アウトライト先物為替予約取引および他の先物為替予約取引のヘッジ目的の取引は、決済日までの残存期間に対応する当該通貨の為替予約レートで評価されている。スポットおよびその他の先物為替予約ポジションは、毎月末の公表スポットレートで換算されている。未実現損益は損益計算書に計上されている。ヘッジ対象為替予約取引から生じるプレミアムおよびディスカウントは、当該取引の残存期間にわたり定額法で償却され、損益に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				2018年12月31日			
	資産	負債	購入 外国為替 未受取	売却 外国為替 未受渡	資産	負債	購入 外国為替 未受取	売却 外国為替 未受渡
EUR	613,314	615,161	299,729	284,788	590,757	617,439	356,411	335,016
USD	461,677	459,371	558,578	540,720	456,555	429,199	673,967	654,999
GBP	73,431	74,322	155,699	149,869	58,509	58,728	161,289	152,706
JPY	85,313	84,363	59,668	110,365	83,732	83,159	79,386	137,679
その他の通貨	93,960	94,478	261,501	244,470	97,149	98,177	313,920	293,286
合計	1,327,695	1,327,695	1,335,175	1,330,212	1,286,702	1,286,702	1,584,973	1,573,686

注7.6 非協調的な国家あるいは地域における事業

2003年以降、ソシエテ・ジェネラルは、OECDにより非協調的な租税回避国と認定されている国における事業展開を防止するための厳格な内部規則を定めている。既存の事業の一部として新規事業を行う、あるいは展開する場合、コーポレート セクレタリアートおよびリスク部門による承認後、経営執行部が決定した場合のみ容認される可能性がある。

2010年以降、ソシエテ・ジェネラルは、フランスが非協調的と看做した国あるいは地域におけるソシエテ・ジェネラルの事業のすべてを終了することを決定した（そのために必要な措置を講じた）。この非協調国あるいは地域のリストは、2016年4月8日の省令により更新された（2016年4月10日に公表）。

2019年に、ソシエテ・ジェネラルは、問題になっている国においては直接的または間接的に一切営業を行っていないかった。

[前へ](#)[次へ](#)

注7.7 子会社と関連会社の一覧表

2019年

(単位：千ユーロまたは現地通貨)		登録資本金	資本金以外の株主資本	持株比率	保有株式の簿価		
会社名/本社所在地	事業活動/部門	(現地通貨) ⁽¹⁾	(現地通貨) ⁽¹⁾	(%)	グロス (ユーロ)	ネット (ユーロ)	
I- 帳簿価額がソシエテ・ジェネラルの資本金の1%を超過する投資に関する情報							
A) 子会社(ソシエテ・ジェネラルが過半数以上を所有)							
SG アメリカ セキュリティーズ ホールディング, LLC C/O The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801 Wilmington - デラウェア - 米国	ブローカレッジ グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	USD	1,430,976	1,108,961	100.00	3,007,012	3,007,012
SG フィナンシャル サービス ホールディング 29, boulevard Haussmann - 75009パリ - フランス	ポートフォリオ運用 コーポレートセンター	EUR	1,641,835	212,764	100.00	2,136,144	2,136,144
ソシエテ・ジェネラル インターナショナル リミテッド 10 Bishops square - ロンドン E1 6EG - 英国	ブローカレッジおよび清算 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	GBP	1,150,000	220,259	100.00	1,621,849	1,558,196
ジェネフィナンス 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	ポートフォリオ運用 コーポレートセンター	EUR	1,000,000	236,648	100.00	1,076,025	1,076,025
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズサービスSPA Via Benigno Crespi, 19 A - 20159 ミラノ - イタリア	信用機関 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	111,309	197,187	100.00	745,062	619,377
SG クラインオート ハンブルス リミテッド St James' Square, SW1Y 4JU- ロンドン - 英国	資産運用 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	GBP	466,651	101,843	100.00	617,040	617,040
ソシエテ・ジェネラル リアル エステート 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	不動産および不動産金融 フランス国内 リテールバンキング	EUR	327,112	34,738	100.00	586,505	586,505
ソジェマルシェ 17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	不動産 コーポレートセンター	EUR	500,000	(24,743)	100.00	500,000	500,000
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ ジャパン LTD 日本国 東京都千代田区丸の内1丁目1-1	ブローカレッジ グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	JPY	35,765,000	35,097,000	100.00	619,023	499,477
ソシエテ・ジェネラル(チャイナ) リミテッド Talking International Tower 18th floor, 2, Wudinghou Street, Xicheng District - 100033 北京 - 中国	国際リテールバンキング グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	CNY	4,000,000	(260,581)	100.00	419,341	397,242
フィディタリア SPA Via Guglielmo Silva no, 34 - 20149 ミラノ - イタリア	消費者金融 国際リテールバンキング& 金融サービス	EUR	130,000	178,223	100.00	335,169	335,169
サリンジャーS.A. 15 avenue Emile Reuter L2420 ルクセンブルグ ルクセンブルグ	ポートフォリオ運用 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	100	315,089	100.00	315,184	315,184
パンコ ソシエテ・ジェネラル ブラジル S/A Avenida Paulista, 2300 - Cerqueira Cesar - サンパウロ - SP - CEP 01310-300 - ブラジル	投資銀行 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	BRL	2,956,929	(1,511,149)	100.00	935,308	257,187

(1) 海外子会社及び関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2019年					
当行による 貸出金の未弁済額	当行が 供与した保証	前事業年度の 税金を除く収益	前事業年度の 純利益(損失)	当年度中に当行が 受取った配当金	
(ユーロ)	(ユーロ)	(現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	(現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	(ユーロ)	備考／再評価差額
1,014,777	0	551,724	(14,835)	0	1 EUR = 1.1234 USD
2,250,148	0	190,386	210,311	1,425,593	
4,880,349	1,233,342	239,723	96,155	0	1 EUR=0.8508 GBP
1,895	0	39,440	265,582	301,000	
0	0	146,566	29,204	19,995	
0	0	171,955	13,016	52,128	1 EUR= 0.8508GBP
0	0	255	35,713	50,379	
0	0	24,994	1,015	0	
0	515	18,905,000	2,244,000	23,796	1 EUR = 121.94JPY
431,469	0	463,943	142,977	0	1 EUR = 7.8205 CNY
4,281,550	0	224,445	61,289	0	
0	0	(24)	(29)	0	
0	21,875	244,905	38,379	0	1 EUR = 4.5157 BRL

2019年

(単位：千ユーロまたは現地通貨)		登録資本金 (現地通貨) ⁽¹⁾	資本金以外 の株主資本 (現地通貨) ⁽¹⁾	持株比率 (%)	保有株式の簿価	
会社名/本社所在地	事業活動/部門				グロス (ユーロ)	ネット (ユーロ)
ソジェキャンパス	不動産					
17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	コーポレートセンター	EUR	241,284	37,222	100.00	241,284 241,284
リクソール アセット マネジメント	オルタナティブ資産運用					
17, cours Valmy - 92800 - ビュトー - フランス	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	161,106	26,296	100.00	217,348 217,348
ジェネジス I	オフィススペース					
29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	コーポレートセンター	EUR	192,900	14,764	100.00	196,061 196,061
ソシエテ・ジェネラル アルジェリー	国際リテールバンキング					
Résidence EL KERMA - 16105 Gué de Constantine - Wilaya d'Alger - アルジェリア	国際リテールバンキング& 金融サービス	DZD	20,000,000	25,406,230	100.00	185,439 185,439
SG セキュリティーズ コリア CO., LTD.	ビジネスコンサルティング					
24 th Floor, D1 D-Tower, 17 Jong-ro 3-gil, Jongno-gu - ソウル - 韓国	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	KRW	205,500,000	96,814,843	100.00	158,676 158,676
コンパニーフォンシエール デ ラ メディタラネー (CFM)	オフィススペース					
29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	コーポレートセンター	EUR	76,627	2,461	100.00	155,837 155,837
SG アメリカ, INC.	投資銀行					
C/O The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801 Wilmington - デラウェア - 米国	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	USD	0	445,321	100.00	1,612,723 105,256
ソシエテ・ジェネラル キャピタル カナダ Inc	ブローカレッジ					
1501 Avenue McGill College - Suite 1800 H3A 3M8 - モント リオール - カナダ	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	CAD	150,000	62,451	100.00	102,181 102,181
ソシエテ イモビリエール DU 29 BOULEVARD HAUSSMANN	オフィススペース					
29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	コーポレートセンター	EUR	90,030	192,950	100.00	89,992 89,992
ORPATIVMOB	不動産および不動産金融					
17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	79,253	5,714	100.00	79,253 79,253
SG セキュリティーズ (シンガポール) PTE LTD	ブローカレッジ					
8 Marina Boulevard - #12-01 - Marina Bay financial Centre Tower 1 - 018981 - シンガポール	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	SGD	99,156	9,857	100.00	96,238 75,170
SG ファクタリングSPA	ファクタリング					
Via Trivulzio, 7 - 20146 ミラノ - イタリア	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	11,801	29,481	100.00	46,100 46,100
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ オーストラリア PTY LTD	株式市場に係る ブローカレッジ					
Level 25 - 400 George Street - シドニー - NSW 2000 - オース トラリア	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	AUD	100,000	(32,588)	100.00	62,745 40,118
TREEZOR	電子マネー機関					
41 rue de Prony 75017 パリ - フランス	コーポレートセンター	EUR	3,200	7,275	100.00	35,566 35,566
SG オーストラリア ホールディングLTD	ポートフォリオ運用					
Level 25, 1-7 bligh street - シドニー, NSW 2000 - オース トラリア	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	AUD	19,500	3,332	100.00	12,154 12,154

(1) 海外子会社及び関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2019年					
当行による 貸出金の未弁済額 (ユーロ)	当行が 供与した保証 (ユーロ)	前事業年度の 税金を除く収益 (現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	前事業年度の 純利益(損失) (現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	当年度中に当行が 受取った配当金 (ユーロ)	備考／再評価差額
122,500	0	23,619	3,008	1,255	
0	0	112,228	10,923	13,187	
30,615	0	214,204	(283)	0	
0	77,157	24,742,672	5,270,471	107,326	1 EUR=133.8488 DZD
0	0	110,784,608	45,081,598	0	1 EUR=1296.28 KRW
0	0	753	1,775	1,383	
0	0	8,888	1,185	0	資本金=1USD 1 EUR=1.1234 USD
0	0	41,799	4,059	5,969	1 EUR=1.4598 CAD
0	0	7,567	14,926	4,051	
0	0	18,877	3,786	3,276	
0	0	47,543	24,053	14,423	1 EUR=1.5111 SGD
741,212	1,269,400	10,457	3,271	3,754	
100,031	128,165	20,051	(3,584)	0	1 EUR=1.5995 AUD
865	12,729	5,336	(1,079)	0	
0	0	6,686	4,675	0	1 EUR=1.5995 AUD

2019年

会社名/本社所在地	事業活動/部門	(単位:千ユーロまたは現地通貨)	登録資本金 (現地通貨) ⁽¹⁾	資本金以外 の株主資本 (現地通貨) ⁽¹⁾	持株比率 (%)	保有株式の簿価	
						グロス (ユーロ)	ネット (ユーロ)
SG セキュリティーズ アジア	投資銀行						
インターナショナル ホールディング LTD (香港)	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	USD	154,991	243,972	100.00	146,513	146,513
Level 38 - Three Pacific Place 1 Queen's Road - East Hong-Kong - 香港	ポートフォリオ運用						
ソシエテ・ジェネラル エクイップメント ファイナンス SA	国際リテールバンキング& 金融サービス	EUR	750,355	3,113	100.00	754,201	754,201
17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	フランス国内						
クレディ デュ ノール	リテールバンキング						
28, place Rihour - 59800 リール - フランス	フランス国内 リテールバンキング	EUR	890,263	1,959,049	100.00	1,410,256	1,410,256
デカルト トレーディング	自己勘定取引						
17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	377,000	(18,963)	100.00	376,987	376,987
ソシエテ・ジェネラル SFH	信用機関						
17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	375,000	180,078	100.00	375,000	375,000
ソシエテ・ジェネラル イモーベル	不動産						
11 Rue des Colonies - 1000 ブリュッセル - ベルギー	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	25,062	2,501	100.00	25,061	25,061
ブルソラマ SA	オンラインブローカレッジ						
44 rue Traversiere 92100 ブローニュ-Billancourt - フランス	フランス国内 リテールバンキング	EUR	37,848	486,169	100.00	848,865	848,865
ソシエテ・ジェネラル SCF	モーゲージ						
17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	150,000	103,738	100.00	150,000	150,000
ヴァルミンベスト	オフィススペース						
29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	コーポレートセンター	EUR	248,877	11,710	100.00	249,427	249,427
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ	ポートフォリオ運用						
サービス ホールディング	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	12,487	(421)	100.00	237,555	12,066
17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	国際リテールバンキング						
ロスバンク	国際リテールバンキング& 金融サービス	RUB	17,586,914	121,498,771	99.95	3,789,177	2,594,370
34, Masha Poryvaeva Street 107078 - モスクワ - ロシア	オフィススペース						
ソシエテ デラ リュ エドアルドVII	コーポレートセンター	EUR	11,396	874	99.91	59,612	23,137
29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	投資銀行						
ソシエテ・ジェネラル インベストメント(U.K.)	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	GBP	157,815	103,281	98.96	194,817	194,817
リミテッド	SG House, 41 Tower Hill, EC3N 4SG - ロンドン - 英国						
ソシエテ・ジェネラル モーリタニー	国際リテールバンキング						
Ilôt A, n°652 スアクシヨット - モーリタニア	国際リテールバンキング& 金融サービス	MRU	600,000	1,229,976	95.50	20,361	20,361
ALD	自動車リースおよび金融						
1-3 rue Eugene et Armand Peugeot Le Corosa - 92500 - フランス	国際リテールバンキング& 金融サービス	EUR	606,155	704,748	79.82	1,156,422	1,156,422

(1) 海外子会社及び関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2019年					
当行による 貸出金の未弁済額 (ユーロ)	当行が 供与した保証 (ユーロ)	前事業年度の 税金を除く収益 (現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	前事業年度の 純利益(損失) (現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	当年度中に当行が 受取った配当金 (ユーロ)	備考／再評価差額
266,031	0	439,693	130,232	191,633	1 EUR=1.1234 USD
65,110	0	17,994	(30,255)	54,624	
13,441,530	80,000	894,814	188,417	340,525	
62,000	0	30,601	(5,637)	0	
36,000,000	41,041,488	397,415	34,893	0	
0	0	2,796	1,864	85,799	
5,099,591	0	152,052	(54,625)	0	
8,260,000	11,580,186	15,183	2,536	0	
0	0	502	2,739	2,702	
250	0	0	572	0	
658,495	58,866	55,122,846	12,544,822	0	1 EUR=69.9563 RUB
0	0	-	169	108	
0	0	11,694	7,516	14,553	1 EUR=0.8508 GBP
0	102,391	856,000	240,430	0	1 EUR=42.26815 MRU
175,000	0	96,457	444,820	187,075	

2019年

(単位：千ユーロまたは現地通貨)	登録資本金 (現地通貨) ⁽¹⁾	資本金以外の 株主資本 (現地通貨) ⁽¹⁾	持株比率 (%)	保有株式の簿価			
				グロス (ユーロ)	ネット (ユーロ)		
会社名/本社所在地	事業活動/部門						
バンク ドゥ ポリネジー	リテールバンキング						
355 Bd Pomaré, BP 530, 98713 Papeete - タヒチ - 仏領ポリネシア	国際リテールバンキング& 金融サービス	XPF	1,380,000	7,225,260	72.10	12,397	12,397
ソシエテ・ジェネラルドゥバンク アン コート ジボワール	国際リテールバンキング						
5 & 7, avenue J. Anoma, 01 BP 1355 - アビジャン01 - コートジボワール	国際リテールバンキング& 金融サービス	XOF	15,555,555	142,452,195	71.84	30,504	30,504
バンコ ソシエテ・ジェネラルモザンビークSA	国際リテールバンキング						
Av. Julius Nyerere no. 140, 1568 - Maputo - モザンビーク	国際リテールバンキング& 金融サービス	MZN	2,397,200	1,622,522	65.00	30,352	17,430
コメルチニ バンカ A.S	国際リテールバンキング						
Na Prikope 33 - Building Register number 969 - 114 07 Praha 1 - チェコ共和国	国際リテールバンキング& 金融サービス	CZK	19,004,926	70,263,023	60.35	1,372,707	1,372,707
BRD -グループ・ソシエテ・ジェネラル	国際リテールバンキング						
B-dul Ion Mihalache nr. 1-7 Sector 1 - ブカレスト - ルーマニア	国際リテールバンキング& 金融サービス	RON	696,902	5,514,951	60.17	220,608	220,608
ソシエテ・ジェネラル カメルーン	国際リテールバンキング						
78 Avenue Joss, BP 4042 - ドゥアラ - カメルーン	国際リテールバンキング& 金融サービス	XAF	12,500,000	49,546,043	58.08	16,940	16,940
ジェネフィム	不動産リース金融						
29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	フランス国内 リテールバンキング	EUR	72,779	29,156	57.62	89,846	89,846
SG マロケヌ ドゥバンク	国際リテールバンキング						
55, boulevard Abdelmoumen - カサブランカ - モロッコ	国際リテールバンキング& 金融サービス	MAD	2,050,000	8,407,048	57.59	144,377	144,377
ユニオンインターナショナル ドゥ バンク	国際リテールバンキング						
65, avenue Habib Bourguiba - 1000A チュニス - チュニジア	国際リテールバンキング& 金融サービス	TND	172,800	254,854	52.34	153,211	153,211
B) 関連会社(ソシエテ・ジェネラルが10%から50%を所有)							
TRANSACTIS	支払						
Tour Europe - La defense II 33 place des corolles 92400 Courbevoie - フランス	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	23,148	18	50.00	11,574	11,574
GENEO CAPITAL ENTREPRENEUR	ポートフォリオ運用						
14 boulevard du General Leclerc 92200 Neuilly sur seine – フランス	フランス国内 リテールバンキング	EUR	156,640	(2,898)	40.54	30,000	30,000
SA ソジェバルティシバシオン	ポートフォリオ運用						
29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	コーポレートセンター	EUR	411,267	306,814	24.58	234,000	234,000
ソシエテ・ジェネラル カレドニアヌ ドゥ バンク	リテールバンキング						
44, rue de l'Alma BP G2 98848 スメア セデックス - ニュー カレドニア	国際リテールバンキング& 金融サービス	XPF	1,068,375	13,461,639	20.60	16,266	16,266

(1) 海外子会社及び関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2019年					
当行による 貸出金の未弁済額 (ユーロ)	当行が 供与した保証 (ユーロ)	前事業年度の 税金を除く収益 (現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	前事業年度の 純利益(損失) (現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	当年度中に当行が 受取った配当金 (ユーロ)	備考／再評価差額
0	122,677	5,489,089	810,053	6,634	1 EUR=119.33174 XPF
143,816	39,820	144,297,827	45,322,318	7,019	1 EUR=655.957 XAF
1,200	14,979	765,925	6,902	0	1 EUR=69.04645 MZN
1,509,544	345,758	31,840,199	15,283,484	226,832	1 EUR=25.408 CZK
21,887	210,128	3,167,905	1,527,592	144,456	1 EUR=4.783 RON
35,848	8,638	74,849,196	12,134,952	7,609	1 EUR=655.957 XAF
2,488,535	0	41,428	7,215	11,297	
0	0	4,655,016	1,134,101	16,711	1 EUR=10.7453 MAD
12,580	109,498	424,513	128,999	3,555	1 EUR=3.17975 TND
39,397	0	129,063	43	0	
0	0	0	(2,898)	0	
385,000	0	389,792	395,437	77,579	
143,047	77,000	9,352,821	2,360,311	4,308	1 EUR=119.33174 XPF

2019年

(単位：千ユーロまたは現地通貨)			登録資本金	資本金以外の株主資本	持株比率	保有株式の簿価		
会社名/本社所在地		事業活動/部門				(現地通貨) ⁽¹⁾	(現地通貨) ⁽¹⁾	(%)
住宅ローン・ リファイナンスマン								
ドゥ ラピタト 3 rue de la Boetie - 75008 パリ - フランス		コーポレートセンター	EUR	539,995	22,598	17.09	114,322	114,322
クレジット・ 信用機関								
50, boulevard Sebastopol - 75003 パリ - フランス		コーポレートセンター	EUR	1,259,850	202,753	13.50	171,037	171,037

(1) 海外子会社及び関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2019年					
当行による 貸出金の未弁済額 (ユーロ)	当行が 供与した保証 (ユーロ)	前事業年度の 税金を除く収益 (現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	前事業年度の 純利益(損失) (現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	当年度中に当行が 受取った配当金 (ユーロ)	備考／再評価差額
0	0	925,741	0	0	
252,424	0	276,669	103,407	33,287	

子会社と関連会社の一覧表(続き)

(単位：千ユーロ)	保有株式の簿価		当行が行った 貸出金の 未弁済額	当行が 供与した 保証	当年度中に 当行が 受取った 配当金	備考
	グロス	ネット				
Ⅱ－その他の子会社と関連会社に関する情報						
A) Iに含まれない子会社						
1) フランスの子会社	68,931	64,479	13,220,648	0	47,692	再評価差額= 0
2) 外国子会社	378,368	98,656	317,010	42,731	37,253	再評価差額=1,447
B) Iに含まれない関連会社						
1) フランスの会社	7,810	5,430	600	0	301	再評価差額= 0
2) 外国会社	9,794	9,794	7,622	0	0	再評価差額= 0

[前へ](#)

[次へ](#)

注8. リスクおよび訴訟に関する情報

ソシエテ・ジェネラルは、重大なリスクのある係争について四半期毎に詳細なレビューを行っている。これらの係争により、ソシエテ・ジェネラルが最低限同等の価値を交換に受け取ることなく第三者の便益のために資源の流出を生じさせる可能性が高いか確実である場合、引当金を計上することになる。これらの訴訟引当金は、貸借対照表の負債の「引当金」に含まれる「その他の引当金」の中に分類されている。

本章において記載された係争の一つ一つについて、それを開示することが問題の係争の結果に深刻な不利益を与える可能性がある場合には、個別の引当金の計上あるいはその金額に関する詳細な情報を開示することはできない。

- 2012年10月24日、パリ控訴院は、ジェローム・ケルビエルを背任、コンピューター システムへの不正アクセス、偽造および偽造文書の使用に関して有罪として、2010年10月5日付で言い渡された一審判決を承認した。ジェローム・ケルビエルは、懲役5年執行猶予2年の判決が言い渡され、当行の損害に対する賠償として4.9十億ユーロの支払いが命じられた。2014年3月19日において、最高裁判所は、ジェローム・ケルビエルの刑事責任を認めた。かかる判決により、刑事訴訟は終結した。民事訴訟において、ベルサイユ控訴院は2016年9月23日、ジェローム・ケルビエルのソシエテ・ジェネラルが被った損害について専門家による決定を求める要求を棄却し、彼の犯罪行為の結果、当行が被った会計上の損失は4.9十億ユーロであることを確認した。また、ソシエテ・ジェネラルに対する損害に関してジェローム・ケルビエルに一部責任があることを宣告し、1百万ユーロをソシエテ・ジェネラルに支払うように命じた。ソシエテ・ジェネラルとジェローム・ケルビエルは、最高裁判所に控訴しなかった。ソシエテ・ジェネラルはこの判決がその税務状況には影響はないと考えている。しかし、2016年9月に経済・財務相が示唆したように、税務当局はこの帳簿上の損失の税務上の影響を調査し、ジェローム・ケルビエルの訴訟によって生じる4.9十億ユーロの金額の損金算入を問題にしようとしていることを示唆した。この税務上の修正案は直ちに影響することではなく、ソシエテ・ジェネラルがその課税所得からの損失により生じる繰越欠損金を控除するポジションにあるときに税務当局から送付される更正通知によって確かめなければならないであろう。そのような状況は銀行の予想によれば数年間は起こらないと思われる。フランスの最高行政裁判所(「*Conseil d'État*」)の2011年の意見書およびこの点に対して最近確認された確立した判例を考慮すれば、ソシエテ・ジェネラルは相当する繰延税金資産を計上する必要はないと考えている。当局が適当な時に彼らのポジションを確認することを決めた場合には、当然にソシエテ・ジェネラルは管轄裁判所に対してその権利を主張することになるであろう。2018年9月20日に言い渡された決定により、刑事訴訟審査裁判所の調査委員会は、さらに刑事告訴の再開を正当化できるような新たな要素あるいは事実がないことを確認し、ジェローム・ケルビエルの刑罰に対し彼が2015年5月に提訴した要請は承認できないことを宣告した。
- 2003年から2008年の間、ソシエテ・ジェネラルは、ターキッシュ グループ ゴルダスと金の保管委託枠を設定していた。2008年2月に、ソシエテ・ジェネラルは、ゴルダスで保管している金の不正および横領のリスクに対する警告を受けた。これらの疑惑は、ゴルダスにより466.4百万ユーロに値する金の支払いまたは返金が行われなかったのを受けて、直ちに裏付けられた。ソシエテ・ジェネラルは、その保険会社および様々なゴルダス・グループの事業体に対して民事訴訟を提訴した。一方ゴルダスは、トルコおよび英国においてソシエテ・ジェネラルに対して様々な訴訟を提起した。英国においてソシエテ・ジェネラルがゴルダスに対し提訴した訴訟において、ゴルダスはソシエテ・ジェネラルの訴訟を却下するように申請し、英国の裁判所に損害を申し出た。2017年4月3日、英国の裁判所は両方の申立てを認め、損害を調査した後ゴルダスに支払うべき金額があればその金額を決定する予定である。2018年5月15日、控訴裁判所は、高等裁判所がゴルダスに認めた損害の調査をすべて取消したがゴルダスに発行した賠償請求の送達に関連するソシエテ・ジェネラルの主張を却下した結果、それは時効となった。2018年12月18日、最高裁判所は、ゴルダスとソシエテ・ジェネラルの両者に対し、提訴する認可を棄却した。2017年2月16日、パリの商事裁判所は、保険会社に対するソシエテ・ジェネラルの訴えを却下した。ソシエテ・ジェネラルはこの決定に対し提訴した。
- 2000年代初めに、フランス銀行業界は、小切手処理の合理化に向けて、新しいデジタル システムへの移行を決定した。小切手支払いの安全性の向上および詐欺行為の防止に寄与するこの改革(EIC-*Echange d'Images Chèques*)を支援するために、銀行は複数の仲介銀行手数料(2007年に廃止されたCEICを含む。)を設定した。これらの手数料は、銀行部門監督機関の後援を受けて成立しており、公的機関にも認識されている。

2010年9月20日に、数年間の調査を経て、フランス競争局は、関連サービスに対するCEICおよび2つの追加手数料の共同実施および料金の設定が競争法に違反すると裁決した。当局は、当該契約に関与する参加者すべて（フランス銀行を含む。）に対して合計約385百万ユーロの罰金を科した。ソシエテ・ジェネラルは53.5百万ユーロの罰金、子会社であるクレディ デュ ノールは7百万ユーロの罰金を科された。しかしながら、2012年2月23日付命令において、フランス控訴院は、フランス銀行を除くすべての銀行に適用されるかかる命令の競争法違反はないと認定し、銀行による支払済みの罰金の回収が認められた。2015年4月14日、最高裁判所は、罰金の回収については自発的に当該訴訟に参加した2組の第三者の主張が検証されていないという理由から控訴院の決定を無効とし、取り消した。かかる訴訟は、2016年11月3日および4日に差し戻されたパリ控訴院により審理が行われた。2017年12月21日、控訴院はフランスの競争当局がソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールに課した罰金を認めた。2018年1月22日、ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールは、この決定に対し最高裁判所に提訴した。この訴訟手続はまだ係属中である。

- ロンドン・インターバンク・オフアード・レートおよびユーロ・インターバンク・オフアード・レート（「IBOR事件」）に関して米国当局と合意に達したにもかかわらず、当行は米国での民事訴訟を引き続き弁護し（下記の通り）、米国の多数の州の司法長官およびニューヨーク州金融監督局を含め、他の当局からの情報要求に応じている。

ソシエテ・ジェネラルは、米国においてその他の金融機関とともに、米ドルLibor、日本円LiborおよびEuriborの金利の設定ならびにこれらの金利を指標とする金融商品の取引に関連して、暫定集団訴訟の被告とされた。ソシエテ・ジェネラルはまた米ドルLibor金利に関するいくつかの個別（非集団）訴訟で被告とされた。これらの訴訟は、マンハッタンの連邦地方裁判所（「地方裁判所」）で係属中である。

米ドルLiborについては、2件の暫定集団訴訟および手続が有効に停止されている1件の個別訴訟を除き、ソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求は、裁判所により棄却され、または原告により自発的に取り下げられた。請求が棄却された一部の個別の原告は、ソシエテ・ジェネラルに対する請求を追加するか見直すために訴状を修正する許可を求めて申立てを提出したが、これらの申立ては地方裁判所により却下された。集団訴訟の原告および多数の個人の原告は、第2巡回区連邦控訴裁判所に対し、反トラスト法上の請求の棄却に対して控訴した。

2020年1月13日、ソシエテ・ジェネラルは、ある取引所で米ドルLiborに連動する金融商品を購入した暫定的原告集団と和解協定を締結した。その和解の一部としてソシエテ・ジェネラルは5.125百万米ドルを支払うことに同意した。この和解は、地方裁判所の承認を必要とする。

日本円Liborについて、地方裁判所は、ユーロ円の店頭デリバティブ商品の購入者により提起された訴訟の請求を棄却し、原告は第2巡回区連邦控訴裁判所にその決定について控訴した。シカゴ マーカント取引所にユーロ円デリバティブ契約の購入者あるいは売却者により提起されたその他の訴訟では、地方裁判所は、一定の請求については商品取引所法（CEA）による開示手続を進めることを認めた。2019年9月27日に、ソシエテ・ジェネラルは、原告の残りのCEA訴訟の却下を求める訴答について判決を求める申立てを提出した。当事者は決定を待っているところである。2019年9月27日、原告は集団認定の申立てを行った。原告による集団認定の申立てに係る説明は、訴答に関する判断を求める被告の申立てについて地方裁判所が裁定するまで、手続停止となっている。

Euriborについて、地方裁判所は、暫定集団訴訟におけるソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求を棄却し、修正訴状案を提出する原告の申立てを却下した。原告はかかる決定に対し、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

ソシエテ・ジェネラルは、アルゼンチンにおいて、他の金融機関とともに、金利が米ドルLiborに連動して支払われる国債またはその他の特定の商品を保有するアルゼンチンの消費者を代表する消費者協会により提起された訴訟の被告にもなっている。かかる訴訟では、米ドルLibor金利が不正操作されたとの主張に関連して、アルゼンチンの消費者保護法に違反したとする主張がなされている。ソシエテ・ジェネラルは、本件に関する訴状をまだ送達されていない。

- 2019年1月15日から、ソシエテ・ジェネラルおよびSGアメリカズ セキュリティーズ LLC（「SGAS」）は、他の金融機関とともに、マンハッタンの連邦地方裁判所において3件の暫定集団訴訟（その後統合されている。）の被告とされた。原告は、USD ICE LIBORのパネル銀行が、USD ICE LIBORと連動するデリバティブのトレーディングで利益をあげるために、ベンチマークを人為的に低く提案する共謀を行ったと主張している。原告は、被告とUSD ICE LIBORと連動する変動金利負債性金融商品または金利スワップの取引をし、その商品の購入時期にかかわらず、2014年2月1日から現在までの間に支払いを受けた米国居住者（個人および企業）から構成される集団を認定することを求めている。2019年8月30日、ソシエテ・ジェネラルは自らに対して主張されたすべての請求を却下する申立てを提出した。
- ソシエテ・ジェネラルは、その他の複数の金融機関とともに、外国為替スポット取引およびデリバティブ取引に関して、米国反トラスト法およびCEAの違反を理由として、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、店頭および証券取引所で売買される外国為替商品に関する一定の取引を行った個人または事業体により提起されている。ソシエテ・ジェネラルは、18百万米ドルで和解に達し、2018年8月6日に裁判所により承認された。間接購入者の暫定集団を代理する別の暫定集団訴訟も係属中である。ソシエテ・ジェネラルは、これらの訴訟を終了させるために975,000米ドルで和解することとし、裁判所の暫定的承認を待っているところである。2018年11月7日に、主たる集団訴訟の和解に参加しないことを選択した個別の事業体のグループが、ソシエテ・ジェネラルおよびいくつかの他の金融機関を提訴した。2019年4月1日、却下する申立てが提出された。
- 2012年12月10日、フランスの最高行政裁判所（「Conseil d'État」）は、フランスの企業に課されていた源泉徴収税（*précompte tax*）は、EUの法律に抵触するということを確認する二つの決定を行い、税務当局によって課された金額を返還する方法論を規定した。しかし、そのような方法論によって、返還されるべき金額がかなり減少している。ソシエテ・ジェネラルは、2005年に2社（RhodiaおよびSuez、現在はENGIE）の「源泉徴収税」の請求権を譲渡者に対する限定的な遡及権とともに購入した。フランスの最高行政裁判所の上記の決定の1つが、Rhodiaに関連している。ソシエテ・ジェネラルは、フランスの行政裁判所に提訴した。最近の判決としては、フランス最高行政裁判所がENGIEとソシエテ・ジェネラルによる提訴に関して2016年2月1日に棄却している。
複数のフランスの会社は、欧州委員会に申し入れを行ったが、欧州委員会は2012年12月10日にフランス最高行政裁判所が言い渡した判決は、2011年9月15日付の欧州司法裁判所C-310/09により言い渡された判決を実施しているものと思われる、多くの欧州法の原則に反するとみなした。欧州委員会は、2014年11月にフランス共和国に対する侵害訴訟を開始し、その時以降2016年4月29日に理由を明らかにする意見書を公表し、この件を2016年12月8日に欧州連合の司法裁判所に持ち込むことによりその立場を確認した。欧州連合の司法裁判所は、2018年10月4日に判決を下し、予備審問もなしに誤って支払われた源泉税を保管するためにEUの孫会社に対する課税を不問にするようにフランス最高行政裁判所による怠慢についてフランスに宣告した。この決定を実務的に実施することに関して、ソシエテ・ジェネラルは、管轄裁判所とフランス税務当局の前でその権利を主張する予定であり、法律に従って慎重な取扱いを期待している。
- ソシエテ・ジェネラルは、その他の金融機関とともに、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシングへの関与に関して、米国独占禁止法および商品取引所法に違反したとして、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、金の売却、CMEにおいて取引される金の先物契約の売却、金ETFの持分の売却、CMEにおいて取引される金のコール・オプションの売却、CMEにおいて取引される金のプット・オプションの購入、店頭での金のスポット、金の先物契約もしくは金のコール・オプションの売却または店頭での金のプット・オプションの購入を行った個人または法人を代表する者により提起されている。かかる訴訟は、マンハッタンの連邦地方裁判所において係属中である。この判決を差し戻す訴訟が2016年10月4日付の命令により、却下され、証拠開示が進行中である。ソシエテ・ジェネラルは、その他の金融機関とともに、複数の類似の請求を含む、カナダ（トロントのオンタリオ高等裁判所およびケベック市のケベック高等裁判所）における2件の暫定集団訴訟の被告にもなっている。
- 2015年8月以降、ソシエテ・ジェネラルのさまざまな元従業員および現従業員が、ドイツの株式配当に対する源泉税に関連していわゆる「CumEx」パターンに参加したとして、ドイツの刑事検察および税務当局の調査を受けている。これらの調査は、ファンド、自己売買取引および顧客に代わって実行された取引に関係するものである。ソシエテ・ジェネラルは、ドイツ当局の要請に対応している。

- ソシエテ・ジェネラルおよびそのいくつかの子会社は、バーナード L.マドフ・インベストメント証券LLC（「BLMIS」）の清算に任命された管財人が提起したマンハッタンの米国破産裁判所で係属中の訴訟の被告人になっている。この訴訟は、BLMISの管財人が多数の機関に対して提起した訴訟と同じであり、BLMISに投資されたいわゆる「フィーダーファンド」を通じてBLMISから間接的にソシエテ・ジェネラルが受け取り、そこからSGの企業が償還を受取ったとされる金額の回収を求めている。この訴訟は、SGの企業が受取った金額は米国連邦破産法およびニューヨーク州法に基づいて回避できるもので回収可能であると申し立てている。BLMISの管財人は、総額約150百万米ドルをSG企業から回収することを求めている。ソシエテ・ジェネラルは、この訴訟で被告とされている。2016年11月22日付けおよび2018年10月3日付けの判決では、裁判所はBLMISの管財人が提起した大部分の請求を棄却した。管財人は、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。2019年2月25日付けの命令により第2巡回区連邦控訴裁判所は、判決を無効にし、今後の手続に差し戻した。2019年4月23日付けの命令により、第2巡回区連邦控訴裁判所は、命令を保留し、被告の上訴人の米国最高裁判所による見直しを求める緊急提訴処分を保留した。
- 2019年7月10日、ソシエテ・ジェネラルは、1960年にキューバ政府が行ったバンコ・ヌネズ（原告は同行の持分を所有していたと主張している。）の収用により被ったとする損失を、1996年キューバの自由および民主主義連帯法（Libertad）（ヘルムズ・バートン法として知られている。）に基づいて回復することを求める原告がマイアミの連邦地方裁判所に提起した訴訟の被告人となった。原告はこの法律の条項に基づいてソシエテ・ジェネラルに損害賠償を請求している。原告は、他の銀行3行を被告に加え、ソシエテ・ジェネラルについてはいくつかの新しい事実上の申立てを加えた修正訴状を2019年9月24日に提出した。ソシエテ・ジェネラルは、却下の申立てを提出し、2020年1月10日現在この申立ては十分に説明されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

6

ÉTATS FINANCIERS
ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

6.1 ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

6.1.1 BILAN CONSOLIDÉ - ACTIF

(En M EUR)		31.12.2019	31.12.2018
Caisse et banques centrales		102 311	96 585
Actifs financiers à la juste valeur par résultat	Notes 3.1, 3.2 et 3.4	385 739	365 550
Instruments dérivés de couverture	Notes 3.2 et 3.4	16 837	11 899
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	Notes 3.3 et 3.4	53 256	50 026
Titres au coût amorti	Notes 3.5, 3.8 et 3.9	12 489	12 026
Prêts et créances sur les établissements de crédit et assimilés au coût amorti	Notes 3.5, 3.8 et 3.9	56 366	60 588
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti	Notes 3.5, 3.8 et 3.9	450 244	447 229
Écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux		401	338
Placements des activités d'assurance	Note 4.3	164 938	146 768
Actifs d'impôts	Note 6	5 779	5 819
Autres actifs	Note 4.4	68 045	67 446
Actifs non courants destinés à être cédés	Note 2.5	4 507	13 502
Participations dans les entreprises mises en équivalence		112	249
Immobilisations corporelles et incorporelles ⁽¹⁾	Note 8.4	30 652	26 751
Écarts d'acquisition	Note 2.2	4 627	4 652
TOTAL		1 356 303	1 309 428

(1) À compter du 1^{er} janvier 2019, en application de la norme IFRS 16 « Contrats de location », le Groupe a comptabilisé un actif représentatif des droits d'utilisation des biens loués dans la rubrique « Immobilisations corporelles et incorporelles » (cf. Note 1).

6.1.2 BILAN CONSOLIDÉ - PASSIF

(En M EUR)		31.12.2019	31.12.2018
Banques centrales		4 097	5 721
Passifs financiers à la juste valeur par résultat	Notes 3.1, 3.2 et 3.4	364 129	363 083
Instruments dérivés de couverture	Notes 3.2 et 3.4	10 212	5 993
Dettes représentées par un titre	Notes 3.6 et 3.9	125 168	116 339
Dettes envers les établissements de crédit et assimilés	Notes 3.6 et 3.9	107 929	94 706
Dettes envers la clientèle	Notes 3.6 et 3.9	418 612	416 818
Écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux		6 671	5 257
Passifs d'impôts ⁽¹⁾	Note 6	1 409	1 157
Autres passifs ⁽²⁾	Note 4.4	85 062	76 629
Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés	Note 2.5	1 333	10 454
Passifs relatifs aux contrats des activités d'assurance	Note 4.3	144 259	129 543
Provisions	Note 8.3	4 387	4 605
Dettes subordonnées	Note 3.9	14 465	13 314
TOTAL DETTES		1 287 733	1 243 619
CAPITAUX PROPRES			
Capitaux propres part du Groupe			
Actions ordinaires et réserves liées		21 969	20 746
Autres instruments de capitaux propres		9 133	9 110
Réserves consolidées*		29 558	28 085
Résultat de l'exercice*		3 248	4 121
SOUS-TOTAL		63 908	62 062
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	Note 7.3	(381)	(1 036)
SOUS-TOTAL CAPITAUX PROPRES PART DU GROUPE		63 527	61 026
Participations ne donnant pas le contrôle	Note 2.3	5 043	4 783
TOTAL CAPITAUX PROPRES		68 570	65 809
TOTAL		1 356 303	1 309 428

* Montants retraités à la suite de la première application d'un amendement à la norme IAS 12 « Impôts sur le résultat » (cf. Note 1).

(1) Depuis le 1^{er} janvier 2019, les provisions fiscales relatives à l'impôt sur les bénéfices sont présentées dans la rubrique « Passifs d'impôts » à la suite de l'entrée en vigueur d'IFRIC 23 « Incertitudes relatives aux traitements fiscaux » (cf. Note 1).

(2) À compter du 1^{er} janvier 2019, en application de la norme IFRS 15 « Contrats de location », le Groupe a comptabilisé dans la rubrique « Autres passifs » une dette locative représentative de l'obligation de paiement des loyers (cf. Note 1).

6

ÉTATS FINANCIERS

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

6.1.3 COMPTE DE RÉSULTAT CONSOLIDÉ

(En M EUR)		2019	2018
Intérêts et produits assimilés	Note 3.7	23 712	22 678
Intérêts et charges assimilés	Note 3.7	(12 527)	(11 659)
Commissions (produits)	Note 4.1	9 068	9 124
Commissions (charges)	Note 4.1	(3 811)	(3 600)
Résultat net des opérations financières		4 460	5 189
<i>Dont gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat</i>	Note 3.1	4 343	5 119
<i>Dont gains ou pertes nets des instruments financiers à la juste valeur par capitaux propres</i>	Note 3.3	119	83
<i>Dont gains ou pertes nets résultant de la décomptabilisation d'instruments au coût amorti</i>		(2)	(13)
Produit net des activités d'assurance	Note 4.3	1 925	1 724
Produits des autres activités	Note 4.2	11 629	10 761
Charges des autres activités	Note 4.2	(9 785)	(9 012)
Produit net bancaire		24 671	25 205
Frais de personnel	Note 5	(9 955)	(9 561)
Autres frais administratifs	Note 8.2	(6 285)	(7 366)
Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations corporelles et incorporelles	Note 8.4	(1 487)	(1 004)
Résultat brut d'exploitation		6 944	7 274
Coût du risque	Note 3.8	(1 278)	(1 005)
Résultat d'exploitation		5 666	6 269
Quote-part du résultat net des entreprises associées et des co-entreprises mises en équivalence	Note 2.3	(129)	56
Gains ou pertes nets sur autres actifs		(327)	(208)
Résultat avant impôts		5 210	6 117
Impôts sur les bénéfices*	Note 6	(1 264)	(1 304)
Résultat net de l'ensemble consolidé*		3 946	4 813
Participations ne donnant pas le contrôle		698	692
Résultat net part du Groupe*		3 248	4 121
Résultat par action	Note 7.2	3,05	4,24
Résultat dilué par action	Note 7.2	3,05	4,24

* Montants retraités à la suite de la première application d'un amendement à la norme IAS 12 « Impôts sur le résultat » (cf. Note 1).

**6.1.4 ÉTAT DU RÉSULTAT NET ET GAINS ET PERTES COMPTABILISÉS
DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES**

(En M EUR)	2019	2018
Résultat net de l'ensemble consolidé*	3 946	4 813
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres et qui seront reclassés ultérieurement en résultat	844	24
Écarts de conversion	563	370
Réévaluation des instruments de dettes à la juste valeur par capitaux propres	(28)	(233)
Écarts de réévaluation de la période	48	(193)
Reclassement en résultat	(76)	(40)
Réévaluation des actifs financiers disponibles à la vente ⁽¹⁾	188	(74)
Écarts de réévaluation de la période	190	(54)
Reclassement en résultat	(2)	(20)
Réévaluation des instruments dérivés de couverture	153	(120)
Écarts de réévaluation de la période	195	(156)
Reclassement en résultat	(42)	36
Quote-part de gains et pertes comptabilisés en capitaux propres des entreprises associées et des co-entreprises mises en équivalence	1	1
Impôts liés	(33)	80
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres et qui ne seront pas reclassés ultérieurement en résultat	(160)	411
Écarts actuariels au titre des régimes à prestations définies	(32)	30
Réévaluation du risque de crédit propre des passifs financiers désignés à la juste valeur par résultat	(121)	529
Réévaluation des instruments de capitaux propres à la juste valeur par capitaux propres	(48)	1
Quote-part de gains et pertes comptabilisés en capitaux propres des entreprises associées et des co-entreprises mises en équivalence	3	(3)
Impôts liés	38	(146)
Total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	684	435
Résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres*	4 630	5 248
Dont part du Groupe*	3 903	4 588
Dont participations ne donnant pas le contrôle	727	660

* Montants retraités à la suite de la première application d'un amendement à la norme IAS 12 « Impôts sur le résultat » (cf. Note 1).

(1) Les gains et pertes latents sur actifs financiers disponibles à la vente correspondent exclusivement au périmètre des activités d'assurance.

6

ÉTATS FINANCIERS

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

6.1.5 ÉVOLUTION DES CAPITAUX PROPRES

Capitaux propres part du Groupe								
(En M EUR)	Actions ordinaires et réserves liées	Autres instruments de capitaux propres	Réserves consolidées	Résultat de l'exercice part du Groupe	Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	Total	Participations ne donnant pas le contrôle	Total capitaux propres consolidés
Au 1^{er} janvier 2018	20 861	8 566	30 504	-	(1 503)	58 428	4 523	62 951
Augmentation de capital, émissions/remboursements et rémunération des instruments de capitaux propres*	-	544	(715)	-	-	(171)	(33)	(204)
Élimination des titres autodétenus	(174)	-	(12)	-	-	(186)	-	(186)
Composante capitaux propres des plans dont le paiement est fondé sur des actions	59	-	-	-	-	59	-	59
Distribution 2018 (cf. Note 7.2)	-	-	(1 754)	-	-	(1 764)	(368)	(2 132)
Effet des variations du périmètre de consolidation	-	-	52	-	-	52	(5)	47
Sous-total des mouvements liés aux relations avec les actionnaires*	(115)	544	(2 439)	-	-	(2 010)	(406)	(2 416)
Résultat 2018*	-	-	-	4 121	-	4 121	692	4 813
Variation des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	-	-	-	-	467	467	(32)	435
Autres variations	-	-	20	-	-	20	6	26
Sous-total	-	-	20	4 121	467	4 608	666	5 274
Au 31 décembre 2018*	20 746	9 110	28 085	4 121	(1 036)	61 026	4 783	65 809
Affectation en réserves consolidées	-	-	4 114	(4 121)	7	-	-	-
Au 1^{er} janvier 2019	20 746	9 110	32 199	-	(1 029)	61 026	4 783	65 809
Augmentation de capital, émissions/remboursements et rémunération des instruments de capitaux propres (cf. Note 7.1)	1 011	23	(731)	-	-	303	(33)	270
Élimination des titres autodétenus (cf. Note 7.1)	152	-	(77)	-	-	75	-	75
Composante capitaux propres des plans dont le paiement est fondé sur des actions (cf. Note 5.3)	60	-	-	-	-	60	-	60
Distribution 2019 (cf. Note 7.2)	-	-	(1 770)	-	-	(1 770)	(379)	(2 149)
Effet des variations du périmètre de consolidation	-	-	(10)	-	-	(10)	(56)	(66)
Sous-total des mouvements liés aux relations avec les actionnaires	1 223	23	(2 588)	-	-	(1 342)	(468)	(1 810)
Résultat 2019	-	-	-	3 248	-	3 248	698	3 946
Variation des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	-	-	-	-	648	648	31	679
Autres variations	-	-	(53)	-	-	(53)	(1)	(54)
Sous-total	-	-	(53)	3 248	648	3 843	728	4 571
Au 31 décembre 2019	21 969	9 133	29 558	3 248	(381)	63 527	5 043	68 570

* Montants retravaillés à la suite de la première application d'un amendement à la norme IAS 12 « Impôts sur le résultat » (cf. Note 1).

6.1.6 TABLEAU DES FLUX DE TRÉSORERIE

(En M EUR)	2019	2018**
Résultat net de l'ensemble consolidé (I)*	3 946	4 813
Dotations nettes aux amortissements des immobilisations corporelles et incorporelles (y compris locations simples)	5 181	4 589
Dotations nettes aux provisions et dépréciations	(3 284)	2 343
Quote-part du résultat net des entreprises mises en équivalence	129	(53)
Variation des impôts différés	295	357
Résultat net de cessions sur actifs détenus à long terme et filiales consolidées	(84)	(101)
Autres mouvements*	1 295	(358)
Éléments non monétaires inclus dans le résultat net avant impôt et autres ajustements hors résultat sur instruments financiers à la juste valeur par résultat (II)	3 532	6 777
Résultat net sur instruments financiers à la juste valeur par résultat	5 267	4 901
Opérations interbancaires	14 554	(1 921)
Opérations avec la clientèle	5 429	(11 732)
Opérations sur les autres actifs et passifs financiers	(36 748)	(1 598)
Opérations sur les autres actifs et passifs non financiers	14 424	(4 643)
Augmentations/diminutions nettes des actifs/passifs opérationnels (III)	2 926	(14 993)
Flux de trésorerie net provenant des activités opérationnelles (A) = (I) + (II) + (III)	10 404	(3 403)
Flux liés aux acquisitions et cessions d'actifs financiers et participations	234	(5 758)
Flux liés aux acquisitions et cessions d'immobilisations corporelles et incorporelles	(7 210)	(7 621)
Flux de trésorerie net provenant des activités d'investissement (B)	(6 976)	(13 379)
Flux de trésorerie provenant/à destination des actionnaires	(1 219)	(2 543)
Autres flux de trésorerie provenant des activités de financement	3 229	(471)
Flux de trésorerie net provenant des activités de financement (C)	2 010	(3 014)
Effet des variations des taux de change sur la trésorerie et les équivalents de trésorerie (D)	1 386	2 179
Flux net de la trésorerie et des équivalents de trésorerie (A) + (B) + (C) + (D)	6 824	(17 617)
Caisse et banques centrales (actif)	96 585	114 404
Banques centrales (passif)	(5 721)	(5 604)
Comptes et prêts à vue avec les établissements de crédit (cf. Notes 3.5 et 4.3)	24 667	22 159
Comptes et emprunts à vue avec les établissements de crédit (cf. Note 3.6)	(13 875)	(11 686)
Trésorerie et équivalents de trésorerie à l'ouverture de l'exercice	101 656	119 273
Caisse et banques centrales (actif)	102 311	96 585
Banques centrales (passif)	(4 097)	(5 721)
Comptes et prêts à vue avec les établissements de crédit (cf. Notes 3.5 et 4.3)	21 843	24 667
Comptes et emprunts à vue avec les établissements de crédit (cf. Note 3.6)	(11 577)	(13 875)
Trésorerie et équivalents de trésorerie à la clôture de l'exercice	108 480	101 656
Variation de la trésorerie et des équivalents de trésorerie	6 824	(17 617)

* Montants retraités à la suite de la première application d'un amendement à la norme IAS 12 « Impôts sur le résultat » (cf. Note 2).

** Montants retraités par rapport aux états financiers publiés en 2018, à la suite du reclassement de l'effet des variations des taux de change sur la trésorerie et les équivalents de trésorerie sur une ligne dédiée du tableau (ligne D).

SOMMAIRE DES NOTES ANNEXES
AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

NOTE 1 PRINCIPALES RÈGLES D'ÉVALUATION ET DE PRÉSENTATION DES COMPTES CONSOLIDÉS	317
NOTE 1.1 Introduction	317
NOTE 1.2 Nouvelles normes applicables à compter du 1 ^{er} janvier 2019	318
NOTE 1.3 Normes comptables, amendements et interprétations que le Groupe appliquera dans le futur	322
NOTE 1.4 Recours à des estimations et au jugement	324
NOTE 2 CONSOLIDATION	325
NOTE 2.1 Périmètre de consolidation	328
NOTE 2.2 Écarts d'acquisition	329
NOTE 2.3 Informations complémentaires sur les entités consolidées et les entités mises en équivalence	333
NOTE 2.4 Entités structurées non consolidées	336
NOTE 2.5 Actifs non courants destinés à être cédés et dettes liées	338
NOTE 3 INSTRUMENTS FINANCIERS	339
NOTE 3.1 Actifs et passifs financiers à la juste valeur par résultat	345
NOTE 3.2 Instruments financiers dérivés	349
NOTE 3.3 Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	360
NOTE 3.4 Juste valeur des instruments financiers évalués en juste valeur	362
NOTE 3.5 Prêts, créances et titres au coût amorti	371
NOTE 3.6 Dettes	374
NOTE 3.7 Produits et charges d'intérêts	376
NOTE 3.8 Dépréciations et provisions	378
NOTE 3.9 Juste valeur des instruments financiers évalués au coût amorti	384
NOTE 3.10 Engagements et actifs remis et reçus en garantie	386
NOTE 3.11 Actifs financiers transférés	387
NOTE 3.12 Compensation d'actifs financiers et de passifs financiers	389
NOTE 3.13 Échéances contractuelles des passifs financiers	391
NOTE 4 AUTRES ACTIVITÉS	392
NOTE 4.1 Produits et charges de commissions	392
NOTE 4.2 Produits et charges des autres activités	393
NOTE 4.3 Activités d'assurance	394
NOTE 4.4 Autres actifs et autres passifs	404
NOTE 5 CHARGES ET AVANTAGES DU PERSONNEL	405
NOTE 5.1 Frais de personnel et transactions avec les parties liées	406
NOTE 5.2 Avantages du personnel	407
NOTE 5.3 Plans d'avantages en actions	412
NOTE 6 IMPÔTS SUR LES BÉNÉFICES	413
NOTE 6.1 Détail de la charge d'impôt	414
NOTE 6.2 Détail des actifs et passifs d'impôts	415
NOTE 6.3 Ventilation par groupe fiscal des impôts différés sur reports déficitaires présents à l'actif du bilan	416
NOTE 7 CAPITAUX PROPRES	417
NOTE 7.1 Actions propres et instruments de capitaux propres émis	417
NOTE 7.2 Résultat par action et dividendes	420
NOTE 7.3 Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	421
NOTE 8 AUTRES INFORMATIONS	423
NOTE 8.1 Information sectorielle	423
NOTE 8.2 Autres frais administratifs	427
NOTE 8.3 Provisions	428
NOTE 8.4 Immobilisations corporelles et incorporelles	431
NOTE 8.5 Opérations en devises	436
NOTE 8.6 Détail du périmètre de consolidation	437
NOTE 8.7 Honoraires des commissaires aux comptes	465
NOTE 9 INFORMATION SUR LES RISQUES ET LITIGES	466

6.2 NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Ces comptes consolidés ont été arrêtés par le Conseil d'administration du 5 février 2020.

NOTE 1 | PRINCIPALES RÈGLES D'ÉVALUATION ET DE PRÉSENTATION DES COMPTES CONSOLIDÉS

NOTE 1.1 Introduction



RÉFÉRENTIEL COMPTABLE

En application du règlement européen 1606/2002 du 19 juillet 2002 sur l'application des normes comptables internationales, le groupe Société Générale (« le Groupe ») a établi ses comptes consolidés au titre de l'exercice clos le 31 décembre 2019 en conformité avec le référentiel IFRS (*International Financial Reporting Standards*) tel qu'adopté dans l'Union européenne et applicable à cette date.

Ce référentiel est disponible sur le site internet de la Commission européenne à l'adresse suivante :

https://ec.europa.eu/info/law/international-accounting-standards-regulation-ec-no-1606-2002/amending-and-supplementary-acts/acts-adopted-basis-regulatory-procedure-scrutiny-rps_fr

Le changement le plus significatif apporté aux règles d'évaluation et de présentation des comptes consolidés est l'application, depuis le 1^{er} janvier 2019, de la norme IFRS 16 « Contrats de location ».

Le Groupe a fait le choix, offert par les dispositions transitoires de la norme IFRS 9, de continuer à comptabiliser ses opérations de couverture conformément aux dispositions de la norme IAS 39 telle qu'adoptée dans l'Union européenne incluant celles relatives à la comptabilité de macro-couverture de juste valeur (IAS 39 « cover out »).



PRÉSENTATION DES ÉTATS FINANCIERS

En l'absence de modèle imposé par le référentiel IFRS, le format des états de synthèse utilisé pour la présentation des données relatives à l'exercice 2019 a été établi en cohérence avec celui proposé par l'organisme français de normalisation comptable, l'Autorité des Normes Comptables (ANC), dans sa recommandation n° 2017-02 du 2 juin 2017.

Les informations présentées dans les notes annexes aux états financiers consolidés se concentrent sur celles qui revêtent un caractère pertinent et matériel au regard des états financiers du Groupe, de ses activités et des circonstances dans lesquelles celles-ci se sont réalisées au cours de la période.



MONNAIE DE PRÉSENTATION

La monnaie de présentation des comptes consolidés est l'euro.

Les montants présentés dans les états financiers et dans les notes annexes sont exprimés en millions d'euros, sauf mention contraire. Les effets d'arrondis peuvent générer, le cas échéant, des écarts entre les montants présentés dans les états financiers et ceux présentés dans les notes annexes.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 1

NOTE 1.2 Nouvelles normes applicables à compter du 1^{er} janvier 2019

IFRS 16 « Contrats de location »

IFRIC 23 « Incertitudes relatives aux traitements fiscaux »

Améliorations annuelles (2015-2017)

Amendements à IAS 39, IFRS 7 et IFRS 9 dans le cadre de la réforme des taux d'intérêt de référence (réforme IBOR)

Amendements à IAS 28 « Intérêts à long terme dans des entreprises associées et des co-entreprises »

Amendements à IAS 19 « Avantages du personnel : modification, réduction ou cessation de régime »

IFRS 16 « CONTRATS DE LOCATION »

La norme IFRS 16 définit, en remplacement de la norme IAS 17, de nouvelles règles de comptabilisation des contrats de location, plus particulièrement dans les états financiers des preneurs, avec des incidences très limitées pour les bailleurs.

À compter du 1^{er} janvier 2019, le Groupe applique la norme IFRS 16 adoptée par l'Union européenne le 31 octobre 2017. Les dispositions de la norme IFRS 16 n'ont pas été appliquées par le Groupe par anticipation au cours de la période antérieure. En conséquence, les principes comptables applicables aux contrats de location ainsi que les informations fournies pour ces contrats dans les notes annexes ont été modifiés à compter du 1^{er} janvier 2019.

Principes comptables de la norme IFRS 16

RECONNAISSANCE AU BILAN DES CONTRATS DE LOCATION

Pour tout contrat de location, à l'exception de certaines exemptions prévues par la norme, le preneur doit reconnaître à son bilan un actif représentatif du droit d'utilisation du bien loué et une dette représentative de l'obligation de paiement des loyers.

Dans le compte de résultat, la charge d'amortissement de l'actif est présentée séparément de la charge d'intérêts sur la dette.

Les principes comptables appliqués par le Groupe sont détaillés dans la Note 8.4.

CHAMP D'APPLICATION

Compte tenu des activités du Groupe, ces principes s'appliquent aux baux immobiliers, aux contrats de location de matériels informatiques et très marginalement aux contrats de location de véhicules. Le Groupe a retenu la possibilité offerte de ne pas appliquer les dispositions de la norme IFRS 16 aux contrats de location portant sur des immobilisations incorporelles (logiciels par exemple).

Modalités de transition

Pour la première application de la norme IFRS 16, le Groupe a choisi de mettre en œuvre l'approche rétrospective modifiée proposée par la norme.

Au 1^{er} janvier 2019, le montant de la dette locative sur les contrats en cours est calculé en actualisant les loyers résiduels avec les taux marginaux d'endettement des entités locataires en vigueur à cette date (taux déterminés selon les modalités décrites dans la Note 8.4), en tenant compte de la durée résiduelle estimée des contrats. Les droits d'utilisation correspondants sont constatés à l'actif pour un montant égal à celui de la dette locative.

Les baux qui ont une durée résiduelle de moins de 12 mois et les baux qui sont en situation de tacite reconduction en date du 1^{er} janvier 2019 sont considérés comme des baux de courte durée (contrats inférieurs à un an) et ne sont pas reconnus au bilan, conformément à la possibilité offerte par la norme dans les modalités de transition.

En application des dispositions relatives à l'approche rétrospective modifiée, les données comparatives relatives à l'exercice 2018 présentées en regard des données de l'exercice 2019 ne sont pas retraitées.

Impacts de la première application de la norme IFRS 16

La première application de la norme IFRS 16 s'est traduite par une augmentation du total bilan d'un montant de 2 050 millions d'euros liée à la reconnaissance d'une dette locative et d'un actif représentatif des droits d'utilisation.

La dette locative est comptabilisée dans le poste *Autres passifs* et les droits d'utilisation sont classés parmi les immobilisations corporelles, à l'exception des contrats de location inclus dans un groupe d'actifs et de passifs détenus en vue de la vente qui sont présentés dans des rubriques dédiées au sein du bilan consolidé.

En date du 1^{er} janvier 2019, cette première application est sans incidence sur les capitaux propres consolidés du Groupe.

En date de comptabilisation initiale du droit d'utilisation et de la dette locative, aucun impôt différé n'est constaté dans la mesure où la valeur de l'impôt différé actif généré compense celle de l'impôt différé passif. Les différences temporelles nettes résultant des variations ultérieures du droit d'utilisation et de la dette locative entraînent dans un second temps la constatation d'un impôt différé.

IMPACTS AU BILAN AU 1^{ER} JANVIER 2019

(En M EUR)		01.01.2019
Actif		
Autres actifs		(3)
Actifs non courants destinés à être cédés	(c)	42
Immobilisations corporelles et incorporelles	(a)	2 011
TOTAL IMPACTS IFRS 16		2 050
Passif		
Autres passifs	(b)	2 008
Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés	(c)	42
TOTAL IMPACTS IFRS 16		2 050

Au 1^{er} janvier 2019, la première application d'IFRS 16 a entraîné :

- (a) une augmentation de 2 011 millions d'euros du poste *immobilisations corporelles et incorporelles*, qui se décompose en :
 - une hausse de 2 118 millions d'euros des immobilisations corporelles expliquée par :
 - la comptabilisation de droits d'utilisation pour 2 110 millions d'euros liés à la reconnaissance au bilan de contrats de location portant sur les catégories d'actifs sous-jacents suivantes :
 - 2 012 millions d'euros liés aux contrats de baux immobiliers conclus pour la location de surfaces commerciales (agences au sein des réseaux de banque de détail) et d'immeubles de bureaux en France et à l'étranger ;
 - 93 millions d'euros au titre de contrats de location de matériels informatiques (dont 83 millions d'euros pour la location de centres de données) ;
 - 5 millions d'euros relatifs à des contrats de location de véhicules.
 - le reclassement des droits au bail associés aux contrats de location, précédemment enregistrés parmi les immobilisations incorporelles et considérées à présent comme une composante distincte des droits d'utilisation, pour 107 millions d'euros ;
 - le reclassement d'autres passifs pour -102 millions d'euros, correspondant pour -99 millions d'euros à des franchises de loyers précédemment traitées comme des produits constatés d'avance présentés dans le poste *Autres passifs* ;
 - le reclassement pour 3 millions d'euros depuis le poste *Autres actifs* de charges constatées d'avance correspondant à des loyers payés d'avance.
 - une baisse de 107 millions d'euros des immobilisations incorporelles liée au reclassement des droits au bail.
- (b) une augmentation de 2 008 millions d'euros du poste *Autres passifs* liée aux mouvements suivants :
 - la reconnaissance d'une dette locative de 2 110 millions d'euros ;
 - le reclassement d'autres passifs pour -102 millions d'euros, correspondant pour -99 millions d'euros aux franchises de loyers.
- (c) la comptabilisation pour 42 millions d'euros de droits d'utilisation et de dettes locatives portés par des entités dont les actifs et passifs sont classés respectivement en *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés*.

RÉCONCILIATION DU MONTANT DES PAIEMENTS MINIMAUX FUTURS À VERSER RECENSÉS AU 31 DÉCEMBRE 2018 AVEC LE MONTANT DE LA DETTE LOCATIVE RECONNUE AU 1^{ER} JANVIER 2019

Le tableau ci-après vise à réconcilier :

- les paiements minimaux futurs à verser associés aux contrats de location simple portant sur des actifs corporels utilisés par le Groupe au 31 décembre 2018 ; et
- la dette locative comptabilisée au bilan au 1^{er} janvier 2019 en application de la norme IFRS 16.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 1

(En M EUR)

Palements minimaux futurs à verser sur les contrats de location simple au 31 décembre 2018	2 388
Contrats de location non reconnus au bilan ⁽¹⁾	(38)
Dettes locative non actualisée au 1^{er} janvier 2019	2 350
Effet d'actualisation	(214)
Taux d'actualisation ⁽²⁾	2,74%
Effet de périmètre ⁽³⁾	16
DETTE LOCATIVE ACTUALISÉE AU 1^{er} JANVIER 2019⁽⁴⁾	2 152

(1) Contrats de location de courte durée ou de faible valeur ;

(2) Le taux d'actualisation présenté dans le tableau ci-dessus correspond au taux d'emprunt marginal moyen pondéré des entités locataires ;

(3) Dette locative reconnue au 1^{er} janvier 2019 au titre des contrats de location dont les paiements minimaux avaient été exclus du montant présenté en annexe au 31 décembre 2018 en raison de leur faible matérialité ;

(4) Ce montant inclut les dettes locatives présentées en Autres passifs (2 110 millions d'euros) et en Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés (42 millions d'euros).

DÉCISION DE L'IFRS INTERPRETATIONS COMMITTEE (IFRS IC) DU 26 NOVEMBRE 2019

Au premier semestre 2019, l'IFRS IC a reçu une question relative à la détermination de la durée exécutoire à retenir pour la comptabilisation des contrats de location. Lors de sa réunion du 26 novembre 2019, l'IFRS IC a conclu que les principes et exigences de la norme IFRS 16 fournissent une base adéquate pour déterminer cette durée, tout en indiquant que l'appréciation du caractère exécutoire du contrat doit tenir compte de l'ensemble des aspects économiques du contrat et non des seules pénalités de résiliation contractuelles. L'IFRS IC a donc décidé de ne pas inscrire la question posée à son programme de travail et n'a pas estimé nécessaire de demander à l'IASB (International Accounting Standards Board) un amendement permettant de clarifier la lecture de la norme IFRS 16 sur le sujet.

L'analyse des éventuelles conséquences de cette décision sur les états financiers du Groupe est en cours et se poursuivra au premier semestre 2020. Au 31 décembre 2019, les modalités et hypothèses retenues par le Groupe pour déterminer la durée des contrats de location immobilière, et notamment celle des baux commerciaux en France, n'ont pas été modifiées par rapport à celles mises en œuvre depuis la première application de la norme IFRS 16.

IFRIC 23 « INCERTITUDES RELATIVES AUX TRAITEMENTS FISCAUX »

Cette interprétation clarifie les modalités de comptabilisation et d'évaluation de l'impôt sur les bénéfices lorsqu'une incertitude existe sur le traitement fiscal à appliquer. Il convient de déterminer s'il est probable que le traitement retenu soit accepté par les autorités compétentes, en partant du principe qu'elles contrôleront le traitement en question et disposeront de toutes les informations pertinentes. Si la probabilité d'acceptation du traitement fiscal est inférieure à 50%, cette incertitude doit être reflétée dans le montant des actifs et passifs d'impôts, sur la base d'une méthode traduisant la meilleure prévision quant au dénouement de l'incertitude.

Pour se conformer à ces nouveaux principes, le processus de collecte, d'analyse et de suivi des incertitudes fiscales a été revu. Cette interprétation n'a aucune incidence sur les capitaux propres du Groupe au 1^{er} janvier 2019 mais a conduit, à compter de cette date, à une modification de la présentation au bilan des provisions fiscales relatives à l'impôt sur les bénéfices qui ont été reclassées dans la rubrique Passifs d'impôts.

AMÉLIORATIONS ANNUELLES (2015-2017)

Dans le cadre de la procédure annuelle d'amélioration des normes IFRS, l'IASB a publié des modifications mineures aux normes IFRS 3 « Regroupements d'entreprises », IFRS 11 « Partenariats », IAS 12 « Impôts sur le résultat » et IAS 23 « Coûts d'emprunt ».

L'objectif de l'amendement à la norme IAS 12 est de clarifier la comptabilisation des conséquences fiscales des versements de la rémunération sur instruments de capitaux propres. Il est désormais précisé que la comptabilisation de ces conséquences fiscales est davantage liée aux événements et transactions passés qui ont généré les sommes distribuées, qu'aux distributions en elles-mêmes.

L'application de cet amendement a entraîné un reclassement dans le compte de résultat (poste Impôts sur les bénéfices) de l'économie d'impôt liée au paiement de coupons aux détenteurs de titres subordonnés à durée indéterminée et super-subordonnés à durée indéterminée précédemment imputée sur les réserves consolidées. Ce changement de présentation est réalisé de manière rétrospective avec un retraitement des données comparatives. Les montants d'économie d'impôt concernés enregistrés en résultat s'élèvent à 257 millions d'euros au 31 décembre 2018 et 259 millions d'euros au 31 décembre 2019.

Les autres amendements contenus dans le cycle d'améliorations annuelles (2015-2017) n'ont pas eu d'impact sur les comptes consolidés.

AMENDEMENTS À IAS 39, IFRS 7 ET IFRS 9 DANS LE CADRE DE LA RÉFORME SUR LES TAUX D'INTÉRÊT DE RÉFÉRENCE

Dans le contexte de la crise financière, l'inexactitude et le manque d'intégrité des indices utilisés comme indices de référence (EONIA, EURIBOR, LIBOR, etc.) ont rendu nécessaire une réforme de leur mode de détermination.

Au niveau international, l'Organisation Internationale des Commissions de Valeurs (OICV) a établi des principes pour fiabiliser la détermination des taux de référence et le Conseil de Stabilité Financière (FSB), mandaté par le G20, a émis des recommandations pour renforcer la transparence, la représentativité et la fiabilité de ces taux. Sur la base de ces principes et recommandations, plusieurs réformes ont été initiées pour mettre en place et promouvoir l'utilisation de nouveaux taux sans risque au jour le jour dits « Risk Free Rate - RFR » dont la détermination sera désormais ancrée sur des transactions réelles : ESTR (Euro Short Term Rate) pour les contrats libellés en Euro, SOFR (Secured Overnight Financing Rate) pour les contrats libellés en USD, SONIA (Sterling Overnight Index Average) pour les contrats libellés en GBP, etc.

Au sein de l'Union européenne, le règlement 2016/1011 (dit « règlement BMR ») est venu mettre en œuvre ces principes et recommandations de l'OICV et du FSB en créant, à compter du 1^{er} janvier 2018, un cadre juridique unifié concernant la fourniture des indices de référence. Dans le cadre de la mise en œuvre de ce règlement, les administrateurs de l'EONIA, de l'EURIBOR et du LIBOR ont été amenés à revoir et, le cas échéant, à modifier les

méthodologies utilisées pour ces indices afin de les rendre conformes aux nouvelles dispositions BMR.

Depuis le 2 octobre 2019, l'ESTER est venu remplacer l'EONIA ; ce dernier sera toutefois publié jusqu'au 31 décembre 2021 par ancrage sur l'ESTER (EONIA = ESTER + 8,5 bps). La réforme de l'EURIBOR a été entamée dès décembre 2018 et cet indice a été déclaré conforme à la réglementation BMR le 3 juillet 2019. La cotation du taux EURIBOR devrait se poursuivre pendant au moins cinq ans. Les nouveaux indices SOFR et SONIA, destinés à remplacer les indices LIBOR, sont publiés depuis 2018, mais la publication de ces derniers va se poursuivre au moins jusqu'en 2021.

Le Groupe a mis en place une structure projet pour suivre les développements de la réforme IBOR et anticiper les conséquences de la transition vers les nouveaux taux de référence. Les travaux entamés visent d'une part à limiter l'exposition du Groupe aux taux d'intérêt de référence interbancaires actuels qui seraient susceptibles de ne pas subsister à court ou moyen terme et, d'autre part, à préparer la migration du stock de transactions en cours de vie référençant ces taux actuels et qui arriveront à échéance après 2021.

Les incertitudes sur le calendrier et les modalités précises de transition entre les indices actuels et les nouveaux indices, ainsi que les modifications qui pourraient être apportées aux instruments financiers référençant les indices actuels, sont susceptibles d'entraîner des conséquences sur la comptabilisation des opérations de couverture et des modifications qui seront ainsi apportées à ces instruments financiers (à la suite de l'application de clauses contractuelles de remplacement - clauses « Fallback » - ou à la suite d'une renégociation du contrat).

Pour limiter ces conséquences comptables, l'IASB a publié en septembre 2019 des amendements aux normes IAS 39, IFRS 9 et IFRS 7 pour éviter que les incertitudes existant avant la transition ne remettent en cause la comptabilisation des opérations de couverture de taux d'intérêt. Ces amendements introduisent des exemptions concernant principalement le respect du caractère hautement probable des flux couverts, le respect du caractère identifiable du risque couvert, la réalisation des tests d'efficacité prospectifs et rétrospectifs. Ces exemptions seront applicables jusqu'à la levée des incertitudes visées, c'est-à-dire jusqu'à la modification effective des clauses des instruments financiers concernés.

Ces amendements ont été adoptés par l'Union européenne le 15 janvier 2020 et sont applicables par anticipation dès 2019. Le

Groupe a retenu cette anticipation dans ses états financiers au 31 décembre 2019 et a ainsi appliqué les exemptions prévues aux opérations de couverture concernées par les incertitudes à cette date, parmi lesquelles celles liées aux indices EONIA, EURIBOR et LIBOR (USD, GBP, CHF, JPY). Les instruments dérivés de couverture auxquels ont été appliqués ces amendements font l'objet d'une information spécifique dans la Note 3.2.

L'IASB, étudie actuellement les amendements complémentaires qui pourraient être apportés pour le traitement comptable des modifications qui seront apportées aux contrats d'instruments financiers dans le cadre de la réforme IBOR (remplacement du taux d'intérêt de référence, introduction de nouvelles clauses de fallback). Un exposé-sondage devrait être publié à la fin du deuxième trimestre 2020.

Les amendements mentionnés ci-après n'ont aucun impact sur les comptes consolidés du Groupe.

AMENDEMENTS À IAS 28 « INTÉRÊTS À LONG TERME DANS DES ENTREPRISES ASSOCIÉES ET DES CO-ENTREPRISES »

Les modifications apportées viennent préciser que la norme IFRS 9 « Instruments financiers » s'applique aux instruments financiers représentatifs d'intérêts dans des entreprises associées ou des co-entreprises lorsque ces instruments financiers ne sont pas évalués par mise en équivalence.

AMENDEMENTS À IAS 19 « AVANTAGES DU PERSONNEL : MODIFICATION, RÉDUCTION OU CESSATION DE RÉGIME »

Ces amendements viennent clarifier la détermination des charges de retraite en cas de modifications, réductions et cessations de régimes à prestations définies. Dans ces situations, la norme prévoit actuellement que le coût net des actifs et passifs concernés soit réévalué.

Les amendements précisent que l'entité doit utiliser les hypothèses actuarielles corrigées issues de cette réévaluation pour déterminer le coût des services passés et les intérêts nets.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 1

NOTE 1.3 Normes comptables, amendements et interprétations que le Groupe appliquera dans le futur

L'IASB a publié des normes et amendements qui n'ont pas tous été adoptés par l'Union européenne au 31 décembre 2019. Ils entreront en vigueur de manière obligatoire pour les exercices ouverts à compter du 1^{er} janvier 2020 au plus tôt ou de leur adoption par l'Union européenne.

Les normes et amendements qui n'ont donc pas été appliqués par le Groupe au 31 décembre 2019 et leur calendrier prévisionnel d'application sont les suivants :

2020

- Amendements à IAS 1 et IAS 8 « Définition de la matérialité » [Adoptés par l'UE]
- Amendements à IFRS 3 « Regroupements d'entreprises »

2021

- IFRS 17 « Contrats d'assurance »

AMENDEMENTS À IAS 1 ET IAS 8 « DÉFINITION DE LA MATÉRIALITÉ »

Adoptés par l'Union européenne le 29 novembre 2019

Ces amendements viennent clarifier la définition de la matérialité afin de faciliter l'exercice du jugement lors de la préparation des états financiers, en particulier pour la sélection des informations présentées dans les notes annexes.

AMENDEMENTS À IFRS 3 « REGROUPEMENT D'ENTREPRISES »

Publiés par l'IASB le 22 octobre 2018.

Ces amendements viennent clarifier le guide d'application de la norme IFRS 3 afin de faciliter la distinction entre une acquisition d'entreprise et l'acquisition d'un groupe d'actifs dont le traitement comptable est différent.

IFRS 17 « CONTRATS D'ASSURANCE »

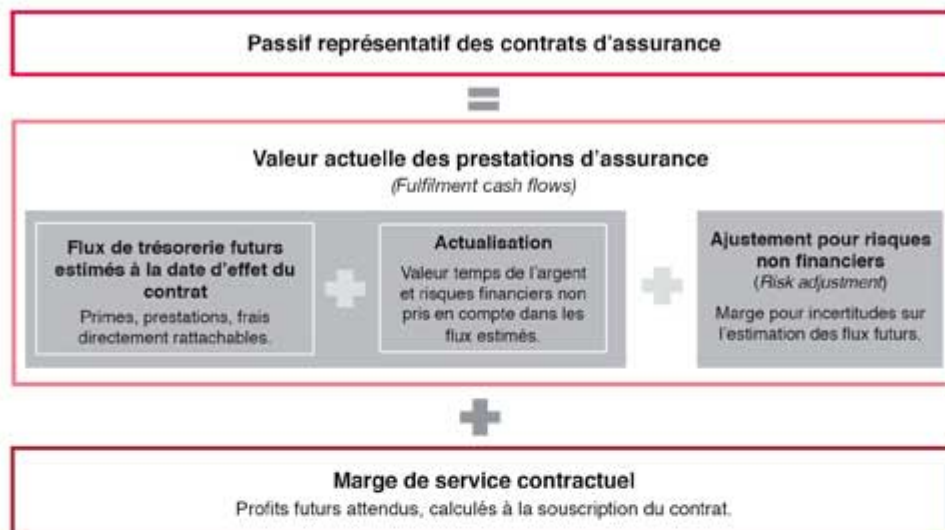
Publiée par l'IASB le 18 mai 2017.

Cette nouvelle norme remplacera la norme IFRS 4 « Contrats d'assurance » publiée en 2004 et qui autorise la comptabilisation des contrats d'assurance selon les méthodes définies par la réglementation comptable locale.

La norme IFRS 17 définit les nouvelles règles de reconnaissance, d'évaluation et de présentation des contrats d'assurance qui entrent dans son champ d'application (contrats d'assurance, contrats de réassurance et contrats financiers avec un élément de participation discrétionnaire).

Les provisions techniques actuellement comptabilisées au passif du bilan seront remplacées par une évaluation des contrats d'assurance en valeur courante.

Le modèle général d'évaluation des contrats présentés au passif reposera sur l'agrégation de trois composantes selon une approche par blocs (« Building Blocks Approach ») : les flux de trésorerie futurs actualisés, une marge pour risque et une marge sur services contractuels.



Les marges sur services contractuels positives seront reconnues progressivement en résultat sur la durée de la prestation d'assurance. En cas de contrats déficitaires, la perte correspondant à la sortie de trésorerie nette pour le groupe de contrats doit être comptabilisée en résultat dès la souscription.

Ce modèle général s'appliquera par défaut à tous les contrats d'assurance.

Mais la norme IFRS 17 a également prévu, pour les contrats participatifs directs, une adaptation du modèle général. Ce modèle adapté, dit des « commissions variables » (« Variable Fee Approach »), permettra de refléter dans l'évaluation du passif d'assurance l'obligation de reverser aux assurés une part substantielle du rendement des actifs sous-jacents net des charges sur contrats (les variations de valeur des actifs sous-jacents revenant aux assurés étant neutralisées dans la marge sur services contractuels).

La norme permet également, sous conditions, d'appliquer une approche simplifiée dite « approche de répartition des primes » (« Premium Allocation Approach ») à des contrats d'une durée inférieure ou égale à 12 mois ou si l'application de l'approche simplifiée donne un résultat proche du modèle général.

Ces modèles d'évaluation des passifs d'assurance devront être appliqués à des portefeuilles homogènes de contrats d'assurance dont la granularité sera déterminée en combinant trois axes :

- un regroupement des contrats exposés à des risques similaires et gérés ensemble ;

- une répartition des contrats par année de souscription ; et
- dès leur comptabilisation initiale, une distinction entre les contrats déficitaires, les contrats qui n'ont pas de possibilité significative de devenir ultérieurement déficitaires et les autres contrats.

L'IASB a publié le 26 juin 2019 un exposé-sondage contenant un certain nombre d'amendements à la norme IFRS 17 « Contrats d'assurance ». Les modifications proposées ont pour objectif de faciliter la mise en œuvre de la norme. Il y est notamment proposé de différer d'un an sa date de première application qui serait ainsi reportée aux exercices ouverts à compter du 1^{er} janvier 2022, avec un exercice comparatif obligatoire, hors choix d'anticipation de cette norme que le Groupe ne compte pas exercer. Par ailleurs, l'EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group), en réaction à l'exposé-sondage, estime qu'un report supplémentaire d'un an, au 1^{er} janvier 2023, serait plus réaliste.

Courant 2018, le Groupe a réalisé un cadrage du projet de mise en œuvre de la norme afin d'identifier les enjeux et les impacts pour la ligne de métier Assurance. Ces travaux se sont poursuivis au cours de l'année 2019.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 1

NOTE 1.4 Recours à des estimations et au jugement

Pour la préparation des comptes consolidés du Groupe, l'application des principes et méthodes comptables décrits dans les notes annexes conduit la Direction à formuler des hypothèses et à réaliser des estimations qui peuvent avoir une incidence sur les montants comptabilisés au compte de résultat ou parmi les Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres, sur l'évaluation des actifs et passifs au bilan et sur les informations présentées dans les notes annexes qui s'y rapportent.

Pour réaliser ces estimations et émettre ces hypothèses, la Direction utilise les informations disponibles à la date d'établissement des comptes consolidés et peut recourir à l'exercice de son jugement. Par nature, les évaluations fondées sur ces estimations comportent des risques et incertitudes quant à leur réalisation dans le futur, de sorte que les résultats futurs définitifs des opérations concernées pourront être différents de ces estimations et avoir alors une incidence significative sur les états financiers.

Le recours à ces estimations et au jugement concerne notamment les éléments suivants :

- la juste valeur au bilan des instruments financiers non cotés sur un marché actif enregistrés dans les rubriques *Actifs ou passifs financiers à la juste valeur par résultat*, *Instruments dérivés de couverture*, *Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres* et *Placements des activités d'assurance* (cf. Notes 3.1, 3.2, 3.3, 3.4 et 4.3) ainsi que la juste valeur des instruments évalués au coût amorti pour lesquels cette information doit être présentée dans les notes annexes (cf. Note 3.9) ;
- les dépréciations et provisions pour risque de crédit des actifs financiers au coût amorti, actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres et engagements de financement et de garantie financière dont l'évaluation dépend de modèles et paramètres internes basés sur des données historiques, courantes et prospectives (cf. Note 3.8). L'évaluation concerne plus particulièrement l'appréciation de la dégradation du risque de crédit observée depuis la comptabilisation initiale des actifs financiers et l'évaluation du montant des pertes de crédit attendues sur ces mêmes actifs financiers ;
- dans le cadre de la documentation des opérations de macro-couverture de juste valeur, les hypothèses et conventions d'écoulement retenues pour l'échéancement des actifs et passifs financiers, la mesure et le suivi du risque structurel de taux (cf. Note 3.2) ;

- les dépréciations des *Écarts d'acquisition* (cf. Note 2.2) ;
- les provisions enregistrées au passif du bilan, les provisions techniques des entreprises d'assurance ainsi que la participation aux bénéfices différée (cf. Notes 4.3, 5.2 et 8.3) ;
- les actifs et passifs d'impôts comptabilisés au bilan (cf. Note 6) ;
- l'analyse des caractéristiques des flux de trésorerie contractuels des instruments financiers (cf. Note 3) ;
- l'appréciation du contrôle pour la détermination du périmètre des entités consolidées, notamment dans le cas des entités structurées (cf. Note 2).

Par ailleurs, l'application de la norme IFRS 16 a conduit le Groupe à étendre son recours au jugement pour estimer la durée des contrats de location à retenir pour la comptabilisation des droits d'utilisation et des dettes locatives.

BREXIT

Le Royaume-Uni a organisé le 23 juin 2016 un référendum lors duquel une majorité des citoyens britanniques a voté pour une sortie de l'Union européenne (*Brexit*).

Après plusieurs reports, l'accord de retrait du Royaume-Uni a été approuvé par le Parlement britannique le 9 janvier 2020 puis par le Parlement européen le 29 janvier 2020 ; il est entré en vigueur le 31 janvier 2020. Le droit de l'Union européenne cessera de s'appliquer au Royaume-Uni à partir du 1^{er} janvier 2021. Pendant la période de transition de 11 mois, le Royaume-Uni conservera sa qualité d'État membre.

Le Groupe a pris toutes les mesures nécessaires pour assurer une continuité de service à ses clients dès le 31 janvier 2020 et suivra l'évolution des négociations qui se tiendront durant la période de transition. Les conséquences à court, moyen et long terme du *Brexit* ont été prises en compte dans les hypothèses et estimations retenues pour préparer les comptes consolidés.

NOTE 2 CONSOLIDATION

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les différentes activités du groupe Société Générale en France et à l'étranger sont exercées par l'entité mère Société Générale (qui inclut les succursales Société Générale à l'étranger) et par un ensemble d'entités qu'elle contrôle de manière directe ou indirecte (filiales et partenariats) ou sur lesquelles elle exerce une influence notable (entreprises associées). Toutes ces entités constituent le périmètre de consolidation du Groupe.

La consolidation consiste à mettre en œuvre un processus comptable normé pour présenter de manière agrégée les comptes de l'entité mère Société Générale et de ses filiales, partenariats et entreprises associées, comme s'ils ne constituaient qu'une seule et même entité.

Pour cela, les comptes individuels des entités composant le Groupe sont retraités pour être conformes au référentiel IFRS tel qu'adopté dans l'Union européenne, afin d'assurer l'homogénéité des données présentées dans les états financiers consolidés.

Par ailleurs, les soldes comptables (actifs, passifs, charges et produits) générés par des transactions entre entités du Groupe sont éliminés lors du processus de consolidation pour ne présenter dans les états financiers consolidés que les opérations et résultats réalisés avec des tiers externes au Groupe.

PRINCIPES COMPTABLES

Les comptes consolidés regroupent les comptes de Société Générale, de ses succursales à l'étranger et les entités françaises et étrangères sur lesquelles le Groupe exerce un contrôle, un contrôle conjoint ou une influence notable.

Entités consolidées

FILIALES

Les filiales sont les entités contrôlées de manière exclusive par le Groupe. Le Groupe contrôle une entité lorsque les conditions suivantes sont réunies :

- le Groupe détient le pouvoir sur l'entité (capacité de diriger ses activités pertinentes, à savoir celles qui ont une incidence importante sur les rendements de l'entité), via la détention de droits de vote ou d'autres droits ; et
- le Groupe est exposé ou a droit à des rendements variables en raison de ses liens avec l'entité ; et
- le Groupe a la capacité d'exercer son pouvoir sur l'entité de manière à influencer sur le montant des rendements qu'il en obtient.

Existence du pouvoir

Le périmètre des droits de vote pris en considération pour apprécier la nature du contrôle exercé par le Groupe sur une entité et les méthodes de consolidation applicables, intègre l'existence et l'effet de droits de vote potentiels dès lors que ces derniers sont exerçables à la date d'appréciation du contrôle ou au plus tard lorsque les décisions concernant la direction des activités pertinentes doivent être prises. Ces droits de vote potentiels peuvent provenir, par exemple, d'options d'achat d'actions ordinaires existantes sur le marché ou du droit à convertir des obligations en actions ordinaires nouvelles.

Lorsque les droits de vote ne sont pas pertinents pour déterminer l'existence ou l'absence de contrôle d'une entité par le Groupe, l'évaluation de ce contrôle doit tenir compte de tous les faits et circonstances y compris l'existence d'un ou plusieurs accords contractuels. Le pouvoir peut s'exercer au travers de droits substantiels, à savoir la capacité pratique de diriger les activités pertinentes de l'entité sans obstacles ni contraintes.

Certains droits ont pour but de protéger les intérêts de la partie qui les détient (droits protectifs), sans toutefois donner le pouvoir sur l'entité à laquelle les droits se rattachent.

Si plusieurs investisseurs ont chacun des droits effectifs leur conférant la capacité de diriger unilatéralement des activités pertinentes différentes, celui qui a la capacité effective de diriger les activités qui affectent le plus les rendements de l'entité, est présumé détenir le pouvoir.

Exposition aux rendements variables

Le contrôle ne peut exister que si le Groupe est exposé significativement à la variabilité des rendements variables générés par son investissement ou son implication dans l'entité. Les rendements variables rassemblent toutes sortes d'expositions (dividendes, intérêts, commissions...) ; ils peuvent être uniquement positifs, uniquement négatifs, ou tantôt positifs et tantôt négatifs.

Lien entre pouvoir et rendements variables

Le pouvoir sur les activités pertinentes ne confère pas le contrôle au Groupe si ce pouvoir ne permet pas d'influencer sur les rendements variables auxquels le Groupe est exposé en raison de ses liens avec l'entité. Si le Groupe dispose de pouvoirs de décision qui lui ont été délégués par des tiers externes et qu'il exerce ces pouvoirs au bénéfice principal de ces derniers, il est présumé agir en tant qu'agent des délégués et, en conséquence, il ne contrôle pas l'entité bien qu'il soit décisionnaire. Dans le cadre des activités de gestion d'actifs, une analyse est menée pour déterminer si le gérant agit en tant qu'agent ou en tant que principal dans la gestion des actifs du fonds, ce dernier étant présumé contrôlé par le gérant si celui-ci est qualifié de principal.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

Cas particulier des entités structurées

Une entité structurée est une entité conçue de telle manière que les droits de vote ne constituent pas le facteur déterminant pour identifier qui exerce le contrôle sur cette entité. C'est le cas, par exemple, lorsque les droits de vote concernent uniquement des tâches administratives et que les activités pertinentes de l'entité sont dirigées au moyen d'accords contractuels.

Une entité structurée présente souvent certaines caractéristiques telles qu'une activité circonscrite, un objet précis et bien défini, des capitaux propres insuffisants pour lui permettre de financer ses activités sans devoir recourir à un soutien financier subordonné. Les entités structurées peuvent revêtir différentes formes juridiques : sociétés de capitaux, sociétés de personnes, véhicules de titrisation, organismes collectifs de placement, entités sans personnalité morale...

L'analyse du contrôle d'une entité structurée doit alors tenir compte de tous les faits et circonstances et prendre notamment en considération :

- les activités et l'objectif de l'entité ;
- la structuration de l'entité ;
- les risques portés par l'entité et l'exposition du Groupe à tout ou partie de ces risques ;
- les avantages potentiels procurés au Groupe par l'entité.

Les entités structurées non consolidées sont celles qui ne sont pas contrôlées de manière exclusive par le Groupe.

PARTENARIATS

Dans le cadre d'un partenariat (activité conjointe ou co-entreprise), le Groupe exerce un contrôle conjoint sur l'entité considérée si les décisions concernant les activités pertinentes de cette dernière requièrent le consentement unanime des différentes parties partageant ce contrôle. La détermination du contrôle conjoint repose sur une analyse des droits et obligations des partenaires à l'accord. Dans le cas d'une activité conjointe ou d'une structure juridique commune (*joint operation*), les différentes parties qui exercent le contrôle conjoint ont des droits sur les actifs et des obligations au titre des passifs.

Dans le cas d'une co-entreprise (*joint venture*), les différentes parties ont des droits sur l'actif net de celle-ci.

ENTREPRISES ASSOCIÉES

Les entreprises associées sont les entités dans lesquelles le Groupe exerce une influence notable. Ces entreprises associées sont mises en équivalence dans les états financiers consolidés du Groupe. L'influence notable est le pouvoir de participer aux politiques financière et opérationnelle d'une entité sans toutefois en exercer un contrôle exclusif ou un contrôle conjoint. L'influence notable peut notamment résulter d'une représentation dans les organes de direction ou de surveillance, de la participation aux décisions stratégiques, de l'existence d'opérations inter-entreprises importantes, de l'échange de personnel de direction, de liens de dépendance technique. L'influence notable sur les politiques financière et opérationnelle d'une entité est présumée lorsque le Groupe dispose directement ou indirectement d'une fraction au moins égale à 20% des droits de vote de cette entité.

Règles et méthodes de consolidation

Les comptes consolidés sont établis à partir des comptes individuels des entités composant le Groupe. Les filiales arrêtant leurs comptes en cours d'année avec un décalage de plus de trois mois établissent une situation intermédiaire au 31 décembre, leurs résultats étant déterminés sur une base de douze mois. Tous les soldes, profits et transactions significatifs entre les sociétés du Groupe font l'objet d'une élimination.

Les résultats des filiales acquises sont inclus dans les états financiers consolidés à partir de leur date d'acquisition effective tandis que les résultats des filiales qui ont été vendues au cours de l'exercice sont inclus jusqu'à la date à laquelle le contrôle ou l'influence notable ont cessé d'exister.

MÉTHODES DE CONSOLIDATION

Les filiales, incluant les entités structurées contrôlées par le Groupe, sont consolidées par intégration globale.

L'intégration globale consiste, dans le bilan consolidé, à substituer à la valeur des titres de la filiale détenus par le Groupe chacun des actifs et passifs de cette filiale ainsi que l'écart d'acquisition reconnu lors de sa prise de contrôle par le Groupe (cf. Note 2.2). Dans le compte de résultat et dans l'état du résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres, chacun des éléments de charges et de produits de la filiale est agrégé avec ceux du Groupe.

La part des participations ne donnant pas le contrôle est présentée distinctement au bilan et au compte de résultat consolidés. Toutefois, dans le cadre de la consolidation des entités structurées contrôlées par le Groupe, les parts de ces entités qui ne sont pas détenues par le Groupe sont enregistrées en Dettes dans le bilan consolidé.

Dans le cas d'une activité conjointe ou d'une structure juridique commune (*joint operation*), le Groupe comptabilise de manière distincte sa quote-part dans chacun des actifs et des passifs sur lesquels il a des droits et obligations ainsi que sa quote-part dans les charges et produits afférents.

Les co-entreprises (*joint ventures*) et les entreprises associées sont mises en équivalence dans les états financiers consolidés du Groupe. La mise en équivalence est une méthode d'évaluation comptable qui consiste à comptabiliser initialement dans la rubrique *Participations dans les entreprises mises en équivalence* du bilan consolidé le coût d'acquisition de la participation du Groupe dans la co-entreprise ou dans l'entreprise associée, incluant l'écart d'acquisition, et à ajuster par la suite ce coût initial pour prendre en compte les changements de la quote-part du Groupe dans l'actif net de l'entité émettrice qui surviennent postérieurement à son acquisition.

Les participations dans les entreprises mises en équivalence sont soumises à un test de dépréciation dès lors qu'il existe une indication objective de dépréciation. Si la valeur recouvrable de la participation (montant le plus élevé entre sa valeur d'utilité et sa valeur de marché nette des frais de cession) est inférieure à sa valeur comptable, une dépréciation est alors comptabilisée en déduction de la valeur comptable au bilan de la participation mise en équivalence. Les dotations et reprises de dépréciation sont enregistrées dans la rubrique *Quote-part du résultat net des entreprises mises en équivalence* dans le compte de résultat consolidé.

Les quotes parts du Groupe dans le résultat net et dans les gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres de l'entité sont présentées sur des lignes distinctes du compte de résultat consolidé, de l'état consolidé du résultat net et des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres. Si la quote-part du Groupe dans les pertes d'une entreprise mise en équivalence devient égale ou supérieure à ses intérêts dans cette entreprise, le Groupe cesse de prendre en compte sa quote-part dans les pertes ultérieures, sauf s'il y est contraint en vertu d'une obligation légale ou implicite auquel cas ces pertes sont alors provisionnées. Les plus ou moins-values dégagées lors des cessions de sociétés mises en équivalence sont présentées parmi les *Gains ou pertes nets sur autres actifs*.

CONVERSION DES COMPTES DES ENTITÉS ÉTRANGÈRES

Lorsqu'il est exprimé en devises, le bilan des sociétés consolidées est converti en euros sur la base des cours de change officiels à la date de clôture. Les postes du compte de résultat sont convertis en euros sur la base du cours de change moyen du mois de leur réalisation. La différence de conversion sur le capital, les réserves, le report à nouveau et le résultat qui résulte de l'évolution des cours de change est enregistrée en *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres - Écart de conversion*. Les pertes ou profits provenant de la conversion des dotations en capital des succursales étrangères des banques du Groupe viennent également en variation des capitaux propres consolidés dans cette même rubrique.

Conformément à l'option offerte par la norme IFRS 1, le Groupe a transféré en *Réserves consolidées* les écarts de conversion relatifs à la conversion des comptes des entités étrangères au 1^{er} janvier 2004. De ce fait, en cas de cession ultérieure de ces entités, le résultat de cession ne comprendra que la reprise des écarts de conversion qui auront été générés à compter du 1^{er} janvier 2004.

VARIATIONS DES POURCENTAGES D'INTÉRÊTS DANS UNE ENTITÉ CONSOLIDÉE

En cas d'augmentation du pourcentage d'intérêt du Groupe dans une filiale, l'écart entre le coût d'acquisition de la quote-part supplémentaire d'intérêts et la quote-part acquise de l'actif net de l'entité à cette date est enregistré dans les *Réserves consolidées, part du Groupe*.

De même, en cas de baisse du pourcentage d'intérêt du Groupe dans une filiale restant contrôlée de manière exclusive, l'écart entre le prix de cession et la valeur comptable de la quote-part d'intérêts cédés est enregistré dans les *Réserves consolidées, part du Groupe*.

Les frais liés à ces opérations sont comptabilisés directement en capitaux propres.

Lors de la perte de contrôle d'une filiale consolidée, la quote-part éventuellement conservée par le Groupe est alors évaluée à sa juste valeur concomitamment à l'enregistrement de la plus ou moins-value de cession. Cette plus ou moins-value de cession, présentée parmi les *Gains ou pertes nets sur autres actifs* dans le compte de résultat consolidé, inclut, le cas échéant, une quote-part de l'écart d'acquisition précédemment affectée à l'Unité Génératrice de Trésorerie (UGT) à laquelle appartient la filiale. Cette quote-part est généralement déterminée sur la base des besoins en fonds propres normatifs relatifs de la filiale cédée et de la partie de l'UGT conservée.

Engagements de rachat accordés à des actionnaires minoritaires de filiales consolidées par intégration globale

Le Groupe a consenti à des actionnaires minoritaires de certaines filiales du Groupe consolidées par intégration globale des engagements de rachat de leurs participations. Ces engagements de rachat correspondent pour le Groupe à des engagements optionnels (ventes d'options de vente qui ne transfèrent aucun risque et avantage sur les actions sous-jacentes avant leur exercice). Le prix d'exercice de ces options peut être un montant fixé contractuellement, ou bien peut être établi selon une formule de calcul prédéfinie lors de l'acquisition des titres de la filiale tenant compte de l'activité future de cette dernière, ou être fixé comme devant être la juste valeur des titres de la filiale au jour de l'exercice des options.

Ces engagements sont traités comptablement comme suit :

- en application des dispositions de la norme IAS 32, le Groupe enregistre un passif financier au titre des options de vente vendues aux actionnaires minoritaires des entités contrôlées de manière exclusive. Ce passif est comptabilisé initialement pour la valeur actualisée du prix d'exercice estimé des options de vente dans la rubrique *Autres passifs* ;
- l'obligation d'enregistrer un passif alors même que les options de vente ne sont pas exercées conduit, par cohérence, à retenir le même traitement comptable que celui appliqué aux transactions relatives aux participations ne donnant pas le contrôle. En conséquence, la contrepartie de ce passif est enregistrée en diminution des *Participations ne donnant pas le contrôle sous-jacentes aux options* et pour le solde en diminution des *Réserves consolidées, part du Groupe* ;
- les variations ultérieures de ce passif liées à l'évolution du prix d'exercice estimé des options et de la valeur comptable des participations ne donnant pas le contrôle sont intégralement comptabilisées dans les *Réserves consolidées, part du Groupe* ;
- si le rachat est effectué, le passif est dénoué par le décaissement de trésorerie lié à l'acquisition des intérêts des actionnaires minoritaires dans la filiale concernée. En revanche, à l'échéance de l'engagement, si le rachat n'est pas effectué, le passif est annulé, en contrepartie des *Participations ne donnant pas le contrôle* et des *Réserves consolidées, part du Groupe* pour leurs parts respectives ;
- tant que les options ne sont pas exercées, les résultats afférents aux participations ne donnant pas le contrôle faisant l'objet d'options de vente sont présentés dans la rubrique *Participations ne donnant pas le contrôle* au compte de résultat consolidé.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

NOTE 2.1 Périimètre de consolidation

Sont retenus dans le périmètre de consolidation les filiales et entités structurées contrôlées par le Groupe, les partenariats (activités conjointes ou coentreprises) et les entreprises associées dont les états financiers présentent un caractère significatif par rapport aux comptes consolidés du Groupe, notamment au regard du total bilan et du résultat brut d'exploitation.

Les principales variations du périmètre de consolidation retenues au 31 décembre 2019 par rapport au périmètre du 31 décembre 2018 sont les suivantes :

SG EXPRESS BANK

Le 15 janvier 2019, le Groupe a cédé l'intégralité de sa participation dans SG Express Bank, sa filiale bulgare, à OTP Bank. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 3,4 milliards d'euros incluant principalement une baisse des prêts et créances sur la clientèle pour 2,4 milliards d'euros et une baisse des dettes envers la clientèle pour 2,7 milliards d'euros présentés respectivement parmi les *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* au 31 décembre 2018.

SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PRIVATE BANKING NV/SA

Le 28 février 2019, le Groupe a cédé l'intégralité de sa participation dans Société Générale Private Banking NV/SA, sa filiale de banque privée en Belgique, à ABN AMRO. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan de 1,1 milliard d'euros constituée d'une part, d'une baisse de 1,1 milliard d'euros des *Actifs non courants destinés à être cédés* (dont 0,4 milliard d'euros de baisse des caisses et banques centrales et 0,5 milliard d'euros de baisse des prêts et créances) et d'autre part, d'une baisse de 1,0 milliard d'euros des *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* (dont 1,0 milliard d'euros de baisse des dettes envers la clientèle).

LA BANQUE POSTALE FINANCEMENT

Le 28 mars 2019, le Groupe a cédé sa participation mise en équivalence dans La Banque Postale Financement (35%) à La Banque Postale.

BANKA SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ALBANIA SH.A.

Le 29 mars 2019, le Groupe a cédé l'intégralité de sa participation dans Banka Société Générale Albania SH.A., sa filiale albanaise, à OTP Bank. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 0,7 milliard d'euros incluant principalement une baisse des prêts et créances sur la clientèle pour 0,4 milliard d'euros et une baisse des dettes envers la clientèle pour 0,6 milliard d'euros présentés respectivement parmi les *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* au 31 décembre 2018.

EURO BANK S.A.

Le 31 mai 2019, le Groupe a cédé l'intégralité de sa participation dans Euro Bank S.A., sa filiale polonaise, à Bank Millennium. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 3,4 milliards d'euros incluant principalement une baisse des prêts et créances sur la clientèle pour 2,9 milliards d'euros et une baisse des dettes envers la clientèle pour 1,8 milliard d'euros présentés respectivement parmi les *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* au 31 décembre 2018.

SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BANKA MONTENEGRO A.D.

Le 16 juillet 2019, le Groupe a cédé l'intégralité de sa participation dans Société Générale Banka Montenegro A.D., sa filiale au Monténégro, à OTP Bank. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 0,5 milliard d'euros incluant principalement une baisse des prêts et créances sur la clientèle pour 0,4 milliard d'euros et une baisse des dettes envers la clientèle pour 0,4 milliard d'euros présentés respectivement parmi les *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* au 31 décembre 2018.

MOBIASBANCA GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE

Le 25 juillet 2019, le Groupe a cédé l'intégralité de sa participation dans Mobiasbanca groupe Société Générale, sa filiale moldave, à OTP Bank. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 0,5 milliard d'euros incluant principalement une baisse des prêts et créances sur la clientèle pour 0,3 milliard d'euros et une baisse des dettes envers la clientèle pour 0,5 milliard d'euros présentés respectivement parmi les *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* au 31 décembre 2018.

SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BANKA SRBIJA A.D. BEOGRAD

Le 24 septembre 2019, le Groupe a cédé l'intégralité de sa participation dans Société Générale Banka Srbija A.D. Beograd, sa filiale serbe, à OTP Bank. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 2,7 milliards d'euros incluant principalement une baisse des prêts et créances sur la clientèle pour 2 milliards d'euros et une baisse des dettes envers la clientèle pour 1,6 milliard d'euros présentés respectivement parmi les *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* au 31 décembre 2018.

OHRIDSKA BANKA A.D. SKOPJE

Le 4 novembre 2019, le Groupe a cédé l'intégralité de sa participation dans Ohridska Banka A.D. Skopje, sa filiale macédonienne, à Steiermärkische Sparkasse. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 0,6 milliard d'euros incluant principalement une baisse des prêts et créances sur la clientèle pour 0,5 milliard d'euros et une baisse des dettes envers la clientèle pour 0,5 milliard d'euros présentés respectivement parmi les *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* au 31 décembre 2018.

PEMA CMBH

Le 2 décembre 2019, le Groupe a cédé l'intégralité de sa participation dans PEMA GmbH, société de location avec service de camions et de remorques, à TIF Trailer Services. Cette cession a entraîné une réduction des immobilisations corporelles et incorporelles pour 0,6 milliard d'euros et une baisse des *Dettes envers la clientèle* pour 0,5 milliard d'euros par rapport au 31 décembre 2018.

GROUPE SKB

Le 13 décembre 2019, le Groupe a cédé SKB Banka D.D. Ljubljana (Slovénie) et ses filiales SKB Leasing D.O.O. et SKB Leasing Select D.O.O. à OTP Bank. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 3 milliards d'euros incluant principalement une baisse des prêts et créances sur la clientèle pour 2,4 milliards d'euros et une baisse des dettes envers la clientèle pour 2,5 milliards d'euros par rapport au 31 décembre 2018.

Le résultat de ces cessions enregistré en Gains ou pertes nets sur autres actifs s'élève à -277 millions d'euros pour l'exercice 2019.

NOTE 2.2 Écarts d'acquisition

POUR
FAIRE
SIMPLE

Lors de la prise de contrôle d'une entreprise, le Groupe inscrit à son bilan consolidé chacun des actifs et passifs de sa nouvelle filiale à leur juste valeur comme s'il les avait achetés individuellement.

Mais le prix d'acquisition d'une entreprise est généralement supérieur à la valeur nette réévaluée de ses actifs et passifs. Cette survalueur, appelée « écart d'acquisition » (ou « goodwill ») peut représenter une partie du capital immatériel de l'entreprise (notoriété, qualité des équipes, part de marché, etc.) qui contribue à sa valeur globale, ou encore la valeur des synergies futures que le Groupe espère développer par l'intégration de cette nouvelle filiale au sein de ses activités existantes.

Dans le bilan consolidé, l'écart d'acquisition constitue un actif incorporel dont la durée de vie est présumée indéfinie ; il n'est pas amorti et ne génère ainsi aucune charge récurrente dans les résultats futurs du Groupe.

Le Groupe vérifie cependant chaque année que la valeur de ses écarts d'acquisition n'a subi aucune dépréciation. Dans le cas contraire, une charge irréversible est immédiatement constatée en résultat, indiquant que la rentabilité du capital immatériel de l'entité acquise est inférieure aux attentes initiales ou que les synergies espérées n'ont pu être réalisées.

PRINCIPES COMPTABLES

Le Groupe utilise la méthode de l'acquisition afin de comptabiliser ses regroupements d'entreprises.

En date d'acquisition, les actifs, passifs, éléments de hors-bilan et passifs éventuels identifiables conformément à la norme IFRS 3 « Regroupements d'entreprises » de l'entité acquise sont évalués individuellement à leur juste valeur quelle que soit leur destination. Les analyses et expertises nécessaires à l'évaluation initiale de ces éléments, ainsi que leur ajustement éventuel en cas d'informations nouvelles liées à des faits et circonstances existants à la date d'acquisition, peuvent intervenir dans un délai de douze mois à compter de la date d'acquisition. À cette même date, les participations ne donnant pas le contrôle sont évaluées pour leur quote-part dans la juste valeur des actifs et passifs identifiables de l'entité acquise. Cependant, le Groupe peut également choisir, lors de chaque regroupement d'entreprises, d'évaluer les participations ne donnant pas le contrôle à leur juste valeur, une fraction de l'écart d'acquisition leur étant alors affectée en contrepartie.

Le coût d'acquisition de l'entité est évalué comme le total des justes valeurs, à la date d'acquisition, des actifs remis, des passifs encourus ou assumés, et des instruments de capitaux propres émis, en échange du contrôle de l'entité acquise. Les frais directement liés aux regroupements d'entreprises sont comptabilisés dans le résultat de la période à l'exception de ceux liés à l'émission d'instruments de capitaux propres.

Les compléments de prix sont intégrés dans le coût d'acquisition pour leur juste valeur à la date de prise de contrôle, même s'ils présentent un caractère éventuel. Cet enregistrement est effectué par contrepartie des capitaux propres ou des dettes en fonction du mode de règlement de ces compléments de prix.

Si elles sont qualifiées de dettes, les révisions ultérieures de ces compléments de prix sont enregistrées en résultat pour les dettes financières relevant de la norme IFRS 9 et selon les normes appropriées pour les dettes ne relevant pas de la norme IFRS 9 ; si elles sont qualifiées d'instruments de capitaux propres, ces révisions ne donnent lieu à aucun enregistrement. L'écart positif entre le coût d'acquisition de l'entité et la quote-part acquise de son actif net réévalué est inscrit à l'actif du bilan consolidé dans la rubrique *Écarts d'acquisition* ; en cas d'écart négatif, un produit est immédiatement enregistré en résultat.

En date de prise de contrôle de l'entité, l'éventuelle quote-part dans cette dernière antérieurement détenue par le Groupe est réévaluée à sa juste valeur en contrepartie du compte de résultat. Dans le cas d'une acquisition par étapes, l'écart d'acquisition est ainsi déterminé par référence à la juste valeur en date de prise de contrôle de l'entité.

À la date d'acquisition, chaque écart d'acquisition est affecté à une ou plusieurs Unité(s) Génératrice(s) de Trésorerie (UGT) devant tirer avantage de l'acquisition. En cas de réorganisation du Groupe entraînant une modification de la composition des UGT, les écarts d'acquisition rattachés à des unités scindées en plusieurs parties sont réaffectés à d'autres unités nouvelles ou déjà existantes. Cette réaffectation est généralement réalisée au prorata des besoins en fonds propres normalisés des différentes parties des UGT scindées.

Les écarts d'acquisition font l'objet d'une revue régulière par le Groupe et de tests de dépréciation dès l'apparition d'indices de perte de valeur et au minimum une fois par an. Les dépréciations éventuelles de ces écarts sont déterminées par référence à la valeur recouvrable de la (ou des) UGT à laquelle (auxquelles) ils sont rattachés.

Lorsque la valeur recouvrable de la (ou des) UGT est inférieure à sa (leur) valeur comptable, une dépréciation irréversible est enregistrée dans le résultat consolidé de la période sur la ligne *Variations de valeur des écarts d'acquisition*.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

Au 31 décembre 2019, les écarts d'acquisition sont répartis au sein des 11 UGT suivantes :

Piliers	Activités
Banque de détail en France	
Réseaux Société Générale	Réseau de Banque de détail Société Générale, activités de banque en ligne Boursorama, crédit à la consommation et à l'équipement en France
Crédit du Nord	Réseau de Banque de détail du Crédit du Nord et de ses 7 banques régionales
Banque de détail et Services Financiers Internationaux	
Europe	Banque de détail et crédit à la consommation en Europe incluant notamment l'Allemagne (Hanseatic Bank, BDK), l'Italie (Fiditalia), la France (CGL), la République tchèque (KB, Essox) et la Roumanie (BRD)
Russie	Groupe bancaire intégré incluant Rosbank et sa filiale Rusfinance
Afrique, Bassin méditerranéen et Outre-Mer	Banque de détail et crédit à la consommation dans la zone Afrique, Bassin méditerranéen et Outre-Mer incluant notamment le Maroc (SGMA), l'Algérie (SGA), la Tunisie (UIB), le Cameroun (SGBIC), la Côte d'Ivoire (SGBIC) et le Sénégal (SGBS)
Assurances	Activités d'assurance-vie et dommages en France et à l'international (notamment Sogecap, Sogessur, Oradéa Vie et Antarius)
Financement d'équipement professionnel	Financement des ventes et des biens d'équipement professionnels au sein de Société Générale Équipement Finance
Services Financiers Location automobile	Services de location longue durée de véhicules et de gestion de flottes automobiles (ALD Automotive)
Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	
Activités de Marché et Services aux Investisseurs	Solutions de marché aux entreprises, institutions financières, secteur public, family offices, gamme complète de services titres et services de compensation, d'exécution, de prime brokerage et conservation
Financement et Conseil	Conseil et financement aux entreprises, institutions financières, secteur public et service de gestion de flux et de paiements
Gestion d'Actifs et Banque Privée	Gestion d'actifs et solutions de gestion de fortune en France et à l'international

Le tableau ci-dessous présente l'évolution sur l'année 2019 des valeurs nettes des écarts d'acquisition des Unités Génératrices de Trésorerie (UGT) :

(En M EUR)	Valeur nette au 31.12.2018	Acquisitions et autres augmentations	Cessions et autres diminutions ⁽¹⁾	Valeur nette au 31.12.2019
Banque de détail en France	797	-	-	797
Réseaux Société Générale	286	-	-	286
Crédit du Nord	511	-	-	511
Banque de détail et Services Financiers Internationaux	2 885	43	(199)	2 729
Europe	1 450	-	(89)	1 361
Russie	-	-	-	-
Afrique, Bassin méditerranéen et Outre-Mer	231	-	(3)	228
Assurances	335	-	-	335
Financement d'équipement professionnel	335	-	(107)	228
Services Financiers Location automobile	534	43	-	577
Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	970	132	(1)	1 101
Activités de Marché et Services aux Investisseurs	501	83	-	584
Financement et Conseil	57	-	-	57
Gestion d'Actifs et Banque Privée	412	49	(1)	460
TOTAL	4 652	175	(200)	4 627

(1) Les autres diminutions incluent le reclassement des écarts d'acquisition relatifs aux entités en cours de cession dans le poste Actifs non courants destinés à être cédés (cf. Note 2.5).

ACQUISITION DES ACTIVITÉS « EQUITY MARKETS AND COMMODITIES » (EMC) DE COMMERZBANK

À la suite de l'accord signé le 8 novembre 2018, le Groupe est engagé dans l'acquisition des activités *Equity Markets and Commodities* (EMC) de Commerzbank. Les activités EMC transférées regroupent la conception et la tenue de marché de produits de flux (*Flow*) et de solutions structurées (*Exotic, Vanilla, and Funds*) ainsi qu'une partie des activités de gestion d'actifs (*Asset Management*).

Le processus d'intégration des équipes, des positions de trading et des infrastructures a débuté au cours du 1^{er} semestre 2019 et devrait se poursuivre jusqu'au début du 1^{er} semestre 2020.

Sur la base de l'avancement des transferts au 31 décembre, le Groupe a déjà pris le contrôle des activités liées à la conception et à la tenue de marché de solutions structurées *Exotic, Vanilla, and Funds* et des activités de gestion d'actifs donnant lieu à la constatation d'écarts d'acquisition pour des montants respectifs de 83 millions d'euros (inclus dans l'UGT *Activités de Marché et Services aux Investisseurs*) et de 49 millions d'euros (inclus dans l'UGT *Gestion d'Actifs et Banque Privée*).

Dans le bilan consolidé, les transferts des positions de trading relatives à l'activité *Exotic, Vanilla, and Funds* ont impacté les postes *Actifs financiers à la juste valeur par résultat* et *Passifs financiers à la juste valeur par résultat* (cf. Note 3.1).

TEST DE DÉPRÉCIATION DES UGT

Le Groupe réalise au 31 décembre 2019 un test annuel de dépréciation des UGT auxquelles ont été affectés des écarts d'acquisition. Une UGT se définit comme le plus petit groupe d'actifs identifiable générant des entrées de trésorerie indépendantes de celles qui découlent d'autres actifs ou groupes d'actifs au sein de l'entreprise. Les tests de dépréciation consistent à évaluer la valeur recouvrable de chaque UGT et à la comparer avec sa valeur comptable. Une perte de valeur irréversible est constatée en résultat si la valeur comptable d'une UGT, comprenant les écarts d'acquisition qui lui sont affectés, est supérieure à sa valeur recouvrable. La perte ainsi déterminée est affectée à la dépréciation des écarts d'acquisition.

Le tableau ci-après présente les taux d'actualisation et taux de croissance à long terme différenciés pour les UGT au sein des trois piliers du Groupe :

Hypothèses au 31 décembre 2019	Taux d'actualisation	Taux de croissance à long terme
Banque de détail en France		
Réseaux Société Générale et Crédit du Nord	7,7%	2%
Banque de détail et Services Financiers Internationaux		
Banque de détail et crédit à la consommation	10,1% à 14,5%	2% à 3%
Assurances	9,0%	2,5%
Financement d'équipement professionnel et Services Financiers Location automobile	9,2%	2%
Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs		
Activités de Marché et Services aux Investisseurs	12,3%	2%
Financement et Conseil	10,0%	2%
Gestion d'Actifs et Banque Privée	9,7%	2%

La valeur recouvrable d'une UGT est calculée selon la méthode la plus appropriée, généralement la méthode des flux de trésorerie actualisés (*discounted cash-flows*) appliquée globalement à l'échelle de l'UGT. Les flux de trésorerie correspondent aux dividendes distribuables par les entités composant l'UGT en intégrant l'objectif cible de fonds propres du Groupe alloués à chacune.

Les flux de trésorerie ont été déterminés sur une période de cinq ans, sur la base des budgets prévisionnels à quatre ans (de 2020 à 2023) extrapolés sur l'année 2024, celle-ci correspondant à une année « normative » sur laquelle est calculée la valeur terminale :

- les fonds propres alloués à chaque UGT correspondent au 31 décembre 2019 à 11% des encours pondérés, à l'exception de l'UGT Crédit du Nord pour laquelle les fonds propres sont calculés à 10,5% des encours pondérés, conformément au pilotage de l'entité ;
- le taux d'actualisation est calculé sur la base d'un taux d'intérêt sans risque auquel s'ajoute une prime de risque fonction de l'activité sous-jacente de l'UGT concernée. Cette prime de risque, spécifique à chaque activité, est déterminée à partir des séries de primes de risques actions publiées par la recherche *SG Cross Asset Research* et de sa volatilité spécifique (*beta*) estimée. Le cas échéant, une prime de risque souverain est également ajoutée au taux sans risque, représentant la différence entre le taux sans risque de la zone de rattachement (zone dollar ou zone euro essentiellement) et le taux d'intérêt des obligations à long terme liquides émises par l'État (en devise dollar ou euro principalement), au prorata des actifs pondérés dans le cadre d'une UGT recouvrant plusieurs États ;
- les taux de croissance utilisés pour la valeur terminale sont fondés sur une prévision de croissance de l'économie et d'inflation soutenable à long terme. Ces taux sont estimés au regard de deux sources principales, à savoir, l'*International Monetary Fund* et les analyses économiques de *SG Cross Asset Research* qui fournissent des prévisions à horizon 2024.

Le test annuel de dépréciation des UGT n'a pas conduit à déprécier les écarts d'acquisition au 31 décembre 2019.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

Les budgets prévisionnels s'appuient sur les principales hypothèses métiers et macro-économiques suivantes :

Banque de détail en France	
Réseaux Société Générale et Crédit du Nord	■ Dans un environnement contraint (pression réglementaire, inflation faible, taux à des niveaux bas), poursuite de la transformation opérationnelle et relationnelle des enseignes SG et Crédit du Nord vers un modèle de banque digitalisée ■ Poursuite du plan de conquête clients de Boursorama
Banque de détail et Services Financiers Internationaux	
Europe	■ Consolidation des positions concurrentielles, poursuite de l'adaptation des modèles afin de tirer parti du potentiel de la région ■ Forte discipline sur les frais généraux générant une efficacité opérationnelle accrue et normalisation du coût du risque
Russie	■ Poursuite du développement des activités en Russie, dans un environnement économique amélioré ■ Strict contrôle des frais généraux et du coût du risque
Afrique, Bassin méditerranéen et Outre-Mer	■ Poursuite du développement du dispositif commercial de Société Générale et élargissement des services à travers l'offre mobile banking ■ Optimisation de l'efficacité opérationnelle
Assurances	■ Renforcement du modèle de bancassurance intégrée et poursuite de la croissance dynamique en France et à l'international en synergie avec le réseau de Banque de détail, la Banque Privée et les services financiers aux entreprises
Financement d'équipement professionnel	■ Maintien des positions de leader sur ses marchés ■ Consolidation de la rentabilité en continuant à cibler les activités affichant le meilleur couple risque/rentabilité ■ Strict contrôle des frais généraux
Services Financiers Locations automobile	■ Renforcement du leadership d'ALD sur les solutions de mobilité et poursuite de la croissance des partenariats stratégiques et du segment de la location longue durée à destination des particuliers ■ Optimisation de l'efficacité opérationnelle
Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	
Activités de Marché et Services aux Investisseurs	■ Adaptation des métiers de marché à un environnement concurrentiel sous pression et poursuite des investissements métiers et réglementaires ■ Maintien des franchises leader (activités actions) avec notamment l'intégration des activités Equity Markets et Commodities de Commerzbank ■ Poursuite des mesures d'optimisation et investissement dans les systèmes d'information
Financement et Conseil	■ Poursuite de la dynamique d'origination des métiers de financement ■ Maintien des franchises leader de financement (matières premières, financements structurés) ■ Maîtrise du coût du risque dans un environnement économique difficile
Gestion d'Actifs et Banque Privée	■ Maintien de l'efficacité commerciale et opérationnelle de la Banque Privée dans un environnement contraint et maintien des synergies avec les réseaux de Banque de détail ■ Intégration des activités de gestion d'actifs de Commerzbank

Des tests de sensibilité sont réalisés pour mesurer l'impact de la variation de certaines hypothèses sur la valeur recouvrable de chaque UGT. Au 31 décembre 2019, compte tenu des risques liés à l'activité dans l'environnement actuel (volatilité des marchés, incertitudes réglementaires), des sensibilités à la variation du taux d'actualisation et à la croissance long terme ont été réalisées.

Ainsi les résultats de ces tests de sensibilité montrent que :

- une augmentation de 50 points de base appliquée à tous les taux d'actualisation des UGT indiqués dans le tableau ci-dessus entraînerait une diminution de la valeur recouvrable totale de 25,3% sans nécessiter de dépréciation additionnelle d'aucune UGT ;
- une réduction de 50 points de base des taux de croissance à long terme entraînerait une diminution de 8,1% de la valeur recouvrable totale sans nécessiter de dépréciation additionnelle d'aucune UGT.

NOTE 2.3 Informations complémentaires sur les entités consolidées et les entités mises en équivalence

Cette Note présente des informations complémentaires relatives aux entités retenues dans le périmètre de consolidation.

Ces informations concernent les entités contrôlées de manière exclusive ou conjointe et les entités sous influence notable dont les

états financiers présentent un caractère significatif par rapport aux comptes consolidés du Groupe. Cette significativité est notamment appréciée au regard du total bilan et du résultat brut d'exploitation consolidés du Groupe.

NOTE 2.3.1 ENTITÉS STRUCTURÉES CONSOLIDÉES

Les entités structurées consolidées incluent notamment :

- des organismes de placement collectif (SICAV, FCP...) dont la gestion est assurée par les filiales de Gestion d'Actifs du Groupe ;
- des Fonds Communs de Titrisation (FCT) qui émettent des instruments financiers pouvant être souscrits par des investisseurs et qui portent des risques de crédit inhérents à une exposition ou un panier d'expositions qui peuvent être divisés en tranches ;
- des structures de financement d'actifs qui portent des financements aéronautiques, ferroviaires, maritimes ou immobiliers.

Le Groupe a conclu des accords contractuels avec certaines entités structurées consolidées pouvant l'amener à soutenir financièrement ces dernières en raison de leurs expositions à des risques de crédit, de marché ou de liquidité.

Le Groupe n'a accordé sur l'exercice aucun soutien financier à ces entités en dehors de tout cadre contractuel l'obligeant à un tel soutien et n'a pas, à la date du 31 décembre 2019, l'intention de les soutenir financièrement.

Les titres émis par des véhicules d'émission de dettes structurées sont assortis d'une garantie irrévocable et inconditionnelle de la part de Société Générale pour le paiement des montants dus par l'émetteur. Ces émetteurs concluent également avec Société Générale des opérations de couverture qui doivent leur permettre d'honorer leurs obligations de paiement. Au 31 décembre 2019, le montant des encours ainsi garantis est de 58 milliards d'euros.

Dans le cadre de ses activités de titrisation pour le compte de sa clientèle ou d'investisseurs, Société Générale accorde des lignes de liquidité à deux conduits « ABCP » (Asset Backed Commercial Paper) pour un montant total de 20,2 milliards d'euros au 31 décembre 2019.

NOTE 2.3.2 PARTICIPATIONS NE DONNANT PAS LE CONTRÔLE

Les Participations ne donnant pas le contrôle correspondent à la part d'intérêt dans les filiales consolidées par intégration globale qui n'est pas attribuable directement ou indirectement au Groupe. Elles regroupent les instruments de capitaux propres émis par ces filiales et non détenus par le Groupe ainsi que la quote-part des résultats et réserves accumulées et des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres revenant aux porteurs de ces instruments.

Les Participations ne donnant pas le contrôle s'élèvent à 5 043 millions d'euros au 31 décembre 2019 (4 783 millions d'euros au 31 décembre 2018) et représentent 7% des capitaux propres du Groupe au 31 décembre 2019 (7% au 31 décembre 2018).

INFORMATIONS SUR LES CAPITAUX PROPRES DES PARTICIPATIONS NE DONNANT PAS LE CONTRÔLE

(En M EUR)

	31.12.2019	31.12.2018
Capital et réserves	4 291	4 060
Autres instruments de capitaux propres émis par les filiales (cf. Note 7.1)	800	800
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	(48)	(77)
TOTAL	5 043	4 783

Les Participations ne donnant pas le contrôle dont le montant est significatif au regard du total des capitaux propres au bilan consolidé du Groupe concernent :

- les filiales cotées Komercni Banka A.S., BRD – groupe Société Générale SA et SG Marocaine de Banques ;

- ALD SA, dont les données présentées ici correspondent à celles du groupe ALD ;

- Sogécap, contrôlée à 100%, au titre des émissions de titres subordonnés perpétuels de décembre 2014.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

31.12.2019					
(En M EUR)	Pourcentage de contrôle	Pourcentage d'intérêt	Résultat net de la période attribuable aux participations ne donnant pas le contrôle	Montant en fin d'exercice des participations ne donnant pas le contrôle	Dividendes versés au cours de l'exercice aux détenteurs de participations ne donnant pas le contrôle
KOMERCNI BANKA A.S	60,73%	60,73%	221	1 540	(134)
BRD - GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	60,17%	60,17%	125	654	(93)
GROUPE ALD	79,82%	79,82%	122	840	(52)
SG MAROCAINE DE BANQUES	57,58%	57,58%	41	447	(11)
SOGÉCAP	100,00%	100,00%	33	829	(33)
Autres entités	-	-	156	733	(89)
TOTAL	-	-	698	5 043	(412)

31.12.2018					
(En M EUR)	Pourcentage de contrôle	Pourcentage d'intérêt	Résultat net de la période attribuable aux participations ne donnant pas le contrôle	Montant en fin d'exercice des participations ne donnant pas le contrôle	Dividendes versés au cours de l'exercice aux détenteurs de participations ne donnant pas le contrôle
KOMERCNI BANKA A.S	60,73%	60,73%	220	1 437	(122)
BRD - GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	60,17%	60,17%	128	623	(94)
GROUPE ALD*	79,82%	79,82%	120	766	(50)
SG MAROCAINE DE BANQUES	57,57%	57,57%	39	413	(8)
SOGÉCAP	100,00%	100,00%	33	829	(33)
Autres entités*	-	-	152	715	(94)
TOTAL	-	-	692	4 783	(401)

* Montants retraités par rapport aux états financiers publiés en 2018.

INFORMATIONS FINANCIÈRES RÉSUMÉES POUR CES PARTICIPATIONS

Les informations présentées sont les données des filiales ou sous-groupes (hors Sogécap) prises à 100% et avant élimination des opérations intragroupes.

31.12.2019				
(En M EUR)	Produit net bancaire	Résultat net	Résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	Total Bilan
KOMERCNI BANKA A.S	1 240	595	1 024	41 605
BRD - GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	658	322	50	11 684
GROUPE ALD	1 349	567	446	47 214
SG MAROCAINE DE BANQUES	432	105	148	9 424

31.12.2018				
(En M EUR)	Produit net bancaire	Résultat net	Résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	Total Bilan
KOMERCNI BANKA A.S	1 227	595	969	40 501
BRD - GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	636	327	62	11 618
GROUPE ALD	1 321	561	408	43 681
SG MAROCAINE DE BANQUES	399	100	128	8 583

NOTE 2.3.3 ENTITÉS MISES EN ÉQUIVALENCE (CO-ENTREPRISES ET ENTREPRISES ASSOCIÉES)

INFORMATIONS FINANCIÈRES RÉSUMÉES POUR LES CO-ENTREPRISES ET LES ENTREPRISES ASSOCIÉES

(En M EUR)	Co-entreprises		Entreprises associées		Total entités mises en équivalence	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Quote-part du Groupe dans :						
Résultat net ⁽¹⁾	5	5	(134)	51	(129)	56
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres (nets d'impôt)	-	-	3	(3)	3	(3)
RÉSULTAT NET ET GAINS ET PERTES COMPTABILISÉS DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES	5	5	(131)	48	(126)	53

(1) Le résultat 2019 inclut une dépréciation de 158 millions d'euros sur la participation SG de Banque au Liban.

ENGAGEMENTS AVEC LES PARTIES LIÉES POUR LES CO-ENTREPRISES ET ENTREPRISES ASSOCIÉES

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Engagements de financement donnés	-	-
Engagements de garantie donnés	45	54
Engagements sur instruments financiers à terme	-	142

NOTE 2.3.4 RESTRICTIONS

RESTRICTIONS SIGNIFICATIVES QUI LIMITENT LA FACULTÉ D'ACCÉDER AUX ACTIFS DU GROUPE OU DE LES UTILISER

Des contraintes ou obligations légales, réglementaires, statutaires ou contractuelles peuvent restreindre la capacité du Groupe à transférer librement des actifs entre entités du Groupe.

La capacité des entités consolidées à payer des dividendes ou à attribuer ou rembourser des prêts et avances au sein du Groupe dépend, entre autres, des contraintes réglementaires locales, des réserves statutaires et des performances financières et opérationnelles. Les contraintes réglementaires locales peuvent concerner la capitalisation de l'entité, le contrôle des changes ou la non convertibilité de la devise locale (ce qui est par exemple le cas dans les pays de l'Union Économique et Monétaire Ouest Africaine et de la Communauté Économique et Monétaire de l'Afrique Centrale), le respect de ratios de liquidité (notamment aux États-Unis) ou de grands risques visant à plafonner l'exposition de l'entité vis-à-vis du Groupe (disposition réglementaire appliquée dans la plupart des pays d'Europe Centrale et Orientale, du Maghreb et d'Afrique sub-saharienne).

La capacité du Groupe à utiliser les actifs peut également être restreinte dans les cas suivants :

- actifs remis en garantie de passifs, notamment auprès des banques centrales, ou en garantie d'opérations sur instruments financiers, principalement sous forme de dépôts de garantie auprès des chambres de compensation ;
- titres faisant l'objet de mises en pensions livrées ou de prêts ;
- actifs détenus par les filiales d'assurance en représentation des contrats d'assurance-vie en unités de compte souscrits par la clientèle ;
- actifs détenus par des entités structurées consolidées et dont le bénéfice est réservé aux investisseurs tiers qui ont souscrit les parts ou titres émis par l'entité ;
- dépôts obligatoires constitués auprès des banques centrales.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

NOTE 2.4 Entités structurées non consolidées

Les informations présentées ci-dessous concernent les entités structurées par le Groupe et qui ne sont pas contrôlées par ce dernier. Ces informations ont été regroupées par typologie d'entités exerçant des activités similaires : le Financement d'Actifs, la Gestion d'Actifs et Autres (incluant la Titrisation et les structures d'émission).

Le Financement d'Actifs inclut les Groupements d'Intérêt Économique (GIE), les sociétés de personnes et structures équivalentes qui portent des financements aériens, ferroviaires, maritimes ou immobiliers.

La Gestion d'actifs regroupe les organismes de placement collectif (SICAV, FCP...) dont la gestion est assurée par les filiales de Gestion d'Actifs du Groupe.

La Titrisation regroupe les Fonds Communs de Titrisation (FCT) et structures équivalentes qui émettent des instruments financiers pouvant être souscrits par des investisseurs et qui portent des risques de crédit inhérents à une exposition ou un panier d'expositions qui peuvent être divisés en tranches.

Les intérêts du Groupe dans les entités structurées par des tiers sont classés dans les rubriques du bilan consolidé selon leur nature.

NOTE 2.4.1 INTÉRÊTS DANS LES ENTITÉS STRUCTURÉES NON CONSOLIDÉES

Les intérêts du Groupe dans une entité structurée non consolidée recouvrent des liens contractuels ou non contractuels qui l'exposent à un risque de variation des rendements associés à la performance de cette entité structurée.

Ces intérêts comprennent :

- la détention d'instruments de capitaux propres ou de dettes quel que soit leur rang de subordination ;
- l'apport de financement (prêts, crédits de trésorerie, engagements de financement, lignes de liquidité) ;

- le rehaussement de crédit (garanties, parts subordonnées, dérivés de crédit...);
- l'octroi de garantie (engagements de garantie) ;
- les dérivés qui absorbent tout ou partie du risque de variation des rendements de l'entité structurée à l'exclusion des Credit Default Swaps (CDS) et des options achetées par le Groupe ;
- les contrats rémunérés par des commissions assises sur la performance de l'entité structurée ;
- les conventions d'intégration fiscale.

	Financement d'Actifs		Gestion d'Actifs		Autres	
	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018
(En M EUR)						
Total Bilan⁽¹⁾ de l'entité	7 436	7 900	135 564	121 154	31 038	27 464
Valeur nette comptable des intérêts du Groupe dans ces entités						
Actifs	2 011	3 232	13 139	5 596	8 950	10 645
Actifs financiers à la juste valeur par résultat	446	384	12 652	4 964	3 801	5 509
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	-	-	-	-	55	56
Actifs financiers au coût amorti	1 553	2 843	361	462	5 094	5 080
Autres actifs	12	5	126	170	-	-
Passifs	1 851	1 533	12 241	4 701	4 261	5 680
Passifs financiers à la juste valeur par résultat	218	198	8 927	3 122	3 438	4 845
Dettes envers la clientèle/établissements de crédit et assimilés	1 621	1 313	1 625	1 487	823	830
Autres passifs	12	22	1 689	92	-	5

(1) Pour la Gestion d'Actifs : la valeur liquidative (NAV : Net Asset Value) des fonds.

Le Groupe n'a accordé sur l'exercice aucun soutien financier à ces entités en dehors de tout cadre contractuel l'obligeant à un tel soutien et n'a pas, à la date du 31 décembre 2019, l'intention de les soutenir.

L'exposition maximale au risque de perte en lien avec les intérêts dans une entité structurée correspond à :

(En M EUR)	Financement d'Actifs		Gestion d'Actifs		Autres	
	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018
Coût amorti ou juste valeur ⁽¹⁾ , selon leur évaluation au bilan, des actifs financiers non dérivés conclus avec l'entité structurée	3 029	2 910	5 097	5 227	2 333	2 450
Juste valeur ⁽¹⁾ des dérivés figurant à l'actif du bilan	327	248	9 885	1 268	2 885	4 309
Nominal des CDS vendus (montant maximum à payer)	-	-	-	-	-	-
Nominal des engagements de financement ou de garantie donnés	534	387	978	1 355	1 848	1 198
Exposition maximale au risque de perte	3 890	3 545	15 960	7 850	7 066	7 957

Les éléments de réduction de l'exposition maximale au risque de perte incluent :

- le nominal des engagements de garantie reçus ;
- la juste valeur⁽¹⁾ des actifs reçus en garantie ;

■ la valeur comptable au passif du bilan des dépôts de garantie reçus. Leurs montants, plafonnés en cas de limitation légale ou contractuelle des sommes réalisables ou appréhendables, s'élèvent à 2 009 millions d'euros et concernent essentiellement le Financement d'Actifs.

(1) Anté valeur à la date de clôture de l'exercice, cette valeur pouvant fluctuer au cours des exercices ultérieurs.

NOTE 2.4.2 INFORMATIONS SUR LES ENTITÉS STRUCTURÉES NON CONSOLIDÉES SPONSORISÉES PAR LE GROUPE

Le Groupe peut ne pas détenir d'intérêts dans une entité structurée mais être considéré comme sponsor de cette entité s'il a ou a eu un rôle :

- de structurer ;
- de promoteur auprès des investisseurs potentiels ;
- de gestion pour compte de tiers ;
- de garant implicite ou explicite de la performance de l'entité (notamment via des garanties de capital ou de rendement accordées aux porteurs de parts d'OPCVM).

Par ailleurs, une entité structurée est réputée sponsorisée par le Groupe dès lors que sa dénomination intègre le nom du Groupe ou d'une de ses filiales.

En revanche, les entités structurées par le Groupe, en réponse à des besoins spécifiques exprimés par un ou plusieurs clients ou bien investisseurs, sont réputées sponsorisées par ces derniers.

Le total bilan de ces entités structurées non consolidées, sponsorisées par le Groupe et dans lesquelles ce dernier ne détient aucun intérêt, s'élève à 2 570 millions d'euros (dont 252 millions d'euros au titre des autres structures).

Aucun revenu significatif n'a été enregistré sur ces entités au cours de l'exercice.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

NOTE 2.5 Actifs non courants destinés à être cédés et dettes liées

PRINCIPES COMPTABLES

Un actif non courant, ou un groupe d'actifs et de passifs, est considéré comme détenu en vue de la vente quand sa valeur comptable sera recouvrée principalement par le biais d'une vente et non d'une utilisation continue. L'actif, ou le groupe d'actifs et de passifs, doit alors être disponible en vue de sa vente immédiate dans son état actuel et il doit être hautement probable que la cession interviendra dans un délai de douze mois.

Pour que tel soit le cas, le Groupe doit être engagé dans un plan de cession de l'actif ou du groupe d'actifs et de passifs et avoir entamé un programme de recherche d'un acquéreur ; par ailleurs, la mise en vente de l'actif ou du groupe d'actifs et de passifs doit être effectuée à un prix raisonnable par rapport à sa juste valeur actuelle.

Les actifs et passifs concernés sont reclassés dans les rubriques *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* sans possibilité de compensation.

En cas de moins-values latentes entre la juste valeur nette des coûts de cession des actifs non courants et des groupes d'actifs destinés à être cédés et leur valeur nette comptable, une dépréciation est enregistrée en résultat. Par ailleurs, les *Actifs non courants destinés à être cédés* cessent d'être amortis à compter de leur déclassement.

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Actifs	4 507	13 502
Immobilisations et écarts d'acquisition	5	262
Actifs financiers	4 464	11 245
<i>Actifs financiers à la juste valeur par résultat</i>	26	111
<i>Instruments dérivés de couverture</i>	10	-
<i>Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres</i>	-	1 429
<i>Titres au coût amorti</i>	-	59
<i>Prêts et créances sur les établissements de crédit, au coût amorti</i>	68	324
<i>Prêts et créances sur la clientèle, au coût amorti</i>	4 360	9 322
Autres actifs	38	1 995
Passifs	1 333	10 454
Provisions	14	22
Passifs financiers	1 211	10 309
<i>Passifs financiers à la juste valeur par résultat</i>	-	2
<i>Instruments dérivés de couverture</i>	9	-
<i>Dettes représentées par un titre</i>	-	116
<i>Dettes envers les établissements de crédit et assimilés</i>	786	596
<i>Dettes envers la clientèle</i>	416	9 595
<i>Dettes subordonnées</i>	-	-
Autres passifs	108	123

Au 31 décembre 2019, les postes *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* incluent principalement les actifs et passifs de la banque de détail SG de Banque aux Antilles, les actifs et passifs de la société de financement d'équipements et d'affacturage SG Finans AS, ainsi que les actifs et passifs relatifs à l'activité de services titres située en Afrique du Sud (SG Johannesburg).

Les variations des postes *Actifs non courants destinés à être cédés* et *Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés* par rapport au 31 décembre 2018 s'expliquent principalement par :

- la cession des entités détaillées dans la Note 2.1 ;
- le reclassement des actifs et passifs des entités SG de Banque aux Antilles et SG Finans AS.

Le principe d'évaluation de certains *Actifs non courants destinés à être cédés* (principalement les écarts d'acquisition et les immobilisations) au plus faible de leur valeur comptable et de leur juste valeur nette des coûts de cession permet d'allouer, dès le reclassement des actifs concernés parmi les *Actifs non courants destinés à être cédés*, tout ou partie d'une moins-value attendue sur la cession d'un groupe d'actifs. Dans ce cadre, la charge de dépréciation enregistrée par le Groupe s'élève à -109 millions d'euros au 31 décembre 2019, présentés parmi les *Gains ou pertes nets sur autres actifs*.

NOTE 3 INSTRUMENTS FINANCIERS



POUR
FAIRE
SIMPLE

Les instruments financiers représentent les droits ou obligations contractuels de recevoir ou de payer des liquidités ou d'autres actifs financiers. Les activités bancaires du Groupe sont généralement contractualisées sous la forme d'instruments financiers qui recouvrent un large panel d'actifs et de passifs tels les prêts, les titres en portefeuille (actions, obligations, etc.), les dépôts, les comptes d'épargne à régime spécial, les emprunts obligataires et les instruments dérivés (swaps, options, contrats à terme, dérivés de crédit, etc.).

Dans les états financiers, le classement et le mode d'évaluation des actifs et passifs financiers sont fonction de leurs caractéristiques contractuelles ainsi que de la manière dont l'entité gère ces instruments financiers.

Cette distinction n'est cependant pas applicable aux instruments dérivés qui sont toujours évalués au bilan à leur juste valeur quel que soit l'objet de leur détention (activités de marché ou opérations de couverture).

PRINCIPES COMPTABLES

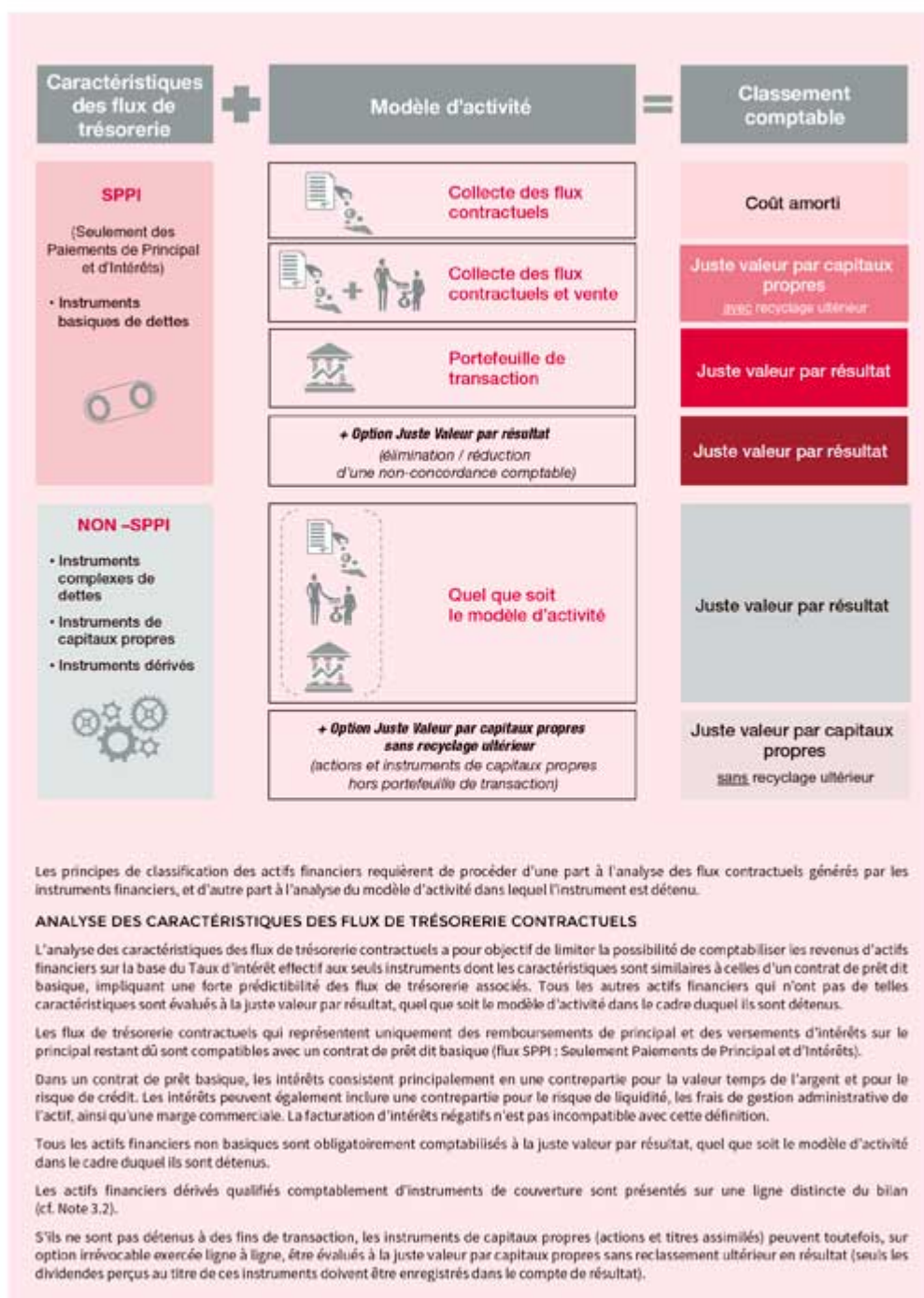
Classement des actifs financiers

Lors de leur comptabilisation initiale, les actifs financiers sont classés au bilan du Groupe dans trois catégories (coût amorti, juste valeur par résultat et juste valeur par capitaux propres) qui déterminent leur traitement comptable et leur mode d'évaluation ultérieur. Ce classement est fonction des caractéristiques de leurs flux de trésorerie contractuels et de la manière dont l'entité gère ces instruments financiers (modèle d'activité ou *business model*).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3



ANALYSE DU MODÈLE D'ACTIVITÉ

Le modèle d'activité représente la manière dont sont gérés les instruments pour générer des flux de trésorerie et des revenus.

Dans l'exercice de ses différents métiers, le Groupe met en œuvre plusieurs modèles d'activité. La nature de ces modèles s'apprécie en déterminant la manière dont les groupes d'instruments financiers sont collectivement gérés en vue d'atteindre un objectif économique donné. L'identification du modèle économique ne s'effectue pas instrument par instrument, mais au niveau d'un portefeuille d'instruments financiers en analysant et en observant notamment :

- le mode d'évaluation, et de présentation à la Direction du Groupe, des performances du portefeuille ;
- le mode de gestion des risques associés aux instruments financiers concernés ;
- le mode de rémunération des responsables en charge de gérer le portefeuille ;
- les cessions d'actifs réalisées et prévues (valeur, fréquence, nature).

Pour déterminer le classement et le mode d'évaluation comptable des actifs financiers, il est nécessaire de faire la distinction entre trois modèles d'activités :

- un modèle fondé sur la collecte des flux contractuels des actifs financiers ;
- un modèle fondé sur la collecte des flux contractuels des actifs financiers et sur la vente de ces actifs ;
- et un modèle propre aux autres actifs financiers, notamment de transaction, dans lequel la collecte des flux contractuels est accessoire.

OPTION JUSTE VALEUR

Un actif financier SPPI qui n'est pas détenu à des fins de transaction peut être désigné, dès sa comptabilisation initiale, pour être évalué à la juste valeur par résultat si cette désignation permet l'élimination ou la réduction significative de décalages entre les traitements comptables d'actifs et de passifs financiers liés (non-concordance comptable).

Classement des passifs financiers

Les passifs financiers sont classés dans l'une des deux catégories suivantes :

- les *Passifs financiers à la juste valeur par résultat* : il s'agit des passifs financiers encourus à des fins de transaction, incluant notamment par défaut les instruments dérivés passifs qui ne sont pas qualifiés d'instruments de couverture, ainsi que des passifs financiers non dérivés que le Groupe a désignés dès l'origine pour être évalués en juste valeur par résultat (option juste valeur) ;
- les *Dettes* : elles regroupent les autres passifs financiers non dérivés et sont évaluées au coût amorti.

Les passifs financiers dérivés qualifiés comptablement d'instruments de couverture sont présentés sur une ligne distincte du bilan (cf. Note 3.2).

Reclassements d'actifs financiers

Les reclassements d'actifs financiers ne sont requis que dans le cas exceptionnel d'un changement du modèle d'activité au sein duquel ils sont détenus.

Juste valeur

La juste valeur est le prix qui serait reçu pour la vente d'un actif ou payé pour le transfert d'un passif lors d'une transaction normale entre des intervenants du marché à la date d'évaluation. Les méthodes de valorisation utilisées par le Groupe pour la détermination de la juste valeur des instruments financiers sont présentées en Note 3.4.

Comptabilisation initiale

Les actifs financiers sont comptabilisés au bilan :

- en date de règlement-livraison pour les titres ;
- en date de négociation pour les dérivés ;
- en date de décaissement des fonds pour les prêts.

Pour les instruments évalués à la juste valeur, les variations de juste valeur entre la date de négociation et la date de règlement-livraison sont enregistrées en résultat ou en capitaux propres en fonction de la catégorie comptable des actifs financiers concernés. La date de négociation représente la date à laquelle l'engagement contractuel devient ferme et irrévocable pour le Groupe.

Lors de leur comptabilisation initiale, les actifs et passifs financiers sont évalués à leur juste valeur en intégrant les frais directement attribuables à leur acquisition ou à leur émission (à l'exception des instruments financiers comptabilisés à la juste valeur par résultat pour lesquels ces frais sont enregistrés directement dans le compte de résultat).

Si la juste valeur initiale est fondée principalement sur des données de marché observables, la différence entre cette juste valeur et le prix de transaction, représentative de la marge commerciale, est comptabilisée immédiatement en résultat. En revanche, si les paramètres de valorisation utilisés ne sont pas observables ou si les modèles de valorisation ne sont pas reconnus par le marché, la marge commerciale est généralement enregistrée de manière différée en résultat.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Pour certains instruments, compte tenu de leur complexité, cette marge n'est toutefois reconnue en résultat qu'à leur maturité ou lors de leur cession éventuelle avant terme. Lorsque les paramètres de valorisation deviennent observables, la partie de la marge commerciale non encore comptabilisée est alors enregistrée en résultat (cf. Note 3.4.7).

Décomptabilisation d'actifs ou de passifs financiers

Le Groupe décomptabilise tout ou partie d'un actif financier (ou d'un groupe d'actifs similaires) lorsque les droits contractuels aux flux de trésorerie de l'actif expirent ou lorsque le Groupe a transféré les droits contractuels à recevoir les flux de trésorerie de l'actif financier et la quasi-totalité des risques et avantages liés à la propriété de cet actif.

Le Groupe décomptabilise également les actifs financiers dont il a conservé les droits contractuels à recevoir les flux de trésorerie mais a l'obligation contractuelle de reverser ces mêmes flux à un tiers (« pass-through agreement ») et dont il a transféré la quasi-totalité des risques et avantages.

Dans le cas où le Groupe a transféré les flux de trésorerie d'un actif financier mais n'a ni transféré ni conservé la quasi-totalité des risques et avantages liés à la propriété de l'actif financier et n'a pas conservé en pratique le contrôle de l'actif financier, le Groupe décomptabilise l'actif financier et enregistre alors distinctement, si nécessaire, un actif ou un passif représentant les droits et obligations créés ou conservés à l'occasion du transfert de l'actif. Si le Groupe a conservé le contrôle de l'actif financier, il maintient ce dernier à son bilan à hauteur de son implication continue dans cet actif.

Lors de la décomptabilisation d'un actif financier dans son intégralité, un gain ou une perte de cession est enregistré dans le compte de résultat pour un montant égal à la différence entre la valeur comptable de cet actif et la valeur de la contrepartie reçue, corrigée le cas échéant de tout profit ou perte latent qui aurait été antérieurement comptabilisé directement en capitaux propres et de la valeur de tout actif ou passif de gestion. Les indemnités facturées aux emprunteurs lors du remboursement anticipé de leur prêt sont enregistrées en résultat à la date du remboursement parmi les *intérêts et produits assimilés*.

Le Groupe décomptabilise un passif financier (ou une partie de passif financier) lorsque ce passif financier est éteint, c'est-à-dire lorsque l'obligation précisée au contrat est éteinte, est annulée ou est arrivée à expiration.

Un passif financier peut également être décomptabilisé en cas de modification substantielle de ses conditions contractuelles ou d'échange avec le prêteur contre un instrument dont les conditions contractuelles sont substantiellement différentes.

MODALITÉS D'ANALYSE DES FLUX CONTRACTUELS DES ACTIFS FINANCIERS

Le Groupe a mis en place des procédures destinées à analyser le caractère SPPI des actifs financiers lors de leur comptabilisation initiale (octroi de prêts, acquisition de titres, etc.).

Toutes les clauses contractuelles sont analysées, notamment celles qui pourraient modifier l'échéancier ou le montant des flux de trésorerie contractuels. La possibilité contractuelle, pour l'emprunteur ou le prêteur, de rembourser par anticipation l'instrument financier demeure compatible avec le caractère SPPI des flux de trésorerie contractuels dès lors que le montant du remboursement anticipé représente essentiellement le principal restant dû et les intérêts courus ainsi que, le cas échéant, une indemnité compensatoire raisonnable. La possibilité pour cette indemnité compensatoire d'être négative n'est pas incompatible avec le caractère SPPI des flux de trésorerie contractuels.

L'indemnité compensatoire est notamment considérée comme raisonnable dans les cas suivants :

- son montant est calculé en pourcentage du capital restant dû et il est plafonné par la réglementation en vigueur (en France, par exemple, l'indemnité de remboursement anticipé des prêts immobiliers aux particuliers est plafonnée à un montant égal à six mois d'intérêt ou 3% du capital restant dû) ou limité par les pratiques concurrentielles de marché ;
- son montant correspond au différentiel entre les intérêts contractuels qui auraient dû être perçus jusqu'à l'échéance du prêt et les intérêts qui seraient générés par le remplacement du montant remboursé par anticipation à un taux reflétant le taux d'intérêt de référence.

Certains contrats de prêts sont assortis de clauses de remboursement anticipé dont le montant contractuel est égal à la juste valeur du prêt ou bien inclut, dans d'autres cas, une compensation égale au coût de débouclage d'un swap de couverture associé. Les flux de remboursement anticipé de ces prêts sont considérés comme SPPI s'ils reflètent l'effet des changements du taux d'intérêt de référence.



Les actifs financiers basiques (SPPI) sont des instruments de dettes qui incluent notamment :

- des prêts à taux fixe ;
- des prêts à taux variable assortis ou non de limitations à la hausse ou à la baisse (prêts capés ou floorés) ;
- des titres de dettes (obligations publiques ou privées, titres de créances négociables) à taux fixe ou à taux variable ;
- des créances représentatives d'opérations de pensions livrées sur titres ;
- des dépôts de garantie versés ;
- des créances commerciales.

Toute clause contractuelle qui génère une exposition à des risques ou à une volatilité des flux sans rapport avec un contrat de prêt basique (comme une exposition aux variations de cours des actions ou d'un indice boursier par exemple, ou encore l'introduction d'un effet de levier) ne permettrait pas de considérer que les flux de trésorerie contractuels revêtent un caractère SPPI, sauf si la clause n'a qu'un effet minime sur ces flux.



Les actifs financiers non basiques (non-SPPI) incluent notamment :

- les instruments dérivés ;
- les actions et autres instruments de capitaux propres détenus par l'entité ;
- les parts détenues dans des fonds de placement collectifs (OPCVM, *mutual funds*...) ;
- les instruments de dettes convertibles ou remboursables en un nombre fixe d'actions (obligations remboursables en actions, obligations convertibles en actions...).

L'analyse des flux de trésorerie contractuels peut également nécessiter leur comparaison avec ceux d'un instrument de référence (instrument benchmark) lorsque la composante valeur temps de l'argent incluse dans les intérêts est susceptible d'être modifiée en raison des clauses contractuelles de l'instrument. C'est le cas, par exemple, si le taux d'intérêt de l'instrument financier est révisé périodiquement, mais que la fréquence des révisions ne concorde pas avec la durée pour laquelle le taux d'intérêt est établi (comme un taux d'intérêt révisé mensuellement en fonction du taux à un an) ou si le taux d'intérêt de l'instrument financier est révisé périodiquement selon une moyenne de taux d'intérêt à court et à long terme.

Si l'écart entre les flux de trésorerie contractuels non actualisés de l'actif financier et ceux de l'instrument de référence est significatif ou

peut le devenir, cet actif financier ne peut pas être considéré comme basique.

En fonction de la nature des clauses contractuelles, la comparaison avec les flux d'un instrument de référence peut s'appuyer sur une analyse qualitative ; mais dans d'autres cas un test quantitatif est effectué. Le caractère significatif ou non de l'écart est apprécié pour chaque exercice et cumulativement sur la durée de vie de l'instrument. L'analyse tient également compte des facteurs qui pourraient avoir une incidence sur le montant non actualisé des flux de trésorerie contractuels futurs. Dans ce but, le groupe tient compte des courbes de taux d'intérêt en date de comptabilisation initiale de l'actif financier, mais apprécie également leur évolution sur la durée de vie de l'instrument au regard de scénarii raisonnablement possibles.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Au sein du Groupe, les instruments concernés incluent par exemple des prêts immobiliers à taux variable dont les intérêts sont révisés tous les ans sur la base de la moyenne des taux Euribor 12 mois observés sur les deux mois précédant la révision, ou encore des prêts accordés aux professionnels du secteur immobilier dont les intérêts sont révisés tous les trois mois sur la base de la moyenne des taux Euribor 1 mois observés tous les trois mois précédant la révision. Les analyses menées par le Groupe ont conclu au caractère basique de ces prêts.

Par ailleurs, une analyse spécifique des flux de trésorerie contractuels est appliquée dans le cas des actifs financiers émis par des véhicules de titrisation ou par toute autre structure qui établit un ordre de priorité de paiement entre les porteurs. La détermination du caractère SPPI de ces actifs financiers nécessite une analyse des caractéristiques contractuelles et du risque de crédit supporté par les tranches et par les portefeuilles d'instruments financiers sous-jacents en allant

jusqu'à identifier les instruments qui produisent les flux de trésorerie (*lock-through approach*).

Les données présentées dans la Note 3 s'entendent hors instruments financiers des filiales du secteur de l'assurance ; pour ces derniers, les informations sont présentées dans la Note 4.3.

Les informations sur la typologie des risques, la gestion des risques associés aux instruments financiers, ainsi que les informations sur la gestion du capital et le respect des ratios réglementaires requises par le référentiel IFRS tel qu'adopté dans l'Union européenne sont présentées dans le chapitre 4 du présent Document d'enregistrement universel (Risques et adéquation des fonds propres).

NOTE 3.1 Actifs et passifs financiers à la juste valeur par résultat**SYNTHÈSE DES INSTRUMENTS FINANCIERS À LA JUSTE VALEUR PAR RÉSULTAT**

(En M EUR)	31.12.2019		31.12.2018	
	Actif	Passif	Actif	Passif
Portefeuille de transaction ⁽¹⁾	358 033	281 246	338 312	285 478
Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat	24 977		24 057	
Instruments financiers à la juste valeur par résultat sur option	2 729	82 883	3 181	77 605
TOTAL	385 739	364 129	365 550	363 083
Dont titres reçus/donnés en pension livrée	111 818	97 895	129 628	98 874

(1) Au 31 décembre 2019, le portefeuille de transaction inclut des positions de trading liées aux activités de conception et tenue de marché de solutions structurées « Exotic Vanilla and Funds » acquises auprès de Commerzbank au cours du premier semestre 2019 (cf. Note 2.3).

NOTE 3.1.1 PORTEFEUILLE DE TRANSACTION**PRINCIPES COMPTABLES**

Le portefeuille de transaction regroupe les actifs et passifs financiers qui sont détenus ou encourus dans le cadre des activités de marché.

Ce portefeuille inclut également, parmi les autres actifs de transaction, les stocks physiques de matières premières que le Groupe peut être amené à détenir dans le cadre de ses activités de mainteneur de marché sur les instruments dérivés sur matières premières.

Les instruments financiers dérivés sont classés par défaut en portefeuille de transaction, sauf à pouvoir être qualifiés d'instruments de couverture (cf. Note 3.2).

Les actifs et passifs du portefeuille de transaction sont évalués à leur juste valeur en date de clôture et portés au bilan dans les rubriques *Actifs et Passifs financiers à la juste valeur par résultat*. Les variations de leur juste valeur et les revenus associés à ces instruments sont enregistrés en résultat dans la rubrique *Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat*.

ACTIVITÉS DE TRANSACTION

Les actifs financiers détenus à des fins de transaction (*trading*) sont acquis :

- avec l'intention de les revendre à court terme ;
- ou dans le cadre d'une activité de mainteneur de marché ;
- ou dans le cadre d'une gestion spécialisée de portefeuille de transaction comprenant des instruments financiers dérivés, des titres ou d'autres instruments financiers qui sont gérés ensemble, et présentant des indications d'un profil récent de prise de bénéfices à court terme.

**Activités de marché**

Le modèle de gestion des activités de transaction est celui mis en œuvre par la Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs pour ses activités de marché.

Il s'applique également aux parts des engagements et prêts consortiaux (financements syndiqués) que le Groupe ne souhaite pas conserver et qui ont été identifiées, dès l'engagement du Groupe dans l'opération, comme étant à céder à court terme (généralement 6 à 12 mois) sur le marché secondaire, ainsi qu'aux prêts octroyés par le Groupe dans le cadre des activités d'origination/distribution avec l'intention de les vendre à court terme.

Les actifs financiers détenus dans des portefeuilles d'instruments financiers gérés en extinction sont également suivis sur la base de leur juste valeur. Bien que ne relevant pas des activités de marché, ces actifs sont présentés comptablement parmi les actifs de transaction et sont évalués à la juste valeur par résultat.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Le portefeuille de transaction inclut l'ensemble des actifs financiers détenus à des fins de transaction quelles que soient les caractéristiques de leurs flux de trésorerie contractuels. Seuls les actifs financiers non-SPPI qui ne sont pas détenus dans le cadre de ces activités sont classés parmi les *Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat* (cf. paragraphe 2 ci-dessous).

ACTIF

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Obligations et autres titres de dettes	26 080	29 732
Actions et autres instruments de capitaux propres	77 966	49 297
Prêts, créances et pensions livrées	117 956	135 861
Dérivés de transaction ⁽¹⁾	135 849	122 983
Autres actifs de transaction	182	439
TOTAL	358 033	338 312
<i>Dont titres prêtés</i>	<i>13 681</i>	<i>12 411</i>

(1) cf. Note 3.2 Instruments financiers dérivés.

PASSIF

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Dettes sur titres empruntés	38 950	51 264
Obligations et autres titres de dettes vendus à découvert	3 518	6 231
Actions et autres instruments de capitaux propres vendus à découvert	1 466	1 248
Emprunts et pensions livrées	97 820	98 299
Dérivés de transaction ⁽¹⁾	138 120	126 946
Autres passifs de transaction	1 372	1 490
TOTAL	281 246	285 478

(1) cf. Note 3.2 Instruments financiers dérivés.

NOTE 3.1.2 ACTIFS FINANCIERS ÉVALUÉS OBLIGATOIREMENT À LA JUSTE VALEUR PAR RÉSULTAT

PRINCIPES COMPTABLES

Les actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat regroupent :

- les prêts, obligations et titres assimilés qui ne sont pas détenus dans le cadre d'activités de transaction et dont les flux de trésorerie contractuels ne sont pas représentatifs de remboursements de principal et de versements d'intérêts sur le principal restant dû (instruments dits non basiques ou non-SPPI) ;
- les actions et titres assimilés qui ne sont classés dans aucune autre sous-catégorie : portefeuille de transaction à la juste valeur par résultat, instruments désignés par le Groupe pour être évalués à la juste valeur par capitaux propres sans reclassement ultérieur en résultat.

La juste valeur de ces actifs est présentée au bilan dans la rubrique *Actifs financiers à la juste valeur par résultat* et les variations de leur juste valeur sont enregistrées (hors intérêts) en résultat dans la rubrique *Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat*.

DÉTAIL DES ACTIFS FINANCIERS ÉVALUÉS OBLIGATOIREMENT À LA JUSTE VALEUR PAR RÉSULTAT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Obligations et autres titres de dettes	177	158
Actions et autres instruments de capitaux propres	2 492	1 996
Prêts, créances et pensions livrées	22 308	21 903
TOTAL	24 977	24 057

DÉTAIL DES PRÊTS, CRÉANCES ET PENSIONS LIVRÉES

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Crédits de trésorerie	2 029	2 354
Crédits à l'équipement	18 152	15 796
Autres crédits	2 127	3 753
TOTAL	22 308	21 903

Les prêts, créances et pensions livrées classés dans la catégorie *Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat* comprennent :

- des prêts dont les clauses contractuelles incluent des options de remboursement anticipé assorties d'indemnités compensatoires dont le montant ne reflète pas les variations des taux d'intérêt ;
- des prêts incluant des clauses d'indexation ne permettant pas de les qualifier de prêts basiques (SPPI).

NOTE 3.1.3 INSTRUMENTS FINANCIERS À LA JUSTE VALEUR PAR RÉSULTAT SUR OPTION**PRINCIPES COMPTABLES**

Aux actifs et passifs financiers détenus à des fins de transaction et actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat s'ajoutent, dans les mêmes rubriques des états financiers, les actifs et passifs financiers non dérivés que le Groupe a désignés dès l'origine pour être évalués en juste valeur en contrepartie du compte de résultat. Les variations de leur juste valeur (intérêts inclus) sont enregistrées en résultat dans la rubrique *Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat* à l'exception de la part représentative du risque de crédit propre du Groupe pour les passifs financiers qui est comptabilisée dans la rubrique *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres*.

Par ailleurs, en cas de décomptabilisation d'un passif financier classé à la juste valeur par résultat sur option avant son échéance contractuelle, les éventuels gains et pertes attribuables au risque de crédit propre du Groupe sont enregistrés dans la rubrique *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres* puis sont reclassés à l'ouverture de l'exercice suivant dans la rubrique *Réserves consolidées*.

Pour les actifs financiers, l'application de cette option est permise uniquement pour éliminer ou réduire significativement des décalages entre les traitements comptables de certains actifs et passifs financiers liés.

Pour les passifs financiers, l'application de cette option est limitée aux situations suivantes :

- lorsqu'elle permet l'élimination ou la réduction de décalages entre les traitements comptables de certains actifs et passifs financiers liés ;
- lorsqu'elle s'applique à un passif financier hybride comportant un ou plusieurs dérivés incorporés qui devraient faire l'objet d'une comptabilisation distincte ;
- lorsqu'un groupe d'actifs et/ou de passifs financiers est géré et sa performance est évaluée sur la base de la juste valeur.

Le Groupe évalue ainsi à la juste valeur en contrepartie du compte de résultat les émissions obligataires structurées du métier des Activités de Marché et Services aux Investisseurs. Ces émissions s'inscrivent dans le cadre d'une activité exclusivement commerciale dont les risques sont couverts par des retournements sur le marché au moyen d'instruments financiers gérés au sein des portefeuilles de transaction. L'utilisation de l'option juste valeur permet ainsi de garantir la cohérence entre le traitement comptable de ces émissions et celui des instruments financiers dérivés couvrant les risques de marché induits par ces dernières et qui sont obligatoirement évalués à la juste valeur.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

ACTIF

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Obligations et autres titres de dettes	1 458	1 310
Prêts, créances et pensions livrées	145	819
Actifs distincts pour régimes d'avantages du personnel	1 126	1 052
TOTAL	2 729	3 181

PASSIF

Les passifs financiers à la juste valeur par résultat sur option sont essentiellement constitués par les émissions structurées du groupe Société Générale.

Les écarts de réévaluation liés au risque de crédit émetteur du Groupe sont évalués à l'aide de modèles tenant compte des conditions les plus récentes de refinancement effectif du groupe Société Générale sur les marchés et de la maturité résiduelle des passifs concernés.

La variation de juste valeur attribuable au risque de crédit propre a généré sur la période une perte de - 121 millions d'euros. À cette date,

l'évaluation du risque de crédit propre a généré en cumulé - 317 millions d'euros de perte enregistrés directement en capitaux propres (cf. Note 7.3).

Au 31 décembre 2019, la différence entre la juste valeur des passifs financiers à la juste valeur par résultat sur option (82 883 millions d'euros contre 77 605 millions d'euros au 31 décembre 2018) et leur montant remboursable à maturité (83 249 millions d'euros contre 78 080 millions d'euros au 31 décembre 2018) s'élève à - 366 millions d'euros (- 475 millions d'euros au 31 décembre 2018).

NOTE 3.1.4 GAINS OU PERTES NETS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS À LA JUSTE VALEUR PAR RÉSULTAT

(En M EUR)	2019	2018
Résultat net sur portefeuille de transaction (hors dérivés)	5 754	(6 091)
Résultat net sur instruments financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat ⁽¹⁾	3 661	941
Résultat net sur instruments financiers à la juste valeur sur option	(15 028)	4 277
Résultat sur instruments financiers dérivés de transaction	9 712	6 263
Résultat net sur opérations de couverture ⁽²⁾	100	35
Résultat net sur instruments financiers dérivés de couverture de juste valeur	1 155	(947)
Réévaluation des éléments couverts attribuable aux risques couverts ⁽³⁾	(1 055)	982
Résultat net des opérations de change	144	(306)
TOTAL	4 343	5 119
Dont produits de dividendes sur instruments financiers à la juste valeur par résultat	84	103

(1) Ce poste enregistre les gains et pertes latents et réalisés sur les instruments de dettes et de capitaux propres à l'exclusion de la composante de revenus des instruments de dettes représentative d'un taux d'intérêt qui est enregistrée en marge nette d'intérêt (cf. Note 3.7).

(2) Ce poste présente uniquement le résultat des opérations de couverture portant sur des instruments financiers. Pour les opérations de couverture portant sur des actifs ou passifs non financiers, le résultat net des instruments financiers dérivés de couverture de juste valeur est présenté au sein du poste du compte de résultat impacté par l'élément couvert.

(3) Ce poste présente la réévaluation des éléments couverts en juste valeur y compris la variation de valeur des écarts de réévaluation des portefeuilles couverts en taux.

Dans la mesure où les charges et produits présentés dans le compte de résultat sont classés par nature et non par destination, le résultat net des activités sur instruments financiers à la juste valeur par résultat doit être appréhendé globalement. Il convient de noter que les résultats ci-dessus n'intègrent pas le coût de refinancement de ces instruments financiers, qui est présenté parmi les charges et produits d'intérêts.

NOTE 3.2 Instruments financiers dérivés**POUR FAIRE
SIMPLE**

Les instruments financiers dérivés sont des instruments financiers dont la valeur évolue en fonction de celle d'un sous-jacent et peut s'accompagner d'un effet démultiplicateur (effet de levier). Les sous-jacents de ces instruments sont variés (taux d'intérêt, cours de change, actions, indices, matières premières, notation de crédit...) de même que leur forme (contrats à terme, contrats d'échange ou swaps, options d'achat ou de vente...).

Les instruments financiers dérivés peuvent être conclus par le Groupe dans le cadre de ses activités de marché afin d'offrir à ses clients des solutions pour leur gestion des risques ou l'optimisation de leurs revenus. Il s'agit alors de dérivés de transaction.

Le Groupe peut également conclure des instruments financiers dérivés pour gérer et couvrir ses propres risques. Il s'agit alors de dérivés de couverture. Les opérations de couverture peuvent concerner des éléments ou transactions individuels (opérations de micro-couverture) ou bien des portefeuilles d'actifs et passifs financiers générant un risque structurel de taux d'intérêt (opérations de macro-couverture).

À la différence des autres instruments financiers, les instruments dérivés sont toujours évalués au bilan à leur juste valeur quel que soit l'objet de leur détention (activités de marché ou opérations de couverture). La réévaluation des dérivés de transaction affecte directement le compte de résultat. En revanche, le mode de comptabilisation des opérations de couverture permet de neutraliser dans le compte de résultat les effets de la réévaluation des dérivés de couverture dès lors que la couverture est efficace.

PRINCIPES COMPTABLES

Les instruments financiers dérivés sont des instruments qui présentent les trois caractéristiques suivantes :

- leur valeur fluctue en fonction de la variation d'un sous-jacent (taux d'intérêt, cours de change, actions, indices, matières premières, notations de crédit, etc.) ;
- ils ne requièrent qu'un investissement initial faible ou nul ;
- leur règlement intervient à une date future.

Tous les instruments financiers dérivés sont comptabilisés à leur juste valeur au bilan parmi les actifs ou passifs financiers. Ils sont comptabilisés par défaut comme des instruments de transaction, sauf à pouvoir être qualifiés d'instruments de couverture.

Cas particulier des instruments dérivés sur actions propres

Les instruments financiers dérivés ayant comme sous-jacent les actions Société Générale ou les actions de filiales du Groupe et qui sont obligatoirement décausés par l'échange d'un montant fixe de trésorerie (ou d'un autre actif financier) contre un nombre fixe d'actions propres (autres que des dérivés) sont qualifiés d'instruments de capitaux propres. Ces instruments, ainsi que les primes et soultes payées ou reçues qui s'y rapportent, sont inscrits directement en capitaux propres dès leur enregistrement initial et ne font l'objet d'aucune réévaluation ultérieure. Les ventes d'options de vente sur actions propres et les achats à terme d'actions propres donnent lieu à l'enregistrement d'une dette pour la valeur du notionnel par contrepartie des capitaux propres.

Les autres instruments financiers dérivés ayant comme sous-jacent des actions propres sont quant à eux comptabilisés au bilan en juste valeur comme les instruments financiers dérivés n'ayant pas comme sous-jacent des actions propres.

Traitement des instruments dérivés incorporés

Un instrument dérivé incorporé est une composante d'un contrat hybride qui inclut également un instrument hôte non-dérivé.

Lorsque le contrat hôte constitue un actif financier, le contrat hybride sera évalué entièrement à la juste valeur par résultat car ses flux de trésorerie contractuels ne revêtent pas un caractère basique (ou SPPI).

Lorsque le contrat hôte constitue un passif financier et qu'il n'est pas évalué à la juste valeur par résultat, le dérivé incorporé est séparé de son contrat hôte dès lors que :

- dès l'initiation de l'opération, les caractéristiques économiques et les risques associés de cet instrument dérivé ne sont pas étroitement liés aux caractéristiques et risques du contrat hôte ; et
- il répond à la définition d'un instrument dérivé.

L'instrument financier dérivé ainsi séparé est comptabilisé à sa juste valeur au bilan dans les rubriques *Actifs financiers à la juste valeur par résultat* ou *Passifs financiers à la juste valeur par résultat* dans les conditions décrites ci-avant. Le contrat hôte est classé et évalué parmi les passifs financiers en fonction de sa catégorie comptable.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.2.1 INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE TRANSACTION

PRINCIPES COMPTABLES

Les instruments financiers dérivés de transaction sont inscrits au bilan pour leur juste valeur dans les rubriques *Actifs financiers à la juste valeur par résultat* ou *Passifs financiers à la juste valeur par résultat*. Les variations de juste valeur sont enregistrées au compte de résultat dans la rubrique *Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat*.

Les variations de juste valeur constatées sur les instruments financiers dérivés conclus avec des contreparties qui se sont ultérieurement avérées défaillantes sont comptabilisées en *Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat* jusqu'à la date d'annulation de ces instruments et de constatation au bilan, pour leur juste valeur à cette même date, des créances ou dettes vis-à-vis des contreparties concernées. Les éventuelles dépréciations ultérieures de ces créances sont enregistrées en *Coût du risque* dans le compte de résultat.

DÉTAIL DE LA JUSTE VALEUR DES INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE TRANSACTION

(En M EUR)	31.12.2019		31.12.2018	
	Actif	Passif	Actif	Passif
Instruments de taux d'intérêt	91 146	88 501	74 253	73 835
Instruments de change	18 036	18 354	19 246	19 466
Instruments sur actions et indices	22 318	26 141	21 450	23 675
Instruments sur matières premières	1 860	2 201	5 708	6 081
Dérivés de crédit	2 415	2 037	2 224	2 704
Autres instruments financiers à terme	74	886	102	1 185
TOTAL	135 849	138 120	122 983	126 946

Le Groupe utilise des dérivés de crédit dans le cadre de la gestion du portefeuille de crédits corporate. Ils permettent essentiellement de réduire les concentrations individuelles, sectorielles et géographiques et d'assurer une gestion active des risques et du capital alloué. Tous les dérivés de crédit, quelle que soit l'intention de gestion, sont

évalués en juste valeur en contrepartie du compte de résultat et ne peuvent pas être qualifiés comptablement de couverture d'actifs financiers. Ils sont donc présentés pour leur juste valeur parmi les instruments financiers dérivés de transaction.

DÉTAIL DES ENGAGEMENTS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE TRANSACTION (NOTIONNELS)

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Instruments de taux d'intérêt	11 988 127	11 489 020
Instruments fermes	9 959 001	9 476 579
Swaps	8 324 621	7 868 534
Contrats à terme de taux	1 634 380	1 608 045
Instruments conditionnels	2 029 126	2 012 441
Instruments de change	3 192 776	3 823 369
Instruments fermes	2 475 393	2 661 823
Instruments conditionnels	717 383	1 161 546
Instruments sur actions et indices	1 124 549	1 086 822
Instruments fermes	186 691	154 988
Instruments conditionnels	937 858	931 834
Instruments sur matières premières	96 900	190 706
Instruments fermes	83 509	139 558
Instruments conditionnels	13 391	51 148
Dérivés de crédit	246 006	293 463
Autres instruments financiers à terme	38 428	38 423
TOTAL	16 686 786	16 921 803

NOTE 3.2.2 INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE COUVERTURE

Conformément aux dispositions transitoires de la norme IFRS 9, le Groupe a fait le choix de maintenir les dispositions de la norme IAS 39 relatives à la couverture. En conséquence, les instruments de capitaux propres détenus (actions et titres assimilés) ne sont pas éligibles à la comptabilité de couverture quel que soit leur classement comptable.

PRINCIPES COMPTABLES

Afin de couvrir certains risques de marché, le Groupe met en place des couvertures au moyen d'instruments financiers dérivés. Comptablement, ces opérations peuvent être qualifiées de couverture de juste valeur ou de couverture de flux de trésorerie ou de couverture d'un investissement net à l'étranger, selon les risques ou les éléments à couvrir.

Pour qualifier comptablement ces opérations comme des opérations de couverture, le Groupe documente de façon détaillée la relation de couverture dès sa mise en place. Cette documentation précise l'actif, le passif, ou la transaction future couverte, le risque faisant l'objet de la couverture et la stratégie associée de gestion de ce risque, le type d'instrument financier dérivé utilisé et la méthode d'évaluation qui sera appliquée pour mesurer l'efficacité de la couverture.

L'instrument financier dérivé désigné comme instrument de couverture doit être hautement efficace afin de compenser la variation de la juste valeur ou des flux de trésorerie découlant du risque couvert. Cette efficacité est vérifiée lorsque les variations de la juste valeur ou des flux de trésorerie de l'élément couvert sont presque totalement compensées par les variations de la juste valeur ou des flux de trésorerie de l'instrument de couverture, le rapport attendu entre les deux variations étant compris dans la fourchette 80%-125%. L'efficacité est appréciée à la mise en place de la couverture puis tout au long de sa durée de vie. Elle est mesurée trimestriellement de façon prospective (efficacité escomptée sur les périodes futures) et rétrospective (efficacité constatée sur les périodes passées). Si l'efficacité sort de la fourchette précitée, la comptabilité de couverture est interrompue.

Les instruments financiers dérivés de couverture sont portés au bilan pour leur juste valeur dans la rubrique *instruments dérivés de couverture*.

Couverture de juste valeur

L'objectif de cette relation de couverture est de se prémunir contre une variation défavorable de la juste valeur d'un élément qui pourrait affecter le compte de résultat en cas de sortie de l'élément couvert du bilan.

Les variations de juste valeur de l'instrument financier dérivé de couverture sont enregistrées au compte de résultat dans la rubrique *Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat*, mais s'agissant de dérivés de taux, la partie correspondant au réescompte de l'instrument financier dérivé est présentée au compte de résultat dans la rubrique *intérêts et produits/charges assimilés* symétriquement aux produits ou charges d'intérêts relatifs à l'élément couvert.

Au bilan, la valeur comptable de l'élément couvert est ajustée des gains ou des pertes attribuables à la réévaluation du risque couvert, lesquels sont constatés dans la rubrique *Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat* du compte de résultat. Dans la mesure où la relation de couverture est hautement efficace, les variations de juste valeur de l'élément couvert se compensent dans le compte de résultat avec les variations de juste valeur de l'instrument financier dérivé de couverture, l'écart représentant un gain ou une perte d'inefficacité.

L'efficacité prospective de la couverture est évaluée par une analyse de sensibilité à partir de scénarii probables d'évolution des paramètres de marché ou par une analyse de régression issue d'une relation statistique (corrélation) entre certaines des composantes de l'élément couvert et de l'instrument de couverture. L'efficacité rétrospective est appréciée en comparant les variations de juste valeur de l'instrument de couverture avec les variations de juste valeur de l'élément couvert.

S'il s'avère que l'instrument financier dérivé ne respecte plus les critères d'efficacité imposés dans le cadre d'une relation de couverture ou si l'instrument financier dérivé est liquidé ou vendu, la comptabilité de couverture cesse d'être appliquée et ce, sur une base prospective. La valeur au bilan de l'élément d'actif ou de passif ayant fait l'objet de la couverture n'est postérieurement plus ajustée pour refléter les variations de juste valeur attribuable au risque couvert, et les ajustements cumulés au titre du traitement de couverture sont amortis sur la durée de vie restant à courir de l'élément antérieurement couvert tant que celui-ci est toujours inscrit au bilan. La comptabilité de couverture cesse également d'être appliquée si l'élément couvert est vendu avant l'échéance ou remboursé par anticipation, auquel cas les écarts d'évaluation sont rapportés immédiatement au compte de résultat.

Couverture de flux de trésorerie

Les couvertures de flux de trésorerie sur taux d'intérêt permettent de couvrir des éléments exposés aux variations de flux de trésorerie futurs liés à un instrument financier comptabilisé au bilan (prêts, titres ou dettes à taux variable) ou à une transaction future hautement probable (taux fixes futurs, prix futurs, etc.). L'objectif de cette relation de couverture est de se prémunir contre une variation défavorable des flux de trésorerie futurs d'un élément susceptible d'affecter le compte de résultat.

Les variations de juste valeur des instruments financiers dérivés de couverture sont enregistrées parmi les *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres* pour leur part efficace, tandis que la partie inefficace est constatée au poste *Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat* du compte de résultat. S'agissant de dérivés de taux, la partie correspondant au réescompte de l'instrument financier dérivé est inscrite au compte de résultat dans la rubrique *intérêts et produits/charges assimilés* symétriquement aux produits ou charges d'intérêts relatifs à l'élément couvert.

L'efficacité de la couverture est mesurée par la méthode du dérivé hypothétique qui consiste à créer un dérivé hypothétique répliquant exactement les caractéristiques de l'élément couvert (en terme de notionnel, de date de refixation des taux, de taux...), de sens inverse à l'élément couvert, et dont la juste valeur est nulle à la mise en place de la relation de couverture, puis à comparer les variations de juste valeur attendues du dérivé hypothétique avec celles de l'instrument de couverture (analyse de sensibilité) ou à effectuer une analyse de régression pour l'efficacité prospective de la couverture.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Les montants inscrits en capitaux propres au titre de la réévaluation des instruments financiers dérivés de couverture de flux de trésorerie sont repris ultérieurement dans le poste *intérêts et produits/charges assimilés* du compte de résultat au même rythme que les flux de trésorerie couverts.

Lorsque l'instrument financier dérivé ne respecte plus les critères d'efficacité imposés dans le cadre d'une relation de couverture ou si l'instrument financier dérivé est liquidé ou vendu, la comptabilité de couverture cesse d'être appliquée et ce, sur une base prospective. Les montants inscrits précédemment dans les capitaux propres sont reclassés au poste *intérêts et produits/charges assimilés* du compte de résultat au cours des périodes sur lesquelles la marge d'intérêt subit l'incidence de la variabilité des flux de trésorerie découlant de l'élément couvert. Si l'élément couvert est vendu ou remboursé avant l'échéance prévue ou si la transaction future couverte n'est plus probable, les gains et les pertes latents inscrits dans les capitaux propres sont immédiatement comptabilisés dans le compte de résultat.

Couverture d'un investissement net à l'étranger libellé en devises

L'objectif de la couverture d'un investissement net dans une entreprise étrangère est de se prémunir contre le risque de change.

L'élément couvert est un investissement réalisé dans un pays dont la monnaie est différente de la monnaie fonctionnelle du Groupe. Il s'agit donc de couvrir la situation nette d'une filiale ou d'une succursale étrangère contre un risque de change par rapport à la devise fonctionnelle de l'entité.

La partie efficace des variations de juste valeur relatives aux instruments financiers dérivés qualifiés comptablement de couverture d'investissement net est inscrite dans les capitaux propres en *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres* tandis que la partie inefficace est portée au compte de résultat.

Couverture de portefeuilles (macrocouverture)

Les instruments financiers dérivés de taux utilisés dans le cadre de ce type de couverture ont pour objet de couvrir de façon globale le risque structurel de taux issu principalement des activités de la Banque de détail.

Comptablement, ces opérations sont documentées selon les entités du Groupe comme des couvertures de juste valeur ou bien comme des couvertures de flux de trésorerie.

Les entités du Groupe documentant une macro-couverture de juste valeur de portefeuilles d'actifs ou de passifs à taux fixe appliquent les dispositions prévues par la norme IAS 39 telle qu'adoptée dans l'Union européenne (IAS 39 « *carve-out* ») permettant ainsi de faciliter :

- l'éligibilité aux relations de couverture de juste valeur des opérations de macro-couverture réalisées dans le cadre de la gestion actif-passif qui incluent les dépôts à vue de la clientèle dans les positions à taux fixes ainsi couvertes ;
- la réalisation des tests d'efficacité prévus par la norme IAS 39 telle qu'adoptée dans l'Union européenne.

Le traitement comptable des instruments financiers dérivés qualifiés comptablement de macro-couverture de juste valeur est similaire à celui des instruments financiers dérivés de couverture de juste valeur. Les variations de juste valeur des portefeuilles d'actifs et de passifs financiers macro-couverts, évaluées à partir de l'instrument synthétique constitué, sont quant à elles enregistrées dans une ligne spécifique du bilan intitulée *Écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux* par la contrepartie du compte de résultat.

Les entités du Groupe documentant une macro-couverture de flux de trésorerie appliquent les mêmes principes comptables que ceux exposés ci-avant pour la couverture de flux de trésorerie. Les portefeuilles d'actifs ou de passifs macro-couverts ne font donc pas l'objet d'une réévaluation à la juste valeur à hauteur du risque couvert.

Dans le cas de la macro-couverture de flux de trésorerie, le portefeuille couvert est constitué d'actifs ou de passifs à taux variable.

DÉTAIL DE LA JUSTE VALEUR DES INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE COUVERTURE

(En M EUR)	31.12.2019		31.12.2018	
	Actif	Passif	Actif	Passif
Couverture de juste valeur	16 617	9 981	11 666	5 767
Instruments de taux d'intérêt	16 616	9 981	11 650	5 765
Instruments de change	1	-	16	2
Instruments sur actions et indices	-	-	-	-
Couverture de flux de trésorerie	181	124	105	204
Instruments de taux d'intérêt	169	65	27	140
Instruments de change	10	46	78	38
Instruments sur actions et indices	2	13	-	26
Couverture d'investissement net	39	107	128	22
Instruments de change	39	107	128	22
TOTAL	16 837	10 212	11 899	5 993

Le Groupe met en place des relations de couverture qualifiées comptablement de couverture de juste valeur afin de couvrir les actifs et passifs financiers à taux fixe contre les variations de taux d'intérêt à long terme, essentiellement les prêts/emprunts, les émissions de titres et les titres à taux fixe. Les instruments de couverture utilisés sont principalement des swaps de taux d'intérêt.

Le Groupe, au titre de certaines de ses activités de Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs, est exposé à la variation dans le

futur des flux de trésorerie sur ses besoins de refinancement à court et à moyen terme et met en place des relations de couverture qualifiées comptablement de couverture de flux de trésorerie. Le besoin de refinancement hautement probable est déterminé en fonction de données historiques établies par activité et représentatives des encours du bilan. Ces données peuvent être revues à la hausse ou à la baisse en fonction de l'évolution des modes de gestion.

DÉTAIL DES ENGAGEMENTS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE COUVERTURE (NOTIONNELS)

Les engagements présentés dans le tableau ci-dessous correspondent au cumul des notionnels des instruments dérivés de couverture. Aucune compensation des notionnels n'est donc effectuée pour refléter l'exposition économique générée par ces instruments (par exemple, lorsqu'un swap de taux payeur taux fixe / receveur d'Euribor

3 mois est compensé par un swap de taux payeur Euribor 3 mois / receveur taux fixe). En conséquence, le montant de ces engagements peut être dans certains cas supérieur aux valeurs comptables des éléments couverts présentés dans les tableaux suivants.

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Instruments de taux d'intérêt	757 099	488 398
Instruments fermes	755 847	487 149
Swaps	755 775	486 994
Contrats à terme de taux	72	155
Instruments conditionnels	1 252	1 249
Instruments de change	11 314	14 747
Instruments fermes	11 314	14 747
Instruments sur actions et indices	90	74
Instruments conditionnels	90	74
TOTAL	768 503	503 219

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

ÉCHÉANCES DES ENGAGEMENTS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE COUVERTURE (NOTIONNELS)

Ces éléments sont présentés en fonction des échéances contractuelles des instruments financiers.

(En M EUR)	Jusqu'à 3 mois	De 3 mois à moins de 1 an	De 1 à 5 ans	Plus de 5 ans	31.12.2019
Instruments de taux d'intérêt	108 682	15 877	460 280	172 260	757 099
Instruments de change	10 542	337	435	-	11 314
Instruments sur actions et indices	15	22	53	-	90
Autres instruments financiers à terme	-	-	-	-	-
TOTAL	119 239	16 236	460 768	172 260	768 503

DÉTAIL DES ÉLÉMENTS COUVERTS DANS UNE RELATION DE COUVERTURE DE JUSTE VALEUR

(En M EUR)	31.12.2019		
	Valeur comptable	Variation cumulée de juste valeur ⁽¹⁾	Variation de juste valeur enregistrée sur la période ⁽²⁾
Couverture du risque de taux d'intérêt	309 183	10 879	(1 067)
Actifs couverts	71 252	2 365	974
Prêts et créances sur les établissements de crédit, au coût amorti	1 331	30	12
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti	4 600	304	44
Titres de dette au coût amorti	748	19	(0)
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	39 135	1 531	1 016
Prêts et créances sur la clientèle macro-couverts ⁽³⁾	25 358	401	(98)
Passifs couverts	237 931	8 514	(2 041)
Dettes représentées par un titre	33 424	948	(234)
Dettes envers les établissements de crédit	14 389	308	(183)
Dettes envers la clientèle	2 506	196	24
Dettes subordonnées	11 985	391	(395)
Dettes envers la clientèle macro-couvertes ^{(3) (4)}	175 627	6 671	(1 253)
Couverture du risque de change	605	3	12
Actifs couverts	-	-	-
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti	-	-	-
Passifs couverts	605	3	12
Dettes envers les établissements de crédit	605	3	12
Couverture du risque Action	1	(0)	(0)
Passifs couverts	1	(0)	(0)
Autres passifs	1	(0)	(0)
TOTAL	309 789	10 882	(1 055)

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

(En MEUR)	31.12.2018		
	Valeur comptable*	Variation cumulée de juste valeur ⁽¹⁾	Variation de juste valeur enregistrée sur la période ⁽²⁾
Couverture du risque de taux d'intérêt	175 974	8 018	943
Actifs couverts	60 186	1 521	(230)
Prêts et créances sur les établissements de crédit, au coût amorti	1 170	19	(6)
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti	3 762	336	(20)
Titres de dette au coût amorti	594	25	11
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	33 190	642	124
Prêts et créances sur la clientèle macro-couverts ⁽³⁾	21 470	499	(349)
Passifs couverts	115 788	6 497	1 173
Dettes représentées par un titre	26 433	745	232
Dettes envers les établissements de crédit	13 241	114	(20)
Dettes envers la clientèle	1 422	219	48
Dettes subordonnées	12 599	1	120
Dettes envers la clientèle macro-couverts ^{(3) (4)}	62 093	5 418	793
Couverture du risque de change	783	16	39
Actifs couverts	31	1	1
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti	31	1	1
Passifs couverts	752	15	38
Dettes envers les établissements de crédit	752	15	38
Couverture du risque Action	-	-	-
Passifs couverts	-	-	-
Autres passifs	-	-	-
TOTAL	176 757	8 034	982

(1) La valeur comptable des éléments couverts, pour les opérations de macro-couvertures, représente la somme de l'encours couvert et de l'écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux.

(2) Variation de juste valeur attribuable au risque couvert uniquement et servant à la détermination de la part inefficace de la part efficace de la juste valeur de l'instrument de couverture. Cette variation s'entend hors intérêts courus pour les éléments couverts contre le risque de taux.

(3) Sur l'exercice 2018, la hausse des valeurs comptables des dettes envers la clientèle macro-couvertes ainsi que des engagements (notionnels) des swaps de couverture associés, présentés dans les tableaux ci-après, s'explique principalement par :

- Un aménagement de la gestion du risque de taux du portefeuille bancaire qui intègre désormais une couverture partielle de la sensibilité de la Marge Nette d'intérêt sur le périmètre domestique France ;
- La baisse importante du niveau des taux, qui a conduit au rallongement des écoulements des passifs modélisés à taux fixe (convexité négative du portefeuille) et donc à augmenter les notionnels de couvertures associées. Concomitamment, la variation de juste valeur des portefeuilles de passifs macro-couverts s'explique par la baisse des taux sur la période.

* Montants retraités par rapport aux états financiers publiés en 2018.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Au 31 décembre 2019, 267 millions d'euros de variation de juste valeur cumulée restent à amortir en raison de la disparition de l'instrument de couverture.

DÉTAIL DES INSTRUMENTS DE COUVERTURE DE JUSTE VALEUR

(En M EUR)	31.12.2019				
	Engagements ⁽¹⁾ (notionnels)	Juste valeur ⁽²⁾		Variation de juste valeur enregistrée sur la période	Inefficacité comptabilisée dans le résultat de la période
		Actif	Passif		
Couverture du risque de taux d'intérêt	290 820	16 619	9 979	1 167	100
Instruments fermes - Swaps	289 568	16 615	9 979	1 165	100
En couverture d'actifs	43 831	155	2 415	(1 086)	(14)
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽³⁾	25 377	1 715	1 738	97	1
En couverture de passifs	61 370	2 279	226	866	78
En couverture de portefeuilles de passifs (macro-couverture) ⁽³⁾	158 990	12 466	5 600	1 288	35
Instruments conditionnels	1 252	4	-	2	0
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽³⁾	1 252	4	-	2	0
Couverture du risque de change	828	11	7	(12)	0
Instruments fermes	828	11	7	(12)	0
En couverture de passifs	828	11	7	(12)	0
Instruments financiers non dérivés	-	-	-	-	-
En couverture d'actifs	-	-	-	-	-
Couverture du risque action	2	-	0	0	(0)
Instruments conditionnels	2	-	0	0	(0)
En couverture de passifs	2	-	0	0	(0)
TOTAL	291 650	16 630	9 986	1 155	100

(En M EUR)	31.12.2018				
	Engagements (notionnels)	Juste valeur ⁽²⁾		Variation de juste valeur enregistrée sur la période	Inefficacité comptabilisée dans le résultat de la période
		Actif	Passif		
Couverture du risque de taux d'intérêt	169 944	11 650	5 765	(909)	34
Instruments fermes - Swaps	168 695	11 645	5 765	(909)	34
En couverture d'actifs	37 271	314	1 380	(136)	(16)
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽³⁾	20 986	955	1 436	323	(33)
En couverture de passifs	52 178	2 111	612	(356)	3
En couverture de portefeuilles de passifs (macro-couverture) ⁽³⁾	58 260	8 265	2 337	(736)	82
Instruments conditionnels	1 249	5	-	-	-
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽³⁾	1 249	5	-	-	-
Couverture du risque de change	2 055	16	30	(38)	1
Instruments fermes	2 055	16	2	(38)	-
En couverture de passifs	2 055	16	2	(38)	-
Instruments financiers non dérivés	-	-	28	-	1
En couverture d'actifs	-	-	28	-	1
Couverture du risque action	-	-	-	-	-
Instruments conditionnels	-	-	-	-	-
En couverture de passifs	-	-	-	-	-
TOTAL	171 999	11 666	5 795	(947)	35

(1) Pour les opérations de macro-couverture, l'engagement présenté ici correspond à la position nette des instruments dérivés de couverture de manière à refléter l'exposition économique générée par ces instruments. Cette position est à mettre en relation avec la valeur au bilan des éléments couverts qui constitue l'exposition à couvrir.

(2) La juste valeur des dérivés de couverture s'entend intérêts courus inclus pour les instruments de taux d'intérêt.

(3) Les montants notionnels des instruments de couverture concernés par l'amendement à la norme IAS 39, qui permet d'être exempté de certaines conditions requises en matière de comptabilité de couverture dans le cadre de la réforme des taux d'intérêt de référence, s'élèvent à 27 843 millions d'euros pour les instruments indexés sur l'Eonia, 203 459 millions d'euros pour les instruments indexés sur l'Euribor et 14 248 millions d'euros pour les instruments indexés sur le Libor USD.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

DÉTAIL DES ÉLÉMENTS COUVERTS DANS UNE RELATION DE COUVERTURE DE FLUX DE TRÉSORERIE

Le tableau suivant présente la variation de juste valeur de l'élément couvert utilisée aux fins de la comptabilisation de l'inefficacité de la couverture sur la période. S'agissant de relations de couverture de flux de trésorerie, la variation de juste valeur de l'élément couvert est mesurée par la méthode du dérivé hypothétique décrite dans les principes comptables énoncés ci-dessus.

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
	Variation de juste valeur	Variation de juste valeur
Couverture du risque de taux d'intérêt	(181)	54
Actifs couverts	1	16
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti	-	2
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	(1)	8
Prêts et créances sur la clientèle macro-couverts	2	6
Passifs couverts	(182)	38
Dettes représentées par un titre	(1)	2
Dettes envers les établissements de crédit	(25)	(0)
Dettes envers la clientèle macro-couvertes	(156)	36
Couverture du risque de change	(0)	33
Passifs couverts	(0)	33
Dettes envers les établissements de crédit	-	33
Couverture du risque action	(26)	46
Transactions futures	(26)	46
TOTAL	(207)	133

DÉTAIL DES INSTRUMENTS DE COUVERTURE DE FLUX DE TRÉSORERIE

	31.12.2019					
	Engagements ⁽¹⁾ (notionnels)	Juste valeur		Variation de juste valeur enregistrée sur la période		Variation cumulée de juste valeur enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres
(En M EUR)		Actif	Passif	Part enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres	Part inefficace comptabilisée en résultat	
Couverture du risque de taux d'intérêt	13 538	169	64	180	0	34
Instruments fermes - Swaps	13 466	169	64	179	0	35
En couverture d'actifs	2 222	3	10	1	-	(9)
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽²⁾	3 129	2	39	(2)	0	(26)
En couverture de passifs	3 874	63	6	25	0	(19)
En couverture de portefeuilles de passifs (macro-couverture) ⁽²⁾	4 241	101	9	155	-	89
Instruments fermes - Contrats à terme de taux	72	-	-	1	0	(1)
En couverture de passifs	72	-	-	1	0	(1)
Couverture du risque de change	3 489	15	47	0	-	(0)
Instruments fermes	3 489	10	46	-	-	-
En couverture d'actifs	707	9	36	(0)	0	(0)
En couverture de passifs	2 782	1	10	0	(0)	0
Instruments non dérivés	5	1	-	0	-	(0)
En couverture de transactions futures	5	1	-	0	-	(0)
Couverture du risque action	88	2	13	25	4	(2)
Instruments conditionnels	88	2	13	25	4	(2)
En couverture de transactions futures	88	2	13	25	4	(2)
TOTAL	17 115	186	124	205	4	32

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

	31.12.2018					
		Juste valeur		Variation de juste valeur enregistrée sur la période		Variation cumulée de juste valeur enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres
(En M EUR)	Engagements (notionnels)	Actif	Passif	Part enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres	Part inefficace comptabilisée en résultat	
Couverture du risque de taux d'intérêt	15 965	27	140	(54)	(0)	(100)
Instruments fermes - Swaps	15 810	27	139	(45)	(0)	(96)
En couverture d'actifs	2 257	1	10	(10)	-	(9)
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽¹⁾	4 775	5	43	(6)	(0)	(27)
En couverture de passifs	3 047	0	2	7	(0)	5
En couverture de portefeuilles de passifs (macro-couverture) ⁽²⁾	5 731	21	84	(36)	0	(65)
Instruments fermes - Contrats à terme de taux	155	-	1	(9)	(0)	(4)
En couverture de passifs	155	-	1	(9)	(0)	(4)
Couverture du risque de change	5 599	89	39	(33)	0	(13)
Instruments fermes	5 599	78	38	(33)	0	(13)
En couverture d'actifs	674	8	31	0	-	0
En couverture de passifs	4 925	70	7	(33)	0	(13)
Instruments non dérivés		11	1	(0)	-	(0)
En couverture de transactions futures		11	1	(0)	-	(0)
Couverture du risque action	74	0	26	(46)	(7)	(15)
Instruments conditionnels	74	0	26	(46)	(7)	(15)
En couverture de transactions futures	74	0	26	(46)	(7)	(15)
TOTAL	21 638	116	205	(133)	(7)	(128)

(1) Pour les opérations de macro-couverture, l'engagement présenté ici correspond à la position nette des instruments dérivés de couverture de manière à refléter l'exposition économique générée par ces instruments.

(2) Les montants notionnels des instruments de couverture concernés par l'amendement à la norme IAS 39, qui permet d'être exempté de certaines conditions requises en matière de comptabilité de couverture dans le cadre de la réforme des taux d'intérêt de référence, s'élèvent à 2 820 millions d'euros pour les instruments indexés sur l'Eonia, 327 millions d'euros pour les instruments indexés sur l'Euribor et 89 millions d'euros pour les instruments indexés sur le Libor USD.

Sur l'exercice 2019, 42 millions d'euros de gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres ont été transférés en charges dans le compte de résultat à la suite de l'enregistrement en résultat des effets des flux de trésorerie couverts.

DÉTAIL DES ÉLÉMENTS COUVERTS EN INVESTISSEMENT NET

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
	Variation de juste valeur de l'élément couvert sur la période ⁽¹⁾	Stock d'écarts de conversion associés aux éléments couverts
Couverture du risque de change	(355)	839
Investissement net couvert en GBP	(166)	145
Investissement net couvert en CZK	(27)	(200)
Investissement net couvert en RUB	(161)	797
Investissement net couvert en RON	18	38
Investissement net couvert en USD	1	(39)
Investissement net couvert (autres devises)	(20)	98

(1) Variation de juste valeur attribuable au risque couvert uniquement et servant à la détermination de la part inefficace de la juste valeur de l'instrument de couverture.

DÉTAIL DES INSTRUMENTS DE COUVERTURE D'INVESTISSEMENT NET

(En M EUR)	31.12.2019					
	Engagements (notionnels)	Valeur comptable ⁽¹⁾		Variation de valeur enregistrée sur la période		Variation cumulée de valeur enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres
		Actif	Passif	Part enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres	Part inefficace comptabilisée en résultat	
Couverture du risque de change	6 934	39	2 349	355	(50)	(839)
Instruments dérivés fermes	6 934	39	107	171	(50)	103
Investissement net couvert en GBP	1 218	14	60	67	(12)	155
Investissement net couvert en CZK	1 231	(6)	6	16	(10)	23
Investissement net couvert en RUB	857	1	36	113	(22)	14
Investissement net couvert en RON	805	0	(6)	(16)	(2)	(24)
Investissement net couvert en USD	552	10	2	(5)	(3)	4
Investissement net couvert (autres devises)	2 271	20	9	(4)	(1)	(69)
Instruments non dérivés	-	-	2 242	184	-	(942)
Investissement net couvert en GBP	-	-	478	98	-	(300)
Investissement net couvert en CZK	-	-	850	10	-	177
Investissement net couvert en RUB	-	-	396	48	-	(811)
Investissement net couvert en RON	-	-	43	(1)	-	(14)
Investissement net couvert en USD	-	-	203	4	-	35
Investissement net couvert (autres devises)	-	-	272	25	-	(29)

(En M EUR)	31.12.2018					
	Engagements (notionnels)	Valeur comptable ⁽¹⁾		Variation de valeur enregistrée sur la période		Variation cumulée de valeur enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres
		Actif	Passif	Part enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres	Part inefficace comptabilisée en résultat	
Couverture du risque de change	6 992	128	2 515	(191)	18	(1 212)
Instruments dérivés fermes	6 992	128	22	(107)	18	(93)
Investissement net couvert en GBP	1 491	21	3	(20)	1	64
Investissement net couvert en CZK	1 065	3	-	(1)	(4)	6
Investissement net couvert en RUB	752	83	-	(136)	26	(99)
Investissement net couvert en RON	689	1	-	16	(2)	(7)
Investissement net couvert en USD	461	-	4	34	(3)	9
Investissement net couvert (autres devises)	2 534	20	15	(20)	-	(66)
Instruments non dérivés	-	-	2 493	(84)	-	(1 119)
Investissement net couvert en GBP	-	-	346	(15)	-	(362)
Investissement net couvert en CZK	-	-	839	(6)	-	166
Investissement net couvert en RUB	-	-	348	(52)	-	(860)
Investissement net couvert en RON	-	-	45	-	-	(13)
Investissement net couvert en USD	-	-	199	9	-	6
Investissement net couvert (autres devises)	-	-	716	(20)	-	(56)

(1) La valeur comptable est représentative de la juste valeur lorsqu'il s'agit d'instruments dérivés et du coût amorti, converti à la date d'arrêté des comptes, lorsqu'il s'agit de prêts/emprunts en devises.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.3 Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres

SYNTHÈSE DES ACTIFS FINANCIERS À LA JUSTE VALEUR PAR CAPITAUX PROPRES

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Instruments de dettes	53 012	49 736
Obligations et autres titres de dettes	52 991	49 696
Prêts, créances et pensions livrées	21	40
Actions et autres instruments de capitaux propres	244	290
TOTAL	53 256	50 026
Dont titres prêtés	146	483

NOTE 3.3.1 INSTRUMENTS DE DETTES

PRINCIPES COMPTABLES

Les instruments de dettes (prêts et créances, obligations et titres assimilés) sont classés dans la catégorie *Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres* lorsque leurs flux contractuels sont représentatifs de contrats de prêts basiques (SPPI) et qu'ils sont gérés suivant un modèle de collecte des flux de trésorerie contractuels et de vente.

Les revenus courus ou acquis des instruments de dettes sont enregistrés en résultat sur la base du taux d'intérêt effectif dans la rubrique *Intérêts et produits assimilés*.

En date de clôture, ces instruments sont évalués à leur juste valeur et les variations de juste valeur, hors revenus, sont inscrites en capitaux propres dans la rubrique *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres*, à l'exception des écarts de change sur les actifs monétaires en devises qui sont enregistrés en résultat. Par ailleurs, ces actifs financiers étant soumis au modèle de dépréciation pour risque de crédit, les variations des pertes de crédit attendues sont comptabilisées en résultat dans la rubrique *Coût du risque* en contrepartie de la rubrique *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres*. Les règles de dépréciation appliquées sont décrites dans la Note 3.8.

MODÈLE D'ACTIVITÉ « COLLECTE DES FLUX CONTRACTUELS ET VENTE »

L'objectif de ce modèle d'activité est de réaliser des flux de trésorerie par la perception de flux de paiements contractuels mais aussi par la vente d'actifs financiers. Dans ce modèle, les cessions d'actifs ne sont pas marginales ou exceptionnelles, mais elles concourent bien à la réalisation des objectifs de l'activité concernée.



Activités de gestion de trésorerie

Au sein du Groupe, hors activités d'assurance, le modèle de collecte des flux contractuels et vente s'applique essentiellement aux activités de gestion de trésorerie pour compte propre et de gestion du portefeuille de titres dits HQLA (*High Quality Liquid Assets*) inclus dans les réserves de liquidité. Le modèle de collecte des flux contractuels n'est que marginalement utilisé par certaines filiales pour la gestion de leurs titres HQLA.

MOUVEMENTS SUR LES INSTRUMENTS DE DETTES À LA JUSTE VALEUR PAR CAPITAUX PROPRES

(En M EUR)	2019
Solde au 1^{er} janvier	49 736
Acquisitions/décalssements	49 764
Cessions/remboursements	(47 324)
Variations de périmètre et autres	(782)
Variations de juste valeur de la période	905
Variations des créances rattachées	(4)
Différences de charge	716
Solde au 31 décembre	53 012

DÉCOMPOSITION DES GAINS ET PERTES LATENTS CUMULÉS COMPTABILISÉS DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES ET QUI SERONT RECLASSÉS ULTÉRIEUREMENT EN RÉSULTAT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Gains latents	391	416
Pertes latentes	(186)	(183)
TOTAL	205	233

NOTE 3.3.2 INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES**PRINCIPES COMPTABLES**

Les instruments de capitaux propres (actions et titres assimilés) qui ne sont pas détenus à des fins de transaction peuvent être désignés dès l'origine par le Groupe pour être évalués à la juste valeur par capitaux propres. Ce choix, effectué ligne à ligne, est irrévocable.

Ces instruments de capitaux propres sont alors évalués à leur juste valeur et les variations de juste valeur sont inscrites en Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres sans reclassement ultérieur en résultat. En cas de cession, les plus ou moins-values réalisées sont reclassées dans les Réserves consolidées à l'ouverture de l'exercice comptable suivant la cession. Seuls les produits de dividendes représentatifs d'un retour sur investissement sont enregistrés en résultat, dans la rubrique Gains ou pertes nets sur actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres.

Le Groupe n'a choisi que de manière très exceptionnelle de désigner des instruments de capitaux propres pour être évalués à la juste valeur par capitaux propres.

NOTE 3.3.3 GAINS OU PERTES NETS COMPTABILISÉS EN RÉSULTAT SUR INSTRUMENTS FINANCIERS À LA JUSTE VALEUR PAR CAPITAUX PROPRES

(En M EUR)	2019	2018
Plus ou moins-values de cession sur instruments de dettes	78	39
Produits de dividendes sur actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	41	44
TOTAL	119	83

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.4 Juste valeur des instruments financiers évalués en juste valeur

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les actifs et passifs financiers comptabilisés au bilan du Groupe sont évalués soit à la juste valeur soit au coût amorti. Pour ces derniers, leur juste valeur est alors indiquée dans les notes annexes (cf. Note 3.9).

Si un instrument est coté sur un marché actif, sa juste valeur est égale à son prix de marché.

Mais de très nombreux instruments financiers ne sont pas cotés (comme la plupart des prêts et dépôts clientèle, et des créances et dettes interbancaires) ou ne sont négociables que sur des marchés peu actifs ou sur des marchés de gré à gré (ce qui est le cas de nombreux instruments dérivés).

La juste valeur de ces instruments est alors calculée en utilisant des techniques ou modèles de valorisation. Les paramètres de marché utilisés dans ces modèles doivent être observables, à défaut ils sont déterminés sur la base d'estimations internes. Les modèles et les paramètres utilisés font l'objet de validations et de contrôles indépendants.

PRINCIPES COMPTABLES

Définition de la juste valeur

La juste valeur est le prix qui serait reçu pour la vente d'un actif ou payé pour le transfert d'un passif lors d'une transaction normale entre des intervenants de marché à la date d'évaluation.

En l'absence de prix observable pour un actif ou un passif identique, la juste valeur des instruments financiers est déterminée à l'aide d'une autre technique d'évaluation qui maximise l'utilisation de données de marché observables en retenant des hypothèses que les intervenants du marché utiliseraient pour fixer le prix de l'instrument considéré.

Hiérarchie de la juste valeur

À des fins d'information en annexe des comptes consolidés, la juste valeur des instruments financiers est présentée selon une hiérarchie des justes valeurs qui reflète le niveau d'observabilité des données utilisées pour réaliser les évaluations. La hiérarchie des justes valeurs se compose des niveaux suivants :

NIVEAU 1 (N1) : INSTRUMENTS VALORISÉS PAR DES PRIX (NON AJUSTÉS) COTÉS SUR DES MARCHÉS ACTIFS POUR DES ACTIFS OU DES PASSIFS IDENTIQUES.

Les instruments évalués en juste valeur au bilan, et présentés dans ce niveau 1, comprennent notamment les actions cotées sur un marché actif, les obligations d'États ou d'entreprises qui bénéficient de cotations externes directes (cotations brokers/dealers), les instruments dérivés traités sur les marchés organisés (futures, options), les parts de fonds (y compris les OPCVM) dont la valeur liquidative est disponible en date d'arrêt des comptes.

Un instrument financier est considéré comme coté sur un marché actif si des cours sont aisément et régulièrement disponibles auprès d'une Bourse, d'un courtier, d'un négociateur, d'un secteur d'activité, d'un service d'évaluation des prix ou d'une agence réglementaire et que ces prix représentent des transactions réelles et intervenant régulièrement sur le marché dans des conditions de concurrence normale.

L'appréciation du caractère inactif d'un marché s'appuie sur des indicateurs tels que la baisse significative du volume des transactions et du niveau d'activité sur le marché, la forte dispersion des prix disponibles dans le temps entre les différents intervenants de marché mentionnés *supra* ou l'ancienneté des dernières transactions observées sur le marché dans des conditions de concurrence normale.

Lorsque l'instrument financier est traité sur différents marchés et que le Groupe a un accès immédiat à ces marchés, la juste valeur de l'instrument financier est représentée par le prix du marché sur lequel les volumes et niveaux d'activité sont les plus élevés pour cet instrument.

Les transactions résultant de situations de ventes forcées ne sont généralement pas prises en compte pour la détermination du prix de marché.

NIVEAU 2 (N2) : INSTRUMENTS VALORISÉS À L'AIDE DE DONNÉES AUTRES QUE LES PRIX COTÉS VISÉS AU NIVEAU 1 ET QUI SONT OBSERVABLES POUR L'ACTIF OU LE PASSIF CONCERNÉ, SOIT DIRECTEMENT (À SAVOIR DES PRIX) OU INDIRECTEMENT (À SAVOIR DES DONNÉES DÉRIVÉES DE PRIX).

Il s'agit d'instruments valorisés à l'aide d'un modèle financier basé sur des paramètres de marché observables. Les prix publiés par une source externe, dérivés de l'évaluation d'instruments similaires, sont considérés comme des données dérivées de prix.

Sont notamment présentés dans la catégorie N2 les instruments financiers non dérivés évalués en juste valeur au bilan, qui ne bénéficient pas de cotations directes ou qui bénéficient d'une cotation sur un marché insuffisamment actif (cela peut inclure des obligations d'entreprises, des opérations de pension livrées, des titres adossés à des prêts hypothécaires, des parts de fonds), ainsi que les instruments financiers dérivés fermes et optionnels du marché de gré à gré : contrats d'échange de taux d'intérêt, caps, floors, swaptions, options sur actions, sur indices, sur cours de change, sur matières premières, dérivés de crédit. Ces instruments ont des maturités correspondant aux zones de termes communément traitées dans le marché, et peuvent être simples ou bien présenter des profils de rémunération plus complexes (options à barrière, produits à sous-jacents multiples par exemple), la complexité restant cependant limitée. Les techniques de valorisation alors utilisées font appel à des méthodes usuelles et partagées par les principaux intervenants de marché.

Cette catégorie comprend également la juste valeur des prêts et créances évalués au coût amorti au bilan et pour lesquels le risque de crédit de la contrepartie fait l'objet d'une cotation sous forme de Credit Default Swap (CDS) (cf. Note 3.9).

NIVEAU 3 (N3) : INSTRUMENTS POUR LESQUELS LES DONNÉES UTILISÉES POUR LA VALORISATION NE SONT PAS BASÉES SUR DES DONNÉES OBSERVABLES DE MARCHÉ (DONNÉES DITES NON OBSERVABLES).

Il s'agit d'instruments financiers valorisés à l'aide d'un modèle financier basé sur des paramètres de marché non observables ou observables sur des marchés insuffisamment actifs. Dans le Groupe, ils correspondent aux instruments financiers à la juste valeur au bilan pour lesquels la marge commerciale n'est pas comptabilisée immédiatement en résultat (cf. Note 3.4.7).

Ainsi, les instruments financiers classés en catégorie N3 comprennent notamment des dérivés et des opérations de pension ayant des échéances plus longues que celles traitées habituellement sur les marchés, et/ou dont les profils de rémunération présentent des spécificités marquées, les dettes structurées incluant les dérivés incorporés valorisés sur la base de méthodes utilisant des paramètres non observables ou encore les actions détenues à long terme valorisées à partir d'un modèle d'évaluation d'entreprise, ce qui est le cas pour les sociétés non cotées ou cotées sur des marchés insuffisamment actifs.

S'agissant des dérivés complexes, les principaux instruments en N3 sont les suivants :

- dérivés sur actions : contrats optionnels de maturité longue et/ou présentant des mécanismes de rémunération sur mesure. Ces instruments sont sensibles à des paramètres de marché (volatilités, taux de dividende, corrélations...) dont le marquage dépend, en l'absence de profondeur de marché et d'une objectivation possible par des prix régulièrement traités, de méthodes propriétaires (par exemple extrapolation de données observables, analyse historique). Les produits hybrides actions (c'est-à-dire dont au moins un sous-jacent n'est pas de type action) sont également classés en N3 dans la mesure où les corrélations entre sous-jacents différents sont généralement non observables ;
- dérivés de taux d'intérêt : options long terme et/ou exotiques, produits sensibles à la corrélation (entre différents taux d'intérêt, différents taux de change, ou, par exemple pour les produits *quanto*, pour lesquels les devises de règlement et des sous-jacents sont différentes, entre taux d'intérêt et taux de change) ; ils sont susceptibles d'être classés en N3 pour cause de paramètres de valorisation non observables, compte tenu de la liquidité des couples concernés et de la maturité résiduelle des transactions (par exemple sont jugées non observables les corrélations Taux/Taux sur le couple USD/JPY) ;
- dérivés de crédit : la catégorie N3 comprend ici principalement des instruments sur paniers exposés à la corrélation de temps de défaut (produits de type « *N to default* » dans lequel l'acheteur de protection est dédommagé à partir du N^{ème} défaut, qui sont exposés à la qualité de crédit des signatures composant le panier et à leur corrélation, ou de type « *CDO Bespoke* », qui sont des CDO - *Collateralised Debt Obligation* de tranches « sur mesure », c'est-à-dire créés spécifiquement pour un groupe d'investisseurs et structurés en fonction de leur besoin), ainsi que les produits soumis à la volatilité de *spread* de crédit ;
- dérivés sur matières premières : sont inclus dans cette catégorie des produits faisant appel à des paramètres de volatilité ou de corrélation non observables (options sur *swap* de matières premières, instruments sur paniers de sous-jacents par exemple).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.4.1 ACTIFS FINANCIERS ÉVALUÉS EN JUSTE VALEUR AU BILAN

(En M EUR)	31.12.2019				31.12.2018			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Portefeuille de transaction	89 037	129 130	4 017	222 184	69 429	144 430	1 470	215 329
Obligations et autres titres de dettes	22 645	2 976	459	26 080	26 059	3 403	270	29 732
Actions et autres instruments de capitaux propres	66 392	11 465	109	77 966	43 370	5 926	1	49 297
Prêts, créances et pensions livrées	-	114 507	3 449	117 956	-	134 662	1 199	135 861
Autres actifs de transaction	-	182	-	182	-	439	-	439
Dérivés de transaction	191	132 572	3 086	135 849	23	119 460	3 500	122 983
Instruments de taux d'intérêt	6	88 868	2 272	91 146	8	71 628	2 617	74 253
Instruments de change	182	17 717	137	18 036	8	19 038	200	19 246
Instruments sur actions et indices	-	21 938	380	22 318	-	21 211	239	21 450
Instruments sur matières premières	-	1 784	76	1 860	-	5 666	42	5 708
Dérivés de crédit	-	2 195	220	2 415	-	1 826	398	2 224
Autres instruments financiers à terme	3	70	1	74	7	91	4	102
Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat	350	21 746	2 881	24 977	117	21 091	2 849	24 057
Obligations et autres titres de dettes	11	44	122	177	12	36	110	158
Actions et autres instruments de capitaux propres	339	185	1 968	2 492	105	194	1 697	1 996
Prêts, créances et pensions livrées	-	21 517	791	22 308	-	20 861	1 042	21 903
Actifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	1 296	1 320	113	2 729	1 126	1 702	353	3 181
Obligations et autres titres de dettes	1 296	162	-	1 458	1 126	184	-	1 310
Prêts, créances et pensions livrées	-	32	113	145	-	466	353	819
Autres actifs financiers	-	-	-	-	-	-	-	-
Actifs distincts pour régimes d'avantages du personnel	-	1 126	-	1 126	-	1 052	-	1 052
Dérivés de couverture	-	16 837	-	16 837	-	11 899	-	11 899
Instruments de taux d'intérêt	-	16 785	-	16 785	-	11 677	-	11 677
Instruments de change	-	50	-	50	-	222	-	222
Instruments sur actions et indices	-	2	-	2	-	-	-	-
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	51 730	1 282	244	53 256	48 738	998	290	50 026
Instruments de dettes	51 730	1 261	-	52 991	48 738	958	-	49 696
Instruments de capitaux propres	-	-	244	244	-	-	290	290
Prêts et créances	-	21	-	21	-	40	-	40
TOTAL	142 604	302 887	10 341	455 832	119 433	299 580	8 462	427 475

NOTE 3.4.2 PASSIFS FINANCIERS ÉVALUÉS EN JUSTE VALEUR AU BILAN

(En M EUR)	31.12.2019				31.12.2018			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Portefeuille de transaction	5 001	136 800	1 325	143 126	7 787	149 776	969	158 532
Dettes sur titres empruntés	71	38 743	136	38 950	308	50 956	-	51 264
Obligations et autres titres de dettes vendus à découvert	3 464	54	-	3 518	5 231	-	-	6 231
Actions et autres instruments de capitaux propres vendus à découvert	1 466	-	-	1 466	1 248	-	-	1 248
Emprunts et pensions livrées	-	96 631	1 189	97 820	-	97 330	969	98 299
Autres passifs de transaction	-	1 372	-	1 372	-	1 490	-	1 490
Dérivés de transaction	216	132 371	5 533	138 120	81	123 075	3 790	126 946
Instruments de taux d'intérêt	31	85 177	3 293	88 501	6	70 986	2 843	73 835
Instruments de change	175	18 064	115	18 354	5	19 346	115	19 466
Instruments sur actions et indices	-	24 529	1 612	26 141	-	23 103	572	23 675
Instruments sur matières premières	-	2 131	70	2 201	-	6 041	40	6 081
Dérivés de crédit	-	1 594	443	2 037	-	2 484	220	2 704
Autres instruments financiers à terme	10	876	-	886	70	1 115	-	1 185
Passifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	-	38 160	44 723	82 883	265	39 408	37 932	77 605
Dérivés de couverture	-	10 212	-	10 212	-	5 993	-	5 993
Instruments de taux d'intérêt	-	10 045	-	10 045	-	5 905	-	5 905
Instruments de change	-	154	-	154	-	62	-	62
Instruments sur actions et indices	-	13	-	13	-	26	-	26
TOTAL	5 217	317 543	51 561	374 341	8 133	318 252	42 691	369 076

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.4.3 TABLEAU DE VARIATION DES INSTRUMENTS FINANCIERS DE NIVEAU 3

ACTIFS FINANCIERS ÉVALUÉS EN JUSTE VALEUR AU BILAN

(En M EUR)	Solde au 31 décembre 2018	Acquisi- tions	Cessions/ rembourse- ments	Transferts vers Niveau 2	Transferts depuis Niveau 2	Gains et pertes	Différences de change	Variations de périmètre et autres	Solde au 31 décembre 2019
Portefeuille de transaction	1 470	4 355	(1 147)	(1 328)	165	483	19	-	4 017
Obligations et autres titres de dettes	270	1 156	(976)	(42)	-	40	11	-	459
Actions et autres instruments de capitaux propres	1	54	(1)	-	55	-	-	-	109
Prêts, créances et pensions livrées	1 199	3 145	(170)	(1 286)	110	443	8	-	3 449
Autres actifs de transaction	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Dérivés de transaction	3 500	209	(101)	(370)	303	(475)	20	-	3 006
Instruments de taux d'intérêt	2 617	35	(22)	(343)	294	(317)	8	-	2 272
Instruments de change	200	7	(1)	(3)	1	(67)	-	-	137
Instruments sur actions et indices	239	161	(78)	(22)	5	64	11	-	380
Instruments sur matières premières	42	6	-	-	-	28	-	-	76
Dérivés de crédit	398	-	-	(2)	3	(180)	1	-	220
Autres instruments financiers à terme	4	-	-	-	-	(3)	-	-	1
Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat	2 849	297	(106)	(705)	8	530	19	(11)	2 881
Obligations et autres instruments de dettes	110	17	(12)	-	-	7	-	-	122
Actions et autres instruments de capitaux propres	1 697	258	(94)	(22)	8	124	8	(11)	1 968
Prêts, créances et pensions livrées	1 042	22	-	(683)	-	399	11	-	791
Actifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	353	-	(50)	-	-	(191)	1	-	113
Obligations et autres titres de dettes	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Prêts, créances et pensions livrées	353	-	(50)	-	-	(191)	1	-	113
Autres actifs financiers	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Actifs distincts pour régimes d'avantages du personnel	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Dérivés de couverture	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	290	3	-	-	-	(49)	-	-	244
Instruments de dettes	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Instruments de capitaux propres	290	3	-	-	-	(49)	-	-	244
Prêts et créances	-	-	-	-	-	-	-	-	-
TOTAL	8 462	4 864	(1 404)	(2 403)	476	298	59	(11)	10 341

PASSIFS FINANCIERS ÉVALUÉS EN JUSTE VALEUR AU BILAN

(En M EUR)	Solde au 31 décembre 2018	Émissions	Rembourse- ments	Transferts vers Niveau 2	Transferts depuis Niveau 2	Gains et pertes	Différences de change	Variations de périmètre et autres	Solde au 31 décembre 2019
Portefeuille de transaction	969	1 119	(6)	(10)	105	(854)	2	-	1 325
Dettes représentées par un titre	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Dettes sur titres empruntés	-	31	-	-	105	(2)	2	-	136
Obligations et autres titres de dettes vendus à découvert	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Actions et autres instruments de capitaux propres vendus à découvert	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Emprunts et pensions livrées	969	1 088	(6)	(10)	-	(852)	-	-	1 189
Autres passifs de transaction	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Dérivés de transaction	3 790	896	(74)	(549)	47	1 168	156	99	5 533
Instruments de taux d'intérêt	2 843	31	-	(474)	1	648	145	99	3 293
Instruments de change	115	6	-	-	-	(5)	(1)	-	115
Instruments sur actions et indices	572	856	(74)	(75)	4	318	11	-	1 612
Instruments sur matières premières	40	3	-	-	-	27	-	-	70
Dérivés de crédit	220	-	-	-	42	180	1	-	443
Autres instruments financiers à terme	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Passifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	37 932	18 855	(15 510)	(1 659)	218	4 414	552	(79)	44 723
Dérivés de couverture	-	-	-	-	-	-	-	-	-
TOTAL	42 691	20 870	(15 590)	(2 218)	370	4 728	710	20	51 581

NOTE 3.4.4 MÉTHODES DE VALORISATION DES INSTRUMENTS FINANCIERS À LA JUSTE VALEUR AU BILAN

Pour les instruments financiers évalués à la juste valeur au bilan, la juste valeur est déterminée prioritairement en fonction de prix cotés sur un marché actif. Ces prix peuvent être ajustés, le cas échéant s'ils ne sont pas disponibles à la date de clôture ou si la valeur de compensation ne reflète pas les prix de transaction.

Cependant, du fait notamment de la multiplicité des caractéristiques des instruments financiers négociés de gré à gré sur les marchés financiers, un grand nombre de produits financiers traités par le Groupe ne fait pas l'objet d'une cotation directe sur les marchés.

Pour ces produits, la juste valeur est déterminée à l'aide de techniques de valorisation couramment utilisées par les intervenants sur le marché pour évaluer des instruments financiers telles que l'actualisation des flux futurs pour les swaps ou le modèle de Black & Scholes pour certaines options et utilisant des paramètres de valorisation dont la valeur est estimée sur la base des conditions de marché existant à la clôture. Ces modèles de valorisation font l'objet d'une validation indépendante par les experts du Département des risques sur opérations de marché de la Direction des risques du Groupe.

Par ailleurs, les paramètres utilisés dans les modèles de valorisation, qu'ils proviennent de données observables sur les marchés ou non, font l'objet de contrôles par la Direction financière des Activités de Marché en accord avec les méthodologies définies par le Département des risques sur opérations de marché.

Ces valorisations sont complétées le cas échéant par des réserves ou ajustements (notamment bid-ask ou liquidité) déterminés de manière raisonnable et appropriée après examen des informations disponibles.

S'agissant des instruments financiers dérivés et des opérations de pension en juste valeur, on recense également un ajustement de valeur pour risque de contrepartie (Credit valuation adjustment/Debt valuation adjustment - CVA/DVA). Le Groupe intègre dans cet ajustement l'ensemble des contreparties concernées par les

transactions de dérivés, en prenant en compte dans le calcul du montant afférant les caractéristiques individuelles des différents accords de compensation avec chacune des contreparties.

La CVA est déterminée sur la base de l'exposition attendue positive de l'entité du Groupe vis-à-vis de la contrepartie, de la probabilité de défaut de la contrepartie et du montant des pertes en cas de défaut. La DVA est calculée de façon symétrique sur la base de l'exposition attendue négative. Ces calculs sont réalisés sur la durée de vie de l'exposition potentielle, et privilégient l'utilisation de données de marché observables et pertinentes.

De même, un ajustement visant à prendre en compte les coûts ou bénéfices liés au financement de ces opérations (FVA, Funding Valuation Adjustment) est également effectué.

Les données à caractère observable doivent répondre aux caractéristiques suivantes : indépendantes, disponibles, diffusées publiquement, basées sur un consensus étroit et étayées par des prix de transactions.

À titre d'exemple, les données de consensus fournies par des contreparties externes sont considérées comme observables si le marché sous-jacent est liquide et que les prix fournis sont confirmés par des transactions réelles. Sur les maturités élevées, ces données de consensus ne sont pas considérées comme observables : ainsi en est-il des volatilités implicites utilisées pour valoriser les instruments optionnels sur actions pour les horizons supérieurs à cinq ans. En revanche, lorsque la maturité résiduelle de l'instrument devient inférieure à cinq ans, il devient sensible à des paramètres observables.

En cas de tensions particulières sur les marchés conduisant à l'absence des données de référence habituelles pour valoriser un instrument financier, la Direction des risques peut être amenée à mettre en œuvre un nouveau modèle en fonction des données pertinentes disponibles, à l'instar des méthodes également utilisées par les autres acteurs du marché.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

ACTIONS ET AUTRES INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES

Pour les titres cotés, la juste valeur est égale à leur cours de Bourse à la date de clôture. Pour les titres non cotés, la juste valeur est déterminée en fonction de l'instrument financier et en utilisant l'une des méthodes de valorisation suivantes :

- évaluation sur la base d'une transaction récente relative à la société émettrice (entrée récente d'un tiers au capital, évaluation à dire d'expert...);
- valorisation sur la base d'une transaction récente relative au secteur dans lequel évolue la société émettrice (multiple de résultats, multiple d'actifs...);
- quote-part d'actif net réévalué détenue.

Pour les titres non cotés significatifs, les valorisations réalisées sur la base des méthodes précitées sont complétées en utilisant des méthodologies fondées sur l'actualisation des flux futurs générés par l'activité de la société émettrice et déterminés à partir de plans d'affaires, ou sur des multiples de valorisation de sociétés équivalentes.

INSTRUMENTS DE DETTES DÉTENUS, ÉMISSIONS STRUCTURÉES DESIGNÉES À LA JUSTE VALEUR ET INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS

La juste valeur de ces instruments financiers est déterminée par référence aux cours de cotation de clôture ou aux cours fournis par des courtiers à cette même date, lorsqu'ils sont disponibles. Pour les instruments financiers non cotés, la juste valeur est déterminée à l'aide de techniques de valorisation. S'agissant des passifs financiers évalués à la juste valeur, les valorisations retenues intègrent l'effet du risque de crédit émetteur du Groupe.

AUTRES DETTES

Pour les instruments financiers cotés, la juste valeur est égale au cours de cotation de clôture. Pour les instruments financiers non cotés, la juste valeur est déterminée par l'actualisation au taux de marché (incluant les risques de contrepartie, de non performance et de liquidité) des flux de trésorerie futurs.

PRÊTS ET CRÉANCES

La juste valeur des prêts et des créances est calculée, en l'absence de marché actif de ces prêts, en actualisant les flux de trésorerie attendus à un taux d'actualisation basé sur les taux d'intérêt du marché en vigueur à la clôture pour des prêts ayant sensiblement les mêmes modalités et les mêmes maturités, ces taux d'intérêt étant ajustés afin de tenir compte du risque de crédit de l'emprunteur.

NOTE 3.4.5 ESTIMATIONS DES PRINCIPAUX PARAMÈTRES NON OBSERVABLES

Le tableau ci-après fournit pour les instruments en niveau 3 leur valorisation au bilan, ainsi que les intervalles de valeurs des principaux paramètres non observables par grande classe d'instruments.

(En M EUR)		Évaluation au bilan		Principaux types de produits	Techniques de valorisation utilisées	Principales données non observables	Intervalles de données non observables min. et max.	
Instruments cash et dérivés ⁽¹⁾	Actif	Passif						
Actions/fonds	844	32 586	Instruments dérivés simples et complexes sur fonds, actions ou paniers d'actions	Différents modèles de valorisation des options sur fonds, actions ou paniers d'actions	Volatilités des actions Dividendes des actions Corrélations	3,8% ; 90,5% 0% ; 21,3% -80,0% ; 97,8%		
Taux d'intérêt et/ou taux de change	7 344	18 483	Instruments dérivés hybrides taux/change, taux/crédit	Modèle de valorisation des produits hybrides	Corrélations	8,5% ; 20% 1,7% ; 42,2% -47,3% ; 90%		
			Instruments dérivés sur taux de change	Modèle de valorisation des options sur taux de change	Volatilités des Hedge funds Volatilités des Mutual funds	1% ; 32,8%		
			Instruments dérivés de taux dont le notional est indexé sur le comportement de remboursement anticipé d'actifs sous-jacent européens	Modèle de valorisation de produits à remboursements anticipés	Taux constants de remboursements anticipés	0% ; 20%		
			Instruments dérivés sur inflation	Modèle de valorisation des produits inflation	Corrélations	50,5% ; 88,9%		
			CDO et tranches d'indices	Technique de projection de la corrélation et de modélisation du recouvrement	Corrélation des temps de défaut Variance du taux de recouvrement des sous-jacents d'un émetteur unique	0% ; 100% 0% ; 100%		
Crédit	220	442	Autres instruments dérivés de crédit	Modèle de défaut de crédit	Corrélation des temps de défaut Corrélation quanto Spreads de crédit	0% ; 100% -50% ; 40% 0 bps ; 1 000 bps		
Matières premières	76	70			Instruments sur paniers de matières premières	Modèle de valorisation des options sur matières premières	Corrélations	9,88% ; 96,4%
Actions détenues à long terme	1 857	-			Actions détenues à des fins stratégiques	Actif net comptable, transactions récentes	Non applicable	-
TOTAL	10 341	51 581						

(1) Les instruments hybrides sont ventilés selon les principales données non observables.

NOTE 3.4.6 SENSIBILITÉ DE LA JUSTE VALEUR POUR LES INSTRUMENTS EN NIVEAU 3

L'évaluation des paramètres non observables est effectuée de façon prudente, et plus particulièrement dans un contexte économique et des conditions de marché toujours incertaines. Ce caractère non observable induit toutefois un certain degré d'incertitude sur leur évaluation.

Pour le quantifier, une sensibilité de la juste valeur a été estimée au 31 décembre 2019 sur les instruments évalués à partir de paramètres non observables. Cette estimation a été effectuée en prenant en compte soit une variation « normée » des paramètres non observables, calculée pour chacun des paramètres sur une position nette, soit des

hypothèses en lien avec la politique d'ajustements additionnels de valorisation de l'instrument financier concerné.

La variation « normée » correspond :

- soit à l'écart-type des prix de consensus (TOTEM...) qui contribuent à évaluer le paramètre néanmoins considéré comme non observable ;
- soit à l'écart-type des données historiques utilisées pour évaluer le paramètre.

SENSIBILITÉ DE LA JUSTE VALEUR DES INSTRUMENTS EN NIVEAU 3 À UNE VARIATION RAISONNABLE DES PARAMÈTRES NON OBSERVABLES

(En M EUR)	31.12.2019		31.12.2018	
	Impact négatif	Impact positif	Impact négatif	Impact positif
Actions et autres instruments de capitaux propres, et dérivés	(9)	79	(13)	96
Volatilités des actions	0	19	0	19
Dividendes	(1)	13	(3)	9
Corrélations	(8)	43	(9)	62
Volatilités des Hedge funds	0	0	0	0
Volatilités des Mutual funds	0	4	(1)	6
Instruments sur taux d'intérêt et/ou taux de change, et dérivés	(6)	43	(6)	58
Corrélations entre taux d'intérêt et/ou taux de change	(4)	41	(4)	55
Volatilités de change	(1)	2	(1)	2
Taux constants de remboursements anticipés	0	0	0	0
Corrélations entre taux d'inflation	(1)	0	(1)	1
Instruments de crédit et dérivés	(3)	13	(4)	14
Corrélation des temps de défaut	(3)	7	(2)	4
Variance du taux de recouvrement des sous-jacents d'un émetteur unique	0	0	0	0
Corrélations quanto	0	5	(2)	10
Spreads de crédit	0	1	0	0
Instruments dérivés sur matières premières	0	1	0	1
Corrélations entre matières premières	0	1	0	1
Actions détenues à long terme	NA	NA	NA	NA

Il convient de noter que, compte tenu des réactions apportées aux niveaux de valorisation, cette sensibilité est plus élevée dans le sens d'un impact favorable sur les résultats que dans le sens d'un impact défavorable. Par ailleurs, les montants ci-dessus illustrent les

incertitudes de valorisation à la date d'évaluation, sur la base de variations raisonnables ; elles ne permettent pas de prévoir ou déduire les variations futures de la juste valeur ou l'impact de conditions de marché extrême.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.4.7 MARGE DIFFÉRÉE CORRESPONDANT AUX PRINCIPAUX PARAMÈTRES NON OBSERVABLES

Le montant restant à comptabiliser dans le compte de résultat dû à la différence entre le prix de transaction et le montant qui serait déterminé à cette date au moyen de techniques de valorisation, diminué des montants enregistrés dans le compte de résultat après la

comptabilisation initiale, se présente dans le tableau ci-dessous. Ce montant est enregistré en compte de résultat au fur et à mesure de l'écoulement du temps ou lorsque les paramètres deviennent observables.

(En M EUR)	2019	2018
Marge différée au 1^{er} janvier	1 237	1 281
Marge différée sur les transactions de l'exercice	693	744
Marge comptabilisée en résultat au cours de l'exercice	(779)	(788)
dont amortissement	(473)	(479)
dont passage à des paramètres observables	(16)	(45)
dont cessions et arrivées à échéance ou à terminaison	(290)	(264)
Marge différée au 31 décembre	1 151	1 237

NOTE 3.5 Prêts, créances et titres au coût amorti**SYNTHÈSE DES ACTIFS FINANCIERS AU COÛT AMORTI**

(En M EUR)	31.12.2019		31.12.2018	
	Valeur au bilan	dont dépréciations	Valeur au bilan	dont dépréciations
Prêts et créances sur les établissements de crédit et assimilés	56 366	(24)	60 588	(32)
Prêts et créances sur la clientèle	450 244	(10 727)	447 229	(11 435)
Titres	12 489	(10)	12 026	(10)
TOTAL	519 099	(10 761)	519 843	(11 477)

PRINCIPES COMPTABLES

Les prêts et créances ainsi que les titres de dettes sont comptabilisés au coût amorti lorsque leurs flux de trésorerie contractuels sont représentatifs de contrats de prêts basiques (SPPI) et qu'ils sont gérés suivant un modèle de collecte des flux contractuels.

Après leur comptabilisation initiale, ils sont évalués au coût amorti sur la base du Taux d'intérêt effectif et leurs revenus courus ou acquis sont enregistrés en résultat dans la rubrique *Intérêts et produits assimilés*. Par ailleurs, ces actifs financiers étant soumis au modèle de dépréciation pour risque de crédit, les variations des pertes de crédit attendues sont comptabilisées en résultat dans la rubrique *Coût du risque* en contrepartie d'une dépréciation du coût amorti à l'actif du bilan. Les règles de dépréciation appliquées sont décrites dans la Note 3.8. Lorsqu'un prêt ou une créance est classé en Étape 3 de dépréciation (encours douteux), les intérêts courus incrémentés ultérieurement à la valeur comptable de l'actif financier avant dépréciation sont limités aux intérêts comptabilisés en résultat. Le montant de ces intérêts est alors calculé par application du Taux d'intérêt effectif à la valeur nette comptable de l'actif financier (cf. Note 3.7).

Les prêts octroyés par le Groupe peuvent faire l'objet de renégociations commerciales en l'absence de toute difficulté financière ou insolvabilité du client emprunteur. Ces opérations concernent alors des clients pour lesquels le Groupe accepte de renégocier la dette dans le but de conserver ou de développer une relation commerciale, dans le respect des règles d'octroi en vigueur et sans aucun abandon de capital ou d'intérêts courus. Sauf cas particuliers dans lesquels la modification apportée par la renégociation ne serait pas jugée substantielle, les prêts ainsi renégociés sont décomptabilisés en date de renégociation et les nouveaux prêts, contractualisés aux conditions ainsi renégociées, leur sont substitués au bilan à cette même date. Ces nouveaux prêts font alors l'objet d'une analyse SPPI pour déterminer leur classement comptable au bilan. En cas de qualification du prêt comme instrument basique (SPPI), les frais de renégociation perçus sont intégrés dans le Taux d'intérêt effectif du nouvel instrument.

Les *Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti* incluent les créances sur les opérations de location lorsque celles-ci sont qualifiées d'opérations de location-financement. Les contrats de location consentis par le Groupe sont qualifiés de location-financement s'ils ont pour effet de transférer aux locataires la quasi-totalité des risques et avantages inhérents à la propriété du bien loué. À défaut, elles sont qualifiées d'opérations de location simple (cf. Note 4.2).

Ces créances de location-financement représentent l'investissement net du Groupe en tant que bailleur dans le contrat de location, égal à la valeur actualisée au taux implicite du contrat des paiements minimaux à recevoir du locataire, augmentés de toute valeur résiduelle non garantie. En cas de baisse ultérieure des valeurs résiduelles non garanties retenues pour le calcul de l'investissement du bailleur dans le contrat de location-financement, la valeur actualisée de cette baisse est enregistrée dans la rubrique *Charges des autres activités* du compte de résultat par contrepartie d'une réduction de la créance de location-financement à l'actif du bilan.

MODÈLE D'ACTIVITÉ « COLLECTE DES FLUX CONTRACTUELS »

Ce modèle est fondé sur la détention d'actifs financiers en vue de réaliser des flux de trésorerie par la perception des paiements contractuels de ces instruments sur leur durée de vie.

Une détention de la totalité des actifs financiers jusqu'à leur échéance n'est pas indispensable pour réaliser l'objectif de ce modèle d'activité. Des cessions d'actifs restent ainsi compatibles avec les objectifs du modèle de collecte des flux contractuels dans les cas de figure suivants :

- la cession de l'actif financier répond à une augmentation du risque de crédit de la contrepartie ;
- la cession de l'actif financier intervient peu avant son échéance et pour un montant proche des flux de trésorerie contractuels restant à percevoir.

Les autres cessions peuvent être également compatibles avec les objectifs du modèle de collecte des flux contractuels si elles ne sont pas fréquentes (même si elles sont d'une valeur unitaire significative) ou si leurs valeurs unitaires restent individuellement et cumulativement non significatives (même si elles sont fréquentes). Ces autres cessions incluent notamment celles réalisées pour gérer le risque de concentration de crédit, en l'absence d'augmentation du risque de crédit sur les actifs financiers concernés. Le Groupe a mis en place des procédures de déclaration et d'analyse préalable de tout projet significatif de cession d'actifs financiers détenus à des fins de collecte des flux contractuels, ainsi qu'un suivi périodique des cessions réalisées.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3



Activités de financement des clients du Groupe

Au sein du Groupe, le modèle de collecte des flux contractuels s'applique notamment aux activités de financement des clients exercées au sein de la Banque de détail en France, de la Banque de détail à l'International et de la Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs, à l'exception de la part à céder des engagements et prêts consortiaux (financements syndiqués).

NOTE 3.5.1 PRÊTS ET CRÉANCES SUR LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Comptes ordinaires	20 717	23 958
Prêts et comptes	17 269	18 453
Titres reçus en pension livrée	18 168	18 000
Prêts subordonnés et participatifs	88	91
Créances rattachées	118	99
Prêts et créances sur les établissements de crédit avant dépréciations⁽¹⁾	56 360	60 601
Dépréciations pour risque de crédit	(24)	(32)
Réévaluation des éléments couverts	30	19
TOTAL	56 366	60 588

(1) Au 31 décembre 2019, le montant des prêts et créances classés en Étape 3 de dépréciation (encours douteux) s'élève à 38 millions d'euros contre 51 millions d'euros au 31 décembre 2018. Les intérêts courus inclus dans ce montant sont limités aux intérêts comptabilisés en résultat par application du Taux d'intérêt effectif à la valeur nette comptable de l'actif financier (cf. Note 3.7).

NOTE 3.5.2 PRÊTS ET CRÉANCES SUR LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Comptes ordinaires débiteurs	19 181	21 230
Autres concours à la clientèle	388 167	375 982
Opérations de location-financement	30 761	32 345
Titres reçus en pension livrée	19 541	26 078
Créances rattachées	2 937	2 692
Prêts et créances sur la clientèle avant dépréciations⁽¹⁾	460 587	458 327
Dépréciations pour risque de crédit	(10 727)	(11 435)
Réévaluation des éléments couverts	384	337
TOTAL	450 244	447 229

(1) Au 31 décembre 2019, le montant des prêts et créances classés en Étape 3 de dépréciation (encours douteux) s'élève à 15 976 millions d'euros contre 17 618 millions d'euros au 31 décembre 2018. Les intérêts courus inclus dans ce montant sont limités aux intérêts comptabilisés en résultat par application du Taux d'intérêt effectif à la valeur nette comptable de l'actif financier (cf. Note 3.7).

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

DÉTAIL DES AUTRES CONCOURS À LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Créances commerciales	9 700	10 056
Crédits de trésorerie	123 452	118 978
Crédits à l'exportation	11 582	11 485
Crédits à l'équipement	58 683	57 253
Crédits à l'habitat	136 333	126 160
Valeurs reçues en pension	98	92
Autres crédits	48 319	51 958
TOTAL	388 167	375 982

INFORMATIONS COMPLÉMENTAIRES AU TITRE DES OPÉRATIONS DE LOCATION-FINANCEMENT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Montant des investissements bruts	33 517	34 562
à moins d'un an	8 490	8 243
de un à cinq ans	19 105	20 847
à plus de cinq ans	5 922	5 472
Valeur actualisée des paiements minimaux à recevoir	29 110	30 233
à moins d'un an	7 889	7 576
de un à cinq ans	17 096	18 291
à plus de cinq ans	4 125	4 366
Produits financiers non acquis	2 754	2 217
Valeurs résiduelles non garanties revenant au bailleur	1 652	2 112

NOTE 3.5.3 TITRES

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Effets publics	6 005	5 826
Titres de créances négociables, obligations et titres assimilés	6 390	6 106
Créances rattachées	85	79
Titres avant dépréciations	12 480	12 011
Dépréciations	(10)	(10)
Réévaluation des éléments couverts	19	25
TOTAL	12 489	12 026

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.6 Dettes

PRINCIPES COMPTABLES

Les dettes regroupent les passifs financiers non dérivés qui ne sont pas évalués à la juste valeur par résultat.

Elles sont présentées au bilan selon la nature de l'instrument et de la contrepartie dans les rubriques *Dettes envers les établissements de crédit et assimilés*, *Dettes envers la clientèle*, *Dettes représentées par un titre* ou *Dettes subordonnées*.

Les dettes subordonnées sont les dettes matérialisées ou non par des titres, à terme ou à durée indéterminée, dont le remboursement en cas de liquidation du débiteur n'est possible qu'après désintéressement des autres créanciers.

Les dettes sont enregistrées initialement à leur coût qui correspond à la juste valeur des montants empruntés nette des frais de transaction. En date de clôture, elles sont évaluées au coût amorti en utilisant la méthode du Taux d'intérêt effectif, ce qui conduit notamment à amortir de manière actuarielle les primes d'émission ou de remboursement des emprunts obligataires sur la durée de vie des instruments concernés. Les charges courues ou payées sont enregistrées en résultat dans la rubrique *Intérêts et charges assimilés*.

Les encours de dettes des comptes d'épargne-logement et des Plans d'épargne-logement figurent parmi les comptes d'épargne à régime spécial au sein des *Dettes envers la clientèle*. Les engagements générés par ces instruments donnent lieu, le cas échéant, à une provision (cf. Note 8.3).

NOTE 3.6.1 DETTES ENVERS LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT ET ASSIMILÉS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Comptes ordinaires	11 577	13 875
Dettes au jour le jour	3 680	2 248
Dettes à terme ⁽¹⁾	82 893	72 965
Dettes rattachées	186	130
Réévaluation des éléments couverts	308	129
Titres donnés en pension livrée	9 285	5 359
TOTAL	107 929	94 706

(1) Ces postes incluent les dépôts à terme relatifs aux banques centrales.

NOTE 3.6.2 DETTES ENVERS LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Comptes d'épargne à régime spécial	96 642	93 230
À vue	70 610	68 082
À terme	26 032	25 148
Autres dépôts clientèle à vue ⁽¹⁾	229 756	222 642
Autres dépôts clientèle à terme ⁽¹⁾	82 817	82 932
Dettes rattachées	441	387
Réévaluation des éléments couverts	196	219
TOTAL DÉPÔTS CLIENTÈLE	409 852	399 410
Titres donnés en pension à la clientèle	8 760	17 408
TOTAL	418 612	416 818

(1) Ces postes incluent les dépôts relatifs aux gouvernements et administrations centrales.

DÉTAIL DES AUTRES DÉPÔTS À VUE DE LA CLIENTÈLE PAR TYPE DE CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Sociétés et entrepreneurs individuels	111 079	98 459
Particuliers	76 135	72 372
Clientèle financière	29 093	38 413
Autres ⁽¹⁾	13 449	13 398
TOTAL	229 756	222 642

(1) Ces postes incluent les dépôts relatifs aux gouvernements et administrations centrales.

NOTE 3.6.3 DETTES REPRÉSENTÉES PAR UN TITRE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Bons de caisse	510	474
Emprunts obligataires	23 847	24 381
Titres du marché interbancaire et titres de créances négociables	99 107	89 913
Dettes rattachées	776	804
Réévaluation des éléments couverts	928	767
TOTAL	125 168	116 339
Dont montant des dettes à taux variable	49 343	39 121

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.7 Produits et charges d'intérêts

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les intérêts représentent la rémunération du service financier consistant pour un prêteur à mettre une somme d'argent à la disposition d'un emprunteur pendant une durée contractuelle. Les financements ainsi rémunérés peuvent prendre la forme de prêts, de dépôts ou de titres (obligations, titres de créances négociables, ...).

Cette rémunération correspond à la valeur temps de l'argent à laquelle s'ajoutent des contreparties pour le risque de crédit, le risque de liquidité et les frais de gestion supportés par le prêteur pendant toute la durée du financement accordé. Les intérêts peuvent également inclure une marge qui a pour objet de permettre à la banque prêteuse de rémunérer les instruments de fonds propres (telles les actions ordinaires) que la réglementation prudentielle l'oblige à émettre en regard des encours de financement octroyés afin de garantir sa propre solvabilité.

Les charges et produits d'intérêts sont étalés en résultat sur la durée de la prestation de financement reçue ou délivrée, au prorata du nominal restant dû.

PRINCIPES COMPTABLES

Les produits et charges d'intérêts sont comptabilisés dans le compte de résultat en *Intérêts et produits assimilés* et *Intérêts et charges assimilés* pour tous les instruments financiers utilisant la méthode du taux d'intérêt effectif (instruments au coût amorti et instruments de dettes à la juste valeur par capitaux propres) ainsi que pour les instruments évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat et les instruments dérivés de couverture du risque de taux à hauteur des produits et charges représentatifs d'un taux d'intérêt effectif. Les intérêts négatifs sur les actifs financiers sont présentés parmi les *Intérêts et charges assimilés*; les intérêts négatifs sur les passifs financiers sont présentés parmi les *Intérêts et produits assimilés*.

Le taux d'intérêt effectif est le taux qui actualise exactement les décaissements ou encaissements de trésorerie futurs sur la durée de vie prévue de l'instrument financier de manière à obtenir la valeur comptable nette de l'actif ou du passif financier. Le calcul de ce taux prend en considération les flux de trésorerie estimés sur la base des modalités contractuelles de l'instrument financier sans tenir compte des pertes sur crédit futures et il inclut par ailleurs les commissions payées ou reçues entre les parties au contrat dès lors qu'elles sont assimilables à des intérêts, les coûts de transaction directement rattachables ainsi que toutes les primes et décotes.

Dès lors qu'un actif financier est classé en Étape 3 de dépréciation, les produits d'intérêts ultérieurs sont comptabilisés en résultat par application du taux d'intérêt effectif à la valeur nette comptable de l'actif financier par contrepartie de l'encours de l'actif financier avant dépréciation.

Par ailleurs, hormis celles relatives aux avantages du personnel, les provisions inscrites au passif du bilan génèrent comptablement des charges d'intérêts calculées sur la base du taux d'intérêt sans risque pour actualiser le montant attendu de la sortie de ressources.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

(En M EUR)	2019			2018		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Instruments financiers au coût amorti	14 907	(7 850)	7 057	14 030	(7 021)	7 009
Banques centrales	427	(181)	246	575	(151)	424
Obligations et autres titres de dettes détenus/émis	318	(2 096)	(1 778)	257	(1 931)	(1 674)
Prêts/emprunts sur les établissements de crédit	1 010	(1 632)	(622)	1 077	(1 354)	(277)
Prêts/emprunts sur la clientèle	12 053	(3 123)	8 930	11 435	(2 889)	8 546
Dettes subordonnées	-	(516)	(516)	-	(542)	(542)
Prêts/emprunts de titres	10	(6)	4	7	(5)	2
Titres reçus/donnés en pension livrée	1 089	(296)	793	679	(149)	530
Instruments dérivés de couverture	6 433	(4 632)	1 801	6 358	(4 638)	1 720
Instruments financiers à la juste valeur par capitaux propres	752	(1)	751	622	-	622
Opérations de location ⁽¹⁾	1 178	(44)	1 134	1 126	-	1 126
Location immobilière	189	(43)	146	194	-	194
Location mobilière	989	(1)	988	932	-	932
Sous-total produits/charges d'intérêts sur instruments évalués suivant la méthode du TIE	23 270	(12 527)	10 743	22 136	(11 659)	10 477
Instruments financiers obligatoirement à la juste valeur par résultat	442	-	442	542	-	542
TOTAL PRODUITS/CHARGES D'INTÉRÊTS	23 712	(12 527)	11 185	22 678	(11 659)	11 019
Dont produits d'intérêts relatifs à des actifs financiers douteux	280	-	280	357	-	357

(1) Les opérations de location présentent en produits les intérêts sur les créances de location financées. À compter du 1^{er} janvier 2019, à la suite de l'entrée en vigueur de la norme IFRS 16 « Contrats de location », les opérations de location présentent également en charges les intérêts sur les dettes locatives.

Ces charges d'intérêts intègrent le coût de refinancement des instruments financiers à la juste valeur par résultat, dont les résultats sont classés en gains ou pertes nets sur ces instruments (cf. Note 3.1). Dans la mesure où les charges et produits présentés dans le compte de

résultat sont classés par nature et non par destination, le résultat net des activités sur instruments financiers à la juste valeur par résultat devrait être appréhendé globalement.

DÉTAIL DES PRODUITS D'INTÉRÊTS SUR LES PRÊTS À LA CLIENTÈLE COMPTABILISÉS AU COÛT AMORTI

(En M EUR)	2019	2018
Créances commerciales	511	479
Autres concours à la clientèle	10 361	9 773
Crédits de trésorerie	4 572	4 153
Crédits à l'exportation	375	321
Crédits d'équipement	1 529	1 396
Crédits à l'habitat	2 985	3 182
Autres crédits	900	721
Comptes ordinaires débiteurs	909	835
Encours douteux (Étape 3)	272	348
TOTAL	12 053	11 435

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.8 Dépréciations et provisions

POUR
FAIRE
SIMPLE

Certains actifs financiers (prêts, titres de dette) sont porteurs d'un risque de crédit qui expose le Groupe à une perte potentielle si sa contrepartie ou l'émetteur du titre s'avérait incapable de faire face à ses engagements financiers. Pour assumer ce risque, la Banque est rémunérée par une fraction des intérêts contractuels qu'elle perçoit sur ces actifs, appelée marge de crédit.

Cette perte potentielle, ou perte de crédit attendue, est reconnue dans le compte de résultat sans attendre la survenance d'un événement de défaut affectant individuellement une contrepartie.

Pour les prêts, créances et titres de dette évalués au coût amorti ou à la juste valeur par capitaux propres, la perte de crédit attendue, telle qu'estimée par le Groupe, est comptabilisée en résultat concomitamment aux produits d'intérêts. Au bilan, cette perte potentielle est enregistrée sous forme de dépréciations qui viennent réduire la valeur comptable des actifs évalués au coût amorti. Ces dépréciations sont réversibles en cas de diminution ultérieure du risque de crédit.

Les pertes potentielles ainsi reconnues en résultat représentent initialement les pertes de crédit attendues par le Groupe sur l'année à venir, puis leur montant est rehaussé à hauteur des pertes attendues jusqu'à l'échéance de l'instrument en cas d'augmentation significative du risque.

Pour les actifs financiers évalués à la juste valeur par résultat (notamment les instruments détenus dans le cadre des activités de marché), leur juste valeur intègre directement la perte de crédit attendue, telle qu'estimée par les marchés sur la durée de vie résiduelle de l'instrument.

PRINCIPES COMPTABLES

Reconnaissance des pertes attendues pour risque de crédit

Les instruments de dette (prêts, créances et titres obligataires et assimilés) classés parmi les actifs financiers au coût amorti ou parmi les actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres, les créances de location simple, créances clients et produits à recevoir inclus parmi les Autres actifs, ainsi que les engagements de financement et les garanties financières donnés, font systématiquement l'objet d'une dépréciation ou d'une provision pour perte de crédit attendue. Ces dépréciations et provisions sont enregistrées dès l'octroi des prêts, la conclusion des engagements ou l'acquisition des titres obligataires, sans attendre l'apparition d'une indication objective de dépréciation.

Pour déterminer le montant des dépréciations ou provisions à comptabiliser à chaque arrêté, ces actifs et engagements sont répartis en trois catégories en fonction de l'évolution du risque de crédit observée depuis leur comptabilisation initiale. Une dépréciation ou provision pour risque de crédit doit être enregistrée sur les encours de chacune de ces catégories selon les modalités suivantes :

Évolution du risque de crédit observée
depuis la comptabilisation initiale de l'actif financier

Catégories de risque	Étape 1 Encours sains / performants	Étape 2 Encours dégradés	Étape 3 Encours douteux / en défaut
Critères de transfert	Classement initial en étape 1 ► Maintenu en l'absence d'augmentation significative du risque de crédit	Si augmentation significative du risque de crédit depuis l'entrée au bilan / impayé de plus de 30 jours	Si identification d'une situation de défaut / impayé de plus de 90 jours
Mesure du risque de crédit	Pertes attendues à 1 an	Pertes attendues à terminaison	Pertes attendues à terminaison
Base de calcul des produits d'intérêts	Valeur brute comptable de l'actif avant dépréciation	Valeur brute comptable de l'actif avant dépréciation	Valeur nette comptable de l'actif avant dépréciation

Encours classés en Étape 1

À la date de leur comptabilisation initiale, les encours sont classés systématiquement en Étape 1 à moins qu'ils ne s'agissent d'encours douteux/en défaut dès leur acquisition ou leur octroi.

Encours classés en Étape 2

Pour identifier les encours classés en Étape 2, l'augmentation significative du risque de crédit par rapport à la date de comptabilisation initiale est appréciée au sein du Groupe en tenant compte de toutes les informations historiques et prospectives disponibles (scores comportementaux, notation, indicateurs de type « *loan to value* », *scoring* de prévisions macroéconomiques, etc.). L'appréciation de l'évolution du risque de crédit tient compte des trois critères suivants :

LA NOTE DE LA CONTREPARTIE

Le Groupe analyse l'évolution de la note de la contrepartie ainsi que l'évolution de son secteur d'activité, des conditions macroéconomiques et du comportement de la contrepartie qui peut, au-delà de la revue de la notation, être révélatrice d'une dégradation du risque de crédit.

Après revue, si une contrepartie est déclarée « sensible » (notion de mise sous surveillance), l'ensemble des contrats conclus par le Groupe avec cette contrepartie avant le passage en « sensible » est transféré en Étape 2 (dans la mesure où cette approche ne génère pas de distorsion par rapport à une analyse de la qualité de crédit à l'octroi de chaque instrument) et les dépréciations et provisions afférentes sont rehaussées à hauteur des pertes attendues à maturité. Postérieurement à la date de mise sous surveillance d'une contrepartie, les nouveaux encours générés avec cette dernière sont classés en Étape 1.

L'AMPLITUDE DE L'ÉVOLUTION DE LA NOTE D'UNE CONTREPARTIE

Cette amplitude est appréciée contrat par contrat entre leur date de première comptabilisation et la date de clôture.

Pour apprécier si la dégradation ou l'amélioration de la note, entre la date de première comptabilisation d'un contrat et la date de clôture, est suffisamment significative pour entraîner un changement d'étape de provisionnement/dépréciation, des seuils sont fixés chaque année par la Direction des risques. Ces seuils de transfert entre l'Étape 1 et l'Étape 2 sont déterminés par portefeuille homogène de contrats (notion de segment de risque qui tient compte de la typologie de la clientèle et de la qualité de crédit) et calculés en fonction des courbes de probabilité de défaut de chacun des portefeuilles (ainsi, le seuil est différent selon qu'il s'agit d'un portefeuille de créances Souveraines ou d'un portefeuille de prêts aux Grandes Entreprises, par exemple). Ces seuils peuvent être une augmentation absolue ou relative de la probabilité de défaut.

À compter de 2019, les seuils sont différenciés par courbe de probabilité de défaut à maturité sur les principaux portefeuilles du Groupe. Le passage d'une probabilité de défaut à un an à une probabilité de défaut à maturité est en cours sur les portefeuilles résiduels, étant entendu qu'il n'y a pas de distorsion par rapport à une comparaison qui serait faite avec les courbes de probabilité à maturité.

L'EXISTENCE D'IMPAYÉS DE PLUS DE 30 JOURS

Il existe une présomption (réfutable) de dégradation significative du risque de crédit lorsqu'un actif fait l'objet d'un impayé de plus de 30 jours.

Dès lors qu'un seul de ces trois critères est rempli, l'encours concerné est transféré de l'Étape 1 à l'Étape 2 et les dépréciations ou provisions afférentes sont ajustées en conséquence.

Les deux premiers critères sont symétriques ; ainsi, une amélioration suffisante de la note, ou une sortie de la contrepartie de la liste de contreparties sensibles, entraîne un retour des encours concernés en Étape 1, sans période de probation en Étape 2.

Pour les encours ne disposant pas de note de contrepartie (Clientèle de détail et un périmètre restreint du segment Entreprises), le transfert en Étape 2 est fondé :

- sur le score comportemental bâlois ou l'existence d'impayés de plus de 30 jours sur le périmètre Clientèle de détail ;
- sur le passage en sensible et l'existence d'impayés de plus de 30 jours pour les Entreprises.

Encours classés en Étape 3

Pour identifier les encours classés en Étape 3 (encours douteux), le Groupe détermine l'existence d'indications objectives de dépréciation (événements de défaut) :

- la survenance d'un ou plusieurs impayés depuis au moins 90 jours (à l'exception des encours restructurés sortis du défaut, qui sont retransférés en Étape 3 dès la survenance d'un impayé de 30 jours pendant une période probatoire de deux ans), accompagnée ou non de l'ouverture d'une procédure de recouvrement. Pour apprécier ce critère, le Groupe n'applique aucun seuil de matérialité au montant des impayés, sauf exigence particulière des autorités locales de supervision. Par ailleurs, seuls les impayés résultant de litiges commerciaux, de clauses contractuelles spécifiques ou de défaillances informatiques peuvent ne pas entraîner la mise en défaut après 90 jours ;
- l'identification d'autres critères qui, indépendamment de l'existence de tout impayé, traduisent un risque probable de non-recouvrement partiel ou total des encours tels que :
 - une dégradation significative de la situation financière de la contrepartie qui entraîne une forte probabilité que cette dernière ne puisse pas honorer en totalité ses engagements, impliquant alors un risque de perte pour le Groupe ;
 - l'octroi, pour des raisons liées aux difficultés financières de l'emprunteur, de concessions aux clauses du contrat de prêt qui n'auraient pas été octroyées dans d'autres circonstances (crédits dits restructurés) ;
 - l'existence de procédures contentieuses (mandat *ad hoc*, procédure de sauvegarde, redressement judiciaire, liquidation judiciaire, ou leurs équivalents dans les juridictions concernées).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Le Groupe applique le principe de contagion à l'ensemble des encours sur la contrepartie en défaut. Il se peut que dans le cadre d'un groupe client, la contagion s'étende aussi à l'ensemble des encours sur ce groupe.

En cas de retour en Étape 2, les contrats sont alors maintenus dans cette Étape 2 pendant une durée minimale avant qu'un éventuel retour en Étape 1 puisse être envisagé. Cette durée de maintien en Étape 2 est comprise entre six mois et deux ans selon la nature des portefeuilles de risques auxquels appartiennent les contrats.

Évaluation des dépréciations et provisions

Les encours classés en Étape 1 sont dépréciés à hauteur des pertes de crédit que le Groupe s'attend à subir à horizon un an en prenant en considération les données historiques et la situation présente. Le montant de la dépréciation est ainsi égal à la différence entre la valeur brute comptable de l'actif et la valeur actualisée des flux futurs estimés recouvrables en tenant compte de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être et de la probabilité de survenance d'un événement de défaut au cours de l'année qui suit.

Les encours classés en Étape 2 et 3 sont dépréciés à hauteur des pertes de crédit que le Groupe s'attend à subir sur la durée de vie des encours en prenant en considération les données historiques, la situation présente ainsi que les prévisions raisonnables d'évolution de la conjoncture économique et des facteurs macroéconomiques pertinents jusqu'à la maturité du contrat. Le montant de la dépréciation est ainsi égal à la différence entre la valeur brute comptable de l'actif et la valeur actualisée des flux futurs estimés recouvrables en tenant compte de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être et de la probabilité de survenance d'un événement de défaut jusqu'à l'échéance du contrat.

Les garanties sont prises en compte dans l'estimation des flux futurs recouvrables lorsqu'elles font partie intégrante des modalités contractuelles des prêts sur lesquels portent ces garanties et qu'elles ne font pas l'objet d'une comptabilisation séparée.

Lorsque les garanties ne respectent pas ces critères et que leurs effets ne peuvent pas être pris en compte dans le calcul des dépréciations (exemple : garantie financière visant à indemniser les premières pertes subies sur un portefeuille de prêts donné), elles donnent lieu à la reconnaissance d'un actif distinct enregistré au bilan dans la rubrique *Autres actifs*. La valeur comptable de cet actif représente le montant des pertes de crédit attendues, enregistrées au sein des dépréciations d'actifs, pour lesquelles le Groupe a la quasi-certitude de recevoir une indemnisation. Les variations de la valeur comptable de cet actif sont enregistrées en *Coût du risque* dans le compte de résultat.

La méthodologie de calcul des pertes de crédit est décrite dans le chapitre 4 Risques et adéquation des fonds propres du présent Document d'enregistrement universel.

Quelle que soit l'étape de dégradation du risque crédit, l'actualisation des flux est calculée sur la base du taux d'intérêt effectif d'origine de l'actif financier. Le montant de cette dépréciation est inclus dans la valeur nette comptable de l'actif financier déprécié. Les dotations et reprises de dépréciations sont enregistrées en *Coût du risque* dans le compte de résultat.

Pour les créances de location simple et les créances commerciales, le Groupe applique l'approche « simplifiée » consistant à évaluer les dépréciations à hauteur des pertes de crédit attendues à maturité dès leur comptabilisation initiale et ce quelle que soit l'évolution du risque de crédit de la contrepartie. L'évaluation des dépréciations s'effectue principalement sur la base des taux de défaut et de pertes en cas de défaut historiquement constatés. Les ajustements destinés à prendre en compte les informations prospectives sur l'évolution de la conjoncture économique et des facteurs macroéconomiques sont déterminés à dire d'experts.

Restructurations de prêts et créances

Les prêts octroyés ou acquis par le Groupe peuvent faire l'objet d'une restructuration pour difficultés financières. Elle prend la forme d'une modification contractuelle des conditions initiales de la transaction (telle une baisse du taux d'intérêt, un rééchelonnement des paiements périodiques, un abandon partiel de créance ou encore une prise de garanties complémentaires). Cette modification des conditions contractuelles de l'instrument est alors liée exclusivement aux difficultés financières et à l'insolvabilité de l'emprunteur (que cette insolvabilité soit avérée ou à venir de façon certaine en l'absence de restructuration).

S'ils répondent toujours aux caractéristiques SPPI, les prêts ainsi restructurés sont maintenus au bilan. Leur coût amorti avant dépréciation est ajusté d'une décote représentative du manque à gagner résultant de la restructuration. Cette décote, enregistrée en *Coût du risque* dans le compte de résultat, est égale à la différence entre la valeur actuelle des nouveaux flux de trésorerie contractuels résultant de la restructuration et le coût amorti avant dépréciation diminué des éventuels abandons partiels de créance. De cette manière, le montant des produits d'intérêts enregistrés en résultat demeure calculé sur la base du taux d'intérêt effectif d'origine des prêts et basé sur la valeur comptable nette de dépréciation de l'actif pendant au moins la première année suivant la restructuration.

Une fois restructurés, les actifs financiers sont systématiquement classés en Étape 3 de dépréciation (encours douteux), les emprunteurs étant considérés en défaut. Le classement dans cette étape de dépréciation est maintenu pendant une période minimale d'un an et au-delà tant que le Groupe a une incertitude sur la capacité de l'emprunteur à honorer ses engagements. Dès lors que le prêt ne sera plus classé en Étape 3, l'appréciation de la dégradation significative du risque de crédit sera effectuée en comparant les caractéristiques de l'instrument en date d'arrêt comptable à celles en date de comptabilisation initiale du prêt avant restructuration en suivant les modalités de classement en Étape 1 et 2 mentionnées dans cette note, étant entendu que les encours sont reclassés en Étape 3 dès la survenance d'un impayé de 30 jours pendant les deux ans suivant leur sortie du défaut.

Les critères de retour en Étape 1 des encours restructurés sont similaires à ceux de l'intégralité des encours, après la période de probation en Étape 3 d'un an minimum.

Si, au regard des nouvelles conditions contractuelles issues de la restructuration, les prêts restructurés ne répondent plus aux caractéristiques SPPI, ils sont alors décomptabilisés et remplacés par de nouveaux actifs financiers résultant de ces nouvelles conditions contractuelles. Ces nouveaux prêts sont alors comptabilisés en *Actifs financiers évalués à la juste valeur par résultat*.

Sont exclus des encours restructurés les prêts et créances ayant fait l'objet de renégociations commerciales et qui concernent des clients pour lesquels le Groupe accepte de renégocier la dette dans le but de conserver ou de développer une relation commerciale, dans le respect des règles d'octroi en vigueur et sans aucun abandon de capital ou d'intérêts courus.

SYNTHÈSE DES DÉPRÉCIATIONS ET PROVISIONS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Dépréciation des actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	9	11
Dépréciation des actifs financiers au coût amorti	10 976	11 673
Prêts, créances et titres au coût amorti	10 761	11 477
Autres actifs au coût amorti ⁽¹⁾	215	196
TOTAL DÉPRÉCIATIONS DES ACTIFS FINANCIERS	10 985	11 684
Provisions sur engagements de financement	244	252
Provisions sur engagements de garantie	396	386
TOTAL PROVISIONS POUR RISQUE DE CRÉDIT	640	638

(1) Dont 145 millions d'euros de dépréciations sur créances de location simple au 31 décembre 2019 contre 131 millions d'euros au 31 décembre 2018. Conformément à l'approche simplifiée autorisée par la norme, ces dépréciations sont évaluées à hauteur des pertes de crédit attendues à maturité. Ces créances sont présentées dans le poste Autres débiteurs divers (cf. Note 4.4).

NOTE 3.8.1 DÉPRÉCIATIONS DES ACTIFS FINANCIERS

DÉTAIL DES DÉPRÉCIATIONS D'ACTIFS FINANCIERS

(En M EUR)	Stock au 31.12.2018	Dotations	Reprises disponibles	Dotations nettes	Reprises utilisées	Change et variations de périmètre	Stock au 31.12.2019
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres							
Dépréciations sur encours sains (Étape 1)	3	1	(3)	(2)	-	-	1
Dépréciations sur encours dégradés (Étape 2)	-	-	-	-	-	-	-
Dépréciations sur encours douteux (Étape 3)	8	-	-	-	-	-	8
TOTAL	11	1	(3)	(2)	-	-	9
Actifs financiers au coût amorti							
Dépréciations sur encours sains (Étape 1)	887	581	(552)	29	-	(14)	902
Dépréciations sur encours dégradés (Étape 2)	1 038	885	(873)	12	-	(8)	1 042
Dépréciations sur encours douteux (Étape 3)	9 748	4 286	(3 123)	1 163	(1 858)	(21)	9 032
TOTAL	11 673	5 752	(4 548)	1 204	(1 858)	(43)	10 976
Dont créances de location financement et assimilées	767	266	(181)	85	(64)	(46)	742
Dépréciations sur encours sains (Étape 1)	83	38	(23)	15	-	(8)	90
Dépréciations sur encours dégradés (Étape 2)	98	48	(49)	(1)	-	(6)	91
Dépréciations sur encours douteux (Étape 3)	586	180	(109)	71	(64)	(32)	561

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

VARIATION DES DÉPRÉCIATIONS EN FONCTION DES MOUVEMENTS SUR LES ENCOURS DES ACTIFS FINANCIERS

(En M EUR)	Stock au 31.12.2018	Production et Acquisition	Décompta- bilisation ⁽¹⁾	Transfert entre étapes de dépréciation	Autres variations	Stock au 31.12.2019
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres						
Dépréciations sur encours sains (Étape 1)	3	-	-	-	(2)	1
Dépréciations sur encours dégradés (Étape 2)	-	-	-	-	-	-
Dépréciations sur encours douteux (Étape 3)	8	-	-	-	-	8
TOTAL	11	-	-	-	(2)	9
Actifs financiers au coût amorti						
Dépréciations sur encours sains (Étape 1)	887	288	(228)	(156)	111	902
Dépréciations sur encours dégradés (Étape 2)	1 038	204	(213)	164	(151)	1 042
Dépréciations sur encours douteux (Étape 3)	9 748	128	(1 976)	682	450	9 032
TOTAL⁽²⁾	11 673	620	(2 417)	690	410	10 976
Dont créances de location financement et assimilées	767	44	(8)	24	(85)	742
Dépréciations sur encours sains (Étape 1)	83	25	(13)	(9)	4	90
Dépréciations sur encours dégradés (Étape 2)	98	10	(17)	14	(14)	91
Dépréciations sur encours douteux (Étape 3)	586	9	22	15	(75)	562

(1) Cette colonne inclut les remboursements, les cessions et abandons des créances.

(2) La baisse des dépréciations de 697 millions d'euros sur l'exercice est essentiellement liée à :

- une réduction des encours douteux (Étape 3). Celle-ci est en lien avec la stratégie du Groupe de réduction de son portefeuille d'expositions en défaut fortement déprécié ;
- une légère augmentation du stock de dépréciations en Étapes 1 et 2 du fait de la hausse des encours et de la prise en compte des conditions économiques plus défavorables.

NOTE 3.8.2 PROVISIONS POUR RISQUE DE CRÉDIT

DÉTAIL DES PROVISIONS SUR ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT ET SUR ENGAGEMENTS DE GARANTIE

(En M EUR)	Stock au 31.12.2018	Dotations	Reprises disponibles	Dotations nettes	Change et variations de périmètre	Stock au 31.12.2019
Engagements de financement						
Provisions sur encours sains (Étape 1)	98	78	(74)	4	-	102
Provisions sur encours dégradés (Étape 2)	119	81	(95)	(14)	-	105
Provisions sur encours douteux (Étape 3)	35	96	(133)	(37)	39	37
TOTAL	252	255	(302)	(47)	39	244
Engagements de garantie						
Provisions sur encours sains (Étape 1)	47	24	(37)	(13)	-	34
Provisions sur encours dégradés (Étape 2)	68	53	(61)	(8)	20	80
Provisions sur encours douteux (Étape 3)	271	181	(125)	56	(45)	282
TOTAL	386	258	(223)	35	(25)	396

VARIATION DES PROVISIONS EN FONCTION DES MOUVEMENTS SUR LES ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT ET DE GARANTIE

(En M EUR)	Stock au 31.12.2018	Production et Acquisition	Décompta- bilisation ⁽¹⁾	Transfert entre étapes de dépréciation	Autres variations	Stock au 31.12.2019
Engagements de financement						
Provisions sur encours sains (Étape 1)	98	40	(43)	(9)	16	102
Provisions sur encours dégradés (Étape 2)	119	18	(32)	35	(35)	105
Provisions sur encours douteux (Étape 3)	35	13	(42)	10	21	37
TOTAL	252	71	(117)	36	2	244
Engagements de garantie						
Provisions sur encours sains (Étape 1)	47	13	(12)	(4)	(10)	34
Provisions sur encours dégradés (Étape 2)	68	4	(16)	(2)	26	80
Provisions sur encours douteux (Étape 3)	271	21	(54)	64	(20)	282
TOTAL	386	38	(82)	58	(4)	396

(1) Cette colonne inclut les remboursements, les cessions et abandons des créances.

NOTE 3.8.3 COÛT DU RISQUE**PRINCIPES COMPTABLES**

La rubrique *Coût du risque* comprend exclusivement les dotations nettes des reprises aux dépréciations et provisions pour risque de crédit, les pertes sur créances irrécouvrables et les récupérations sur créances amorties.

Le Groupe procède au passage en pertes de ses créances irrécouvrables et à la reprise consécutive des dépréciations dans le poste *Coût du risque* lorsqu'il y a abandon de créances ou absence d'espérance de recouvrement résiduel. L'absence de recouvrement résiduel est conditionnée à l'obtention d'un certificat d'irrécouvrabilité délivré par une autorité compétente ou à l'existence d'un faisceau d'indices établis (ancienneté du défaut, provisionnement à 100%, absence de récupérations récentes ou autres caractéristiques propres au dossier).

L'absence d'espérance de recouvrement n'implique pas un arrêt définitif des récupérations, notamment en cas de retour à meilleure fortune de la contrepartie. En cas de recouvrement ou de récupération sur une créance préalablement passée en perte, les montants reçus sont comptabilisés dans le poste *Récupérations sur créances irrécouvrables* sur l'exercice considéré.

(En M EUR)	2019	2018
Dotations nettes pour dépréciation	(1 202)	(970)
sur actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	2	-
sur actifs financiers au coût amorti	(1 204)	(970)
Dotations nettes aux provisions	12	59
sur engagements de financement	47	82
sur engagements de garantie	(35)	(23)
Pertes non couvertes sur les créances irrécouvrables	(292)	(263)
Récupérations sur les créances irrécouvrables	184	169
Produit des garanties non prises en compte dans les dépréciations ⁽¹⁾	20	-
TOTAL	(1 278)	(1 005)

(1) Le produit des garanties non prises en compte dans les dépréciations correspond pour l'année 2019 aux garanties financières reçues dans le cadre d'opérations de transfert de risque de crédit à des entités externes au Groupe. Ces opérations ont porté sur deux portefeuilles diversifiés de prêts structurés de 4 milliards d'euros et 3,4 milliards de dollars octroyés par la Banque de Grande Clientèle et deux portefeuilles de crédits d'équipement de 2,1 milliards d'euros et 1,4 milliard d'euros octroyés par la Banque de détail en France.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.9 Juste valeur des instruments financiers évalués au coût amorti

PRINCIPES COMPTABLES

Définition de la juste valeur

La juste valeur est le prix qui serait reçu pour la vente d'un actif ou payé pour le transfert d'un passif lors d'une transaction normale entre des intervenants du marché à la date d'évaluation.

En l'absence de prix observable pour un actif ou un passif identique, la juste valeur des instruments financiers est déterminée à l'aide d'une autre technique d'évaluation qui maximise l'utilisation de données de marché observables en retenant des hypothèses que les intervenants du marché utiliseraient pour fixer le prix de l'instrument considéré.

Cette note présente la juste valeur des instruments financiers qui ne sont pas évalués à la juste valeur au bilan, ventilée selon la hiérarchie de la juste valeur décrite dans la Note 3.4. Cette juste valeur ne saurait être interprétée comme un montant réalisable en cas de règlement immédiat de la totalité de ces instruments financiers.

Les justes valeurs des instruments financiers incluent, le cas échéant, les intérêts courus.

NOTE 3.9.1 ACTIFS FINANCIERS ÉVALUÉS AU COÛT AMORTI

31.12.2019					
(En M EUR)	Valeur comptable	Juste valeur	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3
Prêts et créances sur les établissements de crédit et assimilés	56 366	56 370	-	41 233	15 137
Prêts et créances sur la clientèle	450 244	451 398	-	179 364	272 034
Titres	12 489	12 705	4 156	7 095	1 454
TOTAL	519 099	520 473	4 156	227 692	288 625

31.12.2018					
(En M EUR)	Valeur comptable	Juste valeur	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3
Prêts et créances sur les établissements de crédit et assimilés	60 588	60 674	-	43 844	16 830
Prêts et créances sur la clientèle	447 229	451 366	-	187 421	263 945
Titres	12 026	12 113	4 007	7 312	794
TOTAL	519 843	524 153	4 007	238 577	281 569

NOTE 3.9.2 PASSIFS FINANCIERS ÉVALUÉS AU COÛT AMORTI

31.12.2019					
(En M EUR)	Valeur comptable	Juste valeur	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3
Dettes envers les établissements de crédit et assimilés	107 929	107 976	356	104 028	3 592
Dettes envers la clientèle	418 612	418 705	-	408 597	10 108
Dettes représentées par un titre	125 168	125 686	20 856	104 462	368
Dettes subordonnées	14 465	14 467	-	14 467	-
TOTAL	666 174	666 834	21 212	631 554	14 068

31.12.2018					
(En M EUR)	Valeur comptable	Juste valeur	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3
Dettes envers les établissements de crédit et assimilés	94 706	94 564	244	90 037	4 283
Dettes envers la clientèle	416 818	417 019	-	406 699	10 320
Dettes représentées par un titre	116 339	116 336	22 028	93 564	744
Dettes subordonnées	13 314	13 316	-	13 316	-
TOTAL	641 177	641 235	22 272	603 616	15 347

NOTE 3.9.3 MÉTHODES DE VALORISATION DES INSTRUMENTS FINANCIERS ÉVALUÉS AU COÛT AMORTI

PRÊTS, CRÉANCES ET OPÉRATIONS DE LOCATION-FINANCEMENT

La juste valeur des prêts et des créances ainsi que des créances de location-financement aux établissements de crédit et aux grandes entreprises, est calculée, en l'absence de marché actif de ces prêts, en actualisant les flux de trésorerie attendus à un taux d'actualisation basé sur les taux d'intérêt du marché (taux actuariel de référence publié par la Banque de France et taux zéro coupon) en vigueur à la clôture pour des prêts ayant sensiblement les mêmes modalités et les mêmes maturités, ces taux d'intérêt étant ajustés afin de tenir compte du risque de crédit de l'emprunteur.

La juste valeur des prêts et des créances ainsi que des créances de location-financement sur la clientèle de la Banque de détail, essentiellement constituée de particuliers et de petites ou moyennes entreprises est déterminée, en l'absence de marché actif de ces prêts, en actualisant les flux de trésorerie attendus aux taux de marché en vigueur à la date de clôture pour les prêts de même catégorie ayant les mêmes maturités.

Pour les prêts, les créances, les créances de location-financement à taux variable et les prêts à taux fixe dont la durée initiale est inférieure ou égale à un an, la juste valeur est présumée correspondre à la valeur comptable nette de dépréciations, dès lors qu'il n'y a pas eu de fluctuation significative des spreads de crédit sur les contreparties concernées depuis leur entrée au bilan.

DETTES

La juste valeur des dettes est présumée correspondre, en l'absence de marché actif de ces dettes, à la valeur des flux futurs actualisée aux taux de marché en vigueur à la date de clôture.

Dès lors que la dette est représentée par un instrument coté, sa juste valeur est égale à son cours de marché.

Pour les dettes à taux variable et celles dont la durée initiale est inférieure ou égale à un an, la juste valeur est présumée correspondre à la valeur comptable. De la même manière, la juste valeur individuelle des comptes à vue est égale à leur valeur comptable.

TITRES

Dès lors que le titre est un instrument coté sur un marché actif, sa juste valeur est égale à son cours de marché.

En l'absence de marché actif, la juste valeur des titres est calculée en actualisant les flux de trésorerie futurs au taux de marché en vigueur à la date de clôture. Pour les titres à taux variable et les titres à taux fixe dont la durée initiale est inférieure ou égale à un an, la juste valeur est présumée correspondre à la valeur comptable nette de dépréciations, dès lors qu'il n'y a pas eu de fluctuation significative des spreads de crédit sur les contreparties concernées depuis leur entrée au bilan.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.10 Engagements et actifs remis et reçus en garantie

PRINCIPES COMPTABLES

Engagements de financement

Les engagements de financement qui ne sont pas considérés comme des instruments financiers dérivés, ni évalués en juste valeur par résultat au titre d'une activité de transaction, sont initialement comptabilisés à leur juste valeur ; par la suite, ces engagements font l'objet de provisions conformément aux principes comptables relatifs aux dépréciations et provisions pour risque de crédit (cf. Note 3.8).

Engagements de garantie

Le Groupe inscrit initialement à son bilan les garanties financières données, considérées comptablement comme des instruments financiers non dérivés, pour leur juste valeur. Elles sont évaluées ultérieurement au montant le plus élevé entre le montant de l'obligation et le montant initialement enregistré diminué le cas échéant de l'amortissement cumulé de la commission de garantie. En cas d'indication objective de perte de valeur, les garanties financières données font l'objet d'une provision au passif du bilan (cf. Note 3.8).

Engagements sur titres

Les achats et les ventes de titres classés en *Actifs financiers à la juste valeur par résultat*, en *Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres* et *Actifs financiers au coût amorti* sont comptabilisés au bilan en date de règlement-livraison. Entre la date de négociation et la date de règlement-livraison, les engagements sur titres à recevoir ou à livrer ne sont pas enregistrés au bilan. Les variations de juste valeur des titres en juste valeur par résultat et des titres en juste valeur par capitaux propres entre la date de négociation et la date de règlement-livraison sont enregistrées en résultat ou en capitaux propres en fonction de la classification comptable des titres concernés.

NOTE 3.10.1 ENGAGEMENTS

ENGAGEMENTS DONNÉS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Engagements de financement		
En faveur d'établissements de crédit	50 589	19 174
En faveur de la clientèle	184 305	199 663
Facilités d'émission	83	-
Ouvertures de crédits confirmés	166 168	181 015
Autres	18 054	18 648
Engagements de garantie		
Donnés aux établissements de crédit	10 572	5 020
Donnés à la clientèle ⁽¹⁾	42 248	57 251
Engagements sur titres		
Titres à livrer	31 121	38 066

(1) Y compris les garanties de capital et de performance accordées aux détenteurs des parts d'OPCVM gérés par des entités du Groupe.

ENGAGEMENTS REÇUS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Engagements de financement		
Reçus d'établissements de crédit	84 990	62 447
Engagements de garantie		
Reçus d'établissements de crédit	110 395	104 845
Autres engagements reçus ⁽¹⁾	125 771	136 702
Engagements sur titres		
Titres à recevoir	30 874	41 857

(1) Dont garanties reçues d'États, d'autres organismes habilités et de la clientèle pour 73 133 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre 72 768 millions d'euros au 31 décembre 2018.

NOTE 3.10.2 ACTIFS FINANCIERS REMIS ET REÇUS EN GARANTIE

ACTIFS FINANCIERS REMIS EN GARANTIE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Valeur comptable des actifs remis en garantie de passifs ⁽¹⁾	391 820	348 262
Valeur comptable des actifs remis en garantie d'opérations sur instruments financiers ⁽²⁾	56 891	55 957
Valeur comptable des actifs remis en garantie d'engagements hors-bilan	2 195	2 117
TOTAL	450 906	406 336

(1) Les actifs remis en garantie de passifs correspondent principalement à des créances remises en garantie de passifs (notamment auprès des Banques centrales).

(2) Les actifs remis en garantie d'opérations sur instruments financiers correspondent principalement à des dépôts de garantie.

ACTIFS FINANCIERS REÇUS EN GARANTIE ET DONT L'ENTITÉ PEUT DISPOSER

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Juste valeur des titres reçus en pension livrée	111 818	129 628

Les opérations de pensions livrées sur titres sont généralement conclues par le Groupe dans des termes et conditions usuels de marché. Le Groupe a la faculté de réutiliser les titres reçus en pension livrée en les cédant, en les remettant en pension ou en garantie, sous

réserve pour lui de restituer ces titres ou leurs équivalents à la contrepartie de l'opération de pension à l'échéance de cette dernière. Ces titres ne sont pas reconnus au bilan. Leur juste valeur présentée ci-dessus inclut celle des titres cédés ou redonnés en garantie.

NOTE 3.11 Actifs financiers transférés

PRINCIPES COMPTABLES

Les actifs financiers transférés qui sont intégralement conservés au bilan regroupent les cessions temporaires de titres (prêts et pensions livrées) ainsi que certaines cessions de créances à des véhicules de titrisation consolidés.

Les opérations de cessions temporaires (prêts de titres et titres donnés en pension livrée) présentées dans les tableaux ci-dessous ne portent que sur des titres reconnus à l'actif du bilan.

Les titres faisant l'objet d'une mise en pension ou d'un prêt sont maintenus à l'actif du bilan du Groupe dans leur poste d'origine. Dans le cas de mises en pension, l'obligation de restituer les sommes encaissées est inscrite en Dettes au passif du bilan, à l'exception des opérations initiées dans le cadre des activités de trading qui sont enregistrées parmi les *Passifs financiers à la juste valeur par résultat*.

Les titres empruntés ou reçus en pension ne sont pas inscrits au bilan du Groupe. Dans le cas des titres reçus en pension, le droit à restitution des sommes délivrées par le Groupe est inscrit dans la rubrique *Prêts et créances sur la clientèle* ou *Prêts et créances sur les établissements de crédit* à l'actif du bilan, à l'exception des opérations initiées dans le cadre des activités de trading qui sont enregistrées parmi les *Actifs financiers à la juste valeur par résultat*. En cas de cession ultérieure des titres empruntés, une dette de restitution de ces titres à leur prêteur est inscrite au passif du bilan parmi les *Passifs financiers à la juste valeur par résultat*.

Les prêts et emprunts de titres adossés contre espèces sont assimilés à des opérations de pensions livrées et sont comptabilisés et présentés comme tels au bilan.

Dans le cas des cessions temporaires de titres, le Groupe demeure exposé au risque de défaillance de l'émetteur du titre (risque de crédit) ainsi qu'aux fluctuations à la hausse ou à la baisse de la valeur des titres (risque de marché). Les titres prêtés ou donnés en pension ne peuvent faire parallèlement l'objet de mise en garantie dans le cadre d'une autre opération.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.11.1 ACTIFS FINANCIERS TRANSFÉRÉS NON DÉCOMPTABILISÉS

PENSIONS LIVRÉES

	31.12.2019		31.12.2018	
	Valeur comptable des actifs	Valeur comptable des dettes associées	Valeur comptable des actifs	Valeur comptable des dettes associées
(En M EUR)				
Titres à la juste valeur par résultat	23 691	20 486	19 515	15 371
Titres à la juste valeur par capitaux propres	13 057	10 476	11 903	9 743
TOTAL	36 748	30 962	31 418	25 114

PRÊTS DE TITRES

	31.12.2019		31.12.2018	
	Valeur comptable des actifs	Valeur comptable des dettes associées	Valeur comptable des actifs	Valeur comptable des dettes associées
(En M EUR)				
Titres à la juste valeur par résultat	13 297	54	11 347	51
Titres à la juste valeur par capitaux propres	132	-	368	-
TOTAL	13 429	54	11 715	51

ACTIFS DE TITRISATION POUR LESQUELS LE RECOURS DES DÉTENTEURS DES DETTES ASSOCIÉES SE LIMITE AUX SEULS ACTIFS TRANSFÉRÉS

	31.12.2019	31.12.2018
(En M EUR)		
Prêts à la clientèle		
Valeur comptable des actifs	1 629	1 249
Valeur comptable des dettes associées	1 545	1 086
Juste valeur des actifs transférés (A)	1 639	1 253
Juste valeur des dettes associées (B)	1 555	1 090
POSITION NETTE (A)-(B)	84	163

Le Groupe reste exposé à la majorité des risques et avantages sur ces créances ; par ailleurs, ces dernières ne peuvent faire parallèlement l'objet de mise en garantie ou de cession ferme dans le cadre d'une autre opération.

NOTE 3.11.2 ACTIFS FINANCIERS TRANSFÉRÉS PARTIELLEMENT OU INTÉGRALEMENT DÉCOMPTABILISÉS

Au 31 décembre 2019, aucune opération significative n'a été réalisée qui conduise à une décomptabilisation partielle ou intégrale d'actifs financiers donnant lieu à la conservation par le Groupe d'une implication continue dans ces actifs.

NOTE 3.12 Compensation d'actifs financiers et de passifs financiers**PRINCIPES COMPTABLES**

Un actif financier et un passif financier sont compensés et leur solde net est présenté au bilan lorsque le Groupe a un droit inconditionnel et juridiquement exécutoire de compenser les montants comptabilisés et a l'intention, soit de régler l'actif et le passif sur une base nette, soit de réaliser l'actif et de régler le passif simultanément. Le droit de compenser les montants comptabilisés doit être exécutoire en toutes circonstances, tant dans le cadre des activités normales qu'en cas de défaut d'une des parties. À cet égard, le Groupe inscrit notamment dans son bilan le montant net des instruments financiers conclus avec certaines chambres de compensation lorsqu'elles permettent effectivement un règlement net via des appels de marges quotidiens en trésorerie, ou lorsque leur mécanisme de règlement brut possède des caractéristiques qui éliminent ou rendent négligeables le risque de crédit et le risque de liquidité et font par ailleurs que les sommes à verser ou à recevoir sont traitées dans un même processus ou cycle de règlement.

Les tableaux ci-dessous présentent les actifs financiers et passifs financiers qui ont fait l'objet d'une compensation dans le bilan consolidé du Groupe. Les encours bruts de ces actifs financiers et passifs financiers sont rapprochés avec les encours consolidés présentés au bilan (montants nets au bilan) après indication des montants qui ont été compensés au bilan pour ces différents instruments (montants compensés) et agrégation avec les encours des autres actifs et passifs financiers qui ne font l'objet d'aucune compensation ni convention-cadre de compensation ou accord similaire (montants des actifs et passifs non compensables).

Ces tableaux indiquent également les montants qui seraient compensables en application de conventions-cadres de compensation et d'accords similaires dont les caractéristiques ne permettent cependant pas cette compensation dans les comptes consolidés en application des normes IFRS. Cette information a pour objet de

permettre une comparaison avec le traitement qui serait applicable selon les principes comptables généralement admis aux États-Unis (US GAAP). Sont notamment concernés les instruments financiers pour lesquels le droit de compensation n'est exécutoire qu'en cas de défaillance, d'insolvabilité ou de faillite d'une des contreparties et les instruments faisant l'objet d'une garantie sous forme de dépôt d'espèces ou de titres. Il s'agit principalement d'options de taux d'intérêt de gré à gré, de swaps de taux et de titres donnés ou reçus en pension livrée.

Les positions nettes qui résultent de ces différentes compensations n'ont pas pour objet de mesurer l'exposition du Groupe au risque de contrepartie sur ces instruments financiers dans la mesure où la gestion de ce risque met en œuvre d'autres mécanismes de réduction qui viennent en complément des accords de compensation.

NOTE 3.12.1 DONNÉES AU 31 DÉCEMBRE 2019**ACTIF**

(En M EUR)	Effets des compensations sur le bilan				Effets des conventions cadre de compensation et accords similaires ⁽¹⁾			Position nette
	Montants des actifs non compensables	Montants bruts	Montants compensés	Montants nets au bilan	Instruments financiers au bilan	Dépôts de garantie en espèces au bilan	Instruments financiers reçus en garantie	
Instruments financiers dérivés (cf. Notes 3.1 et 3.2)	28 345	210 193	(85 852)	152 686	(100 225)	(16 360)	-	36 101
Titres prêtés (cf. Notes 3.1 et 3.3)	8 275	5 552	-	13 827	(2 171)	(5)	(487)	11 164
Titres reçus en pension (cf. Notes 3.1 et 3.5)	44 054	196 583	(91 110)	149 527	(14 459)	(112)	(40 544)	94 412
Dépôts de garantie versés (cf. Note 4.4)	32 118	16 512	-	48 630	-	(16 512)	-	32 118
Autres actifs non soumis à compensation	991 633	-	-	991 633	-	-	-	991 633
TOTAL	1 104 425	428 840	(176 962)	1 356 303	(116 855)	(32 989)	(41 031)	1 165 428

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

PASSIF

(En M EUR)	Effets des compensations sur le bilan				Effets des conventions cadre de compensation et accords similaires ⁽¹⁾			Position nette
	Montants des passifs non compensables	Montants bruts	Montants compensés	Montants nets au bilan	Instruments financiers au bilan	Dépôts de garantie en espèces au bilan	Instruments financiers donnés en garantie	
Instruments financiers dérivés (cf. Notes 3.1 et 3.2)	27 848	206 337	(65 852)	140 333	(100 225)	(16 512)	-	31 596
Dettes sur titres empruntés (cf. Note 3.1)	28 000	10 950	-	38 950	(2 171)	-	-	36 779
Titres donnés en pension (cf. Notes 3.1 et 3.6)	55 793	151 257	(91 110)	115 940	(14 459)	-	(35 880)	65 601
Dépôts de garantie reçus (cf. Note 4.4)	32 844	16 477	-	49 321	-	(16 477)	-	32 844
Autres passifs non soumis à compensation	935 189	-	-	935 189	-	-	-	935 189
TOTAL	1 079 674	385 021	(176 962)	1 287 733	(116 855)	(32 989)	(35 880)	1 102 109

(1) Juste valeur des instruments financiers et dépôts de garantie, plafonnée à la valeur nette comptable des expositions au bilan pour exclure tout effet de sur-couverture.

NOTE 3.12.2 DONNÉES AU 31 DÉCEMBRE 2018

ACTIF

(En M EUR)	Effets des compensations sur le bilan				Effets des conventions cadre de compensation et accords similaires ⁽¹⁾			Position nette
	Montants des actifs non compensables	Montants bruts	Montants compensés	Montants nets au bilan	Instruments financiers au bilan	Dépôts de garantie en espèces au bilan	Instruments financiers reçus en garantie	
Instruments financiers dérivés (cf. Notes 3.1 et 3.2)	25 601	166 618	(57 337)	134 882	(81 559)	(13 720)	(31)	39 572
Titres prêtés (cf. Notes 3.1 et 3.3)	9 367	3 527	-	12 894	(1 745)	(2)	(732)	10 415
Titres reçus en pension (cf. Notes 3.1 et 3.3)	46 526	224 992	(97 812)	173 706	(21 581)	(304)	(51 925)	99 896
Dépôts de garantie versés (cf. Note 4.4)	33 099	13 595	-	46 694	-	(13 595)	-	33 099
Autres actifs non soumis à compensation	941 252	-	-	941 252	-	-	-	941 252
TOTAL	1 055 845	408 732	(155 149)	1 309 428	(104 885)	(27 621)	(52 688)	1 124 234

PASSIF

(En M EUR)	Effets des compensations sur le bilan				Effets des conventions cadre de compensation et accords similaires ⁽¹⁾			Position nette
	Montants des passifs non compensables	Montants bruts	Montants compensés	Montants nets au bilan	Instruments financiers au bilan	Dépôts de garantie en espèces au bilan	Instruments financiers donnés en garantie	
Instruments financiers dérivés (cf. Notes 3.1 et 3.2)	27 918	162 357	(57 337)	132 938	(81 559)	(13 595)	-	37 784
Dettes sur titres empruntés (cf. Note 3.1)	33 731	17 533	-	51 264	(1 745)	-	-	49 519
Titres donnés en pension (cf. Notes 3.1 et 3.6)	45 391	174 062	(97 812)	121 641	(21 581)	-	(22 956)	77 104
Dépôts de garantie reçus (cf. Note 4.4)	29 417	14 026	-	43 443	-	(14 026)	-	29 417
Autres passifs non soumis à compensation	894 333	-	-	894 333	-	-	-	894 333
TOTAL	1 030 790	367 978	(155 149)	1 243 619	(104 885)	(27 621)	(22 956)	1 088 157

(1) Juste valeur des instruments financiers et dépôts de garantie, plafonnée à la valeur nette comptable des expositions au bilan pour exclure tout effet de sur-couverture.

NOTE 3.13 Échéances contractuelles des passifs financiers

(En M EUR)	Jusqu'à 3 mois	De 3 mois à 1 an	De 1 à 5 ans	Plus de 5 ans	31.12.2019
Banques centrales	4 097	-	-	-	4 097
Passifs financiers à la juste valeur par résultat	249 776	28 702	37 998	47 653	364 129
Dettes envers les établissements de crédit et assimilés	69 156	20 306	17 267	1 200	107 929
Dettes envers la clientèle	372 573	20 385	16 319	9 335	418 612
Dettes représentées par un titre	28 142	24 948	56 099	15 979	125 168
Dettes subordonnées	5	2	2 746	11 712	14 465
Autres passifs	74 712	2 479	5 264	2 607	85 062
TOTAL RESSOURCES	798 461	96 822	135 693	88 486	1 119 462
Engagements de financement donnés	104 243	24 848	88 188	17 615	234 894
Engagements de garanties donnés	25 906	8 772	10 101	8 041	52 820
TOTAL DES ENGAGEMENTS DONNÉS	130 149	33 620	98 289	25 656	287 714

Les écoulements présentés dans cette note reposent sur les maturités contractuelles. Cependant, pour certains éléments du bilan, des conventions peuvent être appliquées.

En l'absence d'éléments contractuels, ou dans le cas des instruments financiers relatifs au portefeuille de négociation (ex: dérivés), les échéances sont constatées dans la première tranche (jusqu'à 3 mois).

Les engagements de garantie donnés sont échancés en fonction de la meilleure estimation possible d'écoulement avec, par défaut, un échancement dans la première tranche (jusqu'à 3 mois).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

NOTE 4 AUTRES ACTIVITÉS

NOTE 4.1 Produits et charges de commissions

PRINCIPES COMPTABLES

Les rubriques de *Produits et charges de commissions* regroupent les commissions sur prestations de services et engagements qui ne sont pas assimilables à des intérêts. Les commissions assimilables à des intérêts font partie intégrante du taux d'intérêt effectif de l'instrument financier auquel elles se rapportent et sont enregistrées en *intérêts et produits assimilés* et *intérêts et charges assimilés* (cf. Note 3.7).

Les opérations avec la clientèle regroupent les commissions perçues auprès des clients dans le cadre des activités de banque de détail du Groupe (notamment les commissions sur carte bancaire, les frais de tenue de compte ou encore les frais de dossier non assimilables à des intérêts).

Les prestations de service diverses regroupent les commissions perçues auprès de clients dans le cadre des autres activités bancaires du Groupe (notamment les commissions d'interchange, les commissions de gestion de fonds ou encore les commissions sur les produits d'assurance commercialisés dans le réseau).

Le Groupe enregistre en résultat les produits et charges de commissions pour un montant représentant la contrepartie du service fourni et en fonction du rythme de transfert du contrôle de ces services :

- les commissions rémunérant des services continus, telles certaines commissions sur moyens de paiement, les droits de garde sur titres en dépôt, ou les commissions sur abonnements aux services digitaux, sont étalées en résultat sur la durée de la prestation rendue ;
- les commissions rémunérant des services ponctuels, telles les commissions sur mouvements de fonds, les commissions d'apport reçues, les commissions d'arbitrage, ou les pénalités sur incidents de paiement, sont intégralement enregistrées en résultat quand la prestation est réalisée.

Le montant représentant la contrepartie du service fourni se compose des rémunérations fixes et variables prévues contractuellement diminuées le cas échéant des paiements dus aux clients (par exemple, dans le cadre d'offres promotionnelles). Les rémunérations variables (par exemple remises basées sur les volumes de services fournis sur une période donnée ou commissions à recevoir sous condition de réalisation d'un objectif de performance) sont incluses dans le montant représentant la contrepartie du service fourni si et seulement s'il est hautement probable que cette rémunération ne fera pas l'objet ultérieurement d'un ajustement significatif des revenus à la baisse.

Les éventuels décalages entre la date de règlement de la prestation et la date de réalisation de la prestation génèrent des actifs ou passifs selon le type de contrat et le sens du décalage qui sont présentés dans les rubriques *Autres actifs* et *Autres passifs* (cf. Note 4.4) :

- Les contrats avec les clients génèrent ainsi des créances commerciales, produits à recevoir ou produits constatés d'avance ;
- Les contrats avec les fournisseurs génèrent ainsi des dettes fournisseurs, charges à payer ou charges constatées d'avance.

Dans le cadre des opérations de syndication, le taux d'intérêt effectif de la fraction de financement conservée à l'actif du Groupe est aligné sur celui des autres participants en y intégrant si nécessaire une quote-part des commissions de prise ferme et de participation ; le solde de ces commissions, rémunérant les prestations rendues, est alors enregistré en *Produits de commissions* à la fin de la période de syndication. Les commissions d'arrangement sont prises en résultat à la date de conclusion juridique de l'opération.

(En M EUR)	2019			2018		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Opérations avec les établissements de crédit	157	(149)	8	148	(182)	(34)
Opérations avec la clientèle	3 072	-	3 072	3 187	-	3 187
Opérations sur instruments financiers	2 261	(2 351)	(90)	2 308	(2 334)	(26)
Opérations sur titres	523	(1 019)	(496)	539	(1 030)	(491)
Opérations sur marchés primaires	126	-	126	136	-	136
Opérations de change et sur instruments financiers dérivés	1 612	(1 332)	280	1 633	(1 304)	329
Engagements de financement et de garantie	772	(213)	559	711	(78)	633
Prestations de services diverses	2 806	(1 098)	1 708	2 770	(1 006)	1 764
Commissions de gestion d'actifs	610	-	610	634	-	634
Commissions sur moyens de paiement	914	-	914	847	-	847
Commissions sur produits d'assurance	241	-	241	228	-	228
Commissions de placement d'OPCVM et assimilés	80	-	80	85	-	85
Autres commissions	961	(1 098)	(137)	976	(1 006)	(30)
TOTAL	9 068	(3 811)	5 257	9 124	(3 600)	5 524

NOTE 4.2 Produits et charges des autres activités**PRINCIPES COMPTABLES****Activités de location**

Les contrats de location consentis par le Groupe qui n'ont pas pour effet de transférer aux locataires la quasi-totalité des risques et avantages inhérents à la propriété du bien loué sont qualifiés de location simple.

Les biens détenus dans le cadre de ces opérations de location simple, incluant les immeubles de placement, sont présentés parmi les *Immobilisations corporelles et incorporelles* au bilan, pour leur coût d'acquisition diminué des amortissements et des dépréciations (cf. Note 8.4).

Les actifs de location sont amortis hors valeur résiduelle sur la durée du bail. Les revenus des loyers sont enregistrés en produits de manière linéaire sur la durée du contrat de location, tandis que le traitement comptable des produits facturés au titre des prestations de maintenance connexes aux activités de location simple a pour objet de refléter, sur la durée du contrat de service, une marge constante entre ces produits et les charges encourues pour rendre le service.

Les produits et charges et les plus ou moins-values de cession sur les immeubles de placement et sur les biens loués en location simple, ainsi que les produits et charges relatifs aux prestations de maintenance connexes aux activités de location simple, sont enregistrés parmi les *Produits et charges des autres activités* dans les lignes *Activités de location immobilière* et *Activités de location mobilière* du tableau ci-dessous.

Ces mêmes lignes incluent également les pertes encourues en cas de baisse des valeurs résiduelles non garanties sur les opérations de location-financement, ainsi que les produits et charges de dépréciation et les plus ou moins-value de cession relatifs aux biens non loués après résiliation d'opérations de location-financement.

Les contrats de location proposés par les entités du Groupe peuvent prévoir des prestations de maintenance du matériel loué. Dans ce cas, la part des loyers correspondant à ces prestations est étalée sur la durée de la prestation (généralement, la durée du contrat de location). Cet étalement tient compte le cas échéant du rythme de fourniture du service lorsque ce dernier n'est pas linéaire.

Activités de promotion immobilière

S'agissant d'une prestation de services continus, la marge des opérations de vente de biens immobiliers sur plan (logements, bureaux, surfaces commerciales...) est reconnue progressivement sur la durée du programme de construction jusqu'à la date de livraison du bien au client. Elle est comptabilisée en produits lorsque cette marge est positive et en charges lorsque cette marge est négative.

La marge comptabilisée à chaque arrêté comptable reflète l'estimation de la marge prévisionnelle du programme et son niveau d'avancement sur la période écoulée qui est fonction de l'avancement de la commercialisation et de l'avancement du chantier de construction.

(En M EUR)	2019			2018		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Opérations de promotion immobilière	96	-	96	76	(2)	74
Activités de location immobilière	48	(34)	14	34	(40)	(6)
Activités de location mobilière ⁽¹⁾	10 889	(7 758)	3 131	10 102	(7 156)	2 946
Autres activités	596	(1 993)	(1 397)	549	(1 814)	(1 265)
TOTAL	11 629	(9 785)	1 844	10 761	(9 012)	1 749

(1) Il s'agit principalement des produits et charges liés aux activités de location longue durée et gestion de flotte de véhicules.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

NOTE 4.3 Activités d'assurance

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les activités d'assurance (assurances-dommages et assurances-vie) complètent les activités bancaires au sein de l'offre commerciale proposée aux clients du Groupe.

Ces activités sont réalisées par des filiales dédiées, soumises à la réglementation spécifique du secteur de l'assurance.

Les règles de mesure et de comptabilisation des risques associés aux contrats d'assurance sont spécifiques à ce secteur d'activité.

REPORT D'APPLICATION DE LA NORME IFRS 9 PAR LES FILIALES DU SECTEUR DE L'ASSURANCE

Les amendements à la norme IFRS 4 (Application d'IFRS 9 « Instruments financiers » avec IFRS 4 « Contrats d'assurance ») offrent notamment aux entités dont l'assurance est l'activité prédominante, la faculté de reporter l'application de la norme IFRS 9 jusqu'au 1^{er} janvier 2021, ces entités continuant alors à appliquer la norme IAS 39. Le règlement (UE) 2017/1988 a élargi cette faculté de report en permettant aux conglomérats financiers définis par la directive 2002/87/CE de faire différer jusqu'au 1^{er} janvier 2021 au plus tard l'application d'IFRS 9 par leurs entités juridiques exerçant dans le secteur de l'assurance.

Le Groupe a décidé, pour ses filiales du secteur de l'assurance, de différer l'application de la norme IFRS 9 et de maintenir ainsi les traitements définis par la norme IAS 39 telle qu'adoptée dans l'Union européenne. Le Groupe a pris les dispositions nécessaires pour interdire tout transfert d'instruments financiers entre son secteur d'assurance et le reste du Groupe qui aurait un effet décomptabilisant pour l'entité cédante, cette restriction n'étant toutefois pas requise pour les transferts d'instruments financiers évalués en juste valeur par résultat par les deux secteurs impliqués.

Des lignes spécifiques dédiées aux activités d'assurance sont présentées dans les états financiers consolidés pour en améliorer la lisibilité : *Placements des activités d'assurance* à l'actif du bilan, *Passifs relatifs aux contrats d'assurance* au passif du bilan et *Produit net des activités d'assurance* au sein du *Produit net bancaire* dans le compte de résultat.

Les principales filiales concernées sont Sogécap, Antarius, Sogelife, Oradea Vie, Komerční Pojistovna AS et Sogessur.

NOTE 4.3.1 PASSIFS RELATIFS AUX CONTRATS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

PRINCIPES COMPTABLES

Provisions techniques des entreprises d'assurance

Les provisions techniques correspondent aux engagements des entreprises d'assurance vis-à-vis des assurés et des bénéficiaires des contrats.

En application de la norme IFRS 4 sur les contrats d'assurance, les provisions techniques des contrats d'assurance-vie et d'assurance non-vie restent calculées selon les mêmes méthodes que celles définies par la réglementation locale à l'exception de certaines provisions prudentielles qui sont annulées (provision pour risque d'exigibilité) ou recalculées de manière économique (principalement, la provision globale de gestion).

Les risques couverts par les contrats d'assurance non-vie sont majoritairement des risques de protection habitations, des risques automobiles et des garanties accidents de la vie. Les provisions techniques relatives à ces contrats regroupent des provisions pour primes non acquises (quote-part de primes émises se rapportant aux exercices suivants) et des provisions pour sinistres à payer.

Les risques couverts par les contrats d'assurance-vie sont majoritairement des risques de décès, d'invalidité et d'incapacité de travail. Les provisions techniques relatives à ces contrats sont constituées principalement des provisions mathématiques qui correspondent à la différence entre la valeur actuelle des engagements respectivement pris par l'assureur et par les assurés et celle des provisions pour sinistres à payer.

En assurance-vie épargne :

- les provisions techniques des contrats en assurance-vie épargne investis sur les supports en euros avec clause de participation aux bénéfices sont constituées essentiellement des provisions mathématiques et des provisions pour participation aux bénéfices ;
- les provisions techniques des contrats d'assurance-vie épargne investis sur les supports en unités de compte ou avec une clause d'assurance significative (mortalité, invalidité...) sont évaluées en date d'inventaire en fonction de la valeur de réalisation des actifs servant de supports à ces contrats.

En application des principes définis par la norme IFRS 4 et conformément à la réglementation locale applicable au regard de cette dernière, les contrats d'assurance avec une clause de participation aux bénéfices font l'objet d'une « comptabilité miroir » consistant à comptabiliser au bilan, dans le poste *Participation aux bénéfices différée*, les écarts de valorisation positifs ou négatifs des actifs financiers qui, potentiellement, reviennent aux assurés. Cette provision pour participation aux bénéfices différée est déterminée de sorte à refléter les droits potentiels des assurés sur les plus-values latentes relatives aux instruments financiers valorisés en juste valeur ou leurs participations potentielles aux pertes en cas de moins-values latentes.

Afin d'établir le caractère recouvrable de l'actif de participation aux bénéfices différée en cas de moins-value latente nette, le Groupe vérifie alors que les besoins de liquidité survenant dans un environnement économique défavorable n'imposent pas de vendre des actifs en situation de moins-values latentes. Pour cela, les approches suivantes sont retenues :

- la première consiste à simuler des scénarii de stress déterministes (« normés » ou « extrêmes »). On démontre que dans ces scénarii, il n'y a pas de réalisation de moins-values significatives au titre des actifs en stock à la date d'inventaire dans les scénarii testés ;
- l'objectif de la seconde approche est de s'assurer qu'à moyen long terme, les ventes réalisées pour faire face aux besoins de liquidité ne génèrent pas de moins-values significatives. Cette approche est vérifiée sur des projections réalisées à partir de scénarii extrêmes.

Par ailleurs, le test de suffisance des passifs (LAT) est effectué trimestriellement au niveau de chaque entité d'assurance consolidée. Ce test consiste à comparer la valeur comptable des passifs d'assurance et la valeur économique moyenne, basée sur un modèle stochastique, des flux futurs de trésorerie. Ce test prend en compte l'ensemble des flux de trésorerie futurs contractuels y compris les prestations, les frais de gestion, les commissions, les options et garanties sur les contrats ; il n'inclut pas de prime future. Si le test conclut à une insuffisance de la valeur comptable, l'ajustement éventuel des passifs d'assurance est constaté dans le compte de résultat.

Classement des passifs financiers d'assurance

Lors de leur comptabilisation initiale, les passifs financiers issus des activités d'assurance du Groupe sont classés dans les catégories comptables suivantes :

- passifs financiers évalués à la juste valeur : il s'agit des passifs financiers dérivés ;
- passifs financiers évalués à la juste valeur (option juste valeur) : il s'agit des passifs financiers non dérivés que le Groupe a désignés dès l'origine pour être évalués en juste valeur par résultat (option juste valeur). Il s'agit notamment des contrats d'investissements sans participation aux bénéfices discrétionnaire et sans composante assurance, qui ne répondent pas à la définition d'un contrat d'assurance selon les dispositions d'IFRS 4 (contrats d'assurance en unités de compte pures) et sont donc régis par IAS 39.

DÉTAIL DES PASSIFS RELATIFS AUX CONTRATS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018*
Provisions techniques des entreprises d'assurance	140 155	127 386
Passifs financiers d'assurance	4 104	2 157
<i>Passifs financiers à la juste valeur par résultat</i>	834	774
<i>Passifs financiers à la juste valeur par résultat (option juste valeur)</i>	3 270	1 383
TOTAL	144 259	129 543

* Montants retraités à la suite du reclassement des contrats d'investissement en passifs financiers d'assurance.

PROVISIONS TECHNIQUES DES ENTREPRISES D'ASSURANCE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Provisions techniques des contrats d'assurance-vie en unités de compte*	32 611	27 467
Provisions techniques des autres contrats d'assurance-vie	94 714	90 992
Provisions techniques des contrats d'assurance non-vie	1 556	1 418
Participation aux bénéfices différée passive	11 274	7 509
Total	140 155	127 386
Part des réassureurs	(750)	(703)
PROVISIONS TECHNIQUES NETTES DE LA PART DES RÉASSUREURS	139 405	126 683

* Montants retraités à la suite du reclassement des contrats d'investissement en passifs financiers d'assurance.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

TABLEAU DE VARIATIONS DES PROVISIONS TECHNIQUES DES ENTREPRISES D'ASSURANCE HORS PARTICIPATION AUX BÉNÉFICES DIFFÉRÉE

(En M EUR)	Provisions techniques des contrats d'assurance-vie en unités de compte	Provisions techniques des autres contrats d'assurance-vie	Provisions techniques des contrats d'assurance non-vie
Ouverture au 1 ^{er} janvier 2019	27 467	90 992	1 418
Charge des provisions d'assurance	1 770	2 067	161
Revalorisation des contrats en unités de compte	4 268	-	-
Chargements prélevés sur les contrats en unités de compte	(193)	-	-
Transferts et arbitrages	(637)	630	-
Entrées de portefeuilles	26	(1)	9
Participation aux résultats	(95)	957	-
Autres	5	69	(32)
Clôture au 31 décembre 2019	32 611	94 714	1 556

Conformément à la norme IFRS 4 et aux principes du Groupe, le Liability Adequacy Test (LAT) sur la suffisance des passifs a été réalisé au 31 décembre 2019. Ce test a pour objectif de vérifier que les passifs

d'assurance comptabilisés sont suffisants. Le résultat de ce test au 31 décembre 2019 ne met pas en évidence d'insuffisance des passifs techniques.

ÉCHÉANCES PAR DURÉE RESTANT À COURIR DES PROVISIONS TECHNIQUES DES ENTREPRISES D'ASSURANCE

(En M EUR)	Jusqu'à 3 mois	De 3 mois à 1 an	De 1 à 5 ans	Plus de 5 ans	31.12.2019
Provisions techniques des entreprises d'assurance	15 288	9 291	37 018	78 558	140 155

NOTE 4.3.2 PLACEMENTS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

PRINCIPES COMPTABLES

Classement des actifs financiers

Lors de leur comptabilisation initiale, les actifs financiers issus des activités d'assurance du Groupe sont classés dans les catégories comptables suivantes :

- les *Actifs financiers à la juste valeur par résultat* : il s'agit des instruments financiers détenus à des fins de transaction (cf. définition en Note 3.1), incluant par défaut les instruments dérivés actifs qui ne sont pas qualifiés d'instruments de couverture, ainsi que des actifs financiers non dérivés que le Groupe a désignés dès l'origine pour être évalués en juste valeur par résultat (option juste valeur). En particulier, le Groupe évalue à la juste valeur sur option les actifs financiers représentatifs des contrats en unités de compte afin d'éliminer le décalage de traitement comptable avec les passifs d'assurance afférents ainsi que leurs participations dans des OPCVM sur lesquels elles exercent une influence notable ;
- les *actifs financiers disponibles à la vente* : ce sont les actifs financiers non dérivés détenus pour une période indéterminée et que le Groupe peut être amené à céder à tout moment. Par défaut, ce sont les actifs financiers qui ne sont classés dans aucune des autres catégories. Ces instruments sont évalués à la juste valeur par contrepartie des Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres. Les revenus courus ou acquis des titres de dette sont enregistrés en résultat sur la base du taux d'intérêt effectif tandis que les revenus des titres de capitaux propres sont enregistrés en produits de dividendes. Enfin, en cas d'indication objective de dépréciation sur base individuelle, la perte latente accumulée antérieurement en capitaux propres est reclassée en résultat dans la rubrique *Produit net des activités d'assurance* ;
- les *prêts et créances* : ils regroupent les actifs financiers non dérivés à revenus fixes ou déterminables qui ne sont pas cotés sur un marché actif et qui ne sont ni détenus à des fins de transaction, ni destinés à la vente dès leur acquisition ou leur octroi, ni désignés dès l'origine pour être évalués à la juste valeur par résultat (option juste valeur). Ils sont évalués au coût amorti et peuvent faire l'objet d'une dépréciation pour risque de crédit s'il existe des indications objectives de dépréciation sur base individuelle ou collective ;
- les *actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance* : ce sont les actifs financiers non dérivés, à revenus fixes ou déterminables et assortis d'une maturité fixe, qui sont cotés sur un marché actif et que le Groupe a l'intention et les moyens de détenir jusqu'à leur échéance. Ils sont évalués au coût amorti et peuvent faire l'objet, le cas échéant, d'une dépréciation s'il existe des indications objectives de dépréciation sur base individuelle.

Toutes ces catégories sont présentées au bilan du Groupe dans la rubrique *Placements des activités d'assurance* qui inclut également les immeubles de placement détenus par les entités d'assurance et les dérivés de couverture évalués conformément aux principes comptables présentés en Note 3.2.

Reclassements d'actifs financiers

Les actifs financiers ne peuvent, postérieurement à leur enregistrement initial au bilan du Groupe, être reclassés dans la catégorie des *Actifs financiers à la juste valeur par résultat*.

Un actif financier non dérivé enregistré initialement au bilan dans la rubrique *Actifs financiers à la juste valeur par résultat* parmi les actifs financiers détenus à des fins de transaction ne peut être reclassé hors de cette catégorie que dans des situations très spécifiques encadrées par la norme IAS 39.

DÉPRÉCIATION DES PLACEMENTS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

Dépréciation des actifs financiers au coût amorti

Pour les instruments de dettes qui ne sont pas évalués à la juste valeur par résultat, les indications objectives de dépréciation sur base individuelle retenues par les filiales d'assurance du Groupe incluent les éléments suivants :

- une dégradation significative de la situation financière de la contrepartie qui entraîne une forte probabilité que cette dernière ne puisse pas honorer en totalité ses engagements, impliquant alors un risque de perte pour le Groupe (l'appréciation de cette dégradation peut d'appuyer sur l'évolution de la notation des émetteurs ou les variations des spreads de crédit observés sur ces marchés) ;
- la survenance de retard de paiement des coupons et plus généralement d'impayés de plus de 90 jours ;
- ou, indépendamment de l'existence de tout incident de paiement, l'existence d'un risque avéré de crédit ou de procédures contentieuses (dépôts de bilan, règlement judiciaire, liquidation judiciaire).

S'il existe des indications objectives d'une perte de valeur sur des prêts et des créances ou sur des actifs financiers classés en actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance, le montant de la dépréciation est égal à la différence entre la valeur comptable de l'actif et la valeur actualisée des flux futurs de trésorerie estimés recouvrables en tenant compte de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être. L'actualisation des flux est calculée sur la base du taux d'intérêt effectif d'origine de l'actif financier. Le montant de cette dépréciation est présenté en déduction de la valeur nette comptable de l'actif financier déprécié.

Les dotations et reprises de dépréciations sont enregistrées en produits nets des placements au sein des *Produits nets des activités d'assurance*. La reprise dans le temps des effets de l'actualisation constitue la rémunération comptable des créances dépréciées et est enregistrée en produits d'intérêt au sein des *Produits nets des activités d'assurance*.

Dans le cas où il n'existerait pas d'indication objective de dépréciation pour un actif financier considéré individuellement, significatif ou non, le Groupe inclut cet actif financier dans un groupe d'actifs financiers présentant des caractéristiques de risque de crédit similaires et les soumet collectivement à un test de dépréciation. L'existence, au sein d'un portefeuille homogène d'un risque de crédit avéré sur un ensemble d'instruments financiers donne alors lieu à l'enregistrement d'une dépréciation sans attendre que le risque ait individuellement affecté une ou plusieurs créances.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

Dépréciation d'actifs financiers disponibles à la vente

Un actif financier disponible à la vente est déprécié dès lors qu'il existe une indication objective de dépréciation découlant d'un ou plusieurs événements postérieurs à la comptabilisation initiale de cet actif.

Pour les instruments de capitaux propres cotés, une baisse significative ou prolongée de leur cours en deçà de leur coût d'acquisition constitue une indication objective de dépréciation. Le Groupe estime que c'est notamment le cas pour les actions cotées qui présentent à la date de clôture des pertes latentes supérieures à 50% de leur coût d'acquisition ainsi que pour les actions cotées en situation de pertes latentes pendant une période continue de 24 mois ou plus précédant la date de clôture. D'autres facteurs, comme la situation financière de l'émetteur ou ses perspectives d'évolution, peuvent conduire le Groupe à estimer que son investissement pourrait ne pas être recouvré quand bien même les critères mentionnés ci-dessus ne seraient pas atteints. Une charge de dépréciation est alors enregistrée au compte de résultat à hauteur de la différence entre le cours coté du titre à la date de clôture et son coût d'acquisition.

Pour les instruments de capitaux propres non cotés, les critères de dépréciation retenus sont identiques à ceux mentionnés ci-dessus, la valeur des instruments à la date de clôture étant déterminée sur la base des méthodes de valorisation décrites dans la Note 3.4.

Les critères de dépréciation des instruments de dettes sont similaires à ceux appliqués pour la dépréciation des actifs financiers évalués au coût amorti.

Lorsqu'une diminution de la juste valeur d'un actif financier disponible à la vente a été comptabilisée directement dans la ligne spécifique des capitaux propres intitulée *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres* et qu'il existe par la suite une indication objective de dépréciation de cet actif, le Groupe inscrit en compte de résultat la perte latente cumulée comptabilisée antérieurement en capitaux propres en produits nets des placements au sein des *Produits nets des activités d'assurance* pour les instruments de dettes et pour les instruments de capitaux propres.

Le montant de cette perte cumulée est égal à la différence entre le coût d'acquisition (net de tout remboursement en principal et de tout amortissement) et la juste valeur actuelle, diminuée éventuellement de toute perte de valeur sur cet actif financier préalablement comptabilisée en résultat.

Les pertes de valeur comptabilisées en résultat relatives à un instrument de capitaux propres classé comme disponible à la vente ne sont pas reprises en résultat tant que l'instrument financier n'a pas été cédé. Dès lors qu'un instrument de capitaux propres a été déprécié, toute perte de valeur complémentaire constitue une dépréciation additionnelle. En revanche, pour les instruments de dettes, les pertes de valeur font l'objet de reprises par résultat en cas d'appréciation ultérieure de leur valeur en lien avec une amélioration du risque de crédit de l'émetteur.

AUTRES PRINCIPES COMPTABLES

Les principes comptables relatifs à la juste valeur, la comptabilisation initiale des instruments financiers, la décomptabilisation des instruments financiers, les instruments financiers dérivés, les produits et charges d'intérêts, les actifs financiers transférés et la compensation d'instruments financiers sont identiques à ceux décrits dans la Note 3 *Instruments financiers*.

DÉTAIL DES PLACEMENTS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018*
Actifs financiers à la juste valeur par résultat (portefeuille de transaction)	268	462
<i>Actions et autres instruments de capitaux propres</i>	37	29
<i>Dérivés de transaction</i>	231	433
Actifs financiers à la juste valeur par résultat (option juste valeur)	65 718	54 715
<i>Obligations et autres instruments de dettes</i>	31 719	26 356
<i>Actions et autres instruments de capitaux propres</i>	33 694	28 085
<i>Prêts, créances et pensions livrées</i>	305	274
Instruments dérivés de couverture	438	401
Actifs financiers disponibles à la vente	91 899	84 668
<i>Instruments de dettes</i>	75 839	70 982
<i>Instruments de capitaux propres</i>	16 060	13 686
Prêts et créances sur les établissements de crédit ⁽¹⁾	5 867	5 794
Prêts et créances sur la clientèle	92	119
Actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance	80	-
Placements immobiliers	576	609
TOTAL DES PLACEMENTS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE⁽¹⁾⁽²⁾	164 938	146 768

* Montants retraités afin de présenter les placements des activités d'assurance après élimination des opérations intra-groupe.

(1) Les placements réalisés auprès de sociétés du Groupe en représentation des contrats d'assurance-vie en unités de compte sont maintenus au bilan consolidé du Groupe, traitement qui n'a pas d'incidence significative sur ce dernier.

(2) Dont 1 125 millions d'euros de comptes ordinaires au 31 décembre 2019 contre 719 millions d'euros au 31 décembre 2018.

ANALYSE DES ACTIFS FINANCIERS EN FONCTION DE LEURS CONDITIONS CONTRACTUELLES

Le tableau ci-dessous présente la valeur comptable des actifs financiers inclus dans les Placements des activités d'assurance en distinguant ceux dont les conditions contractuelles donnent lieu, à des dates spécifiées, à des flux de trésorerie qui correspondent uniquement à des remboursements de principal et à des versements d'intérêts sur le principal restant dû (instruments basiques).

(En M EUR)	31.12.2019					
	Valeur comptable			Juste valeur		
	Instruments basiques	Autres instruments	Total	Instruments basiques	Autres instruments	Total
Actifs financiers à la juste valeur par résultat	-	65 986	65 986	-	65 986	65 986
Instruments dérivés de couverture	-	438	438	-	438	438
Actifs financiers disponibles à la vente	72 349	19 550	91 899	72 349	19 550	91 899
Prêts et créances sur établissements de crédit	2 805	3 062	5 867	3 012	3 178	6 190
Prêts et créances sur la clientèle	92	-	92	90	-	90
Actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance	-	80	80	-	80	80
TOTAL DES PLACEMENTS FINANCIERS	75 246	89 116	164 362	75 451	89 232	164 683

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

(En M EUR)	31.12.2018					
	Valeur comptable			Juste valeur		
	Instruments basiques	Autres instruments	Total	Instruments basiques	Autres instruments	Total
Actifs financiers à la juste valeur par résultat	-	55 177	55 177	-	55 177	55 177
Instruments dérivés de couverture	-	401	401	-	401	401
Actifs financiers disponibles à la vente	68 261	16 407	84 668	68 261	16 407	84 668
Prêts et créances sur établissements de crédit	2 122	3 672	5 794	2 259	3 880	6 139
Prêts et créances sur la clientèle	119	-	119	117	-	117
Actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance	-	-	-	-	-	-
TOTAL DES PLACEMENTS FINANCIERS	70 502	75 657	146 159	70 637	75 865	146 502

JUSTE VALEUR DES INSTRUMENTS FINANCIERS ÉVALUÉS EN JUSTE VALEUR

(En M EUR)	31.12.2019			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Actifs financiers à la juste valeur par résultat (portefeuille de transaction)	37	190	41	268
Actifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	58 874	6 483	361	65 718
Instruments dérivés de couverture	-	438	-	438
Actifs financiers disponibles à la vente	84 435	7 252	212	91 899
TOTAL	143 346	14 363	614	158 323

(En M EUR)	31.12.2018			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Actifs financiers à la juste valeur par résultat (portefeuille de transaction)	29	384	49	462
Actifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	48 821	5 516	378	54 715
Instruments dérivés de couverture	-	401	-	401
Actifs financiers disponibles à la vente	79 104	5 466	98	84 668
TOTAL	127 954	11 767	525	140 246

MOUVEMENTS SUR ACTIFS FINANCIERS DISPONIBLES À LA VENTE

(En M EUR)	2019
Solde au 1^{er} janvier	84 668
Acquisitions	15 602
Cessions/remboursements	(11 393)
Transferts en actifs financiers détenus jusqu'à échéance	(80)
Variations de périmètre et autres	154
Gains et pertes sur variations de juste valeur de la période comptabilisés en capitaux propres	2 984
Pertes de valeur sur instruments de capitaux propres comptabilisés en résultat	(91)
Différences de change	55
Solde au 31 décembre	91 899

GAINS ET PERTES LATENTS DES ACTIFS FINANCIERS DISPONIBLES À LA VENTE COMPTABILISÉS DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES

(En M EUR)	31.12.2019		
	Plus-values	Moins-values	Réévaluation nette
Gains et pertes latents des sociétés d'assurance	556	(30)	526
Sur instruments de capitaux propres disponibles à la vente	2 047	(75)	1 972
Sur instruments de dettes disponibles à la vente et actifs reclassés en prêts et créances	7 921	(240)	7 681
Participation aux bénéfices différée	(9 412)	285	(9 127)

(En M EUR)	31.12.2018		
	Plus-values	Moins-values	Réévaluation nette
Gains et pertes latents des sociétés d'assurance	384	(47)	337
Sur instruments de capitaux propres disponibles à la vente	1 114	(391)	723
Sur instruments de dettes disponibles à la vente et actifs reclassés en prêts et créances	6 338	(477)	5 861
Participation aux bénéfices différée	(7 068)	821	(6 247)

ACTIFS FINANCIERS REÇUS EN GARANTIE ET DONT L'ENTITÉ PEUT DISPOSER

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Juste valeur des titres reçus en pension livrée	7	8

Les opérations de pensions livrées sur titres sont généralement conclues par le Groupe dans des termes et conditions usuels de marché. Le Groupe a la faculté de réutiliser les titres reçus en pension livrée en les cédant, en les remettant en pension ou en garantie, sous

réserve de restituer ces titres ou leurs équivalents à la contrepartie de l'opération de pension à l'échéance de cette dernière. Ces titres ne sont pas reconnus au bilan. Leur juste valeur présentée ci-dessus inclut les titres cédés ou redonnés en garantie.

NOTE 4.3.3 PRODUIT NET DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE**PRINCIPES COMPTABLES****Charges et produits relatifs aux contrats d'assurance**

Les charges et produits relatifs aux contrats d'assurance émis par les entreprises d'assurance du Groupe, les produits et charges de commissions associés, ainsi que les produits et charges relatifs aux placements des activités d'assurance sont présentés dans la rubrique *Produit net des activités d'assurance* du compte de résultat.

Les autres produits et charges sont présentés dans les rubriques auxquelles ils se rapportent.

Les variations de la provision pour participation aux bénéfices différée sont présentées dans la rubrique *Produit net des activités d'assurance* du compte de résultat ou parmi les *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres* dans les rubriques dédiées aux actifs sous-jacents concernés.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

Le tableau ci-dessous détaille les produits et charges des activités d'assurance et des placements associés présentés sur une ligne dédiée du Produit net bancaire : Produit net des activités d'assurance (après élimination des opérations intra-groupe).

(En M EUR)	2019	2018*
Primes nettes	14 188	12 562
Produits nets des placements	3 655	1 928
Charges de prestations (y compris variations de provisions et participation aux bénéfices différée) ⁽¹⁾	(15 736)	(12 429)
Autres produits (charges) nets techniques	(182)	(337)
Produit net des activités d'assurance	1 925	1 724
Charges de financement	(5)	(7)
Produit net bancaire des entités d'assurance	1 920	1 717

* Montants retravaillés à la suite du reclassement des contrats d'investissement en passifs financiers d'assurance

(1) Dont -3 557 millions d'euros au titre de la participation aux bénéfices différée au 31 décembre 2019.

PRODUITS NETS DES PLACEMENTS

(En M EUR)	2019	2018
Produits de dividendes sur instruments de capitaux propres	719	617
Produits d'intérêt	1 912	2 011
Sur actifs financiers disponibles à la vente	1 675	1 706
Sur prêts et créances	194	293
Autres produits nets d'intérêt	43	12
Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat	764	(776)
Gains ou pertes nets sur instruments financiers disponibles à la vente	237	62
Plus ou moins-value de cession sur instruments de dettes	141	(5)
Plus ou moins-value de cession sur instruments de capitaux propres	187	174
Pertes de valeur des instruments de capitaux propres	(91)	(207)
Gains ou pertes nets sur placements immobiliers	23	14
TOTAL	3 655	1 928

NOTE 4.3.4 GESTION DES RISQUES D'ASSURANCE

Le Groupe exerce ses activités d'assurance à travers la distribution et l'acceptation en réassurance d'une gamme étendue de contrats assurance-vie épargne et de prévoyance et d'assurance dommages. L'activité assurance-vie épargne sur le marché français étant prédominante dans les activités d'assurance du Groupe, les risques de marché des actifs financiers en représentation des engagements techniques constituent l'exposition la plus significative. Au sein des risques de marché, la ligne-métier Assurances est sensible aux chocs sur le niveau des taux d'intérêt, des marchés actions et des spreads de crédit. En lien avec l'activité d'assurance-vie épargne, le risque de rachats, au sein des risques de souscription vie, est également significatif.

La maîtrise de ces risques est au cœur de l'activité de la ligne-métier Assurances. Elle est confiée à des équipes qualifiées et expérimentées dotées de moyens informatiques importants et adaptés. Les risques font l'objet de suivis et de Reportings réguliers et sont encadrés par des politiques de risques validés en Conseil d'administration des entités.

La maîtrise des risques techniques repose sur les principes suivants :

- sécurisation du processus d'acceptation des risques pour garantir une adéquation *ab initio* de la tarification en fonction du profil de risque de l'assuré et des garanties souscrites ;

- suivi à fréquence régulière des indicateurs de sinistralité des produits afin d'ajuster si nécessaire certains paramètres produits comme la tarification ou le niveau de garantie ;
- mise en place d'un plan de réassurance afin de protéger la ligne-métier des sinistres majeurs ou des sinistres sériels ;
- application des politiques de risques de souscription, de provisionnement et de réassurance.

Concernant la maîtrise des risques liés aux marchés financiers et à la gestion actif-passif, elle est intégrée à la stratégie d'investissement au même titre que la recherche de la performance à long terme. L'optimisation de ces deux paramètres est fortement déterminée par les équilibres actif/passif. Les engagements au passif (garanties offertes aux clients, durée de détention des contrats), ainsi que les niveaux des grands postes du bilan (Fonds propres, Résultats, Provisions, Réserves...) sont étudiés au sein du Pôle Finances Investissements et Risques de la ligne-métier.

La maîtrise des risques liés aux marchés financiers (taux d'intérêt, crédit et actions) et à la gestion actif-passif repose sur les principes suivants :

- surveillance des flux de trésorerie à court terme et à long terme (adéquation de la durée du passif rapportée à la durée de l'actif, gestion du risque de liquidité) ;

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 4 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

- surveillance particulière des comportements des assurés (rachat) ;
- surveillance étroite des marchés financiers ;
- couverture des risques de taux (à la baisse et à la hausse) ;
- détermination de seuils et limites par contrepartie, par Rating émetteurs et par classe d'actifs ;
- réalisation de stress tests dont les résultats sont présentés annuellement en Conseil d'administration des entités, dans le cadre du rapport ORSA (*Own Risk and Solvency Assessment*) transmis à l'ACPR après approbation par le Conseil ;
- application des politiques de risques de gestion actif-passif et d'investissement.

DÉCOMPOSITION PAR TYPOLOGIE DE RATING DES INSTRUMENTS BASIQUES

Le tableau ci-dessous présente les valeurs comptables après éliminations des opérations intra-groupe.

(En M EUR)	31.12.2019			Total
	Actifs financiers disponibles à la vente	Prêts et créances sur établissements de crédits	Prêts et créances sur la clientèle	
AAA	4 064	1 033	-	5 097
AA+/AA/AA-	38 016	370	-	38 386
A+/A/A-	14 863	1 051	-	15 914
BBB+/BBB/BBB-	14 789	265	-	15 054
BB+/BB/BB-	289	-	-	289
B+/B/B-	5	-	-	5
CCC+/CCC/CCC-	-	-	-	-
CC+/CC/CC-	-	-	-	-
Inférieur à CC-	-	-	-	-
Sans notation	323	86	92	501
TOTAL AVANT DÉPRÉCIATIONS	72 349	2 805	92	75 246
Dépréciations	-	-	-	-
VALEUR COMPTABLE	72 349	2 805	92	75 246

L'échelle de notation est celle utilisée pour les besoins de la réglementation Solvabilité 2, qui requiert de retenir la deuxième meilleure notation déterminée par les agences de notation (Standard & Poor's, Moody's Investors Service et Fitch Ratings). Il s'agit des notes des émissions ou, si celles-ci ne sont pas disponibles, des notes des émetteurs.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

NOTE 4.4 Autres actifs et autres passifs

NOTE 4.4.1 AUTRES ACTIFS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Dépôts de garantie versés ⁽¹⁾	48 630	46 694
Comptes de règlement débiteurs sur opérations sur titres	6 915	6 645
Charges payées ou comptabilisées d'avance	1 084	1 057
Autres débiteurs divers ⁽²⁾	10 065	11 817
Autres débiteurs divers – assurance	1 653	1 511
TOTAL BRUT	68 347	67 724
Dépréciations ⁽³⁾	(302)	(278)
TOTAL NET	68 045	67 446

(1) Il s'agit principalement de dépôts de garantie versés sur instruments financiers, leur juste valeur est présumée correspondre à leur valeur comptable nette, le cas échéant, des dépréciations pour risque de crédit.

(2) Les autres débiteurs divers incluent notamment les créances commerciales et produits à recevoir de commissions et des autres activités. Les créances de location simple représentent 918 millions d'euros au 31 décembre 2019.

(3) Les dépréciations sur les autres actifs sont liées :

- au risque de crédit sur créances de location simple pour des montants de 145 millions d'euros au 31 décembre 2019 et de 131 millions d'euros au 31 décembre 2018 ;
- au risque de crédit sur biens acquis par adjudication et débiteurs divers pour des montants de 123 millions d'euros au 31 décembre 2019 et de 110 millions d'euros au 31 décembre 2018 ;
- aux autres risques pour des montants de 34 millions d'euros au 31 décembre 2019 et de 37 millions d'euros au 31 décembre 2018.

NOTE 4.4.2 AUTRES PASSIFS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Dépôts de garantie reçus ⁽¹⁾	49 321	43 443
Comptes de règlement créditeurs sur opérations sur titres	7 356	6 904
Charges à payer sur engagements sociaux	2 364	2 396
Dettes locative ⁽²⁾	2 251	
Produits constatés d'avance	1 596	1 620
Autres créditeurs divers ⁽³⁾	13 194	15 609
Autres créditeurs divers – assurance	8 980	6 657
TOTAL	85 062	76 629

(1) Il s'agit principalement de dépôts de garantie reçus sur instruments financiers, leur juste valeur est présumée correspondre à leur valeur comptable.

(2) Il s'agit de la comptabilisation de la dette locative relative aux contrats de location reconnue au bilan depuis le 1^{er} janvier 2019 par application de la norme IFRS 16 « Contrats de location » (cf. Note 3).

(3) Les créditeurs divers incluent notamment les dettes fournisseurs et les charges à payer de commissions et d'autres activités.

NOTE 5 CHARGES ET AVANTAGES DU PERSONNEL



POUR
FAIRE
SIMPLE

Les charges et avantages du personnel représentent la rémunération par le Groupe du travail rendu par ses employés au cours de l'exercice.

Toute contrepartie au travail rendu est enregistrée en charges :

- qu'elle soit due aux employés ou à des organismes sociaux externes ;
- qu'elle soit versée durant l'année ou à verser par le Groupe dans le futur au titre de droits acquis par les employés durant l'année (engagements de retraite, indemnités de fin de carrière,...) ;
- qu'elle soit payée en trésorerie ou en actions Société Générale (actions gratuites, stock-options).

PRINCIPES COMPTABLES

Les avantages du personnel se répartissent en quatre catégories :

- les avantages à court terme dont le règlement est attendu dans les douze mois qui suivent la fin de l'exercice au cours duquel les membres du personnel ont rendu les services correspondants, tels les salaires, les primes, les congés annuels rémunérés, les charges sociales et fiscales afférentes, ainsi que la participation et l'intéressement des salariés ;
- les avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies ou à cotisations définies, tels que les régimes de retraite ou les indemnités de fin de carrière ;
- les avantages à long terme dont le règlement est attendu dans un délai supérieur à douze mois, tels les rémunérations variables différées payées en numéraire et non indexées, les primes pour médailles du travail ou le compte épargne temps ;
- les indemnités de fin de contrat de travail.

Des informations relatives aux effectifs sont présentées dans le chapitre 5 du présent Document d'enregistrement universel (Responsabilité sociale et environnementale).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 5

NOTE 5.1 Frais de personnel et transactions avec les parties liées

PRINCIPES COMPTABLES

La rubrique *Frais de personnel* comprend l'ensemble des charges liées au personnel et regroupe à ce titre les charges relatives aux avantages du personnel et celles liées aux paiements sur base d'actions Société Générale.

La charge représentative des avantages à court terme acquis par les membres du personnel est enregistrée en *Frais de personnel* lorsque ces derniers ont rendu les services rémunérés par ces avantages.

Les principes comptables applicables aux avantages postérieurs à l'emploi et aux autres avantages à long terme sont présentés dans la Note 5.2 ; ceux applicables aux paiements sur base d'actions Société Générale sont présentés dans la Note 5.3.

Les frais de personnel incluent les transactions avec les parties liées telles que définies par la norme IAS 24.

Le Groupe a retenu comme parties liées, d'une part, les administrateurs, les mandataires sociaux (le Président, le Directeur général et les quatre Directeurs généraux délégués) et les conjoints et enfants vivant sous leurs toits, et d'autre part les filiales suivantes : filiales contrôlées exclusivement ou conjointement et sociétés sur lesquelles Société Générale exerce une influence notable.

NOTE 5.1.1 FRAIS DE PERSONNEL

(En M EUR)	2019	2018
Rémunérations du personnel	(7 240)	(6 925)
Charges sociales et fiscales	(1 660)	(1 648)
Charges de retraite nettes – régimes à cotisations définies	(759)	(724)
Charges de retraite nettes – régimes à prestations définies	(10)	78
Participation, intéressement, abondement et décote	(286)	(342)
TOTAL	(9 955)	(9 561)
<i>Dont charges nettes au titre des plans d'avantages en actions</i>	<i>(171)</i>	<i>(171)</i>

NOTE 5.1.2 TRANSACTIONS AVEC LES PARTIES LIÉES

RÉMUNÉRATION DES DIRIGEANTS

Ont été prises en compte à ce titre les sommes effectivement payées par le Groupe aux administrateurs et mandataires sociaux au titre des rémunérations (y compris les cotisations patronales) et autres avantages ci-dessous.

(En M EUR)	2019	2018
Avantages à court terme	13,6	17,9
Avantages postérieurs à l'emploi	0,7	0,7
Avantages à long terme	-	-
Indemnités de fin de contrat de travail	-	1,6
Paiements en actions	3,0	2,8
TOTAL	17,4	23,0

TRANSACTIONS AVEC LES PARTIES LIÉES
PERSONNES PHYSIQUES

Les seules transactions avec les administrateurs, mandataires sociaux et les membres de leur famille, retenues dans la présente note, sont les montants des prêts et cautions en cours au 31 décembre 2019, qui s'élèvent au total à 3,9 millions d'euros. Les autres transactions avec ces personnes n'ont pas de caractère significatif.

MONTANT TOTAL DES SOMMES PROVISIONNÉES
OU CONSTATÉES PAR AILLEURS PAR LE GROUPE
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE AUX FINS DU VERSEMENT DE
PENSIONS, DE RETRAITES OU D'AUTRES
AVANTAGES

Le montant total des sommes provisionnées ou constatées par le groupe Société Générale au 31 décembre 2019 en application de la norme IAS 19 aux fins de versement de pensions, retraites ou autres avantages à des mandataires sociaux de Société Générale (M^{me} Lebot et MM. Aymerich, Cabannes, Heim, et les deux administrateurs élus par les salariés) s'élève à 11,5 millions d'euros.

NOTE 5.2 Avantages du personnel

Les entités du Groupe, en France et à l'étranger, peuvent accorder à leurs salariés :

- des avantages postérieurs à l'emploi, tels que les régimes de retraite ou indemnités de fin de carrière ;
- des autres avantages à long terme, tels que les programmes de rémunération différée versée en numéraire et non indexée (tels que les rémunérations variables long terme), les primes pour médailles du travail ou les comptes épargne temps ;
- des indemnités de fin de contrat de travail.

DÉTAIL DES PROVISIONS SUR AVANTAGES DU PERSONNEL

(En M EUR)	Stock au 31.12.2018	Dotations	Reprises disponibles	Dotations nettes	Reprises utilisées	Écarts actuariels	Change et variations de périmètre	Stock au 31.12.2019
Avantages postérieurs à l'emploi ⁽¹⁾	1 574	92	(89)	3	(76)	34	85	1 620
Autres avantages à long terme	435	93	(57)	36	(39)	-	8	440
Indemnités de fin de contrat de travail	332	331	(62)	269	(260)	-	19	356
TOTAL	2 341	516	(208)	308	(375)	34	108	2 416

(1) Les reprises disponibles des avantages postérieurs à l'emploi incluent le gel des droits du régime additif de l'allocation complémentaire de retraite des cadres de direction, mis en place en France en 1991.

Société Générale a annoncé le 9 avril 2019 deux projets de transformation comprenant un ajustement stratégique de ses métiers de Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs et un projet plus opérationnel visant à adapter l'organisation du siège des activités de Banque de détail et Services Financiers Internationaux.

Ces projets ont entraîné une dotation aux provisions pour restructuration de 243 millions d'euros dont 236 millions d'euros enregistrés dans la rubrique *Frais de personnel* et 7 millions d'euros enregistrés dans la rubrique *Autres frais administratifs*. La majeure

partie de ces provisions a été utilisée au cours du deuxième semestre 2019.

Les provisions incluent également une provision pour restructuration relative à un projet d'évolution qui concernerait une partie du siège de la Banque de détail en France, les plateformes de traitement des opérations clients (back-offices) et certaines fonctions supports du réseau. Ce projet a entraîné en 2019 une dotation de 55 millions d'euros dont 44 millions d'euros enregistrés dans la rubrique *Frais de personnel* et 11 millions d'euros enregistrés dans la rubrique *Autres frais administratifs*.

PRINCIPES COMPTABLES**Avantages postérieurs à l'emploi**

Les avantages postérieurs à l'emploi se décomposent en deux catégories : les régimes à cotisations définies et les régimes à prestations définies.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À COTISATIONS DÉFINIES

Les régimes de retraite à cotisations définies sont ceux pour lesquels l'obligation du Groupe se limite uniquement au versement d'une cotisation, mais qui ne comportent aucun engagement du Groupe sur le niveau des prestations fournies. Les cotisations versées constituent des charges de l'exercice.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À PRESTATIONS DÉFINIES

Les régimes de retraite à prestations définies désignent les régimes pour lesquels le Groupe s'engage formellement ou par obligation implicite sur un montant ou un niveau de prestations et supporte donc le risque à moyen ou long terme.

Une provision est enregistrée au passif du bilan en *Provisions* pour couvrir l'intégralité de ces engagements de retraite. Elle est évaluée régulièrement par des actuaires indépendants selon la méthode des unités de crédit projetées. Cette méthode d'évaluation tient compte d'hypothèses démographiques, de départs anticipés, d'augmentations de salaires et de taux d'actualisation et d'inflation.

Le Groupe peut financer ses régimes à prestations définies en faisant appel à un fonds d'avantages à long terme ou en souscrivant un contrat d'assurance.

Les actifs de financement constitués via les fonds ou les contrats d'assurance sont qualifiés d'actifs de régime s'ils sont exclusivement destinés à régler les prestations du régime et si le financement est réalisé auprès d'une entité qui n'est pas une partie liée.

Lorsque les actifs de financement répondent à la définition d'actifs du régime, la provision destinée à couvrir les engagements concernés est diminuée de la juste valeur de ces fonds.

Lorsqu'ils ne répondent pas à la définition d'actifs de régime, ils sont qualifiés d'actifs distincts et sont présentés à l'actif du bilan dans la rubrique *Actifs financiers à la juste valeur par résultat*.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 5

Les différences liées aux changements d'hypothèses de calcul (départs anticipés, taux d'actualisation...) ainsi que les différences constatées entre les hypothèses actuarielles et la réalité constituent des écarts actuariels (gains ou pertes). Ces écarts actuariels, ainsi que le rendement des actifs du régime, duquel est déduit le montant déjà comptabilisé en charges au titre des intérêts nets sur le passif (ou l'actif) net, et la variation de l'effet du plafonnement de l'actif sont des éléments de réestimation (ou de réévaluation) du passif net (ou de l'actif net). Ces éléments sont enregistrés immédiatement et en totalité parmi les *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres*. Ces éléments ne peuvent être reclassés ultérieurement en résultat.

Dans les états financiers consolidés du Groupe, ces éléments, qui ne peuvent être reclassés ultérieurement en résultat, sont présentés parmi les *Réserves consolidées au passif du bilan* et sur une ligne distincte de l'État du résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres.

En cas de mise en place d'un nouveau régime (ou avenant), le coût des services passés est comptabilisé immédiatement en résultat.

La charge annuelle comptabilisée en *Frais de personnel* au titre des régimes à prestations définies comprend :

- les droits supplémentaires acquis par chaque salarié (coût des services rendus) ;
- la variation de l'engagement à la suite d'une modification ou à une réduction d'un régime (coût des services passés) ;
- le coût financier correspondant à l'effet de la désactualisation de l'engagement et le produit d'intérêt généré par les actifs du régime (intérêts nets sur le passif ou l'actif net) ;
- l'effet des liquidations de régimes.

AUTRES AVANTAGES À LONG TERME

Les autres avantages à long terme sont les avantages, autres que les avantages postérieurs à l'emploi et les indemnités de fin de contrat de travail, qui sont versés aux salariés dans un délai supérieur à douze mois après la clôture de l'exercice pendant lequel ces derniers ont rendu les services correspondants.

Les autres avantages à long terme sont évalués et comptabilisés de manière identique aux avantages postérieurs à l'emploi, au traitement près des écarts actuariels qui sont comptabilisés immédiatement en résultat.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À COTISATIONS DÉFINIES

Les principaux régimes postérieurs à l'emploi à cotisations définies se situent en France, au Royaume-Uni et aux États-Unis.

En France, ils regroupent notamment l'assurance vieillesse obligatoire et le régime de retraite national AGIRC-ARRCO, ainsi que les régimes de retraite mis en place par certaines entités du Groupe pour lesquels elles n'ont qu'une obligation de cotiser (abondement PERCO).

Au Royaume-Uni, l'employeur verse des taux de cotisations variables en fonction de l'âge des collaborateurs (de 2,5 à 10% du salaire) et peut abonder jusqu'à 4,5% les versements complémentaires volontaires des salariés.

Aux États-Unis, l'employeur contribue à hauteur des cotisations payées volontairement par les salariés jusqu'à 100% sur les premiers 8% de contribution dans la limite de 10 000 dollars américains.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À PRESTATIONS DÉFINIES

Les régimes de retraite postérieurs à l'emploi comprennent des régimes offrant des prestations de retraite sous forme de rentes, des régimes d'indemnités de fin de carrière ainsi que des régimes mixtes (*cash-balance*). Les prestations sous forme de rentes viennent en complément des pensions de retraite versées par les régimes de base obligatoires.

Les principaux régimes de retraite à prestations définies sont situés en France, au Royaume-Uni, en Suisse et aux États-Unis.

En France, le régime additif de l'allocation complémentaire de retraite des cadres de direction, mis en place en 1991, attribue aux bénéficiaires une allocation annuelle à la charge de Société Générale telle que décrite dans le chapitre 3 *Gouvernement d'entreprise* du présent Document d'enregistrement universel. Cette allocation est notamment fonction de l'ancienneté au sein de Société Générale. Depuis le 4 juillet 2019, date de publication de l'ordonnance mettant un terme aux régimes de retraite à prestations définies dits *à droits dérivatoires* en application de la Loi Pacte, ce régime est fermé aux nouveaux collaborateurs et les droits des bénéficiaires ont été gelés au 31 décembre 2019.

En Suisse, le régime est géré par une institution de prévoyance (la Fondation), composée de représentants patronaux et salariés. L'employeur et ses salariés versent des cotisations à cette Fondation. Les droits à retraite sont revalorisés selon un taux de rendement garanti et transformés en rente (ou versés en capital) également selon un taux de conversion garanti (régime dit *cash-balance*). Du fait de cette garantie de rendement minimum, le plan est assimilé à un régime à prestations définies.

Depuis quelques années, le groupe Société Générale mène activement une politique de transformation des régimes à prestations définies en régimes à cotisations définies.

Ainsi, au Royaume-Uni, le régime à prestations définies est fermé aux nouveaux collaborateurs depuis près de 20 ans et les droits des derniers bénéficiaires ont été gelés en 2015. La gestion est assurée par un organisme indépendant (*Trustee*).

De même, aux États-Unis, les plans de pension à prestations définies ont été fermés aux nouveaux collaborateurs en 2015 et l'acquisition de droits a été gelée.

RÉCONCILIATION DES ACTIFS ET PASSIFS INSCRITS AU BILAN

	31.12.2019				
(En M EUR)	France Royaume-Uni	États-Unis	Autres	Total	
A - Valeur actualisée des engagements	1 226	891	300	805	3 221
B - Juste valeur des actifs de régime	188	976	280	279	1 723
C - Juste valeur des actifs distincts	963	-	-	-	963
D - Effet du plafonnement d'actif	-	-	-	-	-
A - B - C + D = Solde net	75	(85)	20	526	535
AU PASSIF DU BILAN	1 070	-	20	529	1 619
À L'ACTIF DU BILAN⁽¹⁾	995	85	-	3	1 084

(1) dont 963 millions d'euros d'actifs distincts présentés dans la catégorie Actifs financiers à la juste valeur par résultat et 121 millions d'euros au titre des excédents d'actifs inclus dans les Autres actifs.

	31.12.2018				
(En M EUR)	France	Royaume-Uni	États-Unis	Autres	Total
A - Valeur actualisée des engagements	1 244	792	251	742	3 029
B - Juste valeur des actifs de régime	196	843	223	272	1 534
C - Juste valeur des actifs distincts	902	-	-	-	902
D - Effet du plafonnement d'actif	-	-	-	-	-
A - B - C + D = Solde net	146	(51)	28	470	593
AU PASSIF DU BILAN	1 076	-	28	473	1 577
À L'ACTIF DU BILAN(1)	930	51	-	3	984

(1) dont 902 millions d'euros d'actifs distincts présentés dans la catégorie Actifs financiers à la juste valeur par résultat et 82 millions d'euros au titre des excédents d'actifs inclus dans les Autres actifs.

COMPOSANTES DU COÛT DES PRESTATIONS DÉFINIES

(En M EUR)	2019	2018
Coût des services de l'année y compris charges sociales	79	106
Cotisations salariales	(5)	(5)
Coût des services passés/réductions ⁽¹⁾	(80)	(212)
Transfert via la charge	-	(3)
Intérêts nets	8	11
A - Composantes reconnues en résultat	2	(103)
Écarts actuariels liés aux actifs	(257)	119
Écarts actuariels suite aux changements d'hypothèses démographiques	(2)	1
Écarts actuariels suite aux changements d'hypothèses économiques et financières	295	(148)
Écarts actuariels d'expérience	(32)	(3)
Effet du plafonnement d'actifs	-	0
B - Composantes reconnues en gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	4	(31)
C = A + B TOTAL DES COMPOSANTES DU COÛT DES PRESTATIONS DÉFINIES	6	(134)

(1) Principalement lié à la publication de l'ordonnance mettant un terme aux régimes de retraite à prestations définies dits « à droits aléatoires » en application de la Loi Pacte.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 5

VARIATIONS DE LA VALEUR ACTUALISÉE DES OBLIGATIONS

(En M EUR)	2019	2018
Solde au 1^{er} janvier	3 029	3 381
Coût des services de l'année y compris charges sociales	79	106
Coût des services passés/réductions	(80)	(212)
Effet des liquidations	-	(3)
Intérêts nets	57	60
Écarts actuariels suite aux changements d'hypothèses démographiques	(2)	1
Écarts actuariels suite aux changements d'hypothèses économiques et financières	295	(148)
Écarts actuariels d'expérience	(32)	(3)
Conversion en devises	58	12
Prestations servies	(149)	(165)
Modification du périmètre de consolidation	(29)	-
Transferts et autres	(6)	-
Solde au 31 décembre	3 221	3 029

VARIATIONS DE LA JUSTE VALEUR DES ACTIFS DE FINANCEMENT

(En M EUR)	Actifs de régime		Actifs distincts	
	2019	2018	2019	2018
Solde au 1^{er} janvier	1 534	2 212	902	398
Charges d'intérêts liés aux actifs	37	44	12	6
Écarts actuariels liés aux actifs	164	(86)	93	(33)
Conversion en devises	58	11	-	-
Cotisations salariales	5	5	-	-
Cotisations patronales	23	22	-	-
Prestations servies	(76)	(112)	(45)	(23)
Modification du périmètre de consolidation	(21)	-	-	-
Transferts et autres	-	(562)	-	554
Effet du plafonnement des excédents d'actifs	-	-	-	-
Solde au 31 décembre	1 723	1 534	963	902

INFORMATIONS SUR LES ACTIFS DE FINANCEMENT DES RÉGIMES ET MODALITÉS DE FINANCEMENT DES RÉGIMES

Les actifs de financement comprennent les actifs de régime et les actifs distincts.

Ils représentent environ 83% des engagements du Groupe, avec des taux variables selon les pays.

Ainsi, les engagements des régimes à prestations définies du Royaume-Uni sont financés à hauteur de 100%, ceux des États-Unis et de la France à près de 94%, alors qu'ils ne sont pas préfinancés en Allemagne.

En proportion de leur juste valeur totale, les actifs de financement se composent de 77% d'obligations, 11% d'actions et 12% d'autres placements. Les titres Société Générale détenus en direct ne sont pas significatifs.

Les excédents d'actifs de financement s'élèvent à un montant de 200 millions d'euros.

Les cotisations employeurs devant être versées pour 2020 sont estimées à 15 millions d'euros au titre des régimes d'avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies.

Les stratégies de couverture des régimes sont définies localement en lien avec les Directions financières et les Directions des Ressources Humaines des entités, par des structures *ad hoc* (Trustees, Fondations, structures paritaires...), le cas échéant. Par ailleurs, les stratégies d'investissement ou de financement des passifs sociaux sont suivies au niveau Groupe à travers une gouvernance globale. Des comités, en présence de représentants de la Direction des Ressources Humaines, de la Direction financière et de la Direction des risques ont pour objet de définir les directives du Groupe en matière d'investissement et de gestion des passifs, de valider les décisions, et de suivre les risques associés pour le Groupe.

Selon les durations des régimes et les réglementations locales, les actifs de couverture sont investis en actions et/ou en produits de taux, garantis ou non.

Les rendements réels sur les actifs de régimes et les actifs distincts se décomposent :

(En M EUR)	2019	2018
Actifs des régimes	201	(42)
Actifs distincts	106	(27)

PRINCIPALES HYPOTHÈSES ACTUARIELLES PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE

	31.12.2019	31.12.2018
Taux d'actualisation		
France	0,82%	1,50%
Royaume-Uni	2,00%	2,70%
États-Unis	3,19%	4,29%
Autres	0,73%	1,39%
Taux d'inflation long terme		
France	1,26%	1,44%
Royaume-Uni	2,92%	3,14%
États-Unis	N/A	N/A
Autres	1,22%	1,38%
Taux d'augmentation future des salaires		
France	0,82%	0,78%
Royaume-Uni	N/A	N/A
États-Unis	N/A	N/A
Autres	1,20%	1,12%
Durée de vie active moyenne restante des salariés (en années)		
France	9,24	9,11
Royaume-Uni	5,17	6,00
États-Unis	7,87	7,85
Autres	9,97	10,24
Duration (en années)		
France	13,79	14,01
Royaume-Uni	16,28	16,28
États-Unis	15,28	15,59
Autres	14,69	13,99

Les hypothèses par zone géographique sont des moyennes pondérées par la valeur actualisée des engagements.

Les courbes des taux d'actualisation utilisées sont les courbes des obligations corporate notées AA (source Merrill Lynch) observées fin octobre pour les devises USD, GBP et EUR, corrigées fin décembre dans les cas où la variation des taux avait un impact significatif.

Les taux d'inflation utilisés pour les zones monétaires EUR et GBP sont les taux de marché observés fin octobre et corrigés fin décembre dans

les cas où la variation des taux avait un impact significatif. Les taux d'inflation utilisés pour les autres zones monétaires sont les objectifs long terme des Banques centrales.

La durée de vie active moyenne restante des salariés est calculée en tenant également compte des hypothèses de taux de rotation.

Les hypothèses ci-dessus ont été appliquées sur les régimes postérieurs à l'emploi.

ANALYSE DES SENSIBILITÉS DES ENGAGEMENTS AUX VARIATIONS DES PRINCIPALES HYPOTHÈSES ACTUARIELLES

(En pourcentage de l'élément mesuré)	31.12.2019	31.12.2018
Variation du taux d'actualisation	+0,5%	+0,5%
Impact sur la valeur actualisée des engagements au 31 décembre N	-7%	-7%
Variation du taux d'inflation long terme	+0,5%	+0,5%
Impact sur la valeur actualisée des engagements au 31 décembre N	5%	5%
Variation du taux d'augmentation future des salaires	+0,5%	+0,5%
Impact sur la valeur actualisée des engagements au 31 décembre N	2%	2%

Les sensibilités publiées sont des moyennes des variations observées pondérées par la valeur actualisée des engagements.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 5

ÉCHÉANCIER DES PAIEMENTS FUTURS DE PRESTATIONS

(En M EUR)	2019	2018
N+1	160	160
N+2	148	143
N+3	154	154
N+4	163	164
N+5	169	168
N+6 à N+10	851	871

NOTE 5.3 Plans d'avantages en actions

PRINCIPES COMPTABLES

Les paiements sur base d'actions Société Générale englobent :

- les paiements en instruments de capitaux propres ;
- les versements en espèces dont le montant dépend de l'évolution de la valeur des instruments de capitaux propres.

Ces paiements sur base d'actions donnent lieu à l'enregistrement systématique d'une charge de personnel inscrite dans la rubrique *Frais de personnel* pour un montant égal à la juste valeur de la rémunération sur base d'actions accordée au salarié et selon des modalités qui dépendent du mode de règlement de ces paiements.

Pour les paiements en actions dénoués par remise d'instruments de capitaux propres (actions gratuites et options d'achat ou de souscription d'actions Société Générale), la valeur de ces instruments, calculée en date de notification, est étalée en charges sur la période d'acquisition des droits par contrepartie de la rubrique *Actions ordinaires et réserves liées en capitaux propres*. À chaque date de clôture, le nombre de ces instruments est révisé pour tenir compte des conditions de performance et de présence et ajuster le coût global du plan initialement déterminé ; la charge comptabilisée dans la rubrique *Frais de personnel* depuis l'origine du plan est alors ajustée en conséquence.

Pour les paiements en actions dénoués par règlement en espèces (rémunérations indexées sur le cours de l'action Société Générale), la valeur des sommes à verser est étalée en charges dans la rubrique *Frais de personnel* sur la période d'acquisition des droits par contrepartie d'un compte de dettes au passif du bilan en *Autres passifs - Charges à payer sur engagements sociaux*. Jusqu'à son règlement, cette dette est réévaluée pour tenir compte des conditions de performance et de présence ainsi que des variations de valeur des actions sous-jacentes. En cas de couverture par instruments dérivés, la variation de valeur de ces derniers est enregistrée dans la même rubrique du compte de résultat à hauteur de la part efficace.

Le Groupe peut attribuer à certains de ses salariés des options d'achat ou de souscription d'actions, des actions gratuites ou des rémunérations indexées sur le cours de l'action Société Générale et réglées en espèces.

Les options sont évaluées à leur juste valeur à la date de notification aux salariés sans attendre que les conditions nécessaires à leur attribution définitive soient remplies, ni que les bénéficiaires exercent leurs options.

Les méthodes retenues pour la valorisation des plans du Groupe sont le modèle binomial lorsque le Groupe dispose de statistiques suffisantes pour intégrer via ce modèle le comportement des bénéficiaires des options d'un plan ou, à défaut, le modèle Black & Scholes ou encore Monte Carlo. Cette évaluation est réalisée par un actuaire indépendant.

MONTANT DE LA CHARGE ENREGISTRÉE EN RÉSULTAT

(En M EUR)	2019			2018		
	Part à dénouement en espèces	Part à dénouement en titres	Total des régimes	Part à dénouement en espèces	Part à dénouement en titres	Total des régimes
Charges nettes provenant des plans d'options, des plans d'achat d'actions et d'attribution gratuite d'actions	111	60	171	112	59	171

La description des plans d'options et d'attribution gratuite d'actions Société Générale, qui complète cette note, est présentée dans le chapitre 3 du présent Document d'enregistrement universel (Gouvernement d'entreprise).

NOTE 6 IMPÔTS SUR LES BÉNÉFICES

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les impôts sur les bénéfices sont présentés séparément des autres impôts et taxes qui sont classés en *Autres frais administratifs*. Ils sont déterminés en appliquant les taux et règles d'imposition en vigueur dans le pays d'implantation de chaque entité consolidée.

Les impôts sur les bénéfices présentés dans le compte de résultat regroupent les impôts courants et les impôts différés :

- l'impôt courant est le montant d'impôt payable (ou remboursable) calculé sur la base du bénéfice imposable de la période ;
- l'impôt différé est le montant d'impôt résultant de transactions passées et qui sera payable (ou recouvrable) dans une période future.

PRINCIPES COMPTABLES

Impôts courants

La charge d'impôt courant est déterminée sur la base des bénéfices imposables de chaque entité fiscale consolidée en appliquant les taux et règles d'imposition en vigueur dans le pays d'implantation de l'entité. Cette charge inclut également les dotations nettes aux provisions pour risques fiscaux afférents à l'impôt sur les bénéfices.

Les crédits d'impôt sur revenus de créances et de portefeuilles titres, lorsqu'ils sont utilisés en règlement de l'impôt sur les bénéfices dû au titre de l'exercice, sont comptabilisés dans la même rubrique que les produits auxquels ils se rattachent. La charge d'impôt correspondante est maintenue dans la rubrique *Impôts sur les bénéfices* du compte de résultat.

Impôts différés

Les impôts différés sont comptabilisés dès lors qu'une différence temporaire est identifiée entre les valeurs comptables des actifs et passifs figurant au bilan et leurs valeurs fiscales respectives lorsque ces différences ont une incidence sur les paiements futurs d'impôts.

Les impôts différés sont calculés au niveau de chaque entité fiscale en appliquant les règles d'imposition en vigueur dans le pays d'implantation et en utilisant le taux d'impôt voté ou quasi voté qui devrait être en vigueur au moment où la différence temporaire se retournera. Ces impôts différés sont ajustés en cas de changement de taux d'imposition. Leur calcul ne fait l'objet d'aucune actualisation.

Des actifs d'impôts différés peuvent résulter de différences temporaires déductibles ou de pertes fiscales reportables. Les actifs d'impôts différés ne sont comptabilisés que si l'entité fiscale concernée a une perspective de récupération probable de ces actifs sur un horizon déterminé, notamment par l'imputation de ces différences et pertes reportables sur des bénéfices imposables futurs.

Les pertes fiscales reportables font l'objet d'une revue annuelle tenant compte du régime fiscal applicable à chaque entité fiscale concernée et d'une projection réaliste des résultats fiscaux de cette dernière : les actifs d'impôts différés qui n'avaient pas été comptabilisés jusque-là sont alors reconnus au bilan s'il devient probable qu'un bénéfice imposable futur permettra leur récupération. En revanche, la valeur comptable des actifs d'impôts différés déjà inscrits au bilan est réduite dès lors qu'apparaît un risque de non-récupération partielle ou totale.

Les impôts courants et différés sont comptabilisés en charges ou en produits d'impôts dans la rubrique *Impôts sur les bénéfices* du compte de résultat consolidé. Cependant, les impôts différés se rapportant à des charges ou produits enregistrés en *Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres* sont inscrits dans cette même rubrique des capitaux propres.

Provisions fiscales

Les provisions fiscales représentent des passifs dont l'échéance ou le montant ne sont pas fixés de façon précise. Leur constitution est subordonnée :

- à l'existence d'une obligation du Groupe à l'égard d'une administration fiscale au titre de l'impôt sur les bénéfices dont il est probable ou certain qu'elle provoquera une sortie de ressources au bénéfice de cette administration sans contrepartie au moins équivalente attendue de celle-ci, et
- à la disponibilité d'une estimation fiable de la sortie de ressource probable.

Le montant de la sortie de ressources attendue est alors actualisé pour déterminer le montant de la provision, dès lors que l'effet de cette actualisation présente un caractère significatif. Les dotations et reprises de provisions pour risques fiscaux sont enregistrées en charge fiscale courante dans la rubrique *Impôts sur les bénéfices* du compte de résultat.

Les informations relatives à la nature et au montant des risques concernés ne sont pas fournies lorsque le Groupe estime qu'elles pourraient lui causer un préjudice sérieux dans un litige l'opposant à des tiers sur le sujet faisant l'objet de la provision.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 6

NOTE 6.1 Détail de la charge d'impôt

(En M EUR)	2019	2018
Charge fiscale courante*	(968)	(947)
Charge fiscale différée	(296)	(357)
TOTAL*	(1 264)	(1 304)

* Montants retraités à la suite de la première application d'un amendement à la norme IAS 12 « impôts sur le résultat » (cf. Note 1).

RÉCONCILIATION ENTRE LE TAUX D'IMPÔT NORMATIF DU GROUPE ET LE TAUX D'IMPÔT EFFECTIF

(En M EUR)	2019	2018
Résultat avant impôt, hors résultat des sociétés mises en équivalence et pertes de valeur sur les écarts d'acquisition	5 339	6 061
Taux normal d'imposition applicable aux sociétés françaises (incluant la contribution sociale de 3,3%)	34,43%	34,43%
Différences permanentes*	(4,34)%	(2,66)%
Différentiel sur titres exonérés ou imposés à taux réduit	2,74%	(0,10)%
Différentiel de taux d'imposition sur les profits taxés à l'étranger	(9,13)%	(10,11)%
Effet des pertes de l'exercice non déductibles et de l'utilisation des reports déficitaires	(0,03)%	(0,04)%
TAUX EFFECTIF GROUPE*	23,67%	21,52%

* Montants retraités à la suite de la première application d'un amendement à la norme IAS 12 « impôts sur le résultat » (cf. Note 1).

En France, le taux normal de l'impôt sur les sociétés est de 33,33% auquel s'ajoute une contribution sociale sur les bénéfices de 3,3% (après application d'un abattement de 0,76 million d'euros) instaurée depuis 2000.

Les plus-values à long terme sur titres de participation sont exonérées sous réserve de la taxation au taux de droit commun d'une quote-part de frais et charges de 12% du montant de la plus-value brute uniquement si la société réalise une plus-value nette à long terme au titre de l'exercice de cession des titres de participation.

En outre, au titre du régime des sociétés mères et filiales, les dividendes reçus des sociétés dans lesquelles la participation est au moins égale à 5% sont exonérés sous réserve de la taxation au taux de droit commun d'une quote-part de frais et charges.

La loi de Finances 2018, publiée au Journal officiel du 31 décembre 2017, prévoit une réduction progressive du taux d'imposition en France (modifiée par la loi 2019-759 du 24 juillet 2019 en ce qui

concerne le taux d'IS pour 2019 et par la loi de Finances pour 2020 s'agissant des taux d'IS pour 2020 et 2021).

D'ici 2022, le taux normal de l'impôt sur les sociétés de 33,33% sera ramené à 25%, auquel s'ajoutera toujours la contribution sociale sur les bénéfices de 3,3%.

Les impôts différés des sociétés françaises sont calculés en appliquant le taux d'imposition qui sera en vigueur lors du retournement de la différence temporaire. Compte tenu de la réduction progressive des taux d'ici 2022, ces derniers (incluant la contribution sociale sur les bénéfices) seront :

- pour les résultats imposés au taux de droit commun : de 34,43% ou 32,02% en 2019 à 25,83% en 2022 et au-delà ;
- pour les résultats imposés au taux réduit : de 4,13% ou 3,84% en 2019 à 3,10% en 2022 et au-delà.

NOTE 6.2 Détail des actifs et passifs d'impôts**ACTIFS D'IMPÔTS**

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Créances d'impôts exigibles	1 038	1 066
Actifs d'impôts différés	4 741	4 753
dont impôts différés sur reports déficitaires	2 659	2 895
dont impôts différés sur différences temporaires	2 082	1 858
TOTAL	5 779	5 819

PASSIFS D'IMPÔTS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Dettes d'impôts exigibles	602	552
Provisions pour risques fiscaux ⁽¹⁾	101	
Passifs d'impôts différés	706	605
TOTAL	1 409	1 157

(1) Depuis le 1^{er} janvier 2019, les provisions fiscales relatives à l'impôt sur les bénéfices sont présentées dans la rubrique Passifs d'impôts à la suite de l'entrée en vigueur d'IFRIC 23 « Incertitudes relatives aux traitements fiscaux » (cf. Note 1).

Le Groupe effectue chaque année une revue des pertes fiscales reportables en tenant compte du régime fiscal applicable à chaque entité fiscale concernée et d'une projection réaliste des résultats fiscaux de cette dernière. Pour cela, les résultats fiscaux sont déterminés sur la base d'une projection des performances des métiers repris dans la trajectoire budgétaire du Groupe et/ou la revue stratégique des pays concernés, lesquelles sont approuvées par les instances de direction compétentes. Ils tiennent compte par ailleurs des retraitements comptables et fiscaux (dont le retournement des bases d'impôts différés actifs et passifs sur différences temporaires) applicables aux entités et juridictions concernées. Ces derniers sont déterminés d'une part sur la base d'un historique de résultats fiscaux et d'autre part, en s'appuyant sur l'expertise fiscale du Groupe. Au-delà de l'horizon de temps retenu dans la trajectoire budgétaire et/ou la revue stratégique, des extrapolations sont effectuées à partir, notamment, d'hypothèses macro-économiques (par exemple, l'évolution des taux d'intérêt).

Par nature, l'appréciation des facteurs macro-économiques retenus, ainsi que les estimations internes utilisées pour déterminer les résultats fiscaux comportent des risques et incertitudes quant à leur réalisation sur l'horizon estimé d'absorption des pertes. Ces risques et incertitudes concernent notamment les possibilités de changement des règles fiscales applicables (tant pour le calcul du résultat fiscal que pour les règles d'imputation des pertes fiscales reportables), ou la réalisation des hypothèses stratégiques retenues.

Pour s'assurer de la robustesse des projections de résultats fiscaux utilisées, le Groupe réalise des tests de sensibilité sur la réalisation des hypothèses budgétaires et stratégiques.

Au 31 décembre 2019, ces tests confirment la probabilité pour le Groupe de pouvoir imputer sur des bénéfices fiscaux futurs les pertes fiscales faisant l'objet d'un impôt différé actif à cette date.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 6

NOTE 6.3 Ventilation par groupe fiscal des impôts différés sur reports déficitaires présents à l'actif du bilan

Au 31 décembre 2019, compte tenu du régime fiscal applicable à chaque entité concernée et d'une projection réaliste de leurs résultats fiscaux, la durée prévisionnelle de recouvrement des actifs d'impôts différés est présentée dans le tableau ci-dessous :

(En M EUR)	31.12.2019	Durée légale du report en avant	Durée prévisionnelle de recouvrement
Impôts différés actifs sur reports déficitaires	2 659	-	-
Groupe fiscal France	2 168	Illimité ⁽¹⁾	8 ans
Groupe fiscal États-Unis d'Amérique	418	20 ans ⁽²⁾	7 ans
Autres	73	-	-

(1) En application de la loi de Finances 2013, l'imputation des déficits est plafonnée à 1 million d'euros majoré de 50% de la fraction du bénéfice imposable de l'exercice excédant ce plafond. La fraction non imputable des déficits est reportable sur les exercices suivants sans limite de temps et dans les mêmes conditions.

(2) Déficits générés avant le 31 décembre 2011.

Au 31 décembre 2019, les principaux impôts différés non reconnus à l'actif du bilan s'élèvent à 467 millions d'euros (contre 558 millions d'euros au 31 décembre 2018). Ces derniers concernent notamment le groupe fiscal États-Unis d'Amérique pour 413 millions d'euros (contre 500 millions d'euros au 31 décembre 2018) et l'entité SG Singapour pour 35 millions d'euros (contre 29 millions d'euros au 31 décembre 2018).

S'agissant du traitement fiscal de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel, Société Générale considère que la décision de la cour d'appel de Versailles du 23 septembre 2016 n'est pas de nature à remettre en cause son bien-fondé au regard de l'avis du Conseil d'État de 2011 et de sa jurisprudence constante. En conséquence, Société Générale considère qu'il n'y a pas lieu de provisionner les impôts différés actifs correspondants.

Toutefois, comme indiqué par le Ministre de l'Économie et des Finances dès septembre 2016, l'administration fiscale a examiné les conséquences fiscales de cette perte comptable et a indiqué qu'elle envisageait de remettre en cause la déductibilité de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel à hauteur de 4,9 milliards d'euros. Cette proposition de rectification est sans effet immédiat et devra éventuellement être confirmée par une notification de redressement adressée par l'administration lorsque Société Générale sera en situation d'imputer les déficits reportables issus de la perte sur son résultat imposable. Une telle situation ne se produira pas avant plusieurs années selon les prévisions de la banque. Dans l'hypothèse où l'administration déciderait le moment venu de confirmer sa position actuelle, le groupe Société Générale ne manquerait pas de faire valoir ses droits devant les juridictions compétentes.

NOTE 7 CAPITAUX PROPRES**POUR
FAIRE
SIMPLE**

Les capitaux propres représentent les ressources apportées par les actionnaires externes au Groupe sous forme de capital ainsi que les résultats cumulés et non distribués (réserves et report à nouveau). S'y ajoutent les ressources reçues lors de l'émission d'instruments financiers qui ne sont assortis d'aucune obligation contractuelle pour l'émetteur de délivrer de la trésorerie aux détenteurs de ces instruments.

Les capitaux propres n'ont aucune échéance contractuelle et lorsqu'une rémunération est versée aux actionnaires ou aux détenteurs d'autres instruments de capitaux propres, elle n'affecte pas le compte de résultat et vient directement diminuer le montant des réserves au sein des capitaux propres.

L'état de synthèse « Évolution des capitaux propres » présente les différents mouvements qui affectent la composition des capitaux propres au cours de la période.

NOTE 7.1 Actions propres et instruments de capitaux propres émis**PRINCIPES COMPTABLES****Actions propres**

Les actions Société Générale détenues par le Groupe sont portées en déduction des capitaux propres consolidés quel que soit l'objectif de leur détention et les résultats afférents sont éliminés du compte de résultat consolidé.

Le traitement des rachats et ventes d'actions émises par des filiales du Groupe est décrit dans la Note 2.

Instruments de capitaux propres émis

Les instruments financiers émis par le Groupe sont qualifiés en totalité ou en partie d'instruments de dettes ou de capitaux propres selon qu'il existe ou non une obligation contractuelle pour l'émetteur de délivrer de la trésorerie aux détenteurs des titres.

Lorsqu'ils sont qualifiés d'instruments de capitaux propres, les titres émis par Société Générale sont présentés parmi les *Autres instruments de capitaux propres*. S'ils sont émis par des filiales, ces instruments de capitaux propres sont présentés parmi les *Participations ne donnant pas le contrôle*. Les frais externes directement liés à l'émission d'instruments de capitaux propres sont enregistrés directement en déduction des capitaux propres pour leur montant net d'impôt.

Lorsqu'ils sont qualifiés d'instruments de dettes, les titres émis sont classés en *Dettes représentées par un titre* ou en *Dettes subordonnées* en fonction de leurs caractéristiques. Leur traitement comptable est identique à celui des autres passifs financiers évalués au coût amorti (cf. Note 3.6).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 7

NOTE 7.1.1 ACTIONS ORDINAIRES ET RÉSERVES LIÉES

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Capital souscrit	1 067	1 010
Primes et réserves liées	21 417	20 403
Élimination des titres autodétenus	(515)	(667)
TOTAL	21 969	20 746

ACTIONS ORDINAIRES ÉMISES PAR SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA

(En nombre d'actions)	31.12.2019	31.12.2018
Actions ordinaires	853 371 494	807 917 739
Dont actions détenues en propre avec droits de vote ⁽¹⁾	3 706 880	5 975 497
Dont actions détenues par le personnel	57 369 330	51 668 863

(1) Ne comprend pas les actions Société Générale détenues à des fins de transaction ou dans le cadre du contrat de liquidité.

Au cours du premier semestre 2019, Société Générale SA a réalisé une augmentation de capital relative à l'exercice, par les actionnaires, de l'option de distribution des dividendes 2018 en actions Société Générale SA de 50 millions d'euros assortie d'une prime d'émission de 839 millions d'euros.

Au cours du troisième trimestre 2019, Société Générale SA a réalisé une augmentation de capital réservée aux salariés de 7 millions d'euros assortie d'une prime d'émission de 115 millions d'euros.

Au 31 décembre 2019, le capital de Société Générale SA entièrement libéré s'élève à 1 066 714 367,50 euros et se compose de 853 371 494 actions d'une valeur nominale de 1,25 euro.

TITRES AUTODÉTENUS

Au 31 décembre 2019, les 8 231 355 actions détenues par les sociétés du Groupe à des fins d'autocontrôle, de transaction ou de gestion active des fonds propres représentent 0,96% du capital de Société Générale SA.

Le montant porté en déduction de l'actif net relatif à l'acquisition par le Groupe de ses propres instruments de capitaux propres, fermes ou dérivés, est de 515 millions d'euros, dont 375 millions d'euros au titre des activités de transaction.

L'évolution de l'autocontrôle sur l'année 2019 s'analyse comme suit :

(En M EUR)	Contrat de liquidité	Activités de transaction	Autocontrôle et gestion active des fonds propres	Total
Cessions nettes d'achats	4	49	99	152
Plus-values nettes d'impôts sur actions propres et dérivés sur actions propres imputées sur les capitaux propres	-	18	(95)	(77)

NOTE 7.1.2 INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES ÉMIS

TITRES SUBORDONNÉS À DURÉE INDÉTERMINÉE

Les titres subordonnés à durée indéterminée émis par le Groupe et intégrant des clauses discrétionnaires relatives au paiement des intérêts sont qualifiés d'instruments de capitaux propres.

Au 31 décembre 2019, le montant des titres subordonnés à durée indéterminée émis par le Groupe présentés parmi les capitaux propres au sein des *Autres instruments de capitaux propres* est de 244 millions d'euros évalués aux cours d'origine.

Date d'émission	Montant en devises au 31.12.2018	Rachats partiels et remboursements en 2019	Montant en devises au 31.12.2019	Montant en M EUR au cours d'origine	Rémunération
1 ^{er} juillet 1985	62 M EUR	-	62 M EUR	62	TMO -0,25% avec TMO = Moyenne Arithmétique des Taux Moyens Obligataires de la période du 01.06 au 31.05 précédant chaque échéance
24 novembre 1985	248 M USD	-	248 M USD	182	Moyenne des taux de dépôt Euro/Dollar 6 mois communiqués par les banques de référence +0,075%

TITRES SUPER-SUBORDONNÉS À DURÉE INDÉTERMINÉE

Compte tenu du caractère discrétionnaire de la décision de versement de la rémunération de ces titres, ils ont été classés en capitaux propres parmi les *Autres instruments de capitaux propres*.

Au 31 décembre 2019, le montant des titres super-subordonnés à durée indéterminée émis par le Groupe présentés parmi les capitaux

propres au sein des *Autres instruments de capitaux propres* est de 8 889 millions d'euros évalués aux cours d'origine.

La variation du montant des titres super-subordonnés à durée indéterminée émis par le Groupe s'explique par deux émissions et un remboursement au pair opérés sur l'année.

Date d'émission	Montant en devises au 31.12.2018	Rachats partiels et remboursements en 2019	Montant en devises au 31.12.2019	Montant en M EUR au cours d'origine	Rémunération
4 septembre 2009	905 M EUR	905 M EUR	-	-	9,375%, à partir de 2019 Euribor 3 mois +8,901%/an
18 décembre 2013	1 750 M USD		1 750 M USD	1 273	7,875%, à partir du 18 décembre 2023 Taux Mid Swap USD 5 ans +4,979%
25 juin 2014	1 500 M USD		1 500 M USD	1 102	6%, à partir du 27 janvier 2020 Taux Mid Swap USD 5 ans +4,067%
7 avril 2014	1 000 M EUR		1 000 M EUR	1 000	6,75%, à partir du 7 avril 2021 Taux Mid Swap EUR 5 ans +5,536%
29 septembre 2015	1 250 M USD		1 250 M USD	1 111	8%, à partir du 29 septembre 2025 Taux Mid Swap 5 ans +5,873%
13 septembre 2016	1 500 M USD		1 500 M USD	1 335	7,375%, à partir du 13 septembre 2021 Taux Mid Swap 5 USD +6,236%
6 avril 2018	1 250 M USD		1 250 M USD	1 035	6,750%, à partir du 6 avril 2028 Taux Mid Swap 5 ans +3,929%
4 octobre 2018	1 250 M USD		1 250 M USD	1 105	7,375%, à partir du 4 octobre 2023 Taux Mid Swap 5 ans +4,302%
16 avril 2019			750 M SGD	490	6,125%, à partir du 16 avril 2024 Taux Mid Swap 5 ans +4,207%
12 septembre 2019			700 M AUD	439	4,875%, à partir du 12 septembre 2024 Taux Mid Swap 5 ans +4,036%

AUTRES INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES ÉMIS PAR LES FILIALES

Les titres subordonnés à durée indéterminée émis par les filiales intégrant des clauses à caractère discrétionnaire relatives au paiement des intérêts sont qualifiés d'instruments de capitaux propres.

Au 31 décembre 2019, le montant des autres instruments de capitaux propres émis par les filiales du Groupe et présentés parmi les *Participations ne donnant pas le contrôle* est de 800 millions d'euros.

Date d'émission	Montant	Rémunération
18 décembre 2014 (clause de step up au bout de 12 ans)	800 M EUR	4,125%, à partir de 2026 taux Mid-Swap 5 ans + marge 4,150%/an

SYNTHÈSE DES MOUVEMENTS DES INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES ÉMIS

Les mouvements relatifs aux titres super-subordonnés (TSS) et aux titres super-subordonnés à durée indéterminée (TSDI) enregistrés dans les *Capitaux propres part du Groupe* sont détaillés ci-dessous :

(En M EUR)	2019			2018		
	TSS	TSDI	Total	TSS	TSDI	Total
Rémunération versée comptabilisée en réserves	(717)	(7)	(724)	(700)	(5)	(705)
Évolution des nominaux	23	-	23	544	-	544
Économie d'impôts relative à la rémunération à verser aux porteurs de titres, comptabilisée en résultat ⁽¹⁾	257	2	259	255	2	257
Frais d'émission nets d'impôts relatifs aux titres subordonnés	(4)	-	(4)	(10)	-	(10)

(1) Depuis le 1^{er} janvier 2019, l'économie d'impôt relative à la rémunération à verser aux porteurs de titres a été retraitée et est désormais comptabilisée en résultat à la suite de la première application de l'amendement à la norme IAS 12 « Impôts sur le résultat ». (cf. Note 1).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 7

NOTE 7.2 Résultat par action et dividendes

PRINCIPES COMPTABLES

Le bénéfice par action est calculé en divisant le bénéfice net attribuable aux actionnaires ordinaires par le nombre moyen pondéré d'actions ordinaires en circulation pendant la période, à l'exception des actions propres. Le bénéfice net attribuable aux actionnaires ordinaires est établi en tenant compte des droits à rémunération des actionnaires privilégiés tels que les porteurs d'actions de préférence ou de titres subordonnés ou super-subordonnés classés en capitaux propres. Le bénéfice dilué par action reflète la dilution potentielle qui pourrait survenir en cas de conversion des instruments dilutifs en actions ordinaires. Il est ainsi tenu compte de l'effet dilutif des plans d'options et d'attribution d'actions gratuites. Cet effet dilutif a été déterminé en application de la méthode du rachat d'actions.

NOTE 7.2.1 RÉSULTAT PAR ACTION

(En M EUR)	2019	2018
Résultat net part du Groupe*	3 248	4 121
Rémunération attribuable aux titres subordonnés et super-subordonnés*	(708)	(709)
Frais d'émissions relatifs aux titres subordonnés et super-subordonnés	(4)	(10)
Résultat net attribuable aux actionnaires porteurs d'actions ordinaires	2 536	3 402
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires en circulation ⁽¹⁾	829 901 725	801 909 473
Résultat par action ordinaire (en EUR)	3,05	4,24
Nombre moyen de titres ordinaires retenu au titre des éléments dilutifs	-	-
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires pour le calcul du résultat net dilué par action	829 901 725	801 909 473
Résultat dilué par action ordinaire (en EUR)	3,05	4,24

* Montants retraités à la suite de la première application d'un amendement à la norme IAS 12 « Impôts sur le résultat » (cf. Note 1).

(1) Hors actions d'autocontrôle.

NOTE 7.2.2 DISTRIBUTION DE DIVIDENDES SUR ACTIONS ORDINAIRES

Le montant de dividendes distribués sur actions ordinaires en 2019 par le Groupe s'élève à 2 149 millions d'euros et se décompose de la manière suivante :

(En M EUR)	2019			2018		
	Part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle	Total	Part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle	Total
Payé en actions	(889)	-	(889)	-	-	-
Payé en numéraire	(881)	(379)	(1 260)	(1 764)	(368)	(2 132)

Le dividende par action versé en 2019 au titre du résultat 2018 s'est élevé à 2,20 euros, contre 2,20 euros versés en 2018 au titre du résultat 2017.

NOTE 7.3 Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres**DÉTAIL DE LA VARIATION DES STOCKS DE GAINS ET PERTES COMPTABILISÉS DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES**

(En M EUR)	31.12.2019				
	Brut	Impôt	Net d'impôt	Dont	
				Net part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle
Écarts de conversion	(811)	(3)	(814)	(753)	(61)
Réévaluation des actifs financiers de dettes à la juste valeur par capitaux propres	205	(44)	161	136	25
Réévaluation des actifs financiers disponibles à la vente ⁽¹⁾	525	(144)	381	383	(2)
Réévaluation des instruments dérivés de couverture	30	22	52	56	(4)
Quote-part de gains et pertes sur entités mises en équivalence	-	-	-	-	-
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres recyclables	(51)	(169)	(220)	(178)	(42)
Écarts actuariels sur avantages postérieurs à l'emploi ⁽²⁾	(2)	(2)	(4)	2	(6)
Réévaluation du risque de crédit des passifs financiers désignés à la juste valeur par résultat ⁽³⁾	(317)	81	(236)	(241)	5
Réévaluation des instruments de capitaux propres à la juste valeur par capitaux propres non recyclables	33	(2)	31	36	(5)
Quote-part de gains et pertes sur entités mises en équivalence	-	-	-	-	-
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres non recyclables	(286)	77	(209)	(203)	(6)
TOTAL	(337)	(92)	(429)	(381)	(48)

(En M EUR)	Variations 2018 - 2019				
	Brut	Impôt	Net d'impôt	Dont	
				Net part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle
Écarts de conversion	563	(2)	561	545	16
Réévaluation des actifs financiers de dettes à la juste valeur par capitaux propres	(28)	13	(15)	(33)	18
Réévaluation des actifs financiers disponibles à la vente ⁽¹⁾	188	(48)	140	140	-
Réévaluation des instruments dérivés de couverture	153	4	157	156	1
Quote-part de gains et pertes sur entités mises en équivalence	1	-	1	-	1
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres recyclables	877	(33)	844	808	36
Écarts actuariels sur avantages postérieurs à l'emploi ⁽²⁾	(32)	2	(30)	(22)	(8)
Réévaluation du risque de crédit des passifs financiers désignés à la juste valeur par résultat ⁽³⁾	(121)	32	(89)	(85)	(4)
Réévaluation des instruments de capitaux propres à la juste valeur par capitaux propres non recyclables	(48)	4	(44)	(49)	5
Quote-part de gains et pertes sur entités mises en équivalence	3	-	3	3	-
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres non recyclables	(198)	38	(160)	(153)	(7)
TOTAL	679	5	684	655	29

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 7

31.12.2018

(En M EUR)	Brut	Impôt	Net d'impôt	Dont	
				Net part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle
Écarts de conversion	(1 374)	(1)	(1 375)	(1 298)	(77)
Réévaluation des actifs financiers de dettes à la juste valeur par capitaux propres	233	(57)	176	169	7
Réévaluation des actifs financiers disponibles à la vente ⁽¹⁾	337	(96)	241	243	(2)
Réévaluation des instruments dérivés de couverture	(123)	18	(105)	(100)	(5)
Quote-part de gains et pertes sur entités mises en équivalence	(1)	-	(1)	-	(1)
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres recyclables	(928)	(136)	(1 064)	(986)	(78)
Écarts actuariels sur avantages postérieurs à l'emploi ⁽²⁾	30	(4)	26	24	2
Réévaluation du risque de crédit des passifs financiers désignés à la juste valeur par résultat ⁽³⁾	(196)	49	(147)	(156)	9
Réévaluation des instruments de capitaux propres à la juste valeur par capitaux propres non recyclables	81	(6)	75	85	(10)
Quote-part de gains et pertes sur entités mises en équivalence	(3)	-	(3)	(3)	-
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres non recyclables	(88)	39	(49)	(50)	1
TOTAL	(1 016)	(97)	(1 113)	(1 036)	(77)

(1) À compter de l'exercice 2018, les gains et pertes latents sur actifs financiers disponibles à la vente correspondent exclusivement au périmètre des activités d'assurance.

(2) Les gains et pertes présentés dans ces postes sont transférés à l'ouverture de l'exercice suivant dans la rubrique Réserves consolidées.

(3) Lors de la décomptabilisation d'un passif financier, les éventuels gains et pertes réalisés attribuables au risque de crédit propre du Groupe font l'objet d'un transfert dans la rubrique Réserves consolidées part du Groupe à l'ouverture de l'exercice suivant (cf. Note 3.1).

NOTE 8 AUTRES INFORMATIONS

NOTE 8.1 Information sectorielle

NOTE 8.1.1 DÉFINITION DE L'INFORMATION SECTORIELLE

Le Groupe est géré sur une base matricielle reflétant à la fois ses métiers et la répartition géographique de ses activités. Les informations sectorielles sont donc présentées sous ces deux niveaux.

Le Groupe inclut dans le résultat de chaque sous-pôle d'activités les produits et charges d'exploitation qui lui sont directement liés. Les produits de chaque sous-pôle à l'exception du Hors Pôles incluent également la rémunération des fonds propres qui leur sont alloués, cette rémunération étant définie par référence au taux estimé du placement des fonds propres. En contrepartie, la rémunération des fonds propres comptables du sous-pôle est réaffectée au Hors Pôles. Les transactions entre les différents sous-pôles s'effectuent à des termes et conditions identiques à ceux prévalant pour des clients extérieurs au Groupe.

Les pôles d'activités du Groupe sont gérés à travers trois piliers stratégiques :

- la Banque de détail en France qui regroupe les réseaux Société Générale, Crédit du Nord, et Boursorama ;
- la Banque de détail et Services Financiers Internationaux qui comprend :
 - la Banque de détail à l'international incluant les activités de crédit à la consommation,
 - les activités de Services Financiers Spécialisés aux entreprises (location longue durée et gestion de flottes, financement de biens d'équipement professionnel),
 - les activités d'Assurances ;

- la Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs qui regroupe :

- les activités de Marché et Services aux Investisseurs,
- les activités de Financement et Conseil,
- la Gestion d'Actifs et Banque Privée.

À ces piliers stratégiques, s'ajoutent les activités Hors Pôles qui représentent notamment la fonction de centrale financière du Groupe. À ce titre, leur sont rattachés le coût de portage des titres des filiales et les produits de dividendes afférents, ainsi que les produits et charges issus de la gestion actif/passif et les résultats dégagés par les activités de gestion patrimoniale du Groupe (gestion de son portefeuille de participations industrielles et bancaires et de ses actifs immobiliers patrimoniaux). Les produits ou charges ne relevant pas directement de l'activité des pôles sont intégrés dans le résultat du Hors Pôles.

Les résultats sectoriels sont présentés en tenant compte de l'effet des transactions internes au Groupe tandis que les actifs et passifs sectoriels sont présentés après leur élimination. Le taux d'impôt appliqué au résultat de chaque pôle d'activités est calculé sur la base d'un taux d'impôt normatif moyen fixé en début d'exercice en fonction des taux d'impôt de droit commun en vigueur dans chacun des pays où sont réalisés les résultats de chaque pôle d'activités. L'écart avec le taux d'impôt réel du Groupe est affecté au Hors Pôles.

Dans le cadre de l'information sectorielle par zone géographique, les produits et charges ainsi que les actifs et passifs sectoriels sont ventilés sur la base du lieu de comptabilisation de l'opération.

Les lignes *Impôts sur les bénéfices*, *Résultat net* et *Résultat part du Groupe* de l'année 2018 sont retraitées à la suite de la première application d'un amendement à la norme IAS 12 « Impôts sur le résultat » (cf. Note 1).

NOTE 8.1.2 INFORMATION SECTORIELLE PAR PÔLE ET SOUS-PÔLE

	Groupe Société Générale		Banque de détail en France		Hors Pôles ⁽¹⁾	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018
(En M EUR)						
Produit net bancaire	24 671	25 205	7 746	7 860	(152)	182
Frais de gestion ⁽²⁾	(17 727)	(17 933)	(5 700)	(5 629)	(94)	(535)
Résultat brut d'exploitation	6 944	7 274	2 046	2 231	(246)	(353)
Coût du risque	(1 278)	(1 005)	(467)	(489)	(17)	(19)
Résultat d'exploitation	5 666	6 269	1 579	1 742	(263)	(372)
Quote-part du résultat net des sociétés mises en équivalence	(129)	56	8	28	(152)	7
Gains ou pertes nets sur autres actifs	(327)	(208)	58	74	(394)	(274)
Résultat avant impôts	5 210	6 117	1 645	1 844	(809)	(639)
Impôts sur les bénéfices	(1 264)	(1 304)	(514)	(607)	184	425
Résultat net	3 946	4 813	1 131	1 237	(625)	(214)
Participations ne donnant pas le contrôle	698	692	-	-	171	164
Résultat net part du Groupe	3 248	4 121	1 131	1 237	(796)	(378)

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Banque de détail et Services Financiers Internationaux

(En M EUR)	Banque de détail à l'International		Services Financiers Spécialisés aux Entreprises		Assurances		Total	
	2019 ⁽¹⁾	2018	2019	2018	2019	2018	2019 ⁽²⁾	2018
Produit net bancaire	5 592	5 608	1 872	1 822	909	887	8 373	8 317
Frais de gestion ⁽³⁾	(3 252)	(3 238)	(980)	(955)	(349)	(333)	(4 581)	(4 526)
Résultat brut d'exploitation	2 340	2 370	892	867	560	554	3 792	3 791
Coût du risque	(504)	(335)	(84)	(69)	-	-	(588)	(404)
Résultat d'exploitation	1 836	2 035	808	798	560	554	3 204	3 387
Quote-part du résultat net des sociétés mises en équivalence	11	14	1	1	-	-	12	15
Gains ou pertes nets sur autres actifs	3	7	-	1	-	-	3	8
Résultat avant impôts	1 850	2 056	809	800	560	554	3 219	3 410
Impôts sur les bénéfices	(410)	(474)	(176)	(184)	(174)	(183)	(760)	(841)
Résultat net	1 440	1 582	633	616	386	371	2 459	2 569
Participations ne donnant pas le contrôle	394	395	107	106	3	3	504	504
Résultat net part du Groupe	1 046	1 187	526	510	383	368	1 955	2 065

Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs

(En M EUR)	Activités de Marché et Services aux Investisseurs		Financement et Conseil		Gestion d'Actifs et Banque Privée		Total	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Produit net bancaire	5 210	5 414	2 547	2 466	947	966	8 704	8 846
Frais de gestion ⁽³⁾	(4 788)	(4 706)	(1 676)	(1 630)	(888)	(905)	(7 352)	(7 241)
Résultat brut d'exploitation	422	708	871	836	59	61	1 352	1 605
Coût du risque	(13)	(25)	(195)	(49)	2	(19)	(206)	(93)
Résultat d'exploitation	409	683	676	787	61	42	1 146	1 512
Quote-part du résultat net des sociétés mises en équivalence	4	9	(1)	(2)	-	(1)	3	6
Gains ou pertes nets sur autres actifs	4	(1)	-	(1)	2	(14)	6	(16)
Résultat avant impôts	417	691	675	784	63	27	1 155	1 502
Impôts sur les bénéfices	(89)	(180)	(70)	(93)	(15)	(8)	(174)	(281)
Résultat net	328	511	605	691	48	19	981	1 221
Participations ne donnant pas le contrôle	20	20	-	1	3	3	23	24
Résultat net part du Groupe	308	491	605	690	45	16	958	1 197

(1) Les produits ou charges ne relevant pas directement de l'activité des pôles sont intégrés dans le résultat du Hors Pôles. Les frais de gestion incluent un produit lié à un ajustement des taxes d'exploitation pour 241 millions d'euros au deuxième trimestre 2019.

(2) Ces montants regroupent les Frais de personnel, les Autres frais administratifs et les Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles.

(3) Le pôle Banque de détail et Services Financiers Internationaux inclut également -34 millions d'euros de coûts de restructurations en frais de gestion (et +11 millions d'euros de charge fiscale afférente) non rattachés aux métiers. Ces coûts sont agrégés dans le résultat sectoriel de la Banque de détail à l'International dont le résultat net part du Groupe de 2019 s'établit, hors ces coûts, à 2 069 millions d'euros.

	Groupe Société Générale		Banque de détail en France		Hors Pôles ⁽²⁾	
(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018
Actifs sectoriels	1 356 303	1 309 428	232 648	222 086	115 555	106 392
Passifs sectoriels ⁽¹⁾	1 287 733	1 243 619	225 848	216 934	107 558	91 819

Banque de détail et Services Financiers Internationaux							
	Banque de détail à l'International		Services Financiers Spécialisés aux entreprises		Assurances		Total
(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2018
Actifs sectoriels	122 695	128 303	43 730	42 868	167 249	148 999	333 674
Passifs sectoriels ⁽¹⁾	89 754	94 454	13 980	13 641	156 212	138 959	259 946

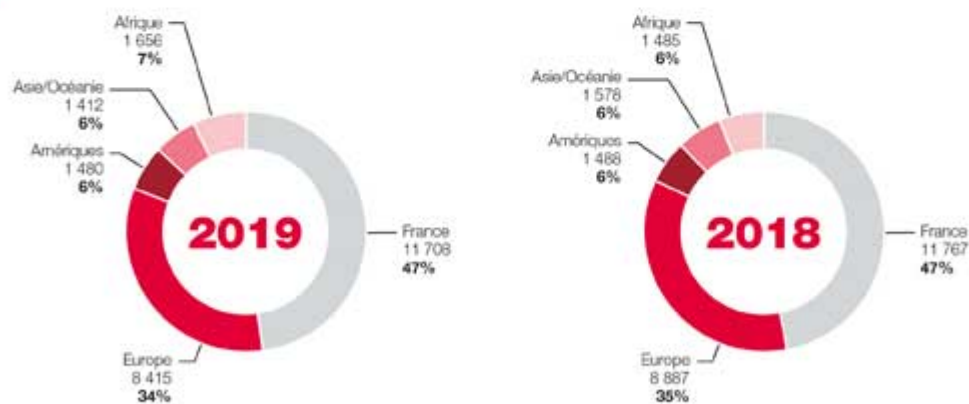
Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs							
	Activités de Marché et Services aux Investisseurs		Financement et Conseil		Gestion d'Actifs et Banque Privée		Total
(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2019	31.12.2018	31.12.2018
Actifs sectoriels	505 413	489 757	133 132	137 064	35 881	33 959	674 426
Passifs sectoriels ⁽¹⁾	623 512	616 282	46 133	47 502	24 736	24 028	694 381

(1) Les passifs sectoriels correspondent aux dettes (total passif hors capitaux propres).

(2) Les actifs ou passifs ne relevant pas directement de l'activité des pôles sont intégrés dans le bilan du Hors Pôles.

NOTE 8.1.3 INFORMATION SECTORIELLE PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE

DÉCOMPOSITION DU PRODUIT NET BANCAIRE PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE (EN M EUR)



Le Produit net bancaire total est de 24 671 millions d'euros au 31 décembre 2019 et de 25 205 millions d'euros au 31 décembre 2018.

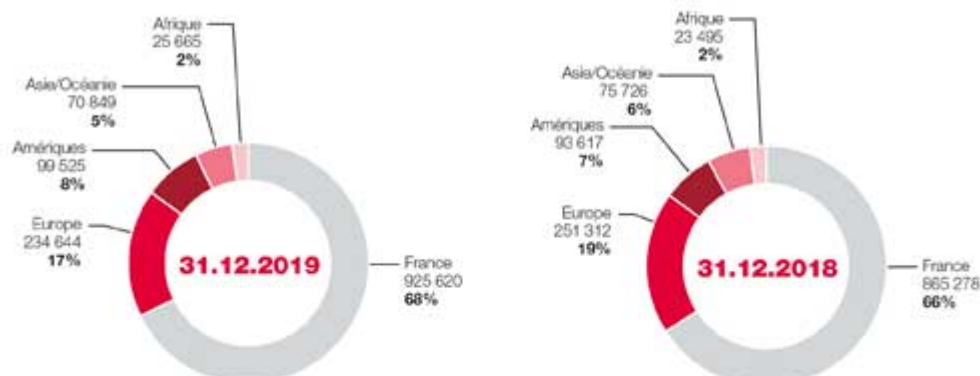
6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

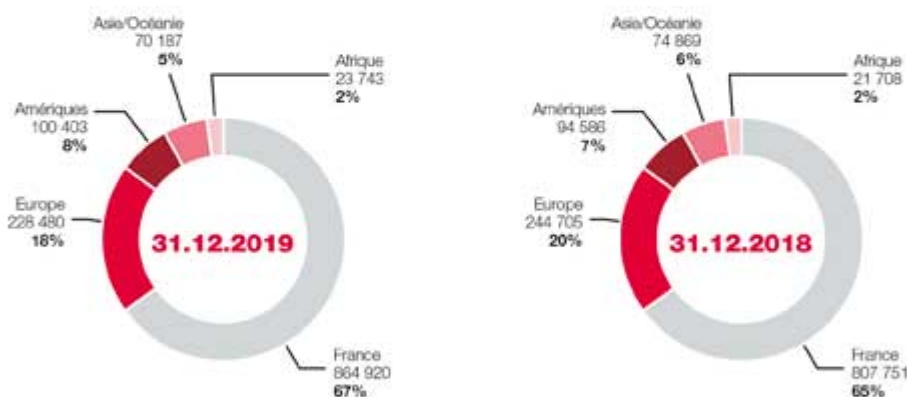
DÉCOMPOSITION DES AGRÉGATS BILANTIELS PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE (EN M EUR)

ACTIF



Le total des Actifs est de 1 356 303 millions d'euros au 31 décembre 2019 et de 1 309 428 millions d'euros au 31 décembre 2018.

PASSIFS



Le total des Passifs (hors capitaux propres) est de 1 287 733 millions d'euros au 31 décembre 2019 et de 1 243 619 millions d'euros au 31 décembre 2018.

Les passifs sectoriels correspondent aux dettes (total passif hors capitaux propres).

NOTE 8.2 Autres frais administratifs**PRINCIPES COMPTABLES**

Le Groupe enregistre les frais administratifs en charges en fonction de la nature des prestations auxquelles ils se rapportent et du rythme de consommation de ces prestations.

La rubrique Loyers inclut les charges de location immobilière et mobilière qui ne donnent pas lieu à la comptabilisation d'une dette locative et d'un droit d'utilisation (cf. Note 8.4).

La charge relative aux Impôts, taxes et autres contributions est comptabilisée uniquement lorsque survient le fait générateur prévu par la législation. Si l'obligation de payer la taxe naît de la réalisation progressive d'une activité, la charge doit être comptabilisée au fur et à mesure sur la même période. Enfin, si l'obligation de payer est générée par l'atteinte d'un seuil, la charge n'est enregistrée que lorsque le seuil est atteint.

Les Impôts, taxes et autres contributions incluent toutes les contributions prélevées par une autorité publique, à l'exception des impôts sur les bénéfices. Parmi ces contributions figurent notamment les cotisations versées au Fonds de Résolution Unique et au Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution, la taxe bancaire de risque systémique et les contributions pour frais de contrôle ACPR qui sont comptabilisées en résultat au 1^{er} janvier de l'exercice. La contribution sociale de solidarité des sociétés (C3S), calculée sur l'assiette des revenus de l'exercice précédent, est comptabilisée intégralement en résultat au 1^{er} janvier de l'exercice en cours.

La rubrique Autres comprend essentiellement les frais d'entretien et autres charges sur les immeubles, les frais de déplacement et missions, ainsi que les frais de publicité.

(En M EUR)	2019	2018
Loyers ⁽¹⁾	(353)	(752)
Impôts, taxes et autres contributions	(887)	(901)
Informatiques et télécom (hors loyers)	(2 328)	(2 400)
Honoraires et recours externes	(1 370)	(1 338)
Autres	(1 347)	(1 975)
TOTAL	(6 285)	(7 366)

(1) Boisse liée à la première application de la norme IFRS 16 « Contrats de location » (cf. Note 1).

CONTRIBUTION AUX MÉCANISMES DE RÉOLUTION BANCAIRE

Le cadre réglementaire européen destiné à préserver la stabilité financière a été complété par la directive 2014/49/UE du 16 avril 2014 sur la garantie des dépôts et la directive 2014/59/UE du 15 mai 2014 établissant un cadre pour le redressement et la résolution des établissements de crédit et des entreprises d'investissement (*Directive Bank Recovery and Resolution*).

Le règlement européen UE n° 806/2014 du 15 juillet 2014 a alors institué un dispositif de financement des mécanismes de résolution au sein de l'Union bancaire européenne sous la forme d'un Fonds de Résolution Unique (FRU). À ce dispositif s'ajoutent des Fonds de Résolution Nationaux (FRN) pour les établissements assujettis au mécanisme de résolution mais ne relevant pas du FRU.

Le FRU, mis en place en janvier 2016, est alimenté par des contributions annuelles des établissements assujettis du secteur bancaire européen. Sa dotation globale devra atteindre, d'ici fin 2023, un montant d'au moins 1% des dépôts couverts de l'ensemble des établissements adhérents. Une fraction des contributions annuelles peut être acquittée sous forme d'engagements de paiement irrévocables.

Sur l'année 2019, les contributions du Groupe au FRU et aux FRN (Fonds de Résolution National) ont été effectuées :

- pour 85%, sous la forme d'une cotisation en espèces d'un montant de 340 millions d'euros, non déductible fiscalement en France et comptabilisée dans le compte de résultat dans les *Autres frais administratifs* sur la ligne Impôts, taxes et autres contributions ;
- pour 15%, sous la forme d'un engagement de paiement irrévocable sécurisé par le versement d'un dépôt de garantie en espèces pour un montant de 50 millions d'euros au titre du FRU, comptabilisé à l'actif du bilan parmi les *Autres actifs*.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

NOTE 8.3 Provisions

PRINCIPES COMPTABLES

Au passif du bilan, le poste *Provisions* regroupe les provisions sur instruments financiers, les provisions pour litiges et les provisions sur avantages du personnel.

DÉTAIL DES PROVISIONS

(En MEUR)	Stock au 31.12.2018	Dotations	Reprises disponibles	Dotations nettes	Reprises utilisées	Change et autres	Stock au 31.12.2019
Provisions pour risque de crédit sur engagements hors bilan (cf. Note 3.8)	638	513	(525)	(12)	-	14	640
Provisions sur avantages du personnel (cf. Note 5.2)	2 341	516	(208)	308	(375)	142	2 416
Provisions fiscales (cf. Note 6) ⁽¹⁾	135					(135)	
Provisions sur engagements liés aux comptes et plans d'épargne logement	171	122	(3)	119	(1)	-	289
Autres provisions	1 320	261	(440)	(179)	(80)	(19)	1 042
TOTAL	4 605	1 412	(1 176)	236	(456)	2	4 387

(1) Depuis le 1^{er} janvier 2019, les provisions fiscales relatives à l'impôt sur les bénéfices sont présentées dans la rubrique « Passifs d'impôts » à la suite de l'entrée en vigueur d'IFRIC 23 « Incertitudes relatives aux traitements fiscaux » (cf. Note 1).

NOTE 8.3.1 ENGAGEMENTS SUR LES CONTRATS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

PRINCIPES COMPTABLES

Les comptes et les plans d'épargne-logement proposés en France à la clientèle de particuliers (personnes physiques) dans le cadre de la loi n° 65-554 du 10 juillet 1965 associent une phase de collecte de ressources sous forme d'épargne rémunérée et une phase d'emploi de ces ressources sous forme de prêts immobiliers, cette dernière phase étant réglementairement conditionnée, et dès lors indissociable, de la phase de collecte. Les dépôts ainsi collectés et les prêts accordés sont enregistrés au coût amorti.

Ces instruments génèrent pour le Groupe des engagements de deux natures : une obligation de prêter au client dans le futur à un taux déterminé fixé à l'ouverture du contrat et une obligation de rémunérer l'épargne dans le futur à un taux fixé à l'ouverture du contrat pour une durée indéterminée.

Les engagements aux conséquences défavorables pour le Groupe font l'objet de provisions présentées au passif du bilan et dont les variations sont enregistrées en marge d'intérêt au sein du *Produit net bancaire*. Ces provisions ne sont relatives qu'aux seuls engagements liés aux comptes et plans d'épargne-logement existant à la date de calcul de la provision.

Les provisions sont calculées sur chaque génération de plans d'épargne-logement d'une part, sans compensation entre les engagements relatifs à des générations différentes de plans d'épargne-logement, et sur l'ensemble des comptes d'épargne-logement qui constituent une seule et même génération d'autre part.

Sur la phase d'épargne, les engagements provisionnables sont évalués par différence entre les encours d'épargne moyens attendus et les encours d'épargne minimums attendus, ces deux encours étant déterminés statistiquement en tenant compte des observations historiques des comportements effectifs des clients.

Sur la phase crédit, les engagements provisionnables incluent les encours de crédits déjà réalisés mais non encore échus à la date de clôture ainsi que les crédits futurs considérés comme statistiquement probables sur la base des encours de dépôts au bilan à la date de calcul d'une part et des observations historiques des comportements effectifs des clients d'autre part.

Une provision est constituée dès lors que les résultats futurs prévisionnels actualisés sont négatifs pour une génération donnée. Ces résultats sont mesurés par référence aux taux offerts à la clientèle particulière pour des instruments d'épargne et de financement équivalents, en cohérence avec la durée de vie estimée des encours et leur date de mise en place.

ENCOURS DE DÉPÔTS COLLECTÉS AU TITRE DES COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Plans d'épargne-logement (PEL)	19 195	19 186
Ancienneté de moins de 4 ans	1 596	3 466
Ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	11 581	10 555
Ancienneté de plus de 10 ans	6 018	5 165
Comptes épargne-logement (CEL)	1 333	1 346
TOTAL	20 528	20 532

ENCOURS DE CRÉDITS À L'HABITAT OCTROYÉS AU TITRE DES COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Ancienneté de moins de 4 ans	1	1
Ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	13	26
Ancienneté de plus de 10 ans	12	11
TOTAL	26	38

PROVISIONS SUR ENGAGEMENTS LIÉS AUX COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2018	Dotations	Reprises	31.12.2019
Plans d'épargne-logement (PEL)	158	122	(1)	279
Ancienneté de moins de 4 ans	3	0	(1)	2
Ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	20	11	-	31
Ancienneté de plus de 10 ans	135	111	-	246
Comptes épargne-logement (CEL)	13	0	(3)	10
TOTAL	171	122	(4)	289

Les taux d'intérêt longs (auxquels est sensible le niveau de provisionnement) étant faibles sur 2019, le provisionnement épargne-logement est principalement lié aux risques attachés à l'engagement de rémunérer les dépôts espèces. Le niveau de provisionnement se monte à 1,41% des encours totaux au 31 décembre 2019.

MODALITÉS DE DÉTERMINATION DES PARAMÈTRES D'ÉVALUATION DES PROVISIONS

Les paramètres d'estimation des comportements futurs des clients résultent d'observations historiques de longue période (plus de 10 ans). La valeur des paramètres ainsi déterminée peut être ajustée en cas de changement de réglementation dès lors que ce dernier peut

remettre en question la capacité prédictive des données passées pour déterminer les comportements futurs des clients.

Les valeurs des différents paramètres de marché utilisés, notamment les taux d'intérêt et les marges, sont déterminées à partir de données observables et représentent, à la date d'évaluation, la meilleure estimation retenue par Société Générale des niveaux futurs de ces éléments pour les périodes concernées, en cohérence avec la politique de gestion des risques de taux d'intérêt de la Banque de détail.

Les taux d'actualisation retenus sont déterminés à partir de la courbe des swaps zéro coupon contre Euribor à la date d'évaluation, moyennés sur une période de douze mois.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

NOTE 8.3.2 AUTRES PROVISIONS

Les autres provisions incluent notamment des provisions pour restructuration (hors frais de personnel), des provisions pour litiges, ainsi que des provisions pour reversement de fonds à venir dans le cadre d'opérations de financement pour la clientèle.

Le Groupe est soumis à un cadre juridique et réglementaire étendu dans les pays où il est présent. Dans ce contexte juridique complexe, le Groupe et certains de ses représentants, anciens et actuels, peuvent être impliqués dans diverses actions en justice, notamment des procédures civiles, administratives et pénales. La grande majorité de ces procédures s'inscrit dans le cadre de l'activité courante du Groupe. Ces dernières années, le nombre de litiges avec des investisseurs ainsi que le nombre de procédures réglementaires intentées contre des intermédiaires financiers comme les banques et les conseillers en investissement ont augmenté, en partie en raison d'un contexte financier difficile.

Il est par nature difficile de prévoir le dénouement des litiges, des procédures réglementaires et des actes impliquant les entités du Groupe, en particulier si ceux-ci sont initiés par diverses catégories de plaignants, si le montant des demandes de dommages-intérêts n'est pas précisé ou est indéterminé ou encore s'il s'agit d'une procédure sans précédent.

Lors de la préparation de ses états financiers, le Groupe procède à l'estimation des conséquences des procédures légales, réglementaires ou d'arbitrage dans lesquelles il est impliqué. Une provision est enregistrée lorsque des pertes liées à ces procédures deviennent probables et que leur montant peut être estimé de manière fiable.

Pour évaluer les probabilités de pertes et le montant de ces dernières, et ainsi déterminer le montant des provisions pour litiges à comptabiliser, le recours à des estimations est important. La Direction réalise ces estimations en exerçant son jugement et en prenant en considération toutes les informations disponibles à la date d'établissement des comptes. Le Groupe prend notamment en compte la nature du litige, les faits sous-jacents, les procédures en cours et les décisions de justice déjà intervenues, mais également son expérience et l'expérience d'autres entreprises confrontées à des cas similaires (sous réserve pour le Groupe d'en avoir connaissance), ainsi que, le cas échéant, l'avis et les rapports d'experts et de conseillers juridiques indépendants.

Le Groupe procède chaque trimestre à un examen détaillé des litiges en cours présentant un risque significatif. La description de ces litiges est présentée dans la Note 9 « Information sur les risques et litiges ».

NOTE 8.4 Immobilisations corporelles et incorporelles

En application à compter du 1^{er} janvier 2019 de la norme IFRS 16 « Contrats de location », le Groupe comptabilise désormais dans la rubrique *Immobilisations corporelles et incorporelles* les droits d'utilisation des biens loués.

PRINCIPES COMPTABLES**Immobilisations corporelles et incorporelles**

Les immobilisations corporelles et incorporelles regroupent les immobilisations d'exploitation et immeubles de placement. Les biens mobiliers détenus dans le cadre d'opérations de location simple sont présentés parmi les immobilisations corporelles d'exploitation, tandis que les immeubles détenus en vue de leur location sont présentés parmi les immeubles de placement.

Les immobilisations corporelles et incorporelles sont inscrites à l'actif du bilan pour leur coût d'acquisition diminué des amortissements et des dépréciations.

Le coût d'acquisition des immobilisations inclut les coûts d'emprunts correspondant à la période de construction des immobilisations nécessitant une longue période de préparation, de même que les frais directement attribuables. Les subventions d'investissement reçues sont déduites du coût des actifs concernés. Les logiciels créés en interne sont inscrits à l'actif du bilan pour leur coût direct de développement.

Dès qu'elles sont en état d'être utilisées, les immobilisations sont amorties selon une approche par composants. Chaque composant est amorti sur sa propre durée d'utilité. Pour les immeubles d'exploitation, les durées d'amortissement des différents composants retenues par le Groupe sont comprises entre 10 et 50 ans. Concernant les autres immobilisations d'exploitation, les durées d'amortissement retenues ont été déterminées en fonction des durées d'utilité des biens considérés qui ont généralement été estimées entre 3 et 20 ans.

Le cas échéant, la valeur amortissable de chaque bien ou composant est diminuée de leur valeur résiduelle. En cas de baisse ou de hausse ultérieure de la valeur résiduelle initialement retenue, l'ajustement de la base amortissable vient modifier de manière prospective le plan d'amortissement de l'actif.

Les dotations aux amortissements sont portées au compte de résultat dans la rubrique *Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles*.

Les immobilisations, regroupées par Unité Génératrice de Trésorerie, font l'objet de tests de dépréciation dès l'apparition d'indices de perte de valeur. Les dotations et reprises de dépréciation sont enregistrées en résultat sur la ligne *Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles*.

Les plus ou moins-values de cession d'immobilisations d'exploitation sont enregistrées en *Gains ou pertes nets sur autres actifs*.

Les immeubles de placement sont amortis en appliquant une approche par composants. Chaque composant est amorti sur sa propre durée d'utilité comprise entre 10 et 50 ans.

Les résultats sur les actifs de location simple et les immeubles de placement y compris les dotations aux amortissements et aux dépréciations sont présentées dans les rubriques *Produits des autres activités* et *Charges des autres activités* (cf. Note 4.2).

Droits d'utilisation des biens pris en location par le Groupe**CONTRAT DE LOCATION****Définition d'un contrat de location**

Un contrat est un contrat de location, ou un contrat qui contient une composante locative, s'il confère au preneur le droit de contrôler l'utilisation d'un actif identifié pour une durée donnée moyennant une contrepartie :

- le contrôle de l'utilisation de l'actif loué suppose le droit d'obtenir la quasi-totalité des avantages économiques liés à son utilisation tout au long de la durée du contrat de location ainsi que la capacité pour le preneur de diriger l'utilisation de l'actif ;
- l'existence d'un actif identifié est notamment conditionnée par l'absence, pour le bailleur, de droits substantiels de substitution du bien loué, cette condition étant appréciée au regard des faits et circonstances existant au commencement du contrat. La faculté pour le bailleur de substituer librement le bien loué confère au contrat un caractère non-locatif, son objet étant alors la mise à disposition d'une capacité et non d'un actif ;
- l'actif identifié peut être constitué d'une portion physiquement distincte d'un actif plus large (comme par exemple un étage déterminé au sein d'un immeuble). En revanche, une partie de la capacité ou d'un bien qui n'est pas physiquement distincte ne constitue pas un actif identifié (comme la location de surfaces de travail partagées, ou co-working, au sein d'un ensemble sans localisation prédéfinie au sein de cet ensemble).

Distinction entre composantes locative et non locative

Un contrat peut porter sur la location d'un bien par le bailleur incluant la fourniture de services additionnels par celui-ci. Dans ce cas de figure, le preneur peut séparer les composantes locative et non locative du contrat et les traiter distinctement. Il doit alors répartir le loyer entre les deux natures de composantes sur la base de leur prix individuel (directement indiqué dans le contrat ou estimé en maximisant l'utilisation d'informations observables). À défaut pour le preneur de pouvoir séparer les composantes non locatives (ou services) des composantes locatives au sein d'un même contrat, le contrat est comptabilisé comme un contrat unique qualifié de location.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

DURÉE DU CONTRAT

Définition de la durée d'un contrat de location

La durée à retenir pour déterminer les loyers à actualiser correspond à la durée non résiliable du contrat de location ajustée pour tenir compte :

- des options de prolongation du contrat que le preneur est raisonnablement certain d'exercer ;
- des options de résiliation anticipée que le preneur est raisonnablement certain de ne pas exercer.



* si le preneur est raisonnablement certain d'exercer l'option de renouvellement.

** si le preneur est raisonnablement certain de ne pas exercer l'option de résiliation.

L'appréciation du caractère raisonnablement certain d'exercice ou de non-exercice des options de prolongation et des options de résiliation anticipée devra tenir compte de tous les faits et circonstances susceptibles de créer une incitation économique à exercer ou non ces options, et notamment :

- les conditions d'exercice de ces options (incluant l'appréciation du niveau des loyers en cas de prolongation ou du montant des pénalités éventuelles en cas de résiliation anticipée) ;
- les aménagements importants effectués dans les locaux loués (agencements spécifiques, tels une salle des coffres par exemple) ;
- les coûts associés à la résiliation du contrat (frais de négociation, frais de déménagement, frais de recherche d'un nouveau bien adapté aux besoins du preneur...) ;
- l'importance du bien loué pour le preneur compte-tenu de sa nature spécifique, de sa localisation ou de la disponibilité de biens de substitution (notamment pour les agences situées dans des sites stratégiques d'un point de vue commercial compte tenu par exemple de leur accessibilité, de l'affluence attendue ou du prestige de la localisation) ;
- de l'historique des renouvellements de contrats similaires, mais aussi de la stratégie quant à l'utilisation à venir des biens (en fonction des perspectives de redéploiement ou de réaménagement d'un réseau commercial d'agences par exemple).

Lorsque le preneur et le bailleur ont chacun le droit de résilier le contrat de location sans accord préalable de l'autre partie et sans pénalité autre que négligeable, le contrat n'est plus exécutoire et il ne génère alors plus de dette locative.

En France, les contrats de location de biens immobiliers à caractère commercial sont pour leur majorité des baux à 9 ans avec option de résiliation anticipée à 3 et 6 ans (baux dits « 3/6/9 »). À l'issue des 9 ans, à défaut de signature d'un nouveau contrat, le bail initial se poursuit par tacite prolongation. La période pendant laquelle ces baux commerciaux « 3/6/9 » sont exécutoires est généralement de 9 ans avec une période non résiliable de 3 ans.

Modification de la durée d'un contrat de location

La durée d'un contrat de location peut être modifiée, notamment en cas de changement de circonstances conduisant le preneur à réestimer l'exercice des options prévues au contrat ou en cas de survenance d'événements le contraignant à exercer (ou ne pas exercer) une option non prévue (ou prévue) au contrat.

Dans ce cas de figure, l'obligation locative doit être réévaluée pour refléter ces changements de durée en utilisant un taux d'actualisation révisé prenant en compte la durée résiduelle estimée du contrat.

TRAITEMENT COMPTABLE PAR LE GROUPE EN TANT QUE PRENEUR

En date de mise à disposition du bien loué, le Groupe doit enregistrer à son passif une dette locative et à son actif un droit d'utilisation du bien loué sauf en cas d'exemptions décrites ci-après.

Au compte de résultat, le preneur comptabilise une charge d'intérêts calculée sur la dette locative en *Intérêts et charges assimilées* et une charge d'amortissement du droit d'utilisation en *Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles*.

Les loyers payés viendront pour partie réduire la dette locative et pour partie rémunérer cette dette sous forme de charges d'intérêt.

Exemptions et exclusions

En application des exemptions proposées par la norme, le Groupe ne reconnaît ni dette locative ni droit d'utilisation associé pour les contrats d'une durée inférieure ou égale à un an (options de renouvellement incluses) ainsi que pour les contrats portant sur des biens ayant une faible valeur unitaire en appliquant le seuil d'exemption de 5 000 USD (seuil à apprécier au regard de la valeur unitaire à neuf de l'actif loué).

Montant des loyers

Les paiements à prendre en compte pour l'évaluation de la dette locative incluent les loyers fixes et les loyers variables basés sur un indice (indice des prix à la consommation ou indice du coût de la construction, par exemple), ainsi que, le cas échéant, les sommes que le preneur s'attend à payer au bailleur au titre de garanties de valeur résiduelle, d'option d'achat ou de pénalités de résiliation anticipée.

En revanche, sont exclus de l'évaluation de la dette locative les loyers variables dont l'indexation est fonction de l'utilisation du bien loué (indexation sur le chiffre d'affaires réalisé ou sur le kilométrage parcouru, par exemple). Cette part variable des loyers est enregistrée en résultat au fil du temps en fonction des fluctuations de l'indexation contractuelle.

Les loyers sont retenus sur la base de leur montant hors taxe sur la valeur ajoutée. Par ailleurs, dans le cas des baux immobiliers, les taxes d'habitation et taxes foncières refacturées par les bailleurs sont le plus souvent exclues des dettes locatives dans la mesure où leur montant est variable à la main des autorités publiques compétentes.

Comptabilisation d'une dette locative

Le montant initial de la dette locative est égal à la valeur actualisée des loyers qui seront à payer sur la durée de location.

Cette dette locative est ensuite évaluée au coût amorti en utilisant la méthode du taux d'intérêt effectif : chaque paiement de loyer sera ainsi enregistré pour partie en charges d'intérêts dans le compte de résultat et pour partie en réduction progressive de la dette locative au passif du bilan.

Le montant de la dette locative est susceptible d'être ultérieurement ajusté en cas de modification du contrat de location, de réestimation de la durée de location, ainsi que pour tenir compte des variations contractuelles des loyers liées à la variation d'indices ou de taux.

Le cas échéant, le preneur doit également reconnaître parmi ses passifs une provision pour couvrir les frais de remise en état du bien loué qui seront encourus à l'échéance du bail.

Comptabilisation d'un droit d'utilisation

En date de mise à disposition du bien loué, le preneur doit enregistrer à son actif un droit d'utilisation pour un montant égal à la valeur initiale de la dette locative augmentée, le cas échéant, des coûts directs initiaux (exemples : rédaction de bail notarié, droits d'enregistrements, frais de négociation, droit d'entrée, droit au bail, pas de porte...), des paiements d'avance et des coûts de remise en état.

Cet actif est ensuite amorti linéairement sur la durée de location retenue pour évaluer la dette locative.

Le montant de la valeur de l'actif est susceptible d'être ultérieurement ajusté en cas de modification du contrat de location, par symétrie avec le traitement de la dette locative.

Les droits d'utilisation sont présentés au bilan du preneur dans les lignes d'actifs immobilisés où sont enregistrés les biens de même nature détenus en pleine propriété. Lorsque les contrats de location prévoient le versement initial d'un droit au bail à l'ancien locataire des locaux, le montant de ce droit est traité comme une composante distincte du droit d'utilisation et est présenté dans la même rubrique que ce dernier.

Taux d'actualisation des loyers

Le Groupe utilise le taux marginal d'endettement des preneurs pour actualiser les loyers et déterminer ainsi le montant des dettes locatives. Pour les entités qui ont la capacité de se refinancer sur le marché local directement, le taux marginal d'endettement est déterminé au niveau de l'entité juridique preneuse et non au niveau du Groupe, en tenant compte des conditions d'emprunt et du risque de crédit propre de cette entité. Pour les entités qui se refinancent auprès du Groupe, le taux marginal d'endettement est déterminé au niveau du Groupe pour l'entité preneuse.

Les taux d'actualisation sont déterminés par devises et par pays d'implantation des entités preneuses, en fonction de la maturité estimée des contrats.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

TABLEAU DE VARIATION DES IMMOBILISATIONS CORPORELLES ET INCORPORELLES

(En M EUR)	31.12.2018	Impact première application IFRS 16	Augmentations/ Dotations	Diminutions/ Reprises	Autres mouvements	31.12.2019
Immobilisations incorporelles						
Valeurs brutes	6 763	(107)	922	(91)	(247)	7 240
Amortissements et dépréciations	(4 565)	-	(496)	34	150	(4 877)
SOUS-TOTAL	2 198	(107)	426	(57)	(97)	2 363
Immobilisations corporelles d'exploitation (hors actifs de location simple)						
Valeurs brutes	11 051	(11)	791	(403)	13	11 441
Amortissements et dépréciations	(6 113)	4	(563)	234	87	(6 351)
SOUS-TOTAL	4 938	(7)	228	(169)	100	5 090
Actifs de location simple des sociétés de Financements spécialisés						
Valeurs brutes	26 781	-	10 224	(7 967)	(462)	28 576
Amortissements et dépréciations	(7 183)	-	(3 819)	3 113	362	(7 527)
SOUS-TOTAL	19 598	-	6 405	(4 854)	(100)	21 049
Immeubles de placement						
Valeurs brutes	40	-	1	(1)	(7)	33
Amortissements et dépréciations	(23)	-	(1)	1	3	(20)
SOUS-TOTAL	17	-	-	-	(4)	13
Droits d'utilisation						
Valeurs brutes		2 129	513	(40)	(65)	2 537
Amortissements et dépréciations		(4)	(404)	10	(2)	(400)
SOUS-TOTAL		2 125	109	(30)	(67)	2 137
TOTAL IMMOBILISATIONS INCORPORELLES ET CORPORELLES	26 751	2 011	7 168	(5 110)	(168)	30 652

VENTILATION DES LOYERS MINIMAUX À RECEVOIR SUR LES ACTIFS DE LOCATION SIMPLE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Paielements à moins d'un an	3 976	3 625
Paielements d'un à cinq ans	16 230	17 077
Paielements à plus de cinq ans	120	787
TOTAL	20 326	21 489

INFORMATIONS RELATIVES AUX CONTRATS DE LOCATION D'ACTIFS CORPORELS UTILISÉS PAR LE GROUPE

   	Locations d'immeubles L'essentiel des loyers (plus de 90%) concerne des baux immobiliers conclus pour la location de surfaces commerciales et d'immeubles de bureaux : ■ les surfaces commerciales sont des agences au sein des réseaux de Banque de détail en France et à l'étranger ; ■ les immeubles de bureaux sont loués pour certains services rattachés au siège français du Groupe ou aux sièges locaux des principales filiales à l'étranger, ainsi que pour certaines implantations sur les principales places financières internationales : Londres, New York, Hong Kong... À l'étranger, la durée résiduelle des baux est généralement inférieure à dix ans. Dans certains pays, tels que la Russie, les baux peuvent être annuels avec possibilité de tacite reconduction. Sur d'autres localisations, notamment à Londres et à New York, la durée des baux peut être longue et atteindre jusqu'à 25 ans. Locations de matériels Les autres loyers (moins de 10%) concernent essentiellement des locations de matériels informatiques et très marginalement des locations de véhicules.

TABLEAU RÉCAPITULATIF DES CHARGES SUR OPÉRATIONS DE LOCATION ET PRODUITS DE SOUS-LOCATION

(En M EUR)	31.12.2019			
	Immobilier	Matériel informatique	Autres	Total
Location	(522)	(33)	(11)	(566)
Charges d'intérêts sur opérations de location	(43)	-	-	(43)
Dotations aux amortissements des droits d'utilisation	(369)	(29)	(6)	(404)
Charges de loyers relatifs à des locations de courte durée	(106)	-	(4)	(110)
Charges de loyers relatifs à des locations d'actifs de faible valeur	(3)	(4)	(1)	(8)
Charges de loyers variables	(1)	-	-	(1)
Produits de sous-location	16	-	-	16

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

NOTE 8.5 Opérations en devises

PRINCIPES COMPTABLES

En date de clôture, les actifs et passifs monétaires libellés en devises sont convertis dans la monnaie fonctionnelle de l'entité au cours comptant de la devise. Les écarts de change latents ou réalisés sont enregistrés dans le *Résultat net des opérations financières*.

Les opérations de change à terme sont évaluées en juste valeur en utilisant le cours de change à terme restant à courir de la devise concernée. Les positions de change au comptant sont évaluées selon les cours de change officiels au comptant de fin de période. Les différences de réévaluation ainsi dégagées sont enregistrées dans le compte de résultat parmi les *Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat* (cf. Note 3.1) sauf dans les cas où la comptabilité de couverture est applicable au titre de la couverture d'un investissement net à l'étranger libellé en devises ou d'une couverture de flux de trésorerie (cf. Note 3.2).

En date de clôture, les actifs et passifs non monétaires libellés en devises qui sont évalués en juste valeur, c'est le cas notamment des actions et autres instruments de capitaux propres, sont convertis dans la monnaie fonctionnelle de l'entité au cours comptant de la devise. Les écarts de change sur ces actifs sont constatés soit en résultat (*Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat*), soit dans les capitaux propres (*Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres*) par symétrie avec la comptabilisation des gains et pertes relatifs à ces actifs.

En date de clôture, les actifs et passifs non monétaires libellés en devises qui sont évalués au coût historique sont convertis dans la monnaie fonctionnelle de l'entité au coût historique de la devise à la date de la comptabilisation initiale.

(En M EUR)	31.12.2019				31.12.2018*			
	Actif	Passif	Devises à recevoir	Devises à livrer	Actif	Passif	Devises à recevoir	Devises à livrer
EUR	830 196	840 597	24 494	29 622	764 581	793 962	28 393	32 198
USD	261 475	261 060	32 327	30 016	267 706	267 972	40 478	41 614
GBP	48 726	49 993	27 307	13 249	41 622	38 302	28 709	10 159
JPY	56 708	55 511	19 896	25 732	63 491	57 288	24 519	33 531
AUD	3 968	5 418	6 564	5 676	5 228	6 763	7 797	6 707
CZK	36 283	35 829	340	485	35 517	35 069	208	783
RUB	13 726	10 771	186	340	11 604	7 446	113	90
RON	5 984	8 070	122	87	8 156	7 859	56	49
Autres devises	99 237	89 054	18 000	18 938	111 523	94 767	24 179	18 479
TOTAL	1 356 303	1 356 303	129 236	124 145	1 309 428	1 309 428	154 452	143 610

* Montants retraités par rapport aux états financiers publiés en 2018.

NOTE 8.6 Détail du périmètre de consolidation

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
				Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	
Afrique du Sud	(1)	SG JOHANNESBURG	Banque	IG	100	100	100	100
Albanie	(4)	BANKA SOCIËTE GËNJERALE ALBANIA SH.A.	Banque	IG	0	88,89	0	88,89
Algérie		ALD AUTOMOTIVE ALGÉRIE SPA	Financements Spécialisés	IG	79,81	79,81	99,99	99,99
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ALGÉRIE	Banque	IG	100	100	100	100
Allemagne	(2)	AKKUN EINS GRUNDSTÜCKS-VERMIETUNGSGESELLSCHAFT MBH & CO. OBJEKT SEREN 1 KG	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
		ALD AUTOLEASING D GMBH	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		ALD INTERNATIONAL GMBH	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		ALD INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS GMBH	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		ALD LEASE FINANZ GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
		BANK DEUTSCHES KRAFTFAHRZEUGGEWERBE GMBH	Financements Spécialisés	IG	99,94	99,93	51	51
		BDK LEASING UND SERVICE GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
		CAR PROFESSIONAL FUHRPARKMANAGEMENT UND BERATUNGSGESELLSCHAFT MBH & CO. KG	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		CARPOOL GMBH	Société de Courtage	IG	79,82	79,82	100	100
	(2)	EUROPARC DREILINDEN GMBH	Immobilier d'exploitation	IG	0	100	0	100
	(2)	EUROPARC GMBH	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
	(2)	EUROPARC KERPEN GMBH	Immobilier d'exploitation	IG	0	100	0	100
		GEFA BANK GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
		GEFA VERSICHERUNGSDIENST GMBH	Financements Spécialisés	MES	100	100	100	100
		HANSEATIC BANK GMBH & CO KG	Financements Spécialisés	IG	75	75	75	75
		HANSEATIC GESELLSCHAFT FÜR BANKBETEILIGUNGEN MBH	Société de Portefeuille	IG	75	75	100	100
		HSCE HANSEATIC SERVICE CENTER GMBH	Société de Service	IG	75	75	100	100
		INTERLEASING DELLO HAMBURG GMBH	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(1)(6)	LYXOR INTERNATIONAL ASSET MANAGEMENT GERMANY	Société Financière	IG	100	0	100	0
	(4)	PEMA GMBH	Financements Spécialisés	IG	0	100	0	100
	(2)	PODES DREI GRUNDSTÜCKS-VERMIETUNGSGESELLSCHAFT MBH & CO OBJEKT WEL 4 KG	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
	(2)	PODES GRUNDSTÜCKS - VERMIETUNGSGESELLSCHAFT MBH & CO OBJEKT WEL 3 KG	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
	(2)	PODES ZWEI GRUNDSTÜCKS-VERMIETUNGSGESELLSCHAFT MBH & CO OBJEKT WEL 3 KG	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
	(2)	RED & BLACK AUTO GERMANY 3 UG (HAFTUNGSBESCHRÄNKT)	Société Financière	IG	0	99,93	0	100
		RED & BLACK AUTO GERMANY 4 UG (HAFTUNGSBESCHRÄNKT)	Société Financière	IG	100	100	100	100
		RED & BLACK AUTO GERMANY 5 UG (HAFTUNGSBESCHRÄNKT)	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	(6)	RED & BLACK AUTO GERMANY 6 UG	Société Financière	IG	100	0	100	0

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SG EQUIPMENT FINANCE GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	(5) SG EQUIPMENT FINANCE INTERNATIONAL GMBH	Financements Spécialisés	IG	0	100	0	100
	(1) SG FRANCFORT	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE EFFETEN GMBH	Société Financière	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	(1) SOGECAP DEUTSCHE NIEDERLASSUNG	Assurance	IG	100	100	100	100
	(1) SOGESSUR DEUTSCHE NIEDERLASSUNG	Assurance	IG	100	100	100	100
Australie							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES AUSTRALIA PTY LTD.	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
	(1)(6) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SYDNEY BRANCH	Banque	IG	100	0	100	0
Autriche							
	ALD AUTOMOTIVE FUHRPARKMANAGEMENT UND LEASING GMBH	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(1) SG VIENNE	Banque	IG	100	100	100	100
Belgique							
	AXUS FINANCE SPRL	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	AXUS SA/NV	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	BASTION EUROPEAN INVESTMENTS S.A.	Société Financière	IG	60,74	60,74	100	100
	PARCOURS BELGIUM	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(4) PEMA TRUCK TRAILER VERHUUR	Financements Spécialisés	IG	0	100	0	100
	(1) SG BRUXELLES	Banque	IG	100	100	100	100
	(1) SG EQUIPMENT FINANCE BENELUX B.V. BELGIAN BRANCH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	(2) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE FINANCEMENT	Société Financière	IG	0	100	0	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE IMMOBEL	Société Financière	IG	100	100	100	100
	(4) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PRIVATE BANKING NV/SA	Banque	IG	0	100	0	100
Bénin							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BÉNIN	Banque	IG	93,43	90,98	94,1	91,65
Bermudes							
	CATALYST RE INTERNATIONAL LTD.	Assurance	IG	100	100	100	100
Bésil							
	ALD AUTOMOTIVE S.A.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	BANCO SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BRASIL S.A.	Banque	IG	100	100	100	100
	(2) MORDENO SOCIEDADES ANONIMAS	Société Financière	IG	0	100	0	100
	SG EQUIPMENT FINANCE S.A. ARRENDAMENTO MERCANTIL	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
Bulgarie							
	(4) REGIONAL URBAN DEVELOPMENT FUND	Financements Spécialisés	IG	0	51,86	0	52
	(4) SG EXPRESS BANK	Banque	IG	0	99,74	0	99,74
	(4) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE FACTORING EOOD	Financements Spécialisés	IG	0	99,74	0	100
	(4) SOGELEASE BULGARIA	Financements Spécialisés	IG	0	99,74	0	100
Burkina Faso							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BURKINA FASO	Banque	IG	51,27	51,27	52,61	52,61
Caimans, îles							
	AEGIS HOLDINGS (OFFSHORE) LTD.	Société Financière	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (NORTH PACIFIC) LTD	Banque	IG	100	100	100	100
Cameroun							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAMEROUN	Banque	IG	58,08	58,08	58,08	58,08

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	
Canada							
	KLEINWORT BENSON INTERNATIONAL TRUSTEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100	100
	SG CONSTELLATION CANADA LTD.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (CANADA BRANCH)	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (CANADA)	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL CANADA INC	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
Chine							
	ALD FORTUNE AUTO LEASING & RENTING SHANGHAI CO. LTD	Financements Spécialisés	MEI	39,91	39,91	50	50
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (CHINA) LIMITED	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE LEASING AND RENTING CO. LTD	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
Congo							
(6)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CONGO	Banque	IG	93,47	0	93,47	0
Corée Du Sud							
	SG SECURITIES KOREA CO. LTD	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
(1)	SG SEOUL	Banque	IG	100	100	100	100
Côte d'Ivoire							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL SECURITIES WEST AFRICA	Société de Portefeuille	IG	71,25	71,25	99,98	99,98
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE COTE D'IVOIRE	Banque	IG	73,25	73,25	73,25	73,25
Croatie							
	ALD AUTOMOTIVE D.O.O. ZA OPERATIVNI I FINANCIJSKI LEASING	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ALD FLEET SERVICES D.O.O ZA TRGOVINU I USLUGE	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
Curaçao							
	SGA SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ACCEPTANCE N.V	Société Financière	IG	100	100	100	100
Danemark							
	ALD AUTOMOTIVE A/S	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	NF FLEET A/S	Financements Spécialisés	IG	63,85	63,85	80	80
(4)	PEMA LAST OG- TRAILERUDLEJNING A/S	Financements Spécialisés	IG	0	100	0	100
(1)	SG FINANS AS DANISH BRANCH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
Émirats Arabes Unis							
(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DUBAI	Banque	IG	100	100	100	100
Espagne							
	ALD AUTOMOTIVE S.A.U	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ALTURA MARKETS, SOCIEDAD DE VALORES, SA	Société de Courtage	MEP	50	50	50	50
(1)	GENEFIM SUCURSAL EN ESPAÑA	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	REFLEX ALQUILER FLEXIBLE DE VEHICULOS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
(4)	SELF TRADE BANK SA	Société de Courtage	IG	0	100	0	100
	SG EQUIPMENT FINANCE IBERIA, E.F.C., S.A.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
(6)	SOCGEN FINANCIACIONES IBERIA, S.L.	Banque	IG	100	0	100	0
	SOCGEN INVERSIONES FINANCIERAS SA	Société Financière	IG	100	100	100	100
(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SUCCURSAL EN ESPAÑA	Banque	IG	100	100	100	100
	SODEPROM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
Estonie							
	ALD AUTOMOTIVE EESTIAS	Financements Spécialisés	IG	59,87	59,87	75,01	75,01

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
États-Unis d'Amérique						
	AEGIS HOLDINGS (ONSHORE) INC.	Société Financière IG	100	100	100	100
(2)	CGI FINANCE INC.	Société Financière IG	0	99,89	0	100
(8)	CGI NORTH AMERICA INC.	Financements Spécialisés IG	99,78	99,89	100	100
(2)	CLASSIC YACHT DOCUMENTATION, INC.	Société de Service IG	0	99,89	0	100
	LYXOR ASSET MANAGEMENT HOLDING CORP.	Société de Portefeuille IG	100	100	100	100
	LYXOR ASSET MANAGEMENT INC.	Société Financière IG	100	100	100	100
	SG AMERICAS EQUITIES CORP.	Société Financière IG	100	100	100	100
	SG AMERICAS OPERATIONAL SERVICES, INC.	Société de Service IG	100	100	100	100
	SG AMERICAS SECURITIES HOLDINGS, LLC	Banque IG	100	100	100	100
	SG AMERICAS SECURITIES, LLC	Société de Courtage IG	100	100	100	100
	SG AMERICAS, INC.	Société Financière IG	100	100	100	100
	SG CONSTELLATION, INC.	Société Financière IG	100	100	100	100
	SG EQUIPMENT FINANCE USA CORP.	Financements Spécialisés IG	100	100	100	100
	SG MORTGAGE FINANCE CORP.	Société Financière IG	100	100	100	100
	SG MORTGAGE SECURITIES, LLC	Société de Portefeuille IG	100	100	100	100
(2)	SG REINSURANCE INTERMEDIARY BROKERAGE, LLC	Assurance IG	0	100	0	100
	SG STRUCTURED PRODUCTS, INC.	Financements Spécialisés IG	100	100	100	100
(5)	SGAIF, LLC	Société Financière IG	0	100	0	100
	SGAIF, INC.	Société Financière IG	100	100	100	100
(8)	SGB FINANCE NORTH AMERICA INC.	Financements Spécialisés IG	50,94	50,94	100	100
(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (NEW YORK)	Banque IG	100	100	100	100
(5)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ENERGY LLC	Société Financière IG	0	100	0	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE FINANCIAL CORPORATION	Société Financière IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INVESTMENT CORPORATION	Société Financière IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE LIQUIDITY FUNDING, LLC	Société Financière IG	100	100	100	100
(2)	TENDER OPTION BOND PROGRAM (TAXABLE AND TAX EXEMPT)	Société Financière IG	0	100	0	100
Finlande						
	AXUS FINLAND OY	Financements Spécialisés IG	79,82	79,82	100	100
	NF FLEET OY	Financements Spécialisés IG	63,85	63,85	80	80
France						
	29 HAUSSMANN ÉQUILIBRE	Société de Portefeuille IG	87,1	87,1	87,1	87,1
	29 HAUSSMANN EURO RDT	Société de Portefeuille IG	58,1	58,1	58,1	58,1
	29 HAUSSMANN SÉLECTION MONDE	Société de Portefeuille IG	68,7	68,7	68,7	68,7
(2)	9 RUE DES BIENVENUS	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	0	95,5	0	100
	AIR BAIL	Financements Spécialisés IG	100	100	100	100
	AIX - BORD DU LAC - 3	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	50	50	50	50
	AIX - BORD DU LAC - 4	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	50	50	50	50
	ALD	Financements Spécialisés IG	79,82	79,82	79,82	79,82
	ALD AUTOMOTIVE RUSSIE SAS	Financements Spécialisés IG	79,82	79,82	100	100
(6)	ALFORTVILLE BAIGNADE	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	40	0	40	0

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
(5) ALPRIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
AMPERIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
(6) ANNEMASSE-ILOT BERNARD	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	0	40	0
ANTALIS SA	Société Financière	IG	100	100	100	100
ANTARES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	45	45	45	45
ANTARIUS	Assurance	IG	100	100	100	100
ARTISTIK	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
AVIVA INVESTORS RESERVE EUROPE	Société Financière	IG	69,35	69,35	69,35	69,35
BANQUE COURTOIS	Banque	IG	100	100	100	100
BANQUE FRANÇAISE COMMERCIALE Océan Indien	Banque	IG	50	50	50	50
BANQUE KOLB	Banque	IG	99,97	99,97	99,97	99,97
BANQUE LAYDERNIER	Banque	IG	100	100	100	100
BANQUE NUGER	Banque	IG	100	100	100	100
BANQUE POUYANNE	Banque	MEI	35	35	35	35
BANQUE RHÔNE ALPES	Banque	IG	99,99	99,99	99,99	99,99
BANQUE TARNEAUD	Banque	IG	100	100	100	100
(6) BAUME LOUBIÈRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	0	40	0
(6) BERLIOZ	Assurance	IG	84,05	0	84,05	0
BOURSORAMA INVESTISSEMENT	Société de Service	IG	100	100	100	100
BOURSORAMA SA	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
BREMAN LEASE SAS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
CARBURAUTO	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50	50
CARRERA	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50	50
CENTRE IMMO PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	60	60	60
CHARTREUX LOT A1	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
CHEMIN DES COMBES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	95,5	100	100
COMPAGNIE FINANCIÈRE DE BOURBON	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100	100
COMPAGNIE FONCIÈRE DE LA MÉDITERRANÉE (CFM)	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100
COMPAGNIE GÉNÉRALE DE LOCATION D'ÉQUIPEMENTS	Financements Spécialisés	IG	99,89	99,89	99,89	99,89
CONTE	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50	50
CRÉDIT DU NORD	Banque	IG	100	100	100	100
DARWIN DIVERSIFIÉ 0-20	Société de Portefeuille	IG	89,94	89,94	89,94	89,94
DARWIN DIVERSIFIÉ 40-60	Société de Portefeuille	IG	79,78	79,78	79,78	79,78
DARWIN DIVERSIFIÉ 80-100	Société de Portefeuille	IG	78,34	78,34	78,34	78,34
DESCARTES TRADING	Société Financière	IG	100	100	100	100
(2) DESSUARD	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	40	0	40

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	DISPONIS	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100	100
	ESNI - COMPARTIMENT SG-CREDIT CLAIMS -1	Société Financière	IG	100	100	100	100
	ÉTOILE CLIQUET 90	Société Financière	IG	73,52	73,52	73,52	73,52
	ÉTOILE ID	Société Financière	IG	100	100	100	100
	ÉTOILE MULTI GESTION EUROPE-C	Assurance	IG	51,59	51,59	51,59	51,59
	ÉTOILE VALEURS MOYENNES-C	Assurance	IG	61,09	61,09	61,09	61,09
	F.E.P. INVESTISSEMENTS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100	100
	FCC ALBATROS	Société de Portefeuille	IG	100	100	51	51
	FEEDER LYX E ST50 D5	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
	FEEDER LYX E ST50 D6	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
(6)	FEEDER LYX E ST50 D9	Société Financière	IG	99,98	0	99,98	0
	FEEDER LYXOR CAC 40	Société Financière	IG	99,77	99,77	99,77	99,77
	FEEDER LYXOR CAC40 D2-EUR	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
	FEEDER LYXOR STOXX 50	Société Financière	IG	100	100	100	100
	FENWICK LEASE	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100	100
	FINANCIÈRE PARCOURS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	FINANCIÈRE UC	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	FINASSURANCE SNC	Assurance	IG	98,89	98,89	99	99
	FRANFINANCE	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	99,99	99,99
	FRANFINANCE LOCATION	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100	100
	GALYBET	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	GENEBANQUE	Banque	IG	100	100	100	100
	GENECAL FRANCE	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	GENECAR - SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE COURTAGE D'ASSURANCE ET DE REASSURANCE	Assurance	IG	100	100	100	100
	GENECOMI FRANCE	Financements Spécialisés	IG	99,64	99,64	99,64	99,64
	GENEFIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	GENEFINANCE	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
	GENEGIS I	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100
	GENEGIS II	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100
	GENEPIERRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	49,49	45,08	49,49	45,08
	GENEVALMY	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100
(6)	ÎLOT AB	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	0	40	0
	IMAPRIM AMÉNAGEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	70	70	70
	IMMOBILIÈRE PROMEX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
(1)(4) INORA LIFE FRANCE	Assurance	IG	0	100	0	100
(5) INTER EUROPE CONSEIL	Société Financière	IG	0	100	0	100
INVESTIR IMMOBILIER NORMANDIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
INVESTISSEMENT 81	Société Financière	IG	100	100	100	100
(6) JSJ PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	45	0	45	0
KOLB INVESTISSEMENT	Société Financière	IG	100	100	100	100
(4) LA BANQUE POSTALE FINANCEMENT	Financements Spécialisés	MEI	0	35	0	35
LA CORBEILLERIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	24	24	40	40
(5) LA CROIX BOISÉE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
LA FONCIÈRE DE LA DÉFENSE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	99,99	99,99	100	100
LES ALLÉES DE L'EUROPE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	34	34	34	34
LES CÈDRES BLEUS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
LES JARDINS D'ALHAMBRA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
LES JARDINS DE L'ALCAZAR	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
LES MÉSANGES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	55	55	55	55
(6) LES TROIS LUCS 13012	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	90,89	0	100	0
LES VILLAS VINCENTI	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
L'HESPEL	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
LOTISSEMENT DES FLEURS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
LYON LA FABRIC	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	48,87	50	50
LYXOR ASSET MANAGEMENT	Société Financière	IG	100	100	100	100
LYXOR GL OVERLAY F	Société de Portefeuille	IG	87,27	87,27	87,27	87,27
LYXOR INTERMÉDIATION	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
LYXOR INTERNATIONAL ASSET MANAGEMENT	Société Financière	IG	100	100	100	100
(6) LYXOR SKYFALL FUND	Assurance	IG	88,98	0	88,98	0
MÉDITERRANÉE GRAND ARC	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	43	43	50	50
NORBAIL IMMOBILIER	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
NORBAIL SOFERGIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
NORMANDIE RÉALISATIONS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
ONIX	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50	50
OPCI SOGECAPIMMO	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
OPERA T2	Immobilier d'exploitation	IG	99,99	99,99	100	100
ORADEA VIE	Assurance	IG	100	100	100	100
ORFAYIMOB	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
PACTIMO	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	86	86	86	86
PARCOURS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
PARCOURS ANNECY	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
PARCOURS BORDEAUX	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
PARCOURS IMMOBILIER	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
PARCOURS NANTES	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
PARCOURS STRASBOURG	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
PARCOURS TOURS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
PARIEL	Société de Service	IG	100	100	100	100
PHILIPS MEDICAL CAPITAL FRANCE	Financements Spécialisés	IG	60	60	60	60
PRAGMA	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	86	86	100	100
PRIORIS	Financements Spécialisés	IG	94,89	94,89	95	95
PROGÉREAL SA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	25,01	25,01	25,01	25,01
PROJECTIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	60	60	60
RED & BLACK CONSUMER FRANCE 2013	Société Financière	IG	100	100	100	100
RED & BLACK HOME LOANS FRANCE 1	Société Financière	IG	100	100	100	100
RIVAPRIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
RIVAPRIM RÉALISATIONS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
SCI DU DOMAINE DE STONEHAM	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
SAGEMCOM LEASE	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100	100
SAINT CLAIR	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
(6) SAINTE-MARTHE ÎLOT C	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	0	40	0
(6) SAINTE-MARTHE ÎLOT D	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	0	40	0
SAINT-MARTIN 3	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
(8) SARL CS T2 - KERIADENN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	32,5	32,5	32,5	32,5

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SARL D'AMÉNAGEMENT DU MARTINET	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	43	43	50	50
	SARL DE LA COTE D'OPALE	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	35	35	35	35
	SARL DE LA VECQUERIE	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	32,5	32,5	32,5	32,5
	SARL EKO BOUAYE	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	35	35	35	35
	SARL SEINE CLICHY	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	100	100	100	100
	SAS AMIENS - AVENUE DU GÉNÉRAL FOY	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	80	80	100	100
	SAS COPRIM RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	100	100	100	100
	SAS ECULLY SO'IN	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	75	71,62	75	75
	SAS FOCH SULLY	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	90	87,97	90	90
(B)	SAS LOIRE ATLANTIQUE TERTIAIRE	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	50	50	50	50
	SAS MÉRIGNAC OASIS URBAINE	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	90	90	90	90
	SAS MS FRANCE	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	40	40	40	40
	SAS NOAH AMÉNAGEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	100	95,5	100	100
	SAS NORMANDIE HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	100	100	100	100
	SAS NORMANDIE RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	100	100	100	100
	SAS NOYALIS	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	28	28	28	28
(G)	SAS ODF SSA DÉVELOPPEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	49	0	49	0
	SAS PARNASSE	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	100	100	100	100
	SAS PROJECTIM IMMOBILIER	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	80	80	100	100
	SAS RESIDENCIAL	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	68,4	68,4	68,4	68,4
	SAS ROANNE LA TRILOGIE	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	41	40,08	41	41
	SAS SOGEBROWN POISSY	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	50	50	50	50
	SAS SOGEMYSJ	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	51	51	51	51
	SAS SOGEPROM TERTIAIRE	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	100	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SAS SOJEPRIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100	100
	SAS TIR A L'ARC AMÉNAGEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	40	50	50
	SAS TOUR D2	Société Foncière et de Financement Immobilier	AC	50	50	50	50
	SAS ZAC DU TRIANGLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	48,7	51	51
	SC ALICANTE 2000	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100
	SC CHASSAGNE 2000	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100
	SCCV 282 MONTOLIVET 12	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51,6	51,6	60	60
(5)	SCCV 29 ET 31 AVENUE CHARLES-DE GAULLE A LA TESTE DE BUCH	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
	SCCV 3 CHÂTEAUX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	43	43	50	50
	SCCV ALFORTVILLE MANDELA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	49	49	49	49
	SCCV BAHIA	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	48,7	51	51
(5)	SCCV BLAINVILLE LEMARCHAND	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
	SCCV BOIS-GUILAUME PARC DE HALLEY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
(4)	SCCV BOURGOIN 140 ROUTE DE LYON	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	78,2	0	80
	SCCV BRON CARAVELLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	47,75	50	50
	SCCV CAEN CASERNE MARTIN	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCCV CAEN PANORAMIK	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	SCCV CHARTREUX LOT C	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCCV CHARTREUX LOT E	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCCV CHARTREUX LOTS B-D	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCCV CITY SQUARE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
	SCCV CLICHY BIC	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCCV COURS CLÉMENCEAU	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	28	28	28	28
	SCCV CUGNAUX-LÉO LAGRANGE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	43	43	50	50

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SCCV EKO GREEN CITY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SCCV EKO PARK OCEAN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	32,5	32,5	32,5
(6)	SCCV ÉPRON - ZAC L'ORÉE DU GOLF	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	0	70
	SCCV ESPACES DE DEMAIN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
(6)	SCCV ÉTERVILLE ROUTE D'AUNAY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	0	50
	SCCV EURONANTES 1E	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
(6)	SCCV FAVERGES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	0	80
	SCCV GAO	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	32,5	32,5	32,5
	SCCV GIGNAC MOUSSELINE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60,2	60,2	70
	SCCV GIVORS ROBOCHON	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	47,75	50
(2)	SCCV HALLUARD	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	35	0
	SCCV HÉROUVILLE ÎLOT A2	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	33,33	33,33	33,33
	SCCV HOUSE PARK	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SCCV JA LE HAVRE 22 COTY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SCCV JDA OUISTREHAM	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SCCV KYMA MÉRIGNAC	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SCCV LA MADELEINE SAINT-CHARLES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	40	50
	SCCV LA PORTE DU CANAL	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SCCV LACASSAGNE BRICKS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	49	49	49
	SCCV LE BOUSCAT CARRE SOLARIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	25	25	25
	SCCV LE COURTEL	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
(2)	SCCV LE SIX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	24,5	0
	SCCV LE TEICH CŒUR DE VILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SCCV LES ÉCRIVAINS	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	70	70	70	70
	SCCV LES PATIOS D'OR DE FLEURY LES AUBRAIS	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	64	64	80	80
	SCCV LES SUCRES	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	50	47,75	50	50
	SCCV LESQUIN PARC	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	40	40	50	50
	SCCV LILLE - JEAN MACÉ	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	26,72	26,72	33,4	33,4
(6)	SCCV LOOS GAMBETTA	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	35	0	35	0
	SCCV MARCQ PROJECTIM	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	64	64	80	80
	SCCV MEHUL	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	66,2	66,2	70	70
	SCCV MÉRIGNAC 53-55 AVENUE LEON BLUM	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	30	30	30	30
	SCCV MONROC - LOT 3	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	43	43	50	50
	SCCV MONTREUIL ACACIA	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	80	80	80	80
	SCCV NATUREO	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	30	30	30	30
	SCCV NICE ARENAS	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	100	100	100	100
	SCCV NOISY BOISSIÈRE	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	51	51	51	51
	SCCV PARIS ALBERT	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	50	50	50	50
	SCCV PARK OCEAN II	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	35	35	35	35
	SCCV PARADIS BEAU HORIZON	Société Foncière et de Financement Immobilier MEP	43	43	50	50
	SCCV QUAI DE SEINE A ALFORTVILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	51	51	51	51
	SCCV ROMAINVILLE DUMAS	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	70	70	70	70
	SCCV ROUEN 27 ANGLAIS	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	100	100	100	100
	SCCV ROUSSET - LOT 03	Société Foncière et de Financement Immobilier IG	66,2	66,2	70	70
	SCCV SAY	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	35	35	35	35
	SCCV SENGHOR	Société Foncière et de Financement Immobilier MEI	35	35	35	35

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
(6) SCCV SENSORIUM BUREAUX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	0	50	0
(6) SCCV SENSORIUM LOGEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	0	50	0
(6) SCCV SOGAB ÎLE DE FRANCE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	0	80	0
SCCV SOGAB ROMAINVILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	80	80
SCCV SOGEPROM LYON HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	97,75	100	100
SCCV SWING RIVE GAUCHE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	43	43	50	50
SCCV TALENCE PUR	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	95	95	95	95
SCCV TASSIN - 190 CDG	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
SCCV VERNAISSON - RAZAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	47,75	50	50
SCCV VILLA CHANZY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
SCCV VILLENAVE D'ORNON GARDE N VO	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	25	25	25	25
SCCV VILLEURBANNE TEMPO	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	92,8	100	100
SCI 1134, AVENUE DE L'EUROPE A CASTELNAU LE LEZ	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	43	43	50	50
SCI 637 ROUTE DE FRANS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
(2) SCI ABARITZ	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	40	0	40
(2) SCI AGIAN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	40	0	40
(2) SCI ANGLET PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	38,5	0	38,5
SCI AQRIM PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	79,8	79,8	50	50
SCI ASC LA BERGEDONNERIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	42	42	50	50
SCI AVARICUM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	99	99	99	99
SCI BOBIGNY HOTEL DE VILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
SCI BORDEAUX-20-26 RUE DU COMMERCE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
SCI CENTRE IMMO PROMOTION RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100	100
(2) SCI CHARITÉ - GIRANDIÈRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	0	50	0	50

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	
	SCI CHELLES AULNOY MENDES FRANCE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
(2)	SCI DIAGONALE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	68	0	75
	SCI DREUX LA ROTULE NORD	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100	100
	SCI DU 64 RUE DU BAC	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCI DU PARC SAINT ÉTIENNE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	SCI ÉTAMPES NOTRE-DAME	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
(2)	SCI ÉTRECHY SAINT NICOLAS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	0	50	0	50
(2)	SCI EUROPARC HAUTE BORNE 1	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	51	0	51
	SCI EUROPARC ST MARTIN DU TOUCH 2002	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCI HEGEL PROJECTIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	68	68	85	85
	SCI LA MANTILLA COMMERCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	93	93	100	100
	SCI LA MARQUEILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCI L'ACTUEL	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	SCI LAVOISIER	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	80	80
(2)	SCI LE CERCLE DES ARTS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	37,5	0	37,5
	SCI LE DOMAINE DU PLESSIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	20	20	20
	SCI LE HAMEAU DES GRANDS PRÉS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	40	40	40
	SCI LE MANOIR DE JÉRÉMY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
(8)	SCI LE PARC DE BORDEROUGE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	60	60	60
	SCI LES BAIGNOTS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	SCI LES CASTELLINES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	SCI LES JARDINS DE LA BOURBRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	SCI LES JARDINS D'IRIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	60	60	60

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	
	SCI LES JARDINS DU BLAVET	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	SCI LES PORTES DU LEMAN	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	70	70	70
	SCI LES RÉSIDENCES GENEVOISES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	90	90	90	90
	SCI LIEUSAINTE RUE DE PARIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCI LINAS CŒUR DE VILLE 1	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	70	70	70
	SCI LOCMINE - LAMENNAIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	SCI L'ORÉE DES LACS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	70	70	70
(2)	SCI LYON BON LAIT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	35	0	35
(2)	SCI LYON JOANNES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	0	47,8	0	50
(2)	SCI MARSEILLE LE ZÉPHYR	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	55,9	0	65
	SCI MONTPELLIER JACQUES CŒUR	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	43	43	50	50
(2)	SCI PATRIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	0	25,8	0	30
(2)	SCI PORTU ONDOAN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	40	0	40
	SCI PROJECTIM HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100	100
	SCI PROJECTIM MARCQ CŒUR DE VILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	48	48	60	60
	SCI PRONY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCI QUINTEFEUILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	SCI QUINTESSANCE-VALESCURE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
(2)	SCI REIMS GARE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0	100
	SCI RÉSIDENCE DU DONJON	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	40	40	40
	SCI RHIN ET MOSELLE 1	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCI RHIN ET MOSELLE 2	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCI RIVAPRIM HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SCI RIVAPRIM RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SCI RSS INVESTIMMO CÔTE BASQUE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	20	20
(8)	SCI SAINT JEAN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SCI SAINT QUEN L'AUMÔNE - L'OISE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	38	38	38
	SCI SAINT-DENIS WILSON	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	60	60
	SCI SCS IMMOBILIER D'ENTREPRISES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	52,8	52,8	66
	SCI SOGECIP	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100
	SCI SOGECTIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100
	SCI SOGEPROM LYON RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	95,5	100
(8)	SCI STRASBOURG ÉTOILE THUMENAU	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
(8)	SCI STRASBOURG ROUTE DE WASSÉLONNE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SCI TERRES NOUVELLES FRANCIENNES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	80
	SCI TOULOUSE CENTREDA 3	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
(2)	SCI VAILLANT COUTURIER	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	25	0
(2)	SCI VALENCE-CHAMPS DE MARS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	0	50	0
	SCI VELRI	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50
	SCI VILLA ÉMILIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SCI VITAL BOUHOT 16-22 NEUILLY SUR SEINE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SEFIA	Financements Spécialisés	IG	99,89	99,89	100
	SERVIPAR	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	SG 29 HAUSSMANN	Société Financière	IG	100	100	100
(6)	SG ACTIONS EURO	Assurance	IG	47,75	0	47,75
	SG ACTIONS EURO SÉLECTION	Société Financière	IG	40,05	40,05	40,05
	SG ACTIONS EURO VALUE-C	Assurance	IG	64,94	64,94	64,94
	SG ACTIONS FRANCE	Société de Portefeuille	IG	38,14	38,14	38,14
	SG ACTIONS LUXE-C	Assurance	IG	84,25	84,25	84,25
	SG ACTIONS MONDE EMERGENT	Assurance	IG	60,05	60,05	60,05
	SG ACTIONS US	Société de Portefeuille	IG	65,06	65,06	65,06
(6)	SG ACTIONS US TECHNO	Assurance	IG	85,08	0	85,08
	SG CAPITAL DÉVELOPPEMENT	Société de Portefeuille	IG	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
(5)	SG EUROPEAN MORTGAGE INVESTMENTS	Société Financière	IG	0	100	0	100
	SG FINANCIAL SERVICES HOLDING	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
	SG FLEXIBLE	Société de Portefeuille	IG	92,48	92,48	92,48	92,48
	SG LYXOR GOVERNMENT BOND FUND	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
	SG LYXOR LCR FUND	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
	SG MONE TRESO-E	Assurance	IG	98,62	98,62	98,62	98,62
	SG MONÉTAIRE PLUS E	Société Financière	IG	58,93	58,93	58,93	58,93
	SG OBLIG ÉTAT EURO-R	Assurance	IG	79,94	79,94	79,94	79,94
	SG OBLIGATIONS	Assurance	IG	82,92	0	82,92	0
	SG OPCIMMO	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	97,95	97,95	97,95	97,95
	SG OPTION EUROPE	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
	SG VALGR ALPHA ACTIONS FRANCE	Société Financière	IG	72,77	72,77	72,77	72,77
	SGB FINANCE S.A.	Financements Spécialisés	IG	50,94	50,94	51	51
	SGEF SA	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SGI 10-16 VILLE L'ÉVÊQUE	Assurance	IG	100	100	100	100
	SGI 1 5 ASTORG	Assurance	IG	100	100	100	100
	SGI HOLDING SIF	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100
	SGI PACIFIC	Assurance	IG	86,17	86,17	89,53	89,53
	SNC CŒUR D'OR MONPLAISIR	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	25,5	30	30
	SNC COPRIM RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SNC D'AMÉNAGEMENT FORUM SEINE ISSY LES MOULINEAUX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	33,33	33,33	33,33	33,33
	(2) SNC ISSY FORUM 10	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	0	33,33	0	33,33
	SNC ISSY FORUM 11	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	33,33	33,33	33,33	33,33
	SNC NEUILLY ÎLE DE LA JATTE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	SNC PROMOSEINE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	33,33	33,33	33,33	33,33
	SOCIÉTÉ ANONYME DE CRÉDIT À L'INDUSTRIE FRANÇAISE (CALIF)	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE CAP THALASSA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	45	45	45	45
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE CAP VEYRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	50	50	50	50
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE DE DIANE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE DE PIERLAS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	28	28	28	28
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE DES CONBEAUX DE TIGERY	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	99,99	99,99	100	100
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE DOMAINE DURANDY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	25	25	25	25

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE ERICA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE ESTÉREL TANNERON	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE FONTENAY - ESTIENNES D'ORVES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE GAMBETTA DÉFENSE V	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	20	20
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE LE BOTÉRO	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE LES HAUTS DE L'ESTAQUE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE LES HAUTS DE SEPTÈMES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	25	25	25
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE MIRECRAU	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE MAXOU	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE TOULDI	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE VERT COTEAU	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SOCIÉTÉ DE BOURSE GILBERT DUPONT	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ DE LA RUE ÉDOUARD VII	Société de Portefeuille	IG	99,91	99,91	99,91
	SOCIÉTÉ DES TERRAINS ET IMMEUBLES PARISIENS (STIP)	Immobilier d'exploitation	IG	99,98	99,98	100
	SOCIÉTÉ DU PARC D'ACTIVITÉ DE LA VALENTINE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SOCIÉTÉ EN NOM COLLECTIF PARNASSE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ FINANCIÈRE D'ANALYSE ET DE GESTION	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE	Banque	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL FINANCE	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL PARTENAIRES	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE BANQUE AUX ANTILLES	Banque	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE FACTORING	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PARTICIPATIONS INDUSTRIELLES	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE POUR LE DÉVELOPPEMENT DES OPÉRATIONS DE CRÉDIT-BAIL IMMOBILIER SOGEBAIL	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE REAL ESTATE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SCF	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES HOLDING	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SFH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ IMMOBILIÈRE DU 29 BOULEVARD HALSSMANN	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SOCIÉTÉ IMMOBILIÈRE URB ET ORBI	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ LES PINSONS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SOCIÉTÉ MARSEILLAISE DE CRÉDIT	Banque	IG	100	100	100
	SOGÉ BEAUJOUR	immobilier d'exploitation	IG	99,99	99,99	100
	SOGÉ PERIVAL I	immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGÉ PERIVAL II	immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGÉ PERIVAL III	immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGÉ PERIVAL IV	immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGEACT SELEC.MON.	Société de Portefeuille	IG	99,78	99,78	99,78
	SOGECAMPUS	immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGECAP	Assurance	IG	100	100	100
	SOGECAP - DIVERSIFIED LOANS FUND	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGECAP DIVERSIFIÉ 1	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
(6)	SOGECAP EQUITY OVERLAY (FEEDER)	Assurance	IG	100	0	0
	SOGECAP LONG TERME N°1	Société Financière	IG	100	100	100
	SOGECAPIMMO 2	Assurance	IG	89,39	89,39	90,84
	SOGEFIM HOLDING	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOGEFIMUR	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGEFINANCEMENT	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGEFINERG SG POUR LE FINANCEMENT DES INVESTISSEMENTS ECONOMISANT L'ENERGIE	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGEFONTENAY	immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGELEASÉ FRANCE	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGEMARCHE	immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGEPARTICIPATIONS	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOGEPROM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM ALPES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM ALPES HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM CENTRE-VAL DE LOIRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM C.V.L. SERVICES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM ENTREPRISES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
(5)	SOGEPROM ENTREPRISES REGIONS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SOGEPROM HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM LYON	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	85	85
	SOGEPROM PARTENAIRES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM SERVICES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM SUD RÉALISATIONS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	90,9	90,9	100
	SOCESSUR	Assurance	IG	100	100	100
	SOGEVIMMO	Immobilier d'exploitation	IG	85,55	85,55	85,55
	ST BARNABE 13004	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	43	43	50
	STAR LEASE	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
(8)	STRACE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	20	20
	TEMSYS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
(2)	URBANISME ET COMMERCE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	99,88	0
	URBANISME ET COMMERCE PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	VALMINVEST	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
(6)	VG PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	0	35
	VILLA D'ARMONT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
Ghana						
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE GHANA LIMITED	Banque	IG	60,22	60,22	60,22
Gibraltar						
	HAMBROS (GIBRALTAR NOMINEES) LIMITED	Société de Service	IG	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS BANK (GIBRALTAR) LIMITED	Banque	IG	100	100	100
Grèce						
	ALD AUTOMOTIVE S.A. LEASE OF CARS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
Guinée						
	SG DE BANQUES EN GUINEE	Banque	IG	57,94	57,94	57,94
Guinée équatoriale						
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE BANQUES EN GUINEE EQUATORIALE	Banque	IG	52,44	52,44	57,23

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	
Hong-Kong							
(3)(2)	DESCARTES TRADING HONG KONG BRANCH	Société Financière	HG	0	100	0	100
	SG ASSET FINANCE (HONG KONG) LIMITED	Société de Courtage	HG	100	100	100	100
(6)	SG CORPORATE FINANCE (ASIA PACIFIC) LIMITED	Société Financière	HG	100	0	100	0
	SG CORPORATE FINANCE (HONG KONG) LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	SG FINANCE (ASIA PACIFIC) LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	SG FINANCE (HONG KONG) LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
(1)	SG HONG KONG	Banque	HG	100	100	100	100
	SG SECURITIES (HK) LIMITED	Société de Courtage	HG	100	100	100	100
	SG SECURITIES (HK) NOMINEES LTD.	Société de Courtage	HG	100	100	100	100
	SG SECURITIES ASIA INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	Société de Courtage	HG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ASIA LTD.	Société Financière	HG	100	100	100	100
	TH INVESTMENTS (HONG KONG) 1 LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	TH INVESTMENTS (HONG KONG) 2 LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	TH INVESTMENTS (HONG KONG) 5 LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
Hongrie							
	ALD AUTOMOTIVE MAGYARORSZAG AUTOPARK-KEZELO ES FINANSZIROZO KORLATOLT FELELOSSEGU TARSASAG	Financements Spécialisés	HG	79,82	79,82	100	100
Ile de Jersey							
	ELMFORD LIMITED	Société de Service	HG	100	100	100	100
	HANOM I LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	HANOM II LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	HANOM III LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	JD CORPORATE SERVICES LIMITED	Société de Service	HG	100	100	100	100
	KLEINWORT BENSON CUSTODIAN SERVICES LIMITED	Banque	HG	100	100	100	100
(7)	LYXOR MASTER FUND	Société Financière	HG	100	100	100	100
	NEWMED TRUSTEES LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	SG HAMBROS (FOUNDATIONS) LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	SG HAMBROS NOMINEES (JERSEY) LTD	Société Financière	HG	100	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS BANK (CI) LIMITED	Banque	HG	100	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS CORPORATE SERVICES (CI) LIMITED	Société de Portefeuille	HG	100	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS TRUST COMPANY (CI) LIMITED	Société Financière	HG	100	100	100	100
	SGKH TRUSTEES (CI) LIMITED	Société de Service	HG	100	100	100	100
	SOLENTIS INVESTMENT SOLUTIONS PCC	Société Financière	HG	100	100	100	100
Ile de Man							
	KBBIOM LIMITED	Banque	HG	50	50	50	50
	KBTIOM LIMITED	Banque	HG	100	100	100	100
Ile de Guernesey							
	ARAMIS II SECURITIES CO. LTD	Société Financière	HG	100	100	100	100
	CDS INTERNATIONAL LIMITED	Société de Service	HG	100	100	100	100
	GRANGE NOMINEES LIMITED	Banque	HG	100	100	100	100
	GUERNSEY FINANCIAL ADVISORY SERVICES LIMITED	Banque	HG	100	100	100	100
	GUERNSEY NOMINEES LIMITED	Banque	HG	100	100	100	100
	HAMBROS (GUERNSEY NOMINEES) LTD	Société de Service	HG	100	100	100	100
	HTG LIMITED	Société de Service	HG	100	100	100	100
	K.B. (C.I.) NOMINEES LIMITED	Banque	HG	100	100	100	100
	MISON NOMINEES LIMITED	Banque	HG	100	100	100	100
(3)	SG HAMBROS BANK (CHANNEL ISLANDS) LTD GUERNSEY BRANCH	Banque	HG	100	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	
Îles Vierges Britanniques							
	TSG HOLDINGS LTD.	Société de Service	IG	100	100	100	100
	TSG MANAGEMENT LTD.	Société de Service	IG	100	100	100	100
	TSG SERVICES LTD.	Société de Service	IG	100	100	100	100
Inde							
	ALD AUTOMOTIVE PRIVATE LIMITED	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
(1)	SG MUMBAI	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE GLOBAL SOLUTION CENTRE PRIVATE	Société de Service	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES INDIA PRIVATE LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
Irlande							
	ALD RE DESIGNATED ACTIVITY COMPANY	Assurance	IG	79,82	79,82	100	100
(4)	INORA LIFE LTD.	Assurance	IG	0	100	0	100
	IRIS II SPV DESIGNATED ACTIVITY COMPANY	Société Financière	IG	100	100	100	100
	MERRION FLEET FINANCE LIMITED	Société Financière	IG	79,82	79,82	100	100
	MERRION FLEET MANAGEMENT LIMITED	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
(1)	SG DUBLIN	Banque	IG	100	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS PRIVATE INVESTMENT OFFICE SERVICES LIMITED	Banque	IG	100	100	100	100
	SGBT FINANCE IRELAND DESIGNATED ACTIVITY COMPANY	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE HEDGING DESIGNATED ACTIVITY COMPANY	Société Financière	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES (IRELAND) LTD	Société Financière	IG	100	100	100	100
Italie							
	ALD AUTOMOTIVE ITALIA S.R.L.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	FIDITALIA S.P.A.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	FRAER LEASING SPA	Financements Spécialisés	IG	73,85	73,85	73,85	73,85
	SG EQUIPMENT FINANCE ITALY S.P.A.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SG FACTORING SPA	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SG LEASING SPA	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
(1)	SG MILAN	Banque	IG	100	100	100	100
(1)	SOCECAP SA RAPPRESENTANZA GENERALE PER L'ITALIA	Assurance	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES S.P.A.	Banque	IG	100	100	100	100
(1)	SOGESSUR SA	Assurance	IG	100	100	100	100
Japon							
	LYXOR ASSET MANAGEMENT JAPAN CO LTD.	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
(1)	SG TOKYO	Banque	IG	100	100	100	100
(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (NORTH PACIFIC) LTD.	Banque	IG	0	100	0	100
(2)	TOKYO BRANCH	Banque	IG	0	100	0	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES JAPAN LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
Lettonie							
	ALD AUTOMOTIVE SIA	Financements Spécialisés	IG	59,86	59,86	75	75
Liban							
(3)	SG DE BANQUE AU LIBAN	Banque	MEI	16,79	16,79	16,85	16,85
Lituanie							
	UAB ALD AUTOMOTIVE	Financements Spécialisés	IG	59,86	59,86	75	75

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
				Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	
Luxembourg								
	(E)	AF EMG MK HD CURR - CLASSE C - LU0907913460	Assurance	IG	47,7	0	47,7	0
		ALD INTERNATIONAL SERVICES S.A.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(2)	AXA IM FIS US SH DUR HIGH YIELD A DIS H	Financements Spécialisés	IG	0	50,58	0	50,58
		AXUS LUXEMBOURG SA	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		BARTON CAPITAL SA	Société Financière	IG	100	100	100	100
	(E)	CANDRIAM BONDS EURO HIGH YIELD - LU101037324	Assurance	IG	45,35	0	45,35	0
	(E)	CODEIS COMPARTIMENT A0064	Assurance	IG	100	0	100	0
		CODEIS COMPARTIMENT A0076	Société Financière	IG	100	100	100	100
		CODEIS SECURITIES S.A.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		COVALBA	Société Financière	IG	100	100	100	100
	(E)	FIDELITY FUNDS EUR HY IQ - LU0954684830	Assurance	IG	49,6	0	49,6	0
		G FINANCE LUXEMBOURG SA	Société Financière	IG	100	100	100	100
		IVERI S.A.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		LX FINANZ S.A.R.L.	Société Financière	IG	100	100	100	100
	(E)	LYXOR EURO 6M - CLASS SI	Assurance	IG	64,37	0	64,37	0
	(E)	LYXOR FUNDS SOLUTIONS	Société Financière	IG	100	0	100	0
		PIONEER INVESTMENTS DIVERSIFIED LOANS FUND	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
		RED & BLACK AUTO LEASE GERMANY 2 S.A.	Société Financière	IG	79,82	79,82	100	100
	(E)	SALINGER S.A.	Banque	IG	100	0	100	0
		SG ISSUER	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SGBT ASSET BASED FUNDING SA	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SGBT CI	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BANK & TRUST	Banque	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL MARKET FINANCE	Banque	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE FINANCING AND DISTRIBUTION	Banque	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE LIFE INSURANCE BROKER SA	Assurance	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PRIVATE WEALTH MANAGEMENT S.A.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE RE SA	Assurance	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ IMMOBILIÈRE DE L'ARSENAL	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100
		SOGELIFE	Assurance	IG	100	100	100	100
Macédoine								
	(4)	OHRIDSKA BANKA AD SKOPJE	Banque	IG	0	74,53	0	75,38
Madagascar								
		BANKY FAMPANDROSOANA VAROTRA SG	Banque	IG	70	70	70	70
Malte								
	(8)	LNG MALTA INVESTMENT 1 LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100	100
	(8)	LNG MALTA INVESTMENT 2 LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100	100
Maroc								
		ALD AUTOMOTIVE SA MAROC	Financements Spécialisés	IG	36,57	36,57	50	50
		ATHENA COURTAGE	Assurance	IG	58,17	58,45	99,93	99,93
		FONCIMMO	Immobilier d'exploitation	IG	57,58	57,57	100	100
		LA MAROCAINE VIE	Assurance	IG	79,19	89,03	99,98	99,98
		SG MAROCAINE DE BANQUES	Banque	IG	57,58	57,57	57,58	57,57
		SOCIÉTÉ D'ÉQUIPEMENT DOMESTIQUE ET MÉNAGER EQOOM	Financements Spécialisés	IG	30,93	30,93	53,72	53,72
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE LEASING AU MAROC	Financements Spécialisés	IG	57,58	57,57	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE OFFSHORE	Société Financière	IG	57,51	57,5	99,88	99,88
		SOGECAPITAL GESTION	Société Financière	IG	57,54	57,53	99,94	99,94
		SOGECAPITAL PLACEMENT	Société de Portefeuille	IG	57,56	57,55	99,96	99,96
	(8)	SOGEFINANCEMENT MAROC	Financements Spécialisés	IG	57,58	57,57	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
Maurice						
	SG SECURITIES BROKING (M) LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100
Mexique						
	ALD AUTOMOTIVE S.A. DE C.V.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	ALD FLEET SA DE CV SOFOM ENR	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	SGFP MEXICO, S.A. DE C.V.	Société Financière	IG	100	99,98	100
Moldavie						
(4)	MOBIASBANCA GROUPE SOCIETE GENERALE	Banque	IG	0	79,93	0
Monaco						
(3)	CRÉDIT DU NORD - MONACO	Banque	IG	100	100	100
(3)	SMC MONACO	Banque	IG	100	100	100
(6)	SOCIÉTÉ DE BANQUE MONACO	Banque	IG	100	0	0
(3)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (SUCCURSALE MONACO)	Banque	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PRIVATE BANKING (MONACO)	Banque	IG	100	100	100
Monténégro						
(4)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BANKA MONTÉNÉGRU A.D.	Banque	IG	0	90,56	0
Norvège						
	ALD AUTOMOTIVE AS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	NF FLEET AS	Financements Spécialisés	IG	63,65	63,65	80
	SG FINANS AS	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
Nouvelle-Calédonie						
	CREDICAL	Financements Spécialisés	IG	87,07	87,07	96,64
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CALÉDONIENNE DE BANQUE	Banque	IG	90,1	90,1	90,1
Pays-Bas						
	AL VARENGA INVESTMENTS B.V.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	ASTEROLD B.V.	Société Financière	IG	100	100	100
	AXUS FINANCE NL B.V.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	AXUS NEDERLAND BV	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	BRIGANTIA INVESTMENTS B.V.	Société Financière	IG	100	100	100
(6)	CAPEREA B.V.	Financements Spécialisés	IG	100	0	0
	COPARER HOLDING	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	HERFSTTAFEL INVESTMENTS B.V.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	HORDLE FINANCE B.V.	Société Financière	IG	100	100	100
	MONTALIS INVESTMENT BV	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
(3)	SG AMSTERDAM	Banque	IG	100	100	100
	SG EQUIPMENT FINANCE BENELUX BV	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SGELEASE B.V.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SGELEASE FILMS	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	TYNEVOR B.V.	Société Financière	IG	100	100	100
Pologne						
	ALD AUTOMOTIVE POLSKA SP Z O.O.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
(4)	EURO BANK S.A.	Banque	IG	0	99,99	0
(4)	PEMA POLSKA SP.Z O.O.	Société de Service	IG	0	100	0

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SG EQUIPMENT LEASING POLSKA SP. Z O.O.	Financements Spécialisés	100	100	100	100
	(1) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE S.A. ODDZIAŁ W POLSCE	Banque	100	100	100	100
	(1) SOGECAP SPOLKA AKCYJNA ODDZIAŁ W POLSCE	Assurance	100	100	100	100
	(1) SOGESSUR SPOLKA AKCYJNA ODDZIAŁ W POLSCE	Assurance	100	100	100	100
Polynésie Française						
	BANQUE DE POLYNÉSIE	Banque	72,1	72,1	72,1	72,1
	SOGLEASE BDP SAS	Financements Spécialisés	72,1	72,1	100	100
Portugal						
	SGALD AUTOMOTIVE SOCIEDADE GERAL DE COMERCIO E ALUGUER DE BENZ SA	Financements Spécialisés	79,82	79,82	100	100
République Tchèque						
	ALD AUTOMOTIVE SRO	Financements Spécialisés	79,82	79,82	100	100
	CATAP'S	Société de Service	MEI	0,61	40	40
	ESSEX SRO	Financements Spécialisés	80	80	100	100
	FACTORING KB	Société Financière	60,73	60,73	100	100
	KB PENZIJNI SPOLECNOST, A.S.	Société Financière	60,73	60,73	100	100
	KB REAL ESTATE	Société Foncière et de Financement Immobilier	60,73	60,73	100	100
	(6) KB SMARTSOLUTIONS, S.R.O.	Banque	60,73	0	100	0
	KOMERČNÍ BANKA A.S.	Banque	60,73	60,73	60,73	60,73
	KOMERČNÍ POJISTOVNA A.S.	Assurance	80,76	80,76	100	100
	MODRA PYRAMIDA STAVEBNÍ SPORITELNA AS	Société Financière	60,73	60,73	100	100
	(4) PEMA PRAHA SPOL. S.R.O.	Financements Spécialisés	0	100	0	100
	PROTOS	Société Financière	60,73	60,73	100	100
	SG EQUIPMENT FINANCE CZECH REPUBLIC S.R.O.	Financements Spécialisés	80,33	80,33	100	100
	SOGEPROM ČESKÁ REPUBLIKA S.R.O.	Société Foncière et de Financement Immobilier	100	100	100	100
	SOGEPROM MICHLE S.R.O.	Société Foncière et de Financement Immobilier	100	100	100	100
	STD2, A.S.	Immobilier d'exploitation	60,73	60,73	100	100
	VN 42	Société Foncière et de Financement Immobilier	60,73	60,73	100	100
Roumanie						
	ALD AUTOMOTIVE SRL	Financements Spécialisés	75,89	75,89	100	100
	BRD - GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	Banque	60,17	60,17	60,17	60,17
	BRD ASSET MANAGEMENT SAI SA	Société de Portefeuille	60,15	60,15	99,97	99,97
	BRD FINANCE IFN S.A.	Société Financière	80,48	80,48	100	100
	S.C. BRD SOGELEASE IFN S.A.	Financements Spécialisés	60,17	60,17	100	100
	S.C. ROGARIU IMOBILIARE S.R.L.	Société Foncière et de Financement Immobilier	75	75	75	75
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE EUROPEAN BUSINESS SERVICES S.A.	Société de Service	100	100	100	100
	SOGEPROM ROMANIA SRL	Société Foncière et de Financement Immobilier	100	100	100	100
	(1) SOGESSUR S.A. PARIS - SUCURSALA BUCURESTI	Assurance	100	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
Royaume-Uni						
	ACR	Société Financière	IG	100	100	100
	ALD AUTOMOTIVE GROUP LIMITED	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	ALD AUTOMOTIVE LIMITED	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
(2)	ALD FUNDING LIMITED	Financements Spécialisés	IG	0	79,82	0
(1)	BRIGANTIA INVESTMENTS B.V. (UK BRANCH)	Société Financière	IG	100	100	100
(1)	DESCARTES TRADING LONDON BRANCH	Société Financière	IG	100	100	100
	FENCHURCH NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	FRANK NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
(1)	HORDLE FINANCE B.V. (UK BRANCH)	Société Financière	IG	100	100	100
(2)	JWB LEASE HOLDINGS LIMITED	Financements Spécialisés	IG	0	100	0
	JWB LEASING LIMITED PARTNERSHIP	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	KBIM STANDBY NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	KBPB NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	KH COMPANY SECRETARIES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	KLEINWORT BENSON FARMLAND TRUST (MANAGERS) LIMITED	Banque	IG	75	75	75
	LANGBOURN NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	LYXOR ASSET MANAGEMENT UK LLP	Société Financière	IG	100	100	100
	MAGPIE ROSE LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	PICO WESTWOOD LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	ROBERT BENSON, LONSDALE & CO (CANADA) LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	SAINT MELROSE LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	SG (MARITIME) LEASING LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG EQUIPMENT FINANCE (DECEMBER) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
(2)	SG EQUIPMENT FINANCE LEASING LIMITED	Financements Spécialisés	IG	0	100	0
(2)	SG EQUIPMENT FINANCE OPERATING LEASING LIMITED	Financements Spécialisés	IG	0	100	0
(2)	SG EQUIPMENT FINANCE RENTAL LIMITED	Financements Spécialisés	IG	0	100	0
	SG FINANCIAL SERVICES LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG HAMBROS (LONDON) NOMINEES LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG HAMBROS TRUST COMPANY LTD	Société Financière	IG	100	100	100
	SG HEALTHCARE BENEFITS TRUSTEE COMPANY LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG INVESTMENT LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS BANK LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS TRUST COMPANY (UK) LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	SG LEASING (ASSETS) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
(8)	SG LEASING (CENTRAL 1) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (CENTRAL 3) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
(2)	SG LEASING (DECEMBER) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	0	100	0
	SG LEASING (GEMS) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (JUNE) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (MARCH) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (USD) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (UTILITIES) LIMITED	IG	IG	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage de contrôle Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018
	SG LEASING IX	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
(1)	SG LONDRES	Banque	IG	100	100	100
(8)	SGFLD LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCGEN NOMINEES (UK) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE EQUIPMENT FINANCE LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INTERNATIONAL LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INVESTMENTS (U.K.) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	STRABUL NOMINEES LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
(2)	TALOS HOLDING LTD.	Société Financière	IG	0	100	0
(2)	TALOS SECURITIES LTD.	Société de Courtage	IG	0	100	0
(1)	TH INVESTMENTS (HONG KONG) 2 LIMITED (UK BRANCH)	Société Financière	IG	100	100	100
(1)	TYNEVOR B.V. (UK BRANCH)	Société Financière	IG	100	100	100
Russie, Fédération						
	ALD AUTOMOTIVE OOO	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	CLOSED JOINT STOCK COMPANY SG FINANCE	Financements Spécialisés	IG	99,97	99,95	100
(5)	COMMERCIAL BANK DELTACREDIT JOINT STOCK COMPANY	Banque	IG	0	99,95	0
	CREDIT INSTITUTION OBYEDINYONNAYA RASCHOTNAYA SISTEMA	Société Financière	IG	99,97	99,95	100
	JSC TELSUKOM	Société de Service	IG	99,97	99,95	100
	LLC RUSFINANCE	Banque	IG	99,97	99,95	100
	LLC RUSFINANCE BANK	Banque	IG	99,97	99,95	100
	P.JSC ROSBANK	Banque	IG	99,97	99,95	99,97
	RB FACTORING LLC	Financements Spécialisés	IG	99,97	99,95	100
	RB LEASING LLC	Financements Spécialisés	IG	99,97	99,95	100
	RB SERVICE LLC	Immobilier d'exploitation	IG	99,97	99,95	100
	RB SPECIALIZED DEPOSITARY LLC	Société Financière	IG	99,97	99,95	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE STRAKHOVANIE LLC	Assurance	IG	99,99	99,99	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE STRAKHOVANIE ZHIZNI LLC	Assurance	IG	99,99	99,99	100
Sénégal						
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SÉNÉGAL	Banque	IG	64,45	64,45	64,87
Serbie						
	ALD AUTOMOTIVE D.O.O BEOGRAD	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
(4)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BANKA SRBIJA A.D. BEOGRAD	Banque	IG	0	100	0
(4)	SGLEASE SRBIJA D.O.O.	Financements Spécialisés	IG	0	100	0
Singapour						
	SG MARKETS (SEA) PTE. LTD.	Société de Courtage	IG	100	100	100
	SG SECURITIES (SINGAPORE) PTE. LTD.	Société de Courtage	IG	100	100	100
(1)	SG SINGAPOUR	Banque	IG	100	100	100
	SG TRUST (ASIA) LTD	Société Financière	IG	100	100	100
Slovaquie						
	ALD AUTOMOTIVE SLOVAKIA S.R.O.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	ESSEX FINANCE S.R.O	Financements Spécialisés	IG	80	80	100
(1)	KÖMERCNI BANKA BRATISLAVA	Banque	IG	60,73	60,73	100
(5)	PEMA SLOVAKIA SPOL.S.R.O.	Financements Spécialisés	IG	0	100	0
(1)	SG EQUIPMENT FINANCE CZECH REPUBLIC S.R.O. ORGANIZACNA ZLOZKA (SLOVAK REPUBLIC BRANCH)	Financements Spécialisés	IG	80,33	80,33	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
				Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	Au 31.12.2019	Au 31.12.2018	
Slovénie								
		ALD AUTOMOTIVE OPERATIONAL LEASING DOO	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(4)	SKB LEASING D.O.O.	Financements Spécialisés	IG	0	99,73	0	100
	(4)	SKB BANKA D.O. LJUBLJANA	Banque	IG	0	99,73	0	99,73
	(4)	SKB LEASING SELECT D.O.O.	Financements Spécialisés	IG	0	99,73	0	100
Suède								
		ALD AUTOMOTIVE AB	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		NF FLEET AB	Financements Spécialisés	IG	63,85	63,85	80	80
	(4)	PEMA TRUCK- OCH TRAILERUTHYRNING AB	Financements Spécialisés	IG	0	100	0	100
	(1)	SG FINANS AS SWEDISH BRANCH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA BANKFILIAL SVERIGE	Banque	IG	100	100	100	100
Suisse								
		ALD AUTOMOTIVE AG	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(4)	PEMA TRUCK- UND TRAILERVERMIETUNG GMBH	Financements Spécialisés	IG	0	100	0	100
	(8)	ROSBANK (SWITZERLAND)	Banque	IG	99,97	99,95	100	100
		SG EQUIPMENT FINANCE SCHWEIZ AG	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	(1)	SG ZÜRICH	Banque	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PRIVATE BANKING (SUISSE) S.A.	Banque	IG	100	100	100	100
Taiwan								
	(1)	SG SECURITIES (HONG KONG) LIMITED TAIPEI BRANCH	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
	(1)	SG TAIPEI	Banque	IG	100	100	100	100
Tchad								
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE TCHAD	Banque	IG	56,86	56,86	67,83	67,83
Thaïlande								
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES (THAILAND) LTD.	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
Togo								
	(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE TOGO	Banque	IG	90,98	89,64	100	100
Tunisie								
		UNION INTERNATIONALE DE BANQUES	Banque	IG	55,1	55,1	52,34	52,34
Turquie								
		ALD AUTOMOTIVE TURIZM TICARET ANONIM SIRKETI	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(1)	SG ISTANBUL	Banque	IG	100	100	100	100
Ukraine								
		ALD AUTOMOTIVE UKRAINE LIMITED LIABILITY COMPANY	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100

* IG : Intégration Globale - AC : Activité Conjointe - MEP : Mise en équivalence (partenariat) - MEI : Mise en équivalence (influence notable) - MES : Mise en équivalence par Simplification (Entités contrôlées par le Groupe faisant l'objet d'une consolidation selon la méthode de mise en équivalence, par simplification en raison de leur caractère peu significatif).

(1) Succursales

(2) Entités liquidées

(3) Entités déconsolidées (perte de contrôle ou de l'influence notable)

(4) Entités créées

(5) Transmissions universelles de patrimoine et Fusions

(6) Entités entrées dans le périmètre de consolidation

(7) Regroupe 30 fonds

(8) Liquidation en cours

Des informations complémentaires relatives au périmètre de consolidation et aux titres de participation présentant un caractère significatif requises par le règlement de l'Autorité des Normes Comptables n° 2016-09 du 2 décembre 2016 sont disponibles sur le site internet du groupe Société Générale à l'adresse suivante :

<https://www.societegenerale.com/fr/investisseurs/>

NOTE 8.7 Honoraires des commissaires aux comptes

Les comptes consolidés du groupe Société Générale sont certifiés conjointement par les cabinets Ernst & Young et Autres, représenté par M. Micha Missakian, d'une part, et Deloitte et Associés, représenté par M. Jean-Marc Mickeler, d'autre part.

Sur proposition du Conseil d'administration et à la suite de la recommandation du Comité d'audit et de contrôle interne (CACI) de Société Générale, l'Assemblée générale du 23 mai 2018 a renouvelé les mandats du cabinet Ernst & Young et Autres et du cabinet Deloitte et Associés, pour une période de six ans.

Conformément à la réglementation européenne relative à l'audit, le CACI met en œuvre une politique spécifique d'approbation des services autres que la certification des comptes (SACC) fournis par les

Commissaires aux comptes et leurs réseaux afin de vérifier préalablement au lancement de la mission la conformité de cette dernière au regard de cette réglementation.

Une synthèse des SACC (approuvés ou refusés) est présentée à chaque séance du CACI.

Les honoraires versés par type de mission (certification ou SACC) font l'objet d'un examen annuel par le CACI.

Enfin, les Directions financières des entités ou des lignes métiers se prononcent annuellement sur la qualité des audits de Deloitte et Associés et de Ernst & Young et Autres. Les conclusions de cette enquête sont également présentées au CACI.

MONTANTS DES HONORAIRES DES COMMISSAIRES AUX COMPTES FIGURANT AU COMPTE DE RÉSULTAT

		Ernst & Young et Autres		Deloitte et Associés		TOTAL	
(Montants hors taxes en M EUR)		2019 ⁽¹⁾	2018	2019 ⁽²⁾	2018	2019	2018
	Émetteur	4	4	7	7	11	11
Certification des comptes individuels et consolidés	Filiales intégrées globalement	16	16	12	12	28	28
SOUS-TOTAL		20	20	19	19	39	39
	Émetteur	0	2	2	1	2	3
Services Autres que la Certification des Comptes (SACC)	Filiales intégrées globalement	1	1	1	2	2	3
TOTAL		21	23	22	22	43	45

(1) Dont niveau Ernst & Young : 13 millions d'euros.

(2) Dont niveau Deloitte : 10 millions d'euros.

Les SACC sont principalement constitués de missions de revues de conformité par rapport aux exigences réglementaires, de revues de contrôle interne dans le cadre du respect des normes ISAE (*International Standard on Assurance Engagements*), de procédures d'audit étendu (procédures convenues), et enfin d'audits

complémentaires dans le cadre d'émission d'attestations ou de la Déclaration de Performance Extra-Financière (DPEF). Ils comprennent également des services expressément et exclusivement confiés aux Commissaires aux comptes pour 1 million d'euros.

NOTE 9 INFORMATION SUR LES RISQUES ET LITIGES

Le Groupe procède chaque trimestre à un examen détaillé des litiges présentant un risque significatif. Ces litiges peuvent donner lieu à l'enregistrement de provisions s'il s'avère probable ou certain que leur règlement donnera lieu à une sortie de ressources au bénéfice d'un tiers sans contrepartie au moins équivalente attendue de celui-ci. Ces provisions pour litiges sont classées parmi les Autres provisions au sein du poste Provisions au passif du bilan.

Aucune information détaillée n'est fournie sur la constitution éventuelle de provisions individuelles ni sur le montant de ces dernières dans la mesure où une telle communication serait de nature à porter préjudice à la résolution des litiges concernés.

- Le 24 octobre 2012, la Cour d'appel de Paris a confirmé la décision rendue le 5 octobre 2010 par le tribunal correctionnel de Paris déclarant J. Kerviel coupable d'abus de confiance, d'introduction frauduleuse de données dans un système informatique, de faux et d'usage de faux et le condamnant à cinq ans d'emprisonnement dont deux avec sursis ainsi qu'au versement de 4,9 milliards d'euros à titre de dommages-intérêts à Société Générale. Le 19 mars 2014, la Cour de cassation a confirmé la responsabilité pénale de J. Kerviel. L'arrêt de la Cour de cassation clôt ainsi ce dossier sur le plan pénal. Sur le plan civil, la Cour d'appel de Versailles a rejeté le 23 septembre 2016 la demande d'expertise de J. Kerviel et a confirmé ainsi le montant de la perte nette comptable de 4,9 milliards d'euros de la banque résultant des agissements frauduleux de J. Kerviel. Elle a également déclaré J. Kerviel partiellement responsable du préjudice causé à Société Générale et l'a condamné à payer à Société Générale 1 million d'euros. Société Générale et J. Kerviel n'ont pas formé de pourvoi en cassation. Société Générale considère que cette décision est sans effet sur sa situation fiscale. Toutefois, comme indiqué par le Ministre de l'Économie et des Finances dès septembre 2016, l'administration fiscale a examiné les conséquences fiscales de cette perte comptable et a indiqué qu'elle envisageait de remettre en cause la déductibilité de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel à hauteur de 4,9 milliards d'euros. Cette proposition de rectification est sans effet immédiat et devra éventuellement être confirmée par une notification de redressement adressée par l'administration lorsque Société Générale sera en situation d'imputer les déficits reportables issus de la perte sur son résultat imposable. Une telle situation ne se produira pas avant plusieurs années selon les prévisions de la banque. Au regard de l'avis du Conseil d'État de 2011 et de sa jurisprudence constante confirmée récemment encore en ce sens, Société Générale considère qu'il n'y a pas lieu de provisionner les impôts différés actifs correspondants. Dans l'hypothèse où l'administration déciderait le moment venu de confirmer sa position actuelle, le groupe Société Générale ne manquerait pas de faire valoir ses droits devant les juridictions compétentes. Par décision du 20 septembre 2018, la Commission d'instruction de la Cour de révision et de réexamen des condamnations pénales a par ailleurs déclaré irrecevable la requête en révision déposée en mai 2015 par J. Kerviel à l'encontre de sa condamnation pénale confirmant ainsi l'absence de tout élément ou fait nouveau susceptible de justifier une réouverture du dossier pénal.
- Entre 2003 et 2008, Société Générale a conclu des contrats de consignation d'or avec le groupe turc Goldas. En février 2008, Société Générale a été alertée sur un risque de fraude et de détournement des stocks d'or détenus par Goldas. Ces soupçons ont été rapidement confirmés par la non-restitution et le non-paiement de l'or, d'une valeur de 466,4 millions d'euros. Société Générale a engagé des actions civiles contre ses assureurs et contre plusieurs entités du groupe Goldas. Goldas a, de son côté, introduit des actions judiciaires en Turquie et au Royaume-Uni contre Société Générale. Dans l'action intentée par Société Générale

contre Goldas au Royaume-Uni, Goldas a sollicité son rejet sans examen au fond (*strike out*) et a formé à titre reconventionnel une demande de dommages-intérêts. Le 3 avril 2017, le tribunal anglais a fait droit aux deux demandes de Goldas. Le 15 mai 2018, la Cour d'appel de Londres a rejeté, dans sa totalité, la demande de dommages-intérêts accordée par la High Court de Londres à Goldas mais a rejeté les arguments de Société Générale relatifs à la validité des significations des actions judiciaires engagées contre les entités du groupe Goldas, lesquelles demeurent donc prescrites. Le 18 décembre 2018, la Cour Suprême a refusé à Société Générale et à Goldas l'autorisation de se pourvoir contre l'arrêt rendu par la Cour d'appel, qui est donc devenu définitif. Le 16 février 2017, Société Générale a, par ailleurs, été déboutée par le tribunal de commerce de Paris de ses demandes contre ses assureurs. Société Générale a interjeté appel de ce jugement.

- Société Générale Algérie (« SGA ») et plusieurs de ses responsables d'agence sont poursuivis pour infraction aux législations locales sur les changes et les transferts de capitaux avec l'étranger, ainsi que sur le blanchiment d'argent et le financement du terrorisme. Il est reproché aux prévenus d'avoir manqué à leurs obligations déclaratives à l'égard des autorités algériennes s'agissant des mouvements de capitaux liés à des exportations ou importations effectuées par les clients de SGA et sur des opérations de versements d'espèces réalisées dans les guichets de SGA. Les faits ont été révélés au cours d'enquêtes menées par des autorités algériennes qui se sont ensuite constituées partie civile. SGA et ses agents ont été condamnés dans certaines procédures et mis hors de cause dans d'autres. À ce jour, quinze affaires se sont terminées en faveur de SGA, une affaire s'est terminée en défaveur de SGA et neuf affaires sont encore en cours, dont sept devant la Cour suprême.
- Au début des années 2000, la profession bancaire a adopté, en France, le principe du passage à la compensation électronique des chèques afin d'en rationaliser le traitement. Pour accompagner cette réforme (connue sous le nom d'EIC pour « Échange d'Images Chèques ») qui a contribué à la sécurisation du traitement des paiements par chèque et à la lutte contre la fraude, les banques ont créé plusieurs commissions interbancaires (dont la CEIC qui a été abandonnée en 2007). Ces commissions ont été décidées sous l'égide des autorités de tutelle du secteur, les pouvoirs publics étant tenus informés.

Le 20 septembre 2010, après plusieurs années d'instruction, l'Autorité française de la concurrence a considéré que la mise en place et la fixation en commun du montant de la CEIC et de deux autres commissions pour services connexes étaient contraires au droit de la concurrence. Elle a condamné l'ensemble des banques ayant participé à la mise en place de ces commissions (Banque de France comprise) à un montant total d'environ 385 millions d'euros d'amendes. Société Générale a été sanctionnée à hauteur de 53,5 millions d'euros. Crédit du Nord, sa filiale, à hauteur de 7 millions d'euros. Dans son arrêt du 23 février 2012, la Cour d'appel, saisie par l'ensemble des banques concernées à l'exception de la Banque de France, a conclu à l'absence d'infraction au droit de la concurrence, permettant aux banques d'obtenir le remboursement des amendes qu'elles avaient payées. Le 14 avril 2015, la Cour de cassation a cassé et annulé l'arrêt de la Cour d'appel au motif que cette dernière n'avait pas examiné les arguments de deux intervenants volontaires. L'affaire a été renvoyée devant la Cour d'appel de Paris, dont l'audience s'est tenue les 3 et 4 novembre 2016. Par un arrêt du 21 décembre 2017, la Cour d'appel de renvoi a confirmé les sanctions prononcées par l'Autorité française de la concurrence à l'encontre de Société Générale et Crédit du Nord. Le 22 janvier 2018, Société Générale et Crédit du Nord se sont pourvues en cassation contre cet arrêt. La procédure est toujours en cours.

- Une action de groupe a été engagée à l'encontre de Société Générale Private Banking (Suisse) et de nombreuses autres institutions financières devant l'*US District Court* du District Nord du Texas. Les demandeurs entendent représenter des clients de Stanford International Bank Ltd. (« SIBL ») auprès de laquelle ils avaient déposé des fonds et/ou dont ils détenaient des certificats de dépôt émis depuis le 16 février 2009. Les demandeurs soutiennent être victimes de pertes résultant des fraudes de SIBL, du groupe Stanford et d'entités liées, dont les défendeurs seraient, selon eux, également responsables. Ils cherchent à récupérer les paiements faits par l'intermédiaire des défendeurs ou faits à ces derniers pour le compte de SIBL ou d'entités qui lui étaient liées au motif qu'il s'agirait de transferts frauduleux. Le Comité officiel des investisseurs Stanford a été autorisé à intervenir dans la procédure et a formé des demandes similaires contre Société Générale Private Banking (Suisse) et les autres défendeurs.

La demande de Société Générale Private Banking (Suisse) soulevant l'incompétence du tribunal a été rejetée par décision du 5 juin 2014. Société Générale a alors sollicité un nouvel examen de cette décision sur la compétence, ce qui lui a été définitivement refusé. Le 21 avril 2015, le tribunal a autorisé la poursuite de la grande majorité des demandes formées par les demandeurs et le Comité officiel des investisseurs de Stanford.

Le 7 novembre 2017, la *District Court* a rejeté la requête des demandeurs visant à la certification de leur groupe. Les demandeurs ont sollicité l'autorisation de faire appel de cette décision, que la Cour d'appel a refusé le 20 avril 2018. Le 3 mai 2019, plusieurs centaines de demandeurs ont déposé des requêtes visant à intervenir dans l'action en cours du Comité officiel des investisseurs de Stanford, sollicitant des dommages-intérêts à titre individuel pour les pertes liées à leurs investissements Stanford. Les institutions financières défenderesses, y compris Société Générale Private Banking (Suisse), se sont opposées à ces requêtes. Par décision du 18 septembre 2019, la cour a rejeté ces requêtes en intervention. En novembre 2019, un groupe de demandeurs a interjeté appel de ce rejet et un autre groupe de demandeurs a initié une action distincte devant la juridiction étatique du Texas à Houston.

Le 22 décembre 2015, le Comité officiel des investisseurs de Stanford a déposé une requête visant à l'obtention d'une décision partielle accélérée sur le fond (*summary judgement*) sur la restitution d'un transfert de 95 millions de dollars américains effectué en décembre 2008 (avant la faillite de Stanford) à Société Générale Private Banking (Suisse), au motif qu'il serait, en tant que transfert frauduleux, annulable selon la loi du Texas. Société Générale Private Banking (Suisse) s'est opposée à cette requête.

- Nonobstant les accords transactionnels conclus avec les autorités américaines relatifs à certains taux du *London Interbank Offered Rates* et à l'*Euro Interbank Offered Rate* (« dossier IBOR »), la Banque continue de se défendre dans le cadre de procédures civiles aux États-Unis (telles que décrites ci-dessous) et a répondu à des demandes d'informations reçues d'autres autorités, notamment des procureurs généraux (*Attorneys General*) de divers États des États-Unis et du *Department of Financial Services* de l'État de New York (NYDFS).

Aux États-Unis, Société Générale, de même que d'autres institutions financières, ont été assignées dans le cadre d'actions de groupe portant sur la fixation des taux US Dollar Libor, Yen Japonais Libor et Euribor ainsi que sur des opérations portant sur des instruments financiers indexés sur ces taux. Société Générale a également été assignée dans le cadre de plusieurs actions individuelles (hors Groupe) concernant le taux US Dollar Libor. Toutes ces actions sont pendantes devant l'*US District Court* de Manhattan (le « Tribunal »).

Dans la procédure relative à l'US Dollar Libor, toutes les demandes formées contre Société Générale ont été rejetées par la *District Court* ou volontairement retirées par les demandeurs, sauf deux actions collectives et une action individuelle qui ont fait l'objet d'un sursis à statuer. Certains demandeurs individuels dont les demandes ont été rejetées avaient déposé des requêtes visant à les autoriser à modifier leurs demandes afin d'ajouter ou relancer des demandes

contre Société Générale, requêtes qui ont été rejetées par le Tribunal. Les demandeurs à l'action de groupe ainsi que certains demandeurs individuels ont fait appel du rejet de leurs demandes sur le fondement du droit de la concurrence devant la Cour d'appel fédérale du *Second Circuit*.

Le 13 janvier 2020, Société Générale a conclu un accord transactionnel avec les demandeurs à l'action de groupe ayant souscrits des contrats de produits dérivés liés au US Dollar Libor sur les marchés réglementés. Société Générale a accepté de verser la somme de 5,125 millions de dollars américains dans le cadre de cet accord. Cet accord est en attente d'homologation par le Tribunal.

Dans la procédure relative au Yen Japonais Libor, le Tribunal a rejeté la requête des demandeurs acheteurs d'instruments dérivés de gré à gré Euroyen. Ces derniers ont interjeté appel de cette décision devant la Cour d'Appel Fédérale du *Second Circuit*. Dans l'autre procédure, initiée par des acheteurs ou vendeurs de produits dérivés indexés sur l'Euroyen sur le *Chicago Mercantile Exchange* (« CME »), le Tribunal a autorisé le début de la phase de *discovery* pour certaines demandes fondées sur le *Commodity Exchange Act* (« CEA ») américain. Le 27 septembre 2019, les défendeurs ont soumis conjointement une demande de rejet, pour absence de fondement juridique, des demandes fondées sur le CEA. Les parties sont dans l'attente d'une décision. Le 27 septembre 2019, les demandeurs ont soumis leur demande de certification de groupe. Cette demande a été suspendue dans l'attente d'une décision sur le rejet des demandes fondées sur le CEA.

Dans le cadre de la procédure relative à l'Euribor, le Tribunal a rejeté l'ensemble des demandes formées contre Société Générale dans le cadre de l'action de groupe et a rejeté la requête des demandeurs visant à déposer une assignation modifiée. Les demandeurs ont fait appel de ces décisions devant la Cour d'appel fédérale du *Second Circuit*.

En Argentine, Société Générale ainsi que d'autres institutions financières ont été assignées dans le cadre d'une action intentée par une association de consommateurs pour le compte de consommateurs argentins qui détenaient des obligations du gouvernement ou d'autres instruments dont les intérêts à payer étaient liés au US Dollar Libor. Il leur est reproché d'avoir enfreint les dispositions protectrices du droit de la consommation argentin lors de la fixation du taux US Dollar Libor. L'assignation dans ce dossier n'a pas encore été signifiée à Société Générale.

- Le 15 janvier 2019, Société Générale et SG Americas Securities, LLC (« SGAS »), ainsi que d'autres institutions financières, ont été visées par trois actions de groupe, depuis consolidées, sur le fondement du droit de la concurrence devant la *US District Court* de Manhattan. Les demandeurs prétendent que les banques du panel contribuant à l'indice USD ICE Libor se seraient entendues pour soumettre des contributions à un taux artificiellement bas et tirer ainsi profit de leurs opérations sur produits dérivés liés à cet indice. Les demandeurs sollicitent la certification d'un groupe comprenant des résidents américains (personnes physiques et morales) qui auraient souscrit auprès d'un défendeur des obligations à taux variables ou des *swaps* d'intérêts à taux variable liés à l'USD ICE Libor dont ils auraient reçu paiement entre le 1^{er} février 2014 et aujourd'hui, indépendamment de la date d'achat de l'instrument financier. Le 30 août 2019, Société Générale et SGAS ont fait une demande de rejet de toutes les demandes formées à leur encontre.
- Société Générale ainsi que d'autres institutions financières étaient assignées dans le cadre d'une action de groupe aux États-Unis dans laquelle il leur était reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence et le CEA relativement à des opérations de change au comptant et de commerce de dérivés. L'action avait été initiée par des personnes ou entités ayant conclu certaines transactions de gré à gré et échangé des instruments de change. Société Générale a conclu un accord transactionnel pour un montant de 18 millions de dollars américains, qui a été homologué par le tribunal le 6 août 2018. Une action de groupe distincte a également été initiée pour le compte d'acheteurs indirects. Société Générale a conclu un accord pour 975 000 de dollars américains pour mettre un terme à cette

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 9

procédure, lequel est en attente d'approbation préliminaire du tribunal. Le 7 novembre 2018, un groupe d'entités ayant décidé de ne pas participer à l'accord transactionnel de l'action de groupe principale ont intenté une action contre Société Générale et plusieurs autres institutions financières. Une requête visant au rejet de l'action a été déposée le 1^{er} avril 2019.

- Le 10 décembre 2012, le Conseil d'État a rendu deux décisions concluant que le précompte qui était prélevé sur les entreprises en France était contraire au droit communautaire et défini les modalités de restitution des sommes prélevées sur les entreprises par les autorités fiscales. Ces modalités ont cependant conduit à limiter fortement le droit à restitution. Société Générale a acquis en 2005, auprès de deux entreprises (Rhodia et Suez, devenue ENGIE), ce droit à restitution avec un recours limité sur les entreprises cessionnaires. L'une des décisions du Conseil d'État concerne l'entreprise Rhodia. Société Générale a fait valoir ses droits dans le cadre des différents contentieux avec l'administration devant les juridictions administratives en France. La dernière décision est un rejet d'admission des pourvois d'ENGIE et de Société Générale le 1^{er} février 2016 par le Conseil d'État.

Saisie par plusieurs entreprises françaises, la Commission européenne a considéré que les décisions rendues par le Conseil d'État le 10 décembre 2012, censé mettre en œuvre l'arrêt de la CJUE C-310/09 du 15 septembre 2011, méconnaissaient le droit communautaire. La Commission européenne a ensuite engagé une procédure d'infraction contre la République française en novembre 2014 et confirmé depuis lors sa position via la publication le 29 avril 2016 d'un avis motivé et la saisine le 8 décembre 2016 de la Cour de Justice de l'Union européenne. La Cour de Luxembourg a rendu son arrêt le 4 octobre 2018 et a condamné la France pour manquement du Conseil d'État quant à la non prise en compte de l'impôt des sous-filiales UE afin de gager le précompte acquitté à tort ainsi que sur l'absence de question préjudicielle. S'agissant de la mise en œuvre pratique de la décision, Société Générale fera valoir ses droits auprès des juridictions compétentes et de l'Administration fiscale dont elle attend un traitement diligent et conforme au droit.

- Société Générale, ainsi que d'autres institutions financières, ont été assignées dans le cadre d'une action de groupe dans laquelle il leur est reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence et CEA s'agissant de son implication sur le marché de Londres de fixation du prix de l'or. L'action a été initiée pour le compte de personnes ou entités ayant vendu de l'or physique, ayant vendu des contrats de futures indexés sur l'or sur le CME, vendu des ETF sur l'or, vendu des options d'achat d'or négociées sur le CME, acheté des options de vente d'or négociées sur le CME, vendu de l'or de gré à gré ou des contrats à terme ou des options d'achat d'or, ou acheté de gré à gré des options de vente d'or. L'action est pendante devant la *US District Court* de Manhattan. Des requêtes sollicitant le rejet de ces demandes ont été rejetées par décision du 4 octobre 2016 et la *discovery* est maintenant en cours. Société Générale et d'autres institutions financières ont également été assignées dans le cadre de deux actions de groupe au Canada (devant la Cour Supérieure d'Ontario à Toronto et la Cour Supérieure du Québec dans la ville de Québec) pour des demandes similaires.

- Depuis août 2015, d'anciens et actuels employés du groupe Société Générale sont visés par plusieurs enquêtes conduites par les autorités fiscales et pénales allemandes. Ces enquêtes sont relatives à un fonds administré par SGSS GmbH et à leurs prétendues participations, pour compte propre ou pour le compte de clients, à de possibles schémas de fraude fiscale sur dividendes d'actions allemandes à l'occasion de transaction sur titres dites « CumEx ». Les entités du Groupe répondent aux demandes des autorités allemandes.

SGSS GmbH a été informée par le Tribunal de Bonn le 19 juin 2019 de l'ouverture d'une procédure pénale à l'égard de deux individus employés par une société ayant conseillé ce fonds, celui-ci étant

suspecté par les procureurs allemands d'avoir participé à des transactions « CumEx » potentiellement frauduleuses. Le 19 août 2019, le Tribunal régional de Bonn a décidé d'attirer SGSS GmbH en qualité de « secondary party » à cette procédure, laquelle est actuellement pendante.

- En mai 2019, SGAS ainsi que d'autres institutions financières ont été assignées aux États-Unis dans le cadre d'une action de groupe dans laquelle il leur est reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence s'agissant de la fixation du prix de titres émis par des Entreprises Sponsorisées par le gouvernement américain, dont la *Federal Home Loan Bank (FHLB)*, la *Federal Home Loan Mortgage Corporation (Freddie Mac)* et la *Federal National Mortgage Association (Fannie Mae)*. Une requête visant au rejet de l'action a été déposée le 13 juin 2019. Il a été fait droit à cette requête le 29 août 2019 à l'égard de SGAS et des autres défendeurs. Le 9 septembre 2019, les demandeurs ont soumis une assignation modifiée. Une demande de rejet de cette assignation modifiée a été régularisée le 17 septembre 2019, à laquelle il a été fait droit le 15 octobre 2019. Le 16 décembre 2019, les demandeurs et douze banques défenderesses, dont SGAS ont soumis pour approbation au tribunal une proposition d'accord transactionnel pour mettre fin à l'action de groupe, en échange du paiement de la somme de 250 millions de dollars américains. Bien que la part de SGAS dans cet accord ne soit pas publique, son montant est faible. SGAS a également été nommée dans deux actions individuelles – une première en septembre 2019 initiée par l'État de Louisiane et une autre en octobre 2019 initiée par la municipalité de Bâton Rouge. Ces deux actions se fondent sur les mêmes allégations de violation du droit américain de la concurrence. SGAS a également reçu une demande d'informations du *US Department of Justice* (« DOJ ») en lien avec cette activité d'émission de titre. SGAS répond à ces demandes et coopère avec le DOJ.

- Société Générale et certaines de ses filiales sont assignées dans le cadre d'une action devant la *US Bankruptcy Court* de Manhattan initiée par le *Trustee* nommé dans le cadre de la liquidation de la société de Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (« BLMIS »). L'action est identique à celles initiées par le *Trustee* de BLMIS à l'encontre de nombreuses institutions et sollicite le recouvrement de montants prétendument reçus indirectement de BLMIS par des entités Société Générale, par le truchement de « fonds nourriciers » qui avaient investi dans BLMIS et desquels Société Générale avait reçu des remboursements. Le demandeur prétend que les montants reçus par les entités Société Générale sont recouvrables sur le fondement du *US Bankruptcy Code* et de la loi de l'État de New York. Le *Trustee* de BLMIS tente de recouvrer un montant agrégé d'environ 150 millions de dollars américains auprès des entités Société Générale. Celles-ci se défendent dans le cadre de cette action. Par décisions rendues les 22 novembre 2016 et 3 octobre 2018, le Tribunal a rejeté la plupart des demandes initiées par le *Trustee* de BLMIS, qui a interjeté appel devant la Cour d'appel fédérale du *Second Circuit*. Par décision du 25 février 2019, la Cour d'appel a invalidé les jugements et a renvoyé les affaires pour qu'elles soient jugées en première instance. Par décision du 23 avril 2019, la Cour d'appel a suspendu ces renvois dans l'attente du sort de la requête en révision (« *petition for review* ») qui a été déposée par les défendeurs devant la Cour Suprême des États-Unis.

- Le 10 juillet 2019, Société Générale a été assignée dans le cadre d'une action initiée devant la *US District Court* à Miami par des demandeurs sur le fondement de la *Loi Cuban Liberty and Democracy Solidarity* (« *Libertad* ») de 1996 (connue sous le nom de *Helms-Burton Act*) pour de prétendues pertes résultant de l'expropriation par le gouvernement cubain en 1960 de Banco Nomez dans laquelle ils auraient prétendument eu un intérêt. Les demandeurs sollicitent des dommages-intérêts de la part de Société Générale sur le fondement de cette loi. Le 24 septembre 2019, les demandeurs ont modifié leur assignation, dans laquelle ils ont ajouté trois autres banques défenderesses et formé de nouvelles allégations factuelles. Société Générale a soumis une demande de rejet de cette assignation modifiée. L'échange de conclusions sur ce point a pris fin le 10 janvier 2020.

6.5 COMPTES ANNUELS

6.5.1 BILAN

ACTIF

(En M EUR)		31.12.2019	31.12.2018
Caisse, banques centrales, comptes courants postaux		77 447	73 934
Effets publics et valeurs assimilées	Note 2.1	153 205	154 810
Créances sur les établissements de crédit	Note 2.3	171 231	181 460
Opérations avec la clientèle	Note 2.3	481 496	482 496
Obligations et autres titres à revenu fixe	Note 2.1	120 679	113 202
Actions et autres titres à revenu variable	Note 2.1	140 976	105 948
Participations et autres titres détenus à long terme	Note 2.1	862	705
Parts dans les entreprises liées	Note 2.1	24 373	25 210
Immobilisations corporelles et incorporelles	Note 7.2	2 969	2 596
Actions propres	Note 2.1	151	242
Autres actifs et comptes de régularisation	Note 3.2	154 306	146 099
TOTAL ACTIF		1 327 695	1 286 702

HORS BILAN

(En M EUR)		31.12.2019	31.12.2018
Engagements de financement donnés	Note 2.3	238 489	226 742
Engagements de garantie donnés	Note 2.3	202 543	222 259
Engagements donnés sur titres		23 744	30 243

PASSIF

(En M EUR)		31.12.2019	31.12.2018
Banques centrales, comptes courants postaux		3 852	5 661
Dettes envers les établissements de crédit	Note 2.4	255 606	220 077
Opérations avec la clientèle	Note 2.4	495 084	524 846
Dettes représentées par un titre	Note 2.4	116 702	108 350
Autres passifs et comptes de régularisation	Note 3.2	381 443	354 296
Provisions	Note 7.3	13 188	14 618
Dettes subordonnées	Note 6.4	23 836	23 807
Capitaux propres			
Capital	Note 6.1	1 067	1 010
Primes d'émission	Note 6.1	21 556	20 602
Réserves et report à nouveau	Note 6.1	11 666	11 710
Résultat de l'exercice	Note 6.1	3 695	1 725
SOUS-TOTAL		37 984	35 047
TOTAL PASSIF		1 327 695	1 286 702

6

ÉTATS FINANCIERS
COMPTES ANNUELS

HORS BILAN

(En M EUR)		31.12.2019	31.12.2018
Engagements de financement reçus d'établissements de crédit	Note 2.4	78 052	60 532
Engagements de garantie reçus d'établissements de crédit	Note 2.4	58 140	50 841
Engagements reçus sur titres		28 304	31 732

6.5.2 COMPTE DE RÉSULTAT

(En M EUR)		2019	2018
Intérêts et produits assimilés	Note 2.5	20 516	24 106
Intérêts et charges assimilés	Note 2.5	(20 234)	(23 778)
Revenus des titres à revenu variable	Note 2.1	3 617	2 933
Commissions (produits)	Note 3.1	4 430	4 286
Commissions (charges)	Note 3.1	(1 755)	(1 527)
Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation	Note 2.1	5 293	4 397
Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de placement et assimilés	Note 2.1	102	140
Autres produits d'exploitation bancaire ⁽¹⁾		8 559	21 747
Autres charges d'exploitation bancaire ⁽¹⁾		(8 617)	(21 695)
Produit net bancaire		11 911	10 609
Frais de personnel	Note 4.1	(5 236)	(4 908)
Autres frais administratifs ⁽²⁾		(3 383)	(4 128)
Dotations aux amortissements		(477)	(427)
Résultat brut d'exploitation		2 815	1 146
Coût du risque	Note 2.6	(848)	(69)
Résultat d'exploitation		1 967	1 077
Gains ou pertes sur actifs immobilisés	Note 2.1	1 147	32
Résultat courant avant impôt		3 114	1 109
Impôt sur les bénéfices	Note 5	581	616
Résultat Net		3 695	1 725
Résultat par action	Note 6.3	4,45	2,15
Résultat dilué par action		4,45	2,15

Une information sur les honoraires des Commissaires aux comptes est mentionnée dans les notes annexes aux comptes consolidés du groupe Société Générale ; en conséquence, cette information n'est pas fournie dans les notes annexes aux comptes annuels de Société Générale.

(1) Dans le cadre de ses activités de maintien de marché sur les instruments dérivés de matières premières, Société Générale peut être amené à détenir des stocks physiques de matières premières. Les charges et produits afférents à ces stocks sont comptabilisés parmi les Autres produits et Autres charges d'exploitation bancaire. Au titre de 2019, figurent en produits un montant de 8 345 M EUR (21 323 M EUR en 2018) et en charges un montant de 8 502 M EUR (21 391 M EUR en 2018). Lors de la revue stratégique des activités GBIS intervenue courant 2019, Société Générale a annoncé mettre fin à l'activité de matières premières de gré à gré courant 2020.

(2) Dont 297 M EUR au titre de la contribution 2019 au Fonds de Résolution Unique (FRU) (349 M EUR en 2018).

6.6 NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

Ces comptes annuels ont été arrêtés par le Conseil d'administration du 5 février 2020.

NOTE 1 PRINCIPALES RÈGLES D'ÉVALUATION ET DE PRÉSENTATION DES COMPTES ANNUELS

Introduction

Les comptes annuels de Société Générale ont été établis et sont présentés conformément aux dispositions du règlement n° 2014-07 de l'Autorité des Normes Comptables relatif aux comptes des entreprises du secteur bancaire.

Les états financiers des succursales étrangères ayant été établis d'après les règles des pays d'origine, les principaux retraitements nécessaires ont été effectués afin de les rendre conformes aux principes comptables français.

Les informations présentées dans les annexes aux comptes annuels se concentrent sur celles qui revêtent un caractère pertinent et matériel au regard des états financiers de Société Générale, de ses activités et des circonstances dans lesquelles celles-ci se sont réalisées au cours de la période.

Principes comptables et méthodes d'évaluation

Conformément aux principes comptables applicables aux établissements de crédit français, les méthodes d'évaluation prennent en compte pour la majorité des opérations l'intention dans laquelle celles-ci ont été conclues.

Les opérations réalisées dans le cadre de la banque d'intermédiation sont maintenues à leur coût historique et dépréciées en cas de risque de contrepartie. Les résultats attachés à ces opérations sont enregistrés *prorata temporis* en respectant le principe de séparation des exercices. Les opérations sur instruments financiers à terme réalisées afin de couvrir et de gérer le risque global de taux d'intérêt de la banque d'intermédiation entrent dans ce cadre.

Les opérations réalisées dans le cadre des activités de marché sont généralement évaluées à leur valeur de marché à l'exception des prêts, emprunts et titres de placement qui suivent la règle du nominalisme. Lorsque ces instruments financiers ne sont pas cotés sur des marchés actifs, l'évaluation à la valeur de marché est corrigée pour intégrer une décote prudentielle. De plus, les évaluations déterminées à partir de modèles internes font l'objet d'une décote (*Reserve policy*) déterminée en fonction de la complexité du modèle utilisé et de la durée de vie de l'instrument financier.

Méthode de conversion des comptes en devises étrangères

Lorsqu'ils sont exprimés en devises, le bilan et le hors bilan des succursales sont convertis sur la base des cours de change officiels à la date de clôture. Les postes du compte de résultat sont convertis sur la base du cours de change moyen du trimestre de leur réalisation. Les différences de conversion associées aux dotations en capital, aux réserves, au report à nouveau et au résultat des succursales étrangères, qui proviennent de l'évolution des cours de change, sont portées dans les rubriques relatives aux comptes de régularisation.

Les écarts de conversion relatifs aux succursales de la zone Euro (constatés lors du passage à l'euro) sont maintenus dans les capitaux propres, et ne seront inscrits au compte de résultat que lors de la cession de ces entités.

Recours à des estimations et au jugement

Pour la préparation des comptes annuels de Société Générale, l'application des principes et méthodes comptables décrits dans les notes annexes conduit la Direction à formuler des hypothèses et à réaliser des estimations qui peuvent avoir une incidence sur les montants comptabilisés au compte de résultat, sur l'évaluation des actifs et passifs au bilan et sur les informations présentées dans les notes annexes qui s'y rapportent.

Pour réaliser ces estimations et émettre ces hypothèses, la Direction utilise les informations disponibles à la date d'établissement des comptes annuels et peut recourir à l'exercice de son jugement. Par nature, les évaluations fondées sur ces estimations comportent des risques et incertitudes quant à leur réalisation dans le futur, de sorte que les résultats futurs définitifs des opérations concernées pourront être différents de ces estimations et avoir alors une incidence significative sur les états financiers.

Le recours à des estimations concerne notamment les évaluations suivantes :

- la juste valeur au bilan des instruments financiers (titres et instruments dérivés) non cotés sur un marché actif et détenus dans le cadre d'activités de marché (cf. Notes 2.1, 2.2 et 3.2) ;
- les dépréciations des actifs financiers (cf. Note 2.6) ;
- les provisions enregistrées au passif du bilan (cf. Notes 2.6, 4.2 et 7.3) ;
- les actifs d'impôts différés comptabilisés au bilan (cf. Note 5).

Le Royaume-Uni a organisé le 23 juin 2016 un référendum lors duquel une majorité des citoyens britanniques a voté pour une sortie de l'Union européenne (*Brexit*).

Après plusieurs reports, l'accord de retrait du Royaume-Uni a été approuvé par le Parlement britannique le 9 janvier 2020 puis par le Parlement européen le 29 janvier 2020 ; il est entré en vigueur le 31 janvier 2020. Le droit de l'Union européenne cessera de s'appliquer au Royaume-Uni à partir du 1^{er} janvier 2021. Pendant la période de transition de 11 mois, le Royaume-Uni conservera sa qualité d'État membre.

Société Générale a pris toutes les mesures nécessaires pour assurer une continuité de service à ses clients dès le 31 janvier 2020 et suivra l'évolution des négociations qui se tiendront durant la période de transition. Les conséquences à court, moyen et long terme du *Brexit* ont été prises en compte dans les hypothèses et estimations retenues pour préparer les comptes annuels.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2 INSTRUMENTS FINANCIERS

NOTE 2.1 Portefeuille titres

PRINCIPES COMPTABLES

Les titres sont classés en fonction de :

- leur nature : effets publics (bons du Trésor et titres assimilés), obligations et autres titres à revenu fixe (titres de créances négociables et titres du marché interbancaire), actions et autres titres à revenu variable ;
- leur portefeuille de destination : transaction, placement, investissement, activité de portefeuille, participations, parts dans les entreprises liées et autres titres détenus à long terme, correspondant à l'objet économique de leur détention.

Les achats et les ventes de titres sont comptabilisés au bilan en date de règlement-livraison.

Pour chaque catégorie de portefeuille, les règles de classement et d'évaluation appliquées sont les suivantes. Les règles de dépréciation afférentes sont décrites dans la Note 2.6.

Titres de transaction

Ce sont les titres qui, à l'origine, sont acquis ou vendus avec l'intention de les revendre ou de les racheter à court terme ou qui sont détenus dans le cadre d'une activité de maintien de marché. Ces titres sont négociables sur un marché actif et les prix de marché ainsi accessibles sont représentatifs de transactions réelles intervenant régulièrement sur le marché dans des conditions de concurrence normale. Sont également classés en titres de transaction, les titres faisant l'objet d'un engagement de vente dans le cadre d'une opération d'arbitrage effectuée sur un marché d'instruments financiers organisé ou assimilé, et les titres acquis ou vendus dans le cadre d'une gestion spécialisée de portefeuille de transaction comprenant des instruments financiers à terme, des titres ou d'autres instruments financiers gérés ensemble et présentant des indications d'un profil récent de prise de bénéfices à court terme.

Les titres de transaction sont inscrits au bilan à leur prix d'acquisition, hors frais d'acquisition.

Ils font l'objet d'une évaluation sur la base de leur valeur de marché à la date de clôture de l'exercice.

Le solde des gains et pertes latents ainsi constaté, de même que le solde des gains et pertes réalisés sur cession des titres est porté au compte de résultat, dans les rubriques *Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation*, ou, de *placement et assimilés*. Les coupons encaissés sur les titres à revenu fixe du portefeuille de transaction sont classés dans le compte de résultat au sein de la rubrique *Produits nets d'intérêts relatifs aux obligations et autres titres à revenu fixe*.

Les titres de transaction qui ne sont plus détenus avec l'intention de les revendre à court terme, ou qui ne sont plus détenus dans le cadre d'une activité de maintien de marché ou pour lesquels la gestion spécialisée de portefeuille dans le cadre de laquelle ils sont détenus ne présente plus un profil récent de prise de bénéfices à court terme peuvent être transférés dans les catégories *Titres de placement* ou *Titres d'investissement* si :

- une situation exceptionnelle du marché nécessite un changement de stratégie de détention ;
- ou si les titres à revenu fixe ne sont plus, postérieurement à leur acquisition, négociables sur un marché actif et si Société Générale a l'intention et la capacité de les détenir dans un avenir prévisible ou jusqu'à leur échéance.

Les titres ainsi transférés sont inscrits dans leur nouvelle catégorie à leur valeur de marché à la date du transfert.

Titres d'investissement

Les titres d'investissement sont les titres à revenu fixe assortis d'une échéance fixée qui ont été acquis ou reclassés de la catégorie « titres de transaction » ou « titres de placement » avec l'intention manifeste et la capacité de les détenir jusqu'à l'échéance.

Société Générale doit donc disposer notamment de la capacité de financement nécessaire pour continuer à détenir ces titres jusqu'à leur échéance. Ces derniers ne doivent être soumis à aucune contrainte existante juridique ou autre qui pourrait remettre en cause l'intention de les détenir jusqu'à leur échéance.

Les titres d'investissement incluent également les titres de transaction et de placement que Société Générale a décidé de reclasser dans les conditions particulières décrites ci-dessus (situation exceptionnelle de marché ou titres qui ne sont plus négociables sur un marché actif). Ces titres reclassés sont identifiés au sein du portefeuille des titres d'investissement.

Société Générale peut être amenée à céder les titres d'investissement ou à les transférer dans une autre catégorie comptable uniquement dans les cas particuliers suivants :

- la cession ou le transfert est effectuée à une date proche de l'échéance du titre ; ou
- la cession ou le transfert survient du fait d'un événement isolé et indépendant du contrôle de Société Générale.

Ces titres d'investissement peuvent être désignés comme éléments couverts dans le cadre d'une opération de couverture affectée ou de couverture globale du risque de taux d'intérêt réalisée au moyen d'instruments financiers à terme.

Les titres d'investissement sont inscrits au bilan à leur coût d'achat hors frais d'acquisition.

Titres de participation, parts dans les entreprises liées et autres titres détenus à long terme

Il s'agit d'une part des Titres de participation et parts dans les entreprises liées dont la possession durable est estimée utile à l'activité de Société Générale, et notamment ceux répondant aux critères suivants :

- titres de sociétés intégrées globalement ou émis par des sociétés mises en équivalence ;
- titres de sociétés ayant des administrateurs ou des Dirigeants communs avec Société Générale, dans des conditions qui permettent l'exercice d'une influence sur l'entreprise dont les titres sont détenus ;
- titres de sociétés appartenant à un même groupe contrôlé par des personnes physiques ou morales exerçant un contrôle sur l'ensemble et faisant prévaloir une unité de décision ;
- titres représentant plus de 10% des droits dans le capital émis par un établissement de crédit ou par une société dont l'activité se situe dans le prolongement de celle de Société Générale.

Il s'agit d'autre part des Autres titres détenus à long terme, constitués par les investissements réalisés par Société Générale, sous forme de titres, dans l'intention de favoriser le développement de relations professionnelles durables en créant un lien privilégié avec l'entreprise émettrice, sans toutefois exercer une influence sur sa gestion en raison du faible pourcentage des droits de vote qu'ils représentent.

Les Titres de participation, parts dans les entreprises liées et autres titres détenus à long terme sont comptabilisés à leur coût d'achat hors frais d'acquisition. Les revenus de dividendes attachés à ces titres sont portés au compte de résultat dans la rubrique Revenus des titres à revenu variable.

Titres de placement

Ce sont les titres qui ne sont inscrits ni parmi les titres de transaction, ni parmi les titres d'investissement, ni parmi les autres titres détenus à long terme, les titres de participation et les parts dans les entreprises liées.

ACTIONS ET AUTRES TITRES À REVENU VARIABLE

Les actions sont inscrites au bilan à leur coût d'achat hors frais d'acquisition ou à leur valeur d'apport. À la clôture de l'exercice, elles sont évaluées par rapport à leur valeur probable de négociation et seules les moins-values latentes sont comptabilisées par l'inscription d'une dépréciation relative au portefeuille titres. Les revenus de dividendes attachés aux actions classées en titres de placement sont portés au compte de résultat dans la rubrique « Revenus des titres à revenu variable ».

OBLIGATIONS ET AUTRES TITRES À REVENU FIXE

Ces titres sont inscrits au bilan à leur prix d'acquisition hors frais d'acquisition, et concernant les obligations, hors intérêts courus non échus à la date d'acquisition. Les différences entre les prix d'acquisition et les valeurs de remboursement (primes si elles sont positives, décotes si elles sont négatives) sont enregistrées au compte de résultat sur la durée de vie des titres concernés. L'étalement de ces différences est réalisé en utilisant la méthode actuarielle. Les intérêts courus à percevoir attachés aux obligations et autres titres à revenu fixe de placement sont portés dans un compte de créances rattachées en contrepartie de la rubrique « Intérêts et produits assimilés » du compte de résultat.

Les titres de placement peuvent être transférés dans la catégorie « Titres d'investissement » si :

- une situation exceptionnelle de marché nécessite un changement de stratégie de détention, ou ;
- si les titres à revenu fixe ne sont plus, postérieurement à leur acquisition, négociables sur un marché actif et si Société Générale a l'intention et la capacité de les détenir dans un avenir prévisible ou jusqu'à leur échéance.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.1.1 EFFETS PUBLICS, OBLIGATIONS ET AUTRES TITRES À REVENU FIXE, ACTIONS ET AUTRES TITRES À REVENU VARIABLE

(En M EUR)	31.12.2019				31.12.2018			
	Effets publics et valeurs assimilées	Actions et autres titres à revenu variable	Obligations et autres titres à revenu fixe	Total	Effets publics et valeurs assimilées	Actions et autres titres à revenu variable	Obligations et autres titres à revenu fixe	Total
Portefeuille de transaction	129 396	139 215	69 815	338 426	135 243	104 327	69 581	309 151
Portefeuille de placement								
Montant brut	23 715	1 711	14 265	39 691	19 494	1 576	11 586	32 656
Dépréciations	(70)	(37)	(92)	(199)	(78)	(31)	(75)	(184)
Montant net	23 645	1 674	14 173	39 492	19 416	1 545	11 511	32 472
Portefeuille d'investissement								
Montant brut	58	-	36 679	36 737	64	-	32 072	32 136
Dépréciations	-	-	-	-	-	-	-	-
Montant net	58	-	36 679	36 737	64	-	32 072	32 136
Créances rattachées	105	87	12	205	87	76	38	201
TOTAL	153 205	140 976	120 679	414 860	154 810	105 948	113 202	373 960

INFORMATIONS COMPLÉMENTAIRES SUR LES TITRES

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Valeur estimée des titres de placement :		
Plus-values latentes ⁽¹⁾	990	453
Résultat latent du portefeuille d'investissement hors portefeuille reclassé	-	-
Montant des primes et décotes afférentes aux titres de placement et d'investissement	80	186
Parts d'OPCVM détenues :		
- OPCVM français	5 497	4 069
- OPCVM étrangers	12 033	6 992
dont OPCVM de capitalisation	5	1
Montant des titres cotés ⁽²⁾	374 281	316 997
Montant des titres subordonnés	111	113
Montant des titres prêtés	61 543	56 084

(1) Ces montants ne tiennent pas compte des résultats latents afférents aux instruments financiers affectés en couverture des titres de placement.

(2) Au 31 décembre 2019, le montant des titres de transaction cotés s'élève à 301 015 M EUR (254 324 M EUR au 31 décembre 2018).

NOTE 2.1.2 TITRES DE PARTICIPATION, PARTS DANS LES ENTREPRISES LIÉES ET AUTRES TITRES DÉTENUS À LONG TERME

PARTICIPATIONS ET AUTRES TITRES DÉTENUS À LONG TERME

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Établissements de crédit	380	388
Autres	521	368
Total brut	901	756
Dépréciations	(39)	(51)
TOTAL NET⁽¹⁾	862	705

(1) Les principaux mouvements de l'exercice concernent :

- le rachat des titres Visa Inc. détenus par Crédit du Nord : + 60 M EUR ;
- la prise de participation dans Généo Capital Entrepreneur : + 30 M EUR ;
- l'acquisition intégrale des titres Treezor : + 28 M EUR et la souscription à l'augmentation de capital : + 8 M EUR.

PARTS DANS LES ENTREPRISES LIÉES

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Établissements de crédit	21 714	26 234
Cotés	5 567	5 452
Non cotés	16 147	20 782
Autres	6 950	6 509
Cotés	1 156	1 156
Non cotés	5 794	5 353
Total brut des parts dans les entreprises liées⁽¹⁾	28 664	32 743
Dépréciations ⁽²⁾	(4 291)	(7 533)
TOTAL NET	24 373	25 210

Toutes les transactions avec les parties liées ont été conclues à des conditions normales de marché.

(1) Les principaux mouvements de l'exercice concernent :

- la transmission universelle de patrimoine d'Inter Europe Conseil : - 3 853 M EUR ;
- la réduction de capital de SG Financial Services Holding : - 320 M EUR ;
- la cession intégrale des titres Société Générale Banka Srbija A.D. Beograd : - 258 M EUR ;
- la cession intégrale des titres SPB Banka D.D. Ljubljana : - 220 M EUR ;
- la souscription à l'augmentation de capital de Salinger SA : + 315 M EUR ;
- la souscription à l'augmentation de capital de Société Générale International Limited : + 171 M EUR.

(2) Les principaux mouvements sur dépréciations concernent :

- l'annulation de la provision sur les titres Inter Europe Conseil suite à sa transmission universelle de patrimoine dans Société Générale : + 2 945 M EUR (sans impact sur les reprises de dépréciations) ;
- la reprise sur les titres Raibank : + 305 M EUR ;
- la dotation sur les titres Société Générale Securities Japan Limited : - 120 M EUR.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.1.3. ACTIONS PROPRES

PRINCIPES COMPTABLES

Les actions Société Générale acquises en vue de leur attribution aux salariés dans le cadre des dispositions législatives en vigueur sont inscrites en Titres de placement et présentées dans la rubrique Actions propres à l'actif du bilan.

Les actions Société Générale détenues dans le cadre d'un soutien de cours ou d'opérations d'arbitrage sur indice CAC 40 sont inscrites parmi les Titres de transaction et présentées dans la rubrique Actions propres à l'actif du bilan.

(En M EUR)	31.12.2019			31.12.2018		
	Quantité comptable ⁽¹⁾	Valeur comptable ⁽²⁾	Valeur de marché	Quantité comptable ⁽¹⁾	Valeur comptable ⁽²⁾	Valeur de marché
Titres de transaction ⁽¹⁾	352 441	11	11	274 599	8	8
Titres de placement	3 706 880	140	115	5 975 497	234	166
Titres immobilisés	-	-	-	-	-	-
TOTAL	4 059 321	151	126	6 250 096	242	174

Valeur nominale de l'action : 1,25 euro.

Cours de l'action au 31 décembre 2019 : 31,02 euros.

(1) Société Générale a mis en place le 22 août 2011 un contrat de liquidité qui, pour sa mise en œuvre, a été doté de 170 M EUR afin d'intervenir sur le titre Société Générale. Au 31 décembre 2019, aucun titre Société Générale n'est détenu dans le cadre du contrat de liquidité qui dispose de 5 M EUR afin d'intervenir sur le titre Société Générale.

(2) La valeur comptable est évaluée conformément à l'avis du CNC n° 2008-17 approuvé le 6 novembre 2008 relatif aux stock-options et attributions gratuites d'actions.

NOTE 2.1.4 REVENUS DES TITRES À REVENU VARIABLE

(En M EUR)	2019	2018
Dividendes sur actions et autres titres à revenu variable	20	10
Dividendes sur titres de participation et de filiales non consolidées et autres titres à long terme	3 597	2 923
TOTAL⁽¹⁾	3 617	2 933

(1) Les dividendes perçus sur le portefeuille de transaction sont classés en « Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation, de placement et assimilés ».

NOTE 2.1.5 GAINS NETS SUR OPÉRATIONS LIÉES AUX PORTEFEUILLES DE NÉGOCIATION, DE PLACEMENT ET ASSIMILÉS

(En M EUR)	2019	2018
Résultat net sur portefeuille de négociation :		
Résultat net des opérations sur titres de transaction	11 999	(12 658)
Résultat sur instruments financiers à terme	(6 423)	17 748
Résultat net des opérations de change	(283)	(693)
SOUS-TOTAL	5 293	4 397
Résultat net sur titres de placement :		
Plus-values de cession	141	278
Moins-values de cession	(27)	(87)
Dotations aux dépréciations	(45)	(73)
Reprises de dépréciations	33	22
SOUS-TOTAL	102	140
TOTAL NET	5 395	4 537

NOTE 2.1.6 GAINS OU PERTES SUR ACTIFS IMMOBILISÉS

PRINCIPES COMPTABLES

La rubrique *Gains ou pertes sur actifs immobilisés* regroupe les plus ou moins-values de cession ainsi que les dotations nettes aux dépréciations sur titres de participation et parts dans les entreprises liées, autres titres détenus à long terme, titres d'investissement.

(En M EUR)	2019	2018
Titres d'investissement :		
Plus-values nettes de cession	-	-
Dotations nettes aux dépréciations	-	-
SOUS-TOTAL		
Titres de participation et de filiales :		
Plus-values de cession ⁽¹⁾	926	174
Moins-values de cession ⁽²⁾	(105)	(147)
Dotations aux dépréciations ⁽³⁾	(140)	(419)
Reprises de dépréciations ⁽³⁾	451	361
Subventions versées à des filiales	-	-
SOUS-TOTAL	1 132	(31)
Résultat net sur immobilisations d'exploitation (cf. Note 7.2)	15	63
TOTAL	1 147	32

(1) Dont + 782 M EUR suite à la cession totale des titres SG Express Bank (+ 488 M EUR), Société Générale Banka Srbija A.D. Beograd (+ 176 M EUR) et SKB Banka D.D. Ljubljana (+ 118 M EUR).

(2) Dont - 42 M EUR suite aux coûts de fusion issus des transmissions universelles de patrimoine de SPV de financement et - 35 M EUR suite à la cession totale des titres Banka Societate Generale Albania S.H.A., compensée par une reprise de provision du même montant.

(3) La quasi-intégralité des dotations et reprises concerne les entreprises liées (cf. Note 2.1.2 Parts dans les entreprises liées).

NOTE 2.2 Opérations sur les instruments financiers à terme

PRINCIPES COMPTABLES

Les opérations sur instruments financiers à terme de taux, de change ou d'actions sont conclues dans le cadre d'opérations de couverture ou de marché.

Les engagements nominaux sur les instruments financiers à terme sont présentés sur une ligne unique au hors bilan. Ce montant représente le volume des opérations en cours ; il ne reflète ni le risque de marché, ni le risque de contrepartie qui leur sont associés. Les dérivés de crédit achetés à titre de couverture du risque de crédit sur des actifs financiers non évalués à leur valeur de marché sont quant à eux classés et traités comme des engagements de garanties reçus.

Plusieurs cas sont à distinguer en ce qui concerne la comptabilisation des résultats afférents aux instruments financiers à terme :

Opérations de couverture

Les charges et produits relatifs aux instruments financiers à terme utilisés à titre de couverture, affectés dès l'origine à un élément ou à un ensemble homogène d'éléments identifiés, sont constatés dans les résultats de manière symétrique à la prise en compte des produits et charges sur les éléments couverts. S'ils concernent des instruments de taux d'intérêt, ils sont comptabilisés dans la même rubrique que les produits et charges sur les éléments couverts, en *Intérêts et produits assimilés* ou *Intérêts et charges assimilés*. S'ils concernent des instruments autres que de taux (instruments sur actions, indices boursiers, de change, etc.), ils sont comptabilisés dans les rubriques *Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de placement et assimilés*.

Les charges et produits relatifs aux instruments financiers à terme ayant pour objet de couvrir et de générer un risque global de taux sont inscrits *pro rata* temporis en compte de résultat. Ils sont inscrits dans les rubriques *Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation*.

Opérations de marché

Les opérations de marché incluent :

- des instruments négociés sur un marché organisé ou assimilé, ainsi que des instruments (tels que les dérivés de crédit, options complexes...) qui, bien que négociés de gré à gré sur des marchés moins liquides, sont inclus dans des portefeuilles de transaction ;
- certains instruments de dettes intégrant une composante d'instrument financier à terme dès lors que ce classement reflète de manière plus appropriée les résultats et risques associés.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

Ces opérations sont évaluées par référence à leur valeur de marché à la date de clôture. Lorsque ces instruments financiers ne sont pas cotés sur des marchés actifs, cette valeur est généralement déterminée à partir de modèles internes. Ces valorisations sont corrigées le cas échéant d'une décote (*Reserve policy*) déterminée en fonction des instruments concernés et des risques associés et intégrant :

- une valorisation prudente de l'ensemble des instruments, quelle que soit la liquidité du marché ;
- une réserve estimée en fonction de la taille de la position et destinée à couvrir le risque d'emprise ;
- une correction au titre de la moindre liquidité des instruments et des risques de modèles dans le cas des produits complexes ainsi que des opérations traitées sur des marchés moins liquides (car récents ou plus spécialisés).

Ces valorisations tiennent également compte, pour les instruments financiers à terme de taux d'intérêt négociés de gré à gré, des risques de contrepartie et de la valeur actualisée des frais de gestion futurs.

Les gains ou pertes correspondants sont directement portés dans les résultats de l'exercice, qu'ils soient latents ou réalisés. Ils sont inscrits au compte de résultat dans les rubriques *Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation*.

Les pertes ou profits relatifs à certains contrats conclus dans le cadre notamment des activités de trésorerie gérées par la salle des marchés afin, le cas échéant, de bénéficier de l'évolution des taux d'intérêt, sont enregistrés dans les résultats au dénouement des contrats ou *prorata temporis*, selon la nature de l'instrument. En fin d'exercice, les pertes latentes éventuelles font l'objet d'une provision pour risques dont la contrepartie est enregistrée dans les rubriques *Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation*.

NOTE 2.2.1 ENGAGEMENTS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS (NOTIONNELS)

(En M EUR)	Opération de gestion de positions	Opérations de couverture	Total	
			31.12.2019	31.12.2018
Opérations fermes				
Opérations sur marchés organisés				
Contrats à terme de taux d'intérêt	788 439	-	788 439	692 014
Contrats à terme de change	1 395 157	-	1 395 157	1 644 515
Autres contrats à terme	483 648	118	483 766	550 292
Opérations de gré à gré				
Swaps de taux d'intérêt	9 125 400	12 494	9 137 894	8 439 448
Swaps financiers de devises	879 390	360	879 750	861 462
FRA	830 870	-	830 870	904 689
Autres	46 791	-	46 791	47 339
Opérations conditionnelles				
Options de taux d'intérêt	2 046 470	-	2 046 470	1 960 587
Options de change	291 941	89	292 030	526 129
Options sur actions et indices	1 210 438	-	1 210 438	1 182 293
Autres options	37 725	-	37 725	77 522
TOTAL	17 136 269	13 061	17 149 330	16 886 290

NOTE 2.2.2 JUSTE VALEUR DES OPÉRATIONS QUALIFIÉES DE COUVERTURE

(En M EUR)	31.12.2019
Opérations fermes	
Opérations sur marchés organisés	
Contrats à terme de taux d'intérêt	-
Contrats à terme de change	-
Autres contrats à terme	(18)
Opérations de gré à gré	
Swaps de taux d'intérêt	3 914
Swaps financiers de devises	(66)
FRA	-
Autres	-
Opérations conditionnelles	
Options de taux d'intérêt	-
Options de change	-
Options sur actions et indices	-
Autres options	-
TOTAL	3 830

NOTE 2.2.3 ÉCHÉANCE DES ENGAGEMENTS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS (NOTIONNELS)

(En M EUR)	Moins de 3 mois	3 mois à 1 an	1 à 5 ans	Plus de 5 ans	Total
Opérations fermes					
Opérations sur marchés organisés	1 041 104	704 045	451 894	470 319	2 667 362
Opérations de gré à gré	844 566	2 357 430	4 417 379	3 275 930	10 895 305
Opérations conditionnelles	780 423	973 548	1 115 284	717 408	3 586 663
TOTAL	2 666 093	4 035 023	5 984 557	4 463 657	17 149 330

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.3 Prêts et créances

PRINCIPES COMPTABLES

Les créances sur les établissements de crédit et la clientèle sont ventilées d'après leur durée initiale ou la nature des concours : créances à vue (comptes ordinaires et opérations au jour le jour) et créances à terme pour les établissements de crédit, créances commerciales, comptes ordinaires et autres concours à la clientèle. Ces créances intègrent les crédits consentis ainsi que les opérations de pension, matérialisées par des titres ou des valeurs, effectuées avec ces agents économiques.

Seules les dettes et créances répondant aux conditions suivantes ont fait l'objet d'une compensation comptable au bilan : même contrepartie, exigibilité et devise identiques, même entité de comptabilisation, et existence d'une lettre de fusion de comptes.

Les intérêts courus non échus sur les créances sont portés en comptes de créances rattachées en contrepartie du compte de résultat dans les rubriques Produits et charges d'intérêts et assimilés.

Les commissions reçues et les coûts marginaux de transaction encourus à l'occasion de l'octroi de prêts (honoraires et commissions versés aux apporteurs d'affaires, frais de dossier) sont assimilés à des intérêts et sont étalés en résultat sur la durée de vie effective des prêts.

Les engagements par signature comptabilisés au hors bilan correspondent à des engagements irrévocables de concours en trésorerie et à des engagements de garantie qui n'ont pas donné lieu à des mouvements de fonds.

Dès lors qu'un engagement est porteur d'un risque de crédit avéré rendant probable la non-perception par Société Générale de tout ou partie des sommes dues au titre des engagements souscrits par la contrepartie conformément aux dispositions contractuelles initiales, nonobstant l'existence de garantie, l'encours afférent est classé en encours douteux. En tout état de cause, le déclassement en encours douteux est effectué s'il existe un ou plusieurs impayés depuis trois mois au moins (six mois pour les créances immobilières et neuf mois pour les créances sur des collectivités locales), ou si indépendamment de l'existence de tout impayé on peut conclure à l'existence d'un risque avéré, ou s'il existe des procédures contentieuses.

Pour un débiteur donné, le classement d'un encours en créances douteuses entraîne, par contagion, un classement identique de l'ensemble des encours et engagements sur ce débiteur, nonobstant l'existence de garantie.

Les encours douteux donnent lieu à la constitution de dépréciations pour créances douteuses ou de provisions sur engagements douteux à hauteur des pertes probables (cf. Note 2.6).

Restructurations de prêts et créances

Une restructuration pour difficultés financières d'un actif financier classé dans les rubriques Créances sur les établissements de crédit et Opérations avec la clientèle est une modification contractuelle du montant, de la durée ou des conditions financières de la transaction initiale acceptées par Société Générale en raison des difficultés financières et de l'insolvabilité de l'emprunteur (que cette insolvabilité soit avérée ou à venir de façon certaine en l'absence de restructuration) et qui n'auraient pas été envisagées dans d'autres circonstances. Les actifs financiers ainsi restructurés sont classés en encours dépréciés et les clients emprunteurs sont considérés en défaut.

Ces classements sont maintenus pendant une période minimale d'un an et au-delà tant que Société Générale a une incertitude sur la capacité des emprunteurs à honorer leurs engagements. En date de restructuration, la valeur comptable de l'actif financier restructuré est réduite pour être ramenée au montant actualisé au Taux d'intérêt effectif d'origine des nouveaux flux futurs de trésorerie estimés recouvrables. Cette perte est enregistrée en Coût du risque dans le compte de résultat.

Les prêts et créances ayant fait l'objet de renégociations commerciales telles que décrites ci-après sont exclus des encours restructurés. Les prêts et créances peuvent faire l'objet de renégociations commerciales en l'absence de toute difficulté financière ou insolvabilité du client emprunteur. Ces opérations concernent alors des clients pour lesquels Société Générale accepte de renégocier la dette dans le but de conserver ou de développer une relation commerciale, dans le respect des règles d'octroi en vigueur et sans aucun abandon de capital ou d'intérêts courus.

Les prêts et créances ainsi renégociés sont décomptabilisés en date de renégociation et les nouveaux prêts, contractualisés aux conditions ainsi renégociées, leur sont substitués au bilan à cette même date. Ces nouveaux prêts sont ultérieurement évalués au coût amorti sur la base du Taux d'intérêt effectif découlant des nouvelles conditions contractuelles et intégrant les commissions de renégociation facturées au client.

NOTE 2.3.1 PRÊTS ET CRÉANCES SUR LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Comptes et prêts		
À vue		
Comptes ordinaires	15 916	15 485
Prêts et comptes au jour le jour	374	468
Valeurs reçues en pension au jour le jour	-	-
À terme		
Prêts et comptes à terme	76 534	75 640
Prêts subordonnés et participatifs	1 209	4 244
Valeurs reçues en pension à terme	-	-
Créances rattachées	98	121
TOTAL BRUT	94 131	95 958
Dépréciations	(20)	(24)
TOTAL NET	94 111	95 934
Titres reçus en pension	77 120	85 526
TOTAL ⁽¹⁾⁽²⁾	171 231	181 460

(1) Au 31 décembre 2019, le montant des créances douteuses s'élève à 36 M EUR (dont 17 M EUR de créances douteuses compromises) contre 48 M EUR au 31 décembre 2018 (dont 17 M EUR de créances douteuses compromises).

(2) Dont créances concernant les entreprises liées : 75 903 M EUR au 31 décembre 2019 contre 79 091 M EUR au 31 décembre 2018.

NOTE 2.3.2 OPÉRATIONS AVEC LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Créances commerciales	1 538	1 661
Autres concours à la clientèle :		
Crédits de trésorerie	73 163	74 060
Crédits à l'exportation	10 845	10 705
Crédits d'équipement	48 044	45 782
Crédits à l'habitat	70 177	63 604
Opérations de location financement	148	-
Autres crédits à la clientèle	95 519	99 359
SOUS-TOTAL ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾	297 896	293 510
Comptes ordinaires débiteurs	22 971	15 596
Créances rattachées	1 096	1 051
TOTAL BRUT	323 501	311 818
Dépréciations	(2 755)	(2 963)
TOTAL NET	320 746	308 855
Valeurs reçues en pension	99	92
Titres reçus en pension	160 651	173 549
TOTAL ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	481 496	482 496

(1) Dont créances remises en garantie de passif : 65 535 M EUR. Parmi ces créances 10 305 M EUR sont éligibles au refinancement de la Banque de France au 31 décembre 2019 (9 612 M EUR au 31 décembre 2018).

(2) Dont prêts participatifs : 3 045 M EUR au 31 décembre 2019 (2 834 M EUR au 31 décembre 2018).

(3) Au 31 décembre 2019, le montant des créances douteuses s'élève à 5 894 M EUR (dont 2 625 M EUR de créances douteuses compromises) contre 6 759 M EUR (dont 4 002 M EUR de créances douteuses compromises) au 31 décembre 2018.

(4) Dont créances concernant les entreprises liées : 170 140 M EUR au 31 décembre 2019 (168 253 M EUR au 31 décembre 2018).

(5) Dont crédits restructurés : 918 M EUR au 31 décembre 2019 contre 2 297 M EUR au 31 décembre 2018.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.3.3 ENGAGEMENTS PAR SIGNATURE DONNÉS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Engagements donnés⁽¹⁾		
Engagements de financement		
- en faveur d'établissements de crédit	49 469	21 465
- en faveur de la clientèle	189 020	205 277
TOTAL	238 489	226 742
Engagements de garantie		
- d'ordre d'établissements de crédit	125 679	150 762
- d'ordre de la clientèle	76 864	71 497
TOTAL	202 543	222 259

(1) Dont engagements donnés aux entreprises liées : 86 960 M EUR au 31 décembre 2019 (82 533 M EUR au 31 décembre 2018).

NOTE 2.3.4 TITRISATION

PRINCIPES COMPTABLES

Les prêts ou créances cédés par Société Générale à un organisme de titrisation (fonds commun de titrisation, société de titrisation ou organismes étrangers équivalents) cessent de figurer à son actif et une plus ou moins-value de cession est enregistrée en résultat pour la différence entre le prix de vente et la valeur comptable des prêts ou créances cédés.

Si la cession est assortie d'une convention de surdimensionnement, Société Générale inscrit à son actif, parmi les prêts et créances, une créance pour un montant égal à la fraction de la valeur de cession correspondant au supplément de prêts ou créances cédés.

Les parts ordinaires émises par l'organisme de titrisation cessionnaire et acquises ou souscrites par Société Générale sont enregistrées en titres de transaction, en titres de placement, ou d'investissement selon l'intention de gestion.

Les parts spécifiques, parts subordonnées et autres instruments financiers émis par l'organisme de titrisation cessionnaire et acquis ou souscrits par Société Générale à titre de garantie pour l'organisme sont comptabilisés parmi les titres d'investissement (cf. Note 2.1).

Lorsque Société Générale constitue auprès de l'organisme de titrisation cessionnaire un dépôt de garantie en espèces destiné à supporter les pertes consécutives à la défaillance des débiteurs des prêts et créances cédés, elle enregistre ce dépôt à son actif dans la rubrique *Autres actifs et comptes de régularisation* en tant que créance sur l'organisme de titrisation, sous réserve que le reliquat éventuel de ce dépôt lui soit attribué lors de la liquidation de l'organisme de titrisation.

Lorsque la garantie donnée par Société Générale prend la forme d'un engagement par signature, celui-ci est enregistré au hors bilan parmi les engagements de garantie donnés d'ordre de la clientèle ou d'ordre d'établissements de crédit, selon le cas.

Au cours de l'exercice 2017, Société Générale a réalisé une opération de titrisation visant à substituer, à l'actif du bilan, des obligations éligibles comme garantie des opérations de refinancement de l'Eurosystème à des crédits à l'habitat. Dans ce contexte, Société Générale a cédé 9 242 millions d'euros de crédits à l'habitat à un fonds commun de titrisation. Pour en financer l'acquisition, le fonds a émis des obligations qui ont été intégralement souscrites par Société

Générale qui conserve, par le biais de cette souscription, l'ensemble des risques et avantages sur ces crédits.

Les obligations figurent à l'actif du bilan au sein du portefeuille d'investissement pour un montant de 6 474 millions d'euros au 31 décembre 2019 (7 640 millions d'euros au 31 décembre 2018).

NOTE 2.4 Dettes**PRINCIPES COMPTABLES**

Les dettes envers les établissements de crédit et la clientèle sont ventilées d'après leur durée initiale ou la nature de ces dettes : dettes à vue (dépôts à vue, comptes ordinaires) et dettes à terme pour les établissements de crédit ; comptes d'épargne à régime spécial et autres dépôts pour la clientèle. Ces dettes intègrent les opérations de pension, matérialisées par des titres ou des valeurs, effectuées avec ces agents économiques.

Les intérêts courus sur ces dettes sont portés en comptes de dettes rattachées en contrepartie du compte de résultat.

NOTE 2.4.1 DETTES ENVERS LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Dettes à vue		
Dépôts et comptes ordinaires	20 192	22 721
Valeurs données en pension au jour le jour	-	-
SOUS-TOTAL	20 192	22 721
Dettes à terme		
Emprunts et comptes à terme	145 738	131 862
Valeurs données en pension à terme	-	-
SOUS-TOTAL	145 738	131 862
Dettes rattachées	400	429
TOTAL DETTES	166 330	155 012
Titres donnés en pension	89 276	65 065
TOTAL⁽¹⁾	255 606	220 077

(1) Dont dettes concernant les entreprises liées : 78 784 M EUR au 31 décembre 2019 (77 953 M EUR au 31 décembre 2018).

NOTE 2.4.2 OPÉRATIONS AVEC LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Comptes d'épargne à régime spécial		
À vue	45 000	43 373
À terme	17 912	17 637
SOUS-TOTAL	62 912	61 010
Autres dépôts clientèle à vue		
Sociétés et entrepreneurs individuels	59 801	50 722
Particuliers	36 228	33 835
Clientèle financière	25 319	26 230
Autres	7 054	5 935
SOUS-TOTAL	128 402	116 722
Autres dépôts clientèle à terme		
Sociétés et entrepreneurs individuels	43 405	45 542
Particuliers	183	214
Clientèle financière	128 999	143 443
Autres	10 943	12 458
SOUS-TOTAL	183 530	201 657
Dettes rattachées	609	641
TOTAL DÉPÔTS CLIENTÈLE	375 453	380 030
Titres donnés en pension à la clientèle	119 631	144 816
TOTAL⁽¹⁾	495 084	524 846

(1) Dont dettes concernant les entreprises liées : 179 676 M EUR au 31 décembre 2019 (193 951 M EUR au 31 décembre 2018).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.4.3 DETTES REPRÉSENTÉES PAR UN TITRE

PRINCIPES COMPTABLES

Les dettes représentées par un titre sont ventilées par supports : bons de caisse, titres du marché interbancaire et titres de créances négociables, titres obligataires et assimilés, à l'exclusion des titres subordonnés classés parmi les dettes subordonnées.

Les intérêts courus à verser attachés à ces titres sont portés dans un compte de dettes rattachées en contrepartie du compte de résultat. Les primes d'émission ou de remboursement des emprunts obligataires sont amorties de manière linéaire ou financière sur la durée de vie des emprunts concernés. La charge correspondante est inscrite en charges d'intérêts dans la rubrique *intérêts et charges assimilées* du compte de résultat.

Les frais d'émission d'emprunts obligataires encourus dans l'exercice sont enregistrés en totalité dans les charges de ce même exercice, dans la rubrique *intérêts et charges assimilées* du compte de résultat.

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Bons de caisse	-	-
Emprunts obligataires	2 029	1 792
Dettes rattachées	21	20
SOUS-TOTAL	2 050	1 812
Titres du marché interbancaire et titres de créances négociables	114 006	105 933
Dettes rattachées	646	605
TOTAL⁽¹⁾	116 702	108 350

(1) Dont dettes concernant les entreprises liées : 2 029 M EUR au 31 décembre 2019 (2 506 M EUR au 31 décembre 2018).

NOTE 2.4.4 ENGAGEMENTS PAR SIGNATURE REÇUS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Engagements reçus⁽¹⁾	-	-
Engagements de financement reçus d'établissements de crédit	78 052	60 532
Engagements de garantie reçus d'établissements de crédit	58 140	50 841
TOTAL	136 192	111 373

(1) Dont engagements reçus d'entreprises liées : 16 075 M EUR au 31 décembre 2019 (16 561 M EUR au 31 décembre 2018).

NOTE 2.5 Produits et charges d'intérêts**PRINCIPES COMPTABLES**

Les produits et charges d'intérêts sont comptabilisés dans le compte de résultat en *intérêts et produits assimilés* et *intérêts et charges assimilées* pour tous les instruments financiers évalués au coût amorti en utilisant la méthode du Taux d'intérêt effectif. Les intérêts négatifs sont répartis en déduction des comptes de produits et charges d'intérêts correspondant à ces instruments.

Le Taux d'intérêt effectif est le taux qui actualise exactement les décaissements ou encaissements de trésorerie futurs sur la durée de vie prévue de l'instrument financier de manière à obtenir la valeur comptable nette de l'actif ou du passif financier. Le calcul de ce taux prend en considération les flux de trésorerie estimés sur la base des modalités contractuelles de l'instrument financier sans tenir compte des pertes sur crédit futures et il inclut par ailleurs les commissions payées ou reçues entre les parties au contrat dès lors qu'elles sont assimilables à des intérêts, les coûts de transaction directement rattachables ainsi que toutes les primes et décotes.

Dès qu'un actif financier ou un groupe d'actifs financiers similaires a été déprécié à la suite d'une perte de valeur, les produits d'intérêts ultérieurs sont comptabilisés sur la base du Taux d'intérêt effectif utilisé pour actualiser les flux de trésorerie futurs en vue d'évaluer la perte de valeur.

Par ailleurs, hormis celles relatives aux avantages du personnel, les provisions inscrites au passif du bilan génèrent comptablement des charges d'intérêts calculées sur la base du taux d'intérêt utilisé pour actualiser le montant attendu de la sortie de ressources.

(En M EUR)	2019			2018		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Opérations avec les établissements de crédit	2 981	(3 544)	(563)	3 320	(3 433)	(113)
Opérations avec les banques centrales, les comptes courants postaux et les établissements de crédit	1 644	(2 172)	(528)	2 132	(2 320)	(188)
Titres et valeurs reçus en pension	1 337	(1 372)	(35)	1 188	(1 113)	75
Opérations avec la clientèle	11 756	(8 555)	3 201	9 495	(7 473)	2 022
Créances commerciales	32	-	32	33	-	33
Autres concours à la clientèle	9 391	-	9 391	7 577	-	7 577
Comptes ordinaires débiteurs	310	-	310	355	-	355
Comptes d'épargne à régime spécial	-	(708)	(708)	-	(622)	(622)
Autres dettes envers la clientèle	-	(5 596)	(5 596)	-	(4 904)	(4 904)
Titres et valeurs reçus/donnés en pension	2 023	(2 251)	(228)	1 530	(1 947)	(417)
Obligations et autres titres à revenu fixe	3 547	(4 631)	(1 084)	9 336	(9 591)	(255)
Autres produits d'intérêts et charges assimilées	2 232	(3 504)	(1 272)	1 955	(3 281)	(1 326)
TOTAL PRODUITS/CHARGES D'INTÉRÊTS	20 516	(20 234)	282	24 106	(23 778)	328

Le détail des autres concours à la clientèle se décompose comme suit :

(En M EUR)	2019	2018
Crédits de trésorerie	1 909	1 619
Crédits à l'exportation	311	282
Crédits d'équipement	1 008	881
Crédits à l'habitat	1 270	1 319
Autres crédits à la clientèle	4 893	3 476
AUTRES CONCOURS À LA CLIENTÈLE	9 391	7 577

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.6 Dépréciations et provisions

NOTE 2.6.1 DÉPRÉCIATIONS ET PROVISIONS POUR RISQUES DE CRÉDIT

NOTE 2.6.1.1 DÉPRÉCIATIONS

PRINCIPES COMPTABLES

Dépréciation d'actifs

Le montant de la dépréciation pour créances douteuses est égal à la différence entre la valeur brute comptable de l'actif et la valeur actualisée des flux futurs de trésorerie estimés recouvrables en tenant compte de l'effet des garanties, actualisée au Taux d'intérêt effectif d'origine des créances. Par ailleurs, le montant des dépréciations ne peut être inférieur aux intérêts enregistrés sur les encours douteux et non encaissés. Les dotations et reprises de dépréciations, les pertes sur créances irrécupérables et les récupérations sur créances amorties sont présentées dans la rubrique *Coût du risque*, ainsi que les reprises de dépréciations liées au passage du temps.

Les créances douteuses peuvent être reclassées en encours sains lorsque le risque de crédit avéré est définitivement levé et lorsque les paiements ont repris de manière régulière pour les montants correspondant aux échéances contractuelles d'origine. De même les créances douteuses ayant fait l'objet d'une restructuration peuvent être reclassées en encours sains. Au moment de la restructuration, tout écart entre l'actualisation des flux contractuels initialement attendus et l'actualisation des flux futurs attendus de capital et d'intérêts issus de la restructuration au Taux d'intérêt effectif d'origine fait l'objet d'une décote.

La décote constatée lors d'une restructuration de créance est enregistrée en *Coût du risque*. Pour les créances restructurées inscrites en encours sains, cette décote est réintégrée dans la marge d'intérêt sur la durée de vie des créances concernées.

Lorsque les conditions de solvabilité d'un débiteur sont telles qu'après une durée raisonnable de classement dans les encours douteux le reclassement d'une créance en encours sain n'est plus prévisible, cette créance est spécifiquement identifiée comme encours douteux compromis. Cette identification intervient à la échéance du terme ou à la résiliation du contrat et en tout état de cause un an après la classification en encours douteux, à l'exception des créances douteuses pour lesquelles les clauses contractuelles sont respectées et de celles assorties de garanties permettant leur recouvrement. Sont également considérées comme créances douteuses compromises, les créances restructurées pour lesquelles le débiteur n'a pas respecté les échéances fixées.

Dépréciation de titres

TITRES DE PLACEMENT

- Actions et autres titres à revenu variable

À la clôture de l'exercice, les actions sont évaluées par rapport à leur valeur probable de négociation. Dans le cas des titres cotés, celle-ci est déterminée en fonction du cours de Bourse le plus récent. Aucune compensation n'est opérée entre les plus et moins-values latentes ainsi constatées, et seules les moins-values latentes sont comptabilisées par l'inscription d'une dépréciation relative au portefeuille-titres.

- Obligations et autres titres à revenu fixe

À la clôture de l'exercice, les titres sont estimés sur la base de leur valeur probable de négociation et, dans le cas des titres cotés, des cours de Bourse les plus récents. Les plus-values latentes ne sont pas comptabilisées et les moins-values latentes donnent lieu à la constitution d'une dépréciation relative au portefeuille-titres, dont le calcul tient compte des gains provenant des éventuelles opérations de couverture effectuées.

Les dotations et reprises de dépréciations ainsi que les plus ou moins-values de cession des titres de placement sont enregistrées dans les rubriques « Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de placement et assimilés » du compte de résultat.

TITRES D'INVESTISSEMENT

À la clôture de l'exercice, les moins-values latentes ne donnent pas lieu à la constitution d'une dépréciation relative au portefeuille-titres, sauf s'il existe une forte probabilité de cession des titres à court terme, ou s'il existe des risques de défaillance de l'émetteur des titres.

Les dotations et reprises de dépréciations ainsi que les plus ou moins-values de cession de titres d'investissement sont enregistrées dans la rubrique *Gains ou pertes nets sur actifs immobilisés* du compte de résultat.

TITRES DE PARTICIPATION ET PARTS DANS LES ENTREPRISES LIÉES

À la clôture de l'exercice, les titres de participation et parts dans les entreprises liées sont évalués à leur valeur d'utilité représentative du prix que la Société accepterait de décaisser pour obtenir ces titres si elle avait à les acquérir compte tenu de son objectif de détention. Cette valeur est estimée par référence à différents critères tels que les capitaux propres, la rentabilité, les cours moyens de Bourse des trois derniers mois. Les plus-values latentes ne sont pas comptabilisées et les moins-values latentes donnent lieu à la constitution d'une dépréciation relative au portefeuille-titres. Les dotations et reprises de dépréciations ainsi que les plus ou moins-values de cession de ces titres, incluant les résultats dégagés lors de l'apport de ces titres à des offres publiques d'échange, sont comptabilisées dans la rubrique *Gains ou pertes nets sur actifs immobilisés*.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Dépréciations d'actifs :		
Établissements de crédit	20	24
Crédits à la clientèle	2 755	2 963
Autres actifs	100	142
SOUS-TOTAL⁽¹⁾	2 875	3 129
Dépréciation de titres ⁽²⁾	4 528	7 768
Stock global de dépréciations	7 403	10 897

(1) Dont dépréciation sur encours douteux compromis : 2 055 M EUR

(2) Hors actions propres.

La variation du stock de dépréciations (hors titres) s'analyse comme suit :

(En M EUR)	Dotations nettes					Stock au 31.12.2019
	Stock au 31.12.2018	Par coût net du risque	Par autres soldes du compte de résultat	Reprises utilisées	Change et reclassements	
Sous-total dépréciations d'actifs	3 129	364	4	(586)	(36)	2 875

NOTE 2.6.1.2 PROVISIONS

PRINCIPES COMPTABLES

Les provisions comprennent :

- les provisions sur engagements hors bilan (concernant les engagements par signature) ;
- les provisions collectives pour risque de crédit.

Provisions sur engagements hors bilan (provisions sur engagements par signature)

Les provisions sur engagements hors bilan représentent les pertes probables encourues par Société Générale suite à l'identification d'un risque avéré de crédit sur un engagement hors bilan de financement ou de garantie qui ne serait pas considéré comme un instrument dérivé ni désigné comme actif financier à la juste valeur par résultat.

Provisions collectives pour risque de crédit (relatifs aux engagements et encours de crédit dégradés)

Sans attendre qu'un risque de crédit avéré ait individuellement affecté une ou plusieurs créances ou engagements, l'identification, au sein d'un portefeuille homogène, d'une dégradation significative du risque de crédit sur un ensemble d'instruments financiers donne lieu à l'enregistrement d'une provision à hauteur des pertes de crédit que Société Générale s'attend à subir à maturité sur ces instruments.

Afin de fournir une meilleure information au regard de son activité, Société Générale a choisi, en cohérence avec le principe de prudence, d'étendre en 2019 le provisionnement du risque de crédit aux encours sains non dégradés, à hauteur des pertes de crédit que Société Générale s'attend à subir à horizon d'un an.

Les pertes de crédit à maturité sont évaluées en prenant en considération les données historiques, la situation présente ainsi que des prévisions raisonnables d'évolution de la conjoncture économique et des facteurs macro-économiques pertinents jusqu'à la maturité des instruments. Le montant de la provision est ainsi égal à la valeur actualisée des pertes de crédit attendues en tenant compte de la probabilité de survenance d'un événement de défaut sur la durée de vie des instruments financiers concernés et, le cas échéant, de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être.

Les pertes de crédit à un an sont évaluées en prenant en considération les données historiques et la situation présente. Le montant de la provision est ainsi égal à la valeur actualisée des pertes de crédit attendues en tenant compte de la probabilité de survenance d'un événement de défaut au cours de l'année qui suit et, le cas échéant, de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être.

Les variations des provisions collectives ainsi calculées sont enregistrées en Coût du risque.

Remarques concernant l'identification d'une dégradation du risque de crédit :

Pour identifier les encours faisant l'objet d'une provision collective, l'augmentation significative du risque de crédit est appréciée en tenant compte de toutes les informations historiques et prospectives disponibles (scores comportementaux, indicateurs de type *loan to value*, scénarii de prévisions macro-économiques, etc.).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

L'appréciation de l'évolution du risque de contrepartie tient compte des éléments suivants :

- 1^{er} critère : l'évolution de la note de la contrepartie ainsi que l'évolution du secteur d'activité, des conditions macro-économiques et du comportement de la contrepartie qui peuvent, au-delà de la revue de la notation, être révélateurs d'une dégradation du risque de crédit ;
- 2^e critère : l'évolution de la note de la contrepartie contrat par contrat entre la date d'origination et la date de clôture ;
- 3^e critère : l'existence d'impayés de plus de 30 jours.

La satisfaction d'un seul de ces critères suffit à provisionner un contrat sur une base collective.

(En M EUR)	Stock au 31.12.2018	Par coût net du risque	Change et reclassements	Stock au 31.12.2019
Provisions sur engagements hors bilan avec les établissements de crédits	-	-	-	-
Provisions sur engagements hors bilan avec la clientèle	159	(12)	-	146
Provisions collectives pour risque de crédit	544	331	3	878
TOTAL	703	319	3	1 024

Le montant des provisions collectives pour risque de crédit sur encours sains non dégradés, dotées à compter du 1^{er} janvier 2019, s'élève à 304 millions d'euros au 31 décembre 2019.

NOTE 2.6.1.3 ENGAGEMENTS SUR LES CONTRATS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

PRINCIPES COMPTABLES

Les comptes et les Plans d'épargne-logement proposés à la clientèle de particuliers (personnes physiques) dans le cadre de la loi n° 65-554 du 10 juillet 1965 associent une phase de collecte de ressources sous forme d'épargne rémunérée et une phase d'emploi de ces ressources sous forme de prêts immobiliers, cette dernière phase étant réglementairement conditionnée, et dès lors indissociable, de la phase de collecte. Les dépôts ainsi collectés et les prêts accordés sont enregistrés au coût amorti.

Ces instruments génèrent pour Société Générale des engagements de deux natures : une obligation de prêter au client dans le futur à un taux déterminé fixé à l'ouverture du contrat et une obligation de rémunérer l'épargne dans le futur à un taux fixé à l'ouverture du contrat pour une durée indéterminée.

Les engagements aux conséquences défavorables pour Société Générale font l'objet de provisions présentées au passif du bilan et dont les variations sont enregistrées en produit net bancaire au sein de la marge d'intérêts. Ces provisions ne sont relatives qu'aux seuls engagements liés aux comptes et Plans d'épargne-logement existants à la date de calcul de la provision.

Les provisions sont calculées sur chaque génération de Plans d'épargne-logement d'une part, sans compensation entre les engagements relatifs à des générations différentes de Plans d'épargne-logement, et sur l'ensemble des comptes d'épargne-logement qui constitue une seule et même génération d'autre part.

Sur la phase d'épargne, les engagements provisionnables sont évalués par différence entre les encours d'épargne moyens attendus et les encours d'épargne minimum attendus, ces deux encours étant déterminés statistiquement en tenant compte des observations historiques des comportements effectifs des clients.

Sur la phase crédit, les engagements provisionnables incluent les encours de crédits déjà réalisés mais non encore échus à la date d'arrêté ainsi que les crédits futurs considérés comme statistiquement probables sur la base des encours de dépôts au bilan à la date de calcul d'une part et des observations historiques des comportements effectifs des clients d'autre part.

Une provision est constituée dès lors que les résultats futurs prévisionnels actualisés sont négatifs pour une génération donnée. Ces résultats sont mesurés par référence aux taux offerts à la clientèle particulière pour des instruments d'épargne et de financement équivalents, en cohérence avec la durée de vie estimée des encours et leur date de mise en place.

ENCOURS DE DÉPÔTS COLLECTÉS AU TITRE DES COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Plans d'épargne-logement (PEL)		
ancienneté de moins de 4 ans	1 245	2 752
ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	9 661	9 043
ancienneté de plus de 10 ans	5 315	4 545
SOUS-TOTAL	16 221	16 340
Comptes épargne-logement (CEL)	1 067	1 076
TOTAL	17 288	17 416

ENCOURS DE CRÉDITS À L'HABITAT OCTROYÉS AU TITRE DES COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
ancienneté de moins de 4 ans	1	1
ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	11	22
ancienneté de plus de 10 ans	11	10
TOTAL	23	33

PROVISIONS SUR ENGAGEMENTS LIÉS AUX COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2018	Dotations	Reprises	31.12.2019
Plans d'épargne-logement (PEL)				
ancienneté de moins de 4 ans	1	-	(1)	-
ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	20	7	-	27
ancienneté de plus de 10 ans	118	98	-	216
SOUS-TOTAL	139	105	(1)	243
Comptes épargne-logement (CEL)	10	-	(2)	8
TOTAL	149	105	(3)	251

Les taux d'intérêt longs (auxquels est sensible le niveau de provisionnement) étant faibles sur 2019, le provisionnement épargne-logement est principalement lié aux risques attachés à l'engagement de rémunérer les dépôts espèces. Le niveau de provisionnement se monte à 1,41% des encours totaux au 31 décembre 2019.

MODALITÉS DE DÉTERMINATION DES PARAMÈTRES D'ÉVALUATION DES PROVISIONS

Les paramètres d'estimation des comportements futurs des clients résultent d'observations historiques de longue période (plus de dix ans). La valeur des paramètres ainsi déterminée peut être ajustée en cas de changement de réglementation dès lors que ce dernier peut

remettre en question la capacité prédictive des données passées pour déterminer les comportements futurs des clients.

Les valeurs des différents paramètres de marché utilisés, notamment les taux d'intérêt et les marges, sont déterminées à partir de données observables et représentent, à la date d'évaluation, la meilleure estimation retenue par Société Générale des niveaux futurs de ces éléments pour les périodes concernées, en cohérence avec la politique de gestion des risques de taux d'intérêt de la Banque de détail.

Les taux d'actualisation retenus sont déterminés à partir de la courbe des swaps zéro coupon contre Euribor à la date d'évaluation, moyennés sur une période de douze mois.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.6.1.4 COÛT DU RISQUE

PRINCIPES COMPTABLES

La rubrique *Coût du risque* comprend les dotations nettes des reprises aux dépréciations et provisions pour risque de crédit, les pertes sur créances irrécouvrables et les récupérations sur créances amorties.

(En M EUR)	2019	2018
Dotation nette aux provisions et aux dépréciations sur créances et hors bilan	(710)	36
Pertes non couvertes et récupérations sur créances amorties	(138)	(105)
TOTAL COÛT DU RISQUE	(848)	(69)
Résultat de réévaluation sur couverture de change des provisions	(93)	(21)

NOTE 2.6.2 PROVISIONS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS À TERME

PRINCIPES COMPTABLES

Les provisions sur instruments financiers à terme sont représentatives des pertes latentes relatives à des ensembles homogènes de contrats sur instruments financiers à terme maintenus comme des positions ouvertes isolées.

Elles sont déterminées comme la différence entre la valeur de marché estimée à l'arrêté comptable de ces positions et celle déterminée lors de l'arrêté comptable précédent. Elles sont enregistrées au bilan comme des provisions pour risques et charges. Les variations des provisions ainsi calculées sont enregistrées dans la rubrique *Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation* du compte de résultat.

(En M EUR)	Stock au 31.12.2018	Dotations nettes	Reprises utilisées	Change et reclassements	Stock au 31.12.2019
Provisions sur instruments financiers à terme	10 646	(1 483)	-	31	9 194

NOTE 3 AUTRES ACTIVITÉS**NOTE 3.1 Produits nets des commissions sur prestations de services****PRINCIPES COMPTABLES**

Société Générale enregistre en résultat les produits et charges de commissions sur prestations de services en fonction de la nature des prestations auxquelles ils se rapportent.

Les commissions rémunérant des services continus, telles certaines commissions sur moyens de paiement, les droits de garde sur titres en dépôt, ou les commissions sur abonnements télématiques, sont étalées en résultat sur la durée de la prestation rendue. Les commissions rémunérant des services ponctuels, telles les commissions sur mouvements de fonds, les commissions d'apport reçues, les commissions d'arbitrage, ou les pénalités sur incidents de paiement, sont intégralement enregistrées en résultat quand la prestation est réalisée.

Dans le cadre des opérations de syndication, le Taux d'intérêt effectif de la fraction de financement conservée à l'actif de Société Générale est aligné sur celui des autres participants en y intégrant si nécessaire une quote-part des commissions de prise ferme et de participation ; le solde de ces commissions est enregistré en résultat à la fin de la période de syndication. Les commissions d'arrangement sont prises en résultat à la date de conclusion juridique de l'opération.

(En M EUR)	2019			2018		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Opérations avec les établissements de crédit	84	(65)	19	81	(92)	(11)
Opérations avec la clientèle	1 401	(33)	1 368	1 478	(35)	1 443
Opérations sur titres	356	(805)	(449)	457	(831)	(374)
Opérations sur marchés primaires	59	-	59	44	-	44
Opérations de change et sur instruments financiers	162	(393)	(231)	85	(283)	(198)
Engagements de financement et de garantie	701	(302)	399	657	(174)	483
Prestations de services	1 667	-	1 667	1 484	-	1 484
Autres	-	(157)	(157)	-	(112)	(112)
TOTAL NET	4 430	(1 755)	2 675	4 286	(1 527)	2 759

NOTE 3.2 Autres actifs, autres passifs et comptes de régularisation**NOTE 3.2.1 AUTRES ACTIFS ET COMPTES DE RÉGULARISATION**

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Autres actifs		
Dépôts de garantie versés ⁽¹⁾	36 166	30 784
Débiteurs divers	2 957	3 220
Primes sur instruments conditionnels achetés	55 219	53 060
Comptes de règlement débiteurs sur opérations sur titres	2 993	3 144
Autres emplois divers	312	626
SOUS-TOTAL	97 647	90 834
Compte de régularisation		
Charges payées ou comptabilisées d'avance	392	402
Impôts différés	4 047	4 113
Produits à recevoir	1 940	2 190
Autres comptes de régularisation ⁽²⁾	50 381	48 702
SOUS-TOTAL	56 759	55 407
TOTAL BRUT	154 406	146 241
Dépréciations	(100)	(142)
TOTAL NET	154 306	146 099

(1) Il s'agit essentiellement de dépôts de garantie versés sur instruments financiers.

(2) La valorisation des dérivés représente 41 379 M EUR (38 391 M EUR au 31 décembre 2018).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 3.2.2 AUTRES PASSIFS ET COMPTES DE RÉGULARISATION

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Opérations sur titres		
Dettes sur titres empruntés	200 412	190 147
Autres dettes de titres	44 076	55 824
SOUS-TOTAL	244 488	245 971
Autres passifs		
Dépôts de garantie reçus ⁽¹⁾	34 022	23 440
Créditeurs divers	(554)	531
Primes sur instruments conditionnels vendus	59 432	57 532
Comptes de règlement créditeurs sur opérations sur titres	3 485	3 509
Autres opérations sur titres	23	-
Dettes rattachées	169	199
SOUS-TOTAL	96 577	85 211
Comptes de régularisation		
Charges à payer	3 606	3 799
Impôts différés	11	1
Produits constatés d'avance	1 742	1 340
Autres comptes de régularisation ⁽²⁾	35 019	17 974
SOUS-TOTAL	40 378	23 114
TOTAL	381 443	354 296

(1) Il s'agit essentiellement de dépôts de garantie reçus sur instruments financiers.

(2) La valorisation des dérivés représente 24 774 M EUR (6 313 M EUR au 31 décembre 2018).

NOTE 4 CHARGES ET AVANTAGES DU PERSONNEL**NOTE 4.1 Frais de personnel et rémunération des Dirigeants****PRINCIPES COMPTABLES**

La rubrique *Frais de personnel* comprend l'ensemble des dépenses liées au personnel ; elle intègre notamment le montant de la participation et de l'intéressement des salariés se rattachant à l'exercice, les produits liés au crédit d'impôt compétitivité emploi (CICE) ainsi que les charges liées aux opérations de restructuration.

Les avantages du personnel se répartissent en quatre catégories :

- les avantages à court terme dont le règlement est attendu dans les douze mois qui suivent la fin de l'exercice au cours duquel les membres du personnel ont rendu les services correspondants, tels les salaires, les primes, les congés annuels rémunérés, les charges sociales et fiscales afférentes, ainsi que la participation et l'intéressement des salariés ;
- les avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies ou à cotisations définies, tels que les régimes de retraite ou les indemnités de fin de carrière ;
- les autres avantages à long terme dont le règlement est attendu dans un délai supérieur à douze mois, tels les rémunérations variables différées payées en numéraire et non indexées, les primes pour médailles du travail ou le compte épargne temps ;
- les indemnités de fin de contrat de travail.

La charge représentative des avantages à court terme acquis par les membres du personnel est enregistrée en *Frais de personnel* lorsque ces derniers ont rendu les services rémunérés par ces avantages.

Les principes comptables applicables aux avantages postérieurs à l'emploi et aux autres avantages à long terme sont présentés dans la Note 4.2 ; ceux applicables aux paiements sur base d'actions Société Générale sont présentés dans la Note 4.3.

NOTE 4.1.1 FRAIS DE PERSONNEL

(En M EUR)	2019	2018
Rémunérations du personnel	3 643	3 385
Autres charges sociales et fiscales sur rémunérations	1 425	1 300
Participation, intéressement et abondement	168	223
TOTAL	5 236	4 908
Effectif moyen	46 177	46 942
France	41 339	42 014
Étranger	4 838	4 928

La décomposition de la charge des frais du personnel sur les cinq derniers exercices se décompose comme suit :

(En M EUR)	2019	2018	2017	2016	2015
Société Générale					
Participation	11	11	11	13	15
Intéressement	99	150	136	99	79
Abondement	58	62	44	49	43
SOUS-TOTAL	168	223	191	161	137
Succursales	-	-	-	-	-
TOTAL	168	223	191	161	137

NOTE 4.1.2 RÉMUNÉRATION DU CONSEIL D'ADMINISTRATION ET DES ORGANES DE DIRECTION

Le montant des rémunérations versées aux administrateurs de la Société au titre de leur mandat au cours de l'exercice 2019 est de 1,7 million d'euros. Les rémunérations versées en 2019 aux organes de direction (au Président du Conseil d'administration, au Directeur

général et aux Directeurs généraux délégués) s'élèvent à 9,1 millions d'euros (dont 2,8 millions d'euros de part variable versée en numéraire ou livrée en actions au titre des exercices 2015 à 2018 et 0,9 million d'euros d'intéressement à long terme versé au titre de l'exercice 2013).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 4.2 Avantages du personnel

Société Générale, en France et dans ses succursales à l'étranger, peut accorder à ses salariés :

- des autres avantages postérieurs à l'emploi, tels que les régimes de retraite ou indemnités de fin de carrière ;

- des autres avantages à long terme, tels que les programmes de rémunération différée versée en numéraire et non indexée (tels que les rémunérations variables long terme), les primes pour médailles du travail ou les comptes épargne temps ;

- des indemnités de fin de contrat de travail.

DÉTAIL DES PROVISIONS SUR AVANTAGES DU PERSONNEL

(En M EUR)	Stock au 31 décembre 2018	Dotations nettes	Reprises utilisées	Change et reclassements	Stock au 31 décembre 2019
Avantages postérieurs à l'emploi	1 194	131	(135)	7	1 197
Autres avantages à long terme	553	165	(206)	9	520
Indemnités de fin de contrat de travail	269	274	(263)	2	282
TOTAL PROVISIONS SUR AVANTAGES AU PERSONNEL	2 016	570	(605)	18	1 999

Société Générale a annoncé le 9 avril 2019 deux projets de transformation comprenant un ajustement stratégique de ses métiers de Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs et un projet plus opérationnel visant à adapter l'organisation du siège des activités de Banque de détail et Services Financiers Internationaux.

Ces projets ont entraîné une dotation aux provisions pour restructuration de 243 millions d'euros dont 236 millions d'euros enregistrés dans la rubrique *Frais de personnel* et 7 millions d'euros enregistrés dans la rubrique *Autres frais administratifs*. La majeure

partie de ces provisions a été utilisée au cours du deuxième semestre 2019.

Les provisions incluent également une provision pour restructuration relative à un projet d'évolution qui concernerait une partie du siège de la Banque de détail en France, les plate formes de traitement des opérations clients (back office) et certaines fonctions support du réseau. Ce projet a entraîné en 2019 une dotation de 55 millions d'euros dont 44 millions d'euros enregistrés dans la rubrique *Frais de personnel* et 11 millions d'euros enregistrés dans la rubrique *Autres frais administratifs*.

PRINCIPES COMPTABLES

Avantages postérieurs à l'emploi

Les régimes de retraite peuvent être des régimes à cotisations définies ou à prestations définies.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À COTISATIONS DÉFINIES

Les régimes à cotisations définies sont ceux pour lesquels l'obligation de Société Générale se limite uniquement au versement d'une cotisation, mais qui ne comportent aucun engagement de Société Générale sur le niveau des prestations fournies. Les cotisations versées constituent des charges de l'exercice.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À PRESTATIONS DÉFINIES

Les régimes à prestations définies désignent les régimes pour lesquels Société Générale s'engage formellement ou par obligation implicite sur un montant ou un niveau de prestations et supporte donc le risque à moyen ou long terme. Les montants des engagements des régimes à prestations définies sont déterminés par des actuaires qualifiés indépendants.

Une provision est enregistrée au passif du bilan en *Provisions* pour couvrir l'intégralité de ces engagements de retraite. Elle est évaluée régulièrement par des actuaires indépendants selon la méthode des unités de crédit projetées. Cette méthode d'évaluation tient compte d'hypothèses démographiques, de départs anticipés, d'augmentations de salaires et de taux d'actualisation et d'inflation.

Société Générale peut financer ses régimes à prestations définies en faisant appel à un fonds d'avantages à long terme ou en souscrivant un contrat d'assurance.

Les actifs de financement constitués via les fonds ou les contrats d'assurance sont qualifiés d'actifs de régime s'ils sont exclusivement destinés à régler les prestations du régime et si le financement est réalisé auprès d'une entité qui n'est pas une partie liée.

Lorsque les actifs de financement répondent à la définition d'actifs du régime, la provision destinée à couvrir les engagements concernés est diminuée de la juste valeur de ces fonds.

Lorsqu'ils ne répondent pas à la définition d'actifs de régime, ils sont qualifiés d'actifs distincts et sont présentés à l'actif du bilan.

Les différences liées aux changements d'hypothèses de calcul (départs anticipés, taux d'actualisation...) ou constatées entre les hypothèses actuarielles et la réalité (rendement des actifs de couverture...) constituent des écarts actuariels (gains ou pertes). Ils sont comptabilisés immédiatement et en totalité en résultat.

En cas de mise en place d'un nouveau régime (ou avenant), le coût des services passés est comptabilisé immédiatement et en totalité en résultat.

La charge annuelle comptabilisée en *Frais de personnel* au titre des régimes à prestations définies comprend :

- les droits supplémentaires acquis par chaque salarié (coût des services rendus) ;
- le coût financier correspondant à l'effet de la désactualisation ;
- le produit attendu des placements dans les fonds de couverture (rendement brut) ;
- les écarts actuariels et les coûts des services passés ;
- l'effet des réductions et liquidations de régimes.

Autres avantages à long terme

Ce sont les avantages versés aux salariés dans un délai supérieur à douze mois après la clôture de l'exercice pendant lequel ces derniers ont rendu les services correspondants. La méthode d'évaluation est identique à celle utilisée pour les avantages postérieurs à l'emploi.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À COTISATIONS DÉFINIES

Les principaux régimes de retraite à cotisations définies dont bénéficient les salariés de Société Générale sont situés en France. Ils regroupent notamment l'assurance vieillesse obligatoire et le régime de retraite national AGIRC-ARRCO, ainsi que les régimes de retraite mis en place par certaines succursales de Société Générale pour lesquels elles n'ont qu'une obligation de cotiser (abondement PERCO).

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À PRESTATIONS DÉFINIES

Les régimes de retraite postérieurs à l'emploi comprennent des régimes offrant des prestations de retraite sous forme de rente et des régimes d'indemnités de fin de carrière. Les prestations sous forme de rente viennent en complément des pensions de retraite versées par les régimes généraux et obligatoires.

En France, depuis le 4 juillet 2019, date de publication de l'ordonnance mettant un terme aux régimes de retraite à prestations définies dits « à droits aléatoires » en application de la Loi Pacte, le régime additif de l'allocation complémentaire de retraite des cadres de direction, mis en place en 1991, est fermé aux nouveaux collaborateurs et les droits des bénéficiaires ont été gelés au 31 décembre 2019.

NOTE 4.2.1 RÉCONCILIATION DES ACTIFS ET PASSIFS INSCRITS AU BILAN

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Rappel des provisions comptabilisées au bilan	1 197	1 194
Rappel des actifs comptabilisés au bilan ⁽¹⁾	(1 047)	(952)
Solde net du bilan	150	242
Ventilation du solde net du bilan		
Valeur actualisée des engagements financés	2 280	2 139
Juste valeur des actifs de financement	(2 257)	(2 012)
A - Solde des régimes financés	23	127
B - Valeur actualisée des engagements non financés	128	115
Éléments non encore reconnus		
Actifs des régimes affectés par le plafond sur actifs	-	-
C - Total des éléments non encore reconnus	-	-
A + B - C = Solde net	151	242

(1) Ce poste comprend les excédents d'actifs de régime pour 84 M EUR et des actifs distincts pour 963 M EUR au 31 décembre 2019 contre 962 M EUR au 31 décembre 2018 (cf. Note 4.2.1 - paragraphe 1.2).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 4.2.1.2 INFORMATIONS SUR LES ACTIFS DE FINANCEMENT DES RÉGIMES ET MODALITÉS DE FINANCEMENT DES RÉGIMES

Les actifs de financement comprennent les actifs de régime et les actifs distincts.

En proportion de leur juste valeur totale, les actifs de régime se composent à hauteur de 86% d'obligations, 7% d'actions et de 7% d'autres placements. Les titres Société Générale détenus en direct ne sont pas significatifs.

Les excédents d'actifs de financement s'élèvent à un montant de 163 millions d'euros.

Les cotisations employeurs devant être versées pour 2020 sont estimées à 3 millions d'euros au titre des régimes d'avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies.

NOTE 4.2.1.3 PRINCIPALES HYPOTHÈSES ACTUARIELLES PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Taux d'actualisation		
France	0,84%	1,56%
Royaume-Uni	2,00%	2,70%
États-Unis	3,19%	4,29%
Autre	0,72%	1,44%
Taux d'inflation long terme		
France	1,30%	1,45%
Royaume-Uni	2,92%	3,14%
États-Unis	N/A	N/A
Autre	1,24%	1,42%
Taux de croissance net d'inflation des masses salariales		
France	0,75%	0,70%
Royaume-Uni	N/A	N/A
États-Unis	N/A	N/A
Autre	0,66%	0,81%
Durée de vie active moyenne restante des salariés (en années)		
France	8,36	8,20
Royaume-Uni	5,00	6,00
États-Unis	7,87	7,85
Autre	8,77	8,56
Duration (en années)		
France	13,95	14,30
Royaume-Uni	16,34	16,30
États-Unis	15,28	15,59
Autre	16,60	15,33

Les hypothèses par zone géographique sont des moyennes pondérées par la valeur actuelle des obligations (DBO) à l'exception des rendements attendus des actifs qui sont des moyennes pondérées par la juste valeur des actifs.

Les courbes des taux d'actualisation utilisées sont les courbes des obligations corporate notées AA (source Merrill Lynch) observées fin octobre pour les devises USD, GBP et EUR, corrigées fin décembre dans les cas où la variation des taux avait un impact significatif.

Les taux d'inflation utilisés pour les zones monétaires GBP et EUR sont les taux de marché observés à fin octobre et corrigés fin décembre dans les cas où la variation des taux avait un impact significatif. Pour les autres zones monétaires, les taux d'inflation utilisés sont les objectifs long terme des Banques centrales.

La durée de vie active moyenne restante des salariés est calculée en tenant également compte des hypothèses de taux de rotation.

Les hypothèses ci-dessus ont été appliquées pour les régimes postérieurs à l'emploi.

NOTE 4.3 Plans d'attribution gratuite d'actions (AGA)**PRINCIPES COMPTABLES**

Dans le cas de plans d'options d'achat et de plans d'attribution gratuite d'actions consentis aux salariés sans émission d'actions nouvelles, une provision doit être constatée à hauteur de la moins-value que l'entité s'attend à subir lors de la remise des actions aux salariés.

Cette provision pour risques est dotée dans la rubrique *Frais de personnel* pour un montant égal à la différence :

- entre le cours de Bourse des actions propres à la date de clôture et le prix d'exercice (zéro en cas d'attribution gratuite d'actions) si l'entité n'a pas encore acquis les actions propres à remettre aux salariés ;
- entre le prix de revient des actions propres déjà détenues et le prix d'exercice (zéro en cas d'attribution gratuite d'actions) si l'entité a déjà acquis les actions propres à remettre aux salariés.

Lorsque l'attribution des actions aux salariés de Société Générale est conditionnée à la présence de ces derniers dans l'entité à l'issue du plan ou à la réalisation d'une condition de performance, la dotation à la provision est étalée linéairement sur la durée de cette période d'acquisition des droits.

Dans le cas de plans d'options de souscription d'actions, aucune charge n'est comptabilisée au titre des actions à émettre.

NOTE 4.3.1. DESCRIPTION DES PLANS D'ATTRIBUTION GRATUITE D'ACTIONS DE L'ANNÉE

Les régimes sur capitaux propres offerts aux employés de Société Générale au cours de la période se terminant le 31 décembre 2019 sont brièvement décrits ci-dessous :

Émetteur	Société Générale
Année	2019
Type de plan	Attribution gratuite d'actions
Nombre d'actions attribuées	2 217 118
Actions livrées	-
Actions perdues au 31.12.19	21 666
Actions restantes au 31.12.19	2 195 452
Nombre d'actions réservées au 31.12.19	2 195 452

Les conditions de performance sont décrites dans le chapitre 3 Gouvernement d'entreprise du présent document.

NOTE 4.3.2 MONTANT DE LA DETTE ENREGISTRÉE AU BILAN ET DE LA CHARGE DE L'EXERCICE

La dette enregistrée au bilan au titre des plans en vie s'élève à 97 millions d'euros au 31 décembre 2019, et le montant de la charge constatée sur l'exercice s'élève à 53 millions d'euros.

NOTE 4.3.3 INFORMATIONS SUR LES ACTIONS ACQUISES POUR COUVRIR LES PLANS 2019

Pour couvrir les plans 2019 décrits ci-dessus, Société Générale a acquis 578 992 actions Société Générale pour un coût de 22 millions d'euros. Il restera 1 616 460 actions Société Générale à acquérir pour atteindre le nombre total d'actions attribuées.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 5 IMPÔTS

PRINCIPES COMPTABLES

Impôts courants

Société Générale a mis en place, depuis l'exercice 1989, un dispositif d'intégration fiscale. Au 31 décembre 2019, 217 sociétés ont conclu une convention d'intégration fiscale avec Société Générale.

Chacune des sociétés intégrées constate dans ses comptes la dette d'impôt, vis-à-vis de la société intégrante, déterminée conformément à l'application de la convention d'intégration fiscale.

Impôts différés

Société Générale utilise la faculté d'enregistrer des impôts différés dans ses comptes annuels.

Les impôts différés sont comptabilisés dès lors qu'une différence temporaire est identifiée entre les valeurs comptables et les valeurs fiscales des éléments de bilan. La méthode appliquée est celle du report variable selon laquelle les impôts différés constatés au cours des exercices antérieurs sont modifiés lors d'un changement de taux d'imposition. L'effet correspondant est enregistré en augmentation ou en diminution de la charge d'impôt différé. Les actifs d'impôts différés nets sont pris en compte dès lors qu'il existe une perspective de récupération sur un horizon déterminé.

Les impôts différés sont déterminés au niveau de chaque entité fiscale (maison mère et succursales étrangères) et ne font l'objet d'aucune actualisation.

NOTE 5.1 Impôts sur les bénéfices

(En M EUR)	2019	2018
Charge fiscale courante	673	565
Charge fiscale différée	(92)	51
TOTAL⁽¹⁾	581	616

(1) La charge fiscale de l'exercice 2019 intègre une perte d'intégration fiscale de 19 M EUR contre un gain de 56 M EUR au titre de l'exercice 2018. La perte d'intégration fiscale est principalement liée à l'application de la baisse de taux de l'IS pour les filiales du groupe d'intégration fiscale en 2019.

En France, le taux normal de l'impôt sur les sociétés est de 33,33% auquel s'ajoute une contribution sociale sur les bénéfices de 3,3% (après application d'un abattement de 0,76 million d'euros) instaurée depuis 2000.

Les plus-values à long terme sur titres de participation sont exonérées sous réserve de la taxation au taux de droit commun d'une quote-part de frais et charges de 12% du montant de la plus-value brute uniquement si la société réalise une plus-value nette à long terme au titre de l'exercice de cession des titres de participation.

En outre, au titre du régime des sociétés mères et filiales, les dividendes reçus des sociétés dans lesquelles la participation est au moins égale à 5% sont exonérés sous réserve de la taxation au taux de droit commun d'une quote-part de frais et charges.

La loi de Finances 2018, publiée au Journal officiel du 31 décembre 2017, prévoit une réduction progressive du taux d'imposition en

France (modifiée par la loi 2019-759 du 24 juillet 2019 en ce qui concerne le taux d'IS pour 2019 et par la loi de Finances pour 2020 s'agissant des taux d'IS pour 2020 et 2021). D'ici 2022, le taux normal de l'impôt sur les sociétés de 33,33% sera ramené à 25%, auquel s'ajoutera toujours la contribution sociale sur les bénéfices de 3,3%.

Les impôts différés des sociétés françaises sont calculés en appliquant le taux d'imposition qui sera en vigueur lors du retournement de la différence temporaire. Compte tenu de la réduction progressive des taux d'ici 2022, ces derniers (incluant la contribution sociale sur les bénéfices) seront :

- pour les résultats imposés au taux de droit commun : de 34,43% ou 32,02% en 2019 à 25,83% en 2022 et au-delà ;
- pour les résultats imposés au taux réduit : de 4,13% ou 3,84% en 2019 à 3,10% en 2022 et au-delà.

NOTE 5.2 Provisions fiscales**PRINCIPES COMPTABLES**

Les provisions fiscales représentent des passifs dont l'échéance ou le montant ne sont pas fixes de façon précise, leur constitution est subordonnée :

- à l'existence d'une obligation de Société Générale à l'égard d'une administration fiscale au titre de l'impôt sur les bénéfices dont il est probable ou certain qu'elle provoquera une sortie de ressources au bénéfice de cette administration sans contrepartie au moins équivalente attendue de celle-ci ;
- à la disponibilité d'une estimation fiable de la sortie de ressource probable.

Le montant de la sortie de ressources probable est alors actualisé pour déterminer le montant de la provision, dès lors que l'effet de cette actualisation présente un caractère significatif. Les dotations et reprises de provisions pour risques fiscaux sont enregistrées en « Charge fiscale » courante dans la rubrique *Impôts sur les bénéfices* du compte de résultat.

Les informations relatives à la nature et au montant des risques concernés ne sont pas fournies dès lors que Société Générale estime qu'elles pourraient lui causer un préjudice sérieux dans un litige l'opposant à des tiers sur le sujet faisant l'objet de la provision.

(En M EUR)	Stock au 31.12.2018	Dotations nettes	Reprises utilisées	Change et reclassements	Stock au 31.12.2019
Provisions pour impôt	69	(26)	(23)	-	20

NOTE 5.3 Détail de l'impôt différé actif

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Report déficitaire	2 613	2 815
Plus-values internes au groupe fiscal France	(173)	(159)
Autres (principalement sur provisions)	1 607	1 457
TOTAL	4 047	4 113

Société Générale effectue chaque année une revue des pertes fiscales reportables en tenant compte du régime fiscal applicable à chaque entité fiscale concernée et d'une projection réaliste des résultats fiscaux de cette dernière. Pour cela, les résultats fiscaux sont déterminés sur la base d'une projection des performances des métiers repris dans la trajectoire budgétaire de Société Générale et/ou la revue stratégique des pays concernés, lesquelles sont approuvées par les instances de direction compétentes. Ils tiennent compte par ailleurs des retraitements comptables et fiscaux (dont le retournement des impôts différés actifs et passifs sur différences temporaires) applicables aux entités et juridictions concernées. Ces retraitements sont déterminés d'une part sur la base d'un historique de résultats fiscaux et d'autre part, en s'appuyant sur l'expertise fiscale de l'entité.

Au-delà de l'horizon de temps retenu dans la trajectoire budgétaire et/ou la revue stratégique, des extrapolations sont effectuées à partir, notamment, d'hypothèses macro-économiques (par exemple, l'évolution des taux d'intérêt).

Par nature, l'appréciation des facteurs macro-économiques retenus, ainsi que les estimations internes utilisées pour déterminer les résultats fiscaux comportent des risques et incertitudes quant à leur réalisation sur l'horizon estimé d'absorption des pertes. Ces risques et incertitudes concernent notamment les possibilités de changement des règles fiscales applicables (tant pour le calcul du résultat fiscal que pour les règles d'imputation des pertes fiscales reportables), ou la réalisation des hypothèses stratégiques retenues.

Pour s'assurer de la robustesse des projections de résultats fiscaux utilisées, Société Générale réalise des tests de sensibilité sur la réalisation des hypothèses budgétaires et stratégiques.

Au 31 décembre 2019, ces tests confirment la probabilité pour Société Générale de pouvoir imputer sur des bénéfices fiscaux futurs les pertes fiscales faisant l'objet d'un impôt différé actif à cette date.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 5.4 Impôts différés sur reports déficitaires

Au 31 décembre 2019, compte tenu du régime fiscal applicable à chaque implantation et d'une projection réaliste de leurs résultats fiscaux, la durée prévisionnelle de recouvrement des actifs d'impôts différés est présentée dans le tableau ci-dessous :

(En M EUR)	31.12.2019	Durée légale du report en avant	Durée prévisionnelle de recouvrement
Impôts différés actifs sur reports déficitaires	2 613	0	0
dont France	2 168	Illimitée ⁽¹⁾	8 ans
dont États-Unis d'Amérique	418	20 ans ⁽²⁾	7 ans
dont autres	27	0	0

(1) En application de la Loi de Finances 2013, l'imputation des déficits est plafonnée à 1 M EUR majoré de 50% de la fraction du bénéfice imposable de l'exercice excédant ce plafond. La fraction non imputable des déficits est reportable sur les exercices suivants sans limite de temps et dans les mêmes conditions.

(2) Déficits générés avant décembre 2011.

Par ailleurs, au 31 décembre 2019, les impôts différés non reconnus à l'actif du bilan concernent nos implantations aux États-Unis d'Amérique pour 408 millions d'euros (contre 497 millions d'euros au 31 décembre 2018) et à Singapour pour 35 millions d'euros (contre 29 millions d'euros au 31 décembre 2018).

S'agissant du traitement fiscal de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel, Société Générale considère que la décision de la cour d'appel de Versailles du 23 septembre 2016 n'est pas de nature à remettre en cause son bien-fondé au regard de l'avis du Conseil d'État de 2011 et de sa jurisprudence constante confirmée encore en ce sens. En conséquence, Société Générale considère qu'il n'y a pas lieu de provisionner les impôts différés actifs correspondants.

Toutefois, comme indiqué par le ministre de l'Économie et des Finances dès septembre 2016, l'administration fiscale a examiné les

conséquences fiscales de cette perte comptable et a confirmé qu'elle envisageait de remettre en cause la déductibilité de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel à hauteur de 4,9 milliards d'euros. Cette proposition de rectification est sans effet immédiat et devra éventuellement être confirmée par une notification de redressement adressée par l'administration lorsque Société Générale sera en situation d'imputer les déficits reportables issus de la perte sur son résultat imposable. Une telle situation ne se produira pas avant plusieurs années selon les prévisions de la Banque. Dans l'hypothèse où l'administration déciderait le moment venu de confirmer sa position actuelle, le groupe Société Générale ne manquerait pas de faire valoir ses droits devant les juridictions compétentes.

NOTE 6 CAPITAUX PROPRES**NOTE 6.1 Évolution des capitaux propres**

(En M EUR)	Capital	Primes d'émission et de fusion	Réserves, report à nouveau et résultat	Capitaux propres
Bilan au 31 décembre 2017	1 010	20 444	13 474	34 928
Augmentation/Diminution de capital	-	-	-	-
Résultat de la période	-	-	1 725	1 725
Distribution de dividendes ⁽²⁾	-	-	(1 764)	(1 764)
Autres mouvements ⁽³⁾	-	158	-	158
Bilan au 31 décembre 2018⁽¹⁾	1 010	20 602	13 435	35 047
Augmentation/Diminution de capital ⁽⁴⁾	57	954	-	1 011
Résultat de la période	-	-	3 695	3 695
Distribution de dividendes ⁽⁵⁾	-	-	(1 769)	(1 769)
Autres mouvements	-	-	-	-
Bilan au 31 décembre 2019⁽⁶⁾	1 067	21 556	15 361	37 984

(1) Le montant de dividendes distribués en 2018 par Société Générale s'élève à 1 764 M EUR après neutralisation des dividendes sur actions propres pour 13,4 M EUR.

(2) 158,34 M EUR au titre du boni de fusion dégagé sur Soginfa.

(3) Au 31 décembre 2018, le capital de Société Générale entièrement libéré s'élève à 1 009 897 173,75 EUR et se compose de 807 917 739 actions d'une valeur nominale de 1,25 EUR.

Au 31 décembre 2018, le montant des réserves hors report à nouveau de Société Générale s'élève à 3 632 931 298,50 EUR et se compose de :

- 100,99 M EUR au titre de la réserve légale ;
- 2 097,25 M EUR au titre de la réserve spéciale des plus-values à long terme ;
- 1 434,69 M EUR au titre des autres réserves.

(4) Société Générale a procédé en 2019 aux augmentations de capital suivantes, représentant un total de 56,82 M EUR, assorties d'une prime d'émission de 953,76 M EUR :

- 49,77 M EUR liée à la distribution de dividendes, assortie d'une prime d'émission de 838,5 M EUR ;
- 7,05 M EUR d'augmentation de capital réservée aux salariés, assortie d'une prime d'émission de 115,26 M EUR.

(5) Le montant de dividendes distribués en 2019 par Société Générale s'élève à 1 769 M EUR après neutralisation des dividendes sur actions propres pour 8,2 M EUR.

(6) Au 31 décembre 2019, le capital de Société Générale entièrement libéré s'élève à 1 066 714 367,50 EUR et se compose de 853 371 494 actions d'une valeur nominale de 1,25 EUR.

Au 31 décembre 2019, le montant des réserves hors report à nouveau de Société Générale s'élève à 3 632 931 298,50 EUR et se compose de :

- 100,99 M EUR au titre de la réserve légale ;
- 2 097,25 M EUR au titre de la réserve spéciale des plus-values à long terme ;
- 1 434,69 M EUR au titre des autres réserves.

NOTE 6.2 Proposition d'affectation du résultat

Au cours de l'Assemblée générale du 19 mai 2020, le Conseil d'administration proposera une affectation du résultat de l'exercice clos le 31 décembre 2019 comprenant une mise en distribution du dividende selon les modalités suivantes :

(En M EUR)	
Résultat net de l'exercice	3 695
Report à nouveau bénéficiaire	8 033
TOTAL À AFFECTER	11 728
Dividende	1 877
Report à nouveau	9 851
TOTAL AFFECTÉ	11 728

Le dividende proposé s'élève à 2,20 euros par action de nominal 1,25 euro.

Le montant du dividende de 1 877 millions d'euros à verser aux actionnaires de Société Générale est calculé sur la base du nombre d'actions existantes au 31 décembre 2019.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 6.3 Résultat par action

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Résultat net part du Groupe	3 695	1 725
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires en circulation	829 901 725	801 909 473
Résultat par action ordinaire (en EUR)	4,45	2,15
Nombre moyen de titres ordinaires retenu au titre des éléments dilutifs ⁽¹⁾	-	-
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires pour le calcul du résultat net dilué par action	829 901 725	801 909 473
Résultat dilué par action ordinaire (en EUR)	4,45	2,15

(1) Le nombre d'actions retenu dans les éléments dilutifs est calculé selon la méthode du « rachat d'actions » et prend en compte les attributions d'actions gratuites et les plans d'options de souscription d'actions.

NOTE 6.4 Dettes subordonnées

PRINCIPES COMPTABLES

Cette rubrique regroupe les dettes matérialisées ou non par des titres, à terme ou à durée indéterminée, dont le remboursement en cas de liquidation du débiteur n'est possible qu'après désintéressement des autres créanciers.

Le cas échéant, les intérêts courus à verser attachés aux dettes subordonnées sont portés dans un compte de dettes rattachées en contrepartie du compte de résultat.

En millions Date d'émission	Devise	Montant de l'émission	Date d'échéance	31.12.2019	31.12.2018
Titres et emprunts subordonnés à durée indéterminée					
1er Juillet 1985	EUR	348	Perpétuel	62	62
24 Novembre 1986	USD	500	Perpétuel	221	216
16 Juin 2008	GBP	700	Perpétuel	0	0
07 Juillet 2008	EUR	100	Perpétuel	0	0
04 Septembre 2009	EUR	1 000	Perpétuel	0	1 000
06 Septembre 2013	USD	1 250	Perpétuel	0	0
18 Décembre 2013	USD	1 750	Perpétuel	1 558	1 528
07 Avril 2014	EUR	1 000	Perpétuel	1 000	1 000
25 Juin 2014	USD	1 500	Perpétuel	1 335	1 310
29 Septembre 2015	USD	1 250	Perpétuel	1 113	1 092
13 Septembre 2016	USD	1 500	Perpétuel	1 335	1 310
06 Avril 2018	USD	1 250	Perpétuel	1 113	1 092
04 Octobre 2018	USD	1 250	Perpétuel	1 113	1 092
16 Avril 2019	SGD	750	Perpétuel	496	0
12 Septembre 2019	AUD	700	Perpétuel	438	0
SOUS-TOTAL⁽¹⁾				9 784	9 702
Titres et dettes subordonnées à terme					
21 Juillet 2000	EUR	78	31 Juillet 2030	11	12
30 Janvier 2003	GBP	450	30 Janvier 2018	0	0
29 Décembre 2003	GBP	150	30 Janvier 2018	0	0
16 Août 2005	EUR	226	18 Août 2025	216	216
15 Mai 2006	EUR	135	15 Mai 2018	0	0
26 Octobre 2006	EUR	120	26 Octobre 2018	0	0
09 Février 2007	EUR	124	11 Février 2019	0	116
16 Juillet 2007	EUR	135	16 Juillet 2019	0	130
30 Octobre 2007	EUR	134	30 Octobre 2019	0	129
14 Février 2008	EUR	225	14 Février 2018	0	0
26 Mars 2008	EUR	550	26 Mars 2018	0	0
07 Avril 2008	EUR	250	06 Avril 2023	155	155
15 Avril 2008	EUR	321	15 Avril 2023	321	321
28 Avril 2008	EUR	50	06 Avril 2023	50	50
14 Mai 2008	EUR	90	06 Avril 2023	90	90

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

En millions Date d'émission	Devise	Montant de l'émission	Date d'échéance	31.12.2019	31.12.2018
14 Mai 2008	EUR	50	06 Avril 2023	50	50
14 Mai 2008	EUR	150	06 Avril 2023	150	150
30 Mai 2008	EUR	79	15 Avril 2023	79	79
10 Juin 2008	EUR	300	12 Juin 2023	260	260
30 Juin 2008	EUR	40	30 Juin 2023	40	40
20 Août 2008	EUR	1 000	20 Août 2018	0	0
07 Juin 2013	EUR	1 000	07 Juin 2023	1 000	1 000
17 Janvier 2014	USD	1 000	17 Janvier 2024	890	873
16 Septembre 2014	EUR	1 000	16 Septembre 2026	1 000	1 000
27 Février 2015	EUR	1 250	27 Février 2025	1 250	1 250
14 Avril 2015	USD	1 500	14 Avril 2025	1 335	1 310
15 Avril 2015	EUR	150	07 Avril 2025	150	150
02 Juin 2015	AUD	125	02 Juin 2027	78	77
03 Juin 2015	CNH	1 200	03 Juin 2025	153	152
10 Juin 2015	AUD	50	10 Juin 2025	31	31
12 Juin 2015	JPY	27 800	12 Juin 2025	228	221
12 Juin 2015	JPY	13 300	12 Juin 2025	109	106
12 Juin 2015	JPY	2 500	12 Juin 2025	21	20
22 Juillet 2015	USD	50	23 Juillet 2035	45	44
30 Septembre 2015	JPY	20 000	30 Septembre 2025	164	159
21 Octobre 2015	EUR	70	21 Octobre 2026	70	70
24 Novembre 2015	USD	1 000	24 Novembre 2025	890	873
24 Novembre 2015	USD	500	24 Novembre 2045	445	437
19 Mai 2016	SGD	425	19 Mai 2026	281	273
03 Juin 2016	JPY	15 000	03 Juin 2026	123	119
03 Juin 2016	JPY	27 700	03 Juin 2026	227	220
27 Juin 2016	USD	500	27 Juin 2036	445	437
20 Juillet 2016	AUD	325	20 Juillet 2028	203	200
19 Août 2016	USD	1 000	19 Août 2026	890	873
13 Octobre 2016	AUD	150	13 Octobre 2026	94	92
16 Décembre 2016	JPY	10 000	16 Décembre 2026	82	79
24 Janvier 2017	AUD	200	24 Janvier 2029	125	123
19 Mai 2017	AUD	500	19 Mai 2027	406	308
23 Juin 2017	JPY	5 000	23 Juin 2027	41	40
18 Juillet 2017	AUD	150	19 Mai 2027	0	92
18 Juillet 2017	JPY	5 000	27 Juillet 2027	41	40
23 Février 2018	EUR	1 000	23 Février 2028	1 000	1 000
07 Mars 2018	JPY	6 500	07 Mars 2028	53	52
13 Avril 2018	JPY	6 500	13 Avril 2028	53	52
17 Avril 2018	JPY	6 500	17 Avril 2028	53	52
24 Octobre 2018	JPY	13 100	24 Octobre 2028	107	104
18 Avril 2019	AUD	300	18 Mai 2034	188	0
SOUS-TOTAL⁽¹⁾				13 693	13 727
Dettes rattachées				359	378
TOTAL⁽²⁾⁽³⁾				23 836	23 807

(1) Le Conseil d'administration peut décider de différer partiellement ou totalement la rémunération des TSDI dans le cas où l'Assemblée générale ordinaire approuvant les comptes sociaux n'aurait pas décidé la mise en paiement d'un dividende.

Société Générale a émis, sous-jacent le 1^{er} juillet 1985, 348 M EUR de titres subordonnés à durée indéterminée assortis de bons d'acquisition de certificats d'investissement privilégiés. Ceux-ci ne sont remboursables qu'en cas de liquidation de la Société, après remboursement complet des dettes non subordonnées.

Les autres titres et emprunts sont assortis d'une clause de remboursement anticipé à partir de leur dixième année, à la seule option de Société Générale.

(2) La charge nette des dettes subordonnées hors impôt et hors impact des rachats s'élève à 1 230 EUR en 2019 (1 266 M EUR en 2018).

(3) Dont dettes concernant les entreprises liées : 43 M EUR au 31 décembre 2019 (160 M EUR au 31 décembre 2018).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 7 AUTRES INFORMATIONS

NOTE 7.1 Décomposition du produit net bancaire par zone géographique⁽¹⁾

	France		Europe		Amériques	
(En M EUR)	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Produits nets d'intérêts et assimilés ⁽²⁾	2 878	2 437	680	643	286	95
Produits nets de commissions	2 179	2 194	293	370	141	117
Résultat net sur opérations financières	4 531	3 436	450	624	23	85
Autres produits nets d'exploitation	(107)	(120)	44	168	1	7
PRODUIT NET BANCAIRE	9 481	7 947	1 467	1 805	451	304

	Asie/Océanie ⁽³⁾		Afrique		Total	
(En M EUR)	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Produits nets d'intérêts et assimilés ⁽²⁾	46	76	9	10	3 899	3 261
Produits nets de commissions	59	73	3	5	2 675	2 759
Résultat net sur opérations financières	391	392	-	-	5 395	4 537
Autres produits nets d'exploitation	4	(3)	-	-	(58)	52
PRODUIT NET BANCAIRE	500	538	12	15	11 911	10 609

(1) Établie en fonction du pays de comptabilisation des revenus et charges.

(2) Dont revenus des titres à revenu variable et des opérations de crédit-bail et de location.

(3) Incluant une nouvelle implantation en Australie.

NOTE 7.2 Immobilisations corporelles et incorporelles**PRINCIPES COMPTABLES**

Les immobilisations d'exploitation et de placement sont inscrites à l'actif du bilan à leur coût d'acquisition. Les coûts d'emprunts correspondant à la période de construction des immobilisations nécessitant une longue période de préparation, sont incorporés au coût d'acquisition, de même que les frais directement attribuables.

Les logiciels créés en interne sont inscrits à l'actif du bilan pour leur coût direct de développement, qui regroupe les dépenses externes de matériels et de services et les frais liés au personnel directement affectables à la production et à la préparation de l'actif en vue de son utilisation.

Dès qu'elles sont en état d'être utilisées, les immobilisations sont amorties sur leur durée d'utilité. Le cas échéant, la valeur résiduelle du bien est déduite de sa base amortissable.

Les dotations aux amortissements sont portées au compte de résultat dans la rubrique *Dotations aux amortissements*.

Lorsqu'un ou plusieurs composants d'une immobilisation ont une utilisation différente ou procurent des avantages économiques selon un rythme différent de celui de l'immobilisation prise dans son ensemble, ces composants sont amortis sur leur propre durée d'utilité.

Pour les immeubles d'exploitation et de placement, Société Générale a appliqué cette approche en retenant a minima les composants et durées d'amortissements suivants :

Infrastructures	Gros œuvre	50 ans
	Étanchéité, toiture	20 ans
	Façades	30 ans
Installations techniques	Ascenseurs	
	Installations électriques	
	Groupes électrogènes	
	Climatisation, désenfumage	
	Câblages techniques	10 à 30 ans
	Installations de sûreté et de surveillance	
	Plomberie, canalisations	
Agencements	Protection incendie	
	Finitions, second œuvre, abords	10 ans

Concernant les autres catégories d'immobilisations, les durées d'amortissement retenues ont été déterminées en fonction des durées d'utilité des biens considérés, qui ont généralement été estimées dans les fourchettes suivantes :

Matériel et outillage	5 ans
Matériel de transport	4 ans
Mobilier	10 à 20 ans
Matériel de bureau	5 à 10 ans
Matériel informatique	3 à 5 ans
Logiciels créés ou acquis	3 à 5 ans
Concessions, brevets, licences, etc.	5 à 20 ans

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 7.2.1 DÉTAIL DES IMMOBILISATIONS

(En M EUR)	Valeur brute 31.12.2018	Acquisitions	Cessions	Autres mouvements	Valeur brute 31.12.2019	Amortissements et dépréciations cumulés 2019.12	Valeur Nette 31.12.2019
Immobilisation d'exploitation							
Immobilisations incorporelles	3 818	579	(17)	(89)	4 291	(2 712)	1 579
Immobilisations corporelles	3 261	295	(141)	136	3 551	(2 164)	1 387
Immobilisations hors exploitation							
Immobilisations corporelles	10	-	-	-	10	(7)	3
TOTAL DES IMMOBILISATIONS	7 089	874	(158)	47	7 852	(4 883)	2 969

NOTE 7.2.2 GAINS OU PERTES SUR ACTIFS IMMOBILISÉS

PRINCIPES COMPTABLES

La rubrique *Gains ou pertes sur actifs immobilisés* regroupe les plus ou moins-values de cession ainsi que les dotations nettes aux dépréciations sur immobilisations d'exploitation. Les résultats sur immobilisations hors exploitation sont classés au sein du *Produit net bancaire*.

(En M EUR)	31.12.2019	31.12.2018
Immobilisations d'exploitation :		
Plus-values de cession	59	65
Moins-values de cession	(44)	(2)
TOTAL	15	63

NOTE 7.3 Provisions**PRINCIPES COMPTABLES**

Au passif du bilan, le poste *Provisions* regroupe les provisions sur instruments financiers (engagements hors bilan et prêts), les provisions sur les comptes et plans d'épargne logement, les provisions pour litiges, les provisions sur avantages du personnel et les provisions fiscales.

DÉTAIL DES PROVISIONS

(En M EUR)	Stock au 31.12.2018	Dotations	Reprises	Change et reclassements	Stock au 31.12.2019
Provisions pour instruments financiers à terme (cf. Note 2.6)	10 646	2 186	(3 669)	31	9 194
Provisions pour risque de crédit (cf. Note 2.6.1)	703	432	(116)	5	1 024
Provisions sur avantages du personnel (cf. Note 4.2)	2 016	570	(605)	18	1 999
Provisions sur engagement liés aux comptes et plans d'épargne logement (cf. Note 2.6)	149	102	-	-	251
Provisions fiscales (cf. Note 5)	69	10	(59)	-	20
Autres provisions pour risques et charges	1 035	97	(433)	1	700
TOTAL	14 618	3 397	(4 882)	55	13 188

AUTRES PROVISIONS POUR RISQUES ET CHARGES**PRINCIPES COMPTABLES**

Un descriptif des risques et litiges en cours est fourni dans le rapport sur la gestion des risques.

Les provisions pour risques divers et litiges représentent des passifs dont l'échéance ou le montant ne sont pas fixés de façon précise.

Leur constitution est subordonnée à l'existence d'une obligation à l'égard d'un tiers dont il est probable ou certain qu'elle provoquera une sortie de ressources au bénéfice de ce tiers, sans contrepartie au moins équivalente attendue de celui-ci.

Les informations relatives à la nature et au montant des risques concernés ne sont pas fournies dès lors que Société Générale estime qu'elles pourraient lui causer un préjudice sérieux dans un litige l'opposant à des tiers sur le sujet faisant l'objet de la provision.

Les dotations nettes aux provisions sont classées par nature dans les rubriques du compte de résultat correspondantes.

Les autres provisions incluent notamment des provisions pour restructuration (hors frais de personnel), des provisions pour litiges, des provisions pour reversement de fonds à venir dans le cadre d'opérations de financement pour la clientèle.

Société Générale est soumise à un cadre juridique et réglementaire étendu dans les pays où elle est présente. Dans ce contexte juridique complexe, Société Générale et certains de ses représentants, anciens et actuels, peuvent être impliqués dans diverses actions en justice, notamment des procédures civiles, administratives et pénales. La grande majorité de ces procédures s'inscrit dans le cadre de l'activité courante de Société Générale. Ces dernières années, le nombre de litiges avec des investisseurs ainsi que le nombre de procédures réglementaires intentées contre des intermédiaires financiers comme les banques et les conseillers en investissement ont augmenté, en partie en raison d'un contexte financier difficile.

Il est par nature difficile de prévoir le dénouement des litiges, des procédures réglementaires et des actes impliquant Société Générale, en particulier si ceux-ci sont initiés par diverses catégories de plaignants, si le montant des demandes de dommages-intérêts n'est pas précisé, ou est indéterminé, ou encore s'il s'agit d'une procédure sans précédent.

Lors de la préparation de ses états financiers, Société Générale procède à l'estimation des conséquences des procédures légales, réglementaires ou d'arbitrage dans lesquelles elle est impliquée. Une provision est enregistrée lorsque des pertes liées à ces procédures deviennent probables et que leur montant peut être estimé de manière fiable.

Pour évaluer les probabilités de pertes et le montant de ces dernières, et ainsi déterminer le montant des provisions pour litiges à comptabiliser, le recours à des estimations est important. La Direction réalise ces estimations en exerçant son jugement et en prenant en considération toutes les informations disponibles à la date d'établissement des comptes. Société Générale prend notamment en compte la nature du litige, les faits sous-jacents, les procédures en cours et les décisions de justice déjà intervenues, mais également son expérience et l'expérience d'autres entreprises confrontées à des cas similaires (sous réserve pour Société Générale d'en avoir connaissance), ainsi que, le cas échéant, l'avis et les rapports d'experts et de conseillers juridiques indépendants.

Société Générale procède chaque trimestre à un examen détaillé des litiges en cours présentant un risque significatif. La description de ces litiges est présentée dans la Note 8 *Informations sur les risques et litiges*.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 7.4 Emplois et ressources opérationnels ventilés selon la durée restant à courir

(En M EUR)	Durées restant à courir au 31 décembre 2019					Total
	Moins de 3 mois	3 mois à 1 an	1 à 5 ans	Plus de 5 ans	Éliminations des opérations entre le siège et les succursales étrangères	
Emplois						
Créances sur les établissements de crédit	182 893	52 159	71 831	28 149	(163 801)	171 231
Opérations avec la clientèle	194 595	54 900	137 435	94 575	(9)	481 496
Obligations et autres titres à revenu fixe						
Titres de transaction	16 469	46 929	3 707	2 710	-	69 815
Titres de placement	2 559	11 355	47	181	-	14 142
Titres d'investissement	4	995	10 200	25 523	-	36 722
TOTAL	396 520	166 338	223 220	151 138	(163 810)	773 406
Ressources						
Dettes envers les établissements de crédit	225 855	58 851	83 808	49 740	(162 648)	255 606
Opérations avec la clientèle	342 074	45 305	58 455	50 402	(1 152)	495 084
Dettes représentées par un titre	15 986	23 254	49 133	28 329	-	116 702
TOTAL	583 915	127 410	191 396	128 471	(163 800)	867 392

NOTE 7.5 Opérations en devises**PRINCIPES COMPTABLES**

Les profits et pertes de change résultant des opérations courantes conclues en devises étrangères sont comptabilisés dans le compte de résultat. Les opérations de change à terme dites sèches ou effectuées en couverture d'autres opérations de change à terme sont évaluées selon le cours de change à terme restant à courir de la devise concernée. Les positions de change au comptant et les autres opérations à terme sont évaluées mensuellement selon les cours de change officiels au comptant de fin de période. Les différences de réévaluation ainsi dégagées sont enregistrées régulièrement dans le compte de résultat. Par ailleurs, les reports et déports, liés aux opérations de change à terme couvertes, sont parallèlement rapportés au compte de résultat de manière linéaire sur la période restant à courir jusqu'à l'échéance de ces opérations.

(En M EUR)	31.12.2019				31.12.2018			
	Actif	Passif	Devises à recevoir	Devises à livrer	Actif	Passif	Devises à recevoir	Devises à livrer
EUR	613 314	615 161	299 729	284 788	590 757	617 439	356 411	335 016
USD	461 677	459 371	558 578	540 720	456 555	429 199	673 967	654 999
GBP	73 431	74 322	155 699	149 869	58 509	58 728	161 289	152 706
JPY	85 313	84 363	59 668	110 365	83 732	83 159	79 386	137 679
Autres devises	93 960	94 478	261 501	244 470	97 149	98 177	313 920	293 286
TOTAL	1 327 695	1 327 695	1 335 175	1 330 212	1 286 702	1 286 702	1 584 973	1 573 686

NOTE 7.6 Implantations dans les états ou territoires non coopératifs

Société Générale a défini depuis 2003 des règles internes strictes afin d'éviter tout développement d'implantations dans les pays qualifiés de paradis fiscaux non coopératifs par l'OCDE. Toute implantation, ou tout développement d'activités nouvelles, dans les implantations existantes ne peut être autorisée que par décision de la Direction générale après avis du Secrétariat général et de la Direction des risques.

Depuis 2010, Société Générale a décidé de fermer, et a mis en œuvre les démarches nécessaires pour fermer toutes les implantations du Groupe dans des États ou territoires jugés non coopératifs par la France et dont la liste a été mise à jour par l'arrêté ministériel du 8 avril 2016 (publié au JO du 10 avril 2016).

En 2019, Société Générale ne détenait, directement ou indirectement, aucune implantation en activité dans les États et territoires concernés.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 7.7 Tableau des filiales et participations

2019

(en milliers d'euros ou d'unités locales)

Sociétés/Siège social ou établissement	Activités/Pôles	Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)
I - RENSEIGNEMENTS DÉTAILLÉS CONCERNANT LES PARTICIPATIONS DONT LA VALEUR D'INVENTAIRE EXCÈDE 1 % DU CAPITAL DE LA SOCIÉTÉ GÉNÉRALE				
A) Filiales (plus de 50 % du capital détenu par la Société Générale)				
SG AMERICAS SECURITIES HOLDINGS, LLC	Courtage			
C/O The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801 Wilmington - Delaware - USA	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	USD 1 430 976	1 108 961	100,00
SG FINANCIAL SERVICES HOLDING	Société de portefeuille			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors Pôles	EUR 1 641 835	212 764	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INTERNATIONAL LIMITED	Courtage et compensation			
10 Bishops square - London E1 6EG - Royaume-Uni	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	GBP 1 150 000	220 259	100,00
GENEFINANCE	Société de portefeuille			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors Pôles	EUR 1 000 000	236 648	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES SPA	Établissement de crédit			
Via Benigno Crespi, 19 A - 20159 Milan - Italie	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR 111 309	197 187	100,00
SG KLEINWORT HAMBROS LIMITED	Gestion privée			
St Jame's Square, SW1Y 4JU - Londres - Royaume-Uni	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	GBP 466 651	101 843	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE REAL ESTATE	Société foncière et de financement immobilier			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Banque de détail en France	EUR 327 112	34 138	100,00
SOGEMARCHE	Société foncière			
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Hors Pôles	EUR 500 000	(24 743)	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES JAPAN LIMITED	Courtage			
1-1, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japon	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	JPY 35 765 000	35 097 000	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (CHINA) LIMITED	Banque de détail à l'étranger			
Taikang International Tower 18th floor, 2, Wudinghou Street, Xicheng District - 100033 Beijing - Chine	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	CNY 4 000 000	(260 581)	100,00
FIDITALIA SPA	Crédit à la consommation			
Via Guglielmo Silva n° 34 - 20149 Milan - Italie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	EUR 130 000	178 223	100,00
SALINGER S.A.	Société de portefeuille			
15 avenue Émile Reuter L2420 Luxembourg LUXEMBOURG	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR 100	315 089	100,00
BANCO SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BRASIL S/A	Banque d'investissement			
Avenida Paulista, 2300 - Cerqueira Cesar - São Paulo - SP CEP 01310-300 - Brésil	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	BRL 2 956 929	(1 511 149)	100,00

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux retenus dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de Reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales bancaires et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

ÉTATS FINANCIERS **6**
NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2019

Valeur comptable des titres détenus		Prêts et avances consentis par la société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avais donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) an18	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) an18	Dividendes encaissés par la société au cours de l'exercice (en EUR)	Observations Écart de réévaluation
Brute (EUR)	Nette (EUR)						
3 007 012	3 007 012	1 014 777	0	551 724	(14 835)	0	1 EUR = 1,1234 USD
2 136 144	2 136 144	2 250 148	0	190 386	210 311	1 425 593	
1 621 849	1 558 196	4 880 349	1 233 342	239 723	96 155	0	1 EUR = 0,8508 GBP
1 076 025	1 076 025	1 895	0	39 440	265 582	301 000	
745 062	619 377	0	0	146 566	29 204	19 995	
617 040	617 040	0	0	171 955	13 016	52 128	1 EUR = 0,8508 GBP
586 505	586 505	0	0	255	35 713	50 379	
500 000	500 000	0	0	24 994	1 015	0	
619 023	499 477	0	515	18 905 000	2 244 000	23 796	1 EUR = 121,94 JPY
419 341	397 242	431 469	0	463 943	142 977	0	1 EUR = 7,8205 CNY
335 169	335 169	4 281 550	0	224 445	61 289	0	
315 184	315 184	0	0	(24)	(29)	0	
935 308	257 187	0	21 875	244 905	38 379	0	1 EUR = 4,5157 BRL

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2019

(en milliers d'euros ou unités locales)

Sociétés/Siège social ou établissement	Activités/Pôles		Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)
SOGECAMPUS	Société foncière				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Hors Pôles	EUR	241 284	37 222	100,00
LYXOR ASSET MANAGEMENT	Gestion mobilière alternative				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR	161 106	26 295	100,00
GENEGIS I	Immobilier d'exploitation				
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors Pôles	EUR	192 900	14 764	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ALGÉRIE	Banque de détail à l'étranger				
Résidence EL KERMA - 15105 Gué de Constantine - Wilaya d'Alger - Algérie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	DZD	20 000 000	25 406 230	100,00
SG SECURITIES KOREA CO, LTD.	Business consulting				
24th Floor, D1 D-Tower, 17 Jong-ro 3-gil, Jongno-gu - Seoul - Corée du sud	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	KRW	205 500 000	96 814 843	100,00
COMPAGNIE FONCIERE DE LA MEDITERRANEE (CFM)	Immobilier d'exploitation				
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors Pôles	EUR	76 627	2 461	100,00
SG AMERICAS, INC.	Banque d'investissement				
C/O The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801 Wilmington - Delaware - USA	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	USD	0	445 321	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL CANADA Inc	Courtage				
1501 Avenue McGill College - Suite 1800 H3A 3M8 - Montréal - Canada	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	CAD	150 000	62 451	100,00
SOCIÉTÉ IMMOBILIÈRE DU 29 BOULEVARD HAUSSMANN	Immobilier d'exploitation				
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors Pôles	EUR	90 030	192 950	100,00
ORPAVIMOB	Société foncière et de financement immobilier				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR	79 253	5 714	100,00
SG SECURITIES (SINGAPORE) PTE. LTD.	Courtage				
8 Marina Boulevard - #12-01 - Marina Bay financial Centre Tower 1 - 018981 - Singapore - Singapour	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	SGD	99 156	9 857	100,00
SG FACTORING SPA	Factoring				
Via Trivulzio, 7 - 20146 Milan - Italie	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR	11 801	29 481	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES AUSTRALIA PTY LTD.	Courtage sur les marchés actions				
Level 25 - 400 George Street - Sydney - NSW 2000 - Australie	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	AUD	100 000	(32 588)	100,00
TREEZOR	Établissement de monnaie électronique				
41 rue de Prony 75017 Paris - France	Hors Pôles	EUR	3 200	7 275	100,00
SG AUSTRALIA HOLDINGS LTD.	Société de portefeuille				
Level 25, 1-7 bligh street - Sydney, NSW 2000 - Australie	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	AUD	19 500	3 332	100,00

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux retenus dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de Reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales bancaires et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

ÉTATS FINANCIERS **6**
 NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2019							
Valeur comptable des titres détenus		Prêts et avances consentis par la société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avais donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) 2019/20	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) 2019	Dividendes encaissés par la société au cours de l'exercice (en EUR)	Observations Écart de réévaluation
Brute (EUR)	Nette (EUR)						
241 284	241 284	122 500	0	23 619	3 008	1 255	
217 348	217 348	0	0	112 228	10 923	13 187	
196 061	196 061	30 615	0	214 204	(283)	0	
185 439	185 439	0	77 157	24 742 672	5 270 471	107 326	1 EUR = 133,8488 DZD
158 676	158 676	0	0	110 784 608	45 081 598	0	1 EUR = 1 296,28 KRW
155 837	155 837	0	0	753	1 775	1 383	Capital = 1 USD
1 612 723	105 256	0	0	8 888	1 185	0	1 EUR = 1,1234 USD
102 181	102 181	0	0	41 799	4 059	5 969	1 EUR = 1,4598 CAD
89 992	89 992	0	0	7 567	14 926	4 051	
79 253	79 253	0	0	18 877	3 786	3 276	
96 238	75 170	0	0	47 543	24 053	14 423	1 EUR = 1,5111 SGD
46 100	46 100	741 212	1 269 400	10 457	3 271	3 754	
62 745	40 118	100 031	128 165	20 051	(3 584)	0	1 EUR = 1,5995 AUD
35 566	35 566	865	12 729	5 336	(1 079)	0	
12 154	12 154	0	0	6 686	4 675	0	1 EUR = 1,5995 AUD

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2019

(en milliers d'euros ou unités locales)

Sociétés/Siège social ou établissement	Activités/Pôles	Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)	
SG SECURITIES ASIA INTERNATIONAL HOLDINGS LTD. (HONG-KONG)	Banque d'investissement				
Level 38 - Three Pacific Place 1 Queen's Road - East Hong-Kong - Hong Kong	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	USD	154 991	243 972	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE EQUIPMENT FINANCE SA	Société de portefeuille				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	EUR	750 355	3 113	100,00
CRÉDIT DU NORD	Banque de détail France métropolitaine				
28, place Rihour - 59800 Lille - France	Banque de détail en France	EUR	890 263	1 959 049	100,00
DESCARTES TRADING	Négociation pour compte propre				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR	377 000	(18 963)	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SFH	Établissement de crédit				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR	375 000	190 078	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE IMMOBEL	Société foncière				
11, rue des Colonies - 1000 Bruxelles - Belgique	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR	25 062	2 501	100,00
BOURSORAMA SA	Courtage en ligne				
44, rue Traversière 92100 Boulogne-Billancourt - France	Banque de détail en France	EUR	37 848	486 169	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SCF	Société de Crédit Foncier				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR	150 000	103 738	100,00
VALMINVEST	Immobilier d'exploitation				
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors Pôles	EUR	248 877	11 710	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES HOLDING	Société de portefeuille				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR	12 487	(421)	100,00
ROSBANK	Banque de détail à l'étranger				
34, Masha Poryvaeva Street 107078 - Moscou - Russie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	RUB	17 586 914	121 498 771	99,95
SOCIETE DE LA RUE EDOUARD VII	Immobilier d'exploitation				
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors Pôles	EUR	11 396	874	99,91
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INVESTMENTS (U.K.) LIMITED	Banque d'investissement				
SG House, 41 Tower Hill, EC3N 4SG - Londres - Royaume-Uni	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	GBP	157 815	103 281	98,96
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE MAURITANIE	Banque de détail à l'étranger				
Îlot A, n° 652 Nouakchott - Mauritanie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	MRU	600 000	1 229 976	95,50
ALD	Location et financement automobile				
1-3, rue Eugène et Armand Peugeot - Le Corosa - 92500 - France	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	EUR	606 155	704 748	79,82

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux retenus dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de Reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales bancaires et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

ÉTATS FINANCIERS
NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

6

2019							
Valeur comptable des titres détenus		Prêts et avances consentis par la société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avais donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) millions	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) millions	Dividendes encaissés par la société au cours de l'exercice (en EUR)	Observations Écart de réévaluation
Brute (EUR)	Nette (EUR)						
146 513	146 513	266 031	0	439 693	130 232	191 633	1 EUR = 1,1234 USD
754 201	754 201	65 110	0	17 994	(30 255)	54 624	
1 410 256	1 410 256	13 441 530	80 000	894 814	188 417	340 525	
376 987	376 987	62 000	0	30 601	(5 637)	0	
375 000	375 000	36 000 000	41 041 488	397 415	34 893	0	
25 061	25 061	0	0	2 796	1 864	85 799	
848 865	848 865	5 099 591	0	152 052	(54 625)	0	
150 000	150 000	8 260 000	11 580 186	15 183	2 536	0	
249 427	249 427	0	0	502	2 739	2 702	
237 555	12 066	250	0	0	572	0	
3 789 177	2 594 370	658 495	58 866	55 122 846	12 544 822	0	1 EUR = 69,9563 RUB
59 612	23 137	0	0	0	169	108	
194 817	194 817	0	0	11 694	7 516	14 553	1 EUR = 0,8508 GBP
20 361	20 361	0	102 391	856 000	240 430	0	1 EUR = 42,26815 MRU
1 156 422	1 156 422	175 000	0	96 457	444 820	187 075	

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2019

(en milliers d'euros ou unités locales)

Sociétés/Siège social ou établissement	Activités/Pôles		Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)
BANQUE DE POLYNÉSIE	Banque de détail				
355, bd Pomaré, BP 530, 98713 Papeete - Tahiti - Polynésie française	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	XPF	1 380 000	7 225 260	72,10
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE BANQUES EN CÔTE D'IVOIRE	Banque de détail à l'étranger				
5 & 7, avenue J. Anoma, 01 BP 1355 - Abidjan 01 - Côte d'Ivoire	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	XOF	15 555 555	142 452 195	71,84
BANCO SOCIÉTÉ GÉNÉRALE MOÇAMBIQUE SA	Banque de détail à l'étranger				
Av. Julius Nyerere n° 140, 1568 - Maputo - Mozambique	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	MZN	2 397 200	1 622 522	65,00
KOMERCNI BANKA A.S.	Banque de détail à l'étranger				
Na Příkopě 33 - Building Register number 969 - 114 07 Praha 1 - République tchèque	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	CZK	19 004 926	70 263 023	60,35
BRD - GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE	Banque de détail à l'étranger				
B-dul Ion Mihalache nr. 1-7 Sector 1 - Bucarest - Roumanie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	RON	696 902	5 514 951	60,17
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAMEROUN	Banque de détail à l'étranger				
78 Avenue Joss, BP 4042 - Douala - Cameroun	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	XAF	12 500 000	49 546 043	58,08
GENEFIM	Crédit-bail immobilier				
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Banque de détail en France	EUR	72 779	29 155	57,62
SG MAROCAINE DE BANQUES	Banque de détail à l'étranger				
55, boulevard Abdelmoumen - Casablanca - Maroc	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	MAD	2 050 000	8 407 048	57,59
UNION INTERNATIONALE DE BANQUES	Banque de détail à l'étranger				
65, avenue Habib Bourguiba - 1000A Tunis - Tunisie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	TND	172 800	254 854	52,34
B) Participations (10 à 50 % du capital détenu par la Société Générale)					
TRANSACTIS	Domaine Paiement				
Tour Europe - La Défense II 33, place des corolles 92400 Courbevoie - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR	23 148	18	50,00
GENEO CAPITAL ENTREPRENEUR	Société de portefeuille				
14, boulevard du Général Leclerc 92200 Neuilly-sur-Seine - France	Banque de détail en France	EUR	156 640	(2 898)	40,54
SA SOGEPARTICIPATIONS	Société de portefeuille				
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors Pôles	EUR	411 267	306 814	24,58
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CALÉDONIENNE DE BANQUE	Banque de détail				
44, rue de l'Alma BP G2 98848 Nouméa Cedex - Nouvelle Calédonie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	XPF	1 068 375	13 451 639	20,60

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux retenus dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de Reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales bancaires et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

ÉTATS FINANCIERS
NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

6

2019							
Valeur comptable des titres détenus		Prêts et avances consentis par la société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avais donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) 2019/20	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) 2019	Dividendes encaissés par la société au cours de l'exercice (en EUR)	Observations Écart de réévaluation
Brute (EUR)	Nette (EUR)						
12 397	12 397	0	122 677	5 489 089	810 053	6 634	1 EUR = 119,33174 XPF
30 504	30 504	143 816	39 820	144 297 827	45 322 318	7 019	1 EUR = 655,957 XAF
30 352	17 430	1 200	14 979	765 925	6 902	0	1 EUR = 69,04645 MZN
1 372 707	1 372 707	1 509 544	345 758	31 840 199	15 283 484	226 832	1 EUR = 25,408 CZK
220 608	220 608	21 887	210 128	3 167 905	1 527 592	144 456	1 EUR = 4,783 RON
16 940	16 940	35 848	8 638	74 849 196	12 134 952	7 609	1 EUR = 655,957 XAF
89 846	89 846	2 488 535	0	41 428	7 215	11 297	
144 377	144 377	0	0	4 655 016	1 134 101	16 711	1 EUR = 10,7453 MAD
153 211	153 211	12 580	109 498	424 513	128 999	3 555	1 EUR = 3,17975 TND
11 574	11 574	39 397	0	129 063	43	0	
30 000	30 000	0	0	0	(2 898)	0	
234 000	234 000	385 000	0	389 792	395 437	77 579	
16 266	16 266	143 047	77 000	9 352 821	2 360 311	4 308	1 EUR = 119,33174 XPF

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2019

(en milliers d'euros ou unités locales)

Sociétés/Siège social ou établissement	Activités/Pôles		Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)
CAISSE DE REFINANCEMENT DE L'HABITAT	Refinancement prêts au logement				
3, rue de la Boétie - 75008 Paris - France	Hors Pôles	EUR	539 995	22 598	17,09
CRÉDIT LOGEMENT	Établissement de crédit				
50, boulevard Sébastopol - 75003 Paris - France	Hors Pôles	EUR	1 259 850	202 753	13,50

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux retenus dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de Reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales bancaires et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2019

Valeur comptable des titres détenus		Prêts et avances consentis par la société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avais donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) euros	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) euros	Dividendes encaissés par la société au cours de l'exercice (en EUR)	Observations Écart de réévaluation
Brute (EUR)	Nette (EUR)						
114 322	114 322	0	0	925 741	0	0	
171 037	171 037	252 424	0	276 669	103 407	33 287	

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

Tableau des filiales et participations (suite)

(en milliers d'euros)	Valeur comptable des titres détenus		Montant des prêts et avances consentis et non remboursés	Montant des cautions et avals donnés par la société	Dividendes encaissés au cours de l'exercice		Observations
	Brute (EUR)	Nette (EUR)					
II - RENSEIGNEMENTS GLOBAUX CONCERNANT LES AUTRES FILIALES ET PARTICIPATIONS							
A) Filiales non reprises au paragraphe 1 :							
1°) Filiales françaises	68 931	64 479	13 220 648	0	47 692	Écart rééval :	0
2°) Filiales étrangères	378 368	98 656	317 010	42 731	37 253	Écart rééval :	1 447
B) Participations non reprises au paragraphe 1 :							
1°) Dans les sociétés françaises	7 810	5 430	600	0	301	Écart rééval :	0
2°) Dans les sociétés étrangères	9 794	9 794	7 622	0	0	Écart rééval :	0

NOTE 8 INFORMATION SUR LES RISQUES ET LITIGES

Société Générale procède chaque trimestre à un examen détaillé des litiges présentant un risque significatif. Ces litiges peuvent donner lieu à l'enregistrement de provisions s'il s'avère probable ou certain que leur règlement donnera lieu à une sortie de ressources au bénéfice d'un tiers sans contrepartie au moins équivalente attendue de celui-ci. Ces provisions pour litiges sont classées parmi les « Autres provisions pour risques et charges » au sein du poste « Provisions » au passif du bilan.

Aucune information détaillée n'est fournie sur la constitution éventuelle de provisions individuelles ni sur le montant de ces dernières dans la mesure où une telle communication serait de nature à porter préjudice à la résolution des litiges concernés.

- Le 24 octobre 2012, la Cour d'appel de Paris a confirmé la décision rendue le 5 octobre 2010 par le tribunal correctionnel de Paris déclarant J. Kerviel coupable d'abus de confiance, d'introduction frauduleuse de données dans un système informatique, de faux et d'usage de faux et le condamnant à cinq ans d'emprisonnement dont deux avec sursis ainsi qu'au versement de 4,9 milliards d'euros à titre de dommages-intérêts à Société Générale. Le 19 mars 2014, la Cour de cassation a confirmé la responsabilité pénale de J. Kerviel. L'arrêt de la Cour de cassation clôture ainsi ce dossier sur le plan pénal. Sur le plan civil, la Cour d'appel de Versailles a rejeté le 23 septembre 2016 la demande d'expertise de J. Kerviel et a confirmé ainsi le montant de la perte nette comptable de 4,9 milliards d'euros de la Banque résultant des agissements frauduleux de J. Kerviel. Elle a également déclaré J. Kerviel partiellement responsable du préjudice causé à Société Générale et l'a condamné à payer à Société Générale 1 million d'euros. Société Générale et J. Kerviel n'ont pas formé de pourvoi en cassation. Société Générale considère que cette décision est sans effet sur sa situation fiscale. Toutefois, comme indiqué par le ministre de l'Économie et des Finances dès septembre 2016, l'administration fiscale a examiné les conséquences fiscales de cette perte comptable et a indiqué qu'elle envisageait de remettre en cause la déductibilité de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel à hauteur de 4,9 milliards d'euros. Cette proposition de rectification est sans effet immédiat et devra éventuellement être confirmée par une notification de redressement adressée par l'administration lorsque Société Générale sera en situation d'imputer les déficits reportables issus de la perte sur son résultat imposable. Une telle situation ne se produira pas avant plusieurs années selon les prévisions de la Banque. Au regard de l'avis du Conseil d'État de 2011 et de sa jurisprudence constante confirmée récemment encore en ce sens, Société Générale considère qu'il n'y a pas lieu de provisionner les impôts différés actifs correspondants. Dans l'hypothèse où l'administration déciderait le moment venu de confirmer sa position actuelle, Société Générale ne manquerait pas de faire valoir ses droits devant les juridictions compétentes. Par décision du 20 septembre 2018, la Commission d'instruction de la Cour de révision et de réexamen des condamnations pénales a par ailleurs déclaré irrecevable la requête en révision déposée en mai 2015 par J. Kerviel à l'encontre de sa condamnation pénale confirmant ainsi l'absence de tout élément ou fait nouveau susceptible de justifier une réouverture du dossier pénal.
- Entre 2003 et 2008, Société Générale a conclu des contrats de consignation d'or avec le groupe turc Goldas. En février 2008, Société Générale a été alertée sur un risque de fraude et de détournement des stocks d'or détenus par Goldas. Ces soupçons ont été rapidement confirmés par la non-restitution et le non-paiement de l'or, d'une valeur de 466,4 millions d'euros. Société Générale a engagé des actions civiles contre ses assureurs et contre plusieurs entités du groupe Goldas. Goldas a, de son côté, introduit des actions judiciaires en Turquie et au Royaume-Uni contre Société Générale. Dans l'action intentée par Société Générale contre Goldas au Royaume-Uni, Goldas a sollicité son rejet sans

examen au fond (*strike out*) et a formé à titre reconventionnel une demande de dommages-intérêts. Le 3 avril 2017, le tribunal anglais a fait droit aux deux demandes de Goldas. Le 15 mai 2018, la Cour d'appel de Londres a rejeté, dans sa totalité, la demande de dommages-intérêts accordée par la High Court de Londres à Goldas mais a rejeté les arguments de Société Générale relatifs à la validité des significations des actions judiciaires engagées contre les entités du groupe Goldas, lesquelles demeurent donc prescrites.

Le 18 décembre 2018, la Cour Suprême a refusé à Société Générale et à Goldas l'autorisation de se pourvoir contre l'arrêt rendu par la Cour d'appel, qui est donc devenu définitif. Le 16 février 2017, Société Générale a, par ailleurs, été déboutée par le tribunal de commerce de Paris de ses demandes contre ses assureurs. Société Générale a interjeté appel de ce jugement.

- Au début des années 2000, la profession bancaire a adopté, en France, le principe du passage à la compensation électronique des chèques afin d'en rationaliser le traitement. Pour accompagner cette réforme (connue sous le nom d'EIC pour « Échange d'Images Chèques ») qui a contribué à la sécurisation du traitement des paiements par chèque et à la lutte contre la fraude, les banques ont créé plusieurs commissions interbancaires (dont la CEIC qui a été abandonnée en 2007). Ces commissions ont été décidées sous l'égide des autorités de tutelle du secteur, les pouvoirs publics étant tenus informés.

Le 20 septembre 2010, après plusieurs années d'instruction, l'Autorité française de la concurrence a considéré que la mise en place et la fixation en commun du montant de la CEIC et de deux autres commissions pour services connexes étaient contraires au droit de la concurrence. Elle a condamné l'ensemble des banques ayant participé à la mise en place de ces commissions (Banque de France comprise) à un montant total d'environ 385 millions d'euros d'amendes. Société Générale a été sanctionnée à hauteur de 53,5 millions d'euros, Crédit du Nord, sa filiale, à hauteur de 7 millions d'euros. Dans son arrêt du 23 février 2012, la Cour d'appel, saisie par l'ensemble des banques concernées à l'exception de la Banque de France, a conclu à l'absence d'infraction au droit de la concurrence, permettant aux banques d'obtenir le remboursement des amendes qu'elles avaient payées. Le 14 avril 2015, la Cour de cassation a cassé et annulé l'arrêt de la Cour d'appel au motif que cette dernière n'avait pas examiné les arguments de deux intervenants volontaires. L'affaire a été renvoyée devant la Cour d'appel de Paris, dont l'audience s'est tenue les 3 et 4 novembre 2016. Par un arrêt du 21 décembre 2017, la Cour d'appel de renvoi a confirmé les sanctions prononcées par l'Autorité française de la concurrence à l'encontre de Société Générale et Crédit du Nord. Le 22 janvier 2018, Société Générale et Crédit du Nord se sont pourvus en cassation contre cet arrêt. La procédure est toujours en cours.

- Nonobstant les accords transactionnels conclus avec les autorités américaines relatifs à certains taux du *London Interbank Offered Rates* et à l'*Euro Interbank Offered Rate* (« dossier IBOR »), la Banque continue de se défendre dans le cadre de procédures civiles aux États-Unis (telles que décrites ci-dessous) et a répondu à des demandes d'informations reçues d'autres autorités, notamment des procureurs généraux (*Attorneys General*) de divers États des États-Unis et du *Department of Financial Services* de l'État de New York (« NYDFS »).

Aux États-Unis, Société Générale, de même que d'autres institutions financières, ont été assignées dans le cadre d'actions de groupe portant sur la fixation des taux US Dollar Libor, Yen Japonais Libor et Euribor ainsi que sur des opérations portant sur des instruments financiers indexés sur ces taux. Société Générale a également été assignée dans le cadre de plusieurs actions individuelles (hors groupe) concernant le taux US Dollar Libor. Toutes ces actions sont pendantes devant la *US District Court* de Manhattan (le « Tribunal »).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

Dans la procédure relative à l'US Dollar Libor, toutes les demandes formées contre Société Générale ont été rejetées par la *District Court* ou volontairement retirées par les demandeurs, sauf deux actions collectives et une action individuelle qui ont fait l'objet d'un sursis à statuer. Certains demandeurs individuels dont les demandes ont été rejetées avaient déposé des requêtes visant à les autoriser à modifier leurs demandes afin d'ajouter ou relancer des demandes contre Société Générale, requêtes qui ont été rejetées par le Tribunal. Les demandeurs à l'action de groupe ainsi que certains demandeurs individuels ont fait appel du rejet de leurs demandes sur le fondement du droit de la concurrence devant la Cour d'appel fédérale du *Second Circuit*.

Le 13 janvier 2020, Société Générale a conclu un accord transactionnel avec les demandeurs à l'action de groupe ayant souscrit des contrats de produits dérivés liés au US Dollar Libor sur les marchés réglementés. Société Générale a accepté de verser la somme de 5,125 millions de dollars américains dans le cadre de cet accord. Cet accord est en attente d'homologation par le Tribunal.

Dans la procédure relative au Yen Japonais Libor, le Tribunal a rejeté la requête des demandeurs acheteurs d'instruments dérivés de gré à gré Euroyen. Ces derniers ont interjeté appel de cette décision devant la Cour d'appel fédérale du *Second Circuit*. Dans l'autre procédure, initiée par des acheteurs ou vendeurs de produits dérivés indexés sur l'Euroyen sur le *Chicago Mercantile Exchange* (« CME »), le Tribunal a autorisé le début de la phase de *discovery* pour certaines demandes fondées sur le *Commodity Exchange Act* (« CEA ») américain. Le 27 septembre 2019, les défendeurs ont soumis conjointement une demande de rejet, pour absence de fondement juridique, des demandes fondées sur le *Commodities Exchange Act* (CEA). Les parties sont dans l'attente d'une décision. Le 27 septembre 2019, les demandeurs ont soumis leur demande de certification de groupe. Cette demande a été suspendue dans l'attente d'une décision sur le rejet des demandes fondées sur le CEA.

Dans le cadre de la procédure relative à l'Euribor, le Tribunal a rejeté l'ensemble des demandes formées contre Société Générale dans le cadre de l'action de groupe et a rejeté la requête des demandeurs visant à déposer une assignation modifiée. Les demandeurs ont fait appel de ces décisions devant la Cour d'appel fédérale du *Second Circuit*.

En Argentine, Société Générale ainsi que d'autres institutions financières ont été assignées dans le cadre d'une action intentée par une association de consommateurs pour le compte de consommateurs argentins qui détenaient des obligations du gouvernement ou d'autres instruments dont les intérêts à payer étaient liés au US Dollar Libor. Il leur est reproché d'avoir enfreint les dispositions protectrices du droit de la consommation argentin lors de la fixation du taux US Dollar Libor. L'assignation dans ce dossier n'a pas encore été signifiée à Société Générale.

- Le 15 janvier 2019, Société Générale ainsi que d'autres institutions financières ont été visées par trois actions de groupe, depuis consolidées sur le fondement du droit de la concurrence devant la *US District Court* de Manhattan. Les demandeurs prétendent que les banques du panel contribuant à l'indice USD ICE LIBOR se seraient entendues pour soumettre des contributions à un taux artificiellement bas et tirer ainsi profit de leurs opérations sur produits dérivés liés à cet indice. Les demandeurs sollicitent la certification d'un groupe comprenant des résidents américains (personnes physiques et morales) qui auraient souscrit auprès d'un défendeur des obligations à taux variables ou des *swaps* d'intérêts à taux variable liés à l'USD ICE LIBOR dont ils auraient reçu paiement entre le 1^{er} février 2014 et aujourd'hui, indépendamment de la date d'achat de l'instrument financier. Le 30 août 2019, Société Générale a fait une demande de rejet de toutes les demandes formées à son encontre.

- Société Générale ainsi que d'autres institutions financières étaient assignées dans le cadre d'une action de groupe aux États-Unis dans laquelle il leur était reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence et le CEA relativement à des opérations de change au comptant et de commerce de dérivés. L'action avait été initiée par des personnes ou entités ayant conclu certaines transactions de gré à gré et échangé des instruments de change. Société Générale a conclu un accord transactionnel pour un montant de 18 millions de dollars américains, qui a été homologué par le tribunal le 6 août 2018. Une action de groupe distincte a également été initiée pour le compte d'acheteurs indirects. Société Générale a conclu un accord pour 975 000 dollars américains pour mettre un terme à cette procédure, lequel est en attente d'approbation préliminaire du tribunal. Le 7 novembre 2018, un groupe d'entités ayant décidé de ne pas participer à l'accord transactionnel de l'action de groupe principale ont intenté une action contre Société Générale et plusieurs autres institutions financières. Une requête visant au rejet de l'action a été déposée le 1^{er} avril 2019.

- Le 10 décembre 2012, le Conseil d'État a rendu deux décisions concluant que le précompte qui était prélevé sur les entreprises en France était contraire au droit communautaire et défini les modalités de restitution des sommes prélevées sur les entreprises par les autorités fiscales. Ces modalités ont cependant conduit à limiter fortement le droit à restitution. Société Générale a acquis en 2005, auprès de deux entreprises (Rhodia et Suez, devenue ENGIE), ce droit à restitution avec un recours limité sur les entreprises cessionnaires. L'une des décisions du Conseil d'État concerne l'entreprise Rhodia. Société Générale a fait valoir ses droits dans le cadre des différents contentieux avec l'administration devant les juridictions administratives en France. La dernière décision est un rejet d'admission des pourvois d'ENGIE et de Société Générale le 1^{er} février 2016 par le Conseil d'État.

Saisie par plusieurs entreprises françaises, la Commission européenne a considéré que les décisions rendues par le Conseil d'État le 10 décembre 2012, censées mettre en œuvre l'arrêt de la CJUE C-310/09 du 15 septembre 2011, méconnaissaient le droit communautaire. La Commission européenne a ensuite engagé une procédure d'infraction contre la République française en novembre 2014 et confirmé depuis lors sa position via la publication le 29 avril 2016 d'un avis motivé et la saisine le 8 décembre 2016 de la Cour de Justice de l'Union européenne. La Cour de Luxembourg a rendu son arrêt le 4 octobre 2018 et a condamné la France pour manquement du Conseil d'État quant à la non prise en compte de l'impôt des sous-filiales UE afin de gager le précompte acquitté à tort ainsi que sur l'absence de question préjudicielle. S'agissant de la mise en œuvre pratique de la décision, Société Générale fera valoir ses droits auprès des juridictions compétentes et de l'administration fiscale dont elle attend un traitement diligent et conforme au droit.

- Société Générale, ainsi que d'autres institutions financières, ont été assignées dans le cadre d'une action de groupe dans laquelle il leur est reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence et CEA s'agissant de son implication sur le marché de Londres de fixation du prix de l'or. L'action a été initiée pour le compte de personnes ou entités ayant vendu de l'or physique, ayant vendu des contrats de futures indexés sur l'or sur le CME, vendu des ETF sur l'or, vendu des options d'achat d'or négociées sur le CME, acheté des options de vente d'or négociées sur le CME, vendu de l'or de gré à gré ou des contrats à terme ou des options d'achat d'or, ou acheté de gré à gré des options de vente d'or. L'action est pendante devant la *US District Court* de Manhattan. Des requêtes sollicitant le rejet de ces demandes ont été rejetées par décision du 4 octobre 2016 et la *discovery* est maintenant en cours. Société Générale et d'autres institutions financières ont également été assignées dans le cadre de deux actions de groupe au Canada (devant la Cour Supérieure d'Ontario à Toronto et la Cour Supérieure du Québec dans la ville de Québec) pour des demandes similaires.

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

6

- Depuis août 2015, d'anciens et actuels employés de Société Générale sont visés par plusieurs enquêtes conduites par les autorités fiscales et pénales allemandes. Ces enquêtes sont relatives à l'administration d'un fonds et à leurs prétendues participations, pour compte propre ou pour le compte de clients, à de possibles schémas de fraude fiscale sur dividendes d'actions allemandes à l'occasion de transaction sur titres dites « CumEx ». Société Générale répond aux demandes des autorités allemandes.
- Société Générale est assignée dans le cadre d'une action devant la *US Bankruptcy Court* de Manhattan initiée par le *Trustee* nommé dans le cadre de la liquidation de la société de *Bernard L. Madoff Investment Securities LLC* (« BLMIS »). L'action est identique à celles initiées par le *Trustee* de BLMIS à l'encontre de nombreuses institutions et sollicite le recouvrement de montants prétendument reçus indirectement de BLMIS par Société Générale, par le truchement de « fonds nourriciers » qui avaient investi dans BLMIS et desquels Société Générale avait reçu des remboursements. Le demandeur prétend que les montants reçus par Société Générale sont recouvrables sur le fondement du *US Bankruptcy Code* et de la loi de l'État de New York. Le *Trustee* de BLMIS tente de recouvrer un montant agrégé d'environ 150 millions de dollars américains auprès de Société Générale. Celle-ci se défend dans le cadre de cette action. Par décisions rendues les 22 novembre 2016 et 3 octobre 2018, le

Tribunal a rejeté la plupart des demandes initiées par le *Trustee* de BLMIS, qui a interjeté appel devant la Cour d'appel fédérale du *Second Circuit*. Par décision du 25 février 2019, la Cour d'appel a invalidé les jugements et a renvoyé les affaires pour qu'elles soient jugées en première instance. Par décision du 23 avril 2019, la Cour d'appel a suspendu ces renvois dans l'attente du sort de la requête en révision (*petition for review*) qui a été déposée par les défendeurs devant la Cour Suprême des États-Unis.

- Le 10 juillet 2019, Société Générale a été assignée dans le cadre d'une action initiée devant la *US District Court* à Miami par des demandeurs sur le fondement de la Loi *Cuban Liberty and Democracy Solidarity (Libertad)* de 1996 (connue sous le nom de *Helms-Burton Act*) pour de prétendues pertes résultant de l'expropriation par le gouvernement cubain en 1960 de Banco Nunez dans laquelle ils auraient prétendument eu un intérêt. Les demandeurs sollicitent des dommages-intérêts de la part de Société Générale sur le fondement de cette loi. Le 24 septembre 2019, les demandeurs ont modifié leur assignation, dans laquelle ils ont ajouté trois autres banques défenderesses et formé de nouvelles allégations factuelles. Société Générale a soumis une demande de rejet de cette assignation modifiée. L'échange de conclusions sur ce point a pris fin le 10 janvier 2020.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」を参照のこと。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

2020年1月21日、当グループは、環境、製造およびヘルスケア分野を専門とした設備ファイナンスを提供する大手企業であるITLを、子会社のフランファイナンスを通じて取得する契約を発表した。かかる取引は競争当局からの承認を条件とする。

2020年3月2日、当グループは、ソシエテ・ジェネラル バンク オ アンティルのプロモントリアMMBへの売却を完了した。

2020年3月2日、当グループは南アフリカにおけるソシエテ・ジェネラルのカストディ、預託および清算業務のアブサへの売却を完了した。

2020年3月31日付の取締役会会議

取締役会は、コロナウイルス（COVID-19）危機の継続中、かつ「少なくとも2020年10月初旬」まで、2019年度および2020年度に係る配当金の支払いを行わないよう銀行に対し求める欧州中央銀行（ECB）からの要請について審議した。

決議の結果、2020年5月19日の年次株主総会は維持されることとなったが、2019年度に係る配当金については、その一切の支払いが中止されることとなった。配当金の支払いに関する決定が10月初旬よりも前に行われることは、ECBの意図するところではない。しかしながら、かかる期限は、年間配当の支払いを遅くとも9月30日までに行うよう定めるフランス法に抵触している。

取締役会は、2020年度下半期に株主還元に関するガイドラインを提案することを予定している。かかるガイドラインには、2020年度に係る中間配当の支払いまたは準備金の分配という形による特別配当の支払い（後者は株主総会の開催を要する。）が盛り込まれる可能性がある。

これらの決定は、AT1社債の利息の支払いには一切影響を及ぼさない。

COVID-19のパンデミックの重大性および収束時期に関する不確実性を踏まえ、現在当グループは、潜在的シナリオおよび当該シナリオが当グループの業績に及ぼす影響、ならびに採りうる対応策について分析を行っている。AMFの勧告に従い、また、前述の分析が結論に至るまでの間、当グループは、2020年2月6日に2019年度年次決算発表において掲げた2020年度業績目標を一時中止するものとする。

当グループは、その貸借対照表の堅実性（12月31日現在、普通株式等Tier1比率は13.2%（2019年度配当準備金の戻入れ額 54ベースス ポイントを含む。）であり、これは自己資本要件を約410ベースス ポイント上回るバッファーをもたらしている^(*)。）とその流動性ポジション（2020年2月末現在のLCR比率は150%）を強調する。当グループは、厳格かつ実績のあるリスク管理によって地理的および部門的に高度に多角化された質の高い貸出ポートフォリオの恩恵を受けている。当グループは、その顧客の支援、フランチャイズの開発および当グループの活動の生産性向上に引き続き全力を尽くしていく。

COVID-19による健康危機が進展する中、当グループのあらゆるチームを保護し、顧客に可能な限り最善の支援を提供することが、当グループの責務である。当グループは、従業員の安全を確保しつつ、同時に事業継続性および顧客サービスの質を維持するための業務上の対策を実施している。当グループは、経済を支えるというその役割を、とりわけ健康危機により疲弊した企業のキャッシュ ポジションを強化する計画を通じて、断固全うする意向である。

(*) CRD 5 第104A条の適用およびカウンターシクリカル バッファーに関する現在までの通知考慮後。

(2) 訴訟

上記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク、(10) 訴訟」および「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注9を参照のこと。

4 【フランスと日本における会計原則および会計慣行の相違】

添付の財務諸表は、フランスにおいて連結財務諸表の作成の際に準拠することが義務付けられている欧州連合（EU）が採択した国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されている。当該会計原則は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則とはいくつかの点で相違しており、2019年12月31日現在におけるその主な相違は以下のとおりである。

(1) 財務諸表の表示

① その他の包括利益の項目の表示

2011年6月16日に国際会計基準審議会（IASB）は「その他の包括利益の項目の表示」（IAS第1号の修正）を公表し、EUは2012年6月5日にそれを採択したため、当グループは、2013年1月1日以降この修正を適用している。この修正は、その他の包括利益(OCI)の項目の首尾一貫性と明瞭性を改善するものであり、OCIに表示される項目を、その後に純損益への振替（組替調整）の可能性があるかどうかに基づいてグループ分けすることを要求している。

日本では、企業会計基準委員会（ASBJ）が2010年6月30日に企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（2013年9月13日改正）を公表し、2011年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されており、包括利益計算書の表示に関する重要な相違は解消されたが、上記のIAS第1号の修正に相当する会計基準は2019年12月31日現在公表されていない。

② 特別損益項目

また、経常損益項目以外の前期損益修正損益および固定資産売却損益等の臨時損益は、日本では損益計算書の特別損益項目として表示することが要求されているが、IAS第1号では、「収益又は費用のいかなる項目も、異常項目として純損益およびその他の包括利益を表示する計算書又は注記のいずれにも表示してはならない」と規定している。

③ 会計基準からの逸脱

IAS第1号「財務諸表の表示」の第19項および第20項では、現行の会計基準や解釈指針の規定に従うと誤解を招き、財務諸表の目的に反すると結論づける極めて稀な場合に、企業は一定の開示を条件として会計基準又は解釈指針の規定から逸脱することが認められ、もしくは逸脱する必要がある。

日本では、重要性が乏しい場合および企業規模が小さい等の場合に本来の会計処理の適用を免除できる規定は存在するが、IAS第1号のように重要性が乏しい場合等に限らず会計基準の適用を免除もしくは逸脱する必要がある旨の明文化された基準はない。

(2) 連結財務諸表

2011年5月にIASBは、3つの新基準書、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」および2つの改訂基準書、IAS第27号(2011年)「個別財務諸表」、IAS第28号(2011年)「関連会社および共同支配企業に対する投資」を公表し、従来のIAS第27号(2008年)、IAS第28号(2003年)、IAS第31号(2000年)並びに解釈基準書(SIC)第12号他を廃止した。

これらの新基準書は、連結財務諸表の表示と開示の原則の確立、共同支配の取決めの当事者の会計処理規定の改善、並びに、連結および非連結企業に関する開示の充実を目的とするものである。

EUは、2012年12月に、これらの新基準書および改訂基準書を採択し、当グループでは2014年1月1日以降開始する事業年度から適用した。

IFRS第10号「連結財務諸表」と日本の会計基準の主要な相違は、以下のとおりである。

① 連結の範囲

IFRS第10号では、他の企業を支配する企業は、連結財務諸表を作成することが要求されている。IFRS第10号は、「支配」を以下の通り定義している。

- 投資先に対するパワーを有している。
- 投資先への関与から生じるリターンの変動にさらされている、あるいは、リターンの変動に対する権利を有している。
- 投資者のリターンに影響を及ぼすために投資先に対してパワーを行使できる。

IFRSでは、支配の判定にあたっては、現在保有する議決権のほか、潜在的議決権も考慮する。

日本の会計基準でも、連結の範囲は実質支配力基準により決定されるが、議決権比率に関する具体的な数値基準が設定されている。潜在的議決権を考慮する規定はない。子会社であっても支配が一時的または、連結することにより利害関係者の判断を誤らせるおそれのある会社は連結に含めないとされている。

② 会計方針の統一

IFRS第10号では、類似の環境下で行われた類似の取引について統一した会計方針を適用することが要求されている。

日本では、2006年5月17日に公表された企業会計基準委員会実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(2015年3月26日改正)において、日本基準で作成された親会社の連結財務諸表に取込む際に認められる子会社の会計基準としては、親会社と同一の会計基準を適用することが原則であるが、在外子会社の財務諸表が、IFRSまたは米国会計基準で作成されている場合には当面の間それを認めるという取扱いが、2008年4月1日以降開始する会計年度から適用されている。

③ 子会社の決算日の統一

IFRS第10号では、連結財務諸表の作成に用いられる親会社および子会社の財務諸表は同一の日付で作成されなければならないとし、子会社の決算日が親会社の決算日と異なる場合、実務上不可能でない限り、当該子会社の財務情報を親会社の決算日と同一日付で追加的に作成しなければならない。

日本では、子会社の決算日が異なる場合、差異が3ヶ月以内であればそのまま連結することもできる。但し、差異期間中の連結会社間の重要な取引は調整する。

④ 非支配持分

IFRS第10号では、純損益およびその他の包括利益の各要素については、親会社株主と非支配持分に帰属する。包括利益総額を帰属させることで、非支配持分が借方残高になる場合であっても、親会社株主と非支配持分に帰属させる必要がある。日本ではそのような超過額は、非支配持分には帰属させず親会社の持分に負担させる。

(3) 共同支配の取決め

IFRS第11号において、共同支配の取り決めは、共同支配事業と共同支配企業の二つに分類され、それぞれ次のように会計処理することを定めている。

共同支配事業は、取決めに対する共同支配を有する当事者（共同支配事業者）が当該取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している共同支配の取決めであり、共同支配事業の資産、負債、収益、費用のうち、契約上の取決めで決定され定められた参加者の持分相当額を認識するよう要求している（比例連結とは異なる）。

共同支配企業は、取決めに対する共同支配を有する当事者（共同支配投資者）が、当該取決めの純資産に対する権利を有している共同支配の取決めであり、共同支配に対する持分は投資として認識し、IAS第28号に従って、一定の免除規定に該当する場合を除き、持分法を適用して会計処理する。従来、IAS第31号で認められていた比例連結による会計処理は廃止された。

また、共同支配事業者又は共同支配投資者は、その個別財務諸表において、共同支配事業又は共同支配企業に対する持分を、IFRS第11号またはIAS第27号に従って会計処理しなければならない。

日本では、共同支配の取決めに係る会計処理を明確に定めた会計基準はない。

(4) 企業結合、のれんおよび非支配持分

IASBは、企業結合に関する会計基準として2008年1月、IFRS第3号(改訂)「企業結合」およびIAS第27号(改訂)「連結および個別財務諸表」を公表した。なお、IAS第27号は、2011年5月に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」に置き換えられている。

企業結合に関するIFRS第3号(改訂)と日本の会計基準との主要な相違は、以下のとおりである。

① 企業結合およびのれんの会計処理

IFRS第3号では、企業結合の会計処理としてパーチェス法のみが認められている。のれんは償却されず、少なくとも年1回、減損テストを実施する必要がある。負ののれん（バーゲン・パーチェス）は、発生時に直ちに収益計上される。

日本では、2008年12月26日にIFRSへのコンバージェンス・プログラムの一環として、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」および同第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が公表されたが、この基準では、持分の結合の会計処理は共同支配企業の形成の場合にのみ適用され、共同支配企業に該当しない場合にはパーチェス法のみが適用される。またのれんは20年以内に定期的に償却することとされているが、負ののれんについてはIFRSと同様に当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理することとされている。

② 条件付対価

条件付対価については、IFRSでは、取得の対価として取得日の公正価値で当初認識し、金融商品の会計基準（IAS第32号第11項）に従って条件付対価を支払う義務を負債もしくは資本として分類する。条件付対価の公正価値の当初認識後の変動については、関連基準に従って会計処理される。日本ではその条件付対価が企業結合締結後の将来の業績に依存する場合は、その対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんまたは負ののれんを追加的に認識する。

③ 段階的に達成された企業結合

段階的に達成された企業結合(持分の段階取得)の場合、IFRSでは従前に保有していた被取得企業に対する持分を取得日の公正価値により再評価し、評価差額を損益としてあるいはその他の包括利益として認識する。日本でも同様に支配獲得日前に保有していた被取得企業に対する持分を企業結合日の時価で算定するが、評価損益は当期の損益として認識する。また追加取得時にのれんもしくは負ののれんを認識する。

④ 非支配持分

IFRSでは、非支配持分は、非支配持分の公正価値もしくは被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する持分比率を乗じた額で測定し、従ってのれんも含まれる。

日本では、非支配持分は、のれんの測定に含めない。

(5) 金融資産の分類および測定

IFRS第9号が2018年1月1日に開始する事業年度から発効し、IAS第39号を置き換えた。IAS第39号では、金融資産は当初認識後の金融資産を測定するために、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は負債(デリバティブを含む。)、満期保有目的投資、貸出金および債権、売却可能金融資産の4つに分類されていたが、IFRS第9号では、すべての金融資産は、原則として、契約上のキャッシュ・フローの特性と事業モデルに基づいて、事後に償却原価で測定、純損益を通じて公正価値で測定(FVTPL)、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVOCI)という三つの区分のいずれかに分類される。なお、金融資産が償却原価またはFVOCI区分に分類されるのは、その金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデル、または契約上のキャッシュ・フローと売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、かつその契約上のキャッシュ・フローが元本と利息のみから構成される場合であり、キャッシュ・フロー要件を満たさない金融資産はすべてFVTPL区分に分類される。

金融負債の分類および測定については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債およびその他特定の金融負債またはコミットメントを除き、償却原価(実効金利法による)で事後測定するものに分類しなければならない。

日本では、有価証券について、その保有目的に従って、売買目的有価証券(時価で測定し、評価差額をPLに計上)、満期保有目的の債券(取得原価で計上し、特定の場合、償却原価で測定)、子会社および関連会社株式(取得原価で計上)、その他有価証券(時価で測定し、税効果適用後の評価差額を純資産の部に計上。評価差益は純資産、評価差損はPLに計上する方法も認められる)の4区分に分類される。金融負債については、債務額を貸借対照表価額とするが、一定の条件下で、償却原価法(利息法および定額法による)が認められる。

(6) 金融資産の減損

IFRS第9号では、償却原価で測定される金融資産、負債性金融商品のうちFVOCIの金融資産、リース債権およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づく契約資産等に対しては予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。負債性金融商品の場合、当初認識時点ですでに減損の客観的な証拠がある資産を除き、減損規定の対象資産は、すべて12ヶ月予想信用損失が引き当てられる(ステージ1)。当初認識後に信用リスクの著しい増加がある場合には、引当額が12ヶ月予想信用損失から全期間予想信用損失に切り替わる(ステージ2)。利息収益の認識については、総額ベース帳簿価額に実効金利を適用するが、減損の客観的な証拠がある場合には減損後の資産の純帳簿価額に実効金利を適用する(ステージ3)。なお、資本性金融商品の場合には、すべてFVPLまたはFVOCIで処理されるため、減損という手続き自体がない。

日本では、売買目的有価証券以外の有価証券の価値の減損に関する客観的証拠について、時価が取得価額に比較して著しく下落したときに、合理的な反証がない限り、回復する見込みがないと看做して、当該有価証券の価値の減損を認識する必要があるとされているが、それ以後の価値変動により減損を取消すことは認められない。また貸付金等については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3つに区分し、貸倒見積高の算定を行うことを要求しているが、処理後の引当金勘定の修正があっても利息の支払として認識可能な債務者からの現金受領までは受取利息の認識はされない。

(7) 金融資産の分類変更

IFRS 9号では、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつその場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。企業はいかなる金融負債も分類変更してはならない。

日本では、有価証券の保有目的区分の変更が認められるのは、特定の場合に限られている。但し、売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替は認められない。

(8) 金融資産の認識の中止

IFRS第9号では、資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するか、資産のキャッシュ・フローおよび資産の所有権に係るリスクおよび経済価値の実質的にすべてを受取る契約上の権利を移転した場合、金融資産(あるいは同種資産のグループ)のすべてあるいは一部の認識を中止する。金融資産のキャッシュ・フローを移転したものの、その所有者のリスクおよび経済価値の実質的にすべてを移転も保持もしておらず、また資産に対する支配を保持していない場合には、その認識を中止し、当該資産の移転に伴い創出された権利または義務を、資産あるいは負債に別途認識する。資産の支配を保持している場合には、その資産に継続関与する程度に基づき、貸借対照表に継続して認識する。

日本では、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)により、金融資産の消滅は、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は契約上の権利に対する支配が他に移転したときに認識される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(i) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(ii) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受可能で、(iii) 譲渡人が譲渡した金融資産を満期日前に買戻す権利および義務を実質的に有していない場合である。

(9) ヘッジ会計

純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために使用する金融商品（デリバティブおよび非デリバティブを含む）についてヘッジ会計を適用している場合、企業は、そのヘッジ手段およびヘッジ対象との間のヘッジ関係を指定し、そのヘッジを「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」または「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として会計処理することができる。ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、およびヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを企業が判定する方法を特定する文書化が要求され、このような文書の作成の省略あるいはヘッジの有効性評価を省略することは認められない。

日本では、原則として「繰延ヘッジ会計」（ヘッジ手段の損益を発生時に認識せず、ヘッジ対象の損益が認識されるまで損益認識を遅らせ、ヘッジ対象が損益認識されるのと同じ会計期間に認識する。）を採用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることが可能な場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ手段の損益を発生時に認識するとともに、同一の会計期間にヘッジ対象の損益も認識する。）が採用されている。なお、2006年8月11日に企業会計基準委員会が公表した企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」では、税効果考慮後の繰延ヘッジ損益を資産・負債ではなく、貸借対照表の純資産の部に計上することとされた。また、ヘッジ会計の要件を満たした特定の金利スワップについては、金利スワップを時価評価せず、金利スワップの受払純額等を当該資産・負債の利息に加減して処理することも認められている。また、外貨建金銭債権債務等のヘッジについて振当処理が認められている。IFRSでは、金利スワップおよび為替予約の振当処理はみとめられない。また、ヘッジ文書の作成およびヘッジの有効性評価を省略することは認められていないが、日本では一定の要件を満たす場合、文書の作成の省略および有効性の判定を省略できる。

(10) 公正価値測定

2011年5月12日、IASBは、IFRS第13号「公正価値測定」を公表し、EUは2012年12月11日にそれを採択したため、当グループは2013年1月1日以降この会計基準を適用している。IFRS第13号は、(a)公正価値を定義し、(b)単一のIFRSで公正価値の測定に関するフレームワークを示し、(c)公正価値測定に関する開示を要求している。

IFRS第13号は、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」（すなわち、出口価格）と定義している。

また、公正価値測定は企業が次のことを決定することを求めているとIFRSは説明している。

(a) 測定される特定の資産又は負債

(b) 非金融資産については、当該資産の最有効使用および当該資産が他の資産との組合せで使用されるのか単独で使用されるのか、

(c) 当該資産又は負債について秩序ある取引が行われる市場

(d) 公正価値を測定する際に用いる適切な評価技法。用いる評価技法は、観察可能なインプットの使用を最大限とし、観察可能でないインプットの使用は最小限とすべきである。それらのインプットは、市場参加者が当該資産又は負債の価格付けを行う際に使用するものと整合的なものとすべきである。

日本では、公正価値に関する会計処理・開示については企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）などがあるが、公正価値の概念を包括的に規定する基準書はない。企業会計基準第10号では、「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場（市場価格）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする」と記載し、時価の定義の中に含めている。出口価格の概念は明示的には要求されておらず、入口価格も出口価格も容認されている。

またIFRSでは、公正価値測定および関連する開示の首尾一貫性と比較可能性を高めるために公正価値ヒエラルキーを設け、公正価値を測定するために用いる評価技法へのインプットを3つのレベル（レベル1、レベル2、レベル3）に区分しているが、日本では、時価の入手可能性の有無に基づいて区分している。

日本の企業会計基準委員会は、このような状況を踏まえ、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、IFRSとの整合性を図る取組みに着手し、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」を公表し、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されることとなった。なお早期適用も認められている。この会計基準では、IFRS第13号「公正価値測定」の定めを第三者から入手した相場価格の利用を除いて基本的にすべて取り入れているが、企業会計基準第30号ではその適用範囲を金融商品とトレーディング目的の棚卸資産のみとし、固定資産については対象外としている。また従来時価の定義として入口価格も出口価格も容認していたが、企業会計基準第30号では、時価は直接観察可能であるかどうかにかかわらず算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格であるとしている。

(11)株式報酬

IFRS第2号「株式報酬」に基づき、サービスの提供を受けたときに、株式報酬取引において受けたサービスを認識するように要求されている。持分決済型の株式報酬取引においてサービスの提供を受けた場合は、資本の増加、また現金決済型の株式報酬取引の場合は負債に相当する。持分決済型の株式報酬取引の場合、提供されたサービスの公正価値を正しく測定することが難しい場合は、提供されたサービスの公正価値は、付与した持分金融商品の公正価値を参照して測定する。その場合に付与された持分金融商品の公正価値は、これらの持分金融商品が付与される条件を考慮して、入手可能であれば市場価格に基づく必要がある。現金決済型の株式報酬取引については、報告日における負債の公正価値で、提供されたサービスと発生した負債を測定する。

日本では、2005年12月27日に企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」が公表された。当該基準によれば、ストック・オプション付与日の公正な評価額は、対象勤務期間にわたり費用配分される。この基準は、2006年5月1日以後付与されたストック・オプション等に対して適用されている。

(12)退職後給付

IAS第19号の改正が2011年6月に公表され、2012年6月5日EUにより採択された後、当グループではこれらの修正を2013年に遡及適用した。改正IAS第19号では、数理計算上の差異の認識について、その他の包括利益に即時計上されるがリサイクルはせず、すべての過去勤務費用については損益計算書に即時認識される。また、期待運用収益の考え方は廃止され、確定給付負債（資産）の純額に確定給付債務の測定に用いる割引率を乗じた金額を利息純額として算定（純利息アプローチ）することとし、この純利息費用は損益計算書に認識されている。

日本では、2012年5月17日に企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表された。当該会計基準によれば、改正IAS第19号と同様に未認識項目に対応する額も含めて退職給付債務と年金資産の差額である積立状況を示す額を貸借対照表にそのまま負債（又は資産）として計上することに変更されたが、数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法については変更しておらず、数理計算上の差異および過去勤務費用の当期発生額のうち未認識項目についてはその他の包括利益に計上し、純資産の部のその他の包括利益累計額に計上されている未認識項目のうち、当期に費用処理された部分については、リサイクルを行うこととしている。なお、改正IAS第19号と異なり、期待運用収益の考え方は廃止されていない。また退職給付見込額の期間帰属方法として従来期間定額基準を原則的な方法としていたが、IAS第19号で採用されている給付算定方式基準（退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込み額の各期の発生額とする方法）の選択適用も認めることとされた。この会計基準は2013年4月1日以降開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されている。

(13) リース

2016年1月13日、IASBは、IAS第17号に置き換わるIFRS第16号「リース」を公表したが、2017年10月31日に欧州連合はこれを採択し、ソシエテ・ジェネラル・グループにおいては2019年1月1日以後に開始する事業年度からこれを適用している。IFRS第16号によれば、一定の例外を除いて、すべてのリース契約について、借手は、その貸借対照表に対象リース資産を使用する借手の権利を表す使用権資産およびリースの支払義務を表すリース負債を認識することが要求されている。また、損益計算書において、借手は、使用権資産の減価償却費とリース負債に係る支払利息を区別して認識する。

経過措置として、この新基準の初度適用にあたっては、この基準で提案されている修正遡及アプローチの選択が認められており、適用初年度において表示される前事業年度に係る比較データは修正再表示されない。

適用初年度期首における現行リース契約に係るリース負債の金額は、契約の残存期間を考慮して同時点で有効な借手企業の追加借入利率で残存リース料を割引くことにより計算される。相当する使用権資産は、リース負債に等しい金額で貸借対照表に計上される。

例外として、短期リース(12ヶ月未満)および原資産が少額であるリースについては、このような要求を適用せず、従来のオペレーティング・リースのように支払リース料をリース期間にわたって定額もしくは規則的な方法で費用計上する処理が認められている。

日本では、IFRS第16号によって置き換えられたIAS第17号と類似したリースに関する会計基準に基づいて、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、そのリスクと便益を実質的にすべて移転するファイナンス・リースについては、借手はリースの開始時にそのリース資産の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い方の額で資産および負債を計上する。オペレーティング・リースについては、そのリース料をリース期間にわたって費用として計上する。

(14) 中間財務報告およびその監査要件

IFRS(IAS第34号)では、企業が期中報告期間(1会計年度全体よりも短い期間)の期中財務報告書を作成する場合に適用する認識および測定原則を規定している。この期中財務報告書とは、期中報告期間についてIAS第1号に記載された財務諸表の完全な1セットまたは要約財務諸表の1セットのいずれかを含んだ財務報告書を意味している。要約財務諸表のセットを公表する場合においても、その要約財務諸表は、少なくとも直近の年次財務諸表中に掲記された見出しおよび小計ならびに選択された説明的注記を含めることを要求し、追加の表示項目または注記についても、それを記載しなかった場合、当該要約財務諸表について誤解を招く場合には記載する必要がある。また、各半期報告書に記載する財務諸表は、当上半期末現在および前期末の貸借対照表、当上半期および前上半期の損益計算書、キャッシュ・フロー計算書ならびに持分変動計算書とされている。

この基準書では期中財務報告書は直近の年次財務諸表で使用されているものと同様の会計方針および処理方法を使って作成することを要求しており、会計処理の方針を変更した場合はその内容と影響額を記載することを要求している。会計方針の変更は、遡及修正が不可能でない限り当会計年度の過去の中間期間の財務諸表及び過年度の対応する中間期間の財務諸表の財務諸表を修正再表示する必要がある。

中間財務諸表に同一の認識および測定基準を適用する必要があるが、季節的、循環的または臨時に収受される収益、会計年度中に不均等に発生する費用に関する規定もある。また、年次財務諸表と比較して見積りの方法がより多く使用される。

また、国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会が公表する国際監査基準(ISA)が、欧州の上場会社の共通の監査基準として適用されることが決定しているが、国際監査・保証基準審議会が公表している中間財務諸表に対するレビュー業務を規定した国際レビュー業務基準2410号(ISRE2410)が2006年12月15日以降開始する会計期間の中間財務情報から適用されている(フランスでは四半期レビュー報告書の添付は義務付けられていない。)。

日本では、2007年8月10日に四半期報告制度に関連する法令が整備され、2008年4月1日以降開始する事業年度から四半期報告書の提出が義務付けられた。またそれと同時にISRE2410と同様の四半期レビュー報告制度が導入され、従来の中間財務諸表監査についても廃止されたが、銀行・保険等の金融機関については、第2四半期報告書は従来の半期報告書に準じることになっており、四半期レビューではなく中間監査が引続き実施されている。

第7 【外国為替相場の推移】

ユーロと日本円との間の為替相場は、日本において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【日本における株式事務等の概要】

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

当行株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）から外国証券取引口座約款の交付を受けた後、同約款に基づき実質株主の名で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管およびその他普通株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するフランスにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）またはその名義人の名義で当行に登録される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名および普通株式持株数が記載される。

(2) 株主に対する特典 …………… なし。

(3) 株式の譲渡制限 …………… なし。

(4) その他の株式事務に関する事項

決算期 …………… 毎年12月31日

定時株主総会 …………… 株主総会は、当行の本社または招集通知に記載のフランス国首都圏のその他の場所において開催される。

基準日 …………… 当行の株式に対する当行からの配当を受領する権利を有する実質株主は、フランス現地で株主が確定される日と同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

株券の種類 …………… 株券は発行されない。

株券に関する手数料 …………… 実質株主は、各取引の執行に要する手数料のみならず、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

公告 …………… 日本においては公告を行わない。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続】

(1) 実質株主の議決権行使

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関またはその名義人が行う。しかし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関またはその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 配当金の支払い等

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりフランスで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関またはその名義人の名義で登録され、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりフランスで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替えまたは売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によるほか、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 日本の居住者（永住者）である個人である当行の実質株主（以下、本(4)において「個人株主」という。）が保有する当行普通株式についての配当および売買損益に係る所得税（2013年1月1日以後2037年12月31日までについては復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて課される。以下これらを「所得税等」と総称する。）・住民税ならびに個人株主が保有する当行普通株式について相続が開始した場合または贈与がされた場合における相続税・贈与税、ならびに（ロ）内国法人である当行の実質株主（以下、本(4)において「法人株主」という。）が保有する当行普通株式についての配当および売買損益に係る所得税等・法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下の通りである。ただし、所得税等・住民税に関する以下の記述は、当行普通株式がユーロネクスト パリに上場され取引されている株式であることを前提とする。

なお、以下の記述は、本書提出日現在公布されている日本の租税法令に基づくものであり、また、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであるに過ぎず、且つ例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合がある。また、以下の記述の内容は、適用ある諸法令の改正により変更されることがある。課税上の取扱いの詳細および各投資家における具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

(イ) 個人株主

(A) 配当

個人株主が日本における支払いの取扱者を通じて当行普通株式の配当の交付を受ける場合は、外国において当該配当の支払いの際に徴収された外国源泉税の額（もしあれば）を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、一般的には、20.315%（所得税等15.315%および住民税5%）の税率で、源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される（この源泉徴収を「支払取扱者源泉徴収」という。）。

個人株主が交付を受ける当行普通株式の配当については、日本で累進税率（所得税等と住民税を合計した最高限界税率は55.945%）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得となる。ただし、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、かかる個人株主は、一般的には当該配当の金額については確定申告を要する所得に含めないことができ（これを「配当申告不要制度」という。）、かかる個人株主が当行普通株式について受領する配当に関しては支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当行普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下「配当申告分離課税」という。）を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、当該配当所得と上場株式等（特定公社債を含む。）の譲渡損失との損益通算が適用ある法令に定める要件および制限に従って認められる。他方、個人株主が、当行普通株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、当行普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、一般的には、20.315%（所得税等15.315%および住民税5%）である。

なお、個人株主が累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告および配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた当行普通株式の配当の支払いの際に徴収された外国源泉税の額（もしあれば）は、適用ある法令に定める要件および制限に従って外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた支払取扱者源泉徴収による所得税等の額は、適用ある法令に定める要件および制限に従って申告納付すべき所得税等の額から控除される。

また、上記に述べた各課税方式については、所得税（国税）と住民税（地方税）とで異なる取扱いを受けることも可能である。

金融商品取引業者等の営業所に設定した非課税口座に設けた非課税管理勘定に係る当行普通株式の配当を含む上場株式等の配当等で、非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払いを受けるべきものについては、適用ある法令に定める要件および制限に従うことを条件として、所得税等および住民税が課されない（いわゆるNISA）。

(B) 売買損益

個人株主による当行普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益についての課税と原則として同様である。

(C) 相続税・贈与税

①日本に住所を有する個人、②日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人（当該個人もしくは相続もしくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）が相続もしくは遺贈に係る相続の開始前10年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。）、または③日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有しない個人（当該相続もしくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）が相続もしくは遺贈に係る相続開始前10年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。）が当行普通株式を相続するかまたは当行普通株式の遺贈を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税が課されるが、一定の要件を満たしている場合には、外国で課された遺産税につき外国税額控除が認められる場合がある。当行普通株式の贈与についても、上記と実質的に同様に贈与税が課される。

(ロ) 法人株主

(A) 配当

法人株主（公共法人等を除く。）が、日本における支払いの取扱者を通じて当行普通株式の配当の交付を受ける場合は、外国において当該配当の支払いの際に源泉徴収された外国源泉税の額（もしあれば）を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、15.315%（所得税等）の税率で、源泉徴収により課税される。法人株主が交付を受ける当行普通株式の配当は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。ただし、法人税の確定申告において、外国において当該配当の支払いの際に徴収された外国源泉税の額（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払いの取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された所得税等については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件および制限に従って受けることができる。

(B) 売買損益

法人株主による当行普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益についての課税と原則として同様であり、法人株主による当行普通株式の売却に係る譲渡利益額または譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金または損金の額に算入される。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2 【その他の参考情報】

当該事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券届出書、有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類

該当事項なし。

(2) 発行登録書、発行登録追補書類およびその添付書類

2019年1月8日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年1月21日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-5)
2019年1月23日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-6)
2019年1月28日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-7)
2019年1月31日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年2月1日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年2月8日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年2月8日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年2月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-8)
2019年2月21日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-9)
2019年2月22日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年2月25日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-10)
2019年2月26日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年2月26日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年2月28日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-11)
2019年2月28日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-12)
2019年2月28日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-13)
2019年2月28日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-14)
2019年3月4日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-15)
2019年3月4日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-16)
2019年3月4日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年3月14日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-17)
2019年3月14日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-18)
2019年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-19)

2019年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－20）
2019年3月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－21）
2019年3月28日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－22）
2019年4月1日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年4月11日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－23）
2019年4月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－24）
2019年4月26日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年5月16日提出	発行登録書およびその添付書類（1－外1）
2019年5月23日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－25）
2019年5月24日提出	2019年5月16日付発行登録書（1－外1）の訂正発行登録書
2019年5月31日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年6月3日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（1－外1－1）
2019年6月18日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年6月21日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－26）
2019年6月25日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年6月25日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－27）
2019年6月28日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年7月1日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年7月1日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年7月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－28）
2019年7月12日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年7月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－29）
2019年7月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－30）
2019年7月17日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年7月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－31）
2019年7月22日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－32）
2019年7月23日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－33）
2019年7月31日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年8月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－34）
2019年8月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－35）
2019年8月13日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年8月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－36）
2019年8月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－37）
2019年8月22日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－38）
2019年8月28日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－39）
2019年8月29日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－40）
2019年8月30日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－41）
2019年9月4日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2019年9月4日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書

2019年9月6日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-42)
2019年9月24日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年9月25日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-43)
2019年9月25日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-44)
2019年9月25日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-45)
2019年9月26日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-46)
2019年9月30日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年10月4日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年10月8日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-47)
2019年10月10日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-48)
2019年10月11日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年10月16日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-49)
2019年10月16日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年10月16日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年10月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-50)
2019年10月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-51)
2019年10月21日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年10月25日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-52)
2019年10月29日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年10月31日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年11月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-53)
2019年11月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-54)
2019年11月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-55)
2019年11月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-56)
2019年11月21日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-57)
2019年11月22日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年11月22日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年11月29日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-58)
2019年11月29日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年11月29日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年12月5日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年12月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-59)
2019年12月10日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-60)
2019年12月11日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年12月11日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2019年12月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-61)
2019年12月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-62)
2019年12月13日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-63)
2019年12月19日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書

2019年12月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-64)
2019年12月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-65)
2019年12月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-66)
2019年12月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-67)
2019年12月23日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-68)
2019年12月27日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年1月6日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-69)
2020年1月6日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-70)
2020年1月7日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年1月7日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-71)
2020年1月7日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年1月8日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年1月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-72)
2020年1月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-73)
2020年1月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-74)
2020年1月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-75)
2020年1月22日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-76)
2020年1月24日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-77)
2020年1月29日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-78)
2020年1月31日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年1月31日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年1月31日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年2月4日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年2月4日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年2月7日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年2月7日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年2月7日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-79)
2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-80)
2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-81)
2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-82)
2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-83)
2019年2月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-84)
2020年2月19日提出	2018年10月19日付発行登録書 (30-外2) の訂正発行登録書
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-85)
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-86)
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-87)
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-88)
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類 (30-外2-89)

2020年2月21日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－90）
2020年2月25日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年2月25日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年2月25日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年2月25日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年2月28日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年2月28日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年2月28日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年2月28日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－91）
2020年3月2日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－92）
2020年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－93）
2020年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－94）
2020年3月12日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年3月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－95）
2020年3月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－96）
2020年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－97）
2020年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－98）
2020年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－99）
2020年3月26日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－100）
2020年3月31日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－101）
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－102）
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－103）
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－104）
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－105）
2020年4月7日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年4月8日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年4月20日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年4月21日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－106）
2020年5月22日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30－外2－107）
2020年5月27日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年6月3日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年6月3日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年6月8日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年6月9日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年6月9日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書
2020年6月15日提出	2018年10月19日付発行登録書（30－外2）の訂正発行登録書

(3) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度	自	2018年1月1日	2019年5月31日
(2018年度)	至	2018年12月31日	関東財務局長に提出

(4) 半期報告書

事業年度	自	2019年1月1日	2019年9月24日
(2019年度中)	至	2019年6月30日	関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

該当事項なし。

(6) 訂正報告書

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

ソシエテ ジェネラル 2020年8月4日満期 日経225ETF償還条項および早期償還条項付 日米株価指数連動 デジタルクーポン円建社債

(1) 対象銘柄の発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 理由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、交付口数の対象銘柄および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還されるため、対象銘柄である日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象銘柄についての詳細

種類	： 証券投資信託の受益権
受益権残存口数	： 269,121,246口（2020年6月11日現在）
上場金融商品取引所	： 株式会社東京証券取引所

(4) 発行日

2015年8月3日

(5) 売出価額の総額

190,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年10月30日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社アドバンテスト）

(1) 対象銘柄の発行会社の名称および住所

株式会社アドバンテスト
東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

(2) 理由

本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である株式会社アドバンテストの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象銘柄についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 199,566,770株（2020年2月13日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 単元株式数100株

（注）発行済株式数には、2020年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2017年10月27日

(5) 売出価額の総額

1,200,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年4月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（第一生命ホールディングス株式会社）

(1) 対象銘柄の発行会社の名称および住所

第一生命ホールディングス株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

(2) 理由

本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である第一生命ホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象銘柄についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,198,443,000株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当該会社にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)

(4) 発行日

2018年4月26日

(5) 売出価額の総額

1,000,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年7月21日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (株式会社資生堂)

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

株式会社資生堂
東京都中央区銀座七丁目5番5号

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社資生堂の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 400,000,000株 (2020年5月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 権利内容に制限のない標準となる株式
単元株式数は100株です。

(4) 発行日

2018年7月17日

(5) 売出価額の総額

700,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月14日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（任天堂株式会社）

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

任天堂株式会社
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地 1

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である任天堂株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 131,669,000株（2020年2月12日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 単元株式数100株

(4) 発行日

2018年9月14日

(5) 売出価額の総額

600,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年3月26日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所・日本電信電話株式会社）

(1) 対象銘柄の発行会社の名称および住所

- (a) 株式会社村田製作所
京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
- (b) 日本電信電話株式会社
東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 理由

- (a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである株式会社村田製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである日本電信電話株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象銘柄についての詳細

(a) 株式会社村田製作所

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 675,814,281株 (2020年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
シンガポール証券取引所
内容 : 単元株式数 100株

(b) 日本電信電話株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 3,900,788,940株 (2019年8月7日現在)
上場金融商品取引所 : (株)東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数 100株

(注) 2019年11月5日開催の取締役会の決議により、2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っています。これにより、発行済株式総数は1,950,394,470株増加し、3,900,788,940株となっています。

(4) 発行日

2019年3月25日

(5) 売出価額の総額

715,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社小松製作所)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社小松製作所
東京都港区赤坂二丁目3番6号

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である株式会社小松製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 972,581,230株（2020年2月13日現在）
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所（市場第一部）
内容	: 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数100株

(4) 発行日

2019年3月28日

(5) 売出価額の総額

600,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月26日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（古河電気工業株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

古河電気工業株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である古河電気工業株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 70,666,917株（2020年2月10日現在）
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所（市場第一部）
内容	: 完全議決権株式で権利内容に何ら限定のない当該会社の標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

(4) 発行日
2019年4月25日

(5) 売出価額の総額
500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年6月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 円建社債（対象株式：楽天株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所
楽天株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(2) 理由
本社債は、ノックイン事由が発生した場合、償還株式数の対象株式および／または差額調整金（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である楽天株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,434,573,900株（2020年5月13日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 単元株式数は100株です。

（注）発行済株式数には、2020年5月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていません。

(4) 発行日
2019年6月27日

(5) 売出価額の総額
1,700,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年7月17日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社カプコン）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所
株式会社カプコン
大阪府中央区内平野町三丁目1番3号

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社カプコンの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 135,446,488株 (2020年2月4日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式。
単元株式数は100株であります。

(4) 発行日

2019年7月16日

(5) 売出価額の総額

250,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年7月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債 (株式会社SUMCO)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社SUMCO
東京都港区芝浦一丁目2番1号

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額 (もしあれば) の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である株式会社SUMCOの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 291,181,239株 (2020年5月15日現在)
上場金融商品取引所 : 株式会社東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数 100株

(注) 2020年2月18日開催の取締役会において会社法第459条第1項および当該会社定款第32条の規定に基づく自己株式の取得にかかる事項ならびに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却にかかる事項を決議し、2020年2月19日から2020年3月19日の期間で自己株式2,104,300株を取得、2020年4月10日付でその全てを消却いたしました。これにより、普通株式の提出日現在発行数は291,181,239株となっております。

(4) 発行日

2019年7月26日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ローム株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ローム株式会社
京都市右京区西院溝崎町21番地

(2) 理由

本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式であるローム株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 110,000,000株 (2020年2月6日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

(4) 発行日

2019年7月26日

(5) 売出価額の総額

600,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月30日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（S B

I ホールディングス株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

S B I ホールディングス株式会社
東京都港区六本木一丁目6番1号

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、最終価格が行使価格を下回る金額であった場合、対象株式数の対象株式および／または残余現金額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式であるS B I ホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 236,556,393株（2020年2月13日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

（注）発行済株式数には、2020年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2019年7月29日

(5) 売出価額の総額

447,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月2日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社マツモトキヨシホールディングス）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社マツモトキヨシホールディングス
千葉県松戸市新松戸東9番地1

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社マツモトキヨシホールディングスの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 109,272,214株 (2020年2月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

(4) 発行日

2019年8月29日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年8月28日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (太陽誘電株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

太陽誘電株式会社
東京都中央区京橋二丁目7番19号

(2) 理由

本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である太陽誘電株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 130,218,481株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(4) 発行日

2019年8月29日

(5) 売出価額の総額

900,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月18日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（ナブテスコ株式会社）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

ナブテスコ株式会社

東京都千代田区平河町二丁目7番9号

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式であるナブテスコ株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式数 : 125,133,799株（2020年5月15日現在）

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部

内容 : 単元株式数は100株です。

（注）発行済株式数には、2020年5月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(4) 発行日

2019年9月17日

(5) 売出価額の総額

400,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月18日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（株式会社安川電機）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社安川電機

北九州市八幡西区黒崎城石2番1号

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である株式会社安川電機の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 266,690,497株 (2020年5月28日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、福岡証券取引所
内容 : 単元株式数100株

(4) 発行日

2019年9月19日

(5) 売出価額の総額

1,000,000,000 円

ソシエテ・ジェネラル 2020年10月16日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (楽天株式会社)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

楽天株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である楽天株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,434,573,900株 (2020年5月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株です。

(注) 発行済株式数には、2020年5月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていません。

(4) 発行日

2019年10月15日

(5) 売出価額の総額

400,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年10月23日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（株式会社資生堂・株式会社リクルートホールディングス）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

- (a) 株式会社資生堂
東京都中央区銀座七丁目5番5号
- (b) 株式会社リクルートホールディングス
東京都中央区銀座八丁目4番17号

(2) 理 由

- (a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである株式会社資生堂の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである株式会社リクルートホールディングスの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) 株式会社資生堂

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 400,000,000株（2020年5月14日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 権利内容に制限のない標準となる株式
単元株式数は100株です。

(b) 株式会社リクルートホールディングス

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,695,960,030株（2020年2月14日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : （注1）

（注1） 単元株式数は100株です。

（注2） 上記の発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(4) 発行日

2019年10月23日

- (5) 売出価額の総額
300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年4月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社丸井グループ）

- (1) 参照株式の発行会社の名称および住所
株式会社丸井グループ
東京都中野区中野4丁目3番2号

(2) 理 由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社である株式会社丸井グループの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 223,660,417株（2020年2月13日現在）
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 市場第一部
内容	: 単元株式数 100株

- (4) 発行日
2019年10月30日

- (5) 売出価額の総額
300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年11月2日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社・野村ホールディングス株式会社）

- (1) 参照株式の発行会社の名称および住所

(a) ソニー株式会社
東京都港区港南1丁目7番1号

(b) 野村ホールディングス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 理 由

(a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つであるソニー株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである野村ホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) ソニー株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,273,071,145株 (2020年2月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京・ニューヨーク両証券取引所
内容 : 単元株式数は100株

(注1) 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

(注2) 「発行済株式数」には、2020年2月に新株予約権の行使(130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む。)により発行された株式数は含まれていない。

(b) 野村ホールディングス株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 3,493,562,601株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(注2)
名古屋証券取引所(注2)
シンガポール証券取引所
ニューヨーク証券取引所
内容 : 単元株式数 100株

(注1) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません

(注2) 各市場第一部

(4) 発行日

2019年10月31日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年11月5日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（シャープ株式会社）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

シャープ株式会社
大阪府堺市堺区匠町1番地

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式であるシャープ株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 532,416,558株（2020年2月13日現在）
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所（市場第一部）
内容	: 単元株式数100株

(4) 発行日

2019年11月1日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月10日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債（株式会社村田製作所）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社村田製作所
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

(2) 理 由

本社債に係る早期償還の有無および満期償還額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式発行会社である株式会社村田製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 675,814,281株 (2020年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
シンガポール証券取引所
内容 : 単元株式数 100株

(4) 発行日

2019年12月9日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2020年12月4日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債 (株式会社資生堂・野村ホールディングス株式会社)**

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

- (a) 株式会社資生堂
東京都中央区銀座七丁目5番5号
- (b) 野村ホールディングス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 理 由

- (a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである株式会社資生堂の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである野村ホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) 株式会社資生堂

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 400,000,000株 (2020年5月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 権利内容に制限のない標準となる株式
単元株式数は100株です。

(b) 野村ホールディングス株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 3,493,562,601株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (注2)
名古屋証券取引所 (注2)
シンガポール証券取引所
ニューヨーク証券取引所
内容 : 単元株式数 100株

(注1) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

(注2) 各市場第一部

(4) 発行日

2019年12月3日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月18日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照銘柄: 資生堂・ソニー)

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

(a) 株式会社資生堂

東京都中央区銀座七丁目5番5号

(b) ソニー株式会社

東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理 由

(a) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る最終価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数の償還参照銘柄および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つである株式会社資生堂の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る最終価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数の償還参照銘柄および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つであるソニー株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

(a) 株式会社資生堂

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 400,000,000株（2020年5月14日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 権利内容に制限のない標準となる株式
単元株式数は100株です。

(b) ソニー株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,273,071,145株（2020年2月10日現在）
上場金融商品取引所 : 東京・ニューヨーク両証券取引所
内容 : 単元株式数は100株

(注1) 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

(注2) 「発行済株式数」には、2020年2月に新株予約権の行使（130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む。）により発行された株式数は含まれていない。

(4) 発行日

2019年12月19日

(5) 売出価額の総額

1,000,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月24日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債（株式会社キーエンス）

- (1) 参照株式の発行会社の名称および住所
株式会社キーエンス
大阪市東淀川区東中島1丁目3番14号

(2) 理 由

本社債に係る早期償還の有無および満期償還額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式発行会社である株式会社キーエンスの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 243,207,684株（2020年2月3日現在）
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 市場第一部
内容	: 単元株式数100株

- (4) 発行日
2019年12月23日

- (5) 売出価額の総額
300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年12月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

- (1) 対象受益権の発行会社の名称および住所
野村アセットマネジメント株式会社
東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 理由

本社債は、一定の場合、対象受益権の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象受益権の価格水準により決定される。そのため、対象ETFであるNEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象銘柄についての詳細

種類 : 証券投資信託の受益権
受益権残存口数 : 13,200,000口 (2020年6月11日現在)
上場金融商品取引所 : 株式会社東京証券取引所

(4) 発行日

2019年12月23日

(5) 売出価額の総額

700,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年6月26日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債 (株式会社村田製作所)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社村田製作所
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

(2) 理 由

社債に係る早期償還の有無および満期償還額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式発行会社である株式会社村田製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 675,814,281株 (2020年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
シンガポール証券取引所
内容 : 単元株式数 100株

(4) 発行日

2019年12月26日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（出光興産株式会社）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

出光興産株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

(2) 理 由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社である出光興産株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 301,925,518株（2020年2月14日現在）
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 市場第一部
内容	: 単元株式数 100株

(4) 発行日

2019年12月26日

(5) 売価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年1月15日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（住友金属鉱山株式会社・日東電工株式会社）

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

(a) 住友金属鉱山株式会社

東京都港区新橋5丁目11番3号

(b) 日東電工株式会社

大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号

(2) 理 由

(a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである住友金属鉱山株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである日東電工株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

(a) 住友金属鉱山株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 290,814,015株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所
市場第一部
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行される場合の株式数は含まれておりません。

(b) 日東電工株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 158,758,428株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(4) 発行日

2020年1月14日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月29日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照銘柄: 太陽誘電・小松製作所)

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

(a) 太陽誘電株式会社

東京都中央区京橋二丁目7番19号

(b) 株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目3番6号

(2) 理 由

(a) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る評価価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数のワーストパフォーマンス株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つである太陽誘電株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る評価価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数のワーストパフォーマンス株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つである株式会社小松製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

(a) 太陽誘電株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 130,218,481株（2020年2月14日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 単元株式数は100株であります。

（注）発行済株式数には、2020年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(b) 株式会社小松製作所

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 972,581,230株（2020年2月13日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式
単元株式数100株

(4) 発行日

2020年1月28日

(5) 売出価額の総額

1,000,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年12月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 円建社債（対象株式：ソニー株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソニー株式会社
東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理 由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、償還株式数の対象株式および／または差額調整金（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式であるソニー株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 1,273,071,145株（2020年2月10日現在）
上場金融商品取引所	: 東京・ニューヨーク両証券取引所
内容	: 単元株式数は100株

（注1） 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

（注2） 「発行済株式数」には、2020年2月に新株予約権の行使（130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む。）により発行された株式数は含まれていない。

(4) 発行日

2019年12月27日

(5) 売価額の総額

1,700,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年1月20日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（Zホールディングス株式会社）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

Zホールディングス株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 理 由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式であるZホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 4,822,463,165株 (2020年2月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株です。

(注) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含みません。

(4) 発行日

2020年1月16日

(5) 売価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年1月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (株式会社ファンケル)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社ファンケル
横浜市中区山下町89番地1

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社ファンケルの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 130,353,200株 (2020年2月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

(4) 発行日

2020年1月27日

(5) 売価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（住友金属鉱山株式会社・株式会社 商船三井）

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

- (a) 住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋5丁目11番3号
- (b) 株式会社商船三井
東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(2) 理 由

- (a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである住友金属鉱山株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである株式会社 商船三井の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

(a) 住友金属鉱山株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 290,814,015株（2020年2月14日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所
市場第一部
内容 : 単元株式数は100株であります。

（注）発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行される場合の株式数は含まれておりません。

(b) 株式会社商船三井

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 120,628,611株（2020年2月12日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所
市場第一部
内容 : 単元株式数は100株であります。

（注）発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2020年1月27日

- (5) 売出価額の総額
500,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（株式会社小松製作所・株式会社 商船三井）**

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

- (a) 株式会社小松製作所
東京都港区赤坂二丁目3番6号
- (b) 株式会社商船三井
東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(2) 理 由

- (a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである株式会社小松製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである株式会社 商船三井の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

(a) 株式会社小松製作所

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 972,581,230株（2020年2月13日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式
単元株式数100株

(b) 株式会社商船三井

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 120,628,611株（2020年2月12日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所
市場第一部
内容 : 単元株式数は100株であります。

（注）発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

- (4) 発行日
2020年1月27日
- (5) 売価額の総額
500,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2021年2月5日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債 (Zホールディングス株式会社・出光興産株式会社)**

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

- (a) Zホールディングス株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- (b) 出光興産株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

(2) 理 由

- (a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つであるZホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである出光興産株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) Zホールディングス株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 4,822,463,165株 (2020年2月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株です。

(注) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含みません。

(b) 出光興産株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 301,925,518株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

(4) 発行日
2020年2月4日

(5) 売出価額の総額
300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年1月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 円建社債（対象株式：株式会社ダイフク）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所
株式会社ダイフク
大阪市西淀川区御幣島三丁目2番11号

(2) 理 由
本社債は、ノックイン事由が発生した場合、償還株式数の対象株式および／または差額調整金（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である株式会社ダイフクの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細
種類 : 普通株式
発行済株式数 : 126,610,077株（2020年2月12日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数は100株である。

(4) 発行日
2020年1月30日

(5) 売出価額の総額
1,500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年2月5日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（Zホールディングス株式会社・出光興産株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所
(a) Zホールディングス株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
(b) 出光興産株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

(2) 理 由

(a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つであるZホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである出光興産株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) Zホールディングス株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 4,822,463,165株 (2020年2月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株です。

(注) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含みません。

(b) 出光興産株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 301,925,518株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

(4) 発行日

2020年2月4日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年2月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債 (第一三共株式会社普通株式)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

第一三共株式会社
東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

(2) 理 由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社である第一三共株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 709,011,343株 (2020年2月6日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株であります。

(4) 発行日

2020年2月27日

(5) 売出価額の総額

837,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年2月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債 (TDK株式会社普通株式)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

TDK株式会社
東京都中央区日本橋二丁目5番1号

(2) 理 由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社であるTDK株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 129,590,659株 (2020年2月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数 100株

(注) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2020年2月27日

- (5) 売出価額の総額
672,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2021年2月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債
(シスメックス株式会社普通株式)**

- (1) 参照株式の発行会社の名称および住所

シスメックス株式会社
神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号

- (2) 理 由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社であるシスメックス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

- (3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 209,230,032株 (2020年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数 100株

(注) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

- (4) 発行日

2020年2月27日

- (5) 売出価額の総額

1,145,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2021年2月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債
(日東電工株式会社普通株式)**

- (1) 参照株式の発行会社の名称および住所

日東電工株式会社
大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号

- (2) 理 由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社である日東電工株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 158,758,428株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(4) 発行日

2020年2月27日

(5) 売出価額の総額

756,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2021年3月5日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債
(太陽誘電株式会社普通株式)**

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

太陽誘電株式会社
東京都中央区京橋2丁目7番19号

(2) 理 由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社である太陽誘電株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 130,218,481株 (2020年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 発行済株式数には、2020年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(4) 発行日

2020年3月5日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月11日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社日立製作所）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社日立製作所
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(2) 理 由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社である株式会社日立製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 967,280,477株（2020年2月10日現在）
上場金融商品取引所 : 東京、名古屋
内容 : 単元株式数は100株

（注）発行済株式数には、2020年2月1日から上記の日付までの間の新株予約権の行使により発行した株式数を含まない。

(4) 発行日

2020年3月10日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年3月4日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント・株式会社安川電機）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

- (a) 株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区宇田川町40番1号
- (b) 株式会社安川電機
北九州市八幡西区黒崎城石2番1号

(2) 理 由

- (a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである株式会社サイバーエージェントの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の一つである株式会社安川電機の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) 株式会社サイバーエージェント

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 126,426,600株 (2020年4月23日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株であります。

(b) 株式会社安川電機

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 266,690,497株 (2020年5月28日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、福岡証券取引所
内容 : 単元株式数100株

(4) 発行日

2020年3月3日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年4月27日満期 早期償還条項付 ノックイン最終判定日のみ判定型 他社株転換条項付 円建社債 (対象株式：ソニー株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソニー株式会社
東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理 由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、償還株式数の対象株式および／または差額調整金（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式であるソニー株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,273,071,145株 (2020年2月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京・ニューヨーク両証券取引所
内容 : 単元株式数は100株

(注1) 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

(注2) 「発行済株式数」には、2020年2月に新株予約権の行使(130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む。)により発行された株式数は含まれていない。

(4) 発行日

2020年4月28日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月14日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債(株式会社フジクラ)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社フジクラ
東京都江東区木場一丁目5番1号

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社フジクラの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 295,863,421株 (2020年2月7日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

(4) 発行日

2020年6月11日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

下記は、2020年6月11日までに関東財務局に提出され、かつ、EDINETを通じて閲覧が可能であった書類である。

ソシエテ ジェネラル 2020年8月4日満期 日経225ETF償還条項および早期償還条項付 日米株価指数連動 デジタルクーポン円建社債

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：日経225連動型上場投資信託）

(1) 対象銘柄に関して当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

（第18期）（自 2018年7月9日 至 2019年7月8日）

2019年9月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

（第19期）中（自 2019年7月9日 至 2020年1月8日）

2020年3月25日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年10月30日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社アドバンテスト）

株式会社アドバンテスト

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第77期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第78期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書
該当事項なし。

ニ. 訂正報告書
該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社アドバンテスト 本店	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年4月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（第一生命ホールディングス株式会社）

第一生命ホールディングス株式会社

イ. 有価証券報告書およびその添付書類
第117期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月24日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書
第118期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書
イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書
イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年4月1日に関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書
該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
第一生命ホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年7月21日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社資生堂）
株式会社資生堂

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第120期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年3月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第120期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）

2020年5月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社資生堂 本店	東京都中央区銀座七丁目5番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月14日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（任天堂株式会社）

任天堂株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第79期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月28日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第80期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
任天堂株式会社 本店	京都市南区上烏羽鉾立町11番地1
任天堂株式会社 東京支店	東京都台東区浅草橋五丁目21番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年3月26日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所・日本電信電話株式会社）

(A) 株式会社村田製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第83期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第84期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社村田製作所 本店	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
株式会社村田製作所 東京支社	東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 日本電信電話株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第35期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月7日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
日本電信電話株式会社 本店	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社小松製作所）

株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第150期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月17日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第151期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日 に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月1日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月26日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（古河電気工業株式会社）

古河電気工業株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第197期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第198期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月4日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2019年9月26日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月19日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2020年3月26日に関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記への臨時報告書の訂正報告書）を2020年3月31日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
古河電気工業株式会社 本店	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年6月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 円建社債（対象
株式：楽天株式会社）

楽天株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第23期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年3月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第24期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）

2020年5月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月30日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2020年5月13日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
楽天株式会社 本店	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年7月17日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社カプコン）

株式会社カプコン

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第40期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月18日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第41期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月4日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月19日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月31日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社カプコン 本店	大阪府中央区内平野町三丁目1番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年7月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（株式会社SUMCO）

株式会社SUMCO

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第21期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年3月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第22期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）

2020年5月15日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月27日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社SUMCO 本店	東京都港区芝浦一丁目2番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ローム株式会社）

ローム株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第61期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第62期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月6日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月19日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2020年4月8日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月11日関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月11日関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2019年11月20日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
ローム株式会社 本店	京都市右京区西院溝崎町21番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月30日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（S B

I ホールディングス株式会社）

S B I ホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第21期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第22期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年10月15日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
S B I ホールディングス株式会社 本店	東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月2日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社マツモトキヨシホールディングス）

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第12期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月28日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第13期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社マツモトキヨシホールディングス 本店	千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年8月28日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（太陽誘電株式会社）
太陽誘電株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第78期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月28日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第79期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月24日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
太陽誘電株式会社 本店	東京都中央区京橋二丁目7番19号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月18日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（ナブテスコ株式会社）

ナブテスコ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第17期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
2020年3月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第18期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）
2020年5月15日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
ナブテスコ株式会社 本店	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月18日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（株式会社安川電機）
株式会社安川電機

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第104期（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

2020年5月28日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

該当事項なし。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月2日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社安川電機 本店	北九州市八幡西区黒崎城石2番1号
株式会社安川電機 東京支社	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー
株式会社安川電機 大阪支店	大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田ビル
株式会社安川電機 中部支店	愛知県みよし市根浦町二丁目3番地1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

ソシエテ・ジェネラル 2020年10月16日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（楽天株式会社）

楽天株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第23期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年3月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第24期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）

2020年5月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月30日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2020年5月13日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
楽天株式会社 本店	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年10月23日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社資生堂・株式会社リクルートホールディングス）

(A) 株式会社資生堂

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第120期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年3月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第120期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）

2020年5月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社資生堂 本店	東京都中央区銀座七丁目5番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社リクルートホールディングス

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第59期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月20日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第60期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月16日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年8月28日に関東財務局長に提出。

ヘ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月31日に関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2019年9月10日に関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2019年9月18日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社リクルートホールディングス 本店	東京都中央区銀座八丁目4番17号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年4月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社丸井グループ）

株式会社丸井グループ

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第83期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月20日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第84期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2020年6月11日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社丸井グループ 本店	東京都中野区中野4丁目3番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年11月2日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（ソニー株式会社・野村ホールディングス株式会社）

(A) ソニー株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第102期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月18日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第103期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月21日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日関東財務局長に提出。

へ。臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月19日関東財務局長に提出。

ト。訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2019年8月1日に関東財務局長に提出。

チ。訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月17日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 野村ホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第115期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第116期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年7月30日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月5日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年1月31日に関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月12日に関東財務局長に提出。

チ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月27日に関東財務局長に提出。

リ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
野村ホールディングス株式会社 本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

ソシエテ・ジェネラル 2020年11月5日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（シャープ株式会社）
シャープ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第125期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第126期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年8月1日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年8月1日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年10月25日関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月21日関東財務局長に提出。

チ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日関東財務局長に提出。

リ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
シャープ株式会社 本店	大阪府堺市堺区匠町1番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月10日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債（株式会社村田製作所）

株式会社村田製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第83期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第84期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社村田製作所 本店	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
株式会社村田製作所 東京支社	東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年12月4日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（株式会社資生堂・野村ホールディングス株式会社）

(A) 株式会社資生堂

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第120期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年3月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第120期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）

2020年5月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出。

二. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社資生堂 本店	東京都中央区銀座七丁目 5 番 5 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

(B) 野村ホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第115期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第116期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年7月30日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月5日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年1月31日に関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月12日に関東財務局長に提出。

チ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月27日に関東財務局長に提出。

リ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
野村ホールディングス株式会社 本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月18日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照銘柄：資生堂・ソニー）

(A) 株式会社資生堂

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第120期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
2020年3月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第120期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）
2020年5月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出。

二. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社資生堂 本店	東京都中央区銀座七丁目5番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) ソニー株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第102期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月18日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第103期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月21日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月19日関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2019年8月1日に関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月17日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月24日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債（株式会社キーエンス）

株式会社キーエンス

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第50期（自 2018年3月21日 至 2019年3月20日）

2019年6月17日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第51期第3四半期（自 2019年9月21日 至 2019年12月20日）

2020年2月3日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月18日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月23日に関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社キーエンス 本店	大阪市東淀川区東中島 1 丁目 3 番 14 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

ソシエテ・ジェネラル 2021年12月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

野村アセットマネジメント株式会社 (ファンド名称: NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

(1) 対象ETFに関して当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第 7 期 (自 2018 年 5 月 21 日 至 2019 年 5 月 20 日)

2019 年 8 月 14 日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

(第 8 期) 中 (自 2019 年 5 月 21 日 至 2019 年 11 月 20 日)

2020 年 2 月 12 日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当なし。

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

ソシエテ・ジェネラル 2020年6月26日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債（株式会社村田製作所）

株式会社村田製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第83期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第84期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社村田製作所 本店	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
株式会社村田製作所 東京支社	東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（出光興産株式会社）

出光興産株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第104期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第105期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月14日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月26日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月26日に関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
出光興産株式会社 本店	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年1月15日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（住友金属鉱山株式会社・日東電工株式会社）

(A) 住友金属鉱山株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第94期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第95期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
住友金属鉱山株式会社 本店	東京都港区新橋5丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社 大阪支社	大阪府中央区北浜4丁目5番33号（住友ビル内）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 日東電工株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第154期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月21日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第155期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月26日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年4月27日に関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2019年7月19日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
日東電工株式会社 本店	大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号
日東電工株式会社 東京支店	東京都品川区東品川4丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー
日東電工株式会社 名古屋支店	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月29日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照銘柄：太陽誘電・小松製作所）

(A) 太陽誘電株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第78期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月28日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第79期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月24日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
太陽誘電株式会社 本店	東京都中央区京橋二丁目7番19号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第150期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月17日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第151期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日 に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月1日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年12月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 円建社債 (対象
株式: ソニー株式会社)

ソニー株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第102期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月18日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第103期第3四半期 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月21日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月19日関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2019年8月1日に関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月17日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年1月20日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（Zホールディングス株式会社）

Zホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第24期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月17日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第25期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月18日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年12月25日関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月23日関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記への臨時報告書の訂正報告書）を2020年1月31日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
Zホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年1月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社ファンケル）

株式会社ファンケル

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月24日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第40期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年9月6日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年10月30日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月11日関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2019年12月3日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社ファンケル 本店	横浜市中区山下町89番地1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（住友金属鉱山株式会社・株式会社 商船三井）

(A) 住友金属鉱山株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第94期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第95期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
住友金属鉱山株式会社 本店	東京都港区新橋5丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社 大阪支社	大阪府中央区北浜4丁目5月33号（住友ビル内）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社商船三井

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

2018年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

2019年度第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月31日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年1月31日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月24日に関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2019年8月15日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社商船三井 本店	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
株式会社商船三井 名古屋支店	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
株式会社商船三井 関西支店	大阪市北区中之島三丁目3番23号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社小松製作所・株式会社 商船三井）

(A) 株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第150期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月17日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第151期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日 に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月1日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社商船三井

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

2018年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

2019年度第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月31日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年1月31日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月24日に関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2019年8月15日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社商船三井 本店	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
株式会社商船三井 名古屋支店	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
株式会社商船三井 関西支店	大阪市北区中之島三丁目3番23号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年2月5日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（Zホールディングス株式会社・出光興産株式会社）

(A) Zホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第24期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月17日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第25期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月18日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年12月25日関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月23日関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記への臨時報告書の訂正報告書）を2020年1月31日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
Zホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 出光興産株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第104期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第105期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月14日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月26日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月26日に関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
出光興産株式会社 本店	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年1月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 円建社債 (対象株式: 株式会社ダイフク)

株式会社ダイフク

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第103期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
2019年6月24日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第104期第3四半期 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
2020年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月24日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月7日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社ダイフク 本店	大阪市西淀川区御幣島三丁目2番11号
株式会社ダイフク 東京本社	東京都港区海岸一丁目2番3号(汐留芝離宮ビルディング)
株式会社ダイフク 名古屋支店	愛知県小牧市小牧原四丁目103番地
株式会社ダイフク 藤沢支店	神奈川県藤沢市菖蒲沢28
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年2月5日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (Zホールディングス株式会社・出光興産株式会社)

(A) Zホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第24期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月17日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第25期第3四半期 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月18日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年12月25日関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月23日関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記への臨時報告書の訂正報告書）を2020年1月31日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
Zホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 出光興産株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第104期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第105期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月14日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月26日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月26日に関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
出光興産株式会社 本店	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年2月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債
(第一三共株式会社普通株式)

第一三共株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第14期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月17日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第15期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月6日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月18日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
第一三共株式会社 本店	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年2月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債
(TDK株式会社普通株式)

TDK株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第123期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第124期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月31日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日に関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第7号の3の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日に関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記への臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月13日に関東財務局長に提出。

リ. 訂正報告書

訂正報告書（上記への臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月15日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
TDK株式会社 本店	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年2月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債

(シスメックス株式会社普通株式)

シスメックス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第52期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月21日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第53期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年8月28日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を2020年6月2日に関東財務局長に提出。

ヘ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2019年9月20日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
シスメックス株式会社 本店	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年2月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債

(日東電工株式会社普通株式)

日東電工株式会

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第154期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月21日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第155期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月26日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年4月27日に関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2019年7月19日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
日東電工株式会社 本店	大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号
日東電工株式会社 東京支店	東京都品川区東品川4丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー
日東電工株式会社 名古屋支店	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年3月5日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債

(太陽誘電株式会社普通株式)

太陽誘電株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第78期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月28日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第79期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月24日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
太陽誘電株式会社 本店	東京都中央区京橋二丁目7番19号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2020年9月11日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社日立製作所）

株式会社日立製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第150期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月19日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第151期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月18日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号および第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月18日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月18日に関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月19日に関東財務局長に提出。

チ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年1月31日に関東財務局長に提出。

リ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2019年8月7日に関東財務局長に提出。

ヌ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時券報告書の訂正報告書）を2020年2月28日に関東財務局長に提出。

ル. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時券報告書の訂正報告書）を2020年5月28日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社日立製作所 本店	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

ソシエテ・ジェネラル 2021年3月4日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント・株式会社安川電機）

(A) 株式会社サイバーエージェント

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第22期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）
2019年12月20日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第23期第2四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）
2020年4月23日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

二. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社サイバーエージェント 本店	東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社安川電機

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第104期（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

2020年5月28日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

該当事項なし。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月2日関東財務局長に提出。

二. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社安川電機 本店	北九州市八幡西区黒崎城石2番1号
株式会社安川電機 東京支社	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー
株式会社安川電機 大阪支店	大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田ビル
株式会社安川電機 中部支店	愛知県みよし市根浦町二丁目3番地1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

ソシエテ・ジェネラル 2021年4月27日満期 早期償還条項付 ノックイン最終判定日のみ判定型 他社株転換条項付 円建社債 (対象株式：ソニー株式会社)

ソニー株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第102期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月18日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第103期第3四半期 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月21日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月19日関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書 (上記イの有価証券報告書の訂正報告書) を2019年8月1日に関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月17日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月14日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社フジクラ）
株式会社フジクラ

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第171期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月27日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第172期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月7日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年10月31日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月30日関東財務局長に提出。

へ。臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および19号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月25日関東財務局長に提出。

ト。臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および19号の規定に基づく臨時報告書を2020年6月10日関東財務局長に提出。

チ。訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社フジクラ 本店	東京都江東区木場一丁目5番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 当行の発行している有価証券

- ・ ソシエテ ジェネラル 2020年6月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2020年6月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1506デジタル）
- ・ ソシエテ ジェネラル 2020年7月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1507デジタル）
- ・ ソシエテ ジェネラル 2020年7月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2020年8月4日満期 日経225ETF償還条項および早期償還条項付 日米株価指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年1月27日満期 米ドル建 複数指数参照型 メモリークーポン型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年2月10日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1601デジタル）
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年3月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年3月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1602デジタル）
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年4月13日満期 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年4月28日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年6月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年8月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年9月21日満期 円建 早期償還条項付（メモリー型） 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年10月12日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年10月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン米ドル建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年12月20日満期 《日米2指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年12月29日満期 円建 複数指数参照型 メモリークーポン型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 1 月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 2 月 2 日満期 円建 複数指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 2 月 7 日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 2 月 7 日満期 《日米 2 指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 2 月 7 日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン米ドル建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 2 月28日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 2 月28日満期 《日米 2 指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動固定クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 4 月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 4 月28日満期 《日米 2 指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 6 月15日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧 2 指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 6 月29日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧 2 指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 5 月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1705デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 5 月27日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧 2 指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 6 月14日満期 《日米 2 指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 7 月 7 日満期 《日米 2 指数参照》メモリー型ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動 3 段デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 6 月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1706デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年 7 月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1707デジタル）

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2020年7月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年8月26日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年8月25日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月7日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月22日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年10月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1710デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年10月19日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年11月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1711デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年11月22日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年12月8日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年12月21日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年1月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1801）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年1月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1801デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年3月27日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年3月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1803デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年3月29日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年3月28日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年4月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1804デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年6月1日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1805デジタル）

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年6月28日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年6月27日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2020年12月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均1806）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年7月26日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）（愛称：パワーリターン日経平均1806）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年7月30日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年7月28日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年8月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年8月27日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年8月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年9月5日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年9月12日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債（デジタル・クーポン：2.00%または0.30%）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年9月12日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債（デジタル・クーポン：4.50%または0.10%）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年10月29日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年10月30日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年3月10日満期 円建 期限前償還条項付 日経平均株価連動社債（ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型）

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年3月13日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年3月28日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年3月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均1903）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年4月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均1904）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年7月29日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年7月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1907デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月8日満期 ニュージーランドドル建 期限前償還条項付 日経平均株価連動社債（ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年8月26日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年8月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月20日満期 早期償還条項付 / 日経平均株価連動 デジタルクーポン米ドル建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年10月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1910）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2020年11月27日満期 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーボンド日経平均1911）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年11月27日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年12月23日満期 米ドル建 複数株価指数参照型 デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年12月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年12月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1912）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年12月13日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年1月15日満期 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照円建社債

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年1月17日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年1月30日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・ユーロ株参照型2001）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年8月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均2002）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・ユーロ株参照型2002）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・S&P500参照型2002）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年3月19日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年3月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年3月10日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年3月12日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2030年3月29日満期 ステップダウン型期限前償還条項付 ノックイン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500）連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年3月19日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均2003）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・ユーロ株参照型2003）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年3月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・NYダウ参照型2003）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年10月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・NYダウ参照型2004）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年4月9日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動固定クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年4月14日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年4月14日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年4月15日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債

(2) 理由

上記(1)に記載の各社債は、その条件に従い、利率、早期償還の有無および／または満期償還額が日経平均株価、NYダウ工業株30種平均、S&P500、ユーロ・ストックス50指数および／またはラッセル2000の水準により決定されるため、当該各指数の情報は当該社債の投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(3) 内容

1) 日経平均株価

日経225平均株価、すなわち株式会社日本経済新聞社が算出している東京証券取引所第一部に上場されている225銘柄の株価指数をいう。

2) NYダウ工業株30種平均

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーが計算し、後援しているDow Jones Industrial Average（ダウ・ジョーンズ工業株価平均）をいう。

3) S&P500

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーが計算し、S&P500指数として公表している値をいう。

4) ユーロ・ストックス50指数

ストックス・リミテッドが計算し、後援しているThe EURO STOXX 50 Index（ユーロ・ストックス50指数（ブルームバーグコード：SX5E<Index>））をいう。

5) ラッセル2000

フランク・ラッセル・カンパニーが構築し、同社が計算、維持管理および公表を行っているラッセル2000®インデックスをいう。

2 【当該指数等の推移】

次表は過去5年間および当事業年度中最近6ヶ月の各指数の最高・最低値を示したものである。

(1) 日経平均株価

(単位：円)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62	24,066.12
	最低	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74	19,561.96

(単位：円)

当事業年度中最近 6ヶ月の 月別最高 最低値	月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
	最高	21,756.55	21,540.99	22,098.84	22,974.13	23,520.01	24,066.12
	最低	21,046.24	20,261.04	20,620.19	21,341.74	22,850.77	23,135.23

(注) 2020年6月1日現在、日経平均株価の最終値は22,062.39円であった。

(2) NYダウ工業株30種平均

(単位：米ドル)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	18,312.39	19,987.63	24,837.51	26,828.39	28,645.26
	最低	15,666.44	15,450.56	19,732.40	21,792.20	22,686.22

(単位：米ドル)

当事業年度中最近 6ヶ月の 月別最高 最低値	月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
	最高	27,359.16	26,583.42	27,219.52	27,186.69	28,164.00	28,645.26
	最低	26,717.43	25,479.42	26,118.02	26,078.62	27,347.36	27,502.81

(注) 2020年6月1日現在、NYダウ工業株30種平均の最終値25,475.02米ドルであった。

(3) S&P500

(単位：ポイント)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	2,130.82	2,271.72	2,690.16	2,930.75	3,240.02
	最低	1,867.61	1,829.08	2,263.69	2,351.10	2,447.89

(単位：ポイント)

当事業年度中最近 6ヶ月の 月別最高 最低値	月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
	最高	3,025.86	2,953.56	3,009.57	3,046.77	3,153.63	3,240.02
	最低	2,964.33	2,840.60	2,906.27	2,887.61	3,066.91	3,093.20

(注) 2020年6月1日現在、S&P500の最終値は3,055.73ポイントであった。

(4) ユーロ・ストックス50指数

(単位：ポイント)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高 最低	3,828.78 3,007.91	3,290.52 2,680.35	3,697.40 3,230.68	3,672.29 2,937.36	3,782.27 2,954.66

(単位：ポイント)

当事業年度中最近 6ヶ月の 月別最高 最低値	月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
	最高 最低	3,544.15 3,462.85	3,490.03 3,282.78	3,571.39 3,420.74	3,625.69 3,413.31	3,712.85 3,623.74	3,782.27 3,610.99

(注) 2020年6月1日現在、ユーロ・ストックス50指数の最終値は3,077.92ポイントであった。

(5) ラッセル2000

(単位：ポイント)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高 最低	1,295.799 1,083.907	1,388.073 953.715	1,548.926 1,345.244	1,740.753 1,266.925	1,678.010 1,330.831

(単位：ポイント)

当事業年度中最近 6ヶ月の 月別最高 最低値	月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
	最高 最低	1,585.599 1,544.783	1,550.764 1,456.039	1,584.597 1,472.283	1,577.073 1,472.598	1,634.104 1,583.962	1,678.010 1,602.630

(注) 2020年6月1日現在、ラッセル2000の最終値は1,405.372ポイントであった。

財務諸表に対する法定監査人の監査報告書 ソシエテ・ジェネラルー2018年12月31日に終了した事業年度

デロイト・アンド・アソシエ
6, place de la Pyramide
92908 Paris-La Défense Cedex
S.A. 資本金1,723,040ユーロ
572 028 041 R.C.S. ナンテール

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
Tour First-TSA 14444
92037 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 可変資本
438 476 913 R.C.S. ナンテール

会計監査人
ベルサイユ地方の会社のメンバー

会計監査人
ベルサイユ地方の会社のメンバー

ソシエテ・ジェネラル
株式会社
17, cours Valmy
92972 Paris-La Défense

2018年12月31日に終了した事業年度

これは、フランス語で発行された当社の財務諸表に対する法定監査人の監査報告書の日本語への翻訳であり、日本語圏の読者の便宜のためにのみ提供されるものである。この法定監査人の監査報告書には、ヨーロッパの規則およびフランスの法律により要求されている情報が含まれている。そのような情報は、例えば法定監査人の任命あるいは経営者報告書および株主に提供された他の文書の検証に関する情報の検証についての情報である。この報告書は、フランスの法律及びフランスで適用されている職業上の監査の基準に関連して、またそれに従って解釈すべきである。

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会宛

意見

私どもは、貴社年次株主総会での委任に従い、ソシエテ・ジェネラルの2018年12月31日に終了した事業年度の添付の財務諸表を監査した。

私どもは、この財務諸表は、フランスの会計原則に準拠して、当社の2018年12月31日現在の資産・負債および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績について、真実かつ適正に表示していると認める。

上記に表明した監査意見は、監査および内部統制委員会に提出した私どもの報告書と首尾一貫したものである。

意見の基礎

監査のフレームワーク

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に準拠して監査を実施した。私どもは、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どものこれらの基準に基づく責任は、私どもの報告書の「財務諸表の監査に対する法定監査人の責任」の項により詳しく記載している。

独立性

私どもは、2018年1月1日から私どもの報告書の日までの期間、私どもに適用される独立性の規則に準拠して私どもの監査業務を実施し、特に規則（EU）第537号/2014の第5条(1)あるいは法定監査人に対するフランスの倫理規則(*Code de déontologie*)で言及されている監査以外のいかなる禁止されたサービスも提供していない。

評価の正当性-監査上の主要な検討事項

私どもの評価の正当性に関係するフランス商法 (*Code de commerce*) のL.823-9条およびR.823-7条の要求事項に従って、私どもの職業専門家としての判断において当期の財務諸表の私どもの監査においてもっとも重要性のある重要な虚偽表示のリスクに関する監査上の主要な検討事項とともに私どもがそのようなリスクについてどのように取り組んだかについて通知する。

これらの事項は、財務諸表の私どもの監査の全体としての状況の中で、それに関する私どもの意見を形成する際に取り扱われ、財務諸表の個々の項目について別の意見を表明するものではない。

訴訟引当金の測定

識別されたリスク

340百万ユーロの金額の訴訟引当金（以後「訴訟引当金」）は、当社が関与しているいくつかの訴訟に関連する将来の資源流出のリスクをカバーするために2018年12月31日現在の貸借対照表の負債側に認識されており、財務諸表の注7.3「引当金」に記載しているとおりである。ソシエテ・ジェネラルは、財務諸表の注8「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載された複数の当局から調査の対象となっており、規制上の情報提供の要請を受けている。

2018事業年度中に、ソシエテ・ジェネラルは、以下の事項に関する当局との和解協議に伴い27億米ドルの罰金を支払った。

- 米国の経済制裁の対象になっている国、個人あるいは企業に関係する一定の米ドル取引に関する米国当局の調査
- リビアの相手先との一定の取引に関する調査
- IBORに関して提出した資料に関する調査

訴訟引当金の測定は、経営者の判断の行使に基づいており、監査上の主要な検討事項であると考えている。

私どもの対応

私どもの作業は特に以下のものから構成されている。

- 主な法的手続きおよび司法当局と規制当局者によって行われている調査をソシエテ・ジェネラルの法務部門とモニタリングすること、
- 特に四半期ごとのソシエテ・ジェネラルの経営者とのディスカッションを通じて訴訟引当金の測定のためのプロセスを理解すること、

- 私どもが、特にこのような事件に精通したソシエテ・ジェネラルの外部の法律顧問から入手した情報を基礎に訴訟引当金を決定するために使用された仮定の評価、
- 財務諸表の注記におけるこれらの訴訟に関する開示を評価すること。

フランスおよび米国の繰延税金資産の回収可能性

識別されたリスク

2018年12月31日現在、4,113百万ユーロが繰延税金資産に計上された。

財務諸表の注5「税金」に記載されているとおり、ソシエテ・ジェネラルはそれぞれの納税事業体のレベルで繰延税金を計算し、当該納税事業体が一時差異と税務上の繰越欠損金を決められた一定の期間にわたって利用することができるような将来の課税所得を獲得できる可能性が高いと考えられるときその期末日において繰延税金資産を認識する。

さらに、財務諸表の注5「税金」および注8「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載されている通り、特定の税務上の繰越欠損金についてフランス税務当局による調査を受けており、その結果問題にされる可能性がある。

フランスと米国の繰延税金資産（これらの資産の最も重要な部分を占めている）の回収可能性を評価するために使用された仮定およびこの点において経営者によって行使された判断を考慮し、私どもはこの問題を監査上の主要な検討事項として識別した。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラルがこれまでに生じた税務上の繰越欠損金を将来利用することができる可能性を、特にフランスおよび米国の将来の課税所得を生む能力に基づいて評価することにある。

監査チームの一員である私どもの税務専門家の支援をえて、私どもは、

- 過年度の予想業績を当該年度の実際の業績と比較し、
- 経営者が策定し、取締役会が承認した3ヶ年事業計画および業績予想を策定するために3年という期間を超えて経営者が使用した仮定を理解し、
- ソシエテ・ジェネラルが定義した不利なシナリオの場合のこれらの仮定の感応度を評価し、
- ソシエテ・ジェネラルの状況を分析し、一部税務当局により異議を申し立てられているフランスの税務上の繰越欠損金に関して、外部の税務顧問の意見を理解し、
- 財務諸表の注5および8における繰延税金資産に関する開示を分析した。

複雑な金融商品の評価

識別されたリスク

その市場活動の中で、ソシエテ・ジェネラルはトレーディング目的で複雑な金融商品を保有している。

複雑な商品の時価を計算するために、ソシエテ・ジェネラルは、財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」に記載しているとおり、市場では観察可能ではない変数およびデータに基づく技法あるいは社内モデルを使用している。これらの商品の評価するために使用されたモデルおよびデータは、経営者の見積りに基づいている。

金融商品の市場価額を決定するための判断の使用、後者のモデリングの複雑さおよび使用するモデルの多様性により、私どもは複雑な金融商品の評価が監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、複雑な金融商品の評価に関連する特定の主要な内部統制プロセスに焦点をあてている。金融商品の評価において私どもの専門家の支援をえて、私どもは以下の主なステージを含むアプローチを策定した。

- 私どもはこれらのモデルを情報システムに入力するためのプロセスを含め、新規商品およびその評価モデルの承認および検証のための手続きを習熟した。
- 私どもは、使用した評価モデルのリスク部門のコントロールに関係するガバナンスを評価した。
- さらに言えば、テストに基づいて私どもは複雑な商品の特定のカテゴリに対する評価公式を検討した。
- 私どもは、評価モデルのインプットを提供するために使用する特定の市場変数を分析した。
- 損益の説明プロセスについて、銀行が使用する分析原則を習熟し、コントロールのテストを実施した。私どもはまた、日次損益の説明プロセスに関して実施したコントロールについてデータベースに係る「分析的」IT手続きを実施した。
- 四半期末ごとに私どもは第三者による価格の検証に対するプロセスの実績を入手し、重要な影響がある場合に市場データに比較した変数の差異について、そのような差異の会計処理とともに分析した。
- 私どもは、私どものツールを使用して複雑なデリバティブ金融商品から選択してカウンター評価を実施した。
- 私どもは、見積もりの基礎となる文書化された方法が財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」に記載された原則に準拠しているかを検討し、公正価値ヒエラルキーのレベルを決定するために使用した基準、特に取引の観察可能性を分析した。

デリバティブ金融商品および発行済み仕組債に係る情報テクノロジーのリスク

識別されたリスク

ソシエテ・ジェネラルのデリバティブ金融商品および発行済み仕組債券は、財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」の取引ポートフォリオのデリバティブ金融商品の正味ポジションの重要性によって説明されているようにその市場活動の中で重要な活動を構成している。

この活動は、処理された金融商品の性質、取引量および相互にインターフェースしている多くの情報システムの利用により高度に複雑なものとなっている。

IT問題のリスクは、使用されたデータ処理の連鎖あるいは、取引が会計システムに移されるまでの記録に起因して決算書の異常となるリスクを伴う可能性がある。そのようなリスクは特に以下の形態をとることもありうる。

- 権限のない者により情報システムや基礎となるデータベースを通じて経営および財務情報に行われた変更
- システム間のデータの処理あるいは移行における失敗
- 内部あるいは外部の不正に関連したと思われるサービスの中断または運用の問題

この文脈において上記の活動に関連する情報システムの管理に連動したコントロールの当社によるモニタリングは、決算書の信頼性に不可欠であり、監査上の主要な検討事項である。

私どもの対応

この活動に対する私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラルによって設定された情報システム管理に関連したコントロールに基づいている。情報システムにおける私どもの専門家の支援をえて、これらの活動にとって重要であると考えたアプリケーションに係るITの全般統制をテストした。

私どもの作業は特に以下の事項に関連している。

- 必要な場合には、2018年12月31日に終了した年度において有効ではないコントロールを識別した場合の監査手続きの拡大を伴う、特に専門的な経歴（リクルート、異動、辞任、契約の終了）が変更となるようなセンシティブな時期におけるアクセス権限に関してソシエテ・ジェネラルが設定したコントロール
- アプリケーションおよびインフラに対する潜在的な特別許可をえたアクセス
- 変更管理およびさらに具体的には開発および事業環境の間の分離
- セキュリティの全般的方針およびITのアプリケーションの開発（例えば、パスワードに関連するもの）
- 監査期間中のIT問題の処理

「最終ユーザー」のアプリケーションの見本に係るガバナンスおよび統制環境

これらの同じアプリケーションについては、情報フローの移動を評価するために、システム間の自動化されたインターフェースに関連したアプリケーション・コントロールを評価した。

ITの全般統制およびアプリケーション・コントロールに関する私どものテストは、特定のITアプリケーションに係るデータ分析作業によって補完された。

集合引当金の会計上の見積りの変更ならびに法人顧客に供与された貸出金およびその他のコミットメントの減損および引当金の測定

識別されたリスク

法人顧客に対する貸出金および債権は、その顧客あるいは相手先がその財務上の責任を果たすことができないければソシエテ・ジェネラルを潜在的損失にさらす信用リスクを伴っている。

減損および集合引当金を測定するために使用されている会計方針は、財務諸表の注2.6「減損および引当金」に記載されている。

2018年の事業年度において、ソシエテ・ジェネラルは、財務諸表の注1「重要な会計方針」に記載しているとおり信用リスクに対する集合引当金の計上について会計上の見積りを変更した。信用リスクに対する集合引当金の金額は現在、非正常貸出金について計算された存続期間の予想信用損失に基づいて測定されている。ソシエテ・ジェネラルの経営者はこれらの集合引当金を計算するために使用される仮定および変数を設定するために判断を行使している。

さらに、ソシエテ・ジェネラルは、不良債権の減損を測定するためにその判断を行使し、会計上の見積りを行っている。

私どもは、(i) 集合引当金の会計上の見積りの変更および(ii)貸出金およびその他のコミットメントの減損および引当金の測定、特に重要な個人のエクスポージャーを有する法人顧客について、監査上の重要な検討事項であると考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラルの減損および集合引当金の測定プロセスについて理解することから構成されている。私どもはこの測定のための基礎として使用されている仮定と変数を決定するために経営者が設定した主要なコントロールをテストした。

私どもの専門家の支援を得て集合ベースで引当金を決定している非正常貸出金に関して、私どもの作業は以下の内容から構成されている。

- 信用リスクの重要な増加を識別するために使用されているソシエテ・ジェネラルの仮定と文書を査定し、
- ソシエテ・ジェネラルが設定したガバナンスのフレームワークについて理解し、
- 集合引当金を測定するためにソシエテ・ジェネラルが使用している主要な変数を分析し、
- 2018年12月31日に終了した年度に行われた会計上の見積りの変更に関する開示を分析すること。

不良債権に関して、私どもの作業は、2018年12月31日現在の減損を見積るために使用している主要な仮定を、特にフランス国内の最も重要な法人顧客の選択に関するものをテストすることから構成されている。

私どもはまた、財務諸表の注2.6「減損および引当金」に記載している定性的および定量的開示を分析した。

特定の検証

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に従ってフランスの法律および規則により要求されている特定の検証を実施した。

経営者報告書および財政状態および財務諸表に関して株主に提供したその他の文書で提供された情報

私どもは取締役会の経営者報告書および財政状態および財務諸表に関して株主に提供されたその他の文書の中で与えられた情報の適正な表示および財務諸表との整合性について報告すべき事項は、下記の点を除いてない。

私どもは、フランスの商法のD.441-4条において言及された支払条件に関する情報の適正な表示および財務諸表との整合性に関して以下の事項を報告する。経営者報告書に記載されているとおり、この情報には、貴社がそのような取引は開示情報の範囲外であると考えているために、銀行およびその他の関連取引が含まれていない。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

私どもはコーポレート・ガバナンスに関する取締役会の報告書がフランス商法 (*Code de commerce*) のL.225-37-3条およびL.225-37-4条によって要求されている情報を記載していることを証明する。

取締役が受取った報酬と給付および彼らのために行われた他のコミットメントに関連したフランス商法 (*Code de commerce*) のL.225-37-3条の要求に従って与えられた情報に関して、私どもは財務諸表との整合性、財務諸表を作成するために使用したその基礎情報、また該当する場合には支配会社と被支配会社から貴社が入手した情報との整合性を検証した。これらの手続きに基づいて、この情報の正確性と適正な表示を証明する。

貴社がフランス商法 (*Code de commerce*) のL.225-37-5条に従えば、公開買付けあるいは取引の場合に影響がありそうだと考えた項目に関連する情報に関して、私どもはそれが私どもに提供された基礎となる文書に従っているということに同意した。私どもの作業に基づいて、この情報に関して観察された事項はない。

その他の情報

フランスの法律に従って、私どもは投資および支配持分の購入、株主または議決権の保有者の識別および株式持ち合いに関して要求されている情報が経営者報告書に適正に開示されていることを検証した。

その他の法令および規制の要求事項に関する報告書

法定監査人の指名

私どもはソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、デロイト・アンド・アソシエについては2003年4月18日の、またアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルについては2012年5月22日の年次株主総会により指名された。

2018年12月31日現在、デロイト・アンド・アソシエはその契約が中断されることなく16年目になり、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルは7年目となる。

以前アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは2000年から2011年までソシエテ・ジェネラルの法定監査人であった。

財務諸表に対する経営者およびガバナンスを担う人々の責任

経営者は、フランスの会計原則に準拠した財務諸表の作成および適正な表示ならびに経営者が不正または誤謬にかかわらず重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制に責任を有している。

財務諸表の作成に当たって、経営者は継続企業としての当社の継続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、当社を清算するか事業を中止することが予想されない限り会計上の継続企業の基礎を使用する責任を有している。

監査および内部統制委員会は、会計および財務報告の手続きに関して、財務報告プロセスおよび内部統制とリスク管理システムの有効性、該当する場合にはその内部監査をモニタリングする責任を有している。

財務諸表は、取締役会により承認された。

財務諸表の監査に対する法定監査人の責任

目的と監査アプローチ

私どもの役割は、財務諸表についての報告書を発行することである。私どもの目的は、財務諸表が全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることである。合理的な保証は高度なレベルの保証であるが、職業専門家としての基準に準拠して行われる監査は重要な虚偽表示が存在すれば必ずそれを発見するということを保証するものではない。虚偽表示は、不正あるいは誤謬から生じる可能性があり、個別にあるいは集計してこれらの財務諸表を基礎に行われる利用者の経済的意思決定に影響すると合理的に予想されれば重要とみなされる。

フランスの商法 (*Code de commerce*) のL.823-10-1条で明示されているように、私どもの法定監査には当社の存続可能性あるいは当社の業務の管理の質に関する保証を含むものではない。

フランスで適用される職業専門家としての基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査を通じて専門家としての判断を行使しており、さらに、

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず財務諸表の重要な虚偽リスクを識別、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを策定、実施し、監査人の意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると考えられる監査証拠を入手する。不正が共謀、偽造、意図的省略、不正確な表示あるいは内部統制の無効化を含んでいる可能性があるため、不正により生じた重要な虚偽表示を看破できないリスクは、誤謬から生じるものよりも高い。
- 状況において適切である監査手続きを策定するために監査に関連する内部統制の理解を得ているが、内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。
- 使用された会計方針の適切性および財務諸表において経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価している。

- 会計上の継続企業の基礎の経営者による使用の適切性や、入手した監査証拠に基づいて継続企業としての当社の継続能力に関する重要な疑義を生じさせるような事象あるいは状況に関連して重要な不確実性が存在するかどうかを評価している。この評価は、監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況によっては当社が継続企業として継続することができなくなる可能性もある。法定監査人が重要な不確実性が存在すると結論付ければ、財務諸表における関連する開示に監査報告書の中で注意を喚起する必要性があり、あるいはそのような開示が提供されないか不十分であれば、表明する意見を限定する必要性がある。
- 財務諸表全体としての表示を評価し、これらの財務諸表が基礎となる取引および事象を適正に表示することを達成する方法で表しているかどうかを評価する。

監査および内部統制委員会に対する報告書

私どもは、監査および内部統制委員会に監査の結果だけでなく、特に監査範囲および実施した監査計画の記述を含む報告書を提出している。私どもはまた、該当する場合には、私どもが識別した会計および財務報告の手続きに関する内部統制の重要な不備を報告する。

私どもの監査および内部統制委員会に対する報告書には重要な虚偽表示のリスクが含まれており、それは、当期の財務諸表の監査において私どもが職業専門家として判断する際にもっとも重要で、そのためこの報告書で記載するように要求されている監査上の主要な検討事項である。

私どもはまた、監査および内部統制委員会に規則（EU）第537/2014号の第6条において規定された申告を提示して、特にフランス商法（*Code de commerce*）のL.822-10条からL.822-14条および法定監査人に対するフランス倫理規則（*Code de déontologie*）に規定されているようなフランスで適用される規則の意味での私どもの独立性を堅持している。適切な場合には、私どもは私どもの独立性を損なうと合理的に思われるリスクおよび関連するセーフガードを監査および内部統制委員会と話し合っている。

パリ-ラ デファンス、2019年3月8日

法定監査人

フランス語の原本に署名

デロイト・アンド・アソシエ
ジャン-マルク ミケラー

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
ミシャ ミサキアン

[次へ](#)

連結財務諸表に対する法定監査人の監査報告書 ソシエテ・ジェネラルー2018年12月31日に終了した事業年度

アーnst・アンド・ヤング・エ・オートル

Tour First
TSA 14444
92037 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 可変資本
438 476 913 R.C.S. ナンテール

デロイト・アンド・アソシエ

6, place de la Pyramide
92908 Paris-La Défense Cedex
S.A. 資本金1,723,040ユーロ
572 028 041 R.C.S. ナンテール

ソシエテ・ジェネラル
株式会社
17, cours Valmy
92972 Paris-La Défense

2018年12月31日に終了した事業年度

これは、フランス語で発行された当社の連結財務諸表に対する法定監査人の監査報告書の日本語への翻訳であり、日本語圏の読者の便宜のためにのみ提供されるものである。この法定監査人の監査報告書には、ヨーロッパの規則およびフランスの法律により要求されている情報が含まれている。そのような情報は、例えば法定監査人の任命あるいは経営者報告書に開示されている当グループに関する情報の検証についての情報である。この報告書は、フランスの法律及びフランスで適用されている職業上の監査の基準に関連して、またそれに従って解釈するべきである。

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会宛

意見

私どもは、貴社年次株主総会での委任に従い、ソシエテ・ジェネラルの2018年12月31日に終了した事業年度の添付の連結財務諸表を監査した。

私どもは、この連結財務諸表は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に準拠して、当グループの2018年12月31日に終了した事業年度の経営成績ならびに同日現在の財政状態および資産・負債について、真実かつ適正に表示していると認める。

上記に表明した監査意見は、監査および内部統制委員会に提出した私どもの報告書と首尾一貫したものである。

意見の基礎

監査のフレームワーク

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に準拠して監査を実施した。私どもは、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どものこれらの基準に基づく責任は、私どもの報告書の「連結財務諸表の監査に対する法定監査人の責任」の項により詳しく記載している。

独立性

私どもは、2018年1月1日から私どもの報告書の発行日までの期間、私どもに適用される独立性の規則に準拠して私どもの監査業務を実施し、特に規則（EU）第537号/2014の第5条(1)あるいは法定監査人に対するフランスの倫理規則(*Code de déontologie*)で言及されている監査以外のいかなる禁止されたサービスも提供していない。

強調事項

上記に表明した意見には限定を付していないが、IFRS第9号「金融商品」の初度適用の影響を記載した連結財務諸表の注1「重要な会計方針」に留意してもらいたい。

評価の正当性-監査上の主要な検討事項

私どもの評価の正当性に関係するフランス商法（*Code de commerce*）のL.823-9条およびR.823-7条の要求事項に従って、私どもの職業専門家としての判断において当期の連結財務諸表の私どもの監査においてもっとも重要性のある重要な虚偽表示のリスクに関する監査上の主要な検討事項とともに私どもがそのようなリスクについてどのように取り組んだかについて通知する。

これらの事項は、私どもの全体としての連結財務諸表の監査の一部として行われ、そのため上記の私どもの意見に貢献したものである。連結財務諸表の個々の項目について意見を表明するものではない。

訴訟引当金の測定

識別されたリスク

340百万ユーロの金額の訴訟引当金（以後「訴訟引当金」）は、ソシエテ・ジェネラル・グループが関与しているいくつかの訴訟に関連する将来の資源流出のリスクをカバーするために2018年12月31日現在の貸借対照表の負債側に認識されており、連結財務諸表の注8.3.2「その他の引当金」に記載しているとおりである。ソシエテ・ジェネラルは、連結財務諸表の注9「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載された複数の当局から調査の対象となっており、規制上の情報提供の要請を受けている。

2018事業年度中に、ソシエテ・ジェネラル・グループは、以下の事項に関する当局との和解協議に伴い27億米ドルの罰金を支払った。

- 米国の経済制裁の対象になっている国、個人あるいは企業に関係する一定の米ドル取引に関する米国当局の調査
- リビアの相手先との一定の取引に関する調査
- IBORに関して提出した資料に関する調査

訴訟引当金の測定は、経営者の判断の行使に基づいており、監査上の主要な検討事項であると考えている。

私どもの対応

私どもの作業は特に以下のものから構成されている。

- 主な法的手続きおよび司法当局と規制当局者によって行われている調査をソシエテ・ジェネラル・グループの法務部門とモニタリングすること、
- 特に四半期ごとのソシエテ・ジェネラル・グループの経営者とのディスカッションを通じて訴訟引当金の測定のためのプロセスを理解すること、
- 私どもが、特にこのような事件に精通したソシエテ・ジェネラル・グループの外部の法律顧問から入手した情報を基礎に訴訟引当金を決定するために使用された仮定の評価、
- 連結財務諸表の注記におけるこれらの訴訟に関する開示を評価すること。

フランスおよび米国の繰延税金資産の回収可能性

識別されたリスク

2018年12月31日現在、4,753百万ユーロが繰延税金資産に計上された。

連結財務諸表の注6「法人所得税」に記載されているとおり、ソシエテ・ジェネラル・グループはそれぞれの納税事業体のレベルで繰延税金を計算し、当該納税事業体が一時差異と税務上の繰越欠損金を決められた一定の期間にわたって利用することができるような将来の課税所得を獲得できる可能性が高いと考えられるときその期末日において繰延税金資産を認識する。

さらに、連結財務諸表の注6「法人所得税」および注9「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載されている通り、特定の税務上の繰越欠損金についてフランス税務当局による調査を受けており、その結果問題にされる可能性がある。

フランスと米国の繰延税金資産（これらの資産の最も重要な部分を占めている）の回収可能性を評価するために使用された仮定およびこの点において経営者によって行使された判断を考慮し、私どもはこの問題を監査上の主要な検討事項として識別した。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラル・グループがこれまでに生じた税務上の繰越欠損金を将来利用することができる可能性を、特にフランスおよび米国の将来の課税所得を生む能力に基づいて評価することにある。

監査チームの一員である私どもの税務専門家の支援をえて、私どもは、

- 過年度の業績予想を当該年度の実際の業績と比較し、
- 経営者が策定し、取締役会が承認した3ヶ年事業計画および業績予想を策定するために3年という期間を超えて経営者が使用した仮定を理解し、

- ソシエテ・ジェネラル・グループが定義した不利なシナリオの場合のこれらの仮定の感応度を評価し、
- ソシエテ・ジェネラルの状況を分析し、一部税務当局により異議を申し立てられているフランスの税務上の繰越欠損金に関して、外部の税務顧問の意見を理解し、
- 連結財務諸表の注6および9における繰延税金資産に関する開示を分析した。

複雑な金融商品の評価

識別されたリスク

その市場活動の中で、ソシエテ・ジェネラルはトレーディング目的で複雑な金融商品を保有している。

複雑な商品の公正価値を計算するために、当グループは、連結財務諸表の注3.4「公正価値で測定する金融商品の公正価値」に記載しているとおり、市場ではすべてが観察可能とは限らない変数およびデータに基づく技法あるいは社内モデルを使用している。これらの商品进行评估するために使用されたモデルおよびデータは、経営者の見積りに基づいている。

金融商品の公正価値を決定するための判断の使用、後者のモデリングの複雑さおよび使用するモデルの多様性により、私どもは複雑な金融商品の評価が監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、複雑な金融商品の評価に関連する特定の主要な内部統制プロセスに焦点をあてている。

金融商品の評価において私どもの専門家の支援をえて、私どもは以下の主なステージを含むアプローチを策定した。

- 私どもはこれらのモデルを情報システムに入力するためのプロセスを含め、新規商品およびその評価モデルの承認および検証のための手続きを習熟した。
- 私どもは、使用した評価モデルのリスク部門のコントロールに関係するガバナンスを評価した。
- さらに言えば、テストに基づいて私どもは複雑な商品の特定のカテゴリに対する評価公式を検討した。
- 私どもは、評価モデルのインプットを提供するために使用する特定の市場変数を分析した。
- 損益の説明プロセスについて、銀行が使用する分析原則を習熟し、コントロールのテストを実施した。私どもはまた、日次損益の説明プロセスに関して実施したコントロールについてデータベースに係る「分析的」IT手続きを実施した。
- 四半期末ごとに私どもは第三者による価格の検証に対するプロセスの実績を入手し、重要な影響がある場合に市場データに比較した変数の差異について、そのような差異の会計処理とともに分析した。
- 私どもは、私どものツールを使用して複雑なデリバティブ金融商品から選択してカウンター評価を実施した。

- 私どもは、見積もりの基礎となる文書化された方法が連結財務諸表の注3.4「公正価値で測定された金融商品の公正価値」に記載された原則に準拠しているかを検討し、公正価値ヒエラルキーのレベルを決定するために使用した基準、特に取引の観察可能性を分析した。

デリバティブ金融商品および発行済み仕組債券に係る情報テクノロジーのリスク

識別されたリスク

ソシエテ・ジェネラルのデリバティブ金融商品および発行済み仕組債券は、連結財務諸表の注3.2「金融デリバティブ」の取引ポートフォリオのデリバティブ金融商品の正味ポジションの重要性によって説明されているようにその市場活動の中で重要な活動を構成している。

この活動は、処理された金融商品の性質、取引量および相互にインターフェースしている多くの情報システムの利用により高度に複雑なものとなっている。

IT問題のリスクは、使用されたデータ処理の連鎖あるいは、取引が会計システムに移されるまでの記録に起因して決算書の異常となるリスクを伴う可能性がある。そのようなリスクは特に以下の形態をとることもありうる。

- 権限のない者により情報システムや基礎となるデータベースを通じて経営および財務情報に行われた変更
- システム間のデータの処理あるいは移行における失敗
- 内部あるいは外部の不正に関連したと思われるサービスの中断または運用の問題

この文脈において上記の活動に関連する情報システムの管理に連動したコントロールのソシエテ・ジェネラル・グループによるモニタリングは、決算書の信頼性に不可欠であり、監査上の主要な検討事項である。

私どもの対応

この活動に対する私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラル・グループによって設定された情報システム管理に関連したコントロールに基づいている。情報システムにおける私どもの専門家の支援をえて、これらの活動にとって重要であると考えたアプリケーションに係るITの全般統制をテストした。

私どもの作業は特に以下の事項に関連している。

- 必要な場合には、2018年12月31日に終了した年度において有効ではないコントロールを識別した場合の監査手続きの拡大を伴う、特に専門的な経歴（リクルート、異動、辞任、契約の終わり）が変更となるようなセンシティブな時期におけるアクセス権限に関してソシエテ・ジェネラル・グループが設定したコントロール
- アプリケーションおよびインフラに対する潜在的な特別許可をえたアクセス
- 変更管理およびさらに具体的には開発および事業環境の間の分離
- セキュリティの全般的方針およびITのアプリケーションの開発（例えば、パスワードに関連するもの）

■ 監査期間中のIT問題の処理

■ 「最終ユーザー」のアプリケーションの見本に係るガバナンスおよび統制環境

これらの同じアプリケーションについては、情報フローの移動を評価するために、システム間の自動化されたインターフェースに関連したアプリケーション・コントロールを評価した。

ITの全般統制およびアプリケーション・コントロールに関する私どものテストは、特定のITアプリケーションに係るデータ分析作業によって補完された。

IFRS第9号「金融商品」の初度適用

識別されたリスク

2018年1月1日現在、当グループはその保険事業に関連するものを除いて、その金融資産および負債にIFRS第9号「金融商品」（フェース1および2）を適用した。この基準は、金融資産の減損に関連したルール of 重要な変更とともに、これらの資産および負債に関する新しい分類および測定 of ルールを導入するものである。

IFRS第9号「金融商品」の初度適用の結果、ソシエテ・ジェネラルは、税引後純資産に-11億ユーロの影響を認識し（主にステージ1および2に分類された貸出金および債権の減損に関するもの）、2018年1月1日現在の開始貸借対照表を公表し、IAS第39号に基づく2017年12月31日現在の貸借対照表を2018年1月1日現在のIFRS第9号に基づく開始貸借対照表へ移行することに関する詳細な開示を提供した（保険の資産および負債を除く）。定性的および定量的開示は主に、注1.4「IFRS第9号の初度適用：「金融商品」」および第3号「金融商品」に記載している。連結財務諸表の注記の開示の性格を含む影響の決定には、多くの仮定と判断の行使、特に信用リスクの基準の著しい増加、マクロ経済予測の統合および予想信用損失の測定を必要とした。

さらに、ソシエテ・ジェネラル・グループは、不良債権（ステージ3に分類）の減損を測定するのに、その判断を行使し、会計上の見積りを行っている。

IFRS第9号の初度適用に関連した複雑性および連結財務諸表の注記にソシエテ・ジェネラル・グループによってこの点について提供されるべき開示の量を考えると、私どもはIFRS第9号「金融商品」の初度適用を監査上の主要な検討事項と考えた。

私どもの対応

私どもは、監査チームの一員である私どものスペシャリストの支援をえて、ソシエテ・ジェネラルがIFRS第9号を実施するために展開した措置と行った分析について私ども自身が習熟した。

分類と測定に関して、私どもの監査手続きは、特に当グループが行った分析と活動レベルでの内訳をレビューし、ソシエテ・ジェネラルの分析において決定した資産の分類が連結財務諸表の注記に記載された会計方針に従っているかを契約のサンプルに基づいてテストすることから構成されている。

減損に関して、私どもの監査手続きは、特に以下の事項から構成されている。

■ 当グループが実施した方針および活動レベルで適用した方法論がIFRS第9号に準拠していることを調査し、

■ 私ども自身がガバナンス指標を習熟し、グループ・レベルで実施した主要なコントロールをテストし、

- 財務情報を作成するために使用されている情報システムに設定されたモデルの選択についてテストし、
- 2018年1月1日現在のポートフォリオの選択に係る予想信用損失の反対評価を実施し、
- (i) 2018年1月1日現在のステージ1および2の残高および資産減損を分類するのにソシエテ・ジェネラル・グループが使用している主要な変数および(ii) 2018年12月31日現在適用されている方法の一貫性を調査し、
- ステージ3に分類されている貸出金に係る減損を見積るのに使用した主要な仮定、特にフランス国内の最も重要な法人向け貸出金の選択について2018年12月31日現在でテストすること。

さらに、私どもは、この基準の初度適用に関して連結財務諸表の注記に公表した定性的および定量的開示を調査した。

特定の検証

フランスの法律で要請されているとおり、私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に従って取締役会の経営者報告書に開示されている当グループに関する情報を検証した。

その適正な表示および連結財務諸表との整合性について報告する事項はない。

私どもは、フランスの商法のL.225-102-1条において規定された連結非財務業績表が、経営者報告書に記載した当グループに関連する開示に含まれていることを証明しているが、同商法のL.823-10条に従って、この報告書に含まれている情報の適正性あるいは独立した第三者の報告書において検証されなければならない連結財務諸表との整合性については検証していないということを明記する。

その他の法令および規制の要求事項に関する報告書

法定監査人の指名

私どもはソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、デロイト・アンド・アソシエについては2003年4月18日の、またアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルについては2012年5月22日の年次株主総会により指名された。

2018年12月31日現在、デロイト・アンド・アソシエはその契約が中断されることなく16年目になり、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルは7年目となる。

以前アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは2000年から2011年までソシエテ・ジェネラルの法定監査人であった。

連結財務諸表に対する経営者およびガバナンスを担う人々の責任

経営者は、欧州連合により採択された国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表の作成および適正な表示ならびに経営者が不正または誤謬にかかわらず重要な虚偽表示がない連結財務諸表の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制に責任を有している。

連結財務諸表の作成に当たって、経営者は継続企業としての当社の継続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、当社を清算するか事業を中止することが予想されない限り会計上の継続企業の基礎を使用する責任を有している。

監査および内部統制委員会は、会計および財務報告の手続きに関して、財務報告プロセスおよび内部統制とリスク管理システムの有効性、該当する場合にはその内部監査をモニタリングする責任を有している。

連結財務諸表は、取締役会により承認された。

連結財務諸表の監査に対する法定監査人の責任

目的と監査アプローチ

私どもの役割は、連結財務諸表についての報告書を発行することである。私どもの目的は、連結財務諸表が全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることである。合理的な保証は高度なレベルの保証であるが、職業専門家としての基準に準拠して行われる監査は重要な虚偽表示が存在すれば必ずそれを発見するということを保証するものではない。虚偽表示は、不正あるいは誤謬から生じる可能性があり、個別にあるいは集計してこれらの連結財務諸表を基礎に行われる利用者の経済的意思決定に影響すると合理的に予想されれば重要とみなされる。

フランスの商法 (*Code de commerce*) のL.823-10-1条で明示されているように、私どもの法定監査には当社の存続可能性あるいは当社の業務の管理の質に関する保証を含むものではない。

フランスで適用される職業専門家としての基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査を通じて専門家としての判断を行使しており、さらに、

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず連結財務諸表の重要な虚偽リスクを識別、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを策定、実施し、監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると考えられる監査証拠を入手する。不正が共謀、偽造、意図的な省略、不正確な表示あるいは内部統制の無効化を含んでいる可能性があるため、不正により生じた重要な虚偽表示を看破できないリスクは、誤謬から生じるものよりも高い。
- 状況において適切である監査手続きを策定するために監査に関連する内部統制の理解を得ているが、内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。
- 使用された会計方針の適切性および連結財務諸表において経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価している。
- 会計上の継続企業の基礎の経営者による使用の適切性や、入手した監査証拠に基づいて継続企業としての当社の継続能力に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関連して重要な不確実性が存在するかどうかを評価している。この評価は、監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況によっては当社が継続企業として継続することができなくなる可能性もある。法定監査人が重要な不確実性が存在すると結論付ければ、連結財務諸表における関連する開示に監査報告書の中で注意を喚起する必要性があり、そのような開示が提供されないか不十分であれば、表明する意見を限定する必要性がある。
- 連結財務諸表全体としての表示を評価し、これらの財務諸表が基礎となる取引および事象を適正な表示を達成する方法で表しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に関して意見を表明するために当グループの中の事業体または事業活動の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。法定監査人は、連結財務諸表の監査の方向性、監視および実行およびこれらの連結財務諸表に関して表明する意見に責任を有している。

監査および内部統制委員会に対する報告書

私どもは、監査および内部統制委員会に監査の結果だけでなく、特に監査範囲および実施した監査計画の記述を含む報告書を提出している。私どもはまた、該当する場合には、私どもが識別した会計および財務報告の手続きに関する内部統制の重要な不備を報告する。

私どもの監査および内部統制委員会に対する報告書には重要な虚偽表示のリスクが含まれており、それは、当期の連結財務諸表の監査において私どもが職業専門家として判断する際にもっとも重要で、そのためこの報告書で記載するように要求されている監査上の主要な検討事項である。

私どもはまた、監査および内部統制委員会に規則（EU）第537/2014号の第6条において規定された申告を提示して、特にフランス商法（*Code de commerce*）のL.822-10条からL.822-14条および法定監査人に対するフランス倫理規則（*Code de déontologie*）に規定されているようなフランスで適用される規則の意味での私どもの独立性を堅持している。適切な場合には、私どもの独立性を損なうと合理的に思われるリスクおよび関連するセーフガードを監査および内部統制委員会と話し合っている。

パリ-ラ デファンス、2019年3月8日

法定監査人

フランス語の原本に署名

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
ミシャ ミサキアン

デロイト・アンド・アソシエ
ジャン-マルク ミケラー

財務諸表に対する法定監査人の監査報告書 ソシエテ・ジェネラルー2019年12月31日に終了した事業年度

デロイト・アンド・アソシエ
6, place de la Pyramide
92908 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 資本金2,188,160ユーロ
572 028 041 R.C.S. ナンテール

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
Tour First-TSA 14444
92037 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 可変資本
438 476 913 R.C.S. ナンテール

会計監査人
ベルサイユ地方の会社のメンバー

会計監査人
ベルサイユ地方の会社のメンバー

ソシエテ・ジェネラル
株式会社
17, cours Valmy
92972 Paris-La Défense

2019年12月31日に終了した事業年度

これは、フランス語で発行された当社の財務諸表に対する法定監査人の監査報告書の日本語への翻訳であり、日本語圏の読者の便宜のためにのみ提供されるものである。この法定監査人の監査報告書には、ヨーロッパの規則およびフランスの法律により要求されている情報が含まれている。そのような情報は、例えば法定監査人の任命あるいは経営者報告書および株主に提供された他の文書の検証に関する情報の検証についての情報である。この報告書は、フランスの法律及びフランスで適用されている職業上の監査の基準に関連して、またそれに従って解釈すべきである。

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会宛

意見

私どもは、貴社年次株主総会での委任に従い、ソシエテ・ジェネラルの2019年12月31日に終了した事業年度の添付の財務諸表を監査した。

私どもは、この財務諸表は、フランスの会計原則に準拠して、当社の2019年12月31日現在の資産・負債および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績について、真実かつ適正に表示していると認める。

上記に表明した監査意見は、監査および内部統制委員会に提出した私どもの報告書と首尾一貫したものである。

意見の基礎

監査のフレームワーク

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に準拠して監査を実施した。私どもは、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どものこれらの基準に基づく責任は、私どもの報告書の「財務諸表の監査に対する法定監査人の責任」の項により詳しく記載している。

独立性

私どもは、2019年1月1日から私どもの報告書の日までの期間、私どもに適用される独立性の規則に準拠して私どもの監査業務を実施し、特に規則（EU）第537号/2014の第5条(1)あるいは法定監査人に対するフランスの倫理規則(*Code de déontologie*)で言及されている監査以外のいかなる禁止されたサービスも提供していない。

評価の正当性-監査上の主要な検討事項

私どもの評価の正当性に関するフランス商法 (*Code de commerce*) のL.823-9条およびR.823-7条の要求事項に従って、私どもの職業専門家としての判断において当期の財務諸表の私どもの監査においてもっとも重要性のある重要な虚偽表示のリスクに関する監査上の主要な検討事項とともに私どもがそのようなリスクについてどのように取り組んだかについて通知する。

これらの事項は、財務諸表の私どもの監査の全体としての状況の中で、それに関する私どもの意見を形成する際に取り扱われ、財務諸表の個々の項目について別の意見を表明するものではない。

フランスおよび米国の繰延税金資産の回収可能性

識別されたリスク

2019年12月31日現在、繰越欠損金に係る繰延税金資産が、フランスおよび米国の納税グループに関する2,586百万ユーロを含め、2,613百万ユーロの金額で計上された。

財務諸表の注5「税金」に記載されているとおり、ソシエテ・ジェネラルは、それぞれの納税事業体のレベルで繰延税金を計算し、当該納税事業体が一時差異と税務上の繰越欠損金が一定の期間内に相殺することができるような将来の課税所得を獲得できる可能性が高いと考えられるときその期末日において繰延税金資産を認識する。

さらに、財務諸表の注5「税金」および注8「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載されている通り、特定の税務上の繰越欠損金についてフランス税務当局による調査を受けており、その結果問題にされる可能性がある。

フランスと米国の繰延税金資産（認識された資産の大部分を占めている）の回収可能性を評価するために使用された仮定、特に将来の課税所得およびこの点について経営者によって行使された判断について、私どもはこの問題を監査上の主要な検討事項として識別した。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラルがこれまでに生じた税務上の繰越欠損金を将来利用することができる可能性を、特にフランスおよび米国の将来の課税所得を生む能力に関して評価することにある。

監査チームの一員である私どもの税務専門家の支援をえて、私どもは、

- 過年度の業績予想を当該年度の実際の業績と比較し、
- 経営者が策定し、取締役会が承認した3ヶ年事業計画および税務上の業績予想を策定するために3年という期間を超えて経営者が使用した仮定を理解し、

- 3年間にわたる予想一時差異を理解し、
- ソシエテ・ジェネラルが定義した不利なシナリオの場合のこれらの仮定の感応度を分析し、
- ソシエテ・ジェネラルの状況を分析し、特に一部税務当局により異議を申し立てられているフランスの税務上の繰越欠損金に関する外部の税務顧問の意見を理解し、
- 財務諸表の注5「税金」および注8「リスクおよび訴訟に係る情報」において開示した繰延税金資産に関して当社が提供した情報を調査した。

顧客に対する貸出金およびコミットメントに関連する減損および引当金の測定

識別されたリスク

顧客貸出金および債権は、顧客または取引先がその金融上のコミットメントに応えることができない場合にソシエテ・ジェネラルに潜在的損失をもたらす可能性がある信用リスクを伴っている。ソシエテ・ジェネラルは、このリスクをカバーする減損および引当金を認識している。

一方で個別の減損、他方で引当金の測定に使用される会計方針は、財務諸表の注2.6「減損および引当金」に示されている。

信用リスクに対する集合的な引当金の金額は、1年以内および満期日までの予想信用損失の金額に基づいて測定され、それぞれ格下げされない正常債権および格下げされた正常債権を基礎に計算される。これらの集合的な引当金は、計算のいろいろな段階で判断の行使を要求する統計的モデルを使用して決定される。さらに、ソシエテ・ジェネラルは、回収懸念債権に対する個別の減損のレベルを測定するために判断を行使し、会計上の見積りを行っている。

2019年12月31日現在、信用リスクにさらされている顧客貸出金の残高は、合計323,501百万ユーロ、減損の合計は2,755百万ユーロおよび引当金の合計は、1,024百万ユーロとなっている。

私どもは、経営者が判断を行使し、見積もりを行う必要があるため、貸出金が重要な金額であるかぎり、特に最もセンシティブな経済セクターおよび地域の会社に供与された金融に係る信用リスクに関して信用リスクの評価および減損および引当金の測定を主要な監査上の検討事項と考えている。

私どもの対応

監査チーム内のリスク管理およびモデリングの専門家の協力をえて、私どもはもっともセンシティブな経済セクターおよび地域にある会社に供与された金融とともに最も重要な貸出金および顧客貸出金のポートフォリオに私どもの作業の重点をおいた。

私どもは、ソシエテ・ジェネラルの内部統制を理解し、信用リスクの評価および予想損失の測定に関係する手動のおよび自動化された主要なコントロールをテストした。

私どもの作業は特に以下のものから構成されている。

- ガバナンスの計画を理解し、設定された主要なコントロールをテストすること；
- ソシエテ・ジェネラルが定義した引当金計算モデルの正しい目盛を評価するために2019年12月31日現在ののみなし正常債権のポートフォリオの選択に係る予想信用損失のカウンター計算を実施すること；

- 2019年12月31日現在の集合的な引当金を測定するためにソシエテ・ジェネラル・グループが使用する主要な変数を分析すること；
- 2019年12月31日現在で、特に法人顧客に対する最も重要な貸出金の選定について、関連する個別の減損の見積りとともに貸出金を回収懸念がある債権として分類するために使用される主要な仮定をテストすること。

私どもは、財務諸表の注2.6「減損および引当金」に開示された信用リスクに関する定性的、定量的情報も調査した。

複雑な金融商品の評価

識別されたリスク

その市場活動の範囲の中で、ソシエテ・ジェネラルはトレーディング目的で金融商品を保有している。2019年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの貸借対照表の資産に338,426百万ユーロが計上されている。

複雑な商品の公正価値を計算するために、ソシエテ・ジェネラルは、財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」に記載しているとおり、あるものは市場で観察可能ではない変数およびデータに基づく技法あるいは社内モデルを使用している。必要であれば、これらの評価は追加の引当金または価値調整を含む。これらの商品を評価するために使用されたモデルおよびデータは、経営者の判断と見積りに基づいている。

市場価額を決定する際の判断の行使、後者のモデリングの複雑さおよび使用するモデルの多様性により、私どもは複雑な金融商品の評価が監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、複雑な金融商品の評価に関連する主要な内部統制プロセスに基づいている。

監査チーム内の金融商品の評価の専門家の支援をえて、私どもは以下の主なステージを含むアプローチを策定した。

- 私どもはこれらのモデルを情報システムに入力するためのプロセスを含め、新規商品およびその評価モデルの承認および検証のための手続きを理解した。
- 私どもは、リスク部門が評価モデルのコントロールについて設定したガバナンスを分析した。
- サンプルに基づいて、私どもは複雑な商品の特定の Kategorie および関係する価値調整に対する評価公式を個別に分析した。
- 私どもは、評価変数の第三者による検証に関係する主要なコントロールをテストし、評価モデルに対しインプットを提供するために使用する特定の市場変数を分析した。
- 価値の変動を説明するために使用されるプロセスについて、銀行が使用する分析方針を理解し、コントロールのテストを実施した。私どもはまた、特定の活動に関連する日次のコントロール・データについて「分析的」IT手続きを実施した。

- 外部の市場データを使用して評価モデルについておこなった第三者による価格の検証プロセスの四半期ごとの実績を入手し、重要な影響がある場合に市場データに比較した変数の差異とそのような差異の会計処理を分析した。
- 私どもは、私どものツールを使用して複雑なデリバティブ金融商品から選択してカウンター評価を実施した。
- 私どもは、見積もりの基礎となる方法が財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」に記載された原則に準拠しているかを調査した。

デリバティブ金融商品および仕組債券に係るITリスク

識別されたリスク

ソシエテ・ジェネラルのデリバティブ金融商品および発行済み仕組債券は、財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」の取引ポートフォリオのデリバティブ金融商品の正味ポジションの重要性によって説明されているように銀行の市場活動の中で重要な活動を構成している。

この活動は、処理された金融商品の性質、取引量およびインターフェースしている多くの情報システムの利用を前提として高度に複雑なものとなっている。

使用されたデータ処理の連鎖における事象あるいは、取引が会計システムに移されるまでを記録することに関連する会計帳簿に重要な虚偽記載が発生するリスクが、以下の事項から生じることがありうる。

- 権限のない者により情報システムや基礎となるデータベースを通じて経営および財務情報に行われた変更
- システム間のデータの処理あるいは移行における失敗
- 内部あるいは外部の不正に関連しているか、あるいはしていないかもしれないサービスの中断または運用の問題

これに関連して、会計帳簿の信頼性を確かめるために、上記の活動において使用される情報システムの管理に関連するコントロールをソシエテ・ジェネラルがマスターすることが不可欠である。

私どもは、これを監査上の主要な検討事項と考えた。

私どもの対応

この活動に対する私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラル・グループによって設定された情報システムの管理に関連したコントロールに基づいている。私どものチーム内の情報システムの専門家の支援をえて、これらの活動にとって重要であると考えたアプリケーションに係るITの全般統制をテストした。

私どもの作業は特に以下の事項に関連している。

- 年度中に識別したコントロールが有効ではない場合に、必要に応じて、監査手続きを拡大するとともに、特に専門的な経歴（リクルート、異動、辞任、契約の終わり）におけるセンシティブな時期にソシエテ・ジェネラルがアクセス権限に関して設定したコントロール

- アプリケーションおよびインフラに対する潜在的な特別許可をえたアクセス
- アプリケーションに関係した変更管理およびさらに具体的には開発および事業環境の間の分離
- セキュリティの全般的方針およびITのアプリケーションの開発（例えば、パスワードに関連するもの）
- 監査期間中のIT問題の処理
- アプリケーションのサンプルに係るガバナンスおよび統制環境

これらの同じアプリケーションについては、情報フローの移動を評価するために、システム間の自動化されたインターフェースに関連した主要なアプリケーション・コントロールをテストした。

特定の検証

私どもは、フランスで適用されている職業専門家の基準に従って、法令により要求されている特定の検証を検証した。

株主に提供された財政状態および財務諸表に関する経営者報告書およびその他の文書に与えられた情報

下記の点以外で株主に提供された財政状態および財務諸表に関する取締役会の経営者報告書およびその他の文書に与えられた情報の適正な表示および財務諸表との整合性について報告する事項はない。

私どもは、フランス商法 (*Code de commerce*) のD.441-4条に言及された支払期限に関連する情報の適正な表示および財務諸表との整合性に関して以下の報告事項がある。経営者報告書に記載されているとおり、この情報には、貴社がそのような取引は開示情報の範囲外であると考えているために、銀行およびその他の関連取引が含まれていない。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

私どもは取締役会のコーポレート・ガバナンスに関する報告書がフランス商法 (*Code de commerce*) のL.225-37-3条およびL.225-37-4条により要求されている情報を提示していることを証明する。

取締役が受取った報酬および給付ならびに彼らのために行われたその他のコミットメントに係するフランス商法 (*Code de commerce*) のL.225-37-3条の要求事項に従って与えられた情報に関して、私どもは、財務諸表との整合性、またはこれらの財務諸表を作成するために使用された基礎となる情報との整合性、および該当する場合には、貴社により支配され、連結範囲に含まれている会社から貴社が入手した情報との整合性を検証した。これらの手続きに基づいて、私どもは、この情報の正確性と適正な表示を証明する。

フランス商法 (*Code de commerce*) のL.225-37-5条によって、貴社が公開買付けまたは取引の場合に影響を与える可能性があると考えた項目に関連する情報に関して、私どもはこれらを私どもに提供された基礎となる文書に従っているということに同意した。私どもの作業に基づいてこの情報に関する意見はない。

その他の情報

フランスの法律に準拠して、私どもは、投資および支配持分の購入ならびに株主または議決権保有者の識別および株式持ち合いに関して必要な情報が経営者報告書に適正に開示されていることを検証した。

その他の法令および規制の要求事項に関する報告書

法定監査人の指名

私どもはソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、デロイト・アンド・アソシエについては2003年4月18日の、またアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルについては2012年5月22日の年次株主総会により指名された。

2019年12月31日現在、デロイト・アンド・アソシエはその契約が中断されることなく17年目になり、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルは8年目となる。

以前アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは2000年から2011年までソシエテ・ジェネラルの法定監査人であった。

経営者およびガバナンスを担う人々の財務諸表に対する責任

経営者は、フランスの会計原則に準拠した財務諸表の作成および適正な表示ならびに経営者が不正または誤謬にかかわらず重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制に責任を有している。

財務諸表の作成に当たって、経営者は継続企業としての当社の継続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、当社を清算するか事業を中止することが予想されない限り会計上の継続企業の基礎を使用する責任を有している。

監査および内部統制委員会は、会計および財務報告の手続きに関して、財務報告プロセスおよび内部統制とリスク管理システムの有効性、該当する場合にはその内部監査をモニタリグする責任を有している。

財務諸表は、取締役会により承認された。

財務諸表の監査に対する法定監査人の責任

目的と監査アプローチ

私どもの役割は、財務諸表についての報告書を発行することである。私どもの目的は、財務諸表が全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることである。合理的な保証は高度なレベルの保証であるが、職業専門家としての基準に準拠して行われる監査は重要な虚偽表示が存在すれば必ずそれを発見するということを保証するものではない。虚偽表示は、不正あるいは誤謬から生じる可能性があり、個別にあるいは集計してこれらの財務諸表を基礎に行われる利用者の経済的意思決定に影響すると合理的に予想されれば重要とみなされる。

フランス商法 (*Code de commerce*) のL.823-10-1条で明示されているように、私どもの法定監査には当社の存続可能性あるいは当社の業務の管理の質に関する保証を含むものではない。

フランスで適用される職業専門家としての基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査を通じて専門家としての判断を行使しており、さらに、

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを策定、実施し、監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると考えられる監査証拠を入手する。不正が共謀、偽造、意図的な省略、不正確な表示あるいは内部統制の無効化を含んでいる可能性があるため、不正により生じた重要な虚偽表示を看破できないリスクは、誤謬から生じるものよりも高い。
- 状況において適切である監査手続きを策定するために監査に関連する内部統制の理解を得ているが、内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。
- 使用された会計方針の適切性および財務諸表において経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価している。
- 会計上の継続企業の基礎の経営者による使用の適切性や、入手した監査証拠に基づいて継続企業としての当社の継続能力に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関連して重要な不確実性が存在するかどうかを評価している。この評価は、監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況によっては当社が継続企業として継続することができなくなる可能性もある。法定監査人が重要な不確実性が存在すると結論付ければ、財務諸表における関連する開示に監査報告書の中で注意を喚起する必要性があり、そのような開示が提供されないか不十分であれば、表明する意見を限定する必要性がある。
- 財務諸表全体としての表示を評価し、これらの財務諸表が基礎となる取引および事象を適正な表示を達成する方法で表しているかどうかを評価する。

監査および内部統制委員会に対する報告書

私どもは、監査および内部統制委員会に監査の結果だけでなく、特に監査範囲および実施した監査計画の記述を含む報告書を提出している。私どもはまた、該当する場合には、私どもが識別した会計および財務報告の手続きに関する内部統制の重要な不備を報告する。

私どもの監査および内部統制委員会に対する報告書には重要な虚偽表示のリスクが含まれており、それは、当期の財務諸表の監査において私どもが職業専門家として判断する際にもっとも重要で、そのためこの報告書で記載するように要求されている監査上の主要な検討事項である。

私どもはまた、監査および内部統制委員会に規則（EU）第537/2014号の第6条において規定された申告を提示して、特にフランス商法（*Code de commerce*）のL.822-10条からL.822-14条および法定監査人に対するフランス倫理規則（*Code de déontologie*）に規定されているようなフランスで適用される規則の意味での私どもの独立性を堅持している。適切な場合には、私どもの独立性を損なうと合理的に思われるリスクおよび関連するセーフガードを監査および内部統制委員会と話し合っている。

パリ-ラ デファンス、2020年3月12日

法定監査人

フランス語の原本に署名

デロイト・アンド・アソシエ
ジャン-マルク ミケラー

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
ミシャ ミサキアン

[次へ](#)

連結財務諸表に対する法定監査人の監査報告書 ソシエテ・ジェネラルー2019年12月31日に終了した事業年度

アーnst・アンド・ヤング・エ・オートル

Tour First
TSA 14444
92037 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 可変資本
438 476 913 R.C.S. ナンテール

デロイト・アンド・アソシエ

6, place de la Pyramide
92908 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 資本金2,188,160ユーロ
572 028 041 R.C.S. ナンテール

ソシエテ・ジェネラル
株式会社
17, cours Valmy
92972 Paris-La Défense

2019年12月31日に終了した事業年度

これは、フランス語で発行された当社の連結財務諸表に対する法定監査人の監査報告書の日本語への翻訳であり、日本語圏の読者の便宜のためにのみ提供されるものである。この法定監査人の監査報告書には、ヨーロッパの規則およびフランスの法律により要求されている情報が含まれている。そのような情報は、例えば法定監査人の任命あるいは経営者報告書に開示されている当グループに関する情報の検証についての情報である。この報告書は、フランスの法律及びフランスで適用されている職業上の監査の基準に関連して、またそれに従って解釈するべきである。

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会宛

意見

私どもは、貴社年次株主総会での委任に従い、ソシエテ・ジェネラルの2019年12月31日に終了した事業年度の添付の連結財務諸表を監査した。

私どもは、この連結財務諸表は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に準拠して、当グループの2019年12月31日に終了した事業年度の経営成績ならびに同日現在の財政状態および資産・負債について、真実かつ適正に表示していると認める。

上記に表明した監査意見は、監査および内部統制委員会に提出した私どもの報告書と首尾一貫したものである。

意見の基礎

監査のフレームワーク

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に準拠して監査を実施した。私どもは、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どものこれらの基準に基づく責任は、私どもの報告書の「連結財務諸表の監査に対する法定監査人の責任」の項により詳しく記載している。

独立性

私どもは、2019年1月1日から私どもの報告書の発行日までの期間、私どもに適用される独立性の規則に準拠して私どもの監査業務を実施し、特に規則（EU）第537号/2014の第5条(1)あるいは法定監査人に対するフランスの倫理規則(*Code de déontologie*)で言及されている監査以外のいかなる禁止されたサービスも提供していない。

強調事項

上記に表明した意見には限定を付していないが、以下の事項に留意してもらいたい。

- IFRS第16号「リース」の初度適用の影響を表示する連結財務諸表に対する注1「重要な会計方針」および注8.4「有形および無形固定資産」
- IAS第12号「法人所得税」の修正の初度適用の影響を表示する連結財務諸表に対する注1「重要な会計方針」および注6「法人所得税」

評価の正当性-監査上の主要な検討事項

私どもの評価の正当性に関係するフランス商法 (*Code de commerce*) のL.823-9条およびR.823-7条の要求事項に従って、私どもの職業専門家としての判断において当期の連結財務諸表の私どもの監査においてもっとも重要性のある重要な虚偽表示のリスクに関する監査上の主要な検討事項とともに私どもがそのようなリスクについてどのように取り組んだかについて通知する。

これらの事項は、私どもの全体としての連結財務諸表の監査の中で、また上記の私どもの意見を形成する中で扱われているものであり、財務諸表の個々の項目について別々の意見を表明するものではない。

フランスおよび米国の繰延税金資産の回収可能性

識別されたリスク

2019年12月31日現在、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産が、フランスおよび米国の納税グループに関する2,586百万ユーロを含め、2,659百万ユーロの金額で計上された。

連結財務諸表の注6「法人所得税」に記載されているとおり、ソシエテ・ジェネラル・グループはそれぞれの納税事業体のレベルで繰延税金を計算し、当該納税事業体が一時差異と税務上の繰越欠損金が一定の期間内に相殺することができるような将来の課税所得を獲得できる可能性が高いと考えられるときその期末日において繰延税金資産を認識する。

さらに、連結財務諸表の注6「法人所得税」および注9「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載されている通り、特定の税務上の繰越欠損金についてフランス税務当局による調査を受けており、その結果問題にされる可能性がある。

フランスと米国の繰延税金資産（認識された資産の大部分を占めている）の回収可能性を評価するために使用された仮定、特に将来の課税所得およびこの点について経営者によって行使された判断について、私どもはこの問題を監査上の主要な検討事項として考慮した。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラル・グループがこれまでに生じた税務上の繰越欠損金を将来利用することができる可能性を、特にフランスおよび米国の将来の課税所得を生む能力に関して評価することにある。

監査チームの一員である私どもの税務専門家の支援をえて、私どもは、

- 過年度の業績予想を当該年度の実際の業績と比較し、
- 経営者が策定し、取締役会が承認した3ヶ年事業計画および税務上の業績予想を策定するために3年という期間を超えて経営者が使用した仮定を理解し、
- 3年間にわたる予想一時差異を理解し、
- ソシエテ・ジェネラル・グループが定義した不利なシナリオの場合のこれらの仮定の感応度を分析し、
- ソシエテ・ジェネラル・グループの状況を分析し、特に一部税務当局により異議を申し立てられているフランスの税務上の繰越欠損金に関する外部の税務顧問の意見を理解し、
- 連結財務諸表の注6「法人所得税」および9「リスクおよび訴訟に係る情報」において開示した繰延税金資産に関して当グループが提供した情報を調査した。

フランス国内のリテールバンキングのネットワークの残高のポートフォリオ・ベースの金利リスクの公正価値ヘッジ

識別されたリスク

特にフランス国内のリテールバンキング事業により生じる金利リスクを管理するために、ソシエテ・ジェネラル・グループは、その正味金利ポジションをヘッジするためにヘッジ目的デリバティブのポートフォリオを管理している。

当グループは、連結財務諸表の注3.2「金融デリバティブ」に表示したとおり、欧州連合が採択したIAS第39号に準拠してその勘定にこれらのポートフォリオ・ベースの金利リスクの公正価値ヘッジ取引（マクロヘッジ）を文書化している。

この文書化および会計処理は、一定の基準が満たされた場合にのみ可能である。特にヘッジ関係の開始時点での指定および文書化、ヘッジ手段とヘッジ対象商品の適格性、ヘッジの有効性の証明、有効性の測定に関する基準である。

欧州連合が採択したIAS第39号に従って、ヘッジ関係の文書化は以下の事項を比較する。

- ヘッジ関係について指定された総合計残高（適格な金融資産および適格な金融負債の確認、その満期が連結財務諸表の注10「金融商品関連リスクの管理」に記載されているように、経営者による仮定に従ってその満期の内訳を分解している）、一方
- 期日別内訳の相当するヘッジ取引の想定金額

2019年、ソシエテ・ジェネラル・グループは、特に連結財務諸表の注3.2「金融デリバティブ」に記載したとおり、現在の金利環境に関係してフランス国内のリテールバンキングのネットワークの顧客預金のポートフォリオの変動を反映するために公正価値ヘッジ戦略の金利リスク管理を進展させた。この変化により負債のポートフォリオをヘッジする金利デリバティブのコミットメントが相当増加することになった。

フランスのリテールバンキング取引の「マクロヘッジ」会計は、経営陣が特に以下の事項に関して判断することを要求している。

- 適格なヘッジ手段とヘッジ対象項目の識別
- 行動基準を含めることにより残高の期日別の明細表を作成するために採用された基準
- 有効性のテストの実行と計算

2019年12月31日、負債のポートフォリオをヘッジするデリバティブ商品の公正価値の合計は、資産の12,466百万ユーロおよび負債の5,600百万ユーロであり、金利リスクに対してヘッジされたポートフォリオに係る再評価差額は、資産の401百万ユーロおよび負債の6,671百万ユーロである。

「マクロヘッジ」関係に関する文書化の要求、ヘッジ目的デリバティブ取引の数量および必要とされる経営者の判断の行使を考慮して、私どもはフランスのリテールバンキングのネットワークにおける残高のポートフォリオ・ベースの金利リスク公正価値ヘッジの会計処理を主要な監査上の検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの、残高のポートフォリオ・ベースの金利リスク公正価値ヘッジの会計処理（「マクロヘッジ」）に対応する監査手続は、構造的金利リスクを管理するために使用される手続きを理解し、特に有効性テストの実行とともにヘッジ手段およびヘッジ対象項目の文書化、識別および適格性に関して経営者が設定した統制環境をレビューすることから構成される。

私どもの手続は、必要な場合には金融モデルの専門家の協力をえて、以下の内容から構成されている。

- ヘッジ関係の会計上の文書をレビューする；
- 欧州連合が採択したIAS第39号により定義された条件に従って、ポートフォリオ・ベースの金利リスク公正価値ヘッジ会計に関して当グループが使用した金融資産および負債の適格性をテストする；
- ヘッジ対象金融商品の期日別明細表、特に適格な金融負債の採用された期日に関して採用された基準を作成し、コントロールするために使用された手続を調査する；
- 関連するガバナンスとともにこれらのヘッジ関係の有効性を決定するために使用された手続を評価する；
- 該当する会計フレームワークにより要求されている予測的、遡及的テストの結果を分析する；

- ポートフォリオ・ベースの金利リスク公正価値ヘッジに適格な金融商品のポートフォリオについて再計算を実施する；
- 連結財務諸表の注記に開示された定性的、定量的情報およびIFRS第7号「金融商品：開示」の準拠性をレビューする。

顧客貸出金について信用リスクの評価および減損の評価

識別されたリスク

顧客貸出金および債権は、顧客または取引先がその金融上のコミットメントに応えることができなければ、ソシエテ・ジェネラル・グループに潜在的損失をもたらす可能性がある信用リスクを伴っている。ソシエテ・ジェネラル・グループは、このリスクをカバーする減損を認識している。

そのような減損は、予想信用損失の計算に基づきIFRS第9号「金融商品」の原則に従って計算されている。

顧客貸出金に対する予想信用損失の評価には、特に以下の点で判断を行使することが求められる。

- ステージ1、ステージ2またはステージ3に基づいて貸出金の分類基準を決定する；
- 異なるステージによって予想信用損失の金額を見積もる；
- 悪化の基準および予想信用損失の測定において組み込まれているマクロ経済予測を作成する。

特に予想信用損失を見積もるために使用される認識および手続きに関する定性的情報は、主に連結財務諸表の注3.8「減損および引当金」に記載している。

2019年12月31日、信用リスクのある顧客貸出金残高は、合計460,587百万ユーロである。減損および引当金は合計10,727百万ユーロである。

私どもは、経営者が判断を行使し、見積もりを行う必要があるため、貸出金が重要な金額であるかぎり、特に最もセンシティブな経済セクターおよび地域の会社に供与された金融に係る信用リスクに関して信用リスクの評価および減損の測定を主要な監査上の検討事項と考えている。

私どもの対応

監査チーム内のリスク管理およびモデリングの専門家の協力をえて、私どもはもっともセンシティブな経済セクターおよび地域にある会社に供与された金融とともに最も重要な貸出金および顧客に対する貸出金のポートフォリオに私どもの作業の重点をおいた。

私どもは、ソシエテ・ジェネラル・グループの内部統制を理解し、信用リスクの評価および予想損失の測定に係る手動のものおよび自動化された主要なコントロールをテストした。

減損に関して、私どもの作業は特に以下のものから構成されている。

- 当グループが適用し、異なる事業部門の中では拒否されている方針および手法がIFRS第9号「金融商品」に準拠しているかどうかを調査すること；

- ガバナンスの計画を理解し、グループのレベルで設定された主要なコントロールをテストすること；
- 財務情報を作成するために使用されている情報システムで実施されるモデルの選択についてテストを実行すること；
- モデルの正しい測定を評価するために2019年12月31日現在のステージ1およびステージ2の選択に係る予想信用損失のカウンター計算を実施すること；
- マクロ経済予想の統合を含め、2019年12月31日現在の残高を分類し、ステージ1および2を評価するためにソシエテ・ジェネラル・グループが使用する主要な変数を分析すること；
- 2019年12月31日現在で、特に選定された法人顧客に対する最も重要な貸出金について、関連する個別の減損の見積りとともにステージ3の貸出金を分類するために使用される主要な仮定をテストすること。

私どもは信用リスクに関連する連結財務諸表の注記における定性的、定量的開示、特にIFRS第7号「金融商品：開示」により要求されている情報も調査した。

複雑な金融商品の評価

識別されたリスク

その市場活動の中で、ソシエテ・ジェネラルはトレーディング目的で金融商品を保有している。2019年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラル・グループの貸借対照表に資産および負債にそれぞれ合計金額385,739百万ユーロおよび364,129百万ユーロが計上されている。

複雑な商品の公正価値を計算するために、当グループは、あるものは市場で観察可能ではない変数およびデータに基づく技法あるいは社内モデルを使用しており、連結財務諸表の注3.4「公正価値で測定する金融商品の公正価値」に記載しているとおり、そのような金融商品を含む取引について損益計算書に利益認識を異にすることがありうる。必要であれば、これらの評価は追加の引当金または価値調整を含む。これらの商品进行评估するために使用されたモデルおよびデータ、および公正価値ヒエラルキーの下での分類は、経営者の判断と見積りに基づいている。

公正価値を決定する際の判断の行使、後者のモデリングの複雑さおよび使用するモデルの多様性により、私どもは複雑な金融商品の評価が監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、複雑な金融商品の評価に関連する主要な内部統制プロセスに基づいている。

監査チーム内の金融商品の評価の専門家の支援をえて、私どもは以下の主なステージを含むアプローチを策定した。

- 私どもはこれらのモデルを情報システムに入力するためのプロセスを含め、新規商品およびその評価モデルの承認および検証のための手続きを理解した。
- 私どもは、リスク部門が評価モデルのコントロールについて設定したガバナンスを分析した。

- サンプルに基づいて、私どもは複雑な商品の特定の 카테고리および関係する価値調整に対する評価公式を個別に分析した。
- 私どもは、評価変数の第三者による検証に關係する主要なコントロールをテストし、評価モデルに対しインプットを提供するために使用する特定の市場変数を分析した。
- 価値の変動を説明するために使用されるプロセスについて、銀行が使用する分析方針を理解し、コントロールのテストを実施した。私どもはまた、特定の活動に關連する日次のコントロール・データについて「分析的」IT手続きを実施した。
- 外部の市場データを使用して評価モデルについておこなった第三者による価格の検証プロセスの四半期ごとの実績を入手し、重要な影響がある場合に市場データに比較した変数の差異とそのような差異の会計処理を分析した。
- 私どもは、私どものツールを使用して複雑なデリバティブ金融商品から選択してカウンター評価を実施した。
- 私どもは中でも、そのような商品の公正価値ヒエラルキーを決定し、繰延利益の金額を見積もるために使用される観察可能性の基準を分析した。
- 私どもは、見積もりの基礎となる方法が連結財務諸表の注3.4「公正価値で測定された金融商品の公正価値」に記載された原則に準拠しているかを調査した。

デリバティブ金融商品および仕組債券に係る情報テクノロジーのリスク

識別されたリスク

ソシエテ・ジェネラルのデリバティブ金融商品および発行済み仕組債券は、連結財務諸表の注3.2「金融デリバティブ」の取引ポートフォリオのデリバティブ金融商品の正味ポジションの重要性によって説明されているように銀行の市場活動の中で重要な活動を構成している。

この活動は、処理された金融商品の性質、取引量およびインターフェースしている多くの情報システムの利用を前提として高度に複雑なものとなっている。

使用されたデータ処理の連鎖における事象あるいは、取引が会計システムに移されるまでを記録することに関連して会計帳簿に重要な虚偽記載が発生するリスクが、以下の事項から生じることがありうる。

- 権限のない者により情報システムや基礎となるデータベースを通じて経営および財務情報に行われた変更
- システム間のデータの処理あるいは移行における失敗
- 内部あるいは外部の不正に関連しているか、あるいはしていないかもしれないサービスの中断または運用の問題

これに関連して、デリバティブ金融商品および発行済み仕組債券に関連する情報システムの管理に連動したコントロールのソシエテ・ジェネラル・グループによるモニタリングは、会計帳簿の信頼性にとって不可欠である。

そのようなものとして、私どもはデリバティブ金融商品および発行済み仕組債券に係る情報テクノロジーのリスクを監査上の主要な検討事項と考えた。

私どもの対応

この活動に対する私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラルによって設定された情報システムの管理に関連したコントロールに基づいている。私どもの監査チーム内の情報システムの専門家の支援をえて、これらの活動にとって重要であると考えたアプリケーションに係るITの全般統制をテストした。

私どもの作業は特に以下の事項に関連している。

- 年度中に識別したコントロールが有効ではない場合に必要に応じて、監査手続きを拡大するとともに、特に専門的な経歴（リクルート、異動、辞任、契約の終わり）においてセンシティブな時期にソシエテ・ジェネラル・グループがアクセス権限に関して設定したコントロール
- アプリケーションおよびインフラに対する潜在的な特別許可をえたアクセス
- アプリケーションに関係した変更管理およびさらに具体的には開発および事業環境の間の分離
- セキュリティの全般的方針およびITのアプリケーションの開発（例えば、パスワードに関連するもの）
- 監査期間中のIT問題の処理
- アプリケーションのサンプルに係るガバナンスおよび統制環境

これらの同じアプリケーションについては、情報フローの移動を評価するために、システム間の自動化されたインターフェースに関連した主要なアプリケーション・コントロールをテストした。

さらに、ITの全般統制およびアプリケーション・コントロールに関する私どものテストは、特定のITアプリケーションに係るデータ分析作業によって補完された。

特定の検証

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に従って取締役会の経営者報告書に開示されている当グループに関する情報について法令により要求されている特定の検証を検証した。

その適正な表示および連結財務諸表との整合性について報告する事項はない。

私どもは、フランスの商法のL.225-102-1条において規定された連結非財務業績表が、経営者報告書に記載した当グループに関連する情報に含まれていることを証明しているが、同商法のL.823-10条に従って、この報告書に含まれている情報の適正性あるいは独立した第三者の報告書において検証されなければならない連結財務諸表との整合性については検証していないということを明記する。

その他の法令および規制の要求事項に関する報告書

法定監査人の指名

私どもはソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、デロイト・アンド・アソシエについては2003年4月18日の、またアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルについては2012年5月22日の年次株主総会により指名された。

2019年12月31日現在、デロイト・アンド・アソシエはその契約が中断されることなく17年目になり、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルは8年目となる。

以前アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは2000年から2011年までソシエテ・ジェネラルの法定監査人であった。

経営者およびガバナンスを担う人々の連結財務諸表に対する責任

経営者は、欧州連合により採択された国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表の作成および適正な表示ならびに経営者が不正または誤謬にかかわらず重要な虚偽表示がない連結財務諸表の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制に責任を有している。

連結財務諸表の作成に当たって、経営者は継続企業としての当社の継続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、当社を清算するか事業を中止することが予想されない限り会計上の継続企業の基礎を使用する責任を有している。

監査および内部統制委員会は、会計および財務報告の手続きに関して、財務報告プロセスおよび内部統制とリスク管理システムの有効性、該当する場合にはその内部監査をモニタリグする責任を有している。

連結財務諸表は、取締役会により承認された。

連結財務諸表の監査に対する法定監査人の責任

目的と監査アプローチ

私どもの役割は、連結財務諸表についての報告書を発行することである。私どもの目的は、財務諸表が全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることである。合理的な保証は高度なレベルの保証であるが、職業専門家としての基準に準拠して行われる監査は重要な虚偽表示が存在すれば必ずそれを発見するということを保証するものではない。虚偽表示は、不正あるいは誤謬から生じる可能性があり、個別にあるいは集計してこれらの連結財務諸表を基礎に行われる利用者の経済的意思決定に影響すると合理的に予想されれば重要とみなされる。

フランスの商法 (*Code de commerce*) のL.823-10-1条で明示されているように、私どもの法定監査には当社の存続可能性あるいは当社の業務の管理の質に関する保証を含むものではない。

フランスで適用される職業専門家としての基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査を通じて専門家としての判断を行使しており、さらに、

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを策定、実施し、監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると考えられる監査証拠を入手する。不正が共謀、偽造、意図的な省略、不正確な表示あるいは内部統制の無効化を含んでいる可能性があるため、不正により生じた重要な虚偽表示を看破できないリスクは、誤謬から生じるものよりも高い。
- 状況において適切である監査手続きを策定するために監査に関連する内部統制の理解を得ているが、内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。
- 使用された会計方針の適切性および連結財務諸表において経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価している。
- 会計上の継続企業の基礎の経営者による使用の適切性や、入手した監査証拠に基づいて継続企業としての当社の継続能力に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関連して重要な不確実性が存在するかどうかを評価している。この評価は、監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況によっては当社が継続企業として継続することができなくなる可能性もある。法定監査人が重要な不確実性が存在すると結論付ければ、連結財務諸表における関連する開示に監査報告書の中で注意を喚起する必要性があり、そのような開示が提供されないか不十分であれば、表明する意見を限定する必要がある。
- 連結財務諸表全体としての表示を評価し、これらの連結財務諸表が基礎となる取引および事象を適正な表示を達成する方法で表しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に関して意見を表明するために当グループの中の事業体または事業活動の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。法定監査人は、連結財務諸表の監査の方向性、監視および実行およびこれらの連結財務諸表に関して表明する意見に責任を有している。

監査および内部統制委員会に対する報告書

私どもは、監査および内部統制委員会に監査の結果だけでなく、特に監査範囲および実施した監査計画の記述を含む報告書を提出している。私どもはまた、該当する場合には、私どもが識別した会計および財務報告の手続きに関する内部統制の重要な不備を報告する。

私どもの監査および内部統制委員会に対する報告書には重要な虚偽表示のリスクが含まれており、それは、当期の連結財務諸表の監査において私どもが職業専門家として判断する際にもっとも重要で、そのためこの報告書で記載するように要求されている監査上の主要な検討事項である。

私どもはまた、監査および内部統制委員会に規則（EU）第537/2014号の第6条において規定された申告を提示して、特にフランス商法（*Code de commerce*）のL.822-10条からL.822-14条および法定監査人に対するフランス倫理規則（*Code de déontologie*）に規定されているようなフランスで適用される規則の意味での私どもの独立性を堅持している。適切な場合には、私どもの独立性を損なうと合理的に思われるリスクおよび関連するセーフガードを監査および内部統制委員会と話し合っている。

パリ-ラ デファンス、2020年3月12日

法定監査人

フランス語の原本に署名

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
ミシャ ミサキアン

デロイト・アンド・アソシエ
ジャン-マルク ミケラー